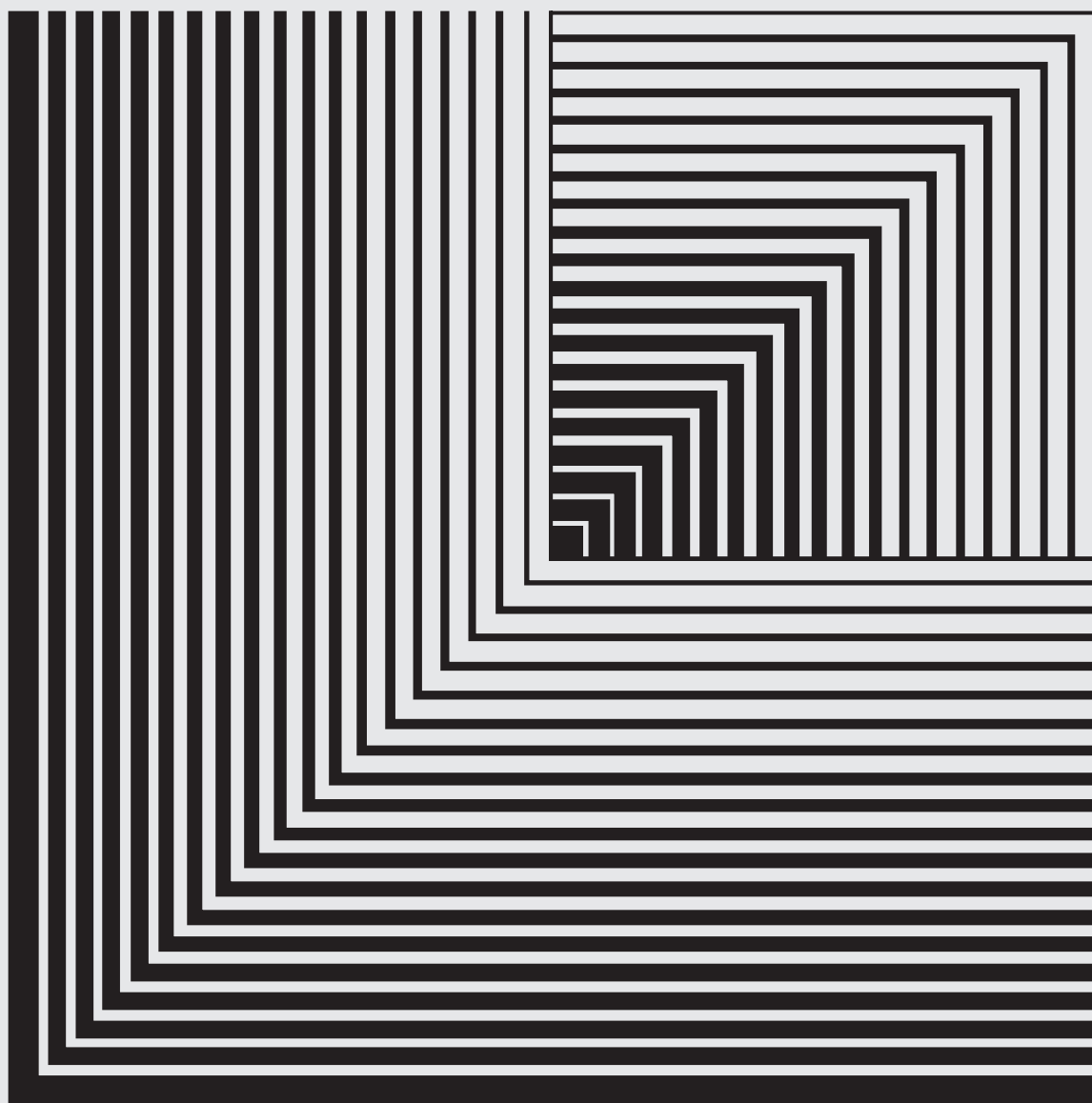


平成17年度

# 農林水産省年報



農林水産省編集

平成 17 年 度

# 農林水産省年報

農林水産省編集

## この年報を利用される方に

### 1 期 間

本書は、基本的に平成17年（2005年）4月1日から平成18年（2006年）3月31日までの農林水産行政の各分野において講じた施策等について記したものである。

### 2 構 成

本書は、第1編「総論」と第2編「各論」から構成されている。

- (1) 第1編は、農林水産行政全般を概観したもので、農業、林業、水産業に分けてその動向と背景、講じた施策及び行政機構と予算措置について総括的に解説している。
- (2) 第2編は、局庁ごと（第12章まで）に分けてその所管する分野について、各分野の動向と講じた施策等を詳細に解説している。
- (3) 巻末に付録として農政日誌を収録し、年度間の動きを時系列で把握し得るよう編集している。

なお、幹部職員名簿及び農林水産省組織図は同じく巻末に掲げたとおりである。

## 平成17年度 農林水産省年報 目 次

## 第1編 総 論

## 第1章 平成17年度農林水産行政の概観

## 第1節 農 業

|             |   |
|-------------|---|
| 1 施 策 の 背 景 | 3 |
| 2 講じた施策の重点  | 3 |
| 3 財 政 措 置   | 5 |
| 4 税制上の措置    | 6 |
| 5 農 業 金 融   | 6 |
| 6 立 法 措 置   | 6 |

## 第2節 林 業

|             |   |
|-------------|---|
| 1 施 策 の 背 景 | 6 |
| 2 講じた施策の重点  | 7 |
| 3 財 政 措 置   | 7 |
| 4 立 法 措 置   | 8 |
| 5 税制上及び金融措置 | 8 |

## 第3節 水 産 業

|             |    |
|-------------|----|
| 1 施 策 の 背 景 | 8  |
| 2 講じた施策の重点  | 9  |
| 3 財 政 措 置   | 11 |

## 第2章 行 政 機 構

|         |    |
|---------|----|
| 1 総 論   | 13 |
| 2 機 構 等 | 13 |
| 3 定 員   | 15 |

## 第3章 農林水産関係予算

## 第1節 農林水産予算の大要

|           |    |
|-----------|----|
| 1 総 額     | 17 |
| 2 編 成 方 針 | 18 |

## 第2節 農林水産予算総括表

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 一般会計予算の主要経費別分類表 | 20 |
| 2 一般会計予算所管別総括表    | 22 |
| 3 特別会計歳入歳出予算予定額表  | 23 |
| 4 財政投融资資金計画表      | 24 |

## 第2編 各 論

### 第1章 大 臣 官 房

#### 第1節 国 会 関 係

- 1 平成17年中の国会状況 .....27
- 2 第162回国会（通常会）の総括 .....27
- 3 第163回国会（特別会）の総括 .....30

#### 第2節 新 聞 発 表 等

- 1 新聞発表等 .....33
- 2 農林水産省後援名義等使用承認 .....33

#### 第3節 農 林 水 産 祭

- 1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（農産等6部門） .....33
- 2 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（むらづくり部門） .....33
- 3 農林水産祭中央行事 .....33

#### 第4節 栄 典 関 係

- 1 春秋叙勲 .....36
- 2 春秋褒章 .....36

#### 第5節 協 同 組 合 検 査

- 1 協同組合検査の趣旨 .....36
- 2 平成17年度の検査方針 .....36
- 3 検査体制の強化等 .....36
- 4 検査の実績等 .....37

#### 第6節 情 報 の 受 発 信

- 1 ホームページ、メールマガジン .....37
- 2 定期刊行物等 .....37
- 3 テレビ、ラジオ等 .....38
- 4 地域での取組 .....39
- 5 内閣府政府広報との連携 .....39

#### 第7節 行政情報化の推進

- 1 電子政府の構築 .....40
- 2 行政事務のペーパーレス化 .....40
- 3 セキュリティ対策 .....40

#### 第8節 年 次 報 告 等

- 1 食料・農業・農村の動向に関する年次報告 .....40
- 2 農業・食料関連産業の経済計算 .....45
- 3 産業連関表 .....45

#### 第9節 農林水産省図書館

- .....45

#### 第10節 環 境 保 全 対 策

- 1 概 説 .....46
- 2 農林水産業に係る環境対策の推進 .....46

## 第2章 国 際 部

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 第1節 | 農林水産物の輸出入               |    |
| 1   | 農林水産物等の輸出促進対策           | 55 |
| 2   | 関税（平成18年度当省関係品目の改正概要）   | 55 |
| 第2節 | 対 外 経 済 関 係             |    |
| 1   | WTO（世界貿易機関）             | 59 |
| 2   | OECD（経済協力開発機構）          | 61 |
| 3   | グレンイーグルズサミット            | 62 |
| 4   | UNCTAD（国連貿易開発会議）        | 62 |
| 5   | 国際商品協定                  | 62 |
| 6   | EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定） | 63 |
| 7   | APEC（アジア・太平洋経済協力）       | 64 |
| 8   | ASEAN 関連                | 64 |
| 9   | 成長のための日米経済パートナーシップ      | 65 |
| 10  | その他の二国間会議               | 65 |
| 第3節 | 国 際 協 力                 |    |
| 1   | 国際協力に関する企画調査等           | 66 |
| 2   | 技 術 協 力                 | 66 |
| 3   | 資金協力（政府ベースの資金協力）        | 72 |
| 4   | 多 国 間 協 力               | 74 |
| 第4節 | 情 報 の 受 発 信             |    |
| 1   | 海外農業情報                  | 76 |
| 2   | 農林水産物貿易統計               | 76 |
| 3   | 海 外 広 報                 | 76 |

## 第3章 統 計 部

|     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| 第1節 | 統計の企画調整                          |    |
| 1   | 統 計 企 画                          | 77 |
| 2   | 統 計 調 整                          | 77 |
| 3   | 食料・農業・農村政策審議会統計部会                | 77 |
| 4   | 広 報 関 係                          | 77 |
| 5   | 統 計 編 さ ん                        | 78 |
| 6   | 農林水産業生産指数                        | 78 |
| 第2節 | 情報システムの管理・運営                     |    |
| 1   | 農林水産省共同利用電子計算機システムに係る業務・システムの最適化 | 78 |
| 2   | 共同利用電子計算機                        | 78 |
| 3   | 農林水産統計情報処理システム                   | 78 |
| 4   | 農林水産統計情報総合データベース                 | 78 |
| 5   | 生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システムの最適化 | 78 |
| 第3節 | 経 営 統 計 調 査                      |    |
| 1   | 農業経営統計調査                         | 79 |

|     |                                     |    |
|-----|-------------------------------------|----|
| 2   | 農業経営の動向に関する定点分析調査                   | 80 |
| 3   | 林業経営統計調査                            | 80 |
| 4   | 漁業経営調査                              | 81 |
| 5   | 農業物価統計調査                            | 81 |
| 6   | 農林漁業生産所得                            | 81 |
| 第4節 | 構造統計調査                              |    |
| 1   | 農林業センサス                             | 82 |
| 2   | 漁業センサス                              | 82 |
| 3   | 農業構造動態調査                            | 82 |
| 4   | 新規就農者調査農業法人等新規就農者調査                 | 83 |
| 5   | 農道・林道整備状況調査                         | 83 |
| 6   | 漁業就業動向調査                            | 83 |
| 7   | 集落営農実態調査                            | 83 |
| 第5節 | 生産統計調査                              |    |
| 1   | 作物統計調査                              | 83 |
| 2   | 特定作物統計調査                            | 85 |
| 3   | 農作物調査試験                             | 85 |
| 4   | 木材統計調査                              | 85 |
| 5   | 畜産統計調査                              | 86 |
| 6   | 漁業・養殖業生産統計調査                        | 86 |
| 7   | 持続的生産環境に関する実態調査（たい肥等特殊肥料の生産・出荷状況調査） | 86 |
| 8   | 木質バイオマス利用実態調査                       | 87 |
| 第6節 | 流通消費統計調査                            |    |
| 1   | 食品流通構造調査                            | 87 |
| 2   | 生鮮食料品価格・販売動向調査                      | 87 |
| 3   | 加工食品生産統計調査                          | 87 |
| 4   | 食品産業動向調査                            | 88 |
| 5   | 流通機構統計調査                            | 88 |
| 6   | 食品流通段階別価格形成調査                       | 89 |
| 7   | 食品ロス統計調査                            | 89 |
| 8   | 農林漁業体験学習の取組（教育ファーム）実態調査             | 90 |
| 9   | 生鮮食料品流通情報調査                         | 90 |

## 第4章 総合食料局

|     |            |    |
|-----|------------|----|
| 第1節 | 食料の安定供給の確保 |    |
| 1   | 総 説        | 91 |
| 2   | 食料政策の総合的企画 | 91 |
| 3   | 食料自給率等の動向  | 93 |
| 4   | 不測時の食料安全保障 | 93 |
| 5   | 国民保護       | 94 |
| 6   | 食料需給等の動向   | 94 |
| 第2節 | 食品流通対策     |    |

|      |                      |     |
|------|----------------------|-----|
| 1    | 概 要                  | 94  |
| 2    | 中央卸売市場               | 94  |
| 3    | 地方卸売市場               | 95  |
| 4    | 食品流通の構造改善対策          | 95  |
| 5    | 商業の近代化               | 95  |
| 6    | 食品流通の効率化             | 96  |
| 7    | 商 品 取 引              | 96  |
| 第3節  | 食品産業等農林関係企業対策        |     |
| 1    | 中小企業行政               | 97  |
| 2    | 一般企業行政               | 98  |
| 3    | 食品産業行政               | 100 |
| 第4節  | 食品・外食産業行政            |     |
| 1    | 加 工 食 品              | 101 |
| 2    | 油 脂                  | 104 |
| 3    | 新 食 品                | 105 |
| 4    | 外 食 産 業              | 105 |
| 第5節  | 米 政 策 の 改 革          |     |
| 1    | 「米づくりの本来あるべき姿」を目指して  | 105 |
| 2    | 米政策改革の着実な推進          | 108 |
| 第6節  | 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置 |     |
| 1    | 米の需給に関する動向           | 110 |
| 2    | 平成17年度の需給調整          | 113 |
| 3    | 米穀の出荷又は販売の事業の届出      | 113 |
| 4    | 米の消費拡大               | 114 |
| 5    | 学 校 給 食              | 114 |
| 第7節  | 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置 |     |
| 1    | 新たな麦政策               | 115 |
| 2    | 麦 類 の 需 給            | 116 |
| 3    | 国内産麦の民間流通            | 117 |
| 4    | 販 売                  | 118 |
| 5    | 麦 価                  | 118 |
| 第8節  | 倉庫の概況と保管運送           |     |
| 1    | 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の概況   | 122 |
| 2    | 保管料支払実績              | 123 |
| 3    | 運 送                  | 123 |
| 第9節  | 食糧の輸入及び国際関係          |     |
| 1    | 概 況                  | 123 |
| 2    | 米穀の輸入状況と海外の動向        | 123 |
| 3    | 麦類の輸入状況と海外の動向        | 124 |
| 4    | 政府米を利用した食糧援助         | 125 |
| 第10節 | 食糧管理特別会計             |     |
| 1    | 食糧管理特別会計の概要          | 125 |



|      |             |     |
|------|-------------|-----|
| 2    | 平成17年度予算の概要 | 125 |
| 3    | 平成17年度決算の概要 | 126 |
| 第11節 | 農産物検査制度     |     |
| 1    | 概 況         | 127 |
| 2    | 国内産農産物の検査   | 128 |
| 3    | 外国産農産物の検査   | 131 |
| 4    | 成 分 検 査     | 132 |
| 第12節 | 米 麦 加 工 品   |     |
| 1    | 米 加 工 食 品   | 132 |
| 2    | 麦 加 工 食 品   | 132 |

## 第5章 消費・安全局

|     |                                |     |
|-----|--------------------------------|-----|
| 第1節 | 食の安全の確保                        |     |
| 1   | 食品安全に係るリスク管理の推進                | 135 |
| 2   | 農畜水産物の安全確保                     | 136 |
| 3   | 家畜防疫体制の強化等家畜衛生対策               | 139 |
| 4   | 魚類防疫対策                         | 145 |
| 5   | 植物防疫対策                         | 146 |
| 6   | リスクコミュニケーションの推進                | 149 |
| 7   | 危機管理体制の整備                      | 150 |
| 第2節 | 消費者の信頼の確保                      |     |
| 1   | 食品等の表示・規格                      | 151 |
| 2   | トレーサビリティ・システムの導入・普及            | 152 |
| 第3節 | 食 育 の 推 進                      | 152 |
| 第4節 | 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制 | 153 |

## 第6章 生 産 局

|     |                            |     |
|-----|----------------------------|-----|
| 第1節 | 国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化  |     |
| 1   | 強い農業づくり交付金（産地競争力の強化に向けた取組） | 155 |
| 2   | 広域連携等産地競争力強化支援事業           | 159 |
| 第2節 | 地産地消の推進                    | 159 |
| 第3節 | 水田農業構造改革対策                 |     |
| 1   | 水田農業構造改革対策                 | 160 |
| 第4節 | 農産物の生産対策等                  |     |
| 1   | 種 子 対 策                    | 162 |
| 2   | 米 生 産 対 策                  | 162 |
| 3   | 麦 生 産 対 策                  | 162 |
| 4   | 大豆生産対策等                    | 163 |
| 5   | 野 菜 対 策                    | 163 |
| 6   | 果樹農業振興対策                   | 166 |
| 7   | 花きの生産普及対策                  | 167 |
| 8   | 甘味資源作物の生産対策                | 167 |

|      |                                           |     |
|------|-------------------------------------------|-----|
| 9    | 特産農産物の生産振興対策                              | 168 |
| 10   | 蚕糸業振興対策                                   | 169 |
| 11   | 砂糖類対策                                     | 170 |
| 12   | 鳥獣による農作物被害対策                              | 172 |
| 第5節  | 農業生産資材対策                                  |     |
| 1    | 農業生産資材費低減対策                               | 172 |
| 2    | 農業機械化対策                                   | 173 |
| 3    | 種苗対策                                      | 174 |
| 第6節  | 持続性の高い農業生産の推進                             |     |
| 1    | 環境保全型農業の推進                                | 175 |
| 2    | 地力増進対策                                    | 176 |
| 第7節  | 畜産物の価格関連対策                                |     |
| 1    | 食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産部会                    | 176 |
| 2    | 農畜産業振興機構の業務の運営状況                          | 179 |
| 第8節  | 酪農対策                                      |     |
| 1    | 牛乳乳製品の需給                                  | 180 |
| 2    | 牛乳乳製品の流通調査                                | 180 |
| 3    | 生乳取引・流通改善対策                               | 181 |
| 4    | 乳業及び流通の合理化対策の概要                           | 181 |
| 5    | 乳製品に係る関税相当量の削減等                           | 181 |
| 第9節  | 食肉鶏卵対策                                    |     |
| 1    | 食肉等の需給及び価格の推移                             | 181 |
| 2    | 食肉等の流通対策                                  | 183 |
| 3    | 食肉、鶏卵等の価格安定対策                             | 184 |
| 第10節 | 畜産経営対策                                    |     |
| 1    | 産地競争力の強化に向けた総合的推進                         | 184 |
| 2    | バイオマスの環づくり交付金（うち畜産関係）家畜排せつ物利活用<br>施設整備の整備 | 185 |
| 3    | 畜産経営関係主要資金の融通                             | 185 |
| 第11節 | 畜産技術対策                                    |     |
| 1    | 家畜改良増殖対策事業                                | 186 |
| 2    | 畜産新技術実用化対策事業                              | 187 |
| 3    | 中央畜産技術研修                                  | 188 |
| 第12節 | 飼料対策                                      |     |
| 1    | 自給飼料対策                                    | 188 |
| 2    | 飼料作物生産振興対策                                | 190 |
| 3    | 耕畜連携による飼料作物生産振興対策                         | 191 |
| 4    | 流通飼料対策                                    | 191 |
| 第13節 | 中央競馬及び地方競馬                                |     |
| 1    | 中央競馬                                      | 193 |
| 2    | 地方競馬                                      | 193 |

## 第7章 経 営 局

|      |                               |     |
|------|-------------------------------|-----|
| 第1節  | 農林漁業関係の税制                     |     |
| 1    | 国税に関する改正                      | 195 |
| 2    | 地方税に関する改正                     | 197 |
| 3    | 第162回国会において成立した（する）法律に基づく改正条項 | 199 |
| 4    | そ の 他                         | 200 |
| 第2節  | 農業経営基盤の強化                     |     |
| 1    | 農業経営基盤強化促進法                   | 203 |
| 第3節  | 農業者年金制度の推進                    |     |
| 1    | 新制度の概要                        | 204 |
| 2    | 被保険者等の状況（17年度末）               | 204 |
| 3    | 独立行政法人化                       | 204 |
| 第4節  | 災 害 対 策                       |     |
| 1    | 地震による災害                       | 205 |
| 2    | 台風等豪雨災害                       | 206 |
| 3    | 大雪による災害                       | 207 |
| 4    | 農林水産業防災対策関係予算                 | 207 |
| 第5節  | 規模拡大・農地流動化対策                  |     |
| 1    | 農地流動化の状況                      | 208 |
| 2    | 農地流動化対策                       | 209 |
| 3    | 耕作目的の農地移動等の状況                 | 210 |
| 第6節  | 農業委員会等に対する国庫補助                | 211 |
| 第7節  | 経営構造対策等                       | 211 |
| 第8節  | 協同農業普及事業                      |     |
| 1    | 協同農業普及事業交付金                   | 215 |
| 2    | 協同農業普及事業の効率的・効果的な推進           | 217 |
| 第9節  | 農業改良資金制度                      | 218 |
| 第10節 | 新規就農者・青年農業者の育成確保対策            |     |
| 1    | 新規就農者に対する資金面での支援              | 218 |
| 2    | 全国及び地域段階における就農支援体制の整備         | 219 |
| 第11節 | 女性・高齢者対策                      |     |
| 1    | 農山漁村男女共同参画の推進                 | 220 |
| 2    | 農山漁村高齢者対策                     | 220 |
| 第12節 | 農業協同組合等                       |     |
| 1    | 農業協同組合及び同連合会                  | 220 |
| 2    | 農業協同組合中央会                     | 222 |
| 3    | 農事組合法人                        | 222 |
| 4    | 農林漁業団体職員共済組合                  | 222 |
| 5    | 農協に関する統計調査                    | 222 |
| 第13節 | 農 林 漁 業 金 融                   |     |
| 1    | 組合金融の動き                       | 222 |

|      |                      |     |
|------|----------------------|-----|
| 2    | 農林漁業金融公庫             | 224 |
| 3    | 農業近代化資金              | 226 |
| 4    | 農業経営改善促進資金           | 227 |
| 5    | 農業信用保証保険             | 227 |
| 第14節 | 農業災害補償制度             |     |
| 1    | 概 要                  | 227 |
| 2    | 制 度 の 運 営            | 228 |
| 3    | 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等 | 228 |
| 4    | 事業の実績（任意共済事業を除く）     | 229 |

## 第8章 農 村 振 興 局

|     |                    |     |
|-----|--------------------|-----|
| 第1節 | 農山漁村及び中山間地域対策等の振興  |     |
| 1   | 農山漁村の振興            | 231 |
| 2   | 中山間地域等の振興          | 231 |
| 3   | 特定地域の振興            | 232 |
| 4   | 都市と農村の共生・対流等の促進    | 234 |
| 5   | 農村における就業・所得機会の創出等  | 234 |
| 第2節 | 農用地の確保と計画的な土地利用の推進 |     |
| 1   | 農業振興地域の整備          | 235 |
| 2   | 景 観 法              | 236 |
| 3   | 農地転用の状況            | 237 |
| 第3節 | 農業農村整備事業等の推進       |     |
| 1   | 概 説                | 237 |
| 2   | 農業生産基盤整備事業         | 238 |
| 3   | 農 村 整 備 事 業        | 244 |
| 4   | 農地等保全管理事業          | 248 |
| 5   | 海 岸 事 業            | 250 |
| 6   | 災 害 復 旧 事 業        | 250 |
| 7   | そ の 他 の 事 業        | 252 |
| 第4節 | 土地改良制度等            |     |
| 1   | 土 地 改 良 制 度        | 252 |
| 2   | 農 業 水 利 関 係        | 255 |

## 第9章 農林水産技術会議

|     |                    |     |
|-----|--------------------|-----|
| 第1節 | 農林水産研究開発の推進状況      |     |
| 1   | 農林水産技術会議の運営        | 257 |
| 2   | 農林水産研究開発の戦略的推進     | 259 |
| 3   | 研究開発体制の整備          | 259 |
| 4   | 研究開発の評価            | 260 |
| 5   | 先端技術の安全性確保のための取組   | 261 |
| 6   | 研究開発基盤の整備          | 262 |
| 7   | 研究交流の推進・研究開発成果の広報等 | 262 |

|     |                         |     |
|-----|-------------------------|-----|
| 第2節 | 農林水産研究開発の実施             |     |
| 1   | プロジェクト研究等の推進            | 265 |
| 2   | 地域研究の推進                 | 270 |
| 3   | 民間研究の推進                 | 271 |
| 4   | 地球環境保全等試験研究費等による研究の推進   | 272 |
| 第3節 | 国際研究交流の推進               |     |
| 1   | 二 国 間 交 流               | 273 |
| 2   | 多国間交流（CGIAR）            | 273 |
| 3   | （独）国際協力機構（JICA）を通じた技術協力 | 273 |

## 第10章 地 方 農 政 局

|     |           |     |
|-----|-----------|-----|
| 第1節 | 地方農政局の強化  |     |
| 1   | 機構及び定員    | 275 |
| 2   | 委 譲 補 助 金 | 275 |
| 第2節 | 地 方 農 政 局 |     |
| 1   | 東 北 農 政 局 | 276 |
| 2   | 関 東 農 政 局 | 281 |
| 3   | 北 陸 農 政 局 | 284 |
| 4   | 東 海 農 政 局 | 288 |
| 5   | 近 畿 農 政 局 | 291 |
| 6   | 中国四国農政局   | 294 |
| 7   | 九 州 農 政 局 | 298 |

## 第11章 林 野 庁

|     |                   |     |
|-----|-------------------|-----|
| 第1節 | 森林の整備の推進          |     |
| 1   | 森 林 整 備 事 業       | 305 |
| 2   | 林道施設災害復旧事業        | 306 |
| 3   | 森林災害復旧事業          | 307 |
| 4   | 間 伐 対 策           | 307 |
| 5   | 緑資源機構事業           | 307 |
| 第2節 | 森林資源の充実と森林保全      |     |
| 1   | 森 林 計 画           | 308 |
| 2   | 森林整備地域活動支援交付金制度   | 311 |
| 3   | 民有林治山事業の推進及び保安林制度 | 311 |
| 4   | 種 苗 生 産 事 業       | 314 |
| 5   | 緑化推進対策事業の展開       | 314 |
| 6   | 森 林 保 全           | 316 |
| 7   | 林業・山村の活性化         | 319 |
| 第3節 | 森林づくり交付金          |     |
| 1   | 交付金の趣旨            | 320 |
| 2   | 交付金の対象メニュー        | 320 |
| 第4節 | 強い林業・木材産業づくり交付金   |     |

|      |                       |     |
|------|-----------------------|-----|
| 1    | 交付金の趣旨                | 322 |
| 2    | 交付金の対象メニュー            | 322 |
| 第5節  | 森 林 組 合               |     |
| 1    | 森林組合等の活動状況            | 325 |
| 2    | 森林組合等の育成強化            | 325 |
| 第6節  | 林業労働力対策               |     |
| 1    | 林業就業者の現状              | 325 |
| 2    | 緑の雇用担い手育成対策事業         | 326 |
| 3    | 林業担い手等の育成確保           | 326 |
| 4    | 事業体育成情報ネットワーク事業       | 326 |
| 5    | 林業就業促進資金              | 326 |
| 第7節  | 林産物の需給及び加工流通対策        |     |
| 1    | 木材需給・木材工業等の動向         | 326 |
| 2    | 林産物の供給及び利用の確保         | 329 |
| 3    | 木材の需給安定等              | 330 |
| 4    | 特用林産物の生産振興            | 330 |
| 第8節  | 林 業 関 係 金 融           |     |
| 1    | 木材産業等高度化推進資金          | 331 |
| 2    | (独)農林漁業信用基金(林業信用保証制度) | 332 |
| 3    | 農林漁業金融公庫資金            | 333 |
| 4    | 林業・木材産業改善資金           | 333 |
| 第9節  | 林 業 技 術 対 策           |     |
| 1    | 試験研究の充実               | 333 |
| 2    | 技術開発の推進               | 334 |
| 3    | 林木育種事業                | 334 |
| 4    | 林業普及指導事業              | 334 |
| 第10節 | 国 有 林 野 事 業           |     |
| 1    | 国有林野事業の現状と今後の展開方向     | 335 |
| 2    | 国有林野事業の主要事業           | 336 |
| 3    | 国有林野の財務状況             | 337 |
| 4    | 国有林野の活用等              | 338 |
| 5    | 国有林野事業の労働情勢(17年度)     | 338 |
| 第11節 | 森 林 国 営 保 険           |     |
| 1    | 事 業 計 画               | 339 |
| 2    | 事業の実施計画               | 340 |
| 3    | 森林保険特別会計の収支状況         | 340 |
| 第12章 | 水 産 庁                 |     |
| 第1節  | 資源管理の推進               |     |
| 1    | 我が国周辺漁業資源調査等          | 341 |
| 2    | 我が国周辺水域の水産資源の管理       | 341 |
| 3    | 持続的養殖生産の推進            | 341 |

|     |                     |     |
|-----|---------------------|-----|
| 4   | 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業    | 342 |
| 5   | 内水面漁業振興対策事業         | 342 |
| 6   | 漁場環境及び生態系の保全        | 343 |
| 第2節 | つくり育てる漁業の推進         |     |
| 1   | 栽培漁業振興対策            | 343 |
| 2   | 海面養殖業の振興対策          | 344 |
| 第3節 | 漁業の担い手確保・育成対策       |     |
| 1   | 漁業労働力の確保等           | 344 |
| 2   | 水産業改良普及事業           | 345 |
| 3   | 独立行政法人水産大学校         | 345 |
| 第4節 | 水産制度金融              |     |
| 1   | 概 況                 | 345 |
| 2   | 系 統 金 融             | 345 |
| 3   | 一般金融機関              | 345 |
| 4   | 農林漁業金融公庫資金          | 345 |
| 5   | 漁業近代化資金等の制度資金       | 346 |
| 6   | 沿岸漁業改善資金            | 346 |
| 7   | 中小漁業融資保証保険制度        | 347 |
| 第5節 | 水産業協同組合             |     |
| 1   | 概 要                 | 347 |
| 2   | 漁業協同組合等特別対策事業       | 347 |
| 3   | 地域漁業再生のための担い手定着促進事業 | 347 |
| 4   | 漁協等経営基盤強化対策事業       | 347 |
| 5   | 国際漁業再編対策事業          | 348 |
| 第6節 | 水産物の流通加工・需給・消費対策    |     |
| 1   | 水産物の需給・価格動向         | 348 |
| 2   | 水産物の流通対策            | 348 |
| 3   | 水産加工業対策             | 349 |
| 4   | 水産物の需給安定対策          | 349 |
| 5   | 水産物の輸出入             | 350 |
| 第7節 | 漁船損害等補償制度           |     |
| 1   | 概 況                 | 350 |
| 2   | 漁船保険等事業             | 351 |
| 3   | 財 政 措 置             | 352 |
| 第8節 | 漁業災害補償制度            |     |
| 1   | 概 況                 | 352 |
| 2   | 漁業共済事業              | 352 |
| 3   | 財 政 措 置             | 353 |
| 第9節 | 沿岸・沖合漁業             |     |
| 1   | 沖合底びき網漁業            | 353 |
| 2   | 小型底びき網漁業            | 353 |
| 3   | まき網漁業               | 353 |



|      |                      |     |
|------|----------------------|-----|
| 4    | ずわいがに漁業              | 354 |
| 5    | さんま漁業                | 354 |
| 6    | いかつり漁業               | 354 |
| 7    | かじき等流し網漁業            | 354 |
| 8    | 遊魚・海面利用              | 354 |
| 9    | 我が国200海里内における漁業取締り   | 355 |
| 第10節 | 遠洋・北洋漁業              |     |
| 1    | さけ・ます漁業              | 355 |
| 2    | 捕鯨業                  | 355 |
| 3    | かつお・まぐろ漁業            | 356 |
| 4    | 遠洋底びき網漁業             | 356 |
| 5    | 海外いかつり漁業             | 357 |
| 第11節 | 国際漁業交渉               |     |
| 1    | 海洋法に関する国際連合条約の動向     | 358 |
| 2    | 二 国 間 交 渉            | 358 |
| 3    | 多 国 間 交 渉            | 362 |
| 第12節 | 漁 船 対 策              |     |
| 1    | 漁船の勢力と建造状況           | 365 |
| 2    | 漁船の依頼検査と性能改善         | 365 |
| 3    | 漁 船 の 輸 出            | 365 |
| 4    | 漁船安全等技術開発事業          | 368 |
| 第13節 | 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理    |     |
| 1    | 漁 港 の 指 定            | 368 |
| 2    | 漁 港 の 管 理            | 368 |
| 3    | 漁港・漁場・漁村の整備          | 368 |
| 4    | 水産業・漁村の多面的機能         | 371 |
| 第14節 | 水産関係試験研究             |     |
| 1    | 水産業新技術開発事業           | 371 |
| 2    | 水産業振興事業調査            | 373 |
| 3    | 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究 | 373 |
| 4    | 漁海況予報事業              | 373 |
| 5    | 独立行政法人水産総合研究センター     | 373 |
| 第15節 | 水産業改良普及対策            | 373 |
| 第16節 | 船 舶                  |     |
| 1    | 水産庁の船舶               | 373 |
| 2    | 業 務                  | 374 |

## 付 録

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 農政日誌（平成17年4月1日～平成18年3月31日） | 377 |
| 農林水産省幹部職員名簿                | 459 |
| 農林水産省組織図                   | 466 |



# 第1編 総論

# 第 1 章 平成17年度農林水産行政の概観

## 第 1 節 農 業

### 1 施策の背景

農林水産業・農山漁村は、食料の安定供給をはじめ、国民の「いのち」や「くらし」の基盤をなす重要な役割を担っている。しかし、近年、内外の諸情勢の変化を受けて、①食料自給率が低下し、カロリーベースで40%と先進国中最低の水準となっている中で、国内農業生産をいかに増大させるか、②豊かな食生活が実現する一方、BSE の発生などを契機に食品の安全性についての関心が高まる中で、消費者のニーズが鮮度や品質、安全・安心等にシフトしていることに対応していくか、③農業者の減少・高齢化や耕作放棄地の増加などによる生産構造の脆弱化が進んでいることに対応し、農地を有効に活用し、持続的・安定的な国内生産をいかに確保するか等が大きな課題となっている。

こうした課題を踏まえ、平成11年には、農業基本法に代え、新たに食料・農業・農村基本法が制定された。旧基本法が農業と他産業との間の生産性と生活水準の格差の是正を目指したものであったのに対し、新基本法は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮等を基本理念とし、食料・農業・農村に期待される役割と目指すべき政策方向を示したものである。

また、平成12年にはこの基本法に基づき、概ね10年を見通し、政府が講ずべき施策等を明らかにした「食料・農業・農村基本計画」を策定したところであるが、消費者ニーズの多様化・高度化、農業の構造改革の立ち遅れ、グローバル化の進展といった経済社会情勢の変化を踏まえ、平成17年3月に新たな基本計画を策定したところであり、目標を明確化する等により、スピード感を持って改革を推進していくこととしている。

### 2 講じた施策の重点

新たな基本計画においては、食料自給率の向上に向けた取組、食の安全と消費者の信頼確保、担い手の経営に着目した経営安定対策への転換や、担い手への農

地の利用集積の促進、高品質な農産物の輸出などによる「攻めの農政」の展開などの政策の方向付けを行われたところである。

基本計画の目標及び課題等の実現に向けて、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策、国際交渉への取組を総合的に展開した。

#### (1) 食料の安定供給の確保

##### ア 米国産牛肉輸入問題

米国及びカナダにおける BSE 発生に関しては、科学的知見に基づき、食の安全・安心の確保を大前提として協議を行い、17年12月に輸入を再開した。18年1月、動物検疫所において、せき柱を含む米国産子牛肉が確認されたことを受け、直ちに、米国からの牛肉等の輸入手続きを停止した。

##### イ 食品表示の信頼の回復

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において表示基準をわかりやすく見直すとともに、表示基準に従った適正な表示がなされるよう強力に監視指導を行うこと等により、消費者が安心して食品を選択できる環境の整備に努めた。

また、既存の JAS 規格を順次見直すとともに、流通方法に特色のある農林物資の JAS 規格の制定を可能とする JAS 制度の改正、生産情報公表農産物や有機畜産物の JAS 規格等新しいニーズに対応した JAS 規格の制定を行った。

##### ウ 「食育」の推進

平成17年7月に施行された食育基本法に基づく「食育推進基本計画」を策定するため、食育推進会議（会長：内閣総理大臣）の決定に基づいて食育推進基本計画検討会において検討を行い、18年3月、食育推進会議において「食育推進基本計画」を決定した。また、関係府省等が連携しつつ広報啓発活動等を行った。

##### エ 「食事バランスガイド」の策定と普及・活用の促進

食生活指針を実践するための情報提供を図るため、厚生労働省と農林水産省が連携して、国民一人

一人が食生活の問題点を把握し、健全な食生活の実現に向けた具体的な行動に結び付けることができるよう、1日に「何を」「どれだけ」食べればよいかをわかりやすく示した「食事バランスガイド」を17年6月に策定した。

様々なメディア等の活用を通じて「食事バランスガイド」の情報を提供するなど国民への幅広い啓発・普及活動を行うとともに、外食、小売店等の食品産業による「食事バランスガイド」の活用を促進するためのマニュアルを策定した。

#### オ 地産地消の推進

消費者ニーズに対応した農産物の供給を促進するとともに、消費者の農業や食に対する理解を深め、消費者の信頼の確保や元気な産地づくりにつながる、生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係づくりを進めるため、地産地消の推進施策を取りまとめた地産地消推進行動計画を策定した。また、有識者による地産地消推進検討会を開催し、今後の推進方向を示す地産地消推進検討会中間取りまとめを17年8月に公表した。

### (2) 農業の持続的な発展

#### ア 経営安定対策の確立

我が国の農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在、すべての農業者を対象として品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化したうえで、その経営の安定を図る品目横断的経営安定対策の平成19年産からの導入に向けた検討を行った。

具体的には、対策の円滑な導入に資するために必要な調査・検討や交付システムの設計を行うとともに、17年10月には、対策の対象者の要件等を「経営所得安定対策等大綱」において決定した。

#### イ 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

地域の話合いと合意に基づき、将来にわたって地域農業を担う、意欲ある担い手の育成・確保に向けた運動を強力に展開した。

具体的には、農林水産省と農業関係団体等からなる組織（全国担い手育成総合支援協議会）が連携・協力し、共通の取組方針に沿って、担い手育成・確保に向けた全国的な運動を展開した。

また、各種事業において、認定農業者を中心とする担い手への支援の集中化・重点化をより徹底する観点から、事業対象者要件の見直し、担い手への事業効果要件の設定等、担い手に関する要件の見直

し・改善を図った。

#### ウ 農地の有効利用の促進

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現し、食料自給率の向上及び生産振興に資するため、担い手への農地の利用集積や新規参入の促進、体系的な耕作放棄地対策の整備等を内容とする農業経営基盤強化促進法等の改正を行い、その着実な実施を図った。

#### エ 農地の効率的利用のための新規参入の促進

農地の効率的利用を促進するとともに、新たな担い手の育成・確保に資するため、意欲と能力のある者の農業への新規参入の促進を図った。その一環として、市町村等との間で適正に農業を行う旨の協定を締結すること等を要件に、耕作放棄地等が相当程度存在する地域において農業生産法人以外の株式会社等の法人についても農業への参入を可能とするため、農業経営基盤強化促進法及び農地法の改正を行った。また、そのような地域においては、農地の権利取得の際の下限面積要件を引き下げることができるよう、農地法施行規則の改正を行った。

### (3) 農 村 の 振 興

#### ア 農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築

農村の構造変化等に対応し、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理を行うとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進するため、平成19年度からの必要な施策の導入に向け、地域の実態把握や保全管理の手法の検討等を行う調査を実施した。

#### イ 地域の特徴を活かした多様な取組の推進

地域の個性を活かした自発的・独創的な経営感覚により、農林水産業を核とした、地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた自律的な取組である「立ち上がる農山漁村」を30事例選定し、全国に発信・奨励することにより、農山漁村における「地域自ら考え行動する」意欲あふれた取組の推進を行った。

民間が主体となって構成されている「オーライ！ニッポン会議」の活動に対する支援や、都市と農山漁村の共生・対流を進めている優良事例の表彰等を通じて、都市側とも協調・連携した取組を支援し、国民的な運動を推進した。

#### ウ 都市と農村の交流の促進

都市と農山漁村の共生・対流という国民運動の一環として、グリーン・ツーリズムの提案・普及を図るため、都市部のニーズに応じた農村情報の受発信機能の充実・強化を図った。また、農村におけるグリーン・ツーリズムビジネスの起業家等の支援・育

成、地域ぐるみで行う受入体制や交流空間の整備及び NPO 法人等多様な取組主体の育成等について、関係各省が連携しつつ総合的に推進した。

さらに、農林漁業体験民宿の登録制度のより一層の活用を図るため、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」について、所要の改正を行った。

#### (4) 国際交渉への取組

##### ア WTO 交渉における取組

12年から開始された WTO 農業交渉において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項が十分に配慮され、食料輸入国と輸出国に対する規律の間でバランスのとれた貿易ルールの確立を目指しているところである。

WTO 交渉は、16年7月に枠組み合意が成立し、17年12月に香港で開催された第6回 WTO 閣僚会議では、すべての形態の輸出補助金を25年までに撤廃すること、貿易わい曲的国内支持の3階層による定率削減、関税削減の4階層の階層方式等、これまでの議論で収れんのみられた事項が盛り込まれた閣僚宣言が採択され、18年4月末までにモダリティを確立し、7月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。

18年1月以降、4月末までにモダリティを確立すべく精力的に交渉が進められ、我が国としても、主要国の議論の場である G 6 や農業交渉会合等において積極的に議論を行った。しかし、各国の意見の収れんはみられなかったため、モダリティの合意には至らなかった。

##### イ EPA / FTA への取組

アジア諸国との EPA / FTA については、我が国食料輸入の安定化・多元化や食の安全・安心の確保、ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進、アジアの農山漁村地域の貧困解消を図るなど、積極的に取り組んだ。

既に大筋合意に達しているフィリピン、タイとの間では、早期の発効に向け、協定案文の確定作業を行うとともに、インドネシアなど他のアセアン諸国、韓国、さらに18年2月に交渉が開始されたチリとの間では、農林水産分野の交渉に積極的に取り組んだ。

#### (5) その他重要施策

##### ア 食料自給率向上に向けた計画的な取組

平成17年4月に、政府、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体等の関係者からなる食料自給率向上協議会を設立

し、5月には、同協議会において、「平成17年度食料自給率向上に向けた行動計画」を策定した。これに沿って、食料自給率向上に向け、関係者が一体となって、工程管理を適正に行いつつ、計画的な取組の推進に努めた。

##### イ 農業協同組合系統組織の再編整備

全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）を含む農協系統の経済事業改革への取組については、省内に「経済事業改革チーム」を設置し、「経済事業のあり方の検討方向について（中間論点整理）」（17年7月）を取りまとめ、経済事業のあるべき姿を提示して全農に改革の実行を求め、強力に指導した。

なお、全農に対しては、業務改革を目に見える形で早期に実行させるため、17年10月に、業務改善命令を発出し、事業の検証・見直しなどの改革を具体化した改善計画を策定し、直ちに実行するよう命じた。また、農協系統の適正な事業運営を確保するため、農協系統に対する検査を実施した。

#### (6) 食料、農業及び農村施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

##### ア 政府一体となった施策の推進

内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を中心として、食料自給率の向上に向けた取組をはじめ、政府一体となって実効性のある施策の推進を図った。

##### イ 施策の工程管理と評価

基本計画に基づく施策の計画的な推進を図るため、基本計画の策定と同時に、それぞれの施策について、推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を明確にした工程表を作成しており、この工程表に沿って、それぞれの施策の具体化を推進するとともに、進捗管理を適切に行った。

また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく「農林水産省政策評価基本計画」等に即して、政策評価を引き続き積極的に推進し、17年12月には、「政策評価に関する基本方針」の改定等を踏まえ、新たな「農林水産省政策評価基本計画」を策定するとともに、政策分野や目標等の見直しを行った。

### 3 財 政 措 置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成17年度農業関係予算一般会計予算額は、総額2兆2,759億円となった。

また、平成17年度の農林水産省関係の財政投融资計



画額は2,250億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で1,800億円となっている。

#### 4 税制上の措置

##### (1) 国 税

遊休農地の発生防止と解消を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく勧告に係る協議により遊休農地を特定農業法人に譲渡した場合又は特定農業法人が取得した場合に、次の措置を講ずることとした。

- ア 農地保有合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除制度（800万円）の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に基づく勧告に係る協議により特定遊休農地を特定農業法人に譲渡した場合を追加
- イ 特定の資産の買換え特例制度の適用対象に農業経営基盤強化促進法に基づく勧告に係る買入協議により特定農業法人が取得する農用地区域等内にある土地等を追加
- ウ 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.8%）の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により特定農業法人が特定遊休農地を取得した場合を追加

##### (2) 地 方 税

特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議等により農用地区域内にある特定遊休農地を取得した場合の課税標準についての特例措置（取得価格の1/3を控除）を創設した。

#### 5 農 業 金 融

制度金融については、農林漁業金融公庫融資制度について、農業経営基盤強化資金（円滑化貸付）の貸付限度額の拡充、経営体育成強化資金の貸付金使途の追加等の改正を行った。また、農業近代化資金制度については、三位一体の改革により、平成17年度から、都道府県に対する国の助成を廃止・税源移譲した。

一方、組合金融については、銀行代理業制度の創設等を措置する「銀行法等の一部を改正する法律」の中で農業協同組合法等を改正し、農協等にも特定信用事業代理業制度を導入する等の措置をとった。また、平成18年度末から実施されるパーゼルII（新しい自己資本比率規制）のうち、第1の柱である最低所有自己資本比率の規制に対応した自己資本比率告示の改正を行った。

#### 6 立 法 措 置

第162回国会（通常国会）において、

- ・「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」
- ・「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「種苗法の一部を改正する法律」

等が成立した。

また、第164回国会（通常国会）において、

- ・「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」

等が成立した。

### 第2節 林 業

#### 1 施策の背景

森林は、多面的機能の発揮を通じて私たちの生活と深く結びつき、国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできない「緑の社会資本」として、様々な恩恵を私たちに与えている。森林の二酸化炭素吸収・貯蔵機能は、地球温暖化防止のための国際枠組である気候変動枠組条約や京都議定書において重要性が認識されている。特に、京都議定書で我が国が約束した温室効果ガスの削減目標の達成に向け、森林による二酸化炭素の吸収量を確保することが重要な課題となっている。また、台風等の自然災害が相次いだこともあり、山地災害の防止機能や洪水の緩和機能への期待は高い。さらに、森林は生物多様性保全機能や保健・レクリエーション機能、林産物の供給機能等を含め、私たちの生活を守る上で重要な多くの機能をもっている。

一方、採算性の悪化等により林業生産活動が停滞しており、この結果、森林の健全性を確保するために必要な間伐、保育等の施業が十分に行われない森林や、伐採後の植林が行われない森林がみられるなど、森林の管理水準の低下が危惧される状況となっている。このままでは、森林のもつ多面的機能の持続的な発揮を確保することが困難になるおそれがあり、森林の整備・保全を着実に進めていくことが必要である。

平成17年度においては、森林・林業基本計画に沿って、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」（農林水産省）の第2ステップにおける施策をはじめとする森

林・林業施策を、関連する施策と連携を図りつつ、国民が快適で安心できる暮らしや豊かさを享受できるよう総合的に展開した。

## 2 講じた施策の重点

### (1) 地球温暖化の防止等の森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全

重視すべき機能に応じた健全な森林の育成に向けて、複層林化、長伐期化等の森林づくりを進め、併せて、森林施策に不可欠な路網の整備を環境への配慮と効果的な路網の組合せ等を図りつつ、計画的に推進した。特に、団地化によって効率的な間伐を実施するための条件整備を図りつつ強力に推進した。

また、森林の現況や災害の発生状況に応じた治山施設の整備や保安林の適切な管理・保全、森林被害に対する防除対策を推進した。

さらに、地球温暖化防止に向けた森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成が図られるよう、森林ボランティア活動の支援、緑化活動や体験活動の機会の提供を推進するとともに、二酸化炭素吸収量の報告・検証体制を強化するため、森林資源情報の収集システムの整備等を推進した。

このほか、自然災害等に対し所要の災害対策を講じた。

### (2) 都市と山村の共生・対流の推進等による山村の振興

地域の森林資源等を活かした新たなビジネス創出のための条件整備等、魅力ある山村づくりを支援した。

また、森林環境教育や里山林等を活用した健康づくり等、森林の多様な利用とそれに応じた森林の整備を推進し、交流・体験の場・機会の創出に努めた。

### (3) 林業の持続的かつ健全な発展の確保

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造の確立に向けて、意欲ある林家や会社、森林組合、素材生産業者等を、経営規模の拡大支援、競争力ある木材産地形成のための施設整備等により育成した。

また、「緑の雇用担い手育成対策事業」等により、森林整備の担い手として必要な専門的技能・技術等を習得させる研修等を行いつつ、林業就業者を確保・育成した。

農山村地域の貴重な収入源である特用林産物については、その生産・供給体制の整備とともに、需給情報の提供等を行い振興を図った。

### (4) 林産物の供給及び利用の確保

構造改革を通じた木材産業の事業基盤の強化、木材産業への原木の安定供給、需給情報の整備等により、流通及び加工の合理化等を図った。

また、林産物利用の意義に関する国民への情報提供と普及、未利用資源を含む林産物の新規需要の開拓、住宅や公共部門等への地域材利用の拡大を促進した。

### (5) 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

森林の機能、地球温暖化対策、木質資源の有効利用等に係る研究・技術開発及び林木の新品種の開発、遺伝資源の収集保存等の林木育種を都道府県の試験研究機関、大学、民間等との連携を図りつつ、効率的かつ効果的に推進した。

### (6) 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進

公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、事業運営の効率化を図る中で、開かれた「国民の森林」の実現に向けて取り組んだ。

### (7) 森林・林業分野における国際的取組の推進

世界における持続可能な森林経営の推進のための国際協力、地球温暖化問題への対応や適切な木材貿易を推進した。

## 3 財政措置

### (1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を実施するため、林業関係の一般会計予算(表-1)、国有林野事業特別会計予算(表-2)及び森林保険特別会計予算(表-3)の確保に努めた。

表-1 林業関係の一般会計予算額

(単位: 百万円)

| 区 分            | 17 年 度  |
|----------------|---------|
| 治山事業の推進        | 139,635 |
| 森林整備事業の推進      | 184,192 |
| 災害復旧等          | 75,845  |
| 保安林等整備管理       | 685     |
| 森林計画           | 2,073   |
| 森林の整備・保全       | 4,556   |
| 林業・木材産業等振興対策   | 15,967  |
| 林業試験研究及び林業普及指導 | 14,083  |
| 森林病虫害等防除       | 2,503   |
| 林業金融           | 1,026   |
| 国際林業協力         | 382     |
| 森林整備地域活動支援対策   | 7,419   |
| その他            | 60,204  |
| 合 計            | 508,571 |

注: 1) 予算額は補正後のものである。

2) 地域再生基盤強化交付金措置額を含む。

3) 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

表－2 国有林野事業特別会計予算額

|          |   | (単位：百万円) |
|----------|---|----------|
| 区        | 分 | 17 年 度   |
| 国有林野事業勘定 |   | 379,570  |
| 治山勘定     |   | 173,511  |

注：1) 予算額は補正後のものである。

2) 治山勘定には負担金を含む。

表－3 森林保険特別会計予算額

|             |   | (単位：百万円) |
|-------------|---|----------|
| 区           | 分 | 17 年 度   |
| 森林国営保険事業・歳出 |   | 5,685    |

## (2) 森林・山村に係る地方財政措置

森林・山村に係る地方財政措置については、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

森林・山村対策の具体的な措置としては、①公的管理が必要な民有林における市町村、森林整備法人等による整備等に要する経費、②都道府県が単独事業として実施する緑の雇用担い手育成対策等に要する経費、③森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域における活動を確保するための経費、④地域材利用のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマスエネルギー利用促進対策及び木材乾燥施設の整備促進等に要する経費に対して引き続き交付税措置を講じるとともに、⑤ふるさと林道緊急整備事業に要する経費に対しても引き続き起債措置及び交付税措置を講じた。

この中で、新たに、⑥緑の雇用担い手育成対策の実施主体として市町村を追加するとともに、緑の雇用研修終了者の所得機会確保のための起業支援に対する交付税措置を講じたほか、⑦地域材を利用した住宅建設に対する補助等を行う実施主体に市町村を追加した。

国土保全対策の具体的な措置としては、①ソフト事業として、U・I ターン受入れ対策、森林管理対策、後継者対策等国土保全に資する施策を推進するための事業に必要な経費に対する普通交付税措置、②上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を負担した場合の特別交付税措置、③新規就業者や林業後継者の定住化のための貸付用住宅の取得・整備、農山村の景観保全施設の整備、第3セクターの設立のための出資等に要する経費の起債措置を引き続き実施した。

また、農林水産省所管の国庫補助事業と地方単独事業との連携により、農山漁村地域の総合的振興を図る農山漁村地域資源活用促進事業を実施した。

## 4 立法措置

第162回国会において「森林組合法の一部を改正する法律」が成立し、平成17年度に施行された。

## 5 税制上及び金融措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制及び金融措置を講じた。

所得税については、山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長した。法人税については、植林費の損金算入の特例措置の適用期限を2年延長するなどの措置を講じた。登録免許税については、森林組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の所有権等の移転登記の税率の軽減措置について、税率を見直した上、その適用期限を2年延長するなどの措置を講じた。固定資産税については、地域エネルギー利用設備（木くず焚ボイラー）の特例措置について、課税標準を見直した上、適用期限を2年延長した。

林業・木材産業改善資金の貸付け等を行う都道府県に対し貸付けに用いる資金の造成に必要な経費を助成したほか、木材産業等高度化推進資金により、木材の生産及び流通を合理化し、木材の供給の円滑化を図るための資金等を低利で融通するなどの措置を講じた。

## 第3節 水 産 業

### 1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の漁業生産量は、遠洋漁場での国際規制の強まりやマイワシ資源の急速な減少により、昭和59年をピークとして大幅な減少を示した以降も、我が国周辺水域の水産資源が低位水準になっていることもあり、なお減少傾向にある。また、漁業業者の高齢化が全体として進行しているほか、昨今の貿易自由化の流れの活発化により、我が国水産業をめぐる情勢は、厳しさを増している。



こうした状況に適切に対応し、国民のニーズと社会情勢に即しつつ、水産業・漁村を将来にわたって持続的に発展させていくことは重要な課題である。

我が国には、先人たちの長年の努力により、水産に関する多くの技術や知見が蓄積されている。また、我が国周辺水域は、世界の主要漁場の一つと言われる豊かな漁場である。これらの長年の蓄積と漁場の能力を最大限に活用し、水産資源の適切な保存管理と持続的な利用の体制を構築することができれば、我が国水産業には大きな発展の可能性がある。

政府は、この可能性の扉を大きく開くとともに、次の世代に引き継ぐことにより、将来にわたって、「水産基本法」（平成13年法律第89号）の基本理念である「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を確かなものとしなければならない。

今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進して参る所存である。

## 2 講じた施策の重点

平成17年度においては、「水産基本法」及び「水産基本計画」に基づき、平成24年を目標年とする水産物の自給率目標の達成に向け、「水産資源の持続的な利用の確保」を基本とした「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」という基本理念のもと、各般の水産施策を積極的に推進した。

### (1) 水産物の安定供給の確保に関する施策

第1は、食料である水産物の安定供給の確保である。国民に対し将来にわたって、安全・安心な水産物を安定的に供給するため、HACCP（危害分析重要管理点）やトレーサビリティシステム（生産流通履歴情報把握システム）の導入等を推進し、水産物の生産から流通・消費に至る一貫した衛生管理の高度化を図った。また、消費者の合理的な選択に資するため、水産物の表示・規格対策の充実を図った。さらに、消費者に対し、水産物の栄養特性等を周知するなど水産物消費の改善を図るための普及・啓発、「食育」の推進等の施策を推進した。

第2は、排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理である。最大持続生産量を実現できる水準に水産資源を維持又は回復させることを目的として、資源水準に見合った漁獲を実現するための漁獲可能量（TAC）・漁獲努力可能量（TAE）制度の適切な運用を図るとともに、外国漁船等に対する指導・取締等に重点をおいて漁獲量及び漁獲努力量の管理を行った。また、「資源回復計画」（緊急に資源の回復が必要

な魚種について、減船・休漁等を含む漁獲努力量の削減をはじめ、種苗放流、漁場環境の保全等を総合的に実施することで、資源回復を図るための計画）の作成を積極的に推進するとともに、その円滑な実施を図るため、減船、休漁等を行う漁業者を対象に経営支援策等を合わせて実施した。

第3は、排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理である。我が国が国際漁場における漁業生産において重要な地位を占めていること等にかんがみ、責任ある漁業国として、違法・無報告・無規制（IUU）まぐろ漁船の廃絶等に向けた取組等に重点をおいて、地域漁業管理機関による資源管理に協力するとともに、漁業取締船の派遣等により我が国漁船による国際規制の順守を確保した。

第4は、水産資源に関する調査及び研究である。我が国周辺水域の水産資源について、TAC・TAE制度の適切な運用、「資源回復計画」の推進等を図る観点から、科学的基礎を提供するための調査・研究の充実を図った。また、国際漁業管理機関等と協力して、マグロ類、鯨類等の国際漁業資源の調査・研究を推進し、得られた成果や情報について、漁業者、国際漁業管理機関等に対し適切な提供を行った。

第5は、水産動植物の増殖及び養殖の推進である。資源評価が行われた魚種・系群のうち半数近くの資源水準が低位にある中、水産資源の積極的な増大を図るため、種苗の生産技術の開発、種苗放流の推進、養殖漁場の改善計画の普及や魚病・魚類防疫対策の実施など、水産資源の増養殖の推進を図った。また、内水面においては、生物生息環境の保全や積極的な資源の増大を図ることにより、豊かな自然環境の創出と地域の活性化を推進した。

第6は、水産動植物の育成環境の保全及び改善である。水産資源の保護及び水産物の安全性の確保に資するため、水産動植物の生育環境である海洋、河川等において、水質保全対策を実施するとともに、有明海等における赤潮対策、藻場・干潟の保全・創造、漁業者が中心となった森づくりの推進、外来種対策等の施策を総合的に推進した。

第7は、排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発である。漁業に関する二国間・多国間の協議、海外漁業協力等を通じて、我が国への漁獲割当等の確保に努めた。

第8は、水産業の輸出入に関する措置である。水産資源の適切な保存及び管理、我が国水産業の健全な発展を図る観点から、水産物の輸入割当制度等、輸入に関する措置の適切な運用を図った。また、水産物の円



滑な輸出の促進を図り、水産物需給の安定と地域の振興に資する観点から、輸出に関する施策を適切に講じた。

第9は、国際協力の推進である。開発途上地域における水産業の振興、国際的な資源の管理と持続的利用の推進等に資するため、開発途上地域への資金協力・技術協力、国際機関へのトラストファンドの拠出等を行った。

## (2) 水産業の健全な発展に関する施策

第1は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成である。意欲を持って経営改善に取り組む漁業者の経営基盤を強化するため、経営資金等の融通円滑化策等を講じるとともに、漁船のリース事業を推進した。また、中核的漁業者協業体による経営改善への取組や共同利用施設の整備を推進した。

第2に、漁場の利用の合理化の促進である。「漁業法」に基づく、漁業許可制度、漁業権制度等の適切な運用を図るとともに、漁業生産構造の再編整備を推進するため、漁業者の自主的な減船に対し支援した。また、海面利用における漁業と海洋性レクリエーションの調和の確保を図った。

第3は、人材の育成及び確保である。多様な就業ルートを通じ、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を幅広く確保するとともに、漁業者の技術及び経営管理能力の向上を推進した。また、漁業者による救命胴衣の着用の促進、海難防止・救助体制の整備等による漁ろの安全確保、労働環境の改善等を推進した。さらに、水産に関する教育・研究の一層の推進、漁業体験学習の機会の充実を図った。

第4は漁業災害による損失の補てん等である。漁業共済制度、漁船保険制度等について、漁業者のニーズに対応するための見直しを行いつつ、適切な運用を図った。また、水産物調整保管事業等により水産物の需給・価格安定対策を推進した。

第5は水産加工業及び水産流通業の健全な発展である。水産加工・流通業が、漁業と相互に連携しつつ、国民の需要に即した水産物を供給するため、HACCP手法の導入等による衛生・品質管理体制の強化、地域水産加工品のブランド化を図るとともに、産地市場の再編整備、水産物のサプライチェーンマネジメントの改革等を推進した。このほか、水産加工残さ等のリサイクルを促進し、環境負荷への低減を図った。

第6は水産業の基盤の整備である。水産物の生産から加工流通まで一貫した水産物供給システムを構築する観点から、漁港と漁場の一体的・総合的な整備計画制度の下、漁港の整備、藻場・干潟の造成、沿岸漁場

の保全等の水産業の基盤整備を推進した。また、基盤整備の推進に当たっては、関連事業の連携や工事コストの縮減、事業評価の充実を図った。

第7は技術の開発及び普及である。国、独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等の関係機関相互間の連携を強化し、「水産研究・技術開発戦略」(平成12年6月策定)の下、資源管理の推進、漁場環境の保全、漁船漁業の構造改革等、水産業の健全な発展に資する技術の開発と実用化に向けた実証試験を効率的かつ効果的に推進した。また、地域の特性や漁業者や現場のニーズに応じた普及事業を推進した。

第8は女性の参画の推進である。農山漁村における男女共同参画社会の形成を推進するとともに、女性の漁家経営における経済的地位の向上や役割の明確化を推進した。また、女性の多様な能力の向上を図るための研修や活動等を支援し、女性が水産業等に関連する活動に参画するための環境整備を推進した。

第9は、高齢者の活動の推進である。高齢者の技術と能力を活かした水産関係活動の促進や高齢者が生きがいをもってそれらの活動を行える環境整備を推進するとともに、高齢者の福祉の向上を図った。

第10は、漁村の総合的な振興である。地域の特性に応じた水産業の展開、地域資源の活用等を通じて、漁村の経済的基盤の強化を図るとともに、集落排水施設等の生活環境の整備を水産業の基盤整備と一体的に推進した。特に、地域住民参加型の新しい漁村コミュニティづくりを推進するほか、海岸保全等の防災対策により災害時要援護者等の防護に努めた。また、漁港や漁場に放置された座礁船の撤去について、地方公共団体と協力し対策を推進した。

第11は、都市と漁村の交流等である。都市と漁村の共生・対流を推進するため、漁村における都市住民の受入体制の整備や交流活動の促進・定着等を図った。特に漁村での子どもたちの体験活動を促進し、水産業及び漁村に対する理解を深める機会の充実を図った。また、都市にはない豊かな自然やゆとり、潤いなど都市住民にとっての魅力を高めた地域づくりを進め、交流の推進に努めた。そのほか、遊漁船等海洋性レクリエーションの安全性の確保と適正な漁場利用の啓発や漁船、プレジャーボート、遊漁船の秩序ある漁港利用を図った。

第12は多面的機能に関する施策の充実である。水産業・漁村の有する多面的機能について、定量的な評価を踏まえ、支援方策の検討と国民によるコンセンサスの形成を図るとともに、多面的機能の適切かつ十分な発揮に向けた施策を推進した。

### 3 財 政 措 置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

| 項 目                    | 平成17年度      |
|------------------------|-------------|
| (一般会計)                 |             |
| 1 元気が出る水産業の確立          | 19,272の内数   |
| 2 「海の恵み」の持続的な利用        |             |
| (1) 科学的知見に基づく資源管理の徹底   | 3,869       |
| (2) 沿岸域における豊かな環境の創造    | 10,687      |
|                        | 強い水産業づくり交付金 |
| 3 安全で安心な水産物の生産・供給基盤の整備 | 38,822      |
| 4 有明海再生に向けた施策の推進       | 6,466       |
| 水産関係一般会計予算総額           | 317,873     |
| (特別会計)                 |             |
| 漁船再保険及び漁業共済保険          | 18,738      |

注：1) 一般会計予算には、内閣府、国土交通省、財務省計上の水産関係予算を含む。

2) 計数は、項目に対応する主な事業を積み上げており、また、重複するものがある。

3) なお、予算額は補正後予算額である。

## 第2章 行政機構

### 1 総 論

平成17年度の機構及び定員については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「中央省庁等改革基本法」(平成10年法律第103号)、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定。以下「基本方針2004」という。)等を踏まえ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、その要求は従来にも増して厳選したものとされた。特に、定員については、政府部内全体を通じて定員の再配置を強力に推進するため、地方支分部局や既存の統計の抜本的見直し等により、定員削減計画を上回る削減を行うとともに、府省を越える配置転換を活用することとされた。

なお、独立行政法人及び特殊法人等の新設・改廃に係る要求については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に係る措置を確実に要求に反映させるとともに、平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人に関し、「基本方針2004」の趣旨を踏まえ、平成16年8月末を目途に見直しの素案を示すこととされた。その際、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)を踏まえ、極力整理縮小する方向で見直すものとされた。また、その内容についても可能な限り要求に反映させることとされた。

### 2 機 構 等

#### (1) 農林水産省組織令の一部改正

ア 中小企業経営革新支援法施行令等の一部を改正する政令(平成17年政令第153号)附則第12条による改正(平成17年4月13日施行)

総合食料局及び同局食品産業企画課並びに農村振興局農村政策課の事務について所要の規定の整備が行われた。

イ 農林水産省組織令の一部を改正する政令(平成17年政令第300号)による改正(平成17年10月1日施行)

(ア) 大臣官房

a 参事官を1人増員

(イ) 消費・安全局

畜水産安全管理課及び動物衛生課が新設され、衛生管理課が廃止された。

(ウ) 経営局

a 経営政策課の所掌事務の変更

b 普及・女性課が新設され、普及課及び女性・就農課が廃止された。

(エ) 農村振興局

a 農村政策課及び地域振興課が廃止された。

b 企画部が新設され、計画部が廃止された。企画部に農村政策課、土地改良企画課、資源課、事業計画課及び地域計画官が新設された。

c 整備部の所掌事務の変更

d 整備部に地域整備課が新設され、同部の農村整備課が廃止された。

(オ) 林野庁関係

a 森林整備部に研究・保全課が新設され、同部の森林保全課及び研究普及課が廃止された。

(カ) 水産庁関係

a 漁政部に漁業保険管理官が新設され、同部の漁業保険課が廃止された。

#### (2) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(平成17年農林水産省令第57号)による改正(平成17年4月1日施行)

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 生産局

食肉鶏卵課に食肉需給対策室が新設され、同課の食肉調整官が廃止された。

(b) 経営局

経営政策課に災害総合対策室が新設され、同課の災害総合対策官が廃止された。

b 専門官の新設等

| 部局名 | 名 称   | 所掌事務              |
|-----|-------|-------------------|
| 生産局 | 国際専門官 | 生産局の所掌事務に係る国際関係事務 |

に関し調整を要する  
専門の事項について  
の企画及び連絡調整  
に関する事務

(イ) 地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政事務所の事務について所要の規定  
の整備が行われた。

(b) 津軽農業水利事務所小田川農業水利事業建  
設所が新設され、会津農業水利事務所、宮崎  
農業水利事務所が廃止される等、各事務所の  
組織改廃に伴う所要の規定の整備が行われ  
た。

b 専門官の新設等

| 部局名   | 名 称         | 所掌事務                                                                                          |
|-------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 九州農政局 | 地域環境<br>調整官 | 地方農政局の管轄<br>区域内における土地<br>改良事業の工事に係<br>る環境との調和への<br>配慮に関する事項に<br>ついての調査、連絡<br>調整及び指導に関す<br>る事務 |

(ロ) 林野庁関係

a 専門官の新設等

| 部局名   | 名 称         | 所掌事務                                                   |
|-------|-------------|--------------------------------------------------------|
| 森林整備部 | 海外植林<br>指導官 | 海外植林に関する<br>専門技術上の事項に<br>ついての企画、連絡<br>調整及び指導に関す<br>る事務 |

(ハ) 水産庁関係

防災漁村課に水産施設災害対策室が新設され、  
同課の防災企画調整官が廃止された。

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成  
17年農林水産省令第69号）による改正（平成17年5  
月1日施行）

商品取引所法の一部を改正する法律（平成16年法  
律第43号）の施行に伴い、総合食料局商品取引所検  
査官の所掌事務が変更される等、所要の規定の整備  
が行われた。

ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成  
17年農林水産省令第105号）による改正（平成17年10  
月1日施行）

(ケ) 本省内部部局関係

a 組織改正及び専門官の新設等

(a) 消費・安全局

- ① 消費・安全政策課に国際食料調査官を新  
設
- ② 畜水産安全管理課に水産安全室並びに飼  
料安全専門官、動物医薬品安全専門官及び  
水産安全専門官を新設
- ③ 動物衛生課に国際衛生対策室並びに国内  
防疫調整官、家畜衛生専門官及び国際衛生  
専門官を新設

(b) 経営局

- ① 普及・女性課に女性・高齢者対策推進室  
及び経営専門官を新設

(c) 農村振興局

- ① 企画部農村政策課に農村整備総合調整室  
及び都市農業・地域交流室並びに企画官を  
新設
- ② 企画部土地改良企画課に企画官、土地改  
良区検査官及び国営土地改良事業特別会計  
管理官を新設
- ③ 企画部資源課に農村環境保全室並びに地  
質官及び環境影響評価専門官を新設
- ④ 企画部事業計画課に事業総合調整室並び  
に国営事業計画官及び事業効果分析専門官  
を新設
- ⑤ 企画部に地域計画企画官及び首席地域計  
画企画官を新設
- ⑥ 整備部地域整備課に集落排水・地域資源  
循環室、総合整備事業推進室及び中山間整  
備事業推進室並びに地域資源循環専門官及  
び企画官を新設

(イ) 林野庁関係

a 組織改正及び専門官の新設等

- (a) 森林整備部計画課に森林環境教育推進官を  
新設
- (b) 森林整備部研究・保全課に技術開発推進室、  
森林保全推進室及び森林保護対策室並びに研  
究企画官、首席研究企画官、森林吸収源情報  
管理官、国際研究連絡調整官、環境保全専門  
官、森林保全専門官、防除技術専門官、林木  
育種専門官、森林ボランティア企画官、保険  
管理官、数理官、森林保険損害評価官及び森  
林保険企画官を新設

(ロ) 水産庁関係

a 水産庁本庁

(a) 組織改正及び専門官の新設等

- ① 漁政部水産経営課に協同組合指導官を新

設

② 漁政部加工流通課に水産物貿易対策室を  
新設

③ 漁政部に数理官、漁船保険指導官、漁業  
共済指導官及び漁業保険検査官を新設

b 地方支分部局

(a) 組織改正及び専門官の新設等

① 北海道、仙台、新潟、境港及び九州漁業  
調整事務所に資源課を新設し、九州漁業調  
整事務所の振興課を廃止

エ 市町の廃置分合関係

市町の廃置分合に伴い、統計・情報センター及び  
森林管理署等の名称、位置及び管轄区域について所  
要の改正が行われた。(平成17年農林水産省令第57  
号・第69号・第77号・第85号・第96号・第105号・第  
114号・第122号、平成18年農林水産省令第5号)

### 3 定 員

#### (1) 定員の増減状況

新たな定員削減計画の第5次分が実施された。一方、  
定員増については、総定員増加の抑制という厳しい状  
況の下であるが、農林水産省において71人の新規増が  
認められたほか、内部振替による増減が行われた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

| 区 分   | 改正前     | 改正後     | 差引増減   |
|-------|---------|---------|--------|
| 本 省   | 23,898人 | 23,381人 | △ 517人 |
| 林 野 庁 | 532人    | 532人    | 0人     |
| 水 産 庁 | 953人    | 970人    | 17人    |
| 計     | 25,383人 | 24,883人 | △ 500人 |

イ 行政機関職員定員令第3条定員

| 区 分   | 改正前    | 改正後    | 差引増減   |
|-------|--------|--------|--------|
| 林 野 庁 | 5,330人 | 5,226人 | △ 104人 |
| 計     | 5,330人 | 5,226人 | △ 104人 |

#### (2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成17年度における定  
員関係法令の改正は次のとおり行われた。

ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成  
17年政令第112号）

イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成  
17年農林水産省令第58号）



# 第 3 章 農林水産関係予算

## 第 1 節 農林水産予算の大要

### 1 総 額

(単位：億円)

|                     | 18年度 (A) | 17 年 度  |         | 比較増△減  |        | A／B％  |
|---------------------|----------|---------|---------|--------|--------|-------|
|                     |          | 当 初 (B) | 補正後 (C) | 対当初    | 対補正後   |       |
| 農 林 水 産 予 算 の 総 額   | 28,310   | 29,672  | 30,809  | △1,362 | △2,499 | 95.4  |
| 1 公 共 事 業 費         | 12,617   | 13,124  | 14,424  | △507   | △1,807 | 96.1  |
| 一 般 公 共 事 業 費       | 12,425   | 12,932  | 13,114  | △507   | △689   | 96.1  |
| 災 害 復 旧 等 事 業 費     | 192      | 192     | 1,311   | 0      | △1,118 | 100.0 |
| 2 一 般 事 業 費         | 9,332    | 9,793   | 9,677   | △462   | △345   | 95.3  |
| 3 食 料 安 定 供 給 関 係 費 | 6,361    | 6,755   | 6,707   | △394   | △347   | 94.2  |

(注) 上記のほか、  
改革推進公共投資事業償還時補助等分として、17年度当初458億円、補正後1,465億円がある。

※ 農林水産関係一般会計予算の総額は、内閣府、外務省、厚生労働省等の他省所管の農林水産関係予算を含めて上記のとおりである。



## 2 編 成 方 針

### (1) 予算編成の基本方針

ア 平成18年度予算案は、小さくて効率的な政府の実現に向けた従来の歳出改革路線を堅持・強化するものであり、「改革なくして成長なし」「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との方針に沿って、歳出改革を一層推進することとされている。具体的には、歳出全般にわたる徹底的な見直しを行い、一般歳出の水準について前年度よりも減額し、一般会計歳出についても厳しく抑制を図るとともに、予算の配分の重点化に当たっては、活力ある社会・経済の実現に向けた分野（「1 人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、IT」、「2 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」、「3 公平で安心な高齢化社会・少子化対策」、「4 循環型社会の構築・地球環境問題への対応」）に施策を集中するなど大胆なメリハリをつけるという基本方針の下、編成がなされた。

イ こうした状況の下、平成18年度農林水産予算についても、「担い手の育成・確保をはじめとする農業構造改革の推進」、「食料の供給・消費システムの改革推進」、「地域資源を活かした農村の活性化」を図るとともに、「京都議定書の目標達成に向けた森林吸収源対策の着実かつ総合的な推進」や、「構造改革の推進を通じた我が国水産業・漁村の再生」を図るための予算として編成した。

また、予算の効率化等を図る観点から、三位一体改革への対応、特別会計の見直し、クロス・コンプライアンスの活用、政策評価の反映、「成果重視事業」への取組、「政策群」への取組等による府省間の連携強化、公共事業から非公共事業への政策手段の転換（シフト）、公共事業の効率的実施に向けた取組等を行った。

### (2) 主な重点事項

ア 担い手の育成・確保をはじめとする農業構造改革の推進

- (ア) 19年産から導入する品目横断的経営安定対策の迅速かつ円滑な導入に向け、新対策の啓発、交付システムの構築等を進める。
- (イ) 集落リーダーの活動の推進や集落営農の発展段階に応じた支援等を通じた集落営農の組織化・法人化を加速化するとともに、認定農業者をはじめとした意欲と能力のある担い手の育成・確保のための各種支援を実施する。
- (ウ) 改正農業経営基盤強化促進法等による、農地の

有効利用の促進に向けた取組への支援等を通じ、担い手に対する農地の利用集積を促進する。

- (エ) IT技術による精密農業や低コスト植物工場等、未来農業構築の核となる革新的技術の応用・普及を推進するとともに、新産業の創出を支えるバイオテクノロジー等の先端技術を活用した技術開発を加速化する。
- (オ) 基盤整備を契機とした担い手の育成・確保、農地の利用集積の促進や、農業水利施設の適切な更新・保全管理等により、食料供給力確保に向けた農業生産基盤整備を促進する。
- (カ) 需要に応じた売れる米づくりや農業者等による自主的な需給調整を進め、担い手の育成・確保を図りながら、地域の特色ある水田農業を展開するための米政策改革関連施策を着実に推進する。

イ 食料の供給・消費システムの改革推進

- (ア) 関係府省と連携しつつ、「食事バランスガイド」の活用、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発等により、望ましい食生活の実現に向けた食育を推進する。
- (イ) 科学的かつ統一的な有害化学物質の実態調査や農業等の生産資材の調査・試験、動植物の防疫体制等の強化を実施する。
- (ウ) 意欲的な輸出拡大目標を掲げて戦略的に取り組む者に対する重点支援や展示・商談会の開催など、輸出倍増対策を強力に推進する。
- (エ) 農産物の生産から流通にわたるフードシステムを改革するため、国産原材料調達の円滑化等による食と農の連携の推進を図るとともに、生産資材の効率的な利用や商物分離取引などコスト削減に向けた先進的な取組を支援する。

ウ 地域資源を活かした農村の活性化

- (ア) 農地・水・農村環境の保全向上と自然循環機能の維持・増進を図る政策の確立に向けた実験的な事業と調査・検討を実施する。
- (イ) バイオマスタウンの実現に向けた地域の主体的な取組や、広域的なバイオマスの利活用システムの構築に対する支援等により、バイオマス・ニッポン総合戦略を強力に推進する。
- (ウ) 団塊の世代などの都市住民の交流と定住の促進、「立ち上がる農山漁村」への支援、都市農業の振興等により、都市と農山漁村の共生・対流の促進と農村経済の活性化を推進する。
- (エ) 中山間地域等直接支払制度について、多面的機能の維持・増進を図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組

を引き続き推進する。

エ 京都議定書の目標達成に向けた森林吸収源対策の  
着実かつ総合的な推進

- (ア) 間伐の着実な推進、針広混交林化や広葉樹林化の促進など、多様で健全な森林の整備・保全を推進する。
- (イ) 低コストで安定的な木材供給の実現に向けた、川上から川下まで一体となった新たな生産システムの確立や、緑の雇用担い手対策事業を推進する。
- (ウ) 木材の合法性を証明するための業界団体による自主的な取組の検証等の違法伐採対策を推進するとともに、木材・木質バイオマスの総合的な利用の推進を図る。
- (エ) 災害により森林の機能が低下した流域における民有林、国有林一体となった治山対策等による、安全で災害に強い国土づくりを推進する。

オ 構造改革の推進を通じた我が国水産業・漁村の再生

- (ア) 大型クラゲの出現や燃油価格高騰の下でも継続可能な漁業経営の確立に向けた支援や、ノリ養殖業の体質強化や漁業への新規就業の促進等による漁業改革を推進する。
- (イ) 加工流通対策の強化、安全で安心な水産物の供給のための施策の実施等により、加工流通改革を推進する。
- (ウ) 水産資源調査や資源管理の推進、内水面漁業の振興のための施策等により、水産資源の適切な保全・管理とつくり育てる漁業を推進する。
- (エ) 多面的機能の発揮の支援や災害に強い漁業地域づくりなど、漁港・漁場・漁村の総合的整備等による水産業・漁村の活性化を推進する。

## 第2節 農林水産予算総括表

## 1 一般会計予算の主要経費別分類表

|                                   |  |               |               | (単位：千円)       |              |              |
|-----------------------------------|--|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 事 項                               |  | 18年度予算額       | 17年度予算額       |               | 比較増△減額       |              |
|                                   |  | (A)           | 当 初 (B)       | 補正後 (C)       | (A－B)        | (A－C)        |
| (公 共 事 業 関 係 費)                   |  |               |               |               |              |              |
| 治 山 治 水 対 策 事 業 費                 |  | 139,661,000   | 147,513,000   | 161,176,262   | △7,852,000   | △21,515,262  |
| 治 山 事 業                           |  | 119,622,000   | 126,776,000   | 139,635,471   | △7,154,000   | △20,013,471  |
| 海 岸 事 業                           |  | 20,039,000    | 20,737,000    | 21,540,791    | △698,000     | △1,501,791   |
| 農 業 農 村 整 備 事 業 費                 |  | 761,829,000   | 795,591,000   | 797,136,547   | △33,762,000  | △35,307,547  |
| 農 地 関 係                           |  | 744,116,000   | 777,073,000   | 778,618,547   | △32,957,000  | △34,502,547  |
| 畜 産 関 係                           |  | 17,713,000    | 18,518,000    | 18,518,000    | △805,000     | △805,000     |
| 森 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費             |  | 341,014,000   | 350,076,000   | 353,061,407   | △9,062,000   | △12,047,407  |
| 森 林 整 備 事 業                       |  | 181,110,000   | 181,192,000   | 184,192,000   | △82,000      | △3,082,000   |
| 水 産 基 盤 整 備 事 業                   |  | 159,904,000   | 168,884,000   | 168,869,407   | △8,980,000   | △8,965,407   |
| 小 計                               |  | 1,242,504,000 | 1,293,180,000 | 1,311,374,216 | △50,676,000  | △68,870,216  |
| N T T (A タ イ プ) 分                 |  | 0             | 0             | 0             | 0            | 0            |
| 一 般 公 共 事 業 費 計                   |  | 1,242,504,000 | 1,293,180,000 | 1,311,374,216 | △50,676,000  | △68,870,216  |
| 災 害 復 旧 等 事 業 費                   |  | 19,225,000    | 19,225,000    | 131,066,986   | 0            | △111,841,986 |
| 農 地 関 係                           |  | 8,138,000     | 9,821,000     | 41,611,995    | △1,683,000   | △33,473,995  |
| 林 野 関 係                           |  | 9,974,000     | 8,208,000     | 75,845,000    | 1,766,000    | △65,871,000  |
| 漁 港 関 係                           |  | 1,113,000     | 1,196,000     | 13,609,991    | △83,000      | △12,496,991  |
| 公 共 事 業 関 係 費 計                   |  | 1,261,729,000 | 1,312,405,000 | 1,442,441,202 | △50,676,000  | △180,712,202 |
| 通 常 分                             |  | 1,261,729,000 | 1,312,405,000 | 1,442,441,202 | △50,676,000  | △180,712,202 |
| N T T (A タ イ プ) 分                 |  | 0             | 0             | 0             | 0            | 0            |
| (非 公 共 事 業 関 係 費)                 |  |               |               |               |              |              |
| 社 会 保 障 関 係 費                     |  |               |               |               |              |              |
| 農 林 水 産 関 係 社 会 保 険 費             |  | 154,003,462   | 154,306,152   | 154,291,324   | △302,690     | △287,862     |
| 文 教 及 び 科 学 振 興 費                 |  |               |               |               |              |              |
| 農 林 水 産 関 係 科 学 技 術 振 興 費         |  | 117,480,454   | 114,561,521   | 114,601,374   | 2,918,933    | 2,879,080    |
| 経 済 協 力 費                         |  |               |               |               |              |              |
| 農 林 水 産 関 係 経 済 協 力 費             |  | 6,317,295     | 6,983,979     | 6,884,677     | △666,684     | △567,382     |
| 食 料 安 定 供 給 関 係 費                 |  | 636,055,435   | 675,458,915   | 670,746,536   | △39,403,480  | △34,691,101  |
| そ の 他 の 事 項 経 費                   |  | 655,365,739   | 703,478,852   | 691,926,297   | △48,113,113  | △36,560,558  |
| 非 公 共 事 業 関 係 費 計                 |  | 1,569,222,385 | 1,654,789,419 | 1,638,450,208 | △85,567,034  | △69,227,823  |
| (改 革 推 進 公 共 投 資 等)               |  | 0             | 45,849,535    | 146,463,544   | △45,849,535  | △146,463,544 |
| 農 林 水 産 予 算 合 計                   |  | 2,830,951,385 | 3,013,043,954 | 3,227,354,954 | △182,092,569 | △396,403,569 |
| 通 常 分                             |  | 2,830,951,385 | 2,967,194,419 | 3,080,891,410 | △136,243,034 | △249,940,025 |
| 公 共                               |  | 1,261,729,000 | 1,312,405,000 | 1,442,441,202 | △50,676,000  | △180,712,202 |
| 非 公 共                             |  | 1,569,222,385 | 1,654,789,419 | 1,638,450,208 | △85,567,034  | △69,227,823  |
| N T T (A タ イ プ) 分                 |  | 0             | 0             | 0             | 0            | 0            |
| 改 革 推 進 公 共 投 資 事 業 償 還 時 補 助 等 分 |  | 0             | 45,849,535    | 146,463,544   | △45,849,535  | △146,463,544 |

## 参 考

## 平成18年度公共事業関係費事業別内訳

|                       |               | (単位：千円)          |               |
|-----------------------|---------------|------------------|---------------|
| 事 項                   | 通 常 分         | N T T<br>(Aタイプ)分 | 計             |
| 治 山 治 水 対 策 事 業 費     | 139,661,000   | —                | 139,661,000   |
| 治 山 事 業               | 119,622,000   | —                | 119,622,000   |
| 海 岸 事 業               | 20,039,000    | —                | 20,039,000    |
| 農 業 農 村 整 備 事 業 費     | 761,829,000   | —                | 761,829,000   |
| 農 地 関 係               | 744,116,000   | —                | 744,116,000   |
| 畜 産 関 係               | 17,713,000    | —                | 17,713,000    |
| 森 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費 | 341,014,000   | —                | 341,014,000   |
| 森 林 整 備 事 業           | 181,110,000   | —                | 181,110,000   |
| 水 産 基 盤 整 備 事 業       | 159,904,000   | —                | 159,904,000   |
| 一 般 公 共 事 業 費 計       | 1,242,504,000 | —                | 1,242,504,000 |
| 災 害 復 旧 等 事 業 費       | 19,225,000    | —                | 19,225,000    |
| 農 地 関 係               | 8,138,000     | —                | 8,138,000     |
| 林 野 関 係               | 9,974,000     | —                | 9,974,000     |
| 漁 港 関 係               | 1,113,000     | —                | 1,113,000     |
| 公 共 事 業 関 係 費 計       | 1,261,729,000 | —                | 1,261,729,000 |

「注1」 通常分：一般歳出に係る分

「注2」 NTT 分：「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に基づく事業のうちいわゆる収益回収型事業であり、産業投資特別会計社会資本整備勘定で経理される分

## 2 一般会計予算所管別総括表

| 区 分              |                          | (単位：千円)       |               |               |              |              |
|------------------|--------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
|                  |                          | 18年度予算額       | 17年度予算額       |               | 比較増△減額       |              |
|                  |                          |               | 当 初 (B)       | 補正後 (C)       | (A－B)        | (A－C)        |
| A                | 農 林 水 産 省 所 管            | 2,485,874,806 | 2,660,365,331 | 2,857,652,529 | △174,490,525 | △371,777,723 |
| 1                | 経 常 部 門 (経)              | 1,433,018,823 | 1,509,199,899 | 1,491,488,380 | △76,181,076  | △58,469,557  |
|                  | (1) 非 公 共 事 業 費          | 1,432,703,823 | 1,508,779,899 | 1,491,068,380 | △76,076,076  | △58,364,557  |
|                  | 人 件 費                    | 171,872,684   | 179,044,156   | 172,381,045   | △7,171,472   | △508,361     |
|                  | 事 務 事 業 費                | 47,912,873    | 46,021,690    | 43,996,965    | 1,891,183    | 3,915,908    |
|                  | 委 託 費                    | 28,984,394    | 32,040,119    | 29,694,050    | △3,055,725   | △709,656     |
|                  | 補 助 金 等                  | 840,698,716   | 900,665,958   | 893,938,917   | △59,967,242  | △53,240,201  |
|                  | 特 別 会 計 繰 入              | 340,279,035   | 348,069,472   | 346,209,673   | △7,790,437   | △5,930,638   |
|                  | そ の 他                    | 2,956,121     | 2,938,504     | 4,847,730     | 17,617       | △1,891,609   |
|                  | (2) 公 共 事 業 費            |               |               |               |              |              |
|                  | 一 般 公 共 事 業 費            | 315,000       | 420,000       | 420,000       | △105,000     | △105,000     |
| 2                | 投 資 部 門 (投)              | 1,052,855,983 | 1,151,165,432 | 1,366,164,149 | △98,309,449  | △313,308,166 |
|                  | (1) 公 共 事 業 費            | 924,513,000   | 976,232,489   | 1,105,424,150 | △51,719,489  | △180,911,150 |
|                  | 一 般 公 共 事 業 費            | 905,292,000   | 957,031,000   | 974,384,251   | △51,739,000  | △69,092,251  |
|                  | 災 害 復 旧 等 事 業 費          | 19,221,000    | 19,201,489    | 131,039,899   | 19,511       | △111,818,899 |
|                  | (2) 非 公 共 事 業 費          | 128,342,983   | 137,182,401   | 138,573,423   | △8,839,418   | △10,230,440  |
|                  | 施 設 費                    | 3,889,002     | 3,526,824     | 3,530,750     | 362,178      | 358,252      |
|                  | 補 助 金、出 資 金              | 124,453,981   | 133,655,577   | 135,042,673   | △9,201,596   | △10,588,692  |
|                  | (3) 改革推進公共投資事業償還<br>時補助等 | 0             | 37,750,542    | 122,166,576   | △37,750,542  | △122,166,576 |
| B                | 内 閣 府 所 管 (沖 縄)          | 90,206,076    | 69,860,164    | 70,113,048    | 20,345,912   | 20,093,028   |
|                  | 一 般 公 共 事 業 費            | 87,247,000    | 66,724,000    | 66,708,370    | 20,523,000   | 20,538,630   |
|                  | 沖 縄 農 業 振 興 費 (経)        | 2,959,076     | 2,997,501     | 2,988,691     | △38,425      | △29,615      |
|                  | 改革推進公共投資事業償還時補助等         | 0             | 138,663       | 415,987       | △138,663     | △415,987     |
| C                | 外 務 省 所 管                |               |               |               |              |              |
|                  | 水産関係経済協力費 (経)            | 5,000,000     | 5,600,000     | 5,600,000     | △600,000     | △600,000     |
| D                | 文 部 科 学 省 所 管            |               |               |               |              |              |
|                  | 原子力開発経費 (経)              | 125,015       | 133,315       | 123,411       | △8,300       | 1,604        |
| E                | 国 土 交 通 省 所 管            | 249,745,488   | 277,085,144   | 293,865,966   | △27,339,656  | △44,120,478  |
|                  | 一 般 公 共 事 業 費            | 249,650,000   | 269,005,000   | 269,861,595   | △19,355,000  | △20,211,595  |
|                  | 災 害 復 旧 等 事 業 費          | 4,000         | 23,511        | 27,087        | △19,511      | △23,087      |
|                  | 奄美群島園芸振興費 (経)            | 91,488        | 96,303        | 96,303        | △4,815       | △4,815       |
|                  | 改革推進公共投資事業償還時補助等         | 0             | 7,960,330     | 23,880,981    | △7,960,330   | △23,880,981  |
| F                | 財 務 省 所 管                |               |               |               |              |              |
|                  | N T T (A タイプ) 分          | 0             | 0             | 0             | 0            | 0            |
| 農 林 水 産 予 算 合 計  |                          | 2,830,951,385 | 3,013,043,954 | 3,227,354,954 | △182,092,569 | △396,403,569 |
| 通 常 分            |                          | 2,830,951,385 | 2,967,194,419 | 3,080,891,410 | △136,243,034 | △249,940,025 |
|                  | (経 常 部 門)                | 1,441,194,402 | 1,518,027,018 | 1,500,296,785 | △76,832,616  | △59,102,383  |
|                  | (投 資 部 門)                | 1,389,756,983 | 1,449,167,401 | 1,580,594,625 | △59,410,418  | △190,837,642 |
| N T T (A タイプ) 分  |                          | 0             | 0             | 0             | 0            | 0            |
| 改革推進公共投資事業償還時補助等 |                          | 0             | 45,849,535    | 146,463,544   | △45,849,535  | △146,463,544 |

## 3 特別会計歳入歳出予算予定額表

(単位：千円)

| 会 計 名             | 18 年 度        |               | 17 年 度          |                 |
|-------------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|
|                   | 歳 入           | 歳 出           | 歳 入             | 歳 出             |
| 1 食 糧 管 理         | 3,279,446,828 | 3,279,446,828 | (3,317,863,574) | (3,317,863,574) |
| 国内米管理勘定           | 707,542,584   | 707,542,584   | 3,323,336,438   | 3,323,336,438   |
| 国内麦管理勘定           | 113,311,948   | 113,311,948   | 697,475,580     | 697,475,580     |
| 輸入食糧管理勘定          | 520,721,177   | 520,721,177   | (105,426,531)   | (105,426,531)   |
| 農産物等安定勘定          | 465,822       | 465,822       | 110,899,395     | 110,899,395     |
| 輸入飼料勘定            | 54,921,941    | 54,921,941    | 563,126,975     | 563,126,975     |
| 業務勘定              | 110,686,720   | 110,686,720   | 466,565         | 466,565         |
| 調整勘定              | 1,771,796,636 | 1,771,796,636 | 58,607,180      | 58,607,180      |
|                   |               |               | 115,729,182     | 115,729,182     |
|                   |               |               | 1,777,031,561   | 1,777,031,561   |
|                   |               |               | (105,170,533)   | (94,625,295)    |
| 2 農 業 共 済 再 保 険   | 125,544,381   | 114,345,828   | 105,236,097     | 94,690,859      |
| 再保険金支払基金勘定        | 16,331,539    | 16,331,539    | 6,356,579       | 6,356,579       |
| 農業勘定              | 43,380,413    | 43,267,271    | 33,565,621      | 33,551,006      |
| 家畜勘定              | 46,576,138    | 38,439,294    | 45,325,157      | 37,671,717      |
| 果樹勘定              | 12,929,380    | 10,036,389    | 12,881,789      | 10,018,121      |
| 園芸施設勘定            | 5,163,763     | 5,108,187     | 5,851,549       | 5,838,034       |
| 業務勘定              | 1,163,148     | 1,163,148     | (1,189,838)     | (1,189,838)     |
|                   |               |               | 1,255,402       | 1,255,402       |
| 3 森 林 保 険         | 14,088,226    | 5,530,247     | 15,131,642      | 5,684,600       |
|                   |               |               | (26,456,648)    | (17,773,680)    |
| 4 漁船再保険及漁業共済保険    | 27,343,494    | 17,312,125    | 26,485,985      | 17,803,017      |
| 漁船普通保険勘定          | 8,479,933     | 8,164,298     | 8,902,333       | 8,747,833       |
| 漁船特殊保険勘定          | 247,379       | 179,223       | 248,301         | 179,223         |
| 漁船乗組員給与保険勘定       | 41,693        | 29,520        | 41,696          | 29,520          |
| 漁業共済保険勘定          | 17,517,780    | 7,882,375     | 16,200,211      | 7,752,997       |
| 業務勘定              | 1,056,709     | 1,056,709     | (1,064,107)     | (1,064,107)     |
|                   |               |               | 1,093,444       | 1,093,444       |
| 5 農業経営基盤強化措置      | 50,549,423    | 39,649,923    | 50,556,221      | 50,556,221      |
|                   |               |               | (553,081,575)   | (553,081,575)   |
| 6 国 有 林 野 事 業     | 426,737,262   | 426,737,262   | 516,355,588     | 516,355,588     |
|                   |               |               | (579,103,361)   | (579,103,361)   |
| 7 国 営 土 地 改 良 事 業 | 515,710,889   | 515,710,889   | 540,074,278     | 540,074,278     |



## 4 財政投融资資金計画表

|                         |   | (単位：百万円) |         |           |         |
|-------------------------|---|----------|---------|-----------|---------|
| 区                       | 分 | 18年度計画   |         | 17年度計画    |         |
|                         |   | 一般会計     | 財政融資等   | 一般会計      | 財政融資等   |
| 農 林 漁 業 金 融 公 庫         |   | 42,358   | 172,000 | 53,816    | 180,000 |
| 独 立 行 政 法 人 緑 資 源 機 構   |   | 55,583   | 8,800   | (58,692)  | 8,200   |
| 緑 資 源 幹 線 林 道           |   | 11,700   | 1,500   | (12,209)  | 1,100   |
| 水 源 林 造 成               |   | 29,466   | 5,200   | (31,364)  | 5,300   |
| 農 用 地 等 整 備             |   | 14,417   | 2,100   | 15,119    | 1,800   |
| 国 営 土 地 改 良 事 業 特 別 会 計 |   | 269,286  | 32,300  | (326,066) | 35,500  |
| 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構  |   | —        | 800     | —         | 1,300   |
| 計                       |   | 367,227  | 213,900 | (438,574) | 225,000 |

「注1」一般会計の欄は、補助金、補給金、一般会計からの繰入れ又は出資を示す。

「注2」農林漁業金融公庫は、上記のほか財投機関債の発行による資金調達（230億円）を見込んでいる。

「注3」独立行政法人緑資源機構は、上記のほか財投機関債の発行による資金調達（61億円）を見込んでいる。

「注4」平成18年4月1日に、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構となった。

## 第 2 編 各 論

# 第1章 大臣官房

## 第1節 国会関係

### 1 平成17年中の国会状況

平成17年において、次の2国会が開催された。

表1

| 国会回次      | 招集日      | 開会日      | 会期    |
|-----------|----------|----------|-------|
| 第162回通常国会 | 16. 1.21 | 16. 8. 8 | 200日間 |
| 第163回通常国会 | 16. 9.21 | 16.11.11 | 42日間  |

### 2 第162回国会（通常会）の総括

#### (1) 国会審議の状況

ア 第162回国会は、平成17年1月21日（金）に招集され、6月19日（日）までの150日間の予定で開会した。6月17日（金）には8月13日（土）までの55日間の会期延長が議決されたが、8月8日（月）に衆議院が解散され、会期は同日終了した。会期は200日間であった。

イ 召集日当日、開会式が行われた後、（衆）（参）両院の本会議において、小泉内閣総理大臣の施政方針演説、町村外務大臣の外交演説、谷垣財務大臣の財政演説、竹中国務大臣の経済演説の政府四演説が行われた。

政府四演説に対する代表質問は、（衆）本会議において1月24日（月）、25日（火）の2日間、（参）本会議において1月25日（火）、26日（水）の2日間行われた。24日（月）の（衆）本会議では、（民）岡田代表の再質問に対する小泉総理の再答弁をめぐって紛糾。反発した（民）（社）両党が議場から一時退席し、河野（衆）議長が総理に注意することで会議が再開された。

（衆）の代表質問で、野党が抗議のために集団退席したのは戦後初めてであった。

ウ 今国会においては閣法が新たに89件提出され、うち成立は75件で成立率は84%と低い水準にとどまった。継続となっていた閣法2件のうち成立は1件であった。（衆）議員提出法案は新たに39件提出され、与党提出法案22件のうち17件が成立した。継続となっていた（衆）議員提出法案22件のうち、与党提出法案7件中2件が成立した。また、（参）議員提出法

案は新たに10件提出され、与党提出法案8件中の1件のみが成立した。その他の法案については、衆議院の解散に伴い、すべて審議未了廃案となった。

条約は9件提出され、9件すべてが承認された。

エ 平成16年度補正予算案及び平成17年度総予算案は今国会招集日の1月21日（金）に国会に提出された。

観測史上最高の10回に及ぶ台風上陸や新潟県中越地震等の災害による復興支援策などを含む平成16年度補正予算案については、1月26日（水）に（衆）（参）予算委員会で提案理由説明が行われ、1月28日（金）には（衆）予算委員会及び（衆）本会議、2月1日（火）には（参）予算委員会及び（参）本会議で可決され、成立した。補正予算案は災害復旧費用中心であり、新規国債を発行しないものであることを理由に野党が賛成に回ったことから、4日間の審議を経て全会一致で成立した。補正予算が全会一致で成立したのは、阪神大震災の復興費用を盛り込んだ平成6年度第2次補正予算（平成7年2月成立）以来、10年ぶりとなった。

オ 平成17年度総予算案（一般会計総額82兆1800億円）については、（衆）（参）予算委員会ともに平成16年度補正予算案可決の後、直ちに提案理由説明が聴取され、3月2日（水）に（衆）予算委員会及び（衆）本会議、3月23日（水）に（参）予算委員会及び（参）本会議で（自）（公）両党の賛成多数で可決され、成立した。審議は終始与党ペースで進み、7年連続の年度内成立、また、戦後では17日（11年度予算、12年度同）、22日（7年度同）に次いで4番目のスピード成立であった。

野党は、今国会冒頭から（自）旧橋本派の1億円献金隠し事件をめぐる橋本龍太郎元総理ら関係者の証人喚問を求めているが、（与）が前向きな対応を示さなかった。2月9日（水）午前、甘利明（衆）予算委員長が職権で委員会を開会したため、（民）などが抗議、欠席し、同日午後（民）（共）（社）の野党3党欠席のまま予算委員会審議が行われた。この状況は10日（木）も続いたため、（衆）予算委員会は理事会を断続的に開き、(1)14日（月）に小泉総理が出席して「外交と経済」問題で集中審議を実施、(2)予算案

採決までに社会保障制度に関する集中審議を実施、(3)与野党で証人喚問問題に関する合意文書作成に努力することなどで合意し、14日(月)から正常化することとなった。民主党はさらに証人喚問の道筋がつかなければ予算委員会には出席しないと主張したが、10日(木)に北朝鮮が核兵器保有を表明するなど緊急事態が生じたため14日(月)の集中審議に応じた。

島村農林水産大臣は2月25日(金)の(衆)予算委員会第6分科会の(公)赤羽一嘉委員の答弁で、BSEの全頭検査について「世界の常識ではなく、非常識な部類」と発言した。当時、食品安全委員会プリオン調査会において輸入再開の前提となる国内検査の基準緩和問題が議論されており、野党は「食品安全委への政治的圧力だ」と強く反発した。島村大臣は3月3日(木)の(参)予算委員会で非常識発言を撤回したものの、(民)の鉢呂吉雄国対委員長ら同党有志議員は、同日に新たな議員連盟「危険な米国産牛肉の輸入に反対する会」の結成集会を国会内で開き、島村農相の罷免を求めていく方針を決めた。

なお、3月1日(火)、(参)予算委員会における質疑時間の計算方法について、議員の総発言時間の上限を定める「片道方式」から、議員の質問と政府側答弁の合計時間を決める「往復方式」への変更を次の臨時国会で試行することで(自)矢野哲朗、(民)今泉昭の両(参)国対委員長が合意した。ただし、1952年12月以来の長年の慣例だけに(共)(社)両党は反対した。

カ 今国会は「郵政国会」とも呼ばれたように、小泉総理が最重要課題とする郵政民営化に関する諸法案が提出された国会であった。郵政民営化については、(自)内部でも、日本郵政公社が設立されて間もなく民営化の必要がない、総理の独断であるなどとする(自)郵政懇話会メンバー等の強硬な反対姿勢が見られた。4月27日(水)には、法案は異例の長時間をかけて(自)政調審議会、(自)総務会で了承され、同日夜の臨時閣議での閣議決定を経て国会に提出されるに至った。(自)総務会では、長時間の議論の後、久間総務会長が「法案を提出することは了承する」として議論を打ち切ったとされ、これが法案の賛否に関する党議拘束を伴うものなのかどうか(自)内部でも見解が分かれたまま、大型連休明けの法案の審議入りを待つこととなった。

大型連休が明け、まず郵政民営化に関する特別委員会を設置するか否かが(与)(野)間の争点となった。(野)は、法案には中央省庁等改革基本法第33条

第1項に違反するなどの不備が多く再提出すべきである、総務委で審議すればよいなどとして特委の設置に反対したが、5月20日(金)の(衆)本会議で(民)(社)欠席のまま「郵政民営化に関する特別委員会(以下「郵政特委」)」の設置が議決された。こうした経緯から(民)(社)は委員候補者名簿を提出せず、翌週5月23日(月)には(自)(公)(共)の委員のみで委員長、理事の互選が行われた(委員長；(自)二階俊博君、(与)筆頭理事；(自)山崎拓君)。(野)は態度を硬化させて当初審議に応じなかったが、(野)が指摘していた法案の技術的問題点への対処方針の提示、総理出席の(衆)予算委員会の開催等を受け、(民)(社)両党は6月1日(水)に委員候補者名簿を提出し、6月3日(金)の総理出席・TV入りの総括質疑から審議に加わった((野)筆頭理事；(民)中井洽君)。

法案については、過疎地などでもユニバーサルサービスを提供している郵便局が民営化によってなくなるおそれがあるなどの反対意見は(自)党内にも依然として強かった。(民)は党内に様々な意見があることを踏まえ、対案の提示ではなく政府提出法案の不備や竹中郵政民営化担当大臣の政府公報随意契約に係る疑惑を徹底して追求する戦略をとった。一方、(自)党内からは、①窓口会社が貯金・保険業務の受託ができることを明記すること、②完全民営化後も民営各社が株式持ち合いができることとするなどなどの法案修正の要求が出たが、小泉総理は法案修正には応じないとの考えを強調していた。(自)執行部は反対意見の収束には法案修正しかないと判断し、ぎりぎりの調整を行った上で6月28日(火)の(自)総務会に修正案を諮った。(自)総務会では機関設置以来初の挙手による多数決で修正案の採否が決められたために議論を呼んだが、修正案は了承され、小泉総理もこれを受け入れた。郵政民営化関連法案に係る(自)(公)修正案は、こうした経緯の下、6月29日(水)に衆議院に提出され、6月30日(木)の(衆)郵政特委で提案理由説明が行われた。

7月4日(月)に行われた(衆)郵政特委での採決は、数日前に(自)反対派の委員が賛成派の委員に差し替えられたため、(自)(公)の賛成多数で混乱なく原案、修正案ともに可決された。翌5日(火)には、(自)の強固な反対派がどの程度造反するか、小泉総理のグレン・イーグルズサミットへの出発を翌日に控え野党が竹中国務大臣等への不信任決議案をどの程度提出するか注目が集まる中、(衆)本会議での採決が行われることとなった。結果的に野党か

らの不信任決議案は提出されず、整然とした雰囲気の中で記名採決が行われたが、(自)からは37の反対票が投じられたほか、14名の欠席・棄権が生じ、わずかに5票差という僅差で可決される結果となった。

(自)から39名の賛成と16名の欠席が出て可決された宮沢内閣不信任決議案以来の多数の造反が出たことから、与野党の議席数の差が衆議院に比べて小さい参議院での審議が大きく注目されることとなった。

参議院においては、特に混乱なく7月11日(月)に(参)郵政特委の設置、7月13日(水)に委員長、理事の互選(委員長；(自)陣内孝雄君、(与)筆頭理事；(自)市川一朗君、(野)筆頭理事；伊藤基隆君)が行われ、7月15日(金)から質疑がスタートした。

(衆)郵政特委の審査時間は法案としては戦後4番目に長い109時間に及んだが、(参)郵政特委においてもこれに遜色のない82時間の慎重審査が行われた。慎重審査の一方では、(自)党内に民営化への根強い反対意見があり、また、これまでの党内手続きや参議院で否決された場合は衆議院を解散する意向を渗ませるなどの小泉総理の政治手法に反発する声が大きかったことから、相当程度の(自)議員が反対票を投じるのとの憶測が流れ、参議院自民党の青木議員会長、片山幹事長らによる懸命の説得工作、反対票数の予想が連日報道される状況となった。

こうした状況の中、会期末が翌週末に迫った8月5日(金)に(参)郵政特委での採決が決行され、郵政民営化関連法案の原案及び修正案は可決された。

(衆)郵政特委と同様に採決時に(自)委員を一部差し替えての可決であった。(参)本会議においては、週明けの8月8日(月)に委員長報告及び討論が行われた後、記名採決が行われた。従来から法案反対を表明していた議員に加え、8月5日(金)に(自)参議院亀井派会長である中曽根弘文(参)予算委員長が反対の意向を表明し、多くの同派議員が行動を共にしたことなどもあり、大方の予想を上回る22名の(自)議員が反対票を投じ、8名が欠席・棄権する事態となった。この結果、賛成108票、反対125票という大幅な票差をもって法案は否決された。

郵政民営化関連法案の否決は自身への不信任と捉えると言明していた小泉総理は、両院協議会による法案成立の道を探ることなく直ちに衆議院の解散・総選挙を決めたため、法案は廃案となった。

キ 第159回国会で最大の争点となった年金制度改革について、(自)(民)(公)(共)(社)の5党は幹事長会談で(衆)(参)両院本会議の決議に基づく両院

合同協議機関「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」を設置し、平成17年秋までに年金制度改革の骨格案をまとめることで合意した。この決議は4月1日(金)の(衆)(参)本会議で行われ、以後8回の合同会議が開催された。

ク 日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査を行う機関として第147回国会から設置された(衆)(参)憲法調査会においては、以来(衆)(参)それぞれ70回前後にも及ぶ調査会や、公聴会、テーマごとの各小委員会が行われてきた。5年間にわたる調査を経て、(衆)憲法調査会は4月15日(金)、(参)憲法調査会は4月20日(水)に、それぞれ(自)(民)(公)の賛成多数で報告書を議決し、昭和22年の現憲法施行以来初めて国会としての改憲の方向性を示した。報告書は、憲法の条項に沿って意見を類型化し、20人以上が発言したテーマのうち3分の2以上の賛成があるものを「賛成多数」に分類する形式とされた。また、報告書においては国会の常設機関を設置して憲法論議を継続することや、改憲手続きを定める国民投票法案の早期に整備することなど、今後の憲法論議の進め方に係る指摘も盛り込まれた。

ケ 平成15年度決算については、参議院が6月7日(火)の決算委員会と6月8日(水)の本会議で、衆議院が6月22日(水)の決算行政監視委員会と6月30日(木)の本会議でそれぞれ可決・是認され、通常国会会期内に決算審査を終えた。参議院では、内閣に対する警告決議に加え、新たに内閣及び会計検査院に対する決算審査措置要求決議が行われた。

## (2) 農林水産省関係法案審議の概要

当省関係としては、提出法案8件(うち予算関連1件)すべてが成立した。

農林水産関係の議員立法として、3件の継続法案に加えて新たに(衆)米の臨特法案、(衆)山村振興法案の2件提出されたが、このうち3件が成立し、残りの2件は衆議院の解散に伴って審議未了廃案となった。第159回国会に議員提案され、継続となっていた(衆)食育基本法も今国会において審議が進められ、6月10日(金)に成立した。

また、米国・カナダ産牛肉の輸入再開問題が社会的関心を高める中、衆議院は6月20日(月)から27日(月)までの日程で、農水委委員で構成される「米国における牛肉処理等食の安全に関する実情調査議員団」を米国に派遣し、調査を行った。

## (3) 会期末の状況

当初、会期末は6月19日(日)までであったが、会期末が迫った6月17日(金)に郵政民営化関連法案ほか重



要法案の成立を期するため、1月に通常国会が召集されるようになって2番目に長い55日間の会期延長が議決された。郵政民営化関連法案に反対する野党が不信任決議案などを多数出して会期延長に強く抵抗するとの予想もあったが、結局は川崎二郎（衆）議運委員長長の解任決議案が出されただけであった。

延長国会終盤になった8月8日（月）、（参）本会議において郵政民営化関連法案の採決が行われたが可決に至らなかった。野党は（衆）議長に内閣不信任案を提出したが、同法案の否決を内閣不信任ととらえた小泉総理は直ちに衆議院を解散することを決意し、同日午後3時には解散詔書の閣議決定のための臨時閣議が開かれた。（衆）解散に反対として解散詔書への署名を拒否し辞表を提出した島村農林水産大臣を罷免した上で解散が決定され、同日午後7時からの（衆）本会議で解散詔書が朗読されて今国会は閉会した。

### 3 第163回国会（特別会）の総括

ア 第44回衆議院議員総選挙は、8月30日（火）に公示され、9月11日（日）に投票が行われた。今回の総選挙は、第162回国会において郵政民営化関連法案が参議院で否決され、小泉総理が郵政民営化の是非を国民に問うとして衆議院を解散したために行われたものであった。（自）執行部は、郵政民営化関連法案に反対票を投じた議員を公認せず、新たに対立候補を擁立するなど、郵政民営化をはじめとする改革推進路線を国民に強く印象づけた。この結果、（自）は単独で絶対安定多数（241議席）を大幅に超える296議席を獲得し、（自）（公）合わせて327議席に達する圧勝を遂げた。一方、前回総選挙で177議席へと大きく躍進し、比例区では第1党となった（民）は、解散前議席数175から62も議席を減らす大敗を喫した。（自）の小選挙区総得票は全体の47.77%であったが、300小選挙区のうち219選挙区で議席を獲得するという小選挙区制の特徴がよく現れた選挙結果であった。

（公）は31、（共）は9、（社）は7の議席を確保した。

イ 郵政民営化関連法案に反対票を投じ、（自）の公認を受けられないこととなった議員が新党を立ち上げる動きもあった。綿貫民輔君、亀井静香君らは「国民新党」を、滝実君、小林興起君らは田中康夫長野県知事を党首とした「新党日本」を参議院議員の参加も得て旗揚げし、選挙を戦った。結果、国民新党は4議席、新党日本は1議席を獲得し、両党は（衆）（参）で統一会派を設立した。その他、（自）の公認を得られず無所属として選挙を戦った議員も13名が

当選した。

ウ （民）単独で過半数をとれなければ代表を辞任すると明言して選挙戦に臨んだ（民）岡田克也代表は、選挙結果を受けて辞任した。9月17日（土）に行われた（民）代表選挙においては、菅直人君を96票対94票の僅差で破った前原誠司君が新代表に選出された。また、幹事長には鳩山由紀夫君、政調会長には松本剛明君、国会対策委員長には野田佳彦君が就任した。

エ 第163回国会は9月21日（水）に召集され、（衆）本会議において正副議長の選挙、議席の指定、会期の件、議院運営委員の選任及び議院運営委員長選挙、内閣総理大臣の指名が行われた。議長に（自）河野洋平君が、副議長に（民）横路孝弘君が選出され、内閣総理大臣には340票を得て小泉純一郎君が指名された。同日に行われた（参）本会議でも小泉純一郎君が内閣総理大臣に指名された。

内閣総理大臣の指名を受け、同日、第3次小泉内閣の組閣が行われ、17人の閣僚全員が再任され、農林水産大臣には引き続き（自）岩永峯一君が任命された。また、空席となっていた農林水産副大臣には（自）宮腰光寛君が任命された。

オ 会期については、前国会で廃案となった郵政民営化関連法案、障害者自立支援法案等の重要法案のほか、給与関連法案等の審議に十分な日程が必要として、11月1日（火）までの42日間とされた。

カ 9月22日（木）の（衆）本会議では、常任委員の指名、常任委員長選挙、特別委員会の設置等院の構成の続きが行われた。委員長ポストについて、総選挙で自民党は絶対安定多数を確保したが、一部は（民）委員長に据え置くこととし、3常任委員長と1特別委員長を（民）委員長から（自）委員長とすることとなった。（民）委員長が続いていた（衆）農水委委員長にも（自）稲葉大和君が就任した。

キ 9月26日（月）、開会式に引き続いて（衆）（参）本会議で小泉総理の所信表明演説が行われた。これに対し、（衆）本会議では9月28日（水）、（参）本会議では9月29日（木）に代表質問が行われた。郵政民営化を始め、社会保障制度改革、衆議院解散権に関する総理の認識、靖国神社参拝問題を含むアジア外交、自衛隊のイラク派遣などについて論戦が行われた。また、代表質問に続き、9月30日（金）から10月5日（水）までの間で（衆）（参）予算委がそれぞれ2日間開かれ、全大臣出席のもとでの基本的質疑などが行われた。

ク 今国会は衆議院解散・総選挙後の特別国会であっ



たが、同時に、小泉政権として前国会で廃案となった郵政民営化関連法案の成立を期す国会でもあった。前国会で提出された法案が民営化の時期のみ修正されて9月26日(月)に再提出された。前国会の(参)本会議で108対125で否決された同法案は、衆議院解散・総選挙、郵政民営化賛成を前面に出した自民党の圧倒的勝利を経て、10月14日(金)、同じ(参)本会議の場で134対100の大差で可決、成立した。

ケ 前国会の(衆)(参)憲法調査会において報告書がとりまとめられたことを踏まえ、衆議院においては新たに憲法改正国民投票制度に係る議案の審査、憲法に係る広範かつ総合的な調査を行う「日本国憲法に関する調査特別委員会」が設置された。(参)では今国会での特委設置は見送られた。

コ 今国会においては、郵政民営化関連法案を含め閣法が新たに24件提出され、郵政民営化関連6法案のほか障害者自立支援法案、給与関連7法案、テロ特別措置法改正法案等の21件が成立した。残り3件は前国会で廃案となって再提出されたもので、次期国会に継続となった。(衆)議員提出法案は新たに25件提出され、与党提出法案8件のうち6件が成立した。与党提出の残り2件を含む11件が次期国会に継続となった。また、(参)議員提出法案は新たに3件提出され、与党提出の1件のみが成立した。条約は2件提出され、それぞれ承認された。

与党は、審議拒否をなくして政策を競うこととし、野党に対して積極的に対案を求める方針をとった。この結果、郵政民営関連法案、障害者自立支援法案、政治資金規制法案についての野党の対案4件が閣法、与党提出法案と同時に審議され、否決された。

サ 今国会の当初から、郵政民営化関連法案の成立を期した上で、会期終了後直ちに内閣改造が行われるとの見方が流れていたが、小泉総理は会期中の10月31日(月)に内閣改造を決行した。小泉総理がこの改造内閣を「改革続行内閣」と名付けたように、谷垣禎一財務大臣、北側一雄国土交通大臣、小池百合子環境大臣が留任、麻生太郎前総務大臣(外務大臣)、中川昭一前経済産業大臣(農林水産大臣)、竹中平蔵前郵政民営化担当大臣(総務大臣)といった主要閣僚が閣内に残り、加えて、郵政民営化関連法の成立に功があったとされる川崎二郎前(衆)議運委委員長(厚生労働大臣)、与謝野馨前(自)政調会長(金融・経済財政担当大臣)、二階俊博前(衆)郵政特委委員長(経済産業大臣)、小坂憲次前(自)国対筆頭副委員長(文部科学大臣)、小泉政権下で(自)幹事長も務めた安倍晋三(自)幹事長代理(官房長官)

らが新たに入閣した。自民党三役には中川秀直前(自)国対委員長が新たに政調会長に就任し、武部勤幹事長、久間章生総務会長は留任した。

シ 当省関係としては、衆議院解散に反対して罷免された島村宜伸前農林水産大臣の後を受け、8月11日(木)に岩永峯一前農林水産副大臣が就任したことを踏まえ、(衆)農水委は10月6日(木)に、(参)農水委は10月18日(火)に大臣及び宮腰光寛副大臣就任挨拶、所信を含む大臣発言を行った。また、これを踏まえ、(衆)農水委では10月19日(水)に、(参)農水委では10月25日(火)に一般質疑が行われた。

政府提出法案はなかったものの、(民)からBSE対策関連2法案が提出されたが、法案審査は行われなかった。同法案は会期末に(衆)農水委に付託され、次期国会に継続することとされた。

表 第162回国会（通常国会）における農林水産省提出法律案等の審議経過

| 件名                                            | 提出年月日     | (衆)本会議    | (参)本会議    | 公布年月日               |
|-----------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
| ◎国の補助金等の整理及び合理化に伴う農業近代化助成法等の一部を改正する法律案        | 17. 2. 4  | 17. 3. 17 | 17. 3. 30 | 17. 3. 31<br>法律第16号 |
| ◎水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案               | 17. 2. 15 | 17. 4. 7  | 17. 4. 20 | 17. 4. 27<br>法律第36号 |
| ◎農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案                      | 17. 2. 18 | 17. 4. 26 | 17. 6. 3  | 17. 6. 10<br>法律第53号 |
| ◎特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案          | 17. 2. 18 | 17. 4. 26 | 17. 6. 3  | 法律第52号              |
| ◎農産物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案          | 17. 2. 25 | 17. 6. 7  | 17. 6. 15 | 17. 6. 22<br>法律第67号 |
| ◎農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案      | 17. 2. 25 | 17. 6. 10 | 17. 6. 22 | 17. 6. 29<br>法律第74号 |
| ◎森林組合法の一部を改正する法律案                             | 17. 3. 4  | 17. 6. 10 | 17. 4. 6  | 17. 6. 17<br>法律第60号 |
| ◎種苗法の一部を改正する法律案                               | 17. 3. 4  | 17. 6. 10 | 17. 4. 13 | 17. 6. 17<br>法律第59号 |
| <議員立法>                                        |           |           |           |                     |
| ◎平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 | 17. 2. 8  | 17. 2. 8  | 17. 2. 9  | 16. 2. 16<br>法律第2号  |
| ◎山村振興法の一部を改正する法律案                             | 17. 3. 17 | 17. 3. 17 | 17. 3. 23 | 17. 3. 30<br>法律第8号  |
| ◎食育基本法                                        | 16. 6. 3  | 17. 4. 19 | 17. 6. 10 | 17. 6. 17<br>法律第63号 |
| ◎牛海綿状脳症対策特別措置法案の一部を改正する法律案                    | 16. 4. 2  |           |           | 継続審議                |
| ◎輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案                   | 16. 4. 2  |           |           | 継続審議                |

## 第2節 新聞発表等

### 1 新聞発表等

農林水産行政施策等について、前年度同様農政クラブ及び農林記者会に対して記者発表を行った。

主なものは次のとおりである。

- (1) 農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農業観測、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策
- (2) 各種審議会、懇談会、国際会議、主要会議等の概要
- (3) 水陸稲作柄概況をはじめ農産物の作付面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量、流通等の農林水産統計及び農林水産施策に関する資料を配付
- (4) 閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見、事務次官等会議後の事務次官会見等

### 2 農林水産省後援名義等使用承認

農林水産省後援名義等の使用承認は、農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様に他省庁、都道府県及び各種団体等が主催する諸行事（農林水産祭参加行事を含む。）の後援・協賛等504件の名義使用承認を行った。

## 第3節 農林水産祭

### 1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（農産等6部門）

#### (1) 農林水産大臣賞の交付

第44回農林水産祭参加表彰行事（平成16年8月1日から平成17年7月31日までの間）として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は317行事であり、交付した農林水産大臣賞は510点であった。

#### (2) 天皇杯等の授与

農林水産大臣賞受賞の510点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会（会長：八木宏典氏）において行われた。

### 2 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（むらづくり部門）

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された17事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会から天皇杯等三賞の推薦のあった農林水産大臣賞8点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

### 3 農林水産祭中央行事

#### (1) 農林水産祭式典等

「農林水産祭式典は、勤労感謝の日の11月23日（水）11時45分から12時30分まで、明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者及び中央・地方農林水産関係者など約700人が出席して開催され、まず、農林水産大臣の代理として三浦一水農林水産副大臣が挨拶され、次に農林水産祭中央審査委員会会長八木宏典氏の天皇杯等選賞審査報告が行われた。その後三浦農林水産副大臣から天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

#### (2) 天皇杯受賞者の天皇皇后両陛下拝謁等及び皇居特別参観

平成18年1月23日（月）14時から天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行った。

その後、宮内庁担当官の案内により、宮殿、中庭、賢所、御所、西枯橋等を特別参観した。

#### (3) 実りのフェスティバル等

第44回実りのフェスティバルは、11月4日（金）から5日（土）の2日間、10時～17時まで、江東区有明の東京国際展示場（東京ビッグサイト）西3ホールにおいて開催された。

初日には、秋篠宮同妃両殿下がご来場になり、天皇杯コーナー等をご視察された。

農林水産業啓発展では、天皇杯受賞者の業績を紹介する天皇杯コーナーのほか、「豊かな食でつくる元気な心と身体」をテーマに政府特別展示コーナーを設け、「低温製粉技術を活用したそば打ち用キット」を実演を交えて紹介。他にも「イソフラボンを多く含有する大豆ふくいぶき」等の実物とパネルで紹介し、また、

「移動消費者の部屋」を設置し、消費者からの相談などに対応した。都道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、全国各地域で実用化されている特産物の技術を紹介し、消費者の方々の農林水産業への理解を深めた。

また、各都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び30を超える農林水産関係団体による農林水産業・食料等についての啓発展示等が行われた。

平成17年度（第44回）農林水産祭天皇杯等三賞受賞者

# I 天皇杯等受賞者

## 1 天皇杯受賞者

| 部 門         | 出品財                          | 住 所        | 氏名等（年齢）                           | 表 彰 行 事                   |
|-------------|------------------------------|------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 農 産         | 経 営<br>（ 麦 ）                 | 北海道斜里郡斜里町  | 朱円麦作集団<br>（代表 遠藤 秀彦）              | 平成16年度全国麦作共励会             |
| 園 芸         | 経 営<br>（ 観 葉 植 物 ）           | 愛知県額田郡額田町  | 有限会社三浦園芸<br>（代表 三浦 基彰）            | 第34回日本農業賞                 |
| 畜 産         | 経 営<br>（ 肉 用 牛 経 営 ）         | 岡山県真庭市     | * 石賀 博和 （51歳）<br>* 石賀 恵子 （50歳）    | 平成16年度全国優良畜産経営<br>管理技術発表会 |
| 蚕糸・<br>地域特産 | 経 営<br>（ 薬 用 作 物 ）           | 沖縄県島尻郡佐敷町  | 有限会社沖縄長生薬草本<br>社<br>（代表 下地 清吉）    | 第54回全国農業コンクール             |
| 林 産         | 経 営<br>（ 林 業 経 営 ）           | 東京都西多摩郡檜原村 | 田中 惣次 （58歳）                       | 全国林業経営推奨行事                |
| 水 産         | 技 術 ・ ほ 場<br>（資源管理・<br>資源養殖） | 鹿児島県薩摩川内市  | 甌島地区キビナゴ資源管<br>理協議会<br>（代表 塩田耕太郎） | 第10回全国青年・女性漁業者<br>交流大会    |
| むら<br>づくり   | む ら づ く り<br>活 動             | 沖縄県中頭郡読谷村  | 渡慶次集落<br>（代表 玉城 安徳）               |                           |

## 2 内閣総理大臣賞受賞者

| 部 門         | 出品財                  | 住 所        | 氏名等（年齢）                          | 表 彰 行 事                   |
|-------------|----------------------|------------|----------------------------------|---------------------------|
| 農 産         | 経 営<br>（ 水 稲 ）       | 青森県五所川原市   | 秋田谷長一郎 （56歳）                     | 第54回全国農業コンクール             |
| 園 芸         | 経 営<br>（ ト マ ト ）     | 栃木県下都賀郡大平町 | 有限会社グリーンスター<br>ジ大平<br>（代表 飯田 智司） | 第31回全国施設園芸共進会             |
| 畜 産         | 経 営<br>（ 酪 農 ）       | 北海道標津郡中標津町 | * 遠藤 昭男 （50歳）<br>* 遠藤美智子 （40歳）   | 平成16年度全国優良畜産経営<br>管理技術発表会 |
| 蚕糸・<br>地域特産 | 産 物<br>（ 葉 た ば こ ）   | 熊本県天草郡栖本町  | * 平田 貢 （55歳）<br>* 平田シゲ子 （51歳）    | 熊本県葉たばこ共進会                |
| 林 産         | 産 物<br>（ 乾 椎 茸 ）     | 岩手県下閉伊郡山田町 | 芳賀 計市 （62歳）                      | 第53回全国乾椎茸品評会              |
| 水 産         | 産 物<br>（ 水 産 加 工 品 ） | 東京都大田区     | 有限会社田中正造商店<br>（代表 田中 友祥）         | 第18回全国加工海苔品評会             |
| むら<br>づくり   | む ら づ く り<br>活 動     | 高知県幡多郡十和村  | 十和村おかみさん市<br>（代表 竹内 榮）           |                           |

## 3 日本農林漁業振興会会長賞受賞者

| 部 門 | 出品財              | 住 所        | 氏名等（年齢）                        | 表 彰 行 事             |
|-----|------------------|------------|--------------------------------|---------------------|
| 農 産 | 経 営<br>（ 大 豆 ）   | 滋賀県甲賀市水口町  | 農事組合法人酒人ふぁ<br>～む<br>（代表 谷口 榮治） | 第33回全国豆類経営改善共励<br>会 |
| 農 産 | 生 活<br>（巻き寿司、惣菜） | 兵庫県多可郡八千代町 | マイスター工房八千代<br>（代表 藤原 隆子）       | 第54回全国農業コンクール       |

更に、「親子日曜大工教室」、「ポニー馬車の乗車体験」等の家族ぐるみで楽しめる多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うため、11月5日（土）17道県・6団体から提供された農林水産物を、（財）東京善意銀行を通じて、都内多数の福祉施設に贈呈した。

開催2日間の来場者は、約46,000人であった。

|             |                 |            |                                      |                            |
|-------------|-----------------|------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 園芸          | 経営<br>(柿、梅)     | 奈良県吉野郡西吉野村 | 堀 嘉秀 (64歳)                           | 第34回日本農業賞                  |
| 畜産          | 経営<br>(養豚)      | 鹿児島県曾於郡大隅町 | 有限会社大隅ポーク<br>(代表 西園 幸一)              | 平成16年度全国優良畜産経営<br>管理技術発表大会 |
| 蚕糸・<br>地域特産 | 産物<br>(茶)       | 奈良県奈良市     | 井ノ倉光博 (41歳)                          | 第57回関西茶品評会                 |
| 林産          | 経営<br>(林業経営)    | 北海道紋別郡滝上町  | 有限会社真貝林工<br>(代表 眞貝眞佐喜)               | 全国林業経営推奨行事                 |
| 水産          | 産物<br>(流通・消費拡大) | 熊本県天草郡苓北町  | 天草漁業協同組合苓北町<br>一本釣り振興会<br>(代表 今村 義行) | 第10回全国青年・女性漁業者             |
| むら<br>づくり   | むらづくり<br>活動     | 福岡県福津市     | あんずの里市利用組合<br>(代表 井ノロツヤ子)            |                            |

(注) 氏名等欄に\*印を付したものは、夫婦連名の表彰を示す。

## II むらづくり部門 農林水産大臣賞受賞団体

平成17年度農林水産祭むらづくり部門 農林水産大臣賞決定等事例一覧

|             |          |                    |
|-------------|----------|--------------------|
| (東北ブロック)    |          |                    |
| 岩手          | 和賀郡東和町   | 石鳩岡集落              |
| ○秋田         | 能代市      | 河の流れ塾              |
| 山形          | 長井市      | 伊佐沢地域振興会           |
| (関東ブロック)    |          |                    |
| ○栃木         | 那須郡那須町   | 東山道伊王野ふるさと物産センター組合 |
| 山梨          | 東八代郡豊富村  | 豊富村農産物等搬入運営委員会     |
| 長野          | 飯山市      | 福島棚田保存会「棚田の里 三部」   |
| (北陸ブロック)    |          |                    |
| ○石川         | 羽咋郡宝達志水町 | 所司原村づくり推進協議会       |
| (東海ブロック)    |          |                    |
| ○岐阜         | 揖斐川町     | 桂区                 |
| (近畿ブロック)    |          |                    |
| ○兵庫         | 丹波市      | NPO 法人神楽の郷         |
| 和歌山         | 那賀町      | 那賀町有機農業実践グループ      |
| (中国・四国ブロック) |          |                    |
| 山口          | 周南市      | 棚田清流の会             |
| 愛媛          | 伊予郡松前町   | 徳丸農業区              |
| ○高知         | 幡多郡十和村   | 十和村おかみさん市          |
| (九州ブロック)    |          |                    |
| ○福岡         | 福津市      | あんずの里市利用組合         |
| 熊本          | 水俣市      | 村丸ごと生活博物館 頭石       |
| 大分          | 日田市      | 大肥郷ふるさと農業振興会       |
| (沖縄ブロック)    |          |                    |
| ○沖縄         | 読谷村      | 読谷村渡慶次集落           |

○印は各ブロックの最優良事例である。



## 第4節 栄典関係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び褒章を授与された者は次のとおりである。

### 1 春秋叙勲

ア 平成17年4月29日（112名）

旭日中綬章（3名）

旭日小綬章（9名）

旭日双光章（35名）

旭日単光章（29名）

瑞宝中綬章（8名）

瑞宝小綬章（15名）

瑞宝双光章（1名）

瑞宝単光章（12名）

イ 平成17年11月3日（96名）

旭日中綬章（1名）

旭日小綬章（7名）

旭日双光章（36名）

旭日単光章（24名）

瑞宝重光章（1名）

瑞宝中綬章（8名）

瑞宝小綬章（7名）

瑞宝双光章（1名）

瑞宝単光章（11名）

### 2 春秋褒章

ア 平成17年4月29日（44名）

黄綬褒章（32名）

藍綬褒章（12名）

イ 平成17年11月3日（43名）

黄綬褒章（29名）

藍綬褒章（14名）

## 第5節 協同組合検査

### 1 協同組合検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の協同組合系統組織については、他業態との競争の激化、金融自由化の進展等、厳しい経営環境に置かれる中、組合員の負託にこたえ、将来にわたって、農林水産物の生産・流通や農山漁村の活性化といった役割を適切に果たしていくためには、その自助努力と相まって、行

政庁検査の的確な実施を通じて経営の健全性を確保することが必要である。

### 2 平成17年度の検査方針

農林水産省においては、平成17年度に、次のような方針により公正かつ効率的な検査を実施した。

#### ア 検査周期

信用事業又は共済事業を行う協同組合系統組織については年1回の実施。また、それ以外の系統組織等については、原則として2～5年に1回の検査周期を確保しつつ検査実施率の向上を図る。

#### イ 検査実施に当たっての留意事項

- (ア) 都道府県知事から要請があった場合の要請・連携検査の最大限の受入れ
- (イ) 中央会等が実施する監査士監査結果の活用と当該監査の実施時期に対する配慮
- (ウ) 公認会計士等専門家の積極的な活用と金融庁との連携強化

#### ウ 検査重点項目

- (ア) 役職員の法令等遵守態勢の確保及び内部統制の確立
- (イ) 食の安全・安心に関する取組の検証
- (ウ) 系統信用事業の健全性確保と危機管理態勢の検証
- (エ) 食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法及び各基本計画等への的確対応
- (オ) 個人情報保護に関する取組の検証

### 3 検査体制の強化等

検査方針に則して的確な検査を実施するため、検査体制を強化するとともに、検査官、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより検査技術等の向上を図った。

#### ア 検査官の人員（17年度末）

本省 73人（16年度末69人）

地方農政局 57人（16年度末57人）

（沖縄総合事務局2人を含む。）

#### イ 研修実績

##### 協同組合検査職員基礎研修

共通コース 5日間 163名

簿記・会計コース 4日間 148名

資産査定コース 5日間 153名

金融・証券・会計応用コース 5日間 106名

##### 協同組合検査職員中堅研修

フォローアップ中堅コース 5日間 76名

##### 協同組合検査職員高等研修

|              |          |      |
|--------------|----------|------|
| 責任者養成コース     | 5日間      | 47名  |
| 検査部部内研修      |          |      |
| 転入職員コース（年2回） | 2日間延べ    | 47名  |
| 実務コース（年3回）   | 2日間延べ    | 161名 |
| 通信教育コース      |          |      |
| 日商簿記2級       | 4月間      | 5名   |
| ビジネス実務法務2級   | 3月間      | 6名   |
| 検査職員養成研修     |          |      |
| 基礎研修（年2回）    | 2日間延べ    | 33名  |
| インターン研修      | 5日間～32日間 | 12名  |

#### 4 検査の実績等

17年度の農林水産省の検査における指摘事項としては例えば次のようなものがあり、また検査実績は表のとおりである。

- ア 法令等遵守態勢の整備・強化
- イ 資産の自己査定及び償却・引当の適正化
- ウ 時価会計・退職給付会計への対応
- エ 疑わしい取引及び本人確認事務の適正化
- オ 共済契約及び支払査定業務の適正化
- カ 個人情報保護・貯金者データ整備の適正化

表 協同組合検査実績

|             | 対象機関数 | 検査実施組合数 | 実施率  | 延日数   | 延日人数  |
|-------------|-------|---------|------|-------|-------|
| 農業協同組合連合会等  | 195   | 64      | 32.8 | 813   | 5,738 |
| 森林組合連合会     | 47    | 16      | 34.0 | 147   | 430   |
| 水産業協同組合連合会等 | 99    | 52      | 52.5 | 484   | 1,559 |
| 農業信用基金協会    | 47    | 14      | 29.8 | 91    | 268   |
| 漁業信用基金協会    | 43    | 24      | 55.8 | 122   | 300   |
| 合 計         | 431   | 170     | 39.4 | 1,657 | 8,295 |

## 第6節 情報の受発信

### 1 ホームページ、メールマガジン

ホームページ、メールマガジンについては、インターネットの普及に伴い、省の代表的な情報受発信手段の一つとして位置づけ、積極的な活用を行った。

ホームページでは、ウェブコンテンツ JIS X8341-3 に対応し障害者・高齢者にも利用しやすいホームページに改善を図った。また、子ども向け専用コーナーや「食料自給率の部屋」を開設するなど掲載内容の充実を図った。

これらの結果、本年度のホームページアクセス件数は12万件増加し、463万件となった。

メールマガジンでは、農林水産施策に関心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつきめ細かく提供するため、毎週金曜日に発行するとともに、新たに輸出促進情報等施策ごとの専門メールマガジンの充実を図った。

これらの結果、本年度末時点の本省発行のメールマガジン発行数は、14誌、読者は5万5千人増加し、11万3千人となった。

### 2 定期刊行物等

#### (1) 農林水産省広報誌「AFF」

農林水産省広報誌「AFF」は、農林水産省の総合広報誌として毎月発行し、一般国民を対象に、農林水産業、農山漁村、食、食品産業・食品流通業の情報や、諸施策の紹介等農林水産行政に関する情報を幅広く的確にとりあげ、都道府県、国・公立図書館、国民生活センター・消費生活センター、農林漁業団体等に配布した。

#### (2) 農林水産省年報

前年度に引き続き16年4月1日から17年3月31日までの農林水産省施策をとりまとめ、農林水産省年報16年度版として発行し、農林水産省ホームページにおいても公表した。

#### (3) はやとといちごの突撃取材

子ども達に食の大切さや農林水産業の役割等の正しい知識を付与するため、「はやとといちごの突撃取材」として、次のテーマについて朝日小学生新聞に掲載した。

17年9月 朝ごはんは脳のエネルギー源

18年2月 お米の魅力ってなんだろう？

2月 牛乳・乳製品で丈夫な骨をつくろう

2月 日本の果物・野菜は海外でも大人気

3月 魚の資源管理って何だろう？

3月 健康な身体はバランスのよい食事から

#### (4) 食と農の新春トーク

食と農林水産業について、中川昭一農林水産大臣とプロテニスプレーヤーの神尾米さんとの対談概要を日

本農業新聞（平成18年1月1日）に掲載した。

#### (5) 「食」から見える日本の未来

「食」について中川昭一農林水産大臣とフランス料理シェフの三國清三さんとの対談概要をアエラ、日経ビジネス、ニューズウィーク日本版に掲載した。

#### (6) 農林水産省のしおり

一般国民及び外国人を対象に、農林水産行政及び農林水産省の業務の概略を紹介し農林水産施策についての理解を深めてもらうため、「M.A.F.F.(食料の安定供給と美しい国づくりに向けて)」と題し、日本語版と英語版のパンフレットを作成し、来庁者へ配布した。

#### (7) 農林水産省子供向けパンフレット

次代を担う小中学生を対象に、農林水産業及び農林水産行政への理解を深めてもらうため「農林水産省ガイド BOOK 21世紀の暮らしを考えていますか」と題し、イラストと写真を中心に Q&A 方式で、農業、米、畜産業、林業、水産業についてわかりやすく解説したパンフレットを作成し、来庁者へ配布した。

### 3 テレビ、ラジオ等

#### (1) テ レ ビ

ア 「星野知子のそれいけ！アグリ」

農林漁業者等をはじめとする一般国民へ食、環境、農林水産業などに関する情報を提供し、農林水産施策への理解と協力を得るため、星野知子をキャスターとした番組を、全国ローカル局16局において、毎週1回15分間、平成18年1月～3月まで12回放送した。

番組のタイトルは次のとおり。

1. みんなの里山を守れ
2. 農業って楽しい！
3. 地場野菜を食べよう！
4. 食育で元気あっぷ
5. みんなで海を体験しよう
6. 環境にやさしい農業をエコファーマー
7. 情報付き野菜を探れ！
8. 特産品でイメージアップ
9. 中身で勝負！楽しい農業
10. 立ち上がれ！森林を守るために
11. 学校給食で食育を
12. みんなで守ろう！きれいな水

イ 「舞の海のとれたて日本」

一般国民を対象に日本の食料・農林水産業の現状や農林水産施策についての理解促進を図るため、舞の海をリポーターとした番組を、テレビ東京ほか全国2局において、毎週1回15分間、平成17年10月～平

成18年3月まで12回放送した。

また、ダイジェスト版に再編集した動画コンテンツを農林水産省ホームページに掲載した。

テーマは次のとおり。

1. おふくろの太巻き寿司
2. こだわり特産物！ぶどうと米
3. 尾張の特産！ほうれんそう
4. きのかづくし
5. 三河の味！なすと八丁味噌
6. 美味しい芳賀の梨
7. とれたて新鮮野菜
8. 加賀丸いもの秘密
9. 必見！京野菜
10. 津軽の山の幸と海の幸
11. 大地の恵み！地元農産物
12. 地域に根ざした食材
13. 大豆！豊かな食文化
14. おいしい特産！にんじん
15. ようこそ柿の里へ
16. 緑黄色野菜で元気に
17. 心を彩る八朔の味
18. 元気一杯ほうれんそう
19. 絶品！三浦半島鍋
20. 大地の栄養いっぱいだ
21. 健康野菜やまといも
22. 伝統野菜！深谷ネギ
23. 特産！べにあずま
24. 甘い香りをお届けします。

ウ 農政情報カフェ「美味しいズム」

一般国民を対象に、「食料自給率の向上」をテーマとした農林水産業や農林水産施策に関する農林水産情報番組を6本制作し、競馬・農林水産情報衛星通信ネットワーク（グリーンチャンネル）を通じて毎週月曜日30分間の本放送のほか、再放送を含め年間を通じて放送した。

また、グリーンチャンネルアグリネット（農林水産情報）のホームページに動画を掲載した。

番組タイトルは次のとおり

1. こんなにある、産地ブランド
2. 台所から食育をはじめよう！
3. 再発見！農のチカラ
4. おにぎり大好き！
5. あなたの料理は「もったいない!?!」
6. トレーサビリティは誰のため？

#### (2) ラ ジ オ

「農林水産ダイヤル」

ラジオ NIKKEI において毎週火曜日の10分間、平成17年4月～平成18年3月まで放送された「農林水産ダイヤル」に農林漁業者等を対象に農林漁業に関する諸施策、農林漁業の動向及び統計結果等を52回提供した。

### (3) ビデオ

「ザリガニ君が語る！農業用水」

次代を担う子どもたちを対象に、農林水産業に関する情報を映像により分かりやすく紹介し、関心の高揚と理解を促進するため、「農業用水の役割」について紹介した10分程度のビデオテープを制作し、これを全国の視聴覚ライブラリー等415ヵ所へ配布し、その利用を依頼した。また、農林水産省ホームページに動画コンテンツを掲載した。

## 4 地域での取組

全国の統計・情報センターでは、農林水産施策の内容とその実行過程の透明性を図り、国民の施策に対する理解の醸成を目的として、地域のイベント・説明会・会議への参画、小中学生や消費者などを対象とした出前講座の実施、国民への個別訪問等により、直接、消費者、生産者、オピニオンリーダー、地方公共団体、農協等関係団体に対し、農林水産施策の情報を丁寧で分かりやすく説明を行うとともに、これら施策に対する国民各層の意見・要望や現地情報を収集する取組を行った。

また、都道府県、農協等から発信されている地域の農林水産関係情報を国民が容易に入手できるよう、各統計・情報センターのホームページ上に専用のサイト（地域情報ネットワーク）を設けた。

## 5 内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室においては、政府の施策等について国民の理解と協力を得ることを目的として、出版物、放送その他各種媒体による広報活動を行うとともに、国民の政府に対する意見・要望を把握するため、国政モニターによる広聴活動及び国民に対する意向調査を行っている。

本年度、内閣府政府広報室を通じて実施した当省関係の主なものは次のとおりである。

### (1) テレビ

ア 「新ニッポン探検隊！」（日本テレビ他30局、15分番組。身近でホットな情報、知って良かったと思える情報について、VTR 取材又は有識者等が出演し、国民各階層向けに分かりやすく伝達。）

○ 立ち上がる農山漁村他7件

イ 「ご存じですか」—生活ミニ情報—（日本テレビ他

30局、5分番組。政府施策のうち、国民生活に密着したテーマに関する情報及び告知的なものについて、有識者又は各府省の担当者等が出演し、主婦層を主な対象として分かりやすく伝達。）

○ 疏水百選他6件

ウ 「キク！みる！」（フジテレビ他1局、8分番組。暮らしに関係の深いタイムリーな話題について、VTR 取材により、国民各層向けに分かりやすく伝達。）

○ 農業の担い手の育成・確保他2件

エ 「そこが聞きたい！構造改革」（フジテレビ、5分番組。「構造改革」を中心に、各種施策のポイントをその分野のキーマンが1問1答形式で解説。）

○ 食料・農業・農村基本計画及び食料自給率

オ 「政策対談明日への架け橋」（CS 朝日ニュースター、30分番組。政府が現在取り組んでいる政策について、その政策責任者と学者又はジャーナリスト等が深く掘り下げて議論を展開し、管理者層向けに分かりやすく伝達。）

○ 食料・農業・農村基本計画他1件

カ 「ニッポン Navi」（日経 CNBC、30分番組。経済・財政問題をはじめとする構造改革の成果と現状を取材により分かりやすく伝達。）

○ 水産業・漁村の多面的機能他1件

キ 「ニッポン早わかり」（テレビ神奈川、30分番組。国民生活に密着した施策について、VTR 取材を含むスタジオトークにより、我が国が直面している諸課題について分かりやすく伝達。）

○ 国民参加の森林づくり他8件

### (2) ラジオ

ア 「グッドモーニングジャパン」（TBS ラジオ他8局、30分番組。政府施策について、インタビュー、録音構成等により国民各層を対象に分かりやすく解説。）

○ 動物検疫・植物検疫他7件

イ 「中山秀征の愛して JAPAN！」（FM 東京他37局、25分番組。若い世代に関心のあるテーマを取り上げ、トークと CM を通じ施策の基本を解説。）

○ 木づかい運動他3件

### (3) 出版物

ア 「時の動き」（A4版、月1回発行。政府の重要施策への取り組みやその意義・骨格などを関連資料とともにコンパクトにまとめ正確な情報として提供。）

○ 経営所得安定対策等大綱他1件

イ 「Cabi ネット」（A4変形版、月2回発行。総理・閣僚の動きを中心に、内閣の重要施策の意義、必要



性等を、写真、イラスト、図表などを用いつつ伝達。)

○ 食料・農業・農村基本計画他12件

ウ 「にっぽん NOW」(タブロイド版、月2回発行。主に都市地域の主婦層を対象に、政府の主要な広報テーマと暮らしに役立つ行政情報を新聞折込方式等で提供。)

○ 食事バランスガイド他2件

エ 「官報資料版」(A4版、週1回発行。地方自治体、有識者等に対して、各府省の白書、統計調査結果等について、内容を簡潔かつ分かりやすく紹介。)

○ 食料・農業・農村白書のあらまし他2件

#### (4) 新聞広告

「食料自給率の向上」や「都市と農村の共生・対流の国民的な運動の展開」等を全国紙等に掲載した。

#### (5) 雑誌広告

「食料自給率の向上」や「有機食品の検査・認証制度」を一般雑誌に掲載した。

#### (6) その他の広報活動

「国民参加の森林づくり」等を実施した。

#### (7) 広聴活動

・国政モニター随時報告

随時報告のうち、回答を要するもの5件に回答を行い、その他の報告を各部局庁に参考配布した。

#### (8) 世論調査

・「都市と農村の共生・対流」に関する世論調査  
11月に全国20歳以上の3,000人を対象に実施した。

## 第7節 行政情報化の推進

### 1 電子政府の構築

農林水産省においては、電子政府構築計画(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定)に基づき、利用者本位の行政サービスの提供として、多様な手段により必要な情報を容易に入手し、行政手続等についてインターネット上の一つの窓口で(ワンストップ)行政サービスを行えるようにするとともに、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化、定型的業務等の外部委託の推進等の業務・システムの最適化を行うこと等により、電子政府の構築に取り組んでいるところである。平成17年度においては、電子政府の構築を確実に推進することにより利用者本位の行政サービスの提供、予算効率の高い簡素な政府の実現を目指し以下のとおり実施した。

#### (1) 業務・システムの最適化

ア 旧式(レガシー)システムに該当する総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム及び国有林野事業関係業務の業務・システムについて最適化計画を策定した。

イ 農林水産省共同利用電子計算機システム、生鮮食料品流通情報データ通信システム、動物検疫業務及び植物検疫業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)及び農林水産省情報ネットワーク(共通システム)について、見直し方針及び最適化計画を策定した。

#### (2) オンライン利用の促進

年間申請件数の多い(年間申請件数10万件以上)手続(①指定検疫物の輸入届出、②輸入植物等の検査の申請、③採捕数量等の報告)をオンライン利用促進対象手続として定め、「オンライン利用促進のための行動計画」を策定した。

## 2 行政事務のペーパーレス化

平成17年度におけるペーパーレス化(電子化)の推進方策を定め、重点的にペーパーレス化を推進する事務を定めるなど電子メール及び電子掲示板の活用により、行政事務のペーパーレス化(電子化)の取組を一層強化し、行政事務の効率化、簡素化及び情報の共有化を図った。

## 3 セキュリティ対策

「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」等の遵守状況及び情報セキュリティの確保が効果的に実施されることを確認するため、農林水産省行政情報システムの管理・運用状況等について、第三者機関による情報セキュリティ監査を実施し、その結果を踏まえて対策を講じた。

## 第8節 年次報告等

### 1 食料・農業・農村の動向に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政府は、「平成17年度食料・農業・農村の動向」及び「平成18年度食料・農業・農村施策」を平成18年6月6日に閣議決定し、同日付けで第164回国会に提出した。

前者については、新たな「食料・農業・農村基本計画」(17年3月)に基づく農政改革の初年度(17年度)の主要施策の取組と課題を整理することにより、農政改革について、国民の関心と理解を一層深めることを



狙いとして、とりまとめた。全体の構成としては、冒頭にトピックスを設けて、最近の特徴的な取組や動きを紹介したのち、食料・農業・農村の分野ごとに章立てし、当該分野の動向を分析、記述した。

#### (1) 望ましい食生活の実現と食料の安定供給システムの確立

##### ア 食の安全及び消費者の信頼の確保の取組

###### (ア) 食の安全確保に向けた取組と課題

国内外での BSE の発生、高病原性鳥インフルエンザの発生、食品の偽装表示等を契機とした、国民の食の安全に対する関心が高まっている。消費者に安全な食品を供給するためには、生産から消費に至る食品の安全確保の取組が重要であり、資材の適正使用等を定めた食品安全 GAP の導入・普及やリスクコミュニケーション、危機管理体制の整備を推進している。

また、家畜等の病気や植物の病虫害の防止措置についても、リスク分析の考え方を適用して対策を講じることが重要となっており、家畜伝染病の発生予防や動物・畜産物の輸出入検疫、植物検疫等を推進している。

###### (イ) BSE、高病原性鳥インフルエンザ問題に対する取組

BSE 問題については、食の安全・安心を大前提に科学的知見に基づき施策を講じて、国民への情報提供に努めることが重要である。また、高病原性鳥インフルエンザ（強毒型）の世界的な拡大が懸念されるなかで、国内対策の徹底と国際連携の強化が必要である。

###### (ウ) 消費者の信頼の確保の取組

牛肉以外の食品のトレーサビリティ・システムについては、食品産業における導入や出荷先とのシステム連携が進展し、生産から流通までのシステム構築が重要である。

食品表示については、生鮮食品の原産地表示の実施率が向上し、また加工食品の原料原産地表示の義務付けの対象が拡大された。表示制度の改善・充実や監視指導等が重要である。

最近、食品企業による不正表示等の事件等が頻発し、食品企業等の法令遵守の確立や情報公開の強化等が課題である。

今日、消費者、食品産業事業者、生産者の間の物理的・心理的な距離が拡大し、それぞれが社会的役割を發揮し、お互いの顔が見える関係構築が重要である。

##### イ 食生活の現状と食料自給率向上の取組

###### (ア) 食生活の現状と食育の推進

我が国全体の食料消費支出の過半が55歳以上層で占められ、今後、食料消費の動向に与える高齢世代の影響力はさらに強まる見込みである。

食料消費の動向には、年齢や収入階層、世帯構成等の様々な要因が影響しており、今後、少子高齢化の進展や人口の減少も踏まえ、消費者の志向やニーズ等への一層きめ細かな対応や、積極的な需要創出の取組が重要である。

我が国の食生活には、脂質過多等の栄養のかたより、食習慣の乱れ、欠食の広がり、大量の食品ロスの発生等の問題が生じている。国民が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくむため、食育の推進が喫緊の課題となっており、家庭、学校、地域等様々な分野において食育を推進していく必要がある。米を中心として多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践の促進のため、「食生活指針」や「食事バランスガイド」等の活用を通じ、様々な主体が参画した取組が重要である。

###### (イ) 地産地消の推進

食と農の距離の拡大するなか、各地で地産地消の取組が広がりつつある。地産地消の取組には、「顔が見え、話ができる」関係づくり、地場農産物の消費拡大、地域農業の活性化等の様々な効果が期待される。

地産地消の取組は、産地直売所、農産加工場、学校給食での地場農産物の使用等、多様な形態で進展しているが、直売、加工等向けの地場農産物の確保、販路の開拓等が課題となっている。

###### (ウ) 食料産業の動向

食料産業は、国内総生産（GDP）の1割を占める重要な産業であり、食の簡便化等を反映して、飲食費の最終消費額（80兆円）に占める加工品と外食の割合は8割まで上昇している。

近年、加工・外食に仕向けられる輸入食品の割合は上昇し、食品製造業の海外生産比率も上昇傾向にある。国内農業がこれらのニーズに十分に対応できていない理由の一つに高い国産農産物の価格があげられ、今後、農業生産資材費を含むフードシステム全体のコスト削減と食品産業と農業の連携強化の取組が重要である。

###### (エ) 農産物輸入の動向

我が国は世界最大の農産物純輸入国である。我が国の農産物輸入の構造は、米国、中国等の上位5か国で6割強を占めるなど、特定国に依存する

傾向が強く、最近では野菜等の輸入増加により、中国の割合が上昇している。

(オ) 食料自給率向上の取組

供給熱量ベースの自給率の長期的な低下は、食生活の変化により飼料穀物や油糧種子等の輸入の増加や、耕地面積の減少や耕地利用率の低下による作付延べ面積の大幅な減少も影響を及ぼしている。

輸入に多くを依存する構造は、食料の安定供給の確保等の観点からぜい弱性を内在しており、自給率目標を掲げ、その達成に向けた農地・農業用水、担い手、農業技術等の確保を通じて、食料供給力の強化を図ることが重要である。新たな基本計画では、供給熱量ベース、生産額ベースの自給率目標を設定、重点的な取組事項と関係者の役割を明確化し、食育、地産地消の推進、食品産業と農業の連携強化、担い手による需要に即した生産等、消費・生産両面の取組が推進されている。

ウ 世界の農産物需給と農産物貿易交渉の動向

(ア) 世界の農産物需給と農産物貿易の動向

最近の穀物の生産量は、豊作となった2004年を除いて消費量を下回って推移しており、穀物の期末在庫率は、2005年は19%と低水準である。世界の食料需給は、人口の増加に伴う需要の増大が見込まれるなかで、水資源の不足、地球温暖化の影響等、中長期的にみて多くの不安定要因が存在している。

中国、インド、ブラジルでは、近年の経済発展等に伴い、農産物需給や農産物貿易の動向が変化しており、特に中国では、農産物輸入が大きく増加し、最近は、南米からの油糧種子や植物油脂等の輸入割合が上昇した。今後、これらの国々の世界の食料需給に与える影響等について、注視していくことが重要である。

(イ) 農産物貿易交渉の動向

WTO 農業交渉においては、輸出国と輸入国のバランスがとれた貿易ルールの確立を目指し、我が国の主張がドーハ・ラウンドの成果に最大限反映されるよう積極的に交渉を進めるとともに、世界的に取組が増加する EPA / FTA も積極的に推進している。

(2) 地域農業の構造改革と国産の強みを活かした生産の展開

ア 農業経済の動向

(ア) 農業経済の動向

16年の農業生産は、米等が増加したため農業生

産指数(総合)は前年に比べ1.7%増加したが、農業総産出額では8兆8千億円で0.8%減少した。また、A重油価格の大幅な上昇により施設園芸農家に影響がみられ、エネルギー利用効率化等の促進が重要である。

主業農家の農家総所得は年ごとに大きく変動しており、農業の持続的な発展を図るためには、主業農家等の経営安定が重要である。

(イ) 農業労働力の動向

農業就業人口は、333万8千人(17年)で12年から14.2%減少した。農家世帯員の年齢階層別の分布状況を見ると、50歳代後半から自営農業を主とする従事者が増加しており、長期的には労働力不足が懸念される。

新規就農青年(新規卒者・39歳以下の離職就農者)は、約1万2千人(15年)で、新規就農者全体の14.8%にとどまっている。地域では新たな就農支援体制の整備や団塊世代の就農支援の取組の動きがみられる。女性農業者は基幹的農業従事者の46%(17年)を占め、認定農業者数も増加しており、今後経営参画や地域社会への参加の一層の推進が重要である。

イ 担い手の育成・確保と地域農業の構造改革の加速化

(ア) 担い手等をめぐる動向と課題

認定農業者(18年3月)は20万1千経営体で、13年から34%増加している。

集落営農は1万(17年)で、集落営農の組織化・法人化に当たって、リーダーの不在、高齢者の不参加等の問題があげられており、今後、核となる人材の育成、集落営農の具体的メリットの周知等が重要である。地域では創意工夫による取組が進展している。

(イ) 農地の確保と有効利用

耕地面積は469万ha(17年)で、長期的に減少傾向が続き、耕作放棄地面積は38万haである。経営規模の大きい階層ほど規模拡大を図る傾向が強いが、近年、農地の利用集積の伸び率が鈍化傾向にあり、今後、面的なまとまりのある形での担い手に対する農地の利用集積の促進、優良農地等の確保が重要である。

(ウ) 地域農業の構造改革の加速化

認定農業者等の経営では、効率化や多角化等を進め、より高い農業所得の実現を目指す傾向がある一方で、農業所得への依存度が高く、農産物価格等の変動の影響を受けやすい特徴がある。

農業構造について、5 ha以上層の農家数は増加しているが、田面積の3割は1 ha未満層が保有しており、水田農業における担い手への経営資源等の集中に遅れがみられ、今後、担い手経営の特質や諸外国との生産条件の格差等も踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う強じんな農業構造を構築することが喫緊の課題である。

土地利用型農業について、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した政策に転換する「品目横断的経営安定対策」の具体的な仕組みが、17年10月に経営所得安定対策等大綱において決定された。

今後、19年産からの導入に向け、対策の内容・効果の周知や、対象者要件を満たす担い手の育成・確保の取組の一層の推進が重要である。

#### (エ) 農協の課題と改革の取組

農協の経済事業について、事業収支の悪化、組合員からの不満、全農による偽装表示事件等の問題が顕在化し、抜本的な改革を断行していくことが必要である。農林水産省の業務改善命令に基づき、全農は17年12月に業務改善計画を提出した。今後国民全体からの理解と支持が得られるような取組の推進が不可欠である。

#### ウ 国産の強みを活かした農業生産の展開

##### (ア) 国産の強みを活かした農業生産の展開

消費者の7割が、できるだけ国産農産物を購入しようと意識しており、また輸入品と比べて、旬や鮮度等の点で国産農産物を評価している。今後はこれらの評価や課題等を踏まえつつ、国産の強みを活かした生産の展開が重要である。

生産現場では、生産資材の適正な管理・使用の徹底、食品安全GAPの導入・普及等の取組が進展しており、食品の安全確保等の取組は、国産農産物の安全性の向上だけでなく、生産者・産地の意識改革、ブランド化・差別化の契機となる可能性があり、その積極的な推進が必要である。

消費者における農産物の認知度や信頼性を高める地域ブランドの取組については、地域で様々な取組が進められている一方、安定的な生産やブランドの管理手法の構築等が課題となっている。

我が国の植物新品種が無断で海外に持ち出され、収穫物等が輸入される問題が発生しており、今後、知的財産の保護・活用に積極的・戦略的に取り組むことが重要である。また、革新的な技術の開発と現場への普及が、農業・食品産業の競争力の強化、新たな需要の創出・拡大等を図るため

に重要である。

##### (イ) 農産物輸出の取組の推進

我が国の農産物輸出は、東アジアの経済発展に伴う高額所得者層の市場規模の拡大等を背景に、近年、増加傾向にあるが、輸出の拡大に当たり、海外市場や消費者ニーズ、海外での販路の確立、国内の産地づくり、輸出阻害要因の是正等が課題である。

農産物輸出の拡大は、我が国の「攻めの農政」の柱として様々な効果をもたらすもので、民と官が一体となった輸出促進に向けた取組を強力に推進している。

##### エ 環境保全を重視した農業生産の推進

近年、肥料や農薬の過剰投入等による環境への影響の懸念が高まっている。環境保全を重視した農業の取組を販売農家の約半数が行っており、近年は、規模の大きな経営以外にも中小規模の経営でも取組が拡大するほか、エコファーマーの認定件数も着実に増加している。

環境保全を重視した農業の拡大に向けては、経営費や労力がかかることに加えて収量の減少や品質の低下、資材コストが比較的高いこと等の問題がある一方、環境に配慮した農産物に対するニーズは高いことから、安定的な量の確保に向けた産地づくり等が重要である。今後、農業環境規範や「農地・水・環境保全向上対策（仮称）」に基づく地域の取組を加速化することが重要である。

##### オ 需要に即した生産の推進

###### (ア) 米

今後、売れる米づくりの一層の推進、新たな需給調整システムへの円滑な移行、19年度からの「米政策改革推進対策」の円滑な実施等が重要である。また、外食・中食等のニーズに対応した加工・業務向けの生産、米飯給食の一層の定着、米加工品の開発・普及等が重要である。

###### (イ) 麦

品質や生産性の向上の遅れ等の問題が顕在化しており、実需者ニーズに応じた新品種の育成・普及の促進、担い手等への麦作の集積等の取組が必要である。「品目横断的経営安定対策」の19年産からの導入に伴う施策・制度全般の見直しを着実に進めることが重要である。

###### (ウ) 大豆

安定生産、コスト削減等の課題に対応するため、産地強化計画の策定、新栽培システムの開発、新品種開発等の取組が推進されている。「品目横断的



経営安定対策」の導入に伴い、大豆交付金制度等は廃止予定であり、新たな流通体制の構築等が検討されている。

(エ) 野菜・果実

野菜は、作付面積、生産量ともに減少傾向で推移する一方、輸入量は国内産地の加工・業務用への対応の遅れ等を背景に大幅に増加している。担い手の育成・確保を明確化した産地への生産・流通対策の重点化、加工・業務用に適した品質・規格等の普及等の取組が重要である。

果実は、後継者不足や高齢化、規模拡大の遅れなど生産基盤のぜい弱化が進行しており、今後、果樹産地構造改革計画の策定を通じて、ニーズに応じた生産・供給体制の構築を図っていくことが重要である。

(オ) 畜産

食肉の全体の需要量はほぼ横ばいとなっているが、家計の購入量は BSE や高病原性鳥インフルエンザの発生以前の水準まで回復していない。

飼料自給率の向上のため、関係者一体となった自給飼料の増産、エコフィードの推進等に向けた取組を計画的に進めていくことが重要である。

(3) 農村の地域資源の保全・活用と活力ある農村の創造

ア 農業集落の動向

(ア) 農業集落の変化

農業集落は、農業生産面にとどまらず伝統文化の継承等、様々な役割を担ってきているが、農家戸数の減少や混住化の進行等により大きく変貌してきている。

また、離農や農家の点在化等により、農家戸数が9戸以下の小規模な集落で、集落の活動の機能が失われる割合が高い。

農村地域では高齢化が急速に進んでおり、特に地方圏の町村部の老年人口の割合は24.7%となっている。

(イ) 農業集落の活動の現状

農業集落のコミュニティ活動の一環である寄り合いについて、年間の開催回数は、農家戸数規模の小さな集落ほど少なくなる傾向にあり、集落の農家戸数規模によりコミュニティ活動の状況に違いがみられる。

農業集落の生産調整活動（田畑輪換、ブロックローテーション等）は、寄り合い回数が少ない集落ほど取組割合が低下している。また、農地が減少した農業集落において、その主たる要因が耕作

放棄地である割合は、農家戸数規模が小さな集落ほど上昇している。

過疎化、高齢化、耕作放棄地の増大等により、特に中山間地域では野生鳥獣による農作物被害が深刻化しており、侵入防止柵等の設置や、放牧等の土地利用等を組み合わせた防除体系の確立が必要である。

イ 農村の地域資源の現状と課題

(ア) 農村の多様な資源の現状と多面的機能

農村には多様な地域資源が存在しており、特に、農地・農業用水等は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本である。

農業の有する多面的な機能の効果は、国民全体が享受し得るが、農業生産活動や集落機能の低下等により、多面的機能の発揮に支障を生じる事態が懸念されている。今後、地域での具体的取組を通じて、その役割や重要性の理解を求めることが重要である。

(イ) 農村資源の保全管理の動向と課題

集落等における共同作業の内容は、例えば水田では、農業用排水路の泥上げ、草刈りやごみの除去等が中心となっているが、農家戸数規模の小さな集落ほど、共同作業の実施割合が低下するとともに、1回当たりの作業時間が増加している。農地・農業用水等の維持管理の共同作業についての農家の負担感が高まっており、担い手農家は、作業内容等に応じて地域住民をはじめ多様な主体の参画を期待している。こうした状況のもと一般市民の9割は何らかの対策の必要性を認識している。

集落の構造変化等により担い手だけでは困難な維持保全を多様な主体が参画して取り組む仕組みの構築と、農業者による環境負荷軽減の取組を地域的な広がりをもって促進する施策の構築が必要である。

このことから、経営所得安定対策等大綱において、農地・農業用水等の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を総合的かつ一体的に実施する活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策（仮称）」の導入が決定された。19年度からの導入に向け施策の普及啓発、推進体制の整備の促進が必要である。

(ウ) バイオマスの利活用の促進

持続可能な循環型社会の形成や化石資源に過度に依存しない経済社会を構築していくうえで、バ

バイオマスや風力等の地域資源の利活用は重要な課題である。食品廃棄物等の肥飼料化、バイオマスタウン構想、バイオマスプラスチック等の取組や、国内外でバイオエタノール、バイオディーゼル燃料等の利活用・実証の取組が推進されている。

バイオマス等の地域資源の利活用の推進を図るため、地域特性に応じたシステムの構築等が課題である。

平成18年3月に新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、バイオマス由来輸送用燃料の利用促進、バイオマスタウン構築の加速化、人材支援による海外との連携等を図ることとされており、今後、関係機関等が一体となった取組の推進が重要である。

#### ウ 活力ある農村の創造

##### (ア) 地域資源を活用した農村経済の活性化

農業と食品産業等が連携した食料産業クラスター等の取組が各地で進展している。今後、関係当事者間の情報交換の促進が課題であり、農業と他産業の間を橋渡しする者の役割が重要である。

地域経済の活性化に結び付く可能性のある農村の自然や景観、農産物等の資源を、地域自らの主体性と工夫により活用していくことで、地域にも経済的な波及効果をもたらすことが考えられる。

また、污水处理施設や情報通信基盤等の社会生活基盤の整備は、都市と農村の間の共生・対流の取組を進めるうえでも重要である。

##### (イ) 都市と農村の共生・対流の一層の促進

地方圏では、人口減少や生産年齢人口割合の低下が続く見通しである一方、近年、中高年層の出生県へのUターンの増加のきざしがみられる。都市住民は20歳以上の4割が「ふるさと暮らし」を志向しており、また、都市と農村の双方を行き来しながら生活する二地域居住に対する関心が高まっている。今後、地域の人々が快適に生活できる環境の整備とともに、国民の期待やニーズにこたえる魅力ある農村環境の整備が必要である。

我が国が経済社会構造の転換期を迎えるなか、地域が活力を取り戻しその役割を十分に発揮するためには、都市と農村の間で「人・もの・情報」が絶えず循環する共生・対流社会の実現が重要で、今後は、地域住民やUJIターン者、NPO等多様な主体が地域の内外を問わず共生・対流の取組に参画できるよう、研修や人材・情報のネットワーク化等の活動環境の整備の促進が重要となっている。

## 2 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、「産業連関表」や「国民経済計算」に準拠した手法により、食料供給に関係する各種産業の経済活動と国民経済とのかかわりを、数量的に把握しているものであり、この経済計算は①農・漁業及び食料関連産業の生産活動の結果を国民経済計算の概念で把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の生産と投資を捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

平成15年度結果の主な内容は次のとおりである。農業・食料関連産業の国内総生産は50兆1,449億円で、前年度に比べ2.2%減少した。これを産業別にみると、運輸業が増加したものの、商業、食品工業、飲食店等が減少した。

なお、農業・食料関連産業の国内総生産は、全産業の国内総生産（GDP）の10.2%を占めている。

## 3 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財・サービスの産業相互間取引を一覧表に表したものである。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同作業により、5年ごとに作成している。

平成17年度においては、「平成17年産業連関表」の基本方針を作成した。

## 第9節 農林水産省図書館

### (1) 収 書

平成17年度における図書の受入れ（図書館の蔵書として登録したものは、3,024冊（国内図書2,653冊、外国図書371冊）で、この結果、今年度末における蔵書数は、275,891冊（国内232,170冊、外国43,721冊）となった。新聞・雑誌等の受入れは785種（国内684種、外国101種）であった。また、ビデオテープ（DVDを含む）・CD-ROM等の電子・映像情報資料の受入れは、ビデオテープ119タイトル、CD-ROM187タイトルで、今年度末における所蔵数はビデオテープ2,293タイトル、CD-ROM763タイトルとなった。

### (2) 納本及び配布

農林水産省図書館から国立国会図書館への納本は、1,205冊であった。

また、他府省及び国内外の関係機関への配布も行っている。

### (3) 利 用



平成17年度の利用者数（閲覧及び貸出）は27,023人、貸出冊数は7,690冊であった。国立国会図書館並びに各府省図書館との相互貸借は313冊（貸出153冊、借受160冊）であった。また、職員への業務支援として閉館時の貸出を行う等、サービスの拡大を行った。

#### （4）情報システムの活用

図書資料に関する閲覧及び情報提供等の利用者サービスを迅速かつ的確に行うため、「図書資料管理・提供システム」により、図書資料等の貸出・返却手続及び目録検索等を行っている。

また、「農林水産省図書館情報公開システム」により、蔵書等の目録情報及び農林水産省が編集・発行した行政図書の内容を電子化し、インターネットで公開・提供している。平成17年度は、行政図書を140冊追加し、年度末に電子的に提供可能な行政図書は1,969冊となった。

さらに、平成17年3月から、農林水産省に所属する4図書館（農林水産省図書館、林野庁図書館、農林水産政策研究所分館、農林水産技術会議事務局筑波事務所分館）の蔵書目録が一元的に検索できる「農林水産省図書館同時検索システム」の運用を開始した。

#### （5）電子・映像情報室

ビデオテープを中心とする電子・映像情報資料については、電子・映像情報室においてパソコン、ビデオデッキ、DVDプレイヤー及びモニター等の機器を設置し、一般利用者等にも広く視聴の場を提供している。

## 第10節 環境保全対策

### 1 概 説

今や環境問題は、地球温暖化や廃棄物問題、さらには生物多様性の危機にみられるように、通常の事業活動や国民の日常生活に起因し、密接な関わりを持つものへと変化している。しかしながら、農林水産業は、工業等他産業とは異なり、本来、自然と対立した形ではなく順応する形で自然に働きかけ、それを上手に利用し、健全な循環を促進することによって、その恵みを楽しむ生産活動である。

農林水産省においては、これまでも環境保全を意識した施策を展開してきたが、平成15年7月に環境政策の企画立案を一元的に担当する組織として、大臣官房環境政策課を設置した。また、平成15年12月には農林水産業が自然環境や物質循環とのかかわりが深い産業であるという認識のもと、今後の農林水産環境政策の展開に当たっての基本的な考え方を示すものとして

「農林水産環境政策の基本方針」を取りまとめた。本基本方針では、環境保全を重視する農林水産業への移行を目指し、4つの環境分野（健全な水循環、健全な大気循環、健全な物質循環、健全な農山漁村環境の保全）ごとの施策を推進することとしている。特に、地球温暖化対策については、適切な森林整備の推進、農林水産分野の温室効果ガスの発生抑制対策等に取り組んでいるところである。

また、18年3月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、地域全体でのバイオマスの総合的な利活用等に関し、総合的かつ計画的な取組を今後強化していく必要がある。

## 2 農林水産業に係る環境対策の推進

平成17年度における環境保全対策のうち主なものは、以下のとおりである。

### （1）地球環境の保全

#### ア 熱帯林をはじめとする森林保全対策

ITTO（国際熱帯木材機関）を通じ、違法伐採木材の制御のための総合情報システムの開発、森林認証における監査制度の強化を行った。

#### イ 砂漠化防止・農地保全対策

持続可能な農業農村開発における砂漠化防止対策の技術開発のため砂漠化の要因分析や実証調査を行い、各種技術マニュアルの作成等を行った。砂漠化防止に資するための農民用技術マニュアル等の開発を行うとともに、民間セクターを活用した砂漠化防止の推進体制について調査を実施した。

#### ウ 地球温暖化対策

##### （ア）森林環境保全整備

地球温暖化の防止、良質な水の確保、自然とのふれあいの場の提供など森林の有する環境創造機能が最大限発揮されるよう、重視すべき機能（水土保持、森林と人との共生、資源の循環利用）に応じた事業を実施し、豊かな環境を創造するための施策を展開した。

##### （イ）木材・木質バイオマス利用の推進

製紙やパーティクルボード等の原料や畜産分野等への木材チップの利用・供給拡大のため、木材チップの安定供給体制構築へ向けた指針の作成・普及等の取組を推進した。

##### （ウ）「国民参加の森林づくり」の推進

地球温暖化防止等多面的な機能を有する森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識を醸成するため、企業の社会貢献としての森林づくりへの支援等を通じ「国民参加の森林づくり」を

推進した。

(エ) 森林の吸収量の報告・検証体制の整備

森林の炭素吸収量について国際的に認知されうるレベルでの効率的かつ確実性の高い算定手法の開発と必要なデータの収集体制整備を推進した。都道府県から共通の仕様で森林資源データを収集し国が一括管理運用するシステムを開発・導入し、我が国の森林の炭素吸収量の算定・報告及び国際的な審査に対応できる効率的なデータ整備を行った。

エ 技術開発

地球温暖化に伴う農業、森林、漁業への影響評価と将来予測を行うとともに、農林業における温室効果ガスの排出削減・吸収・固定化技術及び化石燃料に代替する新エネルギー生産技術の開発を加速化した。また従来、防除用等に用いられてきた臭化メチルが、オゾン層保護の観点から全廃となったことに対応するため、引き続き代替技術の確立、代替薬剤の開発及び普及を推進した。さらに、低電力、高効率の青色発光ダイオードをイカつり漁業の集魚灯として用い、最も効率的な搭載方法や操作方法、操業形態等について実証化実験を行い、漁獲効率や燃料消費等のランニングコスト、初期設備投資等の低減効果を明らかにし、イカつり漁業の大幅なコスト削減を実現する技術開発を行った。

(2) 大気環境の保全

政府の率先実行として、一般公用車をグリーン購入法に基づく基本方針などに即して、低公害車に切り替えた。

(3) 水及び土壌・地盤環境の保全

ア 水環境の保全

(ア) 水環境保全対策

農業用排水の水質状況について把握を行い、農業生産の安全・安心を確保するとともに水環境の良好な維持を図った。さらに、農業用排水の水質等の水環境を保全するため、農村地域の水質汚濁原因・負荷機構の解明を行うとともに、効果的な水質保全手法について調査を実施した。また、他省庁と連携し、市街地、森林、農地系の面減負荷対策に関する基本的考え方をとりまとめた。農業用排水の水質汚濁に起因する障害を除去し、または農業用排水施設から公共用水域に排出される水質を浄化し、良質な農業用水の確保等を行うために農業用排水施設の整備等に要する経費につき都道府県、土地改良区に助成した。

(イ) 農業集落排水事業

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設の整備を行い、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村環境の改善等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与した。

(ウ) 漁場環境保全対策

油流出事故が発生した際、漁場等の汚染の防止又は軽減を図るため、水産庁漁業取締船が関係機関との協力の下、海上での油防除・回収作業が速やかに行えるよう、油防除・回収資機材の整備を行った。総合的視点からの漁場環境保全の在り方の検討、赤潮及び貧酸素水塊による漁業被害の抑制対策、廃棄物除去等の環境美化活動の推進等を実施することにより、良好な漁場環境の維持・保全を図った。

(エ) 漁業集落排水施設整備事業

漁業集落排水施設整備において、漁港及び周辺水域の浄化を図るために行う雨水、汚水の排水に必要な施設及びこれに付帯する処理施設の整備に要する経費につき地方公共団体にに対し助成した。

イ 土壌・地盤環境の保全

(ア) 地盤沈下対策事業

地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を回復するため行う農業用排水施設の整備等に要する経費につき都道府県にに対し助成した。

(イ) 公害防除特別土地改良事業

事業者の事業活動によって生ずるカドミウム等による農用地の土壌等の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されること等を防止するために行う客土等の実施に要する経費につき都道府県にに対し助成した。

(4) 廃棄物・リサイクル対策

ア 廃棄物・リサイクル対策

(ア) バイオマス・ニッポン総合戦略推進事業

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、バイオマスの総合的な利活用を推進するため、バイオマス関連情報を効果的に提供するためのシステムの構築及びバイオマスの利活用に対する理解を醸成するための普及啓発を実施した。

(イ) バイオマスの環づくり交付金

地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用シス

テムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援した。

(㉞) バイオマス・ニッポン総合戦略高度化推進事業

我が国のバイオマスの利活用に関する国家戦略である「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月閣議決定）に基づき、バイオマスのエネルギーや製品としての利用を促進するため、バイオマスタウン（広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築された地域）の構築を促進するため、地域におけるバイオマス利活用の取組を率先していく人材の育成、バイオマス利活用の意義を周知するためのシンポジウムの開催、バイオマス製品の展示を通じたバイオマス利活用の普及啓発を実施。

(㉟) バイオマス利活用フロンティア推進事業

価格が高い等の理由から普及が進んでいないバイオマスプラスチックの利活用を促進するため、①平成18年度において汎用プラスチック価格の3倍（350円/kg）での供給を可能にする技術の実証、②バイオマスプラスチックの認知度を50%するという目標を設け、複数年にわたり計画的に地域におけるバイオマスプラスチック製品の導入実証等に対して支援を行った。

(㊱) 食品リサイクル法の普及等

食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量を促進するため、食品リサイクル法に関する講習会の開催、リーフレットの作成・配布により、国民のリサイクル意識を高めるとともに、食品リサイクル法の円滑な実施を確保するため、再生利用等の手法に関する調査を引き続き行った。

(㊲) 家庭系廃食用油地区別回収支援事業

家庭からの廃食用油の回収を推進するため、市町村等を主体とした家庭系廃食用油回収に関する普及・啓発等を支援した。

(㊳) 外食産業店舗残渣高度利用推進事業

外食店舗における残渣の高度利用を促進するため、一次処理物の利用拡大の検討及び店舗型リサイクルシステムの構築等を行った。

(㊴) 家畜排せつ物処理のための施設の整備等

家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進に寄与するため、家畜排せつ物処理施設及等の整備を行った。

(㊵) 循環型漁業集落環境整備事業

漁村における循環型社会の構築に寄与するため、漁業集落環境整備事業により、風力発電等自然エネルギーを活用した集落排水処理施設の整備や汚泥等を有効活用するための堆肥化施設の整備を重点的に推進した。

(5) 化学物質対策

ア ダイオキシン類等有害物質対策

(㊶) 農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発

有害化学物質について、農林水産生態系における動態の把握、生物・生態系への影響評価、さらには、分解・無毒化技術の実証研究等を通じたりスク低減化技術を開発した。

(㊷) 有害物質リスク管理等委託事業

ダイオキシン類などの化学物質の蓄積実態、影響、摂取実態等を詳細に把握するため、調査の充実を図るとともに、わかりやすい情報提供体制を強化した。

イ 農薬対策

(㊸) 埋設農薬最終処理事業費

埋設した農薬を掘り出し、化学的に安全な方法により最終的な無害化処理を行った。

(㊹) 農薬的資材リスク情報収集事業

登録を受けていない農薬的資材の安全性等を確認するとともに関連情報を収集・整理し、情報提供した。

(6) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

ア 国土空間の自然的社会的特性に応じた自然と人間との共生

(㊺) グリーン・ツーリズム関係

都市部での農山漁村情報提供の充実強化及び都市側と受け入れ側とのマッチング、グリーン・ツーリズムビジネスの起業家、体験指導員の育成・確保を推進した。

(㊻) 森林整備地域活動支援

適切な森林整備を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援措置として、所要額の本交付金を森林所有者等に交付するとともに、地方公共団体の事務に係る経費の助成を行った。

(㊼) 都市漁村交流促進事業費

都市と漁村の交流の促進するため、交流促進方策の検討、交流情報の調査、普及啓発活動、交流



実践活動、シニアのための交流活動調査等を実施

(エ) 田園自然環境保全・再生支援事業

土地改良施設等において適切な自然環境の保全、再生、維持管理を進める観点から、農業関係者、地域住民、NPOや都市住民等の参加できる体制整備等について支援措置を講じた。

イ グラウンドワーク推進支援事業

地域住民、企業、行政等のパートナーシップにより身近な地域の環境改善等を行うグラウンドワークの普及・推進を図るため、(財)グラウンドワーク協会の行う調査研究活動等を支援した。

ウ 社会資本整備

(ア) 海岸環境整備事業

海岸の環境整備を図り、その利用増進に資するための護岸、離岸堤及び突堤の新設並びに養浜等の工事に要する経費について地方公共団体に対し補助を行った。

(イ) 治山事業

地球温暖化防止対策に資するため、荒廃山地、荒廃危険山地等の復旧・整備及び森林の保全等を行い、災害の防止・軽減を図った。

(ウ) 漁港関係事業

自然環境に調和した構造物・工法を採用した自然調和型漁港づくりや間伐材を使用した魚礁の設置等良好な水質環境の保全及び水産動植物の生息、繁殖の促進を図る事業に要する経費につき地方公共団体等に対し助成した。一般外来者の利用にも配慮した規模の植栽、休憩所、運動施設等の整備に要する経費につき都道府県、市町村に対し助成した。

エ 生物多様性の保全

(ア) 特定希少植物保存推進事業

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき繁殖証明及び特定国内希少野生植物種の譲渡し等の届出、立入検査等に関する業務及びその推進のために必要な実態調査並びに諸規制の啓蒙普及指導の推進を行った。

(イ) 自然環境保全推進

生物多様性条約の施行を念頭においた農林水産業と生物に係わる今後の方向を探ることを目的に、農産漁村地域に生息している種を対象にした調査検討を実施した。また、土、水、緑等の農山漁村地域資源の重要性を国民に理解させるとともに、良好に保全されるためのマニュアル作りを実施した。

(7) 環境政策の基盤となる施策等

ア 森林づくり交付金

地球温暖化防止や国土保全などの森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の整備・保全を支える条件整備や社会全体で森林づくりを支える国民意識の醸成等を一体的・総合的に実施した。

イ 我が国200海里内の指導監督及び取締

我が国200海里水域において、外国漁船による違法な漁獲や漁具の残置・流出による海洋生態系への悪影響が懸念されているため、違法漁獲及び漁具の違法設置を抑制し、漁業秩序の維持、水産資源の保存及び管理の実効を確保するための漁業取締を行った。

表 農林水産業に係る環境保全経費、地球環境保全対策関係予算等

(単位：千円)

|                                               |                    |
|-----------------------------------------------|--------------------|
| <b>A11地球環境の保全</b>                             | <b>123,776,497</b> |
| * 地球環境対策基本方針策定事業                              | 4,809              |
| * 地球環境民間活動推進事業                                | 2,873              |
| * 農業環境指標開発特別事業<br>(OECD 拠出金)                  | 19,930             |
| * 農業の多面的機能維持強化事業<br>(OECD 拠出金)                | 21,922             |
| * 環境委化学品プロジェクト事業<br>(OECD 分担金)                | 14,001             |
| * 国際熱帯木材機関 (ITTO) 拠出金<br>(国際熱帯木材機関本部事務局設置経費)  | 21,118             |
| * 国際熱帯木材機関 (ITTO) 拠出金<br>(違法伐採木材の制御システムの実証事業) | 106,855            |
| * 途上国農業の多面的機能の現実政策への応用<br>(FAO 拠出金)           | 120,659            |
| * 持続可能な開発に関する世界サミットフォローアップ事業 (FAO 拠出金)        | 76,426             |
| * 水産養殖ガイドライン策定事業<br>(FAO 拠出金)                 | 13,443             |
| * 効率的水利用施策強化調査                                | 8,444              |
| * 東南アジア地域持続的回遊性魚種対象漁業推進事業                     | 62,992             |
| * 節水条件化における水稻栽培技術の開発 (IRRI 拠出金)               | 36,362             |
| * 東南アジア地域環境調和型地域開発支援事業<br>(SEAFDEC 拠出金)       | 87,297             |
| * 大西洋沿岸途上国マグロ漁業統計整備支援事業                       | 32,993             |
| * 食料・農業・農村に関する国際年等推進事業費                       | 8,176              |

|                              |            |                           |                   |
|------------------------------|------------|---------------------------|-------------------|
| * 農業・食品産業強化対策に必要な経費          | 53,496     | * ○森林環境保全整備事業（国有林）（※1）    | 54,550,240        |
| 「水と食と農」戦略推進事業                | 7,429      |                           |                   |
| * 砂漠化防止等環境保全対策調査費            | 290,132    | * ○「顔の見える木材での家づくり」推進事業    | 59,000            |
| * 国際協力等共通経費                  | 6,217      | ○地域材利用促進のための新たな技術開発事業     | 40,514            |
| * 海外農業農村開発技術センター等事業のうち海外     |            |                           |                   |
| 技術情報提供費                      | 39,169     | * ○木質バイオマス利用推進緊急総合対策事業    | 3,815             |
| 農地・土壌侵食防止対策調査費               | 49,928     | * ○暮らしの中の地域材利用活性化事業       | 25,741            |
| * 水資源開発戦略構築調査委託費             | 63,353     | * ○住宅資材総合防災対策事業           | 85,084            |
| * 砂漠化防止対策推進体制検討調査委託費         | 154,800    | * ○日本の森を育てる木づかい推進緊急総合対策事業 | 200,000           |
| 地域資源利活用農業農村開発基礎調査費           | 25,312     |                           |                   |
| * 農林水産業技術研究の強化に必要な経費のうち地     |            | * アジア森林パートナーシップ推進支援事業     | 8,881             |
| 球温暖化が農林水産業に与える影響の評価及び対策      |            | * 日・インドネシア違法伐採対策協力アクションプ  | 23,337            |
| 技術の開発                        | 406,974    | ラン推進事業                    |                   |
| 地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業       |            | * 水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち水  |                   |
| の助成に要する経費のうち健全な森林力増進         | 10,774     | 産総合研究調査等委託費               | 38,475            |
| ○地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業      |            | * 水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち水  |                   |
| の助成に要する経費のうち地域材利用拡大推進        | 18,769     | 産総合研究調査等委託費               | 21,556            |
|                              |            | * 水産業振興総合対策に必要な経費のうち水産業新  |                   |
| * 農林水産技術研究の強化に必要な経費地球規模水     |            | 技術開発事業費                   | 41,824            |
| 循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と対策シナ      |            | * 病虫害防除農業環境リスク低減技術確立事業費の  |                   |
| リオの策定                        | 101,670    | うち臭化メチル代替技術開発費            | 39,000            |
| * 森林資源モニタリング調査費              | 232,184    | * 臭化メチル代替技術開発費            | 39,000            |
| * 森林吸収源データ緊急整備事業             | 496,697    |                           |                   |
| * ○森林環境保全整備事業                | 40,507,000 | <b>A12大気環境の保全</b>         | <b>3,784</b>      |
| * 森林居住環境整備事業                 | 23,508,000 | * ○一般公用車における低公害車導入経費      | 3,784             |
| * 森林資源調査データ解析事業              | 142,736    |                           |                   |
| * アジア東部地域森林動態把握システム整備事業      | 131,315    | <b>A13水及び土壌・地盤環境の保全</b>   | <b>58,955,807</b> |
|                              |            | 水道水源等水質保全対策推進事業           | 1,534             |
| * 地域住民森林管理実証調査事業             | 32,563     | 広域農業基盤整備管理調査費のうち信濃川水系開    |                   |
| * IPF / IFF 行動提案推進アジア地域国際森林専 |            | 発調査の地盤沈下分                 | 24,400            |
| 門家会合開催                       | 17,871     | 地下水調査費のうち保全調査             | 70,600            |
| * 永久凍土地帯温暖化防止森林基礎調査事業        | 9,905      | 農業農村整備推進環境保全技術調査費のうち水環    |                   |
| * 途上地域混牧林経営推進確立調査事業          | 23,949     | 境保全対策                     | 92,034            |
| * CDM 植林ベースライン調査事業           | 40,545     | 農業用水資源環境基礎調査              | 64,000            |
| * CDM 植林人材育成事業               | 22,498     | ○農業集落排水事業                 | 40,571,485        |
| * CDM 植林技術指針調査事業             | 25,807     | 水質保全対策事業（一般型）             | 1,375,893         |
| * 黄砂対策植生回復実証調査事業             | 15,453     | 地盤沈下対策事業                  | 326,000           |
| * アジア・フロンティア森林協力地域戦略プラン策     |            | 公害防除特別土地改良事業              | 820,000           |
| 定基礎調査事業費                     | 14,557     | 農林水産試験研究の助成に必要な経費環境負荷物    |                   |
| 国民参加海外森づくり事業                 | 78,694     | 質の動態解明                    | 68,421            |
| * 森林吸収源としての保安林管理情報緊急整備事業     | 9,419      | 「水と森林パートナーシップ」形成推進事業費     | 11,574            |
|                              |            | 水産業振興総合対策に必要な経費のうち水産業新    |                   |
| * 国民参加の緑づくり活動推進事業            | 134,580    | 技術開発事業費                   | 14,079            |
| * 森林吸収源計測・活用体制整備強化事業         | 1,038,506  | 水産業振興総合対策に必要な経費のうち水産業新    |                   |
|                              |            | 技術開発事業費                   | 43,454            |
| * 森林居住環境整備事業（国有林）（※1）        | 187,056    |                           |                   |



|                                           |                   |
|-------------------------------------------|-------------------|
| 漁業資源調査に必要な経費のうち漁業資源調査等委託費                 | 400,000           |
| 水産業振興総合対策に必要な経費のうち水産業新技術開発事業費             | 71,391            |
| 漁場油濁被害対策費（事務費）                            | 104,500           |
| 漁業公害対策指導費（事務費）                            | 3,309             |
| 漁業環境影響調査費（事務費）                            | 1,087             |
| 海浜生物生息環境調査費（事務費）                          | 959               |
| 我が国周辺水域資源調査等推進対策費                         | 1,833,223         |
| 油防除・回収資機材整備費（事務費）                         | 8,268             |
| * ○川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業費（委託費）         | 242,062           |
| * ○川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業費（補助金）         | 48,140            |
| * ○川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり調査費（事務費）         | 22,180            |
| 水産資源情報サービス事業費                             | 28,000            |
| 養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業費のうち養殖資機材評価事業費        | 14,520            |
| 養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業費のうち養殖漁場環境保全推進事業費     | 60,217            |
| 養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業費のうち養殖業適正化推進事業費       | 40,000            |
| 漁場環境保全創造事業                                | 2,970,000         |
| 漁港水域環境保全対策事業                              | 90,000            |
| 水産業振興事業委託費のうち生物多様性に配慮したアマモ場造成技術開発調査事業     | 64,140            |
| 水産業振興事業民間団体委託費のうち生物多様性に配慮したアマモ場造成技術開発調査事業 | 14,746            |
| ○漁業集落排水施設整備事業                             | 6,082,000         |
| 自然エネルギーを利用した水域環境改善事業                      | 80,000            |
| 土壌有害物質リスク管理対策推進事業費                        | 90,000            |
| 貝毒安全対策事業費（委託費）                            | 18,145            |
| 漁場環境保全対策費（事務費）                            | 100               |
| 養殖衛生対策センター事業                              | 106,061           |
| 魚類防疫技術対策事業                                | 36,000            |
| <b>A14廃棄物・リサイクル対策</b>                     | <b>22,826,781</b> |
| ○統計・情報行政共通経費                              | 13,582            |
| ○食生活動向調査費                                 | 22,579            |
| ○食品循環資源の再生利用等実態調査費                        | 12,563            |
| 流通飼料対策事業費                                 | 203,182           |
| * ○バイオマス・ニッポン総合戦略推進事業                     | 113,516           |
| ○バイオマスタウン構想推進費                            | 1,223             |
| ○バイオマスの環づくり交付金                            | 14,380,680        |

|                                                      |                  |
|------------------------------------------------------|------------------|
| * ○総合食料対策事業指導事務等に必要な経費                               | 78,100           |
| ○総合食料対策事業指導事務等に必要な経費                                 | 12,954           |
| ○総合食料対策事業指導事務等に必要な経費                                 | 83,142           |
| ○食品循環資源再生利用等促進法定着推進調査費                               | 5,737            |
| ○バイオ生分解素材開発・利用評価事業費                                  | 21,702           |
| * ○バイオマス生活創造構想事業に必要な経費のうちバイオマス生活創造構想整備事業費            | 700,000          |
| ○食品産業環境対策支援事業費                                       | 54,974           |
| ○家庭系廃食用油地区別回収支援事業                                    | 8,906            |
| ○バイオマス生活創造構想事業に必要な経費のうちバイオマス利活用フロンティア推進事業            | 190,000          |
| ○家庭用廃食用油効率的リサイクルシステム等構築事業                            | 8,906            |
| ○外食産業店舗残渣高度利用推進事業                                    | 7,533            |
| ○農業・食品産業強化対策に必要な経費                                   | 2,700            |
| ○農業・食品産業強化対策に必要な経費                                   | 31,500           |
| ○農村整備事業に必要な経費                                        | 395,000          |
| ○農村整備事業に必要な経費                                        | 4,217,000        |
| ○農村資源リサイクル環境整備検討調査                                   | 58,410           |
| ○農地還元資源利活用事業                                         | 90,600           |
| * ○農林水産業技術研究の強化に必要な経費のうち農林水産バイオリサイクル研究               | 1,400,000        |
| * ○バイオマス生活創造構想事業に必要な経費のうちバイオマスプラスチックの製造コスト低減に向けた技術開発 | 126,000          |
| ○木材産業の構造改革を推進する事業                                    | 124,989          |
| ○木質資源循環利用技術開発事業                                      | 95,269           |
| ○水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち水産総合研究調査等委託費                   | 37,489           |
| * ○水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち水産総合研究調査等委託費                 | 27,207           |
| ○漁船安全等技術開発事業費のうち漁船リサイクル等開発促進事業費                      | 6,814            |
| ○水産基盤整備のうち水産系副産物活用推進モデル事業                            | 154,000          |
| ○循環型漁業集落環境整備事業                                       | 175,000          |
| ○増養殖機能等実施調査事業費のうち貝殻を活用した増養殖場造成実証調査                   | 65,469           |
| <b>A15化学物質対策</b>                                     | <b>1,681,278</b> |
| * 農林水産業技術研究の強化に必要な経費のうち農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発   | 443,510          |
| * 漁場環境の化学物質リスク対策推進事業費（事業費）                           | 231,821          |

|                                            |             |                                       |            |
|--------------------------------------------|-------------|---------------------------------------|------------|
| * 漁場環境の化学物質リスク対策推進費（事務費）                   | 34,019      | 「みんなで考えるバイテク」推進事業                     | 85,326     |
| 埋設農薬最終処理事業費                                | 38,000      | 生物多様性影響評価推進経費                         | 15,112     |
| 有害物質リスク管理等委託事業（農産物生産段階）                    | 130,000     | * 野生鳥獣による農林業被害軽減のための農林生態系管理技術の開発      | 99,837     |
| 農薬的資材リスク情報収集事業                             | 134,300     | * 流域圏における水循環・農林水産生態系の自然共生型管理技術の開発     | 217,855    |
| 魚貝類の規制有害物質対策事業（事業費）                        | 4,100       | 森林整備地域活動支援交付金                         | 7,418,706  |
| 漁場環境保全対策費（事務費）                             | 202         | 森林 GIS データ基盤整備費                       | 207,243    |
| 養魚用飼料の安全性向上対策事業                            | 17,460      | * 水源林造成事業                             | 29,464,000 |
| 動物用医薬品等安全性評価基準開発費                          | 23,551      | * 特定中山間保全整備事業                         | 234,000    |
| 農林水産航空技術安全・効率化対策推進事業費のうち精密航空防除散布システム開発等推進費 | 17,034      | * 保安林整備管理事業                           | 696,629    |
| 病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立事業費のうち農薬飛散影響防止対策事業費      | 29,700      | * 保安林整備（※1）                           | 9,079,000  |
| 総合的病害虫管理（IPM）推進事業費のうち安心志向型防除指針普及推進事業費      | 9,333       | * 水源地域整備（※1）                          | 13,342,000 |
| 植物検疫重要病害虫侵入・再発防止対策事業費                      | 23,556      | * 直轄治山事業（※1）                          | 6,463,553  |
| 札幌支所隔離検疫温室等工事                              | 194,692     | * 山地治山（※1）                            | 46,752,644 |
|                                            |             | * 防災林造成（※1）                           | 1,523,000  |
|                                            |             | * 水土保全治山（※1）                          | 10,883,000 |
|                                            |             | * 共生保安林整備（※1）                         | 5,165,000  |
|                                            |             | 森林病害虫等防除事業（森林病害虫等防除に必要な経費）            | 2,503,548  |
| A16自然環境の保全と自然とのふれあいの推進                     | 152,294,826 | 森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査（※1）             | 3,370      |
| * 地球関係対応農業指針策定事業                           | 817         | 森林保全管理事業（国有林）（※1）                     | 670,168    |
| * 自然環境保全推進費                                | 11,542      | 国有林森林計画（※1）                           | 4,253      |
| 農業生産振興事業指導事務等に必要な経費のうち                     |             | 国有林野における森林環境保全利用対策のうち森林環境保全経費         | 1,399,937  |
| 土壌保全対策事務費                                  | 1,998       | * 地球環境保全森林管理強化対策                      | 4,214,447  |
| * 農業生産振興事業指導事務等に必要な経費のうち                   |             | 分収育林事業（※1）                            | 335,703    |
| 特定希少植物保存推進事業                               | 3,180       | 森林空間総合利用の推進（※1）                       | 185,406    |
| 農村振興対策事業推進費補助金グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業         | 83,066      | * 遠洋海域生物資源調査費（事務費）                    | 2,848      |
| 農村振興対策事業推進費補助金グリーン・ツーリズムビジネス育成事業費          | 73,307      | * 鯨資源調査等対策推進費のうち DNA 検査・国際大型鯨類資源回復調査費 | 83,991     |
| 多面的機能維持増進調査費                               | 60,000      | 遠洋漁業管理調査費                             | 240,433    |
| 農業農村整備推進環境保全技術調査費のうち生態系保全対策                | 76,000      | * 責任あるまぐろ漁業実践推進事業費                    | 27,362     |
| 農業農村環境情報整備調査                               | 50,000      | * 中西部太平洋カツオ・マグロ資源適正管理促進事業費            | 34,182     |
| 生きもの環境水路評価事業                               | 6,438       | 二枚貝類資源回復推進費（事務費）                      | 4,244      |
| 自然共生・環境創造支援調査                              | 28,000      | 健全な内水面生態系復元等推進事業費                     | 176,086    |
| 農村環境計画策定費補助                                | 226,819     | サメ・海鳥の保全管理プログラム作成調査費（事務費）             | 578        |
| グラウンドワーク推進支援事業                             | 60,000      | 国際資源調査等推進対策費（委託費）                     | 1,151,188  |
| 中山間地域総合整備事業のうち生態系保全施設整備事業                  | 549,586     | 国際資源調査等推進対策費（事務費）                     | 848,248    |
| 田園自然環境保全・再生支援事業                            | 17,302      | 海洋生物混獲防止対策調査費（事務費）                    | 506        |
| 海岸環境整備事業                                   | 260,000     | 野生水産生物多様性保全対策費（事務費）                   | 297        |
| * 遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究               | 400,852     | 特定外来生物被害防止対策調査費（事務費）                  | 3,380      |

|                                  |                   |                                               |         |
|----------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------|---------|
| ○自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業             | 3,178,000         | 資源管理体制・機能強化総合対策事業（補助金）                        | 49,834  |
| 沿岸域環境情報高度化事業                     | 68,000            | 資源管理体制・機能強化総合対策費（事費）                          | 14,386  |
| 漁港利用調整事業                         | 491,000           | 資源管理体制・機能強化総合対策費（委託費）                         | 305,000 |
| 緑地・広場施設整備                        | 326,000           | VMS 搭載漁船取締実証事業                                | 21,000  |
| 漁港環境整備事業                         | 1,099,000         | 有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業費                      | 42,319  |
| 海岸環境整備事業                         | 1,363,000         | * 漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業費のうち遺伝子組換え魚介類評価技術開発事業費 | 45,370  |
| 都市漁村交流促進事業費                      | 77,601            | 有機表示等普及円滑化推進事業                                | 8,503   |
| 漁港漁村活性化支援事業費                     | 99,542            |                                               |         |
| 増養殖機能等実証調査事業費のうち資源回復に適した水域環境調査   | 30,332            |                                               |         |
| 藻場・干潟生産力等改善モデル事業費                | 38,000            |                                               |         |
| 特殊肥料表示問題検討会事務費                   | 3,059             |                                               |         |
| * 農産安全管理対策事務費                    | 4,443             |                                               |         |
| 遺伝子組換え農作物等環境リスク管理対策費             | 33,191            |                                               |         |
| 病虫害防除農薬環境リスク低減技術確立事業費            | 31,860            |                                               |         |
| 農林水産航空技術安全・効率化対策推進事業費            | 21,185            |                                               |         |
| 遺伝子組換え農作物等環境リスク管理対策事業費           | 487,730           |                                               |         |
| 総合的病虫害管理（IPM）推進事業費               | 6,938             |                                               |         |
| <b>A17環境政策の基盤となる施策等</b>          | <b>14,558,536</b> |                                               |         |
| 環境保全対策連絡調整費                      | 2,340             |                                               |         |
| 農林水産環境施策関係経費                     | 3,054             |                                               |         |
| 農林水産本省一般行政に必要な経費                 | 9,718             |                                               |         |
| 農産園芸振興調査等委託費（新たな農業生産環境施策確立調査委託費） | 30,000            |                                               |         |
| 畜産環境対策事務費                        | 4,515             |                                               |         |
| 計画技術指針作成調査費のうち環境影響評価指針調査         | 17,292            |                                               |         |
| * 森林・林業基本対策推進事業                  | 8,498             |                                               |         |
| 森林づくり交付金                         | 4,431,000         |                                               |         |
| 森林環境教育活動の条件整備促進事業                | 6,970             |                                               |         |
| * 緑資源幹線林道事業のうち環境影響評価             | 24,980            |                                               |         |
| ○木の香る環境整備促進事業                    | 19,550            |                                               |         |
| 学校林整備・活用推進事業                     | 46,588            |                                               |         |
| ○森林環境保全先端技術導入機械開発事業              | 40,536            |                                               |         |
| 花粉抑制メカニズム解析調査事業                  | 39,624            |                                               |         |
| * ○多面的機能高度発揮総合利用システム開発事業         | 59,872            |                                               |         |
| 養殖共済赤潮特約掛金補助                     | 483,296           |                                               |         |
| 我が国200海里内の指導監督及び取締費（取締関係費）       | 8,613,806         |                                               |         |

注1) A11～A17の各区分は以下のとおりである。

A11 地球環境の保全等

A12 大気環境の保全

A13 水及び土壌・地盤環境の保全

A14 廃棄物・リサイクル対策

A15 化学物質対策

A16 自然環境の保全と自然とのふれあいの促進

A17 環境施策の基盤となる施策等

注2) \*は、地球環境保全関係予算である。

注3) ○は、循環型関係予算である。

注4) \*1は、国有林野事業特別会計である。

注5) 予算額は、当初予算額である。



## 第2章 国際部

### 第1節 農林水産物の輸出入

#### 1 農林水産物等の輸出促進対策

##### (1) 事業の趣旨

WTO や EPA などの国際交渉に当たっては、攻めの姿勢を持ち対応しているところであるが、国産農林水産物の輸出促進についても、攻めの農政の重要な柱の一つとして取組を推進することが求められている。

また、世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展による高所得者層の増加等により、高品質な日本産農林水産物・食品の輸出拡大の可能性が増大している。

こうした中、農林水産物・食品の輸出促進に向けて、海外での通年型販売促進をはじめとする販路創出・拡大への支援等を展開することが重要である。

##### (2) 事業内容

平成17年度において、各局庁で具体的に実施された輸出促進対策は以下のとおりである。

#### ア 農林水産物貿易円滑化推進事業（国際部）

生産者等が輸出しやすい環境を整備するため、相手国の貿易制度や市場動向等、海外の貿易情報を収集するとともに、我が国生産者等の輸出志向を醸成するためのセミナーを開催し、収集した情報の提供を行った。

さらに、有識者による、日本の農林水産物・食品の多様な輸出事例の調査・分析・検討を行った。

#### イ 国産農林水産物海外普及事業（国際部）

輸出志向のある生産者等が着実に輸出への取組を現実化できるよう、海外市場開拓ミッションの派遣、目標とする市場における商品の普及状況に合わせた日本の農林水産物・食品の輸出促進に資する PR 活動等を行った。

さらに、海外への販売について豊富なノウハウを有している輸出会社と有望な商品の生産者等がプロジェクトを形成し、商品毎の新規輸出開拓事例を構築した。

#### ウ 農林水産物海外販路確立対策事業（国際部）

現地高級百貨店等における通年型の販売活動、現

地料理店等を活用した PR 活動、商品ごとの生産者と商社の間等の連携による多様な輸出事例の定着化、輸送コストの低減に向けた流通ルートの共同化等の支援を行った。

#### エ 輸出促進型米消費拡大事業（総合食料局）

売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する、日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本型食生活の良さとからめた日本米の紹介等の販売促進活動の支援を行った。

### 2 関税(平成18年度当省関係品目の改正概要)

#### (1) 平成18年度の関税改正の経緯

平成18年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、平成17年4月4日、財務大臣から「経済情勢の変化等に対応し、関税率及び関税制度を、いかに改めるべきか」について関税・外国為替等審議会に諮問され、これを受けて、平成17年9月26日、11月4日及び11月24日の関税分科会での審議を経た後、12月15日の関税分科会で答申された。なお、この間、関税分科会企画部会の下にワーキンググループを設置して、知的財産権侵害物品の水際取締りに関する専門的事項について、平成17年9月26日、10月27日及び12月2日の計3回の検討を経た後、12月15日の企画部会で座長取りまとめが出され、この内容を同日の関税分科会に企画部会長報告として提出されて審議を経た後、平成18年度の関税改正として前述の答申に盛り込まれた。その後、この答申に基づき、「関税定率法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成18年4月1日から施行（下記(2)のイの(ア)、ウ、エ及びオを除く。）された。

#### (2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 暫定税率、農産品に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長等

(ア) 平成18年3月31日に適用期限の到来する関税暫定措置法別表第1及び第1の3に定める物品の暫定税率（原油及び石油製品の暫定税率を除く。なお、A 重油及び粗油のうち、製油の原料として使用するもの以外のものに含まれる農林漁業用 A 重油及び粗油に係る暫定税率(無税)は延長する。)

表 1 輸出促進予算の推移

| 事業名                                 | 予算額（単位：千円） |         | 事業の概要                                                                                            |
|-------------------------------------|------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                     | 16年度       | 17年度    |                                                                                                  |
| 1. 農林水産物貿易円滑化推進事業費                  | 41,375     | 41,375  | 海外の貿易情報収集及びセミナーの開催、さらに、有識者による輸出事例の調査・分析を行い円滑な輸出を実現するための効果的な方策を検討                                 |
| 2. 国産農林水産物海外普及事業費                   | 208,187    | 166,550 | 海外市場開拓ミッションの派遣、輸出促進に資する PR 活動、製品ごとの新規輸出開拓事例の構築を通じ輸出機会を拡大                                         |
| 3. 農林水産物海外販路確立対策事業費                 | 0          | 273,000 | 現地高級百貨店等における通年型の販売活動、現地料理店等を活用した PR 活動、製品ごとの生産者と商社の間等の連携による多様な輸出事例の定着化、輸送コストの低減に向けた流通ルートの共同化等の支援 |
| 4. 売れる米づくり等推進米消費拡大事業のうち輸出促進型米消費拡大事業 | 103,779    | 120,633 | 売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本米の紹介等の販売促進活動を支援                                  |

について、その適用期限を平成19年3月31日まで延長することとした。

- (イ) 平成18年3月31日に適用期限の到来するウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成19年3月31日まで延長することとした。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、北米産牛肉の輸入再開という輸入環境の変化に対応した特例措置として、制度の基本は維持しつつ、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、北米産牛肉の輸入が行われていた平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とした（平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均による発動基準数量を下回る場合には、平成17年度の輸入実績による）。

#### イ 特恵関税に係る改正

- (ア) EU への新規加盟に伴い、ブルガリア及びルーマニアについて特恵受益国から除外することとした。

これは、平成17年度現在特恵受益国に指定されているブルガリア及びルーマニアが平成19年1月1日より EU の新規加盟国となり、当該加盟期日

である平成19年1月1日をもって、EU という一つの関税領域に統合され、この結果、新規加盟国は、域外国に対しては EU の共通関税を適用し、原産地証明書も EU のものとして発行されることから、新規加盟国と既加盟国との間の物品移動を確認する手段が存在しなくなるため、EU の加盟期日である平成19年1月1日をもって、当該2カ国を特恵受益国から除外することとしたものである。

- (イ) バーレーンについて国別特恵適用除外措置を適用することとした。

- (ウ) コモロ、ジブチ及び東ティモールを LDC 特恵受益国に追加することとした。

- ウ 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS 条約）の改正等に伴う関税率表の改訂（平成19年1月1日施行）

これは、各国の関税率表等を統一している HS 条約の改正にあわせ、関税定率法・関税暫定措置法中の関税率表の技術的改訂等を行うこととしたものである。

- エ 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（以下、「協定」という。）の締結に対応した国内法令整備（平成18年7月13日施行）

協定の締結（平成15年12月の日マレーシア両国首



脳会談で協定交渉開始が合意され、平成16年1月の第1回交渉から平成17年5月の大筋合意を経て、平成17年12月13日に日本・マレーシア両国首脳がクアラルンプールにおいて協定署名）に伴って以下の関税関係法令の整備が必要となった。具体的には、この協定を実施するため、協定の内容に沿って、マレーシア産品の関税率をMFN（最恵国）税率の範囲内で引き上げること等ができることとするための二国間セーフガード制度、マレーシアに対して一定の数量を限度として関税の撤廃をする品目についての関税割当制度（表2参照）及びマレーシアに対して関税の撤廃・引下げをする一般特惠対象品目について、マレーシアを原産地とするものを一般特惠の適用対象外とするための措置等について所要の国内法令整備を行うこととした。

オ 「認定こども園」に係る適用対象施設の追加（平成18年10月1日施行）

「認定こども園」について、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において学校教育法に基づき設置される幼稚園と同水準の幼児教育又は児童福祉法に基づき設置される保育所と同水準の保育が確保される場合には、同施設を学校等給食用脱脂粉乳に係る軽減税率等の適用を受けることができる施設として追加することとした。

### （3）関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に

関税割当制度（注1）により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全体で21品目（うち農産品は18品目）に拡大され、その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールについて本制度の適用対象外とされ、この結果、全体で20品目（うち農産品は18品目）となった。平成18年度改正においても、農林水産省所管の対象品目に変更はなく（注2）、各品目の関税割当数量が定められた。（表3参照）

（注1）関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（1次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率（2次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量（関税割当数量）は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

（注2）なお、アルコール製造用糖みつについては、平成16年度より、毎年4月と10月に関税割当数量（半年枠）を定める方式から毎年4月に関税割当数量（年間枠）を定める方式（関税割当数量の年度一本化）に移行することとした（その背景等については、平成15年度版「農林水産省年報」の62頁をご参照下さい。）。

表2 日マレーシア経済連携協定（EPA）に基づく関税割当制度対象品目の割当方法等

（単位：トン）

| 【輸出国管理方式（注１）：先着順割当方式】 |                      |       |       |       |       |                               |
|-----------------------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------------------------------|
|                       | 18年度                 | 19年度  | 20年度  | 21年度  | 22年度  | 備考                            |
| 生鮮バナナ                 | 1,000(注2)            | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 22年度中に23年度以降の関税割当(枠内)数量について交渉 |
| 1次（枠内）税率              | 無税                   |       |       |       |       |                               |
| 2次（枠外）税率              | 10%(４～９月)、20%(10～３月) |       |       |       |       |                               |

（注1）輸出国管理方式：マレーシア側の基準等に基づいてマレーシア側が配分し、日本側が関税割当証明書の発給を行うもの（根拠法：関税暫定措置法第8条の8第1項）。

（注2）日マレーシア経済連携協定の発効が18年度途中の平成18年7月13日となることから、18年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、18年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、667トン（≒1,000トン÷12ヶ月×8ヶ月）となる。

表 3 平成18年度 関税割当制度対象品目一覧

## 1. UR 合意以前から関税割当制度の対象となっている品目（従来品目）

(単位：トン)

|   | 品 名                                     | 関税割当数量                   |                          | 平成18年度の関税率 |                            |
|---|-----------------------------------------|--------------------------|--------------------------|------------|----------------------------|
|   |                                         | 17年度                     | 18年度                     | 1次税率       | 2次税率                       |
| 1 | ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用)                    | 61,100                   | 63,600                   | 無税         | 29.8%                      |
| 2 | とうもろこし                                  |                          |                          |            |                            |
|   | コーンスターチ用                                | 4,259,800<br>(2,241,100) | 4,259,800<br>(2,241,100) | 無税         | 50%又は12円/kgのうち<br>いずれか高い税率 |
|   | 単体飼料用（丸粒）                               | 294,000<br>(145,800)     | 311,100<br>(157,600)     |            |                            |
|   | 特定物品製造用<br>(コーンフレーク、エチルアルコール<br>又は蒸留酒用) | 50,200<br>(24,600)       | 63,600<br>(31,500)       |            |                            |
|   | その他用                                    | 180,000<br>(97,700)      | 167,700<br>(88,700)      | 3%         |                            |
| 3 | 麦芽                                      | 528,700<br>(310,300)     | 568,500<br>(328,600)     | 無税         | 21.30円/kg                  |
| 4 | 糖みつ（アルコール製造用）                           | 12,000                   | 12,000                   | 無税         | 15.30円/kg                  |
| 5 | 無糖ココア調製品（チョコレート製造用）                     | 18,700                   | 18,700                   | 無税         | 21.3%                      |
| 6 | トマトピューレー・ペースト（トマトケチャップ等<br>製造用）         | 38,700                   | 39,500                   | 無税         | 16%                        |
| 7 | パイナップル缶詰                                | 50,900                   | 50,200                   | 無税         | 33円/kg                     |

## 2. UR 合意により関税割当制度の対象となった品目（関税化品目）

(単位：トン)

|    | 品 名                          | 関税割当数量              |                     | 平成18年度の関税率                    |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|------------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                              | 17年度                | 18年度                | 1次税率                          | 2次税率                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 8  | その他の乳製品                      | 133,940             | 133,940             | 12%、12.5%、<br>21%、25%、<br>35% | 21.3%+54円/kg、21.3%+<br>114円/kg、21.3%+635円/kg、<br>21.3%+1,199円/kg、23.8%+<br>679円/kg、23.8%+1,159円/kg、<br>29.8%+396円/kg、29.8%+<br>400円/kg、29.8%+582円/kg、<br>29.8%+679円/kg、29.8%+<br>915円/kg、29.8%+1,023円/kg、<br>29.8%+1,155円/kg、29.8%+<br>1,155円/kg、29.8%+1,159円/kg |
| 9  | 脱脂粉乳                         |                     |                     |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|    | 学校等給食用以外                     | 74,973              | 74,973              | 無税、25%、<br>35%                | 396円/kg、425円/kg、21.3%+<br>396円/kg、21.3%+425円/kg、<br>29.8%+396円/kg、29.8%+<br>425円/kg                                                                                                                                                                              |
|    | 学校等給食用                       | 7,264               | 7,264               | 無税                            | 396円/kg、<br>425円/kg                                                                                                                                                                                                                                              |
| 10 | 無糖れん乳                        | 1,500               | 1,500               | 25%、30%                       | 21.3%+254円/kg、<br>25.5%+509円/kg                                                                                                                                                                                                                                  |
| 11 | ホエイ等                         |                     |                     |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|    | 無機質を濃縮したホエイ                  | 14,000              | 14,000              | 25%、35%                       | 29.8%+425円/kg、<br>29.8%+687円/kg                                                                                                                                                                                                                                  |
|    | ホエイ及び調製ホエイ<br>(配合飼料用)        | 45,000              | 45,000              | 無税                            | 29.8%+425円/kg、<br>29.8%+687円/kg                                                                                                                                                                                                                                  |
|    | ホエイ及び調製ホエイ等<br>(乳幼児用調製粉乳製造用) | 25,000              | 25,000              | 10%                           | 29.8%+400円/kg、29.8%+<br>425円/kg、29.8%+679円/kg、<br>29.8%+687円/kg、29.8%+<br>1,023円/kg                                                                                                                                                                              |
| 12 | バター及びバターオイル                  | 581                 | 581                 | 35%                           | 29.8%+985円/kg、<br>29.8%+1,159円/kg                                                                                                                                                                                                                                |
| 13 | 雑豆（小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆等）       | 120,000<br>(28,100) | 120,000<br>(45,300) | 10%                           | 354円/kg                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 14 | でん粉、イヌリン及びでん粉調製品             | 168,400<br>(84,200) | 168,400<br>(84,200) | 無税、16%、<br>25%                | 119円/kg                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 15 | 落花生                          | 75,000              | 75,000              | 10%                           | 617円/kg                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 16 | こんにゃく芋                       | 267                 | 267                 | 40%                           | 2,796円/kg                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 17 | 調製食用脂                        |                     |                     |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|    | ニュージーランドを原産地とするもの            | 11,550              | 11,550              | 25%                           | 29.8%+1,159円/kg                                                                                                                                                                                                                                                  |
|    | その他のもの                       | 7,427               | 7,427               |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 18 | 菌                            | 1,995               | 1,995               | 無税                            | 2,523円/kg                                                                                                                                                                                                                                                        |

(注) 1. 「関税割当数量」欄の(括弧)内の数字は、当該年度上期(4～9月)の数量(確定値)である。

2. 「関税割当数量」欄の18年度の斜体数字は、当該年度(4～3月)の見込み数量(計画値)である。

3. 脱脂粉乳、ホエイ等、バター及びバターオイルの「2次税率」には、農畜産業振興機構(ALIC)が徴収するマークアップが含まれる。

## 第2節 対外経済関係

### 1 WTO（世界貿易機関）

#### (1) WTO 協定の概要

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉（ラウンド）が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンド（UR）が開始され、1993年12月に実質合意された。そして、1995年1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関（WTO）が設立された。

WTO協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（本体）と附属書1～4からなり、農林水産関係では、附属書1に農業協定、動植物検疫を規律するSPS協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定などが含まれる。

#### (2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS委員会、貿易と環境委員会などがある。

##### ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国のUR約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2004年は4回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われる。なお、2000年から開始されている農業交渉は、農業委員会特別会合において行われており、上記の活動については、農業委員会通常会合において行われている。

##### イ SPS委員会

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、協定の実施の協議のために開催されることになっており、2005年は3月、6月、10月に開催された。本委員会においては、ア、各国から行われた通報のレビュー、イ、貿易上の関心事項についての質疑応答、ウ、特別かつ異なる待遇（S&D）の実施、エ、地域主義（協定第6条）に関する議論等が行われた。

##### ウ 「貿易と環境」委員会（CTE）

CTE委員会は、2004年は4月、6月、10月の計3回開催された。通常会合においては、環境措置が市場アクセスに与える影響等についての議論が行われており、各国が環境政策の決定過程における具体的

な取組等について、情報を共有化する作業が続けている。一方、特別会合では、WTOルールと既存の「多国間環境協定（MEA）」が規定する特定の貿易義務（STO）との関係、環境物品等について交渉が行なわれている。特に、我が国をはじめとする数カ国が提出した環境物品リストに関する議論が活発化し、環境物品に関するワークショップが10月に開催された。

#### (3) WTO 閣僚会議

WTO閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として2年に1回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

WTOが発足して以来4回目の閣僚会議が、2001年11月にカタル国ドーハにおいて開催され、幅広くバランスのとれた項目を対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された。これにより、農業交渉は新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の一部として、他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置づけられることとなった。

なお、閣僚宣言のうち、農業関係については、非貿易的関心事項に配慮すべきこと等、我が国の主張が受け入れられた。

5回目の閣僚会議は、2003年9月にメキシコ・カンクンにおいて開催され、各交渉分野にわたり、閣僚会議文書案が提示されたが、先進国、途上国観の立場の違いが埋まらず、シンガポール・イシューを契機に合意が得られないまま終了した。

6回目の閣僚会議は、2005年12月に香港において開催され、我が国からは中川農林水産大臣、二階経済産業大臣、麻生外務大臣ほかが出席した。会議では、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、香港閣僚宣言が採択された。農業分野については、モグリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち、各国の意見の収れんがみられた内容について整理された。また、2006年4月末までにモグリティを確立し、同年7月末までに各国が包括的な譲許表案を提出することが合意された。

途上国の開発問題については、すべての後発開発途上国の原産である全産品について、2008年まで、または、今次ラウンドの実施期間の開始より遅れることなく、原則として無税無枠を供与することなどについて合意された。

我が国は、同閣僚会議における途上国に対する貢献として、「開発イニシアティブ」を策定し、後発開発途

上国に対して原則として無税無枠の措置等を供与することを表明し、高い評価を受けた。

香港閣僚宣言が採択された後、2006年1月のWTO非公式閣僚会合では、4月末のモダリティ合意等に向けて各国が協調して努力することを確認した。

#### (4) W T O 交 渉

##### ア 農業交渉

農業交渉はWTO農業委員会特別会合で行われており、2000年3月の第1回会合以降多くの交渉提案が提出された。我が国も、「多様な農業の共存」を基本理念とする「WTO農業交渉日本提案」を取りまとめ、2000年12月にWTO事務局へ提出し、2001年2月の特別会合で説明を行った。また、2002年11月の農業委員会特別会合において、ウルグアイ・ラウンド方式による柔軟性のある関税削減方式やミニマム・アクセスにかかる規律の不備の是正等を具体的内容とするモダリティ提案を提出した。

各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたが、主に輸出国と輸入国との間の溝が埋まらず、ドーハ閣僚宣言で示された2003年3月末の期限までにモダリティを確立することはできず、また、2003年9月にメキシコ・カンクンで行われた閣僚会議は先進国と途上国の対立等を背景に決裂したが、2004年3月に交渉が再開され、同年7月には農業分野を含め、ドーハ・ラウンド交渉の枠組み合意が成立した。

市場アクセスでは、関税削減方式として階層方式が採用される一方、各国がかかえる重要品目は別の取扱いとされ、その品目数は今後の交渉事項とされた。また、上限関税の設定については、まずその役割を評価したうえで、その是非を検討していくこととなった。国内支持については、貿易わい曲的な補助金等の総額が多い国ほど大幅に削減することなどが合意された。輸出競争については、すべての形態の輸出補助金を、期日を設けて撤廃することとされた。

この枠組み合意の成立後、2005年7月末までにモダリティのたたき台を得るべく交渉が進められたものの、当初考えられていたような進展を得ることが困難な状況となり、たたき台の提示は見送られた。

2005年9月に入ると、新たに就任したWTO事務局長と農業交渉議長のもとで議論が進められ、10月には、我が国を含む食料輸入国で構成されるG10、ブラジルやインド等の途上国で構成されるG20、EU、米国等から、関税削減率等の数字を含む具体的な提案がなされた。

市場アクセスに関しては、G20が提案していた階層ごとに削減率を一定とする関税削減方式を出発点として議論が行われたが、G10は、交渉を前進させるため、輸入国と輸出国の間で対立する要素を組み合わせ、バランスのとれた複数の選択肢を各国が選択できる仕組みを提案した。また、上限関税については、各国の生産条件の違いを無視し、一部の輸入国に過剰な負担を押し付けるものであることから、その設定に強く反対した。一方、輸出国は、柔軟性がなく大幅な削減率を有する関税削減方式や上限関税の設定等を含む提案を行った。また、輸出競争に関して、G10は、輸出補助金と同等の効果を有するすべての輸出措置（輸出信用、輸出国家貿易、食料援助）を並行的に撤廃すべきとの観点から、それらの規律の強化を主張した。

このような状況のなか、2005年11月に、WTO事務局長より香港閣僚宣言の一次案が提示された。農業交渉分野では、重要な論点について各国の間に多くの意見の差が存在したことから、議論の状況についての農業交渉議長による報告が付属書として添付された。

ドーハ・ラウンドにおいては、途上国の開発が中心的なテーマの一つとなっていることから、第6回WTO閣僚会議（香港）に向け、我が国としての具体的な貢献を行っていくため、途上国の開発のための包括的な支援策である「開発イニシアティブ」（「開発と自由貿易の好循環を目指して」）を閣僚会議に先立ち2005年12月上旬に策定し、公表した。これは、WTO交渉を通じて途上国の開発を進め、途上国が自由貿易体制からさらなる利益を得られるようにするため、「生産」、「流通・販売」、「購入」の3つの局面において、それぞれ「知識・技術」、「資金」、「人」、「制度」にわたる支援を行うものである。具体的には、後発開発途上国（LDC）への無税無枠の市場アクセスの供与や資金協力、技術協力等を内容とするものである。

2005年12月に香港で開催された第6回WTO閣僚会議では、2006年中のドーハ・ラウンド終結に向け、香港閣僚宣言が採択された。

農業部分については、国内支持、輸出競争、市場アクセスの3分野について、モダリティ確立に向けて基礎となるべき構造的要素のうち、意見の収れんのみられた内容について整理されたとともに、2006年4月末までにモダリティを確立し、同年7月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。このうち、国内支持に関しては、総合AMS及び貿易



わい曲的国内支持全体の削減階層における EU、日本、米国の位置付けが盛り込まれた。また、輸出競争に関しては、輸出補助金の撤廃期日（2013年）や、輸出信用、輸出国家貿易、食料援助についての規律の考え方や規律完成の期限が盛り込まれた。一方、市場アクセスに関しては、関税削減方式における階層の数（4階層）や、関連するすべての要素を考慮に入れて重要品目の扱いに合意する必要性が記述されたものの、他の2分野に比べれば、議論がやや遅れている面がみられた。また、途上国の開発問題については、すべての後発開発途上国の原産である全産品（以下、LDC 産品という。）について、2008年まで、または、今次ラウンドの実施期間の開始より遅れることなく、原則として無税無枠のアクセスを供与することとされるときともに、途上国の能力向上への支援が盛り込まれた。また、交渉の過程において、我が国の提唱した「開発イニシアティブ」は、同会議でも高く評価された。今後、我が国は、後発開発途上国をはじめとする途上国のニーズにこたえられるよう、原則として LDC 産品の市場アクセスの無税無枠化や経済技術協力等を的確に実行していくこととしている。

香港閣僚宣言が採択された後、2006年1月にスイスのダボスで開催された WTO 非公式閣僚会合では、4月末のモダリティ合意等に向けて各国が協調して努力することが確認されるときともに、同年1月以降、モダリティ合意に向け引き続き交渉が精力的に継続されている。

#### イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス交渉は、2001年11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始され、2002年7月には2003年5月末をモダリティ合意期限とする作業計画について合意された。

2003年9月のカンクン閣僚会議では、関税撤廃分野を明示していない「閣僚会議文書案（デルベス・テキスト）」の附属書 B が提示されたが、閣僚会議自体は、シンガポールイシュー（投資、競争、政府調達及び透明性及び貿易円滑化の4つの議題）を中心に先進国と途上国間の立場の違いが埋まらず、非農産品市場アクセス交渉も含む全体として合意が得られないまま、会議は終了した。

その後、2004年7月末の枠組み合意を目指して議論が重ねられ、7月末の一般理事会で枠組み合意が成立した。この枠組み合意では、関税削減方式については、個別品目ごとに適用される定率でない関税

削減方式に関する作業を継続すること、分野別関税撤廃・調和については、途上国の輸出関心品目を考慮し、全ての加盟国が参加することが重要であるという認識とともに、産品の範囲、参加及び途上国についての柔軟性を定義することを視野に入れて議論を継続する必要性が示された。また、非関税障壁に関しては、交渉方法として、分野別方式、分野横断的方式及びリクエスト・オファー方式を併記し、各国が関心のある非関税障壁を通報することとした。

枠組み合意後は、2005年12月の香港閣僚会議でのモダリティの確立に向け、交渉が重ねられている。2005年3月にケニア・モンバサで行われた非公式閣僚会議では、各国が従来の立場を繰り返すにとどまり、方向性を示すに至らなかったが、キトウイ貿易産業大臣の議長サマリーにおいて、関税削減方式についての提案を早急に提出し、6月までに関税削減方式に合意することを目指すべきとされた。

#### ウ ルール交渉

ルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定、及び地域貿易協定に関する規律の明確化・改善を行うこととなっているが、その中で漁業補助金についても検討することとされている。

漁業補助金については、2004年4月から2005年2月まで、計7回の会合が開催されており、この中で、漁業補助金を原則禁止とした上で、例外として認められた限られた数の補助金のみを許容する規律の方式をとるべきとするニュージーランド、米国、豪州、チリ、ペルー等の主張と、漁業補助金の原則禁止ではなく、種類ごとに補助金の善し悪しを検討して、悪いものは禁止し、良いものは許容すべきとする我が国、韓国、台湾、EC の主張とが対立している。

## 2 OECD（経済協力開発機構）

OECD は、マーシャルプランの受入体制として1948年発足した OECD（欧州経済協力機構）が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2006年3月現在30ヶ国が加盟している。

### （1）閣僚理事会

例年4－6月に開催される閣僚レベルの理事会（通称、閣僚理事会）は、引き続いて開催されるサミットを方向付ける重要な国際会議として位置付けられている。閣僚理事会では、OECD の主要活動が報告されるときともに、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性等について議論され、議論の内容は議長総括としてとりまとめられている。



第44回閣僚理事会は、2005年5月3－4日にパリの OECD 本部で開催された。我が国からは町村外務大臣、中川経済産業大臣、西川内閣府副大臣が出席するとともに、当省からは木下農林水産審議官が出席し、①マクロ経済、②エネルギー分野への投資、③グローバル化・構造調整、④ミレニアム開発目標、⑤ OECD 改革、⑥貿易等について議論が行われた。

貿易セッションにおいて、伯、中国等の非加盟国等を含む参加国は、2005年12月の WTO 香港閣僚会合、7月のたたき台第1次案の提示に向け、農業、非農産品市場アクセス、サービス、貿易円滑化及びルール各交渉分野において、今後限られた時間内で、早急に交渉を前進させる必要性を認識し、切迫感を持った取り組みを決意した。また、農業分野では交渉を進めるため、従価税換算の問題を早急に解決する必要性について多くの国が言及し、農業分野での進展が非農産品市場アクセス、サービス等の他の中核的分野における進捗にも影響をもたらすことが指摘された。

#### (2) 農 業 委 員 会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続き、PSE等を利用しつつ各国の農政改革の進展状況を分析した2005年版「OECD加盟国の農業政策」が作成されるとともに、将来の世界の農産物需給見通しを分析した2005年版「OECD農業アウトルック」が作成された。また、数年に一度開催されている OECD 農業委員会高級事務レベル会合が2005年6月14－15日にパリの OECD 本部で開催された。当省からは木下農林水産審議官が出席し、各国農政の直面する政策課題、国内農政と農産物貿易の関係等について OECD 加盟国に伯、中国等の非加盟国等が参加して意見交換を行い、相互理解の促進がなされた。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業活動が環境に与える負の効果と正の効果の両面が議論された。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、貿易自由化分析等の農業貿易に関する様々な側面からの分析及び議論が行われた。

### 3 グレンイーグルズサミット

主要先進国(日、米、露、仏、独、伊、加、英、EU)の首脳が政治、経済の諸問題につき討議する第31回サミットが、7月6日から8日まで英国スコットランドのグレンイーグルズで開催され、我が国からは小泉総理大臣が出席した。

貿易問題については、WTO 香港閣僚会議までに要点について合意し、2006年に最終合意できるよう、政治的モメンタムを注入することで意見の一致が見られた。

アフリカ問題については、成長促進のため、投資環境の改善、アフリカにとって貿易が機能するようにすることなどに合意するとともに、2010年までにアフリカ向け援助の倍増に合意した。

また、気候変動について、直面する課題に対し緊急に対策を取ることを決意し、G 8 行動計画に約束の内容を示すとともに、クリーンエネルギー技術の市場開発等のための措置をとることで合意した。

### 4 UNCTAD (国連貿易開発会議)

UNCTAD (本部：ジュネーブ) は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。加盟国は192カ国(2004年2月現在)である。

#### (1) 総 会

ほぼ4年に1回開催され、最近のものとしては、第11回総会が2004年6月13～18日、サンパウロで開催された。総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な会合であり、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後発開発途上国(LDC)問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択された。

これらの決議をもとに、特惠関税制度の導入、国連LDC会議の開催、一次産品総合計画(IPC)の採択とそれに基づく一次産品共通基金(CFC)協定発効をはじめ、熱帯木材協定、ジュート協定等の発効、保護主義・構造調整年次レビューのスタート、輸出所得補償融資制度の検討等が行われた。

#### (2) 貿易開発理事会(TDB)

UNCTADの常設機関であるTDBは、毎年1回、通常理事会を開催し、南北問題の討議と同時に、UNCTADによる諸勧告の実施状況の検討および各種委員会の報告書の採択などを行っている。

第51回TDB会合(2004年10月)においては、「南南協力」、「アフリカの債務救済」、「LDCの開発戦略」などについて議論が行われた。

### 5 国際商品協定

#### (1) 国際穀物協定

国際穀物協定は、穀物の貿易等に関して情報交換等

を行うこと及び開発途上国に対する一定量の食糧援助を確保することを目的として、国際穀物協定及び食糧援助規約で構成されている。

現在、「1995年の穀物貿易規約」及び「1999年の食糧援助規約」が適用されており、その有効期間は2007年6月30日までとなっている。

なお、国際穀物協定の運用機関である国際穀物理事会（事務局：ロンドン）の事務局長に、2006年1月に日本から応募していた北原悦男氏が選出され、同年2月から就任している。

## (2) 国際コーヒー協定

「1983年国際コーヒー協定」は、輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟輸出国に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日に経済条項を停止した。また、1983年協定は4度の延長を経て、1994年10月に1994年協定を発効した。

その後、新たな協定の策定が決定され、2000年9月には2001年協定が合意された。この新しい協定は引き続き経済条項が明記されておらず、情報交換を中心とした協定となっている（有効期間は2007年9月30日まで）。

## (3) 国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、ITTO（International Tropical Timber Organization）本部を横浜市に誘致した。

「1983年の国際熱帯木材協定」は、発効以降2度の延長後、1993年4月から新協定交渉が開始され、1994年1月に新たな「1994年の国際熱帯木材協定」が合意され、1997年1月に発効した。この協定には、熱帯林の持続的経営の達成のための「2000年目標」や「バリ・パートナーシップ資金」等が明記された。その後、「1994年の国際熱帯木材協定」は2度延長され、現在に至っている（有効期限は2006年12月まで）。

## 6 EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）

経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の交

渉に当たっては、2004年6月に策定した「経済連携（EPA）・自由貿易協定（FTA）交渉における農林水産物の取扱いについての基本的方針」に沿って、交渉相手国側の関心にできる限りの対応を行いつつ、関税撤廃が困難なものについて例外品目及び経過期間を設定するという形で、品目別の柔軟性の確保を図った。

また2004年11月に策定した「みどりのアジア EPA 推進戦略」に基づき、食料輸入の安定化・多元化や安心・安全な食料の輸入の確保、国産農産物の輸出拡大を図るなど、戦略的かつ前向きに対応した。

### (1) メキシコ

2004年9月、小泉総理とフォックス・メキシコ大統領との首脳会談で、協定の署名が行われた。

その後、2004年11月に国会の承認を経て、2005年4月に協定が発効した。

### (2) マレーシア

2005年5月に行われた首脳会談において大筋合意が確認された。同年12月には両国首脳により協定および共同声明に署名が行われた。

### (3) フィリピン

2004年11月に開催された日ASEAN首脳会議の際、両国の首脳会談において、大筋合意が確認された。

以後、できる限り早期の署名を目指し、協定条文の確定作業等を実施した。

### (4) タイ

2004年2月から開始された政府間交渉は、2005年2月までに6回開催された。2005年3月末の第7回会合（次官級協議）で、農林水産分野について、大筋合意に達した。

2005年9月には、鉱工業品、サービス、投資を含む全ての分野についての大筋合意に達し、同年10月からは実務的事項の交渉に入った。以後、共同議長レベル会合が2回、実務者レベル会合が7回開催され、2006年に協定条文等の確定に至った。

### (5) 韓国

2003年12月から開始された政府間交渉は、2005年内に実質的に交渉を終えることを目標にすると両国首脳間での合意を踏まえ、2004年11月までに6回開催された。しかし、その後、韓国側は、物品の関税交渉に入ることに慎重な姿勢をとるようになり、交渉は中断した。

2005年6月の日韓首脳会談において、小泉総理から再度交渉を再開するようご発言いただいたところ、ノ・ムヒョン大統領から「検討する」との回答があったが、2005年内の実質的交渉終結は果たされなかった。

### (6) ASEAN（東南アジア諸国連合）全体

2003年10月、インドネシアで開催された日 ASEAN 首脳会議において、「日 ASEAN 包括的経済連携の枠組み」が署名され、「日 ASEAN 包括的経済連携協定の交渉を2005年初めから開始するために最大限努力すること」等が決定された。

2005年4月に日 ASEAN 包括的経済連携 (CEP) 交渉を開始し、同年8月までに第2回会合が行われた。2005年12月の日 ASEAN 首脳会議では、「2007年4月までの交渉終了」について合意した。

#### (7) インドネシア

2004年12月及び2005年1月の日インドネシア閣僚会談において、EPA 交渉の是非等について検討するための共同検討グループの立上げに合意した。これを受けて、2005年1月から4月にかけて3回の共同検討会を開催し、報告書を取りまとめた。

2005年6月の首脳会談において、交渉入り宣言と共同声明文の発出が行われた。2005年7月に交渉を開始し、2006年3月までに3回の会合が行われた。

#### (8) チ リ

2004年11月に行われた首脳会談において、EPA / FTA の締結の可能性について検討するため、両国の産学官からなる共同研究会の立ち上げに合意した。研究会は2005年1月から計4回開催され、同年11月、双方のセンシティブ品目に対し適切な配慮を払いつつ柔軟なアプローチをとること等につき理解を共有し、報告書を取りまとめた。

2005年11月、APEC 首脳会議に併せて開催された日チリ首脳会談において、共同研究会報告書を踏まえ、交渉入りについて合意し、2006年2月に第1回会合を行った。

#### (9) ブ ル ネ イ

2005年4月に日 ASEAN・CEP 交渉の一環として二国間交渉を開始し、同年7月までに2回開催された。2005年12月の日ブルネイ首脳会談において、二国間 EPA 交渉の開始に向け交渉分野確定のための準備協議を開始することで合意し、2006年2月に第1回準備協議が開催された。

#### (10) ベ ト ナ ム

2005年4月に日 ASEAN・CEP 交渉の一環として、ベトナムとの二国間協議を開始し、同年7月までに2回開催された。2005年12月の日ベトナム首脳会談において、二国間交渉の開始に向けた共同検討会合を開始することで合意し、2006年2月に第1回会合が開催された。

#### (11) イ ン ド

2005年4月の日インド首脳会談の際の共同声明で、

物・サービスの貿易、投資、その他の経済関係の包括的拡大のために求められる方策に焦点を当て、産学官による共同研究会で包括的に議論を行い、研究会開始から1年以内に報告書を提出することで合意した。

2005年7月に第1回共同研究会が開催され、2006年1月までに3回開催された。農林水産物のセンシティブ性を尊重しつつ、現実的かつ柔軟なアプローチをとることが必要との認識が共有された。

#### (12) ス イ ス

2005年4月の日スイス首脳会談において、広く二国間の経済関係強化のあり方について、政府間の共同研究を開始することで合意した。

同年10月に第1回会合を開催し、2006年3月までに2回開催された。

#### (13) 豪 州

2005年4月の日豪首脳会議において、両国の経済関係の強化のため、FTA のメリット・デメリットを含め、様々な方策を幅広く検討する政府間の共同研究を開始することで合意した。首脳会談では、農業の取扱いには非常に難しい問題があるという認識を共有した。

同年11月に共同研究第1回会合を開催し、2006年3月までに3回開催された。

### 7 APEC (アジア・太平洋経済協力)

APEC (アジア・太平洋経済協力) は、域内の持続可能な発展を目的とし、「貿易・投資の自由化」、「貿易・投資の円滑化」、「経済・技術協力」を3つの柱として活動が行われている。

2005年の APEC では、WTO への支持、インフルエンザ対策、ボゴール目標中間評価、FTA、その他の経済・貿易問題等について議論され、ボゴール目標中間評価については、目標達成の進展状況を評価し、今後の方針として多角的貿易体制の支持、質の高い自由貿易協定 (FTA) の推進等が確認された。

APEC の農業分野での技術協力・交流が、農業技術協力作業部会 (ATCWG) で行われており、我が国は優先7分野のうち「持続可能な農業及び環境関連事項」を中心に活動し、2006年1月には我が国主催の「バイオマス・アジア・フォーラム」を開催し、バイオマスの利活用を通じた農業・農村の持続可能な発展の方向について、アジア各国の取組事例、バイオマス政策等について議論・検討を行った。

### 8 ASEAN 関連

ASEAN に日本、中国、韓国の3ヶ国を加えた東ア



ジア地域の枠組みについては、1997年のASEAN創設30周年を記念してマレーシアでASEAN+3首脳会議が初めて開催され、アジア経済危機への対応から通貨問題を中心とする地域の課題等について議論された。その後、より広範な協力について議論が行われてきており、2005年12月、マレーシアで開催された第9回会議において、ASEAN+3が東アジア共同体実現のための「主要な手段」であること、またASEAN+3の協力を促進することに合意した。また、この会議と併せてASEAN+6（日・中・韓・豪・NZ・印）をメンバーとする第1回東アジア首脳会議が開催され、「東アジア首脳会議に関するクアラルンプール宣言」が採択された。

ASEAN+3の枠組みでは首脳会談の他、外務大臣、経済大臣、財務大臣等の会合に加えて農林大臣会合が開催されている。2005年9月には第5回農林大臣会合がフィリピンで開催され、我が方からは、多様な農業の共存の重要性について理解を求めるとともに、東アジア緊急米備蓄システムの本格実施に移行することの重要性を各国に説明し、支持を受けた。

## 9 成長のための日米経済パートナーシップ

### (1) 枠組み合意までの経緯

1993年に開始された日米包括経済協議に代わる新たな日米両国間の経済関係の枠組みとして、2001年3月の日米首脳会談における共同声明において、「日米間の対話を強化するために新たな方策を探索すべく協力すること」が同意された。これを受けて同年6月の日米首脳会談において、「成長のための日米経済パートナーシップ」（以下「パートナーシップ」という。）の立ち上げが合意された。

### (2) 枠組み合意の概要

「パートナーシップ」は健全なマクロ経済政策、構造改革及び規制改革、金融機関及び企業の改革、外国直接投資、開かれた市場等の問題を取り上げ、二国間の、地域的な及びグローバルな経済・貿易問題に関する協力と取り決めのための仕組みを提供することにより、日米両国のみならず世界の持続的な成長を促進することを目的とするものであり、次の6つの枠組みが設けられた。

ア 「次官級経済対話」は、パートナーシップの方向性を定め、非公式かつ柔軟な形式をとりつつ、二国間、地域及び多国間の問題全般を扱う。

イ 「官民会議」は、両国政府による経済問題への取り組みに、両国の民間部門からの参加により、議題に関する専門知識、所見及び提言を含むインプットを

行うことを目的としている。

ウ 「規制改革及び競争政策イニシアティブ」は、規制改革及び競争政策に関する問題を扱うもので、従来の「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」に代わるものである。電気通信、情報技術、エネルギー、医療機器・医薬品の4つの分野別作業部会及び分野横断的な問題に関する作業部会並びに作業部会における作業をレビューし前進させる上級会合から構成される。

エ 「財務金融対話」は、双方にとって重要なマクロ、金融セクターなどの主要事項について、情報交換や意見交換を行うためのフォーラムで、両国の経済状況のレビューを行う。

オ 「投資イニシアティブ」は、両国における外国直接投資のための環境改善に関する法令、政策及び他の措置を扱う。

カ 「貿易フォーラム」は、いずれかの政府により提起される貿易及び貿易関連の問題を扱うとともに、生起する問題への迅速な対応を促すための「早期警戒」メカニズムとしての役割を果たす。農業に関する貿易問題についてもこの枠組みの中で議論される。

### (3) 当省関係会合の開催状況

ア 2005年12月、日米規制改革及び競争政策イニシアティブの枠組みの下で5年目の対話に向けた要望書の交換が行われ、当省関係では、日本側から植物特許、米側から植物検疫、共済等について問題が提起された。これを受け、2006年1月に第1回作業部会（東京）、2006年3月に第2回作業部会（東京、ワシントンDC）及び上級会合（ワシントンDC）が開催され、双方の要望について議論された。

イ 2005年12月、第3回貿易フォーラム（シアトル）が開催され、当省関係では日本側からマグナソン・スティーブンス法再承認法案、日本産温州みかん検疫条件、米側から牛肉、コメ、加熱家きん肉等の問題が提起された。

## 10 その他の二国間会議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に務めた。（表4）



表4 二国間会談

| 国・地域名 | 会 談 名             | 期 間            | 場 所     |
|-------|-------------------|----------------|---------|
| 中 国   | 日中経済パートナーシップ協議    | 05.12.01-02    | 東 京     |
| 台 湾   | 日台貿易経済会議フォローアップ会合 | 05.06.09       | 台 北     |
|       | 日台貿易経済会議          | 05.11.30-12.01 | 東 京     |
| E U   | 日 EU 規制改革対話       | 05.11.24-25    | 東 京     |
|       | 〃                 | 06.03.20-21    | ブラッセル   |
|       | 日 EU ハイレベル協議      | 06.01.23-24    | 東 京     |
|       | 日 EU 定期首脳協議       | 05.05.02       | ルクセンブルク |
| ス イ ス | 日スイス経済協議          | 05.07.11       | ベ ル ン   |
| カ ナ ダ | 日加次官級経済協議 (JEC)   | 05.10.03       | 東 京     |
| 豪 州   | 日豪経済ハイレベル協議       | 05.09.15       | キャンベラ   |
|       | 〃                 | 06.03.30       | 東 京     |
| パキスタン | 日パキスタンハイレベル経済協議   | 05.07.21       | 東 京     |

表6 農林水産協力関係補助金

| 事 項 名                                          | 予算額(千円)   |
|------------------------------------------------|-----------|
| 開発途上国農民組織化推進費                                  | 45,970    |
| FAO 等協力事業費                                     | 11,966    |
| 海外食糧農業情報整備等推進費                                 | 88,576    |
| 海外農林業開発協力促進事業費                                 | 35,078    |
| ASEAN 諸国等農林水産物の市場多様化のための<br>キャパシティー・ビルディング支援事業 | 19,663    |
| アジア農業青年人材育成事業                                  | 61,222    |
| 砂漠化防止対策推進体制検討調査費                               | 154,800   |
| 海外農業開発調査費                                      | 415,800   |
| 海外農業開発事業事前調査                                   | 100,012   |
| バイオテクノロジーに関する途上国研究者の<br>能力構築                   | 9,002     |
| 国際林業協力推進事業費                                    | 385,381   |
| 国際漁業振興協力事業費                                    | 1,344,361 |

## 第3節 国 際 協 力

### 1 国際協力に関する企画調査等

農林水産業協力にあたっては、我が国及び世界の食料安全保障の確保、開発途上国の飢餓・貧困の削減、地球環境問題への対応、WTO 農業交渉等における我が国主張への理解の促進及び復興支援への対応を基本として実施している。

このような農林水産業協力の効果的、効率的な実施に資するため、基礎的調査や技術指針の策定等を民間団体に委託して実施した（表5）。

また、開発途上国の現状に即した農林水産業協力の一層の促進を図るため、民間の行う基礎的調査や協力専門家の養成・確保等への助成を実施した（表6）。

表5 農林水産業協力関係委託費

| 事 項 名                                 | 予算額(千円) |
|---------------------------------------|---------|
| アジア環境保全型農業パートナーシップ<br>構築支援事業          | 13,035  |
| 開発途上国(農業統計)人材能力改善プログラム<br>作成事業        | 6,696   |
| アジア農業生産性向上事業協力                        | 30,052  |
| 地球規模の問題に対する食料・農業・農村分野<br>の貢献策に関する基礎調査 | 62,763  |
| 日アセアン地域技術交流事業                         | 28,290  |
| 農林水産業個別協力戦略推進事業                       | 44,462  |
| アフリカ地域における食糧の持続的生産技術<br>普及支援調査        | 17,646  |
| アジア地域ポストハーベストロス共同調査及び<br>技術改善支援事業     | 5,927   |
| 持続的農業技術協力効率化事業                        | 10,046  |
| 農業機械利用体系確立技術協力促進事業                    | 8,450   |
| 海外農林業開発協力問題調査等委託費                     | 86,785  |
| 国際漁業振興協力事業委託費                         | 39,618  |

## 2 技 術 協 力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に独立行政法人国際協力機構を通じて、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与の中から最適な組み合わせにより実施する技術協力プロジェクト並びに開発計画作成のための開発調査等を行うとともに、協力を携わる海外派遣専門家の養成確保を行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続きロシア、中国、韓国、アセアン諸国とそれぞれ交流を行った。

### (1) 海外研修員の受入れ

17年度の農林水産関係を含む全分野の海外研修員の受入れ実績は24,504名で、昭和29年から16年度までの累計は295,542名にのぼっている。

このうち農林水産関係の17年度新規受入れ実績は2,736名であり、地域別、分野別受入れ実績は表7のとおりである。

これらの研修は、個別研修と集団研修に大別される。その他、第三国研修を41コース、現地国内研修を13コースを実施した。

17年度に実施した農林水産関係の集団研修のうち、農林水産省が関連したものは24コース、216名、独立行政法人国際協力機構等が開設したものは26コース、209名であり、総数は425名になる。

表7 17年度地域別、分野別受入人数（新規受入人数）

| 地域/分野          | 農業  | 畜産  | 林業  | 水産  | 計     |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-------|
| ア ジ ア          | 652 | 155 | 134 | 150 | 1,091 |
| 中 近 東          | 208 | 12  | 6   | 19  | 245   |
| ア フ リ カ        | 176 | 21  | 40  | 135 | 372   |
| 中 南 米          | 211 | 66  | 28  | 645 | 950   |
| 太平洋・欧<br>州・その他 | 51  | 5   | 9   | 13  | 78    |

計 1,298 259 217 962 2,736

(2) 専門家等の海外派遣

17年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて926名であった。その地域別・分野別内訳は表8のとおりである。

また、開発調査、技術協力プロジェクト等各種協力事業の調査団へ748名が派遣された。

表8 17年度地域別、分野別派遣人数

| 地域/分野 | 農業  | 畜産 | 林業  | 水産  | 計   |
|-------|-----|----|-----|-----|-----|
| アジア   | 275 | 36 | 152 | 43  | 506 |
| 中近東   | 51  | 3  | 4   | 25  | 83  |
| アフリカ  | 83  | 4  | 34  | 25  | 146 |
| 中南米   | 59  | 41 | 29  | 38  | 167 |
| 太平洋   | 15  | 0  | 0   | 8   | 24  |
| 欧州    | 1   | 0  | 0   | 0   | 1   |
| 計     | 484 | 84 | 219 | 139 | 926 |

(3) 技術協力プロジェクト

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家派遣、機材供与及び研修員受入れを単独又は複数組み合わせで実施する技術協力プロジェクトは17年度において表8のとおり102件であった。

以上のほか、17年度において技術協力プロジェクトのための事前評価調査を行ったものとしては、

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| タイ      | 農業協同組合におけるコミュニティリーダー育成計画             |
| ベトナム    | 農民組織機能強化計画                           |
| ベトナム    | 中小規模酪農生産技術改善計画                       |
| ラオス     | 気象水文業務改善計画                           |
| ミャンマー   | エーヤワディー・デルタ住民参加型マングローブ植林計画           |
| バングラデシュ | 小規模養鶏普及計画                            |
| ネパール    | 養蚕振興・普及計画                            |
| モンゴル    | 農業普及・協同組合・統計情報の活用による複合農牧業パイロットプロジェクト |
| ドミニカ共和国 | サバナ・イエグア・ダム上流域流域管理                   |
| コロンビア   | 天然林の管理と利用                            |
| モザンビーク  | ショックエ灌漑スキーム小規模農家総合農業開発               |
| ルーマニア   | 農業協同組合育成計画                           |

の12件がある。

表9 17年度技術協力プロジェクト案件  
プロジェクト名

実施期間

| 国 名           |                              |                       |
|---------------|------------------------------|-----------------------|
| <新規案件>        |                              |                       |
| (農業分野)        |                              |                       |
| 東 テ ィ モ ー ル   | マナツト県灌漑稲作                    | 2005.6.1～2008.5.31    |
| フ ィ リ ピ ン     | 水利組合育成強化計画                   | 2005.4.1～2006.9.30    |
| ベ ト ナ ム       | 農業生産性向上のための参加型水管理推進計画        | 2005.6.30～2010.6.29   |
| カ ン ボ ジ ア     | 灌漑技術センター計画 (フェーズII)          | 2006.1.10～2009.7.9    |
| ラ オ ス         | 食料安全保障情報に関する統計職員の能力開発国内研修    | 2005.10.2～2005.11.27  |
| ミ ャ ン マ ー     | コーカン特別区麻薬対策・貧困削減             | 2005.4.1～2010.3.31    |
| ス リ ラ ン カ     | トリンコマリー県住民参加型農業農村復興開発計画      | 2005.7.1～2009.6.30    |
| パ キ ス タ ン     | 北西辺境州灌漑計画策定                  | 2005.12.8～2006.9.30   |
| ア フ ガ ニ ス タ ン | 国立農業試験場再建計画                  | 2005.6.15～2010.6.14   |
| ボ リ ビ ア       | 持続的農村開発のための実施体制整備計画          | 2006.1.18～2008.1.17   |
| エ チ オ ピ ア     | 灌漑農業改善                       | 2005.10.1～2008.9.30   |
| エ チ オ ピ ア     | 農民支援体制強化計画                   | 2005.7.14～2009.7.15   |
| ケ ニ ア         | 中南部持続的小規模灌漑開発・管理計画           | 2005.12.8～2010.12.7   |
| ザ ン ビ ア       | ザンビア・イニシアチブ地域における農村開発        | 2006.1.1～2008.12.31   |
| (畜産分野)        |                              |                       |
| [南 米 地 域]     |                              |                       |
| ニ カ ラ グ ア     | 広域協力を通じた南米南部家畜衛生改善のための人材育成   | 2005.7.30～2010.7.31   |
| ウ ガ ン ダ       | 中小規模農家牧畜生産性向上計画              | 2005.5.11～2010.5.10   |
|               | 家畜疾病対策計画                     | 2005.12.1～2007.11.30  |
| (林業分野)        |                              |                       |
| カ ン ボ ジ ア     | 森林分野人材育成計画 (フェーズII)          | 2005.12.15～2010.12.14 |
| ベ ト ナ ム       | 中部高原地域森林管理計画                 | 2005.6.20～2008.9.19   |
| セ ネ ガ ル       | サルームデルタにおけるマングローブ持続的管理計画     | 2005.11.25～2008.3.31  |
| パ ナ マ         | アスウェロ半島森林保護区生物多様性保全のための研究・評価 | 2005.11.15～2008.11.14 |
| ブ ラ ジ ル       | アマパ州氾濫原における森林資源持続利用計画        | 2005.11.2～2009.5.1    |
| ウ ル グ ア イ     | CDM 植林実施能力強化                 | 2005.11.30～2007.11.29 |
| ニ カ ラ グ ア     | 住民による森林管理計画                  | 2006.1.1～2010.12.31   |
| (水産分野)        |                              |                       |
| ラ オ ス         | 養殖改善・普及計画 (フェーズII)           | 2005.4.23～2010.4.22   |
| チ ュ ニ ジ ア     | 沿岸水産資源の持続的利用計画               | 2005.6.23～2010.6.22   |
| <継続案件>        |                              |                       |
| (農業分野)        |                              |                       |
| イ ン ド         | 養蚕普及強化計画                     | 2002.8.11～2007.8.10   |
| イ ン ド ネ シ ア   | 農業経営改善のための農業普及員訓練計画          | 2004.1.5～2007.1.4     |
| イ ン ド ネ シ ア   | 水利組合強化計画                     | 2004.4.1～2007.3.31    |
| イ ン ド ネ シ ア   | 食料安全保障政策立案・実施支援              | 2005.3.1～2008.2.29    |
| カ ン ボ ジ ア     | 灌漑技術センター計画                   | 2001.1.10～2006.1.9    |
| カ ン ボ ジ ア     | バットンバン農業生産性強化計画              | 2003.4.1～2006.3.31    |
| タ イ           | 水管理システム近代化計画                 | 1999.4.1～2005.9.30    |
| タ イ           | 農業統計及び経済分析開発                 | 2003.7.16～2008.7.15   |
| フ ィ リ ピ ン     | 農協強化を通じた農民所得向上計画             | 2000.7.1～2005.6.30    |
| フ ィ リ ピ ン     | 水利組合育成強化計画                   | 2003.5.26～2006.9.30   |
| フ ィ リ ピ ン     | 高生産性稲作技術の地域展開計画              | 2004.11.15～2009.11.14 |
| ベ ト ナ ム       | 食品工業研究所強化計画                  | 2002.9.6～2007.9.5     |
| ラ オ ス         | 農業統計能力開発強化計画                 | 2005.2.13～2005.3.20   |
| ベ ト ナ ム       | ミバエ類殺虫技術向上                   | 2004.11.1～2007.10.30  |

|               |                              |                       |
|---------------|------------------------------|-----------------------|
| 中 華 人 民 共 和 国 | 大型灌漑区節水かんがいモデル計画             | 2001.6.1～2006.5.31    |
| 中 華 人 民 共 和 国 | 持続的農業技術研究開発計画                | 2002.2.6～2007.2.5     |
| バ ン グ ラ デ シ ュ | 農村開発技術センター機能強化計画             | 2003.1.10～2006.1.9    |
| ネ パ ー ル       | 農業研修普及改善計画                   | 2004.1.9～2009.1.8     |
| ブ ー タ ン       | 東部2県農業生産技術開発・普及支援計画          | 2004.6.15～2009.6.14   |
| パプアニューギニア     | 小規模稲作振興                      | 2003.12.1～2008.11.30  |
| メ キ シ コ       | 農業機械検査・評価事業計画（補完協力）          | 2004.3.1～2007.2.28    |
| ド ミ ニ カ 共 和 国 | 灌漑農業技術改善計画                   | 2001.3.1～2006.2.28    |
| ボ リ ビ ア       | 農業総合試験場                      | 1957.9.1～2010.3.31    |
| ボ リ ビ ア       | 小規模農家向け優良稲種子普及計画             | 2000.8.1～2005.7.31    |
| ブ ラ ジ ル       | トカンチンス州小規模農家農業技術普及システム強化計画   | 2003.4.1～2006.3.31    |
| チ リ           | 住民参加型農村環境保全計画                | 2000.3.1～2007.2.28    |
| ペ ル ー         | 種子の品質管理                      | 2003.4.1～2006.3.31    |
| パ ラ グ ア イ     | 農業総合試験場                      | 1957.9.1～2010.3.31    |
| エ ジ プ ト       | ナイルデルタ水管理改善計画                | 2000.3.1～2007.2.28    |
| モ ロ ッ コ       | 農業機械化研修センター計画                | 2000.9.1～2005.8.31    |
| ガ ー ナ         | 農民参加型灌漑管理体制整備計画              | 2004.10.1～2006.9.30   |
| 象 牙 海 岸       | 灌漑稲作営農改善計画（フェーズII）           | 2002.11.1～2007.10.31  |
| タ ン ザ ニ ア     | キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画（フェーズII） | 2001.10.1～2006.9.30   |
| ザ ン ビ ア       | 孤立地域参加型村落開発計画                | 2002.6.1～2007.5.31    |
| エ チ オ ピ ア     | 農民支援体制強化計画                   | 2004.7.16～2009.7.15   |
| （畜産分野）        |                              |                       |
| イ ン ド ネ シ ア   | 地域資源利用型酪農適正技術普及              | 2004.7.1～2007.6.30    |
| タ イ           | タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画          | 2001.12.25～2006.12.24 |
| フ ィ リ ピ ン     | 水牛及び肉用牛改良計画                  | 2000.10.2～2005.10.1   |
| ベ ト ナ ム       | 牛人工授精技術向上計画                  | 2000.10.2～2005.10.1   |
| 中 華 人 民 共 和 国 | 黒竜江省酪農乳業発展計画                 | 2001.7.1～2006.6.30    |
| バ ン グ ラ デ シ ュ | 家禽管理技術改良計画 F / U             | 2003.6.19～2005.6.18   |
| メ キ シ コ       | ハリスコ州家畜衛生診断技術向上計画            | 2001.12.10～2006.12.9  |
| パ ナ マ         | 牛生産性向上計画 F / U               | 2003.11.24～2005.11.23 |
| ボ リ ビ ア       | 小規模畜産農家のための技術普及改善計画          | 2004.12.6～2008.12.5   |
| （林業分野）        |                              |                       |
| イ ン ド ネ シ ア   | 炭素固定森林経営現地実証調査               | 2001.1.17～2006.1.16   |
| イ ン ド ネ シ ア   | 森林火災予防計画（フェーズII）             | 2001.4.15～2006.4.14   |
| イ ン ド ネ シ ア   | マングローブ情報センター計画 F / U         | 2004.5.15～2006.5.14   |
| マ レ ー シ ア     | ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム         | 2002.2.1～2007.1.31    |
| フ ィ リ ピ ン     | 地域住民による森林管理プログラム強化計画         | 2004.6.15～2009.6.14   |
| ベ ト ナ ム       | 北部荒廃流域天然林回復計画                | 2003.10.1～2008.9.30   |
| ベ ト ナ ム       | 森林火災跡地復旧計画                   | 2004.2.16～2007.2.15   |
| ラ オ ス         | 森林管理・住民支援                    | 2004.2.1～2009.1.31    |
| ミ ャ ン マ ー     | 乾燥地共有林研修・普及計画                | 2001.12.15～2006.12.14 |
| 中 華 人 民 共 和 国 | 四川省森林造成モデル計画                 | 2000.7.1～2007.10.31   |
| 中 華 人 民 共 和 国 | 日中協力林木育種科学技術センター計画           | 2001.10.18～2006.10.17 |
| 中 華 人 民 共 和 国 | 日中林業生態研修センター計画               | 2004.10.18～2009.10.17 |
| パ ナ マ         | パナマ運河流域保全計画                  | 2000.10.1～2005.9.30   |
| ブ ラ ジ ル       | セラード生態コリドー保全計画               | 2003.2.1～2006.1.31    |
| ブ ラ ジ ル       | 東部アマゾン森林保全・環境教育              | 2004.1.17～2007.1.16   |
| セ ネ ガ ル       | 総合村落林業開発計画                   | 2000.1.15～2007.3.31   |
| ガ ー ナ         | 移行帯地域参加型森林資源管理計画             | 2004.3.30～2009.3.29   |
| ケ ニ ア         | 半乾燥地農地林活動強化計画                | 2004.3.29～2007.3.28   |



|                 |                  |                      |
|-----------------|------------------|----------------------|
| エチオピア<br>(水産分野) | ペレテ・ゲラ参加型森林管理計画  | 2003.10.1～2006.9.30  |
| インドネシア          | 淡水養殖振興計画         | 2000.8.28～2007.8.27  |
| カンボジア           | 淡水養殖改善・普及計画      | 2005.2.28～2008.2.27  |
| ミクロネシア          | 漁業訓練計画           | 2000.8.1～2006.2.1    |
| トルコ             | 黒海カレイ持続的種苗生産技術開発 | 2004.11.22～2007.1.31 |
| モロッコ            | 零細漁業改良普及システム整備計画 | 2001.6.1～2006.5.31   |
| マラウイ            | 在来種増養殖技術開発計画     | 1999.4.1～2006.3.31   |
| マダガスカル          | 北西部養殖振興計画        | 2003.12.1～2006.5.31  |
| アルゼンチン          | ペヘレイ増養殖研究開発計画    | 2002.9.10～2005.9.9   |
| メキシコ            | ユカタン半島沿岸湿地保全計画   | 2003.3.1～2008.2.29   |
| エクアドル           | ガラパゴス諸島海洋環境保全計画  | 2004.1.20～2009.1.19  |
| コスタリカ           | ニコヤ湾持続的漁業管理計画    | 2002.10.1～2007.9.30  |
| トリニダード・トバゴ      | 持続的海洋水産資源利用促進計画  | 2001.9.25～2006.9.24  |
| エルサルバドル         | 貝類増養殖開発計画        | 2005.1.11～2008.1.10  |

## (4) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関して、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行う開発調査事業を表10のとおり53件実施した。

表10 平成17年度開発調査事業案件

| 番号       | 国名      | 案件名                                        |  |
|----------|---------|--------------------------------------------|--|
| 〔アジア地域〕  |         |                                            |  |
| 1        | インドネシア  | 農水産業セクタープログラム開発計画調査                        |  |
| 2        | インドネシア  | 農家所得の向上調査：農産加工及び農村金融                       |  |
| 3        | カンボジア   | 公開穀市場整備計画調査                                |  |
| 4        | カンボジア   | プレクトノット川流域農業総合開発計画調査                       |  |
| 5        | カンボジア   | 流域灌漑・排水基本計画                                |  |
| 6        | キルギス    | 営農改善及び農畜産物加工業振興計画調査                        |  |
| 7        | スリランカ   | 灌漑分野に係る総合的管理能力向上計画調査                       |  |
| 8        | スリランカ   | 津波被災地域コミュニティ復興支援調査                         |  |
| 9        | スリランカ   | 南部津波被災沿岸地域経済基盤復旧・復興支援調査                    |  |
| 10       | タイ      | 北タイにおける天然資源管理と持続可能な農業農村開発のための能力強化戦略・実施計画調査 |  |
| 11       | パキスタン   | バロチスタン州水利用効率向上調査                           |  |
| 12       | バングラデシュ | 大マイメンシン圏小規模水資源開発計画調査                       |  |
| 13       | フィリピン   | 国営灌漑システム維持管理・改善計画策定手法調査                    |  |
| 14       | ベトナム    | 造林計画策定能力開発                                 |  |
| 15       | ベトナム    | 北西部山岳地域農村生活環境改善マスタープラン策定調査                 |  |
| 16       | ベトナム    | ター・チャック貯水池建設計画                             |  |
| 17       | ベトナム    | CDM 造林促進開発調査                               |  |
| 18       | ミャンマー   | 中央乾燥地における貧困削減のための地域開発計画調査                  |  |
| 19       | モルディブ   | 地方島津波災害緊急復旧・復興支援調査                         |  |
| 20       | モンゴル    | ゾド対策に向けた地方牧畜業体制改善支援計画調査                    |  |
| 21       | 中国      | 水利権制度整備調査                                  |  |
| 22       | 東ティモール  | ラクロ川及びコモロ川流域住民主導型流域管理計画                    |  |
| 〔アフリカ地域〕 |         |                                            |  |
| 23       | ウガンダ    | 東部ウガンダ持続型灌漑開発計画                            |  |
| 24       | ウガンダ    | 収穫後処理及び流通市場開発計画                            |  |
| 25       | ガーナ     | コメ総合生産・販売調査                                |  |
| 26       | ガボン     | 水産マスタープラン                                  |  |
| 27       | ガンビア    | ガンビア川上流地域農業開発・生活改善                         |  |
| 28       | ギニア     | ソンフォニア低地における灌漑農業機械化及び水管理計画調査               |  |
| 29       | ケニア     | ニヤンド及びホマベイ県における地方開発プログラム調査                 |  |
| 30       | ケニア     | ニヤンド川流域総合管理計画調査                            |  |
| 31       | ジンバブエ   | 既存ダムの水利用による小規模農民のための農業開発計画調査               |  |
| 32       | セネガル    | 漁業資源評価・管理計画調査                              |  |
| 33       | セネガル    | 稲作再編計画調査                                   |  |
| 34       | タンザニア   | 地方開発セクタープログラム策定支援調査フェーズ2                   |  |
| 35       | チャド     | スーダン難民キャンプ周辺コミュニティ開発計画調査                   |  |
| 36       | ニジェール   | サヘル・オアシス開発計画調査                             |  |
| 37       | ブルキナファソ | コモエ県森林管理計画調査                               |  |
| 38       | ブルキナファソ | 砂漠化防止対策推進体制検討調査                            |  |
| 39       | マダガスカル  | アロチャ湖南西部流域管理及び農村総合開発調査                     |  |
| 40       | マラウイ    | 養殖開発計画調査                                   |  |
| 41       | マラウイ    | 農民組織による灌漑施設管理能力向上計画調査                      |  |
| 42       | マリ      | セグー地方南部住民主体の砂漠化防止                          |  |

- のための村落開発計画調査
- 43 モーリタニア オアシス地域の女性の支援のための開発調査
- 44 ルワンダ 東部県ブゲサラ郡持続的農業農村開発調査
- 45 南アフリカ共和国 リンボボ州スクネ郡スクノード地域農村総合開発計画調査
- 〔中南米地域〕
- 46 エクアドル シェラ南部地域生産活性化・貧困削減計画開発調査
- 47 キューバ 中央地域における持続的稲作技術開発計画
- 48 キューバ 森林資源の持続的管理計画調査
- 49 チリ CDM 植林に関する能力開発及び促進のための調査
- 50 ベリーズ カリブ地域における漁業・水産業に係る開発・管理マスタープラン調査
- 〔中近東地域〕
- 51 モロッコ 東部アトラス地域伝統灌漑施設（ハッターラ）改修・農村開発計画調査
- 52 イラン ケルマン州バム地震被災地灌漑農業復興開発調査
- 53 イラン セフィデ川水系総合水資源管理調査

### (5) 養成確保事業

我が国の農林水産業協力を効率的に実施するためには、協力に関する幅広い知識を備え、かつ十分な語学力を有する農業技術者を組織的・計画的に養成することが必要である。このため、当省は中・長期的観点から専門家を養成する研修を前年度に引き続き実施した。また、国際協力機構も独自に同様の専門家の養成研修事業を前年度に引き続き実施した。

#### ア 中期研修

農林水産業開発協力プロジェクトの指導者となるべき専門技術者及び各専門分野の技術指導にあたる者の養成のため、国内及び海外の2コースに分けて、開発途上国・地域等における熱帯及び乾燥地農林業技術、社会経済事情に関する知識及び語学等について研修を行った。

また、国際協力機構では、農村開発、環境社会配慮等の各コースがあり、当省の推薦により当省職員1名、当省所管独立行政法人、県、民間等から3名が研修を受けた。

#### イ 長期研修

我が国では技術の蓄積が乏しく習得が困難な農林水産業技術分野（途上国の農業・農村開発等）を対象に、国際協力機構を通じて先進国に研修員を派遣している。

なお、15年度及び16年度に派遣し、引き続き17年度においても研修を行った者は計3名で、研修地はアメリカ、オランダ、英国である。

### (6) 海外技術交流事業

#### ア 日ロ農業技術交流

昭和37年度以降、政府の農業技術者等を相互に派遣し、技術情報の収集・交換を行ってきている。

17年度には、日本側から「飼料作物における高度寒地適応性品種の開発」のテーマで派遣、ロシア側から「果樹に係る育種等の調査」のテーマで受入れを行った。17年度までに53チームを派遣し、55チームを受け入れた。

#### イ 日中農業技術交流

昭和47年9月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、昭和48年6月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年9月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに昭和56年2月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、毎年1回東京又は北京において交互にグループ会議を開催することになった。18年6月には第25回会議が開催され、農林水産分野の研究・技術普及の方向等についての討議を行った。

17年度には日本側から「中国の植物新品種保護制度及び運用状況調査」、「地球環境の保全を目的とした温帯産早生樹の育種に関する情報の交換」及び「植物新品種の育成者権に関する審査・登録に係る情報交換・協力」の考察団を派遣し、中国側から「植物検疫制度に関する調査」、「日本の水稻技術に関する調査」、「植物新品種育成者権に関する審査及びDUS試験に係る情報交換・技術協力」及び「農業遺伝子組換え生物安全管理に関する調査」の考察団を受け入れた。17年度までに93チームを派遣し、102チームを受け入れた。

#### ウ 日韓農業技術交流

昭和43年8月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第1回委員会が開催され、その後毎年1回、東京又はソウルにおいて交互に開催されている。

17年度にはソウルにおいて第38回委員会が開催され、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「持続的農業及び農業の持つ多面的機能についての研究動向」等について討議した。

#### エ 日アセアン地域技術交流

アセアン地域各国の農業政策担当官と農業農村開

発政策に関する意見交換を実施し、適時、的確な協力ニーズを把握し、食料・農業・農村分野の我が国政府開発援助の一層の効率化を図るとともに、EPA や WTO などの国際農業交渉に関する情報交換を実施するため、17年度にアセアン農業政策担当セミナー、シンポジウムを開催した。

### 3 資金協力（政府ベースの資金協力）

#### (1) 一般無償資金協力

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金を供与する形態の無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか、当該国との友好に役立っている。

無償資金協力の予算額は、厳しい財政状況を反映し、平成12年度2,079億円、平成13年度2,054億円、平成14年度2,086億円とほぼ横ばいで推移してきたが、平成15年度予算では1,736億円に削減された。これは債務救済無償（平成14年度345億円）を廃止し、JBIC への交付金に振替（平成15年度300億円）を行ったことが大きな要因である。また、平成16年度は1,667億円、平成17年度は1,606億円と引き続き厳しい財政状況である。

このうち、農林関係では平成17年度において6件計83億円、水産関係では6件計35億円、農林水産関係合計12件計118億円が供与され（閣議決定ベース）、その供与実績は表11のとおりである。

以上のほか、17年度において無償資金協力の実施のために表12の基本設計調査を行った。

表11 17年度農林水産関係一般無償資金協力実績  
（閣議決定ベース）

| 国 名             | 案 件 名                  | 金額<br>(億円) | 区 分    |
|-----------------|------------------------|------------|--------|
| カンボジア           | カルダススタン灌漑施設改修計画（国債）    | 17.40      | アジア/農  |
| パキスタン           | タウンサ堰水門改修計画（国債）        | 51.65      | アジア/農  |
| 中国              | 第二次黄河中流域保全林造成計画（4/5期）  | 3.69       | アジア/林  |
| ミャンマー           | 中央乾燥地植林計画（3/5期）        | 2.93       | アジア/林  |
| ボリビア            | ラパス県村落開発機材整備計画         | 6.83       | 中南米/農  |
| マラウイ            | ブワンジェバレー灌漑施設復旧計画（詳細設計） | 0.38       | アフリカ/農 |
| （農林関係案件計）       | 6件                     | 82.88      |        |
| セントクリストファー・ネービス | 零細漁業振興計画               | 6.17       | 中南米/水  |
| ニカラグア           | サン・ファン・デル・スル漁業施設整備計画   | 11.96      | 中南米/水  |
| サモア             | アピア漁港改善計画              | 7.07       | 大洋州/水  |
| パラオ             | ペリリュウ州北港整備計画           | 5.81       | 大洋州/水  |

|           |                        |        |       |
|-----------|------------------------|--------|-------|
| ペルー       | タララ漁港拡張・近代化計画（1/2期）    | 2.98   | 中南米/水 |
| アルジェリア    | 漁業養殖技術学院訓練機材整備計画（1/2期） | 1.06   | 中近東/水 |
| （水産関係案件計） | 6件                     | 35.05  |       |
| （17年度合計）  | 12                     | 117.93 |       |

表12 17年度無償資金協力基本設計調査

| 国 名                  | 案 件 名               |
|----------------------|---------------------|
| セントクリストファー・ネービス      | 零細漁業振興計画            |
| モロッコ                 | 海洋漁業研究所中央水産研究所建設計画  |
| パラオ                  | ペリリュウ州北港整備計画        |
| アルジェリア               | 漁業養殖技術学院訓練機材整備計画    |
| ギニア                  | 第5次小規模漁業振興計画        |
| ペルー                  | タララ漁港拡張・近代化計画       |
| セントビンセントおよびグレナディーン諸島 | オウイア水産センター整備計画      |
| カーボヴェルデ              | ミンデロ漁港拡張計画          |
| ボリビア                 | コチャバンバ県農業・環境リハビリ計画  |
| 東ティモール               | マリアナ I 灌漑施設改修計画     |
| バングラデシュ              | ハオール地域住民生活環境改善計画    |
| エジプト                 | 第四次上エジプト灌漑施設改修計画    |
| エジプト                 | ダマンフル農業機械化センター近代化計画 |
| マラウイ                 | ブワンジェバレー灌漑施設防災強化計画  |

#### (2) K R 食糧援助

本援助は昭和43年度から実施された無償による食糧援助である。GATT のケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として昭和42年に成立した国際穀物協定の中の食糧援助規約に基づき実施されることから「KR 食糧援助」と通称されている。その後、食糧援助規約は昭和55年、61年、平成7年、平成11年の改訂を経て、現在、我が国はこの「1999（平成11）年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。

なお、17年度の我が国の供与実績は、表13のとおり、20か国及び25難民／被災民に対し、総額110.85億円を供与した。

表13 17年度 KR 食糧援助実績（閣議了解ベース）

| 国 名       | 交換公文     | 供与総額 | 供与使用穀物 |
|-----------|----------|------|--------|
| 締結年月日（億円） |          |      |        |
| （アフリカ地域）  |          |      |        |
| エリトリア     | 17. 8. 8 | 2.00 | 小麦     |
| エチオピア     | 17. 8.12 | 4.00 | 小麦     |
| ブルキナファソ   | 17. 9.21 | 3.00 | 政府米    |
| アンゴラ      | 17. 9.14 | 3.00 | 政府米    |
| ギニア       | 17.11.23 | 3.00 | 政府米    |
| ニジェール     | 17.11.25 | 4.10 | 政府米    |
| マリ        | 17.11.29 | 2.90 | 政府米    |
| ベナン       | 17.11.30 | 2.50 | 政府米    |
| セネガル      | 18. 1. 6 | 2.70 | 政府米    |
| コンゴ（民）    | 18. 1.11 | 3.80 | 政府米    |
| マダガスカル    | 18. 1.13 | 3.70 | 政府米    |
| カーボヴェルデ   | 18. 1.13 | 1.70 | 政府米    |



|                     |          |      |               |
|---------------------|----------|------|---------------|
| ガンビア                | 18. 1.20 | 1.50 | 政府米           |
| モーリタニア              | 18. 1.24 | 3.00 | 政府米           |
| ジブチ<br>(アジア地域)      | 18. 2. 6 | 1.00 | 政府米           |
| モンゴル                | 18. 4.17 | 2.00 | 小麦            |
| モルディブ               | 18. 4.21 | 1.40 | 小麦粉           |
| ラオス                 | 18. 4.26 | 3.20 | 政府米           |
| ネパール<br>(中南米地域)     | 18. 5.31 | 2.70 | 政府米           |
| ハイチ<br>(UNRWA 経由)   | 18. 4.12 | 3.60 | 政府米           |
| パレスチナ難民<br>(WFP 経由) | 18. 3.17 | 5.00 | 小麦粉・豆類        |
| スーダン南部帰還民等          | 17. 7.26 | 5.30 | 小麦、メイズ        |
| ケニア被災民              | 17. 7.26 | 2.50 | 政府米           |
| ウガンダ被災民             | 17. 7.26 | 2.20 | 政府米           |
| レソト被災民              | 17. 7.26 | 1.00 | メイズミール        |
| マラウィ被災民             | 17. 7.26 | 2.00 | トウモロコシ        |
| モザンビーク被災民           | 17. 7.26 | 2.00 | 政府米           |
| スーダン・ダルフル難民等        | 17.10.28 | 3.30 | 小麦            |
| チャド東部・ダルフル難民等       | 17.10.28 | 1.50 | 小麦            |
| コートジボワール被災民         | 17.10.28 | 2.00 | 政府米           |
| リベリア被災民             | 17.10.28 | 2.00 | 麦             |
| スワジランド被災民           | 17.10.28 | 1.00 | メイズミール        |
| ザンビア被災民             | 17.10.28 | 1.50 | トウモロコシ        |
| ジンバブエ被災民            | 17.10.28 | 1.50 | トウモロコシ        |
| ブルンジ避難民等            | 17.12.16 | 1.70 | 政府米           |
| ルワンダ避難民等            | 17.12.16 | 1.80 | 政府米           |
| タンザニア難民等            | 17.12.16 | 3.10 | 政府米           |
| シエラレオネ避難民等          | 17.12.16 | 1.70 | 小麦、CSB        |
| コンゴ(共)泥弱者等          | 17.12.16 | 1.10 | 政府米           |
| パレスチナ被災民            | 18. 3.17 | 1.60 | 小麦粉           |
| バングラデシュ泥弱者          | 18. 3.17 | 5.00 | 政府米           |
| 東チモール泥弱者            | 18. 3.17 | 1.00 | 政府米           |
| ニカラグア被災民            | 18. 3.17 | 1.35 | メイズ、ツナ缶       |
| アフガニスタン国内避難民等       | 18. 3.17 | 3.50 | 政府米           |
| フィリピン・ミンダナオ被災者      | 18. 3.17 | 1.40 | トウモロコシ、CSB、豆類 |

### (3) 貧困農民支援（食糧増産援助）

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、昭和52年度から我が国が独自に行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。(14年12月、外務省改革に関する「変える会」での議論を受け、適正使用及び環境配慮の観点から、農薬については原則として供与しないこととなった。)

また、17年度より、「貧困農民支援」に名称変更しつつ、裨益対象を貧困農民、小農とすることを一層明確化し、食料生産の向上に向けた自助努力への支援を目指していくこととなった。

なお、本援助は KR 食糧援助と対比して「第2 KR 援助」とも呼ばれることがある。

17年度の供与実績は表14のとおり、計18件、総額

49.79億円である。

表14 17年度貧困農民支援実績（閣議了解ベース）

| 国名             | 交換公文<br>締結年月日 | 供与総額<br>(百万円) | 援助物資          |
|----------------|---------------|---------------|---------------|
| (アジア)          |               |               |               |
| モンゴル           | 18. 1.24      | 330           | 農業機械          |
| インドネシア         | 18. 2.27      | 380           | 肥料            |
| (アフリカ)         |               |               |               |
| マリ             | 17.12.27      | 410           | 肥料            |
| ガーナ            | 18. 1. 6      | 360           | 農業機械          |
| ケニア            | 18. 1.11      | 460           | 肥料            |
| ザンビア           | 18. 1.17      | 280           | 肥料            |
| スワジランド         | 18. 1.23      | 109           | 農業機械          |
| エチオピア          | 18. 3. 7      | 448           | 肥料            |
| ベナン            | 18. 3.10      | 140           | 肥料            |
| (中南米)          |               |               |               |
| グアテマラ          | 18. 1.17      | 400           | 肥料            |
| ホンジュラス         | 18. 1.23      | 390           | 肥料            |
| ボリビア           | 18. 3. 7      | 250           | 肥料            |
| ニカラグア          | 18. 3. 7      | 380           | 肥料            |
| (東欧等諸国及びその他諸国) |               |               |               |
| モルドバ           | 18. 3. 3      | 220           | 農業機械          |
| アルメニア          | 18. 3. 9      | 110           | 農業機械、肥料       |
| (FAO 経由)       |               |               |               |
| スーダン           | 17. 7.26      | 100           | 穀物、野菜種子、農機具   |
| エリトリア          | 18. 2.28      | 65            | オブソリート農薬処理    |
| ウガンダ           | 18. 2.28      | 147           | ネリカ米種籾、農機、肥料等 |

### (4) 円 借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、これに基づいて我が国の実施機関である国際協力銀行と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

17年度に実施された円借款政府調査団に関し、農林水産関連案件への助言を行った。

17年度の農林水産関連案件は表15のとおり計5件、496億円である。

表15 17年度農林水産関連円借款実績

(交換公文ベース)

| 国名    | 案件名                | 交換公文     | 供与<br>限度額<br>(百万円) |
|-------|--------------------|----------|--------------------|
| パキスタン | チュナブ川下流灌漑用水路改修計画   | 17. 8.10 | 12,523             |
| ベトナム  | ファンリー・ファンテイエット灌漑計画 | 18. 3.29 | 4,874              |
|       | 貧困地域小規模インフラ整備計画    | 18. 3.29 | 14,788             |
| インド   | スワン川総合流域保全計画       | 18. 3.31 | 3,493              |
|       | オリッサ州森林セクター開発計画    | 18. 3.31 | 13,937             |



計 5 件 49,615

#### (5) 国際協力事業団開発協力事業（投融資）

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業（試験的事業）、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備（関連施設整備事業）について、国は国際協力事業団（現国際協力機構）を通じて資金援助等を行ってきた。

農林業分野の17年度の融資実績はなかった。

なお、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、投融資事業が廃止されたことから、平成15年度以降、現在の国際協力機構においては既に承諾済みの案件に限り融資、技術面の支援を行っている。

## 4 多 国 間 協 力

### (1) 国連食糧農業機関（FAO）

#### ア 概要

国連食糧農業機関（FAO）は、1945年10月に設立された国連の専門機関であり、ローマに本部を置き約3,300名（2006年3月現在）以上の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現在は、189か国及び欧州共同体が加盟している。

FAOは、各国民の栄養及び生活水準を向上させ、食料、農産物の生産・流通を改善し、農村住民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放に寄与することを目的として、主に以下の4つの事業を行っている。

- (ア) 世界の食料・農林水産業に関する情報収集・分析及び伝達
- (イ) 食料・農林水産業に関する国際的な検討の場の提供
- (ウ) 食料安全保障・農業農村開発に関する政策助言
- (エ) 開発途上国を対象とした開発援助活動

#### イ 第33回 FAO 総会

第33回 FAO 総会は2005年11月に FAO 本部（ローマ）で開催され、農業・食料の現状に関する各国政府代表による演説が行われたほか、事務局長の選挙、理事国の選挙の実施、2006-07年 FAO 事業・予算計画、組織改革等についての議論がなされた。

#### ウ ミレニアム開発目標と世界食料サミットの目標

1996年の世界食料サミットで「ローマ宣言」及び「行動計画」が採択され、2015年までに世界の栄養

不足人口を半減させるとの目標が掲げられた。2002年6月に FAO 本部で世界食料サミット 5 年後会合が開催され、「世界の食料安全保障の確立に向けた各国の取組の強化を求める」宣言が採択された。また、国連は、2000年にミレニアム開発目標（MDG）を掲げた。その中の MDG 1 は、世界の飢餓と栄養不足人口率を半減させることを目標としている。これは、FAO の果たす主要な任務であり、世界食料サミットの目標達成は、同時に MDG 1 の達成に大きく貢献するものである。

#### エ その他

FAO に専門家として 9 名、準専門家として 3 名の職員を農林水産省から派遣中（平成18年3月現在）である。

また、FAO のプロジェクトの「準専門家派遣拠出金」(29万8千ドル)、「開発途上国人材養成協力事業」(10万ドル)、「漁獲能力の適正管理促進事業」(27万4千ドル)、「アジア食料安全保障情報化推進事業」(60万6千ドル)、「海産哺乳動物と漁業との相互作用の調査及び啓発推進事業」(24万3千ドル)、「海亀保存管理に関する国際行動計画策定促進事業」(21万ドル)、「市民社会参加型農村開発支援事業」(27万ドル)、「途上国農業の多面的機能の実現政策への応用事業」(112万8千ドル)、「持続可能な開発に関する世界サミットフォローアップ事業」(71万4千ドル)、「水産養殖ガイドライン策定事業」(12万6千ドル)、「漁業対象種の CITES 附属書掲載評価検討事業」(42万5千ドル)、「アジア地域の農業分野における復興支援事業」(140万8千ドル)、「アジアにおける食品安全・動植物検疫関連支援事業」(90万9千ドル)、「アジア水田・水環境システム分析評価調査事業」(22万5千ドル)、「アジア持続可能な森林経営モニタリング・評価・報告強化事業」(56万2千ドル)及び「国際食品規格策定・整備事業」(18万9千ドル)に対して拠出を行った。

### (2) 世界食糧計画（WFP）

世界食糧計画(WFP)は、食料を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として、1963年国連及び FAO の共同計画として設立された食糧援助実施機関で、各国からの拠出により開発途上国に穀物、植物油等を援助している。

我が国は平成17年度において、WFP に対して通常拠出714.8万ドル（現金360.9万ドル、現物分（米及び水産罐詰）353.8万ドル）、国際緊急食糧リザーブ170万ドルのほか車輜、貯蔵施設等非食料品目援助40万ドルの拠出を行った。また、WFP の二国間代行業務として

難民、被災民救済のため、WFP を通じた KR 食糧援助（51.04億円）を行った。

### (3) 国連アジア・太平洋経済社会委員会（ESCAP）

国連アジア・太平洋経済社会委員会（ESCAP）は、国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会の一つとして、1947年に設立され、アジア・太平洋地域の経済社会開発を促進するための協力機関として、種々の地域協力プロジェクトを行う機関である。

我が国は、従来より ESCAP のほとんど全ての分野にわたる諸活動に対し資金協力（2005年度235万ドル）及び技術協力を実施している。

### (4) 国際農業開発基金（IFAD）

国際農業開発基金は、低利な資金融資による開発途上国の食料生産増大を目的として、先進国及び産油国の拠出約10億ドルをもとに1977年発足した（加盟国165）。

所得が低く、かつ食糧が不足している地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農村開発プロジェクトに必要な資金を融資することで食糧の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。

IFAD 創立時の当初拠出及びその後行われた6回の増資における累計拠出で、日本は、総額約2.8億ドルを拠出、拠出シェアでは6%となり、米、サウジアラビア、ドイツに次ぐ第4位の拠出国として貢献している。

### (5) 国際農業研究協議グループ（CGIAR）

国際農業研究協議グループは1971年に世銀、FAO、国連開発計画（UNDP）が主催した国際農業研究の長期かつ組織的支援に関する会議で設置が決定されたドナー国（機関）のグループで、事務局を世銀内に置いている。2006年8月現在、メンバーは47か国、13地域・国際機関、4財団である。さらに世銀、IFAD、FAO、UNDP が共同出資者である。

本グループ傘下の国際農業研究機関としては、国際稲研究所（IRRI、フィリピン）、国際とうもろこし・小麦改良センター（CIMMYT、メキシコ）、国際水管理研究所（IWMI、スリランカ）等の15の研究所がある。

我が国は1971年の第2回会合以来、本グループに正式メンバーとして参加し、研究協力及び拠出を行っている。2005年度は CGIAR 事務局及び本グループ傘下の13研究所等に対し11億円（外務省計上）の拠出を行ったほか、農林水産省からは IRRI、CIMMYT、IWMI に特別拠出を行った。

### (6) アジア生産性機構（APO）

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議に

おいて設立が決議され、1961年に発足した、東京に事務局本部を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている（加盟国20か国）。農林水産省は農業分野において、セミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受け入れ等に対する協力（平成17年度予算71,764千円）を行っている。

### (7) 世界銀行

世界銀行とは、有利子の融資を行う国際復興開発銀行（International Bank for Reconstruction and Development：IBRD）と無利子の融資を行う国際開発協会（International Development Association：IDA）の2つの機関の総称である。

IBRD 及び IDA は、開発途上国における貧困緩和に向けた努力を支援することを目的として、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトや構造調整プログラムの実施に対して、主に長期の貸し付け・融資により支援を行っている。

IBRD は1946年に設立（加盟国184）、IDA は1960年に設立（加盟国165）された。いずれも、我が国は米国に次いで第2の出資比率を有している。

### (8) 国際協同組合同盟（ICA）

国際協同組合同盟（ICA）は、全世界において自立した協同組合の発展と強化を進めることを目的に、1895年にロンドンに設立された協同組合の国際機関である（現在の本部：ジュネーブ）。ICA にはあらゆる種類の協同組合の参加が可能とされ、現在、92ヶ国230団体、傘下の組合員は世界全体で8億人を超えている。

我が国は、開発途上国の農林水産業の開発を推進するため、ICA の行うアジア諸国の農協指導者の育成強化、世界の漁協指導者の育成強化及び農協女性指導者の育成のための研修事業に対し拠出を行った（平成17年度予算7,326万円）。

### (9) その他

以上のほか、我が国は、植物新品種保護国際同盟（UPOV）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）、メコン河委員会（MRC）、東南アジア諸国連合（ASEAN）等に対して資金拠出等の協力を行っている。

## 第4節 情報の受発信

### 1 海外農業情報

諸外国の農林水産業の概要、農林水産物貿易の概要や農業政策等の情報を収集・分析し、これら最新の情報をインターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行った。

### 2 農林水産物貿易統計

財務省が公表している「貿易統計」をもとに、我が国における農林水産物の輸出入の状況をとりまとめ、インターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行った。

### 3 海 外 広 報

我が国の農林水産施策及び農林水産業の実態を正しく理解してもらうため、17年度に行った海外広報活動の主な内容は次のとおりである。

ア 毎週金曜日、在日海外特派員及び在日各国大使館向けに農林水産省の動向を伝える英文ニュースレター「MAFF UPDATE」をメールで配布した。

また、インターネット上の農林水産省のホームページにも掲載した。

イ 主要な農林水産施策として、食育についてのパンフレット「What is “Shokuiku (Food Education)”？」を作成し、在外日本大使館等に配布した。

また、過年度に作成したパンフレットもインターネット上の農林水産省のホームページに引き続き掲載した。

ウ 農林水産省が製作した海外向けビデオについて、DVDに複写し整理を行うとともに、引き続きインターネット上の農林水産省のホームページに掲載した。

また、要望に応じ貸出等を行った。

エ 各国及び在日各国大使館等からの我が国の農林水産施策及び農林水産業等に関する説明要請等への対応を行った。

# 第3章 統計部

## 第1節 統計の企画調整

### 1 統計企画

農林水産統計については、農林水産施策全般の改革に即し、農林水産業・食品産業等関連産業の実態を的確に把握する統計調査を効率的、重点的に実施し、その結果の迅速かつ利用しやすい形で提供を行った。

具体的には、①農林業施策の新たな展開方向に対応するため、経営や多面的機能に着目した調査体系への見直しを行って実施した2005年農林業センサスの調査結果の公表、②品目横断の経営安定対策等の集落営農に対する支援施策の企画・立案・実施に資するため、集落営農の実態を把握、③農業構造改革に向け新たな施策の推進・評価に資するため、地域・営農類型に着目した農業経営の実態を把握、④京都議定書目標達成計画、バイオマス・ニッポン総合戦略等の的確な推進に資するため、製材工場等を対象に木質バイオマス（樹皮、端材等）の利用状況等を把握、⑤消費者重視の食料供給・消費システムの確立に資するため、食品関連企業を対象にトレーサビリティ・システムの導入・実施状況の実態等を把握するとともに、「食育推進基本計画」に盛り込まれた「教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」に関する目標値の設定に際しての現状値を把握、⑥農林水産統計情報総合データベースを充実し、インターネットによる提供を促進した。

一方、平成16年9月に決定した「農政改革の推進に対応した農林水産統計の見直しについて」に基づき、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを順次実施した。

### 2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な統計申請の手続きを行った。

### 3 食料・農業・農村政策審議会統計部会

平成17年10月に「第6回食料・農業・農村政策審議会統計部会」を開催し、「①部会長の互選等、②統計部会運営内規の一部改正」について審議するとともに、「農林水産統計をめぐる状況」について報告を行った。

さらに、平成18年3月に「第7回食料・農業・農村政策審議会統計部会」を開催し、「平成18年産水稻10a当たり平年収量」についての諮問を行い、審議及び答申を行うとともに、「農林水産統計の改革」について報告を行った。

統計部会の構成及び審議する事項は以下のとおり。

#### 食料・農業・農村政策審議会

|      |                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 統計部会 | 農林水産省の所掌事務に係る統計その他の統計情報の作成及びこれに必要な資料の収集その他の調査に関する重要事項を調査審議すること。 |
|------|-----------------------------------------------------------------|

### 4 広報関係

統計調査結果の迅速な提供と多種・多様なニーズへの対応のため、①調査結果の概要を農林水産統計（第1報）として、公表日に農林水産省ホームページへ掲載、②このうち指定統計は、統計調査名称、公表名称及び公表年月日を官報に掲載、③調査結果の詳細を調査ごとの報告書や総合統計書、ポケット統計書などとして刊行した。

また、利用者の利便を図るために「農林水産統計公表資料目録」、「農林水産統計公表予定」及び翌週の「週間公表予定表」を作成し、農林水産省ホームページ上で提供した。

さらに、農林水産統計について、政策的利用にとどまらず広く国民の公共財としての普及・利活用の推進を図るため、「農林水産統計の広報・公表及び利活用の改善に関するアドバイザリーグループ懇談会」を開催し、懇談会報告として農林水産統計の広報のあり方等について取りまとめるとともに、この報告を踏まえ、第1報、報告書等の改善を行った。



## 5 統 計 編 さ ん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

### (1) 農林水産省統計表

本統計表（第80次）は、我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計部の調査結果を中心に農林水産省各局庁、他府省及び各種団体の統計を総合的に収録し、都道府県別並びに英文併記により編集したものである。第80次は「2005年農林業センサス」の結果等を反映し、農林業経営体の部等を新たに編集した。

### (2) ポケット農林水産統計

本ポケット農林水産統計（平成17年版）は、我が国及び海外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計部の調査結果を中心に、主要な関連統計を幅広く収録し、手軽な大きさの B6判で編集したものである。平成17年版は、農林水産業の担い手、食料消費関係等のデータの充実を図った。

また、統計部では、他に各部門ごとの「ポケット園芸統計」、「ポケット畜産統計」、「ポケット水産統計」及び「ポケット食品統計」を編集している。

### (3) 農林水産統計月報

本月報（通巻625号－636号）は、農林水産業の月別動向を把握することを目的として、農業経営、農林水産物の生産・流通・消費・価格、農業生産資材の生産・価格及び農林水産物の輸出入に関する統計等を収録し、英文併記により編集したものである。

また、平成17年10月（通巻631号）より、農林水産省ホームページ上でも提供している。

## 6 農林水産業生産指数

農林水産業生産指数は、基準時（平成12年）を100とする生産水準を表す数量指数として、農林水産業における生産量の動向をマクロ的、長期的に把握する指数であり、その概算及び確定を公表した。

## 第 2 節 情報システムの管理・運営

### 1 農林水産省共同利用電子計算機システムに係る業務・システムの最適化

農林水産省共同利用電子計算機システムの最適化については、電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年

6月14日一部改訂）に基づき、農林水産省個別業務・システムとして、①農政改革に対応した農林水産統計の見直し、②汎用機のオープン化、システムの集約・連携強化と府省共通システムの活用による業務・システムの効率的な運営、等を基本理念とし、見直し方針を平成17年6月17日に、農林水産省共同利用電子計算機システムに係る業務・システムの最適化計画を平成18年3月17日に行政情報化推進委員会にて決定した。

### 2 共同利用電子計算機

共同利用電子計算機は、農林水産省内の各局（庁）における行政事務の効率化を目指し、昭和46年度に稼働を開始した。この間、情報処理、通信技術の進展と利用形態の多様化・高度化に対応するため、統計（個票）データの保護等のより一層のセキュリティ対策を図りつつ、機器の更新や各種処理依頼の電子化を行うなど、利便性の向上を図ってきた。また、共同利用電子計算機の管理運営は、統計部が電子計算機の稼働、電算処理に係る企画調整、機器の管理等を一元的に行っている。

なお、平成17年度においても講習会等を実施し、情報処理に携わる職員の養成を行った。

### 3 農林水産統計情報処理システム

農林水産統計情報処理システムは、情報通信技術を有効に活用し、統計情報の作成から提供に至る工程のシステム化による業務の効率化・迅速化を図るとともに、統計情報ニーズの多様化に応え、加工分析等情報利用の高度化に資することを目的として、昭和62年度に運用を開始した。

平成17年度は、統計調査の見直しへの対応等を図るため、16本のプログラムについてプログラムの再開発またはメンテナンスを行った。

### 4 農林水産統計情報総合データベース

「農林水産統計情報総合データベース」は、農林水産行政の企画・立案・推進に資するとともに、国民への行政サービスの向上を図るため、農林水産省ホームページからアクセスすることができるデータベースシステムとして平成15年4月から運用を開始した。

平成17年度は、検索機能及び画面表示等の改善を行うとともに、引き続き最新データの蓄積を行った。

### 5 生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システムの最適化

生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業

務・システムの最適化については、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定）に基づき、農林水産省個別業務・システムとして、生鮮食料品の需給均衡と価格の安定及び生鮮食料品の流通の合理化に資する業務・システムであることを踏まえ、①情報提供機能の向上、②情報提供者の負担軽減等、③業務の簡素化、民間委託の推進等による効率化、④現行システムの刷新等による経費の削減、を基本理念とし、見直し方針を平成17年6月30日に、生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システムの最適化計画を平成18年3月17日に行政情報化推進委員会にて決定した。

## 第3節 経営統計調査

### 1 農業経営統計調査

#### (1) 営農類型別経営統計

##### ア 調査の目的

この統計は、農家（個別経営）及び農家以外の農業事業体（組織経営）を対象に、経営形態別、営農類型別に、農業事業全体と部門別の収支・所得等を把握することにより農業経営の実態を明らかにし、農政推進の資料とする。

なお、農家における野菜・果樹・花き等の部門については、品目により経営内容が大きく異なるため、品目別の収支・所得等を把握する品目別統計も併せて作成した。

##### イ 調査対象

農家（経営耕地面積30 a 以上又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家）及び農家以外の農業事業体を調査対象とした。

品目別統計は、当該品目を10 a 以上（施設野菜及び施設花き品目については300㎡以上）作付けし販売する農家等を調査対象とした。

##### ウ 調査の方法

調査客体に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の農業現金収支、労働時間等について記帳を依頼、又は調査客体で作成した決算資料等を閲覧し、その内容を調査票に転記して行う調査並びに世帯員数、調査客体の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

##### エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細

を「営農類型別経営統計」及び「品目別経営統計」として刊行する。

#### (2) 経営形態別経営統計

##### ア 調査の目的

この統計は、農家（個別経営）及び農家以外の農業事業体（組織経営）の再生産過程を把握することによって国民経済の成長に伴う農業構造の変化と農業経営の動向を明らかにし、農政推進の資料とともに、国民経済計算における農業部門の推計の資料とする。

##### イ 調査対象

営農類型別経営統計の調査対象（農家及び農家以外の農業事業体）及び農家にあつては当該営農類型に分類されないその他経営農家を調査対象とした。

##### ウ 調査の方法

調査客体に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の現金収支、労働時間等について記帳を依頼、又は調査客体で作成した決算資料等を閲覧し、その内容を調査票に転記して行う調査並びに世帯員数、調査客体の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

##### エ 調査結果の公表

農家における四半期ごとの収支については、各四半期の翌々月に公表した。農家及び農家以外の農業事業体における1年間の調査結果は、概要を公表するとともに、詳細を「経営形態別経営統計」として刊行する。

#### (3) 農産物生産費統計

##### ア 調査の目的

###### (ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産に係るコストを把握し、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

###### (イ) 麦類生産費統計

この統計は、麦類（小麦、六条大麦、ビール大麦、裸麦）の生産に係るコストを把握し、麦類の政府買入価格の算定、麦作経営安定資金の算定、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

###### (ウ) いも・豆類、工芸農作物生産費統計

この統計は、いも類、豆類及び工芸農作物の生産に係るコストを把握し、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび、大豆の行政価格算定、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

##### イ 調査対象農家

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を

満たす農家を調査対象とした。

#### ウ 調査の方法

調査農家に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の農業現金収支、当該作目の生産に使用した資材、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

#### エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」及び「工芸農作物等の生産費」として刊行する。

#### (4) 畜産物生産費統計

#### ア 調査の目的

##### (ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、酪農経営改善等の農政推進の資料とする。

##### (イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉牛（去勢若齢肥育牛、乳用おす肥育牛、交雑種肥育牛、乳用おす育成牛、交雑種育成牛）生産及び子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定基準価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

##### (ロ) 肥育豚生産費

この統計は、肉豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

#### イ 調査対象農家

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

#### ウ 調査の方法

調査農家に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の農業現金収支、当該畜種の生産に使用した資材、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

#### エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行する。

## 2 農業経営の動向に関する定点分析調査

### (1) 調査の目的

本調査は、地域営農類型ごとに意欲を持って経営改

善に取り組んでいる事業体について、個々の農業経営の実態を把握するとともに、個別の経営事例ごとに定点観測の手法を用いて経営の長期的な発展過程を経年的に明らかにし、農業施策推進の資料とする。

### (2) 調査対象農家

全国の事業体のうち、営農類型ごとに定めた規定を満たす事業体を調査対象とした。

### (3) 調査の方法

調査客体が保有している青色申告用の財務諸表等の会計資料等の閲覧、整理帳及び固定資産整理帳を用い、農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行い、また、労働時間の把握が困難な場合は、調査客体に作業日誌を配付して記帳を依頼した。

### (4) 調査結果の公表

当該年の経営について、その秘密に属する事項の保護に配慮しつつ、経営概況、経営収支、投下労働時間等の概要及び過年度結果と合わせた年度別の経営収支、労働時間等の概要を公表する。

## 3 林業経営統計調査

### (1) 調査の目的

#### ア 林業経営統計

この統計は、林家の林業経営収支等を把握することにより林業経営の実態を明らかにし、林業施策推進の資料とする。

#### イ 栽培きのご経営統計

この統計は、栽培きのご経営体の経営収支等を把握することにより栽培きのご経営の実態を明らかにし、林業施策推進の資料とする。

### (2) 調査対象

#### ア 林業経営統計

保有山林面積が50ha以上であって、林木に係る施業を行っている林家及び保有山林面積が20ha以上50ha未満であって、過去1年間の林木に係る施業労働日数が30日以上である林家を調査対象とした。

#### イ 栽培きのご経営統計

生しいたけ(保有ほだ木数3千本以上の原木栽培、菌床栽培)、乾燥しいたけ(保有ほだ木数3千本以上の原木栽培)、えのきたけ、ぶなしめじ、まいたけ及びなめこのいずれかを生産し、当該栽培きのご過去の1年間の販売額が50万円以上である栽培きのご経営体を調査対象とした。

### (3) 調査の方法

調査客体に対して調査簿を配付して行う記帳調査(協力の得られる調査客体については郵送による)と、農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により



行った。

#### (4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「林業経営統計調査報告」として刊行する。

### 4 漁業経営調査

#### (1) 調査の目的

漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進の資料とする。

#### (2) 調査の種類

調査は、海面漁業経営調査（家族型経営調査、雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）及び内水面養殖業経営調査に区分される。

#### (3) 調査対象

##### ア 海面漁業経営調査

###### (ア) 家族型経営調査

家族労働を主とする個人経営体のうち、使用動力漁船の合計トン数が20T未満の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、小型定置網漁業を営むもの及び対象とする水産物の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

###### (イ) 雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査

雇用労働を主とする個人経営体、会社経営体及び共同経営体のうち、使用動力漁船の合計トン数が10T以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、大型定置網漁業を営むもの及び対象とする水産物の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

##### イ 内水面養殖業経営調査

うなぎ養殖業の収獲量が多い上位6県（静岡、愛知、徳島、高知、宮崎及び鹿児島）において、うなぎ養殖業を営む経営体を調査対象とした。

#### (4) 調査の方法

##### ア 海面漁業経営調査

###### (ア) 家族型経営調査

調査客体に日記帳を配付し、日々の現金収支、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行った。

###### (イ) 雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査

調査客体による自計申告の方法と調査客体が保有する青色申告資料、決算書等の経営帳簿を基に農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

##### イ 内水面養殖業経営調査

調査客体が保有する青色申告資料、決算書等の経営帳簿を基に農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

#### (5) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業経営調査報告」として刊行する。

### 5 農業物価統計調査

#### (1) 調査の目的

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価及び賃金を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農業物価指数等を作成するほか、農業パリティ指数作成のための資料を整備することを目的とする。

#### (2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査、農業生産資材価格調査及び農業臨時雇賃金調査の3種類に区分される。

また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）及び野菜生産者価格調査に区分される。

#### (3) 調査対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。

農業生産資材価格調査は、「農林統計に用いる地域区分」に基づく都道府県内の農業地域ごとに農家の農業生産資材の購入事情を代表するとみられる市町村における小売店等を調査対象とした。

農業臨時雇賃金調査は、農業臨時雇の雇用事例が多い市町村で雇用事例の多い農家等を調査対象とした。

#### (4) 調査の方法

調査は、農林水産省地方統計組織の職員の面接又は電話による聞き取りにより行った。

#### (5) 調査結果の公表

月々の農業物価指数は、毎調査月の翌月に公表している。年次指数については、その概要を公表するとともに、詳細を「農業物価統計」として刊行する。

### 6 農林漁業生産所得

国民経済的な立場から農林水産業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の資料とする。

#### (1) 推計の方法

##### ア 農業総産出額及び生産農業所得（全国推計値）

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、



農家庭先価格を乗じた額を合計して求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業構造改革交付金等を加算して生産農業所得を推計した。

#### イ 農業産出額及び生産農業所得（市町村別推計値）

農業産出額は、市町村を推計単位として、市町村別の品目別生産量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業構造改革交付金等を加算して生産農業所得を推計した。

#### ウ 林業産出額及び生産林業所得

林業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めたものである。これに、林業経営統計調査等を基礎にして求めた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

#### エ 漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得

漁業生産額は、海面及び内水面における漁業・養殖業生産量に産地卸売価格等を乗じて求めたものである。

海面漁業・養殖業生産所得は、海面漁業・養殖業生産額に漁業経営調査結果から求めた所得率を乗じて推計した。

#### (2) 推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計」及び「生産林業所得統計報告書」として刊行し、漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得については「漁業・養殖業生産統計年報」に収録・刊行する

## 第 4 節 構造統計調査

### 1 農林業センサス

17年度は、平成16年度に実施した2005年農林業センサス農林業経営体調査結果及び農山村地域調査結果の集計を行い、その結果概要の公表を行った。

また、平成17年11月1日現在で「2005年農林業センサス付帯調査農村集落調査」を実施し、公表した。

#### (1) 農林業経営体調査及び農山村地域調査

以下のとおり調査結果の概要を公表した。

#### ア 平成17年9月21日

「2005年農林業センサス速報結果概要（暫定値）」

#### イ 平成17年10月31日

「2005年農林業センサス農林業経営体調査結果概要（概数値）」

「2005年農林業センサス農山村地域調査結果概要（概数値）」

#### ウ 平成17年12月13日

「2005年農林業センサス農林業経営体調査第2次集計結果概要（概数値）」

#### (2) 農村集落調査

#### ア 調査の目的

2005年農林業センサスの調査体系の中で、農業集落における集落機能、コミュニティ活動、生活環境などを把握し、農村地域社会の活動の現状を明らかにする基本的な統計を整備するとともに、「食料・農業・農村基本計画」に沿った農村振興に係る各種施策を企画・立案、推進する際に必要な資料を整備することを目的とする。

#### イ 調査の対象と調査の方法

2005年農林業センサス農山村地域調査対象の農業集落のうち、集落機能のある農業集落を調査対象とし、その中から都道府県及び農業地域類型別の階層を設定して標本を抽出した。調査は、平成17年11月1日現在で農業集落の実情に精通する者に対する統計・情報センターの職員による面接聞き取りの方法により行った。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

## 2 漁業センサス

17年度は、2003年漁業センサスの調査結果について、以下の報告書を刊行した。

第5巻 海面漁業の構造に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計  
漁業センサス総括編

THE FISHERY CENSUS OF JAPAN (英文統計)

また、「2003年漁業センサスの総合分析に関する委託事業」により、我が国漁業の生産構造・就業構造の現状と中長期的な漁業構造に関する分析を行い、「2003年漁業センサス構造分析書」等を作成した。

## 3 農業構造動態調査

#### ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに実施している農林業センサスの中間年次に、農業の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要な資料を整備することを目的とする。

#### イ 調査の対象と調査の目的

調査は、平成18年2月1日現在及び調査日前1年間における世帯員の就業状態、農業経営の状態等に

ついて調査客体による自計申告により行った。

家族経営体は、2005年農林業センサスの家族経営体を母集団とし、主業、準主業、副業別に分類した上で、市町村別に一定基準で調査区を設定し、系統抽出法により抽出した。調査は調査員が調査票を配付及び回収する方法により実施した。

組織経営体は、2005年農林業センサスの組織農業経営体を母集団とし、専ら農作業受託を行う組織経営体、それ以外の組織経営体別に、それぞれ農作業受託料金収入、農産物販売金額を指標として都道府県別に系統抽出法により抽出した。調査は統計・情報センターから往復郵送する方法により実施した。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査報告書」として刊行する。

### 4 新規就農者調査農業法人等新規就農者調査

#### ア 調査の目的

農業経営体に雇用される形で就農した新規就農者数を把握することにより、今後の新規就農者施策の企画・立案、推進、評価等に必要な資料を整備することを目的とする。

#### イ 調査の対象と調査の方法

調査は、①2005年農林業センサスで、家族による経営であると回答した農業経営体のうち、農業経営のために常雇した者（農業経営のためにあらかじめ年間7ヶ月以上の契約で雇った者）がいた農業経営体、②2005年農林業センサスで、家族による経営でないと回答した農業経営体のうち、常雇した者（構成員等を含む。）がいた農業経営体、③2005年農林業センサスの調査期日以降、本調査の調査期日までに新たに設立された法人格を有する農業経営体を対象に、往復郵送調査により実施した。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表する。

### 5 農道・林道整備状況調査

#### ア 調査の目的

農山村地域の農業及び林業の生産性向上や農林産物の輸送利便性に大きく寄与する農道及び林道の整備状況を把握し、土地改良事業、民有林林道事業等の推進に資するものである。

#### イ 調査の対象と調査の方法

調査は、全市町村（東京都特別区の23区を含む。）を対象に、郵送調査により実施した。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

### 6 漁業就業動向調査

#### ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに実施している漁業センサスの中間年次に、世帯員の漁業就業状況等の海面漁業の就業構造及びその動向について把握し、水産行政の推進に必要な資料を整備することを目的とする。

#### イ 調査の対象と調査の方法

2003年漁業センサスで設置された調査区を抽出単位とする標本調査により行うこととし、平成17年11月1日現在において、抽出した調査区内に存在するすべての個人漁業経営体及び漁業従事者世帯を対象とした。

調査は、過去1年間の世帯員の就業状況について、調査員が調査票を配布・回収し、調査客体の自計申告の方法により実施した。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業就業動向調査報告書」として刊行する。

### 7 集落営農実態調査

#### ア 調査の目的

集落を基礎とした営農組織について、全国統一的な基準で集落営農の数及び取組状況を把握し、集落営農の育成・確保・支援に係る施策の企画・立案、推進、評価等に必要な資料を整備することを目的とする。

#### イ 調査の対象と調査の方法

調査は、全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象に、調査票を郵送又は電子メール又はファクシミリにより配付・回収する自計申告調査の方法により実施した。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「集落営農実態調査報告書」として刊行した。

## 第5節 生産統計調査

### 1 作物統計調査

#### (1) 面積調査

##### ア 耕地面積調査

##### (ア) 調査の目的

農業の生産基盤となる耕地の実態を調査し、土地資源の有効利用など諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

耕地面積調査は、耕地を約 2 ha（北海道は約 10 ha）単位に区画して編成した単位区の中から標本単位区を抽出し、7 月 15 日現在で対地標本実測調査の方法により調査した。また、巡回・見積り、行政機関等からの情報収集及び空中写真の利用等により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行した。

イ 作付面積調査

(ア) 調査の目的

農作物の作付（栽培）面積を調査し、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作付面積調査は、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する対地標本実測調査、関係団体を対象とした面接調査により行い、巡回・見積り及び行政機関からの情報収集により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

主な作物の作付（栽培）面積は 5 月以降数回にわたりその概要を公表し、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載した。

(2) 作 況 調 査

ア 作柄概況調査

(ア) 調査の目的

水稻の作柄概況を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、価格の安定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査及びその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

イ 予想収穫量調査

(ア) 調査の目的

農作物の予想収穫量を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、行政価格の算定、農作物価格の安定等の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稻は、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

かんしょは関係団体に対する面接調査、作況基準筆結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

甘味資源作物（てんさい、さとうきび）は、原料事務所及び製糖工場に対する往復郵送調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

ウ 収穫量調査

(ア) 調査の目的

農作物の収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稻は、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

麦類は、面接調査、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

陸稲、大豆、かんしょ、飼料作物、茶、果樹及び野菜については集出荷団体等に対する面接調査、作況基準筆調査の結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

甘味資源作物（てんさい、さとうきび）は、原料事務所及び製糖工場に対する往復郵送調査により行った。

花きについては往復郵送調査又は面接調査及び関係機関等からの情報収集により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を水稻、陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源及び茶については「作物統計」として、果樹については「果樹生産出荷統計」として、野菜については「野菜生産出荷統計」として、花きについては「花き生産出荷統計」として刊行した。

(3) 被 害 調 査

ア 共済減収調査

(ア) 調査の目的

共済減収調査は、農業災害補償制度における損害の額について国が行う審査・認定の資料として、10 a 当たり収量、共済基準減収量及び共済基準減収量に関わる作付面積を調査する。



## (イ) 調査方法及び調査結果の利活用

水稻、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収穫量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及びその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の資料として取りまとめて経営局へ提示した。

## イ 被害応急調査

## (ア) 調査の目的

災害等を受けた作物の災害種類別の作付面積及び被害量について被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病虫害防除対策等のための資料とする。

## (イ) 調査の方法

重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき職員による巡回・見積りからの情報収集の方法により、「被害減収推定尺度」を適用して調査を行った。

## (ウ) 調査結果の公表

調査結果は、四半期ごとに被害見込金額が10億円以上の災害について、その概要を公表するとともに、1年間の農作物被害の詳細を「農作物災害種類別被害統計」として刊行した。

## 2 特定作物統計調査

## (1) 調査の目的

豆類(小豆、いんげん及びらっかせい)、そば、こんにゃくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量及び共済基準収穫量の算定、生産振興対策の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

## (2) 調査の方法

関係団体に対する面接調査及び基準筆に対する実測調査結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

## (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、「作物統計」として刊行した。

## 3 農作物調査試験

## (1) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必

要な基礎資料とした。

## (2) 農作物被害試験

農家のほ場において、主要農作物の現地試験等を行い、被害調査の資料となる「被害減収推定尺度」の作成に資する基礎資料とした。

## (3) 結果の利用

これらの試験結果は、収穫量調査、被害調査等において利用している。

## 4 木材統計調査

## (1) 木材統計調査基礎調査

## ア 調査の目的

素材生産及び木材製品の生産並びに出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

## イ 調査対象と調査方法

基礎調査は、全国の製材工場、木材チップ工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、平成17年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品の出荷量及び在庫量、合板及び木材チップの生産量及び在庫量を調査員が調査票を配布して行う自計申告調査の方法又は面接・聞き取りの方法によって行った。

## ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

## (2) 木材統計調査月別調査

## ア 調査の目的

毎月 of 木材需給の動向を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策等の推進に必要な資料を整備する。

## イ 調査対象と調査方法

月別調査は、全国の製材工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、毎月の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品及び合板の生産量、出荷量及び在庫量等について郵送調査の方法により行った。

## ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

## (3) 木材価格統計調査

## ア 調査の目的

素材、木材チップ及び木材製品の価格水準及び変動を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必



要な資料を整備する。

#### イ 調査対象と調査方法

木材価格統計調査は、素材・チップ価格調査と木材製品卸売価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材、木材チップ及び木材製品の価格等について郵送調査の方法により行った。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

### 5 畜産統計調査

#### (1) 調査の目的

畜産統計調査は、主要家畜の飼養戸数、飼養頭羽数等を把握するとともに、飼養動向を予測するための事項を取りまとめ、畜産行政の資料とする。

#### (2) 調査対象と調査方法

##### ア 乳用牛、肉用牛調査

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し、標本飼養者を抽出して、調査員による面接調査（一部郵送調査）の方法により行った。

なお、牛個体識別システム（注：個体識別番号に牛の生年月日、性別、品種、所在地等のデータを一元的に管理するシステム）のデータを活用した調査体系となっている。

##### イ 鶏ひなふ化羽数調査

鶏ひなふ化羽数調査は、鶏ひなふ化場を調査対象に郵送調査又は職員による面接調査の方法により行った。

#### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細については「畜産統計」として刊行した。

### 6 漁業・養殖業生産統計調査

#### (1) 調査の目的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を把握して、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

#### (2) 調査の種類

調査は、稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査、内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査に区分される。

#### (3) 調査対象と調査方法

##### ア 稼働量調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体を対象として、調査員による面接聞き取りによ

り調査を行った。

##### イ 海面漁業漁獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告又は職員による面接聞き取りによる調査若しくは漁獲成績等報告書を利用した取りまとめを行った。

##### ウ 海面養殖業収獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告又は職員による面接聞き取りにより調査を行った。

##### エ 内水面漁業漁獲統計調査

漁業権等が設定された年間漁獲量100 t以上の河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）、並びに年間漁獲量が100 t未満であって、統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼として指定するものを対象として、対象を管轄する内水面漁業協同組合及び経営体からの申告、郵送、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

##### オ 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びうなぎの内水面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、郵送、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

##### カ 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関、漁業又は養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

#### (4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行する。

### 7 持続的生産環境に関する実態調査 (たい肥等特殊肥料の生産・出荷状況調査)

#### (1) 調査の目的

動物の排せつ物を利用して良質たい肥等の生産・販売を行っている特殊肥料生産業者の生産・出荷実態を明らかにし、資源循環型農業を推進する施策の資料とする。

#### (2) 調査対象と調査方法

肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づき都道府県知事に特殊肥料の生産業者として届出を行っている者のうち、動物の排せつ物を原料としてたい肥等特殊肥料を生産している業者を対象とした。

調査は、過去1年間の生産・出荷状況を平成16年11月1日現在で、調査票を郵送し、調査客体が自ら記入する自計申告方式により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「たい肥等特殊肥料の生産・出荷状況調査報告書」として刊行した。

## 8 木質バイオマス利用実態調査

### (1) 調査の目的

木材加工工場における木質バイオマス(樹皮、端材、おがくず等)発生量及びその用途を明らかにし、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、木材利用の拡大に向けた施策等の推進に必要な資料を整備する。

### (2) 調査対象と調査方法

全国の製材工場、合平板工場、木材チップ工場、集成材工場及びプレカット工場から抽出した標本工場(集成材工場及びプレカット工場は全数)を対象に、平成17年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の木質バイオマス発生量及び利用量等を調査員が調査票を配布して行う自計申告調査の方法又は面接・聞き取りの方法によって行った。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

## 第6節 流通消費統計調査

### 1 食品流通構造調査

#### (1) 調査の目的

食品産業における食品(青果物、水産物及び畜産物)の主要品目別の仕入先別仕入量等を把握することにより、食品産業の各部門・業種(業態)間における食品流通の量的なフロー(流通経路・規模)を明らかにし、食品流通構造改善等の施策の推進の資料とする。

平成17年度は畜産物の品目別の流通構造を把握する調査を行った。

#### (2) 調査対象と調査方法

調査は、全国の食品製造業を営む事業所のうち、畜産物を原材料とする製造品を出荷している事業所、食品卸売業を営む事業所のうち、畜産物を販売している事業所、食品小売業を営む事業所のうち、畜産物を販売している事業所及び外食産業(喫茶店を除く一般飲食店)を営む事業所を対象に、職員が調査票を配付し郵送回収による自計申告調査又は往復郵送(郵送によ

り調査票を送付・回収)による自計申告調査により行った。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通構造調査(畜産物調査)報告」として刊行する。

## 2 生鮮食料品価格・販売動向調査

### (1) 調査の目的

生鮮野菜の小売段階における国産品(標準品、有機栽培品及び特別栽培品)、輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握することにより国産品の販売動向を探り、国内農業を振興するための各種施策の資料とする。

### (2) 調査対象と調査方法

調査は、全国7都市(札幌市、仙台市、東京都特別区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市)において、生鮮野菜を取り扱っている各種食料品小売業(従業者10人以上)を営む事業所のうち、有機栽培品、特別栽培品及び輸入品等を取り扱っており、POSシステムを導入しているセルフサービス店を対象に、職員又は調査員が調査票を配付し、毎月の結果を四半期ごとに郵送回収で行う自計申告調査により実施した。

なお、平成18年1月調査より、①調査対象都市に、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、京都市、神戸市、北九州市を追加し全国15都市とする、②調査対象店舗とする業種に、野菜・果実小売業(従業者5人以上)を追加する等の変更を行った。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、月別の結果概要を公表するとともに、詳細を「生鮮食料品価格・販売動向調査報告」として刊行した。

## 3 加工食品生産統計調査

### (1) 牛乳乳製品統計調査

#### ア 調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

#### イ 調査対象と調査方法

調査は、年1回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国の全ての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に行っており、統計調査員又は職員による面接調査により行った。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間生産量が5万リットルに満たないものは除いた。

月別調査は、基礎調査で調査対象となる全ての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場を対象に、統計調査員による面接調査により行った。

#### ウ 調査結果の公表

基礎調査の調査結果の概要及び月別調査の調査結果の概要を公表するとともに、両調査の詳細を「牛乳製品統計」として刊行した。

### (2) 水産加工統計調査

#### ア 調査の目的

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量等を調査し、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料とする。

#### イ 調査対象と調査方法

全国の水産加工品を生産する全ての陸上加工経営体（加工場又は施設を持たない漁家等は除く。）を対象に、加工種類別品目別生産量、陸上加工経営体数について、陸上加工経営体又は関係団体の代表者に対し、調査員、職員又は郵送により調査票を配付・回収する自計申告調査、調査員又は職員による面接及び資料閲覧により行った。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

## 4 食品産業動向調査

### (1) 調査の目的

食品産業の置かれている状況と直面する課題への対応状況の実態等を把握し、食品産業施策の推進に必要な資料とする。

平成17年度は、消費者の安心・信頼の確保を展開するための施策として、トレーサビリティ・システムの導入促進を図ることとされていることから、トレーサビリティ・システムの導入・実施の状況等の実態について調査を行った。

### (2) 調査対象と調査方法

全国の食品製造業、食品卸売業及び食品小売業を営む企業並びに総合農協を対象に、調査票を郵送で配付・回収する自計申告調査により行った。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「平成17年度食品産業動向調査報告」として刊行する。

## 5 流通機構統計調査

### (1) 青果物卸売市場調査

#### ア 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

#### イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地都道府県別の卸売数量及び卸売価額について、協力者が作成したフレキシブルディスクの収集、職員による聞き取り、関係資料の閲覧及びオンラインにより行った。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「青果物卸売市場調査報告」として刊行した。また、産地都道府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行した。

### (2) 畜産物流通統計調査

#### ア 調査の目的

食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、価格安定対策、需給調整、流通改善対策等の資料とする。

#### イ 調査対象と調査方法

畜産物流通統計調査は、食肉流通統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査に区分される。

食肉流通統計調査は、と畜場調査及び食肉卸売市場調査からなり、と畜場調査は全国のと畜場を対象にと畜頭数、枝肉重量等を、食肉卸売市場調査は全国の食肉中央卸売市場等を対象に枝肉取引成立頭数、重量、価額、価格等を職員による聞き取り及び協力者が作成したフレキシブルディスクの収集等により行った。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関から選定した客体を対象に鶏卵生産量、集荷量、仕向先別出荷量等を職員による聞き取り及び郵送調査等により行った。

食鳥流通統計調査は、全国の食鳥処理場を対象に集荷戸数、集荷量、製品生産量等を、職員による聞き取り又は調査票を配付して行う自計申告調査により行った。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「畜産物流通統計」として刊行した。

### (3) 水産物流通調査

#### ア 産地水産物流通調査

#### (ア) 調査の目的

水産物の主要産地における水揚量、水揚価額及び出荷量を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。



## (イ) 調査対象と調査方法

調査は、水揚量・価格調査（年間調査、月別調査）及び水産物流通形態別調査に区分される。

水揚量・価格調査（年間調査、月別調査）は、全国の主要な産地の卸売業者等を対象に、品目別の水揚量及び水揚価額について、調査客体の申告又は調査員が調査客体の資料を利用することにより調査した。ただし、月別調査において、(社)漁業情報サービスセンターの水産物流通情報調査が実施されていた市場については、同調査のデータを利用した。

水産物流通形態別調査は、産地仲卸業者、産地卸売業者及び漁業協同組合等を対象に用途別出荷量、仕向先別出荷量について、職員による面接聞き取り等により調査した。

## (ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

## イ 消費地水産物流通調査

## (ア) 調査の目的

水産物の主要な消費地卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

## (イ) 調査対象と調査方法

調査は、主要な都市に所在する中央卸売市場の卸売業者を対象に、生鮮品、冷凍品、水産加工品等の品目別の卸売数量及び卸売価額について、調査客体の自計申告又は調査協力者が作成したフレキシブルディスクを利用する方法により行った。

## (ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

## ウ 冷蔵水産物流通調査

## (ア) 調査の目的

水産物の全国の主要な冷凍・冷蔵工場における入出庫量、在庫量等を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

## (イ) 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な産地及び消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に、品目別の月間入(出)庫量、月末在庫量について、調査客体の申告又は郵送調査等により行った。

## (ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

## (4) 花き卸売市場調査

## ア 調査の目的

花き卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

## イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の花き卸売会社を対象に、品目別の卸売数量及び卸売価額を職員による面接聞き取り、関係諸帳簿の閲覧及び協力者が作成した内容を収録したフレキシブルディスクの収集により行った。

## ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「花き流通統計調査報告」として刊行した。

## 6 食品流通段階別価格形成調査

## (1) 調査の目的

生鮮食料品（青果物及び水産物）の流通の各段階における価格形成と経費の実態を明らかにし、生産から小売に至る流通の各段階を通じたコストの低減、効率化を進める等の食品流通構造改善施策等推進の資料とする。

平成17年度は、青果物に関する調査（青果物経費調査）を行った。

## (2) 調査対象と調査手法

青果物経費調査は、①東京都内及び大阪府内に所在し、消費地卸売市場から青果物を仕入れている小売業者、②消費地卸売市場において青果物を取り扱う仲卸業者、③各調査品目毎に東京又は大阪の消費地卸売市場への出荷実績が多い上位都道府県の集出荷団体、から選定した調査客体に対し、職員が調査票の配付・回収を行い、調査客体が決算帳簿等の資料に基づく記帳により調査票を作成（自計申告）する方法により行った。

## (3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通段階別価格形成調査報告」として刊行する。

## 7 食品ロス統計調査

## (1) 食品ロス統計調査

## ア 調査の目的

世帯及び外食における食品の使用状況や可食食料の廃棄の実態等を把握し、食品の食べ残し・廃棄の抑制や「食生活の見直しに向けた運動の展開」等に基づく施策の推進等の資料とする。

## イ 調査対象と調査方法

全国の世帯及び11都市の外食産業事業所を対象とし、世帯については調査客体の実測・記帳の方法により、外食については職員の実測・記帳の方法によ



り行った。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品ロス統計調査報告」として刊行した。

#### (2) 食品循環資源の再生利用等実態調査

##### ア 調査の目的

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の取組状況等を把握し、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)に関する施策を推進する上での資料とする。

##### イ 調査対象と調査方法

全国的食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業を対象とし、調査票を職員が配付し、郵送回収による自計申告調査により行った。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」として刊行した。

## 8 農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査

#### (1) 調 査 の 目 的

食に関する関心や理解の増進を図るため、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とした、農林漁業体験学習(教育ファーム)に取り組んでいる市区町村の実態を把握し、食育基本法に基づく食育基本計画の策定等に必要な資料を整備する。

#### (2) 調査対象と調査手法

本調査は、全国の市区町村(平成18年2月6日現在)を対象に、職員が調査票を配付・回収する自計申告調査の方法により行った。

#### (3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査結果」として公表した。

## 9 生鮮食料品流通情報調査

#### (1) 目 的

生鮮食料品流通情報調査は、卸売市場の市況及び入荷量、産地の生産、出荷状況等に関する情報を、政策担当部局をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施した。

#### (2) 情報の種類と概要

##### ア 市況情報

全国の主要な青果物卸売市場、畜産物卸売市場等における日々の取引結果の入荷量、概算価格等を提供した。

##### イ 市場情報

青果物は、青果物卸売市場における取引結果を日別、旬別に、畜産物は、と畜場における枝肉取引結果を月別に取扱数量、卸売価額等を提供した。

##### ウ 流通消費情報

青果物卸売市場における市場取引概況情報、輸入青果物取引情報等の情報をマーケット・レポートとして日々提供することや小売業における生鮮食料品の売れ筋情報等を提供した。

# 第4章 総合食料局

## 第1節 食料の安定供給の確保

### 1 総 説

総合食料局は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「新基本法」という。）において新たな基本理念の一つとして位置付けられ、また、農林水産省の第一の任務である「食料の安定供給の確保」を図るため、主要食糧等を含めた食料政策の総合的な企画・立案、食品産業の健全な発展を図る施策等を通じて、食料政策の総合的な推進を担う部局である。

### 2 食料政策の総合的企画

#### (1) 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会

##### ア 総合食料分科会

総合食料分科会の所掌事務は、①新基本法の施行に関する重要事項のうち、食料の安定供給の確保に関する施策に係るものの調査審議、②卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）及び食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理となっている。

##### (開催状況)

|            |                                                           |
|------------|-----------------------------------------------------------|
| 平成17年7月25日 | 分科会長の選任について                                               |
| 8月29日      | 食品リサイクルの現状について                                            |
| 10月20日     | 中央卸売市場整備計画の変更（案）及び中央卸売市場開設区域の指定解除（案）について                  |
| 平成18年3月29日 | 卸売市場整備基本方針の変更（案）、中央卸売市場整備計画の変更（案）及び中央卸売市場開設区域の指定解除（案）について |

##### (所属委員等)

##### (委員)

◎上原 征彦

池田 章子

大木 美智子  
生源寺 眞一

八木 宏典

##### (臨時委員)

秋谷 淨恵

安部 修仁

上谷 律子  
大武 勇

加倉井 弘  
川田 一光

柴田 明夫  
神出 元一

並木 利昭

長谷川 朝恵  
飛田 恵理子

明治学院大学院グローバル・ビジネス研究科教授

ブルドックソース㈱代表取締役社長

消費科学連合会会長

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

日清オイリオグループ㈱取締役社長

㈱吉野家ディー・アンド・シー代表取締役社長

㈱日本食生活協会指導部長

全国水産物商業協同組合連合会副会長

経済評論家

㈱全国中央市場青果卸売協会会長

丸紅経済研究所副所長

全国農業協同組合連合会常務理事

日本スーパーマーケット協会事務局長

主婦、消費生活アドバイザー

東京都地域婦人団体連盟専門委員

◎総合食料分科会会長

(平成18年3月31日現在)

#### イ 食料需給予測部会

食料の安定供給の確保に関する施策としての食料需給見通しに関するものの調査審議を行うため、総合食料分科会の下に食料需給予測部会が設置されている。

##### (開催状況)

平成17年4月26日 世界の穀物等の需給動向（案）

について

(所属委員等)

(委員)

◎上原 征彦

明治大学大学院グローバルビジネス  
ネスコ教授

12月8日

長谷川 朝恵

主婦、消費生活アドバイザー

平成18年2月10日

(臨時委員)

浅野 九郎治

(社)日本草地畜産種子協会会長

安藤 敏夫

千葉大学園芸学部教授

石川 郁子

食生活ジャーナリスト

3月29日

市之宮 和彦

(社)大日本農会副会長兼常務

岩崎 正典

伊藤忠商事(株)食料カンパニー食

糧部門市場調査室主席アナリス

ト

(所属委員等)

(委員)

◎八木 宏典

大木 美智子  
生源寺 眞一東京大学大学院農学生命科学研  
究科教授

消費科学連合会会長

東京大学大学院農学生命科学研  
究科教授

小栗 克之

岐阜大学地域科学部教授

茅野 甚治郎

宇都宮大学農学部教授

服部 信司

東洋大学経済学部学部長

藤島 廣二

東京農業大学国際食料情報学部  
教授

三浦 洋子

千葉経済大学経済学部助教授

三沢 ひろこ

マーケットアナリスト

森元 光保

(財)日本穀物検定協会理事長

吉田 俊幸

高崎経済大学大学院地域政策研  
究科長

◎食料需給予測部会長

(平成17年7月15日廃止)

## ウ 食糧部会

総合食料分科会の所掌事務のうち、①主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とする飲食料品の安定供給の確保に関する施策に係るものを調査審議すること、②主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを目的とする食糧部会が、総合食料分科会の下に設置されている。

(開催状況)

|            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| 平成17年6月17日 | 米の先物取引について                                     |
| 7月26日      | 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針について                       |
| 10月7日      | 麦の政府買入価格について                                   |
| 11月7日      | 麦政策検討小委員会の報告、米政策改革を巡る当面の状況、米の先物取引に関するヒアリングについて |
| 11月25日     | 米穀の需給及び価格の安定に関                                 |

する基本指針の改定、米の先物取引に関するヒアリングについて

麦の標準売渡価格、米の先物取引に関する意見交換について  
新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証の進め方、米の先物取引に関する意見交換について

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の改定、新たな需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の検証等について

(臨時委員)

今井 延子  
岩田 三代

全国女性農業経営者会議会長  
日本経済新聞社生活情報部編集委員

大泉 一貫

宮城大学大学院事業構想学部学  
部長

大蔵 浜恵

JA全国女性組織協議会会長

加倉井 弘

経済評論家

竹内 克伸

証券保管振替機構代表取締役社長

立花 宏

(社)日本経済団体連合会専務理事  
待遇・常務理事

中村 隆司

製粉協会理事

能谷 留加

オレンジページ第一編集部マネ

藤井 喜継

ージャーおいしい食卓編集長

藤尾 益也

日本生活協同組合連合会政策企  
画部長

藤岡 茂憲

全国米穀販売事業協同組合副理  
事長

山田 俊男

(社)日本農業法人協会理事

横川 寛

全国農業協同組合中央会専務理  
事

吉水 由美子

(社)日本フードサービス協会会長  
伊藤忠ファッションシステム(株)

マーケティングディレクター

◎部会長

(平成18年3月31日現在)

### 3 食料自給率等の動向

#### (1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、昭和40年度の73%から長期的には低下傾向で推移し、平成10年度には40%となった。その後40%で横ばいに推移しており、平成17年度においても8年連続で40%となった。

一方、生産額ベースにおいても長期的には低下傾向であり、昭和40年度の86%から平成8年度は71%へと低下している。その後は70%前後で推移しており、平成17年度は前年度に引き続き69%となった。

#### (2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、3年後に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり平成8年度の2,670kcalをピークに、近年では減少傾向にある。このような中、平成17年度は、2,573kcal(対前年度0.4%増)となった。

たんぱく質、脂質、糖質による供給熱量の割合(PFC供給熱量比率)は、昭和35年度にはP:12.2%、F:11.4%、C:76.4%であったが、その後、急速に脂質の割合が増加し、近年においてもその傾向は継続している。このような中、平成17年度は、P:13.1%(対前年度増減なし)、F:28.9%(同0.3ポイント増)、C:58.0(同0.3ポイント減)となった。

なお、平成17年度の品目別の消費量(国民1人・1年当たり供給純食料)についてみると、前年度と比べ、鶏肉、野菜、果実等が増加し、牛乳・乳製品等が減少した。

#### (3) 食料自給率に関する情報提供等

食料自給率は、国内生産だけでなく、国民の食料消費のあり方によって左右されるものであるため、新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)において設定されている食料自給率目標(平成27年度においてカロリーベースで45%等)を達成するためには、消費・生産両面にわたる国民参加型の取組が不可欠である。

このような取組を促進するため、平成17年度においても引き続き、「我が国の食料自給率(食料自給率レポ

ート)」を作成し、消費者、生産者、食品産業等の関係者に対し、食料自給率や消費・生産等の動向に関する分かりやすい情報提供を行った。

また、食料自給率と食生活の関係の理解を深めていただくための、食事の献立等からカロリーベースの食料自給率、摂取熱量、栄養バランス(PFC供給熱量比率)を知ることができる「食料自給率早見ソフト」及び食料自給率を市町村などの地域レベルでより一層身近なものとして捉えてもらうため、地域の食料自給率を簡単に試算できる「地域食料自給率試算ソフト」をホームページに掲載している。

表1 食料自給率等

(平成17年度。( )内は平成16年度)

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 供給熱量ベースの総合食料自給率(%) | 40(40)       |
| 生産額ベースの総合食料自給率(%)  | 69(69)       |
| 総供給熱量(kcal)        | 2,573(2,564) |
| PFC供給熱量比率(%)       |              |
| P(たんぱく質)           | 13.1(13.1)   |
| F(脂質)              | 28.9(28.6)   |
| C(糖質)              | 58.0(58.3)   |

|        | 品目別自給率(%) | 国民1人・1年当たり供給純食料(kg) |
|--------|-----------|---------------------|
| 米      | 95(95)    | 61.4(61.5)          |
| 小麦     | 14(14)    | 31.7(32.3)          |
| 大豆     | 5(3)      | 6.8(6.9)            |
| 野菜     | 79(80)    | 96.2(93.8)          |
| 果実     | 41(40)    | 43.1(41.5)          |
| 肉類     | 54(55)    | 28.5(27.8)          |
| 鶏卵     | 94(95)    | 16.5(16.5)          |
| 牛乳・乳製品 | 68(67)    | 92.0(93.9)          |
| 魚介類    | 50(49)    | 34.4(34.6)          |

### 4 不測時の食料安全保障

新たな基本計画に基づき、「不測時の食料安全保障マニュアル」(平成14年3月策定。以下、マニュアルという。)について、国民に普及・啓発するため、パンフレット、ホームページ等による情報提供を行うとともに、今後の中長期的な食料需給の見通し等に関する有識者からのヒアリング等を実施し、マニュアルの実効性に係る点検を実施した。また、「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」(平成17年10月28日農林水産大臣決定)を踏まえ、マニュアルの改正を行った。



また、米国南部に上陸したハリケーン「カトリーナ」の被害により穀物輸出が一時停止した事態に際して、省内連絡会議を設置し、現地の物流の被災・復旧状況、我が国の国内の供給への影響等に関する情報の収集・分析を行い、関係業界への情報提供、飼料穀物備蓄の放出等を行った。

## 5 国民保護

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、農林水産省、林野庁及び水産庁の所掌事務に関し、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資するため、農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画（平成16年10月28日農林水産大臣決定）を策定した。

## 6 食料需給等の動向

「海外食料需給レポート」は、国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、従来の「食料需給見通し」のうち、海外農産物の需給動向分析の部分について拡充・強化等を図る観点から、作成・公表を行った。

平成17年度の「海外食料需給レポート2005」は、平成18年3月29日に開催された第14回総合食料分科会への報告を経て公表した。

なお、穀物等需給の短期見通しである同レポートの第1章「世界の穀物等の需給動向」については、平成17年度前半の収穫・作付状況の進展等を踏まえて作成し、8月29日に開催された第12回総合食料分科会への報告を経て公表した。

## 第2節 食品流通対策

### 1 概要

平成16年6月に改正された卸売市場法（平成16年法律第96号）に基づいて策定された第8次卸売市場整備基本方針及び第8次中央卸売市場整備計画に即して、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じた。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づき、平成14年4月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（第3次）に即して、

各種の構造改善対策を行った。

また、立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を支援する「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（平成17年法律第85号）が平成17年7月に成立したことを受け、同法に基づく流通業務総合効率化事業の普及を促進した。

## 2 中央卸売市場

### (1) 概況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第1次：46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：3～12年度、第6次：8～17年度、第7次：13～22年度、第8次：16（方針）・17（計画）～22年度）に基づいて整備統合が進められており、平成17年度末には56都市86市場（青果・水産市場32市場、青果・水産・花き市場16市場、青果・花き市場9市場、青果市場14市場、水産市場5市場、食肉市場10市場）となっている。

### イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、17年度で青果部96、水産物部91、食肉部10、花き部31、その他10で計236（兼業を含む。）である。

また、卸売業者の17年度の取扱金額は青果2兆1,141億円（前年比97%）、水産物2兆1,996億円（同97%）、食肉2,490億円（同101%）、花き1,537億円（同99%）、その他313億円（同98%）となっている。

### (2) 第8次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画

#### ア 第8次卸売市場整備基本方針

卸売市場については、卸売市場における品質管理の高度化等の機能強化、既設の中核的な中央卸売市場の再整備、地方の卸売市場における集荷力の強化を図るための市場相互の連携した集荷販売活動の促進、卸売市場の取引における情報技術の活用を基本とし、整備及びその運営を行うものとする。

#### イ 第8次中央卸売市場整備計画

中央卸売市場については、卸売市場整備基本方針に即し、PFI事業の活用、厳正な評価と透明性の確保、管理業務の民間委託等による再編・合理化を図るとともに、物品鮮度の保持、物流コストの削減等

の効果の発現が見込まれる「安全・安心」で「効率的」な流通システムの確立に資する施設整備を行う。

また、再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場11市場及び自主的に再編措置に取り組む中央卸売市場については、運営の広域化、地方卸売市場への転換等具体的な再編措置及び実施時期を明確にし、計画的に再編に取り組む。

### (3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備については、中央卸売市場整備計画に即して行われる施設整備に対し助成を行っている。

平成17年度予算においては地域の自主性・裁量性の発揮できる使いやすい仕組みに転換するために強い農業づくり交付金に統合されるとともに、適正な品質管理の推進、中央卸売市場の再編等に対する支援措置の拡充を図っている。

#### ア 補助率

定額 (4/10、1/3)

#### イ 補助対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設

17年度における補助対象市場は、7道府県8市場であり、補助金額38億6千万円である。

## 3 地方卸売市場

### (1) 概 況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模(青果市場330㎡、水産市場200㎡(産地市場は330㎡)、食肉市場150㎡、花き市場200㎡)以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要するが、17年4月1日現在で、総合市場161、青果市場474、水産市場499(うち産地市場335)、食肉市場23、花き市場129の計1,286市場が許可されている。

### (2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は公設(第3セクターを含む)市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の補助体系により間接補

助事業を行っている。

#### ア 補助率

統合を行う市場 1/3

連携した集荷・販売活動を行う市場 1/3

#### イ 補助対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、加工処理高度化施設、附帯施設

平成17年度における補助対象市場は1市場であり、補助金額は3,600万円である。

このほか、都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われる民営地方卸売市場の施設整備に対しては、農林漁業金融公庫の食品流通改善資金で融資が行われている。平成16年度には13億円が貸し付けられた。

## 4 食品流通の構造改善対策

### (1) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

平成17年度における構造改善計画の認定(変更認定除く)は、食品生産製造提携事業5件、食品生産販売提携事業52件、卸売市場機能高度化事業4件、食品販売業近代化事業5件であった。

### (2) 構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業等を実施する者に対して、農林漁業金融公庫等からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

平成17年度において講じた融資等の支援措置は、農林漁業金融公庫から食品生産製造提携事業36億9千万円、食品生産販売提携事業134億7千万円、卸売市場機能高度化事業2億8千万円の融資を行うとともに、食品流通構造改善促進機構から1億円の債務保証、7千万円の機器等の導入資金助成の支援を行った。

## 5 商業の近代化

### (1) 食品流通高付加価値モデル推進事業費

食品小売業は、近年の厳しい経営環境や、担い手の高齢化、後継者の確保難等により店舗数が減少し、特に中心市街地においては、商店街の崩壊現象により、地域の最寄りの食品購入先が消失し、地域の消費者の利便性が低下したほか、地域振興への影響が懸念されている。

このため、食品小売業者が生産者、卸売業者等と連携し、地域農水産物を利用したメニュー提案やブラン

ド化、オリジナル商品の開発等付加価値の向上を図る場合に支援を行った。

(予算額3,000万円)

#### (2) 食品専門小売等構造改善推進事業費

食品流通を取り巻く諸情勢の変化に対応していくために、食品販売業者等に対する必要な知識・技術等の教育・普及等を実施するとともに、食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業を推進した。

(予算額7,561万円)

#### (3) 食料品小売業モニター店調査事業

生鮮食料品等の末端流通の現状を迅速に把握し、所要の対応を的確に行うため、50年度から全国において食料品小売店に対し、食料品の小売動向の報告を求めてきており、17年度においても引き続き実施した。

#### (4) 食品流通構造改善貸付制度

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るための総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品流通構造改善計画に即して行われる食品生産販売提携事業等に関する施設等の整備に対し、農林漁業金融公庫等による長期低利の融資を行った。

#### (5) 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度

昭和43年度から国民金融公庫に生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度が設けられ、国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金に低利融資を行ってきており、平成17年度においても前年度に引き続き低利融資を行った。

### 6 食品流通の効率化

#### 生鮮食品物流効率化確立事業

生鮮食品流通の効率化を推進するため、以下の取組を行った。

##### ① 物流管理効率化新技術確立事業

検品、分荷等の物流業務において、電子タグを活用した新しい効率的物流管理手法を確立するためのシステム開発及び実証事業

##### ② 通い容器循環システム実証事業

通い容器の利用による低コスト物流を推進するモデル的な管理回収システムを構築するための実証試験等

##### ③ 地方卸売市場連携物流最適化推進事業

地方卸売市場の集荷力向上、出荷者の出荷コストの軽減等を図るため、複数市場の連携による取引システムの開発とこれに基づく最適な物流システム確立のための事業

(予算額1億9,230万円)

### 7 商品取引

#### (1) 商品取引所の概況

平成17年度における商品取引所の先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資（農産物、畜産物、砂糖、繭糸、水産物及び農産物・飼料指数）の出来高は表2のとおり2,488万枚で、前年度に比べ19.1%の減少。品目別ではNon-GMO大豆が15.8%増加したものの、とうもろこし40.5%減、冷凍えび83.6%減、アラビカコーヒー17.4%減、食用馬鈴薯98.5%減となっている。また、売買約定金額は前年度に比べて31.4%減少し約22兆2,822億円となった。この結果、経済産業省所管物資も含めた総約定金額に占める農林水産省所管物資の割合は10.8%となった。

表2 平成17年度出来高及び約定金額

| 取引所       | 出来高<br>(千枚) | 約定金額<br>(億円) |
|-----------|-------------|--------------|
| 東京穀物商品取引所 | 23,594      | 213,979      |
| 中部商品取引所   | 33          | 643          |
| 関西商品取引所   | 486         | 3,311        |
| 福岡商品取引所   | 584         | 4,220        |
| 横浜商品取引所   | 179         | 669          |
| 農林水産省所管   | 24,876      | 222,822      |
| 取引所合計     | 107,745     | 2,059,614    |

注：中部商品取引所は農林水産省所管物資の数値である。

#### (2) 商品取引所等の定款の変更認可等

##### ① 商品取引所

商品取引所法（昭和25年法律第239号）に基づく変更認可は、平成17年度においては、延べで定款5取引所、業務規程10取引所等、受託契約準則5取引所、紛争処理規程1取引所及び市場取引監視委員会規定1取引所を行った。変更の主な内容は、以下のとおりである。

ア 定款の変更…東京穀物商品取引所及び横浜商品取引所の合併（18.3.22）

イ 業務規定等の変更…取引所の合併（3.22東穀、横浜）、大豆ミール受渡場所の変更（3.28東穀）、コーヒー指数の取引単位の変更（8.19関西）

また、コメ試験上場についての認可申請が2取引所（12.9東穀、12.16関西）からあった。

##### ② 商品取引清算機構（JCCH）

商品取引所法の一部を改正する法律（17.5.1施行）により、商品取引債務引受業を許可制としたことに伴い、開業許可申請のあった商品取引清算機構（JCCH）に対して許可（4.25）を行った。こ



れにより、同社が全国の商品取引所の取引に基づく債務を横断的に清算できるようになった。

また、商品取引所における上場商品の変更に伴い、同社の業務方法書の変更を2度行った。

### (3) 商品取引員

商品取引所法（昭和25年法律第239号）に基づく許可を受けた商品取引員は平成18年3月末日現在で86社であった。

また、商品取引所法の一部を改正する法律（17.5.1施行）により、商品取引員に対する許可の対象を商品市場横断的な仲介業務に改め、要件を変更したことに伴い、許可申請のあった商品取引員90社に対し許可を行った。

### (4) 商品投資販売業・顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）に基づく許可を受けた商品投資販売業者は平成18年3月現在で57社、商品投資顧問業者は11社であった。

また、18年3月末の商品ファンドの運用残高は433億円となっている。

## 第3節 食品産業等農林関係企業対策

### 1 中小企業行政

#### (1) 中小企業の組織制度

##### ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成18年3月末日現在で総数1,081組合（うち連合会は70）となっている。

##### イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成18年3月末日現在で39組合（うち全国を区域とする商工組合は7組合、連合会は10組合）、協業組合で農林水産省が直接所管するものは2組合となっている。

#### (2) 中小企業の経営革新の支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年3月31日法律第18号）に基づき、新たな事業活動を通じ経営の相当程度の向上を図る等の経営革新を行おうとする個別の中小企業、異業種グループ等及び異なる分野の中小企業、中堅・大企業、大学・研究機関、NPO等と連携し、それぞれの有する「強

み」を相互に持ち寄って高付加価値の製品・サービスを創出する新たな事業を行おうとする中小企業等への支援を行うため、金融・税制等の特別措置を講じた。

### (3) 中小企業金融制度

#### ア 中小企業金融3機関による融資

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫の平成17年度融資における貸付計画額はそれぞれ1兆8,300億円、3兆5,184億円、1兆8,000億円（制度枠）であった。農林水産業関係業種に対する貸付実績は表3のとおりである。

表3 平成17年度末中小3機関の農林水産関係業種貸付残高  
金額（億円）

| 業 種       | 中小公庫  | 国民公庫  | 商工中金  |
|-----------|-------|-------|-------|
| 食料品製造業    | 4,287 | 1,089 | 3,565 |
| 木材、木製品製造業 | 812   | 378   | 1,715 |
| 計         | 5,099 | 1,467 | 5,280 |

注1：食料品製造業には飲料、たばこ、飼料製造業を含む。

注2：他の農林水産関係業種については、統計上分類されていない。

注3：中小公庫は業務統計年報（平成17年度版）より。国民公庫、商工中金は聞き取り。

#### イ 不況対策

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項によるセーフティネット保証制度の取引先企業のリストラ等の事業活動の制限（第2号）並びに業況の悪化している業種（第5号）の指定を受けた。

#### (4) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づく特定農産加工業として、平成元年度及び平成7年度に、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、牛肉調製品製造業、豚肉調製品製造業、乳製品製造業の12業種を、関連業種として甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、食肉調製品製造業を指定し、これらの者が輸入の自由化等の著しい変化に対処して経営改善計画等を実施するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を前年度に引き続いて実施した。



## (5) 事業再構築の円滑化

産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者等が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して実施する事業再構築を円滑化するのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

## 2 一般企業行政

## (1) 金融制度

日本政策投資銀行の平成17年度における資金運用は、「日本政策投資銀行中期政策方針」に基づき行われ、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するための政策融資が行われた。出融資の規模は1兆1,680億円であり、そのうち当省関係として食品等生活関連物資の効率的かつ安定的な供給を目的とした生活関連物資安定供給対策等資金、地域における産業の振興、開発促進を目的とした地域産業立地促進資金、環境負荷の発生抑制、再資源化等を目的とした循環型社会形成推進資金等が整備されている。

なお、融資状況は表4のとおりとなっている。

表4 平成17年度日本政策投資銀行当省関係融資状況  
(平成17年4月～18年3月)

| 対 象 事 業     | 金 額 (百万円) |
|-------------|-----------|
| 地域産業振興・雇用開発 | 7,505     |
| 農村地域工業等導入促進 | 3,940     |
| 飼料供給体制合理化事業 | 390       |
| 産業活力再生支援    | 800       |
| そ の 他       | 300       |
| 合 計         | 12,935    |

注：日本政策投資銀行調べ。

## (2) 税 制

平成17年度の税制改正は、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第21号）が3月31日に、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第5号）が3月25日に公布され、関係政省令、告示等の整備により4月1日から施行された。

農林水産関連企業等に関係する平成17年度税制改正の概要は次のとおりである。

(注)「措」租税特別措置法、「措附」租税特別措置法附則、「地」地方税法、「地附」地方税法附則

ア 拡充された措置

(国税関係)

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創設に伴い以下の特例措置が講じられた。

- ① 同族会社の留保金課税（3,000万円以下10％等）

に係る課税停止措置に経営革新計画の承認事業者を追加（措68・1項2号）

- ② 経営革新計画により取得する機械等の特別償却（30％）又は税額控除制度（7％）の創設（措10の4、42の7、68の12）

- ③ 旧法（中小企業経営革新新支援法）に係る特例措置について所要の経過措置（措附1、16、31、45）（地方税関係）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創設に伴い経営基盤強化計画に従って行う事業の用に供する施設に対する事業所税の資産割及び従業者割の非課税措置（地701の34・3項18号）

イ 延長された措置

(国税関係)

- (ア) 農業協同組合等の貸倒引当金の特例措置（16％増）（措57の9）

- (イ) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除（32％）（措61）

- (ウ) 産業活力再生特別措置法の認定事業者に係る以下の特例措置

- ① 認定事業者の設備廃棄等に係る欠損金の繰戻還付による還付の不適用の除外措置（措66の12）

- ② 認定事業者が事業革新設備を取得した場合の特別償却（40％等）（措11の3、44の4、68の21）

- (エ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（30％）又は税額控除（7％）（措10の4、42の7、68の12）

- (オ) 食品企業、畜産農家等が公害防止用設備（汚水処理用設備等）を取得した場合の特別償却制度（機械等16％の償却率を14％、構築物12％の償却率を10％に引き下げ）（措11、43、68の16）

- (カ) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく認定事業者が製造過程管理高度化設備等を取得した場合の特別償却制度（機械等は12％の償却率を10％、建物等は6％の償却率を5％に引下げ）（措11の8、44の8、68の25）

- (キ) 鉱工業技術研究組合等に対する所得計算の特例措置（措66の10、68の94）

- ① 鉱工業技術研究組合法

- ② 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法

(地方税関係)

- (ア) 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に従って営業譲渡に伴う不動産取得税に係る税額の減額措置（1/6減額）（地附11の4・5項）

- (イ) 地域エネルギー利用設備（木くず焚ボイラー）の固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準を5/6から7/8に見直し）（地附15・13項）
- ウ 廃止された措置
- （国税関係）
- (ア) 産業活力再生特別措置法の認定事業者に係る共同事業再編計画に従って共同出資子会社を設立するために現物出資した場合の譲渡益課税の特例（圧縮記帳）（旧措66、68の86）
- (イ) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度（旧措52、68の39）
- (ウ) 中小企業経営革新支援法に基づく経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却制度（旧措13の2、46、68の30）
- （地方税関係）
- (ア) 食品流通構造改善促進法に基づき農林漁業金融公庫資金の貸付けを受けて農業協同組合等が取得する保管、生産又は加工の用に供する共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、1年間の経過措置を講じたうえ、廃止（旧地73の14・6項、地附則1・3号）
- (イ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の用に供する施設に対する事業所税の課税標準の特例措置（旧地令56の53・1項9号）
- エ その他（要件の見直し等）
- （国税関係）
- (ア) 増加試験研究費等の税額控除制度の範囲から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の認定試験研究計画に係る負担金を除外（旧措令5の3・12項5号）
- (イ) 食品企業等が脱特定物質（フロン等）対応型設備を取得した場合の特別償却制度の特償率を16%から14%に引き下げ（措11、43、68の16）
- (ウ) 倉庫用建物等の割増償却制度における適用要件に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく計画の認定事業者に限定（措15、48、68の36）
- (エ) 商品取引所法に基づく委託者保護基金について所要の措置
- （地方税関係）
- (ア) 新設又は増設された流通機能の高度化に資する物流施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について対象から保稅蔵置場として許可を受けた倉庫を除外し、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく計画の認定事業者に限定

（地則15・3項）

- (イ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から委託を受けて食品循環資源の再生利用を業として行う者が再生利用の用に供する施設に対する事業所税の課税標準の特例措置について、対象から食品循環資源飼料化設備を除外（地規24の11の2・2項）
- (ウ) 公害防止用等設備に係る事業所税の課税標準の特例について対象設備から一般粉じん処理施設を除外（地法701の41）
- (エ) 商品取引所法に基づく委託者保護基金について所要の措置

### (3) 対内外直接投資

#### ア 対内直接投資

我が国は、昭和42年以降段階的に資本自由化措置を実施しているところであり、現在、OECD資本移動自由化規約において自由化を留保している業種等（農林水産省所管では、「農林水産業」がある。）を除き原則自由化されている。

農林水産省所管企業への対内直接投資は、本年度、535件（農林水産省受理ベース）行われた。

表5 業種別対内直接投資報告・届出実績  
（農林水産省受理ベース）

| 業 種          | 2005年度 |
|--------------|--------|
| 1. 製造業       | 331    |
| (1) 食料品      | 139    |
| (2) 農薬・動物医薬品 | 55     |
| (3) 肥料・飼料    | 68     |
| (4) その他      | 69     |
| 2. 輸出入・販売業   | 655    |
| (1) 食料品      | 402    |
| (2) その他      | 253    |
| 3. 飲食業       | 287    |
| 4. 農林水産業     | 52     |
| 5. その他       | 35     |

注1：農林水産省が受理した報告・届出のうち、定款上の事業目的の中に農林水産関連業種を掲げている企業数をすべて計上（延数）している。

注2：食料品には、飲料及び食用油脂も含む。  
（出所）農林水産省受理実績による。

#### イ 対外直接投資

対外直接投資については、投資先の外国法人が行う事業のうち、農林水産省所管では「漁業」を除き自由化されている。

海外の農林水産関連企業への投資は、平成17年度2,036億円の投資が行われた。

#### (4) 企業公害防止策

##### ア 公害防止普及指導事業

公害防止を円滑に推進するため、農林水産関連企業等に対し、公害防止措置の周知徹底を図るとともに、食品工場等に対し技術指導等を実施した。

イ 農林水産関連企業公害防止管理者等研修会の実施  
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）においては、一定量以上のばい煙、汚水、廃液等工場排出物を排出する特定工場に対して、公害防止管理者等の設置を義務づけるなど公害防止組織の整備を図り公害防止に資することを目的としている。

このため、農林水産関連企業等が設置している公害防止管理者等を対象に、資質の向上を図るための研修会を開催した。

##### ウ 公害情報サービス事業

各地方農政局、沖縄総合事務局内の「公害情報銀行」により、農林水産関連企業を対象に、公害防止及び産業廃棄物の処理に関する情報の提供、相談に対する回答、分析機関のあっせん、技術の現地指導、優良事例調査等の業務を内容とする公害情報サービス事業を実施した。

#### (5) 農林水産関連企業環境対策

温室効果ガスの削減に向け、環境自主行動計画の未策定団体を対象にマニュアルの作成・配布を行い、効率的で実効性ある環境自主行動計画の策定を促すとともに、環境セミナーの開催及び環境報告書等の作成・公表に資するマニュアルの作成・配布を行い、食品関連企業の環境負荷の低減に資する環境マネジメントの導入支援を図った。

### 3 食品産業行政

#### (1) 食品産業技術対策

高度化、個性化する消費者ニーズや食中毒、異物混入等の食品事故の頻発を背景とした安全性への関心の高まりに対応し、産学官の連携の下に、原料調達、加工、販売に至る食品の流通工程における総合的な安全・安心確保技術の開発を推進するため、フード・セーフティ・イノベーション技術研究組合が行う「食の安全・安心確保技術の開発」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

#### (2) 食料産業クラスター推進事業

食品産業と農業の連携により国産農水産物を活用し、高付加価値食品の供給及び産地ブランドの確立を推進するため、①地域の食材、人材、技術その他の資源を効率的に結びつけることによる食料産業クラスター

の形成（食品産業・農業・関連業種による連携構築（ネットワークづくり））、②地域食品ブランドの普及及び供給の促進、地域の食品企業の技術開発・知的財産の利活用に係る環境整備等の取組に対する支援を行った。

（予算額 4億3,792万円）

#### (3) 立地対策

食品工業を取り巻く情勢は、急速に進む国際化・情報化の流れの中、高度化する消費者ニーズへの対応、廃棄物の減量化等環境問題への対応等厳しさを増している。このため、原料輸入、基幹食料生産、加工食品の生産、製品流通の各基地を一体化した食品工業団地の形成を推進し、食品の効率的生産体制の整備、流通機能の結合・共同化、ばい煙・排水・廃棄物等の共同処理施設の整備を図ることにより、食品の安定的かつ効率的な供給に努めることとしている。

食品工業団地については、「食品工業団地形成促進要綱」（45農経C第2903号農林事務次官依命通知）に基づき、農林水産大臣が食品工業団地形成計画を認定したもの及びこれに準ずるものとして総合食料局長が認定したものについて、進出企業に対し必要な助言、指導を行うとともに、農林漁業金融公庫等による融資の斡旋を行うよう措置している。

現在、農林水産大臣の認定に係る食品工業団地は、千葉、京葉、衣浦、神戸東部第四工区及び箱崎の5ヶ所である。

#### (4) 食品産業における環境対策の総合的推進

食品に係る資源の有効な利用の確保、食品に係る廃棄物の発生の抑制を図ること等を目的とした「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）については、食品関連事業者等の取組を促進するため、全国各地において約30回の説明会の開催、リーフレットの作成配布による普及啓発の活動を実施するとともに、法第10条に基づく登録再生利用事業者として、33事業者を登録した。

さらに、食品リサイクルの円滑な推進を図る観点から、新たな食品リサイクル手法に関する調査や、バイオマス活用の一環として、先進的・モデル的なリサイクル施設の設置についての補助を実施した。この他、食品リサイクル施設の設置に係る融資制度、税制の特例措置を設けている。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）については、公布・施行されてから10年目を迎えたことを踏まえ、農林水産省においても、「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」を開催し、関係者による意見交換を通じ



た共通理解の醸成及び制度の見直しに関する意見の整理を行い、平成18年1月に検討結果をとりまとめたところである。

また、法における再商品化義務のある対象事業者について、法の内容の普及・啓発及び点検指導を行うとともに、制度の公平性・透明性を確保するため、ただ乗り事業者に対する義務履行の促進、法に基づく指導、勧告を行い、勧告に従わなかった8社について平成18年1月18日に事業者名の公表を行った。

#### (5) 食品製造過程管理高度化対策

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）を平成15年7月に法改正し、所要の見直しを行うとともに、適用期限を5年間延長した。この法律に基づき、HACCP手法を導入し製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対して金融・税制上の特例措置を講じた。平成10年度から平成17年度までの間に、高度化計画を認定する機関として(独)日本食肉加工協会（食肉製品）、(独)日本缶詰協会（容器包装詰常温流通食品）、(独)日本炊飯協会（炊飯製品）、(独)大日本水産会（水産加工品）、(独)日本乳業技術協会（乳及び乳製品）、全国味噌工業協同組合連合会（味噌）、全国醤油工業協同組合連合会（醤油製品）、(独)日本冷凍食品協会（冷凍食品）、(独)日本給食サービス協会（集団給食用食品）、(独)日本惣菜協会（惣菜）、(独)日本弁当サービス協会（弁当）、(独)日本食品油脂検査協会（食用加工油脂）、(独)日本食品分析センター（ドレッシング類）、(独)全国清涼飲料工業会（清涼飲料水）、(独)全国調味料・野菜飲料検査協会（食酢製品）、(独)日本ソース工業会（ウスターソース類）、全国菓子工業組合連合会（菓子製品）、全国乾麺協同組合連合会（乾めん類）、(独)日本パン工業会（パン）、全日本漬物協同組合連合会（農産物漬物）全国製麺協同組合連合会（生めん類）の21機関を指定認定機関に指定するとともに高度化基準を認定した。平成17年度においては、28事業者がこれら指定認定機関から高度化計画の認定を受け、HACCP手法を導入した施設整備に取り組んだ。

さらに、中小の食品製造業者による HACCP 手法の更なる導入促進に向けて、必要となる専門的知識を有する人材の育成、関連技術情報のデータベース構築、食品安全マネジメントシステム（ISO22000）のセミナー開催等の食品製造工程管理高度化促進事業を実施した。

## 第4節 食品・外食産業行政

### 1 加工食品

#### (1) 調味料（みそ、しょうゆを除く）

##### ア 食酢

平成16年度の食酢類の生産量は43万1,900klであり、前年と比較して1.2%増加した。このうち醸造酢は42万9,700klで全体の99.5%を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、16年は3.26klと前年に比べ10.3%増加した。

##### イ ソース類（たれ類含む。）

平成16年度のソース類の生産実績は、45万8千klで、前年度に比べ3.0%減少している。種類別にはウスターソース3万2千kl（前年比2.6%減）、中濃ソース2万7千kl（前年比1.3%減）、濃厚ソース3万8千kl（同10.2%減）となっているほか、ステーキソース等の専用ソースが増加している。また、たれ類は18.4%減であった。

なお、総務省家計調査によると、ウスターソース類の1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、平成16年は1.61と前年に比べ2.4%減少した。

##### ウ ドレッシング類（ドレッシング、マヨネーズ）

平成16年のドレッシング類の生産量は、40万8千tで前年に比べ2.1%増加した。このうちマヨネーズは22万6千t（前年比0.1%減）となっている。

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、平成16年には4.75kg（前年比0.2%減）となっている。

##### エ カレー及びからし粉

平成16年度のカレー生産量は、22万5千tで前年と比べ0.2%の増加となった。このうちカレー粉は約8千t、カレールーは約9万8千t、調理済みカレーは約11万9千tであった。

なお、総務省家計調査によると、カレールーの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、平成16年は1.94kgと前年に比べ1.2%増加した。

平成16年度のからし粉の生産量は、13千tで前年度に比べ2.0%増加した。

##### オ グルタミン酸ソーダ

平成16年のグルタミン酸ソーダの生産量は、前年比1.3%減の約6万0千tであった。うち、国内販売量は、約7万9千tで前年比15.6%の増加であり、



輸出力は269 tと53.9%の増加となっている。

一方、輸入量は、国内生産から海外生産などヘシフトしていることもあり、ベトナム等での生産量が増加しているのを受け、年々増加傾向となっており、平成16年は前年比1.1%増の約7万0千tとなっている。

表6 調味料の生産量の推移

| 種 類         |         | 15年度  | 16年度  | 17年度  |            |            |
|-------------|---------|-------|-------|-------|------------|------------|
|             |         |       |       | 生産量   | 前年比<br>(%) | 企業数<br>(社) |
| 食酢          | 千 Kl    | 426.6 | 431.9 | 432.9 | 100.2      | 約255       |
| ソース         | 〃       | 472.2 | 458.1 | 486.8 | 106.3      | 約170       |
| * ドレッシング類   | 千 t     | 392.1 | 399.2 | 407.7 | 102.1      | 11         |
| カ<br>レ<br>ー | カレー粉    | 7.0   | 8.5   | 8.3   | 97.6       | 57         |
|             | カレールー   | 100.0 | 97.9  | 98.0  | 100.1      |            |
|             | 調理済みカレー | 117.5 | 118.8 | 129.8 | 109.3      |            |
| * グルタミン酸ソーダ | 〃       | 61.0  | 60.2  | 47.0  | 78.1       | 7          |
| からし粉        | 〃       | 13.1  | 13.3  | 13.8  | 103.4      | 17         |

\* 略年

## (2) 清 涼 飲 料

### ア 企業概況

平成16年の清涼飲料製造業の事業所数（従業員4人以上）は542所、従業員数27,071人で概ね前年並みであった。

### イ 需要動向

清涼飲料の需要は、近年、消費者の好みの多様化等を背景に、ミネラルウォーター、緑茶飲料等を中心に進展したこと、ペットボトル製品の堅調な伸びから、順調に生産を伸ばしてきている。

平成17年については、記録的猛暑により市場が拡大し、生産量は1,784万6千klと前年を3.7%上回り、過去最高となった。

### ウ 環境問題への対応

平成3年4月に公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき、飲料容器に用いるスチール缶、アルミ缶及びPET容器の材質識別表示が義務付けられている。

また、平成7年に制定され、平成9年4月に施行された「容器包装リサイクル法」に基づき、ガラス瓶、ペットボトルについて再商品化が義務付けられている。本年6月には同法改正案が成立し、容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、再利用の一層の促進を図ることとし、現在、政省令の改正作業を進めて

いる。

### エ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、昭和57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の推進を行っている。

表7 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

|           |  | (単位：千kl) |       |       |        |
|-----------|--|----------|-------|-------|--------|
|           |  | 15年      | 16年   | 17年   | 17/16  |
| 緑 茶 飲 料   |  | 1,783    | 2,365 | 2,648 | 112.0% |
| 炭 酸 飲 料   |  | 2,581    | 2,754 | 2,734 | 99.3%  |
| 果 実 飲 料 等 |  | 1,562    | 1,765 | 1,828 | 103.6% |
| ミネラルウォーター |  | 1,133    | 1,296 | 1,428 | 110.2% |

## (3) コ ー ヒ ー

### ア 企業概況

平成16年のレギュラーコーヒー製造業の事業所数（従業員4人以上）は127所、従業員数は3,554人であり、ここ数年減少傾向にある。

### イ 供給状況

我が国のコーヒー豆の輸入は40ヵ国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシアである。なお、平成17年の輸入量は、対前年比3.1%増の41万3,264 tと過去最高水準となった。

同年のインスタントコーヒーの輸入は、約30ヵ国からで、対前年比1.9%増の7,778 tとなった。主要国は、ブラジル、コロンビア、エクアドルである。

また、主な用途がコーヒー飲料の原料であるコーヒーエキスの同年の輸入は、対前年比10.4%増の13,398 tとなった。主要国はブラジル、コロンビアである。

平成16年は国際原油価格の高騰やコーヒーの国際相場が上昇したことにより、コーヒー調達コストを巡って厳しい環境となった。

表8 コーヒー供給量（輸入量）の推移

|               |  | (単位：t)  |         |         |        |
|---------------|--|---------|---------|---------|--------|
|               |  | 15年     | 16年     | 17年     | 17/16  |
| 生 豆           |  | 377,647 | 400,977 | 413,264 | 103.1% |
| い っ た コ ー ヒ ー |  | 4,292   | 4,150   | 4,776   | 115.1% |
| インスタントコーヒー    |  | 9,057   | 7,633   | 7,778   | 101.9% |
| コ ー ヒ ー エ キ ス |  | 11,566  | 12,137  | 13,398  | 110.4% |

### ウ 需要動向

レギュラーコーヒーの需要は、工業用に約4割、業務用、家庭用がそれぞれ約3割となっている。

インスタントコーヒーは、そのほとんどが家庭用であり、最近、詰替用袋入り製品の需要が増加している。

全体の需要傾向としては、飲用する場所、商品の多様化の進展及び高級化、簡便性志向に応えた商品開発に支えられ増加傾向にある。輸入の大半を占めるコーヒー生豆の消費量は41万3千t（平成17年）であり、その内訳はインスタントコーヒー用9万1千t、レギュラーコーヒー用31万6千tと推計される。

#### エ 国際コーヒー協定

国際コーヒー協定の詳細については、第2章第2節第5項第2号の国際コーヒー協定を参照。

#### オ 表示に関する公正競争規約

「不当景品類及び不当表示防止法」第10条の規定に基づく「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」が平成3年11月27日付けで告示され、平成5年5月28日から施行されている。

これは、コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として定められている。

#### カ 環境問題への対応

身の回りの環境問題に関する消費者の関心の高まりを背景として「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、第二種指定製品である飲料缶の材質識別表示に準じて、レギュラーコーヒー缶にあってはスチール缶である旨の識別表示の導入を平成5年5月28日以降自主的に表示することとなった。

また、コーヒー豆の抽出粕の再資源化、再利用等が課題となっている。

### (4) 菓 子 類

#### ア 需給動向

平成17年における菓子類の国内生産量は、残暑が長く厳しい状況ではあったが、飴菓子(前年比2.5%増)、チョコレート(同1.8%増)、米菓(同2.6%増)、油菓子(同1.0%増)などが増加したものの、チューインガム(前年比3.9%減)、せんべい(小麦粉使用)(同2.0%減)、スナック菓子(同1.4%減)などが減少したことから、193万1,409tと、平成16年に比べ0.3%の増加となり、ほぼ横ばいとなった。

また、生産額は2兆3,385億円と前年比0.4%の増

加となった。

一方、平成17年における菓子類の輸入量は、14万2,099t（前年比6.8%増）となり、輸入額は約615億円（同5.1%増）となった。品目別では、チョコレート菓子、キャンデー類、ビスケット類の3品目で菓子類の輸入額の約5割強を占めている。

また、平成17年における菓子類の輸出量は、2万7,479t（前年比20.1%増）となり、輸出額は約216億円（同19.7%増）となった。菓子類の輸出額は、国内生産額の0.9%とわずかなものである。

#### イ 菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定（昭和43年度以降）されている。

#### ウ 国際ココア協定

国際ココア協定の詳細については、第2章第2節第5項第3号の国際ココア協定を参照。

### (5) あ ん 類

平成16年度におけるあん類の生産品は、原料として使用した豆類で9万2,500tと前年を下回った。

製品別の生産量は、生あん5万5,800t、ねりあん20万0,400t、乾燥あん1,300t、合計では25万7,500t（前年比3.0%減）で前年を下回った。

### (6) 豆 類 加 工 品

#### ア 豆腐・油揚げ

豆腐類の推定生産量は、横ばい傾向で推移しており、平成17年は原料大豆処理量に換算して49万4千t（他に脱脂大豆利用1万t）と、前年と同水準の実績となった。

なお、豆腐製造業者数は年々減少しており、平成16年度末現在では13,452業者で前年より564業者の減少となっている。

#### イ 納 豆

納豆の推定生産量は、増加傾向にあったが、平成17年は原料大豆処理量に換算して13万1千tと、前年比5.8%の減少となった。

なお、製造業者数は平成16年度末現在で677業者で前年同となっている。

#### ウ 凍豆腐

平成17年の凍豆腐の推定生産量は原料大豆処理量に換算して3万3千tとなっており、主な製造業者数は平成17年末現在で5業者となっている。

#### エ 植物性たん白

平成17年における生産量は乾燥品換算で5万5千tと、前年比4.3%の増加となった。

原料別の生産比率は大豆系79%、小麦系21%で、形態別では粉末状59%、繊維状・粒状・ペースト状の合計41%（いずれも乾燥品換算）となっており、出荷先は全て食品加工業者である。

#### オ 豆 乳

平成17年の豆乳の生産量は21万7千t、大豆使用量は3万2千tとなっており、近年大幅に需要が増加している。

#### カ 大豆の備蓄

大豆は我が国の国民生活に直結した食品の原材料であり、そのほとんどを輸入に依存していることもあって、国際的な需給変動、輸送事情の影響を受けやすい状況にある。このようなことから、大豆の国際需給の著しい変動、港湾スト等の不測の事態に備えるため、(社)大豆供給安定協会が自ら大豆を買い入れ、これを製油メーカーのサイロを利用して備蓄する体制をとっている。

備蓄水準は、食品用大豆需要量の約1ヵ月分が食品用大豆の利用業界の在庫及び備蓄数量によって確保されることとしており、平成17年度は4万3千t（食品用大豆需要量の約2週間分）の備蓄を実施し、これに対して国は備蓄の実施に必要な経費（金利、保管料等）として、13億7,466万円を同協会等に補助した。

（大豆備蓄対策費補助金13億7,466万円）

## 2 油 脂

### (1) 世界の油脂事情

2005/2006年度の世界の油糧種子の生産状況については、大豆の生産量は、最大の生産国である米国ではわずかに減少するものの、ブラジル、アルゼンチンではやや増加するとみられることから、全体で前年よりわずかに増加するとみられる。

一方、ナタネの生産量は、主要生産国のうち中国はわずかに減少するものの、カナダ、豪州、インドで増産となることから、全体で前年よりかなり増加となる見込み。

我が国では大豆油とナタネ油の生産量が2005年で可食油生産量の88%程度を占め、その原料の大豆とナタネは輸入に依存している。

その主な輸入先国は、大豆では米国、ブラジル、ナタネではカナダ、豪州となっている。

### (2) 国内の油脂事情

#### ア 全体需給動向

食料需給表（平成17年度）によれば、我が国国民1人・1日当たりの供給熱量は2,573.3Kcalで、その

うち油脂類は368.4Kcal（14.3%）を占めている。

油脂の総需要は微増傾向となっている。

なお、平成17年の油脂生産のうち動物油脂と植物油脂の生産比率は15%対85%となっている。

#### イ 用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は253万tで前年を0.1%上回っている。

この食用のうち、植物油国内消費（工場出荷ベース）については、家庭用、業務用、加工用のいずれの用途も需要は前年並みであった。

非食用（工業用等）は、53万3千tと前年を6.6%上回った。

輸出については、2万1千tと前年を下回った。これらのことから、油脂の総需要は308万4千tと対前年増となった。

また、食用加工油脂の生産量は、平成13年以降70万tを下回っていたが、平成16年に引き続き平成17年も70万tを超える生産量となった。

表9 食用加工油脂の生産（平成17年）

|               | (単位：千t) |          |
|---------------|---------|----------|
|               | 生産量     | 対前年比 (%) |
| マ ー ガ リ ン     | 166     | 97.9     |
| ファットスプレット     | 81      | 102.6    |
| シ ョ ー ト ニ ン グ | 206     | 98.8     |
| 精 製 ラ ー ド     | 58      | 97.2     |
| 食用精製加工油脂      | 50      | 10.0     |
| そ の 他 加 工 油 脂 | 140     | 98.3     |
| 計             | 701     | 98.8     |

#### ウ 油脂の供給動向

一方、油脂の供給は307万1千tと前年を上回った。国産原料から生産される主要油脂は、豚脂、牛脂、魚油、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。国内で生産される主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で国内で生産される油脂全体の73.8%を占めており、ナタネ油の生産量は93万t、大豆油は58万tとなっている。

表10 油脂の供給

| (原油ベース・単位：千t) |       |       |         |  |
|---------------|-------|-------|---------|--|
| 項 目           | 15年   | 16年   | 17年     |  |
| 植 物 油         | 2,582 | 2,622 | 2,623   |  |
| 動 物 油         | 443   | 448   | 448     |  |
| 計             | 3,025 | 3,069 | 3,071   |  |
| 前 年 比 (%)     | 100.5 | 101.5 | 100.0   |  |
| う ち 輸 入       | 2,627 | 2,640 | 2,680   |  |
| (うち輸入油脂)      | (856) | (944) | (1,027) |  |
| う ち 国 産 原 料   | 385   | 389   | 383     |  |



### 3 新 食 品

近年、オリゴ糖や食物繊維、ポリフェノール等の食品新素材や新技術を活用した新しい食品（いわゆる機能性食品）が、消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野として順調に拡大してきている。

これら新食品・食品新素材の原料・素材の安定的確保や食品新素材等の機能・安全性に関する情報の食品メーカーへの的確な伝達及び消費者への正しい理解を促進するために、平成17年度は以下の事業を行った。

#### (1) 農水産物機能性活用推進事業

地域の食品企業の振興と農水産業の進展を図るためには、地域の農水産物の機能性に着目した商品の開発・販売が極めて重要であると考えられることから、地域農水産物に含まれる機能性成分の活用方法や食品加工に利用する上での留意点等の整理・検討、機能性成分を活用した商品の試作・評価などを行った。

#### (2) 食品産業原料安定確保対策調査事業

ア 地域の中小食品企業にとっては、農林水産業等との連携を深め、特産物など地元の資源を活用した特色のある新食品・食品新素材を製造・販売していくことが重要となっている。新食品・食品新素材の市場における食品企業の原料・素材の安定的確保及び国産農水産物の利用拡大に資するため、国産農水産物の使用実態の調査や利用増進のための検討を行った。

イ 地域の中小食品企業に対して国産農水産物の利用増進の観点から食品新素材導入時のリスクを軽減するため、国産農水産物利用食品新素材利用マニュアル（原料素材の特性、利用方法、利用製品の品質・性状・貯蔵試験結果等を内容としたもの）として「ウコン抽出物」を作成し、利用技術の啓発普及を図った。

ウ 国産農水産物を利用した新食品・食品新素材に関して消費者に正しい理解を促進するため、「よくわかるカロテノイド」を作成・配布し、消費者への情報提供に努めた。

#### (3) 「消費者の部屋」での特別展示の開催

「消費者の部屋」での特別展示の開催により、新食品・食品新素材に関し消費者への情報提供を行った。

### 4 外 食 産 業

#### (1) 外食産業に関する調査研究

外食産業の健全な発展に資するため、外食産業に関する産業構造、経営動向の調査、各種データの整理・分析を行うとともに、外食産業界、関連業界等への確かな情報及び調査研究結果を提供するための総合的な調査研究事業に対し助成した。

#### (2) 国産食材の利用推進

外食事業者からの国産食材の利用・調達に関するニーズの発信、外食店における消費者への食材の情報（栽培方法、産地等）の提供とともに、外食事業者が求める国産食材について、一次加工等を効率的かつ効果的に産地で行うことを支援し、外食産業における国産食材の一層の利用等を推進した。

#### (3) リサイクルの推進

外食産業における食品循環資源のリサイクル等を推進するため、店舗等の小規模施設における一次処理機器（炭化機器等）の効果的、経済的な利用方策の検討、一次処理物の利用範囲の拡大等を検討するとともに、外食事業者と一次処理物回収業者、燃料業者等関連事業者等と情報交換を行うための体制整備を支援した。

#### (4) 地域食材の活用促進

各県・地域の気候、風土、伝統に根ざした固有の食文化である多くの郷土料理の中から、次代に継承すべき伝統料理を選定するとともに、これら伝統料理を提供している外食店を紹介し、外食店を拠点とした情報発信を行うことにより、地域食材の活用促進を支援した。

#### (5) 緊急事態等への対応

BSE 患者の発生等の緊急事態が発生し、食品原材料の入手等が困難となった場合に、新商品や新メニュー等への転換等外食産業における円滑な対応を確保するため、原材料転換等の対応事例の実態調査、これを踏まえた対応マニュアルの策定等を支援した。

## 第5節 米政策の改革

### 1 「米づくりの本来あるべき姿」を目指して

平成14年1月、米をめぐる情勢が

- ① 1人当たりの年間消費量が昭和37年度に118.3kgだったものが平成14年度に62.7kgとなり、需要が大きく減少した
- ② 国が配分する生産調整を30年以上やってきて生産調整は106万haと過去最高となり、生産調整の限界感や負担感が高まった
- ③ 担い手の世代交代が進まず、新しい担い手育成の面で立ち遅れていたこと

など、まさに閉塞状況に立ち至ったことにかんがみ、農林水産省では、生産調整の今後のあり方等について幅広く検討するため、「生産調整に関する研究会」を設置し、同年11月29日に、「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」が取りまとめられた。農林水産省はこの報告を踏まえ、水田農業を取り巻く閉塞状況を打開し、



水田農業の未来を切り拓くため、これまでの米政策を抜本的に見直し、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」を実現するために平成14年12月に「米政策改革大綱」を審議決定し、消費者重視・市場重視の視点に立って、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって行うこととした。

改革の内容については次の4つの特徴を有している。まず、1点目は改革の道筋を明らかにするとともに、準備期間の設定や実行過程の検証を毎年度行うなど、「米づくりの本来あるべき姿」への円滑な移行(ソフトランディング)を図ること。2点目は、生産構造、需給調整や流通制度などの課題ごとに改革すべき内容とその目標年次を明確化していること。3点目は、改革の実行に当たって、農業者・農業者団体、流通業者の主体的判断に基づく創意工夫が活かされるような条件整備を図ること。そして4点目は、需給調整、流通、構造政策・経営政策、生産対策における改革のどれか一つが欠けても十分なものとはならないことから、これらの政策全体をパッケージとして実施すること。

しかし、当然、これらの改革の効果は一朝一夕に現れるものではない。「米づくりのあるべき姿」の実現のために、農業者・農業者団体はもちろん、行政関係者、流通業者、消費者等の関係者が、この米政策改革大綱の趣旨を踏まえ、一丸となって取り組んでいるところである。

#### (1) 米政策改革大綱

米の過剰基調が継続し、これが在庫の増嵩、米価の低下を引き起こし、その結果、担い手を中心として水田農業経営が困難な状況に立ち至っていた。他方、消費者ニーズが多様化し、これにきめ細やかに対応した安定的供給の必要性が高まっていた。

このような状況を踏まえ、水田農業経営の安定発展や水田の利活用の促進等による自給率向上施策への重点化・集中化を図るとともに、過剰米に関連する政策経費の思い切った縮減が可能となるような政策を行うべく、国民的な観点に立って、以下のとおり、水田農業政策・米政策の大転換を図った。

### 第1 目的

米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。

このため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって実行する。

### 第2 米づくりの本来あるべき姿と実現の道すじ

- 1 できるだけ早期に望ましい生産構造を実現するため、地域水田農業のビジョンの策定とそれに基づく多様な取組を行い、平成22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指す。
- 2 需給調整システムについて、平成20年度に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。この間、農業者・農業者団体の自主的・主体的な取組の強化を目指すものとし、平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証し、可能であればその時点で判断する。
- 3 農業者・農業者団体が主役となるシステムにおける国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置付ける。
- 4 集荷・流通分野の改革は、消費と生産の距離を縮め、市場の変化に迅速に対応できるよう、関係者との協議の上で可能なものから早期に実施する。

### 第3 平成16年度からの当面の需給調整のあり方

- 1 国は、公正・中立な第三者機関的な組織の助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報を策定し公表する。
- 2 生産数量を調整する方式へ転換する。生産量の目標は、客観的な需要予測を基礎に設定する。その際豊作分については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本とし、5の過剰米短期融資制度による過剰処理分を補正する。生産数量の目標は、行政及び農業者団体の両ルートで配分する。
- 3 農業者に対しては、併せて作付目標面積を配分し、確認は面積により行う。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態に合わせて設定する。
- 4 助成措置については、地域の多様な取組に応えられる新たな発想の下に、全国一律の方式から転換し、対策期間中安定した一定の交付額により水田農業の産地づくりを進める対策と米価下落対策を柔軟に実施する「産地づくり推進交付金」を創設する。
- 5 豊作による過剰米については、「過剰米短期融資制度」を創設し、短期融資の仕組みを活用して、区分出荷を促し、主体的な販売環境整備を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでなされた場合は、その需要開拓に結びつける。

#### 第4 流通制度改革

- 1 創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりの促進の観点に立って、流通制度を改革し、安定供給のための自主的な取組を支援する。
- 2 実勢に即した価格が形成されるよう、米の取引の場を育成・拡充する。
- 3 消費者の信頼性の回復の観点に立って、適正表示の確保措置、トレーサビリティシステムの導入等を実施する。
- 4 消費者の安全性に関する関心に適切に応えていくため、安全性確認体制の確立を図る。このため、農業者団体等が行う全国的規模での効率的検査体制の整備を推進するとともに安全性確保策の強化について引き続き検討する。
- 5 米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及、食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により、広範な国民運動を展開する。
- 6 安定供給を図るための危機管理体制を体系的に整備することとし、この前提として、流通業者について、届出制の導入等により平常時から幅広く把握できる体制を構築する。
- 7 政府備蓄について、百万tを適正備蓄水準として、入札による買入れ・売渡しを実施する。

#### 第5 経営政策・構造政策の構築

- 1 集落段階での話し合いを通じ、地域ごとに担い手を明確化する。このため、認定農業者制度の見直し・改善を行う。また、認定農業者に加え、集落営農のうち一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体(仮称)」を担い手として位置付ける。
- 2 米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる産地づくり推進交付金の米価下落影響緩和対策に上乗せし、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講じる。
- 3 担い手のニーズを踏まえた農地の利用集積促進が可能となるような制度面の措置を強化する。また、水田整備の事業体系を利用集積経営体の育成等成果重視の整備へと転換するなど、農地利用集積の確実な進展を図る。

#### 第6 水田利用のあり方・農業生産対策の展開

- 1 水田利活用の促進と多面的機能の発揮等のため、効率的・安定的な経営体の確立、田畑輪換を中心とした持続的輪作体系に基づく水田営農、水利用事情等を踏まえた畑地化等を推進する。これに際し、多収性品種や新形質米の開発普及、低コスト化農法の定着、耕畜連携のための条件整備、輸送の効率化等の体制整備を図りつつ、飼料用稲や加工用米の定着・拡大に向けた取組を推進する。
- 2 生産の大宗を担い手が担う構造への転換を促進しながら、需要に即した高品質の麦・大豆生産に取り組む生産者に対する支援策及び耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物生産に取り組む生産者に対する支援策を実施する。

#### 第7 その他

関連施策(産地づくり推進交付金、過剰米短期融資制度及び担い手経営安定対策)の具体的内容については、平成16年度予算の概算要求の決定時までには、各関連施策間の総合性・整合性をとりながら、農林水産予算全体の適切かつ効果的な編成の観点に立って決定する。

#### (2) 食糧法改正

平成14年12月に取りまとめられた米政策改革大綱を踏まえ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産・流通を確保する観点から、生産調整の円滑な推進、適正かつ円滑な流通の確保等に必要な各種の措置を講ずるため、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が改正され、平成16年4月1日に施行された。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律(概要)について

##### I 趣旨

平成14年12月にとりまとめられた米政策改革大綱を踏まえ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産・流通を確保する観点から、生産調整の円滑な推進、適正かつ円滑な流通の確保等に必要な各種の措置を講ずる。

##### II 概要

#### (1) 基本指針の策定

- ① 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、現在の基本計画に代えて、需給の見通

し、備蓄運営の方針、輸入方針等を内容とする基本指針を定めるものとする（第4条第1項、第2項関係）。

- ② 基本指針の策定に当たっては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととともに、需給見通しの策定に関し都道府県知事の協力を求めることができることとする（第4条第3項関係）。

## (2) 生産調整の円滑な推進

- ① 政府の生産調整施策の基本的な方針として、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて行うよう努めることを規定（第2条第2項関係）。
- ② 生産出荷団体等が主体的に生産調整を推進するための手法として、生産出荷団体等が、生産数量の目標の設定方針等を内容とする米穀の生産調整に関する方針を定め、これを国が認定する制度を設ける（第5条第1項関係）。

国及び地方公共団体は生産調整方針の作成及びその適切な運用のために、必要な助言・指導を行うよう努めるとともに、当該生産調整に参加する生産者が過剰米処理に係る無利子資金の貸付けを受けられることとする（第6条、第7条、第9条第1号関係）。

## (3) 適正かつ円滑な流通の確保

- ① 現在の計画流通制度及びその関連制度（自主流通法人の指定、業者登録制、農産物検査の受検義務等）を廃止し、以下のとおり新たな安定供給体制を整備する。
- ② 適正かつ円滑な米流通を支援するため、(2)の②に規定する過剰米処理に係る無利子資金の貸付け、安定供給の確保に資する売買取引に係る債務保証等の業務を行う指定法人制度を設ける（第8条から第17条まで関係）。
- ③ 現在の自主流通米価格形成センターを米穀価格形成センターに改称し、取引方法の拡充、売買資格者の規定の整備等を行う（第18条から第28条まで関係）。
- ④ 米穀の出荷又は販売の事業を行う者について、氏名・住所・主たる事務所の所在地等の届出と帳簿の備付けを義務付ける（第47条、第48条関係）。
- ⑤ 緊急時における政府の対応を再編し、米全体を対象として必要な規制を行うことができることと

する（第37条から第40条まで関係）。

## (4) その他

- ① この法律は、平成16年4月1日から施行するものとする。ただし、生産調整の実施に関連する基本指針等は、施行日前に策定すること等ができるものとする（附則第1条から第3条まで関係）。
- ② (ア)18年産又は19年産までの米穀に係る基本指針については、その内容として(1)の①に掲げる事項のほか地域別の米穀の生産の目標数量を定めること、(イ)既存の登録業者は届出をしたものとみなすこと、等所要の経過措置に関する規定を設ける（附則第4条から第13条まで関係）。

## 2 米政策改革の着実な推進

米については、平成14年12月に決定された米政策改革大綱の下、需給・価格情報等を踏まえ、農業者や産地が、主体的な判断により、需要に即応した米づくりの推進を通じ、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指している。

その中で、米政策改革を着実に推進するため、18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で、19年産から、農業者・農業者団体が地域の販売戦略に基づき、主体的経営判断により需要に応じた生産に取り組む「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」への移行を目指し、次のような対策により、この新システムの移行が円滑に行えるよう、引き続き、農業者団体と連携の上、生産現場での推進を強力に進めることとした。

### (1) 経営所得安定対策等大綱

平成17年10月に決定された「経営所得安定対策等大綱」において、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策という一連の政策改革について、対策の基本的骨格を示したところである。

その中で、米政策改革を推進するための対策については、水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、19年産から新たな需給調整システムへの移行を目指すことも踏まえ、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から見直し、再編整理を行うとした19年度からの国の支援策及び新たな需給調整システムの大枠に基づく米政策改革の更なる推進を図ることとした。

経営所得安定対策等大綱  
米政策改革推進対策



## 1 趣旨

- (1) 米については、平成14年12月に平成22年度を目標とする米政策改革大綱を決定し、米を取り巻く環境の変化に対応して、消費者重視・市場重視の考え方に立った需要に即応した米づくりの推進を通じた水田農業経営の安定と発展を図るため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革に整合性をもって取り組んでいるところである。望ましい水田農業の生産構造をできるだけ早期に実現するためには、この米政策改革大綱に定められた道筋に沿って着実に取組を進めていくことが重要である。
- (2) こうした中、平成19年産から水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、平成16年度から18年度までの3ヶ年の対策として現在講じている産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、米政策改革大綱の趣旨に沿った所要の見直しを行う。
- (3) また、米の需給調整について、水田における品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することを目指すこととするが、この新たな需給調整システムについては、上記の見直しを行った米政策改革推進のための対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムとすることが必要である。
- (4) 今後の進め方としては、
  - ・ 支援措置のあり方については、詳細（予算規模等）は平成19年度予算の概算要求の決定時まで決定する。
  - ・ 平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で、平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することを目指す。
- (5) また、米政策改革の着実な取組を進めるとともに、新たな需給調整システムへの移行が円滑に行えるよう、引き続き、担い手確保運動と連携を図りつつ、生産現場での推進を強力に進める。

## 2 平成19年度からの国の支援策の大枠

米政策改革を推進するための対策については、水

田において米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、平成19年産から新たな需給調整システムへの移行を目指すことをも踏まえ、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から、見直し、再編整理を行う。

具体的には、地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する計画に基づいて実施する取組を支援する産地づくり対策について、地域の創意工夫をさらに進める方向で所要の措置を講ずることとし、

- ① 産地づくり対策については、地域の実情を踏まえ見直し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付要件とした上で、最近の米・麦・大豆・飼料作物をめぐる状況、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しを行う。

なお、産地づくり交付金の都道府県配分については、より効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて行う。

- ② 稲作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能は、産地づくり対策と一体化し、新たな産地づくり対策の中のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策（品目横断的経営安定対策の加入者は対象から除く。）を行えるよう措置する。

また、集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施する。

なお、このような措置に伴い、担い手経営安定対策及び稲作所得基盤確保対策については、機能の重複の整理及び構造改革の促進の観点から、品目横断的経営安定対策の導入に併せ廃止する。

## 3 新たな需給調整システムの大枠

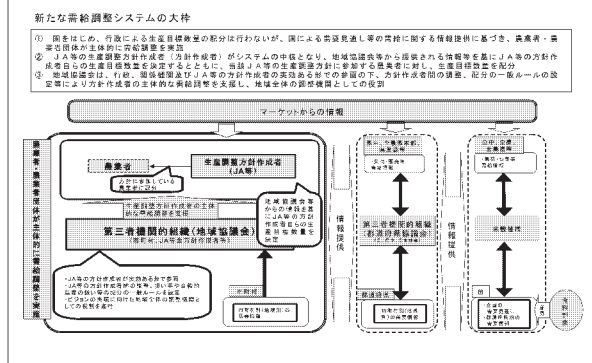
### (1) システムの考え方

- ① 国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施



- ② JA等の生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基にJA等の方針作成者自らの生産目標数量を決定するとともに、当該JA等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産目標数量を配分
- ③ 地域協議会は、行政、関係機関及びJA等の方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割

## (2) システムの概要



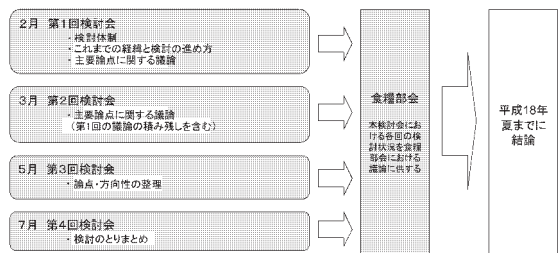
## (2) 新たな需給調整システムの移行の検証に関する検討会及び食料・農業・農村政策審議会食糧部会

平成17年10月に決定した経営所得安定対策等大綱における米政策改革推進対策については、19年度移行の支援策の大枠とともに、18年度に移行への条件整備等の状況を検証した上で、19年度からの農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することとされ、新しいシステムの大枠についても決定された。

このような状況を受け、18年度に移行への条件整備等の状況の検証を行うことが必要とされたことから、農業者団体、都道府県、市町村、学識経験者等による専門的な立場からの検討の場として、新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会を平成18年2月から開催し、19年度からの移行への条件整備等の状況につき、所要の検討を行い、これを食料・農業・農村政策審議会食糧部会における議論に供することとした。

### 18年度における検証作業の進め方

- 19年度からの移行に関する条件整備等の状況の検証については、これまで米政策改革の推進状況を報告してきた食糧部会において、2ヶ月に1回程度の頻度で議論が行われ、本年度を目標に結論を出す予定。
- 地方、この検証のためには、国のみならず、新システムの実体となる農業者団体や、地方公共団体、学識経験者等による専門的な検証が必要。このため、「新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会」において、同じく2ヶ月に1回程度、専門的な立場から所要の検討を行い、これを食糧部会における議論に供していくこととする。



## 第6節 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

### 1 米の需給に関する動向

#### (1) 国内需給

17/18年（平成17年7月～平成18年6月）の需給見通しについては、平成17年11月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）において次のとおり策定された。

#### 平成17/18年の主食用等の需給見通し

（単位：万t）

|                           |           | 全体需給                             |       |
|---------------------------|-----------|----------------------------------|-------|
|                           |           |                                  | うち政府米 |
| 平成17年6月末在庫量               | A         | 259                              | 84    |
| （うち豊作分）                   |           | (9)                              |       |
| 平成17年度米生産量                | B         | 893                              | 40    |
| 供給量計                      | C = A + B | 1,152                            | 124   |
| 需要量                       | D         | 853                              | 10    |
| 主食用等以外（飼料用等）処理            | E         | 23                               | 23    |
| （うち区分出荷・保管見込数量）           |           | (8)                              |       |
| 平成18年6月末在庫量 F = C - D - E |           | 276                              | 91    |
|                           |           | 〔17年度米の区分出荷・保管が見込みどおり行われた場合は268〕 |       |

平成17年度産米については、全国の作況が3年ぶりに平年ペースを上回る101となり、水稻収穫量は906万tとなった。このうち加工用米に仕向けられた13万tを差し引いた893万tが主食用等に仕向けられている。また、これに対し、17/18年の需要実績（速報値）は851万tであることから、42万tの生産過剰が生じたこととなる。しかしながら、豊作による過剰分については、集荷円滑化対策により8万tが区分保管されたことや平成17年度産米政府買入を39万t行ったこと等から、17/18年については、需給は概ね均衡したと考えられる。

#### (2) 外国産米

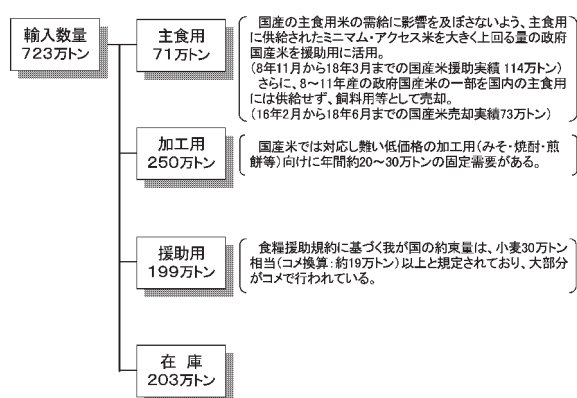
平成7年4月から平成18年3月までのミニマム・ア

クセス米の輸入量は723万tとなった。

また、ミニマム・アクセス米については、全量国家貿易の下、基本的に、政府が全量買い取り、市場の状況を踏まえ、価格等の面で国産米では十分対応し難い用途（主として加工用途）に向けて販売するとともに、販売されなかったミニマム・アクセス米は、国産米とともに援助用途に充てられているほか、新規用途需要等に充当するよう政府が在庫として管理している。

しかしながら、ミニマム・アクセス米の在庫は増嵩し、平成18年3月末現在の持越在庫は203万tとなった。

ミニマム・アクセス米の販売状況



(平成7年4月～平成18年3月末)

### (3) 米の流通

・コメ価格センターの取引ルールの見直しの検討

コメ価格センターでの取引については、これまで米政策改革大綱に則り、取引ルールの整備に努めてきたが、平成17年産米の入札取引の状況をみると、申込倍率、落札率は低く、銘柄によっては多量の落札残が継続的に発生するなど、活発な取引を通じて実勢に即した価格形成が行われているとは言い難い状況ある。

このようなことから、売り手、買い手、学識経験者等のメンバーにより、専門的立場からの議論を行う場として、2月16日に「コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会」を設置し、4回の集中的な検討を重ねて、3月23日に開催された第4回検討会において「コメ価格センター取引ルールの見直しの方向」を次のとおり取りまとめた。

#### コメ価格センター取引ルールの見直しの方向

##### 総論

##### 1 目標

透明性・公平性のある取引ルールの下で活発な取引が行われる市場として育成し、これを通じた実勢に即した価格形成を図る。

## 2 現状

昨年のセンター取引ルールの見直しにより、上場数量要件(1/3)の設定等を行い、相当な数量の入札取引の下での適正な価格形成を図った。

しかしながら、平成17年産米の取引実態を見ると、月1回の入札において、引き続き多くの銘柄が多量の不落札を出し、少量の落札での価格形成がなされるケースが出ており、実勢に即した的確な市場シグナルの発信という現物市場の機能が十分発揮されていない。

3 以上を踏まえ、次の目的のために必要な見直しを行う。

- ・センターにおける活発な取引を通じた実勢に即した価格形成
- ・これにより、売れる米づくりのための的確な市場シグナルの発信

4 取引における公正・中立性の確保のために、取引監視委員会の役割について十分検討するとともに、透明性確保のために、センターで行われる取引の全てについて、引き続き、各回ごとの加重平均価格、落札率等を公表する。

## 各論

### I 取引頻度の拡大

取引頻度を大幅に増加し、全ての取引について、端境期を含め、毎週実施する。

### II 取引の場の拡大

以下のように取引の選択を拡大する。

1 年間を通じて安定的な上場が行われる基本的な入札取引

- ・年間上場計画あり
- ・販売計画数量（予め価格の設定された相対取引等の一定の取引数量を除く）の一定割合未満でも上場できるようにする。
- ・上場数量と売り手の希望価格とは相互に関連することから、上場数量が一定割合未満の場合は、売り手の希望価格は年内等一定の時期までとし、価格の相場観が出来る時期以降は、ストップ高、ストップ安制に移行

2 買い手のイニシアティブによる先渡取引

- ・買い手が、以下のような条件を提示し、売り手が応札
  - ① 希望価格（開示）
  - ② 引渡期限（1～3ヶ月）
  - ③ その他の条件（例：確認米）

- ・最低申込単位あり

### 3 売り手のイニシアティブによるスポット的取引

- ・年間上場計画なし
- ・売り手の希望価格あり（開示）
- ・上場数量要件なし
- ・最低申込数量単位あり
- ・3ヶ月の上場計画（前月に提示）
- ・落札玉の引取期限は1ヶ月
- ・2札制

### 4 新規参入者や早期米、少量のみを上場する場合のための措置が必要（基本的入札取引に準じる取引、日常的取引）。

## III その他取引の公正・中立・透明性を確保するための措置

### 1 従来、基本取引に上場していた産地品種銘柄であって、

① 基本的入札取引以外にのみ上場されるもの、

② 基本的入札取引に上場されるものであっても、一定回数以上にわたり落札率が一定割合を下回るもの  
については、補完的に相対取引価格の報告を受け、農林水産省が定期的に公表。

### 2 売り手が複数の買い手子会社（議決権の過半数を所有するものに限る）を所有している場合は、当該売り手・買い手間の取引は認めない。

## IV 実施時期等

平成18年産米から適用。これに向けて、センター運営委員会において具体的なルール改正の作業を実施。

から販売していくこととしたが、平成9～平成11年産米の在庫・販売状況を踏まえ、平成15年産及び平成16年産米についても需給見通しに即して販売を行った。

なお、回転備蓄の適正かつ円滑な運営を図る観点から、平成17年7月から平成18年6月までの間の政府米の売買については需給見通しに即して行うとともに、実際の販売数量が計画を下回ることが見込まれた場合、計画と販売見込数量との差について、その相当数量を平成17年産米の政府買入数量から減じることとした。

また、平成9年産米等の長期保管されている米のうち、品質劣化等により主食用に適さないと判断されたものについては、消費者の政府備蓄米に対する安心の確保の観点から、引き続き主食用以外の用途（飼料用等）に仕向けることとした。

## イ 政府米の販売

政府米の主食用への販売については、米政策改革大綱の決定を受け、平成16年4月以降、一般競争契約（入札）による販売を基本とした方式に変更し、落札残があった場合等には随意契約による販売を行っている。17年度においては、各月1回の入札と落札残の随意契約を基本として販売を行った。

販売数量については、販売の主体が平成9年産から平成11年産までであったこと及び販売業者の手持在庫の消化が予想以上に進まなかったこと等により、政府米に対する販売業者の買受け意欲は総じて低調に推移した。

この結果、平成17年度は7万1千tの販売実績となった。

## ウ 政府買入れ

### （ア）平成16年産米の政府買入れ

平成16年産米の政府買入数量については、平成16年11月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、備蓄の適切な運営を図る観点から40万tと設定され、このうち249千tは平成16年度に実施した2回の入札等で買入れたため、平成17年度は残り15万tを対象に買入を行うこととした。第3回の政府買入れで、全国米穀取引・価格形成センターの上場銘柄を対象とした買入れについては45銘柄を、銘柄を指定しない買入れについては5産地を対象にして、平成17年5月27日に一般競争入札、6月2日に再度入札、6月6日から10日まで随意契約による見積合わせを実施した。この入札等では、4月以降の民間在庫の減少を背景に民間での平成16年産米の販

## （4）米備蓄の運営

### ア 備蓄運営の基本方針

平成17年産米の政府買入については、数回に分けて入札を実施することとし、40万tの買入計画のうち、平成18年3月までに25万tを提示し、ほぼ全量の実績を買入れを実施した。残りの15万tについても平成18年4月以降入札を実施し、6月までに40万tの買入れに努める（実績39万t）ことにより、適正な備蓄運営を図ることとした。

販売については10万tとし（実績12万t）、年産構成の適正化の観点から、原則として年産の古いもの



売が順調に進んだことにより、提示数量150千tに対し申込みは129千tにとどまり、落札数量は122千tとなり、引渡期限の8月末までに買い入れた。

この結果、平成16年産米の最終的な買入数量は、計画の40万tに対し371千tとなった。

#### (イ) 平成17年産米の政府買入れ

平成17年産米の政府買入数量については、平成17年11月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、政府備蓄水準と年産構成の適正化の観点から40万tと設定され、このうち25万tは平成17年度中に買い入れることとなった。

##### a 第1回政府買入れ

第1回の政府買入れは、全国米穀取引・価格形成センターの上場銘柄を対象とした買入れについては49銘柄を、銘柄を指定しない買入れについては10産地を対象にして、平成17年12月8日に一般競争入札、12月14日に再度入札、12月16日から22日まで随意契約による見積合わせを実施した。この入札では提示数量250千tに対し254千tの申込みがあり、238千tが落札された。

##### b 第2回政府買入れ

第2回の政府買入れは、第1回の政府買入れで落札残となった12千tについて全国米穀取引・価格形成センターの上場銘柄の17銘柄を対象にして、平成18年1月17日に一般競争入札、1月24日に再度入札を実施した。この入札では提示数量12千tに対し12千tの申込みがあり、全量が落札された。

この結果、第1回の政府買入れと合わせた落札数量の合計は予定した250千tとなり、引渡期限の平成18年3月末までに買い入れた。

## 2 平成17年度の需給調整

### (1) 概要

米の需給調整については、米政策改革の下、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することを目指すこととしているが、その移行するまでの間の当面の需給調整について、平成16年度から生産数量を調整する方式に転換を図り、需要に応じた米づくりを推進しているところであり、平成17年産米の全国生産目標数量を851万tと設定した。

また、平成18年産米の全国生産目標数量については、16/17の需要実績、16/17、17/18の需要見通し及び平成17年産米集荷円滑化対策による区分出荷数量補正を勘案し833万tと設定した。

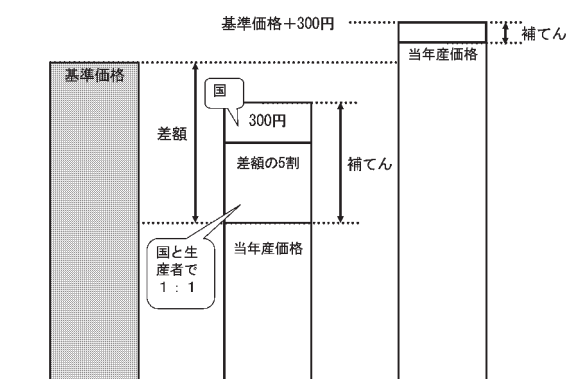
### (2) 主な助成措置

#### ア 稲作所得基盤確保対策

平成16年産米から、需要に応じた米づくりを行うための生産者、生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて、生産者の稲作所得の基盤を確保するための対策（稲作所得基盤確保対策）を生産調整の優遇措置として実施している。

平成17年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況は、当初加入契約ペースで加入契約者数が約97万人、加入数量では約408万tとなっており、加入があった46道府県すべてにおいて本対策が発動された。

#### ○ 稲作所得基盤確保対策の仕組み



#### イ 集荷円滑化対策

集荷円滑化対策は、豊作により発生した過剰米を区分出荷し、主食用等以外に適切に処理することにより、主食用米等の価格の低下による農業経営への影響を回避するものである。

平成17年度の本対策の加入状況については、加入生産者数が約138万人、加入生産者の生産目標数量が約580万t、主食用等水稻作付面積が約110万haとなり、生産者の拠出金約160億円が、対策のための基金として造成されたところである。

なお、平成17年産水稻においては平成17年10月15日現在の作況指数が全国で101となったことから、本対策が初めて発動され、豊作による過剰米約8.6万tのうち、約7.6万tが区分出荷され、60kgあたり3千円の短期融資がなされたところである。

## 3 米穀の出荷又は販売の事業の届出

平成16年4月1日の改正食糧法の施行により、従来の計画流通制度（米穀の出荷取扱業及び販売業の登録制度等）が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制は行わないこととされた。



表 米穀の出荷又は販売の事業の届出者数

| 都道府県 | 届出事業者数 | 都道府県 | 届出事業者数 |
|------|--------|------|--------|
| 北海道  | 3,516  | 滋 賀  | 1,020  |
| 青 森  | 849    | 京 都  | 2,618  |
| 岩 手  | 1,471  | 大 阪  | 6,434  |
| 宮 城  | 1,707  | 兵 庫  | 4,126  |
| 秋 田  | 1,074  | 奈 良  | 1,140  |
| 山 形  | 1,093  | 和歌山  | 937    |
| 福 島  | 2,192  | 鳥 取  | 281    |
| 茨 城  | 1,823  | 島 根  | 555    |
| 栃 木  | 1,242  | 岡 山  | 1,039  |
| 群 馬  | 1,304  | 広 島  | 2,060  |
| 埼 玉  | 3,232  | 山 口  | 1,023  |
| 千 葉  | 3,544  | 徳 島  | 812    |
| 東 京  | 7,548  | 香 川  | 1,065  |
| 神奈川  | 4,242  | 愛 媛  | 1,191  |
| 新 潟  | 2,376  | 高 知  | 715    |
| 富 山  | 564    | 福 岡  | 3,697  |
| 石 川  | 924    | 佐 賀  | 867    |
| 福 井  | 714    | 長 崎  | 1,682  |
| 山 梨  | 1,076  | 熊 本  | 1,400  |
| 長 野  | 1,635  | 大 分  | 917    |
| 岐 阜  | 1,090  | 宮 崎  | 982    |
| 静 岡  | 2,091  | 鹿児島  | 2,557  |
| 愛 知  | 3,323  | 沖 縄  | 637    |
| 三 重  | 1,104  | 計    | 87,489 |

注) 届出事業者数とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条の規定に基づき出荷又は販売の事業の届出を行っている者である。

他方、米不足等の緊急時に的確に対応するため、平常時から流通業者の確実な把握等を行い、緊急時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行う者（事業規模が20精米t以上の者）に対し、農林水産大臣への届出が義務付けられている。

## 4 米の消費拡大

### (1) 米の消費拡大対策の推進

平成17年度における米の消費拡大については、食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上や食育基本法の施行を踏まえ、食育の推進と一体的に米を中心とした日本型食生活の普及等について、医療関係機関等と連携を図りながら、広報媒体の有効な活用等

により、国民運動的な展開を図ることとし次の取組を中心に事業を実施した。

ア 医師等専門家と連携した「ごはん食の健康面における有効性」の裏付けとなる研究と「お米・健康サミット」等を通じた研究成果の普及

イ 専門家の裏付けを得た「ごはん食の健康面における有効性」等について、テレビ番組等により消費者に対して情報提供

### (2) 米の消費拡大のための施策

ア ごはん食健康情報等の発信

医師等専門家の裏付けを得たごはん食の健康面における有効性等の普及啓発活動及びテレビの積極的な活用等による国民運動的な普及啓発を実施することとし、社団法人米穀安定供給確保支援機構等と共同して、次の事業を実施した。

(ア) 医師等専門家の裏付けを得たごはん食の健康面における有効性をテーマとしたお米・健康サミット等シンポジウムの開催等による普及啓発

(イ) ごはん食を題材にしたテレビ番組「小倉智昭・柴田理恵のいまどき！ごはん」の放送を通じた普及啓発

イ ごはん食推進の取組に対する支援

生産者団体が主体的に実施する消費拡大への取組みと連携した各種事業（各種媒体やお米ギャラリーを活用した情報提供事業、稲作体験学習やごはん料理教室・セミナー等の体験事業）を実施した。

また、NPO等の創意工夫を活かしたごはん食推進の取組提案を公募し、その活動への支援を実施した。

## 5 学 校 給 食

### (1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

平成16年5月現在における学校給食の実施状況は表14のとおりである。

表14 学校給食実施状況

| 区 分       | 学校数<br>校 | 児童・生徒数<br>千人 |
|-----------|----------|--------------|
| 完 全 給 食   | 31,902   | 9,806        |
| 補 食 給 食   | 410      | 56           |
| ミ ル ク 給 食 | 1,488    | 470          |

|     |        |        |
|-----|--------|--------|
| 計   | 33,800 | 10,332 |
| 未実施 | 2,470  | 731    |
| 総計  | 36,270 | 11,063 |

## (2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、食習慣形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る上で重要な役割を果たしている。

平成17年度においては、米飯学校給食の普及が遅れている都市部に重点を置いて、保護者、学校給食関係者を対象とした、「ごはんで給食フォーラム」、学校給食関係者を対象とした、「ごはんで給食メニュー講座」の開催等に対する支援をしたほか、備蓄制度の理解促進のため学校給食用備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進している。

この結果、米飯学校給食の実施状況は、平成16年5月現在では、

ア 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の99.4% (51年5月36.2%)

イ 対象児童・生徒数の比率は、99.6% (51年5月30.3%)

ウ 週平均実施回数2.9回 (51年5月0.6回)

エ 週3回以上実施している学校は、米飯学校給食実施校の87.7% (51年5月7.0%)

となり、着実に普及している。

## 第7節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

### 1 新たな麦政策

#### (1) 麦政策検討小委員会における議論

ア 国内産麦の品質・生産性向上の遅れ、安価な小麦粉調製品等の輸入増、麦会計への一般会計繰入の増加等の顕在化している課題に対応するため、平成16年5月に、食料・農業・農村政策審議会食糧部会の下に専門的見地から新たな麦政策を検討するための麦政策検討小委員会が設置された。

イ 麦政策検討小委員会では、平成17年10月までに懇談会を含めて計12回にわたり麦政策全般について議論が行われた。これらの議論の結果、平成17年10月28日に「今後の麦政策のあり方」がとりまとめられ、11月7日に食糧部会の了承を得て、審議会報告として政府に提出された。

#### ウ 「今後の麦政策のあり方」の内容

##### (ア) 国内産麦

a 品目横断的経営安定対策の導入に伴い、既存制度・施策（政府無制限買入制度、麦作経営安定資金）を廃止し、担い手の経営安定を図る新たな対策に転換

b 民間流通制度の見直しを着実に実施するため、平成18年産から、播種前契約について、これまでの数量のみの契約に加え、作付面積を播種後に確認する仕組みを導入する等所要の見直しを実施。平成19年産以降についてもその具体的検討を進めるとともに、定期的に検証

c 品目横断的経営安定対策への転換に併せて、実需者ニーズに応じた良品質で生産性の高い麦の生産に取り組むため、産地改革計画に基づく産地段階の取組を推進するとともに、追加契約麦の取扱いや品質評価基準の見直しについて検討を開始

d 良品質麦の生産振興に資するよう検査規格全般について見直しを検討

e 新品種の選抜段階における実需者の参画も含め、実需者ニーズに応じた新品種の開発やその導入・普及を推進

##### (イ) 外国産麦

a 引き続き国家貿易を維持しつつ、外国産麦の売渡価格について、海外の市場動向等を一定程度反映した価格（買付価格にマークアップを加えた水準）へ移行するほか、麦についてもSBS制度を導入

b 不測の事態に備え国全体で保存しておく必要がある数量の見直し（2.6ヶ月→2.3ヶ月）と官民分担の明確化（通常の需給操作に必要な在庫は民間、不測の事態において民間の在庫だけでは不足するものは国の備蓄）

c 保管料単価の定期的見直し、大型船の一層の活用による管理コスト削減

d 製粉企業等の自主的な体質強化の取組を促進するための支援

エ なお、この審議会報告の際、審議会会長から、「政府はこの報告を踏まえ、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の改正等所要の措置の実施について万全を期されたい」旨の意見具申があった。

#### (2) 食糧法の一部改正

ア 農林水産省では、この審議会報告を踏まえ、平成19年産からの品目横断的経営安定対策への転換に対応するとともに、民間流通を基本とした麦全体の需

給及び価格の安定を図るため、国内産麦の政府無制限買入制度を廃止し、政府が策定する需給見通しに基づき国内産麦の生産並びに外国産麦の輸入及び備蓄を行うこととする等を内容とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案」を平成18年2月に国会へ提出した。

#### イ 「食糧法の一部改正法案」の概要

##### (ア) 麦の政府無制限買入制度の廃止

新たな経営安定対策の導入に伴い、政府買入価格による国内産麦の政府無制限買入制度を廃止する。

〔※ 国内産麦は、既に17年産において全量が民間流通に移行。〕

##### (イ) 麦の需給見通しの策定等

国内産麦の生産及び民間流通の確保を図るとともに、外国産麦の安定的な供給を実施するため、農林水産大臣が客観的なデータに基づき麦の需給見通しを策定する。

##### (ウ) 麦の標準売渡価格制度の廃止

政府保有麦（外国産麦）の売渡しを年間を通じて固定的な価格で行う標準売渡価格制度を廃止し（米穀については既に廃止）、外国産米穀の売渡しと同様、輸入価格の変動を反映した価格で売り渡す仕組みとする。

##### (エ) SBS方式の導入

実需者の多様なニーズに国家貿易の枠内で柔軟に対応できるよう、米穀について既に制度化されている売買同時契約（SBS）方式を導入する。

「食糧法の一部改正法案」については、平成18年3月から衆議院での審議が開始され、5月18日の衆議院本会議で可決、同日に参議院に送付され、参議院での審議を経て、6月14日の参議院本会議において可決・成立し、6月21日に公布された。

## 2 麦類の需給

### (1) 麦類需給計画

平成18年度の食糧用麦類の需給計画は、次のような考え方で策定した。

#### ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦0.5千t、大・はだか麦1千tと見込んだ。

(イ) 外国産小麦の買入量は、総需要量のうち、内麦の供給で不足する分について買入を行うという基本的な考え方のもとに518万tを見込んだ。

外国産大・はだか麦についても、小麦と同様な考え方により27万5千tを見込んだ。

#### イ 需要量

##### (ア) 小麦

主食用については、最近における小麦粉の需要動向等を考慮して511万2千t、しょう油等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して11万1千t、合計522万3千tを計上した。

##### (イ) 大・はだか麦

主食用については、最近における精麦の需要動向等を考慮して25万1千t、麦茶用等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して2万5千t、合計27万6千tを計上した。

#### ウ 期末持越量

国内産麦については、18年度の供給見込量から当年度の販売見込量を差し引き、小麦は0千t、大・はだか麦は0千tを見込んだ。

外国産麦については、小麦は79万6千t、大・はだか麦は4万4千tを見込んだ。

### (2) 麦類需給実績

平成17年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

#### ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦0千t、大・はだか麦0千tとなり、当初計画に比べ、小麦は1千t減少し、大・はだか麦は2千t減少した。

(イ) 外国産麦の買入量は、小麦478万6千t、大・はだか麦25万8千tとなり、当初計画に比べ、小麦は45万4千t減少し、大・はだか麦は3千t減少した。

#### イ 需要量

##### (ア) 小麦

主食用は476万3千t、固有用途用は11万2千tとなり、当初計画に比べ、主食用は36万4千t減少し、固有用途用は2千t減少し、合計で487万5千tとなった。

##### (イ) 大・はだか麦

主食用は21万4千t、固有用途用は4万tとなり、当初計画に比べ、主食用は1万8千t減少し、固有用途用は9千t増加し、合計で25万4千tとなった。

#### ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦は0千t、大・はだか麦は0千tとなり、当初計画と同数となった。

外国産麦については、小麦は88万9千t、大・はだか麦は5万8千tとなり、当初計画に比べ、小麦は40万8千t減少し、大・はだか麦は1万t増加した。

## 3 国内産麦の民間流通

## (1) 平成17年産麦

国内産麦の民間流通においては、播種前に締結する通常契約（入札・相対契約（作柄変動が大きい作物特性にかんがみ契約数量に「一定の幅」設定。))を基本とし、豊作等により必要が生じた場合には出来秋に追加契約を締結するものとしている。

## ア 小麦

平成17年産小麦の播種前契約（通常契約）の基準となる販売予定数量は78万6千t、購入希望数量は78万2千tであり、販売予定数量全量について播種前契約が締結された。

また、出来秋の出荷数量は83万2千tであり、産地別銘柄別に一定の幅を上回る1万4千tが追加契約され、出荷数量全量が契約締結された。(表15)

## イ 大麦・はだか麦

平成17年産大麦・はだか麦の販売予定数量は11万6千t、購入希望数量は13万1千tであり、販売予定数量全量について播種前契約が締結された。

また、出来秋の出荷数量は9万6千tであり、産地別銘柄別に一定の幅を上回る3千tが追加契約され、出荷数量全量が契約締結された。(表15)

表15 平成17年産麦の契約締結状況  
(単位：千t)

| 麦 種   | 販売予定数量 | 出荷数量 | 通常契約 |      | 追加契約 |
|-------|--------|------|------|------|------|
|       |        |      | 通常契約 | 追加契約 |      |
| 小 麦   | 786    | 832  | 818  | 14   |      |
| 小粒大麦  | 49     | 40   | 40   | 0    |      |
| 大粒大麦  | 50     | 46   | 43   | 3    |      |
| はだか麦  | 17     | 11   | 11   | 0    |      |
| 4 麦 計 | 902    | 928  | 911  | 17   |      |

なお、平成17年産麦の政府買入れのための諸措置は次のとおりであるが、平成17年産麦については、全量が民間流通に移行した。

ア 平成17年産麦の政府買入れについては、10月26日に買入条件を設定した。

イ 平成17年産麦の政府買入価格は、次のとおり決定され、平成16年10月26日、農林水産省告示第1934号をもって告示された。

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 小 麦（1等正味60kgにつき）  | 7,197円 |
| 大 麦（1等正味50kgにつき）  | 5,060円 |
| はだか麦（1等正味60kgにつき） |        |

7,473円

ウ 平成17年産の政府買入数量は次のとおりである。

|      | 16年産 | 17年産 | 前年比  |
|------|------|------|------|
| 小 麦  | 13 t | 0 t  | 0.0% |
| 大 麦  | 72 t | 0 t  | 0.0% |
| はだか麦 | 1 t  | 0 t  | 0.0% |
| 合 計  | 86 t | 0 t  | 0.0% |

## (2) 平成18年産麦

## ア 基本事項の決定等

平成18年産麦については、平成17年4月27日に開催された「第16回民間流通連絡協議会」において、民間流通の仕組みが生産者団体、実需者等の間で合意が図られ、決定された。

主な変更点としては、実需者ニーズに応じた生産（播種前契約の精神の徹底、契約後の播種面積の確認）、一定の幅（アローワンス）の地方協議会における設定等について合意が図られたところである。

また、平成18年産麦の播種前契約（通常契約）の基準となる販売予定数量、購入希望数量（表16）は、平成17年7月25日に開催された「第17回民間流通連絡協議会」において協議、決定された。

表16 平成18年産麦の販売予定数量及び購入希望数量  
(単位：千t)

| 麦 種  | 販売予定数量 | 購入希望数量 |
|------|--------|--------|
| 小 麦  | 805    | 789    |
| 小粒大麦 | 43     | 59     |
| 大粒大麦 | 48     | 80     |
| はだか麦 | 16     | 27     |
| 計    | 912    | 955    |

## イ 平成18年産麦の入札の実施

平成18年産麦の入札は、(財)全国米麦改良協会を実施主体として、平成17年8月9日に第1回、8月30日に第2回が実施された。

入札結果は、各銘柄ごとの評価や需給事情等を反映して、前回価格を上回るものと下回るものに分類される状況となってきた。(表17)

表17-1 平成18年産麦入札結果の概要  
(単位：t)

|         | 小 麦     | 小粒大麦   | 大粒大麦  | はだか麦   |
|---------|---------|--------|-------|--------|
| 上 場 数 量 | 222,540 | 11,550 | 7,780 | 3,630  |
| 落 札 数 量 | 214,080 | 11,070 | 7,080 | 3,630  |
| 落 札 率   | 96.2%   | 95.8%  | 91.0% | 100.0% |



表17-2 平成18年産麦入札の指標価格の動向  
(単位：銘柄数)

| 麦 種  | 基準価格対比 |     |     | 計  |
|------|--------|-----|-----|----|
|      | 上 昇    | 同価格 | 下 落 |    |
| 小 麦  | 20     | 1   | 12  | 33 |
| 小粒大麦 | 12     | 0   | 0   | 12 |
| 大粒大麦 | 8      | 0   | 0   | 8  |
| はだか麦 | 5      | 0   | 0   | 5  |

#### ウ 平成18年産麦の相対取引の実施

平成18年産麦の入札結果を踏まえ、価格については、入札の指標価格を基本とし、数量は平成18年産の販売予定数量から入札における落札数量を差し引いた数量を相対数量として平成17年10月始めに売り手から買い手に提示された。

相対数量の提示を受け、売り手、買い手で協議が進められ、販売予定数量の全量について播種前契約が締結された。

## 4 販 売

### (1) 政府所有玄麦（製粉用小麦）の販売実績

平成17年度における製粉用玄麦の販売実績は、ソフト系外麦131万t（27.5%）、セミハード系外麦73万t（15.3%）、ハード系外麦272万3千t（57.2%）で、対前年比8万4千t（1.7%）の減少となった。

また、販売数量のうち外麦の産地国別の割合は、アメリカ産254万1千t（WW47万9千t、SH73万t、DNS118万1千t、HP15万1千t）で53.3%、カナダ産114万7千t（CW91万4千t、DRM23万4千t）で24.1%、オーストラリア産107万5千t（ASW83万1千t、PH24万4千t）で22.6%となっている。

### (2) 政府所有玄麦（固有用途用小麦）の販売実績

固有用途用については、しょうゆ用等として11万2千tで、対前年比1千t（0.8%）の増加となった。

### (3) 政府所有玄麦（大・はだか麦）の販売実績

精麦用としては、21万3千tで、対前年比3万6千t（14.5%）の減少となった。

固有用途用については、麦茶、ビール用等として4万tで、対前年比1万7千t（29.4%）の減少となった。

## 5 麦 価

### (1) 麦の政府買入価格

平成18年産麦の政府買入価格については、平成17年10月7日に開催された食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会において、小麦については、現

行価格に比べ0.7%の引下げとする政府案が諮問され、同日に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会から答申が行われた。この答申を受け、平成18年産麦の政府買入価格は政府案どおり決定され、10月31日に農林水産省告示第1622号をもって告示された。

#### ア 食料・農業・農村政策審議会への諮問

#### 諮 問

平成18年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、主産地の生産費を基礎として決定することにつき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成17年10月7日

農林水産大臣 岩永峯一

#### 諮問の説明

麦の政府買入価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第41条第2項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮して定めることとなっております。

麦の政府買入価格については、昭和63年の米価審議会答申の趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎として決定してきております。

麦政策については、現在、平成10年に策定した「新たな麦政策大綱」に基づき各般の施策を展開しているところでありますが、今後は、本年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るような施策展開が求められております。このため、平成19年産からは、麦についても、同計画に基づき現行の品目別経営安定対策を見直し、品目横断的政策へ転換することとされたほか、平成27年度の麦に係る生産努力目標の中で、農業者等が今後取り組むべき課題として、実需者のニーズに応じた計画的生産、品質及び生産性の向上が明記されたところであります。

その具体化に向けては、昨年は麦政策検討小委員会において、ご議論いただいたところであり、最近における状況も踏まえ、最終のご報告を近々いただくこととしているところであります。

このような中、平成18年産麦の政府買入価格につ

いては、現行の制度としては最後のものとなりますが、以上のような麦政策の展開方向に合致したものとする必要があります。現行の算定方式は、生産性の向上及び品質の改善に資するとの観点に立っており、このような麦政策の改革の狙いに即していると考えられるため、平成18年産麦の政府買入価格についても、引き続きこの方式に基づき、適正に決定することが必要であります。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の階層の全算入生産費を基礎として決定することとしてはどうかということであります。

以上のような考え方によった場合の平成18年産麦の政府買入価格については、後ほど資料により御説明申し上げます。

#### イ 平成18年産麦の政府買入価格の算定

##### (ア) 小麦の基準額

##### a 主産地方式による基準額の算定

$$P = \frac{\frac{\sum \bar{C}}{N}}{\frac{\sum \bar{H}}{N}} \times 60$$

P：基準額

$\bar{C}$ ：価格決定年の前3年における各年の主産地（北海道（畑）、群馬（田）、埼玉（田）、栃木（田）、福岡（田）、熊本（田）及び佐賀（田））の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家及び災害農家を除く。）の10a当たり平均生産費（以下「平均生産費」という。）について、費用合計については物価修正する等の修正を行ったもの

$\bar{H}$ ：価格決定年の前3年における各年の主産地の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家を除く。）の10a当たり収量を平準化した収量

N：年数（3年）

##### b 基準額の算定

58,833円/439kg×60kg=8,040円/60kg  
(基準額、裸価格)

##### c 変化率

$$\frac{8,040\text{円}/60\text{kg (18年産小麦の基準額)}}{8,097\text{円}/60\text{kg (17年産小麦の基準額)}} = 0.9930$$

##### (イ) 小麦、大麦及びはだか麦の政府買入価格

平成18年産麦の政府買入価格については、平成

17年産小麦の基準額に対する平成18年産小麦における基準額の変化率を、小麦、大麦及びはだか麦それぞれの平成17年産政府買入価格（1等）に乗ずることにより得た額とする。

##### a 小麦

7,197円/60kg×0.9930=7,146円  
(1等60kg、裸価格)

##### b 大麦

5,060円/50kg×0.9930=5,024円  
(1等50kg、裸価格)

##### c はだか麦

7,473円/60kg×0.9930=7,420円  
(1等60kg、裸価格)

##### (ウ) 種類別・等級別政府買入価格

平成18年産麦の政府買入価格については、平成17年産麦における等級間格差に準拠して算出した額とする。

| 種類 \ 等級            | 1 等    | 2 等    |
|--------------------|--------|--------|
| 小 麦<br>(60kg当たり)   | 7,146円 | 5,546円 |
| 大 麦<br>(50kg当たり)   | 5,024円 | 3,691円 |
| はだか麦<br>(60kg 当たり) | 7,420円 | 5,820円 |

なお、包装込みの麦の価格は、包装の区分に従い、この価格に別に定める包装代を加えて得た額とする。

#### ウ 食料・農業・農村政策審議会答申

##### 答 申

平成18年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

##### 記

平成18年産麦の政府買入価格については、諮問案どおり決定されたい。

なお、新たな政策体系への移行に際しては、国内産麦の品質・生産性の向上並びに円滑な流通の確保等に一層努力されたい。

平成17年10月7日

農林水産大臣岩永峯一殿

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会会長 八木宏典

#### (2) 麦の政府売渡価格

麦の標準売渡価格については、「主要食糧の需給及び

価格の安定に関する法律」第43条の規定に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

麦の標準売渡価格は、平成17年12月8日に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会において、現行価格に比べ外国産小麦は全銘柄平均で0.35%の引き下げ、外国産大麦及びはだか麦は全銘柄平均で3.59%の引き上げとする政府案が諮問され、同日に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会から答申が行われた。この答申を受け、麦の標準売渡価格は政府案どおり決定され、12月22日付け農林水産省告示第4244号をもって告示された。

ア 食料・農業・農村政策審議会への諮問

#### 諮 問

麦の標準売渡価格について、最近における麦政策の運営の状況、外国産麦の国際価格、為替相場の動向、家計の動向等の経済事情にかんがみ、これを改定することにつき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第43条第4項の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成17年12月8日

農林水産大臣 中川昭一

#### 諮問の説明

麦の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という）第43条第3項の規定に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされております。

麦をめぐる経済事情をみると、国内産麦については、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するため、麦作経営安定資金の平成18年産単価について引下げを行ったものの、生産数量は引き続き増加しております。

一方、外国産小麦については、国際価格及び海上運賃は比較的安定的に推移しているものの、為替相場は円安基調で推移しております。また、管理経費については、大型船の利用等による管理の効率化を通じ、更なる縮減合理化を図っております。

国内の小麦粉価格は、小麦粉調製品の輸入が引き続き増加している影響を受け、安値で推移しています。また、家計費については、世帯主の定期収入の減少により、直近の可処分所得は減少している状況

にあります。

なお、外国産大麦については、主要輸出国における作柄が不良であったため、輸入先の多角化を図っているものの、買入価格は依然として高く、売渡価格は買入価格に管理経費を加えて得た価格を下回っている状況にあります。

また、本年11月、食料・農業・農村政策審議会より「今後の麦政策のあり方」について報告をいただき、現在、この報告を踏まえ、食糧法の改正など具体的な施策について検討を進めているところであります。この中で、標準売渡価格制度を廃止し、買付価格を反映した適切な価格で売り渡すこととすることを検討しております。

今回の麦の標準売渡価格については、以上のような事情を総合的に考慮して決定してはどうかということとあります。

#### イ 標準売渡価格の算定の説明

##### a 算定の基本的考え方

小麦の標準売渡価格は、家計費に基づき算出される価格（家計麦価）の範囲内において、輸入麦コスト、政府買入に係る国内産麦コスト及び民間流通に係る国内産麦の生産の安定に係るコストを総合的に勘案して算定（コストプール方式）することとする。

##### b コストプール方式による算定

aの基本的考え方に基づき、標準売渡価格の改定率を以下により算定することとする。

- ・ 輸入に係る麦の政府の買入の価格（以下「輸入麦買入価格」という。）にその買入れ、保管及び売渡に要する費用（以下「政府管理経費」という。）を加えて得た価格に輸入麦の政府買入数量を乗じて得た額を輸入麦及び国内産麦のそれぞれの政府買入数量（以下「政府麦買入数量」という。）で除したものを「輸入麦コスト」とし、
- ・ 国内で生産される麦の政府の買入の価格（以下「国内産麦買入価格」という。）に政府管理経費を加えて得た価格に国内産麦の政府買入数量を乗じて得た額を政府麦買入数量で除したものを「政府買入に係る国内産麦コスト」とし、
- ・ これらのコストを加えたものを「政府麦に係るコスト」とした上で、
- ・ 国内で生産され、民間流通する麦の生産の安定に係る費用に民間流通に係る国内産麦の数量を乗じて得た額を政府買入数量で除したものを「民間流通に係る国内産麦コスト」とすると

もに、

- ・ これらを加えたコストを、今回決める輸入麦及び国内産麦の標準売渡価格をそれぞれの政府買入数量で加重平均した価格(以下「小麦のコスト価格」という。)とする。
- ・ 以上により算出される小麦のコスト価格と現行の輸入麦及び国内産麦の標準売渡価格をそれぞれの政府買入数量で加重平均した価格(以下「平均標準売渡価格」という。)との関係は、次のとおりである。

(a) 輸入麦コスト

|           |        |         |
|-----------|--------|---------|
| ① FOB 価格  | t 当たり  | 183 \$  |
| ② 為替レート   | \$ 当たり | 111円    |
| ③ 輸入麦買入価格 | t 当たり  | 30,226円 |
| ④ 政府管理経費  | t 当たり  | 3,904円  |
| ⑤ 輸入麦コスト  | t 当たり  | 34,130円 |

注：FOB 価格は、政府が食糧用として買い付けている銘柄の直近 6 ヶ月間の平均価格である。

(b) 政府買入に係る国内産麦コスト

t 当たり 0円

(c) 政府麦に係るコスト ((a)と(b)を加えたもの)

t 当たり 34,130円

(d) 民間流通に係る国内産麦コスト

|                  |       |         |
|------------------|-------|---------|
| ① 麦作経営安定資金       | t 当たり | 16,685円 |
| ② 流通コスト等         | t 当たり | 1,251円  |
| ③ 民間流通に係る国内産麦コスト | t 当たり | 17,935円 |

(e) 小麦のコスト価格 ((c)と(d)を加えたもの) と平均標準売渡価格との関係

|            |       |         |
|------------|-------|---------|
| ① 小麦のコスト価格 | t 当たり | 52,065円 |
| ② 平均標準売渡価格 | t 当たり | 48,273円 |
| ③ ①－②      | t 当たり | 3,792円  |

④ 改定率 (③/②) 7.9%

c 家計麦価による算定

家計費に基づく標準売渡価格の上限は、次のとおりである。

$$Pe = Pw \cdot \frac{I_1}{I_0} - C$$

Pe：家計費に基づき算出される三麦別の価格

Pw：基準期間における全国的小麦粉又は精麦の

消費者価格の平均値

I1：比較期間における全国の1世帯当たりの可処分所得の平均値

I0：基準期間における全国の1世帯当たりの可処分所得の平均値

C：麦の流通、加工等の費用

(a) 小麦粉又は精麦の価格

Pw：平成12年10月から平成17年9月までにおける全国的小麦粉又は精麦の消費者価格の平均値

小麦粉 1 kg 当たり 185.78円

精麦 1 kg 当たり 328.35円

(b) 可処分所得

I1：平成16年10月から平成17年9月における全国の勤労者世帯1世帯当たりの可処分所得の平均値(4人世帯換算)

460,899円

I0：平成12年10月から平成17年9月までの期間における全国の勤労者世帯1世帯当たりの可処分所得の平均値(4人世帯換算)

470,228円

(c) 加工流通経費

C：麦の流通、加工等の費用

小麦(製品 t 当たり) 126,808円

大麦(製品 t 当たり) 259,692円

はだか麦(製品 t 当たり) 256,461円

(d) 標準売渡価格の許容し得る上限

小麦

アメリカ産ウェスタン・ホワイト

(正味100kg当たり)

4,536円 (0.0%)

大麦

(国内産1等正味100kg当たり)

3,663円 (4.1%)

はだか麦

(国内産1等正味100kg当たり)

3,991円 (4.3%)

(注) カッコ書きは、現行標準売渡価格に対する許容し得る上限率

(e) 小麦粉の対米価比の推移

| 年次    | 米の<br>消費者価格<br>(A)<br>(円/kg) | 小麦粉<br>消費者価格<br>(B)<br>(円/kg) | (B)/(A)<br>(%) |
|-------|------------------------------|-------------------------------|----------------|
| 昭和50年 | 276                          | 129                           | 46.7           |
| 55    | 398                          | 176                           | 44.2           |



|        |     |     |      |
|--------|-----|-----|------|
| 60     | 477 | 211 | 44.2 |
| 平成5年   | 537 | 204 | 38.0 |
| 10     | 439 | 200 | 45.6 |
| 11     | 428 | 194 | 45.3 |
| 12     | 407 | 190 | 46.7 |
| 13     | 395 | 189 | 47.8 |
| 14     | 391 | 187 | 47.8 |
| 15     | 398 | 185 | 46.5 |
| 16     | 426 | 183 | 43.0 |
| 17年1～9 | 380 | 184 | 48.4 |

### ウ 改定率の考え方

- a 外国産小麦の標準売渡価格については、上記イのbのコストプール方式によると所要の引上げとなるものの、家計費の影響や経済状況を踏まえ、全銘柄平均で▲0.35%の引下げとする。

しかしながら、小麦粉調製品等の輸入状況や外国産小麦における銘柄別の内外価格差に差異があることを踏まえ、各銘柄の輸入機会の公平化等の観点から、この差を調整する。

- b また、外国産大麦及びはだか麦の標準売渡価格については、高く買って安く売っているという逆ざやを解消するため、コスト価格まで全銘柄平均で3.59%の引き上げとする。

#### 標準売渡価格

| 国内産小麦                                                 | 現行対比          |
|-------------------------------------------------------|---------------|
| (1等正味60kg当たり)                                         | 2,401円 (0円)   |
| 輸入小麦(アメリカ産ウェスタン・ホワイト・ホiert正味100kg当たり)                 | 4,497円 (▲38円) |
| 輸入小麦(カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング No.1(たん白含有率13.5%)正味100kg当たり) | 5,158円 (0円)   |
| 国内産大麦(1等正味50kg当たり)                                    | 1,759円 (0円)   |
| 輸入大麦(オーストラリア産ツーロウ正味100kg当たり)                          | 3,785円 (139円) |
| 国内産はだか麦(1等正味60kg当たり)                                  | 2,295円 (0円)   |

(注) 1 価格は、消費税額分を含む

2 各銘柄毎の価格は、品質格差、国際相場における評価等を考慮して決定。

### エ 食料・農業・農村政策審議会答申

#### 答 申

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった麦の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。

#### 記

麦の標準売渡価格については、政府案どおり決定されたい。

なお、今後の麦政策の推進に当たっては、先般の「今後の麦政策のあり方」(平成17年11月7日食料・農業・農村政策審議会報告)の早急な実現に努められたい。

平成17年12月8日

農林水産大臣 中川昭一 殿

食料・農業・農村政策審議会

八木宏典

## 第8節 倉庫の概況と保管運送

### 1 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の概況

#### (1) 標準収容力と在庫数量

平成17年4月1日現在の政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の標準収容力(臨時指定倉庫を含む)は、政府倉庫(政府サイロを含む)16万9千t、農業倉庫(カントリーエレベーターを含む)411万5千t、集荷商人倉庫14万9千t、営業倉庫426万3千t、民間サイロ378万6千t、合計1,248万2千tとなり、前年同期に比べて177万1千tの減少となっている。

また、経営主体数は農業倉庫687、集荷商人倉庫171、営業倉庫(民間サイロを含む)657、合計1,515であり、前年同期に比べて359減少している。

このうち、カントリーエレベーターの収容力は、平成17年4月1日現在で692棟のサイロビンが指定されており、その収容力は20万1千tとなっている。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は、平成17年11月末現在で329万t(うち、国内米67万6千t)であり、前年同期に比べ8万5千t増加(うち、国内米5千tの増加)となっている。

最近3ヵ年の政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表19のとおりである。

表19 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の収容力及び在庫数量

| 年 度  | 標準収容力  | 在庫数量  |
|------|--------|-------|
| 平成15 | 14,944 | 3,645 |
| 平成16 | 14,253 | 3,205 |
| 平成17 | 12,482 | 3,290 |

注：標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

## (2) 低温・準低温倉庫の概況

平成17年4月1日現在における政府倉庫及び農林水産省指定倉庫のうち、低温・準低温倉庫の標準収容力は712万9千tであり、2千t減少している。

最近3ヵ年の低温・準低温倉庫の標準収容力は表20のとおりである。

表20 低温・準低温倉庫の標準収容力

(単位：千t)

| 年 度  | 低温    | 準低温 |
|------|-------|-----|
| 平成15 | 6,531 | 532 |
| 平成16 | 6,644 | 487 |
| 平成17 | 6,728 | 400 |

注：標準収容力は各年度4月1日現在である。

## 2 保管料支払実績

平成17年度政府所有食糧等の保管料支払額は314億円であり、前年度に比べ14億円の増となっている。

表21 平成17会計年度保管料支払額

(単位：百万円)

| 種 類     | 営業倉庫   | 農業倉庫  | 計      | 対前年増減 |
|---------|--------|-------|--------|-------|
| 国 内 米   | 4,661  | 1,789 | 6,450  | △680  |
| 国 内 麦   | 0      | —     | 0      | △1    |
| 外 米     | 15,551 | 103   | 15,654 | 1,979 |
| 外 麦     | 8,057  | —     | 8,057  | 24    |
| 輸 入 飼 料 | 1,201  | —     | 1,201  | 31    |
| 計       | 29,470 | 1,892 | 31,362 | 1,353 |
| 対前年増減   | 908    | 445   | 1,353  |       |

## 3 運 送

## 運 送 概 況

## ア 運送数量

平成17年度における政府米の運送数量については国内産米、外国産米合わせて62万8千tとなり、前年度(65万6千t)に比べ2万8千tの減少となっている。

表22 17会計年度政府米運送実績

(単位：千t)

| 種 類   | 県間運送  | 県内運送  | 計     |
|-------|-------|-------|-------|
| 国内産米  | 291   | 152   | 443   |
| 外国産米  | 86    | 99    | 185   |
| 合 計   | 377   | 251   | 628   |
| (前年度) | (407) | (248) | (656) |
| 対前年増  | △30   | △ 3   | △28   |

注：ラウンドの関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

## イ 運送対策

政府米の販売促進を図るため、平成17年度についても次の運送対策を講じた。

- (ア) 買受業者からのニーズを踏まえて、運送指令(指示)を随時発出。
- (イ) 買受業者が希望する場所及び日時に米穀の引渡しができる運送方法であり、コスト削減の有効な手段となる車側渡販売の活用。
- (ウ) 運送中の品質保持に十分留意した夏場運送の実施。

## 第9節 食糧の輸入及び国際関係

## 1 概 況

## (1) 米 穀

米については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、基準期間(昭和61年～昭和63年)の国内消費の一定割合に該当する外国産米をミニマム・アクセス米として輸入を行っており、平成11年4月に輸入数量制限措置から関税措置へ切替えた。

なお、約束輸入数量は、平成12年度以降、77万玄米tとなっている。

## (2) 麦 類

小麦及び大麦については、ウルグアイ・ラウンド農業合意により、それまでの輸入割当制度(IQ)から、平成7年に関税措置へ切替えた。

外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて輸入することを原則としている。

なお、カレント・アクセス数量は平成12年度以降、小麦574万t、大麦136万9千tとなっている。

## 2 米穀の輸入状況と海外の動向

## (1) 輸 入 状 況

平成17年における米穀の輸入数量(通関統計ベース(暦年))は78万7千tで、国別内訳は、アメリカ37万1千t、タイ20万7千t、中国9万8千t、オーストラリア1万7千t、その他9万4千tとなっている。

(単位はすべて実t)

## (2) 米穀の国際需給と価格動向

## ア 国際需給

(米国農務省(USDA)2006年9月公表)

2005/06年度の世界の米生産量(精米ベース)は、主たる米の生産国(中国、タイ、インド及びアメリカ等)で増産となったことから、前年度を3.8%上回る4億1,580万トンと見込まれている。

貿易量(精米ベース)は、前年度より2.8%減少し、2,820万トンとなる見込みであり、期末在庫量(精米ベース)は、引き続き、生産量を上回る消費量であるものの、前年度より1.5%増加した、8,040万トンになるものと見込まれる。

#### イ 価格動向

米の国際取引指標となるタイ国貿易取引委員会(BOT)公表のうるち精米長粒種100% BのFOB価格の動向をみると、2001年8月には170<sup>円</sup>/t台まで下落したものの、その後回復し、2004年末まで概ね200<sup>円</sup>/t半ばで推移していた。

2004年末から05年にかけて、次年度の政府介入価格、タイバーツ高を反映し、加えて、乾季作の減収予測もあったため、一気に290<sup>円</sup>/tまで高騰した。2005年度は、290から310<sup>円</sup>/tの間で高値での小動きし、2006年に入ると一段とバーツ高が進み、7月には324<sup>円</sup>/tと1999年以来の最高値をつけた。その後、雨季作の増収予測もあり9月現在で320<sup>円</sup>/tに反落している。

### 3 麦類の輸入状況と海外の動向

#### (1) 輸 入 状 況

##### ア 小麦

平成17年における小麦の輸入量(通関統計ベース)は、547万2千tで、このうち食糧用の輸入量は538万3千t、飼料用は8万9千tであった。国別で見ると、アメリカ310万2千t、カナダ124万3千t、オーストラリア110万7千t、その他2万tとなっている。

##### イ 大麦

平成17年における大麦の輸入量(通関統計ベース)は、143万tで、このうち食糧用は28万3千t、飼料用は114万7千tであった。

国別で見ると、オーストラリア80万8千t、アメリカ31万8千t、カナダ30万3千t、その他1千tとなっている。

#### (2) 麦類の国際需給と価格動向

##### ア 小麦

##### (ア) 国際需給

(IGC(国際穀物理事会)2006年9月公表)

2005/2006年度の世界の小麦生産量は、2005年5月以降、乾燥天候が続いたため、EU、アルゼンチン、インド、アメリカ等で減少したものの、中国、ロシア、オーストラリア、ウクライナ、カナダ等で生産量が増加したため、世界全体では過去最高となった前年度を1.6%下回るものの6億

1,832万t(前年度6億2,857万t、以下の( )も同様)と過去2番目の豊作と見込まれる。

2005/2006年度の世界の小麦消費量は、EUや旧ソ連の消費拡大により、前年度を0.8%上回る6億2,103万t(6億1,592万t)と過去最高を更新するものと見込まれる。

同年度期末の小麦在庫量は、過去最高の生産量となった前年度を除き、消費量が生産量を上回る状況が続いていることから、昨年度積み上がった在庫が再び減少に転じ、期末在庫量は、2.0%減の1億3,527万t(1億3,799万t)、期末在庫率は21.8%と見込まれる。

##### (イ) 価格動向

小麦の国際価格を、国際取引指標となるシカゴ相場(小麦SRW、No.2期近物ドル/ブッシェル)でみると、2004年4月以降は、世界的に生産量及び期末在庫が増加したこと、米国の好天による順調な生育を背景に、下落基調で推移したが、9月以降、アメリカ及びカナダの春小麦地域での生育期の低温気候及び収穫期の降雨、降霜の影響を受けて一時相場はやや堅調に推移した。しかし、今年の世界の小麦生産量が過去最高水準であること、とうもろこしの相場が低落傾向とあること等を受け、12月には2ドル台後半をつけるなど相場は概して軟調に推移した。2005年2月以降は、一時ブラジルの高温・乾燥等による大豆価格の上昇につられて3ドル台半ばをつけた。9月以降、カナダの収穫期における降雨による作柄悪化懸念で相場はやや堅調となったものの、その後は、米国の冬小麦地帯の収穫期における良好な天候を受け、相場は3ドル台前半で軟調に推移した。

##### イ 大麦

##### (ア) 国際需給

(IGC(国際穀物理事会)2006年9月公表)

2005/2006年度の世界の大麦生産量は、オーストラリア、トルコ、中国等で増加するものの、EU、カナダ、アメリカ、ロシア、ウクライナ等で減少するため、前年度を9.4%下回る1億3,961万t(1億5,412万t)と見込まれている。

2005/2006年度の世界の大麦消費量は、前年度を2.6%下回る1億4,305万t(1億4,680万t)と見込まれる。同年度期末の大麦在庫量は、消費量が生産量を上回ることから、前年度を11.1%下回り、2,762万t(3,107万t)、期末在庫率19.3%と見込まれている。

##### (イ) 価格動向

大麦の国際価格については、国際指標となる価格は存在しないが、主要輸出国であるアメリカの日本向け FOB 価格（米国の飼料用大麦）でみると、とうもろこしの相場に影響される形で推移しており、2004年は、とうもろこし相場の上昇を受けて高水準で推移していたが、新穀の収穫終了後は、とうもろこし等の飼料穀物全体の豊作見通しを受けて次第に軟調に推移し、10月には102<sup>円</sup>/t となるなど相場は軟調に推移した。その後、供給が少なくなったことや飼料大麦の輸出が伸びる等、在庫量が減少し、需給がタイトになったため、相場は上昇に転じ、2005年は120～125<sup>円</sup>/t の水準で推移した。

#### 4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO 協定等国际ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成17年度においては、アフリカ、アジアを中心とし、KR 食糧援助として、16ヵ国等に対し約12.3万 t、WFP 通常拠出分として0.14万 t の食糧援助を行った。

また、平成16年12月26日に発生したインドネシア・スマトラ島沖大規模地震の被災国への支援として、インドネシアに0.75万 t の緊急食糧援助を行った。

### 第10節 食糧管理特別会計

#### 1 食糧管理特別会計の概要

食糧管理特別会計は、米穀のほか麦類、輸入飼料及び農産物等の需給及び価格の安定等のために、それら物資の買入から売却に至るまでの一切の事業にかかる経理を取り扱っており、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定（以上3勘定を食糧管理勘定という。）、農産物等安定勘定、輸入飼料勘定の各事業勘定と事務人件費等を管理する業務勘定及び会計全体の資金操作と損益整理の機能を有する調整勘定の7勘定が設けられている。

調整勘定は、資金操作と損益整理の機能を果たすため、一般会計からの受入金等を原資とする調整資金と食糧証券の発行等により調達した資金を保有し、各事業が必要とする資金の手当てを行うとともに、食糧管理勘定の損益を移し受けてその整理を行っている。

#### 2 平成17年度予算の概要

##### (1) 国内米管理勘定

国内米については政府買入数量を49万 t、売渡数量は28万 t と見込み、政府買入価格及び売渡価格は、最近の価格動向等を勘案して算定した価格により、売買に係る予定額を計上している。

この他、各種助成等事業、米取扱手数料や保管料等の経費所要額を計上し、国内米の管理を行うこととしており、平成17年度の各種助成等事業については以下のとおりである。

##### ア 生産調整推進対策

全国各地の生産者の公平な拠出と政府の助成により造成した資金を用い、地域における生産調整の取組の実態に応じて補償金を交付する等の施策を通じて全国的に生産調整の円滑かつ着実な実施を図ることとしている。

##### イ 稲作所得基盤確保対策

需要に応じた米づくりを行うため生産者又は生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者と政府により造成した資金を用いて、米価下落の度合いに応じて、一定額を補てんすることにより、米価下落による稲作所得の基盤の確保を図ることとしている。

##### ウ 担い手経営安定対策

米価下落等による稲作収入の減少の大きい担い手の経営安定を図ることとしている。

##### エ 米飯学校給食の推進措置

米飯学校給食は、食習慣や人格形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る上で重要な役割を果たしているところであり、その一層の普及を図るため、炊飯施設設備等の設置経費等に対する支援などの推進措置を講じることとしている。

##### オ 米の需要拡大対策

食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上や「食生活指針」に即した健全な食生活の実現を図る上で極めて重要であることから、ごはん食を中心とした日本型食生活の普及等について、医療機関等関係機関と連携を図りながら、広報媒体（テレビ等）の有効な活用等により国民運動的な取組を展開することとしている。

##### カ 米穀販売業者関連対策

食糧法の下での流通規制緩和、昨今の景気低迷に伴い、厳しい経営環境に置かれる米穀販売業者の経営基盤の強化・販売の活性化を積極的に推進するこ



ととしている。

また、消費者の食品の安全性及び品質に対する関心の高まりに対応し、必要な条件整備を図ることとしている。

#### キ 安全性確保対策等

食品衛生法に基づく残留農薬基準の追加に対応しつつ、国が供給する国内産米について残留農薬分析による安全性確保対策の充実強化等を図ることとしている。(国内産麦、外国産米麦についても同様の対策を講じている。)

#### (2) 国内麦管理勘定

国内麦については、民間流通の促進、麦政策の見直しを適正に予算に反映するための検討を引き続き進めることとし、政府の売買数量については、過去の実績を踏まえた最低限の数量による売買に係る予定額を計上している。その他、麦作経営安定資金等助成金を中心とした経費所要額を計上している。

#### (3) 輸入食糧管理勘定

輸入食糧については、政府買入数量を米穀と麦類合わせ627万t、売却数量を米穀と麦類合わせ608万tと予定し、米麦の政府買入価格は最近の輸入価格動向等を勘案して算定した価格、政府売渡価格は、米については最近の価格動向等を勘案して算定した価格、麦については平成17年2月1日以降に適用される価格により売買に係る予定額を計上している。

また、保管料等輸入食糧の管理に要する経費については麦政策の見直しを反映し、必要な経費所要額を計上している。

#### (4) 農産物等安定勘定

農産物等については、でん粉買入2千tに係る所要額、保管料等の管理に要する経費所要額を計上している。

#### (5) 輸入飼料勘定

輸入飼料については、小麦11万t、大麦140万tの売却及びこれに必要な買入に係る予定額、これらに係る保管料等輸入飼料の管理に要する経費所要額を計上している。

#### (6) 損益及び一般会計からの繰入れ

##### ア 食糧管理勘定の損益

平成17年度の食糧管理勘定の損益は、これまでの管理経費等の節減により、1,977億円の損失(前年度予算比312億円)が見込まれている。(勘定別の内訳は国内米管理勘定△1,169億円、国内麦管理勘定△1,016億円、輸入食糧管理勘定209億円)

この損失と前年度からの繰越損失101億円を合わせた2,078億円については、一般会計からの調整資金

繰入れ2,078億円を充てることとしている。

その結果、単年度損失は発生せず、前年度からの繰越損失についても解消する予定としている。

##### イ 農産物等安定勘定の損益

農産物等安定勘定においては、でん粉の買入、管理に伴う損失11百万円を予定しており、この損失は前年度からの繰越積立金17億円を取り崩して整理することとしている。

##### ウ 輸入飼料勘定の損益

輸入飼料勘定の損益は、飼料用輸入麦の売買、管理に伴う損失8億円を予定しており、一般会計から同勘定への繰入れ8億円を充てることとしている。

### 3 平成17年度決算の概要

#### (1) 国内米の管理

国内米管理勘定においては、国内米の売買(37玄米万t買入、40玄米万t売却)に伴い発生した損失に、管理に要する所要額を加え、757億円の損失となった。

#### (2) 国内麦の管理

国内麦管理勘定においては、国内麦の売買は、買入の実績はなかったが、0.4tの乾パンの売却に伴い発生した損失に、管理に要する所要額を加え、1,043億円の損失となった。

#### (3) 輸入食糧の管理

輸入食糧管理勘定においては、MA米の売買(73実(82玄米)万t買入、44実(49玄米)万t売却)及び外麦504万t(大麦26万t、小麦478万t)の買入、512万t(大麦25万t、小麦487万t)売却に伴い発生した利益から、管理に要する所要額を差し引き、580億円の利益(外米損失・207億円、外麦利益・787億円)となった。

#### (4) 農産物等の価格安定

農産物等の売買は、買入、売却とも実績はなかったことから、損失及び利益の実績はなかった。

#### (5) 輸入飼料の需給・価格の安定

輸入飼料勘定においては、輸入飼料の売買(127万t(大麦118万t、小麦9万t)買入、131万t(大麦122万t、小麦9万t)売却)に伴い発生した利益から、管理に要する所要額を差し引き、0.2億円の損失となった。

#### (6) 決算損益の整理

##### ア 調整資金

平成17年度における食糧管理勘定及び業務勘定の損失額は、1,288億円(国内米損失757億円、国内麦損失1,043億円、輸入食糧利益580億円、業務損失68億円)となったことから、これを調整勘定に移し、

前年度からの繰越損失額88億円と当年度の一般会計からの受入額2,078億円からなる調整資金（計1,990億円）を取り崩し整理した。

この結果、平成17年度末の調整資金は、残高702億円の繰越が生じた。

| 調整資金 (単位：億円) |       |        |     |
|--------------|-------|--------|-----|
| 前年度          | 本年度   | 本年度    | 残高  |
| 繰越損失         | 受入    | 損失     |     |
| △88          | 2,078 | △1,288 | 702 |

#### イ 輸入飼料勘定

輸入飼料勘定における決算損失0.2億円は積立金を減額して整理することとした。

表23 平成17年度食糧管理特別会計歳入歳出額総括表  
(単位：億円)

| 歳入         | 決算額    |
|------------|--------|
| 食糧売払代      | 3,026  |
| 国内米        | 175    |
| 国内麦        | 0      |
| 輸入食糧       | 2,851  |
| 輸入食糧納付金収入  | 11     |
| 輸入麦等納付金収入  | 0      |
| 農産物等売払代    | —      |
| 輸入飼料売払代    | 301    |
| 一般会計より受入   | 2,078  |
| 調整資金       | 2,078  |
| 輸入飼料損失補てん  | —      |
| 検査印紙収入     | 0      |
| 雑収入        | 607    |
| 食糧証券及借入金収入 | 4,910  |
| 前年度剰余金受入   | 132    |
| 純計額        | 11,065 |
| 他勘定より受入    | 12,309 |
| (歳入総計)     | 23,374 |

| 歳出           | 決算額   |
|--------------|-------|
| 食糧買入費        | 2,962 |
| 国内米          | 998   |
| 国内麦          | —     |
| 輸入食糧         | 1,964 |
| 農産物等買入費      | —     |
| 輸入飼料買入費      | 258   |
| 管理費          | 2,172 |
| 国内米          | 870   |
| 国内麦          | 1,041 |
| 輸入食糧         | 249   |
| 農産物等         | —     |
| 輸入飼料         | 12    |
| 過剰米短期融資資金貸付金 | 75    |

|               |        |
|---------------|--------|
| 事務費           | 217    |
| サイロ及倉庫運営費     | 12     |
| 国債整理基金特別会計へ繰入 | 5,251  |
| 予備費           | —      |
| 純計額           | 10,947 |
| 他勘定へ繰入        | 12,309 |
| (歳出総計)        | 23,256 |

## 第11節 農産物検査制度

### 1 概 況

農産物検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とした農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づいて行われている。

従来（平成12年度まで）は、食糧事務所（農産物検査官）が一元的に農産物検査を実施してきた（いわゆる国営検査）が、平成11年4月27日に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」を受け、農産物検査の実施主体を、国から農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関（以下「登録検査機関」という。）に変更することを主要内容として、平成12年の通常国会において同法を改正し、国は、検査規格、検査方法の設定等の基本ルールの策定や登録検査機関の指導・監督等の役割を果たすこととなったところである。

この改正により、平成13年4月から5年間で農産物検査の実施主体を民営化することとなり、国は、平成18年3月31日までの移行期間中は、国を登録検査機関とみなして農産物検査を行うことができることとされた。

また、法に規定されている米麦以外の検査対象品目について検証を行い、国の統一的規格に基づく農産物検査が求められなくなっている品目については、検査対象から除外することとし、農産物検査の対象品目を20品目から10品目に整理し、平成7年度から導入された米麦の成分検査は、品位等検査の受検の有無に関わらず単独で受検できる等、制度が変更された。

国は、農産物検査の民営化が開始された平成13年度以降、登録検査機関に対する監査、検査現場における巡回点検等の登録検査機関に対する指導監督を行うとともに、民間における検査体制を確立し、民営化を円滑に進めるため、平成12年度から各食糧事務所において、農産物検査員を育成するための研修を実施してい

るところである。

平成17年度においては、米の検査の99.97%、麦の検査の99.997%が登録検査機関によって実施され、実質的には1年はやく民営化を完了したところである。

登録検査機関の登録状況は、平成17年度末現在で、登録検査機関は国内産農産物で1,387機関、外国産農産物で5機関、成分検査で15機関が登録され、国内産農産物で約12,077人の農産物検査員が登録されているところである。

## 2 国内産農産物の検査

### (1) 米の検査

#### ア 登録検査機関による検査

平成17年産米の検査については、玄米の検査数量4,914千tのうち約99.97%に当たる4,912千tが登録検査機関により実施(平成18年3月末現在)され、移行プログラムに則して円滑に民間への移行が進んでいる。

このような状況の下、国は、受検者の検査に対する需要及び登録検査機関の登録状況を勘案し、登録検査機関が参入していない地域において検査を実施した。

農産物検査については、生産者、流通業者等の関係者から検査の信頼性確保、公正かつ的確な検査の実施及び適切な検査証明が強く求められていることから、登録検査機関においては、登録検査機関としての検査体制の確立、農産物検査員の資質の向上が強く求められている。

このため、国は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の向上等を図る観点から、以下のとおり各地方農政局・地方農政事務所において、登録検査機関に対する指導・監督を実施した。

#### (ア) 適正な業務運営の確保

登録検査機関の適正な農産物検査業務の実施を確認するため、管轄する区域の全ての登録検査機関の品位等検査を行う検査場所ごとに巡回点検を実施した。

また、登録検査機関の主たる事務所及び従たる事務所に対する監査を実施した。

#### (イ) 検査技術向上のための現地指導

登録検査機関の農産物検査員の検査技術の向上、鑑定精度の程度統一を図るため、巡回指導を実施し、所要の助言、指導を行った。

#### (ロ) 鑑定精度の程度統一

登録検査機関の農産物検査員の鑑定精度を統一

するため、研修会・鑑定会を実施するとともに、検査の開始時期に品質程度統一会を開催し、当年産米の品質状況を勘案した試料により、程度統一(目合わせ)を行った。

#### (エ) 農産物検査員の技能確認

登録検査機関の農産物検査員の技能を定期的に確認するため、技能確認会を実施し、試料の鑑定を行い、技能確認を行うとともに、技能向上のための指導を行った。

#### (オ) DNA分析による品種判別調査

農産物検査における産地品種銘柄の証明については、一定の検査技術を有する民間の農産物検査員が、品種関連情報をもとに玄米を目視鑑定することにより実施されているが、農産物検査の実施について、より一層の信頼性を確保するための基礎的データ収集を目的として昨年に引き続きDNA分析による品種判別調査を実施した。

この調査では、登録検査機関が平成17年産米の産地品種銘柄の証明を行った受検品のうち、16,443点について、DNA分析による品種判別を行った。

この結果、異品種の混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明とDNA分析が完全に一致したものは、16,312点で調査点数に占める割合は、99.2%であったが、131点(0.8%)については、DNA分析により、異品種の混入等が認められた。

DNA分析により異品種の混入等が認められたものの混入等の状況は、131点中、異品種混入4~12%(25粒中1~3粒)が59点(0.4%)、異品種混入16~24%(25粒中4~6粒)が29点(0.2%)、異品種混入28~36%(25粒中7~9粒)が7点(0.0%)、異品種混入40~48%(25粒中10~12粒)が6点(0.0%)、異品種混入52~60%(25粒中13~15粒)が6点(0.0%)、異品種混入64~72%(25粒中16~18粒)が5点(0.0%)、異品種混入76~84%(25粒中19~21粒)が3点(0.0%)、品種名誤記入又は品種の取違いによるものが16点(0.1%)であった。

#### イ 検査の実績

平成17年産米の平成18年3月末日現在の種類別検査実績は、表24のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表25のとおりである。

水稻うるち玄米の検査数量は465万1千tで、平成16年産に比べて25万2千t(平成16年産同期439万9千t)増加した。

## ウ 品質概況

平成17年産水稻うるち玄米の1等比率は74.6%（平成16年産同期70.9%。以下同じ。）となった。2等以下の主な格付け理由はカメムシ類等による着色粒の混入過多と充実度不足によるものである。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

(ア) 北海道の1等比率は82.4%（85.1%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、整粒不足及び充実度不足によるものである。

(イ) 東北の1等比率は83.9%（82.8%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び充実度不足によるものである。

(ウ) 関東の1等比率は86.0%（88.3%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多及び心白・腹白によるものである。

(エ) 北陸の1等比率は79.1%（59.0%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、整粒不足及び心白・腹白によるものである。

(オ) 東海の1等比率は57.4%（45.4%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、充実度不足及びカメムシ類等による着色粒の混入過多によるものである。

(カ) 近畿の1等比率は63.4%（64.5%）となった。2等以下の主な格付け理由は、カメムシ類等による着

表24 平成17年産米種類別検査実績（平成18年3月末日現在）

| 種 類     |       | 検査数量<br>(t) | 等級比率 (%) |      |          |      |      |      |
|---------|-------|-------------|----------|------|----------|------|------|------|
|         |       |             | 特上       | 特等   | 1 等 (合格) | 2 等  | 3 等  | 規格外  |
| 玄 米     | 合 計   | 4,913,806   | 0.0      | 0.3  | 73.3     | 21.1 | 3.6  | 1.7  |
|         | 水稻うるち | 4,650,520   | —        | —    | 74.6     | 20.4 | 3.4  | 1.6  |
|         | 水稻もち  | 195,125     | —        | —    | 48.9     | 41.9 | 6.0  | 3.2  |
|         | 醸造用   | 66,726      | 0.9      | 20.8 | 59.3     | 13.0 | 4.1  | 1.8  |
|         | 陸稲うるち | —           | —        | —    | —        | —    | —    | —    |
|         | 陸稲もち  | 1,436       | —        | —    | 9.3      | 67.4 | 21.5 | 1.8  |
| も み     | 合 計   | 55,034      | —        | —    | 97.6     | —    | —    | 2.4  |
|         | 普通    | 9,516       | —        | —    | 85.9     | —    | —    | 14.1 |
|         | 種子    | 45,518      | —        | —    | 100.0    | —    | —    | —    |
| 精 米 合 計 |       | 2.5         | —        | —    | 36.1     | 63.9 | —    | —    |

(注) 1 もみの等級比率は、合格の比率である。

2 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表25 平成17年産水稻うるち玄米地域別検査実績（平成18年3月末日現在）

| 地 域  | 検査数量<br>(t) | 等級比率 (%) |      |      |     |
|------|-------------|----------|------|------|-----|
|      |             | 1等       | 2等   | 3等   | 規格外 |
| 北海道  | 527,187     | 82.4     | 5.3  | 6.1  | 6.2 |
| 東北   | 1,585,890   | 83.9     | 14.0 | 1.5  | 0.7 |
| 関東   | 749,023     | 86.0     | 12.4 | 1.3  | 0.3 |
| 北陸   | 734,254     | 79.1     | 19.4 | 0.9  | 0.6 |
| 東海   | 154,439     | 57.4     | 39.5 | 2.5  | 0.7 |
| 近畿   | 183,457     | 63.4     | 32.6 | 3.1  | 0.8 |
| 中国四国 | 360,434     | 47.1     | 45.8 | 5.7  | 1.4 |
| 九州   | 353,271     | 29.1     | 49.6 | 16.2 | 5.0 |
| 沖縄   | 2,565       | 8.4      | 53.6 | 29.9 | 8.1 |
| 合 計  | 4,650,520   | 74.6     | 20.4 | 3.4  | 1.6 |

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。



色粒の混入過多及び整粒不足によるものである。

(キ) 中国四国の1等比率は47.1% (36.6%) となった。2等以下の主な格付理由は、整粒不足及び充実度不足によるものである。

(ク) 九州の1等比率は29.1% (25.1%) となった。2等以下の主な格付理由は、充実度不足及び心白・腹白によるものである。

(ケ) 沖縄の1等比率は8.4% (0.0%) となった。2等以下の主な格付理由は、充実度不足及びカメムシ類等による着色粒の混入過多によるものである。

#### エ 産地品種銘柄の概況

平成17年産水稻うるち玄米の品種別検査実績は、表26のとおりである。

水稻うるち玄米の産地品種銘柄は、46道府県、524産地品種（17年産）である。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、166万5

千t（16年産同期159万4千t）で36%を占めており、2位はひとめぼれ、3位はあきたこまちとなった。

以下、ヒノヒカリ、きらら397、はえぬき、ほしのゆめの順に検査数量が多く、上位10品種の検査数量は、産地品種銘柄全体の83%（16年産同期83%）となった。

#### (2) 麦の検査

##### ア 登録検査機関による検査

平成17年産麦の検査については、麦の検査数量1,133千tのうち99.997%とほぼ全量が登録検査機関により実施された。

国は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の向上等を図る観点から、米と同様に各地方農政局・地方農政事務所において、登録検査機関に対する指導・監督を実施した。

##### イ 検査実績

平成17年産麦の検査実績は、表27のとおりである。

表26 平成17年産水稻うるち玄米品種別検査数量（平成18年3月末日現在）

| 順位         | 品 種    | 検査数量<br>(t) | 割合<br>(%) |
|------------|--------|-------------|-----------|
| 1          | コシヒカリ  | 1,664,893   | 35.8      |
| 2          | ひとめぼれ  | 554,436     | 11.9      |
| 3          | あきたこまち | 541,897     | 11.7      |
| 4          | ヒノヒカリ  | 255,006     | 5.5       |
| 5          | きらら397 | 221,946     | 4.8       |
| 6          | はえぬき   | 208,008     | 4.5       |
| 7          | ほしのゆめ  | 144,098     | 3.1       |
| 8          | つがるロマン | 112,810     | 2.4       |
| 9          | ななつぼし  | 80,527      | 1.7       |
| 10         | キヌヒカリ  | 74,918      | 1.6       |
| 上位10品種の合計  |        | 3,858,538   | 83.0      |
| 水稻うるち玄米総合計 |        | 4,650,520   |           |

(注) ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

表27 平成17年産麦類検査成績（最終）

| 種 類    | 検査数量<br>(t) | 等級比率 (%)   |      |       |       |
|--------|-------------|------------|------|-------|-------|
|        |             | 1 等        | 2 等  | 等 外 上 | 規 格 外 |
| 普通小麦   | 946,474     | 71.1       | 17.7 | —     | 11.2  |
| 普通小粒大麦 | 44,351      | 63.1       | 27.0 | —     | 9.9   |
| 普通大粒大麦 | 58,800      | 73.7       | 4.6  | —     | 21.7  |
| 普通はだか麦 | 11,283      | 78.8       | 16.2 | —     | 4.9   |
| ビール大麦  | 61,152      | 5.5        | 82.8 | 11.7  | —     |
| 種子用麦   | 11,233      | 100.0 (合格) | —    | —     | —     |
| 合 計    | 1,133,294   |            |      |       |       |

(注) ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

検査数量の合計は、113万3千tで、平成16年産（111万1千t）と比較すると2万2千t増加した。

#### ウ 品質概況

##### (ア) 普通小麦

1等比率は71.1%（16年産70.0%。以下同じ）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

##### (イ) 普通小粒大麦

1等比率は63.1%（38.5%）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

##### (ウ) 普通大粒大麦

1等比率は73.7%（62.5%）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

##### (エ) 普通はだか麦

1等比率は78.8%（50.0%）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

##### (オ) ビール大麦

上位等級比率（1等＋2等）は88.3%（77.3%）となった。等外上の主な格付け理由は、形質と裂・剥皮粒によるものである。

#### (3) その他の農産物の検査

#### ア 検査実績

農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）に定められた米麦以外の農産物の17年産検査結果は次のとおりである。

| 〔品 目〕   | 〔検査実施地域〕     | 〔検査数量t〕 |
|---------|--------------|---------|
| 大 豆     | （北海道ほか2府40県） | 156,240 |
| 一 般 小 豆 | （北海道ほか3県）    | 32,292  |
| 普通いんげん  | （北海道）        | 3,533   |
| 普通 そ ば  | （北海道ほか15県）   | 3,566   |
| かんしょでん粉 | （茨城、千葉、鹿児島）  | 58,351  |

#### イ 品質概況

- (ア) 普通大豆の1等比率は26.1%となった。
- (イ) 一般小豆の1等比率は24.9%となった。
- (ウ) 普通いんげんの1等比率は0.2%となった。
- (エ) 普通そばの1等比率は0.1%となった。
- (オ) かんしょでん粉は全量1等となった。

### 3 外国産農産物の検査

平成17年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は次のとおりである。

#### (1) 米 穀

ア 検査数量 (単位：t、%)

| 産 地     | 玄米    | 精米      | 砕精米     | 計       | 国別比率    |
|---------|-------|---------|---------|---------|---------|
| ア メ リ カ | 1,135 | 306,461 | 50,855  | 358,451 | (49.0)  |
| タ イ     | —     | 99,077  | 80,984  | 180,061 | (24.6)  |
| 中 国     | 5,712 | 97,017  | 1,092   | 103,821 | (14.2)  |
| ベ ト ナ ム | —     | 71,146  | —       | 71,146  | (9.7)   |
| オーストラリア | 1,006 | 13,997  | 2,236   | 17,239  | (2.4)   |
| 台 湾     | —     | 305     | —       | 305     | (0.1)   |
| パキスタン   | —     | 120     | —       | 120     | (0.0)   |
| ブラジル    | —     | 40      | —       | 40      | (0.0)   |
| イ タ リ ア | —     | 34      | —       | 34      | (0.0)   |
| イ ン ド   | —     | 19      | —       | 19      | (0.0)   |
| 計       | 7,853 | 588,217 | 135,167 | 731,238 | (100.0) |
| 形態別比率   | (1.1) | (80.4)  | (18.5)  | (100.0) |         |

(注) 形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。

#### イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外(否)となったものは、次のとおりである。

| 産 地     | 項 目 | 船数 | 検査証明書<br>発行件数 | 数量(t) |
|---------|-----|----|---------------|-------|
| アメリカ・タイ | 水分  | 12 | 18            | 1,172 |

#### (2) 小 麦

ア 検査数量 (単位：千t、%)

| 産 地     | 食糧用    | 飼料用   | 計       | 国別比率    |
|---------|--------|-------|---------|---------|
| ア メ リ カ | 2,577  | —     | 2,577   | (52.9)  |
| カ ナ ダ   | 1,142  | 84    | 1,226   | (25.2)  |
| オーストラリア | 1,059  | —     | 1,059   | (21.7)  |
| そ の 他   | —      | 9     | 9       | (0.2)   |
| 計       | 4,778  | 93    | 4,871   | (100.0) |
| 用途別比率   | (98.1) | (1.9) | (100.0) |         |

#### イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外(否)となったものは、次のとおりである。

| 産 地     | 項 目   | 船数 | 検査証明書<br>発行件数 | 数量(t)  |
|---------|-------|----|---------------|--------|
| ア メ リ カ | きょう雑物 | 5  | 6             | 23,679 |
| ア メ リ カ | 水 分   | 1  | 1             | 10     |
| カ ナ ダ   | 水 分   | 1  | 1             | 70     |
| オーストラリア | 水 分   | 1  | 1             | 273    |
| S B S   | 水 分   | 1  | 2             | 1,370  |
| S B S   | 異 物   | 1  | 4             | 1,197  |

#### (3) 大麦・はだか麦

ア 検査数量 (単位：千t、%)

| 産 地     | 食糧用 | 飼料用   | 計     | 国別比率    |
|---------|-----|-------|-------|---------|
| オーストラリア | 216 | 622   | 838   | (58.3)  |
| カ ナ ダ   | 43  | 324   | 367   | (25.6)  |
| ア メ リ カ | —   | 232   | 232   | (16.1)  |
| 計       | 259 | 1,178 | 1,436 | (100.0) |

用途別比率 (18.0) (82.0) (100.0)

#### イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外(否)となったものは、次のとおりである。

| 産地      | 項目    | 船数 | 検査証明書<br>発行件数 | 数量(t)  |
|---------|-------|----|---------------|--------|
| オーストラリア | きょう雑物 | 1  | 1             | 5,096  |
| S B S   | 被害粒   | 3  | 32            | 56,323 |

### 4 成分検査

成分検査(任意検査)は、理化学分析により米の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行うものであり、平成8年4月から米及び小麦について実施している。成分検査の対象項目は、米については、たんぱく質及びアミロース、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成13年4月から農産物検査業務が民営化されたことに伴い、成分検査業務を行う検査機関として登録を行った民間の検査機関において検査を実施している。

平成17年度の成分検査の実施件数は、米については2件、小麦については2,333件となった。

## 第12節 米麦加工品

### 1 米加工食品

#### (1) 米菓(あられ・せんべい)

##### ア 企業構造

平成16年12月末日現在における企業数は、637企業(649工場)であり、ほとんどが中小企業である。

なお、主要5社(12工場)が占めている生産シェアは51%(平成16年)となっている。

##### イ 生産状況

平成17年の米菓の生産数量は21万tで前年同である。

##### ウ 輸出入

平成17年の米菓輸出数量は、3.6千tで前年比6.4%増、金額では、25億円で前年比10.9%増となっており、主要輸出先はアメリカ、オランダ、台湾等である。

一方、輸入数量は9.5千tで前年比5.0%増、金額では、32億円で前年比5.5%増となっており、主要輸入先はタイ、中国、台湾等である。

#### (2) 加工米飯

##### ア 企業構造

平成17年12月末現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で117企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

##### イ 生産状況

17年における加工米飯の生産量は27万tで、前年比1.7%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯1万8千t(前年比4.2%減)、無菌包装米飯8万9千t(同0.7%増)、冷凍米飯14万9千t(同3.3%増)、チルド米飯7千t(同5.4%減)、缶詰米飯2千t(同19.4%増)、乾燥米飯6千t(同0.4%減)となっている。

### 2 麦加工食品

#### (1) みそ・しょうゆ

##### ア 企業構造

みそ製造業の企業数(平成16年12月現在)は、1,154企業(1,170工場)であり、そのほとんどが中小企業である。

しょうゆ製造業の企業数(平成16年12月現在)は、1,424企業(1,429工場)である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社(7工場)にすぎないが、生産シェアで約50%(17年)を占めている。

##### イ 生産状況

みその平成17年生産量は、49万7千tで前年より1万1千tの減(前年比2.2%減)であった。

しょうゆの平成17年生産量は、93万9千klで前年より1万5千klの減(同1.6%減)であった。

##### ウ 輸出状況

みその平成17年輸出量は8千t(前年比6.6%増)、金額は16億円(同6.6%増)となっており、主要輸出先はアメリカ、韓国、台湾等であった。

しょうゆの平成17年輸出量は1万5千kl(前年比11.1%増)、金額は31億円(同7.5%増)となっており、主要輸出先はアメリカ、中国、香港であった。

#### (2) 小麦粉

##### ア 企業構造

平成17年3月末現在における小麦粉製造業の企業数は104企業(127工場)であり、これらを合計した日産設備能力は、2万9千tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、中小企業のうち33%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業(4社)が70.8%を占めている。

##### イ 生産状況

16年度における小麦粉の生産量は497万tで、前年

比0.5%減となっている。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の40.4%、めん用粉の32.9%、菓子用粉の12.2%となっており、この3用途で生産量全体の85.5%を占めている。

#### ウ 輸出入

17年の小麦粉輸出量は290千t（前年比4.6%減）、金額は80億円（同3.4%減）となっており、主要輸出先は香港、ベトナム、シンガポール等であった。

一方、小麦粉調製品の輸入量は140千t（前年比2.6%増）、金額は155億円（同10.0%増）となっており、主要輸入先は韓国、オーストラリア、中国等であった。

### (3) 精 麦

#### ア 企業構造

平成17年3月末現在における精麦業の企業数は、63企業（63工場）で、すべて中小企業である。

#### イ 生産状況

平成16年度における精麦の生産量は21万2千tで、前年比9.8%増となっている。種類別生産比率は、普通精麦97.0%（押麦8.5%、切断圧べん0.5%、切断無圧べん2.1%、精白麦85.2%、その他0.7%）、ビタミン強化精麦3.0%となっている。

### (4) 麦 茶

#### ア 企業構造

平成17年3月現在における麦茶製造業の企業数は、78企業（88工場）であり、すべて中小企業である。

#### イ 生産状況

平成16年度における麦茶の生産量は4万7千tで、前年比4.4%増となっている。

#### ウ 輸入状況

平成17年の麦茶輸入量は5.5千t（前年比8.3%減）、金額は7億円（同12.5%減）となっており、主要輸入先は中国、オーストラリア等であった。

### (5) め ん 類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類）

#### ア 企業構造

平成16年4月現在におけるめん類製造業の工場数は生めん類3,029、乾めん類1,609、即席めん類106、マカロニ・スパゲッティ類11で兼業を差し引いて合計4,182工場となっている。めん類製造業は、即席めん類以外は大企業の数極めて少なく、おおむね中小企業である。

#### イ 生産状況

平成17年におけるめん類の生産量は、136万8千t

（小麦粉換算）で前年より約4万6千t減（前年比3.2%減）となっている。

種類別にみると、生めん類63万1千t（前年比4.5%減）、乾めん類22万t（同3.6%減）、即席めん類35万6千t（同3.4%減）、マカロニ・スパゲッティ類16万1千t（同2.8%増）である。

#### ウ 輸出入

平成17年のめん類輸出量は1万7千t（前年比6.2%増）、金額は54億円（同9.9%増）となっている。これを種類別にみると、乾めん類7.9千t（同21億円）、即席めん類8.4千t（同32億円）、マカロニ・スパゲッティ類1.1千t（同1.1億円）である。

一方、輸入量は11.8万t（前年比1.1%減）、金額は149億円（同0.7%増）となっている。これを種類別にみると、乾めん類1.8千t（前年比19.9%増）、即席めん類6.1千t（同4.9%増）、マカロニ・スパゲッティ類109.6千t（同1.7%減）である。

### (6) パ ン 類

#### ア 企業構造

平成16年4月末現在におけるパン製造業の工場数は3,901工場となっている。

#### イ 生産状況

平成17年におけるパン類の生産量は123万2千t（小麦粉換算）で前年比0.9%減となっている。

これを種類別にみると、食パン60万2千t（前年比1.6%減）、菓子パン37万2千t（同0.8%減）、その他パン22万3千t（同1.2%増）、学給パン3万5千t（同2.7%減）である。

#### ウ 輸入状況

平成17年のパン類輸入量は1万t（前年比5.0%増）、金額は26億円（同5.0%増）となっており、主要輸入先は米国、韓国、デンマーク等であった。

### (7) ビ ス ケ ッ ト 類

#### ア 企業構造

平成16年4月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の工場数は94工場となっている。

#### イ 生産状況

平成17年におけるビスケット類の生産量は21万製品tで前年比0.5%減となっている。

#### ウ 輸出入

平成17年のビスケット（スイート）類の輸出量は0.7千t（前年比6.6%減）、金額は7億6千万円（同5.8%増）となっており、主要輸出先はアメリカ、香港、シンガポール等であった。

一方、輸入量は2万4千t（前年比4.9%増）、金



額は80億円（同1.6減）となっており、主要輸入先は中国、マレーシア、フィリピン等であった。

# 第5章 消費・安全局

## 第1節 食の安全の確保

### 1 食品安全に係るリスク管理の推進

#### (1) 食品安全に係るリスク管理体制の強化

平成15年7月、リスク分析の考え方を導入するなど食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が施行された。また、既存の行政機関から独立して、科学的知見に基づき、中立的なリスク評価を行う組織として食品安全委員会が設置されたほか、農林水産省においても、リスク管理部門の産業振興部門からの分離・独立がなされた。

平成17年度は、食品安全に係るリスク管理体制を強化するため、以下の取組を実施した。

#### ア リスク管理の標準手順書の作成

食品安全に係るリスク管理は、①リスク管理の初期作業（食品安全における問題点の特定、危害要因の優先度の分類、リスク評価の依頼等）、②リスク管理措置の検討・実施（リスク評価の結果をもとに、リスク低減のための措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な措置を実施）、③措置の検証・見直し（リスク管理措置の有効性の検証・措置の再検討）からなる。

これらの各段階の透明性を確保し、一貫性を持って科学に基づいたリスク管理を行うため、リスク管理に当たって必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（以下、手順書という。）を農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるようなものとした上で、平成17年8月25日付けで公表した。

#### イ サーベイランス・モニタリングに関するガイドラインの作成

科学に基づいたリスク管理を行うためには、初期作業の一部として、各種農畜水産物・食品中における危害要因の含有実態について調査を行う必要がある。科学的な原則に従い、透明性を確保して実態調査を実施するために、サーベイランス・モニタリン

グに関するガイドライン（評価・公表）を作成・公表した。

#### ウ リスク管理検討会の設置

手順書にのっとりリスク管理を実施する上で、消費者や事業者等関係者と適時適切に意見・情報を交換する必要があることから、平成17年10月から消費・安全局長の私的懇談会として「リスク管理検討会」を3回開催し、リスク管理を行うべき危害要因の優先度等について検討した。

#### エ リスク管理支援チームの設置

手順書にのっとりリスク管理を実施するために、消費・安全局の担当官を構成員とした「リスク管理支援チーム」を設置し、農林水産省内の横断的な対応を検討するための体制を整備した。

#### (2) 食品中の汚染物質対策の推進

平成15年度に設置した「有害汚染物質の対策検討チーム」において、カドミウム、水銀、ダイオキシン類、かび毒、アクリルアミドについて、17年度に行う取組に係る行動計画を作成・公表し、それに基づいて以下の取組を実施した。

#### ア カドミウム

コーデックス食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）における国際的な基準値検討への対応を行った。

国内においては、カドミウムを0.4ppm以上1.0ppm未満含有する米の流通防止、農用地土壌汚染対策、カドミウム吸収抑制技術等の確立・普及といったリスク管理措置を実施するとともに新たな吸収抑制技術等の開発を行った。

#### イ 水銀

国産農産物を対象に水銀濃度についての調査を実施し、国産農産物を対象とした平成15～16年度の調査結果を公表した。

また、CCFACにおける魚類中のメチル水銀のガイドライン値検討に参画した。

さらに、厚生労働省等と連携して魚食に関する意見交換会を開催するなどリスクコミュニケーションを推進した。

#### ウ ダイオキシン類

CCFACにおける国際的な実施規範作成への対応を行った。

国内においては、平成16年度農畜水産物に係るダイオキシン類の実態調査の結果を公表するとともに、魚介類については、「魚介類のダイオキシン類の解説（第4版）」を公表した。

また、厚生労働省等と連携して魚食に関する意見交換会を開催するなどリスクコミュニケーションを推進した。

#### エ かび毒

リスク管理が必要なかび毒のリストアップと優先度の見直しや国内産農産物のかび毒実態調査を行うとともに、CCFACにおける基準値検討に資するため、データを提供した。

また、輸入農産物のかび毒検査の実施及び汚染農産物の輸入防止、効果の高い防除技術や農産物のかび毒汚染防止技術の開発等を行った。

さらに、厚生労働省等と連携してかび毒に関する意見交換会を開催するなどリスクコミュニケーションを推進した。

#### オ アクリルアミド

食パン、ロールパン、ビスケット類、フライドポテト、アイスコーヒー、缶コーヒー及び乳幼児用ビスケット類中の含有量の傾向を把握するため、予備的な調査を実施した。調査対象食品の測定値は、諸外国において報告されている同様の食品と同程度であった。

今後、上記を含む食品中の汚染物質のリスク管理に係る検討は、リスク管理支援チームが中心となり、担当課と協力して行うこととなった。

#### (3) リスク管理に直結する調査研究の実施

行政ニーズや社会ニーズに即した食品安全、動物衛生及び植物防疫行政を行う過程において、リスク管理に活用できる研究成果を得るため、公募方式により選抜した産学官の研究チームにより研究を実施した。

## 2 農畜水産物の安全確保

### (1) 産地におけるリスク管理の推進

#### ア 農産物の安全管理

農産物の生産段階において、農作業の各ステージごとに実践すべき農作業などの手順・方法を定め実践・記録することにより、適切な農業生産を实践する取り組みであるGAPの取組を拡大し、安全な農産物を消費者に安定的に供給するため、4月に策定された食料・農業・農村基本計画に基づき食品安全を目的としたGAPの確立・普及を推進した。

平成17年度の具体的な取組としては、

- ・ 都道府県におけるGAP推進体制を整備するとともに、GAPに取り組む民間団体、生産者団体等との連携協力の下で、指導者講習会・説明会等を開催。
- ・ 主な作物別の「『食品安全のためのGAP』策定・普及マニュアル（初版）」（4月）及び「入門GAP」（11月）を作成・公表するとともに、地域の条件に応じた産地実証の支援等により産地・農業者の自主的な取組を推進。
- ・ 消費者、農業者、食品事業者等を対象としたシンポジウムの開催によりGAPの重要性、産地での具体的な取組等、GAPに関する情報を提供（2月）等を行った。

### (2) 生産資材の適切な管理・使用の推進

#### ア 肥料

##### (ア) 普通肥料の公定規格等の改正等

平成17年度において、普通肥料の公定規格4種類の一部改正を行った。

##### (イ) 肥料の登録

平成17年における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条に基づく農林水産大臣登録数は1610件、有効期間更新数は2747件、平成17年末の有効登録数は19209件であった。

##### (ウ) 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成17年における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は3376件、平成17年末の有効届出数は49753件であった。

##### (エ) 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成17年度における国の立入検査成績は、分析検査標品1131点中、正常でないものは57点であった。

##### (オ) 調査試験等

独立行政法人肥飼料検査所において、公定規格の設定等に関する調査、重金属の迅速分析法の検討等を行った。

##### (カ) BSEの発生に伴う措置

平成13年9月、我が国において初めて牛海綿状脳症（BSE）が発生したことに伴い、牛への誤用・流用を防止し、BSEの発生の防止に万全を期す観点から、平成13年10月以降、肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料について、輸入、製造及び工場からの出荷の一時停止を要請した。

その後、科学的な見地から安全性が確認されたものについては、順次、その製造・出荷が解除さ

れ、現在、豚、鶏等のみに由来する肉骨粉等、及び蒸製骨粉、蒸製蹄角粉、蒸製皮革粉等が肥料原料として利用されている。また、牛のせき柱を含む肥料が生産されることのないよう、肥料取締法に基づく公定規格等において、牛の部位を原料とする場合には、せき柱等が混合しないものとして確認を受けた工程において製造されたものであることとされた。

#### (キ) 肥料の需給・価格等

##### a 化学肥料の需給概要

16肥料年度（平成16年7月～17年6月）の内需は、窒素、りん酸、加里の3成分合計で134万トンとなり、前年度を1%下回った。

表1 化学肥料の需給量（16肥料年度）

|    | 窒素肥料     | りん酸肥料    | 加里肥料     | 三成分合計        |
|----|----------|----------|----------|--------------|
| 生産 | 410(432) | 363(361) | 0(0)     | 773(793)     |
| 輸入 | 250(238) | 161(107) | 366(369) | 777(714)     |
| 内需 | 475(493) | 511(508) | 352(369) | 1,338(1,370) |
| 輸出 | 181(199) | 3(2)     | 2(2)     | 186(203)     |

（単位：成分千t、（ ）内は15肥料年度の数字）

##### b 17肥料年度価格

17肥料年度の元売り段階の価格は、国内での価格形成に大きな影響を持つ輸入原料や原料輸送コストが大幅に値上がりしたことにより、全品目で値上がりとなった。

表2 主要肥料の供給価格変動率の推移

（全農供給価格：高度化成肥料（15-15-15）対前年増減率）

| 14肥料年度 | 15肥料年度 | 16肥料年度 | 17肥料年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| ▲0.38  | ▲1.53  | 3.49   | 3.56   |

（単位：%）

#### (ク) 肥料対策関連事業

##### 機能性肥料高度活用推進事業

施肥による環境負荷等の軽減を図るため、肥効調節型肥料等の機能性肥料と効率的施肥技術を効果的に組合わせた肥料利用効率の大幅な向上が可能な化学肥料施用技術の確立・普及を促進することとし、都道府県段階における機能性肥料高度活用推進計画の策定、モデル実証等を推進した。

（予算額 27億4200万円の内数）

#### イ 農 薬

##### (ア) 農薬の登録状況

17農薬年度において新たに登録された農薬は195件で、9月末における有効登録件数は4,535件となり、前年同期に比較して246件の減少となった。

16農薬年度に登録された新規化合物は4種類であった。

##### (イ) 農薬取締り状況

17年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し91件の立入検査等を行い、製造・販売を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

さらに、26件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

##### (ウ) 農薬の安全対策

農薬の安全性を確保するため、農薬の登録にあたり、環境省、厚生労働省と連携を図りながら独立行政法人農薬検査所において農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

なお、提出を求める試験成績の内容、作成指針等については、登録農薬の少ないマイナー作物への登録を進めるための対応として、平成16年11月からグループ登録制度の導入や必要となる試験成績の見直しを行った他、平成17年3月には、環境省が定める登録保留基準の変更に伴う水産動物への影響試験の追加等更なる充実を図った。

農産物の安全性の確保や生活環境の保全のため、農産物及び土壌における農薬残留の実態調査を実施するとともに、これを踏まえた農薬の安全使用を推進した。

また、農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省及び都道府県が共催により農薬危害防止運動を全国的に展開し、①農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動、②農薬事故に対する適切な処置体制を確保するための医療機関との連携強化及び事故の発生状況の把握等を実施した。

さらに、平成18年5月から農薬のポジティブリスト制度の施行されることから、厚生労働省、都道府県、関係団体と連携し説明会の開催、飛散防止マニュアルの配布を行うとともに、ホームページ上に質問コーナーを開設するなど、制度の周知と対策の徹底を図った。

##### (エ) 農薬の使用基準の明確化

平成15年の農薬取締法の一部改正に伴い、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年度農林水産省・環境省令第5号）が制定された。同省令では、食用及び飼料の用に供される農作物等に農薬を使用するときに、その規定する使用基準を遵守しなければならないこと等が規定



されている。

さらに、同省令及び「農薬取締法施行規則」（昭和26年農林省令第21号）を平成16年6月21日に改正することにより、①農薬を使用することができる総回数の積算期間の明確化 ②農薬の有効成分に着目した総使用回数の表示の明確化を図った。

また、種苗を譲り受けて農産物の生産を行う者にあっては、種苗生産段階での農薬使用回数が明確でなく、同省令の総使用回数の遵守が困難となることが想定されたことから、17年5月に同省令及び「種苗法施行規則」を改正し、指定種苗の販売に際しての農薬の使用回数の表示の義務化等を図ってきた。

なお、本改正については、平成17年6月21日に施行した。

#### (イ) 農薬の生産出荷

17農薬年度（平成16年10月～平成17年9月）の農薬の生産額は、3,872億円（前年比2.5%増）出荷額は3,553億円（同1.4%減）となっており、生産額は増加、出荷額は減少した。

#### (ロ) 農薬の輸出入

17農薬年度の農薬の輸出額は前年比0.2%減の907億円であった。全輸出額に占める仕向先別の割合については、米国が18.2%を占めて最も多く、次いでフランス13.8%、大韓民国10.8%となった。

一方、輸入額は前年比4.5%増の666億円となった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合については、ドイツが28.5%を占めて最も多く、次いでシンガポール22.2%、スイス8.1%となった。

#### ウ 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

#### (ア) 飼料等の安全性の確保

飼料安全法に基づき、農林水産大臣は有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」（昭和51年農林省令第35号）（以下「成分

規格等省令」という。）により設定している。

17年度は、当該省令を改正して、豚肉骨粉等が牛が混入しない工程で製造されたことに係る農林水産大臣による確認制度の導入（平成17年4月1日施行）並びに配合飼料製造工場における反すう動物用飼料及びそれ以外の飼料の製造工程の分離の実施（平成17年4月1日完全施行）が行われた。また、当該省令に成分規格等が定められている特定飼料等（抗生物質）の検定を独立行政法人肥飼料検査所（以下「肥飼料検査所」という。）で行った（17年度検定533件合格）。

さらに、BSEの根絶を図るため、飼料安全法に基づく飼料関係業者に関する届出制度を改正して、輸入業者に対する届出義務の対象に飼料の原材料を追加するとともに、届出義務の対象となる販売業者に小売業者を追加した（平成17年8月30日施行）。また、飼料規制の実効性を確保するため、飼料の輸入、販売及び使用の各段階の検査・指導を強化した。

#### (イ) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができるとされている。

公定規格の検定機関については、17年度は増減はなく、7法人（13施設）が登録されている。

また、飼料の公定規格による17年度の検定は2県及び1登録検定機関において、配合飼料8銘柄及び魚粉10銘柄に関して実施された。

#### (ロ) 飼料等の立入検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改善を図る見地から、肥飼料検査所及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。

17年度における立入検査の状況は、表3のとおりである。

表3 17年度飼料等立入検査状況

|          | 国     | 県     | 合計    |
|----------|-------|-------|-------|
| 立入検査回数   | 657   | 1,467 | 2,124 |
| 収去件数     | 1,324 | 1,246 | 2,570 |
| 飼料       | 1,275 | 1,246 | 2,521 |
| 飼料添加物    | 49    | 0     | 49    |
| 収去品の試験結果 |       |       |       |
| 正常件数     | 1,308 | 1,234 | 2,542 |
| 飼料       | 1,259 | 1,234 | 2,493 |
| 飼料添加物    | 49    | 0     | 49    |
| 違反件数     | 16    | 12    | 28    |
| 飼料       | 16    | 12    | 28    |

飼料添加物 0 0 0

エ 動物薬事

(ア) 動物用医薬品等製造販売（製造）業許可及び承認状況（平成17年1月1日から12月31日）

a 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第12条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は211件であり、旧法第22条第1項の規定に基づく輸入販売業の許可件数は21件であった。

また、改正法第2条の規定による改正後の薬事法（以下「新法」という。）第12条第1項の規定に基づく製造販売業の許可件数は5件、新法第13条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は23件、新法第13条の3第1項の規定に基づく外国製造業者の認定件数は1件、新法第40条の2第1項の規定に基づく修理業の許可件数は90件であった。

b 旧法第14条第1項の規定に基づき承認された品目数は、製造については医薬品121品目、医薬部外品28品目及び医療用具16品目であり、輸入については医薬品35品目及び医療用具15品目であった。

また、新法第14条第1項の規定に基づき製造販売承認された品目数は、医薬品11品目及び医薬部外品12品目であった。

(イ) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の5（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全成分について、通常10年ごとのスクリーニング作業を行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成17年度に見直しの対象となる162成分について、平成18年2月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

(ロ) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に

関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

薬事法第83条の4第1項に基づき、使用規制の対象医薬品の追加、使用対象動物の追加等を行うとともに、食品衛生法に基づく動物用医薬品等の残留基準の設定に対応した使用基準の改正を行ってきた。

(エ) 国家検定等の検査

・国家検定

表4 薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成17年度の国家検定状況  
生物学的製剤（受付件数817件）

|      |      |
|------|------|
| 合格   | 815件 |
| 不合格  | 2件   |
| 中止件数 | 0件   |

・収去検査

表5 薬事法第69条第3項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成17年度の製造業者等への立入検査による収去品の検査

|        | 収去件数 | 不合格件数 | 改善指導件数 |
|--------|------|-------|--------|
| 一般薬    | 79件  | 4件    | 13件    |
| 抗生物質製剤 | 12件  | 0件    | 0件     |
| 生物学的製剤 | 8件   | 1件    | 0件     |

（体外診断薬）

・依頼検査

表6 動物医薬品検査所依頼試験検査規定に基づき平成16年度に動物医薬品検査所が実施した検査

|                             |      |
|-----------------------------|------|
| 動物用抗生物質製剤検査命令実施要領に基づく依頼検査   |      |
| 受付件数                        | 300件 |
| 不合格件数                       | 0件   |
| 動物用血液型判定用抗体検査命令実施要領に基づく依頼検査 |      |
| 受付件数                        | 14件  |
| 不合格件数                       | 0件   |
| 中止件数                        | 0件   |

(オ) 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。平成17年度は平成17年12月8日に開催し、薬事法の改正等の説明、薬事監視指導上の諸事項について協議検討を行った。

3 家畜防疫体制の強化等家畜衛生対策

(1) BSE 対策の推進

ア 我が国における BSE の発生への対応

平成13年9月に我が国で初めて BSE 感染牛が確

認されて以降、17年度末までに24例のBSEの発生が報告された。BSE対策として、と畜場でのBSE全頭検査及び特定部位（SRM）の除去に加え、24か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉等に係る飼料規制のほか、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく牛トレーサビリティ制度、BSE発生時の対応を迅速かつ適切に実施するための「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」の策定等各般の対策が実施されている。

(ア) 17年度は、農場サーベイランスにおいて4月8日（17例目）、12月9日（21例目）及び1月23日（22例目）、と畜検査において5月12日（18例目）、6月2日（19例目）、6月6日（20例目）、3月15日（23例目）及び3月17日（24例目）、計8頭のBSE感染牛が確認された。

(イ) BSE対策特別措置法（平成14年法律第70号）に基づき、15年4月1日より、24か月齢以上の死亡牛を対象に農場サーベイランスを開始した。17年度は95,248頭（一部24か月齢未満の牛も含む。）であり、うち3頭が陽性（17,21及び22例目）であった。また、適正なサーベイランスの実施及び死亡牛処理を推進するため生産者が負担する死亡牛のBSE検査費や輸送及び処理費用の助成措置を講じた。

(ロ) 7例目までの感染源及び感染経路については、15年9月、専門家からなるBSE疫学検討チームにより、疫学的分析結果報告が取りまとめられた。この報告書において、1980年代に英国から輸入された牛のと畜後の残さを原料とした肉骨粉及び1990年以前に輸入されたイタリア産肉骨粉が飼料原料としてリサイクルされて感染源となった可能性、これらの感染源の感染経路として、製造・配送段階において牛用配合飼料に交差汚染した可能性が考察された。

8例目以降の感染源及び感染経路に関しては、順次給与飼料等の調査を進めており、17年度から実施されている「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」のリスク管理型研究において疫学的分析・評価が行われている。

#### イ 米国におけるBSEの発生への対応

(ア) 平成15年12月に米国でBSE感染牛が確認されたのに伴い米国産牛肉等の輸入を停止した。

(イ) 平成17年5月24日、米国及びカナダ産牛肉の輸入再開について、厚生労働省及び農林水産省から食品安全委員会へ諮問した。（5月30日から10月31

日までの間にプリオン専門調査会を10回開催）

(ロ) 食品安全委員会によるBSEリスク評価結果（平成17年12月8日付け答申）を踏まえ、全月齢からの特定危険部位の除去、20ヶ月齢以下の牛由来の牛肉であること等の条件で、平成17年12月12日に米国・カナダからの牛肉等の輸入を再開した。

(ハ) 平成18年1月20日、動物検疫所成田支所及び成田空港検疫所において、特定危険部位であるせき柱が混入した米国産子牛肉が発見され、直ちに同国からの牛肉等について輸入手続を停止した。

#### (2) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

ア 我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生への対応

16年1月、我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生し、同年3月までに合計5件の発生（うち1件は食鳥処理場での発生）が確認され、合計約27万5千羽が死亡又は殺処分された。

平成17年6月には、茨城県を中心とした弱毒タイプ（H5N2亜型）の高病原性鳥インフルエンザが発生し、同年12月までの間に41農場で発生が確認され、約578万羽の鶏が殺処分又はとう汰された。これらの発生に対しては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日公表。以下「防疫指針」という。）に沿って、発生農場の飼養鶏の殺処分、周辺農場の移動制限等を実施した。

また、今回の発生は弱毒タイプであったことから、その特性を踏まえ、抗体が確認された農場であってもウイルスが分離されない農場の一部については、厳格な飼養衛生管理がとられることを条件に、家きんを直ちに殺処分しない「農場監視プログラム」を適用した。

平成18年2月、茨城県下の最後の移動制限区域が解除され、4月21日には農場監視プログラム下の抗体陽性鶏の自主とう汰を含めたすべての措置が終了した。

今般の発生に関連し、全国における浸潤状況を調査するため7月中旬から約2か月間で全国一斉サーベイランスを実施し、1,000羽以上の採卵鶏農場2,409戸を検査した結果、茨城県及び茨城県由来の埼玉県を除き他の都道府県ではすべて陰性であった。また、「高病原性鳥インフルエンザに係る今後の監視体制について」（平成17年10月14日付け消費・安全局長通知）により、監視体制を強化（モニタリング強化及び報告徴求の実施）することとされた。



## イ 感染経路の究明

本病の発生に係る感染源・感染経路を究明するために設置された、専門家等からなる「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」により、平成17年10月に、1例目から31例目までの発生についての中間報告書がとりまとめられた。

その中で、今回の発生に関しては、特徴として、①原因ウイルスが中米で分離された株に極めて近縁である、②日本の近隣諸国において、今回の発生株に近縁な株による発生がない、③発生が茨城県南部に局限している、④分離されたウイルスは遺伝学的性状が一致していること等が挙げられ、中米由来ウイルス株から作出された未承認ワクチン等が持ち込まれて不法に使用された可能性が否定できないとされた。現時点では感染経路の特定には至っておらず、症例対照研究など疫学的調査がさらに必要であるとされた。

## ウ 弱毒タイプの特性を踏まえた防疫指針の改正

茨城県等での発生経験を踏まえ、平成17年11月に開催された家きん疾病小委員会において、現行の防疫指針を改正し、弱毒タイプの防疫措置を規定することとし、検討を行った。今後、さらに、一連の防疫措置や疫学調査結果を十分検証した上で弱毒タイプの特性を踏まえた指針としてとりまとめることとされた。

## エ 新型インフルエンザ対策

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、人から人へ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっていることから、平成17年11月、政府一体の取組みとして新型インフルエンザ対策行動計画が策定された。

このため、農林水産省においては、本病の国内外の発生状況に応じて、家畜伝染病予防法及び防疫指針に基づく取組みを的確に推進することとし、以下のような具体的な取組みの内容を行動計画の中に位置付けている。

- ①家きんにおけるサーベイランスの強化
- ②飼養者からの異常家きんの早期発見・早期通報の徹底
- ③万一の発生に備えた防疫演習を実施
- ④水際における侵入防止措置の強化
- ⑤国際的な連携を強化

また、高病原性鳥インフルエンザ防疫緊急総合対策事業を創設し、国内におけるサーベイランス等の検査体制の強化や、自衛防疫の強化を図るため、生産者グループが行う消毒の徹底、野鳥の侵入防止と

いった自衛防疫活動の強化に対し支援し、さらに、防疫資材の緊急備蓄や水際における防疫・検疫体制の強化を図ることにより、防疫対応に万全を期すこととした。

## オ ワクチン備蓄

本病の防疫については、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、早期発見と迅速な殺処分による防疫を行うこととしており、ワクチンの使用は、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が続発し、迅速なうたが困難となる、又は困難になると判断される場合にのみ検討することとしている。ワクチンの備蓄は、平成16年1月の320万ドーズ（H5N2亜型）の緊急輸入を皮切りに開始され、その備蓄量は平成18年3月現在、820万ドーズとなっている。

## カ 家畜防疫互助基金

茨城県及び埼玉県での高病原性鳥インフルエンザ発生時の経済的損失を互助補償するため、生産者が自らが行う互助基金の造成及び発生時の互助金の交付に対し応分（1：1）の支援を行った。平成17年度末の加入状況は、全国羽数ベースで92.8%となっている。

## (3) 家畜防疫

## ア 飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針の策定

## (ア) 飼養衛生管理基準

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会衛生管理小委員会の調査審議を経て、家畜の所有者が遵守すべき基準として、飼養衛生管理基準を定め、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付けた（16年9月公布、12月施行）。

## (イ) 特定家畜伝染病防疫指針

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会、プリオン病小委員会及び牛豚等疾病小委員会の調査審議を経て、それぞれ、高病原性鳥インフルエンザ（16年11月18日）、BSE（16年11月29日）、口蹄疫（16年12月1日）及び豚コレラ（18年3月31日）について、特定家畜伝染病防疫指針を策定し、農林水産大臣名で公表した。

## イ 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を実施した。

## (ア) 牛関係監視伝染病

BSEについては、13年9月に我が国初のBSE



が確認されて以来、17年度末までに合計24頭の発生があり、うち6頭は農場サーベイランスによる摘発であった。17年度は、北海道7頭、長崎県で1頭の計8頭の発生があり、同居牛等について疑似患畜の特定等の防疫措置を実施した。

ヨーネ病については、10年度以降、法に基づく定期検査を実施している。ここ数年、全国的に検査を強化してきており、17年は39都道府県488戸796頭の発生、摘発があった。

ブルセラ病及び結核病については、両疾病とも、ここ数年散発的な発生となっており、ブルセラ病は、14年に1戸1頭が摘発されて以降の発生はなく、結核病は17年1月に乳用牛において1戸1頭の発生があった。

#### (イ) 豚関係監視伝染病

オーエスキー病は、17年は3県で3戸5頭の発生があった。オーエスキー病の発生戸数及び頭数は昭和63年にピーク(59戸9,491頭)に、大きく減少したものの、浸潤県数に大きな変化はなく、常在化の傾向にある。

#### (ウ) 鶏関係監視伝染病

高病原性鳥インフルエンザは、17年6月以降、茨城県を中心として弱毒タイプ(H5N2亜型)の発生(41農場、約578万羽)が確認された。本病のまん延を防止するため、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成16年11月18日付け農林水産大臣公表)に沿って、発生農場の飼養鶏の殺処分、周辺農場の移動制限等を実施するとともに、弱毒タイプの特性を踏まえ、家畜防疫上のリスクを高めない範囲内での合理的な措置として監視プログラムの適用を実施した。また、「高病原性鳥インフルエンザに係る今後の監視体制について」(平成17年10月14日付け消費・安全局長通知)により、監視体制の強化(モニタリングの強化等)を実施することとされた。

なお、防疫措置の結果、17年12月25日の発生以降の新たな発生農場は確認されていない。

ニューカッスル病は、17年は肉用家きん(鶏、あいがも)及び愛玩鶏で発生が4件あった。

#### (エ) 馬関係監視伝染病

馬バラチフスは、10年から11年に重種馬での集団発生があり、その後発生は認められていなかったが、15年は1戸1頭、16年は2戸9頭、17年は7戸11頭の発生が確認された。

その他、馬伝染性貧血は、5年に農用馬2頭が抗体陽性で摘発されて以降発生はなく、馬伝染性

子宮炎は17年には1戸1頭の発生が確認された。

#### (オ) めん山羊監視伝染病

スクレイピー(伝達性海綿状脳症)については、平成16年には発生が認められなかったが、平成17年には1戸1頭の発生が認められた。昭和59年に輸入めん羊由来群で発生が確認されて以来、33戸63頭の散発的な発生となっている。

#### ウ 国内防疫関連事業の実施

##### (ア) 家畜生産農場清浄化支援対策事業

ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化のための検査・自主とう汰、ワクチン接種の推進を行った。

オーエスキー病のワクチン接種の推進では、地域全体でワクチン接種の取組が行われている地域において、ワクチン接種対象飼養豚の全頭ワクチン接種の取組に支援を行った。

また、疾病の発生と流行を防ぐため、牛流行熱、豚伝染性下痢症等に対する組織的なワクチン接種を推進した。

##### (イ) 馬飼養衛生管理特別対策事業、育成馬予防接種推進事業及び繁殖牝馬予防接種推進事業

馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るため、馬感染症研究会・馬飼養衛生管理技術講習会、馬の飼養衛生管理に関するテキストの作成配布、地域馬獣医療の実態調査等を実施した。また、予防接種推進事業では、馬の生産育成地において、破傷風、日本脳炎、馬インフルエンザ及び馬鼻肺炎のワクチン接種を実施した。

#### (4) 保健衛生

17年度末における家畜保健衛生所数は全国177か所で、職員数は獣医師職員2,193名、事務系・その他職員326名となっている。

##### ア 家畜保健衛生所の施設整備

家畜の飼養形態の多頭化、集団化等の中で、家畜伝染病に対する危機管理の観点から疾病の監視体制を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となっており、このために迅速かつ的確な検査・診断体制の整備が重要となっている。このため家畜検査の迅速化、高度な疫学診断等に対応するための施設機器を地域の家畜衛生事情に即して家畜保健衛生所に整備し、地域の家畜防疫体制、監視体制の強化を図った。

##### (ア) 迅速診断対応機器

検査用の材料を迅速かつ多量に処理することを可能とし、検査の効率化、検査時間の短縮等を図るため、酵素抗体測定装置、豚コレラ迅速診断機器等の設置を行った。平成17年度は、21県におい

て酵素抗体測定装置、微量成分分析機器等が設置された。

(イ) 高度診断対応機器

多様化、高度化する検査・診断を迅速かつ的確に行うとともに、疫学的な診断を可能とする遺伝子情報解析診断機器、病理診断画像処理機器等の設置を行った。平成17年度は、20県において遺伝子抽出装置、PCR 検査機器等が設置された。

(ロ) バイオセキュリティ関連機器

病原体の野外への汚染防止を図るため、安全キャビネット・滅菌機器の整備を行った。平成17年度は、33県において安全キャビネット、高圧蒸気滅菌器、家畜焼却施設等が設置された。

(ハ) 緊急病性鑑定対応機器

万が一、海外悪性伝染病が日本で発生した場合において、初動防疫を迅速かつ的確に行い、病原体の拡散を最小限に抑止するための機器の整備を行った。平成17年度は、2 県において、画像通信機器等が整備された。

イ 家畜衛生に関する各種指導等

家畜の種類及び地域の実情に応じた総合的な家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等を対象として行うことにより畜産の進展に即応した家畜衛生技術の浸透及び定着を図るとともに、地域の実情に応じた家畜衛生対策の実施に資するため、家畜保健衛生所が中心となって以下の取組を行った。

(ア) 「BSE 検査・清浄化の推進」

BSE の浸潤状況をより正確に把握し、BSE の防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛 BSE 検査について、会議等を開催し BSE 検査の普及・定着を図るとともに、リーフレットの配布等により正しい情報の提供を実施した。

(イ) 「監視・危機管理体制の整備」

「家畜衛生関連情報の整備」で家畜衛生に係る情報の収集及び提供を効率的、円滑に推進するための体制を整備するため、病性鑑定成績・巡回指導等による家畜衛生情報の収集・分析を行った。また、「診断予防技術の向上」で伝染性疾患の新たな診断方法、予防技術の確立のための調査・検討を行った。

この他「まん延防止の円滑化」として調整会議の開催及びブロック内の防疫演習の開催を実施し、地域の実情に応じた防疫体制の確立を図るとともに、「家畜伝染病防疫対応強化」として生産者が最低限遵守すべき基準である飼養衛生管理基準

の普及・定着の促進や特定家畜伝染病防疫指針に基づく家畜伝染病の発生予防及び防疫対策を構築するための会議を開催した。

さらに、生産現場及び教育現場において動物由来の感染症について定期的なモニタリング調査を行い発生状況等を検討する「動物由来感染症監視体制の整備」、①ワクチンを用いない防疫対応へ移行するための豚コレラ撲滅対策、②沖縄県におけるオウシマダニの侵入防止のために監視体制の強化を図る沖縄牧野ダニ侵入防止対策、③家畜衛生推進協議会の開催や印刷物等による各種家畜衛生情報の広報により自衛防疫を推進する「自衛防疫及び自主管理の強化」を実施した。

(ロ) 「慢性疾患等の低減」

畜産経営における生産性の向上のため慢性疾患及び牛のは育期における慢性疾患等を予防するため調査及び検査を行い、生産ガイドライン（疾病防除マニュアル等）作成した。

(ハ) 「生産衛生の確保」

生産現場における畜産物の安全性確保のため①地域一体となった HACCP 方式に基づく畜産物の生産衛生管理体制の構築を図るための「生産衛生管理体制の整備」、②衛生的な鶏卵の生産体制を推進するためのサルモネラ総合対策指針の策定及びサルモネラの清浄化に向けた農場の調査・検査を行う「鶏卵衛生管理体制の整備」、③医薬品の品質確保、薬剤残留、薬剤耐性菌等に関する情報を収集することにより、医薬品の使用に起因する危害発生を防止するとともに、医薬品の有効性、安全性に反映させるために医薬品の検査、使用実態調査を行う「動物用医薬品の危機管理」をそれぞれ行った。

(ニ) 「地域衛生管理体制の整備」

安全で安心な畜産物等の産地づくりを推進するとともに、全国的な衛生水準の向上を図るため、平成17年度から新たに創設したものであり、地域における行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾患の清浄性の確認・維持等の取組を実施した。

ウ 調査研究

(ア) 「慢性疾患等低減対策」

(ロ) 日本獣医学会が実施する遺伝病や感染症等に関する調査・原因究明等の推進した。

(イ) 「趾蹄管理啓発推進対策事業」

(ロ) 日本装蹄師会が実施する趾皮膚炎の感染機序の調査、削蹄器材の消毒器の開発等を推進すると

ともに趾蹄管理技術の検討会を実施した。

#### エ 第46回全国家畜保健衛生業績発表会

第46回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月21日、22日千代田区公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、消費・安全局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

#### (5) 技 術 普 及

家畜衛生講習会規程に基づく家畜衛生講習会及び研修会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の向上を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。17年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本・支所・海外病研究施設、千葉県農業共済連で計11回開催され、延べ255名が受講した。また、家畜衛生研修会については、病性鑑定研修会を各専門分野別（ウイルス、病理、細菌、生化学）に実施した。各講習会及び研修会の種類、回数及び受講人数は表7のとおりである。

表7 17年度家畜衛生講習会及び研修会

| 種 類     | 回 数 | 受 講 人 員 |     |     |
|---------|-----|---------|-----|-----|
|         |     | 県職員     | その他 | 計   |
| 家畜衛生講習会 | 11  | 243     | 12  | 255 |
| 基本講習会   | 1   | 45      | 3   | 48  |
| 総合講習会   | 1   | 47      | 1   | 48  |
| 特殊講習会   | 9   | 151     | 8   | 159 |
| 鶏 疾 病   | 1   | 23      | 2   | 25  |
| 豚 疾 病   | 1   | 33      | 3   | 36  |
| 牛 疾 病   | 1   | 39      | 3   | 42  |
| 繁殖障害    | 1   | 4       | 0   | 4   |
| 病性鑑定    | 4   | 30      | 0   | 30  |
| 獣疫学     | 1   | 22      | 0   | 22  |
| 家畜衛生研修会 | 4   | 176     | 5   | 181 |
| 病性鑑定    | 4   | 176     | 5   | 181 |
| 計       | 15  | 419     | 17  | 436 |

#### (6) 獣 医 事

##### ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療需要の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法（平成4年法律第46号）に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。

##### イ 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の付属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修に努めることとされている。

##### ウ 第57回獣医師国家試験

第57回獣医師国家試験は、平成18年3月1日及び2日の2日間、全国3試験地で行われ、受験者1,284名中1,061名（82.6%）が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

##### エ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置された獣医事審議会について、獣医事審議会、試験部会、免許部会及び計画部会が開催され、①第57回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第5条第2項及び第8条第2項第3号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱い、③獣医師法第16条の2の規定における臨床研修施設の指定、④獣医療における広告制限の特例等について審議が行われた。

##### オ 小動物獣医療

###### (ア) 小動物獣医療に関する検討会の開催

近年の小動物獣医療の高度化、多様化に鑑み、小動物獣医療に関する専門家による「小動物獣医療に関する検討会」を開催し、①小動物診療獣医師の卒後臨床研修、②獣医核医学、③獣医療における専門医、④獣医療における広告規制等について、平成17年7月にとりまとめた。

###### (イ) 獣医核医学の導入に係る体制整備

獣医療における核医学導入のため、上記(ア)の報告を踏まえ、獣医療法施行規則及び関連告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正等について、平成17年9月に放射線審議会へ諮問し、獣医療に関する放射線防護の技術的基準検討部会で審議を行っている。

###### (ウ) 小動物獣医療実態調査委託事業

小動物の疾病発生状況等を把握するため、モニター獣医師を設置して情報収集し、その解析結果をとりまとめた。

#### (7) 国 際 関 係

##### ア 国 際 会 議

平成17年5月にフランスで開催された第73回国際獣疫事務局（OIE）総会に出席し、改正OIEコード等の採択を行った。また、同年11月に韓国で開催された第24回OIEアジア・極東及びオセアニア地域委



員会に出席した。さらに、高病原性鳥インフルエンザの東南アジアをはじめとする世界的な広がりを背景に防疫対策を検討するための各種会議が開催され、そのうち7月にマレーシアで開催された WHO/OIE 共催の鳥インフルエンザのリスク軽減に係る国際会議、10月に米国で開催された鳥インフルエンザ国際パートナーシップ SOM 会合、11月にジュネーブで開催された鳥インフルエンザに係る WHO/OIE/FAO/WB 調整会合に出席した。

#### イ 輸出入検疫

主要動物（牛、豚、めん羊、山羊、馬及び初生ひな、以下同じ）の輸入検疫状況は、初生ひなを除き、牛が最も多く25,505頭（対前年比121.1%、以下（ ）内は対前年比）であった。その内訳は、肥育用素牛が23,376頭（116.8%）、乳用繁殖用が2,128頭（207.2%）と増加した。豚は、繁殖用のみで241頭（133.9%）、めん羊、山羊は、それぞれ59頭（168.6%）、13頭（216.7%）といずれも増加した。馬は、牛に次いで頭数が多く5,493頭（100.3%）であった。その内訳は、繁殖用150頭が（111.9%）、競走用が370頭（121.7%）とそれぞれ増加したが、乗用は153頭（89.0%）、肥育用は4,797頭（99.0%）と減少した。初生ひなは、1,023,039羽（85.7%）と前年を下回った。

平成17年6月7日、新しい犬等の輸入検疫制度が完全施行され、犬、猫は、それぞれ8,307頭（57.8%）、1,636頭（62.8%）と大幅に減少した。

その他の動物では、兎が14,086羽（47.1%）、みづばちが15,822群（102.6%）輸入された。

主要動物の輸出実績は、馬が203頭（149.3%）、初生ひなが29,781羽（前年実績なし）であった。馬の内訳は繁殖用が68頭（130.8%）、競走用が115頭（157.5%）でいずれも増加した。

犬、猫は、それぞれ4,689頭（106.2%）、1,541頭（99.5%）が輸出された。

畜産物全体の輸入数量は、3,682,648トン（106.1%、以下（ ）内は対前年比）と前年より増加した。

肉類は、牛肉、豚肉、家きん肉が全体の約8割を占めており、牛肉492,305トン（107.9%）、豚肉947,006トン（102.1%）、家きん肉714,507トン（128.9%）とそれぞれ増加し、肉類全体では2,428,512トン（111.8%）となった。

骨類は、動物性加工たん白の輸入一時停止措置により骨粉の輸入実績が引き続きなく、全体で52,250トン（98.5%）と前年を下回った。ミール類は、肉骨粉及び羽毛粉の輸入実績がなく、血粉が303トン

（143.9%）、肉粉が127トン（10,957.5%）輸入され、ミール類全体では439トン（198.3%）となった。平成17年5月から輸入停止措置が講じられている穀物のわら及び飼料用の乾草は95,489トン（49.9%）と半減し、動物性加工たん白は790,150トン（97.2%）と減少した。

畜産物全体の輸出数量は、168,265トン（148.1%）となり、前年より大幅に増加した。輸出の大半を占める皮類が72,999トン（100.0%）と前年並みであったが、肉類が4,876トン（282.8%）、臓器類が515トン（102.2%）、卵類192トン（107.8%）と増加した。一方、骨類は10トン（2.3%）と大幅に減少した。

表8 平成17年の輸出入検疫数量（速報値）

（単位＝動物：頭羽、畜産物：t）

|          | 輸 出     | 輸 入       |
|----------|---------|-----------|
| 牛        | —       | 25,505    |
| 豚        | —       | 241       |
| その他偶蹄類   | —       | —         |
| 馬        | 203     | 5,493     |
| 兎        | 101     | 14,086    |
| 鶏        | —       | —         |
| 初生ひな     | 29,781  | 1,023,039 |
| 犬        | 4,689   | 16,892    |
| 猫        | 1,541   | 1,636     |
| あらいぐま    | —       | —         |
| きつね      | —       | 2         |
| スカンク     | 1       | —         |
| サル       | —       | 5,915     |
| 指定外動物    | 261,298 | 110,110   |
| 骨類       | 10      | 52,250    |
| 肉類       | 4,876   | 2,428,512 |
| 臓器類      | 515     | 71,887    |
| 卵類       | 192     | 36,333    |
| 皮類       | 72,999  | 59,040    |
| 毛類       | 439     | 6,159     |
| ミール類     | —       | 439       |
| 動物性加工たん白 | —       | 79,150    |
| わら等      | —       | 95,489    |

## 4 魚類防疫対策

### (1) 水産防疫体制の整備

#### ア 制度改正

水産動物の輸入の許可に関し、その対象の拡充、輸入後の一定期間の管理等の措置を講ずるとともに、養殖水産動植物の伝染性疾病的まん延の防止のため、疾病発生時の届出、疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物の移動制限等の措置を講ずるため、水産防疫の強化を目的とした「水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律



案」を第162回国会へ提出し、改正法は17年10月20日より施行された。

#### イ 輸入防疫

水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づき、こい34件、きんぎょ416件及びさけ科魚類の発眼卵13件に対し、輸入の許可を行った。

#### ウ 国内防疫

持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく特定疾病について、引き続きコイヘルペスウイルス(KHV)病の発生が確認され、都道府県において焼却・埋却等107件、消毒106件等のまん延防止を行った。

#### (2) KHV 病対策

#### ア 発生状況

15年10月に、我が国で初めて KHV 病の発生が確認され、17年度は1・2級河川水系の約2%と、養殖場の約2%で発生が確認された。

#### イ 技術検討会

KHV 病まん延防止措置等について検討するため、専門家による第9回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会を開催した。

#### ウ 研究・開発

(独)水産総合研究センターを中心として、産・学・官の協力を図りつつ、ワクチン開発を含め、同病の診断、防疫技術等の研究・開発を推進した。

#### (3) アユ冷水病対策

アユ冷水病に関する対策協議会を開催するとともに、都道府県の養殖業者への衛生対策指導等の支援や、社団法人日本水産資源保護協会への委託による養殖衛生対策センター事業の運営等により、関係者への普及・啓発、技術者の育成等を行った。

## 5 植物防疫対策

### (1) 病虫害防除

#### ア 残留農薬のポジティブリスト制度導入に係る農薬の飛散低減対策

食品衛生法の改正による残留農薬のポジティブリスト制度施行(平成18年5月)により、これまで残留基準が設定されていない農薬についても基準値が設定されることとなった。

- ①既に基準が設定されている農薬は、現行基準を維持、
- ②基準が設定されていない農薬のうち、国際基準等があるものは、国際基準等を踏まえて、新たに基準を設定、
- ③その他の農薬は、一律の基準(0.01ppm)を設定、

されることにより、既に基準のある対象作物については、使用方法等を守り適正に農薬を使用すれば、残留基準を超えることはないが、対象作物以外については、従前以上に農薬の飛散に対する注意が必要となり、農林水産省では生産者等に向けて、

- ①関係団体等との「農薬適正使用指導強化協議会」等の開催、
  - ②飛散影響低減対策についての通知の発出、手引きの配布や研修会の開催等、
- により同制度の周知、農薬の適正使用は飛散低減対策等の徹底を図った。

#### イ 発生予察事業

稲、麦、いも類、果樹、茶、野菜等の病害虫を対象として全都道府県において発生予察事業が実施された。また、農林水産省でも全国の主要な病害虫の発生動向を取りまとめた病害虫発生予報を計9回発表した。

平成17年度の水稲の病害虫発生状況についてみると、病害では、いもち病について6月下旬から7月中旬にかけて北海道、東北および甲信の一部地域で感染に好適な気象条件が出現したことから、早期防除が呼びかけられた。8月に入り晴れの日が多く高温になったため病勢は抑制され、その後も天候による影響が少なかったことから、全国的に発生面積は低く抑えられた。いもち病に関する注意報は2件発表されたが、適期防除が行われたことから、大きな問題とはならなかった。

害虫では、ウンカ類の初飛来が4月19日に九州南部(セジロウンカ1頭)で確認され、続いて4月27日頃に九州北部に飛来があった。6月中旬には九州から東海までの地域と南関東で飛来が確認された。その後、梅雨前線の活動が活発になった6月下旬から7月中旬にかけては、セジロウンカが北陸、東北南部まで飛来した。また、7月中旬には、トビイロウンカの大量飛来が九州で確認され、トビイロウンカによる被害は、九州全域および中国地方の一部で大きくなり、本田防除が適時・適切に行われなかった地域で坪枯れが多く発生した。被害の発生要因は、①飛来時期が育苗箱施用剤の効果がきれる時期であったため、初期防除の効果が低かったこと、②近年はトビイロウンカの被害が少なかったため、ここ数年発生の多い斑点米カメムシ類の防除時期に同時防除が行われ、本害虫の防除適期に本田防除が行われなかったこと等があげられる。

後期害虫の斑点米カメムシ類は、6月上旬頃から

水田周辺の雑草地で発生量が多くなり、6月中旬から注意報が発表され、8月末までの間に警報が2件、注意報が20府県から延べ23件発表された。昨年は夏期間に高温となったことから、カメムシ類の発生動向は活発となり、水田内への侵入は平年より多かった。

その他の作物の病害虫では、麦の赤かび病について、4月下旬から6月上旬にかけて注意報が2件発表された。その後、適期防除が行われたことから、赤かび病の発生は平年より少なく抑えられた。

大豆では、夏期間の高温と9月の残暑が害虫の発生に好適となったため、全国的にハスモンヨトウの発生が多くなり、注意報が6件発表された。

果樹の病害については、かんきつかいよう病の越冬病斑が多かったことから、3月初旬に愛媛県で注意報が発表され、7月末までに9県から延べ10件の注意報が発表された。その後、夏期間に晴れた日が多かったことから、病害の進展は抑制され大きな被害にはならなかった。また、なし黒星病の注意報が3件、ももせん孔細菌病の注意報が2件発表された。害虫については、果樹カメムシ類は、越冬量が少なかったこと、カメムシ類の餌となるスギ・ヒノキの球果の着果量が多かったことから、山林からの離脱が遅くなり果樹園への飛来は8月下旬まで少なかった。9月中旬以降から九州の一部地域で果樹園への飛来が見られるようになり、9月下旬に長崎県と鹿児島県で、10月に福岡県で注意報が発表された。

野菜及び花きでは、ハスモンヨトウの発生が、8月以降、ほぼ全国的に多く見られ、10月末までに注意報が9件発表された。また、オオタバコガの発生が7月から多くなり、注意報が3件発表され、防除が呼びかけられた。

病害虫の発生、防除状況は表9のとおりである。

#### ウ 病害虫防除所の運営

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所は、発生予察、防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用等の指導を行った。また、都道府県の生産地の病害虫防除員の協力を得て、病害虫の発生状況調査等を行った。

国の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費について、都道府県に植物防疫事業交付金を交付した。

#### エ 農林水産航空事業

平成17年度における農業関係の空中散布延べ面積は、水稻防除28万7千ha、果樹防除0.4千ha、畑作物防除6.5千ha、畜産関係2.4千ha、ミバエ類等防除247

万5千ha、計277万1千haであった。

このうち、水稻防除の実面積は15万9千haで、関係農家数は約19万3千戸であった。

林業関係では、松くい虫防除の延べ5万8千haと野そ駆除の延べ6万5千haが主であり、計12万3千haであった。

無人ヘリコプターの防除面積は、水稻防除を中心として延べ71万haであった。

#### オ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進

病害虫防除について、病害虫の発生予察情報等に基づき、様々な防除技術を適切に組み合わせることで、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）の普及に取り組んだ。

具体的には、推進すべきIPMの定義や目的等を取りまとめたIPM実践指針及び農業者が自らのIPMの取組を確認できるIPM実践指標の水稻モデルを公表するとともに、都道府県でのIPM実践指標の作成及びIPM実践モデル地域の育成等を実施した。

また、天敵やフェロモン等を利用した防除技術、飛散しにくい農薬散布技術・方法及び基幹的マイナー作物の総合的防除体系の確立等を実施した。

#### (2) 植物検疫

##### ア 輸入検疫

平成17年においては、栽植用苗・球根9億3千万個、種子2万3千t、切り花20億本、生果実181万t、野菜126万t、穀類・豆類3,151万t、木材1,068万m³、その他雑品等918万tについて、輸入検疫を実施した。

また、平成17年度は、米国産ポテトチップ用馬鈴しょの輸入が解禁されるとともに、米国産リンゴなど7品目の輸入検疫条件の変更がなされた。

##### イ 輸出検疫

平成17年においては、栽植用苗・球根約1,709万個、種子約2,417t、切り花約39万本、生果実約20,085t、野菜約9,072t、穀類・豆類約22万t、木材約63,853m³、その他雑品約24,400tについて、輸出検疫を実施した。

また、平成17年度は台湾向けのリンゴ、なし、もも及びすももの輸出検疫条件の変更がなされた。

##### ウ 国内検疫

平成17年度においては、種馬鈴しょの春作、秋作用春作及び秋作について、北海道ほか9県において原種ほ及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施し

表9 病虫害発生状況及び防除状況（平成17年度実績）

| 病虫害名     | 発生面積<br>(千ha) | 延べ防除面積<br>(千ha) | 概 評                  |
|----------|---------------|-----------------|----------------------|
| (イネ)     |               |                 |                      |
| 葉いもち     | 294           | 1,182           | 東北及び甲信の一部で多、他平年並以下。  |
| 穂いもち     | 163           | 1,278           | 平年並以下。               |
| 紋枯病      | 568           | 704             | 中国の一部で多。             |
| 白葉枯病     | 12            | 35              | 関東及び北陸の一部で多。         |
| もみ枯細菌病   | 32            | 94              | 北陸及び九州の一部で多。         |
| ニカメイガ    | 98            | 459             | 平年並以下。               |
| セジロウンカ   | 605           | 1,131           | 東海、中国、四国及び九州の一部で多。   |
| トビイロウンカ  | 148           | 826             | 中国、四国及び九州の一部で多。      |
| ヒメトビウンカ  | 521           | 998             | 東海、中国及び九州の一部で多。      |
| ツマグロヨコバイ | 538           | 850             | 北陸の一部で多。             |
| 斑点米カメムシ類 | 455           | 1,380           | 東北、北陸、近畿、中国及び九州南部で多。 |
| コブノメイガ   | 227           | 381             | 平年並以下。               |
| イネミズゾウムシ | 540           | 749             | 平年並。                 |
| (ムギ類)    |               |                 |                      |
| うどんこ病    | 59            | 258             | 平年並。                 |
| 赤かび病     | 29            | 551             | 東北の一部でやや多。           |
| 雪腐病類     | 52            | 96              | 平年並。                 |
| (ダイズ)    |               |                 |                      |
| ハスモンヨトウ  | 35            | 70              | 西日本を中心にやや多い～多。       |
| 吸実性カメムシ類 | 31            | 57              | 全国的にやや多い。            |
| (カンキツ類)  |               |                 |                      |
| 黒点病      | 35            | 182             | 平年並以下。               |
| かいよう病    | 21            | 74              | 近畿、中国、四国及び九州の一部で多い。  |
| (リンゴ)    |               |                 |                      |
| モニリア病    | 4             | 7               | 平年並。                 |
| 斑点落葉病    | 9             | 130             | 東北南部で多。              |
| (ナシ)     |               |                 |                      |
| 黒斑病      | 2             | 39              | 平年並。                 |
| 黒星病      | 4             | 142             | 関東南部で多。              |
| ナシヒメシンクイ | 2             | 55              | 中国の一部で多。             |
| (モモ)     |               |                 |                      |
| せん孔細菌病   | 3             | 41              | 東海及び近畿の一部で多。         |
| 灰星病      | 1             | 40              | 平年並。                 |
| (ブドウ)    |               |                 |                      |
| 晩腐病      | 2             | 48              | 関東南部及び甲信の一部でやや多。     |
| べと病      | 4             | 62              | 平年並。                 |
| (野菜共通)   |               |                 |                      |
| 疫病       | 1             | 13              | トマトでやや多い。            |
| 灰色かび病    | 3             | 21              | 関東及び九州のトマトで多。        |
| アブラムシ類   | 15            | 141             | 全国的にやや多い。            |
| ハダニ類     | 7             | 42              | 全国的にやや多い。            |
| ハスモンヨトウ  | 2             | 20              | 全国的にやや多い～多。          |

た。

また、果樹苗木の移動に伴う病害虫のまん延防止及び健全果樹苗木の確保のため、植物防疫所において、かんきつ類、りんご等の母樹について、果樹母樹のウイルス病等検査を実施した。

このほか、奄美、沖縄、小笠原からのアリモドキゾウムシ等の寄主植物の移動取締を実施した。

#### エ 緊急防除

植物防疫法（昭和25年法律第151号）における緊急防除の規定に基づく防除等の措置は、有害動植物の新たな国内・未発生地域への侵入が確認されなかったことから実施していない。

#### オ 植物防疫所の運営

病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため植物防疫所を全国に73ヶ所設置しており、輸出入時の検査、国内検査等を実施している。なお、近年の輸入農産物の相手国・品目数の増加に伴い病害虫の侵入リスクが増加している。そのため植物検疫体制の強化をする必要があることから、平成17年度においては、今後需要の高まる分野の業務体制を強化するために、「動植物検疫業務システムの最適化計画」を策定した。また、病害虫侵入リスクの高い種苗等への検疫体制を強化するため、隔離検疫実施施設の充実を図った。

### (3) 国際関係

#### ア 国際会議

平成17年4月にローマで開催された、第7回ICPM（植物検疫措置に関する暫定委員会）に出席した。この暫定委員会では、「病害虫低密度発生地域の確立のための必要条件」及び「検査の指針」等が採択され、国際基準として成立した。9月にバンコクで開催された国際基準案に係る地域作業部会、ジュネーブにて開催された第33回（6月）、34回（平成18年1月）、35回（平成18年3月）WHO／SPS委員会にそれぞれ出席した。

#### イ 専門家会合

平成17年4月にローマで開催された第6回及び11月に開催された第7回基準委員会、5月にクアラルンプールにて開催されたアジア地域における国際植物検疫ポータル（IPP）トレーニングワークショップ、7月にオタワで開催された国際基準案「荷口のサンプリングに関する指針」検討の専門家ワーキング・グループ、8月にクアラルンプールにて開催されたAPEC／ATCWG（バイオセキュリティプランニング及びサーベイランスキャパシティ）ワークショップ、10月にローマで開催された、国際基準案

「病害虫無発生地域（PFA）及び病害虫低発生地域（ALPP）の認定のためのガイドライン」に係る専門家作業部会、平成18年1月にオランダ・ワーゲニンゲンで開催されたIPPCの「電子証明」に係る専門家作業部会にそれぞれ専門家を派遣した。

#### ウ りんご火傷病パネル対応

火傷病の発生国である米国からりんご生果実を輸入する際に我が国が要求している植物検疫措置については、米国側がWTO協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）等）に整合的でないとして訴え、WTO紛争解決手続に基づくパネル、上級委員会並びに再パネルでの審議が行われてきたところである。

我が国は、再パネルの審議において米国産りんご火傷病に係る植物検疫措置について、果実の内部又は表面に火傷病菌が存在し、それらが火傷病を伝搬させる可能性があることを示す科学的証拠があると主張してきたが、日本の主張は認められず、平成17年7月にWTO紛争解決機関から当該植物検疫措置をSPS協定に整合させるよう勧告を受けた。

我が国としては、WTO勧告を実施するため、従前の①10mの境界帯に囲まれた輸出園地の指定、②年1回（幼果期）の園地検査及び③果実の表面殺菌を主とする措置を改正することとし、日米間で技術協議を行った。また、7月には措置改正案について広く国民等から意見・情報を募集すべくパブリック・コメント手続の結果を実施し、手続きの踏まえて、平成17年8月25日付けで上記①～③の措置を廃止し、施行した。

## 6 リスクコミュニケーションの推進

### (1) リスクコミュニケーション

食品の安全性の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性および透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

#### ア 意見交換会等の開催

食品安全委員会、厚生労働省と協力しながら、消費者、生産者、食品事業者等の関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、関係者間で意見交換等を行うリスクコミュニケーションに取り組んだ。

表10 開催実績（13テーマ65回）

|                |     |
|----------------|-----|
| ・牛海綿状脳症（BSE）関連 | 28回 |
| ・ポジティブリスト制度    | 10回 |



|            |    |
|------------|----|
| ・農薬        | 5回 |
| ・水銀        | 5回 |
| ・魚食        | 3回 |
| ・食品安全      | 2回 |
| ・輸入食品      | 2回 |
| ・HACCP     | 2回 |
| ・大豆イソフラボン  | 2回 |
| ・かび毒       | 2回 |
| ・植物防疫      | 2回 |
| ・薬剤耐性菌     | 1回 |
| ・遺伝子組換え農産物 | 1回 |

#### イ 消費者など関係者との懇談会・意見交換会 「消費者等との定例懇談会」

消費者の視点に立った農林水産行政の展開のため、消費者団体との懇談会を実施した。

#### ウ 地方農政局・農政事務所・沖縄総合事務局における取り組み

シンポジウムや意見交換会などを主催するとともに、パネラーや講師の派遣を行った。

##### (ア) シンポジウムや意見交換会などの主催

全国計 1180回

##### (イ) パネラーや講師の派遣

全国計 4561回

#### エ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するため、農林水産省ホームページ上の「消費・安全」を通じて、消費・安全局の取組に関する情報を随時掲載した。

また、農林水産省をはじめ食品安全委員会、厚生労働省の食の安全と消費者の信頼の確保に関するプレスリリースを一覧にしたメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信（月曜から金曜まで毎日配信）を行った。

#### オ 食の安全の理解に関する調査

食の安全に関して消費者等がどのように理解しているか把握するため、アンケート調査を実施した。

##### (2) 消費者相談等の対応体制の整備等

#### ア 消費者相談処理体制の整備

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局及び(独)農林水産消費技術センター等の「消費者の部屋」等の充実を図るとともに、本省の「消費者の部屋」と地方農政局の「消費者の部屋」を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムの活用により効率的な相談対応（全国で28,879件）を行った。

また、全国の「消費者の部屋」等の相談を月別に

とりまとめた「消費者の部屋通信」の発行を行った。

#### イ 子ども相談電話における対応等

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話における対応（566件）を行うとともに、小・中・高校生の「消費者の部屋」への訪問（61校、644名）を積極的に受け入れた。

#### ウ 「消費者の部屋」特別展示

本省、地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局及び(独)農林水産消費技術センター等の「消費者の部屋」等において、各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により、食料消費、食生活等についての情報提供、消費者啓発を行った。

## 7 危機管理体制の整備

### (1) 食品安全緊急時対応マニュアルの整備

平成15年度に制定された「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」に基づき、農林水産省の職員が緊急事態等に迅速かつ適切に対応できるよう、危害要因ごとに具体的な対応策や連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルの作成を平成16年度に引き続き行った。これらの緊急時対応マニュアルは、主に消費・安全局の職員が活用する内部マニュアルとして位置付けられるものである。

### (2) 緊急時対応訓練の実施

食品安全等に係る緊急事態の発生を想定した訓練を実施し、農林水産省の職員が緊急時対応マニュアルに沿って適切に事態に対処できるか検証を行った。平成17年度は、農薬及び火傷病をテーマとした2回の訓練を実施した。

また、緊急時対応マニュアルをさらに実効性のあるものとするため、訓練の評価結果をマニュアルに反映させて改訂することとしている。

### (3) 食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱

食品安全に係る危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合わせ）に即して、食中毒による緊急事態等が発生した場合における国の対応の在り方等について定めた「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」の作成に参画し、平成17年4月に公表した。

## 第2節 消費者の信頼の確保

### 1 食品等の表示・規格

#### (1) 食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示基準制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしてきた。

平成11年には、急速に商品の多様化が進んでいる状況を踏まえ、消費者への情報提供を強化する観点から、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）を改正し、それまで個別の食品毎に品質表示基準の対象としていたものを、全ての飲食料品を品質表示基準の対象として、原産地表示などを義務付けた。

平成14年には、食品の不正表示が多発したことを踏まえ、消費者への情報提供及び実効性確保の観点から、JAS法を改正して公表の迅速化と罰則の大幅な強化の措置を講じたところである。

また、平成17年には、①流通の方法についての基準を内容とするJAS規格の制定を可能とすること、②行政の裁量の余地がない形で国により登録された民間の第三者機関が認証を行う登録認定機関制度へ移行すること等を内容とするJAS法の改正を行った。（17年6月22日公布、18年3月1日施行）

#### (2) 監視体制の強化

消費者が食品を的確に選択するための十分な情報を得るためには、食品表示が適正に行われる必要がある。このため、不正表示を行った事業者に対しては、JAS法に基づき、立入検査、指示・公表を行うなど厳正な措置を講じるとともに、地方農政局及び地方農政事務所等に食品表示の監視を担当する職員を配置しているところである。

具体的には、これら地方農政局等の職員が巡回して点検を行うことにより、平成17年度は3万8千店の小売店舗と5千の卸売業者等の事業者に対し、日常的な監視・指導を実施した。特に、牛肉やアサリをはじめとした消費者の関心の高い品目については、仕入伝票などにより表示の根拠を確認し、また、必要に応じ納入業者へ遡及して調査を行うなど、徹底した監視・指導を行った。また、消費者ニーズを踏まえて選定した品目（マグロ、根菜類等4品目）について特別調査を実施し、表示の根拠の確認についてDNA分析等科学的手法を活用した表示の真正性の確認を行った。さらに、

食品表示110番や食品表示ウォッチャー等の消費者等の協力を得た恒常的・日常的な監視を実施した。

#### (3) わかりやすい食品表示を実現するための取組

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現する観点から、農林水産省と厚生労働省が連携し、JAS法に関する調査会と食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において食品の表示基準全般について以下のような調査審議を行った。

##### ア わかりやすい表示方法について

平成16年12月にまとめられた「わかりやすい表示方法について報告書」に基づき、加工食品品質表示基準の改正に向けて、具体的な表示方法の検討（特色ある原材料の表示方法等）及びパブリックコメント等を行った。

イ 加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について平成16年9月に加工食品品質表示基準を改正し、原料原産地表示の対象を20食品群へ拡大したところであるが、義務表示対象品目の見直しや事業者自らが任意で行う情報提供等について検討を行った。

##### ウ 遺伝子組換えの表示について

平成17年10月に遺伝子組換え食品の表示に関する基準を改正し、アルファルファを表示義務対象品目に追加した。

#### (5) その他の取組

このほか、以下のとおり食品の表示・規格制度の充実・強化を図った。

##### ア 有機畜産物等のJAS規格の制定

有機食品に関する国際的な基準であるコーデックスガイドラインに準拠しつつ、消費者の有機食品に対する信頼の確保、我が国の畜産業への円滑な導入等に配慮した有機畜産物のJAS規格及び有機飼料の生産及び加工の基準等を規定した有機飼料のJAS規格を制定し、平成17年11月から施行した。

##### イ 有機JAS制度及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの普及の促進

有機食品の検査・認証制度及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの普及・定着を図るため、小冊子の作成・配布を行うとともに、有機畜産物の生産・管理に必要なマニュアルの作成や検査員の育成のための研修会を実施した。

##### ウ 生産情報公表JAS規格の制定

消費者の「食」に対する関心が高まっている中で、食品の生産履歴情報を消費者に提供する仕組みとして、食品の生産履歴に関する情報を、消費者に正確に伝えていることを第三者機関（登録認定機関）が

認証する「生産情報公表 JAS 規格」を、牛肉(平成15年12月施行)、豚肉(平成16年7月施行)に引き続き農産物についても制定し、平成17年7月から施行した。

## 2 トレーサビリティ・システムの導入・普及

トレーサビリティ・システムは、食品の流通経路情報を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組みであり、食品安全に関する問題が生じた際に迅速な原因究明や回収等が可能となるものである。

トレーサビリティ・システムの導入・普及に関する以下の取組を行った。

### (1) 牛 肉

BSEのまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼確保を図ることを目的として、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するため、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)(以下「法」という。)が平成15年6月に公布された。

平成15年12月1日に施行された生産・と畜段階の措置を円滑かつ適切に実施するため、独立行政法人家畜改良センターと地方農政事務所を結ぶネットワークシステム(ROシステム)により、管理者等から報告された出生や異動等の届出データを取得し、立入検査等による監視・指導を実施した。さらに、全国11万戸の管理者から報告される1日3万件超の届出のうち約1割に発生するエラーについて、正しい届出の指導の一環として、解消対応を実施した。

このような中、制度の仕組みを認識した上での意図的な違反事例(耳標の付け替え及び虚偽の移動の届出)が確認されたため、法に基づく措置(告発)を行い、有罪判決が確定した。

また、平成16年12月1日に施行された流通段階の措置については、食肉販売業者及び特定料理提供業者に対して監視・指導を行うとともに、個体識別番号の不適正な表示が判明した食肉販売業者(6件)に対して、法第18条に基づき農林水産大臣名による勧告及び公表を行った。

なお、牛肉の流通段階においては、個体識別番号が適正に伝達されているか確認するため、原則として、すべてのと畜場から照合用サンプルを採取・保管し、食肉販売業者等から採取した調査用サンプルとの間でDNA鑑定による牛肉の同一性鑑定の実施を行った。

### (2) 牛肉以外の食品全般

牛肉以外の食品全般のトレーサビリティ・システム

については、生産者、食品事業者の自主的な導入の取組を基本としつつ、ユビキタス・コンピューティング技術を活用した先進的なシステムの開発・導入、各食品の特性や流通の実態に応じたシステムを導入するための情報関連機器等の整備、養殖魚及び海苔についてそれぞれ品目別ガイドラインの作成(ともに平成18年3月)等に対する支援を行った。

また、トレーサビリティ・システムに対する消費者や生産者等の理解を深めるために、パンフレットの作成やセミナーの開催等を行った。

## 第3節 食育の推進

### 食育の推進

近年の国民の食生活をめぐっては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存等様々な問題が生じている。

こうした食生活をめぐる環境の変化や食の重要性等を踏まえて、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが喫緊の課題となっている。このため、平成17年6月には、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に、食育に関する施策を統合的、かつ計画的に推進するため、食育基本法が成立した。また、平成18年3月には、食育推進会議において、食育推進基本計画(以下「基本計画」と言う。)が作成され、食育の推進に関する施策についての基本的な方針や目標が示された。基本計画において、今後は、国及び地方公共団体をはじめ、関係者が創意と工夫を凝らしつつ、食育を国民運動として強力に展開することとされた。

農林水産省では、食料の生産から製造・加工、流通、消費といった食の一連の流れを担当している立場から、農林漁業者や食品関連事業者などの関係者と連携、協力して、それぞれの現場における食育の取組を推進した。

### (1) にっぽん食育推進事業

主食、副菜、主菜を基本にバランスのとれた食生活(ごはん等の穀類を中心に野菜、果物、牛乳・乳製品などが組み合わされた日本型食生活)を実現するため、「食事バランスガイド」(平成17年6月に厚生労働省とともに作成)の普及・活用、全国的なマスメディアを通じた情報発信、「食を考える月間」(1月)を中心にしたイベントの開催等を行った。

### (2) 地域における食育の推進(食の安全・安心確保交付

金)

食育推進ボランティアの活動を中心に食に関する様々な体験や学校給食において地元産を主体とした米、野菜、果物、牛乳・乳製品等の利用等地産地消の促進など、地域の特性を活かした食育活動を支援した。

## 第4節 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

### 遺伝子組換え農作物等の適切な管理

カルタヘナ法による遺伝子組換え生物等の使用等の規制について

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（略称「カルタヘナ法」）」が平成15年6月に公布され、平成16年2月19日に施行されたことに伴い、同法に基づく遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

#### (1) 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のは場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等（第一種使用等）」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響（野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等）を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣）に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

平成17年度においては、遺伝子組換え農作物29件について承認を行った。

#### (2) 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（第二種使用等）」をする者は、その拡散防止措置（設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置）について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣）の確認を受けること」が義務付けられている。

平成17年度においては、遺伝子組換え動物15件、遺伝子組換え微生物10件について確認を行った。



# 第6章 生産局

## 第1節 国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

三位一体の改革に伴う国と地方の役割の見直しから、従来の生産振興のための補助事業を担い手対策、市場整備等の補助事業と統合し、「強い農業づくり交付金」を創設し、地方の自主性・裁量性を高める観点から、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な仕組みを導入した。

また、併せて、交付金では対応できない県域を越える広域的な取組や、先進性・モデル性の特に高い取組等全国的な視点に立って国が積極的に推進すべき重要な取組について国が直接採択・支援する「広域連携等産地競争力強化支援事業」を創設した。

### 1 強い農業づくり交付金 (産地競争力の強化に向けた取組)

#### (1) 事業の趣旨

消費・流通構造の変化にともない、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズ等に対し、産地の農畜産物の生産・供給体制が応えきれないまでに至っておらず、輸入農産物における代替が進行している。こうしたことから、国産農産物のシェアの低下を防ぎ、輸入農畜産物に代替されたシェアを取り戻すことにより、食料の安定供給を図ることが重要である。

また、多様化している消費者・実需者のニーズに対応すべく、産地における競争力強化に向けた「攻め」の取組を支援し、国産農産物の力強い生産供給体制の確立を図ることが必要である。

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた取組は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化等の産地の取組を支援することにより、国産農畜産物の競争力強化、環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換に寄与するものである。

#### (2) 取組の目標

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化の取組は、(1)の趣旨を踏まえ、

- ① 需要に応じた生産量の確保
  - ② 生産性の向上
  - ③ 品質向上
  - ④ 農畜産業の環境保全
  - ⑤ 農作業の機械化・安全の確立
  - ⑥ 優良種苗の確保
  - ⑦ 輸入急増野菜における国産シェアの奪回
- を具体的な政策目標とする取組を支援する。

#### (3) 支援の仕組み

ア 事業実施主体は、地域で掲げる課題解決のために(2)で掲げる政策目標に即した具体的な成果目標を掲げ、地域の実情に応じて(4)に掲げる取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施する。

イ 都道府県知事は、地域の実情及び(2)で掲げられた政策目標を達成する観点から、地域として独自の取組(地域提案)を実施できるものとする。

ウ 都道府県知事は、事業実施主体より提出された事業実施計画の内容を踏まえ、都道府県計画を作成し、国へ提出する。この場合において、都道府県は国と成果目標の妥当性について協議をおこなう。

エ 国は、毎年度予算の範囲内において、成果目標の高さ等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費を都道府県へ交付する。

オ 都道府県は、自らの裁量により交付された額の範囲内で、事業実施を採択できる。また、地区間の配分を変更することもできる。

カ 国は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況を評価し、次年度の交付金の配分に反映させる。

#### (4) 取組の概要

ア 土地利用型作物(稲、麦、大豆)の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させるため、水稻直播栽培や麦・大豆不耕起栽培の導入、高性能農業機械の効率的利用、乾燥調製貯蔵施設を拠点とした品質管理の強化等及び米のカドミウムや麦類の赤かび病対策等を推進。

麦については、実需者ニーズに即した品質の向上及び安定化を図るため、新品種・技術を組み合わせ

た品質向上栽培技術体系を確立・普及するとともに、タンパク質含有量等の成分規格に応じた品質評価体制の確立、成分毎の仕分け保管・出荷等を推進。

大豆については、実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立するため、生産の安定化技術の実証、実需者と連携した新品種の加工適性評価等を実施するとともに、産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大の展開等を推進。

主要農作物種子（「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）第2条に規定された作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子をいう。以下同じ。）については、優良な種子の安定的な生産・供給体制の確立を推進。

イ 畑作物・地域特産物（いも類、茶、雑豆・落花生、てん菜、さとうきび等の畑作物及びそば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

畑作物・地域特産物について、直播の導入など大規模機械化体系の実現を可能とする省力化技術を確立するとともに、新品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

ウ 果樹の取組

うんしゅうみかんのマルチドリップ栽培等の導入による省力化や優良品種の導入等による高品質化の実証や生産履歴等の産地情報の発信体制の構築等を推進。また、優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備、低コスト耐候性ハウス・産地管理施設の整備等を推進。

エ 野菜の取組

生産・流通コストを一層削減するため、機械化一貫体系や選別・調製作業等の省力化・合理化に向けた技術の実証・普及、周年安定供給に向けた産地間連携の確立、流通コスト削減に向けた通い容器の導入実証等を推進するほか、低コスト耐候性ハウス、省力化のための共同利用機械等の整備を推進。

また、高品質で付加価値の高い野菜を生産・供給するため、地域特産野菜のブランド化、地産地消等による地域の特色を活かした産地づくり、品質の高い野菜の安定供給を図るための各都道府県における野菜産地の生産出荷体制の強化や野菜指定産地の育成に向けた調査・指導等を推進するほか、高品質野菜の選別や鮮度保持のための集出荷貯蔵施設等の整

備を推進。

オ 花きの取組

花きの生産・流通コストの低減を図るため、低コスト耐候性ハウス、選花施設の整備、ホームユース用短茎多収栽培技術や周年生産技術の普及、産地と実需者等との間の短茎切花の契約取引の導入等の取組を推進。

輸入花きが追従不可能なブランド花きの生産供給体制を構築するため、種子種苗生産供給施設の整備など産地オリジナル品種の育成・開発体制の整備等の取組、高度環境制御栽培施設の整備など高品質生産技術の導入等による姿・形が優れている高級花き供給体制の構築のための取組を推進。

カ 鳥獣害防止の取組

野生鳥獣による農作物被害を効果的かつ効率的に防止するため、GPS等の最新技術を利用した生息調査、普及啓発活動、被害防止対策のための人材育成及び体制整備、被害防止施設の整備等を推進。

キ 地産地消の取組

地産地消により地域の農業に対する消費者の信頼を深めるため、生産者による地場農産物の普及活動、消費者が中心になり組織的に地場農産物を応援する活動、地元生産者と消費者の交流活動等の取組を推進。

ク 農業生産資材費低減の取組

農業経営費の1/3を占めている肥料、農業機械等の農業生産資材費を低減するため、配送拠点における物流情報のシステム化やフレコン輸送の受入システムの確立、廉価な肥料や効率的施肥技術等を活用した低コスト施肥システムの実証・普及、農業機械の点検・整備知識等の普及啓発、中古農業機械のリサイクル、広域的な農作業受委託や農業機械リース・レンタル利用等安価な資材の普及、資材の流通の合理化、効率的な資材の利用等の取組を推進。

ケ 生産体制保安の取組

農作業現場の安全性を確保し、安定的な農業生産活動を行うため、地域の農作業実態や農作業事故原因等に基づいた総合的な農業生産体制の保安対策を推進するための総合的な保安計画等を定め、農作業保安指導員の育成を図るとともに、農作業事故の多発地域や危険性の高いと見込まれる地域を中心に、農作業現場環境改善の推進及び農作業安全指導の徹底等の取組を地域ぐるみで推進。

コ 育成者権保護・活用の取組

近年の産地間競争の激化、海外農産物の輸入増加等に対抗し、地域農業の活性化を図るためには、地

域オリジナル品種の育成とともに、育成品種の保護・活用に積極的に取り組む必要があることから、育成者権侵害に関する情報収集・交換を行うとともに、種苗利用者に対する普及・啓発活動、侵害に関する仲裁・調停活動等を支援。

#### サ 農産物販路拡大の取組

新たに海外を含めて販路を積極的に拡大しようとする産地において、販路拡大に向けた地元の生産体制を確立するための技術実証等を支援するとともに、高品質化、低コスト化等のための共同利用施設の整備を推進。

#### シ 環境保全の取組

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律175号）に基づく有機農産物の生産技術に適合した農産物、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）に基づいた生産体制の確立及びこれらの農業生産方式の面的拡大を図るため、土づくりや環境負荷低減型の施肥技術・防除技術を組み合わせた環境保全型農業技術の確立や、地域段階における農業者が結束して面的まとまりをもった、環境と調和のとれた農業生産方式の導入実証に資する取組を推進。

また、主要畑作地帯における連作障害、地力低下等の問題に対処するため、農家レベルでの休閑緑肥作物等の導入効果の実証・検証等を通じた新たな輪作体系の確立、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設、「地力増進法」（昭和59年法律34号）に基づく不良土地地の改善を目的とした土壌・土層改良等の整備を推進。

#### ス 畜産生産基盤育成強化の取組

新たに策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（平成17年3月30日制定。以下「酪肉基本方針」という。）を踏まえ作成する都道府県酪肉近代化基本計画（以下「都道府県酪肉近代化計画」という。）等の策定及びその実現のための具体的な取組内容や工程表等を明記したアクションプランを策定し、同プランに基づく、地域における各分野の専門家等を構成員とする専門家支援チームの設置及び同チームによる産地リーダーや地域の生産者集団等に対する重点的な生産・経営技術支援指導、生産・経営技術支援指導に必要な地域段階での生産・経営情報データベースの構築、インターネットによる情報の効率的な提供、相談窓口の機能強化、これらに必要な会議等の開催及び調査・分析等を推

進。

また、担い手育成ファーム（円滑な新規就農の実現を目的に地方公共団体、農業協同組合等により構成される協議会が認定した指導力・技術力を有する優良な畜産経営体、農業生産法人等をいう。以下同じ。）の認定や新規就農希望者の研修等により畜産における新規就農を推進するとともに、地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設、消費者ニーズに対応した畜産物の加工・販売施設、支援組織の育成及び再編統合、事業規模の拡大・多角化に必要な施設、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化、地域の核となる協業法人経営体育成のための施設、酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備等を推進。

#### セ 飼料増産の取組

自給飼料生産の普及・啓発活動等の飼料増産運動を展開するため、都道府県及び市町村段階における飼料増産戦略会議等の開催並びに現地指導を推進。

自給飼料生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用等に必要な作付条件整備、施設機械の整備並びに当該施設機械のリース等を推進。

単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等による飼料生産の拡大を図るため、飼料生産利用技術の確立・普及、優良品種の選定・普及に必要な条件整備の推進、地域の実情に応じた飼料増産に係る技術・営農実証を推進。

畜産業への支援を通じた、安全・安心な畜産物生産及び地域環境の保全等を図るため、特定非営利活動法人による自給飼料を活用した畜産物生産、放牧地整備等への支援等を推進。

#### ソ 家畜改良増殖の取組

乳用牛の改良による生産コストの低減、品質等の向上等を図るため、乳用牛の改良体制の強化に係る計画の策定及びその実現のための牛群検定組合の再編統合及び地域における家畜人工授精技術者等との連携を促進するとともに、後代検定の実施・指導等、牛群検定の実施・普及、研修会の開催、情報の分析及び指導、自動搾乳システムによる能力検定の検討等を推進。

肉用牛の改良を図るため、優良な繁殖雌牛群の整



備、後代検定による高能力種雄牛の選抜、受精卵利用検定の推進、能力評価体制の整備、雌牛能力の調査指導等並びに肉用牛検定施設及び和牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏）の効率的な改良増殖を図るため、系統造成及び能力検定純粋種豚の維持・改良、遺伝的能力評価の体制整備及び優良種豚の貸付、鶏の育種改良関連新技術の開発・実用化、改良施設の整備等を推進。

馬の改良増殖を推進するため、馬の育成施設の整備、生産技術向上研修会の開催、優良種雌馬の選抜・導入・貸付等を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、地鶏等）の振興を図るため、協議会等の開催、現地調査及び指導、特用畜産物の普及啓発、簡易な飼養施設、処理加工施設の整備等を推進。

家畜導入を促進するための基金造成による乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡並びに家畜導入者に対する指導並びに沖縄県における県外からの肉用種雄牛の購入・供用等を推進。

#### タ 畜産新技術の取組

クローン技術やDNA解析技術を利用した育種改良手法の開発・検証、性判別受精卵の生産利用体制の整備及び豚受精卵移植を推進するとともに、他の機関との共同試験、受卵牛のモデル飼養、技術者の養成等による受精卵移植技術の高位平準化及びこれらに必要な条件整備を推進。また、消費者等との意見交換、畜産新技術の普及に向けた実証展示などの取組を推進。

子牛の損耗防止技術を確立するための飼料成分、給餌方法、栄養状態等の調査・分析、リキッド・フィーディングによる飼養管理の省力化に係る実用化試験、研修会の開催等を推進。

家畜個体識別情報の活用及び飼料適正使用を促進するため、推進協議会等の開催、畜産経営等に対する調査指導、普及啓発、飼料の抽出検査等、飼養管理情報の収集、データベース化及び情報提供システムの実証展示等を推進。

#### チ 生乳乳製品流通の取組

消費者ニーズ、地域の特性を活かした牛乳・乳製品のブランド確立の取組を推進。

生乳生産段階へのHACCP手法（乳温管理システム）導入をモデル的に推進し、より安全な原料乳供給を促進するため、乳質管理に必要な乳温管理機器の整備を推進。

広域指定生乳生産者団体の運営に対する指導・調

整、生乳需給調整推進指導及び乳質改善に向けた検討・指導、広域指定生乳生産者団体（北海道又は沖縄県にあっては、北海道又は沖縄県指定生乳生産者団体を含む。以下同じ。）が行う需要に即した生乳の計画生産達成の効果的な推進及び乳質基準等の運用改善の取組を推進。また、広域指定生乳生産者団体の区域内の広域乳質検査体制を整備するため、生乳検査組織の在り方、生乳検査手法の統一等について検討・協議し、統一検査を行うための乳質検査機器の整備を推進。

乳業の再編・合理化を推進するため、都道府県は、酪肉基本方針等に即した地域ブロック計画の策定に参画。また、都道府県酪肉近代化計画、地域ブロック計画の内容に即した乳業再編都道府県計画、乳業再編実行計画の策定等を推進。

#### ツ 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設整備、肉畜・鶏卵等の生産出荷動向等の調査及び予測並びに需給調整等のための協議会の開催、指導等を推進。

#### テ 草地流動化促進の取組

草地畜産基盤整備事業実施地区において、引き続き担い手草地集積事業を推進するとともに、連坦団地の形成等高生産性の草地基盤の構築を図るため、担い手農家への土地集積状況等の把握・分析及び連坦化等の推進並びに条件整備等を推進。

#### ト 耕種作物活用型飼料増産の取組

耕種作物を活用した飼料増産を推進するため、耕種農家と畜産農家の水田飼料作物利用供給契約の円滑化のための推進員の設置、稲発酵粗飼料生産利用に係る技術の確立・普及等の推進、稲発酵粗飼料に適した品種種子の増殖・展示は場等による技術指導、水田地帯における繁殖雌牛経営育成推進のための経営育成計画の策定、新規繁殖雌牛経営に対する研修、水田地帯で生産した飼料の広域流通のための現地実態調査の取りまとめ等を推進。

水田における飼料作物作付拡大の条件整備を図るため、稲わら等有機資源の収集・供給、堆肥との交換、水田地帯における繁殖経営育成粗飼料の広域流通に必要な施設機械等の整備及び当該施設機械のリースを推進。

#### ナ 多角的農作業コントラクター育成の取組

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完するため、地域の実情を考慮した耕種・畜産部門の農作



業受委託方針の策定、農作業受委託の推進、ニーズに即した受託作業を展開するための実態調査、農作業請負計画作成、農業機械オペレーターの技能講習会の開催、農家及び組織の経営合理化のための経営支援、中古・遊休保有農業機械の処分斡旋、農作業受委託の有効性の普及・啓発、農業機械作業の請負に必要な農業機械・施設の整備及び当該施設の機械のリースの実施等により、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合的なコントラクター（農作業請負組織）の育成を推進。

表1 17年度 予算額  
強い農業づくり交付金 470億円の内数

## 2 広域連携等産地競争力強化支援事業

### (1) 事業の趣旨

消費・流通構造の変化にともない、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズ等に対し、産地の農畜産物の生産・供給体制が応えきれぬまでに至っておらず、輸入農産物における代替が進行している。こうしたことから、国産農産物のシェアの低下を防ぎ、輸入農畜産物に代替されたシェアを取り戻すことにより、食料の安定供給を図ることが重要となっている。

また、多様化している消費者・実需者のニーズに対応すべく、産地における競争力強化に向けた「攻め」の取組を支援し、国産農産物の力強い生産供給体制の確立を図ることが必要である。

広域連携等産地競争力強化支援事業は、政策課題の解決に効果的と考えられる国が積極的に推進すべき重要な取組であり、先進的に技術を組み合わせる実証的な取組等、全国モデルとなることが期待される取組について、国が直接、産地等に補助金を交付し支援することにより、スピード感を持って国産農畜産物の競争力の強化を図るものである。

### (2) 事業の目標

- ア 多様な消費者・実需者ニーズに対応し需要に応じた生産量の確保
- イ 生産、経営、加工・流通技術や生産基盤の開発・改良等による生産性の向上
- ウ 高品質・高付加価値農畜産物の安定生産の推進
- エ 輸入急増農産物における国産シェアの奪回

### (3) 事業の内容

本事業は、下に掲げる事業により構成されるものとする。

- ア 産地・消費者サイド広域連携事業  
産地・生産者が都道府県域を越えて実需者と結び

つくなど、農畜産物の安定的な生産供給体制の確立を図るための広域的な取組を行う事業とする。

#### イ 産地間広域連携・広域的流通拠点事業

単独の産地・生産者では困難な、食品産業等の周年需要に対応するための産地・生産者間の連携等都道府県域を越えた広域的な取組を行う事業とする。

#### ウ 高モデル・先進型事業

全国で初めての取組となるような先進性が極めて高く全国モデルとなる産地育成に向けた取組を行う事業とする。

### (4) 支援の仕組み

- ア 事業実施主体は、地域で掲げる課題解決のために、(2)で掲げる政策目標に即した具体的な成果目標を掲げ、その達成に向け、地域の実情に応じつつ、各種関連対策との連携の下に(3)の事業を実施する。

イ 国は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、直接採択事業の趣旨に合致した取組か、事業実施要件は満たしているか、地元の同意がとれているか等の内容を審査のうえ、承認を行う。

- ウ 国は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況を評価し、目標達成度の低い地域に対しては、改善計画の作成等の重点指導を行う。

表2 17年度 予算額  
広域連携等産地競争力強化支援事業 52億円

## 第2節 地産地消の推進

地産地消は、もともと、地域で生産されたものをその地域で消費することを意味する言葉である。

産地からの距離は、輸送コストや鮮度の面、また、地場産物としてアピールする商品力や、子どもが農業や農産物に親近感を感じる教育力、さらには地域内の物質循環といった観点から見て、近ければ近いほど有利だが、距離に関係なく、コミュニケーションを伴う地場産物の行き来を地産地消ととらえることも可能であると考えられている。

また、地産地消は、地域で自発的に盛り上がりをもてきた活動で、教育や文化の面も含んだ多様な側面を有しており、固定的、画一的なものではなく、柔軟性・多様性をもった地域の創意工夫を活かしたものである。

地産地消の主な取組としては、直売所や量販店での地場産物の販売、学校や福祉施設における給食、交流活動、観光施設、外食・中食、加工関係での地場産物の利用などが挙げられる。

地産地消については、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）や「食育推進基本計画」（平成18年3月食育推進会議決定）、「21世紀新農政2006」（平成18年4月食料・農業・農村政策推進本部決定）において、消費者と生産者の信頼関係の構築や地域の農業と関連産業の活性化を図るため推進すべき事項と位置付けられ、学校給食、観光と連携し、全国展開することとしている。

これらを踏まえ、農林水産省では、計画的、戦略的に地産地消を推進するため、平成17年度に「地産地消推進省内連絡会」を設置するとともに、有識者や農業者、消費者団体の関係者を構成員として「地産地消推進検討会」を設置した。また、的確な工程管理を行いつつ推進していくため、関係部局が取り組むべき地産地消の推進施策をとりまとめた「地産地消推進行動計画」を地産地消推進検討会の意見を聞いて策定し、この計画に基づいて次の取組を推進した。

- 1 地産地消推進検討会において、地産地消の推進についてあらゆる面から検討し、この検討結果を踏まえ、今後の推進方策について中間とりまとめを公表した。また、学校給食における地場産物利用など学校給食と地産地消の連携についても、文部科学省の担当者を含めた関係者を交えて検討した。
- 2 地産地消は、地域段階での取組が特に重要であることから、地域における地産地消の実践的な計画（地産地消推進計画）が市町村等地域において策定されるよう関係機関に通知した。この地産地消推進計画は、平成17年度中に全国600地区（全国市町村の約1/3）の策定を目標として運動を展開し、17年度末までに618地区で策定された。
- 3 地域の活動の発展に参考となる全国の地産地消の優良事例情報について、収集・分析・検討を行うとともに、優秀な地産地消推進活動を表彰した。
- 4 地産地消の推進の核となる直売施設や農産物加工施設の整備に対する支援を行った。
- 5 農林水産省が提唱し、消費者団体等の関係団体で構成された全国地産地消推進フォーラム実行協議会の主催で「全国地産地消推進フォーラム2006」を平成18年2月28日に開催し、「地産地消を科学する」をテーマに基調講演、パネルディスカッション、優良事例の農林水産大臣表彰及び事例発表を行った。

このような取組を通じ、農林水産省と関係省庁とが連携し、農業・商工・観光・学校給食等関係者と一丸となって地産地消を推進し、国産農産物の消費拡大を図り、ひいては食料自給率の向上に寄与していくこととしているところである。

## 第 3 節 水田農業構造改革対策

### 1 水田農業構造改革対策

#### (1) 米の生産調整の経緯

米については、潜在的な生産力が消費量を相当上回って推移していることから、昭和46年度以降、国による助成措置等を講じつつ、生産調整の推進を図ってきたところである。

平成16年度からは、平成14年に決定した「米政策改革大綱」を踏まえ、地域自らの発想・戦略と地域の合意による地域水田農業ビジョンに基づく取組を支援する産地づくり交付金等を内容とする水田農業構造改革対策（平成16～18年度）を実施している。

#### (2) 水田農業構造改革対策の概要

##### ア 趣旨

これまでの水田農業政策については、米の生産調整の推進が至上命題化し、地域の関係者の精力がその他の生産対策や経営対策に向けられにくかったこと、他の農業分野に比べて担い手の育成が遅れ、生産構造が脆弱であること、生産調整に関する助成措置が全国一律の要件及び単価であり、地域の特色を生かした産地づくりの観点に欠けていたこと、米価の下落が農家まで伝わりにくく、需要に応じた米の計画的生産という意図が伝わりにくかったこと等の指摘がなされてきたところである。

しかしながら、水田農業は国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、水田等において耕作放棄等を防止し、その環境を良好に保全することが極めて重要である。

このため、「米政策改革大綱」及び「米政策改革基本要綱」に基づき、水田の利活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すこととし、これまでの米の生産調整に関するメリット措置を抜本的に見直すとともに、その他水田農業に関する施策についても改革の趣旨に沿って、総合的かつ有機的連携を図りつつ実施する。

##### イ 地域水田農業ビジョン

「米づくりの本来あるべき姿」の実現に当たっては、地域の特性に応じた水田農業を地域自らが主体的かつ戦略的に展開すること、その際、生産対策及び経営対策を一体的に実施することにより構造改革を促進することが重要である。

このため、米の生産調整と米以外の作物の生産を総合的に勘案した地域の作物戦略・販売、水田の利

活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）を水田環境等の良好な保全に配慮しつつ策定し、その実現に向けた地域の取組を推進する。

ウ 水田農業構造改革対策の推進のための助成措置

(ア) 産地づくり対策

a 産地づくり交付金

地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、米の生産調整の的確な実施及び水田環境等の良好な保全をするため、地域自らの発想と戦略により、水田農業の将来方向を明らかにしたビジョンに基づき、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援する。

このため、国は対策期間中安定した一定額の産地づくり交付金を都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）へ交付し、そこで造成された資金を、地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）に助成することで地域で策定されたビジョン実現に向けた取組を支援することとしている。

なお、産地づくり交付金は、都道府県協議会の判断により稲作所得基盤確保対策との間で融通可能としているほか、産地づくり交付金の中でも、産地づくり事業と特別調整促進加算事業との間で融通可能としている。

(a) 産地づくり事業

産地づくり事業は、米の生産調整の的確な実施及び水田環境の良好な保全を図りながら、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成するための事業である。

具体的には、地域協議会が、ビジョン実現のため、国のガイドラインの範囲内で助成の対象となる使途や助成要件、助成水準等を設定し、その内容を産地づくり計画書として取りまとめ、その計画に基づく取組に活用している。

(b) 特別調整促進加算助成事業

特別調整促進加算助成事業は、産地づくり事業の上乗せ措置として、地域条件に応じた米の生産調整への意欲的な取組を助長するものである。

具体的には、都道府県協議会が、国のガイドラインの範囲内（①大幅な超過達成に対する助成、②地域特例作物の振興に対する助成、

③その他意欲的な生産調整に対する助成）で、助成対象、助成要件、助成水準等を内容とする活用方針をとりまとめ、また、この活用方針に定められた使途から、地域協議会が助成の対象とする使途を選択し、農業者等への支援を実施している。

b 麦・大豆品質向上対策

麦及び大豆について、担い手を中心とした生産性と持続性に優れた産地を育成し、需要と生産のミスマッチの解消を図るため、需要に即した高品質の麦・大豆の生産を支援する。

具体的には、ビジョンで担い手として位置づけられた認定農業者、特定農業団体等を助成対象者とし、麦については、農産物検査等級1等であって容積重又はタンパク含有率の基準を満たすこと、大豆については、農産物検査等級1、2等又は一定の要件を見たす契約栽培であることを要件として、13,000円/10aの助成を実施している。

c 耕畜連携推進対策

安全・安心な畜産物の供給体制の構築及び自給飼料に立脚した畜産経営への転換を推進するため、水田において、稲作経営と連携した飼料作物の生産等を支援する。

具体的には、ビジョンで担い手として位置づけられた認定農業者、特定農業団体等を助成対象者とし、飼料作物の利用供給協定の締結に加え、

- ・一定面積以上の団地化
- ・稲発酵粗飼料又は、わら専用稲の生産
- ・水田放牧又は資源循環（堆肥の還元）

の取組に対して、13,000円/10aの助成を実施している。

d 畑地化推進対策

米が過剰基調にあり、今後も需要の縮小傾向が続くことが見込まれる中で、米の生産装置である水田自体を減らすとともに、無計画な畑地化、耕作放棄地の増大等による水田の持つ多面的機能の喪失等の弊害を最小限に留めるため、地域合意のもとに計画的に畑地化を行う地域を支援する。

(イ) 稲作所得基盤確保対策

米の生産調整のメリット措置として、生産者の抛出と国の交付金により造成した資金を用いて、米価下落の度合いに応じ一定額を補てんする。

(ウ) 担い手経営安定対策



効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手を確保、育成しつつ、水田農業の構造改革を加速化させるため、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策に上乘せし、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて、稲作収入の下落に応じて補てんする。

### (3) 平成17年度における対策の実施状況

ア 17年度においては、全国2,227地域協議会においてビジョンが策定され、産地づくり対策の取組がなされた。

#### イ 対策の取組状況

- ① 産地づくり交付金の当初配分は144,508百万円（産地づくり事業139,508百万円、特別調整促進加算事業5,000百万円）であった。稲作所得基盤確保対策から産地づくり対策への融通が1,415百万円あり、また産地づくり対策における産地づくり事業と特別調整促進加算事業の間での融通の結果、融通後の配分額は145,923百万円（産地づくり事業142,677百万円、特別調整促進加算事業3,246百万円）となった。
- ② 麦・大豆品質向上対策のうち、16年産大豆の取組に対する交付額は5,089百万円、17年産麦の取組に対する交付額は5,602百万円であった。また、17年産大豆については、18年度予算での措置が基本であるが、農産物検査が早期に終了した地域の取組について、17年度予算で3,019百万円の前倒し交付を行った。耕畜連携推進対策への交付額は4,337百万円であった。畑地化推進対策への交付額は17百万円であった。
- ③ 17年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約者数が約97万人、加入数量では約408万tとなっており、加入があった46道府県すべてにおいて、本対策が発動された。
- ④ 17年産の担い手経営安定対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約件数は約3万2千件、加入契約面積は約18万3千haであり、加入があった42道府県のうち35道府県において、本対策が発動された。

## 第 4 節 農産物の生産対策等

### 1 種子対策

主要農作物（稲、麦類及び大豆）の生産においては、多様化する品種需要等の動向に即し、生産の基本とな

る優良種子の安定的な生産供給体制の確立を図ることが重要である。

このため、強い農業づくり交付金において、種子生産技術の高度化と品質管理体制の確立による種子の品質向上や合理的な種子生産団地の育成を推進した。

## 2 米生産対策

### (1) 生産動向

17年産水稻の作付面積は1,702千haと前年に比べて5千ha増加した。

収穫量については、台風、登熟期の高温やウンカ等病害虫の影響により九州を中心に被害が生じたものの、それ以外の地域ではおおむね生育が順調であったことから、全国の作況指数は101、10a当たりの収量は532kgとなった。

### (2) 生産対策

米については、需要動向に即した計画的生産を図りつつ、麦・大豆等と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開を進めるとともに、消費者・実需者ニーズに応え、良質な米を安定的に供給しうる生産流通体制の確立を図ることが必要となっている。

このような課題に対応するため、強い農業づくり交付金において、稲・麦・大豆の土地利用型作物を一体として捉え、共同利用機械・施設の整備等による担い手を中心とする効率的な生産流通体制の構築や、合理的な作付体系の導入・定着等を推進した。

また、稲作の規模拡大と生産コスト低減のため、中型機械化体系による生産性や規模拡大の限界を打破する直播栽培等の生産技術を組合せた技術体系の確立・普及を引き続き推進するとともに、全国初である先進性が極めて高い取組を行うモデル産地の育成を推進した。

さらに、冷害に強い稲作生産や高温障害による品質低下を防止するために、地域ブロックごとに深水管理、遅植等の技術対策を推進した。

このほか、食の安全・安心の確保を図るため、産地における残留農薬のチェック体制の整備を図るとともに、玄米中のカドミウムについては、消費安全部局等との連携の下、出穂期前後の湛水管理によるカドミウム吸収抑制技術の普及を推進した。

## 3 麦生産対策

### (1) 生産動向

17年産麦の作付面積は、は種期の天候不順による作付けの中止や他作物への作付け転換等により、都府県の作付面積が減少したため、4麦計で前年比2%減の



26万8,300haとなった。一方、収穫量については、北海道において前年産を下回ったものの、都府県においては、概ね天候に恵まれたことから前年産を上回り、4麦計では前年産並の105万8千tとなった。

### (2) 生産対策

小麦については、近年、生産量が急増しているものの、品質や生産性の面で実需者ニーズに十分対応できておらず、品質や生産性の向上が急務となっている。

他方、大麦・はだか麦については、生産が横這い傾向にあるものの、近年の主食用や焼酎用等の需要の伸びに対応した生産の拡大が不十分となっている。

このため、農協等の生産者団体が主体となって産地協議会を設置し、実需者ニーズを把握した上で、品質の向上や担い手の育成による生産コストの低減等、需要に応じた麦種・品種への転換について、地域の実情に即した具体的な目標を設定した。また、この達成に向けて、①品質分析結果に基づくきめ細かな栽培指導や品質仕分け、②加工適正に優れた新品種の導入等による品質の向上・安定化、③担い手の生産規模の拡大、作付けの団地化、合理的な作付体系の確立などの産地改革を推進した。

## 4 大豆生産対策等

### (1) 生産動向

17年産大豆の作付面積は、2年連続の不作の影響により生産者の作付け意欲が減退したこと等から、他作物等へ転換されたため、前年産に比べ2,800ha(前年産対比2%)減少し、134,000haとなった。

一方、収穫量については、相次ぐ台風等の影響により作柄が極めて悪かった前年産に比べ、生育が順調で被害の発生が少なかったことから、前年産を上回り22万5,000tとなった。

### (2) 生産対策

大豆は、気象条件等の影響により作柄が大幅に変動し、供給量や販売価格が乱高下することから、実需者の求める品種・品質の大豆を安定的に生産・供給することが急務となっている。

このため、産地の農協が中心となって産地協議会を設置し、実需者ニーズを把握した上で、担い手の育成、多収化・収量の安定化、高品質化、生産コストの低減などについて、各地域の実情に即した具体的な目標を設定した。これら目標の達成に向けて、①担い手への農地や作業の集積、集落営農組織の育成・法人化、②土壌条件や気象条件に応じた安定生産技術の導入、③基本技術の徹底や適期作業、共同乾燥調製施設を中心とした出荷体制の整備、④作付けは場の団地化・連

ん化、不耕起栽培等の省力化技術の導入、等の取組を行い産地改革を推進した。

また、国産大豆の安定生産に資するため、(独)農業・食品産業技術総合研究機構が開発した気象条件・土壌条件に応じた安定生産技術について、全国14地区で導入試験を行い、新技術の普及を推進した。

### (3) 大豆交付金等

「大豆交付金暫定措置法」(昭和36年法律第201号)に基づき、平成16年産及び平成17年産の大豆について、交付金235億9,600万円、大豆作経営安定対策22億2,100万円を交付した。

また、平成18年産大豆の交付金単価を7,990円/60kgと定めた。

## 5 野菜対策

### (1) 生産・輸入動向

#### ア 野菜の生産動向

平成17年産の野菜作付面積は、448千haで前年に比べ、7千ha減少した。ブロッコリー(600ha増)、キャベツ(200ha増)など作付面積が増加した品目も一部にはあるものの、だいこん(1,000ha減)、スイートコーン(1,000ha減)、さといも(800ha減)などで作付面積が減少した。

平成17年産の野菜生産量は、1,248万tで前年に比べ13万t増加した。特にキャベツ等の葉茎菜類を中心に、6月以降、気象条件に恵まれ生育が順調に推移し豊作となったため、生産量は増加した。

表3 平成17年産主な野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

| 品 目     | 作付面積<br>百ha | 収穫量<br>千 t | 出荷量<br>千 t | 対前年産増減      |            |            |
|---------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
|         |             |            |            | 作付面積<br>百ha | 収穫量<br>千 t | 出荷量<br>千 t |
| 根 菜 類   | 390         | 1 627      | 1 247      | △ 10        | 7          | 6          |
| だいこん    | 55          | 153        | 121        | △ 2         | △ 15       | △ 11       |
| らぶら     | 190         | 609        | 534        | △ 5         | △ 7        | 1          |
| かぶ      | 88          | 162        | 133        | △ 5         | △ 10       | △ 8        |
| なす      | 42          | 64         | 51         | △ 0         | 4          | 2          |
| さといも    | 150         | 185        | 109        | △ 8         | △ 0        | △ 2        |
| かぼちゃ    | 88          | 204        | 164        | 1           | 6          | 5          |
| 葉 菜 類   | 198         | 924        | 702        | △ 4         | 36         | 29         |
| ほうれん草   | 56          | 88         | 72         | 1           | 1          | 1          |
| かぶ      | 335         | 1 363      | 1 158      | 2           | 84         | 58         |
| ほうろく    | 24          | 50         | 43         | 1           | 3          | 3          |
| ほうろく    | 237         | 298        | 239        | △ 1         | 9          | 7          |
| ほうろく    | 8           | 17         | 14         | △ 1         | △ 1        | △ 1        |
| ほうろく    | 13          | 19         | 14         | △ 0         | △ 0        | △ 0        |
| ほうろく    | 25          | 41         | 32         | △ 1         | △ 0        | △ 0        |
| ほうろく    | 7           | 35         | 33         | △ 0         | △ 1        | △ 1        |
| ほうろく    | 64          | 28         | 24         | △ 1         | △ 1        | △ 1        |
| ほうろく    | 14          | 25         | 20         | △ 0         | 2          | 2          |
| ほうろく    | 106         | 105        | 91         | 6           | 12         | 11         |
| ほうろく    | 215         | 552        | 506        | △ 3         | 42         | 33         |
| ほうろく    | 231         | 493        | 381        | △ 4         | 7          | 5          |
| ほうろく    | 22          | 61         | 54         | △ 0         | △ 1        | △ 0        |
| ほうろく    | 230         | 1 083      | 941        | △ 1         | △ 45       | △ 45       |
| ほうろく    | 19          | 18         | 11         | 0           | △ 1        | △ 0        |
| 果 菜 類   | 134         | 675        | 566        | △ 3         | 2          | 0          |
| トマト     | 169         | 234        | 176        | 1           | 9          | 8          |
| ピーマン    | 114         | 395        | 293        | △ 3         | 5          | 3          |
| ピーマン    | 130         | 758        | 667        | △ 1         | 3          | 1          |
| ピーマン    | 36          | 154        | 131        | △ 1         | 1          | 0          |
| ピーマン    | 259         | 251        | 192        | △ 10        | △ 15       | △ 13       |
| ピーマン    | 74          | 53         | 33         | △ 2         | △ 0        | 0          |
| ピーマン    | 47          | 29         | 18         | △ 1         | 1          | 0          |
| ピーマン    | 27          | 23         | 17         | △ 1         | △ 0        | △ 0        |
| ピーマン    | 130         | 77         | 52         | △ 1         | 4          | 3          |
| 香 辛 野 菜 | 18          | 39         | 28         | △ 1         | 1          | 1          |
| しょうが    | 69          | 196        | 178        | △ 1         | △ 2        | △ 2        |
| しょうが    | 104         | 241        | 220        | △ 7         | △ 7        | △ 6        |
| しょうが    | 134         | 450        | 385        | △ 5         | △ 4        | △ 2        |

## イ 野菜の輸入動向

平成17年の輸入量は、252万tで前年に比べ14万t増加した。平成16年秋の台風・長雨、年明け以降の低温等による国産野菜の供給不足の影響により、にんじん、たまねぎ等の生鮮野菜の輸入が増加した。また、近年、消費が伸びている野菜飲料等の原料としてにんじんの生鮮品、加工品、トマトの加工品の輸入が増加した。

## (2) 生産・流通対策

輸入野菜にシェアを奪われている加工・業務用需要を中心に、国産野菜のシェア奪還を図るため、平成13年より実施している野菜の構造改革対策に引き続き、一層の低コスト化、高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つ力強い生産供給体制を確立する新たな構造改革対策を実施した。

## ア 加工・業務用需要への的確な対応に向けた取組

加工・業務用需要に的確に対応した野菜の生産・供給体制を整備するため、ソフト事業として、①生産者と実需者の連携を深めるための協議会の開催、②実需者に対する定時・定量供給に向けたサポート体制の構築等を推進した。また、ハード事業として、①用途別需要に対応した高機能カット機等の一次加工施設やパッケージング施設、②低コストかつ安定的な生産・流通体制の構築に向けた低コスト耐候性ハウス、ねぎ調製施設、通い容器、集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。

## (予算額

強い農業づくり交付金のうち、

輸入急増農産物における産地構造改革の推進

47,009百万円の内数

農業・食品産業競争力強化支援事業のうち、

輸入急増戦略的対応特別タイプ

6,336百万円の内数)

## イ 国産野菜の競争力強化に向けた取組

(ア) 生産・流通コストを一層削減した野菜生産・供給を推進するため、ソフト事業として、①機械化一貫体系や選別・調製作業等の省力化・合理化に向けた技術の実証・普及、②多様な消費者等のニーズに的確に対応するため、安定供給に向けた産地間連携の確立、流通コスト削減に向けた通い容器の導入実証等を推進した。また、ハード事業として、①施設栽培における初期コストを低減するための低コスト耐候性ハウス、流通の合理化に向けた集出荷貯蔵施設、②露地栽培における労働時間の短縮を進めるための共同利用機械等の整備を支援した。

(イ) 高品質で付加価値の高い野菜生産・供給を推進するため、ソフト事業として、①地域特産野菜のブランド化、地産地消等による地域の特色を活かした産地づくり、②品質の高い野菜の安定供給を図るための各都道府県における野菜産地の生産・出荷体制の強化や野菜指定産地の育成に向けた調査・指導等を推進した。また、ハード事業として、高品質野菜の選別や鮮度保持等のための共同利用施設等の整備を支援した。

(予算額 強い農業づくり交付金のうち、

産地競争力強化に向けた総合的推進

47,009百万円の内数

農業・食品産業競争力強化支援事業のうち、

競争力強化生産総合タイプ

6,336百万円の内数)

## (3) 施設園芸における原油高騰対策

施設園芸では、光熱動力費が経営費の2割から4割程度を占めており、原油価格の高騰に伴い、施設園芸農家の収益に影響を及ぼす恐れがあり、施設園芸における原油高騰対策として、燃費向上のための加温機の点検整備等について、生産現場へ指導を行ったほか、以下の対策を実施した。

## ア 強い農業づくり交付金による緊急対策

原油高騰に耐え得る産地体制を確立するため、強い農業づくり交付金のメニューを追加し、施設園芸の省エネルギー化を推進する緊急的な対策を実施した。具体的には、施設園芸農家が、燃油使用量を低減するために必要な省エネルギー設備（二重・三重カーテン、多段式サーモ装置、循環扇等）を共同で整備する取組を支援した。

(予算額 強い農業づくり交付金のうち、

施設園芸における省エネルギー化を推進する

ための体制整備

47,009百万円の内数)

## イ NEDO エネルギー使用合理化事業者支援事業

NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の補助事業により、事業者が行う省エネルギー設備の導入を支援した。施設園芸に関しては、高効率暖房機への更新を対象とし、当省が導入暖房機の省エネルギー効果を認定した上でNEDOが助成を行った。全国19県、46団体の高効率暖房機について省エネルギー効果を認定した。

## (4) 価格動向と需給・価格安定対策

## ア 野菜の価格動向

野菜は、国民消費生活上不可欠なものであるが、気象条件の影響を受けて作柄が変動しやすい上に、保存性にも乏しいため、価格が変動しやすい特性を

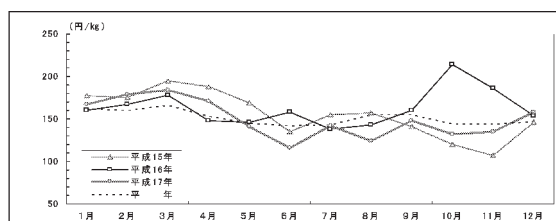
もっている。

平成17年の野菜価格は、16年秋の台風・長雨等の影響で、は種・定植が順調でなかったことや年明け以降の低温による生育遅延等から供給不足傾向となり、前半は平年を上回る価格で推移した。

6月以降は、気象条件に恵まれ生育が順調に推移し豊作となったことから、総じて平年を下回る価格で推移した。特に、葉茎菜類(キャベツ、はくさい、レタス)については、6月から8月にかけて生育が極めて順調に推移したことから、供給過剰となり、平年を大幅に下回る価格で推移した。

一転して、11月以降は低温、干ばつ傾向で推移したため、生育が停滞気味となったこと等から、12月中旬以降入荷量が減少し、年末年始の需要期とも重なり、12月の下旬は平年を上回る価格で推移した。

表4 指定野菜(14品目)の卸売価格の動向  
(東京都中央卸売市場)



|       | 1月  | 2月  | 3月  | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成15年 | 177 | 175 | 195 | 188 | 169 | 135 | 155 | 157 | 141 | 120 | 107 | 146 |
| 平成16年 | 180 | 167 | 178 | 148 | 146 | 158 | 138 | 143 | 160 | 214 | 186 | 154 |
| 平成17年 | 167 | 179 | 184 | 171 | 141 | 116 | 142 | 124 | 148 | 132 | 135 | 158 |
| 平 年   | 162 | 160 | 166 | 153 | 145 | 142 | 143 | 155 | 155 | 144 | 144 | 147 |

資料：東京青果物情報センター「東京都中央卸売市場における野菜の市場別入荷数量及び価格」

注：平年とは、過去5年(平成12年～16年)の月別価格の平均値である。

## イ 需給安定対策

「指定野菜の需給ガイドライン」及び「指定野菜の必要入荷量の見通し」を策定、それらを踏まえ生産出荷団体等が作成した供給計画に基づく生産・出荷を推進した。また、価格変動に対処するための緊急需給調整の実施、産地間連携等需給均衡に向けた生産出荷団体等の自主的な取組みに対し支援した。

また、平成17年度から緊急需給調整の対象品目(キャベツ(周年)、たまねぎ(周年)、秋冬だいこん、秋冬はくさい、レタス(周年)、にんじん(周年))に価格変動が比較的大きい品目(春だいこん、夏だいこん、春はくさい及び夏はくさい)を追加した。

緊急需給調整の実施については、キャベツ、はくさい及びレタスについて、6月から8月にかけて供給過剰による価格低迷が続いたために、全国農業協同組合連合会から、緊急需給調整(産地廃棄)の届出があり、キャベツで2万1千t(4回)、はくさいで3千t(3回)、レタスで6千t(5回)の産地廃棄が実施された。また、だいこんについては、11月

中旬以降、5百t(1回)の産地廃棄が実施された。

(予算額 重要野菜等緊急需給調整事業費

286百万円)

## ウ 野菜価格安定制度

加工・業務用需要への対応の支援等の観点から、契約取引や大規模生産者に関する制度の運用改善を行うとともに、交付対象数量を増加することにより、野菜価格安定制度のセーフティーネット機能を充実強化した。

(予算額 野菜生産出荷安定資金造成費

9,146百万円)

### (ア) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)に基づいて、指定野菜の価格の著しい低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するために、独立行政法人農畜産業振興機構が生産者補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、この資金造成に要する経費について助成を行った。

### (イ) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)及び野菜指定産地以外の野菜産地から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人(以下、「野菜価格安定法人」という。)が価格差補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

### (ウ) 契約野菜安定供給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、加工業者、外食業者、量販店等の実需者との契約取引を行う生産者に対して、契約取引に係る価格・収量変動のリスクを軽減するため、独立行政法人農畜産業振興機構が契約指定野菜安定供給事業を実施し、国は、この資金の造成に要する経費について助成を行った。

また、野菜価格安定法人が契約特定野菜等安定供給事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

## (5) 消費拡大対策

野菜の消費拡大を推進するため、①産地における野菜の栄養・機能性の分析及び情報提供の取組推進、②外食・中食における野菜利用増大及び普及啓発活動の推進、③成人を対象とした企業・団体における野菜摂取普及啓発活動の推進、④1日当たりの野菜摂取目安



「5皿分」(350g)や野菜摂取の重要性の普及啓発等を実施した。

(予算額 野菜消費拡大特別対策事業

207百万円の内数)

## 6 果樹農業振興対策

### (1) 果樹の生産・流通の動向

#### ア 果樹生産の動向

平成17年産の果樹栽培面積は26万5,400haで前年に比べ2,500ha減少した。種類別にみると、おうとう(140ha増)、その他かんきつ類(不知火、清見等)(300ha増)では増加したものの、うんしゅうみかん(900ha減)、りんご(500ha減)等では減少した。

平成17年産の果実の国内生産量は370万8千tとなり、前年産に比べて24万4千t増加した。これは、観測史上最大となる10個の台風が上陸し大幅に減収した前年に比べ、気象災害による減収が少なかったことに加え、みかんは表年に当たったこと等により7万t、りんごは6.5万t増加するなど、多くの品目で前年の生産量を上回ったことによるものである。

#### イ 果実及び果実加工品の輸出入の動向

平成17年の生鮮果実の輸出量は、りんごの輸出量が前年の台風の影響で減少したものが大きく回復し前年比69%増の17,099tとなったほか、なしが前年比10%増の2,137t、うんしゅうみかんがほぼ前年並の4,907tとなり、全体では前年比42%増の26,157tであった。

なお、主な輸出先は、うんしゅうみかんがカナダ、米国等、りんご及びなしが台湾、香港等であり、品目毎の主要な輸出先には大きな変化はない。

平成17年の生鮮果実の輸入量は、バナナが106万7千t、グレープフルーツが20万6千t等で、全体で前年比3%減の184万tであった。

果実加工品の輸入量は、パインアップル缶詰が5万1千t、もも缶詰が5万9千t、オレンジ果汁が8万9千kl、りんご果汁が8万5千kl等であった。

### (2) 果樹の生産・流通対策

新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月)及び「果樹農業振興基本方針」(平成17年3月)に即し構造改革を進めるため、産地自らが、目指すべき産地の姿とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」の策定を推進した。また、消費者ニーズに的確に対応した高品質な果実を安定的に供給する体制の整備を進め、果樹産地の競争力強化を図るため、強い農業作り交付金において、次の諸対策を実施した。

ア 省力化栽培技術や優良品種の導入による高品質化生産体系の実証、生産履歴による産地情報の発信体制の構築等を推進した。

イ 優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備、低コスト耐候性ハウス・産地管理施設の整備等を推進した。

ウ 高品質果実の安定供給を図る、選別・鮮度保持等のための共同利用施設の整備を推進した。

(予算額 強い農業づくり交付金

470億円の内数)

### (3) 果実の需給調整・経営安定対策等

果実の需給調整と果樹農家の経営安定を図るため、以下の諸対策を実施するのに必要な資金を(財)中央果実生産出荷安定基金協会(以下「中央果実基金」という。)に造成し、次の事業を実施した。

#### ア 計画生産出荷促進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整及び出荷調整による需給調整対策を実施するための資金を造成した。

平成17年産は、うんしゅうみかん及びりんごとも、大幅な生産増加が見込まれなかったことから、適正生産出荷見通し(適正生産量：うんしゅうみかん111万t、りんご87万t)を策定した。これをもとに、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、各産地では、摘果等による適正生産量の達成に向けた高品質果実の計画的な生産出荷の取組が推進された。

(予算額 4,643万円)

#### イ 経営安定対策事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、需給調整対策を的確に実施しても、なお、価格が低下した場合に果樹経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者に対して補てん金を交付するための資金を造成した。

平成16年産は、うんしゅうみかん及びりんごとも、相次ぐ台風の影響で落果や傷果が発生したことにより、うんしゅうみかんでは収穫量が106万tで、適正生産量111万tの96%と目標を下回る水準となり、価格が堅調に推移したため、品質の悪かった極早生のシェアが高い2県を除いては補てんが行われなかった。

りんごでは収穫量が76万tで、適正生産量87万tの87%と目標を下回る水準となり、価格が堅調に推移したため、全道県で補てんが行われなかった。

(予算額 12億円)



## ウ 国際対応果樹特別対策事業

輸入果実・加工品の増加に対抗し、今後とも国産かんきつを安定的に供給しうる強固な生産体制を整備するため、優良な晩かん類等への転換、生産条件不利園地の転換、国産果汁の競争力の強化対策を推進。

## (4) 果実等の消費拡大対策

果実のある食生活推進事業

食育の取組と連携を図りつつ、科学的知見に基づく正しい果実の健康機能性等の情報提供を行う「毎日くだもの200グラム運動」の全国統一的な取り組みに併せ、県の生産出荷団体、学校給食関係者等が連携し、消費者への情報提供や学校給食への地場産果実利用促進を図る「県版毎日くだもの200グラム運動」の取組みに対して助成を行った。

また、海外市場における国産果実の幅広い需要を確保するため、継続的かつ安定的な果実の輸出を定着させるための取組みに対して助成を行った。

(予算額 1,200万円)

## 7 花きの生産普及対策

## (1) 花きの生産動向

平成16年産の花きの生産の動向は表5のとおりである。

## (2) 花きの振興対策

新たに策定された「花き産業振興方針」（平成17年3月）に即して次の諸対策を実施した。

## ア 花きの生産・流通に関する施策

花き産地の競争力強化を図るため、ホームユース

用短茎多収栽培技術や周年生産技術の普及、産地と実需者等との間の短茎切花の契約取引の導入等の取組を推進するため、集出荷施設の整備、低コスト耐候性ハウスの整備、省力・多収栽培技術の導入等を実施した。

産地オリジナル品種の育成・高級花きの安定供給体制の構築等産地ブランドに必要な施設整備等を実施した。

(予算額 強い農業づくり交付金

470億円の内数

広域連携産地競争力強化支援事業

52億円の内数)

## イ 日本産花きの消費・流通に関する施策

消費者に対する花のある生活の理解促進、花と緑の園芸技術交流展の開催及び園芸技術向上への支援を通じた花によるゆとりある地域づくりの推進を実施した。

さらに、消費者が求める高鮮度で日持ちの良い切花を供給するための、日持ち保証システムモデルの実証等を実施した。

(予算額 農業競争力強化対策民間団体事業

16億1,975万円の内数)

## ウ 花き産業振興総合調査委託事業

花き関係の基礎データの整備、輸出国の実態についての調査・分析を行った。

(予算額 581万円)

## 8 甘味資源作物の生産対策

甘味資源作物については、農業経営の安定と砂糖の

表5 平成16年産の花きの生産の動向

|         | 作付面積 (ha)      | 出荷数量                    | 生産額 (億円)      |
|---------|----------------|-------------------------|---------------|
|         | 前年比 (%)        | 前年比 (%)                 | 前年比 (%)       |
| 切 り 花 類 | 18,260<br>(98) | 5,102,000 (千本)<br>(96)  | 2,485<br>(97) |
| 鉢 も の 類 | 2,195<br>(100) | 324,300 (千鉢)<br>(102)   | 1,146<br>(99) |
| 花壇用苗もの類 | 1,709<br>(98)  | 840,100 (千鉢)<br>(96)    | 382<br>(100)  |
| 花 木 類   | 9,586<br>(87)  | 163,744 (千本)<br>(115)   | 1,009<br>(86) |
| 球 根 類   | 636<br>(90)    | 184,300 (千球)<br>(91)    | 31<br>(82)    |
| 芝 類     | 7,663<br>(101) | 5,686 (ha)<br>(98)      | 87<br>(90)    |
| 地被植物類   | 148<br>(104)   | 67,281 (千鉢・千本)<br>(101) | 69<br>(109)   |
| 合 計     | 40,197<br>(96) | —<br>(—)                | 5,209<br>(95) |

自給率の向上に資するため、甘味資源特別措置法（昭和39年法律第41号）に基づき北海道をてん菜生産振興地域に、また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、それぞれ生産振興対策を実施している。

甘味資源作物の生産動向及び施策の概要は次のとおりである。

#### (1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われており、平成17年産の作付面積は、6万7,500ha（前年比99%）であった。

平成17年産については、夏以降の高温等の影響により、作柄の良かった前年産に比べて根部の肥大が進まなかったものの、10a当たり収量は6.22t（同91%）、生産量は420万t（同90%）となり、近年の平均収量を上回る水準となった。根中糖分は平年並みであった。

さとうきびの生産は、平成17年産の収穫面積は2万1,300ha（同92%）となった。

10a当たり収量は、台風、干ばつ等の影響により年による変動が大きい。平成17年産については、一部地域で少雨等による生育不良がみられたものの、前年産に比べ、台風による被害が少なかったことから、鹿児島県では6.1t（同115%）、沖縄県では5.5t（同109%）となり、両県平均では5.7t（同111%）となった。

#### (2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道畑作農業における基幹的な輪作作物であるとともに、地元のてん菜糖製造事業者で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っている。その生産振興に当たっては、需要に応じた計画的な生産を行うとともに、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産コストの一層の低減等が必要となっている。

このため、平成17年度については、強い農業づくり交付金等において、協議会の開催等を通じた地域における産地体制の確立を行うとともに、新たな栽培管理体系の確立・導入の推進等について助成を行った。

#### (3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯にある鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における基幹作物であるとともに、地元の甘しゅ糖製造事業者で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っている。その生産振興に当たっては、地域の担い手を中心とする生産組織の育生等を進めるとともに、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産性や品質の向上等が必要となっている。

このため、平成17年度については、強い農業づくり交付金等において、協議会の開催等を通じた地域における産地体制の確立を行うとともに、機械化一貫体系確立のためのハーベスター等の導入、かん水設備の整備、生産性向上が可能となる新種苗増殖技術の確立・導入に向けた実証、高糖品種を中心とした優良種苗の普及のための原種は設置等に対する助成を行った。

### 9 特産農産物の生産振興対策

いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くが加工原料用需要であるため、海外製品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

#### (1) 特産農産物の生産動向

##### ア いも類

平成17年産かんしょの作付面積は、焼酎ブームにより南九州における作付が増加したことから、4万800ha（前年比101%）となった。また、10a当たり収量は、6月以降天候に恵まれ生育が回復し、着いも数が確保されたことから2,580kg（同103%）となり、生産量は105万t（同104%）となった。

平成17年産ばれいしょの作付面積は、ほぼ横ばいの8万6,900ha（同100%）となった。また、10a当たり収量は、主産地の北海道において6月の高温・小雨により着いも数が少なかったこと等からやや減少し3,170kg（同96%）となり、生産量は前年を下回る275万2千t（同95%）となった。

なお、地域別の主な内訳は、北海道産215万t（同96%）、都府県産60万2千t（同92%）となった。

##### イ 雑豆、落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生及び緑豆は除かれる。17年産の作付面積は小豆3万8,300ha（前年比10%減）、いんげん1万1,200ha（同5%減）であった。

生産量については、小豆、いんげんともに主産地の北海道において8月以降干ばつ気味で推移したこと等により登熟がやや抑制され10a当たり収量が前年をやや下回ったことから、小豆は7万8,900t（同13%減）、いんげんは2万5,700t（同6%減）となった。

落花生は、作付面積が8,990ha（同1％減）とわずかに減少した。生産量は、生育期間を通じておおむね天候に恵まれ、生育が順調であったことから、2万1,400 t（同0.5％増）となった。

#### ウ 茶

平成17年の茶栽培面積は、前年に比べ400ha減の4万8,700ha（前年比99％）となった。

荒茶生産量は、一番茶は、1月から4月にかけての少雨及び4月下旬の凍霜害により減少したものの、二番茶以降は生育が持ち直したことから、最終的に10万 t（同93％）となった。

また、輸出は1,145 t（同124％）で、うち緑茶が1,096 t（同126％）であった。一方、輸入は5万1,371 t（同91％）で、うち緑茶が1万5,187 t（同89％）、紅茶が1万5,445 t（同95％）、その他の茶が2万740 t（同90％）であった。

#### エ その他の特産農産物

平成17年のその他の特産農産物の生産量は、そばが3万1,800 t（前年比148％）、いぐさが主産県（熊本県、福岡県）で2万1800 t（同105％）、こんにゃく芋が主産県（群馬県、栃木県）で6万7,000 t（同100％）、ホップが497 t（岩手県他・同108％）であった。

#### (2) 特産農産物振興対策

地域の諸条件及び消費者・実需者ニーズに対応した、生産性の高い効率的かつ安定的な産地の形成、いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の生産性及び品質の向上等を図るため、強い農業づくり交付金において、担い手を中心とした生産から流通まで一貫した高度な産地体制の構築、消費者・実需者との連携体制の整備、特色ある製品の開発、低コスト化、高品質化の推進に必要な新技術・新品種の導入・実証等を推進した。

#### ア いも類、雑豆、落花生、茶等畑作物

それぞれの畑作物が抱える具体的な課題とその取組方法を地域として明確にし、持続的な生産システムの構築、消費者・実需者が望む品質への向上及び一層の低コスト化を図り、輸入品との競合、消費者・実需者ニーズの多様化、価格の低迷、農業者の高齢化等現在の畑作物をめぐる厳しい環境に対応できる生産・流通・加工体制の整備を推進した。

また、ばれいしょについては、加工用ばれいしょの省力高品質生産体系の確立を推進した。

#### イ そば、いぐさ、こんにゃく芋等地域特産物

地域特産物について、安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るために、既存産地を中心に低コスト化等の高生産産地の育成、中小産地を中心に

付加価値の向上や特産ブランド産地の確立、さらに新技術、新品種及び新作物の導入等により産地の改善・形成を通じた地域特産産地の育成を推進した。

また、いぐさについては輸入品に対抗しうる国内生産体制の確立を推進した。

#### (3) 特定畑作物等対策

特定畑作物等（雑豆、落花生、こんにゃく芋、かんしょ及びばれいしょ並びにこれらの加工品）について、消費動向の調査、新規用途の開発・普及等を推進した。

## 10 蚕糸業振興対策

### (1) 蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹製を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしている。

しかしながら、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。また、長期にわたる「きもの」離れに加え、安価な絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

#### ア 養蚕概要

養蚕従事者の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化、生糸価格の低迷等により、飼育を中止する農家や掃立規模を縮小する農家が増加したため、平成17年の収繭量は626.2 t（前年比94％）であり、蚕期別にみると春繭は243.3 t（同97％）、初秋繭は164.7 t（同94％）、晩秋繭は218.2 t（同91％）であった。

#### イ 生糸需給

平成17年生糸年度（平成17年6月～18年5月）の生糸供給量は、期初在庫数量7,274俵（前年比33％）に、国内生産量2,024俵（同52％）、輸入数量26,365俵（同131％）を加え、35,663俵（同78％）であった。他方、需要量は、国内生糸引渡数量25,737俵（同95％）であったため、期末在庫数量は9,926俵（同136％）となった。また、生糸価格は平均で3,334円/kg（同149％）であった。

### (2) 蚕糸業構造改革への取組

養蚕業の規模が縮小を続けている状況にかんがみ、持続的な養蚕業を実現するため、3年間の構造改革を実施、4年後には国産繭の全量を需要に応じた契約生産の形態に誘導する。

具体的には、平成17年度は、主に養蚕・製糸側と需用者側との連携強化を図るとともに、需要者側の要求する品質・規格に対応できるよう、養蚕・製糸の技術向上のためのソフト事業を行った。



## (3) 蚕糸業経営安定対策

## ① 取引指導繭価の確保

「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」(昭和26年法律第310号)により、

ア 生糸の実需者輸入割当枠の弾力的調整等による生糸需給の安定

イ 国費及び輸入糸調整金を活用した機構交付金の交付事業の実施

を通じて、養蚕農家の手取り繭代である取引指導繭価を確保し、蚕糸業の経営の安定が図られた。

平成17生糸年度の取引指導繭価等については、平成17年3月に以下のとおり設定した。

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 取引指導繭価              | 1,518円／生繭kg |
| 基準繭価（製糸支払繭代）        | 100円／生繭kg   |
| 実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み | 4万俵         |
| 輸入糸調整金単価の水準         | 190円／生繭kg   |
| 下位指標価格              | 3,100円／生糸kg |
| 上位指標価格              | 4,900円／生糸kg |

この結果 年間平均の繭の取引価格は1,859円／kg（平成16年度1,692円／kg）となった。

## ② 養蚕文化継承対策

和装文化等我が国伝統文化の継承・地域対策の観点から明確な目標を持って養蚕産地育成に取り組む地域における稚蚕共同飼育による養蚕作業の省力化・効率化対策を実施した。

## (4) 繭・生糸の国境措置

## ア 繭の輸入

平成7年4月からのWTO協定実施に伴い、繭については事前確認制から関税割当制度に移行し、実需者である製糸業者に対し繭の使用実績等を勘案し割当を行っている。関税割当枠は製糸業者の経営の安定に配慮しつつ、需給動向に応じて設定しており、平成17年度の関税割当枠は、1,995tと設定した。

なお、繭の二次税率は6年間で15%引き下げられ、基準額2,968円／kgに対し平成17年度は2,523円／kgが適用された。

## イ 生糸の輸入

生糸については、平成7年度に関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みとなったが、絹業者の経営の安定を図るため、生糸の総需要量に対して国内生産量では不足する数量について関税相当量を大幅に引き下げる実需者割当制度を設けた。

平成17生糸年度は実需者輸入割当枠3万4,000俵、輸入糸調整金単価は年間を通じて190円／kgが適用された。

なお、生糸の二次税率については、6年間で15%

引き下げられ、基準額8,209円／kgに対し平成17年度は6,978円が適用された。

## (5) 独立行政法人農畜産業振興機構の運営

## ア 運営概況

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月閣議決定）に即して平成15年9月に解散された農畜産業振興事業団蚕糸部門の定員、事業（生糸の短期保管を除く。）等は、同年10月に設立された独立行政法人農畜産業振興機構に承継された。

## イ 事業実績

平成17事業年度の事業実績は次のとおりである。

## a 生糸輸入調整業務

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (a) 生糸の売渡し      | 0俵      |
| 輸入申告に係る買入れ、売り戻し |         |
| 買入、売戻数量         | 24,552俵 |
| 実需者輸入分          | 24,552俵 |
| 一般輸入分           | 0俵      |

## b 繭糸生産流通合理化等助成事業

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| (a) 蚕糸業経営安定対策事業 | 104,427万円 |
| (b) 養蚕文化継承対策事業  | 7,248万円   |

## 11 砂糖類対策

## (1) 砂糖の需要及び価格の動向

## ア 砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、平成3年までは260万t台でほぼ横ばいで推移してきたが、平成4年以降加糖調製品の輸入、消費者の低甘味嗜好等を背景として消費が減少傾向にあるため、近年では220万t台で推移し、平成16砂糖年度（平成16年10月～17年9月）には223万tとなった。

他方、供給量は、てん菜糖、甘しや糖を合わせた国内産糖が91万2千t、輸入糖が127万tとなっている。

国内産糖の産糖量については、てん菜糖は、全体的に生育に適した天候に恵まれ単収が著しく高まったことから、産糖量は史上最高であった昨年を上回り、17年に入り原料貯蔵時の著しい劣化が見られたものの、78万4千t（前年比106%）となった。

また、甘しや糖は、さとうきびの収穫面積が昨年度と比較してやや減少したことに加えて、度重なる台風により折損・潮害等の被害を受けたことから、121千トン（同79%）となった。

## イ 糖価の動向

国際糖価は、国際需給が緩和基調にあることを反映して低水準で推移してきたが、16年から原油価格の高騰等の影響もあり、平成16砂糖年度平均のニュ



ーヨーク相場（粗糖、現物）は、ポンド当たり10.46セントとなった（前年度7.85セント）。

一方、国内糖価は、国際糖価の影響はあるものの、平成6年4月以降、四次にわたる粗糖関税の引下げ等により、近年は低下傾向で推移してきたが、16年から国際糖価の上昇等の影響を受け、平成16砂糖年度における卸売価格はkg当たり135円（東京市中相場）となった（前年度129円）。

## (2) 砂糖の価格調整

### ア 国内産糖合理化目標価格等

平成17砂糖年度に適用される国内産糖合理化目標価格等については、「砂糖の価格調整に関する法律」（昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。）第3条、第9条、第11条及び第15条の規定に基づき、次のとおり定められた。

国内産糖合理化目標価格 t 当たり14万9,600円  
（平成17年9月15日農林水産省告示第1388号）

指定糖調整率 33.93%  
（平成17年9月15日農林水産省告示第1389号）

異性化糖調整基準価格 t 当たり17万415円  
（平成17年9月15日農林水産省告示第1390号）

異性化糖調整率 11.63%  
（平成17年9月15日農林水産省告示第1391号）

### イ 最低生産者価格

平成18年には種されたてん菜の最低生産者価格については、糖価調整法第19条の規定に基づき、糖分が16.8度以上17.1度以下のものに対応する最低生産者価格が1トン当たり1万6,560円と定められた（平成17年10月20日農林水産省告示第1577号）。また、平成18砂糖年度に収穫されるさとうきびの最低生産者価格は、糖価調整法第19条の規定に基づき、糖度が13.7度以上14.3度以下のものの価格として1トン当たり2万120円とされた（平成17年10月20日農林水産省告示第1579号）。これらの最低生産者価格のほか、農業経営基盤強化特別対策により、てん菜については1,000百万円、さとうきびについては512百万円が措置された。

### ウ 国内産糖交付金単価

糖価調整法第21条第2項の規定に基づき、平成17砂糖年度に適用される国内産糖交付金単価は、次のとおり定められた。

#### てん菜糖

てん菜原料糖以外のもの t 当たり7万5,464円  
（前年比94%）

てん菜原料糖 t 当たり7万7,299円  
（前年比93%）

（平成17年10月20日農林水産省告示第1578号）

#### 甘しゅ糖

鹿児島県さとうきび生産振興地域

種子島において製造されるもの

t 当たり19万5,991円  
（前年比98%）

奄美大島において製造されるもの

t 当たり19万8,650円  
（前年比98%）

喜界島において製造されるもの

t 当たり19万6,257円  
（前年比98%）

徳之島において製造されるもの

t 当たり19万5,459円  
（前年比98%）

沖永良部島において製造されるもの

t 当たり19万8,118円  
（前年比97%）

与論島において製造されるもの

t 当たり19万8,650円  
（前年比98%）

沖縄県さとうきび生産振興地域

沖縄本島において製造されるもの

（沖縄本島内において販売されるものを除く）

t 当たり19万2,709円  
（前年比98%）

沖縄本島以外の地域において製造されるもの

（南大東島及び北大東島を除く）

t 当たり19万6,959円  
（前年比98%）

南大東島及び北大東島において製造されるもの

t 当たり20万609円  
（前年比98%）

沖縄本島内において製造されるもののうち、沖縄本島内において販売されるもの

t 当たり19万1,459円  
（前年比98%）

（平成17年10月20日農林水産省告示第1580号）

## (3) いも、でん粉対策

### ア でん粉の需給

平成16でん粉年度（平成16年10月～17年9月）におけるでん粉の需要量は、299万t（前年比99%）となった。

また、供給量については、国内産いもでん粉の生産がかんしょでん粉5万3千t（同90%）、ばれいしょでん粉が24万2千t（同99%）となり、コーンス

ターチ253万1千t（同100%）、輸入でん粉14万1千t（同85%）、小麦でん粉2万3千t（同92%）を加えたでん粉の総供給量は、302万1千t（同99%）となった。

#### イ いも、でん粉対策

a 農産物価格安定法（昭和28年法律第225号）第5条第1項の規定に基づき、平成16年産の原料用かんしょ及びばれいしょの原料基準価格並びにこれらの作物を原料とするでん粉等の買入基準価格は、次のとおり定められた。

|                        |                                 |
|------------------------|---------------------------------|
| (a) かんしょ及びばれいしょの原料基準価格 |                                 |
| かんしょ                   | t 当たり 2 万 5,063 円<br>(前年比100%)  |
| ばれいしょ                  | t 当たり 1 万 3,640 円<br>(前年比100%)  |
| (b) 買入基準価格             |                                 |
| かんしょ生切干                | t 当たり 9 万 7,199 円<br>(前年比100%)  |
| かんしょでん粉                | t 当たり 13 万 7,704 円<br>(前年比100%) |
| ばれいしょでん粉（精粉）           | t 当たり 10 万 7,174 円<br>(前年比100%) |
| ばれいしょでん粉（未粉）           | t 当たり 10 万 6,194 円<br>(前年比100%) |

b また、かんしょの取引指導価格を 3 万 1,090 円／t（うち奨励金 5,787 円／t）と定めた。

c 国内産いもでん粉については、その需要の確保と価格の安定を図るため、コーンスターチ用とうもろこしの関税割当制度の運用による抱合せにより消化に努めた。

#### ウ ぶどう糖の生産及び価格の動向

平成16砂糖年度におけるぶどう糖の生産量は 8 万 1 千 t（うち、規格ぶどう糖 7 万 t）であり、価格は 118.3 円／kg（含水結晶ぶどう糖、東京市中相場）であった。

#### エ 異性化糖の生産及び価格の動向

平成16砂糖年度における異性化糖の生産量は 79 万 6 千 t（標準異性化糖ドライベース）であり、価格は 90.6 円／kg（果糖 55% のもの、東京市中相場）であった。

#### (4) 制度の見直し

平成17年10月に、平成19年からのてん菜・でん粉原料用ばれいしょに対する政策支援の仕組み（品目横断的経営安定政策）が決定されたことに併せ、平成19

からのさとうきび及びでん粉原料用かんしょに対する政策支援の枠組みを、平成17年12月に取りまとめた。

## 12 鳥獣による農作物被害対策

平成17年度における鳥獣による農作物被害面積及び被害金額は、鳥類が 5 万 2 千 ha、69 億 1 千万円、獣類が 6 万 9 千 ha、117 億 8 千万円となっている。作物別の被害金額では、果樹が約 53 億円、水稻が約 44 億円、野菜が約 40 億円となっている。被害状況については、特にイノシシ（被害金額約 49 億円）、シカ（同約 39 億円）及びサル（同約 14 億円）による被害が獣類による被害金額の約 9 割を占め、中山間地域を中心に深刻となっている。

被害防止対策を推進するため、侵入防止柵等の被害防止施設の整備とともに、追い払い隊等による自衛体制の整備や普及啓発活動等地域の取組みへの支援を実施した。

また、「鳥獣による農林水産業被害対策に関する検討会」を開催し、平成17年8月に、今後の鳥獣害対策の取組み強化の方策等を取りまとめるとともに、報告書を踏まえた新たな取組みとして、イノシシ、シカ、サルの生態特性と被害対策をまとめた技術指導者向けの被害防止マニュアルを平成18年3月に作成し、各都道府県等に配布した。

## 第 5 節 農業生産資材対策

### 1 農業生産資材費低減対策

肥料、農薬、農業機械等の農業生産資材費を一層低減させるため、農業生産資材の生産、流通、利用の各段階で、関係団体及び都道府県が「農業生産資材費低減のための行動計画」（平成8年策定、13年改定）を17年度中に改定し、これに基づく①低価格資材の供給、②流通の合理化、③資材の効率利用に取り組むことを促進するとともに、以下の施策を実施し、地域や民間団体による生産資材費低減に向けた取組を支援した。

ア 肥料等の配送拠点における物流情報システム化やフレコン輸送の受入システムの確立等資材流通の合理化を推進した。また、安価な肥料や効率的施肥技術等を活用した低コスト施肥システムの実証・普及、農業機械の点検・整備知識等の普及啓発、中古農業機械のリサイクル、広域的な農作業受委託や農業機械リース・レンタル利用等、低価格資材の普及、効率的な資材の利用等の取組を推進した。

イ 資材費低減に向けた民間団体による低価格資材の

供給実態や資材の効率利用に係る優良事例の調査、農業者への普及啓発及び廃棄コスト削減のため使用済資材新規用途開発等を推進した。

## 2 農業機械化対策

### (1) 地域における効率利用の推進

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完する観点から、農作業の外部化による労働ピークの調整と機械利用の合理化を推進するため、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合コントラクター（農作業請負組織）の育成に必要なオペレーターの技能講習、地域の作業請負調整等を推進するとともに、農業機械・施設等の条件整備を推進した。

### (2) 地域における農作業安全対策の推進

農作業の安全を確保するため、農作業現場環境等の改善を促進させ、高齢農業者等に対する安全意識の啓発を図るとともに農業者に対して安全指導の徹底等農作業事故防止に向けた取組を推進した。

### (3) 農機具の検査・鑑定

#### ア 農機具の検査

「農業機械化促進法」(昭和28年法律第252号)の規定に基づき、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）において、農機具製造業者の依頼に応じて、農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレームについて46型式の農機具型式検査を実施した。

#### イ 農機具の鑑定

農作業事故の防止等に資するため、生研センターにおいて、農機具製造業者の依頼に応じて、①安全鑑定については、25機種159型式、②任意鑑定については、6機種9型式の鑑定を実施した。

### (4) 高性能農業機械の開発・実用化の促進

#### ア 生研センターにおける研究開発

##### (ア) 基礎・基盤研究事業

果菜類ロボット収穫技術など、将来必要とされる農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発等に関する研究を実施した。

なお、17年度基礎・基盤研究事業において実施した主な研究課題は次のとおりである。

- a 農業機械コストの多面的分析
- b 女性及び高齢者に配慮した安全性・快適性向上技術の開発
- c 穀物衛生管理システムの開発研究
- d ロボット化・情報化による作業支援技術の確立

##### (イ) 次世代農業機械等緊急開発事業

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」(平成15年7月17日農林水産省告示第1048号)に基づき、農業の構造改革の加速化、安全で安心な農畜産物の供給、持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する高性能農業機械の開発等を民間企業との共同研究等により実施した。

なお、17年度に次世代農業機械等緊急開発事業で実施した研究課題は次のとおりである。

##### a 地域条件に即した農業への構造改革の加速化に資する機械

野菜、果樹等機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、既存の機械化一貫体系の高度化及び中山間地域における農業の労働負担の軽減に資する高性能農業機械

- (a) 野菜接ぎ木ロボット用自動給苗装置
- (b) 追従型野菜運搬車
- (c) 汎用型飼料収穫機
- (d) 低振動・低騒音型刈払機
- (e) 中山間地域対応型防除機

##### b 安全で安心な農畜産物の供給に資する機械

農畜産物の生産過程における高度な品質管理及び生産、流通及び消費の過程における情報の管理に資する高性能農業機械

- (a) 生体情報測定コンバイン
- (b) 牛体情報モニタリングシステム
- (c) 乳頭清拭装置

##### c 持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する機械

環境と調和した生産、地域資源の循環利用に資する高性能農業機械

- (a) 環境保全型汎用薬液散布装置
- (b) いも類の収穫前茎葉処理機
- (c) せん定枝粉碎搬出機
- (d) 高精度固液分離装置
- (e) 品質管理型たい肥自動混合・かくはん装置
- (f) 自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置

##### イ 高性能農業機械実用化促進事業

農業機械化促進法に基づく高性能農業機械実用化促進事業を実施している新農業機械実用化促進株式会社において、平成17年度は、新たに高精度固液分離装置、品質管理型たい肥自動混合・かくはん装置、自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置、ドリフト低減型ノズル、畜舎換気用除じん・脱臭装置、追従型野菜運搬車の6機種を実用化事業の対象とし、



農業機械等緊急開発事業、21世紀型農業機械等緊急開発事業及び次世代農業機械等緊急開発事業により開発された計46機種の農業機械及び農業機械化適応農業資材の共通金型化及び共通金型の賃貸等による高性能農業機械の普及を図った。

#### (5) 農業機械化研修

平成17年度の農林水産省農業技術研修館における農業機械化研修受講者の実績は次のとおりである。

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| ア 農林水産省・独立行政法人研修              | 395名 |
| イ 指導員（都道府県、市町村、農業関係団体職員等）養成研修 | 46名  |
| ウ 合同開催研修（ア及びイ合同開催分）           | 119名 |
| 計                             | 560名 |

#### (6) 農業資材審議会農業機械化分科会

平成17年5月26日及び9月6日に農業機械化分科会基本方針部会が開催され、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」の改正について、諮問・答申がなされた。

また、平成17年7月27日及び12月13日に農業機械化分科会検査部会が開催され、平成18年度における農機具の型式検査の種類（10機種）並びに一部検査項目に関し、申請者データの活用や民間委託ができるよう型式検査の主要な実施方法及び基準を改正することについて審議の上、諮問・答申がなされた。

### 3 種 苗 対 策

#### (1) 新品種の保護

##### ア 種苗法の一部改正等

種苗法に基づく植物新品種保護制度（品種登録制度）は、農林水産植物の育種の振興を図るため、昭和53年に植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）に対応して発足した制度である。平成10年には、品種登録の対象植物の拡大、保護期間の延長等を内容とする全面改正を行い、その後、平成15年には、登録品種の収穫物段階における権利侵害を罰則の対象とするなどの一部改正を行った。

さらに、近年、登録品種の収穫物が加工品として脱法的に輸入されるおそれが生じており、我が国の知的財産立国の方向性にもかんがみて、平成17年6月に種苗法が一部改正された。その内容は、①登録品種の収穫物から直接に生産される加工品の利用行為を育成者権の効力の及ぶ範囲に追加するとともに、②育成者権の存続期間を延長し、果樹等の永年性植物について30年、その他の植物について25年としたものである。加工品の具体的品目は、種苗法施行令の改正により、①小豆の加工品として豆を水煮

したもの（砂糖を加えたものを含む。）及びあん、②いぐさの加工品としてごぎ、③稲の加工品として米飯、④茶の加工品として葉又は茎を製茶したものとなっており、17年12月に施行された。

また、平成18年3月に関税定率法が改正され、同法から輸入禁制品に係る規定が削除されて関税法に移されるとともに、併せて関税法に新たに輸出禁制品に関する規定が新設され、輸出禁制品として育成者権侵害物品が指定された。

##### イ 品種登録

昭和53年の品種登録制度の制定以降、出願・登録される品種数は増加傾向にあり、平成18年3月末の出願累計は19,805件、登録累計は14,295件に達している。作物分野別の出願・登録状況は、草花類、観賞樹でその約8割を占めている。

##### ウ 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、(独)種苗管理センター等において栽培試験を行うこととしている。平成17年度は(独)種苗管理センターにおいて、食用作物11品種11点、野菜30品種32点、草花・観賞樹712品種712点、特殊検定4品種6点の計757品種761点について栽培試験を実施したほか、(独)種苗管理センターが宮城県ほか7県、国立大学法人愛媛大学、鯉淵学園農業栄養専門学校に栽培試験を委託し、食用作物4品種5点、果樹7品種7点、草花27品種27点、きのこ1品種1点の計39品種40点について実施した。

（注：点数は平成17年度の計画点数である。）

##### エ 種別審査基準案の作成

植物品種保護制度の実施にあたり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成17年度は、(社)農林水産技術情報協会等に対し、草花類3、観賞樹7の計10種類について、種苗特性分類調査を委託するとともに、(独)種苗管理センターにおいて、草花類11、観賞樹4、の計15種類について、新規植物特性調査を実施した。

##### オ 審査基準国際統一委託事業

急増する国際的出願に対する審査の迅速化を図るためには、日本の審査基準をUPOV テストガイドライン (TG) に統一することで、UPOV 加盟国との間で栽培試験データや審査結果の交換を実現させることが有効である。

そのため、平成13年度から、イネ等、我が国において重要な植物の審査基準をUPOV TG に統一している。



平成17年度においては、(社)農林水産先端技術産業振興センターに対し、ばれいしょ、はくさい、マーガレット、オランダかいう、キウイフルーツの計5植物に関する審査基準の改訂のための調査を依頼した。

(予算額1,016万円)

#### カ 育成者権の侵害への対応

我が国の登録品種の種苗が、海外へ不法に持ち出され、その種苗を用いて生産された農産物が輸入されてくる等の権利侵害に対応するため、育成者権戦略的取得・活用支援委託事業により、中国及び韓国における育成者権取得・権利侵害マニュアルを作成し育成者権者等に広く情報提供するとともに、中国及び韓国へ第1回育成者権保護官民合同ミッションを派遣し、両国の品種保護制度の充実や運用の改善を働きかけた。さらに、登録品種表示マーク(PVPマーク)の普及・啓発用ポスターの作成、PVPマークを活用した登録品種の正しい利用促進のためのシンポジウムの開催、種苗の違法な海外への持ち出しや種苗の適正な利用に関する注意啓発用リーフレットの作成・配布を通じ、育成者権に関する普及・啓発を図った。

また、種苗管理センターに品種保護対策官(通称：品種保護Gメン)を4名設置し、育成者権の保護・活用に関する相談への助言、品種類似性試験及び育成者権の保護・活用に関する情報の提供を行った。

#### (2) 種苗の生産流通対策等

#### ア 種苗への表示検査等

##### (ア) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取扱う種苗業者の届出件数は、平成17年度では4,878件(新規4,704件、変更167件、廃業7件)であった。

##### (イ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、(独)種苗管理センターにおいて、平成16年度では種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を実施して、優良種苗の普及促進を図った。

##### a 指定種苗の検査について

種苗法に基づき表示検査18,555点、集取試料の検査3,641点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査130点、種子検査3,235点、病害検査142点、遺伝子組換え種子検査31点

##### b 種苗業者等からの依頼種子検査について

国際種子検査協会が定める国際種子検査規定に準拠し、種子検査と農産種子検査報告書の発

行688件、国際種子検査報告書の発行302件

##### c 輸出用種子の検査について

EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、種子の事後検定21点

##### d 園芸用備蓄種子の検査について

園芸種子需給安定措置要綱に基づき合格適否検査128点(3.4万ℓ)

#### イ 高機能種苗生産・流通システム確立促進事業

培養苗低コスト安定生産システム実用化技術開発促進事業

健全・無病な苗の安定供給を図るため、培養苗低コスト安定生産システムの実用化技術開発を推進した。

(予算額1,629万円)

#### ウ 優良な原原種・原種の生産及び配布

(独)種苗管理センターにおいて、馬鈴しょ、茶樹及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種・原種の生産及び配布(平成17年度配布実績：馬鈴しょ1,370t、さとうきび272万本、茶樹3万本)を行った。

なお、平成18年3月に独立行政法人種苗管理センター法の改正を行い、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布業務を廃止するとともに役職員の身分の非公務員化を行った。

## 第6節 持続性の高い農業生産の推進

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、平成17年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する取組を推進するとともに、地力増進対策を行った。

### 1 環境保全型農業の推進

#### (1) 農業環境規範の普及・定着の推進

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和の取れた農業生産活動規範(農業環境規範)」の普及・定着を図るため、農業生産関連の補助事業等の一部において、「農業環境規範」の実践を受益者に求める等の関連付けを行った。

#### (2) 持続性の高い農業生産方式の導入促進

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)」に基づき、土づくりと、化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者(エ

コファーマー) の認定を促進し、平成17年度末の認定件数は 9 万 8 千件に達した。

### (3) 新たな農業環境施策の検討

農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する平成19年度からの支援の導入に向けて、環境負荷の低減効果等に対する評価・検証手法等の確立に必要な調査を行った。

### (4) 環境負荷低減に資する技術の開発・普及

いも類の機械茎葉処理や農薬の飛散防止のための機械・技術の開発、生物機能を活用した生産管理技術の開発、病虫害センシング(発生予察)技術の開発等を行った。

また、硝酸態窒素の溶脱や温室効果ガス等環境に負荷を与える物質のは場レベルでの測定手法確立や環境収支的確な評価等を行うとともに、強い農業づくり交付金により土づくり、休閒緑肥作物の導入等に関する調査、普及等への支援を行った。

このほか、使用済み農業生産資材の適正処理により環境負荷の低減を図るため、全国規模での普及啓発運動の推進、再生品の新規用途開発等を行うとともに、都道府県において関係者の協力体制の確立、廃棄物の処理・減量化計画の策定、農協等を核とした回収・処理システムの構築等を推進した。

## 2 地力増進対策

我が国の農地の土壌は、その半分が地力水準の低い、いわゆる不良土壌であることから、これらの地域の作物の生産と土壌機能の維持・増進のための地力増進対策が必要となっている。

また、近年、化学肥料の過剰施用及び土づくりの減退による、土壌のもつ多面的な機能の低下が懸念されている。

このため、「地力増進法」(昭和59年法律第34号)に基づく地力増進地域の対策調査及び改善状況調査を行うとともに、地力増進地域における、土壌・土層改良等の土壌機能を維持・増進するための対策等を行った。

さらに、土壌機能の実態把握調査及びそれを踏まえたたい肥や化学肥料の適正使用に関する指針に基づく施肥基準の見直しの推進、現場における土壌管理の指導等を支援するためのシステムの開発を行った。

## 第 7 節 畜産物の価格関連対策

### 1 食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産部会

#### (1) 畜産部会の設置

平成17年9月に開催された第3回食料・農業・農村政策審議会生産分科会において、畜産部会が設置された。

#### (2) 畜産部会の所掌事項

畜産部会は、以下の事項を所掌することとされている。

ア 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、畜産の生産振興に関する施策に係るものの調査審議。

イ 家畜改良増殖法、飼料需給安定法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、畜産物の価格安定に関する法律、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法及び肉用子牛生産安定等特別措置法の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理。

#### (3) 畜産部会委員の構成

平成17年度の畜産部会の委員、臨時委員は以下の通りである。

(委員)

生源寺 眞 一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

伊 藤 淳 子 (株)エイガル代表取締役社長

(臨時委員)

秋 岡 榮 子 経済エッセイスト

阿 部 亮 日本大学生物資源科学部教授

今 克 枝 酪農経営者

加 藤 和 彦 北海道農政部畜産振興課長

神 田 敏 子 全国消費者団体連絡会事務局長

木 村 春 雄 肉用牛振興基金協会理事

近 藤 康 子 サントリーお客様コミュニケーション部シニアスペシャリスト

武 見 ゆかり 女子栄養大学教授

寺 内 正 光 日本食肉市場卸売協会理事長

飛 田 稔 章 北海道農業協同組合中央会副会長

内 藤 廣 信 中央畜産会常務理事

中 山 悠 日本乳業協会会長

平 野 宏 日本飼料工業会会長

福 田 晋 九州大学大学院農学研究助教授

富 士 重 夫 全国農業協同組合中央会基本農政対策部部長

堀 江 光 洋 養豚経営者  
増 田 淳 子 ジャーナリスト  
松 木 篤 美 主婦連合会常任理事  
萬 野 修 三 肉用牛経営者  
向 井 文 雄 神戸大学農学部教授  
森 裕 司 東京大学大学院農学生命科学研究  
科教授  
吉 野 直 行 慶應義塾大学経済学部教授

#### (4) 第1回畜産部会

平成18年2月23日に開催された第1回畜産部会においては、最近における畜産の一般情勢について意見交換が行われた。

#### (5) 第2回畜産部会

平成18年3月9日に開催された第2回畜産部会において、「平成18年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記1)、「平成18年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記2)、「平成18年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記3)について審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記4)がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、18年度の加工原料乳の補給金単価等、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、3月31日に告示された(別記4)。

(別記1)

17生畜第2924号

平成18年3月9日

食料・農業・農村政策審議会会長殿

農林水産大臣

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第11条第1項の規定に基づき平成18年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成18年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記2)

17生畜第2918号

平成18年3月9日  
食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 中川 昭一

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき平成18年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記3)

17生畜第2917号

平成18年3月9日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 中川 昭一

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成18年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記4)

17食農審第85号

平成18年3月9日

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成18年3月9日付け17生畜第2924号で諮問があった平成18年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量(以下「限度数量」という。)及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成18年3月9日付け17生畜第2917号で諮問があった平成18年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成18年3月9日付け17生畜第2918号で諮問があった平成18年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び



物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成18年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

(別紙)

## 建 議

### I 酪農・食肉共通

- 1 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえて、より競争力の高い畜産生産構造の確立を図るため、畜産経営安定対策の対象者に係る方針の下で、地域の実態に即した認定農業者の増加等を図るとともに、新規就農の促進、女性の活躍の場のさらなる充実など担い手の育成・確保に努めること。
- 2 今後とも自給飼料基盤に立脚した畜産経営を育成するため、飼料増産運動の下、耕畜連携による稲発酵粗飼料等の生産拡大、国産稲わらの飼料利用の拡大、地域の土地条件等に対応した放牧の普及、自給飼料の生産性向上、コントラクターの活用等の推進により、自給飼料の増産及び資源の有効利用を図ること。
- 3 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理基準に対応するため、個別経営や地域の実情に応じ、施設整備を推進するとともに、耕畜連携の推進等によりたい肥の利活用の一層の推進を図ること。
- 4 生産・加工・流通の各段階における衛生・品質管理対策を通じて、安全・安心な畜産物の生産・供給を確保すること。また、人畜共通感染症を含む家畜の伝染病について、海外からの侵入防止、国内におけるまん延防止、清浄化のための対策を推進すること。
- 5 WTO 農業交渉においては、我が国の主張を反映した、柔軟性があり、輸出国と輸入国の balan

スのとれた貿易ルールが確立されるよう取り組むこと。

- 6 関連対策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、実施にあたっては、透明性の確立や適切な執行に努めること。

### II 酪農・乳業関係

- 1 飲用牛乳および脱脂粉乳、バター等の需要低迷により脱脂粉乳の在庫に加えバターの在庫も増加しているという需給状況を踏まえ、生乳・乳製品の需給の改善を図るため、需給情報の的確な提供に努めるとともに、生クリーム、チーズ等の需要の伸びが見込まれる品目に仕向けられる生乳の供給拡大の推進を図ること。
- 2 牛乳・乳製品の栄養素バランスや多様な機能性、食生活における役割について、科学的知見に基づく正確な情報を伝え、関係者の消費拡大活動に資するとともに、国産の牛乳・乳製品の輸出の促進方策についても検討すること。
- 3 国際化の進展を踏まえ、乳業の経営基盤の強化と製造コストの低減を図るとともに、チーズ等輸入品との競争力を有する国産乳製品の生産拡大を促進するため、乳製品工場の再編・合理化を推進すること。

### III 食肉関係

- 1 食肉の表示については、消費者の商品選択に資する情報提供と適正な表示の徹底に努めること。また、乳用種については、販路の開拓と定着のための総合的な生産・流通・販売対策が実施されているが、消費者の情報ニーズに的確に対応した効果的な情報発信を行うことにより、その認知度の向上を図ること。
- 2 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の飼料・肥料への有効利用を促進するとともに、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。  
また、牛せき柱の適正管理に万全を期すこと。
- 3 肉用牛生産基盤の安定化及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖基盤の強化、生産コストの低減、地域銘柄化等の推進に努めるとともに、肉用牛については、新技術や乳用牛資源を活用した生産性向上、放牧の推進等の支援を図ること。

(別記5)

農林水産省告示第515号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成18年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数



量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

平成18年3月31日

農林水産大臣 中川 昭一

一 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量  
2,030千トン

二 加工原料乳の補給金単価

単 位 補給金単価  
1 キログラム 10.40円

農林水産省告示第512号

畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成18年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

平成18年3月31日

農林水産大臣 中川 昭一

1 畜産物の価格安定に関する法律施行規則(昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。)第3条第1項第1号の豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

(1) 皮はぎ法により整形したもの

安定基準価格 365円  
安定上位価格 480円

(2) 湯はぎ法により整形したもの

安定基準価格 340円  
安定上位価格 445円

2 規則第3条第2項第1号の牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

安定基準価格 780円  
安定上位価格 1,010円

農林水産省告示第513号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき平成18年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成18年3月31日

農林水産大臣 中川 昭一

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

品 種 保証基準価格

黒毛和種 一頭につき、304,000円  
褐毛和種 一頭につき、280,000円  
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種 一頭につき、200,000円  
乳用種の品種 一頭につき、110,000円  
肉専用種と乳用種の交雑の品種 一頭につき、175,000円

農林水産省告示第514号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成18年3月31日

農林水産大臣 中川 昭一

1 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

品 種 合理化目標価格  
黒毛和種 一頭につき、267,000円  
褐毛和種 一頭につき、246,000円  
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種 一頭につき、141,000円  
乳用種の品種 一頭につき、80,000円  
肉専用種と乳用種の交雑の品種 一頭につき、135,000円

2 1の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令(昭和63年政令第347号)第2条ただし書の農林水産大臣が定める期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

2 農畜産業振興機構の業務の運営状況

(1) 畜産物の価格安定業務

ア 指定乳製品等

17年度においては、国際約束に基づくカレントアクセス分(入札重量ベース)として脱脂粉乳4,000t、バター3,551tの輸入業務を委託し、バター(売渡重量ベース)は、前年度繰越分3,652tを11月までに、17年度分のうち199tを2月に、572tを3月に売渡した。売買同時入札方式によりホエイ及び調製ホエイ6,685t、デイリースプレッド1,762tの売買(受渡重量ベース)を実施した。

また、機構以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し数量は310tとなった。

イ 指定食肉

指定食肉の16年度における卸売価格は、牛肉については米国産牛肉の輸入停止措置の影響もあり、安

定基準価格を上回って推移した。

また、豚肉については、牛肉・鶏肉の代替需要により、堅調に推移した。

#### ウ 鶏卵

17年度の鶏卵の卸売価格は、堅調に推移したことから調整保管は実施していない。

### (2) 助 成 業 務

#### ア 学校給食用牛乳供給事業

17年度の学校給食用牛乳供給事業については、学校給食用牛乳の供給の合理化、安全性の向上、酪農・乳業に関する普及啓発等の取組に対して15億1,100万円の助成を行った。

#### イ 畜産業振興事業

17年度の価格関連対策等に係る畜産業振興事業については、畜産環境対策事業、加工・流通・消費拡大対策事業、経営対策事業等44事業に対し、補助事業として678億8,685万円の補助を行った。

#### (3) 加工原料乳生産者補給金交付業務

17年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳の限度数量205万tに対し、205万tを対象に213億2,000万円（単価10円40銭/kg）を交付した。

#### (4) 加工原料乳生産者経営安定対策事業の実施

加工原料乳の価格が低下した時に補てん金を交付する加工原料乳生産者経営安定対策事業については、平成17年度末時点で、基金総額81億5,140万円うち、60億6,510万円を措置した。

#### (5) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

17年度の生産者補給金は、「その他肉用専用種」については841頭を対象に261万円、「乳用種」12万8,136頭を対象に26億1,133万円、合計26億1,394万円を交付した。

#### (6) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び需給等に関する情報を収集・整理し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。また、インターネットや通信衛星等を利用した情報提供を行うとともに、食に関するフォーラムを開催した。この経費の総額は3億5,687万円であった。

## 第 8 節 酪 農 対 策

### 1 牛乳乳製品の需給

16年度の牛乳乳製品の需給については、生乳生産は、

搾乳牛頭数が前年を下回ったこと及び猛暑の影響等により、15年度を1.4%下回り、828万tとなった。牛乳等向け処理量は、猛暑にもかかわらず、夏場の飲用需要が伸び悩んだこと等により15年度を2.3%下回った。乳製品向け処理量は、15年度と横ばいの330万tとなった。脱脂粉乳については、生産量の減少及び脱脂粉乳過剰在庫処理対策の実施等により在庫は減少した。バターについては、夏場の猛暑により需要が減少した一方、生産量も減少したことから在庫は減少した。

17年度については、生乳生産は、16年度の記録的な猛暑の影響の反動や分娩時期の遅れから、秋以降生産量が回復した一方で、生乳需給の緩和から一部の地域において年度末に生産抑制対策を実施したこと等により、16年度を0.1%上回り、829万tとなった。牛乳等向け処理量は、豆乳類、野菜飲料等の他飲料との競合等により、16年度を3.4%下回った。その結果、乳製品向け処理量は16年度を5.2%上回り、347万tとなった。脱脂粉乳については、特定乳製品向けの生乳が増加したことにより生産量が増加した一方で、消費量が脱脂粉乳過剰在庫処理対策の実施により増加し、在庫は減少した。バターについては、生産量が増加し、消費量は主要な仕向先である製菓・製パン需要が伸び悩んだこと等から減少したため、在庫は増加した。

## 2 牛乳乳製品の流通調査

### (1) 牛乳乳製品生産費調査

乳業に係る諸施策の推進に資するため、飲用牛乳及び主要乳製品（バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳）を製造している主要な工場を対象として、製品別の処理及び加工に要した経費等（原材料費、製造関係経費、一般管理費、販売費及び支払利子）について、上期・下期の2回調査を行った。

### (2) 集送乳経費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の補給金単価の算定基礎とするともに、我が国の生乳取引の実態を把握するため、指定生乳生産者団体及び生乳の集送乳事業を行っている生産者団体・工場（牛乳乳製品生産費調査の対象となっている工場を除く。）を対象として、生乳の集乳に要した輸送費及び集送所経費を、また、団体については、併せて生乳販売手数料について、8月及び2月の年2回の調査を行った。

### (3) 牛乳販売店価格動向調査

飲用牛乳等の小売価格や今後の需要見通しなど、牛乳小売の実態を把握し、小売段階における流通合理化及び消費拡大の推進に資するための基礎資料を作成す

ることを目的として、全国の牛乳小売店1,200店舗余を対象として、牛乳類の仕入・販売価格、販売数量、需要見通し等について調査を行った。

#### (4) 乳製品流通価格調査

指定乳製品の価格が著しく騰貴、または下落した際に行う需給調整の発動基準となる価格の基礎資料とするほか、酪農行政に必要な乳製品流通価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販売価格について、毎月調査を行った。

#### (5) 乳製品在庫調査

酪農行政に必要な乳製品の需給事情を把握するため、乳製品の製造業者等を対象として、乳製品の種類別在庫量の調査を行った。

### 3 生乳取引・流通改善対策

生乳流通の広域化に対応した集送乳の一層の合理化、的確な生乳需給調整・計画生産等の円滑な推進、乳質基準・規制等の運用改善と普及定着及び生乳取引方法の改善等を図るため、生乳乳製品流通対策事業として、都道府県、指定生乳生産者団体及び中央酪農会議等に対して指導及び助成を行った。

#### (1) 地方公共団体等

##### ア 生乳需給調整推進

都道府県は、指定生乳生産者団体の生乳需給の安定、生乳取引の改善等を図るため、会議の開催、調整指導、調査等を実施した。

また、都道府県の下で指定生乳生産者団体は、生乳受託販売、生乳計画生産、集送乳の合理化及び生乳取引の改善等の円滑な推進を図るための会議の開催、調整指導、調査等を行った。

##### イ 広域乳質検査体制整備

都道府県等が行う生乳検査組織の在り方の検討並びに広域指定生乳生産者団体の下での広域乳質検査体制の整備に対し助成した。

#### (2) 民間団体事業

中央酪農会議は広域指定生乳生産者団体の生乳需給の安定、集送乳の合理化等を図るため、生乳の受託販売・計画生産の効果的な実施のための指導並びに乳質基準・規制等の運用改善と普及定着の取組を推進し、牛乳乳製品の需給調整対策及び広域指定生乳生産者団体等が行う生乳取引価格交渉のための基本情報の収集・分析・提供のための体制整備とその公表等による透明性の高い適正な生乳取引の推進を行った。

### 4 乳業及び流通の合理化対策の概要

#### (1) 生乳乳製品流通対策事業

乳業の再編・合理化を推進するため、都道府県において、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等に即した地域ブロック計画の策定・指導等を行った。また、都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画、地域ブロック計画の内容に即した乳業再編都道府県計画、乳業再編実行計画の策定等を行った。

#### (2) 乳業再編整備等対策事業

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づく「乳業再編ビジョン」及び「乳製品工場の再編整備」等の検討等を行った。

### 5 乳製品に係る関税相当量の削減等

ガット・ウルグアイ・ラウンド（UR）農業合意においては、農産物の国内支持、市場アクセス及び輸出競争の3分野について保護削減のルールを作り、平成7年度から平成12年度までの6年間の実施期間において実施することとされた。

乳製品に関しては、これまで、

ア すべての輸入制限措置を関税相当量に置き換えた上で、これを含め関税等を実施期間の平成12年度までに最低の削減率である15%の削減を実施するとともに、

イ 現行の輸入アクセス機会を維持し、このうち農畜産業振興事業団（15年10月から（独）農畜産業振興機構）による輸入分は生乳換算で13万7千tを毎年輸入してきたところであり、実施期間終了後の平成17年度も、平成12年度の関税相当量及びアクセス水準を維持している。

## 第9節 食肉鶏卵対策

### 1 食肉等の需給及び価格の推移

#### (1) 牛 肉

17年度の国内生産量は、乳用種の出荷頭数の減少等により、前年度をわずかに下回る34万8千t（部分肉ベース）となった。

輸入量は、15年12月以降米国産牛肉の輸入停止措置が継続する中、前年度並みの45万8千t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、15年12月以降の米国産牛肉の輸入停止措置の影響もあり、前年度をかなり上回った。

小売価格（東京）は、国産牛肉「肩肉」については

前年度をやや上回り、「ロース」については前年度並み、輸入牛肉「ロース」については前年度をかなり下回った。

## (2) 豚 肉

17年度の国内生産量は、16年度夏季の暑熱の影響による子豚生産率の低下等により、前年度をわずかに下

回る87万 t（部分肉ベース）となった。

輸入量は、15年12月以降の米国 BSE 発生、国内外の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う牛肉・鶏肉の代替需要により、前年度をわずかに上回る87万 9 千 t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、米国産牛肉の輸入停止措置の影響等に

表 6 食肉・鶏卵の需給の推移

(枝肉ベース、単位：t、%)

| 年度         | 区 分   | 牛 肉       | 豚 肉       | 馬 肉     | 羊 肉     | 鶏 肉       | 合 計        | 鶏 卵       |
|------------|-------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|------------|-----------|
| 12         | 生 産 量 | 521,117   | 1,255,941 | 7,072   | 265     | 1,194,524 | 2,978,919  | 2,535,444 |
|            | 輸 出 量 | 99        | 282       | 0       | 0       | 3,153     | 3,534      | 211       |
|            | 輸 入 量 | 1,054,879 | 951,696   | 15,260  | 44,794  | 685,610   | 2,752,239  | 120,727   |
|            | 計     | 1,575,897 | 2,207,355 | 22,332  | 45,059  | 1,876,981 | 5,727,624  | 2,655,960 |
|            | 指 数   | 261.3(28) | 134.9(39) | 24.9(0) | 28.5(1) | 156.7(33) | 155.4(100) | 130.1     |
| 13         | 生 産 量 | 470,033   | 1,231,488 | 6,079   | 270     | 1,216,416 | 2,924,286  | 2,519,088 |
|            | 輸 出 量 | 587       | 537       | 0       | 0       | 2,834     | 3,958      | 210       |
|            | 輸 入 量 | 867,914   | 1,033,809 | 14,611  | 44,480  | 701,791   | 2,662,605  | 114,484   |
|            | 計     | 1,337,360 | 2,264,760 | 20,690  | 44,750  | 1,915,373 | 5,582,933  | 2,633,362 |
|            | 指 数   | 221.8(24) | 138.4(41) | 23.1(0) | 28.3(1) | 159.9(34) | 151.5(100) | 129.0     |
| 14         | 生 産 量 | 519,665   | 1,245,765 | 7,175   | 191     | 1,229,089 | 3,001,885  | 2,529,424 |
|            | 輸 出 量 | 60        | 123       | 0       | 0       | 2,646     | 2,829      | 1,844     |
|            | 輸 入 量 | 762,874   | 1,067,861 | 9,457   | 43,262  | 661,961   | 2,545,415  | 119,618   |
|            | 計     | 1,282,479 | 2,313,503 | 16,632  | 43,453  | 1,888,404 | 5,544,471  | 2,647,198 |
|            | 指 数   | 212.7(23) | 141.4(42) | 18.5(0) | 27.5(1) | 157.7(34) | 150.5(100) | 129.7     |
| 15         | 生 産 量 | 504,628   | 1,273,953 | 7,436   | 173     | 1,238,888 | 3,025,078  | 2,530,372 |
|            | 輸 出 量 | 69        | 90        | 0       | 0       | 2,695     | 2,854      | 2,057     |
|            | 輸 入 量 | 742,994   | 1,112,421 | 11,657  | 38,914  | 584,715   | 2,490,701  | 110,483   |
|            | 計     | 1,247,553 | 2,386,284 | 19,093  | 39,087  | 1,820,908 | 5,512,925  | 2,638,798 |
|            | 指 数   | 206.9(23) | 145.8(43) | 21.3(0) | 24.7(1) | 152(33)   | 149.6(100) | 129.3     |
| 16         | 生 産 量 | 508,427   | 1,262,959 | 7,144   | 199     | 1,241,981 | 3,020,710  | 2,480,752 |
|            | 輸 出 量 | 141       | 22        | 0       | 0       | 693       | 856        | 600       |
|            | 輸 入 量 | 643,376   | 1,231,987 | 13,551  | 44,768  | 560,900   | 2,494,582  | 134,342   |
|            | 計     | 1,151,662 | 2,494,924 | 20,695  | 44,967  | 1,802,188 | 5,514,436  | 2,614,494 |
|            | 指 数   | 191(21)   | 152.5(45) | 23.1(0) | 28.5(1) | 150.5(33) | 149.6(100) | 128.1     |
| 17<br>(概数) | 生 産 量 | 497,328   | 1,242,241 | 7,084   | 186     | 1,292,981 | 3,039,820  | 2,482,643 |
|            | 輸 出 量 | 73        | 76        | 0       | 0       | 2,174     | 2,323      | 816       |
|            | 輸 入 量 | 654,434   | 1,255,956 | 13,894  | 58,332  | 679,105   | 2,661,721  | 150,960   |
|            | 計     | 1,151,689 | 2,498,121 | 20,978  | 58,518  | 1,969,912 | 5,699,218  | 2,632,787 |
|            | 指 数   | 191(20)   | 152.7(44) | 23.4(0) | 37(1)   | 164.5(35) | 154.7(100) | 129.0     |

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注 1：牛肉、豚肉、馬肉、羊肉は枝肉ベース、鶏肉は骨付きベースに換算。

2：食肉の輸出入量は、枝肉、骨付き肉、骨付きでない肉、くず肉等を集計。

また、牛肉には煮沸肉、鶏肉には家禽肉、七面鳥を含む。羊肉には山羊肉を含む。

3 平成 6 年度より輸入量には加工調整品等を含む。

4：計は生産量－輸出量＋輸入量。

5：指数は55年度を100とした指数であり、同欄の（ ）は合計を100とした品目別構成比である。

6：平成17年度は概数値。



より堅調に推移し、前年度並みとなった。

小売価格（東京）は、国産豚肉「肩肉」は前年度をわずかに下回り、「ロース」は前年度並みとなった。

### (3) 鶏 肉

17年度の国内生産量は、前年をやや上回る129万t（骨付きベース）となった。

17年度の輸入量は、16年1月以降タイ、中国産鶏肉の輸入一時停止措置が継続する中、ブラジル産が大幅に増加したことから、前年度を大幅に上回る44万t（実量ベース）となった。

卸売価格は、もも肉については、国内生産量の増加等により前年度をわずかに下回った。一方、むね肉については、タイ、中国産鶏肉の輸入一時停止措置の影響等により堅調に推移し、前年度をやや上回った。

### (4) 鶏 卵

鶏卵の国内生産は、15年度に価格が大きく低迷した反動から、生産者が減羽等に努めたことにより16年度は減少したが、17年度は前年度並みの248万3千tであった。

卸売価格は、15年度に価格が大きく低迷した反動から、生産者が減羽等に努めたことにより、16年秋以降、例年より高水準で推移したが、17年度以降、落ち着きを取り戻しており、17年度価格（全農たまご東京 M サイズ）は、186円/kg（対前年比90.7%）であった。

表7 食肉加工品生産量の推移

|      | (単位：千t)  |         |          |          |
|------|----------|---------|----------|----------|
|      | ハ ム      | ベーコン    | ソーセージ    | 計        |
| 9年度  | 152( 98) | 79(101) | 301( 99) | 532( 99) |
| 10年度 | 152(100) | 77( 98) | 295( 98) | 525( 99) |
| 11年度 | 153(101) | 77(100) | 294(100) | 525(100) |
| 12年度 | 149( 97) | 78(100) | 292( 99) | 519( 99) |
| 13年度 | 146( 98) | 76( 98) | 297(102) | 518(100) |
| 14年度 | 138( 95) | 73( 96) | 288( 97) | 498( 96) |
| 15年度 | 139(101) | 71( 98) | 284( 99) | 494( 99) |
| 16年度 | 140(101) | 76(107) | 286(101) | 502(102) |
| 17年度 | 139( 99) | 77(101) | 279( 98) | 495( 99) |

## 2 食肉等の流通対策

### (1) 国産食肉産地体制整備

我が国の食肉処理体制の強化を図るため、産地ごとに、当該地域の肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての処理加工・販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成するとともに、最新鋭の高度に衛生的な設備を導入して低コストで大量処理を行う先進的な食肉センター及び食鳥施設の整備と、これに対応した効率的な集荷体制を整備した。

### (2) 家畜市場近代化整備

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、機能高度化等を図り、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適切な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を行った。

### (3) 鶏卵処理施設整備

鶏卵処理施設における処理の効率化、品質の向上、機能の向上・改善等のための施設整備を行った。

### 3 食肉、鶏卵等の価格安定対策

#### (1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づいて、肉用子牛価格が異常低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を2年度より実施するとともに、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

#### (2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行ってきているが、50年度以降は、補てん財源の一部を助成している。

## 第10節 畜産経営対策

### 1 産地競争力の強化に向けた総合的推進

#### (1) 「強い農業づくり交付金」のうち畜産生産基盤育成強化

##### ア 整備事業

地域内一貫生産体制の確立や、効率的生産のための外部化・分業化のための施設等の整備、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備、畜産への新規就農希望者のための研修施設の整備を推進するとともに、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及や、子牛生産部門の協業化、地域の核となる協業法人経営体育成のための施設等の整備の支援を行った。

##### イ 事業推進

##### 地方公共団体事業

##### a 経営継承・新規就農促進対策：研修プログラム

表8 食肉・鶏卵の価格の推移

(単位：円)

|       | 牛 肉         |           | 豚 肉       |             | 鶏 肉       |           | 鶏 卵       |           |
|-------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|       | 卸売価格        | 小売価格      | 卸売価格      | 小売価格        | 卸売価格      | 小売価格      | 卸売価格      | 小売価格      |
| 9     | 1,158 (102) | 413 (105) | 483 (99)  | 166 (104)   | 231 (100) | 114 (105) | 191 (94)  | 306 (100) |
| 10    | 1,047 (90)  | 403 (98)  | 455 (94)  | 161 (97)    | 234 (101) | 116 (102) | 170 (89)  | 283 (93)  |
| 11    | 1,044 (100) | 397 (99)  | 444 (98)  | 157 (98)    | 237 (101) | 116 (100) | 200 (118) | 315 (111) |
| 12    | 1,126 (108) | 394 (99)  | 440 (99)  | 156 (99)    | 238 (100) | 116 (100) | 185 (93)  | 310 (99)  |
| 13    | 727 (65)    | 422 (107) | 498 (113) | 159 (102)   | 239 (100) | 120 (103) | 164 (89)  | 300 (97)  |
| 14    | 928 (128)   | 433 (103) | 469 (94)  | 161 (101)   | 241 (101) | 125 (104) | 172 (105) | —         |
| 15    | 1,030 (111) | 454 (105) | 444 (95)  | 159 (99)    | 240 (100) | 124 (100) | 140 (81)  | 181       |
| 16    | 1,223 (119) | 449 (99)  | 476 (107) | 158 (99)    | 240 (100) | 123 (99)  | 205 (146) | 219 (121) |
| 17    | 1,308 (107) | 471 (105) | 472 (99)  | 155 (98)    | 239 (100) | 123 (100) | 186 (91)  | 221 (101) |
| 17. 1 | 1,226 (111) | 466 (102) | 444 (97)  | 158 (99)    | 241 (100) | 125 (100) | 206 (217) | 219 (139) |
| 2     | 1,262 (122) | 480 (106) | 479 (91)  | 158 (100)   | 239 (100) | 124 (100) | 272 (214) | 253 (148) |
| 3     | 1,288 (119) | 456 (100) | 493 (97)  | 157 (99)    | 239 (100) | 122 (98)  | 267 (201) | 269 (152) |
| 4     | 1,341 (108) | 457 (106) | 433 (89)  | 153 (99)    | 239 (100) | 123 (103) | 239 (166) | 252 (145) |
| 5     | 1,304 (108) | 451 (105) | 527 (115) | 157 (98)    | 239 (100) | 124 (102) | 222 (130) | 252 (133) |
| 6     | 1,231 (106) | 462 (109) | 528 (102) | 158 (98)    | 239 (100) | 123 (102) | 193 (108) | 231 (114) |
| 7     | 1,273 (105) | 489 (111) | 520 (96)  | 156 (96)    | 239 (100) | 122 (101) | 156 (106) | 217 (112) |
| 8     | 1,256 (106) | 469 (103) | 493 (94)  | 153 (95)    | 239 (100) | 122 (98)  | 145 (97)  | 202 (105) |
| 9     | 1,332 (110) | 459 (104) | 513 (102) | 152 (96)    | 240 (100) | 122 (99)  | 175 (89)  | 216 (100) |
| 10    | 1,297 (108) | 465 (103) | 421 (103) | 154 (99)    | 240 (100) | 123 (101) | 190 (93)  | 223 (100) |
| 11    | 1,311 (112) | 471 (104) | 406 (108) | 157 (101)   | 240 (100) | 122 (98)  | 189 (74)  | 217 (92)  |
| 12    | 1,394 (106) | 477 (103) | 501 (103) | 155 (1,000) | 240 (99)  | 122 (101) | 199 (73)  | 221 (84)  |
| 18. 1 | 1,309 (107) | 487 (105) | 446 (101) | 155 (98)    | 239 (99)  | 124 (99)  | 155 (75)  | 193 (88)  |
| 2     | 1,266 (100) | 492 (103) | 451 (94)  | 156 (99)    | 238 (100) | 123 (99)  | 190 (70)  | 216 (85)  |
| 3     | 1,351 (105) | 478 (105) | 430 (87)  | 155 (99)    | 238 (100) | 121 (99)  | 181 (68)  | 214 (80)  |

資料：卸売価格は農林水産省統計情報部「畜産物流通統計」、但し鶏肉は「日本経済新聞」。

小売価格は総務省「小売物価統計報告書」。

注1：( )内は対前年比(%)。

2：卸売価格は東京における1kg当りの価格である。

3：鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

4：小売価格は東京都区部の100g当りの価格であり、基本銘柄は、牛肉及び豚肉は肩肉、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。但し、鶏卵は平成14年7月にMサイズ1kgからLサイズ10個へ基本銘柄の改正があり、14年平均及び14年7月～15年6月の価格は前年と連続しないため前年比は算出していない。

の策定、研修受入れ先の認定、新規就農資格者の認定、経営継承マップの作成等

- b 肉用牛繁殖基盤強化対策：肉用牛の繁殖基盤強化のため地域検討会の開催、調査、技術検討会の開催等

- c 生産基盤再編強化対策：地域の核となる協業法人経営体育成のための検討、設立、経営安定化のための指導等酪農における保育育成部門外部化促進のための地域検討会の開催等、生産者自らが加工販売を行うことにより生産者の理解を得るための検討会の開催等を行った。

(2) 農業・食品産業競争力強化支援事業（広域連携等産地競争力強化支援事業）のうち畜産生産基盤育成強化

ア 整備事業

都道府県域を越える広域的な取組、特に先進的で全国に実用化の事例がない初めての取組等に対して、国が直接補助金を交付し、家畜飼養管理施設等の整備の支援を行った。

イ 事業推進

- a 経営技術の高度化推進

都道府県段階の経営支援をサポートするため、戦略・評価会議を設置し、支援のための企画検討及び方針決定、必要な調査・分析を行った。さらに、戦略・評価会議で企画検討及び方針決定されたものを具体化するため、中央専門委員会を設置し、専門家集団の組織化・人材育成、支援システムの構築等を行い支援活動をサポートするとともに、指導用資料等の作成等を行った。

- b 生産・経営情報中央データベースの構築等

都道府県の効率的経営支援活動を支援するため、必要なシステムの開発・提供、全国の先進的畜産経営状況等のデータの整備・提供等を行うとともに、経営情報利用ツールの活用に関する研修等を実施し利用の普及を図った。

- c 産地リーダー養成研修会・経営者交流会等

地域活性化に貢献するリーダー的経営者を養成するため、経営管理者、経営技術者としてのスキルアップを図るための養成研修を行うとともに、リーダー間またはリーダーとその他の経営者による先進生産・経営技術の交流やネットワーク化を推進するための交流会を開催した。

- d 畜産情報ネットワーク（LIN）推進

畜産情報ネットワーク推進を図るため、推進会議の開催、情報提供用機器の整備、生産・消費情報の提供推進、研修会の開催、各種調査を実施し、

生産者、消費者等に対し迅速な畜産関係情報の提供を行った。

- e 畜産関係情報相互交流体制推進

畜産物の生産について理解の推進等を図るため、モニター調査、現地交流、ITを活用した消費者と生産者の情報交流システムの整備、情報提供等を行った。

- f 畜舎建築に係る関連基準の検討

畜舎・堆肥舎の建築コストを低減するため、学識経験者等による「畜舎建築に係る関連基準等に関する検討会」を開催して、畜舎等建築関連基準の検討、建築コスト低減のための調査事項の検討を行うとともに、建築部材の構造強度等に係る調査試験、畜舎建築の実態調査、畜舎等の建築コストの低減について普及を図った。

- g 畜産経営の総合的な改善を図るための指導等

基礎的な経営・財務管理指導、土地・施設等を円滑に経営継承を行うための経営・財務等に係る特別相談活動及び経営を中止する畜産経営を継承した新規就農者等が早期の経営安定を図るための経営・技術指導等を行った。

## 2 バイオマスの環づくり交付金（うち畜産関係）家畜排せつ物利用施設整備の整備

地域ごとの条件に対応して、家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設、たい肥散布機械等の共同利用施設・機械の整備を行った。17年度は66地区で実施した。

## 3 畜産経営関係主要資金の融通

### (1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、平成16年度においては、畜産関係で202億円（利子補給承認ベース）が融資された。

これは農業近代化資金融資額の35.9%を占めており、15年度の融資額216億円に比べて14億円減少した。

この内訳をみると、畜舎等の施設に対する融資額は24億6,300万円減少して75億100万円に、農機具等に対する融資額は7,200万円増加して11億4,400万円に、家畜の購入についての融資額は7億5,400万円増加して110億6,300万円に、家畜の育成についての融資額は2億1,900万円増加して4億5,900万円であった。

表9 農業近代化資金融資実績

|           |  | (単位：百万円) |        |        |
|-----------|--|----------|--------|--------|
| 区 分       |  | 14年度     | 15年度   | 16年度   |
| 畜産関係      |  |          |        |        |
| 施 設 等     |  | 4,442    | 9,964  | 7,501  |
| 農 機 具 等   |  | 1,043    | 1,072  | 1,144  |
| 家 畜 購 入   |  | 8,327    | 10,309 | 11,063 |
| (うち肥育素畜等) |  | 6,999    | 8,215  | 8,804  |
| 家 畜 育 成   |  | 77       | 241    | 459    |
| (うち肥育牛)   |  | 49       | 145    | 376    |
| そ の 他     |  | 0        | 0      | 0      |
| ( 計 )     |  | 13,889   | 21,586 | 20,168 |
| 農業近代化資金総額 |  | 52,935   | 61,074 | 56,211 |

表10 農業近代化資金による家畜購入等の内訳

|             |  | (単位：百万円) |        |        |
|-------------|--|----------|--------|--------|
| 区 分         |  | 14年度     | 15年度   | 16年度   |
| 家畜導入資金      |  |          |        |        |
| 乳 牛         |  | 1,110    | 1,647  | 1,684  |
| 乳 牛 以 外 の 牛 |  | 163      | 369    | 525    |
| 豚           |  | 55       | 78     | 6      |
| 馬、めん羊、山羊    |  | 0        | 0      | 44     |
| 肥 育 牛       |  | 6,939    | 8,058  | 8,733  |
| 肥 育 豚       |  | 0        | 16     | 0      |
| 鶏           |  | 60       | 121    | 41     |
| 特 用 家 畜     |  | 0        | 20     | 30     |
| ( 計 )       |  | 8,327    | 10,309 | 11,063 |
| 家畜育成資金      |  |          |        |        |
| 乳 牛         |  | 22       | 7      | 2      |
| 繁 殖 豚       |  | 0        | 15     | 22     |
| 繁 殖 用 肉 牛   |  | 6        | 74     | 59     |
| 肥 育 牛       |  | 49       | 145    | 376    |
| ( 計 )       |  | 77       | 241    | 459    |

## (2) 畜産経営環境調和推進資金

11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うため、畜産経営環境調和推進資金を融通している。

17年度の融資実績は9件、15億200万円であり、その内訳は、処理高度化施設9億5,500万円、共同利用施設5億4,700万円であった。

## (3) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

本資金は6年度に創設され、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金を融通している。

17年度の畜産関係融資実績は、1,199件、431億円で、前年度と比べて4億円増加した。

また、畜産関係融資は融資額全体の66.7%を占め、その内訳は、酪農26.3%、肉用牛13.7%、養豚13.3%、

養鶏12.0%であった。

## (4) 農業改良資金

59年度に畜産振興資金供給事業として発足した畜産振興資金は、60年度に、農業改良資金のうち合理的な農業の生産方式を図るための資金(生産方式改善資金)に組み入れられ、その後、61、元、4、7、13年度には、資金内容の拡充が図られた。

14年度には、分かりやすく、使いやすい資金制度とするための各種制度資金の抜本的見直しにより、国が指定する特定の農業技術を導入するための資金から、担い手の創意工夫により新作物や新技術の導入などにチャレンジするための資金に変更され、それに伴い、畜産振興資金等の作目別資金は廃止された。また、都道府県からの直接貸付けに加え、民間金融機関からの貸付けを追加するとともに、民間金融機関からの貸付については、農業信用基金協会による債務保証の対象とするなどの措置が講じられた。

平成16年度には、農作業受託に必要な資金が貸付対象に追加され、また就農計画の認定を受けた農業法人等に償還期間の特例措置が設定された。

## 第11節 畜産技術対策

## 1 家畜改良増殖対策事業

## (1) 乳用牛改良増殖推進

## ア 乳用牛群検定普及定着化

乳用雌牛の的確な選抜淘汰や飼養管理の改善を通じ、泌乳能力の向上、乳質の改善、選択的利用を促進し、酪農経営の改善に大きな役割を果たしてきた乳用牛群検定について、さらに生産性の向上によるコストの低減等を図るため、非検定参加農家への参加促進を一層強化し普及率向上を図り、牛群検定データを利用した指導体制の強化等を推進した。

17年度末現在、46都道府県で、合計10,929戸の農家の570,335頭の牛が能力検定に参加しており、検定頭数でみた普及率は54.5%であった。

## イ 乳用種雄牛後代検定推進

乳用種雄牛後代検定事業は、昭和59年度から牛群検定農家を活用したフィールド方式により全国統一で実施してきたが、改良速度をさらに向上するためには、候補種雄牛の質的向上を図り、成績上位の検定済種雄牛を少数精鋭で利用する必要があることから、より高能力が期待できる候補種雄牛185頭を2期に分けて調整交配するとともに、検定済種雄牛については、総合指数上位40位の利用を推進した。また、



改良体制の強化を図るために国際機関（インターブル）の行う種雄牛の国際評価に参加している。

なお、国内で供用されている種雄牛は、ほぼすべてが本事業による検定済種雄牛となっている。

#### ウ 自動搾乳システム定着化推進

自動搾乳システムを用いた酪農経営における生産性向上を図るため、自動搾乳システムにおける個体能力検定手法を確立し、平成16年度から一部機種について正式に開始してきたが、さらに簡易化を図りつつ精度を向上するために自動搾乳データを集計・分析し、自動搾乳システム経営に適した検定手法、遺伝的能力評価への活用などについて検討した。また、検定器具としての承認が見込まれる自動サンプリング装置をモデル農家へ貸し付け、能力検定の検討のための調査を行った。

#### (2) 肉用牛改良増殖推進

肉用牛の育種改良体制の強化を図るため、優良な育種資源の広域的な利用と全国規模での評価体制の確立により、優良な種雄牛の作出を図る事業を実施した。また、候補種雄牛生産等のための優良な繁殖雌牛群の整備を図る事業を実施した。

#### (3) 中小家畜広域改良推進

中小家畜（豚、鶏）の効率的な改良増殖を図るため、系統造成及び能力検定純粋種豚の維持。改良、遺伝的能力評価の体制整備及び優良種豚の貸付、鶏の育種改良関連新技術の開発。実用化、改良施設の整備等を推進した。

#### (4) 馬改良推進

馬の改良増殖を図るため、馬産技術向上のための研修会を開催するとともに、繁殖農家の組織化による改良組合の育成、改良用基礎雌馬の選定、計画交配、改良用基礎雌馬から生産された産子についての産子調査及び優良種雌馬の購入・貸付けを行う事業を実施した。

## 2 畜産新技術実用化対策事業

### (1) 家畜個体識別情報活用促進

ア 農家等で整備した飼料給与台帳を基に飼養給与履歴等の付加価値情報を収集し、消費者等がインターネットを通じて、個体識別データベースの個体識別情報検索からこれらの情報を検索できる「飼養管理情報提供データベース」の管理及び運営を行い、食の安心情報としての給与飼料情報等の提供を行った。

さらに、「飼養管理情報提供データベース」とリンクしている、給与飼料の製品名から原材料名等を検索するための「製造飼料データベース」の運営を行

った。

イ 個体識別情報の有効活用を図るため、農協等の既存システムの牛個体情報を個体識別番号で連携させるシステム（人工授精システム）のモデル実証を行った。

### (2) 受精卵移植普及定着化

受精卵移植技術の高位平準化及び一層の普及・定着化を図るため、技術者養成のための研修・巡回指導等を実施するとともに、受精卵移植技術の簡易化、安定化を図るために、各都道府県畜産試験場が連携して共同試験を行う事業を実施した。また、優良な種雌豚の効率的利用及び慢性疾病の清浄化等の有効な手段となる、豚の受精卵移植に必要な器具機材などの整備、実用化試験を実施した。さらに、酪農及び肉用牛経営の収益性の向上に結びつくと期待される家畜受精卵を用いた雌雄産み分け技術及び核移植技術について、技術者を養成するための技術講習会の開催、技術向上のための技術検討会、産子についての調査等を行うとともに、受胎率向上を図る取り組み等を畜産試験場で実施した。

### (3) DNA 育種基盤確立

バイオテクノロジーの進展の中で、DNA 解析技術の利用による育種・改良技術の飛躍的向上が期待されている。

このため、疾病記録、血統記録等基礎情報を整備・分析するとともに、疾病記録、検定成績等の明らかな家畜の DNA（血液等）の確保・分析を進め、DNA 育種の基盤を整備した。

#### ア 家畜の疾病記録及び血統記録解析

血統的に疾病に強い家畜を選び出すため、疾病記録及び血統記録を収集・整理し、疾病と血統の相関関係を分析するとともに、DNA を確保し、これまでに判明している DNA 型について疾病との関連性の分析を実施した。

#### イ 検定家畜等の DNA 確保・解析

DNA 型を利用した肉質等の遺伝的改良を進めるため、検定家畜等の DNA を確保するとともに、これまでに判明している DNA 型について経済形質との関連性の分析を実施した。

#### ウ マーカーの効果検証

イで特定された DNA マーカーの汎用性及び相互作用効果の検証を実施した。

### (4) 稲発酵粗飼料活用肥育技術確立

稲発酵粗飼料の利用拡大を図るため、肉用牛肥育における給与時期や給与量の検討、稲発酵粗飼料の品種の比較試験、混合飼料給与技術の確立、肉質・増体等

への調査を行い、体系的な技術として確立するための共同試験を 2 県で実施し、事業推進のための推進会議の開催、技術の普及のための技術マニュアルの作成を行った。

### 3 中央畜産技術研修

国及び都道府県等の畜産技術者を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体及び独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として畜産に関する高度な知識を付与し、技術水準を高めるとともに、技術能力の増大と業務の効率化を促進することを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための特別研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会の主要な講師として本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。

17年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、管理者、畜産統計処理、国際化対応 A・B、飼料、草地・自給飼料 A・B、畜産会計、畜産経営診断 A・B、畜産施設・機械、肉用牛、畜産環境保全 (I) (II)、畜産経済、酪農、畜産新技術 A・B、養鶏、養豚、畜産物の安全性、公益法人会計、時事問題 (I) (II) の各部門 (22講座) について短期研修 (各 3 ～ 12 日間延べ 107 日) を実施し、合計 726 名が受講した。

## 第12節 飼 料 対 策

### 1 自 給 飼 料 対 策

#### 草地開発整備対策

#### (1) 草地開発整備関係調査

##### ア 草地整備等技術指針作成調査

草地の開発・整備に関する技術的課題の解決及び事業コストの縮減に資する技術の評価導入等に取り組み、その成果を「草地開発整備事業計画設計基準」等に反映させるための調査を実施した。

(予算額 4,100 万円)

##### イ 草地整備等基礎調査

草地開発整備事業等を巡る情勢の変化に伴う新たな課題について対応策を見いだし、事業制度への迅

速な反映等を図るための調査を実施した。

(予算額 3,200 万円)

##### ウ 土地資源活用飼料基盤拡大基本調査

飼料生産基盤の面的拡大のため、飼料供給源となりうる土地資源について、活用の実態を調査し、利用上の権利調整等の問題について解決策を検討するとともに、飼料基盤としての利用を図るための基本構想及び整備手法を策定するための調査を実施した。

(予算額 7,000 万円)

##### エ 畜産環境基本調査

混住化地域や環境規制地域において、畜産経営が周辺の環境に及ぼす影響等を調査し、家畜排せつ物の土地還元利用による土地生産力の増強と畜産経営の合理化を図るための方策を見いだし、周辺地域と調和のとれた畜産経営の健全な発展を図るための調査を実施した。

(予算額 5,000 万円)

##### オ 草地基盤再編整備基本調査

地域の畜産情勢の変化等を踏まえ、土地利用の再編を基本とした草地基盤及び地域畜産の再編整備を促進するための調査を実施した。

(予算額 4,000 万円)

##### カ 畜産基盤活性化整備調査

畜産公共事業で整備し、利用率が低下している公共牧場や共同利用施設等を対象として、①利用者自らの分割管理・利用を前提とした公共牧場施設等の更新方策の検討、②外部化組織体の利用を前提とした共同利用施設の有効活用方策の検討を行うことにより、これらの牧場・施設の有効活用を促進するとともに、作業の外部委託を前提とした飼料基盤や利用施設の適正配置等の調査を実施した。

(予算額 4,200 万円)

#### (2) 草地畜産基盤整備事業

草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、次の事業を 121 地区で実施した。(国庫補助金 109 億 9,200 万円)

##### ア 都道府県営草地整備事業

##### (ア) 担い手中核型 (北海道のみ)

北海道における老朽化した草地について、大型機械化体系に対応した効率的な草地への変換を図るため、起伏修正や排水改良等の整備を実施した。

##### a 事業の規模

(a) 事業完了後の受益面積が 500ha 以上 (中山間地域 250ha 以上)

(b) 事業参加者に占める担い手農家のシェアが

事業完了時で、おおむね1/3以上

b 補助率50%

(イ) 公共牧場中核型

事業地区内の公共牧場の役割分担の明確化を図り、再編整備を行うとともに周辺農家の草地等の一体的な整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 公共牧場の既存草地面積がおおむね、北海道250ha以上(中山間地域125ha以上)、都府県100ha以上(中山間地域50ha以上)

(b) 事業終了後の受益面積がおおむね、北海道300ha以上(中山間地域150ha以上)、都府県60ha以上(中山間地域30ha以上)

(c) 完成年度から起算して5年以上経過していること

b 補助率50%

イ 畜産担い手育成総合整備事業

(ア) 担い手支援型事業

担い手への飼料生産基盤の利用集積とあわせて、草地整備改良、関連する草地造成改良、野草地整備改良、放牧用林地整備及び附帯する施設の整備等を行った。

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

(a) 担い手への土地利用の集積(作業受託を含む)の増加率が家畜飼養頭数の増加率を上回ることが確実であること。ただし、その土地の利用集積の増加率がおおむね25%以上。

(b) 事業完了後の受益面積がおおむね30ha(北海道200ha)以上

b 補助率 50%

(イ) 再編整備型事業

担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るため、基本施設整備及び農業用施設整備等を行った。

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

(a) 事業参加者が10人(中山間地域5人)以上  
(b) 家畜飼養頭数(肥育豚換算)がおおむね2,000頭(中山間地域1,000頭)以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭(中山間地域1,500頭)以上に増加することが確実と見込まれる地区

(c) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね1/2以上

(d) 事業完了後の受益面積がおおむね30ha(中

山間地域15ha)以上

b 補助率 50%(離島55%、沖縄・奄美2/3)

ウ 草地林地一体的利用総合整備事業

中山間地域等において、林地や草地等農用地を谷を単位とした土地利用体系に再編整備し、畜産の活用促進等効率的な営農体系の構築を行った。

(ア) 事業の規模

・対象地域要件：次の全てを満たすこと

① 中山間地域関係5法(山振法、過疎法、半島法、離島法、特定農山村法)指定地域であること

② 酪肉近代化計画策定市町村であること

③ 家畜飼養頭数(豚換算)1,000頭以上

④ 次のいずれかを満たすこと

a 林野率が75%以上

b 畑の面積のうち勾配15度以上の面積が1/2以上

c 田の面積のうち勾配1/20以上の面積が1/2以上

d 積算気温が著しく低く、かつ大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ林野率50%以上等

・実施地区要件：次のすべてを満たすこと

① 林地と草地等農用地が混在し、これらの土地の一体的再編整備により畜産の活用促進が見込まれること

② 草地、林地等の受益面積が30ha(林野率が高い地域等にあつては15ha)以上、気候的条件の厳しい地域にあつては60ha以上

③ 受益面積のうち既耕地等の整備面積が1/2以上

(イ) 補助率 55%、50%

エ 担い手育成草地集積事業

a 貸付額 対象事業費の10%相当以内

b 償還期間 25年(うち据置10年)以内

c 貸付利率 無利子

(3) 畜産環境総合整備事業

家畜排せつ物処理施設、たい肥の還元用草地等の整備促進等を通じた畜産を核とする資源リサイクルシステムの構築、さらには草地景観等の多面的な機能を活用したふれあい施設の整備等を通じ、自然・環境に調和した畜産への理解の醸成を図りつつ、地域社会の活性化を図るため、都道府県の自主性を活かし、全国的な見地から必要とされる広域的・モデル的な畜産環境の整備を実施する畜産環境総合整備事業6地区(国庫補助金5億3,600万円)及び地方の実情に合わせた事業推進と地方分権の着実な推進を図る観点から、地方公



共同体の自主性を活かした畜産環境総合整備統合補助事業54地区（67億1,000万円）を実施した。

#### ア 畜産環境総合整備事業及び畜産環境総合整備統合補助事業

##### (ア) 資源リサイクル型

##### a 事業規模

- (a) 将来にわたり畜産主産地として発展が見込まれる地域であって、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。
- (b) 事業の実施計画が、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき家畜排せつ物の利用の促進が図られるものであること。
- (c) 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（環境負荷脆弱地域の場合又は事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね1,000頭）以上であること。
- (d) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者が原則として10人（環境負荷脆弱地域の場合又は事業主体が市町村等の場合にあつては、5人）以上であること。
- (e) 基盤整備費及び施設整備費に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね30ha（ただし、事業主体が市町村等又は事業参加者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね10ha）以上であること。
- (f) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。

##### b 補助率

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 内地、北海道 | 1/3、45%、50%、55% |
| 離島     | 1/3、50%、55%、60% |
| 沖縄     | 1/3、50%、60%、75% |

##### (イ) 草地畜産活性化型

##### a 事業の規模

- (a) 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること。
- (b) 草地景域活用活性化施設等施設用地の造成整備又は草地景域活用活性化施設の整備を行うとともに、環境保全に配慮した整備計画となっていること。
- (c) 基盤整備に係る受益面積がおおむね30ha（事業主体が市町村等の場合にあつては、お

おむね10ha）以上であること。

- (d) 事業実施地区における事業完了後の草地面積が北海道以外にあつては、おおむね100ha（事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね30ha）以上、北海道にあつては、おおむね300ha（事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね50ha）以上が見込まれる地域であること。
- (e) 事業実施地区における家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（事業主体が市町村等の場合にあつては、おおむね1,000頭）以上であること。
- (f) 本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。

##### b 補助率

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 内地  | 1/3、40%、45%、50% |
| 北海道 | 1/3、45%、50%     |

##### (4) 飼料基盤活用の促進（強い農業づくり交付金）

畜産主産地等で一定規模要件をもって実施する飼料基盤整備を補完しながら、地域の実情に対応したよりきめ細かな飼料基盤整備等を35地区で実施した。

##### ア 事業の規模

事業参加者が3人以上の農業者又は1以上の農業生産法人であり、基本施設整備事業に係る受益面積が5ha以上

##### イ 補助率

北海道及び内地50%、離島55%、沖縄県及び奄美群島60%

##### (5) 草地流動化促進の取組（強い農業づくり交付金）

草地畜産基盤整備事業実施地区において、引き続き担い手育成草地集積事業を推進するとともに、連担団地の形成等高生産性の草地基盤の構築を図るため、担い手農家への土地集積状況等の把握・分析及び連担化等の推進並びに条件整備等を1地区で実施した。

##### ア 事業の規模

受益農家が3戸以上であり、事業実施による成果目標を定めていること。

##### イ 補助率 50%

## 2 飼料作物生産振興対策

飼料自給率目標の達成に向け、年度ごとの行動計画に基づく関係者一体となった飼料増産運動を展開しつつ、自給飼料増産のための総合的な条件整備及び飼料増産に向けた意欲的な取組への支援を行い、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上に資するため、次の事業を実施した。



### 飼料増産の取組（強い農業づくり交付金）

#### ① 推進事業

飼料増産運動を展開するための都道府県及び市町村段階における飼料増産行動会議等の開催並びに現地指導を推進。

また、新技術の確立・普及等による飼料生産の拡大を図るため、飼料生産利用技術の確立・普及、地域の実情に応じた飼料増産に係る技術・営農実証等を推進。

#### ② 整備事業

自給飼料生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、優良品種の選定・普及に必要な条件整備、高生産性飼料生産システムの確立、TMR センターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用等に必要な作付条件整備、施設機械の整備並びに当該施設機械のリース等を推進。

### 3 耕畜連携による飼料作物生産振興対策

耕畜連携により水田における稲発酵粗飼料や飼料作物の生産拡大、稲わらの利用拡大を推進するため次の事業を実施した。

#### (1) 耕種作物活用型飼料増産の取組 (強い農業づくり交付金)

#### ① 推進事業

耕種作物を活用した飼料増産を図るため、耕種農家と畜産農家の利用供給契約締結の円滑化のための推進員の設置、稲発酵粗飼料の生産利用に係る技術の確立・普及、稲発酵粗飼料に適した品種種子の増殖、展示ほ場等による技術指導等を推進。

#### ② 整備事業

水田飼料作物の作付拡大の条件整備を図るため、稲わら等有機資源の収集・供給・堆肥との交換、水田地帯における繁殖経営育成粗飼料の広域流通に必要な施設機械等の整備及び当該施設機械のリース等を推進。

#### (2) 国産粗飼料増産対策事業

#### ① 稲発酵粗飼料の家畜への給与を実証的に行う取組を推進。

#### ② 生産組織等が肉用牛農家等へ飼料用稲わら等を収集・調製し、安定的に供給する取組を推進。

### 4 流通飼料対策

#### 飼料の需給及び価格の安定

##### (1) 17年度の飼料需給の動向

#### ア 飼料の総合需給

17年度の飼料の総合需給規模（概算）は、可消化養分総量（TDN）で前年度をわずかに下回る2,508万t（0.1%減）と見込まれる。その内訳は、粗飼料が541万t、濃厚飼料が1,967万tである。

濃厚飼料のうち、輸入によるものは1,745万t、純国内産は222万tと見込まれる。

#### イ 飼料穀物の国際需給

2005/06年度の世界の粗粒穀物の生産量は、中国、ブラジル、インド等で増加が見込まれるものの、米国、EU25等で減少が見込まれることから、世界全体では前年を下回る9億7,751万t（対前年比3.6%減）と見込まれる。

また、消費量は、米国、中国、ブラジル等で増加が見込まれることから、9億8,879万t（対前年比1.3%増）と見込まれる。

期末在庫量は、消費量が生産量を上回ることから、1億6,695万t（対前年比6.3%減）、期末在庫率は16.9%と見込まれる。

#### ウ 飼料穀物の国際価格

飼料穀物の国際価格の指標となつてくるともろこしのシカゴ相場は、17年初頭は概ね200\$/buで軟調に推移していたが、米国の新穀について、作付けの進捗は平年を上回るペースで順調に進んだものの、乾燥天候による生育への影響懸念から7月には260\$/bu程度まで上昇した。その後、前年につぐ高い水準の生産量が確保されると見込まれたことから下落した。

11月以降は、エタノール需要の増加に伴い在庫水準が大幅に減少すると見込まれたこと等により上昇し、18年3月末では230\$/bu程度となっている。

#### エ 配合飼料の需給及び価格の動向

配合・混合飼料の生産量は、昭和63年度をピークに家畜飼養頭羽数の減少に伴って緩やかに減少し、近年は2,400万トン前後で推移しており、17年度の生産量は前年度をわずかに上回る2,411万tとなった。この内訳をみると、配合飼料は前年度比0.8%増の2,355万t、混合飼料は前年度比1.6%増の56万tとなった。

配合飼料価格については、17年4月以降、南米の干ばつの影響による大豆減産懸念からシカゴ相場が堅調に推移していること、大豆油かすの国内需給が逼迫していること及び為替相場が円安傾向で推移したことを背景に42.6千円/tまで上昇したが、10月には、米国のとうもろこしの生産量が、前年に引き続き高い水準で確保されると見込まれシカゴ相場が

下落したことや大豆油かす輸入増に伴う国内需給の緩和から下落した。

18年1月には、為替相場が円安傾向で推移していること等から上昇し、それ以降は、横ばいで推移し、3月には43.3千円/t程度となっている。

表11 主要飼料原料の輸入価格

(単位：円/t)

| 品名     | 15年度   | 16年度   | 17年度   |
|--------|--------|--------|--------|
| とうもろこし | 16,065 | 18,865 | 16,848 |
| こうりゃん  | 16,127 | 18,884 | 17,163 |
| 大豆油かす  | 31,867 | 36,362 | 33,223 |
| 魚粉     | 72,640 | 76,209 | 80,072 |

資料：財務省「貿易統計」

表12 配合・混合飼料の用途別生産量

(単位：千t)

| 用途     | 15年度   | 16年度   | 17年度   |
|--------|--------|--------|--------|
| 採卵鶏用   | 7,001  | 6,571  | 6,602  |
| ブロイラー用 | 3,655  | 3,615  | 3,728  |
| 養豚用    | 6,193  | 6,030  | 5,984  |
| 乳牛用    | 3,410  | 3,388  | 3,387  |
| 肉牛用    | 4,200  | 4,182  | 4,262  |
| その他    | 143    | 131    | 145    |
| 計      | 24,602 | 23,916 | 24,109 |

## (2) 飼料穀物備蓄対策

我が国は飼料原料の大宗を海外からの輸入に依存しており、海外主要産国の凶作等による供給力の急減、港湾ストライキ等による需給のひっ迫により畜産経営に重大な影響が及ぶおそれがある。こうした事態に対処し、飼料の安定的供給を図るため一定量の飼料穀物の備蓄を行う必要がある。

このため、飼料穀物備蓄対策の推進に努め、社団法人配合飼料供給安定機構等が飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん60万t）の備蓄を行うのに要する費用を助成するほか、備蓄用サイロの建設資金について利子補給を行っている。（17年度予算額45億3,621万円）

また、とうもろこし・こうりゃんの代替となる大麦等の備蓄については、国自らが実施しており、17年度については、大麦10万t、米25万tの合計35万tの備蓄を実施した。

## (3) 配合飼料価格安定対策

配合飼料価格の上昇は、飼料費が畜産物生産費の大きな部分を占めていることもあって畜産経営に大きな影響を及ぼすことから、配合飼料価格が値上がりした場合に補てんを行う通常補てん制度と異常補てん制度を設け、畜産経営に対する影響の緩和を図っている。

通常補てん制度は、民間が自主的に積み立てた基金

により、原則として、当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均配合飼料価格を超える場合、その超える部分を限度にその価格差を補てんする制度であり、異常補てん制度は、通常補てん制度では対処し得ない大幅な値上がりがあった場合に、国と民間が2分の1ずつ積み立てた基金によりその価格差を補てんする制度である。

17年度においては、第4四半期に、為替が円安傾向で推移したこと等を反映して配合飼料価格が引き上げられことから通常補てんが5期ぶりに発動された。

異常補てん原資の積増しのため、1億円の国庫助成を行った。

## (4) 飼料需給安定法の運用

### ア 17年度飼料需給計画

飼料需給安定法に基づき政府が行う17年度における輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しは、表13の飼料需給計画によることとした。この計画は、国が取り扱っている麦類を対象として、17年度において、飼料の需給の安定に必要な数量を予定したものである。

表13 17年度飼料需給計画

(単位：千t)

| 品目     | 期首持越  | 買入数量  | 売渡数量  | 期末持越  |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 小麦     | 0     | 110   | 110   | 0     |
| 大麦     | 137   | 1,363 | 1,400 | 100   |
| (うち備蓄) | (100) | (0)   | (0)   | (100) |
| 計      | 137   | 1,473 | 1,510 | 100   |

この飼料需給計画は、飼料問題懇談会で検討のうえ、農林水産大臣が飼料需給安定法に基づき、17年3月に計画策定したものである。

### イ 17年度の輸入飼料の需給実績

政府が飼料需給安定法に基づいて17年度に実施した輸入飼料の需給実績は、表14のとおりである。

表14 17年度飼料需給実績

(単位：千t)

| 品目     | 期首持越  | 買入数量  | 売渡数量  | 期末持越 |
|--------|-------|-------|-------|------|
| 小麦     | 0     | 93    | 93    | 0    |
| 大麦     | 131   | 1,184 | 1,221 | 94   |
| (うち備蓄) | (100) | (0)   | (0)   | (94) |
| 計      | 131   | 1,277 | 1,314 | 94   |

## (5) その他

平成10年5月の「新たな麦政策大綱」の決定に基づき、飼料用麦の輸入について、国家貿易の枠内において、輸入方法の弾力化や多様化等を図り、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とす

るため、11年度から飼料用輸入麦の同時契約（SBS）方式を導入しており、17年度においては、同方式により飼料用小麦93千t、飼料用大麦1,040千tが輸入された。今後、実施状況等を見極めつつ、対象数量を設定することとしている。

## 第13節 中央競馬及び地方競馬

### 1 中央競馬

17年度（1～12月）の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は2兆8,946億円、入場人員は812万人となり、前年比では売得金で2.6%の減少、入場人員で0.2%の増加となった。

場外発売は、北海道4か所（札幌、釧路、静内、室蘭）、関東17か所（銀座、後樂園、新宿、渋谷、錦糸町、浅草、新橋、汐留、横浜、伊勢佐木、銀座通り、石和、立川、田無、新白河、横手、津軽）、関西12か所（梅田、難波、道頓堀、京都、神戸、名古屋、広島、米子、小郡、高松、八幡、佐世保）の計33か所の場外発売所のほか電話投票所及び非開催競馬場等を使用して行われており、総売上額の91.0%に相当する2兆6,345億円を発売した。

この結果、売得金総額の10%に相当する2,894億円を第1国庫納付金として納付するとともに、17年度決算により生じた利益剰余金の50%に相当する160億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録または免許を受けなければならないが、18年1月1日現在では、馬主2,381名（うち法人329、組合34）、調教師226名、騎手156名、登録馬7,933頭となっており、またきゅう務員等2,795名となっている。

### 2 地方競馬

17年度（4～3月）の地方競馬は、16年度に競馬開催が2主催者（群馬県競馬組合、栃木県）が撤退したことにより、全国の22競馬場において16主催者（道県2、指定市2、一部事務組合12）の開催となった。開催状況は、開催回数289回（うち特別競馬として1回を含む。）、開催日数1,515日、入場人員521万人、売得金額3,691億円となり、前年比では入場人員は14.9%、売得金は4.4%それぞれ減少した。

また、地方公共団体の一般会計等への繰入はなかつ

た。

地方競馬の馬主、調教師、調教師補佐、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、18年3月31日現在では、馬主6,243名（うち法人382、組合15）、調教師624名、調教師補佐48名、騎手408名、登録馬16,908頭となっており、また、18年4月1日現在の認定きゅう務員は2,982名となっている。

地方競馬全国協会の業務として行っている畜産振興補助事業の17年度実績は、件数137件、金額は約12億円となっている。

# 第7章 経 営 局

## 第1節 農林漁業関係の税制

### 1 国税に関する改正

平成17年度における国税の改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、平成18年度税制改正において行うべき国・地方を通ずる個人所得課税の抜本的見直しを展望しつつ定率減税を縮減するとともに、住宅税制、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等について適切な措置が講じられた。

農林漁業関係税制については、農業経営の安定化・構造改革の促進、食品の流通・加工、環境対策の推進、農山漁村地域の活性化、森林・林業施策の推進及び水産政策の推進のための各種の税制上の特例措置を講ずるほか、期限の到来する特例措置の適用期限の延長及び一部見直し等所要の措置が講じられた。

各税法の改正法の施行日は原則として平成17年4月1日である。また、『Ⅲ 第162回国会において成立した（する）法律に基づく改正条項』に係る改正については各法の施行日による。

#### (1) 所 得 税 法

拡充事項

(ア) 小規模企業共済制度の適用対象として、農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業（農業の経営）を行う農事組合法人が認められたことに伴い小規模企業共済等掛金控除が適用されることとなった。（法第75条関係）

（注）本措置は、税制改正要望を行わずに措置

(イ) 寄付金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30％（現行25％）に引き上げられた。（法第78条）

#### (2) 登録免許税法

恒久的措置の創設事項

登録免許税法が改正されたことに伴い、次の登録について登録免許税が新たに課されることとなった。

(ア) 農産物検査法に係る登録免許機関の登録等（法別表第1第30の2）

(イ) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に係る登録検定機関の登録等（法別表第1第30の3）

#### (3) 租税特別措置法

ア 創設・拡充事項

(ア) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創設に伴い以下の特例措置が講じられた。

① 同族会社の留保金課税（3,000万円以下10％等）に係る課税停止措置に経営革新計画の承認事業者を追加。（措法第68条の2、第68条の109）

② 経営革新計画により取得する機械等の特別償却（30％）又は税額控除（7％）。（措法第10条の4、第42条の7、第68条の12）

(イ) 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度に旅館業を追加する（過疎地域並みの要件を満たす地域に限る）とともに、機械等の償却率を11％から10％に引き下げたうえ、適用期限が2年延長された。（措法第12条、第45条各条第1項表第1号・第2号、第68条の27第1項）

(ウ) 農地等の贈与税納税猶予制度の適用農業者が平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に特例適用農地等の全てを一定の農業生産法人に使用貸借する等の要件を満たす場合に贈与税の納税猶予を継続させる措置が創設された。（平成17年措法改正法附則第55条）

(エ) 農業信用基金協会等が保証業務の事業譲渡により抵当権を取得した場合の登録免許税の軽減措置（2年目まで0.2％→0.1％、3年目0.2％→0.15％）が創設された。（措法80条の4）

イ 適用期限の延長事項

次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された（(ア)(イ)は3年、(ロ)は1年）。

(ア) 1頭100万円未満の肉用牛を売却した場合に免税とする特例措置等（措法第25条、第67条の3、第68条の101）

(イ) 山林所得に係る森林計画特別控除（控除率：20％）。（措法第30条の2）

(ウ) 植林費の損金算入の特例措置（算入率：35％）。（措法第52条、第68条の38）

(エ) 農協等の貸倒引当金の特例措置（16％増）。（措



法第57条の9、第68条の59)

- (オ) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除（算入率：32%）。（措法第61条）
  - (カ) 農用地利用集積準備金（農業収入の9%、5年間）及び農用地等を取得した場合の課税の特例（圧縮記帳）。（措法第61条の2、第61条の3、第68条の64、第68条の65）
  - (キ) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例措置。（措法第66条の10、第68条の94）
    - ① 鉱工業技術研究組合法
    - ② 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法
  - (ク) 適格退職年金制度等の積立金に係る特別法人税（1%）の課税停止。（措法第68条の4）
  - (ケ) 産業活力再生特別措置法に基づく次の措置
    - ① 認定事業者の設備廃棄等に係る欠損金の繰戻し還付による還付の不適用の除外。（措法第66条の12、第68条の98）
    - ② 認定事業者が事業革新設備を取得した場合の特別償却（40%等）。（措法第11条の4、第44条の4、第68条の21）
  - (コ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）。（措法10条の4、第42条の7、第68条の12）
  - (サ) 過疎地域における工業用機械等に係る特別償却（機械及び装置11%等）。（措法第12条、第45条 各条第1項表第2号、第68条の27第1項）
  - (シ) 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率軽減措置（0.4%→0.15%）。（措法78条）
  - (ス) 農業信用基金協会等が債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等の税率軽減措置（0.4%→0.1%）。（措法第78条の3第3項）
- ウ 整理合理化等事項
- 次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年延長された（(イ)については1年又は2年、(ウ)及び(キ)については縮減のみ）。
- (ア) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却（30%）又は税額控除（7%）について、自走式トレンチャー及び自走式畝立マルチ施肥機が除外された。（措法第10条の4、第42条の7、第68条の12）
  - (イ) 食品産業、畜産農家等が公害防止用設備（汚水処理用設備等）を取得した場合の特別償却率を機

- 械等は16%から14%、構築物は12%から10%に引き下げられた。（措法第11条、第43条、第68条の16 各条第1項表第1号）
- (ウ) 食品企業等が脱特定物質（フロン等）対応型設備を取得した場合の特別償却率が16%から14%に引き下げられた。（措法第11条、第43条、第68条の16 各条第1項表第1号）
- (エ) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP法）に基づく認定事業者が製造過程管理高度化設備等を取得した場合の特別償却率を機械等は12%から10%、建物等は6%から5%に引き下げられた。（措法第11条の8、第44条の8、第68条の25）
- (オ) 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却率を機械等は11%から10%、建物等は7%から6%に引き下げられた。（措法第12条、第45条 各条第1項表第3号、第68条の27第1項）
- (カ) 農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画を実施する認定農業者の農業用機械等の割増償却制度について、新規就農者の割増償却率が30%から20%に引き下げられた。（措法第13条の3、第46条の3、第68条の32 各条第1項第1号、第13条の3第1項第2号）
- (キ) 倉庫用建物等の割増償却制度について、適用対象者を流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する認定又は確認を受けたものに限定された。（措法第15条、第48条、第68条の36）
- (ク) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.8%）の対象区域が農用地区域内に限定された。（措法第77条）
- (ケ) 農業協同組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（1%→0.2%等）の税率について、2年目を所有権の移転登記にあっては0.2%から0.4%、地上権又は賃借権の移転登記にあっては0.1%から0.2%に引き上げられた。（措法第78条の2第2項、第3項）
- (コ) 森林組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の不動産の所有権の移転登記等の税率軽減措置（1%→0.2%等）の税率について、2年目を所有権の移転登記にあっては0.2%から0.4%、地上権又は賃借権の移転登記にあっては0.1%から0.2%に引き上げられた。（措法第78条の2第6項、第7項）

- (㌥) 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置について、適用対象から開発して耕作の目的に供される土地とすることが適当な土地が除外された（措法第76条）
- エ 廃止事項
  - 次に掲げる特例措置が廃止された。
  - (㍑) 産業活力再生特別措置法の認定事業者に係る特例措置について、共同事業再編計画に従って共同出資会社を設立するために現物出資した場合の譲渡益課税の特例措置（圧縮記帳）。（旧措法第66条、第68条の86）
  - (イ) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却。（旧措法第18条、第52条、第68条の39）
    - ① 鉱工業技術研究組合法
    - ② 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法
  - (㍒) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林業担い手育成施設に係る特別償却（建物7％等）。（旧措法第43条の3、第68条の18 各条第2項2号）
  - (㍔) 多極分散型国土形成促進法に基づく中核的民間施設に係る特別償却（7％）。（旧措法第43条の3、第68条の18 各条第1項1号）
  - (㍕) 増加試験研究費等の税額控除制度の範囲から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の試験研究を除外。（旧措法第10条、第42条の4、第68条の9 各条第1項）
  - (㍖) 牛海綿状脳症対策実施のため飼料安全法に基づき整備される飼料製造用機械等の特別償却制度（機械等18％等）。（旧措法第44条の8、第68条の25 各条第1項）
  - (㍗) 農林中央金庫等が特定漁業協同組合等から事業譲渡により不動産に関する権利等を取得した場合の所有権の移転登記等の登録免許税率の軽減措置。（旧措法第78条の2第3項）

#### オ その他

- (㍑) 農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予の特例の適用対象から、一定の特定遊休農地が除外された。（措法第70条の4、第70条の6）
- (イ) 農地等に係る相続税の納税猶予の特例について、特例農地等の全部を担保に供した場合であっても、3年毎に農業経営に関する事項等を記載した届出書の提出が義務付けられた。（措法第70条の6）

## 2 地方税に関する改正

平成17年度における地方税の改正は現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税の縮減、所得譲与税の増額、法人事業税の分割基準の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて国有提供施設等所在市町村助成交付金等について所要の改正が行われた。

施行日は原則として平成17年4月1日である。また、『Ⅲ 第162回国会において成立した（する）法律に基づく改正条項』に係る改正については各法の施行日による。

### (1) 道府県民税及び市町村民税

#### 延長事項

次に掲げる特例措置について適用期限が3年延長された。

- (㍑) 1頭100万円未満の肉用牛を売却した場合に免税とする特例措置。（法附則第6条）
- (イ) 適格退職年金制度等の積立金にかかる特別法人税の課税停止措置。（措法第68条の4による特別法人税の課税停止に伴うもの）

### (2) 不動産取得税

#### ア 創設・拡充事項

農地等の贈与税納税猶予制度の適用農業者が平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に特例適用農地等の全てを一定の農業生産法人に使用貸借する等の要件を満たした贈与税の納税猶予の継続が認められるときに不動産取得税の徴収猶予を継続させる特例措置（3年間）が講じられた。（法附則第12条第5項）

#### イ 適用期限の延長事項

次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された。

- (㍑) 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき農業振興地域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除等）。（法附則第11条第3項）
- (イ) 入会林野整備等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置（入会権の持分相当額を減額）。（法附則第11条の4第3項）
- (㍕) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画、認定事業共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に対

する減額措置(税額から1/6を控除)。(法附則第11条の4第5項)

#### ウ 整理合理化等事項

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく林業経営改善計画の認定を受けた者が知事のあっせんにより林地を取得した場合の課税標準の特例措置について控除割合を取得価格の1/3から1/4に引き下げたうえ、適用期限が2年延長された。(法附則第11条第20項)

#### エ 特例措置の廃止

次に掲げる特例措置が廃止された(ア)については1年間の経過措置を講じる)。

- (ア) 食品流通構造改善促進法に基づき農林漁業金融公庫資金の貸し付けを受けて農業協同組合等が取得する保管、生産又は加工の用に供する共同利用施設に係る課税標準の特例措置。(法附則第11条第2項(旧法第73条の14第6項))
- (イ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置(取得価格の1/6控除等)。(旧法附則第11条第4項)

### (3) 固定資産税・都市計画税

#### ア 整理合理化等事項

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減されたうえ、適用期限が2年延長された(ア)は1年延長)。

- (ア) 流通機能の高度化に寄与する倉庫等に対する課税標準の軽減措置(5年間1/2控除等)について、対象施設の保税蔵置場である倉庫が対象から除外された。(法附則第15条第3項)
- (イ) 地域エネルギー利用設備(木くず焚きボイラー)の課税標準の特例措置について、控除割合が引き下げられた(課税標準とされる価格の5/6から7/8)。(法附則第15条第14項)

#### イ 廃止事項

- 次に掲げる特例措置が廃止された(ア)(イ)については経過措置が講じられた)。
- (ア) 牛海綿状脳症対策実施のため整備される死亡牛の化製処理用家屋等の課税標準の特例措置。(旧法附則第15条第50項)
- (イ) 牛海綿状脳症対策実施のため飼料安全法に基づき整備される飼料製造家屋等の課税標準の特例措置。(旧法附則第15条第51項)

### (4) 特別土地保有税

平成15年度税制改正において「課税停止」の扱いとなったことから、平成17年度税制改正では特別土地保有税の徴収猶予(非課税措置)に関して、平成16年度末で適用期限が到来するものについては、徴収猶予の根拠規定として適用実績があるものは2年延長し、ないものについては削除された。

(参考) 自民党税制調査会の整理として、非課税措置の適用を受けている特例措置において徴収猶予の適用を受けている場合に限り本措置を講ずるとされた(適用されていない場合は課税停止を適用され、実質的には影響は発生しない)。

なお、特別土地保有税の課税停止が解除される場合には、改めてその取り扱いを協議することとされている。

#### ア 徴収猶予制度の見直し

徴収猶予制度について以下の通り見直された。

- (ア) 非課税土地(法第601条)及び特例譲渡(法第602条)等に係る徴収猶予について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後は、原則として延長期間を最大10年間に制限された。なお、以下の場合には延長期間の終期から2年を超えない範囲で1回に限り延長を可能とする措置が講じられた。

① 土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施行に係る場合においては、上記による徴収猶予期間の延長が可能な期間内に当該期間を超える事業施行期間の認可を得ているときは、当該認可期間まで延長できる。

② 災害が発生した場合

③ なお、これらの見直しは、地方公共団体等が施行する土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係るもの、国又は都道府県が作成した総合的な地域開発計画に係るものについては適用しない。

- (イ) 特例譲渡として徴収猶予されている土地で、同条1項1号ニに規定される「宅地供給に資する土地」のうち一定の土地について、納税義務を免除する時期を現在の譲渡時から土地の造成等をし、譲渡をするための公募をした時点に見直された。
- (ウ) 現状1回に制限されている計画変更(法附則31条の3の3)を2回可能とされた。

#### イ 適用期限の延長事項

次に掲げる特例措置について適用期限を2年延長された。

- (ア) 過疎地域における製造業等の用に供する土地に係る非課税措置。(法第586条第2項第1号の7)
- (イ) 半島振興対策実施地域における製造業等の用に



供する土地に係る非課税措置。(法第586条第2項第1号の17)

#### ウ 廃止事項

次に掲げる特例措置が廃止された。

- (ア) 山村振興法に基づく認定法人が保全事業等の用に供する土地に係る非課税措置。(旧法第586条第2項第1号の8)
- (イ) 離島振興対策実施地域における製造業等の用に供する土地に係る非課税措置。(旧法第586条第2項第1号の12)

#### (5) 事業所税

#### ア 創設・拡充事項

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の創設に伴い、承認経営基盤強化計画に従って行う事業の用に供する施設に対する資産割及び従業員割の非課税措置が講じられた。(法第701条の34第18号)

#### イ 整理合理化等事項

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減され、適用期限が2年延長された((イ)は縮減のみ)。

- (ア) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者から委託を受けて食品循環資源の再生利用を業として行う者が再生利用の用に供する施設に対する課税標準の特例措置について、対象から食品循環資源飼料化設備が除外された。(法第701条の41表第5号)
- (イ) 多極分散型国土形成促進法に基づく中核的民間施設に係る特例措置について課税標準(事業所床面積)を1/2控除から1/3控除に引き下げ、情報処理施設、電気通信施設又は放送施設、教育施設及び医療施設が除外された。(法附則第32条の7第2項)

#### ウ 廃止事項

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の用に供する施設に対する課税標準の特例措置が廃止された。(旧法第701条の41表第4号)

### 3 第162回国会において成立した(する)法律に基づく改正条項

- (1) 平成16年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成17年法律第2号)

平成16年度の水田農業構造改革交付金等に係る特例措置が講じられた(個人は当該交付金等を一時所得扱い、法人は当該交付金等で固定資産を取得した場合は圧縮記帳)。(所得税・法人税)

- (2) 山村振興法の一部を改正する法律(平成17年法律第7号)

山村振興法が改正されたことに伴い、山村振興法に基づく認定法人が農林水産物の製造・加工事業等を単独で行う場合を追加するとともに、本制度の償却率を15%から13%に引き下げたうえ、適用期限が2年延長された。(措法43条の3、第68条の18 各条第1項)

- (3) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律(平成17年法律第16号)

農業近代化資金融通法及び漁業近代化資金融通法が改正されたことに伴い、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定の特例措置(価格に当該施設の取得価格に対する同法に基づく貸し付けを受けた価格の割合を乗じて得た額を価格から控除)について、農業近代化資金又は漁業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給にかかるものに限定された。

(地法第73条の14第6項)

- (4) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成17年法律第53号)

同法の改正に伴い、次の特例措置が講じられた。

- (ア) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(800万円)の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により特定遊休農地を特定農業法人に譲渡した場合が追加された。(所得税・法人税・住民税)(措法第34条の3第2項第3号、第65条の5第1項第3号、第68条の76第1項、地法附則第34条、第35条)
- (イ) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例における農用地区域等内にある土地等の買換えについて、特定農業法人の譲渡資産及び買換資産の範囲を限定した上、その適用対象に特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る買入協議により特定遊休農地を取得した場合が追加された。(法人税)(措法第65条の7～第65条の9、第68条の78～第68条の80)
- (ウ) 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置(2%→0.8%)について、適用対象となる農用地等の範囲を見直した上、その適用対象に特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る買入協議により特定遊休農地を取得した場合が追加された。(登録免許税)(措法第76条)
- (エ) 特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に基づく協議又は調停により特定遊休農地を取得した場合の



課税標準の特例措置(取得価格の1/3控除)。(不動産取得税)(旧地法附則第11条第38項)

(5) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第67号)

登録免許税法が改正されたことに伴い、日本農林規格による格付けの表示に係る登録認定機関又は外国登録認定機関の登録について登録免許税が新たに課されることとなった。(登録免許税法別表第一第30の3)

(6) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第74号)

登録免許税法が改正されたことに伴い、農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業民宿業者に係る登録実施機関の登録について登録免許税が新たに課されることとなった。(登録免許税法別表第一第30の4)

(7) 森林組合法の一部を改正する法律(平成17年法律第60号)

同法の改正に伴う税制措置については自民党税調において△法扱いとして整理され、既存特例に対する継続適用が講じられた。

## 4 そ の 他

### 1 抜 本 的

#### 1 定率減税の縮減

所得税及び個人住民税に講じられていた定率減税について、所得税は所得税額の20%相当額(限度額:25万円)から10%相当額(限度額:12.5万円)に、個人住民税は個人住民税所得割額の15%相当額(限度額:4万円)から7.5%相当額(限度額:2万円)に引き下げられた。

(注)上記の改正は、所得税については平成18年1月から、個人住民税については平成18年6月徴収分から実施する。

#### 2 所得控除要件の追加

国民年金の保険料に係る社会保険料控除の適用について、当該保険料の支払いをした旨を証する書類を、確定申告書に添付等をし、又は年末調整の際に提出等をしなければならないこととされた。

(注)上記の改正は、平成17年分以降の所得税について適用する。

#### 3 住民税非課税措置の廃止

年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する個人住民税の非課税措置が廃止された。

(注)条規の改正は、平成18年度分以降の個人住民税について適用する。ただし、経過措置として、平

成17年1月1日において65歳に達した者であって、前年の合計所得金額が125万円以下であるものについては、平成18年度分については所得割及び均等割の税額の3分の2を減額し、平成19年度分については所得割及び均等割の税額の3分の1を減額する措置を講ずる。

### 4 住民税の課税強化

(1) 特別徴収義務のある給与支払者は、当該給与支払者から給与の支払いを受けている者が退職した場合には、退職した日の属する年の翌年1月31日までに、当該給与の支払を受けていた者に係る給与所得の金額その他一定の事項を当該給与の支払を受けていた者の退職時における住所所在の市町村別に作成された報告書(給与支払い報告書)に記載し、これを当該市町村の長に提出するものとされた。

ただし、退職した年に当該給与支払者から支払を受けた給与の金額が30万円以下である者に係る給与支払報告書は、提出しないことが出来ることとされた。

(注)上記の改正は、平成18年1月1日以降に退職した者について適用する。

(2) 都道府県知事が市町村長の同意を得て行う個人住民税の滞納処分等について、滞納処分等の実施期間の上限を1年(現行3月)とし、地域単位の要件を廃止するとともに、対象に都道府県が滞納処分等を行っている納税者の当該年度分の滞納に係る徴収金が追加された。

## 2 住宅・土地税制関係

### 1 住宅ローン税制の拡充

住宅借入等を有する場合の所得税の特別控除の適用対象となる既存住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅が加えられた。

(措令第26条第2項第2号)

(注)上記の改正は、平成17年4月1日以降に既存住宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合について適用する。

### 2 相続時精算課税制度の拡充

住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例について、適用対象となる既存住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅が加えられた。(措令第40条の5)

(注)上記の改正は、平成17年4月1日以降に取得す

る既存住宅に係る贈与税について適用する。

### 3 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が2年延長された。(措法第91条)

## 3 金融・証券税制関係

### 1 特定口座の拡充・延長

(1) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例措置について、次の措置が講じられた。

① 平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間に、一定の要件の下で、特定口座に、自己が保管している上場株式等を、実際の取得日及び取得価格で受け入れることができることとされた。(措令附則第11条)

② 特定口座内保管上場株式等を特定口座の開設をしている証券業者に貸し付けた場合において、当該貸付期間後に返還される当該特定口座内保管上場株式等と同一の銘柄の上場株式等を、一定の要件の下で、当該特定口座に、当該貸し付けをした際に当該特定口座において管理された取得価格で受け入れることが出来ることとされた。(措令附則第11条)

(注) 上記の改正は、平成17年4月1日以降に貸し付ける特定口座内保管上場株式等について適用する。

③ 特定口座の取扱者の範囲に日本郵政公社が加えられた。(措法第37条の11の3)

(注) 上記の改正は、平成17年10月1日以降に設定される特定口座について適用する。

(2) 特定口座を開設する証券業者等に開設される特定管理口座(特定口座内保管上場株式等で上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき当該特定口座から移管により保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座をいう。)において、上場株式等に該当しないこととなった日以降引き続き保管の委託がされている当該株式(以下「特定管理株式」という。)につき、株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定管理株式を発行した株式会社の精算終了等の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたこととみなし、かつ、当該損失の金額として一定の金額は当該特定管理株式の譲渡したことにより生じ

た損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができることとされた。(措法第37条の10の2)

(注) 上記の改正は、平成17年4月1日以降に特定口座内保管上場株式等につき上場株式等に該当しないこととなった場合について適用する。

### 2 先物取引関係

先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の適用対象に、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成17年7月1日以降に金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引をし、かつ、当該取引所金融先物取引の差金等決済をした場合の当該差金等決済に係る当該取引所金融先物取引の事業所得及び雑所得が加えられた。(措法第41条の14)

### 3 公開株式関係

上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合の見なし配当課税の特例の適用期限を2年延長する。(措法第9条の6)

## 4 中小企業関係税制

次に掲げる特例措置が創設された。

### 1 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額等の特別控除(措法第10条の7、第42条の12、第68条の15の2)

(1) 青色申告書を提出する法人の各事業年度の所得の金額計算上損金の額に算入される教育訓練費の額が、その法人の直前2年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された教育訓練費の平均額を超える場合には、3年間の時限措置として、その超える部分の金額の25%相当額の税額控除が認められた。ただし、当期の法人税額の10%相当額を限度とする。

#### (2) 中小企業者等の特例

青色申告書を提出する中小企業者等については、上記の制度の適用に代えて、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額に対し次の控除率による税額控除が認められた。ただし、当期の法人税額の10%相当額を限度とする。

① 教育訓練費増加率(当期の教育訓練費の額からその直前2年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された教育訓練費の平均額を控除した金額のその平均額に対する割合)が40%以上…20%

② 教育訓練費増加率が40%未満…教育訓練費増

加率×0.5%

(注) 上記の措置は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

## 2 民法組合等の法人組合員の損失算入の規制（措法第67条の12、第68条105の2）

- (1) 組合債務の責任の限度が実質的に組合資産の価格とされている場合等には、その法人組合員に帰属すべき組合損失のうち当該法人組合員の出資の価格として計算される金額を超える部分の金額は、損金の額に算入しないこととされた。

- (2) 組合事業に係る収益を保証する契約が締結されていること等により実質的に組合事業が欠損にならないことが明らかな場合には、その法人組合員に帰属すべき組合損失の全額を損金の額に算入しないこととされた。

(注) 上記の改正は、原則として平成17年4月1日以降に締結される組合契約について適用する。

## 3 法人事業税の分割基準の見直し（地法第72条の48） 次の通り法人事業税の分割基準が見直された。

### 【改正前】

| 事 業         |                                      | 課税標準の分割基準                                                  |
|-------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 非製造業<br>(※) | 銀行業<br>保険業<br>証券業                    | 課税標準の1/2：事業所<br>課税標準の1/2：従業者数（資本金1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を1/2） |
|             | その他<br>(運輸・通信業<br>卸売・小売業<br>サービス業 等) | 従業者数（資本金1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を1/2）                          |
| 製造業         |                                      | 従業者数（資本金1億円以上の法人：本社の管理部門の従業者数を1/2、工場の従業者数を1.5倍）            |



### 【改正後】平成17年4月1日以降に開始する事業年度

| 事 業      | 課税標準の分割基準                          |
|----------|------------------------------------|
| 非製造業 (※) | 課税標準の1/2：事業所数<br>課税標準の1/2：従業者数     |
| 製造業      | 従業者数<br>(資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍) |

※) 鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。

## 4 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）制定に伴う措置（所法第161条、措法第27条の2、第67条の13、第68条の105の3） 組合員の事業所得等の所得計算の特例

有限責任事業組合契約を締結している組合員が、当該組合契約に基づいて営まれる事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得を有する場合、政令で定める所得の損失額（総収入金額－必要経費）があるときは、出資の価格を基礎として政令で定めるところにより計算した金額〔出資額＋（総収入金額－必要経費）－配当額〕を超える部分に相当する金額は、その年分の不動産取得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入しない。

## 5 そ の 他

### 認定 NPO 法人制度の認定要件等の見直し（措令第39条の23）

認定 NPO 制度の認定要件等が次の通り見直された。

- (1) いわゆるパブリック・サポート・テスト（総収入金額のうちに寄付金総額の占める割合が5分の1以上であること）について、直前2事業年度の平均により算定する。ただし、各事業年度の割合が10分の1以上である場合に限る。
- (2) 共益的な活動の制限に係る要件（事業活動のうちに共益的な活動の占める割合が50%未満であること）について、次の通り見直された。



- ① 会員等の範囲から、単なる顧客を除外する。
  - ② いわゆるネットワーク型 NPO 法人 (NPO 法人等の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行うことを主たる目的とする NPO 法人) の会員等に対する助成事業のうち、特定公益増進法人又は認定 NPO 法人が参加する事業を共益的活動から除外する。
  - ③ その割合を直前 2 事業年度の平均により算定する。
- (3) 運営組織、経理及び事業活動に関する要件について、次の通り見直された。
- ① 役員及び社員の親族に係る要件について、親族の範囲を配偶者及び三親等以内の親族に限定する。
  - ② 事業費総額のうちに特定非営利活動事業の占める割合要件 (80%以上) について、直前 2 事業年度の平均により算定する。
  - ③ 受入寄付金総額の 70%以上を特定非営利活動に充当する要件について、直前 2 事業年度の平均により算定する。
- (4) 認定 NPO 法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類について、一定の簡素化が図られた。

## 第2節 農業経営基盤の強化

### 1 農業経営基盤強化促進法

農業経営の規模拡大と農用地の効率的な利用の促進を図ることを目的に、昭和50年に農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により農用地利用増進事業が創設された。また、昭和55年にはこの事業をさらに発展させ、地域全体として農業生産力の増進を図るため、農用地利用増進法が制定され、さらに、平成元年の一部改正を経て、地域の実情に応じた農用地の有効利用と流動化の促進に着実な成果をあげてきた。

その後、近年の農業・農村をめぐる状況の変化に対応して、平成5年、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的に、農用地利用増進法を一部改正し、法律名を「農業経営基盤強化促進法」(以下「基盤強化法」という。)と改めた。

#### (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村が、それぞれ農業経営基盤の強

化のため、基本方針 (基盤強化法第5条の規定に基づき都道府県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針をいう。以下同じ。)及び基本構想 (基盤強化法第6条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。)を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、農地保有合理化法人に関する事項等を定めた。

#### (2) 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する。

この認定農業者に対しては、農林漁業金融公庫による低利融資、農業委員会による農地利用集積の支援、税制上の特例措置、等の施策を重点的に実施することとしている。

#### (3) 農業経営基盤強化促進事業

農用地利用増進法の一部改正に伴い、農用地利用増進事業を農業経営基盤強化促進事業と改め、育成すべき農業経営基盤の強化を総合的に推進する。

##### ア 利用権設定等促進事業

貸し借りを中心に農用地等の権利移動を円滑に進める事業で、市町村が農地の貸し手、借り手の間を調整して、権利の設定、移動をまとめた「農用地利用集積計画」を作成、公告することにより農用地等の貸借、売買を行うものである。

##### イ 農用地利用改善事業

一定地域内の農業者等が協力し、作付地の集団化、農作業の効率化等及びこれらを実施するに当たって必要となる農地利用調整等を進めるための申し合わせ (農用地利用規程) を持った組織を作り、その意向に基づき農用地の有効利用と総合的な農業生産力の向上を進めようとするものである。なお、特に農用地の受け手がいない地域等、将来の農業の担い手の確保に不安がある地域においては、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する農業生産法人や団体を農用地利用規程に明確化 (特定農業法人・特定農業団体) し、当該法人・団体への農用地の利用集積を円滑に推進するための支援措置を講じている。

##### ウ その他農業経営基盤の強化を促進する事業

地域の労働力、機械、施設を有効的に利用するために、農作業受委託のあっせん、受託農業者の組織化等により農作業の受委託を促進するとともに、農業従事者の養成及び確保を促進しようというもので



ある。

#### (4) 体系的な遊休農地対策

都道府県、市町村において遊休農地の発生防止・解消を図るための基本的な計画を策定し、明確な方針の下に、総合的な遊休農地対策に取り組むとともに、農業委員会による指導、市町村長による勧告及び農地保有合理化法人による買入等の協議などの農地所有者等の合意を前提とする措置に加え、都道府県知事の裁定による賃借権の設定、市町村長による遊休農地所有者等に対する措置命令等の措置など、体系的に遊休農地対策に取り組むものである。

#### (5) 特定法人貸付事業

農用地の適正かつ効率的な利用が担保されるよう、賃借権または使用貸借による権利に限定する等の仕組みとした上で、農業生産法人以外の法人による農用地の権利取得の途を拡大し、市町村又は農地保有合理化法人が、市町村基本構想に従い、一定の要件を満たす農業生産法人以外の法人に対し農用地の貸付けを行うことができることとした。なお、本事業は構造改革特区を全国展開するものとして平成17年9月に創設された。

### 第3節 農業者年金制度の推進

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

具体的には、農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）に基づき、昭和45年10月に設立された特殊法人農業者年金基金が、

- ① 農業者年金事業
- ② 離農給付金支給事業
- ③ 農地等の売買賃借及び融資業務

を行ってきた。

しかしながら、その後、高齢化の進展、若い担い手の不足による経営移譲率の低下、1人で受給者約3人を支える構造、保険料負担の増嵩等による保険料収納率の低下等、農政上・年金財政上の大問題に直面した。

このため、食料・農業・農村基本法の理念に即し、国民一般が納得し得る政策年金として再構築することとし、平成13年6月に、農業者年金基金法の一部改正を行い、平成14年1月に新制度に移行したところである。

## 1 新制度の概要

- (1) 政策目的については、食料・農業・農村基本法の理念に即し、担い手の確保に転換、
- (2) 加入要件については、農地の権利名義を有する者から農業に従事する者に変更、
- (3) また、財政方式については、従来の加入者の納付保険料で受給者の年金給付を賄う賦課方式から、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる積立方式に変更、
- (4) さらに、意欲ある担い手に対し、政策支援を行うこととする。

ア 対象者については、

- (ア) 60歳までに20年以上加入することが見込まれる者
- (イ) 必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者
  - a 認定農業者又は認定就農者で青色申告者
  - b aの者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者
  - c 認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者
  - d 35歳未満の後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

イ 政策支援割合は、3／10を基本とし、2／10から5／10の支援を行う。

ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。

- (5) 昭和32年1月1日以前生まれの者で旧制度の経営移譲をした場合には経営移譲年金を受給することができる。この経過的な経営移譲を補完するために農業者年金基金は農地等の借入れ、貸付けの業務を経過的に行う。

## 2 被保険者等の状況（17年度末）

|       |         |
|-------|---------|
| 加入者数  | 81,713人 |
| 被保険者数 | 63,382人 |

## 3 独立行政法人化

特殊法人改革の一環として、平成13年12月19日、「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、この中で、農業者年金基金については、独立行政法人化すること

とされた。

これを受け、平成14年10月、基金を独立行政法人化する法案を提出し、可決・成立、平成15年10月1日に基金は独立行政法人へ移行した。

## 第4節 災 害 対 策

平成17年は、台風、豪雨による災害により、農林水産関係にも大きな被害が発生した。

平成16年12月下旬頃から短い周期で冬型の気圧配置となり、寒暖の変動の大きな状態が冬を通じ継続した。北日本日本海側の降雪量は平年を上回り、東日本以西の日本海側の降雪量は平年を下回ったが、東北地方や北陸地方の山沿いでは大雪となった地域もあった。

地震については、3月20日に震度6弱の福岡県西方沖地震が発生、7月23日には震度5強の千葉県北西部を震源とする地震が発生、8月16日には震度6弱の宮城県沖を震源とする地震が発生した。

6月には梅雨前線が南西諸島から本州南岸に停滞することが多く、南西諸島では記録的な多雨となったが、6月終わりがごろからは梅雨前線が本州に停滞することが多くなり、北陸地方などで大雨となった。梅雨入りは概ね平年よりも遅く、東北地方を除き梅雨明けはほぼ平年並か早かった。4月以降に少雨が続いた東日本太平洋側から西日本にかけては、6月の降水量が記録的に少なくなったことから四国地方を中心に渇水状況となった。その後、9月初めに上陸した台風第14号の降雨により渇水状況は概ね解消したが、秋の降水量も少なかったことから西日本や南西諸島の一部では渇水状況となった。

台風については、台風の発生数は23個（平年26.7個）と少なかった。また、台風第14号の上陸により九州地方を中心に大きな被害があったが、上陸数は3個（平年2.6個）、接近数は12個（平年10.8個）と平年並だった。盛夏期から秋にかけて太平洋高気圧が西に張り出したため、台風は日本の南海上を西進することが多かった。

これらの災害により、農地・農業用施設、林地、林道、森林、農産物、営農施設、漁港、漁業用施設等に大きな被害が発生し、平成17年の農林水産業関係被害は、農林水産物で約200億円、農林水産業施設で約2,000億円の合計総額約2,200億円の被害額となった。

主な災害及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

### 1 地震による災害

#### (1) 福岡県西方沖地震

##### ア 災害の状況

平成17年3月20日10時53分頃、福岡県西方沖の深さ9km（暫定値）でM7.0（暫定値）の地震が発生し、福岡県福岡市中央区、東区及び佐賀県みやき町で震度6弱を記録した。その後、4月20日に震度5強を記録した。

この地震により、福岡県福岡市（特に玄界島）等に重大な被害が発生し、死者1名、負傷者1,087名、住家全壊133棟、住家半壊244棟、住家一部破損8,620棟となった。

農林水産関係では、農地58箇所、農業用施設等141箇所、林地荒廃等14箇所、林道等30箇所、水産関係施設（漁港、漁業用施設等）83箇所、卸売市場及び営農施設等に、総額で128億円の被害が発生した。

##### イ 農林水産省及び政府の対応

農林水産省では発災後直ちに連絡体制を整備し、「福岡県西方沖地震関係局庁連絡会議」を設置（3月20日11：00）、3月20日18：00に会議（計4回）を開催した。

3月26日には小泉総理大臣を中心とした政府調査団（農林水産省からは水産庁の担当官3名を派遣）が現地調査に、4月16日には加治屋農林水産大臣政務官が玄界島を現地調査に、4月20日には岩永農林水産副大臣が福岡市中央卸売市場等を現地調査した。

政府は、「福岡県西方沖を震源とする地震災害対策関係省庁連絡会議」（内閣府防災担当主催）を3月20日20：00（計3回）に開催した。

被害を受けた漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に依頼（3月22日）。

##### ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- ② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等
- ③ 保険対策として、農業共済金の支払い

#### (2) 宮城県沖地震

##### ア 災害の状況

平成17年8月16日11時46分頃、宮城県沖の深さ42

km（暫定値）で M7.2（暫定値）の地震が発生し、宮城県川崎町で震度 6 弱を記録した。また、津波注意報が 11：50 に発表され、宮城県石巻市鮎川では 12：12 に最大波 10cm を記録し、その後、津波注意報は 13：15 に解除となった。

この地震により、負傷者 100 名、住家全壊 1 棟、住家一部破損 984 棟となった。

農林水産関係では、農地 15 箇所、農業用施設等 41 箇所、水産関係施設（漁港 19 漁港）、卸売市場、営農施設等及び果樹を中心とした農作物等に、総額で 5 億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省及び政府の対応

農林水産省では発災後直ちに連絡体制を整備し、「宮城県沖を震源とする地震に関する関係局庁連絡会議」を 8 月 16 日 13：15 に開催した。

8 月 16 日には関係省庁合同情報先遣チーム（農林水産省からは経営局及び水産庁担当官）が現地に派遣された。

政府は、「宮城県沖を震源とする地震災害対策関係省庁連絡会議」（内閣府防災担当主催）を 8 月 16 日 18：20 に開催した。

#### ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、漁港施設災害復旧事業
- ② 保険対策として、農業共済金の支払い

## 2 台風等豪雨災害

### (1) 梅雨前線豪雨（6/27～7/15）

#### ア 災害の状況

6 月 27 日から 7 月 4 日にかけては、東北地方や西日本に梅雨前線が停滞し東北地方、北陸地方、中国地方、四国地方などの各地で大雨となった。特に、6 月 27 日には新潟県で日降水量が 200mm を超え、28 日には同県で 300mm を超えたほか、石川県と富山県で 200mm を超えるなど北陸地方で大雨となった。また、7 月 3 日には山口県で 300mm を、愛媛県で 200mm を超え、4 日にも長野県で 200mm を超えた。

7 月 5 日から 7 月 6 日にかけては、九州地方に梅雨前線が停滞し九州地方を中心に大雨となり、特に、梅雨前線が九州地方南部に南下した 6 日には熊本県で猛烈な雨が降った。

7 月 8 日から 7 月 15 日にかけては、西日本から東日本にかけて梅雨前線が停滞し九州地方を中心に広い範囲で大雨となり、7 月 9 日には和歌山県や静岡県で日降水量が 200mm を超えた。また、7 月 10 日には

熊本県で明け方に一時猛烈な雨が降り、日降水量が 300mm を超えた。

この大雨の影響で、行方不明者 1 名、負傷者 7 名、住家一部破損 2 棟、床上・床下浸水 684 棟の災害が発生した。

農林水産関係では、農地 3,994 箇所、農業用施設 4,223 箇所、林地荒廃等 547 箇所、林道施設 1,711 箇所、水産関係施設、営農施設等、水稻及び大豆を中心とした農作物等に、総額 348 億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の対応

農林水産省は 6 月 28 日 14：15 に「東北地方及び北陸地方の大雨に関する関係局庁連絡会議」を開催、その後会議名を「梅雨前線の大雨に関する関係省庁連絡会議」に改め、会議を開催（計 4 回）した。

政府は、この災害に対し、「平成 17 年 6 月 27 日から 7 月 15 日までの間における梅雨前線による豪雨により発生した災害（梅雨前線豪雨）」として激甚災害の指定（平成 17 年 9 月 9 日政令第 296 号）（5 条及び 24 条関係）を行った。及び「平成 17 年 6 月 27 日から 7 月 15 日までの間の梅雨前線による豪雨により発生した災害」として局地激甚災害の指定（平成 18 年 3 月 10 日政令第 6501 号）を行った。

#### ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業
- ② 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金の支払い

### (2) 台風第 14 号

#### ア 災害の状況

大型で非常に強い勢力の台風第 14 号は、9 月 6 日 13 時頃に熊本県天草下島を通過し、同日 14 時過ぎに長崎県諫早市付近に上陸した後、九州地方北部を通過し、同日夜には山陰沖に抜け、速度を速めながら日本海を北東に進んだ。8 日朝には北海道北部に再上陸し、その後オホーツク海に抜け、同日 15 時には温帯低気圧となった。

9 月 1 日から 2 日にかけて、本州付近に停滞した前線の影響により秋田県で大雨となり、3 日には、台風の北上に伴って前線活動が活発化したことにより鳥取県で大雨となった。

3 日から 8 日にかけて、台風の影響が加わり各地で大雨となり、特に、九州、中国、四国地方では降り始めからの総雨量が 9 月の月間平均雨量の 2 倍を超え、宮崎県では総雨量が 1,000 ミリを超えた。また、



台風の接近、上陸に伴い各地で暴風となった。

この暴風雨により、死者・行方不明者29名、負傷者179名、住家の全壊1,178棟、住家の半壊3,504棟、住家の一部破損2,770棟、床上・床下浸水21,160棟の災害が発生した。

農林水産関係では、農地10,259箇所、農業用施設等6,742箇所、林地荒廃等1,196箇所、林道等6,779箇所、森林被害394ha、漁港被害109漁港150箇所、水産関係施設、営農施設及び水稻、果樹を中心とした農作物等に、総額1,429億円の被害が発生した。

#### イ 農林水産省の対応

農林水産省では9月2日に連絡体制の整備をし、9月5日9:40に「台風第14号に関する関係局庁連絡会議」を開催（計4回）した。

岩永農林水産大臣が宮崎県下を現地調査（9月13日）。

常田農林水産副大臣及び加治屋農林水産大臣政務官が鹿児島県下を現地調査（9月16日）。

9月9日宮崎県に政府調査団（農林水産省からは経営局、林野庁）が派遣された。

政府は、「台風第14号に関する災害対策関係省庁連絡会議」（内閣府防災担当主催）を9月6日16:00に開催（計2回）した。

各地方農政局において「災害対策本部」を設置した（9月5日、6日）。

各森林管理局において「災害対策緊急連絡本部」、「災害対策本部」、「災害対策連絡本部」を設置した（9月6日、7日）。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係金融機関に依頼（9月13日）。

また、農作物等の被害にかかる迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知した（9月7日）。

台風第14号の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底についてを各地方農政局等に通知した（9月5日）。

政府は、この災害に対し、「平成17年9月1日から同月8日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第14号）」として激甚災害の指定（平成17年10月28日政令第329号）（3条、4条、5条、6条、12条（一部）、16条、17条、19条及び24条関係）を行った。

#### ウ 講じた主な対策

① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、災害関連農村生活環境施設復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害

関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、漁業用施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業

② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

### 3 大雪による災害

#### 平成17年1月からの降雪等

##### ア 災害の状況

平成16年12月下旬以降は冬型の気圧配置が継続的に現れ、寒暖の変動が大きい状態が続いた。特に、年末年始、1月10日前後、2月初めに冬型の気圧配置が強まり、北日本や北陸の山沿いでは大雪となった。また、3月上旬前半には強い冬型の気圧配置が強まり、さらに3月中旬には強い寒気が通過したことにより、北日本から中国地方にかけての日本海側の地方を中心に大雪となった。

これらの降雪及び雪解けによる融雪により、農林水産関係では東北、関東、北陸、中国地方の一部で、農作物等、林野関係等に被害が発生した。

農林水産関係では、農地405箇所、農業用施設616箇所、林地荒廃138箇所、林道施設等268箇所及び果樹を中心とした農作物等に、総額で195億円の被害が発生した。

##### イ 農林水産省の対応

政府は、この災害に対し、「平成17年2月5日から5月15日までの間の融雪による災害」、「平成17年2月9日及び同月10日の融雪による災害」、「平成17年3月26日から同月29日までの間の融雪による災害」として局地激甚災害の指定（平成18年3月10日政令第6501号）を行った。

##### ウ 講じた主な対策

① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業

② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金の支払い

### 4 農林水産業防災対策関係予算

17年度の農林水産業防災対策関係予算は、表3のとおりである。



表 3 農林水産業防災対策関係予算

| (単位：百万円)                   |          |
|----------------------------|----------|
| 事 項                        | 17年度予算額  |
| 1 災害予防                     | 26,491   |
| (1) 防災施設整備の整備              | 26,445   |
| 情報収集・伝達体制の整備               | 19       |
| 緊急時の農業水利施設の活用              | 47       |
| 渇水対策のための農業水利施設整備           | 29       |
| 漁港漁村の防災対策施設の整備             | 23,255   |
| 農山村の防災機能強化の促進              | 927      |
| 農地・農業用施設災害の支援技術の強化         | 10       |
| 防災営農対策事業                   | 1,376    |
| 防災林業対策事業                   | 3        |
| 林野火災予防施設の整備等               | 779      |
| 林野火災予防施設の整備等<br>(森林づくり交付金) | 4,431の内数 |
| (2) その他                    | 46       |
| 山地等防災 GIS の整備              | 46       |
| 2 国土保全                     | 268,035  |
| (1) 治山事業                   | 115,567  |
| 国有林治山事業                    | 27,820   |
| 民有林直轄治山事業                  | 6,574    |
| 治山事業                       | 6,391    |
| 治山計画等に関する調査                | 183      |
| 民有林補助治山事業                  | 81,173   |
| 治山事業                       | 51,204   |
| 水土保全林整備治山事業                | 25,530   |
| 共生保安林整備事業                  | 4,439    |
| (2) 地すべり対策事業               | 19,538   |
| 農振局分 直轄                    | 2,969    |
| 補助                         | 5,360    |
| 林野庁分 直轄                    | 4,987    |
| 補助                         | 6,222    |
| (3) 海岸事業                   | 20,737   |
| 農振局分 直轄                    | 3,824    |
| 補助                         | 5,677    |
| 水産庁分 直轄                    | 32       |
| 補助                         | 11,204   |
| (4) 農地防災事業                 | 102,271  |
| 国営総合農地防災事業                 | 44,060   |
| 農地防災事業                     | 56,605   |
| 水資源機構                      | 1,599    |
| 防災対策調査                     | 7        |
| (5) 災害関連事業                 | 5,465    |
| 農業用施設                      | 132      |
| 災害関連緊急地すべり対策事業             | 199      |
| 農村生活環境施設                   | 235      |
| 海岸保全施設等                    | 3        |
| 直轄地すべり対策災害関連緊急事業           | 136      |
| 農地災害関連区画整備事業               | 109      |
| 直轄治山等災害関連緊急事業              | 104      |
| 国有林野内直轄治山災害関連事業            | 625      |
| 災害関連緊急治山等事業                | 1,996    |

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 林地崩壊対策事業                       | 58       |
| 森林災害復旧事業                       | 1,036    |
| 国有林森林災害復旧造林事業                  | 111      |
| 災害関連山地災害危険地区対策事業               | 52       |
| 災害関連山村環境施設復旧事業                 | 10       |
| 漁港等                            | 57       |
| 後進地域特例法適用<br>団体補助率差額           | 602      |
| (6) 地盤沈下対策事業等                  | 3,341    |
| (7) その他の事業                     | 1,116    |
| 保安林整備管理事業                      | 830      |
| 特殊地下壕対策事業                      | 36       |
| 鉱毒対策事業                         | 250      |
| 3 災害復旧等                        | 141,070  |
| (1) 災害融資                       | 410      |
| (2) 災害保険                       | 126,078  |
| 農業共済保険                         | 102,052  |
| 森林保険                           | 5,650    |
| 漁業共済保険                         | 8,567    |
| 漁船損害保険                         | 9,809    |
| (3) 災害復旧                       | 14,582   |
| ア 公共土木施設                       | 1,776    |
| 直轄事業                           | 549      |
| 直轄地すべり防止施設復旧事業                 | 76       |
| 直轄治山施設                         | 148      |
| 直轄漁港                           | 325      |
| 補助事業                           | 1,227    |
| 治山施設                           | 374      |
| 海岸等                            | 89       |
| 漁港                             | 764      |
| イ 農林水産業施設                      | 10,306   |
| 直轄事業                           | 232      |
| 農業用施設                          | 232      |
| 補助事業                           | 10,074   |
| 農地                             | 1,613    |
| 農業用施設                          | 6,970    |
| 林道                             | 1,364    |
| 共同利用施設                         | 100      |
| 漁業用施設                          | 27       |
| ウ 国有林(林道分)                     | 2,500    |
|                                | [13,800] |
| 合 計                            | 435,596  |
| (注) [ ] 書きは、農林漁業金融公庫融資額で外数である。 |          |

## 第 5 節 規模拡大・農地流動化対策

### 1 農地流動化の状況

農地の流動化については、昭和50年以降、所有権移転(売買)によるものから利用権の設定(貸借等)によるものに重点が移ってきている。

近年の規模拡大につながる売買と貸借等を合わせた年間の農地の権利移動面積については、平成5年から平成7年までは毎年9万ha台、平成8年から平成10年までは毎年11万ha台、平成11年から平成14年までは毎年13万ha台、平成15年は14万ha台、平成16年は15万ha台と増加傾向で推移してきている。

平成16年の農地の権利移動面積は15万7千haとなり、前年より1万5千ha上回った。このうち、貸借等によるものが約8割を占めており、中でも農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、権利移動面積全体に占める割合が平成5年の66%から平成16年の77%へと上昇している。

また、農地の権利移動は伴わないが実質的な規模拡大につながる農作業受委託は、2000年農業センサスによると、水稲作販売農家のうち農作業を受託した農家の割合は7%、委託した農家の割合は53%を占めている。

## 2 農地流動化対策

食料・農業・農村基本法が目指す効率のかつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、各種の施策を総合的に実施している。

### (1) 農地利用集積対策

#### ア 担い手農地情報活用集積促進事業

##### (ア) 担い手農地情報活用事業

耕作放棄地の増加や担い手の不足が深刻な地域を中心に、インターネット等により農地情報を集積・公開し、地域外から広範に農地の引き受け希望者を募集できる仕組み（「農地情報集積の場」を活用した農地取引）を構築する。

##### (イ) 担い手農地集積促進支援事業

認定農業者が経営規模拡大を行う場合、当該認定農業者及び当該認定農業者に貸借権の設定等を行う者を構成員とする農用地利用改善団体等が行う規模拡大に伴う集団的・効率的な農地利用のための活動等に対して、農地集積促進費を交付する。

##### (ロ) 担い手農地集積促進整備事業

育成すべき農業経営への農用地の利用集積を促進するため、農地利用集積推進計画及び農地利用図（農地利用プラン）を作成する場合に、必要に応じて農地利用プランの達成に必要な場条件の簡易な整備を実施する。

（予算額 13億5,415万4千円）

#### イ 強い農業づくり交付金（農地利用集積の推進）のうち認定農業者利用調整推進

認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出があった場合に農業委員会が行う利用調整活動を支援する。

（予算額 470億892万2千円の内数）

#### ウ 強い農業づくり交付金（農地利用集積の推進）のうち水田農業経営構造確立緊急対策

米政策改革を促進し、望ましい生産構造を実現するため、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を立てた地域が目標を実現するために必要とする機械及び施設等の整備等を支援する。（本事業の詳細は、第7節を参照。）

（予算額 470億892万2千円の内数）

### (2) 農地保有合理化事業

#### ア 農地保有合理化事業

昭和45年に創設され、平成5年には農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するために行う次の事業からなる。

##### (ア) 農地売買等事業

経営規模縮小農家等から農用地等を買入れ又は借り受けて、当該農用地等を認定農業者等に売り渡し又は貸し付ける事業

##### (イ) 農地売渡信託等事業

離農又は規模を縮小しようとする農家から農地保有合理化法人が農用地等の売渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を引き受けた農用地等の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業

##### (ロ) 農地貸付信託事業

不在村農地所有者の農用地等を農地保有合理化法人が貸付けの方法により運用することを目的に信託を引き受ける事業

##### (ハ) 農業生産法人出資育成事業

農地保有合理化法人が買入れた農用地等を農業生産法人に現物出資又は農地の仲介と併せて金銭出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業

##### (ニ) 研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農希望者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業

平成16年度における農地保有合理化事業の実績は表4のとおりである。

表 4 農地保有合理化事業の実績（平成16年度）

（単位：件、ha）

|     | 買入れ   | 売渡し   | 借受け    | 貸付け    |
|-----|-------|-------|--------|--------|
| 件 数 | 4,599 | 4,682 | 28,630 | 22,881 |
| 面 積 | 7,016 | 7,019 | 11,375 | 11,978 |

## (カ) 農地保有合理化関連事業

## a 農地保有合理化担い手育成地域推進事業

認定農業者へ集中的に利用集積をする必要がある地区を特定し、土地利用調整活動等を実施

している。

## b 農地移動適正化あっせん事業

昭和44年の農振法制定を受けて創設されたもので、農業委員会が農用地区域内の土地の権利の設定又は移転について、その権利の移動が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあっせんする事業である。

事業実績は表 5 のとおりである。

表 5 農地移動適正化あっせん事業実績

（単位：件、ha）

| 事業実施<br>市町村数 | 売 買   |       | 交 換    |     | 賃 貸 借 |        | そ の 他  |       | 総 数   |        |        |
|--------------|-------|-------|--------|-----|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
|              |       |       |        |     |       |        |        |       |       |        |        |
|              | 件数    | 面積    | 件数     | 面積  | 件数    | 面積     | 件数     | 面積    | 件数    | 面積     |        |
| 15年度         | 1,286 | 8,424 | 11,083 | 200 | 35    | 16,610 | 19,222 | 1,128 | 2,166 | 26,362 | 32,507 |
| 16年度         | 1,015 | 8,324 | 12,555 | 401 | 145   | 15,799 | 19,609 | 1,539 | 1,221 | 26,054 | 33,520 |

## イ 農地保有合理化法人

都道府県の定める基本方針に位置付けられた都道府県農業公社については、全都道府県で農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化法人の承認の諸手続が完了している。（47法人）

市町村の定める基本構想に位置付けられ、農地保有合理化法人の承認の諸手続が完了した法人数は、平成17年4月で、市町村農業公社が161、農業協同組合が397、市町村が17となっている。

## ウ (社)全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会は昭和46年に設立され、平成7年2月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地保有合理化法人の行う業務を支援する法人として「農地保有合理化支援法人」の位置付けがなされ、同年4月に社団法人全国農地保有合理化協会が農林水産大臣より指定を受けた。

事業内容は、農地保有の合理化、農用地の整備その他農業構造の改善に資する事業についての啓発、宣伝及び推進、農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導助言、農地保有の合理化に要する資金の供給、助成、債務の保証、その他各種調査・研究等である。

## 3 耕作目的の農地移動等の状況

## (1) 耕作目的の農地移動の状況

## ア 総数の動向（農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法）

平成16年1年間の耕作目的の農地の総権利移動（農地法第3条と農業経営基盤強化促進法による利

用権の設定等の合計）は、全体で34万7,090件（対前年比104.6%）、19万9,023ha（同107.7%）となった。

## イ 自作地有償所有権移転（農業経営基盤強化促進法によるものを含む。）

自作地有償所有権移転は、平成16年は都府県は減少したものの、北海道は増加を示しており、全国では7万88件（対前年比97.8%）、3万1,568ha（同100.8%）であった。

## ウ 農地法第3条による賃借権の設定等

## (ア) 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成16年は6,588件（対前年比113.3%）、4,240ha（同110.4%）となった。

## (イ) 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、昭和51年の農業者年金制度の改正以降、経営移譲年金受給のための権利設定などに伴って推移してきており、平成16年は1万6,735件（対前年比93.4%）、2万6,993ha（同90.9%）となった。

## エ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定

利用権の設定（農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定・使用貸借による権利の設定・農業経営の委託による権利の設定）は、平成16年は22万6,248件（対前年比108.1%）、12万1,057ha（同113.0%）となった。

## (2) 賃貸借の解約、利用権の終了の状況

## ア 農地法第20条に基づく賃貸借の解約等（転用目的の解約等を含む。）

農地法第20条に基づく、農地法等による賃貸借の解約及び農業経営基盤強化促進法による利用権の中



途解約は、平成16年は3万4,536件（対前年比100.9%）、1万7,328ha（同106.5%）となっており、件数、面積ともに増加を示した。

- イ 農業経営基盤強化促進法による利用権の終了  
農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成16年中に利用権が終了したものは11万4,843件（前年比101.6%）、4万7,029ha（106.5%）であった。

ウ 利用権の再設定

利用権（賃借権のみ）が終了したもの（再設定の有無不明を除いたもの）のうち、平成16年中に利用権を再設定したものは件数で75.1%（面積71.4%）を占めており、再設定予定のもの（平成16年中には再設定しなかったが、平成17年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの）は、件数で8.9%（面積12.1%）を占めている。

## 第6節 農業委員会等に対する国庫補助

17年度は、①農業委員会の経費として農業委員会交付金100億5,913万8千円及び農業委員会費補助金1億3,739万2千円、②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議会議員手当等負担金6億784万4千円、③全国農業会議所の経費として農業経営対策事業推進費補助金5,492万1千円の総計108億5,929万5千円が計上された。

また、このほか、17年度に創設した強い農業づくり交付金（農業・食品産業強化対策推進交付金）470億892万2千円の内数として、農業委員会及び都道府県農業会議が事業実施主体となるメニューが措置された。

この内訳は、農業委員会については、農地法等によりその権限に属せられた事項の円滑な処理を期するための委員手当及び職員設置費等の経費のほか、農地法の規定に基づき実施する農地調整事務処理事業及び標準小作料改訂事業並びに農業委員会の持つ農地・農家等の情報を効率的に管理・活用できる体制を整備するための農地地図情報システム等の普及推進、広域連携活動、認定農業者の申し出による農地利用調整活動等を実施するための経費である。

都道府県農業会議については、農地法によりその所掌に属せられた事項の処理に要する経費（会議員手当及び職員設置費）のほか、農業及び農業者に関する調査・研究、認定農業者等の簿記記帳等による経営改善、関係団体との共同事務局の設置、農業委員会委員等の研修、農業委員会の行う事務等への協力、農地調整に係る現地調査等に要する経費である。

また、全国農業会議所については、農業及び農業者に関する調査・研究及び啓もう・宣伝、国際活動の推進並びに都道府県農業会議及び農業委員会が行う認定農業者等の経営管理能力向上のための事業の指導等に要する経費である。

なお、農業委員会数は、18年3月1日現在1,987委員会である。

## 第7節 経営構造対策等

### (1) 強い農業づくり交付金のうち経営力の強化

農林水産関係補助事業の統合・交付金化に伴い、従前の補助事業である経営構造対策事業、アグリ・チャレンジャー支援事業、水田農業経営構造確立緊急対策事業及び経営構造対策推進事業の一部を強い農業づくり交付金に統合した。

#### ア 経営構造対策推進

経営構造対策推進は、経営構造対策（イ参照）、アグリチャレンジャー支援（ウ参照）及び水田農業経営構造確立緊急対策（エ参照）の円滑かつ適正な実施及び確実な効果の発現を図るため、都道府県及び地域段階において次の諸活動を実施するものである。

#### (ア) 都道府県段階

指導助言体制の整備、指導推進会議の開催、評価活動等の支援、情報の収集及び提供、経営確立指導調査、経営構造対策等の点検評価、評価手法研修会の開催、調査及び研究等

#### (イ) 地域段階

事前評価活動及び成果目標の達成阻害要因の分析活動等

#### イ 経営構造対策

経営構造対策は、効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、農業生産を核とした加工・流通・販売等への取組を通じて地域農業の担い手の育成及び確保に結びつく機械及び施設等の整備等を支援するものである。

#### (ア) 事業内容

##### a 経営構造施設等整備

認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備

##### b 経営構造施設等整備附帯事業

経営構造施設等整備の効果的かつ円滑な実施



を図るために必要となる調整活動及び実践的知識・技術の習得活動等

(イ) 成果目標

事業開始年度から 5 年度目（担い手育成緊急地域（経営の零細な農家が多くを占める地域）においては、3 年度目）を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 構造改革重点目標

(a) 認定農業者の育成【必須設定】

(b) 担い手への農地の利用集積

① 利用集積率【必須設定】

② 連担化率【任意設定】

（担い手育成緊急地域の場合）

(c) 認定農業者等の育成【必須設定：i～iiiのうち 1 項目以上を選択】

① 認定農業者の育成

② 農業生産法人の設立

③ 特定農業団体の設立

(d) 担い手への農地の利用集積

① 利用集積率【必須設定】

② 連担化率【任意設定】

b 地区選択目標

地域の課題や取組の方向性を踏まえ、定量的な目標を自由に設定する。

(ウ) 達成すべき成果目標の基準

目標値が次のいずれかの基準を満たしていること

a 認定農業者数が計画時に比べ 50% 以上増加又は計画時から目標年度までの間の認定農業者の増加率が当該市町村の過去 5 年間の認定農業者の増加率以上

b 担い手農地利用集積率が 60% 以上（沖縄県にあっては 40% 以上）に達する又は現状より 10 ポイント以上増加

（担い手育成緊急地域の場合）

目標値が次のいずれかの基準を満たしていること

c 認定農業者数が現在に比べ 1 名以上増加

d 農業生産法人を 1 組織以上設立

e 20ha（中山間地域等にあっては、10ha）以上の農業経営の規模を有する特定農業団体を 1 組織以上設立

f 担い手農地利用集積率が 30% 以上に達する又は現状より 5 ポイント以上増加

ウ アグリチャレンジャー支援

アグリチャレンジャー支援は、農業生産を核とし

て加工、流通、販売、交流等の分野に進出するアグリビジネスを推進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び確保を図ることを目的として、担い手経営体による経営発展に向けたアグリビジネスの取組をハード面から支援するものである。

(ア) 事業内容

a アグリビジネス支援施設等整備

農業生産を核に加工・流通・販売・交流等のアグリビジネスに挑戦する上で必要となる生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備

b アグリビジネス支援施設等整備附帯事業

アグリビジネス支援施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる新たなマーケットの開拓及び実践的な知識・技術の習得活動等

(イ) 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 所得の向上

b 農畜産物等の売上額

c 雇用の拡大

(ウ) 達成すべき成果目標の基準

目標値が次のいずれかの基準を満たしていること

a 構成員のうち農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想における「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に到達する者が 1 以上増加

b 農畜産物等の年間売上額がおおむね 3 千万円以上に達する又は現状に比べ 30% 以上増加

c 施設等の整備や経営展開等により雇用者が 3 人以上又は延べ 700 人・日以上増加

エ 水田農業経営構造確立緊急対策

水田農業経営構造確立緊急対策は、米政策改革を踏まえ、地域水田農業ビジョンに示される担い手への土地利用集積の目標達成を目指し、早期に望ましい生産構造を実現するため、担い手への農地の利用集積面積の一定の増加を目指す地区に対して、集積目標を達成するために必要な地域の創意・工夫に応じた農業機械・施設等の整備等を支援するものである。

(ア) 事業内容

a 水田農業構造改革施設等整備

米政策改革を促進し、望ましい生産構造を実現するため、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を立てた地域が目標を実現するために必要とする機械及び施設等の整備

b 水田農業構造改革施設等整備付帯事業

a の水田農業構造改革施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等

(i) 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 利用集積率（必須設定）

担い手農地利用集積率に関する目標

b 連担化率（任意設定）

a の担い手に利用集積する農地面積に占める連担地の形成がなされた面積の割合に関する目標

(ii) 達成すべき成果目標の基準

担い手農地利用集積率が60%以上（既に60%以上に達している地区においては、利用集積率が現状より5ポイント以上増加すること）

（予算額強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数）

(2) 経営構造対策推進事業

経営構造対策推進事業は、経営構造対策等（(1)参照）の適正かつ円滑な推進及びアグリビジネスの一層の推進を通じた地域農業の構造改革を積極的に支援するため、全国段階において次に掲げる事業を実施するものである。

ア 経営構造対策経営管理指導事業

経営構造対策推進方策検討会及び研修会の開催等

イ 経営構造対策等支援事業

経営構造対策等の普及啓発資料の作成及び配布、地域支援活動、経営アグリビジネススクールの開催等

ウ 新商品・新技術開発プロジェクト事業

(ア) 審査事業

新商品・新技術のアイデアの公募・選定、研究開発への支援活動等

(イ) 研究開発事業

(ア)により選定されたアイデアを実現させるための研究開発等に必要な経費を助成。

エ アグリビジネスサポート事業

アグリビジネスの推進に資する各種調査研究並びにアグリビジネスに取り組む農業者等に対する積極的な情報提供活動及び支援活動の実施等

オ 地域マネジメント高度化支援事業

担い手の経営の多角化やマーケティング活動等に対するアドバイス活動、経営構造対策等の実施による確実な効果発現等を図るための支援活動、実需者との連携に関する支援活動の実施等

（予算額 191,308千円）

(3) 広域連携アグリビジネスモデル支援事業

近年、生産者と食品産業等の実需者が連携して農産物を安定供給・確保する取組、生産者側が共同で加工・販売施設等を生産地以外の都道府県に整備する取組等、農業をビジネスとしてとらえ、都道府県域を超えて生産から加工・流通・販売までを一体として行う取組が見られるようになっている。

このような広域的な取組は、消費者に新鮮で安心・安全な食料を安定供給することを可能とするとともに、地域の経済・雇用を支える重要な役割を果たすことが期待されるが、事業地が複数の都道府県にわたるため、従来の都道府県、市町村を通じた補助事業の体系では、適切かつ迅速な支援ができない状態となっている。

このため、都道府県の枠を超えて行われる広域的なアグリビジネスの取組について、新たなビジネスモデルを創出する先駆けとして全国的な視点から国が直接支援を行い、競争力のある担い手の育成及び国産農産物の競争力の強化を図るものである。

ア 事業内容

(ア) 生産者・実需者連携事業

a 生産施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者等と関連事業者等が連携し、農業生産者等が関連事業者等の求める農畜産物を安定供給するために必要となる土地基盤、生産施設等を整備する取組

b 加工施設等の整備タイプ

農業生産者等と関連事業者等が都道府県域を超えて連携し、農業生産者等が関連事業者等の求める農畜産物及びその加工品を安定供給するために必要となる加工施設、集荷施設等を整備する取組

(イ) 加工・流通拠点整備事業

複数の都道府県にわたる農業生産者等と関連事業者等が連携し、消費者に安全・安心な食料を安定供給するため、事業協同組合等が農畜産物及びその加工品を効率よく販売又は配送するために必要となる施設整備等の取組

(ii) 生産者連携事業

a 生産・加工施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者等が共通した生産技術により農畜産物を生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、土地基盤、生産施設、加工施設等を整備する取組

b 販売施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者等が連携し高付加価値化した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、加工施設、販売施設、食材供給施設等を整備する取組

イ 事業の成果目標及びその基準

事業実施計画承認年度から 3 年度目を目標年度とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

(ア) 生産者・実需者連携事業

a 生産施設等の整備タイプ

(a) 関連事業者等との連携

事業実施主体と関連事業者等の間で取引が行われる連携作物の取扱数量が次の①又は②のいずれかとなること。ただし、現在、連携作物の取引が行われていない場合にあっては、①によるものとする。

① 目標年度において、事業実施主体における連携作物の全取引数量に占める事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降 3 年間以上の取引契約を締結している関連事業者等との取引数量の割合がおおむね 50% 以上

② 目標年度において、事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降 3 年間以上の取引契約を締結している関連事業者等との連携作物の取引数量が、現在に比べおおむね 20% 以上増加

(b) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基盤強化法第 6 条に基づき当該市町村が策定する基本構想（以下、「基本構想」という。）の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が 1 以上増加

b 加工施設等の整備タイプ

(a) 関連事業者等との連携

事業実施主体と関連事業者等との間で取引が行われる連携作物の取扱数量が次の①又は②のいずれかとなること。ただし、現在、連携作物の取引が行われていない場合にあって

は、①によるものとする。

① 目標年度において、当該施設で取り扱う連携作物の全取引数量に占める事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降 3 年間以上の取引契約を締結している関連事業者等へ販売する連携作物の取引数量の割合がおおむね 50% 以上

② 目標年度において、事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降 3 年間以上の取引契約を締結している関連事業者等へ販売する連携作物の取引数量が、現在に比べおおむね 20% 以上増加

(b) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が 1 以上増加

なお、構成員が農業協同組合等の場合は、当該施設に連携作物を出荷する組合員のうち基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が 1 以上増加

(イ) 加工・流通拠点整備事業

a 農業生産者等との連携

目標年度において、事業実施主体と出資関係にある農業生産者等又は目標年度以降 3 年間以上の取引契約を締結している農業生産者等からの取引数量が、整備する施設で取り扱う農畜産物全体のおおむね 50% 以上

(ウ) 生産者連携事業

a 生産・加工施設等の整備タイプ

(a) 農業生産者等との連携

共通した生産技術により生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物の連携販売量が、次の①又は②のいずれかとなること。ただし、現在、連携販売が行われていない場合にあっては、①によるものとする。

① 目標年度において、事業実施主体における連携販売の対象となる作物の全取引数量に占める連携販売量の割合がおおむね 50% 以上

② 目標年度における連携販売量が、現在の連携販売量に比べおおむね 20% 以上増加

(b) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想の目標とすべき所得水準に



年間所得が到達する者が1以上増加

なお、事業実施主体が農業協同組合等の場合は、当該施設を利用する組合員のうち、基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

b 販売施設等の整備タイプ

(a) 農業生産者等との連携

事業実施主体において、事業実施主体と出資関係にある農業生産者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している農業生産者等との間で取引が行われる農畜産物の連携取扱量が、次の①又は②のいずれかとなること。ただし、現在、連携した農畜産物の取扱いが行われていない場合にあっては、①によるものとする。

① 目標年度において、当該施設で取り扱う農畜産物の総量のうち、連携取扱量の割合がおおむね50%以上

② 目標年度における連携取扱量が、現在の連携取扱量に比べおおむね20%以上増加

(b) 基本構想における目標とすべき所得水準到達者の育成

目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

なお、構成員が農業協同組合等の場合は、当該施設に農畜産物を出荷する組合員のうち基本構想の目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加

(予算額 1,200,000千円)

(4) 人権問題啓発推進事業

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月6日 法律第147号)の基本理念に則り、全国農林漁業関係団体がその職員等を対象に実施する人権教育・啓発活動を支援する。

(予算額 11,498千円)

(5) 人権問題啓発推進事業委託

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月6日 法律第147号)の基本理念に則り、地域レベルの農林漁業関係団体の職員を対象にする人権教育・啓発活動を都道府県に委託する

(予算額 26,349千円)

(6) アイヌ農林漁業対策事業

アイヌ農林漁業対策事業は、北海道におけるアイヌ関係農林漁業者の経営の近代化と生活水準の安定向上を図ることを目的とし、昭和51年度から実施している

ものである。平成17年度においても本事業を引き続き実施し、農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設の整備を支援する。

(予算額 49,841千円)

(7) 農業経営 IT 活用支援推進事業

情報通信技術(IT)は、経営や流通の効率化・高度化等企業的農業経営の展開を図るために多面的に活用できる有効な手段であり、「e-Japan 重点計画2004」の方針等に則り、農業経営の一層の高度化・効率化等に資する情報利活用システムの充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、①インターネットを活用した双方向での情報の受発信や相談を簡便に行えるシステムの構築、②次世代 IP 通信技術の農業分野への導入の基礎作りのための研究開発、③生産技術の高位平準化や経営の高度化等に資するための解析システム、④メーリングシステムのコンテンツ利活用システム等の研究開発等を行う。

(予算額 108,401千円)

## 第8節 協同農業普及事業

農業改良助長法(昭和23年法律第165号)に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、国と都道府県が協同して行う農業に関する普及事業(協同農業普及事業)を実施した。

### 1 協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業に係る経費の財源として、国から都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。

(予算額 21,812,440千円)

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった協同農業普及事業は以下のとおりであった。

(1) 普及指導員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に普及指導員を設置した。

普及指導員は、その大部分が普及指導センターに所属し、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ちつつ、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を実施するとともに、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催等の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行った。

また、一部の普及指導員は農業者研修教育施設(道



府県農業大学校等)に所属し、青年農業者その他の農業を担うべき者に対して、農業生産及び農業経営に関する高度な技術及び知識に関する研修教育を行った。

普及指導員の任用については、国が実施する普及指導員資格試験に合格した者の中から任用を行い、その他無試験による任用として、各都道府県がそれぞれの農業事情等を勘案し、経験年数等国が定める一定の資格要件を有する者の中から任用を行った。

なお、普及指導員の設置数は8,886人(平成17年4月1日現在)であった。

#### (2) 普及指導員の活動

農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進める観点から、直接農業者に接して、次のような活動を実施した。

ア 農業経営及び農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うため、農業者に対する巡回指導及び相談

イ 試験研究機関等で開発された新技術等の実証展示を行うための実証ほの設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

ウ 農業経営及び農村生活に関する情報の農業者等への適時、適切な提供

エ 農業者を対象とした研修会や講習会の開催

オ 普及指導活動の充実を図るため、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法についての調査研究

#### (3) 普及指導センターの運営

現地での活動を本務とする普及指導員の活動の拠点として、普及指導員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた普及指導活動の推進、市町村、農業協同組合等との連絡を緊密にし、農業者に対する情報提供及び新規就農を促進するための活動を行うことを目的として、普及指導センターの設置・運営を行った。

なお、普及指導センター数は457(平成17年4月1日現在)であった。

また、普及指導センターにおいて、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、普及指導員相互の緊密な連絡の下に、普及指導員の事務分担や活動体制の決定、概ね5年間にわたる普及指導基本計画及び毎年度の普及指導年度計画の樹立を行うとともに、普及指導センターを拠点とした普及指導活動の効率的・効果的な推進、農業者への有益な情報の提供及び新規就農の促進を図るため、次のような事業を実施した。

ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材、実習指導用機材等の整備

イ 農業者に対して、農業技術や農業経営等に関する有益な情報の提供

ウ 普及指導員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備

エ 普及指導センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体の職員及び普及指導協力委員を構成員とする地域農業改良普及推進協議会等を開催し、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等を実施

オ 普及指導員の産前産後の休暇・育児休業中にその普及指導活動を代替して行う職員の設置

カ 新規就農に向けた啓発及び相談を行うための交流会・研修会等の開催及び就農相談員の設置

キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

#### (4) 普及指導協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者、例えば新技術の実践、農村青少年の育成等地域において先導的な役割を担う農業者等を、都道府県が普及指導協力委員として委嘱し、これらの者が普及指導員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を実施した。

#### (5) 普及指導員の研修

農業技術の高度化、農業経営の専門化等に対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、普及指導員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修を実施(国が実施する研修への派遣を含む。)するとともに、このために必要な研修用機材を当該研修を実施する施設に整備した。

ア 県段階における研修

新任の普及指導員に対する研修、普及指導員を対象とした高度・先進的技術、各県固有の技術等の専門技術の強化のための研修、経営に関する研修及び普及指導センターにおける普及指導活動の企画・管理上の諸課題を解決できる能力を養うための研修

イ 国段階における研修

新任の普及指導員に対する研修、普及指導員を対象とした普及指導活動に必要な知識及び技術を習得させるとともに、高度な普及指導活動の展開に必要な応用技術を体系的に理解させ、今後の現地活動の方向づけに必要な能力を付与する研修及び新任の普及指導センター所長等普及指導活動拠点の長を対象

とした研修

#### (6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の優れた指導者の育成に資する観点から、農村青少年に対する研修並びに青年農業者の認定とその育成及び活動の助長等を行った。

農村青少年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農村青少年を「青年農業者」として認定し、農村青少年団体の指導者として位置づけるとともに、併せて研究会の開催、青年農業者による先進地調査等を行った。

#### (7) 農業者研修教育施設の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設（道府県農業大学校等）に長期の研修教育を行うための養成課程を置くほか、県の農業及び農村の実情に応じ、当該施設に養成課程の卒業者に対し、より高度な研修教育を行う研究課程及び個別技術等の短期研修を行う研修課程を設置した。

養成課程においては、専門区分及び専攻コースを設け、講義、実習等により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を体系的かつ実践的に習得させること、研究課程においては、専攻区分を設け、経営環境の変化に迅速に対応し得る、より高度な経営管理能力を効率的に習得させること、また、研修課程においては新規就農希望者、青年農業者、中堅農業者、先進的農業者等幅広い層を対象に、経営の発展段階、地域における役割等に応じて、農業又は農家生活に関する知識及び技術を体系的に習得させることを目的とした研修教育を実施した。さらに、これらのために必要な機材等の整備を行った。

また、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修、指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修（国が実施する研修への派遣も含む。）を実施した。

## 2 協同農業普及事業の効率的・効果的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

#### (1) 革新的技術等の普及促進のための取組の実施

革新的技術の導入等により経営改善に取り組む担い手を支援するため、①現地実証活動等により生産技術支援、②経営改善資金計画書作成及び導入後の計画達

成に向けたアドバイス等のフォローアップ活動等の支援、③新事業を創造し経営改善に取り組もうとする経営体に対し、ノウハウ等の提供を実施した。

また、消費者の視点を重視した地域農業の再生等に取り組む地域を支援するため、④食料・農業・農村基本計画の主要課題である品目横断的な政策への移行等に即した農業構造改革等への支援、⑤消費者ニーズに応じた品種、新技術の導入等の支援、⑥高付加価値型農業への転換促進への支援、⑦生産振興と経営安定に係る普及活動方策を検討・策定するとともに、農業者等の意向を踏まえた地域に適合したバランスのとれた技術・経営マニュアルの作成や濃密な技術・経営指導を実施した。

また、これらの高度で重点的な普及指導活動を実施するため、(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、普及指導員の調査研究活動の円滑な実施を支援するとともに、効率的・効果的な普及手法等の検討を行うための全国・ブロック協議会の開催に対する取り組みを支援した。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数、革新的技術導入総合支援事業11,677千円)

#### (2) 民間能力活用促進のための支援活動

質の高い担い手の確保を図るため、農業法人への就農者等に対する効率的・効果的な研修計画の策定等を支援するとともに、市町村・農業団体における技術指導拠点の機能強化を図り、営農指導員等に対し、一般的な営農指導能力の向上を図るための研修を実施した。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数)

#### (3) 普及指導員等の資質向上のための取組の実施

担い手育成のための高度で重点的な支援活動を行う普及組織の機能強化を図るため、これらの活動を行う普及指導員等に対し都道府県における研修の実施、外部研修の受講等資質向上のための取組を実施した。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数)

#### (4) 遊休農地解消のための普及活動の実施

①遊休農地の解消に係る技術的課題解決を図るため、新規作物導入支援や技術・経営管理指導を実施した。

また、②全国農業会議所に対し助成し、遊休農地解消データベースの構築による情報の収集提供及び、(社)全国農業改良普及支援協会に対し助成し、遊休農地解消に関する技術情報の提供や情報交換会の開催を通じた普及組織による遊休農地解消に向けた取り組

みを支援した。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数、遊休農地解消普及活動特別事業30,000千円)

#### (5) 普及職員機能強化緊急対策事業

普及組織のスリム化を踏まえて、普及職員のOJT研修の効率化及び高度化を図るため、(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、eラーニング手法を用いた研修等の運営を行うとともに、講座の充実を図るため新しいコンテンツを開発した。さらに、普及指導員資格未取得者を対象に、計画的に普及指導員に養成するための養成マニュアルを作成した。

(予算額 58,390千円)

#### (6) 革新的農業技術習得研修委託

コメ政策の抜本的改革、バイオマスの利活用や高付加価値型農業の展開等農政の重要課題解決を踏まえ、意欲ある担い手に対する革新的技術・経営方式の導入支援を強化するため、高度で先進的な革新的農業技術に関する知識や技術を習得させる研修及び普及現場における技術的課題解決のための調査研究能力の向上を図るための研修を、(独)農業・生物系特定産業技術研究機構等に委託して実施し、普及職員の資質向上を図るとともに、試験研究機関と普及組織の連携強化を図った。

(予算額 31,005千円)

#### (7) 普及職員自己研修支援体制整備調査等委託

農林水産研修所生活技術研修館を普及職員の資質向上のための自己研修の拠点として整備するため、(社)全国農業改良普及支援協会に委託し、自己研修を支援する施設としてのあり方等の検討、自己研修に関する実態調査、普及関係の文献の情報収集及び整理等を実施した。

(予算額 6,634千円)

#### (8) 普及指導センターにおける情報受発信機能の強化

ITを活用した農業経営の発展と担い手の育成に資するため、普及指導センターに蓄積された生産・経営情報等の電子化による有用なデジタル・コンテンツの充実を図るとともに、農業者が普及指導センターと情報のやり取りができる「バーチャル普及指導センター」のデータベース構築等、普及指導センターのシステム整備に対する支援を行った。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数)

#### (9) 普及活動情報基盤整備事業

最新の技術・経営に関する情報を普及指導センターに迅速に提供し、効率的な普及活動を支援するため、(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、①普

及情報ネットワークを通じ、情報の収集・提供、データベースの活用及びその運営体制の整備、②普及職員が調査研究や普及活動を通じて得た各種の知見・ノウハウや、試験研究機関等で開発された農業現場のニーズに合う高度技術等をデータベース化し、かつ、利用価値の高い情報を迅速に抽出できる普及活動効率化支援システムを構築、③普及指導センターに蓄積された生産・経営情報等の電子化推進への支援及び「バーチャル普及指導センター」の構築について、専門家による調査、支援を行った。

(予算額 166,736千円)

## 第9節 農業改良資金制度

農業の担い手が農業経営の改善を目的として、その自主性や創意を活かしつつ、都道府県知事から貸付資格の認定を受けた農業改良措置（新たな農業経営部門への進出、新たな先駆的技術の導入等）に取り組む際に必要な資金の無利子貸付けを行った。平成17年度については、前年度に引き続き、普及メールマガジン・ホームページを活用した制度や貸付事例等の情報提供や関係機関の研修会等を通じ、農業者や関係機関への一層の利用促進を図った。

## 第10節 新規就農者・青年農業者の育成確保対策

近年、農業法人に雇用される形での就農が増加するなど就農ルートが多様化していることに対応し、農業の内外からチャレンジ精神をもつ人材を確保するため、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成7年法律第2号）に基づき講じる支援措置のほか、情報提供や研修等の支援施策の拡充等により、新規就農者の裾野の拡大及び多様な就農の促進を図った。

### 1 新規就農者に対する資金面での支援

農内農外からの新規就農の増大を図るため、青年及び近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるための知識及び技能を有する中高年齢者並びに青年等をその営む農業に就業させようとする者に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修（就農研修資金）、その他の就農の準備に必要な資金（就農準備資金）及び農業経営を開始するのに必要な資金（就業させようとする者を除く）（就農施設等資金）の無利子貸付けを行った。

(就農支援資金貸付枠 140億円)



## 2 全国及び地域段階における就農支援体制の整備

### (1) 強い農業づくり交付金のうち経営力の強化

農林水産省関係補助事業の統合・交付金化に伴い、従前の補助事業である新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業及び農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業の一部を強い農業づくり交付金に統合した。

#### ア 新規就農等促進総合支援

本事業は、新規就農の促進を推進するため都道府県及び地域段階において次の諸活動を実施するものである。

##### (ア) 体験活動の推進

- a 農業体験活動の推進
- b 修学旅行等受け入れ条件整備の推進
- c 水辺環境体験学習の推進

##### (イ) 新規就農の促進

- a 就農・就業相談窓口整備
- b アグリカレッジ・Uターン者等研修コース設置運営
- c 農業大学校指導職員研究活動推進
- d 援農支援体制整備
- e 青年農業者組織育成推進
- f 就農定着サポート
- g 現地実践研修農場設置運営

#### イ 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業

本事業は、次代の農業を担う意欲と技術・経営能力に優れた青年農業者を育成・確保するため、道府県農業大学校等において、技術革新に対応した高度な研修教育体制を整備するとともに、地域段階における実践的な個別技術に関する研修を行うための施設を整備するものである。

##### (ア) 研修教育基幹施設

道府県農業大学校において研修教育を実施する等のための研修教育棟、宿泊棟等施設、農業生産実習、食品加工実習等施設、新技術・環境保全型農業研修施設、公開講座、体験交流等施設、離職者職業訓練用研修施設・機械、調査研究・実験用施設・機材等の整備

##### (イ) 現地濃密指導施設

地域段階において道府県農業大学校、普及組織、試験研究機関が一体となって実践的な個別技術に関する研修を行うための短期研修教育施設、長期研修教育施設、個別経営指導等診断研修施設、宿

泊施設、土壌等分析・診断研修施設、研修用農業機械施設、簡易ほ場整備等の整備

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数)

### (2) 新規就農等促進総合支援事業

#### ア 中央団体推進事業

##### (ア) 体験活動推進

子どもたちの体験活動の全国組織づくりに向けた推進協議会の設置、全国組織参加団体の登録、活動体験発表会の開催、普及啓発資料等の作成、モデル地区での体験学習の支援を行った。

##### (イ) 新規就農促進

全国新規就農相談センターにおける就農・就業相談及び無料職業紹介、無料職業紹介のネットワーク体系の整備、農外企業に対する就農情報の提供や出前就農相談、就農関連情報の収集及びインターネット等を通じた情報提供、主要都市でのニューファーマーズフェアの開催、農業法人における学生等を対象とした農業就業体験（インターシップ）、先進経営体における実践的な職場内研修、農業技術能力評価制度の創設への支援を行った。

#### イ 民間団体総合支援事業

##### (ア) 体験活動推進

小中学校における体験学習に関する調査研究、農業体験学習に役立つ情報のwebサイトでの提供、農業体験学習指導者の研修等の実施。また、民間の農業研修教育施設を活用した都市部の小中学生等に対する農業体験学習の機会の提供、小中学校の先生等を対象にした研修の実施、中学生向けの職業としての農業に対する興味を喚起するためのプログラム及び教材の開発等を行った。

##### (イ) 新規就農促進

IJU ターン等による就農・就業を希望する大都市圏の就農希望者等に対する就農準備校における基礎から実践までの研修体制の整備、諸外国における新規就農促進方策の調査研究等を行った。

(予算額 3億3,803万円)

### (3) 農村青少年研修教育団体事業

ア (社)全国農村青少年教育振興会に助成して、農村青少年を対象とした国内先進地留学研修、全国農業青年交換大会、全国青年農業者会議等を実施した。

また、農村青少年の育成指導を円滑かつ効果的に推進するため、指導農業士全国研究会を開催した。

(予算額 1,597万円)

イ (社)国際農業者交流協会に助成して、農村青少年



を欧州等の先進農家へ1年間派遣し、農業の実務研修を受けさせる農業実習生海外派遣事業等を実施した。

(予算額 2,406万円)

ウ 青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設（鯉淵学園農業栄養専門学校、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園）の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員の設置等に対して助成した。

(予算額 2億230万円)

#### (5) 独立行政法人農業者大学校の運営

独立行政法人の農業者大学校において、青年農業者に対し3年間の特色ある教育を通じて、幅広い視野と応用能力を付与することにより、自ら近代的な農業経営を実践し、地域農業のリーダーとなるべき優れた人材を育成した。

(予算額 5億8,555万円)

## 第11節 女性・高齢者対策

農業就業人口の過半を占め、農業生産や地域社会において重要な役割を果たしている女性の社会・経営参画の促進及び女性がより一層活躍できる環境整備を進めるとともに、意欲ある高齢者がその知識と技能を活かしつつ、生きがいを持って地域活性化や担い手支援等に関する活動ができるよう施策の総合的な推進を図った。

### 1 農山漁村男女共同参画の推進

「食料・農業・農村基本法」及び「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、農山漁村における男女共同参画を実現するため、地域の政策・方針決定の場への女性の登用拡大や女性の農業経営への参画促進を図った。

#### (1) 農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業

女性の社会参画・経営参画を進めるため、女性認定農業者の拡大や家族経営協定の推進に向けた普及啓発活動、女性の農業経営や起業活動の高度化に向けた研修等を実施するとともに、女性のネットワーク化や農業経営と育児の両立支援のためのシンポジウム等を開催した。また女性が利用しやすい情報提供体制の整備として携帯電話向けの農村女性支援サイトを構築した。

(予算額 1億2,090万円)

#### (2) 強い農業づくり交付金のうち農業・農村男女共同参画の推進

農業・農村における女性の参画を進めるため、地域

段階での女性の参画目標の設定やその達成に向けた普及啓発活動、女性の農業経営や起業活動に関する研修の実施、地域の男女共同参画担当窓口の強化、女性の参画促進に関する情報提供等に必要な経費を都道府県等に助成した。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数)

#### (3) 農村生活総合調査研究事業委託費

普及事業の高度化に即した調査研究の充実等を図る観点から、農村生活及び社会環境の改善向上に資するため、女性農業者の社会・経営参画を促進するための環境整備、高齢者の活用による農業・農村の活性化、女性農業者が子育てしやすい環境づくり等の手法についての総合的な調査研究を行った。

(予算額 5,137万円)

## 2 農山漁村高齢者対策

「食料・農業・農村基本法」及び「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、農山漁村における高齢者対策の推進のため、以下の施策を実施した。

#### (1) 強い農業づくり交付金のうち高齢農業者の能力の活用促進

今後、農業従事者の大幅な減少が見込まれる中、高齢者の持つ能力を担い手支援や地域活性化のために活用していくため、地方公共団体等に対し高齢者が活動しやすい環境づくりを行うとともに、高齢者が行う活動への支援等を行った。

(予算額 強い農業づくり交付金47,008,922千円の内数)

#### (2) シニア能力活用促進事業

高齢者が長年培った経験や技能を、担い手支援や地域活性化のために活用していくため、普及・啓発活動を全国レベルで行った。

(予算額 480万円)

## 第12節 農業協同組合等

### 1 農業協同組合及び同連合会

#### (1) 農協系統の現状

農協は、農業者の相互扶助を基本理念とする協同組織であり、農業者の営農活動や生活の向上のため、経済事業、信用事業、共済事業等を展開している。これらの事業を総合的に行う総合農協の数は、929組合(17年3月末現在)あり、地域の組合員等に対し、各種サービスを提供している。また、総合農協等が会員とな

り都道府県と全国段階に連合会が組織され、これらの指導組織としての中央会と関連団体や子会社等を含め、農協系統（JA グループ）が構成されており、食料の安定供給や農業の持続的発展、農村の振興に大きな役割を果たしてきている。

近年、農協系統を取り巻く事業環境や食料・農業・農村をめぐる情勢は大きく変化しており、農協系統の組織や各事業については、様々な見直しが進められてきた。具体的には、総合農協の合併、地方組織と全国組織の統合、人員の削減、JA バンクシステムの確立や信用・共済事業における他の金融・保険業態と同等の規制措置の導入等が行われてきている。これらの取組については、一定の成果があげられているが、残された課題である経済事業改革を進展させるためには、全国組織である全農の改革を進める必要があることから、省内に副大臣を座長とする「経済事業改革チーム」を設置して、全農を中心とした経済事業のあるべき姿について検討し、平成17年7月に「経済事業のあり方の検討方向について（中間論点整理）」を取りまとめた。また、全農の度重なる不祥事も踏まえ、同年10月に発出した業務改善命令に基づき同年12月に全農から改善計画が提出され、その進捗状況について「経済事業改革チーム」において確認するなど、全農の改善計画に対する取組について監視・指導している。

農協系統の現状を概観すると、17年3月31日現在における農業協同組合の数は単位農業協同組合が3,434（うち総合農協929）、連合会が260（うち全国区域のもの18）で16年度中に単位農業協同組合が232（うち総合農協23）、連合会が16それぞれ減少している。

17年度における総合農協の合併実績は18件であり、参加農協数は40農協であった。

16事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、505万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し5万3千人減少し、准組合員の数は401万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し9万9千人増加している。

### （2）農協系統の財務の概況

16事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・資本の計）86兆3,530億円で、前年度比1.9%増加した。これら調達資金の91.2%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の91.9%である79兆3,950億円が信用事業資産（預金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比2.1%増加している。固定資産は前年度比2.1%減少し3兆2,814億円、外部出資は前年度比6.6%増加し1兆8,242億円である。

資本については、5兆2,725億円で、前年度比2.3%増加した。

### （3）農協系統の行う各事業の概況

#### ア 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

16事業年度末における1組合平均の営農指導員数は16.0人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜、畜産等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の約1割となっている。

#### イ 信用事業

農協における17年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は78兆8,653億円（1組合当たり875億円）、貸出金残高は20兆8,090億円（同231億円）、有価証券は4兆7,461億円（同53億円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ1.5%増、0.1%減、12.8%増となっている。

また、信農連における17年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は49兆111億円（1信農連当たり1兆3,614億円）、貸出金残高（金融機関貸出を除く。）は5兆18億円（同1,389億円）、系統預け金は27兆1,078億円（同7,530億円）、有価証券は17兆446億円（同4,735億円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ0.8%増、1.9%増、4.0%減、6.2%増となっている。

#### ウ 経済事業

16事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆6,030億円となっており、そのうち主要なものは畜産1兆1,856億円（25.8%）、米1兆0,242億円（22.3%）、野菜1兆2,462億円（27.1%）、果実4,572億円（9.9%）である。

また、購買事業の取扱高は3兆5,253億円となっており、そのうち主要なものは飼料3,636億円（10.3%）、肥料3,034億円（8.6%）、農薬2,510億円（7.1%）、農業機械2,717億円（7.7%）、燃料5,878億円（16.7%）、食料品5,148億円（14.6%）、日用雑貨917億円（2.6%）、家庭燃料2,044億円（5.8%）である。

#### エ 共済事業

17年度末の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、360兆2,845億円（前年度末368兆1,641億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、4,670億円（同4,743億円）となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金1兆442億円、満期共済金2兆5,426

億円、合計3兆5,868億円となった。

#### オ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県(郡)厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、17年度末現在では33都道府県で36連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は122病院、60診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

## 2 農業協同組合中央会

### 農業協同組合中央会の事業

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する紛争の調停、④組合に関する調査・研究等を総合的に実施している。

16年度の財務規模(一般会計予算)は、全国農業協同組合中央会にあっては37億2,409万円、都道府県農業協同組合中央会にあっては364億9,497万円となっている。

## 3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、16年度末においては6,677法人(前年度同期6,597法人)となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は1,998、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,097、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は3,582となっている。

また、作目別にみると単一作目が5,568法人で圧倒的に多く、複合作目は1,109法人である。単一作目では、畜産(酪農、肉用牛、養豚、養鶏等)1,974法人、野菜793法人、果樹523法人等が多い。

## 4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合(農林年金)は、農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業及び福祉事業を行うため、昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つであるが、公的年金制度の一元化の一環として、平成14年4月に厚生年金と統合した。この統合により、農林年金は職域年金相当部分のみを特例年金として支

給するために、経過的に存続することとなっている。

(17年度末年金受給権者数：375,077人)

## 5 農協に関する統計調査

### (1) 一 斉 調 査

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その組織、財務及び事業の状況を調査し、統計表として公表した。16事業年度の各統計表の集計組合等数は総合農協913、専門農協796、都道府県区域農協連合会112及び農事組合法人1,977であった。

### (2) 農業協同組合等現在数統計

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その現在数(17年3月31日現在)及び16年度における設立、合併及び解散の状況を調査し、公表した。

## 第13節 農 林 漁 業 金 融

### 1 組合金融の動き

平成17年4月1日より、貯金等定額保護(元本1千万円までとその利息の保護)の範囲が定期性貯金から普通貯金等にまで拡大し、これをもって、決済用貯金を除く全ての貯金について、貯金等全額保護の特例措置が終了し、ペイオフが全面解禁された。

第162回国会(常会)においては、会社に係る各種の制度の在り方について体系的かつ抜本的な見直しを行うことなどを内容とした「会社法」が成立した。同時に、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、農業協同組合法など関係法律の所要の整備が行われた。また、偽造キャッシュカードによる被害が社会問題化したことから、議員立法により「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」が成立し、平成18年2月10日に施行された。

さらに、第163回特別国会では、郵政民営化関連6法案が成立し、平成19年10月1日から郵政民営化が実施されることになった。また、銀行代理業制度の創設等を措置する「銀行法等の一部を改正する法律」が成立し、農協等にも特定信用事業代理業制度が措置されるなど農業協同組合法等の改正が行われた。

また、平成18年度末からパーセルII(新しい自己資本比率規制)が国内で実施されることとなっており、このうち第1の柱(最低所要自己資本比率)については、農林水産省及び金融庁において平成18年3月28日に自己資本比率告示を改正し、平成19年3月31日から施行することとした。



この他、農林中央金庫が中心となって策定した自主ルールに基づき、農協系統信用事業のより一層の信頼性向上に向けて、行政庁及び農林中央金庫による組合に対するモニタリングの実施、必要に応じた個別の指導、JAバンク支援基金による資本注入の支援等に取り組んだ結果、早期是正措置命令の発動が回避されるなど、農協系統信用事業の健全性が確保されているところである。

以上のような情勢の下、平成17年度の系統信用事業は、次のような動向となった。

#### (1) 農 協 の 動 き

##### ア 貯金

17年度末の貯金残高は78兆8,653億円となり、16年度末に比べ1兆1,968億円、1.5%増加した。

##### イ 借入金

17年度末の借入金残高は2,145億円(このほか農林漁業金融公庫から転貸借入金2,715億円)となり、前年度末残高(1,796億円)より349億円、19.4%増加した。

##### ウ 貸出金

17年度末の貸出金残高は20兆8,090億円(このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高3,051億円、金融機

関貸出2,045億円)となり、前年度に比べ254億円、0.1%減少し、貯貸率は26.8%から26.4%へと減少した。

貸出金残高を短期、長期別にみると、年度間増加率は、短期貸出が7.1%減(前年度7.9%減)、長期貸出は0.9%増(前年度0.0%増)となり、長期貸出比率は90.4%(前年度89.7%)となった。

##### エ 余裕金

農協の余裕金(現金を除く。)は、主として信農連への預け金および有価証券で運用されており、その17年度末残高は58兆8,695億円で、前年度末残高(57兆6,987億円)より1兆1,708億円、2.0%増加した。

その運用内訳をみると、預け金54兆1,069億円で余裕金の91.9%を占め、前年度に比べ6,348億円、1.2%増であった。このうち系統への預け金は53兆8,886億円で、余裕金全体の91.5%を占めており、前年度(92.3%)より、0.8ポイント減少した。

また、17年度末における有価証券保有残高は4兆7,461億円と前年度に比べ5,404億円(12.8%)増となり、余裕金全体に占める割合は7.3%から8.1%へと増加した。(表6)

表6 農協信用事業主要勘定

(単位：億円、%)

|        | 貯金(A)   | 借入金<br>(農林公庫<br>転貸資金<br>を除く) | 貸出金(B)<br>(農林公庫<br>資金、金<br>融機関貸<br>出を除く) | 預け金     | うち系統<br>預 け 金 | 有価証券   | 貯貸率<br>(B)/(A) |
|--------|---------|------------------------------|------------------------------------------|---------|---------------|--------|----------------|
| 16年3月末 | 759,765 | 1,774                        | 210,203                                  | 519,581 | 517,290       | 40,336 | 27.7           |
| 17年3月末 | 776,686 | 1,796                        | 208,344                                  | 534,721 | 532,616       | 42,057 | 26.8           |
| 18年3月末 | 788,653 | 2,145                        | 208,090                                  | 541,069 | 538,886       | 47,461 | 26.4           |

#### (2) 信農連の動き

##### ア 貯金

17年度末の貯金残高は49兆111億円となり、前年度末より3,728億円、0.8%増加した。

##### イ 借入金

17年度末の借入金残高は657億円となり、前年度末残高(705億円)より47億円減少した。

##### ウ 貸出金

17年度末の貸出金残高は5兆18億円(このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高7,039億円、金融機関貸出1兆2,198億円)となり、前年度に比べ922億円、1.9%増加した。

このため、年度末残高の貯貸率は、10.1%から10.2%へと増加した。

##### エ 余裕金

信農連の余裕金(現金を除く。)は、主として農林中金への預け金及び有価証券で運用されており、その17年度末残高は44兆6,236億円で、前年度末残高(44兆7,626億円)より1,389億円、0.3%減少した。

その運用内訳をみると、預け金27兆2,522億円で余裕金の61.1%を占め、前年度に比べ1兆1,071億円、3.9%減であった。このうち系統への預け金は27兆1,078億円で余裕金全体の60.7%を占めており、前年度(63.1%)より減少した。また、17年度末における有価証券保有残高は17兆446億円と前年度に比べ9,882億円(6.2%)増となり、余裕金全体に占める割合は35.9%から38.2%へと増加した。(表7)



表7 信農連主要勘定

|        | 貯金(A)   | 借入金 | 貸出金(B)<br>金融機関貸<br>出を除く | 金融機関<br>貸出 | 預け金     | うち系統<br>預け金 | 有価証券    | 貯貸率<br>(B)/(A) |
|--------|---------|-----|-------------------------|------------|---------|-------------|---------|----------------|
| 16年3月末 | 493,132 | 687 | 49,202                  | 8,875      | 301,735 | 300,724     | 147,735 | 10.0           |
| 17年3月末 | 486,382 | 705 | 49,097                  | 9,498      | 283,593 | 282,396     | 160,564 | 10.1           |
| 18年3月末 | 490,111 | 657 | 50,018                  | 12,198     | 272,522 | 271,078     | 170,446 | 10.2           |

## (3) 農林中央金庫の動き

## ア 預金

17年度末の預金残高は40兆4,834億円となっており、16年度(40兆4,626億円)に比べ208億円(0.1%)増加した。この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が34兆2,150億円(16年度35兆1,432億円)で、9,282億円(2.6%)の減少となった。

また、会員以外の残高は6兆2,684億円(16年度5兆3,194億円)で、9,490億円(17.8%)の増加となった。なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が81.3%と太宗を占めており、水産系統3.2%、森林系統0.02%となった。

## イ 農林債券

17年度末の農林債券の発行残高は4兆7,877億円となっており、16年度(4兆7,044億円)に比べ833億円(1.8%)増加した。これを利付債と割引債に分けてみると、利付債の発行残高は4兆3,681億円(16年度4兆1,701億円)で1,980億円(4.7%)の増加、割引債の発行残高は4,195億円(16年度5,342億円)で、1,147億円(21.5%)の減少となった。

## ウ 貸出金

## (ア) 会員貸出

17年度末の会員貸出残高は3,460億円、16年度

(3,763億円)に比べ303億円(8.1%)減少した。

これを団体別に見ると、農協系統は2,319億円(16年度2,330億円)で11億円(0.5%)の減少、水産系統が916億円(16年度1,180億円)で264億円(22.4%)の減少、森林系統が221億円(16年度249億円)で28億円(11.2%)の減少となった。

## (イ) 会員以外の貸出

17年度末の会員以外の貸出残高は11兆6,027億円となっており、16年度(15兆3,241億円)に比べ3兆7,214億円(24.3%)減少した。このうち、関連産業法人貸出残高は3兆7,231億円(16年度4兆3,072億円)で、5,841億円(13.6%)の減少となった。他方、関連産業法人貸出以外の貸出は、農林水産業者、公共法人等貸出、金融機関貸出等があるが、これらの残高は7兆8,796億円(16年度11兆169億円)で、3兆1,374億円(28.5%)の減少となった。

## エ 貸出金以外の資金運用

貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち17年度末の有価証券保有残高は45兆6,074億円(16年度37兆4,272億円)で、8兆1,802億円(21.9%)の増加となった。(表8)

表8 農林中央金庫主要勘定

|        | 預金      | 発行債券   | 会 員<br>貸 出 | 会員以外の<br>貸 出 | 有価証券    |
|--------|---------|--------|------------|--------------|---------|
| 16年3月末 | 409,818 | 52,168 | 4,036      | 173,946      | 335,530 |
| 17年3月末 | 404,626 | 47,044 | 3,763      | 153,241      | 374,272 |
| 18年3月末 | 404,834 | 47,877 | 3,460      | 116,027      | 456,074 |

資料：農林中央金庫残高試算表、ディスクロージャー誌、それぞれ単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

## 2 農林漁業金融公庫

## (1) 貸付計画及び資金計画

平成17年度における農林漁業金融公庫の貸付計画額は、資金需要の実勢を勘案の上16年度の4,500億円から200億円減額の4,300億円とした。資金の区分別の内訳は表9のとおりである。

表9 農林漁業金融公庫貸付計画

|         | 17年度    | 16年度    | 比較増△減   |
|---------|---------|---------|---------|
| 区 分     |         |         |         |
| 経営構造改善  | 163,659 | 158,059 | 5,600   |
| 基 盤 整 備 | 65,652  | 76,450  | △10,798 |
| 一 般 施 設 | 118,429 | 132,531 | △14,102 |
| 経営維持安定  | 77,260  | 77,960  | △700    |
| 災 害     | 5,000   | 5,000   | 0       |
| 合 計     | 430,000 | 450,000 | △20,000 |

17年度の資金交付計画の総額は、16年度の3,800億円から100億円減額の3,700億円とし、出資計画額を8億円とした。この原資として、一般会計からの出資金48億円、借入金1,954億円（うち財政融資資金1,800億円、農業経営基盤強化措置特別会計154億円）、農林漁業信用基金からの寄託金32億円及び自己資金等1,674億円（うち財投機関債230億円）を充当することとした。また、農林漁業金融公庫の収支の均衡を図るため、一般会計から補給金490億1,600万円（16年度当初550億4,100万円）の繰入れを予定した。

なお、17年度末時点の農林漁業金融公庫に対する政府出資金は3,164億円となっている。

また、17年度決算における資金運用利回りは16年度の3.04%より0.07%減の2.97%（補給金繰入前）、資金原価は3.69%（うち借入金利息2.59%、業務委託費、事務費等1.10%）であった。

## (2) 制 度 改 正

16、17年度における農林漁業金融公庫融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

### <16年度>

ア 既往負債により経営の維持安定に支障を来している農業者の経営改善を支援するため、農業負債整理関係資金（経営体育成強化資金・農業経営維持安定資金（再建整備・償還円滑化））の経営改善計画の策定期限が延長された。

イ 育成すべき林業者の経営規模の拡大や経営改善を重点的に支援するため、林業経営育成資金（森林取得）の貸付対象林齢の林齢制限が廃止された。

ウ 効率的かつ安定的な漁業経営の育成を支援するため、漁業経営改善支援資金（経営改善）の漁船に係る償還期限が延長された。

エ 特定農産加工業者の経営改善を支援するため、特定農産加工資金の貸付期限が延長された。

### <17年度>

ア 意欲と能力のある認定農業者に優良な資金が円滑に融通されるよう措置するため、農業経営基盤強化資金（円滑化貸付）の貸付限度額が拡充された。

イ 担い手農業者の事業の再生を支援するため、経営体育成強化資金の貸付金の使途に農業経営再生計画に基づく事業が追加された。

ウ 既往負債により経営改善の取組みが遅れている漁業者を支援するため、漁業経営改善資金（経営改善）の貸付金の使途に償還円滑化資金が追加された。

## (3) 貸 付 状 況

17年度の貸付額は表10のとおり2,507億円で、貸付計画額4,300億円を下回った。

### ア 経営構造改善関係資金

17年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額をみると、農業経営基盤強化資金は646億円、経営体育成強化資金は38億円、漁業経営改善支援資金34億円、中山間地域活性化資金は82億円となった。これらの結果、全体としては、806億円となった。

### イ 基盤整備関係資金

17年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は166億円、担い手育成農地集積資金は107億円、林業基盤整備資金は65億円、森林整備活性化資金は28億円、漁業基盤整備資金は26億円となった。これらの結果、全体としては、393億円となった。

### ウ 一般施設関係資金

17年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は467億円、特定農産加工資金は227億円、食品流通改善資金は191億円となった。これらの結果、全体としては、1,018億円となった。

### エ 経営維持安定関係資金

17年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農業経営維持安定資金は36億円、林業経営安定資金は253億円となった。これらの結果、全体としては、289億円となった。

### オ 災害関係資金

17年度の災害関係資金の貸付額は、全体として2億円となった。

表10 農林漁業金融公庫資金貸付額

|             |               | (単位：百万円) |        |
|-------------|---------------|----------|--------|
|             | 区 分           | 17年度     | 16年度   |
| 経 営 構 造 改 善 | 農業経営基盤強化      | 80,607   | 84,822 |
|             | 経営体育成強化       | 64,589   | 59,540 |
|             | 経営体育成強化       | 3,811    | 7,893  |
|             | 林業構造改善事業推進    | —        | —      |
|             | 林業経営育成        | 116      | 134    |
|             | 漁業経営改善支援      | 3,373    | 5,212  |
|             | 中山間地域活性化      | 8,222    | 11,300 |
| 基 盤 整 備     | 振興山村・過疎地域経営改善 | 496      | 744    |
|             | 農業基盤整備        | 39,253   | 44,564 |
|             | 担い手育成農地集積     | 16,581   | 19,575 |
|             | 林業基盤整備        | 10,728   | 12,136 |
|             | 森林整備活性化       | 6,514    | 8,011  |
|             | 漁業基盤整備        | 2,817    | 3,083  |
|             | 漁業基盤整備        | 2,613    | 1,759  |
| 一 般 施 設     | 農林漁業施設        | 101,760  | 98,533 |
|             | 畜産経営環境調和推進    | 46,674   | 37,422 |
|             |               | 1,502    | 3,785  |

|               |         |         |
|---------------|---------|---------|
| 特定農産加工        | 22,699  | 21,783  |
| 食品産業品質管理高度化促進 | 2,327   | 4,780   |
| 漁 船           | 469     | 1,125   |
| 水 産 加 工       | 3,745   | 3,803   |
| 食品流通改善        | 19,142  | 18,161  |
| 食品安定供給施設整備    | 3,981   | 7,419   |
| 塩業、新規用途、乳業    | 1,220   | 256     |
| 経 営 維 持 安 定   | 28,912  | 98,459  |
| 農業経営維持安定      | 3,630   | 9,523   |
| 林業経営安定        | 25,282  | 88,266  |
| 沿岸漁業経営安定      | 0       | 671     |
| 自作農維持         | —       | —       |
| 災 害           | 154     | 805     |
| 計             | 250,687 | 327,184 |

(注) 単位未満四捨五入につき合計と内訳が突合しないことがある。

### 3 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に、都道府県が行う利子補給等の措置に対して助成すること等により長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきたところであるが、三位一体の改革により、17年度から、都道府県に対する国の助成を廃止・税源移譲し、都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下で事業を実施した。

税源移譲後の事業の実施状況を把握する観点から、モニタリングを実施した。

#### (1) 融 資 状 況

17年度の融資実績は510億円（16年度562億円）で、承認件数は5,713件となった。（表11）

表11 農業近代化資金種類別利子補給承認状況

| 資金種類       | 17年度      |             |            |                 |            | 16年度      |             |            |                 |
|------------|-----------|-------------|------------|-----------------|------------|-----------|-------------|------------|-----------------|
|            | 件数<br>(件) | 金額<br>(百万円) | 構成比<br>(%) | 1件当たり<br>金額(千円) |            | 件数<br>(件) | 金額<br>(百万円) | 構成比<br>(%) | 1件当たり<br>金額(千円) |
| 個 人 施 設    | 5,083     | 35,150      | 68.9       | 6,915           | 個 人 施 設    | 5,815     | 39,300      | 69.9       | 6,758           |
| うち認定農業者向け  | 3,831     | 21,943      | 43.0       | 5,728           | うち認定農業者向け  | 4,174     | 26,008      | 46.3       | 6,231           |
| うちその他担い手向け | 1,252     | 13,208      | 25.9       | 10,549          | うちその他担い手向け | 1,641     | 13,292      | 23.6       | 8,100           |
|            | (0)       | (0)         | (—)        | (—)             |            | (0)       | (0)         | (—)        | (—)             |
| 共同利用施設     | 630       | 15,853      | 31.1       | 25,163          | 共同利用施設     | 828       | 16,911      | 30.1       | 20,424          |
|            | (0)       | (0)         | (—)        | (—)             |            | (0)       | (0)         | (—)        | (—)             |
| 合 計        | 5,713     | 51,003      | 100.0      | 8,928           | 合 計        | 6,643     | 56,211      | 100.0      | 8,462           |

(注) 1 ( ) 内は国枠農林中金融資分であって内数である。

2 単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

#### (2) 融 資 残 高

17年12月末の融資残高は3,316億円（うち国枠中金融資分79億円）となった。

17年度における農業近代化資金利子補給金の当初予算額は3,023万6千円であり、補正後の予算額2,559万8千円に対し決算額は1,682万8千円となった。（表12）

#### (3) 農業近代化資金の予算及び決算

表12 農業近代化資金の予算額及び決算額

(単位：千円)

|                | 17年度     |        | 16年度        |           |
|----------------|----------|--------|-------------|-----------|
|                | 予算額      | 決算額    | 予算額         | 決算額       |
| 農業近代化資金利子補給補助金 | (—)      | —      | (2,736,440) | 2,181,809 |
|                | —        |        | 2,532,653   |           |
| 農業近代化資金利子補給金   | (30,236) | 16,828 | (40,253)    | 21,084    |
|                | 25,598   |        | 34,313      |           |
| 計              | (30,236) | 16,828 | (2,776,693) | 2,202,893 |
|                | 25,598   |        | 2,566,966   |           |

(注) 1 ( ) 内は当初予算である。

2 決算額は単位未満四捨五入につき、内訳と計が必ずしも一致しない。

#### 4 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金制度は、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な短期運転資金を、農協系統金融機関等を通じて極度貸付方式等で供給することを目的として、6年度に創設された。

本資金制度の仕組みは、独立行政法人農林漁業信用基金に造成される国の出資金等による全国低利預託基金並びに都道府県農業信用基金協会に造成される都道府県低利預託基金をベースとして、基金協会が農協等の融資機関に低利預託を行い、融資機関が四倍協調で短期運転資金を融通する仕組みである。

#### 融 資 状 況

17年度末の融資状況は、融資枠2,000億円に対して極度契約額は151億円（16年度149億円）で、その融資残高は71億円（16年度67億円）となった。

#### 5 農業信用保証保険

##### (1) 農業信用基金協会の業務概況

17年度末の債務保証残高は6兆1,326億円（農業近代化資金2,353億円、農業改良資金52億円、就農支援資金104億円、一般資金等5兆8,817億円）で、前年度末の6兆13億円に対し1,313億円の増加となった。

また、17年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は191億2,595万円で、前年度の170億5,548万円に比べ20億7,047万円増加した。

この結果、17年度末の求償権残高は1,104億9,433万円となった。

##### (2) (独)農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

17年度末の保険価額残高は、保証保険3兆8,588億円、融資保険13億円で、前年度末の保証保険3兆8,783億円、融資保険29億円に対し、195億円の減少及び16億円の減少となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金491億3,700万円で、前年度末と同額となった。

また、17年度において基金協会等に支払った保険金の額は88億281万円で、前年度の70億5,393万円に対し17億4,888万円増加した。

この結果、17年度末の支払保険金残高は772億5,547万円で、前年度の711億2,559万円に対し61億2,988万円の増加となった。

##### (参考) 全国農協保証センターの業務概況

17年度末の再保証引受額及び保証引受額は4,914億

円（前年度5,135億円）、再保証残高及び保証残高は2兆6,304億円（前年度2兆4,188億円）となった。

##### (3) 農業信用保証保険関係の予算と決算

17年度においては、(独)農林漁業信用基金の財務基盤の強化するための予算として10億4,600万円（決算額10億4,600万円）を交付した。（表13）。

表13 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

| 区 分         | 17年度        |           | 16年度      |        |
|-------------|-------------|-----------|-----------|--------|
|             | 予算額         | 決算額       | 予算額       | 決算額    |
| 農業信用保険事業交付金 | (1,046,000) |           | —         | —      |
|             | 1,046,000   | 1,046,000 |           |        |
| 農業信用保証制度    | (—)         |           | (590,000) |        |
| 円滑化対策費補助金   | —           | —         | 590,000   | 95,100 |

(注) ( ) 内は当初予算である。

### 第14節 農業災害補償制度

#### 1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国が再保険を行うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国が再保険を行わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表14のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている。（地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との2段階制による事業実施も可能。）

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務（国の出資38億円、連合会等の出資18億円）により、農業共済団体等に対し、共済金及び保険金の支払財源が不足する場合に融資を行っている。



表14 共済事業の種類及び共済目的

| 共済事業の種類  | 共済目的<br>(対象となる作物等)                                                                            |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農作物共済事業  | 水稻、陸稲、麦                                                                                       |
| 家畜共済事業   | 牛、馬、豚                                                                                         |
| 果樹共済事業   | うんしゅうみかん、なつみかん、い<br>よかん、指定かんきつ、りんご、ぶ<br>どう、なし、もも、おうとう、びわ、<br>かき、くり、うめ、すもも、キウイ<br>フルーツ、パインアップル |
| 畑作物共済事業  | ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、<br>てん菜、さとうきび、茶（一番茶）、<br>スイートコーン、たまねぎ、かぼち<br>ゃ、ホップ、蚕繭                        |
| 園芸施設共済事業 | 特定園芸施設、附帯施設、施設内農<br>作物                                                                        |
| 任意共済事業   | 建物、農機具その他上記以外の農<br>作物等                                                                        |

- (注) 1 農作物共済事業及び家畜共済事業は、原則としてその実施が義務付けられている。他の事業は、地域の実態に応じて実施する。
- 2 果樹共済事業には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
- 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノーブル、不知火、河内晩柑及びゆずを総称したものである。
- 4 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。
- 5 任意共済事業は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等の助成措置は行われていない。また、任意共済事業として現実に共済目的になっているものは、建物と農機具のみである。

## 2 制度の運営

### (1) 平成17年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた処置

平成17年度は9月6日に九州に上陸した台風第14号及び12月初旬からの広い範囲での降雪等により大きな被害が発生した。

梅雨前線豪雨や台風第14号による暴風雨により、全国的に水稻、畑作物、果樹、園芸施設等に大きな被害が発生した。このため、「平成17年の梅雨前線豪雨、台風等による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について（経営局長通知（9月7日付け17経営第3395号））」により、適切

かつ迅速な損害評価の実施並びに共済金及び保険金の早期支払体制の確立について指導を行った。なお、水稻については、広範囲の地域において規格外米が発生した新潟、長崎、大分の3県において、「損害評価の特例措置」を実施した。

また、平成17年度は、12月初旬からの降雪等により、全国的に畑作物、果樹、園芸施設等に大きな被害が発生した。このため、「平成17年12月初旬からの降雪等による被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について（経営局長通知（12月27日付け17経営第5455号））」により、適切かつ迅速な損害評価並びに共済金及び保険金の早期支払体制の確立について指導を行った。

### (2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会（会長 前川寛）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農林漁業保険審査会には、農業共済再保険部会、森林保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれており、審査事項は、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関する審査である。

平成17年は、8月5日に総会が開催され、委員の互選により会長等が選任された。

### (3) 農作物共済及び園芸施設共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる農作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会（経営分科会）に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、農作物共済については平成18年2月27日付け農林水産省告示第195号、第196号、園芸施設共済については平成18年2月27日付け同第197号をもって共済掛金標準率等が告示され、農作物共済については平成18年産以降の引受けに係る共済関係から、園芸施設共済については平成18年4月1日以降の共済関係から、それぞれ適用することとされた。

## 3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

### (1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、平成17年4月1日現在で組合等数294、うち組合215、共済事業を行う市

町村79となっている。農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、昭和45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は272(うち郡の区域を超える組合等数は174)となっている。

#### (2) 運 営 指 導

平成17年4月14日に都道府県主管課長及び農業共済担当者を集め、17年度における農業共済事業の運営方針について説明するとともに、組合等に対する指導を指示した。また、4月15日には連合会等参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象とした検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

#### (3) 団体等への助成

農業災害補償法に基づき行う共済事業及び保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、庁費などの経費を農業共済事業事務費負担金として負担しており、農作物共済、畑作物共済、果樹共済及び園芸施設共済の損害評価を実測調査等により実施するための経費、農業共済基礎組織(集落単位に共済連絡員を置き、組合等と農業者との連絡を効率的に行うような組織体制)の育成強化などの経費を農業共済事業特別事務費補助金として、インターネットを活用した総合的な電子化を進めることにより、農業共済事業の運営の効率化を図るための電子申請・総合受付システム及び農業共済情報提供システムの構築にかかる経費、大規模畜産経営における疾病の未然防止、迅速な診断・診療を可能とするための家畜群疾病情報分析管理システムの普及、家畜医療情報電送システムの整備などの経費を農業共済事業運営基盤強化対策費補助金として農業共済団体等に補助している。平成17年度における交付実績は、全都道府県43連合会294組合等で、農業共済事業事務費負担金523億4,119万円、農業共済事業特別事務費補助金1億2,656万円、農業共済事業運営基盤強化対策費補助金4億7,702万円となっている。

### 4 事業の実績(任意共済事業を除く)

#### (1) 農業共済への加入状況

平成17年産(度)の各事業を通じての延加入数は2,682千戸であり、総共済金額は2兆8,686億円となっている。

また、引受率は、当然加入制をとっている水稻、麦

及び任意加入制のうち資産価値が高く病傷給付のある家畜については比較的高位であり、任意加入制をとっている畑作物及び園芸施設では50%程度、果樹では25%程度と低位となっている。

#### (2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,317億円であり、このうち国庫負担は656億円、農家負担は660億円、平均国庫負担割合は50%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制(基準共済掛金率3%を境に50%と55%)をとっており、その他は定率で、畑作物は55%(蚕繭は50%)、豚40%、その他の作目(水稻、果樹等)については50%と定められている。

#### (3) 共済金の支払状況

平成17年産(度)において、災害のため農家に支払った共済金は合計で833億円(平成19年1月末現在)であった。

#### (4) 農業共済再保険特別会計

この会計は、農業共済再保険特別会計法(昭和19年法律第11号)に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。17年度における各勘定の収支の概要は、次のとおりである。(計数は単位未満切捨てによる。)

##### ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入153億76万円、預託金利子収入132万円の合計153億208万円であったが、他の勘定において再保険金支払財源に不足を生じなかったため繰入を要しなかったので支出は皆無であり、差引153億208万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

##### イ 農業勘定

当勘定の収支は、収入335億3,715万円、支出105億6,824万円、差引229億6,890万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額9,924万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると228億6,965万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

##### ウ 家畜勘定

当勘定の収支は、収入446億7,086万円、支出320億5,022万円、差引126億2,063万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額103億4,543万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると22億7,519万円の剰余となる。この剰余金は、積立金と

して積み立てることとして決算を結了した。

エ 果樹勘定

当勘定の収支は、収入61億5,577万円、支出12億7,318万円、差引48億8,258万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額23億248万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると25億8,010万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は、収入57億5,956万円、支出45億466万円、差引12億5,490万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額6億603万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると6億4,887万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

カ 業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入11億623万円、前年度剰余金受入等1,029万円の合計11億1,652万円、支出は農業共済再保険業務費11億1,652万円であり、差引349万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

(5) 独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績

平成17年度における独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績は次のとおりである。

ア 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、積立金23億6,296万円の計79億6,296万円であった。

イ 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された17億8,755万円と、当期中に貸し付けた22億9,121万円の計40億7,876万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数11、貸付件数は31件であった。

ウ 回収

回収金総額は25億4,295万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は15億3,581万円となった。

エ 当期損益

当期における収入総額1億9,083万円に対し、支出総額は1億6,630万円で差引2,453万円の利益であった。



# 第8章 農村振興局

## 第1節 農山漁村及び中山間地域 対策等の振興

### 1 農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。また、農村においては、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。

このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

また、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、内閣に設置された地域再生本部において「地域再生推進のためのプログラム」が平成16年2月に決定され、これを受けて、平成16年度において、全国で218箇所（農林水産省に關係する支援措置を含むものは119箇所）の地域再生計画が認定された。農林水産省に關係する支援措置としては、遊休化している補助対象施設の転用等による有効活用、農地転用の許可申請手続の円滑化、バイオマスタウン構想の実現に向けた取組み、都市と農山漁村の共生・対流の推進等があげられている。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において、都市と農山漁村の共生・対流の推進が経済活性化のための重要な施策の一つとして位置づけられ、平成14年度から都市と農山漁村を双方向で行

き交うライフスタイル（デュアルライフ）の実現に向け、国民運動として民間の取組の拡大を図るとともに、特区手法を含め推進することを示した。平成14年9月には内閣官房副長官及び関係省の副大臣からなる「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」を設置して、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた幅広い議論を行い、関係府省が一体となって施策を推進するとともに、平成16年度からは「政策群」の一つとして共生・対流の推進を位置付け、各省横断的に規制改革・制度改革等と予算措置を組み合わせることで推進している。

また、都市と農山漁村双方の生活・文化を享受する新たな生活様式の普及を目指した国民運動を推進するため、民間主体の「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」（通称「オーライ！ニッポン会議」）が発足し、シンポジウムの開催等を通じ広く国民に向けた情報発信等を行っており、これらの活動に対して関係省と連携し、支援・協力を行った。

### 2 中山間地域等の振興

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業産出額とも全国の約4割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・環境の保全、保健休養の場の提供等の面でも重要な役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業者の高齢化による担い手の減少や耕作放棄地が増加するなどの実状にある。

このような中山間地域の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れている生活環境の整備に力を入れているところである。

具体的には、農業生産活動を維持するための中山間地域等直接支払制度や元気な地域づくり交付金（中山間地域等の振興）を中心とした各種の事業を実施することにより、中山間地域の活性化に努めている。

(1) 元気な地域づくり交付金のうち中山間地域等の振興



創意工夫を活かした個性ある地域づくりを推進し、農山漁村の活性化を図るため、山村等中山間地域の重要な産業である農林水産業の振興に必要な施設整備及び多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施する。

また、山村振興法に基づく認定法人等が担う分野において新事業の創出等が図られるようモデル的取組を支援する。

(1) 事業実施主体等：

(ア) 対象地域 山村振興法のほか、特定農山村法、過疎法、半島振興法及び離島振興法により指定された地域

(イ) 事業実施主体 市町村、都道府県、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、第3セクター、PFI事業者等

(2) 交 付 率：定額（1/2以内 等）

(3) 予 算 額：46,606百万円の内数

(2) 中山間地域等直接支払制度

河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している中山間地域等では、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、直接支払いを実施している。

ア 対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域のうち、a～eの要件に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地

- a 急傾斜農用地
- b 自然条件により小区画・不整形な田
- c 草地比率の高い地域の草地
- d 市町村長が必要と認めた農用地（緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農地）
- e 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

イ 対象者及び交付額

対象農用地において集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、対象農用地面積に、平地地域と対象農用地との生産条件の格差を基に算出した交付単価を乗じた額を交付する。

ウ 事業実施主体等

- a 事業実施主体 市町村
- b 予算額 21,800,000千円

また、中山間地域等直接支払交付金の交付に当たっては、中山間地域等直接支払交付金制度の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく対象地域及び対象農用地の指定並びに対象行為の確認等が行われることが必要である。

このため、都道府県及び市町村が行う交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対し助成する中山間地域等直接支払推進事業を実施している。

予算額 357,088千円

### 3 特定地域の振興

ア 山村振興対策

17年度における農林水産関連予算は、

(ア) 主な公共事業では、生産基盤と生活環境の整備 1,851億28百万円（うち農業生産基盤等1,088億47百万円、漁村整備162億81百万円）、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等 3,161億76百万円

(イ) 主な非公共事業では、

- a 中山間地域等振興対策 466億7百万円の内数
- b 森林づくり交付金を活用した対策の推進 44億31百万円
- c 強い水産業づくり交付金を活用した対策の推進 152億28百万円

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置している。

山村振興法（昭和40年法律第64号）が平成17年3月に改正され、振興山村市町村において、山村振興計画の作成が進められた。

イ 特殊土壌地帯対策

鹿児島県のシラス等災害を受けやすい特殊土壌地帯

の対策として国土交通省、総務省等とともに各種施策を実施。17年度の農林水産業関連予算は、治山182億48百万円、農業農村整備601億7百万円である。

なお、事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

#### ウ 過疎地域対策

17年度における農林水産業関連予算は、

- (ア) 主な公共事業では、生産基盤と生活環境の整備1,851億28百万円（うち農業生産基盤等1,688億47百万円、漁村整備162億81百万円）、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等3,161億76百万円
- (イ) 主な非公共事業では、
  - ア 中山間地域等振興対策466億7百万円の内数
  - イ 森林づくり交付金を活用した対策の推進44億31百万円の内数
  - ロ 強い水産業づくり交付金を活用した対策の推進152億28百万円の内数

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置している。

#### エ 豪雪地帯対策

17年度における豪雪地帯対策に関する農林水産業関連予算は、農業関係2,757億83百万円、林業関係810億77百万円、水産業関係599億90百万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

#### オ 半島振興対策

17年度における農林水産業関連予算は、

- (ア) 主な公共事業では、生産基盤と生活環境の整備1,851億28百万円（うち農業生産基盤等1,688億47百万円、漁村整備162億81百万円）
- (イ) 主な非公共事業では、
  - ア 中山間地域等振興対策466億7百万円の内数
  - イ 森林づくり交付金を活用した対策の推進44億31百万円の内数
  - ロ 鳥獣害対策の推進470億9百万円の内数

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度を措置している。

なお、半島振興法(昭和60年法律第63号)が平成17

年3月に改正されるとともに、同年12月までに、関係道府県において新たな半島振興計画が策定されている。

#### カ 離島振興対策

17年度における離島振興対策に関する農林水産業関連予算は、

- (ア) 国土保全関係32億8百万円（うち治山18億45百万円、農地海岸3億64百万円、漁港海岸9億99百万円）
- (イ) 産業基盤整備459億72百万円（うち農業農村整備86億46百万円、森林整備18億43百万円、水産基盤整備354億83百万円）

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

#### キ 奄美群島振興対策

17年度における奄美群島振興対策に関する農林水産業関連予算は、

- (ア) 公共事業では、
  - ア 国土保全関係5億2百万円（うち治山2億61百万円、農地海岸2億7百万円、漁港海岸34百万円）
  - イ 産業基盤整備147億86百万円（うち農業農村整備123億26百万円、森林整備6億64百万円、水産基盤整備17億96百万円）
- (イ) 非公共事業では
  - ア さとうきび生産対策470億9百万円の内数
  - イ 植物防疫対策（特殊病害虫特別防除等）27億42百万円の内数

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

#### ク 活動火山周辺地域防災営農対策

火山の爆発に伴う降灰等により農作物が被害を受け農業経営に著しい支障を及ぼすおそれのある地域に対し、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条により都道府県知事が策定した防災営農施設整備計画に基づいて行う、防災営農施設の整備等に対し補助している。

17年度は、鹿児島県第11次、宮崎県第8次防災営農施設整備計画（いずれも17～19年度）に基づき防災営農対策を実施した。

17年度における防災営農対策の実施状況は表1のとおりである。

表1 17年度防災営農対策の実施状況(事業費)

(単位:千円)

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 鹿児島県             |           |
| 非公共事業            |           |
| 降灰防止・降灰除去施設等整備事業 | 2,082,724 |
| 宮崎県              |           |
| 非公共事業            |           |
| 降灰防止・降灰除去施設等整備事業 | 202,524   |

#### 4 都市と農村の共生・対流等の促進

##### (1) 元気な地域づくり交付金

##### (グリーン・ツーリズム、都市農業の振興)

新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、地域ぐるみで行う受入体制及び多様な取組主体の育成や、都市部における農業者と住民との交流・ふれあい活動の推進を支援する。

また、地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点の整備や、都市部における交流・ふれあい活動及び持続的な営農活動展開等に必要な簡易な基盤整備、直売所等を整備を実施する。

- a 事業実施主体 都道府県、市町村、農業協同組合、PFI事業者、NPO法人等
- b 交付率 定額(1/2以内等)
- c 予算額 46,606百万円の内数

##### (2) グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業

都市側の動きの支援や都市と農山漁村のつながりの強化を図るため、農山漁村情報等のデータベースの整備、都市部等での農山漁村情報提供の充実強化、教育関係者、NPO、関係企業等と受入側とのマッチング活動や外国人旅行者等に対する日本のグリーン・ツーリズム情報の提供等を総合的に推進するセンター機能の確立を図るものである。

- a 事業実施主体 民間団体
- b 補助率 定額
- c 予算額 83,066千円

##### (3) グリーン・ツーリズムビジネス育成事業

グリーン・ツーリズムの推進による地域の活性化を図るため、交流・体験サービスのニーズに即した多様な展開と魅力向上のための調査検討、グリーン・ツーリズムビジネスの起業家や各種体験活動等の企画・立案・調整を行うコーディネーター、地域ぐるみのグリーン・ツーリズムを運営するマネージャー等の育成・確保等を実施するものである。

- a 事業実施主体 民間団体
- b 補助率 定額
- c 予算額 73,307千円

#### 5 農村における就業・所得機会の創出等

##### (1) 農村地域への工業等導入の促進

ア 「農村地域工業等導入促進法」は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。本法に基づき、17年3月末現在で1,000市町村において8,536社が導入され、約53万人が雇用されている。

イ 農村地域への工業等の導入を促進するために、次の事業を実施した。

- (ア) 農村地域工業等導入促進施策の一環として、地方公共団体等による工場用地等の取得・造成並びに立地する企業の設備等の導入を円滑に促進するため、農村地域工業等導入資金の貸付けを行った農協系統金融機関に対し、都道府県が利子補給を行った場合にその経費を国が補助する農村地域工業等導入資金融通促進事業について、17年度には10年度から16年度までの融資額57億円について引き続き利子補給を行い、新たに1億円の融資を行った。
- (イ) 農村地域の活性化を図るため、地域の振興に関する地方公共団体の計画に従って設置される就業機会の増大に寄与する施設等を整備する事業に関して行う、農村総合整備事業の地域整備関連総合整備事業(うち工業等導入関連)を17年度においては2地区で実施した。
- (ウ) 農林水産省は、農村地域への工業等の導入についての情報の収集及び提供、産学官連携の推進を図るため、財団法人農村地域工業導入促進センターの行う農村地域工業団地リフレッシュ事業について10,156千円を交付し事業の推進を図った。

##### (2) 農業就業改善対策

##### ・地域密着型就業機会創出支援調査委託事業

農業者の就業環境の整備、就業機会の確保を図るため、従来型の工業等の誘致のみに依存した就業機会確保方策から工業等の誘致、誘致企業の定着促進、地域の多様な資源を活用した地域密着型の産業の育成・振興等を組み合わせた総合的な就業機会確保方策の策定に向け、次の活動を実施した。

- (ア) 誘致企業と地域との連携の現状や課題等に関する調査等の実施
- (イ) モデル市町村における実験事業の実施
- (ウ) 連携方策の策定、普及啓発に向けた検討委員会の



開催

(エ) 連携推進のデータベース（地域活性化支援ナビゲーション）の構築

### (3) 日系農業者支援

・国際農業交流促進特別対策事業

全国拓植農業協同組合連合会（JATAK）は、中南米諸国等の農業者組織との提携によりこれらの農業者との技術及び情報の交流、農業技術普及交流センター活動及び資金協力等を推進することにより、中南米諸国等の日系農業者の経営近代化及び我が国の国際協調の促進に資する活動を行った。

農林水産省は、JATAK の行う国際農業交流促進特別対策事業について140,965千円を交付し事業の推進を図った。

ア JATAK の行う国際農業交流促進特別対策事業

(ア) 地域農業プロジェクト協力事業

日系農業者の技術基盤等の強化のため、重点地区を対象に、専門家による技術指導、リーダー育成、研修生の受入れ等をパッケージしたプロジェクト協力事業を実施した。

(イ) 農業技術普及交流センター活動事業

農業技術の試験研究、成果の普及等を行う農業技術普及交流センターの施設・備品を整備し、研究員による試験研究を行うとともに日系農業者等に対する研修等を通じて日系農業者等間の交流及び技術、情報等の普及を図る事業を行った。

(ウ) 資金援助推進対策事業

日系農業者等に対する資金援助を推進するため、農業援助資金及び農地取得資金を融通した金融機関に対し、利子補給を行った。

(エ) 農業交流推進活動

国際農業交流促進特別対策事業の円滑な推進と発展方向を位置づけるための検討委員会を開催するとともに、農業交流に関する啓発普及資料等の各種情報提供を行った。

イ 農業拓植基金協会の行う農業移住者援護事業

財団法人地方農業拓植基金協会等と社団法人中央農業拓植基金協会は、農業移住者等の資金調達の円滑化に資するため、その援助者の金融機関からの借入金について債務保証を行った。

### (4) 外国人研修

受入機関における研修等の実態を踏まえた効果的な外国人研修・技能実習の推進のための調査委託事業を（財）国際研修協力機構に対し、8,671千円で委託した。

事業内容は以下のとおりである。

ア 農林水産分野における外国人研修生等の受け入れ

機関を対象とした現地相談会を開催し、個々の受入機関が抱える問題等について実態把握を行った。

イ 外国人研修生受入機関を対象としたアンケート調査を実施し、研修現場の実態把握に努めるとともに、現地ヒアリングを行い優良事例の収集を行った。

ウ 研修実施に当たっての基準の明確化及び研修制度の見直し等効率的な研修を推進するためのガイドライン策定に向けたデータの収集、論点の整理を行った。

エ 効果的な研修の実施に向け、情報誌の発行等による普及啓発活動を実施した。

## 第2節 農用地の確保と計画的な土地利用の推進

### 1 農業振興地域の整備

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）が44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、農業振興地域における土地の計画的効率的な利用を一層促進するために同法の一部が改正され、50年7月に施行された。

59年には土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化を活力ある農村地域社会の形成と同時並行的に推進するための同法の一部が改正され、同年12月に施行された。

11年には農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から同法の一部が改正され、12年3月20日に施行された。

17年には農業振興地域整備計画の透明性を一層向上させる観点から同法の一部が改正され、同年9月1日に施行された。

#### (1) 農用地等の確保等に関する基本指針の策定

11年改正により、農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を策定することとなり、農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等を内容とする基本指針が12年3月17日に定められた。

また、17年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、同年11月15日に一部が変更された。

#### (2) 農業振興地域整備基本方針の作成



同法が44年9月に施行された後、都道府県においては、直ちに農業振興地域整備基本方針の策定作業に着手し、45年度までにすべての都道府県において農林水産大臣の承認を受けて農業振興地域整備基本方針が定められた(沖縄県については、47年度に定められた)。

### (3) 農業振興地域の指定

農業振興地域整備基本方針を定めた都道府県が指定する農業振興地域は、17年3月末現在2,932地域の指定がなされている。その結果、農業振興地域の総面積は約1,721万haに達しており、国土面積の約45%を占めている。

### (4) 農業振興地域整備計画の策定

市町村が定める農業振興地域整備計画は、17年3月末現在2,931の農業振興地域について策定がなされている。その結果、農用地区域の総面積は、17年3月末現在約491万haに達している。そのうち現況農地の総面積は約425万haであり、農業振興地域内の農地の約9割が農用地区域に含まれている。

### (5) 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置 ア 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、原則として農用地区域を対象とし、また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として引き続き実施した。

#### イ 制度上の優遇措置

同法の規定に基づく市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除、特定事業用資産の買い換え及び交換の特例、不動産取得税の軽減、農用地区域内の農地についての相続税評価上の「純農地」としての評価の措置を引き続き講じた。

### (6) 条例に基づく地域の農業の振興に関する計画

近年、住民主体の地域作りに対する関心の高まりに応じて、市町村が住民の間で今後の土地利用の方向性についての合意形成を図りつつ、条例に基づく土地利用計画等を策定することにより、景観等に優れた魅力ある農村づくりに取り組む動きが拡大している。このような取組みの中でも、今後の農地の利用について住民の間での合意形成を図りその保全と効率的な利用を確保しようとするものは、優良農地の保全や効率的な利用に資するとともに望ましい土地利用の実現に資す

るものと考えられる。

このため、市町村が条例に基づき定める地域の農業振興に関する計画において、当該計画に係る区域内の農用地等の保全と効率的な利用を確保するために計画的に農用地等以外の用途に供される土地の区域と当該区域において設置する施設を定めている場合であって、一定の立地要件等を満たす施設の用に供される土地についても、農用地区域の設定との整合性を図り、農用地区域からの除外が可能となる措置を位置づけた。

### (7) 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画

農山村地域における土地利用については、食料の安定供給の確保を図る観点から、必要な優良農地を確保しつつ、地域の社会・経済上必要な非農業的土地利用に適切に対応する必要がある。

このため、地域の農業の振興の観点から、市町村が作成した「地域の農業の振興に関する計画」において定められた施設であって、農業振興地域整備計画の達成に支障がないものについては、公益性が特に高いと認められる施設として、計画的に対応する措置を11年法改正により位置付けている。(従来の通達に基づく農村活性化土地利用構想及び農業集落地域土地利用構想は11年法改正により廃止)

## 2 景 観 法

### (1) 法制度及びその趣旨

景観形成のための取組は、これまで、地方自治体による自主条例や地域住民による協定の締結等を中心に進められてきたが、景観形成のための行為規制等の面で限界も生じている。

このような状況に対して、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的として、景観法(平成16年法律第110号)が制定された。

### (2) 法制度の具体的な内容

本制度を適用しようとする場合、まず、景観行政団体が、景観計画を定める。さらに、農山村地域においては、景観計画に適合して市町村が景観と調和のとれた良好な営農条件を確保する必要がある土地の区域について景観農業振興地域整備計画を定めることができる。景観農業振興地域整備計画は、景観と調和した土地の農業上の利用に関する事項及び農用地・農業用施設等の整備に関する事項等をその内容とする。景観農業振興地域整備計画の区域については、景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導するための市町村長の勧告制度のほか、NPO法人等も農地の利用権を取得し管理できるよう、農地法の特例等の措置が講じられて

いる。

### 3 農地転用の状況

#### (1) 全 体 の 動 向

農地及び採草放牧地の転用面積は、昭和47、48年をピークに昭和49、50年に大幅な減少に転じ、昭和51年以降はほぼ横ばいで推移してきたが、平成13年は農地法第4、5条許可・届出、農地法第4、5条該当以外及び農業経営基盤強化促進法該当とも前年を下回り、農地転用面積では初めて2万haを下回り、平成16年には、1万7,675ha（対前年比98.2%）、採草放牧地では39.4haとなっている。

#### (2) 用途別の農地転用面積

農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」が29.2%、「その他の業務用地」が28.7%、「道水路・鉄道用地」が10.0%で、これら三者で全体の約70%を占める。

#### (3) 転用主体別の農地転用面積

農地転用面積を転用主体別にみると、全体では「その他の法人・団体」（34.4%）、「農家以外の個人」（29.4%）、「農家」（19.3%）でほとんどを占めており、農地法第4、5条該当以外（農業経営基盤強化促進法該当を除く）では「地方公共団体」（51.9%）が過半を占め、次いで「農家」（16.7%）、「農家以外の個人」（16.3%）となっている。

## 第3節 農業農村整備事業等の推進

### 1 概 説

#### (1) 農業農村整備事業実施概要

食料・農業・農村基本法の基本理念である、食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の実現を図るため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。

このため、平成17年度においては、既存ストックの有効活用を重視した保全管理、農業の構造改革を推進する生産基盤整備、地域再生に資する活力ある安全で美しいむらづくりに重点を置き、計画的かつ効率的に実施している。

#### (2) 土地改良長期計画

平成15年度から19年度までの5箇年間を計画期間とする新たな土地改良長期計画が平成15年10月10日に閣議決定された。

新たな計画は、食料・農業・農村基本法の制定や土

地改良法の改正等を踏まえ、平成18年度までの第四次計画を途中で打ち切り新たに策定したものであり、社会経済情勢の変化に機動的に対応できるよう計画期間を10年から5年に短縮している。

新たな計画では、農業者のみならず、消費者を含む国民全体に対する成果を念頭に、「いのち」、「循環」、「共生」の観点から、環境との調和に配慮しつつ、効率的かつ効果的に農業農村整備を実施することとしており、従来の「事業費」を内容とした計画を改め、「達成される成果」に重点を置いた計画としている。

また、本計画に基づき各施策を実施するに当たっては、施策連携の強化、既存ストックの有効活用、地域の特性に応じた整備、多様な主体の参加の促進、事業評価の厳正な運用と透明性の確保、工期管理とコスト縮減の観点を踏まえて、効率的かつ効果的に事業を実施することとしている。

計画期間内における、政策目標ごとの目指す主な成果及び事業量は次の通りである。

#### ア 農用地総合整備事業

##### 【意欲と能力のある経営体の育成】

##### <目指す主な成果>

農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上

##### <事業量>

意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を条件として、約13万haの農地において整備を実施

##### 【総合的な食料供給基盤の強化】

##### <目指す主な成果>

水稻と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備の実施により対象農地における耕地利用率を105%以上に向上

##### <事業量>

約6.9万haの農地において、区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を実施

##### 【循環型社会の構築に向けた取組】

##### <目指す主な成果>

・家畜排せつ物のたい肥化等による年間処理量45%（H14）→55%（H19）

・農業集落排水汚泥のリサイクル率を計画期間内に約280万トン増加

##### <事業量>

・家畜排せつ物等をたい肥、エネルギー等として利活用するための施設の整備を約120地区において実施

・農村地域における資源循環の促進を図るため、

農業集落排水汚泥のリサイクルを約940地区で新たに実施

【自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造】

＜目指す主な成果＞

- ・田園自然環境の創造に着手した地域  
約500地域（H14）→約1,700地域（H19）

【個性ある美しいむらづくり】

＜目指す主な成果＞

- ・污水处理人口普及率  
76%（H14）→86%（H19）
- ・農業集落排水処理人口普及率  
39%（H14）→52%（H19）

＜事業量＞

- ・農業集落排水施設の整備を約1,600地区において実施

#### イ 基幹農業用排水施設整備事業

【安定的な用水供給機能等の確保】

＜目指す主な成果＞

基幹的農業用排水施設が有する延べ250万haの農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保

#### ウ 防災事業

【農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献】

＜目指す主な成果＞

- ・湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積  
約100万ha（H14）→約76万ha（H19）

＜事業量＞

それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全等の各種防災事業を約4,500地区で総合的に推進

## 2 農業生産基盤整備事業

### (1) 基幹農業用排水施設の整備

#### ア 事業の種類

基幹農業用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあっては、受益面積おおむね3,000ha以上（畑地帯にあっては、1,000ha以上）、都道府県営事業にあっては、受益面積おおむね200ha以上（畑地帯にあっては、100ha以上）にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3～70%、北海道・離島75～85%、沖縄90～95%、奄美90%となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80%となっている。

#### イ 17年度における整備の目標

新たな長期計画において基幹農業用排水施設整備事業については、既存ストックを有効活用するとともに、畑地における農業用排水施設の整備を行うこと等により安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図ることとしている。

したがって、17年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備等、本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分に把握し、着実な推進を図った。

#### ウ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源機構事業に分かれて実施されている。このうち、国営及び都道府県営かんがい排水事業の17年度事業実施額は2,926億円で、事業種別の実施額及び地区数は表2のとおりである。

#### (ア) 国営かんがい排水事業

17年度における継続地区は農林水産省69地区、北海道42地区、沖縄5地区計116地区で、これらの地区においては16年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省7地区、北海道11地区、沖縄2地区計20地区は事業を完了した。

また、17年度においては、新たに農林水産省5地区、北海道6地区計11地区の新規着工並びに農林水産省1地区、北海道1地区計2地区の新規全体実施設計地区の採択を行った。（表3）

#### (イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業を実施している。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、基幹水路等の基幹的施設について緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る都道府県営基幹水利施設補修事業を実施している。

さらに水田農業経営確立対策を推進し、効率的な水田営農の展開を図るため、水田の排水条件の改善を行う水田農業経営確立排水対策特別事業を実施している。

17年度においては、継続地区353地区の事業を推



進するとともに、このうち56地区を完了し、また、新たに32地区について着工した。

#### エ 水資源機構事業

水資源機構は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、水資源開発促進法・独立行政法人水資源機構法に基づいて、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画に沿って、農業用水等の確保など多目的にわたる施設を一元的に建設するとともに、完成した施設の管理を一貫して実施している。

建設事業（農業用水関係分）においては、17年度予算事業費249億8,912万円、うち農水補助金額93億5,900万円をもって、愛知用水二期、香川用水施設緊急改築、豊川用水二期、印旛沼開発施設緊急改築及び群馬用水施設緊急改築の継続5地区を実施するとともに、このうち香川用水施設緊急改築の1地区を完了し、また、新たに両筑平野用水二期の1地区について着工した。

また、管理事業（農業用水関係分）においては、17年度予算事業費105億2,938万円、うち農水補助金額21億8,600万円をもって、群馬用水、利根導水路、

埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用水及び豊川用水の継続15地区の施設の管理を実施した。

#### (2) 水田地帯の整備

##### ア 経営体育成基盤整備事業

将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を勘案し、農地の利用集積や経営体の育成、生産基盤整備の目標等を定めた基盤整備関連経営体育成等促進計画を策定し、必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施するもので、受益面積がおおむね20ha以上で、経営体への経営等農用地面積のシェアの増加及び認定農業者の一定割合以上の増加が図られることが確実である地区について、国庫補助率50%（沖縄75%、離島55%、奄美60%）で実施した。

平成17年度には、農外企業の農業分野への参入を推進し、地域農業における担い手や農地の適正かつ

表2 17年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

| 事業名          | 実施額<br>(千円)   | 実施地区数 |      |    |    |     |     |      |    |    |    |    |      |    |    |    |
|--------------|---------------|-------|------|----|----|-----|-----|------|----|----|----|----|------|----|----|----|
|              |               | 農林水産省 |      |    |    |     | 北海道 |      |    |    |    | 沖縄 |      |    |    |    |
|              |               | 継続    | うち完了 | 着工 | 全計 | 計   | 継続  | うち完了 | 着工 | 全計 | 計  | 継続 | うち完了 | 着工 | 全計 | 計  |
| 国営かんがい排水     | (193,916,755) |       |      |    |    |     |     |      |    |    |    |    |      |    |    |    |
|              | 231,594,000   | 69    | (7)  | 5  | 6  | 80  | 42  | (11) | 6  | 4  | 52 | 5  | (2)  | 0  | —  | 5  |
| （一般型）        | (193,916,755) |       |      |    |    |     |     |      |    |    |    |    |      |    |    |    |
|              | 231,594,000   | 69    | (7)  | 5  | 6  | 80  | 42  | (11) | 6  | 4  | 52 | 5  | (2)  | 0  | —  | 5  |
| かんがい排水       | 224,078,000   | 65    | (6)  | 4  | 6  | 75  | 35  | (8)  | 4  | 4  | 43 | 5  | (2)  | 0  | —  | 5  |
| 国営造成土地改良施設整備 | 6,246,000     | 4     | (1)  | 1  | —  | 5   | 4   | (1)  | 2  | —  | 6  | —  | (—)  | —  | —  | —  |
| 直轄明渠排水       | 1,270,000     | —     | (—)  | —  | —  | —   | 3   | (2)  | 0  | —  | 3  | —  | (—)  | —  | —  | —  |
| （特別型）        | (—)           |       |      |    |    |     |     |      |    |    |    |    |      |    |    |    |
| かんがい排水       | —             | —     | (—)  | —  | —  | —   | —   | (—)  | —  | —  | —  | —  | (—)  | —  | —  | —  |
| 土地改良調査計画費    | 299,781       |       |      |    |    |     |     |      |    |    |    |    |      |    |    |    |
| 補助かんがい排水     | (31,946,000)  |       |      |    |    |     |     |      |    |    |    |    |      |    |    |    |
|              | 60,742,355    | 307   | (49) | 25 | —  | 332 | 20  | (5)  | 4  | —  | 24 | 26 | (2)  | 3  | —  | 29 |
| かんがい排水       | (29,403,000)  |       |      |    |    |     |     |      |    |    |    |    |      |    |    |    |
|              | 55,610,889    | 247   | (35) | 17 | —  | 264 | 17  | (3)  | 3  | —  | 20 | 26 | (2)  | 3  | —  | 29 |
| 一般型          | (26,390,000)  |       |      |    |    |     |     |      |    |    |    |    |      |    |    |    |
|              | 49,584,899    | 176   | (22) | 15 | —  | 191 | 13  | (1)  | 2  | —  | 15 | 26 | (2)  | 3  | —  | 29 |
| 広域農業基盤緊急整備型  | (126,000)     |       |      |    |    |     |     |      |    |    |    |    |      |    |    |    |
|              | 252,000       | 2     | —    | —  | —  | 2   | —   | (—)  | —  | —  | —  | —  | (—)  | —  | —  | —  |
| 排水対策特別型      | (2,887,000)   |       |      |    |    |     |     |      |    |    |    |    |      |    |    |    |
|              | 5,774,000     | 69    | (13) | 2  | —  | 71  | 4   | (2)  | 1  | —  | 5  | —  | (—)  | —  | —  | —  |
| 基幹水利施設補修     | (2,543,000)   |       |      |    |    |     |     |      |    |    |    |    |      |    |    |    |
|              | 5,131,466     | 60    | (14) | 8  | —  | 68  | 3   | (2)  | 1  | —  | 4  | —  | (—)  | —  | —  | —  |

- (注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。  
 2 実施額の上段（ ）は国費、下段は事業費。  
 3 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。  
 4 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策等」を含む。  
 5 「国営かんがい排水」の実施額には、施設機能監視分を含まない。



表3 平成17年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

| 事業名              | 地帯名   | 完了地区                                                                   | 新規着工地区                                    | 新規全体実施計画地区 |
|------------------|-------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------|
| かんがい排水           | 農林水産省 | 大崎西部<br>道前道後平野（一期）<br>迫川上流（二期）<br>日野川用水（二期）<br>安曇野<br>寒河江川下流           | 小田川二期<br>平鹿平野（二期）<br>中信平二期<br>斐伊川沿岸       | 新川流域       |
|                  |       |                                                                        |                                           |            |
| 国営造成土地<br>改良施設整備 | 北海道   | 雨竜川中央<br>北空知<br>忠別<br>フラヌイ二期<br>空知川右岸（一期）<br>幕別<br>札内川第二（一期）<br>斜里（二期） | 勇払東部（二期）<br>札内川第二（二期）<br>雄武中央（二期）<br>別海南部 | 大野平野       |
|                  | 沖縄    | 沖縄本島南部（一期）<br>沖縄本島南部（二期）                                               |                                           |            |
| 直轄明渠排水           | 農林水産省 | 吉野川北岸                                                                  | 弓浜半島                                      |            |
|                  | 北海道   | 天塩川上流                                                                  | 当別太美<br>てしおがわ                             |            |
|                  | 北海道   | アトサヌプリ<br>昭栄西                                                          |                                           |            |

効率的な利用の確保をするため、農外企業を事業の集積対象者として新たに位置づけた。

#### イ 水田農業振興緊急整備事業

本事業は、水田における麦・大豆等の土地利用型作物が一定規模以上作付けされる地域を対象に、きめ細かい排水対策と土づくり対策等を機動的・緊急的に実施するもので、農業用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、米の計画的生産外の面積（生産調整面積）の概ね5割以上、若しくは裏作の場合は地区の水田面積の3割以上に麦・大豆等の作付けが確実である地区について、国庫補助率50%で実施した。

17年度における経営体育成基盤整備事業（地域水田農業支援緊急整備事業を含む）、水田農業振興緊急整備事業の実施状況は表4のとおりである。

表4 経営体育成基盤整備事業（地域水田農業支援緊急整備事業を含む）、水田農業振興緊急整備事業の実施状況

|             | (単位：千円) |            |
|-------------|---------|------------|
|             | 地区数     | 予算額        |
| 経営体育成基盤整備事業 | 1,125   | 85,117,000 |

水田農業振興緊急整備事業 24 800,000

#### (3) 基盤整備を契機とした担い手育成対策等

##### ア 経営体育成促進事業

経営体育成基盤整備事業等のハード事業の完了時までに、事業地区の農用地面積に占める担い手の経営等農用地面積が、一定以上増加することを要件に、農林漁業金融公庫等が、土地改良区等に対し、農家負担金の一部について無利子資金の貸し付けを実施した。

#### (4) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約214万haであり、全耕地面積の約45%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べれば遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、多品目化等多様化しており、野菜、果実、家畜物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備え畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定的供給を図るため、畑地帯の生産基礎を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯の

かんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

また、17年度における実施事業の実績及び地区数は表5のとおりであり、総額778億円の事業を実施した。

#### ア 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業

国営事業については、北海道における畑地帯の基盤整備の遅れを解消し畑作地帯の農業の振興に資するために、大規模畑地帯における土地基盤を総合的に整備することを目的とし、国営総合かんがい排水事業制度に基づいて、受益面積おおむね1,000ha以上のかんがい排水事業（ため池の新設にあってはおおむね500ha以上、明渠排水にあってはおおむね300ha以上）及び農地開発事業並びに区画整理事業を総合的かつ一体的に末端まで一貫して整備を行うものであり、国庫負担率は、各事業ごとの総合負担率となっている。17年度においては、継続地区3地区の事業を推進している。

#### イ 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）

##### （ア）概説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成17年度においては、新規15地区を採択して事業を推進している。

##### （イ）事業の仕組み

（内 容）農業用排水施設、農道、区画整理

及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、農用地造成、土層改良、農用地の保全）、営農用水施設、農業集落環境管理施設、交換分合等

（事業主体）都道府県

（採択基準）・20ha（北海道100ha、離島・沖縄・奄美10ha）以上

・担い手の経営する農地の利用集積が一定要件以上図られることが確実であること。

（補助率）50～75%

#### ウ 畑地帯総合整備事業（担い手支援型）

##### （ア）概説

畑作農業経営の体質強化を目的に、担い手の生産合理化を図るために必要な生産基盤整備と生産集落環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に行うものであり、平成17年度においては、新規32地区を採択して事業を推進している。

##### （イ）事業の仕組み

（内 容）農業用排水施設（単独で行う施設整備事業を含む）、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、土層改良（単独で行う土層改良事業を含む）、農用地造成、農用地の保全）、営農用水施

表5 17年度畑地帯総合整備事業の実施状況

| 事業名       | 実施額<br>(千円)  | 実施地区数 |      |    |    |     |     |      |    |    |     |
|-----------|--------------|-------|------|----|----|-----|-----|------|----|----|-----|
|           |              | 農林水産省 |      |    |    |     | 北海道 |      |    |    |     |
|           |              | 継続    | うち完了 | 着工 | 全計 | 計   | 継続  | うち完了 | 着工 | 全計 | 計   |
| 畑地帯総合土地改良 | (2,209,515)  |       |      |    |    |     |     |      |    |    |     |
| パイロット     | 2,635,000    | —     | (—)  | —  | —  | —   | 3   | (—)  | —  | —  | 3   |
| 畑地帯総合整備   | (39,821,000) |       |      |    |    |     |     |      |    |    |     |
|           | 75,132,165   | 303   | (44) | 29 | —  | 332 | 105 | (39) | 16 | —  | 121 |
| 担い手育成型    | (23,613,613) |       |      |    |    |     |     |      |    |    |     |
|           | 43,653,515   | 162   | (19) | 14 | —  | 176 | 44  | (16) | —  | —  | 44  |
| 担い手支援型    | (11,845,487) |       |      |    |    |     |     |      |    |    |     |
|           | 22,921,534   | 90    | (12) | 15 | —  | 105 | 60  | (22) | 16 | —  | 76  |
| 一般型       | (3,542,350)  |       |      |    |    |     |     |      |    |    |     |
|           | 7,073,500    | 40    | (9)  | —  | —  | 40  | 1   | (1)  | —  | —  | 1   |
| 緊急整備型     | (819,550)    |       |      |    |    |     |     |      |    |    |     |
|           | 1,483,616    | 11    | (4)  | —  | —  | 11  | —   | (—)  | —  | —  | —   |

（注）1 農林水産省には、離島、奄美を含む

2 実施額の上段（ ）は国費、下段は事業費

表6 農用地再編整備事業の実施状況

|            | 地区数 |      |    |   | 実施額（千円）    |            |
|------------|-----|------|----|---|------------|------------|
|            | 継続  | うち完了 | 新規 | 計 | 事業費        | 国費         |
| 国営農地再編整備事業 | 5   | (一)  | —  | 5 | 12,020,000 | 10,117,747 |
| 農林水産省      | 3   | (一)  | —  | 3 | 7,520,000  | 6,445,747  |
| 北海道        | 2   | (一)  | —  | 2 | 4,500,000  | 3,672,000  |
| 農用地開発事業    |     |      |    |   |            |            |
| 都道府県営農地開発  | 4   | (4)  | —  | 4 | 804,720    | 400,754    |
| 農林水産省      | 4   | (4)  | —  | 4 | 804,720    | 400,754    |
| 北海道        | —   | (一)  | —  | — | —          | —          |
| 沖縄         | —   | (一)  | —  | — | —          | —          |
| 奄美         | —   | (一)  | —  | — | —          | —          |

設（単独で行う営農用水事業を含む）、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等

（事業主体）都道府県

（採択基準）・30ha（沖縄及び奄美20ha）以上

・担い手の受益農家戸数に占める割合又は、担い手の経営面積の受益面積に占める割合が10%以上

（補助率）都道府県営：50～75%

#### （5）農用地再編整備事業

農用地再編整備事業は、未墾地の開発や既耕地と未墾地の一体的整備を行うものであり、既耕地の整備を主体とする国営農地再編整備事業と、農地の造成を主体とする農用地開発事業に区分して実施している。事業種別の実施状況は表6のとおりである。

#### ア 国営農地再編整備事業

広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の一体的な実施等の生産基盤整備を通じて、生産性の向上や地域農業の展開方向に即した農業構造の実現、農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を図るとともに、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。この事業は、平場農業地域を対象とする一般型と中山間地域を対象とする中山間地域型に区分されるが、一般型については、平成12年度に事業制度を廃止し、経過措置により事業を実施している。

17年度の実施地区数は、継続5地区（農林水産省3、北海道2）である。

#### イ 農用地開発事業

農用地開発事業は、経営規模の拡大や主産地の形成等を目的に、国又は都道府県が事業主体となり、農地造成とかんがい施設、農道等の整備を行う事業である。国が事業主体となる国営農地開発事業につ

いては、平成元年度に事業制度を廃止し、平成15年度に継続地区が全地区完了したところである。

17年度の実施地区数は、都道府県営で継続4地区（農林水産省4）であり、17年度で全地区完了した。

#### （6）国営干拓事業

##### ア 干拓事業

干拓事業は、海又は湖沼を堤防で締め切り干陸することにより新たに優良農地を造成する事業である。

##### （ア）特別会計（一般型・特別型）

国営干拓事業は、一般会計からの繰入金と資金運用部からの借入金によって事業実施されており、借入金およびその利息は、一般型にあつては事業実施の翌年度から、特別型にあつては事業完了後地元負担金として徴収することになっている。

平成17年度における特別会計予算額の事業区別内訳は表7のとおりである。

表7 国営干拓事業特別会計予算事業区別内訳

（単位：千円）

| 事業区別 | 地区数 | 予算額        |
|------|-----|------------|
| 一般型  | 2   | 13,002,253 |
| 特別型  | —   | —          |
| 計    | 2   | 13,002,253 |

#### （7）緑資源機構事業

##### ア 緑資源機構の経緯等

緑資源機構は、昭和31年に設立された森林開発公団が、平成11年10月に農用地整備公団の業務を継承し緑資源公団と改称し、平成15年10月に独立行政法人緑資源機構として設立されたものである。

農用地整備公団の前身である農用地開発公団は、農用地開発公団法（昭和49年法律第43号）に基づき、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当

な範囲にわたって存在する地域において、農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的として昭和49年6月に設立された。

その後、昭和52年に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和52年法律第70号）により公団の業務の範囲を拡大し、国営干拓事業により造成される干拓地においても事業ができるようになるとともに、解散した八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、受益者からの賦課金徴収等の業務を公団が継承することとなった。

さらに、昭和57年に農用地開発公団法の一部が改正され（昭和57年法律第51号）、国際協力事業団等の委託に基づいて行う海外農業開発に関する調査等の業務及びこれに関連して必要な情報の収集・整備の業務が新たに追加された。

しかし、その後の我が国の農業をとりまく情勢の変化に対応するため、昭和61年6月の臨時行政改革推進審議会の答申をかんがみ、昭和63年7月に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号）により農用地開発公団が農用地整備公団に改組され、これまで行ってきた農用地造成を中心とした農畜産物の濃密生産団地建設事業にかわる新たな業務として、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るための既耕地の整備を中心とした事業を実施することとなった。

平成9年には、閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において、農用地整備公団を廃止し、その業務を森林開発公団に移管することとされたことから、緑資源公団に業務を継承することとなった。

緑資源公団は、農用地総合整備事業の実施及び調査中の地区を継承するとともに、海外農業開発の調査業務についても継承し、引き続き実施することとなった。また、食料・農業・農村基本問題調査会の答申（平成10年9月）を踏まえ、森林、農用地の公益的機能を維持増進するため、中山間地域における森林と農用地の一体的な整備を新たに実施することとなった。

その後、平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、特殊法人等の行う業務及び組織形態の見直しが行われ、平成15年10月に緑資源公団は解散し、独立行政法人緑資源機構が設立され、引き続き業務を実施することとなった。

#### イ 業務内容

広域農業開発事業及び畜産基地建設事業は、農用地の造成を中心に関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的に実施するもので、広域農業開発事業は、10年度、畜産基地建設事業は、11年度に完了した。農用地等緊急保全整備事業は、自然条件の特殊性に起因した障害を除去するために必要な用排水施設の新設又は改良を短期集中的に実施するもので、12年度に完了した。

現在は、農業構造の急速な改善に必要な農業地域内において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施する農用地総合整備事業及び中山間地域における森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する特定中山間保全整備事業を実施している。

なお、平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、農用地総合整備事業は、平成15年度新規着工までに地権者の同意等所定の手続きが進められない地区は事業の中止、NTT-A型プロジェクトに対する貸付業務については廃止されることとなった。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので（農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上）、補助率は、工種毎に内地40%～2/3、北海道40～80%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

特定中山間保全整備事業は、中山間地域の森林と農用地が混在する地域で、必要な施策が行われていない森林や耕作放棄地が増加しており、森林及び農用地のもつ公益的機能の低下が下流の都市部にも影響することが懸念されている。このため、本事業では、水源林造成の指定地域であって、地勢条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行い、水源かん養をはじめとした公益的機能の維持増進を図る。補助率は55%以内（基幹農林道は2/3以内）である。

#### ウ 業務の実施状況

##### (ア) 緑資源機構国内事業

###### a 農用地総合整備事業

17年度においては、美濃東部区域（岐阜県）のほか7区域を継続実施し、このうち直入庄内区域（大分県）が完了した。



## b 特定中山間保全整備事業

17年度においては、阿蘇小国郷区域(熊本県)を継続実施するとともに、新たに呂智西部区域(島根県)の全体実施設計に着手した。

なお、17年度における実施状況は、表8のとおりである。

表8 17年度緑資源機構国内事業の実施状況

| (単位：千円)     |     |            |            |
|-------------|-----|------------|------------|
| 事業名         | 区域数 | 事業費        | 国費         |
| 緑資源機構事業     | 10  | 23,938,000 | 16,540,000 |
| 農用地総合整備事業   | 8   | 21,938,000 | 15,119,146 |
| 特定中山間保全整備事業 | 2   | 2,000,000  | 1,420,854  |

## (イ) 緑資源機構海外農業開発事業

独立行政法人国際協力機構からの委託により、ブルキナファソ国砂漠化防止対策推進体制検討調査、マリ国セグー地方南部住民主体の砂漠化防止のための村落開発計画調査、ニジェール国サヘルオアシス開発計画調査及びチリ国への技術協力プロジェクトの実施に対する支援業務及び研修等を実施した。

また農林水産省からの補助事業として、砂漠化防止や農地・土壌侵食防止に対処するための実証調査、住民参加型の村づくりを通じた復興支援対策調査、海外農業開発に必要な種々の情報の整備等を実施した。

なお、17年度における実施状況は表9のとおりである。

表9 17年度緑資源機構海外農業開発事業の実施状況

| (単位：千円)                          |     |         |  |
|----------------------------------|-----|---------|--|
| (1) 受託事業                         |     |         |  |
| マリ国セグー地方南部住民主体の砂漠化防止のための村落開発計画調査 |     |         |  |
| ブルキナファソ国砂漠化防止対策推進体制検討調査          |     |         |  |
| ニジェール国サヘルオアシス開発計画調査              |     |         |  |
| チリ国への技術協力プロジェクト等                 |     |         |  |
| 受託額                              |     | 511,082 |  |
| (2) 補助事業                         |     |         |  |
| 地域資源利活用農業農村開発基礎調査                |     |         |  |
|                                  | 補助額 | 23,219  |  |
| 砂漠化防止等環境保全対策調査                   | 〃   | 272,491 |  |
| 農地・土壌侵食防止対策基礎調査                  | 〃   | 49,154  |  |
| 参加型農業農村復興支援対策調査                  | 〃   | 47,770  |  |

## (8) 土地改良調査計画

## ア 土地改良調査計画

17年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営等調査及び地域整備方

向検討調査等を行うとともに、農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化を行い利活用するためのシステム開発、事業実施地区を対象とした環境配慮工法の実証的なモデル調査及び環境調査配慮手法の開発等を実施した。

なお、土地改良調査計画費の詳細については、表10のとおりである。

## イ 17年度国営等調査

17年度において、実施した地区は表11のとおりである。

## 3 農村整備事業

## (1) 農道の整備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため実施している。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集荷、それらの施設から市場・消費地への輸送などに利用されている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。このように農道整備は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

## ア 広域営農団地農道整備事業

## (広域営農団地農道型)

広域営農団地育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね1,000ha以上、延長がおおむね10km以上、車道幅員がおおむね5m以上となっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

## イ 広域営農団地農道整備事業

## (アクセス機能強化農道型)

広域営農団地育成対策の一環として、既設の広域営農団地農道に連絡する農道であつて、インターチェンジその他の物流拠点へのアクセスを改善する農道について、都道府県が事業主体となて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200

ha以上、延長がおおむね3 km以上、車道幅員がおおむね5 m以上、新たにインターチェンジその他の物流拠点が整備された地域であることとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置農法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

#### ウ 広域営農団地農道整備事業

（中山間活性化ふれあい支援農道型）

中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携

をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進する農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3 km以上、車道幅員は連携する道路事業と調整が図られたものとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

#### エ 一般農道整備事業

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となつて

表10 17年度土地改良調査計画費

| 事 項                 | (単位：千円)    |           |         |
|---------------------|------------|-----------|---------|
|                     | 農林水産省      | 北 海 道     | 沖 縄     |
| 土地改良調査計画費           | 10,659,000 | 2,924,541 | 501,623 |
| （農 地）               |            |           |         |
| 農業基盤整備基礎調査費         | 250,800    | 19,200    | 8,500   |
| 農業水利ストック有効活用緊急整備調査費 | 185,353    | 45,600    | 1,000   |
| 広域基盤整備計画調査費         | 301,799    | 135,000   | 20,000  |
| 地域整備方向検討調査費         | 509,000    | 255,000   | 30,000  |
| 国営地区調査費             | 520,000    | 645,000   | 140,000 |
| 事業計画管理地区調査費         | 136,500    | 28,800    | 3,900   |
| 広域農業基盤整備管理調査費       | 3,529,096  | 1,585,646 | 178,322 |
| 都道府県営事業地区計画費        | 58,500     | 8,500     | 5,000   |
| 計画技術指針作成調査費         | 135,542    | 12,200    | 6,550   |
| 農業水利基本調査費           | 116,800    | 7,500     | 1,700   |
| 地下水調査費              | 120,100    | 12,800    | 34,300  |
| 土地利用計画調査費           | 34,500     | 1,300     | 500     |
| 農村整備・活性化基本調査費       | 109,000    | 10,500    | 10,500  |
| 集落地域整備推進方策策定調査費     | 9,400      | 300       | 300     |
| 農村基本資源調査費           | 58,410     | 13,500    | 10,000  |
| 農業農村整備事業計画検討調査費     | 121,500    | 9,000     | 7,500   |
| 農業生産基盤整備推進調査費       | 55,500     | 17,500    | —       |
| 農村整備推進調査費           | 15,000     | —         | —       |
| 農用地基盤管理技術策定調査費      | 27,300     | 4,500     | —       |
| 農村総合開発整備調査費         | 10,860     | 5,440     | —       |
| 農村振興整備状況調査費         | 33,209     | —         | —       |
| 農村振興目標・方策調査費        | 19,000     | —         | —       |
| 多面的機能維持増進調査費        | 60,000     | —         | —       |
| 地すべり調査費             | 79,400     | 2,000     | —       |
| 農業農村整備推進環境保全技術調査費   | 168,034    | —         | —       |
| 農業用水資源環境基礎調査費       | 64,000     | 9,500     | 2,500   |
| 農業農村環境情報整備調査費       | 50,000     | 7,000     | —       |
| 資源保全手法検討調査費         | 138,600    | 6,800     | 4,600   |
| 技術調査費               | 3,131,894  | 20,322    | 35,208  |
| 事業実施調査費             | 475,773    | 11,160    | —       |
| 土地改良事業等推進調査費        | 37,223     | 44,972    | 273     |
| 土地改良施設管理調査費         | 32,313     | 5,501     | 500     |
| 機構事業推進調査費           | 2,834      | —         | —       |
| 補助事業審査指導費           | 52,760     | —         | 470     |
| 土地改良専門技術者育成対策費      | 9,000      | —         | —       |
| 農業生産基盤整備調査計画費補助     | 28,000     | 5,000     | 5,000   |

表11 17年度国営等地區調査の実施状況

| 区 分         | 農林水産省 |    |   |    | 北 海 道 |    |    |    | 沖 縄 |    |   |    |
|-------------|-------|----|---|----|-------|----|----|----|-----|----|---|----|
|             | 継続    | 新規 | 計 | 完了 | 継続    | 新規 | 計  | 完了 | 継続  | 新規 | 計 | 完了 |
| かんがい排水地区    | 5     | 1  | 6 | —  | 4     | 1  | 5  | 2  | —   | 1  | 1 | —  |
| かんがい排水      | 5     | 1  | 6 | —  | 4     | 1  | 5  | 2  | —   | 1  | 1 | —  |
| 直轄明渠排水      | —     | —  | — | —  | —     | —  | —  | —  | —   | —  | — | —  |
| 総合農地防災地区    | —     | —  | — | —  | 1     | —  | 1  | —  | —   | —  | — | —  |
| 農地再編整備地区    | —     | —  | — | —  | 1     | 2  | 3  | —  | —   | —  | — | —  |
| 《国営地区計》     | 5     | 1  | 6 | —  | 6     | 3  | 9  | 2  | —   | 1  | 1 | —  |
| 特定中山間保全整備地区 | —     | —  | — | —  | —     | 1  | 1  | —  | —   | —  | — | —  |
| 《国営等地區合計》   | 5     | 1  | 6 | —  | 6     | 4  | 10 | 2  | —   | 1  | 1 | —  |

行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良 ((イ)～(オ)以外)

(イ) 既設農道の舗装整備

(ロ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯等における農道網の一体的整備

(ハ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域等の農業集落を結ぶ農道の新設または改良

(ニ) 振興山村、過疎地域、または半島振興対策実施地域において国営農地再編整備事業（中山間地域型）と一体的に行う農道整備事業

オ 農道環境整備事業

既設農道等の環境面からの更新整備や、農道機能強化面からの整備水準の向上を主体とした整備を計画的に行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が30百万円以上、財源は事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

カ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替り

として、都道府県または市町村等が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が1億円以上、車道幅員がおおむね4m以上となっている。

なお、北海道、沖縄県、離島、奄美群島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島振興対策実施地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

財源は事業費の50%（北海道及び離島55%、奄美群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

通称「農免農道」と呼ばれている。

平成17年度における農道整備事業の実施状況は表12のとおりである。

表12 平成17年度農道整備事業の実施状況

(単位：千円)

| 事業区分         | 地区数 | 国費額        |
|--------------|-----|------------|
| 広域営農団地農道整備事業 | 161 | 25,378,000 |
| 一般農道整備事業     | 273 | 8,900,000  |
| 農免農道整備事業     | 362 | 18,260,000 |

## (2) 農村総合整備事業

### ア 農村総合整備事業

本事業は、農業及び農村の健全な発展並びに国土の均衡ある発展を図るため、都道府県により、地域における自然的、社会的諸条件等を踏まえつつ、農業生産基盤（農業用排水施設、ほ場整備、農道等）、生活環境施設（農業集落道、農村公園緑地、集落防災安全施設等）及び都市農村交流施設（コミュニティ施設、情報基盤施設等）の整備を、地域ニーズに合わせてメニュー方式で総合的に実施するものである。なお、本事業は、平成13年度より新規採択を取り止めている。

農村総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 9 国費 1,169百万円



## イ 農村総合整備統合補助事業

本事業は、平成12年度に第2次地方分権推進計画の趣旨を踏まえて、農村総合整備事業を市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業を創設したものである。なお、本事業は、平成13年度より新規採択を取り止めている。

農村総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

国費 3,923百万円

## ウ 集落基盤整備事業

本事業は、都市近郊地域等における農地のスプロール的かい廃による農業生産性及び土地利用の効率性の低下を防止するため、都道府県又は市町村により、農業と調和した土地利用の整序化を図りつつ、農業生産基盤の整備、農村集落の良好な定住条件の整備及び農村地域の交流基盤の整備を一体的に実施するものである。

集落基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 3 国費 173百万円

## エ 集落地域整備統合補助事業

本事業は、農村における適正な土地利用に留意し健全な農村地域社会を建設するため、農業集落が農村地域において農業生産活動と地域生活の最小単位であることに着目し、1～数個の農業集落を対象として、市町村、土地改良区等により、農業集落を単位とした農業生産基盤の整備及びこれと関連する生活環境基盤の整備を総合的に実施するものである。

集落地域整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 1 国費 944百万円

## オ 地域開発関連整備

## (ア) 土地利用秩序形成型

本事業は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成等により、農業を含めた地域の開発・振興を図るため、土地利用調整計画に従い、非農業的土地利用と調整を図りつつ、ほ場整備を実施することにより、優良農用地の確保と非農用地の創設を行うものである。

## (イ) 地域整備関連促進型

本事業は、地域の活性化に資すると認められる構想と連携を図りつつ、農業生産基盤及び農村地域の生活環境基盤の整備を総合的に実施することにより、これらの構想等の円滑な推進と農業の生産性の向上を図るものである。

地域開発関連整備の実施状況を以下に示す。

実施地区数 21 国費 1,347百万円

## (3) 農村振興総合整備事業

## ア 農村振興総合整備事業

本事業は、地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、都道府県により、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備等を総合的に実施するものである。

農村振興総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 87 国費 5,256百万円

## イ 農村振興総合整備統合補助事業

本事業の実施内容は、上記アの事業と同一であるが、市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業として実施するものである。

農村振興総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 8 国費 5,005百万円

## ウ 美しいむらづくり総合整備事業

本事業は、活力ある農林水産業の持続的な発展を図るとともに、自然環境や景観にも優れた美しい村づくりを実現するため、地方公共団体、地域住民、NPOなどの多様な主体の参画により、農業生産基盤と生活環境等の総合的な整備を実施するものである。

美しいむらづくり総合整備事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 1 国費 510百万円

## エ むらづくり交付金

本交付金は、地域の創造力を活かせるよう、国の関与を縮減し、市町村の裁量を大幅に拡大して、市町村の提案による事業も含めた農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施するものである。

むらづくり交付金の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 21 国費 10,000百万円

## (4) 田園整備事業

## ア 田園空間整備事業

本事業は、農村の有する豊かな自然、伝統、文化等多面的機能を再評価し、農村地域の活性化に資する各種公共公益施設用地の整備と伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備等を総合的にを行い、魅力ある田園空間づくりによる都市との共生の推進に資するものである。

田園空間整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 36 国費 2,710百万円

## イ 田園交流基盤整備事業

田園空間整備事業と併せて、農村の活性化に資す



る集落間の連絡に必要な農業集落道等の交流基盤の整備を行うものである。

田園交流基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 7 国費 439百万円

#### (5) 地域用水環境整備事業

##### ア 地域用水環境整備事業

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活、防火、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全など多面的な機能（地域用水機能）を有しており、このような地域用水機能は、国民の価値観の変化や農村地域における混住化等の進展の中で、地域住民への憩いと安らぎの空間の提供等、その一層の発揮が求められてきている。

本事業は、農業水利施設の適切な維持管理を確保しつつ、地域住民のニーズに即して地域用水機能を適切に発揮させていくための以下の整備を行うものである。

##### (イ) 地域用水環境整備事業

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持・増進を図るための施設の整備を実施。なお、市町村等が行う場合は、統合補助事業として実施。

実施地区数 139 国費 3,367百万円  
新規採択地区数 17 新規採択総事業費 67億円

##### (ロ) 歴史的施設保全事業

文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施。

実施地区数 1 国費 16百万円  
新規採択地区数 1 新規採択総事業費 30百万円

#### (6) 農業集落排水事業

近年の農業社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の成育障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。このため、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業として発足させたものである。

また、農村地域における資源循環の促進の観点から、平成14年度より集落排水汚泥や処理水のリサイクル計画の策定を新規採択にあたっての要件とした。

国庫補助率は50%（内地、北海道）・60%（奄美）及

び75%（沖縄）であり、平成17年度には継続508地区の事業を実施するとともに、102地区について新規着工を行った。

農業集落排水事業の実施状況 （単位：千円）

|          | 16年度       | 17年度       |
|----------|------------|------------|
| 農業集落排水事業 | 62,400,000 | 42,200,000 |

#### (7) 中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤等の整備を総合的に行うものである。

事業対象地域は、①過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村、②採択面積は、生産基盤整備事業に係る受益面積の合計が都道府県営事業の場合はおおむね60ha以上、市町村営事業の場合はおおむね20ha以上を対象とする。

国庫補助率は、55%（北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%）で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。

17年度における実施地区数は、463地区（うち新規45地区）

（単位：千円）

|             | 16年度       | 17年度       |
|-------------|------------|------------|
| 中山間地域総合整備事業 | 53,714,770 | 47,210,000 |

## 4 農地等保安全管理事業

### (1) 農地防災事業等

農地防災等の事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生の未然防止又は土壌の汚染、農業用水の汚濁の除去、若しくは地盤の沈下起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

#### (項) 農地等保安全管理事業費

(目) 国営総合農地防災事業費

(目) 直轄地すべり対策事業費

(目) 農地防災事業費補助（防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助）

(目) 農地保全事業費補助（地すべり対策、農地保全整備事業費補助）

(目) 農村環境保全対策事業費補助（水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈下対策、総合

## 農地防災事業費補助)

## (項) 農村整備事業費

(目) 中山間総合整備事業費補助 (中山間地域総合  
農地防災事業費補助)

## (項) 農業施設災害関連事業費

(目) 鉱毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱(40年12月24日40農地D第1829号)、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱(42年3月8日42農地D第24号)、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱(60年4月5日60構改D第395号)、公害防除特別土地改良事業実施要綱(47年1月11日46農地D第808号)及び国営総合農地防災事業実施要綱(元年7月7日元構改D第486号)等に基づいて計画的に行われている。

17年度における各事業の実施状況は、表13のとおりである。

## (2) 土地改良施設の管理

土地改良事業によって造成された農業水利施設は、農業生産を支える基本的施設であるとともに、生態系や景観の形成などの多面的機能を発揮する重要な社会共通資本である。

今日、これらの農業水利施設は、ダムなどの基幹施設から末端の農業用排水施設に至るまで膨大なストックを形成していることから、効率的な更新整備や保安全管理を充実していくことが重要な課題となっている。

## ア 国営造成施設管理事業等

## (ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業で17年度は5地区で実施した。

## (イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業で17年度は1地区で実施した。

## (ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業で17年度は26地区で実施した。

## (エ) 国営造成水利施設保全対策指導事業

国営事業により造成された基幹的施設を対象に、機能診断及び予防保全基本計画の策定を国が行う事業で17年度は84地区で実施した。

## (オ) 国営造成水利施設保全対策推進事業

施設の保全に係る権利の設定及び更新を国が行う事業で17年度は13地区で実施した。

## (カ) 国営造成施設県管理補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で17年度は29地区で実施した。

## (キ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業で17年度は239地区で実施した。

## イ 土地改良施設技術管理事業等

## (ア) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設等を管理する土地改良区等の管理体制整備を行う事業で17年度は263地区で実施した。

## (イ) 土地改良施設修繕保全事業

国営造成の基幹水利施設の管理設備の修繕工事と、機能低下の原因となる汚泥等の除去・防止のための保全工事等を緊急に行う事業で17年度は18地区で実施した。

## (ウ) 土地改良施設安全管理推進事業

土地改良施設の安全管理に係る啓発・指導を行う事業で全土連が実施した。

## (エ) 農業水利施設保全対策事業

農業水利施設の長寿命化の観点から、的確な施設の機能診断及び予防保全対策を17年度は64地区で実施した。

## (オ) 農業水利保全支援事業

土地改良区等の水利団体が保有する許可水利権の申請に関する資料の作成上、水利団体で対応困難な技術計算の指導等を行う事業で17年度は7地区で実施した。

## (カ) 国営造成水利施設保全対策事業

国が策定した予防保全基本計画を踏まえ、施設の長寿命化に資する劣化原因の除去や劣化防止対策等の予防保全工事を行う事業で17年度は13地区実施した。

## (キ) 基幹水利施設管理技術者育成支援事業

安全性の向上や技術的進展に的確に対応した管理技術の向上を図るため、指導・援助及び研修等を実施する事業で17年度は29地区で実施した。

## (ク) 新農業水利システム保全対策事業

農業構造改革と多様な水田営農を進めるため、農業水利施設における水利用の効率化、施設管理

表13 17年度農地防災等事業の実施状況

| 区 分                       | 実 施 額         |             | 地 区 数 |     |     |       |     |  |
|---------------------------|---------------|-------------|-------|-----|-----|-------|-----|--|
|                           | 事 業 費<br>(千円) | 国 費<br>(千円) | 継 続   | 新 規 | 全 計 | 計     | 完 了 |  |
| 国 営 総 合 農 地 防 災 事 業       | 57,580,000    | 44,060,000  | 27    | 2   | 1   | 30    | 3   |  |
| 直 轄 地 す べ り 対 策 事 業       | 2,888,000     | 2,888,000   | 6     | 0   | 0   | 6     | 3   |  |
| 農 地 防 災 事 業               |               |             |       |     |     |       |     |  |
| 防 災 グ ル ム 事 業             | 5,562,777     | 2,997,000   | 40    | 7   | 0   | 47    | 7   |  |
| た め 池 等 整 備 事 業           | 43,503,741    | 22,520,729  | 813   | 290 | 0   | 1,103 | 353 |  |
| 湛 水 防 除 事 業               | 29,622,548    | 15,416,000  | 207   | 23  | 0   | 230   | 23  |  |
| 農 地 保 全 事 業               |               |             |       |     |     |       |     |  |
| 地 す べ り 対 策 事 業           | 11,288,806    | 5,627,000   | 299   | 35  | 0   | 334   | 71  |  |
| 農 地 保 全 整 備 事 業           | 9,462,846     | 5,279,000   | 116   | 12  | 0   | 128   | 30  |  |
| 農 村 環 境 保 全 対 策 事 業       |               |             |       |     |     |       |     |  |
| 水 質 保 全 対 策 事 業           | 5,061,451     | 3,073,142   | 43    | 6   | 0   | 49    | 9   |  |
| 公 害 防 除 特 別 土 地 改 良 事 業   | 1,556,945     | 820,000     | 4     | 1   | 0   | 5     | 0   |  |
| 地 盤 沈 下 対 策 事 業           | 5,993,810     | 3,246,000   | 33    | 2   | 0   | 35    | 4   |  |
| 総 合 農 地 防 災 事 業           | 3,525,502     | 1,886,000   | 19    | 3   | 0   | 22    | 2   |  |
| 中 山 間 総 合 整 備 事 業         |               |             |       |     |     |       |     |  |
| 中 山 間 地 域 総 合 農 地 防 災 事 業 | 2,971,497     | 1,630,000   | 59    | 7   | 0   | 66    | 12  |  |
| 農 業 用 施 設 災 害 関 連 事 業     |               |             |       |     |     |       |     |  |
| 鉍 毒 対 策 事 業               | 500,000       | 250,000     | 2     | 0   | 0   | 2     | 0   |  |
| 計                         | 179,517,923   | 109,692,871 | 1,668 | 388 | 1   | 2,057 | 517 |  |

の省力化を実現する「農業水利システム保全計画」  
と「管理省力化施設整備事業」等を併せて行うも  
ので17年度は361地区で実施した。

実施状況（17年度）

|                   | 予算額(千円)   |
|-------------------|-----------|
| 直轄管理事業            | 804,622   |
| 広域農業水利施設総合管理事業    | 382,401   |
| 国営造成施設水利管理事業      | 194,000   |
| 国営造成水利施設保全対策指導事業  | 911,093   |
| 国営造成水利施設保全対策推進事業  | 46,300    |
| 国営造成施設県管理補助事業     | 1,304,091 |
| 基幹水利施設管理事業        | 1,395,779 |
| 国営造成施設管理体制整備促進事業  | 3,251,292 |
| 土地改良施設修繕保全事業      | 226,968   |
| 土地改良施設安全管理推進事業    | 34,000    |
| 農業水利施設保全対策事業      | 362,978   |
| 農業水利保全支援事業        | 23,143    |
| 国営造成水利施設保全対策事業    | 440,588   |
| 基幹水利施設管理技術者育成支援事業 | 293,034   |
| 新農業水利システム保全対策事業   | 2,400,000 |

## 5 海 岸 事 業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水による被害から農地を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、公有地造成護岸等整備事業により公共用地造成の促進を図りつつ海岸保全施設の整備を実施した。17年度における海岸保全事業の実施状況は表14のとおりである。

## 6 災 害 復 旧 事 業

### (1) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年頻発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに莫大な損害を受け、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。



表14 17年度海岸保全事業の実施状況

| 区 分                    | 実 施 額         |             | 地 区 数 |     |     |     |
|------------------------|---------------|-------------|-------|-----|-----|-----|
|                        | 事 業 費<br>(千円) | 国 費<br>(千円) | 継 続   | 新 規 | 計   | 完 了 |
| 海岸保全施設整備事業(直轄)         | 3,800,000     | 3,800,000   | 3     | 0   | 3   | 1   |
| 海岸保全施設整備事業(補助)         | 10,101,492    | 5,333,600   | 116   | 4   | 120 | 9   |
| 海岸環境整備事業(補助)           | 1,479,000     | 493,000     | 18    | 0   | 18  | 3   |
| 公有地造成護岸等整備事業<br>(統合補助) | 5,000         | 2,000       | 1     | 0   | 1   | 1   |
| 計                      | 15,385,492    | 9,628,600   | 138   | 4   | 142 | 14  |

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)」、農地保全に係る海岸、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費が不足した場合は補正予算等により措置されている。

## (2) 新 規 災 害

17年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表15のとおりである。

表15 17年災被害額

| 区 分           | 箇所数    | 被害額(千円)    |
|---------------|--------|------------|
| 直 轄           | 0      | 0          |
| 農 地           | 17,004 | 24,992,300 |
| 農 業 用 施 設     | 13,986 | 38,921,800 |
| 海 岸 保 全 施 設 等 | 17     | 767,000    |
| 計             | 31,007 | 64,681,100 |

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

平成17年6月27日から7月15日までの間における豪雨(9月9日指定 政令第296号)

平成17年9月1日から9月8日までの間における暴風雨及び豪雨(10月28日指定 政令第329号)

また、局地的に激甚であった災害については、農地、農業用施設等の災害で市町村を局地激甚災害の特定地域として政令で指定し特別の助成措置を行った。

新規発生災害の17年度における事業の実施状況は、表16のとおりである。

表16 17年度新規発生災害の事業実施状況

| 区 分           | 事業費(千円)    | 国 費(千円)    |
|---------------|------------|------------|
| 直 轄           | 0          | 0          |
| 農 地           | 9,287,711  | 8,488,968  |
| 農 業 用 施 設     | 15,003,107 | 14,222,945 |
| 海 岸 保 全 施 設 等 | 276,065    | 209,807    |
| 計             | 24,566,883 | 22,921,720 |
| 農 業 用 施 設 関 連 | 2,214      | 1,107      |
| 農地災害関連区画整備    | 0          | 0          |
| 海岸保全施設等関連     | 0          | 0          |
| 災害関連農村生活環境施設  | 292,204    | 146,102    |
| 災害関連緊急地すべり    | 113,044    | 74,496     |
| 計             | 407,462    | 221,705    |
| 合 計           | 24,974,345 | 23,143,425 |

## (3) 過 年 災 害

16年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち16年度に完了しなかったものの、17年度における事業の実施状況は、表17のとおりである。

表17 17年度過年災害の事業実施状況

| 区 分           | 事業費(千円)    | 国 費(千円)   |
|---------------|------------|-----------|
| 直 轄           |            |           |
| 16年災          | 4,045      | 4,045     |
| 農 地           |            |           |
| 15年災          | 385,225    | 353,251   |
| 16年災          | 6,057,733  | 5,639,749 |
| 農 業 用 施 設     |            |           |
| 15年災          | 105,507    | 99,177    |
| 16年災          | 10,271,974 | 9,850,823 |
| 海 岸 保 全 施 設 等 |            |           |
| 16年災          | 443,375    | 338,193   |
| 農 業 用 施 設 関 連 |            |           |
| 16年災          | 34,177     | 29,016    |



|            |            |            |  |
|------------|------------|------------|--|
| 農地災害関連区画整備 |            |            |  |
| 16年災       | 143,353    | 109,522    |  |
| 災害関連農村生活環境 |            |            |  |
| 16年災       | 528,739    | 406,600    |  |
| 計          | 17,974,128 | 16,830,376 |  |

## 7 その他の事業

### (1) 元気な地域づくり交付金のうち農村の振興

良好な農村景観の再生・保全に向けた土地改良施設等の改修などを支援することにより美しい田園風景を復興するとともに、効率的な農業経営、農村の活性化、農村集落機能の再編・強化、都市と農村の共生・対流や活力と個性あるむらづくり等に資する情報通信基盤の整備を実施する。

また、農村整備事業や地域活動等を契機とした美しいむらづくりの実現や施設の利活用、景観形成等の取り組み、農業に関連したコミュニティビジネス等の自主的で継続的な地域活動の推進を支援する。

事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、農業協同組合 等

交 付 率：定額（1/2以内、1/3以内等）

予 算 額：46,606百万円の内数

### (2) 元気な地域づくり交付金のうち農業生産の基盤の整備

優良農地の確保等に資する、遊休農地の解消、基盤整備を契機とした担い手の育成・農地の利用集積、産地づくり、環境保全型農業の推進及び田園自然環境の創造等の推進を図るため、地域の自主性や創意工夫を活かした柔軟、かつ、きめの細かい農業生産基盤の整備・保全及び関連する推進施策を支援する。

事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、一部事務組合、農業協同組合、農業者が組織する団体 等

交 付 率：定額（1/2相当、土地改良法に基づく補助率相当 等）

予 算 額：46,606百万円の内数

### (3) バイオマスの環づくり交付金

本事業は、地域で発生するバイオマス資源を、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、関係者への理解の醸成、バイオマス利活用計画の策定、バイオマスの種類に応じた利活用対策、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取り組みを支援するものである。

バイオマスの環づくり交付金の予算額を以下に示す。

国費：14,380百万円の内数

### (4) バイオマス利活用フロンティア推進事業

本事業は、バイオマスプラスチックの利活用を推進するため、地域における農業資材、食器やゴミ袋等バイオマスプラスチック製品の導入等を推進するための取り組みに対して支援するものである。

バイオマス利活用フロンティア推進事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 8

国費：190百万円

## 第4節 土地改良制度等

### 1 土地改良制度

#### (1) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の設立状況等

(ア) 設立等

平成17年度末における土地改良区及び土地改良区連合の地区数等は表18のとおりであり、土地改良事業団体連合会の団体数等は、下記のとおりである。

表18 土地改良区等の地区数・面積

|           | 土地改良区     | 同連合     | 計         |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 前年度地区数    | 6,103     | 84      | 6,187     |
| 本年度設立地区数  | 45        | 0       | 45        |
| 本年度解散地区数  | 295       | 3       | 298       |
| 現在地区数     | 5,853     | 81      | 5,934     |
| のべ面積 (ha) | 2,830,785 | 310,156 | 3,140,941 |

土地改良事業団体連合会48団体、都道府県土地改良事業団体連合会7,090会員（うち土地改良区（土地改良区連合を含む）5,132、市町村1,753、農業協同組合等205）

(イ) 検査

土地改良法第132条に基づき、土地改良区及び土地改良区連合並びに土地改良事業団体連合会の検査を実施している。

毎年度の検査は、年度当初に土地改良区等の業務運営の状況及び財務の規模等を勘案して農林水産大臣の検査地区と都道府県知事の検査地区に区分した検査計画を作成し、検査を実施している。なお、これら土地改良区等に対する検査は、原則として3年ごとに行うこととしている。

イ 水土保全強化対策事業

農村地域の都市化・混住化の進展や農業者の高齢

化・後継者不足等に伴う集落機能の低下を起因とした土地改良施設管理の困難化の進展、農業構造改革の加速化・米政策改革に伴う担い手の育成と合理的な水管理・土地利用調整による農用地の利用集積の推進、土地改良事業の実施に関する地元調整課題の増加等、土地改良区は諸課題への的確な対応が求められている。

このような実情にかんがみ、次の事業を行ったものである。

#### (ア) 土地改良施設管理指導事業

全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良施設の円滑な管理を図るために行う、土地改良施設の診断・管理指導及び土地改良区等と地域住民等が連携した施設管理に関する事業。

#### (イ) 土地改良換地等促進事業

全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、換地事務の円滑な推進を図るために行う、土地改良換地士等の技術強化のための研修及び換地事務指導並びに農用地の利用集積の技術的指導等。また、全国農業会議所及び都道府県農業会議が、交換分合による農用地集団化の推進を図るために行う、交換分合に関する啓発普及、技術指導等。

#### (ウ) 土地改良相談等事業

都道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良区等の土地改良事業の事業主体に対して行う、土地改良事業に関する苦情・紛争等についての調停並びに非補助土地改良事業の推進に関する助言及び指導。また、全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、換地に関する異議紛争について、早期解決及び未然防止を図るために行う助言及び指導。

なお、平成17年度は、5億4,843万円を計上し、上記各事業に対し助成を行った。

#### ウ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の実施に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展し、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修が極めて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修については、本来、土地改良区等土地改良施設の管理者自らがこれを行うべきであるが、近年における農村環境等の変化が大きく、これに即応した対策が必ずしも円滑に行われていないのが現状である。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のため

の資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業と、土地改良区の統合整備に伴い必要となる土地改良施設の整備補修を行う土地改良区統合整備連携緊急対策事業を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めている。

また、生産調整に伴う地域営農の変化に対応した用排水の管理の改善合理化を図るため、当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた施設改善対策事業を実施するとともに、水田の畑地転換について一定規模以上の団地化が図られる地区に対しては、事業実施土地改良区等が事業実施年度に負担する畑地転換に伴う施設改善対策事業の増嵩分に対して助成する畑地化対策事業を実施した。

なお、平成17年度の実施状況は、表19のとおりである。

表19 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況

(単位：千円)

|        | 16年度       | 17年度       |
|--------|------------|------------|
| 年間総事業費 | 12,887,921 | 12,701,202 |
| 国庫補助額  | 3,946,842  | 3,887,639  |

#### エ 土地改良区組織運営基盤強化対策

土地改良区は、土地改良事業の実施や当該事業で造成された施設の管理等、土地改良事業を推進する中核的な団体であり、今後、農村地域の環境との調和に配慮しつつ、合理的な水・土地利用の調整ときめ細かい水管理の必要性等を踏まえ、より適切かつ効率的な施設管理が期待されている。

しかしながら、近年、農業者の高齢化や農産物価格の低迷など厳しい農業情勢等の中で、土地改良区は零細・小規模で財政基盤が脆弱化し、その役割を十分に果たせなくなっている事態が生じている。

このような実情にかんがみ、

(ア) 土地改良区等が土地改良施設の効率的・適正な維持管理、土地利用調整、農業の多面的機能の発揮への関与等による地域社会への貢献等に総合的に対応するために必要な基本計画を策定する事業運営改革基本計画策定事業

(イ) 土地改良事業団体連合会に、広域的な統合整備や米政策改革を踏まえた土地利用調整を推進するための指導体制を整備する土地改良区組織運営基盤強化推進事業

- (ウ) 都道府県が策定している統合整備基本計画等に即して行う土地改良区の合併又は合同事務所の設置や、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う統合再編整備事業
- (エ) 国営土地改良事業の受益地域を地区とする土地改良区で組織運営基盤を強化する必要があるものについて指導を行う国営関連土地改良区整備強化対策事業
- (オ) 都市化・混住化や管理施設の高度化・複雑化等により農業用排水路等の維持管理に著しい支障が生じている土地改良区が、
- ① 土地改良法第56条第2項に基づく市町村等協議を実施するための管理に要する費用の分担計画の策定等
  - ② 地域住民の参画を得て行う地域環境の維持・創造に資する活動を実施するとともに、管理作業へ地域住民が参画するための協定書の策定等
  - ③ 集落管理組織の機能が低下している土地改良区が効率的な水管理システムを構築するための農業用水管理系統再編計画の策定等
- を行う農業用排水路等管理組織整備推進事業を実施した。
- なお、平成17年度は、2億4,340万円を計上し、上記各事業に対し助成を行った。

## (2) 農用地等集団化

### ア 換地処分的事前調整及び交換分合の実施

分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る上で極めて重要であるため、土地改良法に基づく区画整理等に伴う換地処分的事前調整及び農業委員会等が行う交換分合に対して助成を行った。

### イ 交換分合附帯農道等整備の実施

交換分合の推進を図るため、交換分合の対象となる農用地の条件を均等化し、大型機械の導入による労働力の節減など集団化の効果を一層向上させるため、交換分合と一体の計画の下で実施する農道等の整備に対して助成を行った。

### ウ 平成17年度予算額

46,606百万円の内数（元気な地域づくり交付金）

## (3) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等（土地改良財産）については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、17年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表20のとおりである。

表20 管理委託実績（17年度末）

|              |          |
|--------------|----------|
| 国営土地改良事業完了   |          |
| 地区数          | 1,604地区  |
| 管理委託済施設数     |          |
| ダム、頭首工、揚水機場等 | 1,320施設  |
| 水路、道路        | 15,718km |

## (4) 融 資 関 係

### ア 農業基盤整備資金（耕地）

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表21のとおりである。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額は補助残資金820万円で前年比188.6%、非補助資金は融資実績なしで、合計820万円で前年比188.6%となった。

表21 17年度貸付実績額

（単位：百万円、%）

|             | 17年度貸付<br>実績額A | 16年度貸付<br>実績額B | A/B  |
|-------------|----------------|----------------|------|
| 農業基盤整備資金    |                |                |      |
| （耕地）        | 15,733         | 18,724         | 84.0 |
| 補 助         | 11,951         | 13,733         | 87.0 |
| 県 営         | 9,474          | 10,955         | 86.5 |
| 団 体 営       | 2,477          | 2,778          | 89.2 |
| 非 補 助       | 3,783          | 4,991          | 75.8 |
| 一 般         | 3,783          | 4,991          | 75.8 |
| 利 子 軽 減     | 0              | 0              | 0    |
| 担い手育成農地集積資金 | 10,683         | 12,024         | 88.8 |
| 合 計         | 26,416         | 30,748         | 85.9 |

（注）農林漁業金融公庫「業務統計」による。

### イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金で平成5年度に創設されたものである。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表21のとおり。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額が1,425万円で前年比65.6%であった。

## (5) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、国の助成により2年度から6年度までの5年間に1,000億円、また、UR対策として7年度から12年度までの6年間に新たに1,000億円の合計2,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。



## ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額（平準化目標額）を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成17年度末現在で、814地区認定している。

## イ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が2.0%を超える利息相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成17年度末現在で、1,691地区認定している。

## ウ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業償還円滑化特別対策事業を継続したものであり、土地改良区が農協等の資金（円滑化資金）を借り入れ、これを土地改良事業等の償還金に充てることにより償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給を行うものである。

平成17年度末現在で、27地区認定している。

## エ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成17年度末現在で、57地区指定している。

## オ 平成5年度及び平成15年度冷災害被災地域土地改良負担金償還円滑化特別事業

本事業は、平成5年度及び平成15年度の低温等による被害の甚大さにかんがみ、大規模な被害を受けた農業者を多数抱え、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、平成5年度及び平成15年度の特例的な事業として創設されたものである。

このうち、特別利子補給事業については、土地改良区等が償還金を農協等から借り換えて繰延べ返済するのに要する借換資金の利子の金額に対して利子補給するものであり、これまで、58地区に対し利子補給を行った。

国土交通大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可若しくは認可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならないことになっている。

これにより、国土交通大臣は、最大取水量が毎秒1.0 m<sup>3</sup>以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表22のとおりである。

表22 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

| 年度 | かんがい | 発電 | 計  |
|----|------|----|----|
| 10 | 30   | 2  | 32 |
| 11 | 17   | 1  | 18 |
| 12 | 11   | 2  | 13 |
| 13 | 19   | 3  | 22 |
| 14 | 17   | 0  | 17 |
| 15 | 26   | 2  | 28 |
| 16 | 21   | 1  | 22 |
| 17 | 10   | 1  | 11 |

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。

## 2 農業水利関係

河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議



## 第9章 農林水産技術会議

### 第1節 農林水産研究開発の 推進状況

#### 1 農林水産技術会議の運営

##### (1) 農林水産技術会議の審議状況

農林水産技術会議は、国家行政組織法の特別の機関として農林水産省に設置されており、試験研究の基本的計画の企画・立案、農林水産省の試験研究機関及び農林水産省所管の独立行政法人の行う試験研究の調整、状況及び成果の調査、都道府県その他の者の行う試験研究に対する助成、試験研究と行政部局の掌握する事務との連絡調整等を行っている。

平成17年度においては、農林水産技術会議は計10回開催され、農林水産試験研究に係る重要課題についての報告・検討が行われた（表1参照）。

##### (2) 農林水産技術会議事務局の概況

平成17年度の主要施策は以下のとおりである。

#### ア 食料産業の国際競争力の強化

(ア) 大規模な畑作、水田作における生産性の高い地域輪作システムの導入のため、輪作体系における労働時間や生産費の低減を目指し、成果重視事業の枠組みの中で技術開発を進めた。また、生産局と連携し、開発した技術の普及・啓発を実施した。

(イ) 高リコペントマト等について、その特性を十分発揮させつつ生産性の向上を図るため、高軒高施設において、夏季高温の克服など施設内環境を適切に制御する技術の開発、施設内空間の高度利用技術の開発等を進めた。

#### イ 地域における食料産業の活性化

(ア) 種苗の安定確保が困難であるウナギ及びイセエビの種苗を安定的に生産するために不可欠な、ウナギ良質卵の生産技術の開発、ウナギ及びイセエビの幼生を正常に育成するための飼料・環境条件の解明及び最適化技術の開発を進めた。

(イ) 家畜排せつ物の有効利用及び畜産業の持続的な発展を確保するため、畜産臭気の低減技術及び液肥（メタン発酵残さ液）の有効利用技術等を開発

するとともに、バイオマスの地域循環システムの実用化を促進するため、地域モデルの構築及び実証に関する取組を強化した。

#### ウ 食の安全・安心の確保

(ア) 抗菌性飼料添加物及び動物用医薬品の使用量を低減させる減投薬飼養管理システムの構築に向けて、抗菌性飼料添加物に頼らない畜産物生産技術を開発するとともに、動物用医薬品使用量低減のための畜産物生産技術の開発を進めた。

(イ) 主な人獣共通感染症について、媒介動物と家畜での病原体の感染・増殖・排出メカニズムの解析と発病との関連の解明、スクリーニングを可能とするELISA法（酵素免疫測定法）等の簡易・迅速診断法の開発を進めた。

#### エ 今後の食料産業の発展基盤の強化

食料供給力の向上と新産業の創出に資するため、耐病性、多収性、耐冷性などの量的形質に関する遺伝子（QTL 遺伝子）の単離の迅速化を行うとともに、QTL 遺伝子の集積や多数のDNAマーカーの同時利用等による効率的な育種法（ゲノム育種技術）の開発を進めた。

#### オ 競争的研究資金の拡充

バイオ等生物系先端技術による新産業の創出、地域食料産業等の再生、現場に密着した試験研究を推進するため競争的研究資金を拡充した。

表1 農林水産技術会議の審議状況

| 回数 | 開催年月日   | 議題等                                                                                                                                                        |
|----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 17.4.15 | ・生物多様性影響評価検討会及び拡散防止措置確認会議の開催概要について<br>・平成17年度の研究開発レポートの発刊計画について<br>・農林水産技術会議50周年関係の取組について<br>・平成18年度の農林水産研究開発の重点事項について<br>・競争的研究資金事業の新規採択課題と平成16年度評価結果について |

|   |         |                                                                                                                                                                                                                                                           |    |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 17.5.25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産技術会議運営要領の改正について</li> <li>・平成18年度の予算要求の方針について</li> <li>・競争的研究資金事業の新規採択課題等について</li> <li>・広報活動の基本方針について</li> <li>・若手農林水産研究者表彰（農林水産技術会議会長賞）について</li> <li>・第一線の研究者等との懇談（平成17年度第1回）<br/>「民間企業における研究開発管理」</li> </ul> | 6  | 17.10.18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産技術会議所管独立行政法人に係る個別法の改正等について</li> <li>・独立行政法人の運営状況等について（①農業・生物系特定産業技術研究機構、②農業環境技術研究所、③農業工学研究所）</li> <li>・独立行政法人の運営状況等について（④農業生物資源研究所、⑤食品総合研究所、⑥国際農林水産業研究センター、⑦森林総合研究所、⑧水産総合研究センター）</li> <li>・総合科学技術会議の動きについて</li> </ul>                  |
| 3 | 17.6.30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価について（平成16年度の実績評価等）</li> <li>・農業関係試験研究独立行政法人の次期中期目標の基本的考え方</li> <li>・農林水産研究開発レポートについて</li> <li>・総合科学技術会議の動き（平成18年度資源配分の方針及び第3期科学技術基本計画の検討状況）</li> <li>・指定試験事業のあり方に関する検討会</li> </ul>                            | 7  | 17.11.15 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カタルヘナ法）に係る申請案件の検討状況について</li> <li>・東海地域における産学官連携等の取組について</li> </ul>                                                                                                                                      |
| 4 | 17.7.26 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度予算概算要求の概要について</li> <li>・政策評価について（プロジェクト研究の事前評価等）</li> <li>・農林水産研究開発レポートについて（進化する施設園芸技術）</li> <li>・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）に係る申請案件の検討状況について</li> </ul>                                     | 8  | 18.1.17  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一線の研究者等との懇談（平成17年度第2回）<br/>「栽培から製品化までを俯瞰した食品研究の今後の展望」</li> <li>・農業関係試験研究独立行政法人の中期目標(案)、中期計画(案)について</li> <li>・平成18年度予算の概算決定について</li> <li>・農林水産研究開発レポートについて</li> <li>・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）に係る申請案件の検討状況について</li> </ul> |
| 5 | 17.9.20 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度予算の概算要求及び組織定員要求について</li> <li>・「農林水産研究基本計画に基づく施策の実施について」の策定について</li> <li>・平成16事業年度における独立行政法人評価結果について</li> <li>・平成17年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の新規採択課題の決定について</li> <li>・農業関係試験研究独立行政法人の次期中期目標の構成について</li> </ul>    | 9  | 18.2.21  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の研究領域について</li> <li>・産学官の研究機関代表者との意見交換(平成17年度第2回)</li> <li>・「ゲノム研究における産学官の役割分担と今後の方向」</li> <li>・農業関係試験研究独立行政法人の中期目標(案)、中期計画(案)について</li> <li>・平成17年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の新規採択課題の決定について</li> </ul>                  |
|   |         |                                                                                                                                                                                                                                                           | 10 | 18.3.28  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期科学技術基本計画の決定について</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              |

- ・農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針の改定等について
- ・政策評価（プロジェクト研究の中間・事後評価等）について
- ・「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」（局長通知）の改正について
- ・人材育成プログラムについて
- ・平成18年度の農林水産技術会議の運営方針について
- ・農林水産技術会議事務局の組織の見直しについて
- ・農林水産技術会議50周年記念について

## 2 農林水産研究開発の戦略的推進

### (1) 農林水産研究基本計画に基づく施策の推進

農林水産技術会議では、新たな「食料・農業・農村基本計画」の閣議決定など農林水産研究をめぐる情勢の変化に対応して、平成17年3月30日、「農林水産研究基本計画」を策定した。

本計画では、国や独立行政法人はもとより、公立試験研究機関、大学、民間等が実施する研究も含めたオールジャパンの視点から、農林水産研究が目指すべき社会的な貢献の在り方、今後10年程度を見通して取り組む研究開発の重点目標及びその達成を図るための具体的な施策を示した。

研究開発の重点目標では、①課題の解決と新たな展開に向けた研究開発、②未来を切り拓く基礎的・基盤的研究の2つを柱として、11の重点目標を掲げた。さらに、11の重点目標ごとに、今後5年後及び10年後の具体的な達成目標について明確にした。

重点目標の達成を図るための具体的な施策については、研究の企画・立案機能の強化や評価の高度化、人材の育成、産学官連携の強化、研究成果の普及・事業化の促進、国民との双方向コミュニケーションの確保など優れた研究成果の創出とその実用化・産業化を図るための取り組みをまとめた。

今後、農林水産技術会議事務局では、本計画に基づいて、農林水産研究がその役割を十分果たせるよう、一層強力に施策を推進しているところである。

### (2) 総合科学技術会議との連携

総合科学技術会議は、我が国全体の総合的な科学技術推進の司令塔として、科学技術政策の企画、立案及び総合調整機能を充実する観点から、平成13年1月、

内閣府に設置された。

総合科学技術会議においては、科学技術の戦略的推進やシステム改革を具体的に進める観点に立って、「平成18年度科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」の策定を通じ、その機能を積極的に発揮している。また、平成18年度から5か年の科学技術基本計画（第3期科学技術基本計画）策定のため、内閣総理大臣の諮問「科学技術に関する基本政策について」に対する答申（平成17年12月27日）を取りまとめた。

政府は、この答申を踏まえ、科学技術基本計画を閣議決定（平成18年3月28日）した。

農林水産省では、平成17年度において、資源配分の方針等に沿って、農林水産研究開発予算を重点化する等総合科学技術会議が示す方針に的確に対応し、農林水産研究開発の効率的な推進を図った。

## 3 研究開発体制の整備

### (1) 農業関係試験研究独立行政法人

農林水産技術会議事務局は、農業関係の6つの試験研究独立行政法人を所管している。平成17年度の取組は以下の通りである。

なお、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人農業者大学校の統合に係る「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」（平成18年法律第26号）が平成18年3月に成立した。

#### ア ㈥農業・生物系特定産業技術研究機構

㈥農業・生物系特定産業技術研究機構では次の4つの業務を実施した。

#### （ア）農業技術研究業務

〔運営費交付金 355億1,072万円〕

農業技術研究業務については、「自給率向上」、「消費者、実需者のニーズへの対応」、「省力・低コスト生産・流通」、「環境負荷低減化」を土地利用型農業、園芸及び畜産分野共通の重点課題として専門研究の推進するとともに、自然科学研究と社会科学研究を結集した総合研究により、現場の経営体に即した技術体系の確立等を図るための研究開発を実施した。

#### （イ）民間研究促進業務

民間研究促進業務については、民間の活力を活かした生物系特定産業技術に係る技術開発を促進するための出融資事業等を実施した。

#### （ウ）基礎的研究業務

〔運営費交付金 74億4,961万円〕



基礎的研究業務については、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果の普及を図ることとしており、①新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業、②生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業を実施した。

(エ) 農業機械化促進業務

〔運営費交付金 18億7,811万円〕

農業機械化促進業務については、①農林水産大臣の定めた「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づき、政策上不可欠な農業機械を、民間企業との共同研究により緊急開発、その実用化の促進、②将来必要とされる農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発等に関する基礎・基盤研究、③農業機械の性能及び安全性の向上に資する型式検査及び安全鑑定等を実施した。

イ ㈥農業生物資源研究所

〔運営費交付金 76億2,894万円〕

①ゲノム生物学等を利用した生命科学研究、②農林水産業の飛躍的発展を目指した革新技術の開発、③新産業の創出を目指した研究、④バイオテクノロジーを支える基盤技術の開発を推進するとともに、⑤農業生物資源ジーンバンク事業を実施し、動植物・微生物遺伝資源及びDNAの収集、特性評価、保存・増殖、配布、情報管理を通して、育種並びに農業研究を支援し、遺伝資源の保全と利用に関する研究を実施した。

ウ ㈦農業環境技術研究所

〔運営費交付金 31億0,559万円〕

①農業生態系の持つ自然循環機能に基づいた食料と環境の安全性の確保、②地球規模での環境変化と農業生態系との相互作用の解明、③生態学・環境科学研究に係る基礎的・基盤的研究等を実施した。

エ ㈧農業工学研究所

〔運営費交付金 22億4,203万円〕

①農業・農村の有する多面的機能の解明・評価、②生産基盤の整備・管理技術の開発、③農村の活性化手法と生活環境整備手法の開発等に関する研究を実施した。

オ ㈨食品総合研究所

〔運営費交付金 23億4,303万円〕

①食品の機能性の解明と利用技術の開発、②食品の安全性確保・品質保証技術の開発、③食品の表示制度に対応した分析技術の高度化、④食品の利用技術開発及び製造技術の高度化⑤微生物・酵素の高度

化利用技術の開発等に関する研究を実施した。

カ ㈩国際農林水産業研究センター

〔運営費交付金 33億8,811万円〕

①開発途上地域の食料需給改善のための農林水産業の動向解析、国内外の研究開発動向の把握及び技術開発方向の解明、②開発途上地域の農林水産業の持続的発展のための研究開発を実施した。

(2) 施設整備

ア 筑波事務所

農業関係試験研究独立行政法人が研究等を遂行するうえで必要な共同利用施設（予算額5億2,264万円、追加補正予算額（アスベスト対策）3,525万円）の整備を行った。

イ 省庁別宿舎

独立行政法人の役職員に貸与している省庁別宿舎（予算額3億1,221万円）の整備を行った。

ウ 独立行政法人

農業関係試験研究独立行政法人が行う試験研究の飛躍的な推進のための基盤となる施設（予算額14億4,748万円、追加補正予算額（アスベスト対策）10億7,653万円）の整備を行った。

(3) 職員の資質向上施策

ア 農業中核研究員養成研修

都道府県において、総合的な試験研究の企画・立案及びその推進業務と研究成果の普及への受け渡し業務を円滑に推進するための高い資質を有する研究者を確保するため、都道府県農業関係試験研究機関の研究員を対象に、実施している。

平成17年度は57名が受講した。

イ 農林水産研究高度化人材育成セミナー

農林水産業の現場における問題に対する深い洞察力や試験研究に関する諸制度に対する理解力を備えた研究者を育成するため、実施している。

平成17年度は28名が受講した。

## 4 研究開発の評価

### (1) 評価制度の整備

農林水産技術会議では、昭和40年に研究レビュー制度を創設して以来、試験研究機関の評価、プロジェクト研究課題評価を行ってきたが、平成13年度からは、政策評価制度の導入及び国立試験研究機関の独立行政法人化等の状況を踏まえ、これまでの研究評価の体制を一新し、「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」(平成13年4月17日農林水産技術会議決定。以下「農水省評価指針」)を策定し、新たな評価体系をスタートさせたところである。



平成13年度から新たに構築した評価体系は、①実績評価（政策評価会及び大臣官房企画評価課による）、②事業評価（農林水産技術会議における研究・技術開発評価）、③独立行政法人評価委員会による法人の業務実績に関する評価を基本に構成している。

#### ア 実績評価

農林水産省では、他省庁に先駆け平成12年度から、主要施策のすべてについて、5年後の数値目標を設定し、定量的目標の設定に基づく達成度評価を実施している。研究・技術開発に関しては、「新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進」を政策分野として、①「普及に移しうる成果」及び「実用化しうる成果」の数、②研究員一人当たりの主要学会等掲載論文数、③特許出願、新品種命名登録等の数の3つの客観的・定量的指標をもって達成度評価を行っている。

#### イ 事業評価

農林水産技術会議が、以下の評価及び調査を実施。

なお、これらの評価について、農林水産技術会議の下に設置された評価専門委員会が必要性、効率性、有効性等の視点から審議することとなっている。

##### (ア) 研究制度評価

競争的環境の整備、産学官の連携といった研究システムに対応する各種制度（事業）を評価。

##### (イ) 研究開発課題評価

個々のプロジェクト研究及び競争的資金における個々の研究課題を評価

##### (ロ) フォローアップ調査

主要な技術開発成果の普及状況等のフォローアップを実施。

なお、平成17年3月の農林水産研究基本計画の策定を踏まえた農林水産研究基本計画の検証・評価の導入等を行うこととし、平成18年3月31日付け新評価指針を改定した。

#### ウ 独立行政法人の業務実績に関する評価

独立行政法人通則法に基づき、外部の学識経験者によって構成される独立行政法人評価委員会による評価を実施している。

#### (2) 評価実績の概要

#### ア 実績評価

平成17年度においては、目標年度となる平成16年度の実績の評価を行ったところ、「普及に移しうる成果及び実用化しうる技術の数」等3つの指標の目標値を概ね達成しており、達成ランクはすべてAとなった。なお、研究開発評価の効率的な実施を図るため、新たに策定された農林水産研究基本計画に基づ

く評価を行うこと等の改善が求められた。

#### イ 事業評価

##### (ア) 研究制度評価

平成17年度においては、新規又は拡充する3制度の事前評価を6月～8月に、終了した3制度の事後評価を平成18年1月～3月にかけて実施した。

##### (イ) 研究課題評価

平成17年度においては、①競争的研究資金の採択（応募課題678課題うち採択課題168課題）を5月、9月、18年1月～2月に、期中評価（19課題）を5月に、事後評価（49課題）を5月及び7月に実施した。②平成18年度予算要求に係る事前評価（8課題）を6月～8月に、③平成18年1月～3月にかけて研究課題毎に中間評価（3課題）及び事後評価（62課題）を、それぞれ実施した。

#### ウ 独立行政法人の評価

平成17年度においては、独立行政法人農業技術分科会を4回、各独立行政法人毎に評価部会を2回開催し、農業技術分野の独立行政法人の第2期中期目標（案）に対する意見等の審議や退職役員の業績勘案率について決定するとともに、平成16事業年度の業務実績評価を実施した。農業技術分野の6つの独立行政法人の平成16年度評価結果はすべてAとなった。

## 5 先端技術の安全性確保のための取組

遺伝子組換え等先端技術は、物質生産及び食料・環境問題の解決に貢献する技術として世界的に大きな期待が寄せられているが、その成果を実用化し、社会に還元していくためには、安全性と国民の安心を確保することが必須である。このため、平成16年2月19日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）に基づき、17年度においては環境省と共同で生物多様性影響評価検討会農作物分科会を18回、同総合検討会を8回開催し、学識経験者から生物多様性影響評価の意見を聴取し、24件の遺伝子組換え農作物の使用等について生物多様性影響を生ずるおそれはないとの意見を取りまとめた。

また、平成7年度から遺伝子組換え技術等バイオテクノロジーの内容、有用性、必要性、安全性、開発・実用化状況等に関して正しい理解の促進を図るための取り組みを行っており、平成17年度については「みんなで考えるバイオテク」推進事業において、①遺伝子組換え技術・農作物を科学的に理解し、正確かつわかり

やすい情報を提供し、円滑な双方向コミュニケーションを行える者（メディエーター）を養成する研修の開催、②シンポジウム・コミュニケーションの実施、③パンフレット等の作成、④消費者等に対する意識調査、⑤ホームページによる総合的な情報提供と自由なコミュニケーションができる体制の充実などを実施した。

## 6 研究開発基盤の整備

### (1) 農林水産研究計算センター

農林水産研究計算センター（以下「計算センター」という。）は、昭和53年に農林水産業に係る試験研究の効率化推進を支援するため、農林水産省試験研究機関の共同利用施設として農林水産技術会議事務局筑波事務所に設置された。

以降、ユーザがいつでも、どこからでも利用できること、また、迅速かつ正確に科学技術計算や農林水産研究技術情報の検索サービス・提供ができることを目標として整備を進めてきた。

また、計算センターでは、農林水産省研究ネットワーク（MAFFIN）を運営し、農林水産省試験研究機関及び農林水産省が所管する独立行政法人を始め、農林水産省の行政部局や公立農林水産試験研究機関とのネットワーク接続を行い、農林水産研究情報のインフラ整備を推進している。

### (2) 農林水産研究情報センター

農林水産研究情報センター（以下「情報センター」という。）は、国内外の試験研究情報を広域的に収集し、図書館としての利用に供するとともに、収集した文献情報等をコンピュータ処理し、利用者に迅速かつ的確に提供することを目的として昭和53年10月に農林水産技術会議事務局筑波事務所に設置された。昭和59年4月には、国立国会図書館支部農林水産省図書館農林水産技術会議事務局筑波事務所分館となった。

主要業務は、農林水産関係情報の収集・整理・提供、各種サービス、寄贈図書（デポジトリイを含む）の受入・管理、コンピュータによる情報の加工・処理・提供等である。

#### ア 収 書

図書の受入れは、寄贈図書を含め11,078冊であった。平成17年度末における蔵書は192,884冊となった。

なお、図書の管理は図書資料管理システム（ALIS）で行っており、蓄積した書誌所在情報はWeb-OPAC（農林水産関係試験研究機関総合目録）によりインターネットを利用して広く公開している。

#### イ 利用及び提供

平成17年度の来館者数は1,197人、貸出冊数は519冊であった。農林水産関係試験研究機関に対して行っている外国雑誌のコンテンツサービスは、958誌（電子メールによる提供）であった。また、文献複写サービスは4,581件、レファレンスサービスは1,155件であった。

#### ウ 情報の加工・処理・提供

農林水産省試験研究機関及び農林水産省が所管する独立行政法人等において実施している研究課題情報のデータベース「RECRAS」、研究成果情報データベース及び国内の農林水産関係文献情報データベース「JASI」を作成している。

さらに、情報センターは、世界の農林水産関係文献情報の収集・提供を目的としてFAOが開発した国際農業科学技術情報システム（AGRIS）に参加しており、我が国のインプットセンターとして国内の文献情報を入力し国際的に流通させるとともに、世界の情報を一元化したデータベースとして入手し、広く提供している。

平成17年度末で提供しているデータベースの種別は、文献情報（10種）、研究課題情報、研究成果情報、WWWディレクトリ情報、書誌所在情報等であり、いずれもインターネットを利用して提供している。

## 7 研究交流の推進・研究開発成果の広報等

### (1) 農林交流センター

農林交流センターは、産・学・官の連携を強化し、研究を拡充し、さらには国際的な交流を図るため、筑波農林研究団地内に設立され、平成元年8月よりその運営を開始している。

平成17年度には、6課題の産・学・官の共同研究を実施した。

また、内外の著名な研究者を講師とした「国際交流セミナー」、「ワークショップ」等、12回のセミナー、シンポジウム、研究会等を開催した。この他、各種の研修、講習会、交流会等も開催した。

これら農林交流センターの利用者は民間企業、大学、研究所、国及び都道府県の研究者等延べ2,244名であった。さらに、農林交流センターでは「農林交流センターニュース」を発刊し、農林交流センターで開催されるセミナー、研究会等の案内を行うとともに、研究者の海外における活躍、研究トピックス等を各方面に提供し、通算387号まで発行した。

また、筑波農林研究団地の試験研究を行う独立行政法人と協力し、筑波研究学園都市記者会へ研究成果等

の発表を92回実施した。

このほか、国内・海外研修生及び交流研究員宿泊施設を利用して、各種の研究交流、研修及び会議の実施を支援しており、平成17年度には、国内関係で49,211人、海外関係で延べ17,085人の宿泊があった。

また、農林研究団地内に滞在している外国人研究者の生活支援のためのコンサルタント事業（相談件数1,644件）を実施した。

#### (2) ㈱農林水産技術情報協会

社団法人農林水産技術情報協会は、国、独立行政法人、都道府県、民間等の試験研究機関と広く連携をもちつつ、試験研究・技術開発に関する情報交流及び調査、技術開発、研究成果の移転並びに研究交流に対する支援、印刷物の刊行等を行うことにより農林水産技術の普及・向上を図ることを目的として、昭和52年に設立された公益法人である。平成17年度は、農林水産大臣認定 TLO(技術移転機関)として「農林水産技術移転促進事業」を実施するなど、補助事業（補助金4,297万1千円）、委託事業（委託費12,360万4千円）を行った。

#### (3) ㈱農林水産先端技術産業振興センター

㈱農林水産先端技術産業振興センター（略称：STAFF）は、幅広い分野の企業・団体等が集まり、異業種間の交流と産学官の連携を図りながら、農林水産・食品分野におけるバイオテクノロジー等先端技術の研究開発と産業化の促進に関する事業を実施するため、平成2年10月16日に設置された。

その事業の内容は、①先端技術の研究開発と産業化に関する実効性のある政策提言、②農林水産省の支援による先端技術の研究開発プログラム等の企画立案・実施、③公的機関との連携による技術・製品の試験評価とパブリック・アクセプタンス確保等に係る普及啓蒙、④企業・団体等異業種間の交流促進等である。

平成17年度は、バイオテクノロジー技術及び同技術の安全についての情報提供や啓発活動を実施するなど、①委託（予算額1億6,835万1千円）、②助成事業等（予算額1億2,128万7千円）を行った。

#### (4) 研究成果発表・刊行物等

##### ア 研究活動調査

研究活動調査では、農林水産関係試験研究機関における研究活動の実態を把握するため、国、独立行政法人及び都道府県の農林水産試験研究機関の人員、資金等及び試験研究課題、試験研究業績の概要を調査した。

##### イ 海外調査

海外調査では、農林水産分野で緊急度が高く国内

で把握困難な事項について、海外の先進的な技術開発及び研究動向を的確に把握し、我が国の農林水産関係試験研究の効率的な推進に資するため、平成17年度は、「西欧における有機農業研究の現状と動向に関する調査」、「米国における植物比較ゲノム研究及び組換え作物を用いた物質生産に関する調査」及び「EUにおける家畜の免疫機能向上に関する飼養管理及びゲノム情報を利用した抗病性育種に関する研究状況調査」において現地調査を実施した。

##### ウ 広報活動

平成17年5月25日に、農林水産技術会議において「広報活動の基本方針」を決定した。本計画に基づき、農林水産研究の役割について国民の理解を得るため、従来の広報活動をいっそう充実させるとともに、消費者、青少年向けなど広報対象を明確にして広報を実施した。

##### (ア) 月刊技術会議

農林水産技術会議の審議事項や技術政策関連の広報誌として、「月刊技術会議」を発行した。

「月刊技術会議」においては、技術会議の審議内容の報告、委託プロジェクト研究の紹介、総合科学技術会議の動向、局内各課の行事予定、記者発表事項等を掲載し、平成16年度においては、NO.46～58を刊行した。

また、農林水産研究基本計画（17年3月30日）の策定、公表に伴い、増刊号を刊行した。

##### (イ) 農林水産研究開発レポート

農林水産研究開発レポートは、農林水産技術会議が監修し、技術政策上重要な課題を取り上げ、背景・経緯、研究開発の内容と成果、解決すべき研究課題と今後の取組方向等の内容を平易に解説したものであり、平成17年度は、「大豆の安定・多収を目指して」、「進化する施設栽培—大規模施設から植物工場まで—」、「イネで牛を育てる—飼料イネによる国産牛生産—」、「魚と貝のバイオテクノロジー—安全で信頼できる魚と貝を目指して—」のNo.13～16を刊行した。

##### (ウ) 研究成果シリーズ

研究成果シリーズは、農林水産技術会議が推進した特別研究及び2以上の試験研究機関が共同で推進したその他の農林水産関係試験研究の最新の成果を取りまとめたものであり、平成17年度は、「イネ・ゲノムの全塩基配列の解明」他、No.435～439を刊行した。

##### (エ) 農林水産主要研究成果

農林水産業の優れた成果を取りまとめ、「農林水



産主要研究成果（平成16年度）」を刊行した。

#### エ 農林水産業に関する研究成果発表会

試験研究における成果を広く行政部局、関係団体等に紹介するとともに、これら関係者からの提言を試験研究に反映させるため、農林水産業研究成果発表会を昭和42年度から実施しているが、平成17年度は次のとおり開催した。

##### (ア) 中央研究成果発表会

平成18年3月15日、JA ホール（千代田区大手町）において「担い手の経営発展を支援する研究開発」と題し、シンポジウム形式での発表を行った。

##### (イ) 地域研究成果発表会

平成17年度の地域研究成果発表会（統一テーマ：「次世代の農林水産業を支える革新技术」）を次のとおり行った。

| 地 域          | 期 日      | 開催地 | サブテーマ                         |
|--------------|----------|-----|-------------------------------|
| 北海道地域        | 17.10.27 | 札幌市 | 北海道の農業現場で利用が進む IT・DNA 技術      |
| 東北地域         | 17.7.14  | 秋田市 | 東北ブランドの技術で未来を拓く               |
| 北陸地域         | 17.11.25 | 上越市 | 大豆など北陸の地産農作物の生産安定と多角的利用技術     |
| 近畿中国<br>四国地域 | 17.11.14 | 高松市 | 生物機能利用技術を活用した麦・大豆機能性農作物・食品の開発 |
| 九州沖縄<br>地 域  | 17.11.22 | 大分市 | 異常気象にどう立ち向かうか、九州沖縄農業の新技術      |

##### (5) 新品種命名登録

育種研究の成果である農作物品種の速やかな普及に資するため、「農業試験研究独立行政法人等育成農作物新品種命名登録要綱」（平成13年4月17日付12農会第3072号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成17年度は23作物46品種を命名、登録及び公表した。

これらの命名登録品種の品種名、登録番号は次のとおりである。

##### (水稻)

|        |            |
|--------|------------|
| あゆのひかり | (水稻農林405号) |
| さとじまん  | (水稻農林406号) |
| 恋あずき   | (水稻農林407号) |
| べこあおば  | (水稻農林408号) |
| きぬむすめ  | (水稻農林409号) |
| あきまさり  | (水稻農林410号) |

|                |               |
|----------------|---------------|
| にこまる           | (水稻農林411号)    |
| ハナエチゼン BL 1～4号 | (水稻農林同質412号)  |
| リーフスター         | (水稻農林413号)    |
| まいひかり          | (水稻農林414号)    |
| (陸稲)           |               |
| ひたちはたもち        | (陸稲農林糯61号)    |
| (小麦)           |               |
| うららもち          | (小麦農林糯163号)   |
| ふくほのか          | (小麦農林164号)    |
| ハナマンテン         | (小麦農林165号)    |
| (皮麦)           |               |
| シルキースノウ        | (皮麦農林38号)     |
| (裸麦)           |               |
| トヨノカゼ          | (裸麦農林34号)     |
| (二条大麦)         |               |
| サチホゴールデン       | (二条大麦農林22号)   |
| はるしずく          | (二条大麦農林23号)   |
| (かんしょ)         |               |
| アケムラサキ         | (かんしょ農林62号)   |
| (ばれいしょ)        |               |
| らんらんチップ        | (ばれいしょ農林53号)  |
| ゆきつぶら          | (ばれいしょ農林54号)  |
| (だいず)          |               |
| きぬさやか          | (だいず農林130号)   |
| トヨハルカ          | (だいず農林131号)   |
| (あずき)          |               |
| きたろまん          | (あずき農林16号)    |
| (いぐさ)          |               |
| 夕風             | (いぐさ農林8号)     |
| (さとうきび)        |               |
| NiTn20         | (さとうきび農林20号)  |
| Ni21           | (さとうきび農林21号)  |
| (とまと)          |               |
| ホールファイン        | (とまと農林交32号)   |
| (タンゴール)        |               |
| べにばえ           | (タンゴール農林10号)  |
| (なし)           |               |
| なつしずく          | (なし農林23号)     |
| (びわ)           |               |
| 涼峰             | (びわ農林5号)      |
| (チューリップ)       |               |
| 紅ずきん           | (チューリップ農林27号) |
| (カーネーション)      |               |
| ミラクルルージュ       | (カーネーション農林1号) |
| ミラクルシンフォニー     | (カーネーション農林2号) |
| (オーチャードグラス)    |               |



はるねみどり (オーチャードグラス農林合10号)  
(トールフェスク)  
ウシブエ (トールフェスク農林合4号)  
(ペレニアルライグラス)  
ヤツカゼII (ペレニアルライグラス農林合7号)  
(スムーズブロムグラス)  
フーレップ (スムーズブロムグラス農林合2号)  
(とうもろこし)  
きたちから (とうもろこし農林交57号)  
タカネスター (とうもろこし農林交58号)  
Na65 (とうもろこし農林交親59号)  
Ho68 (とうもろこし農林交親60号)  
Ho87 (とうもろこし農林交親61号)  
To85 (とうもろこし農林交親62号)  
CHU44 (とうもろこし農林交親63号)  
ぱぴりか (とうもろこし農林交64号)

## 第2節 農林水産研究開発の実施

### 1 プロジェクト研究等の推進

#### (1) 作物対応研究

ア 新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」農産物提供のための総合研究

(平成15～17年度) (予算額10億8802万円)

国民の「食」と「農」への関心が高まっている中で、今後は食の安全・安心を確保するとともに、消費ニーズを踏まえた、日本ならではの食文化や地産地消の取組などの特色を活かして生産される「ブランド・ニッポン」農産物を提供すること等により、「食」と「農」を再生し、国民の信頼を回復していくことが急務となっている。

このため、食料供給力の向上と我が国固有の「ブランド・ニッポン」農産物の提供を図るため、麦・大豆・野菜等について、消費者等の参画により「ブランド・ニッポン」農産物の確立のための研究方向を明確化し、①栄養・機能性成分に優れた「健康増進型農作物」や農薬や化学肥料の低減が可能な「環境負荷低減型農作物」等の新品種の開発、②新品種の特性を発揮させる栽培・流通・加工技術の開発を実施するとともに、施設野菜の高品質・周年安定栽培技術の開発を行った。

イ 生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発

(平成16～20年) (予算額 2億2,950万9千円)

近年、国民の環境に対する関心の高まりや安全・安心な農産物へのニーズが高まってきていることか

ら、殺虫・殺菌剤、除草剤、化学肥料等の使用量を低減するための技術開発を強化して推進する必要がある。

このため、植物自身がつも病害抵抗性を人為的に強化することによる病害防除技術、害虫の天敵を誘引する物質を利用した害虫防除技術、微生物を活用して作物の養分吸収を促進する技術など、作物が本来持つ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術の開発、及びこれら技術を効果的に実施するためフィールドサーバ、フェロモントラップ等を活用した病虫害発生予察技術の開発についての研究を行った。

#### (2) 畜産対応研究

ア 牛海綿状脳症(BSE)及び人獣共通感染症の制圧のための技術開発

(平成15～21年度) (予算額 8億7,016万円)

BSEに関しては、平成14年4月の「BSE問題に関する調査検討委員会」報告及び同年7月に施行された「牛海綿状脳症対策特別措置法」において、BSE研究についても研究体制を整備・強化し、BSE発生メカニズムの解明を急ぐべきとされたところである。このような情勢に対応し、国民の食の安全・安心に対する不安感解消を目的に、BSE制圧のための技術開発として、①プリオン蛋白質の性状解明、②プリオン病の病態解明と診断技術の開発、③環境中の異常プリオン蛋白質の動態解析及び不活化技術の開発を実施した。

また、ウェストナイル熱等主要な人獣共通感染症についても、国内発生時における国民の不安解消と畜産業への影響軽減に資するため、①診断・流行予測技術の開発、②感染予防技術の開発、③病原体の体内増殖及び対外排泄抑制技術の開発についての研究を行うとともに、①媒介動物一家畜での病原体の感染・増殖・排出メカニズムの解明、②サーベイランスのための簡易・迅速診断技術の開発をおこなった。

イ 安全・安心な畜産物生産技術の開発

(平成17～19年度) (予算額 1億4,774万円)

我が国の畜産においては、成長促進を目的とした抗菌性飼料添加物や疾病治療のための動物用医薬品が多量に使用されており、これによる薬剤耐性菌の発生等が危惧されている。また、EUでは農相理事会において、成長促進を目的とする抗生物質の使用を平成18年度までに段階的に廃止する方針が決定された。

このため、食の安全・安心への関心が増大するな

か、抗菌性飼料添加物及び動物用医薬品の使用量を低減させる減投薬飼養管理システムの構築に向けて、牛、豚、鶏の主要家畜について、家畜の免疫機能を活性化させる飼料及び飼料添加物の研究を行った。また、動物用医薬品の使用低減のため、①微量の薬剤を特定部位(臓器・組織)に効率的・選択的に作用発現させるドラッグデリバリーシステム(薬剤運搬システム)技術や、②乳牛の疾病発生が少ない低ピーク・高持続型泌乳管理システムの研究を行った。

### (3) 現場即応研究

#### ア 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業

(平成14年度～23年度)(予算額38億2341万円)

生産及びこれに関連する流通、加工等の現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るため、提案公募型の競争的資金制度により産学官連携の研究グループから研究課題を公募し、採択された案件に対し委託研究を実施した。

平成17年度には、食の安全・安心に係る試験研究については、農林水産施策推進上の重要性が特に高まっていることから「全国領域設定型研究」に「リスク管理型」を新たに創設し、また限りある研究開発資源を効果的・効率的に活用するための府省間の連携強化が急務となっていることから、他府省の基礎・基盤的研究で生まれた技術シーズや他分野の研究成果を農林水産分野に積極的に応用する研究を推進する「府省連携型研究」を創設、さらに、食の安全・安心に係る農林水産分野の突発的な重要課題や災害等の発生に迅速かつ的確に対処していくため、行政機関等からの要請に応じて、随時、研究課題を決定し、直ちに研究勢力を結集して調査研究に着手する「緊急課題即応型調査研究」を創設し、以下の提案区分で公募を行った。

#### (ア) 研究領域設定型研究

##### a 全国領域設定型研究

農林水産省が設定する農林水産施策推進上必要な全国ベースでの研究領域に対応した研究を推進

##### (a) 一般型

##### (b) リスク管理型

##### b 地方領域設定型研究

地方農政局等が設定する農林水産施策上必要な地方ベースでの研究領域に対応した研究

#### (イ) 地域活性化型研究

##### a 独創的現場シーズ活用型研究

農林漁業者の有する農林水産現場の独創的な技術シーズを活用した研究。

##### b 地域競争型研究

地域固有の特産作物等地域資源又は地域の技術シーズを活用し地域を活性化する研究

##### c 広域ニーズ・シーズ対応型研究

複数の地域が抱える共通問題を効果的かつ効率的に解決するための研究

#### (ウ) 府省連携型研究

他府省の基礎・基盤的研究で生まれた技術シーズや他分野の研究成果を農林水産分野に積極的に応用する研究

#### (エ) 緊急課題即応型調査研究

農林水産分野の緊急課題に対応して、短期間(原則1年以内)で取り組む調査研究

合計447件の応募があり、年度当初に84課題を採択した。内訳は、全国領域設定型研究のうち一般型が3課題、リスク管理型が18課題、地方領域設定型研究が11課題、独創的現場シーズ活用型研究が1課題、地域競争型研究が11課題、広域ニーズ・シーズ対応型研究が36課題、府省連携型研究が4課題である。さらに、年度途中に全国領域設定型研究のうちリスク管理型を4課題、緊急課題即応型調査研究を6課題を採択した。平成14年度から及び平成16年度の継続141課題と併せ、合計235課題を実施した。

#### イ 沖縄対応特別研究

(平成13～21年度1課題3カ年)(予算額 3,447万4千円)

平成11年12月28日に閣議決定された「沖縄県北部地域の振興に関する方針」において、農林水産業の振興に関し、試験研究の拡充・強化を図るとの方針が示された。このため、北部地域の農業の振興に資する観点から、独立行政法人が現地等で新産地育成、新産業創出等の基礎となる技術開発を行う。

平成16年度～平成18年度は、「沖縄県北部地域における特産果実の機能性に着目した高付加価値化のための利用技術の開発」を行うこととし、平成17年度は、①沖縄特産果実からの血糖値上昇抑制効果を有する機能性成分の抽出及び新規利用技術の開発、②シークワーサーの安定生産技術及び未利用部分を含めた総合利用技術の開発、③北部地域の特産果実の新規利用技術の開発に係わるフィージビリティ・スタディのための研究を行った。

#### ウ 海洋生物資源の変動要因の解明と高精度変動予測技術の開発

(平成12～18年度)(予算額 9,380万円)

海洋有用生物資源の合理的な利用・管理等のためには、海洋環境の変動や漁業活動等が海洋生物資源

に及ぼす影響について科学的知見に基づく把握が必要であるが、海洋の生態系には未解明な部分が多い。

このため、平成17年度は、①深層生態系・生物資源の解明及び表層との相互作用の解明、②海洋環境が浮魚類の生態に及ぼす影響の解明と資源変動予測、③海洋生物資源利用のための生態系変動モニタリングシステムの開発について研究を実施した。

#### エ ウナギ及びイセエビの種苗生産技術の開発

(平成17年～20年度) (予算額 1億8,550万円)

良質なタンパク源である魚介類を安定的に供給するためには、変動の多い天然資源に頼らず増養殖等による人工的な生産技術を確立する必要がある。人工種苗の生産がいまだに困難な重要魚種であるウナギ、イセエビの安定的な種苗生産を実現するために、①良質卵生産のための新規マーカー及び催熟技術の開発、②幼生の正常な育成のための最適餌料の開発、③幼生の生残率に及ぼす飼育環境の影響解明及び最適化について研究を実施した。

#### (4) 環境研究

#### ア 農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発

(平成15年～19年度) (予算額 4億661万円)

化学物質の中には、カドミウム、ダイオキシン類、ドリン系農薬のように環境中に長期間残存し、食物等を通じて人の体内に蓄積されることから、そのリスク管理が必要なものが存在する。特に、カドミウムについては、国際的な安全基準の強化の検討が進んでおり、基準が強化・制定された場合、我が国においてもコメを始めとして農産物の生産における安全性強化が強く求められることとなる。また、我が国は平成14年8月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)に加盟し、残留性の高い農薬等の有機汚染物質の動態を十分に把握することが求められている。このため、これらの有害化学物質について、農林水産生態系の動態の把握、動態予測モデルの開発、生物や生態系への影響評価、さらには、バイオレメディエーション(微生物・植物を用いた環境修復技術)を始めとした、分解・無毒化技術の実証研究などを通じたりリスク低減化技術を開発していくことにより、農林水産生態系の保全及び農畜水産物の安全性確保に資することを目的とした研究を行った。

#### イ 地球温暖化が農林水産業に与える影響の評価及び対策技術の開発

(平成13～17年度) (予算額 3億7,163万円)

温室効果ガスの増加による地球温暖化は、既に地

域的な気象変動を引き起こしているとの報告があり、今後、他産業と比べて特に天候・気象変動の影響を受けやすい農林水産業における悪影響が懸念されている。

また、京都議定書によって、先進国は温室効果ガスを率先して削減していくことが義務づけられ、我が国は温室効果ガス総排出量の6%削減を約束したところであり、この約束を確実に履行するための具体的対策を取りまとめた「地球温暖化対策推進大綱」が平成14年3月に決定されたところである。

このため、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリング、地球温暖化が農業、森林、漁業へ与える影響の評価・予測技術を開発し、さらに、農畜産業における温室効果ガスの排出削減技術の開発、林業における温室効果ガスの吸収・固定化促進技術の開発、化石燃料に代替する新エネルギー生産実用化技術を開発するための研究を行った。

#### ウ 農林水産バイオリサイクル研究

(平成12～18年度) (予算額 12億9,086万円)

地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成及び農林漁業・農山漁村の活性化に向けて、エネルギーや製品としてバイオマスを総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会を早期に実現するための道筋として平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定されたところである。

本戦略に即し、バイオマスを持続的に利活用していくためには、その生産・収集・変換・利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを構築することが重要である。

このため、個別のバイオマスの変換・利用技術の開発、バイオマスの地域循環利用システム化技術の開発、多段階利用による地域モデルの構築及びその実証を産学官連携のもとに実施した。

#### エ 野生鳥獣による農林業被害軽減のための農林生態系管理技術の開発

(平成13～17年度) (予算額 9,001万円)

野生鳥獣による農林業被害が大きな社会問題となっている。特に、中山間地域では農業等の産業振興を図る上で大きな阻害要因となっている。

また、鳥獣保護法の改正により、野生鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえた保護管理目標を設定し、これに基づき、個体群管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を推進することが求められている。このような情勢に対応し、深刻化している野生鳥獣



による農林業被害を軽減するため、野生鳥獣の適正な個体群密度の解明、生態・行動特性の把握、土地利用形態との相互関係の解明及びこれらの科学的知見を踏まえた効果的な防除技術の開発について研究を行った。

オ 流域圏における水循環・農林水産生態系の自然共生型管理技術の開発

(平成14～18年度) (予算額 1億9,747万円)

流域圏は、広域の水・物質循環によって形成されており、この健全な循環を維持するためには、流域圏を構成する森林・農地・河川・沿岸域の一体的な管理・改善方策を提示することが不可欠である。

このため、平成17年度は①流域圏における水・物質循環、生態系のモニタリング及び機能の解明、②流域圏における水・物質循環、生態系の管理モデルの構築、③農林水産生態系の機能再生・向上技術及び流域圏環境の管理手法の開発について研究を行った。

カ 地球規模水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と対策シナリオの策定

(平成15～19年度) (予算額 9,188万6千円)

近年、世界各地で干ばつの多発、河川・湖沼の水涸れなど、水循環変動に起因する水問題が深刻化しており、食料の輸入を通じて世界の水を大量に輸入している我が国としても、水循環変動への対応が重要な課題となっている。

このため、地球規模の水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価・予測と対策シナリオの策定を行い、我が国の食料の安定供給の確保並びに世界の水問題の解決及び食料需給変動の安定化に資することとする。

平成17年度においては、前年度までに収集したデータを元に、①水文・水利用モデル、②生産量予測モデル、③食料需給モデルの開発を行うとともに、プロジェクト参画者が共通で利用できる基礎データベースの構築を実施した。

(5) 総合研究

ア 生物機能の革新的利用のためのナノテクノロジー・材料技術の開発

(平成14～18年度) (予算額 1億4,381万6千円)

ナノテクノロジーは日本が優位性をもって世界をリードする産業のひとつとされており、その技術開発は強力に推進されるべきものとされている。一方、農林水産研究分野では、生体分子、タンパク質の構造等、生物の有する特異な機能に関する研究が推進されている。その研究の中で得られた材料や情報と

ナノテクノロジーとの技術的融合によって、新機能のバイオ素材や微細空間を制御した新たな細胞培養など、微細構造の制御による革新的な生物機能利用技術開発につながる可能性が明らかとなり、これまでにない技術展開が期待されている。

このため、現在開発されつつある基盤的な技術を活用して、産官学連携、異分野との融合のもと、構造制御による新機能素材の開発、水や生体分子の機能・構造のナノレベルによる解析、マイクロバイオリアクターの構築を実施した。

イ 農林水産研究情報デジタルコミュニティの構築のうちデータベース・モデル協調システムの開発

(平成13～17年度) (予算額 6,963万円)

従来からそれぞれ独自のフォーマットのデータベースとして各地に分散・管理されてきた農林水産に関する情報は、一元的なデータ管理やフォーマットの統一化が困難であった。

このため、様々な種類のデータベースやモデルを同じシステム上で利用可能にする手法等の基盤技術の開発を実施した。また、農林水産分野の関係者が広く利用可能な応用システムを構築し、市販化された成果は農業・水産業関係者に利用されている。

(6) 国際研究

ア バイオテクノロジーに関する途上国研究者の能力構築

(平成13～17年度) (予算額 872万7千円)

開発途上国においては、新技術を自国の農業に活用するための能力やバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書が求める組換え体の環境影響評価の実施のための能力の向上が求められている。

このため、バイオテクノロジーを活用した品種改良と評価、環境影響評価技術等バイオテクノロジーに関する途上国研究者の能力構築のための支援を実施する。

平成17年度においては、バイオテクノロジーに関する基礎知識を有する途上国の若手研究者2名を我が国に招へいし、能力向上のための共同研究を実施した。

イ 食と農の安全確保のための多国間研究交流ネットワーク事業

(平成17～21年度) (予算額 1,387万5千円)

新興・再興感染症や高病原性鳥インフルエンザに代表されるように、食と農の安全に対する脅威が国境を越えて発生している。

このため、我が国がイニシアティブをとった多国間研究交流ネットワークの構築に向けて国際ワーク



ショッパの開催及び国際共同研究を実施する。

平成17年度においては、アジアの農産物の安全についてのワークショップの開催、国境を越えて我が国に侵入する病原体や害虫の予防・防除法に関する研究及び地域に適した簡易で迅速な食品汚染物質検査技術に関する研究を実施した。

#### (7) バイオテクノロジー等先端技術開発研究

##### ア ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発

(平成17～21年度) (予算額14億7,248万1千円)

我が国は、これまでのイネゲノム研究において、各種の遺伝子単離法を確立し、多数の遺伝子の機能を解明してきた。

食料供給力の向上と新産業の創出に資するため、これらのゲノム情報学的知見を総合し、重要形質に関連する QTL 遺伝子の単離・機能解明、遺伝子相互間のネットワーク解明等を行うとともに、短期間で複数の形質を同時に導入することができる効率的な育種法（ゲノム育種技術）を開発を実施した。

##### イ 有用遺伝子活用のための植物（イネ）・動物ゲノム研究

(ア) イネゲノム研究については、平成16年12月、塩基配列の完全解読が達成された。これを活用して、農業上重要な形質関連遺伝子に着目した機能解明による応用研究等を実施するとともに、ゲノム研究データと研究成果を結集するゲノムリソースセンターの整備を行った。

##### a イネ・ゲノムの重要形質関連遺伝子の機能解明

(平成15～19年度) (予算額6億7,636万4千円)

イネゲノム研究成果の産業、農業場面での実用化を図るため、良食味、機能性物質産生等のイネの重要な形質に関わる遺伝子に絞って一連の遺伝子機能解明を実施した。

##### b DNA マーカーによる効率的な新品種育成システムの開発

(平成14～18年度) (予算額3億2,441万9千円)

イネ・ゲノム研究で解読される塩基配列情報等を基に開発される DNA マーカーについて研究を強化し、従来の育種技術を飛躍的に発展させる DNA マーカーの作出、DNA マーカーを用いた新品種育成システムの開発を実施した。

##### c 遺伝子の単離・機能解明研究

(平成12～19年度) (予算額3億6,715万円4千円)

イネ・ゲノムの全塩基配列の解明からもたらされる膨大な塩基配列情報のほか、遺伝地図や既に得られている DNA 断片の活用等に加え、

組換え体の大量作出等による有用な遺伝子の単離及び機能解明を実施した。

##### d イネ・ゲノムリソースセンターの整備

(平成15～19年度) (予算額8,024万9千円)

これまでのイネ・ゲノム研究から得られた各種研究試料及び付随した研究データ等について一括管理による利便性の向上と、研究機関等への円滑な利用を図ることを目的として、農業生物資源研究所内にイネ・ゲノムリソースセンターを整備し、研究資料等を民間企業等の研究者へ提供した。

##### (イ) 畜産ゲノム研究の加速化

(平成14～18年度) (予算額1億7,971万8千円)

畜産物の消費は低迷し、畜産関連産業は極めて深刻な事態となっていることから、「安心かつおいしいブランド畜産物」を求める消費者の期待に対応した先端技術の開発に重点化し、肉質・抗病性等に関連する有用遺伝子の単離及び機能解明を実施した。

##### ウ 21世紀最大の未利用資源活用のための「昆虫・テクノロジー」研究

(平成14～18年度) (予算額4億3,407万8千円)

21世紀最大の未利用資源である昆虫の持つ機能を利用するため、幅広い知見を結集し、①農業用・衛生害虫用「ゲノム創薬」の開発、②ゲノム情報を活用した有用物質の生産工程の確立、③昆虫のみが獲得した材料の改変・加工利用の研究を効率的に進め、我が国新産業の創出に直結する技術開発を行った。

##### エ 食品の安全性及び機能性に関する総合研究

(平成13～17年度) (予算額8億6,521万3千円)

我が国は世界に類のない少子高齢社会を迎え、健康で、活力ある長寿社会の実現のため食品の安全・信頼性はもとより食品の機能性にも着目した健全な食生活構築が重要となっている。

食品の機能性は日本が提唱し、世界的な競争力を有する分野であり、欧米が機能性食品の効能評価の大型プロジェクトに着手する中、我が国も本分野の研究を強力に推進していく必要がある。

本研究では食品素材の組み合わせによる効果や食品の機能性を解明する研究、食品の安全・信頼性を確保するためのトレーサビリティ・品質表示の科学的裏付け及びリスク管理と分析技術・データ精度の向上に必要な技術を開発する。

平成17年度は、①トレーサビリティ・品質表示の裏付けとなる研究開発②食品の安全性に関するリスク分析確立のための研究開発③食品成分の生体調節

機能の評価・解明・利用④食品素材の組合わせ効果の解明と日本型食生活の構築⑤流通・加工過程における食品の機能性成分の維持・増強技術の開発⑥世界的に信頼される分析データ提供システム等の基盤構築等のための研究を行った。

#### オ 遺伝子組換え等先端技術安全性確保対策

##### (ア) 遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究

(平成14～21年度) (予算額 3億6,576万円)

遺伝子組換え生物の開発が急速に進展している中で、これらを円滑に実用化していくためには、新しい技術に対応した安全性に関する科学的知見の蓄積が急務になっている。また、平成16年2月に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)においては、遺伝子組換え生物の使用による生物多様性への影響の評価が義務付けられたところである。さらに、安全性の確保に対する消費者の関心が高まっており、的確に情報を提供していくことが求められている。このため、平成17年度は、①遺伝子組換え生物についての科学的知見の集積、②遺伝子組換え生物についてのリスク・ベネフィット比較管理手法の開発、③遺伝子組換え作物及び導入遺伝子の拡散を防止するための生物的封じ込め技術の開発、④海外諸国における組換え生物の利用と規制等に関する調査研究を実施した。

##### (イ) 体細胞クローン動物安定生産技術の確立研究

(平成14～17年度) (予算額 3,889万4千円)

優良家畜の繁殖・生産、更には新産業創出に貢献すると期待されるクローン技術について、体細胞クローン動物発生の基礎的なメカニズムを解明し、高い死産率等の原因究明やその対策のための研究開発を行い、技術の安定化を目指す。

平成17年度は、流・死産の発生要因の解明と対応技術の開発について研究を実施した。

#### カ アグリバイオ実用化・産業化研究

(平成16年度～20年度) (予算額 9億2,263万1千円)

農林水産省所管の独立行政法人の有するゲノム研究や生物機能の解明・利用に関する研究等のアグリバイオ分野の研究成果を活用し、食料、環境、バイオプロセス(有用物質生産)、医療、医薬品分野の市場規模の拡大が見込まれる分野を対象に、民間企業の積極的な参加の下、産学官連携による共同研究により実用化研究を実施した。

##### (8) バイオマス生活創造構想事業

#### ア バイオマスプラスチックの製造コスト低減に向けた技術開発

(平成16～18年度) (予算額 1億2,600万円)

地球温暖化の防止、廃棄物処理問題の解消、新産業の育成、地域の活性化の観点からバイオマスの利活用の促進を図る中で、バイオマスのプラスチックなどの製品への利用はエネルギー利用と並んで重要である。しかしながら、バイオマスプラスチックの生産は、技術的には既に可能であるにも関わらず、現状では、①国内に生産体制がない、②石油由来の汎用プラスチックに比べ高価である、③バイオマスプラスチックの価値が十分に認知されていないといった理由からその普及が進んでいないのが実情である。

このため、モデル事業として適切な評価を行いながら、複数年にわたり計画的に国内にバイオマスプラスチックを浸透させ、生活を取り巻くさまざまな製品への利用を図るべく、バイオマスプラスチックの製造コスト低減に向けた技術の開発について、新たに研究を実施した。

##### (9) 高生産性地域輪作システム構築のための技術開発

(平成17～19年度) (予算額 1億3000万円)

「担い手を対象とした品目横断的な施策への移行」「規模拡大と多様な担い手の育成」に向けては、個別の作物対策だけでなく、北海道の畑作や各地域の水田における輪作技術を見直し、規模拡大と生産性の向上を両立する輪作体系を確立することが重要である。

このため、輪作体系における規模拡大等の阻害要因を克服するための作期競合の回避、複数作物への汎用利用が可能な機械の改良などの技術開発を産学官が連携して加速化するとともに、それら技術を核とした、我が国の主要な気候・土壌条件に対応した高生産性地域輪作システムを確立するため、①生産性の高い北海道畑輪作システムを確立するための、馬鈴しょのソイルコンディショニング技術の開発、②生産性の高い水田輪作システムを確立するための、稲・麦・大豆の不耕起栽培技術の開発を行った。

## 2 地域研究の推進

### (1) 指定試験事業

指定試験事業は、国が行う試験研究の一環であって、農業に関する試験及び研究を行う独立行政法人の置かれている立地条件から実施が困難なものについて、適地の都道府県の試験研究機関を指定し、委託実施しているものである。現在、品種改良試験、重要課題対応試験を実施している。

(平成17年度予算額10億3,590万円)

#### ア 品種改良試験

##### (ア) 育種試験

平成17年度は水稻、小麦、大豆等19品種が育成された。

##### (イ) 特性検定試験

育種試験地では検定の困難な耐病虫性等の主要特性について育成の途上で行うもので、平成17年度は74か所で実施した。

##### (ウ) 系統適応性検定試験

育種試験地では検定の困難な地域適応性について育成の途上で行うもので、平成17年度は145か所で実施した。

##### (エ) 世代促進試験

初期世代について年に2回栽培することにより、優良品種の早期育成を図るもので、平成17年度は4か所で実施した。

##### (オ) 水稻直播適性品種緊急作出事業

外国稲等の直播適性の導入、または現在移植栽培用に育成途中の系統に直播適性を付加させることにより直播栽培用実用品種を作出するもので、平成17年度は5か所で実施した。

#### イ 重要課題対応試験

##### (ア) 環境負荷物質の動態解明

農業の環境への負荷低減と持続的な農業生産に向けた環境保全型農業技術体系を確立するため、硝酸性窒素の土壌中での蓄積、地下水への流亡、水系での循環利用、作物による再利用等の物質動態を解明について、平成17年度は6か所で実施した。

##### (イ) 緊急重要技術開発

ウメの主産地で被害が急増している生育障害問題や侵入害虫の問題等、緊急に取り組む必要のある重要技術の開発について、平成17年度は3か所で実施した。

##### (ウ) 持続型農業技術開発

弱毒ウイルスの開発や天敵動物、フェロモン等の利用技術の開発等、環境と調和のとれた農業生産を図るための技術開発について、平成17年度は4か所で実施した。

#### (2) 都道府県助成事業

#### ア 沖縄県試験研究機関整備事業

##### (ア) 農林業関係試験研究機関整備

沖縄県農林業振興のため必要な農業試験研究機関及び林業試験場の整備を図るため、農業改良助長法、沖縄振興特別措置法並びに森林法に基づき

助成した。

(補助率施設9.5/10、備品1/2)

##### (イ) 水産試験場整備

沖縄県水産業振興のため水産試験場の整備について助成した。

(補助率1/2)

表3 平成17年度予算額

|               | 千円     |
|---------------|--------|
| 沖縄県試験研究機関整備事業 | 54,199 |
| 農林業関係試験研究機関整備 | 48,673 |
| 水産試験場整備       | 5,526  |

### 3 民間研究の推進

#### (1) ①農業・生物系特定産業技術研究機構生物系特定産業技術研究支援センター

##### ア 民間研究促進業務

##### (ア) 出資事業

2つ以上の企業、農林漁業団体、地方公共団体等が共同して新たに設立する生物系特定産業技術に係る研究開発会社に対して出資を行う。平成17年度までの出資件数は46件となっており、平成17年度は新規案件の採択に至らず、継続出資のみとなっている。

(出資額 1億4,400万円)

##### (イ) 融資事業

企業、農林漁業団体等における生物系特定産業技術に関する試験研究について融資を行う。平成16年度までの融資件数は152件となっており、平成17年度は新規案件の採択には至らなかった。

##### (ウ) その他の事業

上記の事業のほか、情報提供事業、調査事業等を行った。

##### イ 基礎的研究業務

##### (ア) 新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業

食料自給率の向上や地球規模での食料不足の解決などに向け、新しい発想に立って生物機能を高度に活用した新技術・新分野を創出するため、独立行政法人、大学等からの提案公募による基礎的・独創的な研究を実施している。

(予算額 44億5,500万円)

##### (イ) 生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業

バイオテクノロジー等生物系先端技術により新産業の創出、起業化を促進するため、産学官の連携により、異分野の研究者が共同して行う研究開



発を通じて、画期的な技術開発を実施している。

(予算額 26億6,978万2千円)

#### (2) 民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業

農林水産関連分野におけるオールジャパンベースの新産業創出を図り、アグリビジネスを活性化するため、研究成果の実用化を担う民間企業等が、大学、独立行政法人のポテンシャル（潜在的研究能力・成果・人材・施設等）を活用して取り組む研究開発に対する助成を実施している。

平成17年度は28課題について助成した。

(予算額 5億5,796万円)

#### (3) 地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業

農林水産・食品関連産業などの食料産業等の活動現場において、直面している緊急的に解決すべき諸課題に対し、民間企業等の研究機関が行う短期集中的な研究開発等について助成を実施している。

平成17年度は64課題について助成した。

(予算額 8億6,713万5千円)

#### (4) 農林水産研究開発・企業化基盤施設の整備事業

地域における農林畜水産業技術の研究開発の拠点づくり、その技術の実用化、企業化を民間企業等の能力を最大限活用して促進するための仕組みとして、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備に関する臨時措置法」（民活法）に基づき、「農林水産研究開発・企業化基盤施設」を整備することとしているところであり、その促進を図るため、整備事業費の一部に対する助成、金融面での支援措置を講じた。

### 4 地球環境保全等試験研究費等による研究の推進

#### (1) 地球環境保全等試験研究費（環境省一括計上）

(予算額 3億1387万2千円)

この研究費は、関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境保全、公害防止並びに自然環境の保護及び整備に関する試験研究費を「地球環境保全等試験研究費」として環境省が一括して予算計上し、その配分を通じて国の環境保全に関する試験研究の総合調整を推進するための経費であり、地球温暖化予測、気候変動への適応対策の開発、公害防止技術の開発、汚染影響の把握、汚染メカニズムの解明等の研究を対象とする。

平成17年度は、当省所管の研究機関において次の課題を実施した。

- ・流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価に関する研究
- ・屋久島森林生態系における固有樹種と遺伝子多様性

の保全に関する研究

- ・海外から導入する農業用昆虫類の希少種、在来種等への環境評価手法と導入指針の作成に関する研究
- ・有性生殖を利用した造礁サンゴ群集の大規模修復・造成技術の開発
- ・POPs等難分解性物質による農耕地土壌の汚染実態解明と将来変動予測
- ・希少種であるオオタカの先行型保全手法に関する研究
- ・自然と人の共存のための湿原生態系保全および湿原から農用地までの総合的管理手法の確立に関する研究
- ・高残留性人工フッ素化合物の環境動態メカニズムの解明と安全性評価に関する研究
- ・ため池とその周辺環境を含む地域生態系の水循環と公益的機能の評価
- ・小笠原諸島における帰化生物の根絶とそれに伴う生態系の回復過程の研究
- ・自然再生事業のための遺伝的多様性の評価技術を用いた植物の遺伝的ガイドラインに関する研究
- ・人為的要因によって小集団化した希少樹種の保全管理技術に関する研究
- ・沖縄ヤンバルの森林の生物多様性に及ぼす人為の影響の評価とその緩和手法の開発
- ・レブンアツモリソウをモデルとした特定国内野生希少動植物種の保全に関する研究
- ・地衣類の遺伝的多様性を活用した大気汚染診断
- ・海洋における防汚物質の環境リスク評価手法
- ・CDM 植林が生物多様性に与える影響評価と予測技術の開発
- ・環境変動と森林施業に伴う針葉樹人工林のCO<sub>2</sub>吸収量の変動評価に関する研究
- ・外洋性岩礁域の主要介類の成熟、産卵、着底加入過程に及ぼす温暖化の影響評価に関する研究
- ・温暖化条件下の積雪・土壌凍結地帯の長期変動傾向の予測と農業に及ぼす影響評価
- ・チベット高原を利用した温暖化の早期検出と早期予測に関する研究

#### (2) 環境研究総合推進費（環境省計上）

##### ア 地球環境研究総合推進費

(予算額 5億1314万9千円)

この研究費は、人類の生存基盤に深刻かつ重大な影響を及ぼす地球環境問題について、学際的・省際・国際的な観点から総合的に調査研究を推進し、地球環境の保全に資することを目的としたものであり、環境省が、①オゾン層の破壊、②地球の温暖化、



③酸性雨等越境大気汚染、④海洋汚染、⑤自然資源の劣化、⑥地球環境保全のための社会・政策研究、⑦その他の地球環境問題の7分野の研究課題を公募して実施している。

平成17年度は、当省所管の研究機関において18課題を実施した。平成17年度から新たに研究を開始したのは次の課題である。

- ・ロシア北方林における炭素蓄積量と炭素固定速度推定に関する研究
- ・酸性物質の負荷が東アジア集水域の生態系に与える影響の総合的評価に関する研究
- ・森林—土壌相互作用系の回復と熱帯林生態系の再生に関する研究
- ・脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究
- ・温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究

### (3) 原子力関係試験研究費（文部科学省一括計上）

#### ア 原子力試験研究費

（予算額 1億2,341万1千円）

原子力試験研究は、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成12年11月24日原子力委員会決定）で、その推進が必要とされる先端的・先導的な基礎・基盤研究分野について、文部科学省に一括計上している。農林水産省では、放射線を利用した突然変異誘発技術の開発、食品害虫の殺虫技術の開発等の試験研究を実施している。

平成17年度は、6独立行政法人において、13課題を実施した。

#### イ 放射能調査研究費

（予算額 1億3,689万1千円）

諸外国における核実験や原子力施設の事故等に伴う放射性降下物質による被害を防止し、国民の健康と安全を確保するため、作物（米・麦・子実）、土壌（水田及び畑）、牛乳、家畜骨及び海産物の放射能水準の経年調査等を継続して実施した。

## 第3節 国際研究交流の推進

### 1 二国間交流

#### (1) 米 国

##### ア 天然資源の開発利用に関する日米会議

日米貿易経済合同委員会での合意に基づき、昭和39年から天然資源の開発利用に関する研究交流を行っている。

この会議には、18の専門部会があり、このうち農林水産省所管の独立行政法人が日本側部会長を務めているものは、飼料作物改良部会、家畜家禽疾病専門部会、食品・農業部会、森林専門部会及び水産増養殖専門部会がある。

平成17年度には、米国において飼料作物改良、水産増養殖に関する日米合同専門部会が開催された。

また、日本において家畜家禽疾病、食品・農業、有毒微生物に関する日米合同専門部会が開催された。

#### イ 日米科学技術協力

昭和63年6月に日米科学技術協力協定が締結され、その枠組みとして、合同高級委員会、合同高級諮問協議会及び合同実務級委員会が発足し、これまでに合同高級委員会が9回、合同実務級委員会が10回開催されている。

#### (2) 中 国

日中の農業技術交流に関しては、昭和48年から訪中団の派遣、訪日団の受入れが行われており、平成17年度は、日中農業技術交流の促進について協議するための日中農業科学技術交流グループ第24回会議が札幌で開催された。

また、昭和55年5月に締結された日中科学技術協力協定に基づく委員会は、これまでに11回開催されている。

#### (3) 韓 国

日韓の農業技術交流に関しては、昭和43年8月にその実施が合意された。平成17年度は、日韓農林水産技術協力委員会（第38回会議）がソウルで開催された。また、昭和60年12月に締結された日韓科学技術協力協定に基づく委員会は、これまで12回開催されている。

#### (4) その他（仏、英、露他）

現在我が国と科学技術協力協定等を締結し、研究者の交流や情報交換を行っている国は40カ国である。

平成17年度には、フランス、ロシア等との間で同協定に基づく委員会等が開催された。

## 2 多国間交流（CGIAR）

国際農業研究協議グループ（CGIAR）年次会合（平成17年12月、モロッコ）に参加するとともに、CGIAR傘下の研究機関の日本人理事等と情報交換を行う連絡協議会（平成17年6月）を開催した。

### 3 (独)国際協力機構(JICA)を通じた技術協力

平成17年度においては、農林水産技術会議関係からは、計28名の専門家を新たに派遣した。専門分野別では農業土木、育種、家畜衛生、土壌肥料等が主となっ

ている。なお、そのうち、長期派遣専門家は 2 名である。また、海外研修員は、計 102 名を受け入れた。

# 第10章 地方農政局

## 第1節 地方農政局の強化

### 1 機構及び定員

地方農政局は、生産・消費の現場により近いところで、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支分部局として、食料・農業・農村基本法の理念の実現に向けた農政の推進に取り組んでいる。

円滑な農政の推進を図るため、地方農政局における機構及び定員についても、新たな行政需要に対応する部門や緊急性の高い部門に重点を置いた整備を行った。

組織関係では、循環型社会の構築に向けた取組支援、リスク管理業務等のよりの確な実施、国産農産物の輸出促進に向けた産地振興、農村の振興施策の円滑な推進等を行うための体制を整備した（表1）。

定員については、平成16年度末において地方農政局全体で17,894人であったが、「新たな府省の再編以降の

定員管理について（平成12年7月18日閣議決定）」に基づき、518人（本局10人、地方農政事務所関係373人、国営土地改良事業特別会計34人、地方統計101人）を削減し、振替減等の結果と合わせ、平成17年度末定員は17,362人となった。（表2）

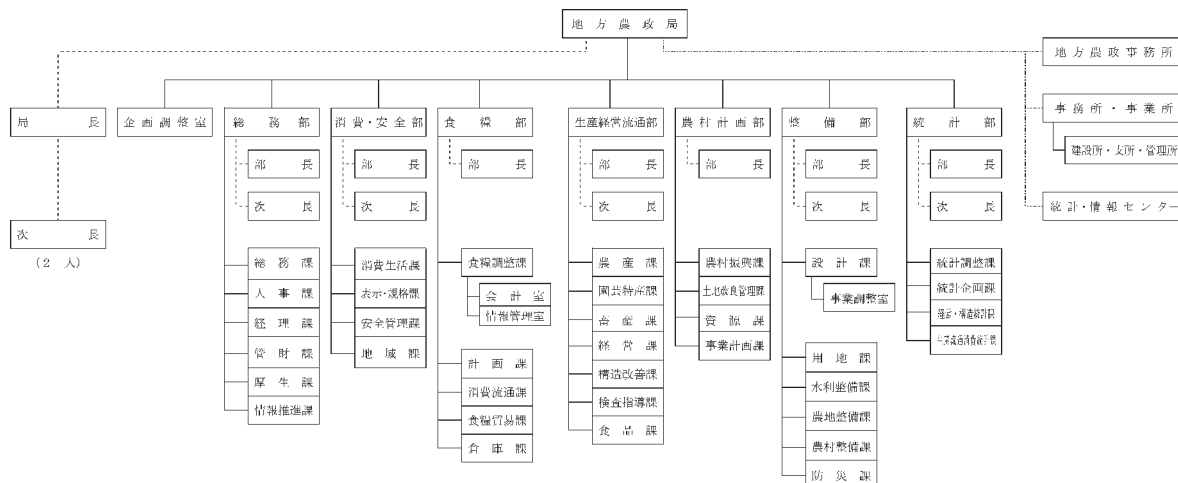
なお、国営土地改良事業所等については、事業の着手に伴い、平成17年度から4事業所が新設されたとともに、事業の完了に伴って、平成17年度末までに7事業所等が廃止されたところである。（表3）

### 2 委譲補助金

農林水産省所管の補助金等については、全国段階の団体に対する補助金、緊急的に対処する補助金等の一部のものを除き、平成13年4月13日農林水産省告示第536号をもってその交付事務を地方農政局長に委譲している。

地方農政局長に交付事務を委譲した補助金等の額（一般会計）は、平成17年度においては6,239億円であり、これを本省各局別に見ると表4のとおりである。

表1 地方農政局（本局）の組織図



注1：消費・安全部次長は3局（関東、近畿、九州）に設置  
 注2：生産経営流通部次長は5局（東北、関東、近畿、中国四国、九州）に設置  
 注3：整備部次長は九州にあっては2人  
 注4：食糧貿易課は2局（東北、東海）、倉庫課は1局（東海）に設置  
 注5：各地方農政局の地域課の設置数は4課（関東、北陸、近畿）にあっては3課

表2 定員関係

| 組織等          | 13.1.5  | 12年度末   | 13年度末   | 14年度末   | 15年度末   | 16年度末   | 17年度末   |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 地方農政局(本局)    | 2,874人  | 2,870人  | 2,858人  | 2,849人  | 4,233人  | 4,222人  | 4,173人  |
| 地方農政事務所      |         |         |         |         | 6,434人  | 6,079人  | 5,803人  |
| 統計情報事務所・出張所  | 4,693人  | 4,691人  | 4,640人  | 4,578人  |         |         |         |
| 統計・情報センター    |         |         |         |         | 4,506人  | 4,448人  | 4,283人  |
| 海岸事業         | 45人     | 45人     | 43人     | 38人     | 38人     | 38人     | 38人     |
| 地すべり対策事業     | 81人     | 81人     | 77人     | 76人     | 76人     | 76人     | 68人     |
| 国営土地改良事業特別会計 | 3,119人  | 3,117人  | 3,093人  | 3,077人  | 3,056人  | 3,031人  | 2,997人  |
| 地方農政局計       | 10,812人 | 10,804人 | 10,711人 | 10,618人 | 18,343人 | 17,894人 | 17,362人 |

※組織再編(H15.7.1)により、平成15年度から地方農政事務所及び統計・情報センター(旧統計情報事務所・出張所)を設置。

表3 平成17年度に新設または廃止した事業(事務)所

| 地方農政局 | 新設事業(事務)所              | 廃止事業(事務)所                    |
|-------|------------------------|------------------------------|
| 東北    |                        | 迫川上流農業水利事業所<br>寒河江川下流農業水利事業所 |
| 関東    | 中信平二期農業水利事業所           | 長野西部農地保全事業所<br>安曇野農業水利事業所    |
| 北陸    |                        | 上越農地保全事業所<br>日野川用水農業水利事業所    |
| 近畿    |                        | 新愛知川農業水利事業所                  |
| 中国四国  | 斐伊川沿岸農業水利事業所           |                              |
| 九州    | 西諸農業水利事業所<br>尾鈴農業水利事業所 |                              |

表4 平成17年度地方農政局委譲補助金実績表

(単位:千円)

|        | 平成17年度農業関係補助金等の額 |             |               | 左のうち、地方農政局へ交付<br>事務を委譲した補助金等の額 |             |             |
|--------|------------------|-------------|---------------|--------------------------------|-------------|-------------|
|        | 非 公 共            | 公 共         | 計             | 非 公 共                          | 公 共         | 計           |
| 総合食料局  | 16,889,263       |             | 16,889,263    | 6,195,296                      |             | 6,195,296   |
| 消費・安全局 | 390,557          | 90,000      | 480,557       | 321,280                        | 27,363      | 348,643     |
| 生産局    | 273,388,813      | 17,919,925  | 291,308,738   | 151,091,629                    | 8,975,959   | 160,067,588 |
| 経営局    | 249,938,834      | 249,938,834 | 36,484,884    | 36,484,884                     |             | 36,484,884  |
| 農村振興局  | 121,715,695      | 616,460,273 | 738,175,968   | 110,343,599                    | 513,572,722 | 623,916,321 |
| 計      | 662,323,162      | 634,470,198 | 1,296,793,360 | 304,436,688                    | 522,576,044 | 827,012,732 |

## 第2節 地方農政局

### 1 東北農政局

#### (1) 地域経済及び農業経営の概要

##### ア 地域経済

平成17年の東北経済を主要経済指標でみると、大型小売店販売額は引き続き前年を下回った。また、乗用車販売は軽乗用車が前年を上回ったが、普通・小型乗用車が落ち込み全体としては前年を下回っている。しかし、マイナス幅が縮小するなど個人消費に持ち直しの兆しがみられた。鉱工業生産は、主力

産業である電子部品・デバイス工業で車載向けやデジタル家電向けの高度部材が好調であったことなどから、全体として上昇傾向で推移した。しかし、比較的ウェイトの高い情報通信機械工業で量産品の海外生産移管などが進んだ影響で、鉱工業生産指数(原指数)は、年間では102.2%(前年比▲0.5%)と3年ぶりに低下した。出荷指数も100.9%(前年比▲0.4%)と3年ぶりに低下した。

##### イ 個別経営の営農類型別経営統計(水田作経営)

東北の平成17年水田作経営の農家1戸当たりの農業粗収益は246万円で、前年に比べて5.5%増加した。これは、稲作収入の大半を占める水稻が前年潮風害による被害を受け作柄が低下したことから、171万円



と7.0%稲作収入が増加したためである。

このことから、農業所得は67万円となり、前年に比べて11.6%増加した。

また、農外所得は、253万円ではほぼ前年並み、年金等の収入は、156万円で1.6%増加した。この結果、これら農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は、農業所得が増加したことから477万円で、前年に比べて2.2%増加した。

水田作付延べ面積規模別の農業粗収益及び農業所得をみると、経営規模が拡大することに伴ってともに増加し、農業所得は15ha以上では1,054万円となっている。

## (2) 農業生産の動向

### ア 水 稲

平成17年産水稻の作付面積（子実用）は、米の生産目標数量が増加した地域があったことや、単収の低下を伴う有機栽培等の取組の推進が図られていること等から、前年産に比べ3,200ha増加し44万2,900ha（前年比101%）となった。品種別作付面積は、「ひとめぼれ」、「あきたこまち」、「コシヒカリ」の順となっている。

出穂期最盛期は、7月末以降高温・多照で経過したが、5月の低温・少照の影響により、平年に比べて1日遅い8月8日となった。穂数は、初期分げつが緩慢であったこと等から平年に比べてやや少なかったため、全もみ数は平年に比べてやや多くなった。登熟は、出穂期以降おおむね天候に恵まれたため、平年並みとなった。刈取最盛期は、平年並みの10月2日となった。

以上のことから、10a当たり収量は563kg（作況指数101）となり、収穫量は、249万5千t（前年比104%）となった。

品質については、充実不足、心白（乳白）・腹白粒及び斑点米カメムシ類による着色粒の混入等が見られたが、1等米比率（水稻うち、平成18年2月末現在）は前年を1ポイント上回り84%となった。

被害については、5月の低温・少照により初期分げつが抑制されたが、いもち病の発生等が少なかったことから、平年を下回った。

### イ 麦

平成17年産麦（4麦計）の作付面積は、大豆等への作付転換等により、前年産に比べ500ha減少し1万300ha（前年比95%）となった。麦種別にみると、小麦は前年産に比べ180ha、六条大麦は前年産に比べ

330haそれぞれ減少した。

作柄は、小麦がは種の遅れや融雪水による湿害の発生、更に収穫期の降雨による穂発芽の発生があったことから10a当たり収量は152kg（平均収量比64）、六条大麦が収量水準の低い地域の作付けが減少したことなどから、10a当たり収量は315kg（平均収量比116）となった。収穫量は、小麦が1万3,400t（前年比70%）、六条大麦が4,570t（同90%）となった。

1等麦比率（平成18年4月末現在）は、小麦が39.1%（前年比28.8ポイント減）、六条大麦が10.7%（同3.7ポイント増）となっている。

### ウ 大 豆

平成17年産大豆の作付面積は、水稻への作付転換等により、前年産に比べ2,600ha減少し3万4,300ha（前年比93%）となり、全国に占める割合はおよそ26%となった。

作柄は、生育期間を通じておおむね天候に恵まれ、着さや数、登熟が前年産を上回ったため、10a当たり収量は148kg（前年比133%）となり、収穫量は5万900t（前年比124%）となった。

なお、11月の降雨や12月上旬以降の降雪により一部で収穫のできないほ場が見られた。

品質は、1等大豆比率（平成18年3月末現在）は14.2%（前年比5.1ポイント増）、2等大豆比率は48.8%（同13.0ポイント増）となった。

### エ 野 菜

平成17年産指定野菜（14品目）の作付面積は、労働力事情による規模縮小等があったことから、前年産を700ha下回る3万6,500ha（前年比98%）となった。

指定野菜の収穫量は、作付面積が減少したものの、葉茎菜類を中心に生育がおおむね順調であったことから97万2,800t（前年比100%）となり、出荷量は62万5,400t（前年比100%）となった。

生育は、全般的に天候に恵まれ、おおむね順調であった。

仙台市中央卸売市場における指定野菜の平均価格は、全般的に天候に恵まれたため、キャベツ、にんじん等で入荷量が前年を上回り、総体的に増加したため、安価傾向で推移した。ピーマン、たまねぎが前年より上昇したものの、ほうれんそう、レタス、ねぎ等が前年より価格が低下したことにより、前年比89.7%の140円/kgとなった。

### オ 果 樹

平成17年産りんごの結果樹面積は、労働力事情による廃園等から、前年産を300ha下回る3万400ha（前

年比99%)となった。収穫量は、60万1,100 t、出荷量は53万4,100 tで、台風の影響で作柄の悪かった前年産に比べてそれぞれ1万9,200 t (3%)、1万6,900 t (3%)増加した。

日本なし(主産県)の結果樹面積は1,710ha、収穫量、出荷量は3万6,700 t、3万3,400 tとなった。

ぶどう(主産県)の結果樹面積は3,100ha、収穫量、出荷量は3万6,800 t、3万2,600 tとなった。

おうとう(主産県)の結果樹面積は3,070ha、収穫量、出荷量は1万4,600 t、1万2,800 tとなった。

仙台市中央卸売市場における主要果実の総入荷量は前年を上回ったが、平均卸売価格は、みかん、かき等で入荷量の増加等により259円で前年に比べ8%低下した。

#### カ 花 き

平成17年産花きの主産県の動向をみると、切り花類が1,811ha、鉢ものの類89ha、花壇用苗ものの類が111haであった。

#### キ 畜 産

平成18年2月1日現在の飼養戸数は、乳用牛で4,270戸(前年比4.0%減)、肉用牛で2万4,000戸(同5.9%減)となった。豚で1,210戸(前回比16.6%減)採卵鶏で285戸(前回比9.8%減)。飼養頭羽数は、乳用牛で14万4,500頭(前年比1.4%減)、肉用牛で39万3,400頭(同1.0%減)となり、豚で159万4,000頭(前回比4.4%減)、成鶏めすで1,880万8,000羽(前年比5.6%増)となった。また、1戸当たり飼養頭羽数は、乳用牛で33.8頭、肉用牛で16.4頭となり、前年に比べそれぞれ0.9頭、0.8頭増加した。豚で1,317.4頭、成鶏めすで6万6,000羽で前回に比べそれぞれ167.1頭、9,600羽増加した。

#### (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

##### ア 食料自給率向上に向けた取組

新たな食料・農業・農村基本計画での食料自給率目標設定を受け、東北農政局、東北の6県、6県JA中央会、農業者団体、食品関連団体、消費者団体、経済団体の35の団体が連携の下「東北地域食料自給率向上協議会」を設置し、6月27日及び2月17日に協議会を開催した。2月の協議会では「協議会アピール」を採択し、3月2日に開催した「東北地域食料自給率向上シンポジウム2006」において読み上げた。

東北6県の県庁所在地においては「食料自給率の向上を目指して一地域産を食す」をテーマに、「食・農タウンミーティング」を開催し、消費者等の参加者に対して情報提供や意見交換を行った。ま

た、農政局長等がほぼ全市町村の関係団体に対して個別説明を行う「食料自給率向上キャラバン」を1,043件実施した。

また、新たに作成した標語「食料自給率 高めて安心 我が家の食卓」やロゴマークを用い、広報誌特集号、ポスター、パンフレット等を作成・配布するとともに、ホームページ、メールマガジンにより最新情報等を発信する等、自給率向上への積極的なPR活動に努めてきた。

##### イ 農林水産物・食品等の輸出促進

東北管内における輸出促進の機運の盛り上がりを受けて、17年9月6日に、県、関係団体、関係省地方機関等45会員による「東北地域農林水産物等輸出促進協議会」を設立し、設立総会において輸出に関する情報の収集及び共有化やシンポジウム等の開催による普及啓発活動などを行う17年度の行動計画を決定し、輸出促進の取組を行った。

協議会の活動のひとつとして、18年1月30日に「『米』の輸出促進シンポジウム in 東北」を開催し、米と日本酒の輸出の先進的・試行的な取組を行っている方々の講演や情報提供をいただくとともに、関心のある農業者・団体・企業等の参集を得て、これからの輸出戦略や今後の課題等について意見交換を行った。

また、3月15日には、東北地域でも積極的な輸出の取組が見られる「果物」をテーマとして「農林水産物等輸出促進ワークショップ」を開催し、今後の輸出拡大が期待されている輸出相手国「タイ」での販売状況等についての講演と、タイ向け果物等輸出に係るワークショップ形式の意見交換を行い、輸出拡大及び新規取組に向けた具体的な検討を行った。

##### ウ リスクコミュニケーションの推進

東北地域における食品安全行政を円滑かつ効果的に推進していくための意見交換の場として、消費者団体、生産者団体、食品産業事業者等をもって構成する「食の安全・安心推進連絡会議」を管内全ての地域課に設置し、食の安全・安心情報の受発信体制の充実を図った。

また、東北厚生局等他機関と連携し、管内各県において同一テーマによる小規模なリスクコミュニケーションを実施する等食の安全等に関する情報提供等を実施した。

##### エ 食育の推進

東北農政局では、地域における食育を推進するため、定期的に東北地域食育推進協議会を開催した。

食育推進協議会では、食育の推進方策の検討や食

育に関する情報の交換を行ったほか、協議会設置以来検討を続けてきた「東北地域食育推進基本方針」を17年11月9日に公表した。

また、特に義務教育期間の児童生徒に対する食育の重要性にかんがみ、協議会の下に義務教育部会を設置し、具体的な推進方策について検討を行った。

このほか、管内の各地方農政事務所においても、定期的に各県食育推進協議会を開催した。

東北農政局では、食の重要性を消費者等一般市民に考えてもらうために、「食育リレートーク in 東北」を4回シリーズで開催し、各回ごとに食育の専門家を招いて、シンポジウムを開催した。

さらに、18年2月には、「東北地域食育フォーラム」を開催し、基調講演のほか、地域で食育を推進している栄養士、レストラン経営者、農業経営者等をパネリストとしてパネルディスカッションを行った。

このほか、各地域で取り組まれている食育活動に対し、その取組を一層推進するために食育活動表彰を行った。17年度は、食生活改善、教育、食品産業、農林漁業の4分野から選考。44団体等の応募に対し、東北農政局長賞を3団体に、東北農政局長食育奨励賞を7団体等に授与した。

#### オ 食品トレーサビリティ・システム

農林水産省では、15年度からすべての食品（牛肉以外）を対象に、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティ・システム導入のために必要なデータベースの構築、情報関連機器や分析機器の整備等に対する支援を実施している。

東北管内では、17年度は10地区で米、野菜、果物、豚肉、鶏肉、魚介類等の品目について支援を実施し、システム導入の促進が図られた。

また、消費者、生産者、食品事業者等のトレーサビリティ・システムに対する理解の促進を図るため、17年11月に食品トレーサビリティ地域セミナーを開催した。

#### カ 食品表示

食品表示については、生鮮及び加工食品のモニタリング調査やJAS制度の普及・啓発を行い、表示の適正化に努めているところであるが、特に、消費者などからの情報提供等を受け、立入検査等を実施し、産地等の偽装表示を行っていた2業者（製麺業者、精米の販売業者）に対し、農林水産大臣又は県知事からJAS法に基づき改善指示を行ったほか、有機農産物に関し不適切な格付け等を行った行程管理者に対し調査を実施し、1事業者に改善命令を行った。

なお、認定の取消を行うことが妥当と判定された

2事業者に關しては、格付の事業を廃止した旨の届け出があったことから、聴聞を中止している。

JAS制度の普及・啓発については、消費者団体、生産者団体等に幅広く呼びかけ、平成17年9月に食品表示ミニフォーラム、同年11月に食品表示地域フォーラムを開催したほか、外部機関等からのJAS制度説明の要請に応えるため講師派遣（260回）等を行った。

また、食品表示110番による食品表示制度に関する問い合わせや情報提供等（2,311件）に対応するとともに、食品表示ウオッチャー（508名を設置）を活用した監視体制の強化にも取り組んだ。

#### キ 農薬の適正使用について

（マイナー作物に係る農薬取締法上の経過措置の取扱い）

農薬取締法の規制強化により、登録のある農薬数が少なく、使用可能な農薬が限定されている地域特産農作物（以下「マイナー作物」という。）は、その生産に支障が生じる恐れが出てきたため、マイナー作物の生産上必要な農薬について、経過措置として平成15年3月から当分の間、農林水産大臣の承認により使用が認められることとされた。この間、都道府県を中心に当該農薬の試験データの作成など、経過措置期間中の登録に向けた取組が行われ、農林水産省としてもこれら試験等への助成を行ってきたところである。

その後、本経過措置については、17年3月末日をもって大臣承認を取り消す一方、緊急性・必要性が高い作物で、気象要因等により登録に必要なデータ作成ができなかったもの等について、経過措置を延長する方針が示され、全国で2,963件、管内では337件が延長された。

東北農政局では、他農政局等と協力して「平成16年度農薬行政に関する東日本ブロック都道府県等担当者会議」、及び「平成17年度北海道・東北地区植物防疫協議会」を開催し、各県が行う試験が円滑かつ効率的に実施できるよう調整、情報の共有を図った。

18年3月、この経過措置については、7月末日をもって終了することが示され、経過措置を延長していた農薬の約9割以上については、農薬登録による使用が見込めることとなり、残りの未登録分についても、ほとんどが代替剤や耕種的防除等で対応可能となった。

経過措置終了後の対応については、生産者団体、農薬製造者、行政等による「マイナー作物等農薬登録推進協議会」を設置し、引き続きマイナー作物等



に対する農業登録の推進を支援することとしている。

#### ク 高病原性鳥インフルエンザについて

平成16年1月に山口県で我が国では79年振りとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。万が一管内において発生が確認された場合に備え、東北農政局内はもとより関係機関との連絡体制を再確認し、17年4月には連絡体制を含めた「東北農政局高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」を策定した。

また、高病原性鳥インフルエンザに対する正しい知識の共有を図るため、16年12月に東北6県の養鶏協会などの生産者団体をはじめ、消費者団体、流通・販売関係者、各県担当者による意見交換会を開催した。

さらに、17年にはより消費者の視点にたった食品安全行政を推進するため、一般消費者を対象とした意見交換会を各県単位で開催した。

その他、東北管内で発生した場合の防疫作業支援要員として東北農政局派遣人員の登録の更新を行い、17年10月1日現在1,625名が登録された。

#### ケ 牛トレーサビリティ制度について

平成15年12月1日から施行された「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、16年3月以降、牛の管理者（管内約3万4千人）から再届出（法施行時に生存する牛）があったデータについて、（独）家畜改良センターのデータベースへの入力を行い、16年5月末までに登録を終了した。

また、同法に基づく立入検査等については、耳標の装着や各種届出状況について確認・指導を行ったほか、正確な牛個体情報の整備のため、各種届出エラーの解消を行った。

16年12月1日から施行された流通段階の制度については、法施行前に、法律の対象業者（管内約5千店舗）に対して、リーフレットや冊子を活用し、説明会及び戸別訪問等により制度の周知を図った。法施行後は、巡回点検を行い個体識別番号の表示・記録の遵守事項について、さらなる制度の周知・徹底を図り、17年度より、立入検査による遵守事項の違反に対する監視・指導を行った。

さらに、個体識別番号が適正に伝達されているかどうかを科学的に確認するため、DNA鑑定用サンプル採取を採取計画に基づき行った。

#### コ 米政策改革及び担い手育成・確保の一体的推進

平成16年度からスタートした米政策改革は2年目

を迎え、東北農政局管内232市町村において329の地域水田農業推進協議会が設置され、地域水田農業ビジョンの実現に向けて、関連対策を含め各種取組を実施した。東北農政局においてはこれを支援するため、東北農政局米政策改革総合推進本部を平成16年4月に設置し、米政策改革の趣旨等を関係者はじめ生産現場に浸透させ、地域水田農業ビジョンの実現、農業者・農業者団体による自主的・主体的な需給調整の取組の促進、今後の担い手の育成・確保等について一体的に推進活動を実施した。

平成17年2月には、これまでの推進本部を、東北農政局米政策改革等総合推進本部と改め、東北における担い手の育成・確保の取組を強化するため「地域で考える担い手創世プロジェクトチーム」を設置することにより各県と連携した活動体制を整備し各支援活動を実施した。

17年3月に策定された食料・農業・農村基本計画（以下、「新たな基本計画」という。）を踏まえ、東北農政局米政策改革等総合推進本部が16年度から実施している米政策改革及び担い手の育成・確保の推進と新たな基本計画の周知徹底を関係部、課等が連携して取り組んだ。

具体的には、JAの取組状況を分析の上、米政策改革、担い手の育成・確保、新たな基本計画について農政局・農政事務所の地域課等を単位とした説明会や意見交換、重点市町村の首長への個別説明を中心に重点的な現地アドバイザー活動を延べ781回実施した。

さらに、17年10月末に決定された経営所得安定対策等大綱に示されている、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策及び、農地・水・環境保全向上対策についての内容の周知・説明と併せ、全ての地域協議会に参画し、担い手の育成・確保の加速化、地域水田農業ビジョンの見直し、19年産からの移行を目指す新たな需給調整システムに対する取組への指導・助言を行うとともに、18年2月から管内に11のモデル協議会を選定し、19年産からの新たな需給調整システムに移行するための条件整備等について具体的な検討を行っている。

加えて、16年度に設置した米政策改革相談窓口を継続し、引き続き、米政策はもとより農政全般にわたり、農業者等の相談に対応した（相談件数6,434件）。

また、17年産の全国の作況指数が101となったことから、集荷円滑化対策（豊作による過剰米の区分出荷）が発動され、東北管内では、秋田（作況指数100）



を除く5県で発動された。豊作による過剰米の確実な区分出荷に努め、需給（価格）の安定を図った。

#### サ 都市と農山漁村の共生・対流の推進

都市と農山漁村の共生・対流の浸透に向け、管内の優良事例を掲載するなど局ホームページを充実させるとともに、関係機関との連絡協議会を設置し、その取組の一環として「共生・対流シンポジウム」を開催した。

また、元気な地域づくり交付金等により、受入側である農山漁村における体制の確立や施設整備等、各地域での取組に対し支援を行った。

#### シ バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、関係省庁等が連携して連絡調整等を行う東北地域バイオマス利活用推進連絡会議（東北農政局が事務局）では、年2回の連絡会議を開催するとともに、10月にバイオマスシンポジウムを開催し、市民、行政にバイオマスの利活用について普及、啓発を行った。

また、各県等の要請に応じてセミナー等への講師派遣、資料提供やバイオマスタウン構想やタウンの実現に取り組む市町村等に情報提供やアドバイスをを行った。

平成16年度から取り組んでいるバイオマスタウン構想については、管内の12地域で策定・公表された。

また、平成18年2月、東北地域における農林水産業のバイオマス利活用の優良な取組について、表彰を行った。

さらに、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設の整備を支援するバイオマスの環づくり交付金によるバイオマスタウンの構築を支援した。

#### ス 農業農村整備事業におけるコスト縮減の取組

公共工事のコスト縮減の取組として、平成12年度に策定した「農業農村整備事業等の新コスト縮減計画」に加え、平成15年度からは、事業の全てのプロセスをコストの観点から見直す「農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム」に取り組んでいるところであり、平成19年度までに総合コスト縮減率で15%（平成14年度比）を達成することを目標としている。

東北農政局における平成17年度の実績は、総合コスト縮減率で13.3%となっている。

#### (4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、管内6県主務部長会議、市町村長懇談会、農協関係者との意見交換会を開催した。また、東北各県で東

北農政局長と地域農業関係者と膝を交えながら、「地域における担い手の育成・確保に向けた取組と課題」等について現地座談会を開催した。

平成17年度の4省5局による東北地域づくり連絡会議は「観光・交流による地域づくり」をテーマに開催したほか、経済・産業の活性化策を講じるため、東北経済産業局及び東北地方整備局の各企画担当部長と東北農政局の次長による地域づくり連携研究会を開催した。

また、研究者、行政機関及び農業者等幅広く研究・実践交流を行う地方独自の学会として設立された東北農業経済学会の主催する第41回宮城県大会が「東北農業の構造変動と構造改革」をテーマに開催され、東北農政局も一部運営に参画するなど業種を超えた連携強化に取り組んでいる。

また、行政と研究の連絡を密にするための「東北地域行政・研究連絡会議」や水稻の「東北地域水稻安定生産推進連絡協議会」を東北農政局、東北農業研究センター、仙台管区气象台及び各県の関係機関の参画のもとに開催した。

#### (5) 広報活動

管内の農業の動向、農政に関する施策の普及浸透を図るため、多様な広報活動を行った。

隔月発行の広報誌「土と水と、人間と」や東北の農業・農村の現状等を図表等で紹介した「東北農業のすがた」を作成し、各自治体、農業関係団体、消費者等へ広く配布したほか、民放ラジオ局を通じて「東北農政局だより」を8回放送し、地域農政の推進に資するよう東北の食料・農業・農村に関する情報を提供した。また、東北農政局メールマガジンを毎週発行（平成17年度：52回発行、読者数：6,835名）するとともに、東北農政局ホームページ、東北地域農林水産情報ネットワーク（トライ）等を通して広く国民各層に農政関係情報を提供し、併せて意見を聴取した。

報道関係者との連携強化に向けた取組として、宮城県を除く管内5県に所在する報道関係者と東北農政局と合同の現地視察及び意見交換会を行った。

## 2 関東農政局

### (1) 地域経済及び農業経営の概要

#### ア 地域経済

平成17年の関東経済情勢を主要経済指標で見ると、鉱工業生産指数は前年比+0.9%、出荷は前年比+0.7%とそれぞれ3年連続の上昇、在庫は前年比+3.4%と2年連続の上昇となった。着工新設住宅戸数は前年比+2.9%となり分譲を中心に増加した。有効

求人倍率は全国で前年比0.12上昇した。全国・総世帯の家計消費支出は前年に比べて0.5%減少した。昨年の増加から再び減少となった。

#### イ 農業経営

平成17年の販売農家1戸当たりの農業所得は142万円で、農業所得に農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は491万円となった。

#### (2) 農業生産の動向

#### ア 水田を中心とした土地利用型作物（平成17年産）

水稻の作付面積は33万400haで、前年に比べて200ha（対前年比100%）増加した。

作柄は、出穂期以降おおむね天候に恵まれ登熟が良好であったこと等から10a当たり収量は541kg（作況指数102）、収穫量は178万9,000t（対前年比97%）となった。

品種別では「コシヒカリ」が作付面積の68%を占め、続いて「あきたこまち」の6%、「キヌヒカリ」の4%の順となっている。

4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）合計の作付面積（子実用）は、4万6,200haで2,500ha減少（対前年比95%）し、収穫量は17万4,400t（同119%）と増加した。

大豆の作付面積は1万6,500ha（同95%）で、前年に比べて900ha減少した。収穫量は2万7,200t（同102%）と相次ぐ台風等の影響により作柄の悪かった前年産より増加した。

#### イ 園芸作物

17年産主要野菜（主産県：38品目）の作付面積は14万2,800haで、収穫量437万1,000t、出荷量363万9,000tであった。

17年産果樹（主要品目）の栽培面積は6万200haで、前年産に比べて600ha減少した。主要果実（主産県）の収穫量は、温州みかんが17万1,200t、りんごが19万4,900t、日本なしが16万3,300t、ぶどうが9万3,200tであった。

17年の花き（主産県）の作付（収穫）面積は、切り花類が4,529ha、球根類34.8ha、鉢もの類784ha、花壇用苗もの類が601haであった。

#### ウ 畜産・飼料作物

18年2月1日現在の乳用牛飼養頭数は26万4,400頭（対前年比97%）と減少したものの、肉用牛飼養頭数は35万4,800頭（同100%）と前年並みであった。また、生乳生産量は154万t（同97%）となった。

17年産の飼料作物の作付面積は4万4,600haで、前年産に比べて900ha（同98%）減少した。

#### エ 工芸農作物

17年産の茶の栽培面積は2万3,100ha（対前年比100%）、荒茶生産量4万5,600t（同100%）で全国の47%の生産を占めている。

17年産のこんにゃくいもは収穫量6万7,000t（同100%）で、全国の主産地となっている。

#### (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

#### ア 担い手の育成・確保の推進

平成17年1月の「地域で考える担い手創成プロジェクトチーム」の設置を含む担い手育成・確保全国運動の展開の決定を受け、2月に関東米政策改革等総合推進本部の下に「担い手育成・確保プロジェクトチーム」を設置し、3月には「担い手育成・確保プロジェクトチーム行動計画」を策定し、地域の担い手の認定農業者への誘導、集落営農の組織化・法人化、地域担い手育成総合支援協議会の設立（平成18年3月末の設置数は194。）等を推進してきた。

その後、10月27日には「経営所得安定対策等大綱」が省議決定され、品目横断的経営安定対策の概要が明らかになったことから、「関東農政局経営所得安定対策等推進本部」を設置し、関東農政局管内における当該大綱の説明会の開催や局ホームページへの情報掲載等による周知徹底を図るとともに、市町村・農協等の担い手担当者から地域の課題等を聞き取りながら、関係機関・団体と連携して、品目横断的経営安定対策の加入要件を満たす担い手の育成・確保の取組を行った。

#### イ 米政策改革の推進

関東農政局管内においては、米政策改革大綱に基づき、各県に水田農業推進協議会が、市町村段階に502の地域水田農業推進協議会が設立されている。地域協議会では、「地域水田農業ビジョン」を策定し、需要に応じた米づくりを通じ地域の水田農業経営の安定と発展に向けた取り組みを推進している。

17年度は、米政策改革関連施策の2年目に当たり、地域協議会においては、地域の創意工夫を生かした産地づくり交付金を有効に活用した取組が見られるものの、管内では、ビジョンの見直しが全体の5割に留まるなど課題が残った。

そこで、関東農政局では、平成16年に策定した「関東農政局米政策改革推進行動計画」に基づき、県協議会と連携し、各地域協議会における地域水田農業ビジョンの点検・見直しを支援した。また、19年産からの移行を目指す新たな需給調整システムへの理解を深めるため、国の支援策、新たな需給調整システムの具体的仕組み、農業者団体や行政の役割等に

ついて、説明会や意見交換会を管内各地で開催した。

#### ウ 環境保全型農業の推進

平成17年3月に公表された環境と調和のとれた農業生産活動規範については、交付金の要件化（クロスコンプライアンス）や、農産物の生産、流通、消費等の関係者で構成する「関東ブロック環境保全型農業推進会議」等を通じ、普及・啓発を図った。

また、第11回環境保全型農業推進コンクールでは、埼玉県沃土会が農林水産大臣賞を受賞したほか、優秀賞3点、奨励賞4点、特別賞1点が選出され、平成18年3月表彰式を開催し、表彰と併せ事例発表を行った。

持続農業法に基づく認定農業者（エコ・ファーマー）は着実に増加し、平成18年3月末現在で、28,192件（前年同月末20,803件、対前年35%増）となった。平成17年10月に決定された「経営所得安定対策等大綱」のうち、農地・水・環境保全向上対策（営農活動への支援）について、説明会や県担当部局等への要請活動を通じ対策の周知活動を行った。

#### エ 農林水産物輸出の促進

関東農政局では、管内農林水産物等の輸出取組を促進するため、意見交換会や先進事例検討会等の開催、情報提供、輸出相談窓口活動等の支援を行っている。

意見交換会等では、輸出取組の現状、輸出の阻害要因等の意見交換、輸出事業者・輸出に取り組んでいる生産者等からの情報提供、実践的な事例紹介等を行った。

また、輸出に取り組んでいる又は関心のある市町村・JAに対し、品目・輸出相手国、支援内容等把握するため、農産物・食品等の輸出の取組に関するアンケート調査を実施した。

さらに、農林統計地区別協議会等に参画し情報提供等を行うとともに、農政局ホームページから分かりやすくアクセスできる輸出情報画面の設定や、関係課室において輸出関係情報、諸外国の輸出制度等に関する照会について適宜対応した。

これらの支援に努めた結果、農業関係団体や食品企業、市町村、輸出に関心のある生産者等関係者の貿易実務や現地情報、輸出相手国の制度、知的財産保護対策等への認知度が向上するとともに、展示会への出展者数、商談件数、新規成約件数とも増加した。

#### オ 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組と食育の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農業、

飼料及び水産医薬品の生産資材調査、農産物のカドミウム等の残留有害物質等調査並びに BSE 対策として飼料及び肥料への混入防止措置の遵守状況等調査、弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの発生農場における防疫作業支援等を実施するとともに、生産者等に対して農業等のポジティブリスト制度の導入を周知するための説明会を開催した。

また、消費者の信頼確保のために、「食品の安全確保と HACCP についての意見交換会」や「ユビキタス食の安全・安心システム関東地域セミナー」等を開催し、食品の安全施策等についてリスクコミュニケーションを推進するとともに、ホームページの活用による消費者への情報提供、食の安全施策に関する情報の消費者団体等への提供を行った。

さらに、生鮮食品等の表示調査、有機農産物の表示や認定生産行程管理状況等の調査、食品表示110番及び食品表示ウォッチャー等の情報を活用した事実確認のための調査等を実施し、食品表示の適正化を推進するとともに、食品表示制度の普及啓発のため宇都宮市及び千葉市において地域フォーラムを開催した。

食育については、食育基本法の成立、食育推進基本計画の決定により、国民運動として食育を推進する体制が整った。厚生労働省と農林水産省が共同で策定した「食事バランスガイド」については、説明会、出前講座の開催、イベント等への出展、資料配付等により普及活用を推進した。

「関東地域食育推進ネットワーク」の事務局として、ホームページの活用、メールマガジンの発行等を通じて参加者相互の情報交換や会員の情報発信の支援を行うとともに、実践事例の報告や意見・情報交換会を管内各都県毎に実施した。

また、消費者等を農業生産の現場に案内し、農業の実態等の理解を深めるための交流会を各都県で実施するとともに、地域における食育推進ボランティアの育成・食育活動に対する支援、学校給食における地場農産物の活用促進などを「食の安全・安心確保交付金」の事業で支援した。

さらに、食育推進のため関係機関・団体との連携の下、消費者対象の「くらしの食育塾・関東」の開催、「食を考える月間」でのシンポジウムの開催・特別展示、「食育フォーラム」、セミナー、出前講座等の開催を管内で行った。

#### カ バイオマスの利活用の推進

関東農政局では、関東地域の各省地方支分部局及び試験研究機関、都県からなる「バイオマス・ニッ



ポン総合戦略関東地域連絡協議会」を開催し、各機関におけるバイオマスの取組状況について意見交換を行った。

また、平成17年度バイオマス利活用優良表彰受賞者の取組の紹介と有識者との意見交換を通じ、関東管内におけるより一層のバイオマス利活用の推進に寄与することを目的に、「循環型社会の構築をめざして」と題したシンポジウムを開催した。

#### キ 都市と農山漁村の共生・対流の推進

関東農政局では、地方公共団体等が進める都市と農山漁村の共生・対流の各般の取組に対し、総合的な支援を行うため、関係府省の地方支分局並びに都県と連携し「都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する関東地域連絡協議会（15年7月）」を設置し、支援方策の検討やシンポジウムを開催している。

17年度は、4月に政府レベルで「共生・対流」を推進する関係副大臣からなる「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム（主査：内閣官房副長官）による現地検討会（千葉県鴨川市）」、9月に民間レベルで「共生・対流」を推進するオーライ！ニッポン会議（代表：養老孟司東京大学名誉教授）主催の「オーライ！ニッポンぐんまシンポジウム（群馬県前橋市）」、11月に茨城県主体の「全国グリーン・ツーリズム研究大会 in いばらき（茨城県つくば市ほか）」への支援を行った。

また、18年2月にjp.都市農村交流推進協議会関東支部と共催で「魅力ある田舎暮らしと体験交流を考える」をテーマに『グリーン・ツーリズム関東大会2006』を開催した。

さらに、関東農政局ホームページ「都市と農山漁村の共生・対流」を通じ、管内都県におけるイベント等の紹介や、農山漁村地域において行われる農林漁業体験の情報を提供した。

#### (4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、「関東地域食育推進ネットワーク」、「地域農政に関する市町村長懇談会」、「報道関係者との懇談会」、「報道関係者との現地調査」、「関東の食と農業・農村を語る車座座談会」、「経済団体との意見交換会」等の各種懇談会を開催し、広く意見交換を行った。

また、新たな食料・農業・農村基本計画が策定されたことにより、関東ブロック、管内各都県別単位及び地域段階で説明会を実施した。

さらに、管内各都県で地域情報ネットワークを構築し、生産者、自治体、JA、生協、消費者など地域関係者間の連携を図りながら、その地域における農林水産

情報を迅速に分かりやすく提供できる機能を整備した。

#### (5) 広 報 活 動

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「関東食料・農業・農村情勢報告」、各種統計資料及び「2005関東の食料・農業・農村」を公表し、一般消費者や都県関係者及び報道関係者等に管内の農業・農村を紹介した。

また、広報誌「いぶき」（季刊）を発行し都県、市町村、農業団体等をはじめ、公立図書館、各種モニター、会議参加者などに配布した。並びに、農林漁業現地情報「むらとまちの話題」を毎月発行・配布した。

関東農政局ホームページでは、情報交換のためのネットワークとして、「めぐりテーブル関東」を開設するとともに、月に2回程度メールマガジン又はFAXの形で食料・農業・農村に関する情報を「関東食農 News」として提供している。

また、グリーン・ツーリズム、食育、農業体験をはじめとする各種技術指導など、様々な分野で活躍する人材を「農業・農村人材バンク」として紹介している。

インフォメーションセンター内の「消費者の部屋」では、毎月各部の協力で特色ある展示を行うとともに、各地方農政事務所にも消費者コーナーを設け、広く消費者に情報提供を行っている。

### 3 北 陸 農 政 局

#### (1) 地域経済及び農業経営の概要

##### ア 地域経済

管内の経済情勢をみると、生産活動は、全体としては持ち直しており、企業の17年度の企業収益及び設備投資計画は、前年度を上回る見込みとなっている。

雇用は、引き続き改善しているものの、所得環境は、弱含みとなっている。

個人消費は、一部に弱さがみられるものの、全体としては持ち直しの動きとなっている。

なお、先行きについては、原油価格の高騰、海外経済の動向などに留意する必要がある。

##### イ 個別経営の営農類型別経営統計（水田作経営）

北陸の平成17年水田作経営の農家1戸当たりの農業粗収益は238万円で、前年に比べて9.5%増加した。

これは、水稻の作柄が平年並みとなり価格が低下したものの、気象被害の多かった平成16年産に比べて収量が増加したことから、稲作収入が187万円で、7.3%増加したためである。

このことから、農業所得は73万円となり、前年に



比べて21.3%増加した。

また、農外所得は341万円で、前年に比べて2.2%減少した。更に、年金等の収入も157万円で、10.8%減少した。この結果、これら農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は571万円で、前年に比べて2.3%減少した。

水田作付延べ面積規模別の農業粗収益及び農業所得をみると、経営規模が拡大することに伴ってともに増加し、20ha以上の農業所得は1,802万円となった。

## (2) 農業生産の動向

### ア 水 稲

平成17年産水稻の作付面積（子実用）は、米の生産目標数量の増加によって生産量を確保する取組が行われたこと等から前年産に比べ1,800ha（1%）増加し、21万7,600haとなった。

10a当たり収量は、全もみ数が平年並みを確保し、登熟も出穂期が天候に恵まれ順調であったことから、相次ぐ台風等の影響から作柄が低下した前年産を24kg（5%）上回る534kgとなり、作況指数は100となった。

県別には、新潟県が作況指数100の539kg、富山県が101の537kg、石川県及び福井県はともに101の522kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を6万2,000t（6%）上回る116万3,000tとなった。

品種別には、コシヒカリが92万800tで全収穫量の79.2%を占めた。

### イ 麦

平成17年産六条大麦（子実用）の作付面積は、水稻への転換があったため前年産に比べ830ha（10%）減少し、7,330haとなった。

10a当たり収量は、登熟は順調であったものの、生育初期の湿害の発生に加え、3月の積雪や日照不足の影響などにより全粒数が前年産を下回ったこと等から、前年産を65kg（21%）下回る240kgとなった。

県別には、全粒数が前年並みであった新潟県が前年産を88kg（61%）上回る233kgとなったものの、富山県が前年産を45kg（15%）下回る247kg、石川県が前年産を39kg（14%）下回る231kg、福井県が前年産を105kg（31%）下回る239kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を7,300t（29%）下回る1万7,600tとなった。

### ウ 大 豆

平成17年産大豆（乾燥子実）の作付面積は、水稻への転換により前年産に比べ1,800ha（11%）減少し、

1万4,900haとなった。

10a当たり収量は、生育初期の少雨、梅雨入り後の多雨及び台風第14号等による作柄への影響がみられたものの、秋の長雨等によって大きく作柄が低下した前年産を57kg（70%）上回る139kgとなった。

県別には、各県とも前年産を上回っており、新潟県が前年産を49kg（47%）上回る154kg、富山県が前年産を87kg（161%）上回る141kg、石川県が前年産を16kg（18%）上回る106kg、福井県が前年産を19kg（24%）上回る97kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を7,000t（51%）上回る2万700tとなった。

### エ 畜 産

平成18年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は588戸（前年同月比4.5%減）で、飼養頭数は2万2,600頭（同5.0%減）となった。

肉用牛の飼養戸数は628戸（同3.5%減）で、飼養頭数は2万5,100頭（同3.8%減）となった。

豚の飼養戸数は272戸（前回比（平成16年2月1日現在）7.5%減）で、飼養頭数は28万9,900頭（同4.8%減）となった。

採卵鶏の飼養戸数は141戸で（同10.8%減）で、飼養羽数は962万3千羽（同25.9%増）となった。

## (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

### ア 地方公共団体及び関係団体との施策提案会等の実施

(ア) 「農政相談所」を窓口とした「施策提案会」を実施し（管内各県、市町村、土地改良区等）、地域農政の推進のための意見交換を行った。

(イ) 管内農林・農地部長会議を18年2月に開催し、農政局及び県の政策提案並びに品目横断的経営安定対策の導入に向けた取組について討議を行った。

### イ 地域各層との意見交換の場の設定

(ア) 各分野で活躍されている方々との意見交換会である北陸地域農政懇談会を金沢市（18年3月）で開催し、経営所得安定対策等大綱について討議を行った。

(イ) 管内の農協中央会の代表者との意見交換会を17年12月に開催し、経営所得安定対策等大綱について討議を行った。

(ウ) 管内の農業法人協会の代表者との意見交換会を17年12月に開催し、経営所得安定対策等大綱について意見を聴取した。

(エ) 地域リーダー・有識者との意見交換会を開催し、「旬食品環境研究センター」会長、加賀屋グルー

ブ「あえの風」支配人、「石川県水産総合センター」技術開発部長など、管内の幅広い分野から有識者等を招聘して意見交換を行った。(計3回)

(㌥) 局長・次長出張講座「活き生きトーク」を開催し、農業現場等に出向き農業者等に「最近の食料・農業・農政をめぐる状況」を説明するとともに、意見交換を行った。(計12回)

(㌦) 金沢大学経済学部において、将来、日本経済の一翼を担う大学生を対象として、「食」と「農」に関する意識の醸成を図ることを目的に、農政局長をはじめとする局幹部による特別講義「食料自給率と食料・農業・農村政策」を行った。(計12回)

(㌧) 管内各県において「消費者団体等との意見交換会」を開催し、農林水産行政に対する消費者の意見等について聴取した。(計7回)

#### ウ 米政策改革の推進

(㌦) 局内に「米政策推進委員会」を設置し、局を挙げて統一的に取り組むとともに、取組にあたっては、米政策推進方針及び行動計画を策定し、これに基づき管内での推進活動を実施した。また、経営所得安定対策等大綱（平成17年10月決定）に基づく「北陸農政局経営所得安定対策等推進本部」（平成17年11月）を設置し、品目横断的経営安定対策と米政策を一体的に推進した。

(イ) 局独自の米政策改革の取組内容

a 地域協議会やJA等に対する地域水田農業ビジョンの点検・見直し等アドバイザー活動(1,920件)

b 水田農業のあるべき姿に向けての支援活動として管内JA組合長等との意見交換(74件)

c 米政策に関する相談ダイヤルの受付(3,097件)

d 地域協議会やJA等に対するポジ数量配分や需給調整円滑な実施への支援活動(187件)

e ローラー作戦(17年産)、ローラー作戦Ⅱ(18年産)を展開

(a) 集荷円滑化対策への加入促進(17年産新規796件)

(b) 同対策の実効性確保のための指導(349件)

(c) 稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策の加入促進活動

f 需要に応じた米づくりのための各種情報として、北陸地域における農業状況や米の情報を局独自に収集・掲載した「ライスランド・インフォメーション」を年2回発行

#### エ 地域における食育の推進

「食」について考える習慣を身につけるための学校での授業や教育関係者、消費者の研修会などに職員が講師として出向く「出張講座」を実施した。(計702回)

また、18年1月の「食を考える月間」では、「食」に関する様々な情報の受発信や「食育シンポジウム」、2月には「食事バランスガイド」を活用した健全な食生活の普及に向けたフォーラムを開催する等国民に広く「食」について考えていただくための取組を行った。

#### オ 農政情報受発信の推進

(㌦) 重要政策の情報受発信

新たな食料・農業・農村基本計画、経営所得安定対策等大綱、食料自給率向上などの重要施策をホームページ・メールマガジン・広報誌やイベント・シンポジウム等を通じて県、市町村、報道機関、有識者、消費者団体、農業関係団体等に積極的に情報提供し、意見・要望等を収集した。

(イ) 対面による情報受発信

(㌦)に掲げた重要政策、その他農林水産施策の情報及び関連情報等について、自治体、JA等の農業関係団体、消費者団体、オピニオンリーダー、情報交流モニター等に対して、対面による定期的な情報の受発信を行った。

(ウ) 各種媒体を通じた情報受発信

a ホームページ

北陸農政局ホームページでは、新たな食料・農業・農村基本計画、経営所得安定対策等大綱、食料自給率向上などの農林水産政策情報をはじめとした食料、農業、農村等に関する情報を、的確かつ迅速に提供し、問い合わせについても、組織全体で迅速な対応に努めた。

さらに親しみやすいホームページとするため、トップページのデザイン、ロゴ画像、キッズページの刷新をした。

b メールマガジン

北陸地域の食料・農業・農村に関する情報を配信・提供するため、北陸農政局メールマガジン「あぐりネット北陸」を毎月2回(5日、20日)定期配信したほか、臨時号として、「担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジンを刊行」(17年11月)、「食を考える月間特集号」(18年1月)を配信した。

#### カ 取組を進める上での体制の整備

局内横断的な2つのプロジェクトチーム(PT)を設置し、取組の加速化を図った。

なお、活動成果はPTごとに報告書等に取りまとめ、年度末に公表した。

(7) 食料自給率向上対策 PT

食料自給率の向上に関する各種取組を推進するため、農政局の行動計画を作成するとともに、普及・啓発を図るライスランド北陸キャンペーンを展開した。

(i) 地域資源保全 PT

北陸の多様な地域の特徴や集落営農等営農形態に違いのある集落個々の資源保全活動について、現状や課題を把握するために実施した資源保全実態調査結果より、北陸管内の資源保全活動の調査分析を行うとともに、資源保全について地域の共同活動の枠組みや効果の高い取組などの事例を紹介した。

また、農村地域の資源の重要性や多様な主体の参画によりこれらの資源を保全することの必要性について、学校教育や地域住民・NPO等と連携した参加型広報やシンポジウムなどの意見交換会等の実施などにより広く一般市民に対して理解促進に努めた。

キ バイオマス・ニッポンの実現に向けた取組

北陸農政局では、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の推進のため、北陸所在の国、県関係者が密接に連携することを目的として、17年11月に「北陸地域バイオマス・ニッポン推進連絡協議会」を開催するとともに、北陸地域におけるバイオマスタウン構想の取組の推進に資することを目的として、社団法人日本有機資源協会との共催で北陸バイオマスセミナーを開催した。同セミナーでは、バイオマスタウン構想についての幅広いPRと参加した多くの市町村に対して、新たな構想策定に向けた理解の促進を図った。

また、バイオマスタウン構想を策定している市町村等を中心に、バイオマスの環づくり交付金事業の活用による総合的な支援を実施するとともに、ホームページ等の媒体を活用してのバイオマス利活用技術やバイオマスタウン構想募集の紹介を行うことにより、バイオマス利活用の推進並びに普及・啓発に努めた。

ク 農産物等の輸出促進に向けた取組

17年4月に輸出促進連絡調整会議を開催し、農産物等の輸出を促進するため、輸出をめぐる現状や今後の取組などについて意見を交わし、局内関係各課の連携を図り連絡体制を構築した。

10月25日には、各県の農産物等の輸出促進担当者

を招集し、農林水産物等輸出促進担当者会議を開催、各県における輸出への取組や国への要望など意見交換を行い、農産物等の輸出について連携を図った。

18年2月17日には、新潟統計・情報センター主催によるオピニオンリーダーとの情報交換会において、実際に農産物等の輸出に取り組んでいる者に情報提供及び意見交換を行った。

その他、新潟県の錦鯉輸出や石川県のヌタウナギ輸出の現地調査を行い、関係者から輸出の現状を聴き取りし意見交換を行った。

ケ 「食べよう！作ろう！うまいもん北陸！～ライスランド北陸2005～」キャンペーン

食料自給率向上への取組を一層広めるとともに、より多くの消費者の方々に理解と協力を求めるため、「食べよう！作ろう！うまいもん北陸！～ライスランド北陸～」を標語として、キャンペーン活動を展開した。

キャンペーンの実施にあたり、キャンペーンシンボルマークを公募し、「日本海の美しい夕日と美味しいお米」をイメージしたデザインを採用するとともに、ポスター、のぼり旗、ブルゾン等を作成して、イベントや会合等で周知活動に使用した。

キャンペーンでは、シンポジウムや意見交換会の他、歌やクイズなどを交えたイベント「身近に感じよう！『食』と『農』」の開催や、ケーブルテレビと協力して作成した啓発番組「食料自給率の向上を目指して」の放送等、幅広い取組によりPRを実施した。

(4) 関係機関との連携強化

ア 管内各県等との連携

(7) ほくりく「食」と「農」の消費者ネット

管内4県の消費者団体や消費者行政担当部局と「食」と「農」に関する情報・意見交換等を行う「ほくりく『食』と『農』の消費者ネット」による消費者団体等との意見交換会を開催した。(計7回)

(i) 教育関係者との意見交換会

子供の時から「食」について考える習慣を身に付け、「食」を選ぶ力を身に付けるための食育を推進するため、管内の教育関係者との意見交換会を開催(9月新潟県、10月福井県)した。

(5) 広報活動

ア 報道機関対応

管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区(金沢市)及び新潟地



区（新潟市）において記者懇談会を毎月開催し、一般国民へのタイムリーな情報提供に努めた。

#### イ 報道関係各社論説委員長等との懇談会

当局局長等幹部が農政問題等特定のテーマについて、北陸地域の食料、農業情勢等の報道にあたり主導的な役割を果たしている新聞・テレビ各社の論説委員長等と懇談を行った。（計2回）

#### ウ 食育への対応

定期的に発行している北陸食育通信「はぐくみ」や、食育の啓発誌「食育を進めよう!」、その他広報誌等の各種媒体を通じて、広く食育関連の情報提供を行うとともに、消費者の部屋や各種イベント等を活用して情報提供を行った。

#### エ 広報誌の発行

農政局広報誌「グリーンアングル」（季刊）を、読みやすさ、分かりやすさ、親しみやすさを基本に、農政の理解、浸透を図るとともに、地域の新しい情報などの紹介を行い、関係団体のほか図書館や病院、金融機関等に配布し、効果的な情報提供を行った。（年4回）

また、北陸農業と農村の現状を図表等で紹介した「見える!ほくりくの農業」を発行した。

## 4 東 海 農 政 局

### (1) 地域経済及び農業経営の概要

#### ア 地域経済

平成17年4月以降の管内景気の動向は、回復を続け拡大へと移行している。国内需要は、設備投資が着実な増加を続けているほか、住宅投資も増加を続けており、個人消費も緩やかに回復しつつある。一方、公共投資は予算規模縮小が続き、基調として緩やかに減少している。輸出は、海外経済の成長を背景に自動車関連を中心に増加している。こうした中、生産は自動車関連等の輸出の好調を中心に、鋼板、化学製品、電子部品等も堅調な需要を背景に、生産水準の引き上げや高操業が続き、持ち直しから着実な増加へと移行している。雇用は、高水準の生産等を背景に有効求人倍率も高水準で推移しており、常用労働者数も増加している。雇用者所得も、高水準の生産や企業収益の回復を背景に改善している。

#### イ 農業経営の概要

平成17年の東海3県における販売農家の1戸当たり農業所得は、稲作の作付面積が減少したことや米価格の低下等により、前年に比べ7.4%減少し、112万円となった。

また、1戸当たり平均総所得は、6.5%減少し、593

万円となった。

### (2) 農業生産の動向

#### ア 水 稲

平成17年産水稻の作付面積は、需要に応じた米づくりの推進等により農家の作付意欲が向上したことから、前年産に比べ600ha(1%)増加し、9万600haとなった。

10アール当たり収量は、台風の影響により白穂の発生や倒伏、7月の日照不足によるもみ数の減少などの被害が見られたことから497kgとなり、前年産に比べ6kg(△1%)減少した。

このようなことから収穫量は45万500tとなり、前年産に比べ2,200t(△1%)減少した。

#### イ 小 麦

平成17年産小麦の作付面積は、は種期の降雨の影響で一部作付けが中止されたことなどにより、前年産と比べ700ha(△5%)減少し、1万3,300haとなった。

10アール当たり収量は、一部地域の発芽不良や、2～3月の天候不順の影響もみられたものの、出穂期以降はおおむね天候に恵まれたことから314kgとなり、作柄の悪かった前年産に比べ59kg(23%)増加した。

このように、10アール当たり収量が増加したことから収穫量は4万1,700tとなり、前年産に比べ6,000t(17%)増加した。

#### ウ 大 豆

平成17年産大豆の作付面積は、各地域が大豆生産の振興に積極的であったこともあり、前年産に比べ400ha(4%)増加し、9,370haとなった。

10アール当たり収量は、収穫期の降雪により、岐阜県の一部地域において被害が発生したものの、生育期間中はおおむね天候に恵まれたことから、前年産に比べ53kg(51%)増加し、157kgとなった。

このように、10アール当たり収量の増加及び作付面積が拡大したことから、収穫量は1万4,700tとなり、前年産に比べ5,410t(58%)増加した。

#### エ 飼料作物

平成17年産飼料作物の作付面積は、高齢化や飼育の多頭化に伴う労働力不足等により、6,020ha(前年比△3%)となった。

収穫量は、作付面積の減少により、前年比3%の減少となった。

#### オ 野 菜

東海3県（岐阜県は19品目・愛知県は32品目・三重県は18品目）における平成17年産の主要な野菜の



作付面積は2万5,600haで、前年産並みとなった。

収穫量は84万8,800t、出荷量は71万2,400tで、前年産に比べそれぞれ6万4,400t(8%)、6万6,400t(10%)増加した。

これは、おおむね天候に恵まれたことから、台風、長雨の影響で作柄が悪かった前年産に比べ、秋冬野菜を中心に増加したためである。

品目別に見ると、秋冬もののだいこん、にんじん、はくさい、キャベツ、ブロッコリー等で収穫量、出荷量が1～2割程度増加した。特に冬キャベツは、収穫量が21万9,800t(前年産対比119%)、出荷量が20万5,000t(同121%)となった。

#### カ 果 樹

平成17年果樹の栽培面積は、1万2,100haと前年に比べ1%増加した。

また、17年産主要果樹の収穫量は、開花期の天候におおむね恵まれ、結果数が多かったこと等により、みかんが6万6,000tで前年産に比べ5%、かきが3万8,500tで前年産に比べて18%、日本なしが1万6,900tで前年産に比べ12%それぞれ増加した。

#### キ 畜 産

##### (ア) 乳用牛

平成18年2月1日現在の飼用戸数は、891戸で、前年に比べ52戸(△5.5%)減少した。

一戸当たりの飼養頭数は、64.2頭で、前年に比べ2.5頭(4.1%)増加した。

##### (イ) 肉用牛

平成18年2月1日現在の飼養戸数は、1,560戸で、前年に比べ20戸(△1.3%)減少した。

一戸当たりの飼養頭数は、78.1頭で、前年に比べ2.5頭(3.3%)増加した。

##### (ウ) 豚

平成18年2月1日現在の飼養戸数は、446戸で、前回(平成16年)に比べ48戸(△9.7%)減少した。

一戸当たりの飼養頭数は、1348.7頭で、前回に比べ101.1頭(8.1%)増加した。

##### (エ) 採卵鶏

平成18年2月1日現在の飼養戸数は、500戸で、前回(平成16年)に比べ70戸(△12.3%)減少した。

成鶏めす羽数は、1,706万1千羽で、前回に比べ53万4千羽(3.2%)増加した。

一戸当たり成鶏めす羽数は、3万4,100羽で、前回に比べ5,100羽(17.6%)増加した。

#### ク 花き

平成17年産花きの作付(収穫)面積は、切り花類(主産県である岐阜県、愛知県の2県計)が1,993ha、

鉢ものの類が547ha、花壇用苗ものの類が211haとなった。

これを前年産と比べると、切り花類は前年並みであったが、鉢ものの類及び花壇用苗ものの類は、それぞれ1%増加した。

#### ケ 茶

平成17年産の茶の栽培面積は、栽培農家の高齢化、労力不足等により生産性の低い園地を中心に廃園となるなど、前年産に比べ50ha減少し、5,050haとなった。

生葉収穫量は、前年産に比べ9%増加し、4万4,900tとなった。これは、3月下旬の低温と小雨により生育が抑制されたものの、その後天候に恵まれたことから生育が回復し、芽の伸長が促進されたためである。

### (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

#### ア 「愛・地球博」パートナーシップ事業への取組

2005年日本国際博覧会(略称:愛知万博、愛称:愛・地球博)は、平成17年3月25日から9月25日の間、「自然の叡智」をテーマに開催され、国内はもとより世界各国から約2,200万人の人が訪れた。「愛・地球博」パートナーシップ事業は、愛・地球博のPRに協力するため「愛・地球博」の名称、シンボルマーク、キャラクターなどを使用してイベント等を開催するもので、東海農政局としても地域の食料・農業・農村をPRできる機会として積極的に取組を行った。

万博会場内でのイベントとしては、17年3月と8月の2回、地元人形劇サークルに委託して、人形劇「たけしの夏」～はじめての農村体験～を上演、6月には「水土里フォーラム in 万博」を開催し、講演、パネルディスカッションを行い農村の現状や資源保全について幅広く意見交換を行った。8月には会場を訪れる子供及びその保護者を対象として、「水土里フォーラム2005 おいしい水土里のたべもの」で映像やパネル展示により農業農村の果たす役割を紹介した。

その他、万博会場以外のイベントにも積極的に取り組み、17年度は「東海美の里百選・四谷千枚田」絵画コンクール(17年9月)を開催した。

#### イ 食の安全・安心に向けた取組

東海農政局では、食品安全委員会、厚生労働省と共同して平成17年10月、「食品に関するリスクコミュニケーション～農薬のリスクアナリシスに関する意見交換会～」を開催した。

また、食品安全行政を的確に進め、「食」に対する消費者の信頼を回復するため、消費・安全部及び各

農政事務所において、消費者団体等や生協との懇談会を開催したほか、消費者団体等が開催する懇談会に参加し、意見交換を行った。

その他、食品表示制度に関する説明会を各地で実施し、制度の理解や適正な表示の普及啓発に努めた。17年10月には、岐阜県、東海農政局、(社)農林規格協会の3者の共催により「食品表示地域フォーラム in ぎふ」を開催した。

食品トレーサビリティシステムの導入促進については、17年10月に「ユビキタス食の安全・安心システム普及・啓発東海地域セミナー・展示会」を開催したほか、関係団体等に説明を実施するとともに、システムの導入を行う事業者に対し必要な情報関連機器等の整備について支援を行っている。

#### ウ 「食事バランスガイド」普及・活用の取組

平成17年6月に公表された「食事バランスガイド」を、ホームページ、広報誌、パンフレット、ポスター等の配布により、普及・活用に努め、17年9月には厚生労働省と共催で、「食事バランスガイドブロック説明会」を開催した。マスコミ等の関心も高く、民放のニュース番組（17年11月放送）や、行政、食品流通業者、マスコミなどによる新聞社主催の「食育座談会」（18年1月）において、職員が「食事バランスガイド」を紹介した。18年1月の「食を考える月間」には、「あなたもグッドバランスな食生活を」と題したシンポジウムを開催し、「食事バランスガイド」の普及・活用をよびかけた。また、地域の幅広い食育関係者を集め、食育地域座談会を開催し（1月～3月に9回開催）、「食事バランスガイド」をはじめとした食育の取組等に対して意見交換を行った。

18年3月、東海地域における一層の普及・活用と食文化への理解促進のため、都道府県を越える地域単位で作成したものとしては国内ではじめて、郷土料理等を盛り込んだ「東海食事バランスガイド」を作成した。

内容は、岐阜、愛知、三重、各県の学識経験者及び各県栄養士会に協力をいただき、東海地域の郷土料理等を盛り込んだイラストのほか、郷土料理を組み合わせた1日の食事例、レシピなどを紹介した。5万部印刷し、各県栄養士会、食生活改善協議会をはじめ、スーパーマーケット、消費者団体、大学、図書館、生協等へ配布した。

#### エ バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、平成15年8月、東海の国の出先機関で構成する「東海

地域バイオマス利活用推進協議会」を東海農政局を事務局として設置した。17年9月に本協議会は、社団法人日本有機資源協会との共催により、「東海バイオマスフォーラム」を開催した。このフォーラムは、バイオマス変換技術・施設や利活用システムの事例紹介と、地域の主体的な取組による地域のバイオマス資源を地域でエネルギー、製品へ変換し、循環利用するシステムを構築するための支援の促進を図ることを目的に開催した。

また、17年度においては、管内各県でバイオマスに関する理解醸成のための推進事業や、岐阜県多治見市の生ゴミたい肥化施設とBDF製造施設を合わせた地域モデル整備事業、さらに岐阜県恵那・中津川地区、愛知県南知多地区、三重県伊賀地区において家畜排泄物利活用施設整備事業が行われた。

#### オ 農業を担う経営体の現状及び新規就農の状況

平成17年度の東海の認定農業者数は、前年比5.7%（367経営体）増加して6,803経営体（うち法人532経営体）に達している。それぞれの経営体が農業経営改善計画の目標達成に向けて経営の改善・発展に取り組んでいる。

認定農業者の経営を営農類型別に見ると岐阜県では、飛騨地方のトマト、ほうれんそうなどに代表される「施設野菜単一経営」。愛知県では、古くから施設園芸が盛んな東三河地方を中心とした、「施設花き・花木単一経営」（花き類：電照菊、鉢もの）及び「施設野菜単一経営」（トマト、温室メロン、いちご等）。三重県では、北勢地方のお茶に代表される「その他単一経営」となっている。

16年における東海の新規就農者は291人であり、内訳をみると、青年（新規学卒就農者、39歳以下のUターン就農者及び39歳以下の新規参入就農者）は250人、中高年（40歳以上～65歳以下）は41人となっている。新規就農者数の推移を年度別に見ると12年の390人をピークとして減少傾向で推移している。

また、16年の新規就農者が多いのは、三重県の35人（県全体の43.2%）、Uターン就農者が多いのは、岐阜県の22人（県全体の55.0%）及び愛知県の103人（県全体60.5%）となっており、県によって傾向が異なっている。

#### (4) 関係機関との連携強化

##### ア 経済団体及びマスコミとの連携

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、中部経済同友会、マスコミとの意見交換会、東海地域農政懇談会、管内3県主務部長政策提案会等を開催し、財界、学識経験者、管内各県、マスコ

ミ、消費者、農業者と幅広く意見交換を行った。

#### イ 管内各県及び関係業界との連携

管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携してシンポジウム・イベントを開催し、各種事業の普及及び農業の多面的機能や資源保全等の啓発を図った。

#### (5) 広報活動

管内の農業の動向、農政に関する施策の普及浸透を図るため「東海食料・農業・農村情勢報告」、各種統計資料を公表し、管内の農業・農村を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

#### ア 報道機関等への情報の発信と意見交換

プレスリリースの発信（125回）、記者へのレクチャー（7回）、報道関係者現地調査（平成17年11月25日岐阜県下で実施）、報道関係者懇談会等（18年2月9日「環境保全を重視した農政の展開と東海地域の環境的課題」と題する意見交換会）を実施し、報道関係者に迅速な情報提供を行うとともに意見交換を行った。

#### イ ラジオ番組「くらしと農業」の放送

メディアを使った広報活動では、東海農政局の具体的な取組を中心に紹介するラジオ番組「くらしと農業」を制作し、平成17年9月から12月にかけて、全13回放送し、その内容はホームページにも掲載した。

#### ウ 広報誌の発行

総合広報誌「View～東海の食料・農業・農村～」を年4回1万部発行し、管内各地域の情報ははじめ各種施策の紹介を行い、消費者・農業者、学校など行政機関や農業関係団体に配布した。消費者向けには「10万回の“食卓”―東海の食と農―」を年1回1万部発行し、管内の食に関するトピックス紹介と「食事バランスガイド」の普及を図った。

#### エ ホームページ等による各種情報の発信

平成17年度は、ホームページ上で、食料・農業・農村基本計画、米政策改革、環境政策、食の安全・安心等の政策に関する情報を中心に農業関係者、消費者等に向け広く情報発信を行った。

さらに、新たなページとして「地産地消」「担い手育成確保」「農村地域の資源保全」などを増設し、各種シンポジウム、イベントの紹介、統計発表等を随時行った。17年度のトップページへのアクセス件数は約18万3千件で、前年度に比べ3%の増加となっている。

また、ホームページをより見やすく使いやすいため、ホームページの再構築作業を進め、

18年5月から新たなホームページの運用を開始する。

メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月発信しており、17年度末現在の読者（登録者）は5,838名で、前年度に比べ約2.2倍となり年々増加している。

また、鳥獣害対策メールマガジンは17年9月に発信を開始し、半年余りで2,901名の読者（登録者）を得た。

## 5 近畿農政局

### (1) 地域経済及び農業経営の概要

#### ア 地域経済

平成17年の近畿経済は、穏やかな回復が続いた。主要項目別で見ると、生産活動は、当初全国平均を下回る動きであったが拡大の兆しが見られ、その後引き続き持ち直しが続いている。輸出も、当初伸び率が鈍化していたが、上向きの動きが見られ、後半は堅調に推移しており、一方輸入は、引き続き前年を上回っている。設備投資は、全産業で前年度を上回る計画となっている。個人消費は、大型小売店販売額は前年を下回ったものの総じて持ち直しが続いている。雇用情勢は、穏やかに改善しており、有効求人倍率1倍台が目前のところまで回復している。

#### イ 農家経済

17年の販売農家の経営は、1戸当たり農業粗収益が244万9千円で、主な内訳をみると、作物収入が206万円で84%を占めている。作物収入のうち、稲作収入が最も高く69万4千円、次いで野菜収入が55万4千円となった。農業経営費は174万6千円で、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は70万3千円となった。この農業所得に、農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は490万円となった。

### (2) 農業生産の動向

#### ア 水 稲

17年産水稻の作付面積は11万6,700千haで、前年に比べ700ha（1.0%）増加した。これは、他作物からの転換や、不作付地への作付けによるものである。

作柄は、出穂後おおむね高温・多照に経過したことから、作況指数102で、10a当たり収量516kg、収穫量は60万1,700tとなった。

#### イ 野 菜

17年産野菜（主要14品目）の作付面積は1万6,800haで、前年に比べ400ha（2.3%）減少した。これは、だいこん、キャベツ、たまねぎ等が生産者の労働力



不足等により減少したためである。

収穫量は54万700 t、出荷量は40万2,800 tで、主に作付面積の減少により前年産に比べそれぞれ700 t (0.1%)、900 t (0.2%) 減少した。

#### ウ 果 樹

17年産果樹（主産県）のうち、温州みかんの結果樹面積は8,660haで前年に比べ10ha (0.1%) 増加した。収穫量は21万3,800 tで、前年産に比べ1万5,800 t (8.0%) 増加した。これは、台風の影響により10 a 当たり収量が減少した前年産を上回ったためである。

かきの結果樹面積は4,750haで前年に比べ40ha (0.8%) 減少した。収穫量は9万1,100 tで、前年産に比べ1万2,600 t (16.1%) 増加した。これは、台風の影響により10 a 当たり収量が減少した前年産を上回ったためである。

うめの結果樹面積は5,250haで前年に比べ260ha (5.2%) 増加した。収穫量は7万2,200 tで、前年産に比べ7,600 t (11.8%) 増加した。これは、新植及び改植により結果樹面積が増加したことや、10 a 当たり収量が台風の影響を受けた前年産を上回ったためである。

#### エ 畜 産

18年2月1日現在における、家畜の飼養頭数をみると、乳用牛は4万4,000頭で前年に比べ1,800頭 (3.9%)、肉用牛は9万3,700頭で前年に比べ1,900頭 (2.0%)、それぞれ減少した。これは、飼養者の高齢化により休廃業があったためである。

### (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

#### ア 17年度における重点的な取組

17年度は、16年度に策定された新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策を重点的に取り組んだ。

#### (ア) 食料自給率向上と食育の取組

##### a 「近畿食と農ふれあいフェスティバル」の開催

近畿地域で生産・加工された農産物や食品を紹介し、地産地消を進めることで国民に食料自給率向上の重要性を再認識もらおうと、平成18年1月29日に大阪市において、生産者と消費者の交流イベント「新発見！近畿食と農ふれあいフェスティバル～みんなで考えよう食料自給率～」を開催した。

「地域の特性を活かした食文化・食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費」をテーマに、行政や農業団体、NPO、関係団体等の参加のもと、地場の農産物や加工食品等の試食

や展示・販売、米粉パンや家庭料理による地産地消の推進に関する講演、野菜・果物等のもつ機能性や農村の環境・資源等に関するパンフレットの展示・ビデオ上映等の情報提供を行った。

##### b 「食事バランスガイド」の普及活用

「食事バランスガイド」の普及・活用のため、行政関係者や食品関連事業者、栄養士等を対象に「食事バランスガイド」や「食品事業者向け活用マニュアル」のブロック説明会を開催した。また、会議、シンポジウム及び各種のイベントにおいて普及・活用に努めた。ポスターやリーフレット等を活用したPR活動の他、局オリジナルの普及・活用ツールとして、「食事バランスガイド」のイラストを立体化したクラフト製コマを作製・配布した。

##### c 「食育戦略プロジェクト」の実施

食育基本法に示された施策を様々な関係者の参加・協力を得ながら国民運動として推進することが必要であることから、幅広い世代をターゲットに「食育戦略プロジェクト」を展開した。

具体的には、ふれあい牧場関係者と教育関係者の座談会、遊休農地を活用した農業体験、小学生向け小冊子「みどりのホームラン」の作成、食育活動実践者向けの手引き書の作成、「食育 in 学園祭」の開催等の取組を関係者と連携して実施した。「食育 in 学園祭」については、京都文教短期大学及び同志社女子大学において、教員や次世代を担う学生などと連携して、学園祭の中で「食育」をテーマに多彩な取組を行ない、「自ら食について考える」きっかけづくりを行った。

#### (イ) 食の安全と消費者の信頼確保への取組

##### a 消費者団体等との意見交換会の開催

近畿管内においては、米国産牛肉等のリスク管理措置やかび毒等をテーマに関係3府省主催による計8回のリスクコミュニケーション等が開催された。また、近畿農政局においても鳥インフルエンザに対する正しい知識の普及を目的に平成18年1月、近畿厚生局や民間の関係団体と連携し、『知って安心！鳥インフルエンザを考えるシンポジウム』を京都市内で開催した。さらに、農政事務所等单位で定期的に消費者団体との意見交換会を開催（管内2府4県で計31回開催）し、正確でわかりやすい情報提供等に努めた。

##### b 食品表示の適正化



17年度のモニタリング調査は、一般調査として5,820店舗を調査した他、特別調査として「マグロ」385店舗、「大豆加工品の国産大豆使用」411店舗、「精米及び加工米飯」497店舗、「根菜類」413店舗に対し仕入伝票等による表示根拠の確認やDNA分析等科学的分析を活用した調査を実施した。

上記モニタリング調査において不適正表示の疑義が生じたもの及び「食品表示110番」に消費者等から寄せられた情報のうち、不正表示の疑いがあるものについて事業者への立入検査等を実施した。その結果、産地等の不正表示が判明し、JAS法に基づく指示・公表等を行った事案は10件あった。

一方、JAS法の普及・啓発を目的とした講師派遣を250回実施するとともに、11月には奈良市において近畿地域食品表示フォーラムを開催し約270名が参加した。

#### c 食品トレーサビリティシステムの導入

近年、食品分野のみならず、製造業、家庭、学校、医療等の幅広い分野で注目されている「ユビキタス・コンピューティング技術」を活用した食品トレーサビリティ・システムの取組事例の紹介やシステムの導入に必要な情報関連機器・装置の展示等を通じ、食品トレーサビリティ・システムの導入を促進すること等を目的に、平成17年10月、京都市内において『ユビキタスシステム普及啓発近畿地域セミナー』を開催した。

また、近畿管内では、補助事業等を活用し3地区がトレーサビリティシステムの導入を行い、そのうち京都府内の関係団体では、二次元コードを活用した鶏卵トレーサビリティシステムの導入が図られ、17年11月から運用を開始している。

#### (ウ) 担い手育成・確保の取組

##### a 担い手育成推進室の設置

地域の担い手の認定農業者への誘導や集落営農の組織化・法人化等による担い手の育成・確保の取組活動の強化を図るため、17年7月4日に近畿農政局内に関係各部課室員を構成員とする「担い手育成推進室」を設置し、近畿農政局における推進体制の強化を図った。

##### b 担い手育成・確保に係る要請行動の実施

7月～8月にかけて、管内の麦・大豆の生産地である滋賀県、京都府、兵庫県及び奈良県に

おいて、作付面積の大きい市町村（10ha以上）を対象に、市町村長・JA幹部に対し、近畿農政局幹部による担い手育成・確保の必要性の説明や意見交換を目的とした要請行動を実施（67市町・17JA）した。

##### c 「経営所得安定対策等大綱」説明会の実施

10月27日の「経営所得安定対策等大綱」の決定を受けて、近畿農政局では速やかに、府県、市町村、農業団体等への資料の送付や、各府県農政主務部長等への説明・意見交換を実施した。また、府県ブロックごとに品目横断的経営安定対策を含む3対策の説明会を、11月に近畿農政局管内12会場（合計2,600名が出席）で実施した。

#### イ 農政局の主要課題に係る行動計画

近畿農政局では、14年度から、食料・農業・農村基本法に基づく施策を推進する当局の活動を、「行動計画」と位置づけ、独自に目標を設定し、評価を行っている。

17年度の行動計画は①食料の安定供給の確保、②農業の持続的な発展、③農村振興、④国民参加型農政の推進の4つの柱の下に、9の推進事項を設定し、業務を実施した結果について評価を行った。

#### ウ 地域とのコミュニケーション

近年、食の安全・安心に対する国民の関心が高まっている上、消費者の視点に立った食料の安定供給が農林水産業の発展にもつながることから、14年度から農政局長等が管内各地に赴き、消費者、生産者等様々な分野の方々と、直接意見交換する「タウンミーティング」を実施している。（2回実施（17年度））

また、地域農政の円滑な推進を図るため、地方公共団体、関係団体等からの農業施策全般に関する提案を受ける窓口として、13年から「近畿農政局政策提案推進室」を設置している（提案件数28件（17年度））。

#### (4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、マスコミとの懇談会、関西経済同友会との意見交換会、近畿地域農政懇談会（消費者、生産者、経済界、マスコミ関係者で構成）、管内各府県部長会議、管内各府県生協連協議会等との懇談会を開催し、幅広く意見交換を行った。

また、近畿に所在する様々な国の出先機関が共通の目標（ビジョン）の実現に向けて連携し、時代に対応した活力ある近畿を創出することを目的とする近畿広域戦略会議に参加した。

#### (5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告及び各種統計資料等

を公表したほか、ラジオ番組「近畿農政局だより」の放送、ホームページ（アクセス件数約24.6万件）やメールマガジン「近畿アグリレター」（月1回配信、登録者数6,550人）などのインターネットを通じた情報発信、広報誌「アグリート」（5回、7,300部/回）の発行など、近畿地域の農業・農政を巡る様々な情報を行政機関、農業関係者はもとより一般消費者にも広く提供した。

平成17年度の「消費者の部屋」においては、消費者と農林水産行政との対話、交流を図る場として様々なテーマを取り上げ、局内展示を18回、局外展示を16回実施し、特に17年度は、多くの消費者が訪れる大型スーパーマーケットでの展示を初めて行った。

## 6 中国四国農政局

### (1) 農業経営の概要

#### 農業経営

平成17年の個別経営（販売農家1戸当たり平均）の状況を見ると、農業粗収益は235万円、農業経営費は、174万円で、農業所得は61万円であった。

総所得は478万円であり、総所得の構成をみると、農業所得が13%、農外所得が41%、年金等の収入が46%となっている。

農業地域別の個別経営をみると、農業所得は中国地域は47万円、四国地域は88万円、総所得は中国地域は462万円、四国地域は507万円であった。

総所得のうち農業所得の占める割合は中国地域で10%、四国地域で17%となっている。

### (2) 農業生産の動向

#### ア 水 稻

平成17年産水稻は、作付面積は前年並みで18万900ha、収穫量は前年に比べ7.6%増加し91万7,500tであった。作柄は作況指数100で10a当たり収量は507kgであった。

#### イ 麦

平成17年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）の子実用作付面積は8,610haで、前年に比べ430ha減少した。4麦の収穫量は前年に比べ13.2%減少し、2万5,600tであった。作柄は、小麦は平均収量対比84、二条大麦が96、六条大麦94、裸麦が72で、10a当たり収量は、それぞれ288kg、345kg、196kg、263kgであった。

#### ウ 野 菜（概数値）

指定野菜14品目のうち中国四国地域全県が主産県の平成17年産ほうれんそうの作付面積は前年並みの2,500ha、収穫量は前年に比べ11%増加し、2万8,600

tであった。

ねぎの作付面積は前年に比べ2%減少し2,640ha、収穫量は前年に比べ3%増加し4万2,200tであった。

たまねぎの作付面積は1,640ha、収穫量は5万7,800tで、前年に比べ6%、11%それぞれ減少した。

トマトの作付面積は前年並みの1,170ha、収穫量は前年に比べ5%増加し5万1,300tであった。

#### エ 果 樹

平成17年産みかんの主産県（広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計の結果樹面積は1万4,700ha、収穫量は30万7,100tで、近年の表年であった15年産に比べそれぞれ5%減少した。

日本なしの主産県（鳥取県、広島県、徳島県、香川県）計の結果樹面積は前年に比べ4%減少し1,760ha、収穫量は前年に比べ4%増加し3万9,500tであった。

ぶどうの主産県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県）計の結果樹面積は前年並みで2,260ha、収穫量は2万5,800tで前年に比べ100t増加した。

#### オ 花 き（概数値）

平成17年産の花きの作付（収穫）面積は、切り花類の主産県（岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計が1,720haで前年に比べ3%減少し、球根類の主産県（愛媛県）計が9haで前年並み、鉢ものの類の主産県（島根県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県）計が74haで前年並み、花壇用苗ものの類の主産県（鳥取県、岡山県、広島県）計が99haで前年に比べ3%増加した。

#### カ 畜 産

平成18年2月1日現在の乳用牛は、前年に比べ飼養戸数は5.0%減少し2,110戸、飼養頭数は1.4%減少し9万1,900頭であった。1戸当たり飼養頭数は前年の42.0頭から43.6頭に増加した。

肉用牛は、前年に比べ飼養戸数は5.9%減少し6,560戸、飼養頭数は2.2%減少し21万1,600頭であった。1戸当たり飼養頭数は前年の31.0頭から32.3頭に増加した。

### (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

#### ア 地域との対話等農業施策への理解を深める取組

地方公共団体や各界各層との意見交換等を通じて互いの意思疎通を図りながら、「国民参加型農政」を展開するとともに、情報の収集・蓄積及びその活用により、地域の実態に根ざした施策の円滑な推進を図った。

特に本年度は、平成17年11月に省議決定された経営所得安定対策等大綱に位置付けられた施策の円滑な推進に向け、農政局幹部職員が管内の地域に直接出向き、県、関係機関と連携した地域関係者との担い手育成等に係る意見交換会（計4回）や、大綱に係る意見交換・説明会の開催（計9回）など積極的な周知活動を行い、理解の促進を図った。

#### イ 耕畜連携の推進

耕畜連携の推進は、地域における資源循環型農業の確立や転作田の有効活用等の観点から極めて有効である。このため、稲発酵粗飼料の作付を拡大するため、管内の取組の重点地区として22地域を選定し、モデル事例の育成を推進するとともに、現地調査を行い生産の拡大を図るための耕畜連携推進協議会を3回、飼料自給率向上セミナーを1回開催し、普及拡大に繋げるための優良事例の取組を紹介した。

国産稲わらの利用拡大に向けた取組としては、利用実態調査を実施し、稲わらとたい肥の交換やわら専用品種の生産拡大のための分析・検討会を開催した。

また、たい肥の利用促進と土づくりの推進を図るため、検討会・研修会の開催や支援（7回）を行った。

さらに、中国四国管内は、大部分が中山間地域に立地していることから、耕作放棄地の増加、イノシシ、サル等の獣害防止の対策として、転作田を利用した水田放牧や耕作放棄地放牧の取組を推進している。

このため、耕畜連携に関する研修会等を15回開催し、耕種農家や管外からの多数の参加者により、優良事例の紹介を含め幅広い情報交換が行われた。

#### ウ 食の安全及び消費者の信頼の確保の取り組み

##### (ア) リスクコミュニケーションの円滑な推進

地域の消費者等の関係者と行政との信頼関係の構築のため、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農政局の3者の共催により「食品に関するリスクコミュニケーション～農薬のリスクアナリシスに関する意見交換会～」を開催した（高松市）。

また、リスクコミュニケーションの円滑な推進のための取組として、食品安全等について消費者等が自ら学習し判断する契機を提供する「食の知っ得講座」（農政事務所等の職員が講師となる講座6講座、県の衛生部局と連携して実施する講座1講座）を開設した（199講座実施）。

さらに、消費者団体、生産団体、流通・小売業者等の各代表の参加による懇談会を、農政局、農

政事務所において実施（81回）した。

##### (イ) 食品表示の適正化

食品表示の適正化への取組として、加工食品の原料原産地表示の対象品目拡大など食品表示をめぐる動きやJAS制度について、広く消費者や関係事業者に理解してもらうため、県等関係機関と連携しつつ食品表示地域フォーラム（山口県、香川県）、食品関係事業者向け食品表示セミナー（約210回）、消費者向け説明会・懇談会（約190回）等を実施した。

また、小売店舗や中間流通業者における表示状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回して調査を実施した（約4,000店舗）。特に、消費者の関心が高い品目については、表示の根拠の確認追跡調査や科学的分析手法を用いた「特別調査」として、マグロ（約450件）、大豆加工品（約260件）、精米及び加工米飯（約450件）、根菜類（約340件）の調査を実施するとともに、有機農産物や特別栽培農産物の表示実態調査を実施した。

さらに、管内11か所に設置した「食品表示110番」や「食品表示ウォッチャー」を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けることで、表示監視指導体制の一層の充実を図った。

なお、調査等の結果、表示違反の疑いがある店舗等に対しては立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合にはJAS法に基づく指示等を行った。

一方、関係機関との連携を強化するため、公正取引委員会及び厚生労働省の地方支分部局等の参加を得て「中国四国地域食品表示関係3省等連絡会議」を開催するなど、国の関係行政機関との情報・意見交換を行った。また、管内各県でも農政事務所等が中心となって県等と定期的な連絡会を行うとともに、合同での巡回調査等を実施した。

##### (ウ) 食に関するリスク管理対策の推進

農薬に関する適正使用を推進するため、生産者に対して農産物安全対策業務（596戸）、米麦残留農薬調査業務（198戸）を通じた指導、説明会の開催（2回）、農政局、農政事務所の広報誌・ホームページ等による情報発信を行った。また、消費者に対しては、農薬や食品安全GAPをテーマにした出張講座等の開催（63回）、他機関が主催する会議等での講演（63回）、「農薬と食の安全を考える」をテーマとしたシンポジウムを開催したほか、Webアンケート「農薬に関する安全性について」や農林水産情報交流ネットワーク事業モニターを



対象に食品安全 GAP に関する意向把握を行った。

また、家畜伝染病発生時に消費者の購買行動等に混乱が生じないよう、鳥インフルエンザ発生に備えて啓発用資材(4種類)の作成及び危機管理体制の再確認を実施したほか、農政局ホームページに家畜伝染病(BSE、鳥インフルエンザ等)のコーナーを設置した。

牛トレーサビリティについては、各種イベント等を通じた啓発活動を実施(280回)した。特に10月の強化月間には啓発活動(47回)やパネル展示(75回)にあわせパンフレットの配布を集中的に取り組んだ。

また、牛の個体識別台帳に登録すべきデータのエラー解消に向けた取組としてエラー発生原因の調査・分析を実施するとともに、発生原因に対応した啓発用パンフレットの作成(12,000部)、牛飼養農家への啓発活動を実施した。

さらに、生産段階における定期・臨時検査(5,859件)、流通段階における巡回調査(7,496件)、DNA鑑定用サンプルの買い上げ(2,030点)等を実施するとともに、鑑定結果を踏まえた調査・指導を実施した。

#### エ 食育の推進

地域における食育の推進を図るため、管内の食育実践者・有識者からなる「中国四国地域食育推進協議会」を開催して食育の推進方策等について協議するとともに、以下の取組等を行った。

(ア) 地場農産物を用いた学校給食を通じた食育の推進のため、各農政事務所、地域課に「食育相談アドバイザー」を設置し、パンフレット等による県、市町村、JA、給食センター、学校等の関係機関への普及活動や情報提供活動を行うとともに、「重点推進地区」16箇所において、学校関係者と生産関係者間の橋渡し等の支援活動を実施した。

(イ) 17年10月から農政局で実施している「食の知得講座」に食生活指針を実践につなげるためのツールとして作成された「食事バランスガイド」を普及するための講座を設け、普及・啓発に務めた(62回)。

#### オ 農産物等の輸出の取組を支援

世界的な日本食ブームの広がり、アジア諸国での経済発展に伴う高所得者層の増加等により、高品質かつ安全性に対する信頼が高い我が国農林水産物・食品の輸出拡大の可能性が増大している。管内では二十世紀梨(鳥取県)が代表的な輸出品目となって

いるが、このほか、台湾ではヘルシー元氣米(島根県)が定番商品として着実に輸出量を伸ばしてきている。また、他県においても、県やJAが「輸出協議会」を立ち上げ、台湾への試験輸出を行う等農産物の輸出に向けた機運が一段と高まってきている。

こうした中、農政局では、平成16年度に立ち上げた「中国四国地域農産物等輸出促進連絡会議」を継続的に開催し(平成17年8月)、関係機関の意見交換を通じて輸出に向けた具体的な課題について検討するとともに、中国人留学生を対象にした「農林水産物等輸出促進に関するアンケート」調査の実施、試食会の開催等、輸出促進情報の積極的な発信にも取り組んでいる。

また、生産者等の輸出志向の醸成や、輸出の現状を広く知っていただくため、近年輸出市場として注目されている東アジア地域を対象に相手国の貿易制度、食品等の流通経路、市場動向等を紹介した「農林水産物・食品輸出促進セミナー」(平成17年12月)を(株)電通と共同で開催した。

#### カ 意欲ある担い手の育成・確保

管内では、高齢化・過疎化による担い手不足を背景として、中山間地域を中心に、集落の合意に基づいて農業生産を行う集落営農の取組が行われている。

集落営農の発展に向けた啓発を行うという観点から、「中国四国集落営農・特定農業法人サミット」(8月10日)を岡山市で開催するとともに、統計・情報センター及び農政事務所において、集落営農実態調査や意向調査等を実施(6月21日公表)するとともに、「集落営農の組織化の優良事例集」を活用し、集落営農の推進に取り組んだ。

このほか、「集落営農に関する農家意向のアンケート」ツールを作成(7月1日農政局ホームページにアップ)し、集落営農を検討中の地域等に情報提供するとともに、相談活動を実施し、集落営農の取組を支援した。

法人化の動きでは特定農業法人となっている組織も多く、平成18年3月末現在で162法人(全国345法人(速報値))で、全国の約半分を占め、これら特定農業法人は、効率的かつ安定的な経営体として、地域において重要な役割を果たしている。また、認定農業者数は、16,557経営体(18年3月末現在)となっている。

新規就農者(39歳以下)は433名(速報値)、農村女性による起業数は1,257件となっている。

また、担い手への農地の利用集積等を促進するた



め「担い手への農地利用集積の事例集」を作成し、市町村等へ配布するとともに農政局ホームページにその内容を掲載した。あわせて、担い手への利用集積の実態等を把握するため、市町村に出向き意見交換を行った。さらに、経営所得安定対策等大綱の決定を受け、これまでの局内体制を再整備し、11月7日に「経営所得安定対策等推進本部」を設置し、担い手育成総合支援協議会及び農政局出先機関で組織する支援チームと連携して、各種説明会・情報交換・意見交換等を実施し、19年産から始まる品目横断的経営安定対策の周知徹底と担い手の育成・確保に向けた支援活動を行った。

#### キ 豊かで住み良い農村地域の振興

(イ) 都市と農山漁村の共生・対流を一層推進するため、関係地方支分局との連携により、平成17年10月に岡山市において、「都市と農山漁村の共生・対流の新しい展開について」をテーマに「オーライ！ニッポン都市と農山漁村の共生・対流シンポジウム2005in 中国・四国」（参加人数250名）を開催した。

また、農政局ホームページ「都市と農村の交流」のコーナーに管内の取組事例や関連施設の情報を掲載した。

(ロ) 多面的な役割・機能を有し、地域の貴重な「資源」である農地・農業用水等を、農業者だけでなく一般住民を含めみんなで保全・管理していくことの必要性について理解を深めて頂くことを目的として、平成17年10月に広島市で「水土里フォーラム in 広島」を開催するとともに、消費者の部屋でも、資源保全の必要性を紹介した。

(ハ) 中山間地域活性化に資するため、昨年に引き続き地域再生の優良地区において、学識経験者・地域リーダー等を交えた「元気ある中山間地域現地検討会」（2地区）を開催し、地域活性化のノウハウ等について意見交換を行った。また、平成17年度から継続実施となった中山間地域等直接支払制度（新対策）の普及・推進を図るため、各県各市町村担当者等を対象とした制度説明会（4月）を始め、農業団体及び集落代表者等を対象とした現地説明会（13ヶ所）を実施し、きめ細かい制度説明及び指導を行った。

(ニ) 鳥獣被害防止対策の具体的な取組の推進と幅広い情報の発信により、総合的な被害防除対策を推進するため、「鳥獣害対策推進セミナー」（9月）等を開催するとともに、「中国四国地区鳥獣被害対策連絡会議」（9月）の開催等により鳥獣対策に携わ

る関係機関、関係部局の横断的な連携を図った。

#### (4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行っている。

米粉利用拡大のため、中国四国米粉食品推進協議会ならびに各県の米粉食品普及推進協議会と連携し、米粉料理のレシピ等の作成、パネル展、米粉パン等の実技演習等ワークショップの開催（37ヶ所）、各種イベントでの米粉食品の展示販売及びシンポジウムを開催した。

また、米粉料理レシピの作成、配布、米粉に関する情報をメールマガジン「ココねっと通信」（年10回）を配信した。

バイオマス利活用の普及推進のため、中国四国地域バイオマス関係機関連絡会議（構成：4省11機関）と連携し、メールマガジンを創刊するとともに、「バイオマス利活用シンポジウム」（2月）を開催した。

#### (5) 広報活動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、多様な広報活動を行った。

#### ア インターネットの活用

ホームページ「中国四国農政局あぐりページ」（平成9年7月開設）へのアクセスも年々増加しており、17年度のトップページアクセス件数は約35万8,000件であった。メールマガジン「中国四国農政局あぐりレター」（平成13年5月創刊）の読者数は年々増加しており、17年度3月末の読者数は約6,400人であった。

また、「中国四国地域バイオマスメールマガジン」を創刊し9回発行した（うち5回臨時号）。

#### イ 広報誌

行政機関、関係団体等を主な対象として、農業・農村の動向、各種施策等の情報提供を行う「ライブ農業中国四国」（隔月、各号6,000部）を発行した。

#### ウ ラジオ放送

1月の「食を考える月間」にあわせ、①食事バランスガイド、②食品表示をテーマに1月から2月にかけて管内の民放8社を通じて6回にわたって放送した。

#### エ 報道機関への情報提供

中国四国農政局記者クラブ加盟18社に対し、プレスリリース（185回、記者レク7回）を行った。また、農政局記者クラブ以外の他県の報道機関には、各県

の統計・情報センターを通じて情報提供を行った。

## 7 九州農政局

### (1) 地域経済及び農業経営の概要

#### ア 地域経済

平成17年度の九州経済の動向をみると、生産は、年度前半に一部で弱含む動きがみられたものの、年度後半からは堅調になったことに加え、設備投資も製造業を中心に高水準で推移した。また、個人消費は、雇用・所得環境の改善を背景に、低調ながら持ち直しの動きが続いた。大型小売店販売は伸び悩んでいるものの、住宅や家電販売に明るい動きがみられた。

雇用については、有効求人倍率が企業の業況改善を背景に3年連続の改善となった。輸出は、過去最高を記録した16年に引き続き好調で、九州の生産活動における力強い牽引役となった。

#### イ 農業経営

平成17年の九州の販売農家1戸当たり農業所得は132万円で、主業農家1戸当たりでは408万円となった。

また、農業所得に農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた農家総所得は、販売農家1戸当たりで489万円、主業農家1戸当たりでは505万円となった。

販売農家の農家所得のうちどれだけが農業所得に依存しているかを示す農業依存度は36.0%、主業農家では91.8%となった。

### (2) 農業生産の動向

#### ア 水 稲

平成17年産水稻の作付面積は、前年産に比べ400ha増加し20万2,300ha（前年比100.2%）となった。

作柄は、台風第14号による被害の発生と、高夜温等で登熟が阻害され、乳白米、充実不良等が多く見られたことにより10アール当たり収量474kg、作況指数94となった。

水稻うるちの収穫量を品種別にみると、ヒノヒカリが全体の56%を占めている。

#### イ 麦、大豆

平成17年産麦の作付面積は、3麦（小麦、二条大麦、裸麦）全体で前年に比べ100ha増加し5万5,100ha（前年比100.2%）となった。

作柄は、10a当たり平均収量対比（%）でみると小麦が114、二条大麦が104、裸麦が98となり、小麦、裸麦は前年産の10a当たり収量を上回った。これは、1～3月は低温・寡照に経過したため生育が遅れた

ものの、4月以降高温・多照に経過したことから生育が順調に推移したためである。

また、平成17年産大豆の作付面積は2万2,600ha（前年比94.2%）となった。これは、主に水稻への転換により減少したものである。

#### ウ 野 菜

平成17年産指定野菜（14品目）のうち主産県の作付面積は4万9,100ha（前年比99.1%）となった。これは、ばれいしょ、さといも等を中心に、労働力事情等により作付中止や規模縮小及び他野菜への転換がみられたためである。

また、平成17年産収穫量は164万トン（同100.3%）、同出荷量は141万トン（同100.6%）となった。

#### エ 果樹、花き

平成17年産果樹の栽培面積は、生産者の高齢化、担い手の減少等から、みかん、くり、かき、日本なし等を中心に減少し4万7,300ha（前年比97.9%）となった。

花きの作付（収穫）面積（主産県）は、切り花類が3,180ha（同99.4%）、球根類が111ha（同96.5%）、鉢ものの類が325ha（同100.0%）、花壇用苗ものの類が213ha（同102.4%）となった。

#### オ 畜 産

肉用牛の飼養戸数（平成18年2月1日現在）は3万8,300戸（前年比96.0%）、飼養頭数は101万頭（同99.9%）となった。

乳用牛の飼養戸数（平成18年2月1日現在）は2,880戸（同96.3%）、飼養頭数は14万8,500頭（同98.1%）となった。

一方、豚の飼養戸数（平成18年2月1日現在）は2,340戸（前回比（平成16年2月1日）92.1%）、飼養頭数は308万1,000頭（同102.1%）となった。

各畜種とも、飼養戸数は減少しているものの、1戸当たり飼養頭数は増加している。

#### カ その他

平成17年産かんしょの作付面積は1万8,400ha（前年比105.7%）で、前年産に比べ1,000haの増加がみられた。これにより全国に占める九州の栽培面積割合は45%となり、前年より2ポイント高まった。

また、いぐさは、主産県である熊本県の平成17年産作付面積が1,630ha（同94.8%）となった。これは高齢農家を中心とした作付中止や規模の縮小があったためである。

### (3) 主要な農政課題等をめぐる動き

#### ア 担い手の育成・確保に向けた取り組み

九州農政局では、全国の担い手育成・確保運動を

踏まえ、担い手育成・確保等を加速的に推進するため、17年2月に設立した「九州担い手タスクフォース」が中心となり、品目横断的経営安定対策の推進など地域の実態を踏まえた担い手の育成・確保を図るため、各県・市町村・農協の担当者及び地域リーダー等を対象に第1～第4弾キャラバン活動を行うとともに、「担い手育成推進マニュアル」「集落営農の組織化・法人化事例集」等を作成、配布した。このような取組により、17年12月に長崎県壱岐市に九州初の特定農業団体が設立されるなど管内各地で営農組織の設立が進んでいる。

また、農政局ホームページに「担い手育成・経営安定対策等推進九州メルマガ」を創設し、管内の独自の取組等の情報提供も行っている。

#### イ 米政策改革の推進

九州農政局では、米政策改革を円滑に推進するため、米政策改革の趣旨の徹底、地域水田農業ビジョンの実現や農業者等による自主的主体的な取組等を促進した。

具体的には、生産調整方針を作成している管内の全農協組合長等に新システムの周知活動を行うとともに、県、地域協議会への指導・助言を実施した。

また、18年3月を重点指導実施期間とし、生産調整非参加者の大規模農業者への重点指導を実施した。

さらに、18年産米の生産目標数量の配分に当たっては、農業者団体が主体となり、かつ需要に応じた米づくりの要素を取り入れた配分となるよう、その促進を図った。

#### ウ 農地・水・環境保全の取組み

地下水かん養など農業が持つ多面的機能や農地・水・環境保全向上対策について、多くの方々に考えてもらう機会とするため、平成17年10月21日、熊本市において主婦や学生等の一般市民約200名が参加した「その水 農がつくる 保る」シンポジウムを開催した。

内容は、基調講演に続いて、研究者、水土里ネット、農家、主婦のパネリストによる、農業が持つ多面的機能を維持することについてのパネルディスカッションが行われた。パネリストからは、19年度から講じようとする農地・水・環境保全向上対策の目的や制度内容の紹介と多面的機能の維持・保全には非農家を含めた地域全体での活動が重要である等の意見が出された。

#### エ 食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた取組み

食の安全に対する国民の関心の高まりを踏まえ、

農産物の生産段階でのGAP（適正農業規範）の普及・推進、牛肉及び食品トレーサビリティの促進、食品表示制度の普及・啓発に努めるとともに、ホームページやメールマガジン等を活用して、食の安全・消費者の信頼確保に関する情報を提供した。

#### (ア) リスクコミュニケーション

九州農政局では、リスクコミュニケーションの一環として、魚介類の栄養学的な有益性と有害物質を具体例にあげながら、食品に含まれる栄養素や有害物質について正しく理解し健康の増進に役立てることを目的として、17年11月18日、福岡市において魚食と健康に関する意見交換会を開催した。

これを含め、九州農政局では、内閣府食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の3府省の協力による「食品に関するリスクコミュニケーション」を福岡市、熊本市及び鹿児島市で開催した。

#### (イ) 牛肉トレーサビリティ制度への対応

九州農政局では、牛肉トレーサビリティ制度が円滑・適切に実施されるよう次の取組みを実施した。

##### ○生産段階

九州管内の牛の管理者（生産者等）約4万2千戸（飼養頭数約116万頭）を対象に立入検査を実施し、管理者が行う出生や異動の届出及び耳標装着等について確実かつ適正に行うよう監視・指導を行った。

##### ○流通段階

九州農政局管内にあると畜場(36)、食肉卸業者(886)、食肉小売業者(7,408)、特定料理提供業者(1,604)を対象に立入検査を実施し、個体識別番号の表示状況や帳簿等の記録状況の点検を実施した。

また、と畜場から出荷された枝肉と小売店で販売されている牛肉を調査するため、と畜場と小売店の牛肉からサンプルを採取し、(社)家畜改良事業団においてDNA鑑定による照合調査を行った。

#### (ウ) 農薬の指導

九州農政局は、各県と連携して関係者に対する農薬の適正な販売・使用の指導等を17年度も引き続き行った。その結果、無登録農薬の販売・使用の実態は認められなかった。

また、ポジティブリスト制度の施行に伴い各県農薬担当・防除指導者、地域の普及指導センター担当者及びJA担当者を対象に「農薬適正使用指



導に関する対策会議」(平成18年3月29日)を開催し、制度及び農薬の飛散低減対策等について周知徹底を図るとともに、生産者を対象とした、飛散低減対策マニュアルの配布、研修会の開催、記帳運動等により適切な農薬使用を図るよう、説明・指導を行った。

#### (エ) 食品表示関係

食品の品質表示に対する対応として、九州農政局は、日常的に小売店舗を巡回し生鮮食品を中心に表示調査を行っているが、その他に17年度は次の品目について、原産地等の表示根拠を納品伝票等で確認した。

○米国での BSE 感染牛の発生を受け、16年1月から牛肉等。

○青果物、畜産物(牛肉を除く)及び水産物から毎月4品目。

さらに、社会的ニーズを踏まえ、選定した品目を対象に「特別調査」を実施しており、17年度「マグロ」の表示、「大豆加工品の「国産大豆使用」表示等」、「精米及び加工米飯」、「根菜類の表示」について調査した。

また、有機農産物、特別栽培農産物及び「無農薬」等の表示が付された農産物について、その表示根拠の確認を行った。

#### オ 食育の推進

九州地域の特色を生かした九州地域に相応しい食育のあり方、今後の方向性等について議論するため九州地域食育推進協議会を開催し、協議会における議論を踏まえ、食育、特に体験活動を実施している関係者の活動内容等の情報をデータベース化し情報発信することと、地域版の食事バランスガイドの作成を柱とする「みんなで創ろう食育アイランド九州」の取組みを決定した。18年度においては、これに沿ってホームページ等による情報発信を積極的に行っている。

1月の食を考える月間においては、「親子で食育！一たべものさん、ありがとう」をテーマに、子どもの頃からの食体験の重要性等についてシンポジウムを開催した。

地域における食育の推進を図るため、様々な関係者と連携しつつ、意見交換会や講師派遣(出前講座)等を885件実施し、対象者数は約4万9千人となっている。これらのうち、農政局(農政事務所を含む)が自ら企画・開催した比較的規模の大きい意見交換会は67回で、参加者数は3,827名となっている。

#### カ 有明海再生に向けた取組み

#### (目 的)

農林水産省では、平成16年度から有明海の環境変化の仕組みの更なる解明のための調査・現地実証を実施しており、九州農政局は以下の調査に取り組んでいる。

また、平成17年7月には、有明海の環境変化の要因解明に資する調査及び現地実証について、その手法及び効果的な実施のための意見交換を目的として、関係する漁業者、国、県及び研究機関で構成する「有明海漁場環境改善連絡協議会」を設置し、漁業者の方々と一緒になって有明海全域で調査・現地実証を行っている。

#### (調査の実績)

①底質環境調査、②二枚貝類等生息環境調査、③貧酸素現象調査、④赤潮調査、⑤潮流観測調査、⑥調整池排水拡散調査

#### キ 農林水産物輸出促進に向けた取組み

九州では、各地で農林水産物・食品の輸出の動きが活発化しており、海外市場において、あまおう(いちご)、新高(日本なし)等は高い評価を得ている。

農林水産省では、17年11月に宮崎市で「日本食品・農水産物輸出促進セミナー」を開催し、九州地域の農業・食品産業関係者が、農産物、加工食品を輸出するに当たっての方策等の意見交換を行った。

また、九州農政局では、海外からの旅行者や留学生を活用し、九州における輸出促進に関する課題及び輸出促進方策等についての調査・検討等を目的とした「ビジターの活用等による九州の農林水産物・食品の輸出促進検討調査」を行った。

#### ク バイオマス利活用の推進

バイオマスの利活用推進のため、関係省庁の出先機関・県等で構成する「九州地域バイオマス関係機関連絡会議」を開催し、情報の共有と連携の強化を図るとともに、バイオマスの認知度を高め、理解醸成を図るため、シンポジウム、施設研修会等の開催やパンフレット、ホームページ等による普及・啓発を行った。

また、バイオマス利活用に関心のある各市町村等へタウン構想策定と交付金の活用促進について働きかけを行うとともに、バイオマスタウン構想の実現に向け、バイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組みを支援した。

さらに、九州においてバイオマスタウン構想が公表されている市町村等を対象として、情報交換、交流促進等を図ることを目的に九州バイオマスタウンネットワークを設置した。



#### (4) 関係機関との連携強化

ア 農業者、農業団体、食品加工業者、流通業者、消費者等との双方向の意思疎通を図る「国民参加型農政」を展開していくため、地域の各層の幅広い関係者からの農政全般に対する提案等についての積極的な意見交換の場として地域農業の担い手、地産地消等をテーマとし、「明日の地域を語る会」を各県で開催した。

イ 食品表示に関しては、JAS法のほか、「食品衛生法」等関連する法律があり、またその監視・指導も様々な機関が関与するため、これら関係機関の連携が重要である。

このため、厚生労働省九州厚生局、公正取引委員会事務総局九州事務所、(独)農林水産消費技術センター門司センター及び九州農政局をメンバーとする九州地域食品表示関係四機関連絡会議を17年度は3回開催し、連携を深めた。

また、JAS法に基づく食品品質表示について、消費者に対する情報提供や生産者、事業者に対する指導・監視を的確に実施するため、県、(独)農林水産消費技術センター門司センター及び地方農政事務所をメンバーとする九州ブロック食品品質表示関係機関連絡会議を17年7月に開催した。

#### (5) 広 報 活 動

九州農政局では、管内の食料・農業・農村の動向、農業行政に関する普及浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」、当局及び農政事務所等のホームページ、広報誌「アグリ」、プレスリリース、明日の地域を語る会等あらゆる機会や媒体を通じて、食料・農業・農村に関する迅速、正確かつ分かりやすい情報の提供に努めている。さらに、インターネットを活用し、九州各地で農業及び地域の振興・活性化に取り組んでいる人を対象にE-mail情報(いわゆるメールマガジン)「アグリ・インフォ九州」、「担い手育成・経営対策等推進九州メルマガ」の配信を行っており、18年3月現在の登録会員数は延べ8,642人となっている。

また、消費者との対話・交流を図る場として「九州農政局消費者の部屋」を設置するとともに、各種イベント等において「移動消費者の部屋」を開設し消費者に対する農林水産行政一般、食料、食生活についての消費者相談及び情報提供、啓発を行っている。(移動消費者の部屋は17年度は105回開設)

表 5 平成17年度主要事業の実績整理表

(単位：百万円)

| 事業名                           | 東北     | 関東     | 北陸     | 東海     | 近畿     | 中国四国   | 九州     |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 農産物の安全性確保                     | 53     | 17     |        |        |        |        |        |
| (1) 土壌有害物質リスク管理対策推進事業         | 53     | 17     |        |        |        |        |        |
| トレーサビリティシステムの確立               | 60     | 290    |        | 82     |        |        | 41     |
| (1) ユビキタス食の安全・安心システムモデル地区整備事業 | 60     | 290    |        | 82     |        |        | 41     |
| 農業・食品産業競争力強化支援事業              | 441    | 169    | 714    | 139    | 111    | 2,451  | 423    |
| (1) 広域連携等産地競争力強化支援事業          | 441    | 169    | 714    | 139    | 111    | 2,451  | 423    |
| 農業経営対策                        | 1,608  | 16,829 | 3,599  | 3,235  | 4,965  | 6,700  | 1,519  |
| (1) 農業委員会事業推進                 | 1,608  | 16,829 | 3,599  | 3,235  | 4,965  | 6,700  | 1,519  |
| 経営構造対策等                       |        |        |        |        |        | 163    |        |
| (1) 広域連携アグリビジネスモデル支援事業        |        |        |        |        |        | 163    |        |
| 農地保有合理化促進対策                   | 1,658  | 358    | 439    | 120    | 155    | 251    | 288    |
| (1) 農地保有合理化促進対策事業             | 1,658  | 358    | 439    | 120    | 155    | 251    | 288    |
| 農村振興対策事業                      | 5,020  | 5,154  | 4,210  | 2,427  | 2,287  | 12,555 | 7,397  |
| (1) 農村振興対策事業                  | 2,257  | 3,579  | 1,743  | 1,091  | 522    | 6,246  | 8      |
| ア 基盤整備促進事業                    | 2,257  | 3,579  | 1,302  | 533    | 522    | 5,784  |        |
| イ 遊休農地解消総合対策事業                |        |        |        |        |        |        |        |
| ウ 農村振興支援総合対策事業<br>(情報基盤整備事業)  |        |        | 441    | 558    |        | 462    |        |
| エ 都市農業支援総合対策事業                |        |        |        |        |        |        |        |
| オ 地域農業構造対策事業                  |        |        |        |        |        |        |        |
| (2) 中山間地域等振興対策推進事業            | 2,763  | 1,277  | 2,251  | 731    | 1,765  | 6,016  | 5,104  |
| ア 就業機会確保促進事業                  |        |        | 3      |        |        | 12     |        |
| イ 中山間地域等直接支払交付金               | 2,763  | 1,277  | 2,248  | 731    | 1,765  | 6,004  | 5,104  |
| (3) 山村振興等対策事業                 |        | 298    | 216    | 389    |        | 293    |        |
| ア 新山村振興等農林漁業特別対策事業            |        | 298    | 216    | 389    |        | 293    |        |
| (4) 活動火山周辺地域防災営農対策事業          |        |        |        |        |        |        | 2,285  |
| ア 活動火山周辺地域防災営農対策事業            |        |        |        |        |        |        | 2,285  |
| 海岸事業                          | 993    |        | 430    | 876    | 111    | 1,667  | 2,592  |
| (1) 海岸保全施設整備事業                | 750    |        | 295    | 646    | 111    | 1,397  | 2,485  |
| (2) 海岸環境整備事業                  | 243    |        | 135    | 230    |        | 270    | 102    |
| (3) 公有地造成護岸等整備事業              |        |        |        |        |        |        | 5      |
| 農業生産基盤整備事業                    | 61,264 | 32,326 | 36,814 | 9,634  | 11,402 | 23,904 | 49,621 |
| (1) かんがい排水事業                  | 12,291 | 4,751  | 11,451 | 3,470  | 2,359  | 4,495  | 7,870  |
| (2) 経営体育成基盤整備事業               | 45,447 | 18,922 | 23,032 | 4,184  | 6,799  | 11,221 | 20,232 |
| (3) 諸土地改良事業                   | 1,493  | 138    | 960    | 569    | 825    | 1,760  | 1,293  |
| (4) 畑地帯総合農地整備事業               | 2,033  | 8,515  | 1,371  | 1,411  | 1,418  | 6,428  | 20,226 |
| 農村整備事業                        | 48,733 | 54,561 | 34,495 | 27,253 | 4,850  | 63,709 | 56,501 |
| (1) 農道整備事業                    | 8,259  | 8,060  | 6,052  | 4,516  | 3,855  | 18,399 | 13,753 |
| (2) 農業集落排水事業                  | 24,206 | 25,989 | 12,988 | 12,959 | 7      | 20,892 | 12,564 |
| (3) 農村総合整備事業                  | 1,765  | 2,051  | 1,344  | 1,012  | 81     | 1,712  | 3,620  |
| (4) 農村振興整備事業                  | 4,768  | 7,201  | 4,857  | 4,344  | 901    | 6,856  | 8,894  |
| (5) 中山間総合整備事業                 | 9,735  | 11,260 | 9,254  | 4,422  | 6      | 15,850 | 17,670 |
| 農地等保全管理事業                     | 10,782 | 11,916 | 18,951 | 12,786 | 9,378  | 18,856 | 23,776 |
| (1) 直轄地すべり対策事業                |        |        | 799    |        |        | 1,621  |        |
| (2) 農地防災事業                    | 7,969  | 7,617  | 9,035  | 8,357  | 6,546  | 11,273 | 12,163 |
| (3) 農地保全事業                    | 886    | 1,692  | 2,861  | 75     | 753    | 3,464  | 8,043  |
| (4) 農村環境保全対策事業                | 230    | 2,235  | 3,007  | 3,427  | 857    | 1,020  | 1,762  |
| (5) 土地改良施設管理事業                | 1,697  | 372    | 3,249  | 927    | 1,222  | 1,478  | 1,808  |

(単位：百万円)

| 事業名                     | 東北     | 関東     | 北陸     | 東海     | 近畿     | 中国四国   | 九州     |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業     | 4,496  | 3,618  | 2,816  | 1,008  | 1,978  | 7,587  | 8,006  |
| (1) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 | 4,496  |        | 2,816  | 1,008  | 1,975  | 7,587  | 8,006  |
| 農業施設災害復旧事業              | 2,466  | 1,208  | 15,411 | 2,083  | 21,833 | 22,940 | 17,327 |
| (1) 農業用施設災害復旧事業         | 1,914  | 525    | 10,371 | 1,555  | 12,719 | 15,132 | 9,360  |
| (2) 農地災害復旧事業            | 552    | 677    | 5,040  | 417    | 9,113  | 6,904  | 7,890  |
| (3) 海岸保全施設等災害復旧事業       |        | 6      |        | 111    | 1      | 904    | 77     |
| 農業施設災害関連事業              | 12,211 |        | 7,943  | 9      | 71     | 425    | 3      |
| (1) 農業用施設等災害関連事業        | 12,211 |        | 7,943  | 9      | 71     | 425    | 3      |
| 土地改良事業                  | 44,949 | 26,518 | 26,014 | 12,687 | 18,945 | 26,485 | 33,089 |
| (1) 国営かんがい排水事業          | 37,637 | 19,651 | 19,717 | 8,589  | 10,094 | 6,806  | 32,099 |
| (2) 国営総合農地防災事業          | 4,202  | 6,709  | 6,187  | 3,979  | 4,117  | 13,964 | 395    |
| (3) 国営造成施設管理事業          |        | 146    | 110    | 119    | 1,307  |        | 99     |
| (4) 国営農用地再編整備事業         | 3,110  | 12     |        |        | 3,428  | 5,715  | 496    |

表 6 農林漁業金融

(単位：百万円)

| 資金の種類           | 東 北    | 関 東    | 北 陸    | 東 海    | 近 畿   | 中国四国   | 九 州    |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 1 農林公庫資金        | 28,424 | 51,563 | 11,667 | 26,782 | 9,188 | 20,731 | 19,031 |
| (1) 農業経営基盤強化資金  | 12,739 | 12,624 | 2,236  | 2,419  | 1,817 | 6,315  | 9,382  |
| (2) 経営体育成強化資金   | 406    | 666    | 159    | 144    | 262   | 467    | 442    |
| (3) 農業基盤整備資金    | 2,566  | 3,257  | 2,134  | 453    | 718   | 3,773  | 1,800  |
| (4) 担い手育成農地集積資金 | 3,032  | 1,531  | 1,850  | 208    | 407   | 742    | 1,075  |
| (5) 農業経営維持安定資金  | 662    | 625    | 10     | 0      | 112   | 516    | 903    |
| (6) 中山間地域活性化資金  | 62     | 911    | 304    | 1,870  | 397   | 591    | 875    |
| (7) その他         | 8,956  | 31,948 | 4,975  | 21,688 | 5,474 | 8,327  | 4,555  |
| 2 農業近代化資金       | 3,040  | 8,653  | 4,386  | 2,960  | 1,033 | 3,432  | 19,821 |
| (1) 個人施設        | 2,220  | 7,327  | 991    | 2,764  | 708   | 2,837  | 15,664 |
| (2) 共同利用施設      | 820    | 1,326  | 3,395  | 196    | 325   | 595    | 4,157  |
| 3 農業経営改善促進資金    | 2,223  | 676    | 806    | 2,924  | 172   | 965    | 1,645  |
| 4 天災資金          | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     | 0      | 0      |
| (1) 経営資金        |        |        |        |        |       |        |        |
| (2) 事業資金        |        |        |        |        |       |        |        |
| 5 農業改良資金        | 301    | 353    | 114    | 490    | 186   | 220    | 444    |
| 6 就農支援資金        | 236    | 718    | 101    | 521    | 173   | 246    | 787    |

表 7 各種交付金調

(単位：百万円)

| 交付金の種類        | 東 北   | 関 東   | 北 陸   | 東 海   | 近 畿   | 中国四国  | 九 州    |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 食の安全・安心確保交付金  | 533   | 2,289 | 205   | 113   | 367   | 602   | 1,384  |
| 強い農業づくり交付金    | 6,851 | 8,872 | 1,748 | 6,541 | 3,731 | 8,144 | 16,311 |
| 元気な地域づくり交付金   | 3,837 | 5,291 | 2,938 | 552   | 4,315 | 4,466 | 2,850  |
| バイオマスの環づくり交付金 | 1,867 | 5,874 | 402   | 406   | 548   | 240   | 2,769  |



# 第11章 林 野 庁

## 第1節 森林の整備の推進

### 1 森林整備事業

#### (1) 事業体系の概要

森林・林業基本法における基本理念である森林の有する多面的な機能の発揮と山村振興への配慮、同基本計画において示された、重視すべき機能に応じた森林の区分に対応した森林施業の推進を実現するため、

- ① 森林を重視すべき機能に応じた森林区分（「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」）に対応した森林整備を目的とするもの
- ② 森林整備の担い手である山村地域の定住基盤の整備その他の各森林の区分にわたる森林整備等を目的とするもの

という事業体系により、森林整備を実施している。

また、森林整備及びこれらに必要な路網の整備を一体的に実施するとともに、市町村レベルでの総合的な事業とすることにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な森林整備を推進することとしている。

#### (2) 事業の概要

##### ア 森林環境保全整備事業

森林・林業基本法に基づく「重視すべき機能」に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り森林環境の保全に資する事業である。

##### （ア） 水土保持林整備事業

ダム上流域等の「水土保持林」を対象に、水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進に資する植栽、間伐、育成複層林への移行等を推進するとともに、これに必要な路網を整備する事業である。

##### a 公的森林整備推進事業

森林所有者等による整備が期待できない森林における森林整備法人、地方公共団体による森林整備とこれに必要な路網整備を実施する。

##### b 流域公益保全林整備推進事業

流域における水源かん養機能、又は山地災害

防止機能の維持増進を図るための森林整備とこれに必要な路網整備を実施する。

##### （イ） 共生林整備事業

「森林と人との共生林」を対象に、森林環境教育等の利用のための森林空間やアクセス道等の整備、地域コミュニティやNPO等の参画を得た里山林の整備等を推進する事業である。

##### a 森林空間総合整備事業

不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備とアクセス道の整備を実施する。

##### b 絆の森整備事業

市民参加の下での里山林等の整備、野生生物の生息環境保全に資する森林整備とこれに必要な路網整備を実施する。

##### （ウ） 資源循環林整備事業（流域循環資源林整備事業）

「資源の循環利用林」を対象に、林道・作業道の一体的整備により、機械化を踏まえた高密度の路網整備を推進するとともに、森林組合、森林施業計画作成主体を中心とした効率的な森林整備を推進する事業である。

##### （エ） 機能回復整備事業

森林の基本的な機能の回復を図るため、森林の3区分の全てを対象に、被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等を実施する事業である。

##### a 保全松林緊急保護整備事業

松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換、被害木の伐倒処理等を実施する。

##### b 特定森林造成事業

土壌不良地、耕作放棄地、造林未済地等における森林の造成を実施する。

##### c 被害地等森林整備事業

被害森林における復旧造林及び森林所有者自身による自発的・非計画的な森林整備を実施する。

##### d 森林災害等復旧林道開設事業

松くい虫被害や火災、気象害等による被害森林の復旧のために必要な林道の整備を実施す

る。

e 林道改良統合補助事業

既設林道について、輸送力の向上及び通行の安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会的要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

イ 森林居住環境整備事業

森林整備の土台となる骨格的林道の整備、都市部を含む居住地周辺の森林整備等を実施するとともに、林業就業者の多くが居住する山村地域において、用排水施設等生活基盤の整備を行う事業である。

ウ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

農免林道整備事業（略称）は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から既設林道の舗装を実施している事業である。

(ア) 峰越連絡林道事業

既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峰越し等により連絡し、市場距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るための林道を開設する事業である。

(イ) 林道舗装事業

農山村地域の環境の改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、既設林道を舗装する事業である。

## 2 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成17年度末現在の復旧進捗は、15年災は100%完了、16年災は99%、17年災は85%であって、これに要した国

表1 平成17年度森林整備事業予算

(単位：千円)

| 事 項                    | 事 業 費       | 国 費        |
|------------------------|-------------|------------|
| 森林環境保全整備事業費            | 147,993,075 | 52,420,000 |
| 森林環境保全整備事業調査費          | 125,822     | 125,822    |
| 森林環境保全整備事業費            | 147,867,253 | 51,479,178 |
| 水土保全林整備事業費補助           | 99,819,647  | 34,064,000 |
| 公的森林整備推進事業             | 21,353,434  | 6,624,000  |
| 流域公益保全林整備事業            | 78,466,213  | 27,440,000 |
| 共生林整備事業費補助             | 1,490,505   | 691,178    |
| 森林空間総合整備事業             | 457,029     | 210,000    |
| 絆の森整備事業                | 1,033,476   | 481,178    |
| 資源循環林整備事業費補助           | 38,190,424  | 13,459,000 |
| 流域循環資源林整備事業            | 38,190,424  | 13,459,000 |
| 機能回復整備事業費補助            | 8,366,677   | 3,265,000  |
| 保全松林緊急保護整備事業           | 2,635,592   | 1,296,000  |
| 特定森林造成事業               | 925,413     | 348,000    |
| 被害地等森林整備事業             | 3,681,185   | 1,112,000  |
| 森林災害等復旧林道開設事業          | 80,000      | 40,000     |
| 林道改良統合補助事業             | 1,044,487   | 469,000    |
| 後進地域特例法適用団体補助率差額       |             | 815,000    |
| 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費   | 1,076,200   | 569,000    |
| 峰越連絡林道事業費補助            | 226,000     | 113,000    |
| 林道舗装事業費補助              | 850,200     | 398,000    |
| 後進地域特例法適用団体補助率差額       |             | 58,000     |
| 森林居住環境整備事業費            | 51,615,914  | 28,488,000 |
| フォレスト・コミュニティ総合整備事業     | 40,850,247  | 20,738,000 |
| フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業 | 10,765,667  | 4,573,000  |
| 後進地域特例法適用団体補助率差額       |             | 3,177,000  |
| 合 計                    | 200,685,189 | 81,477,000 |

費は表2のとおりである。

表2 17年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

| 区 分  | 全体国費<br>(改国費) | 17年度国費     | (単位：千円)        |
|------|---------------|------------|----------------|
|      |               |            | 17年度まで<br>国費累計 |
| 15年災 | 9,530,481     | 228,583    | 9,530,481      |
| 16年災 | 37,635,767    | 9,407,490  | 37,206,908     |
| 17年災 | 16,324,496    | 13,949,108 | 13,949,108     |

なお、17年の被害額は244億6,766万円で、その内訳は表3のとおりである。

表3 17年災内訳

| 主 な 災 害 名 | 箇所数   | (単位：千円)    |
|-----------|-------|------------|
|           |       | 被害額        |
| 融 雪 災     | 72    | 443,044    |
| 豪 雨 災     | 749   | 1,582,901  |
| 梅 雨 災     | 1,642 | 3,254,279  |
| 台 風 災     | 6,276 | 16,966,213 |
| 噴 火 災     | 21    | 1,736,273  |
| そ の 他 災 害 | 34    | 484,952    |
| 合 計       | 8,794 | 24,467,662 |

### 3 森林災害復旧事業

激甚災害の指定を受けた被害森林の復旧を行うもので、農林水産大臣が告示する市町村の区域において、被災した森林の公益的機能の回復及び二次災害の防止を目的として、被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引起し及び作業路の開設を行い、人工林の早期かつ確実な復旧を図る事業である。平成17年度の補助実績は4,180百万円となっている。

### 4 間伐対策

多様で健全な森林を育成するため、平成17年度から、地球温暖化防止対策の一環として、年間概ね30万haの間伐等を行う「間伐等推進総合対策（間伐等推進3カ年対策）」に取り組み、

- ① 間伐団地の設定による集团的・効率的な間伐等の推進
- ② 公益的機能の低下が懸念される箇所における間伐遅れの解消
- ③ 間伐率の確保によるより効果的な間伐方法の定着
- ④ 林齢の高い森林の健全性を確保するための長伐期施業への誘導

により間伐の遅れた森林を積極的に進めるほか、

- ⑤ 作業道の整備や高性能林業機械の導入など効率的な間伐等推進のための条件整備

#### ⑥ 間伐材の用途開拓をはじめとする間伐材の利用促進

など、間伐の実施及び間伐材の利用促進を総合的に展開することとしている。

表4 17年度間伐対策（間伐等推進総合対策）予算

| (単位：百万円)   |              |
|------------|--------------|
| 国 費        | 40,483       |
| 間伐等推進3カ年対策 | 森林づくり交付金     |
| 間伐等推進の条件整備 | 4,431の内数     |
| 間伐材等利用促進対策 | 強い林業・木材産業づくり |
|            | 交付金7,809の内数  |

## 5 緑資源機構事業

農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資する。

#### ア 水源林造成事業

緑資源機構が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者となって、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、平成13年度以前の植栽林分に係るものについては、事業費の2/3を出資金、残り1/3を財投借入金等で、平成14年度以降の植栽に係るものについては、全額補助金で実施している。

平成17年度においては、新植面積4,498ha、下刈3万2千ha、除伐8千ha、その他保育事業等を実施し、昭和36年度開始以来平成17年度末までの新植面積累計は約45万haである。また、既植栽地において、複層林103haを整備した。

#### イ 緑資源幹線林道事業

豊富な森林資源に恵まれ、かつ、林野率が極めて高い山村地域において、林業を中心とする総合的な地域開発を推進するため、全国に7地域の大規模林業圏を指定し、林道網の枢要となるべき林道の開設、改良等を行う事業であり、基本的には事業費の2/3を国庫補助金、残り1/3を財投借入金等で実施してい



る。財投借入金の返済財源は関連道県の負担金及び受益者賦課金としている。

平成17年度においては、28路線、延長25kmを実施し、昭和48年度開始以来平成17年度末までに、全体計画32路線、延長2,015kmのうち延長1,288kmの開設・改良を実施した。

#### ウ 特定中山間保全整備事業

水源林造成事業の対象地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地を整備する事業であり、平成17年度においては、1区域において水源林の造成、農林道の開設を行った。

表5 平成17年度独立行政法人緑資源機構予算  
(百万円)

|             |        |
|-------------|--------|
| 水源林造成事業     |        |
| 国 費         | 31,364 |
| 国庫補助金       | 17,179 |
| 政府補給金       | 420    |
| 政府出資金       | 13,765 |
| 財投借入金       | 5,300  |
| 財投機関債       | 3,000  |
| 緑資源幹線林道事業   |        |
| 国庫補助金       | 12,209 |
| 財投借入金       | 1,100  |
| 財投機関債       | 1,700  |
| 特定中山間保全整備事業 |        |
| 国庫補助金       | 234    |

## 第2節 森林資源の充実と森林保全

### 1 森 林 計 画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いには計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、森林の持続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法によって設けられ、以降、数次の改正を経ている。

平成16年には、従来、保安林整備臨時措置法に位置づけられていた特定保安林制度が、森林法に規定されたことに伴い、全国森林計画に特定保安林の指定の基準及び特定保安林の整備に係る内容の追加が行われた。現行の森林計画制度体系は、①政府が森林・林業基本法第11条の規定に基づいてたてる「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、農林水産大臣がたてる、全国の森林について森林整備及び保全の目標等に関する基本的事項を定めた「全国森林計画」、並びに全国森林計画の目標の達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、農林水産大臣がたてる「森林整備保全事業計画」（森林法第4条）、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた森林整備及び保全の基本方針、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を明らかにした「地域森林計画」（森林法第5条）、③森林管理局長が国有林について森林整備の方針を明らかにした「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2）、④市町村がその区域の民有林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」（森林法第10条の5）からなっている。また、森林所有者等が自発的意思に基づき自らが立木竹の使用・収益の権原を有する森林について5年を1期とする森林の施業に関する計画を作成し、市町村の長等の認定を求める「森林施業計画」（森林法第11条）等が措置されている。

#### (1) 全国森林計画

##### ア 全国森林計画の策定

現行の全国森林計画は、平成15年10月21日に策定（閣議決定）、平成16年6月8日に変更（閣議決定）された、平成16年4月1日から平成31年3月31日までをその計画期間とした計画である。

この計画では、水系等の自然条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めた44の広域流域ごとに、森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めている。

##### イ 全国森林計画の概要

###### (ア) 基本的な考え方

- a 適切な保育・間伐の実施、育成複層林施業の計画的な実施、天然生林の的確な保全・管理等森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実と、保安林制度の適切な運用、山地災



害の防止対策等森林保全の確保を基軸とした森林整備及び保全の推進を図る。

b 森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備の推進を図る。

c 森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を地域一体となって積極的に取り組む。

(イ) 計画事項

a 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分することとし、区分ごとの森林整備及び保全の基本方針を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等（表6）を定めている。

表6 森林整備及び保全の目標

| 区 分          | 現 況<br>(H14.3.31) | 計画期末<br>(H31.3.31) |
|--------------|-------------------|--------------------|
| 育成単層林面積(千ha) | 10,344            | 9,816              |
| 育成複層林面積(千ha) | 895               | 2,151              |
| 天然生林面積(千ha)  | 13,882            | 13,154             |
| 森林蓄積(m³/ha)  | 161               | 187                |
| 林道整備率(%)     | 48                | 65                 |

(注) 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の整備目標に対する開設延長の割合である。

b 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業別に施業実施に当たっての技術的指針、重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積（表7、8）を定めている。

表7 伐採立木材積

| (単位：百万m³) |     |     |     |
|-----------|-----|-----|-----|
| 区 分       | 総 数 | 主 伐 | 間 伐 |
| 計 画 量     | 517 | 299 | 218 |

表8 造林面積

| (単位：千ha) |       |       |
|----------|-------|-------|
| 区 分      | 人工造林  | 天然更新  |
| 計 画 量    | 1,113 | 1,490 |

c 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るため、公益的機能の維持増進を図るための施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業基準を明らかにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めている。

d 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項  
森林施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、その開設量（表9）を定めている。

表9 林道開設量

(単位：千km)

| 区 分   | 林道開設量 |
|-------|-------|
| 計 画 量 | 47    |

また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、搬出方法を特定する森林の指定基準を定めている。

e 森林施業の合理化に関する事項

合理的な森林施業の条件整備を図るため、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の促進及び流通・加工体制の整備等について取組の方向を明らかにしている。

f 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の機能の維持増進が図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の指定の基準及び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めている。

g 保安施設に関する事項

森林の公益的機能の発揮を確保するため、保安林の配備、特定保安林の整備及び治山事業を計画的に推進することとし、保安林及び治山事業に関する計画量（表10、11）を定めている。

表10 保安林面積

(単位：千ha)

| 総 数    | 水源かん養のための保安林 | 災害防備のための保安林 | 保健、風致の保存等のための保安林 |
|--------|--------------|-------------|------------------|
| 12,451 | 9,268        | 3,062       | 855              |

(注) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

表11 治山事業施行地区数

(単位：百地区)

| 区 分   | 治山事業施行地区数 |
|-------|-----------|
| 計 画 量 | 314       |

## h 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の設定、整備の方針等を定めている。

## (2) 地域森林計画等

## ア 民有林の森林計画制度

地域森林計画は、都道府県知事が、全国森林計画に即して、森林計画区別（158計画区）にその森林計画区に係る民有林につき、5年ごとに10年を1期としてたてる計画であり、

- ① 機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標
- ② 伐採立木材積、造林面積、林道整備計画、保安林の整備・保安施設事業の計画
- ③ 市町村森林整備計画の規範としての森林施業及びその合理化の方向

等を明らかにするものである。

平成15年には、森林法改正により、地域森林計画の一斉変更を行っている。

## イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流域管理システムの下で民有林と国有林が協調しつつ一体的に推進するため、平成3年の森林法改正により法定化されたものであり、森林管理局長が森林計画区ごとの国有林について5年ごとに樹立する10年計画である。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、原則として民有林の地域森林計画の計画事項と同一となっている。

なお、国有林野の管理経営については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に基づき、農林水産大臣が全国森林計画と調和の図られたものとして管理経営基本計画を策定し、森林管理局長が、同計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和が保たれたものとして地域管理経営計画をたて、これに従って行うものとされている。

## (3) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法改正により、「森林整備計画制度」として創設された。その後、平成3年の森林法改正により、名称を「市町村森林整備計画」として計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告・調停の制度に加え、都道府県知事による

分収育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制도가創設された。さらに、平成10年の森林法改正により、地域森林計画の対象となる民有林の存する全ての市町村が市町村森林整備計画を策定することとされるとともに、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理、伐採計画の変更・遵守命令、施業の勧告の権限が都道府県知事から市町村へ委譲された。

平成13年の森林法改正により、重視すべき公益的機能の別に応じたきめ細かな森林整備を推進するため、従来の「特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項」に替わって「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」が計画事項とされるとともに、伐採届出が伐採及び伐採後の造林の届出に改められた。

市町村森林整備計画においては、

- ① 森林所有者等の行う伐採、造林、間伐及び保育の直接的な規範
- ② 森林施業の共同化の促進、林業従業者の養成・確保、林業機械の導入促進、作業路網等の整備等の森林施業の合理化に関する事項

等を明らかにするものである。

市町村の長は、個別の森林施業がこれに従って実施されるよう、伐採及び伐採後の造林の届出の受理や森林施業計画の認定及び森林施業計画に基づく伐採等の届出の受理を通じて施業の実施状況を把握し、森林所有者等に対する指導を行うほか、施業の勧告や伐採及び伐採後の造林計画の変更・遵守命令、森林施業計画の認定の取消し等を行うことができることとされている。

特に、間伐・保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（要間伐森林）については、権利移転等の協議の勧告等を行うことができることとされている。

また、市町村森林整備計画の達成の観点から、施業の共同化の安定的な実施を確保するため、市町村の長の認可を受けて

- ① 一団の森林の森林所有者等が締結する、森林施業の共同化及びそのために必要な作業路網等の施設の整備に関する協定
- ② NPO法人等と森林所有者等が締結する、森林施業の実施に関する協定

から成る施業実施協定制度が措置されている。

## 2 森林整備地域活動支援交付金制度

林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、間伐等の森林施業が十分に行われていない人工林が発生するなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。

このような状況に対して、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域における活動を支援するための交付金を交付することとしている。

### (1) 森林整備地域活動支援交付金

森林施業計画の作成主体である森林所有者等が、市町村長との間で締結する協定に基づき、施業の実施に不可欠な森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業等の地域活動を行う場合に、保育等の施業が必要となる一定林齢以下の育成林の面積に応じて交付金を交付する。

予算額 72億8,861万5千円

### (2) 森林整備地域活動支援推進交付金

森林整備地域活動支援交付金について、地方公共団体が交付金の交付を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対して交付金を交付する。

予算額 1億1,525万4千円

## 3 民有林治山事業の推進及び保安林制度

### (1) 民有林治山事業の推進

#### ア 森林整備保全事業計画

森林の水土保全機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」等の事業の目標を掲げた森林整備保全事業計画(計画期間平成16～20年度)に基づき計画的に事業を実施している。

治山事業の主な成果目標は、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を、4万8千集落から5万2千集落に増加させることであり、平成17年度の目標の達成率は100%である。

表12 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数

| H17年度実績 | 17年度目標  | 達成率                                       |
|---------|---------|-------------------------------------------|
| 49.6千集落 | 49.6千集落 | $\div 49.6 \text{千集落} \times 100 = 100\%$ |

#### イ 事業実施の概要

17年度の民有林治山事業は、当初で事業費1,782億8,101万円(前年当初比92.4%)国費989億5,600万円(前年当初比93.0%)(表13)補正で事業費560,700万円、国費290,000万円をもって実施した。

表13 平成17年度民有林治山事業予算

(単位：千円)

| 事 項              | 事業費         | 国 費        |
|------------------|-------------|------------|
| 直轄治山事業費          | 8,443,898   | 6,391,000  |
| 直轄地すべり防止事業費      | 6,476,535   | 4,987,000  |
| 治山事業調査費          | 183,000     | 183,000    |
| 治山事業費補助          | 91,462,723  | 44,035,000 |
| 山地治山             | 72,465,898  | 36,122,000 |
| 復旧治山             | 53,291,005  | 26,543,000 |
| 予防治山             | 19,022,035  | 9,504,000  |
| 限界状態設計法等実証       | 152,858     | 75,000     |
| 保安林整備            | 17,303,166  | 7,082,000  |
| 保安林改良            | 8,261,414   | 4,054,000  |
| 保安林買入            | 8,877,519   | 2,973,000  |
| 保安林管理道整備         | 164,233     | 55,000     |
| 保安林管理道整備         | 1,693,659   | 831,000    |
| 水土保全林整備治山事業費補助   | 50,408,731  | 25,530,000 |
| 水土保全治山           | 19,391,826  | 9,804,000  |
| 水源地域整備           | 22,108,803  | 11,010,000 |
| 防災林造成            | 2,207,259   | 1,083,000  |
| 治山等激甚災害対策特別緊急    | 6,700,843   | 3,633,000  |
| 治山激甚災害対策特別緊急     | 4,290,387   | 2,334,000  |
| 火山治山激甚災害対策特別緊急   | 2,150,700   | 1,156,000  |
| 地すべり激甚災害対策特別緊急   | 259,756     | 143,000    |
| 共生保安林整備事業費補助     | 8,862,127   | 4,439,000  |
| 地すべり防止事業費補助      | 12,444,000  | 6,222,000  |
| 地すべり防止           | 12,444,000  | 6,222,000  |
| 後進地域特例法適用団体補助率差額 | —           | 7,169,000  |
| 合 計              | 178,281,014 | 98,956,000 |

#### ウ 事業実施状況

##### (ア) 直轄事業

直轄治山事業は、継続22地区、直轄地すべり防止事業は、継続10地区において実施した。

調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査及び治山事業積算基準等分析調査等を実施した。

##### (イ) 補助事業

###### a 山地治山

荒廃地及び荒廃危険地等の実態を踏まえ、それらの復旧・整備を計画的に実施した。また、工事コストの縮減を図るため、限界状態設計法等を導入した治山施設の設計を実証的にを行い、新たな設計手法の普及を図った。

###### b 保安林整備

保安林整備については、森林所有者による森林整備が期待できない森林であって、過密化し、表土の流出による崩壊等が発生するおそれのある水土保全機能の著しく低下した保安林について、機能回復を図るための本数調整伐、複層林への誘導・造成等の森林整備を重点的に推進した。



## c 保安林管理道整備

治山事業の計画的かつ効率的な実施と保安林の適正な維持管理に資するため、保安林管理道の整備を計画的に実施した。

## d 水土保全治山

次の事業について積極的に実施した。

(a) 地域防災対策総合治山事業は、山腹崩壊対策、土石流対策等を総合的に推進し、山地災害の未然防止を図り、生活環境基盤の整備に資するため、継続130地区、新規20地区について実施した。

(b) 森林土木効率化等技術開発モデル事業は、新技術を活用した低コスト工法等の開発、普及に資するため継続3地区について実施した。

(c) 林地荒廃防止事業については、激甚災害により被災した地域や特殊土壌地帯において、風倒木等に起因する山地災害の未然防止のための対策を実施した。

## e 水源地域整備

次の事業について積極的に推進した。

(a) 水源流域広域保全事業は、ダム上流等の水資源の確保上重要な森林において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的・総合的に実施し、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続122地区、新規15地区について実施した。

(b) 水源流域地域保全事業は、集落の生活用水等の確保上重要な水源地域等において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施し、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、国土の保全、良質な生活用水の確保等に資するため、継続75地区、新規19地区について実施した。

(c) 奥地保安林保全緊急対策事業については、奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止機能の高度発揮に資するため、従来工法や簡易な工法等による治山施設の整備と針広混交林等への再生のための森林整備を一体的に実施した。

## f 防災林造成

防災林造成事業については、なだれ・土砂流出による被害を防止するための森林造成等を実施した。

## g 治山等激甚災害対策特別緊急

治山激甚災害対策特別緊急事業は、16年災に係る中越地区（新潟県）、嶺北地区（福井県）、宮川地区（三重県）、中丹・丹後地区（京都府）、木沢・上那賀地区（徳島県）の新規5地区、15年災に係る水保・芦北地区（熊本県）の継続1地区において、火山治山激甚災害対策特別緊急事業は、12年災に係る島しょ地区（東京都）の継続1地区において、また地すべり激甚災害対策特別緊急事業は、16年災に係る中越地区（新潟県）、木沢・上那賀地区（徳島県）の新規2地区において、早期復旧により民生の安定を図るため、緊急かつ計画的に実施した。

## h 共生保安林整備

次の事業について積極的に実施した。

(a) 共生保安林整備統合補助事業は、市街地等の周辺に存する保安林を対象とした森林による良好な生活環境の保全・創出や、自然環境の優れた地域等における景観、生態系等に配慮した森林の国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮及び都市周辺の山麓部等における防災機能と環境保全機能を併せ持つ森林の整備等を継続57地区、新規6地区について実施した。

(b) 海岸防災林造成は、飛砂害・潮害を防止するための森林造成等を実施した。

(c) 防風林造成は、風害を防止するための森林造成等を実施した。

(d) 環境保全技術開発モデル事業は、自然環境の優れた地域等において、自然環境の保全・改善効果の高い工法等の開発普及を図るため、継続2地区について実施した。

## i 地すべり防止

地すべりによる被害を防止・軽減するため、緊要な箇所の地すべり防止工事を実施した。

## (2) 保安林制度

森林は、木材生産機能だけではなく、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、伐採や開発行為等の規制を通じて、森林を適切に保全・管理し、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備について、平成17年度末現在における保安林面積は、実面積で11,654千haと我が国の森林面



積の46%、国土面積の31%を占めるに至っている。

しかしながら、林業採算性の悪化等により森林施業が十分に実施されないことにより、保安林の指定目的に即して機能していないと認められるものが見られ、特に人工林の齢級構成から間伐を要するものが相当量あることから、保安林における的確な施業を確保し、持続的に保安林の機能を維持していくことが今後においても益々重要となっている。

また、森林の有する多面的機能の発揮を重視した森林の整備及び保全を推進するため、平成13年に保安林の指定施業要件の基準を見直し、個別保安林の指定施業要件の変更を行っているところである。

このような中、17年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

#### ア 保安林の指定

平成16年4月1日を始期とする全国森林計画において保安林の配備に関する基本的事項が定められており、これに従い保安林の指定等を行った。

#### イ 特定保安林の指定

平成17年度は、特に保育・間伐が適切に実施されず過密化した森林等が存することにより機能が低下している保安林約7万5千haの指定を行うとともに、必要な施業が実施され機能の回復が見込まれた特定保安林約4百haについて解除を行った。

表14 保安林の種類別面積（平成18年3月31日現在）

（単位：千ha）

| 森林法<br>第25条<br>第1項 | 所有形態      | 国有林     | 民有林     | 総 数      | 対全保安<br>林 比 率<br>(%) |
|--------------------|-----------|---------|---------|----------|----------------------|
|                    | 保安林種      |         |         |          |                      |
| 1号                 | 水源かん養保安林  | 5,485   | 3,290   | 8,775    | (75.3)               |
| 2号                 | 土砂流出防備保安林 | 1,062   | 1,419   | 2,481    | (20.8)               |
| 3号                 | 土砂崩壊防備保安林 | 19      | 37      | 57       | ( 0.5)               |
| 1～3号保安林小計          |           | 6,567   | 4,746   | 11,313   | (96.6)               |
| 4号                 | 飛砂防備保安林   | 4       | 12      | 16       |                      |
| 5号                 | 防風保安林     | 23      | 34      | 57       |                      |
|                    | 水害防備保安林   | 0       | 1       | 1        |                      |
|                    | 潮害防備保安林   | 5       | 8       | 13       |                      |
|                    | 干害防備保安林   | 48      | 69      | 117      |                      |
|                    | 防雪保安林     | 0       | 0       | 0        |                      |
| 6号                 | 防霧保安林     | 9       | 53      | 62       |                      |
|                    | なだれ防止保安林  | 5       | 14      | 19       |                      |
|                    | 落石防止保安林   | 0       | 2       | 2        |                      |
| 7号                 | 防火保安林     | 0       | 0       | 0        |                      |
| 8号                 | 魚つき保安林    | 8       | 46      | 54       |                      |
| 9号                 | 航行目標保安林   | 1       | 0       | 1        |                      |
| 10号                | 保健保安林     | 355     | 341     | 696      |                      |
| 11号                | 風致保安林     | 13      | 15      | 28       |                      |
| 4号以下保安林小計          |           | 472     | 595     | 1,066    | ( 3.4)               |
| 合 計                |           | 7,038   | 5,340   | 12,379   |                      |
| (実面積)              |           | (6,687) | (4,967) | (11,654) | (100.0)              |
| 国土面積に対する比率         |           | (17.7)  | (13.1)  | (30.8)   |                      |
| 全国森林面積に対する比率       |           | (26.6)  | (19.8)  | (46.4)   |                      |
| 所有別森林面積に対する比率      |           | (85.3)  | (28.7)  | —        |                      |

注1 各保安林種の面積は、他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上したものである。

2 合計欄の（ ）は、重複面積を差し引いた実面積である。

3 表中の比率は、実面積比である。

4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。

5 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

6 国土面積は平成17年10月1日現在、全国森林面積は平成14年3月31日現在のものである。

#### ウ 保安林の管理

民有保安林の管理については、前年度に引き続き、保安林における立木伐採許可申請等の処理、無許可伐採等の違反行為に対する監督処分、保安林標識の設置、保安林台帳の調製を行った。

また、保安林管理の適正を期するため、地番の一部が保安林に指定されているなど、地目が未更生の保安林について、保安林の適正管理に支障を来さないよう地目の更生を実施するとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

#### エ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、平成17年度は、約5.0億円の損失補償金を交付した。

### 4 種 苗 生 産 事 業

健全で優れた森林造成を計画的に推進するためには優良な種苗を計画的かつ安定的に確保することが重要である。

このため、次の事業を実施した。

#### ア 採取源整備運営事業

##### (ア) 普通母樹林等整備運営事業

政令指定樹種に加え、特用樹や有用広葉樹等(特用樹母樹林、有用広葉樹母樹林、広葉樹母樹林、郷土樹種母樹林〔以下、「広葉樹母樹林等」という。〕)の採取源を整備するため、優良林分について種子採取の適正を調査し、広葉樹母樹林等として指定した。

また、普通母樹林及び広葉樹母樹林等の現地巡回、標柱等の設置、種子採取環境の調査(豊凶、採取適期)及び種子採取環境改善(下草刈り、作業道整備等)を実施した。

17年度は162万5千円を助成した。

##### (イ) 優良種穂生産促進事業

造林事業の円滑な推進を図るためには、優良な種穂を安定的に確保することが極めて重要であることから、カメムシの球果加害防止のための採種木の球果への袋掛け、各種病虫害から予防するための薬剤散布、着果結実を促進するためのジベレリン処理、BAP処理及び種穂の採取、整枝・剪定、精選等を実施した。

また、スギ花粉症対策として、花粉の少ないスギ品種等苗木生産のため、種子採取に必要な整枝・剪定(断幹を含む)、人工授粉、貯蔵・系統管理及び穂木の採取を実施した。

優良種子は形質の良好な母樹から採取することが必要であること等から、公営による種子採取事業を継続して実施した。

17年度は3,300万1千円を助成した。

#### イ 苗木生産・流通対策等事業

林業種苗法に定められている林業用種苗の表示・証明制度を適正に実施するため、表示監督・検査及び苗畑調査を実施した。

また、林業用種苗の安定的な供給を確保するため、需給実態調査及び需給調整協議会の開催等を行うとともに、花粉の少ないスギ品種については、その供給拡大を図るため、予約生産による供給可能な県から需要のある県への移出入を実施した。

17年度は660万1千円を助成した。

#### ウ 多様な優良種苗生産体制整備推進事業

種苗生産の省力化を図り、雇用労働力の確保難を緩和するため、苗木生産マニュアルの作成、講習会の開催、苗木生産施設や出荷施設の整備及び抵抗性マツの供給を図る生産施設の整備を行った。

また、優良なマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗木の生産に必要なマツノザイセンチュウの培養・接種技術研修及び広葉樹等コンテナ苗木の生産技術改良の事業を行った。

17年度は454万3千円を助成した。

#### エ 苗木生産広域流通安定対策事業優良な林業用種苗の需給の安定を図るため、広域需給調整、計画生産及び生産調整等の推進のための事業を実施した。

また、広葉樹苗木の優良品を確保するため、優良広葉樹苗木生産者の認定、広葉樹種穂の採取地の踏査、表示票確認検査を行うとともに広葉樹苗木の生産・流通段階における産地等の適正な表示を促進した。

17年度は420万円を助成した。

#### オ 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法に基づき指定した特別母樹林は、伐採の制限を受けており、指定を受けた森林所有者に対し、損失を補償した。

17年度は1,059万9千円を補償した。

### 5 緑化推進対策事業の展開

近年、森林・自然体験活動や奉仕活動への参加意向を有する国民の増加を背景に、森林づくり活動を行うボランティア団体が大幅に増加しており、こうした国民参加による活動を促進し、多面的機能を有する森林の整備・保全を、林業関係者の努力のみならず、社会全体で支えていくという国民意識の一層の醸成に資す

るため、平成13年6月に成立した「森林・林業基本法」第16条において「国は国民等が行う自発的な緑化活動等を促進するための施策を講ずる。」旨新たに規定された。

このため、緑化推進対策事業においては、全国植樹祭・全国育樹祭や緑の募金活動など国土緑化運動の展開等と併せ、森林ボランティア活動など広範な国民による森林づくり活動を一層促進するほか、里山林の保全管理など市民生活に身近な緑化技術の開発と普及、学校林の整備・活用などの森林環境教育等の施策を一体的に実施し、もって国民参加の森林づくりを推進している。

#### ア 国土緑化行事

##### (ア) 全国植樹祭

全国植樹祭は、国土緑化運動の中核をなす行事として昭和25年以来、天皇皇后両陛下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成17年度においては、茨城県潮来市で開催された。

##### (イ) 全国育樹祭

全国育樹祭は、昭和52年以来、皇太子同妃両殿下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手入れ（全国植樹祭において天皇皇后両陛下のお手植え・お手播きにより成長した木の枝打ち等）や参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成17年度においては、兵庫県三田市で開催された。

#### イ 緑の募金

緑の募金は、平成7年に成立した「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、(社)国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が、国民各層に対し募金への協力を呼びかけることにより、森林整備に関する意識醸成を図るとともに、得られた資金により森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成することを目的に、毎年2～5月と9～10月に実施しており、平成17年の募金額は、約24億円となった。

#### ウ 緑と水の森林基金

緑と水の森林基金は、昭和63年に、国民各層からの自発的な募金により200億円の基金を造成し、その運用益により森林資源の整備、利用等に関する調査研究等に対し助成し、もって森林整備の推進に資することを目的に設置されており、毎年予算の範囲内

で事業が行われている。平成17年は、公募事業として100百万円を助成した。

#### エ 国民参加の緑づくり活動推進事業

平成14年3月に「地球温暖化対策推進大綱」が決定され、京都議定書の目標を達成するための対策を推進することが急務となる中、森林・林業分野においては、地球温暖化防止をはじめとした森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくことが重要である。そのためには、林業関係者の努力のみならず、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識を醸成していくことが極めて重要な課題となっている。

このため、身近な森林の整備活動に国民が参加する機会を提供し、また、森林ボランティア活動の定着を図るため、企業の社会貢献活動としての森林づくりをはじめとする森林ボランティア活動への支援等を通じて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林の整備・保全を促進し、もって地球温暖化防止の強力な推進に資することとし、平成17年度において下記の事業に対し135百万円を計上した。

(民間団体向け)

##### (1) 国民参加の緑づくりの普及活動

###### ①全国的な普及啓発活動

全国的な緑化運動の普及啓発を図るため、全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事の開催への支援。

###### ②地域的な普及啓発活動

各地域での緑化運動の普及啓発を図るため、上下流連携による緑化活動の普及啓発。

###### ③国民に身近な森林・樹木の保全・管理技術の開発と普及啓発

巨樹・古木林等の診断・治療・予防等に関する技術開発、「里山林」の状態の評価手法の開発、一般市民向けの緑化技術の普及教材の作成及びインターネット等を通じた身近な緑化技術情報の提供・普及啓発。

##### (2) 森林ボランティア活動の促進

###### ①森林ボランティア活動等の支援

参加者を公募して行われる植樹・育樹等の森林整備・保全活動への支援。

###### ②森林ボランティアネットワークの構築

森林ボランティア活動等に関するデータベースの整備と提供、森林ボランティア活動を中心とした多様な関係者の連携・協力を促進するための地域森林ネットワークの構築の支援。

###### ③森林ボランティアの育成



森林ボランティア団体への助言を行う地域的リーダー養成研修の開催への支援。

#### ④森林づくり社会貢献活動推進事業

企業等の行う森林整備が円滑かつ広く展開されるよう、企業の社会貢献ニーズ調査、企業への森林に関する情報及び社会貢献度評価の提供及び森林づくり活動企画の作成等の支援。

#### オ 学校林整備・活用推進事業

青少年の森林体験活動を行う上で身近で絶好の場である学校林の整備・活用を通じて、青少年の森林体験活動の場と機会を確保・内容の充実を図るため、平成17年度は下記の事業に対し47百万円を助成した。(民間団体向け)

- (1) 学校林活動や学校林の木材利用を促進するためのモデル学校林の設定
  - ①モデル学校林の設定に係る委員会の開催
  - ②モデル学校林の整備・木材利用計画の策定及びその実施
  - ③地域関係者を一同に会して行うモデル学校林での体験活動及び研修会の実施
- (2) 学校林における森林ボランティアによる森林保全管理活動の推進

## 6 森 林 保 全

### (1) 森林病虫害等防除事業

森林病虫害等防除事業は、「森林病虫害等防除法」(昭和25年法律第53号、以下「防除法」という。)等に基づき、各種の防除措置を実施している。

特に、松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の時限法として制定し被害の終息に努めた。しかし異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長するとともに、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」(以下「特措法」という。)とする等の法改正を行った。

その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様がみられるようになったため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進が図られ、被害量はピーク時の半以下にまで減少したが、なお、毎年100万㎡に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長し、以来「特措法」等に基づき、「保全する松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期することとし、その周辺松林については、樹種転換を促進するなど総合的

な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息までには至っておらず、今後とも、重要な松林を適切に維持していくため、将来にわたって予想される被害の状況の変動に応じて、必要な防除措置をいつでも発動できるようにしておく必要があることから、「特措法」の期限切れに当たり、「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を平成9年に行い、同法に基づき松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施しているところである。

また、シカ・クマ等の野生鳥獣による森林被害に対処するため、環境省等関係省庁と連携し、野生鳥獣の生息環境にも配慮しつつ、森林被害防止のための施設の設定を行うなどの総合対策を進めている。

#### ア 17年度の予算の概要

17年度の松林保全対策に係る予算は、38億3,954万8千円(対前年度比94%)、うち森林病虫害等防除事業(松くい虫対策分)は、23億8,663万1千円(対前年度比101%)である。また、松くい虫以外の森林病虫害等対策に係る予算のうち森林病虫害等防除事業(その他森林病虫害等分)は、1億1,691万7千円(対前年度比76%)である(表15)。

#### イ 17年度の事業概要

##### (ア) 松林保全総合対策

##### a 保全すべき松林における的確な防除と健全化整備の推進

保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を適切に組み合わせた総合的な防除を実施したほか、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

また、トキの野生復帰に向けて、営巣木やねぐら木となる松林の保全対策を実施した。

##### b 周辺松林における樹種転換の計画的な推進

保全すべき松林の周辺において、松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を実施した。

##### c 地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて防除活動の推進を担う人材の育成、防除器具の貸付、被害・技術情報の管理・提供等の専門的支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。



## d 森林被害防止技術の開発・普及の推進

マツノザイセンチュウに対する抵抗性のより強いマツの採種園の改良を実施するとともに、マツに弱毒性のマツノザイセンチュウを事前に接種することで、松くい虫被害への抵抗性が誘導される技術の林地における実用化に向けた調査等の防除手法の開発のための調査等を行った。

## (イ) その他森林病虫害等被害対策

スギカミキリ、スギノアカネトラカミキリ等、松くい虫以外の森林病虫害による被害のまん延を防止するため、所有者の防除意識の高揚や被害木の駆除等を実施した。また、近年被害が拡大傾向にあるカシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によるナラ類の集団枯損被害対策として、徹底した被害木の駆除を実施するとともに、新たな予防手法の技術の実用化を図る実証事業を実施した。

シカ・クマ等の野生動物による森林被害の防除事業並びに野生鳥獣の生息環境にも配慮した多様な森林整備等を実施した。

表15 17年度予算内訳

|                    | (千円)      |
|--------------------|-----------|
| 国 費                |           |
| 松林保全総合対策           | 3,839,548 |
| ＜非公共＞              |           |
| 森林病虫害等防除事業         |           |
| （松くい虫対策分）          | 2,386,631 |
| 多様な優良種苗生産体制整備推進事業  | 4,543     |
|                    | の内数       |
| ＜公共＞               |           |
| 保全松林緊急保護整備事業       | 1,296,000 |
| 森林災害等復旧林道開設事業      | 40,000    |
| その他森林病虫害等対策        |           |
| ＜非公共＞              |           |
| 森林病虫害等防除事業         |           |
| （その他森林病虫害等分）       | 116,917   |
| ＜公共＞               |           |
| 野生鳥獣による森林被害の軽減に資する | 11,902    |
| ための森林整備手法に関する調査    | の内数       |

## (2) 森林環境保全対策事業

森林の有する多面的な機能を十全に発揮していくためには、適切な森林の管理水準の維持・確保を図り、廃棄物不法投棄等による林地・林内施設の汚染・損傷、山地災害及び林野火災等各種の森林被害について、未然防止や早期発見により、被害を最小限に止めることが重要である。

しかしながら、山村の過疎化、不在村森林所有者の増大等、森林・林業を取り巻く情勢の厳しさから、適

切な森林の管理が困難になっていることに加え、森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大により林地・林内施設の汚染や山火事の発生の危険性が増大している。

このため、森林保全管理活動及び林野火災予防活動について、都道府県、市町村、森林所有者等の連携により地域関係者が一体となって効果的な展開を図ることが重要であり、森林保全管理体制の整備及び林野火災予防対策等を地域の実情に応じて総合的に実施するため、平成17年度においては、予算額4,431百万円（森林づくり交付金の内数）を助成した。

## ア 林野火災予防対策

林野火災の発生状況について平成12～16年の年平均でみると出火件数2,711件、焼損面積1,631ha、損害額8億7千5百万円となっている。

また、林野火災の出火原因についてみると、平成12～16年の年平均によれば、たき火によるものが全体の25.9%を占め最も多く、次いでたばこ14.3%、放火（疑い含む）13.0%の順となっており、原因のほとんどは人為によるものである。

このため林野火災の予防及び効率的な初期消火を図る観点から、林野火災予防体制の強化、特定危険日に対応した予防活動の強化、山火事対策シンポジウムの開催、林野火災予防情報システムの整備に加え、林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化を行うとともに、林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火管理道等を整備した。

## イ 森林保全管理体制

森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大に伴って、廃棄物の不法投棄等による林地・林内施設の汚染や林野火災の発生等による森林被害を防止するため、平成17年度は、森林保全推進員の養成、森林保全巡視指導員による巡視指導等を実施した。

## (3) 林地開発許可制度

## ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の

制度の運用の改善が求められ、平成2年度には開発区域に残すべき森林等の割合等の開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成3年4月の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

(ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

- a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- b 水害を発生させるおそれがあること。
- c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。
- d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

(ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課すことになっている。

表16 林地開発許可制度の運用状況（平成18年3月31日現在）

| 区分<br>年度<br>開発行為の目的 | 件 数 (件)     |         |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 計      |
|---------------------|-------------|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
|                     | 昭和<br>49～63 | 平成<br>元 | 2     | 3   | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | 10  | 11  | 12  | 13  | 14  | 15  | 16  | 17  |        |
| 工事・事業場用地の造成         | 1,444       | 133     | 141   | 139 | 136 | 126 | 104 | 102 | 118 | 107 | 112 | 67  | 41  | 69  | 59  | 68  | 65  | 86  | 3,117  |
| 住宅用地の造成             | 1,277       | 49      | 73    | 67  | 85  | 71  | 68  | 68  | 59  | 68  | 48  | 55  | 27  | 22  | 17  | 9   | 11  | 15  | 2,089  |
| 別荘地の造成              | 177         | 17      | 26    | 14  | 12  | 6   | 6   | 3   | 6   | 5   | 1   | 2   | 3   | 1   | 2   | 0   | 0   | 0   | 281    |
| ゴルフ場の設置             | 882         | 146     | 130   | 142 | 165 | 93  | 73  | 47  | 30  | 14  | 13  | 7   | 5   | 1   | 5   | 3   | 1   | 3   | 1,760  |
| レジャー施設の設置           | 577         | 83      | 100   | 66  | 60  | 49  | 51  | 41  | 28  | 20  | 27  | 10  | 8   | 17  | 9   | 7   | 9   | 5   | 1,167  |
| 農用地の造成              | 9,752       | 209     | 161   | 137 | 106 | 91  | 86  | 92  | 54  | 54  | 63  | 61  | 53  | 47  | 45  | 56  | 49  | 48  | 11,164 |
| 土石の採掘               | 6,623       | 311     | 281   | 244 | 248 | 262 | 248 | 212 | 216 | 254 | 207 | 227 | 174 | 174 | 160 | 135 | 127 | 115 | 10,218 |
| 道路の新設又は改築           | 80          | 3       | 6     | 8   | 0   | 2   | 6   | 4   | 2   | 2   | 0   | 2   | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 34  | 156    |
| その他                 | 2,572       | 162     | 139   | 107 | 99  | 111 | 84  | 69  | 65  | 49  | 70  | 50  | 32  | 48  | 54  | 31  | 28  | 33  | 3,803  |
| 計                   | 23,384      | 1,113   | 1,057 | 924 | 911 | 811 | 726 | 638 | 578 | 573 | 541 | 481 | 345 | 381 | 352 | 310 | 291 | 339 | 33,758 |

| 区分<br>年度<br>開発行為の目的 | 面 積 (ha)    |         |        |        |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 計       |
|---------------------|-------------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
|                     | 昭和<br>49～63 | 平成<br>元 | 2      | 3      | 4      | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10    | 11    | 12    | 13    | 14    | 15    | 16    | 17    |         |
| 工事・事業場用地の造成         | 6,688       | 802     | 836    | 897    | 821    | 781   | 562   | 575   | 556   | 760   | 464   | 343   | 184   | 297   | 315   | 238   | 135   | 443   | 15,687  |
| 住宅用地の造成             | 12,810      | 392     | 600    | 401    | 788    | 663   | 823   | 564   | 641   | 636   | 505   | 715   | 187   | 95    | 3     | 34    | 116   | 72    | 20,045  |
| 別荘地の造成              | 1,122       | 86      | 101    | 85     | 100    | 24    | 14    | 13    | 89    | 47    | 3     | 21    | 58    | 9     | 6     | 0     | 0     | -2    | 1,776   |
| ゴルフ場の設置             | 37,112      | 7,386   | 5,755  | 6,756  | 8,388  | 4,760 | 3,274 | 2,091 | 1,530 | 296   | 615   | 142   | 186   | 30    | -3    | 14    | -1    | 8     | 78,339  |
| レジャー施設の設置           | 3,342       | 637     | 596    | 733    | 341    | 588   | 259   | 121   | 185   | 53    | 125   | 52    | 18    | 56    | 33    | 4     | 36    | 32    | 7,211   |
| 農用地の造成              | 39,511      | 795     | 639    | 427    | 386    | 351   | 347   | 328   | 203   | 196   | 288   | 254   | 173   | 140   | 180   | 189   | 168   | 194   | 44,769  |
| 土石の採掘               | 23,846      | 1,730   | 1,593  | 1,604  | 1,578  | 1,950 | 1,774 | 1,503 | 1,695 | 1,927 | 1,808 | 1,840 | 1,441 | 1,329 | 1,349 | 1,064 | 1,003 | 892   | 49,926  |
| 道路の新設又は改築           | 263         | 12      | 23     | 22     | 4      | 3     | 20    | 10    | 9     | 6     | 0     | 8     | 6     | 4     | 2     | 3     | 10    | 1,239 | 1,644   |
| その他                 | 8,922       | 592     | 556    | 531    | 410    | 490   | 413   | 393   | 255   | 204   | 314   | 192   | 151   | 209   | 226   | 182   | 172   | 87    | 14,299  |
| 計                   | 133,616     | 12,432  | 10,699 | 11,456 | 12,816 | 9,610 | 7,486 | 5,598 | 5,163 | 4,125 | 4,122 | 3,567 | 2,404 | 2,170 | 2,111 | 1,728 | 1,629 | 2,965 | 233,697 |

- (注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域内に存置する森林を含まない。  
 2 件数は、新規許可処分に係るものであり、面積は、新規許可処分面積と変更許可処分に係る増減面積を加えたものである。  
 3 「その他」の項には、産業廃棄物処理場、残土処理場、福祉施設、墓地等が含まれる。

## イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和60年度以降増加傾向を示したが、平成5年度からは大幅な減少に転じている。

また、開発行為の目的別面積は、農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも5年度以降は大幅に減少している。

平成17年度は、道路公団等の民営化に伴い、高速道路株式会社が行う高速道路等の建設に係る林地開発について従来の連絡調整に代えて新たに許可制の対象となったことから、「道路の新設又は改築」の件数、面積が大幅に増加した(表16)。

## 7 林業・山村の活性化

### (1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センター」及び「協議会」の設置、「流域林業活性化実施計画」の策定等の推進体制整備を行うとともに、個々の流域の取組を強化するため、流域内の事業量等に関する情報の収集・提供、上下流連携による森林整備を促進するための普及・啓発、木材を安定的に供給するためのあっせん等を行う事業を実施した。

### (2) 森林資源の活用等による魅力ある山村づくり

林業就業者の多くが居住する山村地域は、林業生産活動や日常的な森林の見回り等の管理活動を通じて、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たすことが期待されており、その活性化を図る必要がある。

このため、異業種連携等によるツーリズム、特産物の開発など新たなビジネス(森業・山業)の創出に向けた事業の試験運用・製品の試作等実証の事業運営を推進するとともに、特産林産物の新たな需要の開拓などによる山村地域の再生、活性化を図るため、生産基盤の高度化や作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備を推進した。

また、林業従事者等の山村への定住促進に必要な、用排水施設、コミュニティ施設、防災安全施設等の生活環境を整備した。

### (3) 森林の多様な利用の推進

森林の多面的機能の発揮に対する国民の関心や期待

の高まりを背景に、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化している。

このため、森林環境教育や健康づくりの場としての森林利用など、森林の多様な利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出を図ることが重要である。

## ア 森林環境教育の推進

森林環境教育は、「地球温暖化防止」など森林の多面的機能や森林の整備と木材資源の循環的利用の必要性等に対する理解を深めるものであり、森林吸収源対策の推進に必要不可欠である。

また、子どもたちの「生きる力」を育む観点から、森林・林業分野においてもこれまで以上に様々な体験の機会を提供していくことが重要であり、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」においては、体験活動の場として、森林が明記されている。

このため、子どもたちの体験学習の場や生涯学習の場など教育的利用に供する森林・施設の整備を助成する事業を実施するとともに、文部科学省が進める「新子どもプラン」と連携し、「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を実施した。

これに関連して、指導者の養成に資するセミナーの開催や、森林・林業関係者、教育関係団体、NPO等が連携して行う親子や子どもたちの森林整備活動等を支援するとともに、自主的な活動や交流活動の推進を図る「緑の少年団全国大会」の開催を支援した。

また、森林の保健・文化・教育的利用を通じて国民福祉の向上と山村地域の活性化に資するとともに、地球温暖化防止対策における森林整備と資源の循環利用の意義や森林・林業・山村の果たす役割への理解を深めるため、森林環境教育について、森林環境教育実践者が一堂に会し成果を発表し、今後の課題について討議と情報交換を行うことを目的とした全国シンポジウムの開催、インターネットのホームページ上に開設した「森林環境教育ネットワーク」を通じて森林環境教育実践者の情報交換・相互交流や地域における連携・協力に向けた取組を行った。

## イ 里山林の保全・利用の推進

里山林は、四季を彩る景観の美しさを感じることができるなど、人々の生活に最も身近な森林であり、森林と人との豊かな関係を回復し、創出する場として期待が高まっている。



このため、身近な里山林や都市近郊林を保健・文化・教育的な利用と一体的に行う森林整備等の住民参加型の取組を支援し、継続的に利用され維持管理されていく状態の回復・創出を図る取組を行った。また、森林所有者、地域住民等の連携・協力の下での利用活動と保全活動を一体的に推進できる条件を整備するため、里山林利用協定等の締結の促進、新たな保全・利用活動の立ち上げに対する支援や人材育成等を実施し、自立的な活動を通じた里山林等の保全・利用を推進した。

さらに、市民参加の協定の締結、都市が山村で行う「ふるさと共生の森」の設定等森林と人との共生林の整備に向けた条件整備や市民参加によって森林整備と資源循環利用を総合的に進めるなどの取組についても推進した。

#### ウ 健康づくりの場等としての森林利用の推進

近年、急速な高齢化の進展、国民の健康に対する関心の高まり等に伴って、森林の有する保健休養機能に対するニーズが高まっており、健康づくりのための森林空間の利用が期待されている。

このため、森林を活用した健康増進の取組を推進するため、里山林等を活用した健康づくりのための体制整備、「健康と癒しの森」利用活動への支援を実施した。

## 第3節 森林づくり交付金

### 1 交付金の趣旨

国土保全や水源かん養など森林の多面的機能の持続的な発揮のためには、森林の整備・保全を推進することが重要であり、特に地球温暖化防止対策の観点からは、より積極的な施策の展開が喫緊の課題となっている。

このため、森林の整備・保全のための条件整備や、山村地域の活性化、森林資源の保護等への支援を、地域の力を最大限に引き出しつつ総合的に実施し、森林の多面的機能の発揮と森林を支える山村の再生を図る。

予算額 4,431,000千円

### 2 交付金の対象メニュー

<ソフト>

(森林整備の推進)

#### (1) 分収林整備の高度化

森林所有者自らの整備が困難となっている森林につ

いて、所有者に対し分収方式による森林整備の働きかけを行うとともに、分収林契約変更に係る所有者確認調査、契約変更事務手続き等に要する諸活動事業、さらには、森林整備に係る費用負担の募集等を通じた国民参加の森林づくり等を実施し、森林整備法人等公的主体による分収林の適切な整備を促進。

#### (2) 効率的集団間伐等の緊急的な推進

間伐団地の設定促進、造林未済地の解消に資するため、市町村が主体となって行う森林の現況調査等に対して支援。また、地域における効率的・安定的な施業実施体制の整備を促進するため、林業事業体への長期施業委託による施業集約に向けた取組に対して支援。

#### (3) 花粉症特別対策の推進

都市周辺の花粉発生量の多い森林において、雄花着花量の多い造林木の的確な選定による効果的な抜き伐り等作業の実施及び作業の効率性を確保するための作業路の整備や抜き伐り等作業の実施後の雄花着花量のデータの収集を実施。

#### (4) 優良種苗確保の推進

広葉樹を含む多様な優良種苗の確保を図ることを目的として、品種改良を行うための成長量調査等、採種(穂)園等採取源の改良及び整備、苗木生産技術の改良とその普及・定着、少花粉スギ品種苗木の供給拡大、優良苗木の円滑な流通等を推進。

#### (5) 流域森林・林業の活性化

各流域において、森林所有者の意欲の低下等に伴い顕在化している森林資源管理上の課題に対処するため、林業事業体等流域関係者が具体的対処方針を協議した上で、適切な森林整備の推進のための森林所有者への施業実施の働きかけや、木材の安定供給体制確立のための伐採箇所のとりまとめ、さらに流域内の住民やNPO等に対する森林の3区分制度の普及やその適切な配置について検討・調整等を支援。

(山地防災情報の周知)

#### (1) 山地防災情報伝達の総合的な推進

##### ア 山地防災情報体制の整備

インターネット等により、山地防災情報を行政と地域住民が相互に伝達・情報交換できるシステムの整備を支援。

##### イ 山地防災情報の提供

地域に密着した活動を行う自主防災組織、NPO等に対して、山地防災に関する講習会及び現地研修会の開催、地域の特性に応じた山地災害に関する手引書等を作成し、地域住民へ配布、ダイレクトメール等により、地域住民に対して直接山地災害危険地区等の山地防災情報の周知を実施。



## (森林資源の保護)

## (1) 森林資源保護の推進

## ア 森林病虫害防除

カシノナガキクイムシによる被害予防手法の実証等を行うとともに、法定森林病虫害以外で森林に重大な損害を与える病虫害の駆除、スギ・ヒノキ病虫害被害について、地域の実情に応じた森林所有者等に対する普及啓発や被害発生源除去等の被害対策などを実施。

## イ 松林健全化促進

松くい虫被害の発生しにくい森林環境の整備を図るため、誘因剤による捕獲、被害発生源等管理・生立木除去処理及び抵抗性マツの植栽、森林所有者等への普及啓蒙を実施。

## ウ 森林病虫害等防除活動支援体制整備促進

地域の主体的な防除活動を促進するため、地域の実態に応じて森林組合連合会等を地域の主体的な被害対策を支援するための核として機能させ、被害監視体制の整備、防除技術等の指導、普及、防除機器の貸付等を実施。

## エ 松林保全体制整備強化

地域生活に密着した松林について、地域住民の積極的な参加を促進し、地域一体となった松林保全体制の整備、森林病虫害等防除連絡協議会等を設置し、防除の実施計画等の策定、実行等について連絡協議を行い、併せて、地区説明会等において事業実施についての説明及び協力要請等を実施。

## オ 野生鳥獣被害防除

シカ、クマ等野生鳥獣による森林被害の軽減を図るため、防護柵の設置等による被害防除、森林被害モニタリング調査、被害監視活動、広域的な有害鳥獣駆除活動体制の整備、新たな技術による防除の試行、被害対策の普及啓発、NPO等による森林づくり活動の支援等を実施。

## (2) 森林環境保全の推進

## ア 森林保全管理対策

流域を単位とした都道府県、市町村等の連携により、各種森林被害の把握及びその防止のための森林保全推進員の養成等を、地域の実情に応じて総合的に推進。

## イ 林野火災予防対策

林野火災の未然防止を図るため、林野火災予防体制の強化、特定危険、山火事対策シンポジウムの開催等を推進。

(森林の多様な利用・緑化の推進)

## (1) 国民参加の森林づくり活動の推進

## ア 情報発信のための現地研修会等普及啓発

森林づくりの重要性や森林づくり活動に関する情報を全国・地域へ情報発信する現地研修会、シンポジウム等の普及啓発活動を実施。

## イ 公募による植樹等森づくり活動の促進

公募による参加者により行われる植樹や育樹など森林の整備・保全活動を実施。

## ウ 里山スギ林等環境保全森林ボランティア活動の促進

里山スギ林等を対象としたボランティア活動による抜き伐り等を支援。

## エ 里山林自然・文化体験活動の促進

里山林等での多様な自然・文化体験活動を推進するため、森林保全・利用活動のネットワークを活用しつつ、里山林利用協定等の締結の促進、活動の立ち上げ支援、人材育成等を実施。

## オ 緑サポーター養成研修の実施

地域における緑化活動等のリーダー的役割を担う「緑サポーター」を養成するため、市民に身近な森林・樹木等の診断治療等に関する緑化技術を修得するための研修を支援。

## カ 林業事業体、NPO等が行う安全・技術研修、指導

林業事業体における森林施業の実践習得研修の実施及び森林づくり活動の実績を有するNPO等による森林ボランティア活動の初心者や企業の職員等を対象とした安全や技術に関する研修・指導を支援。

## キ みどり世紀の森の整備

国民参加の森林づくりの拠点となる「みどり世紀の森」の公有林及び私有林における整備並びに森林ボランティア団体等と森林所有者等との協定締結を推進するため、推進委員会の設置及び運営、現地検討会の開催、作業器具の整備等を実施。

## ク 緑づくり国民活動へのフィールドの提供

地域の森林の調査・分析、森林所有者等への意向調査、活動区域の確認等を行うことによる緑づくり国民活動等に提供する森林の情報の整備を支援。

## ケ 森林づくり社会貢献活動推進

企業等が行う森林整備が円滑かつ広く展開されるよう、地域協議会の開催、プログラムの作成を実施。

## コ 青年森林協力隊活動推進

夏休みを中心として、高校生が一定期間泊まり込み、森林組合等の指導下で下刈、除間伐、枝打ち等の森林整備・保全活動に従事するとともに、併せて専門家を講師とした温暖化防止等に関する学習を実施。

## (2) 学校林整備・活用の推進

## ア 環境整備計画策定

学校林活動を促進するための歩道、ベンチ、簡易トイレ、簡易倉庫、看板等の環境整備を行うための調査、計画策定を支援。

## イ 環境整備

策定した計画に基づく環境整備を実施。

## (3) 森林環境教育の推進

## ア 森林環境教育活動の条件整備の促進

森林環境教育活動のための条件整備を推進するため、森林及び指導者の募集・登録、情報提供システムの整備等都道府県が行う共通の条件整備等を実施するとともに、森林・施設の利用計画策定、プログラム等の整備、指導者の派遣等市町村等が行う「森の子くらぶ活動」の受け入れ体制の整備等を実施。

## イ 森の体験交流活動の推進

森林環境教育を推進するため、NPO等の企画力や教育手法等を活用した山村滞在型の森林・林業体験交流活動やNPO等と市町村等との長期協定に基づく定期的・継続的な森林体験学習、人材の育成等を行うモデル事業を実施。

## (4) 共生林の多様な利用活動の推進

## ア 「森林と人との共生林」の整備に向けた条件整備

身近な里山林等の利用活動と保全・整備活動を一体的に推進するため、森林と人との共生林の整備に向けた条件整備、NPOや市民活動団体等を対象とする公募モデル事業を実施。

## イ 「健康と癒しの森」推進モデル事業の実施

里山林等を活用した健康づくりを行う「健康と癒しの森」づくりのための協力体制の整備や利用活動に対する支援等を実施。

＜ハード＞

(森林整備の推進)

効率的・効果的な間伐等の森林整備を実施するため、これに必要な基幹作業道、作業道、単線軌道、林業機械の導入を実施。

(森林の多様な利用・緑化の推進)

森林整備の促進を図るため、森林・林業に関する知識・技術の普及・啓発に資する森林・施設を整備し、子どもたちの継続的な体験活動を通じた森林環境教育及び市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習を推進。

(森林地域環境の整備)

都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資するため、山村の有する自然環境を活かした交流施設の整備、都市住民等を林業技術者とし

て育成し山村に受け入れるための研修施設の整備、資源循環型社会の創出に向けた自然エネルギー利活用施設の整備等を地域のニーズに応じて総合的に実施。

## 第4節 強い林業・木材産業づくり交付金

## 1 交付金の趣旨

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需給構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、都道府県ごとに策定されている林業・木材産業構造改革プログラム（以下「都道府県構造改革プログラム」）に即し、川上・川下を通じ、経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的として、①高性能林業機械の導入等による効率的な林業生産体制の早急な確立、②木材加工流通施設の整備等による木材産業の構造改革の推進、③特用林産物生産施設の整備等による担い手の定着促進と山村再生、④普及啓発や施設整備等による木材・木質バイオマス利用の推進、⑤雇用対策等による担い手となる人材等の育成を図る。

予算額 7,809,406千円

## 2 交付金の対象メニュー

＜ソフト＞

(望ましい林業構造の確立)

## (1) 森林組合等の育成

地域の森林管理の担い手として、一定条件を満たした森林組合を中核組合として位置づけ育成することとし、的確な経営診断に基づく事業経営を担い手となる人材の育成等に対する支援を実施。

また、併せて地域の森林管理体制の整備、林業事業者等への施業提案手法の普及等の取組に対して支援を実施。

## (2) 林業・木材産業構造改革の推進

本交付金による施設整備事業の事業実施主体の経営管理を適切に行うための研修会の開催、専任指導員(中小企業診断士を含む)による経営管理指導及び事業終了後5年目の施設について濃密な経営管理指導の実施、経営が悪化した施設について中小企業診断士による専門的な経営管理指導の実施に対して支援を実施。

## (3) 林業・木材産業構造改革推進体制の整備

本交付金で整備される施設のより高度な活用を図るため、市町村が施設整備と一体となって取り組む施業

の集約化、林産物の循環利用、就業者の定着化の促進に必要な活動等に対して支援を実施。

#### (4) 森林機能高度発揮普及指導の促進

林業普及指導職員の資格の一元化等の制度改正を踏まえ、新たな普及指導職員が担う地域の林業・木材産業関係者間の連携を調整・促進する役割を強化するための取組等に対して支援を実施。

(林業担い手等の育成確保)

#### (5) 担い手確保・育成対策の推進

##### ア 林業事業体対策事業

林業事業体の経営合理化計画認定及び経営合理化指導、各種協議会の開催、高性能林業機械リース事業支援により林業事業体の育成を促進。

##### イ 林業就業者対策事業

林業就業者リーダー養成研修の実施及び新規就業者の確保対策を実施し、林業就業者の確保・定着を促進。

#### (6) 林業労働災害撲滅プロジェクトの推進

##### ア 林業労働災害防止緊急支援事業

安全作業体験林を設定し、危険予知・回避能力の向上及び伐倒条件の相違に対応した安全かつ的確な実践的伐木作業技術の現地研修を実施。

##### イ 労働安全衛生管理体制整備事業

安全衛生指導員、安全管理指導専門家を養成し、特に新規に労働者を雇用した事業体及び小規模事業体に対して重点的な指導を実施。

##### ウ 労働安全衛生推進体制強化事業

労働安全衛生対策の問題点の分析・改善策の検討を行うため、労働安全衛生改善対策セミナー、振動障害予防対策を実施。

##### エ 蜂刺傷災害対策支援事業

蜂刺傷災害による死亡災害を防止するため、蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する。

(特用林産の振興)

#### (7) きのご類等消費・流通の促進

消費者参画による特用林産物の産地づくりを推進するため、地域の関係者の連携・強化等に必要な協議会の開催や研修等を実施するとともに、竹林所有者、竹材生産者や里山林の整備に携わる NPO 等竹材の供給側と需要者である竹材加工業者との間での竹材需給に関する情報交換等を行う協議会の開催等。

#### (8) 特用林産原材料供給等の促進

文化財や伝統的工芸等に必要な原材料を安定的に供給するための技術研修や生産拠点の整備、火山活動によるしいたけの降灰防止又は除去体制の整備。

(木材利用及び木材産業体制の整備推進)

#### (9) 地域材利用体制整備推進

(地域材利用推進)

木の良さについての消費者セミナーや木工教室、既存の木造公共施設を用いた技術講習会等による普及啓発、森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携強化による「顔の見える木材での家づくり」や住宅リフォーム用内装材等の新たな利用分野における地域材需要の開拓、量的拡大が見込まれる用途に特化した効果的な間伐材の用途開拓「木の香る環境整備促進事業」を実施。

(地域木材産業体制整備推進)

木材産業の構造改革を着実に進めるため、素材生産システムの確立、木材生産加工の低コスト化、品質・性能の明確な木材製品の安定的な供給、情報技術を活用した物流の合理化、原木及び製品の直送体制の整備等による流通の効率化、未利用木質資源の有効活用等を実施。

#### (10) 木材の新しい流通・加工システム推進

都道府県が単独若しくは複数連携して策定するマスタープランに基づき、システムを構築する上での生産・加工・流通の各段階における具体的なネックを解消し、全体が動くシステムとするため、必要な事業をメニューとして総合的に実施。

(システム構築の基本的な姿)

従来からの柱角等構造用ムクの製材品生産を中心とした流通・加工システムから、これまで利用が低位であった曲材、間伐材等の柱適材でない原木（いわゆる「B材」）を活用して、大手住宅メーカー等の大規模需要者に販路をもつ集成材や合板等を製造するシステムを組み込んだ総合的かつ合理的な流通・加工システムに再編することを基本とし、以下を組み合わせるモデル的かつ実証的に実施。

(製品流通) 内装材等製品情報の発信や地域材製品の需要者とのマッチング、情報技術を活用した流通モデルの実施、品質表示の推進等

(製品加工) 原木やラミナ等の安定確保のための供給側との連携（安定集荷活動、組織化、技術協力など）、加工ラインの検証や経営診断の実施、製品の性能試験等

(原木流通) 直送等新たな原木流通システムの構築、原木のグレーディングに基づいた契約販売の試行、情報技術を活用した流通モデルの実施、素材生産側との連携（安定集荷活動、組織化、採材指導など）等

(素材生産) 事業規模の拡大、協業化等による素材生産業者の経営改善、大幅な低コスト作業の実証及び普及、森林所有者との連携（立木調達活動など）等



（立木調達）森林所有者との交流促進、円滑な立木調達のための森林情報の整備、入札販売の試行、立木公開市場のシステム設計等

#### （11） につぼん木のいえ普及推進

国土交通省と連携して以下を実施。

（協議会設置）

モデル地区において意欲ある川上（林業・木材産業関係者）と川下（中規模工務店等住宅産業関係者）による協議会を設置。素材生産、製材、建築等各フェーズにおける具体的課題を抽出するとともに、建築棟数や必要部材及び出材等の需給情報について整理。

（製材等供給情報提供）

地域において供給可能な材について、品質、規格、数量、時期等の情報を出すことについてタイムスパン、精度等を住宅生産者と合意し、素材生産業者・製材業者等がそれに沿った素材・製材等の供給計画の策定等を実施。

（品質向上）

製材業者等において、供給する製品の品質向上等への取組を実施する。また、そのコストを明確にし、住宅生産性の理解を確保。

（地域材住宅普及）

林業・木材産業関係者と住宅産業関係者が共同して、住宅への地域材利用についての広報や消費者セミナー、フェアの開催等、消費者に直接訴えるPR活動を実施。

#### （12） 暮らしの中の地域材利用活性化推進

これまで地域材利用に興味や関心の無かった消費者を対象として、地域材に対する意識を高めるため、木材利用に関する環境教育を実施できるNPO等の市民組織、木材関係業者や自治体等によるネットワークを構築し、学校教育や社会教育等の場において木材教育活動を実施。

＜ハード＞

（望ましい林業構造の確立）

##### （1） 林業構造確立施設の整備

都道府県構造改革プログラムに即した望ましい林業構造を実現させるための対策として、森林施業の集約化を図り、持続的な林業生産活動を推進するため、作業道の整備と高性能林業機械（貸付用を含む）の導入など林業の生産性の向上に資する施設を中心とした整備を実施。また、構造対策のために必要な所得の向上等に資する森林空間活用施設等の整備も必要に応じて実施。

また、沖縄における森林資源の状況や林業構造等の特性に応じて、地域における林業経営の安定化、地域

内の林産物の供給体制の整備等を図るための作業道の整備、林業生産機械、林産物加工施設、特用林産物加工施設、森林空間活用施設等を整備。

（特用林産の振興）

##### （2） 原木しいたけ生産回復の推進

輸出向け乾しいたけなど原木しいたけ生産の回復増強を図るための人工ほだ場、散水施設等生産、加工及び集出荷施設等の整備。

##### （3） 品質管理体制の強化

競争力強化のためのコスト対策に加え、商品力を高める品質管理を徹底するための集出荷施設、品質管理施設等の整備。

##### （4） きのこ生産地化形成の推進

新しいきのこの導入、生産履歴情報の公表等消費者ニーズや販売戦略に臨機に対応可能な生産体制を確立するための菌床培養・発生施設、予・保冷施設、包装施設等生産、加工及び集出荷施設の整備。

##### （5） 地域資源最高度活用活性化の推進

伝統的な食材や健康、天然志向等消費者や農業生産者の多様な関心に対応した山菜や木炭、木酢液等の生産・販売体制を再生・活性化するための発生環境、あく抜き等生産、加工及び集出荷施設等の整備。

##### （6） 竹材利用の促進

竹の新たな用途に供する資材に必要な繊維化、高温炭化等を行う加工施設等の整備。

（木材利用及び木材産業体制の整備推進）

##### （7） 木材産業構造改革整備

外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、森林資源の循環利用に資するため、合併・転業などの木材産業の構造改革を踏まえて行う木材加工流通施設等を整備。

また、品質・性能の明確な地域材を供給するための先進産地を緊急的に整備するために必要な、リース方式の高次加工施設、乾燥施設等を整備。

##### （8） 木材の新しい流通・加工システムモデル整備

地域内の原木供給、製品の大ロット供給及び施設整備等のマスタープランに基づき、大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める品質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するための新たな国産材の流通・加工システムの構築に必要な施設等のモデル的・実証的な整備を実施。

##### （9） 木造公共施設整備

地域材の利用を促進するため、展示効果やシンボル性が高く波及効果の期待できる公共施設として、共生対流を促進する施設、児童福祉施設における遊具、学校に関連した施設や先駆性のある施設の地域材を利用



したモデル的な整備を実施。

#### (10) 木質バイオマスエネルギー利用促進整備

地域の未利用木質資源のエネルギー利用を促進するため、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材や木質バイオマスエネルギー利用施設等のモデル的な整備を実施。

## 第5節 森 林 組 合

### 1 森林組合等の活動状況

平成16年度末現在、全国森林組合連合会1、都道府県森林組合連合会46、森林組合905、生産森林組合3,364が設立されており、森林組合は、合併の推進等により年々減少している。

森林組合は、地区内外の居住者併せて163万人(地区内森林所有者の49%)の組合員(1,808人/組合)で構成され、その所有森林面積は、1,118万ha(県有林を除く民有林の70%)に達している。

また、造林・林産等の事業を実施するために作業班を組織している組合は784組合で、総人員は、25千人となっている。

財務状況については、払込出資金の1組合あたりの平均は、5,725万円(前年度5,276万円)と推移しており、組織・経営・財務基盤ともに年々強化されつつある。

平成16年度における事業取扱量については、新植面積19千ha(前年度比95%)、保育面積424千ha(前年度比90%)〔うち除間伐面積232千ha(前年度比94%)〕、素材生産量2,681千m<sup>3</sup>(前年度比107%)となっている。

一方、生産森林組合は、平成16年度末において、266千人の組合員により、352千haの森林が経営されている。

都道府県森林組合連合会においては、森林の経営に関する指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械・山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

また、全国森林組合連合会は46都道府県森林組合連合会及び大阪府森林組合を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を実施している。

### 2 森林組合等の育成強化

#### (1) 強い林業・木材産業づくり交付金のうち森林組合等育成

森林組合の効率的・安定的な施業、経営の推進を図

るための役職員等の育成や森林管理体制の整備等の実施、並びに入会林野等の整備と入会資源の活用を円滑適正に推進するための入会資源活用促進対策協議会の開催やコンサルタントの設置等の実施に対し助成した。

予算額 78億941万円の内数

#### (2) 地域森林管理システム支援事業

森林管理の担い手である森林組合、林業経営体等の担い手の経営改善等に対する支援や不在村森林所有者に対するリフレッシュ会議の開催による森林施業・経営の推進等に対し助成した。

予算額 3,050万円

(前年度 3,472万円)

#### (3) 森林組合中央指導事業

森林組合の健全な事業運営等に資するため、森林組合監査の実施による経営管理等に関する適切な指導や森林組合監査士の育成等に対し助成した。

予算額 713万円

(前年度 750万円)

## 第6節 林業労働力対策

### 1 林業就業者の現状

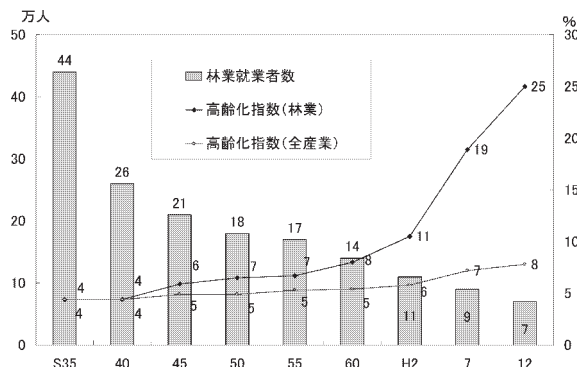
国勢調査によると、平成12年における林業就業者数は6万7千人で、ここ10年間で約4万人減少した。

また、年齢構成は、65歳以上が25%と高齢化が進行しており、全産業の就業者と比べると約3倍となっている。

林業労働力の減少、高齢化が更に進むならば、森林の適切な管理及び木材の安定供給を図る上で深刻な影響が生じることが懸念されている。

このようなことから、林業労働者を雇用する森林組合、素材生産業者等の林業事業体における雇用管理の

表7 林業就業者数及び高齢化の推移



資料：総務省「国勢調査」、高齢化指数は、65歳以上の割合。

改善と事業の合理化を一体的に促進することと併せて、新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化を図ることにより、林業労働力を確保する必要がある。

## 2 緑の雇用担い手育成対策事業

地球温暖化防止森林吸収源10か年対策を着実に推進していくために必要な森林整備の担い手の確保・育成と、雇用のセーフティ・ネットの構築及び山村など地域の活性化を目的として、緊急雇用対策による森林作業に従事した者のうち林業に就業することに意欲を持った者を対象に、本格的に森林の整備等を担うことができる能力を付与するための実地研修等を実施した。

予算額 70億円  
(前年度 70億円)

## 3 林業担い手等の育成確保

〈強い林業・木材産業づくり交付金〉

林業事業体の経営合理化計画の認定及び指導、都道府県林業労働力育成協議会の開催、高性能林業機械等のリース・レンタル事業の実施並びに将来の作業班のリーダー（班長）養成研修等を実施し林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の推進に要する経費の一部を助成した。

また、林業における労働災害については、他産業に比べ発生頻度は今なお高い状況にあることから、林業労働安全衛生対策をより一層効果的に実施するため、安全衛生指導員等の養成、作業現場への巡回指導・救助訓練の実施、事業主等を対象とした安全衛生指導の実施、林業従事者に対する安全意識・技術向上の促進及び蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する講習会等に要する経費の一部を助成した。

予算額 78億円の内数  
(前年度 0円)

## 4 事業体育成情報ネットワーク事業

安定的に経営を継続できる林業事業体の育成と多様なルートを通じた幅広い人材を確保するため、インターネットを活用した丸太の売買、事業関連情報や就業関連情報の提供等を行うシステムの構築とその運営に必要な経費を助成した。

予算額 2,989万円  
(前年度 3,321万円)

## 5 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業に就業するのに必要な知識及

び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を林業労働力確保支援センターが貸し付ける林業就業促進資金造成に助成した。

### (ア) 貸付条件

- a 利率：無利子
  - b 償還期間：20年以内認定事業主への貸付は、13年以内とする。
  - c 貸付限度額：1人につき  
就業準備資金 150万円  
就業研修資金 月額5～15万円  
ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に80%を乗じた額とする。
- 予算額 2,000万円  
(前年度 2,000万円)

# 第7節 林産物の需給及び加工流通対策

## 1 木材需給・木材工業等の動向

### (1) 木材需給の動向

#### ア 需給の動向

我が国の木材(用材)需要量は、平成10年以降住宅需要の低迷等から、9千万 $\text{m}^3$ 台で推移していたものが、平成14年には9千万 $\text{m}^3$ を下回った。平成17年は前年に比べて4%減少の8,586万 $\text{m}^3$ となった。

用途別でみると、総需要量のうち、製材用が約4割、パルプ・チップ用が4割強、合板用が1割強を占めており、製材用の需要量は漸減傾向で推移している。

平成17年の木材(用材)需要量は、製材用及び合板用は木造住宅着工床面積が、パルプ・チップ用は製品のパルプ輸入量がそれぞれ減少したことなどから前年を下回った。

表18 木材(用材)需給の現状

(単位：千 $\text{m}^3$  ( )内は対前年比%)

| 区 分      | 需 要 | 16年    |         | 17年    |         |
|----------|-----|--------|---------|--------|---------|
|          |     | 数      | (%)     | 数      | (%)     |
| 総 数      |     | 89,799 | (103.0) | 85,857 | ( 95.6) |
| 製 材 用    |     | 35,041 | (100.8) | 32,901 | ( 93.9) |
| 合 板 用    |     | 13,976 | (109.1) | 12,586 | ( 90.1) |
| パルプ・チップ用 |     | 37,981 | (102.7) | 37,608 | ( 99.0) |
| そ の 他 用  |     | 2,802  | (106.3) | 2,763  | ( 98.6) |
| 供 給      |     |        |         |        |         |
| 総 数      |     | 89,799 | (103.0) | 85,857 | ( 95.6) |
| 国 内 生 産  |     | 16,555 | (102.5) | 17,176 | (103.8) |
| 外 材 輸 入  |     | 73,245 | (103.1) | 68,681 | ( 93.8) |

表19 新設住宅着工戸数の推移

(単位：戸、％)

|      | 総 計       |       |         | 木 造 住 宅 |      |         |       |        |           |        |        | 非木造住宅   |       |
|------|-----------|-------|---------|---------|------|---------|-------|--------|-----------|--------|--------|---------|-------|
|      |           |       |         | 計       |      | 木造率     | 在来工法  |        | ツーバイフォー工法 |        | プレハブ工法 |         |       |
|      | 前年比       | 前年比   | 前年比     | 前年比     | 前年比  |         | 前年比   | 前年比    | 前年比       |        |        |         |       |
| 平成元年 | 1,662,612 | －1.3  | 719,870 | 3.2     | 43.3 | 640,348 | 2.4   | 47,572 | 46.5      | 31,950 | －18.5  | 942,742 | －4.5  |
| 2    | 1,707,109 | 2.7   | 727,765 | 1.1     | 42.6 | 642,102 | 0.3   | 51,093 | 7.4       | 34,570 | 8.2    | 979,344 | 3.9   |
| 3    | 1,370,126 | －19.7 | 624,003 | －14.3   | 45.5 | 545,366 | －15.1 | 45,437 | －11.1     | 33,200 | －4.0   | 746,123 | －23.8 |
| 4    | 1,402,590 | 2.4   | 671,130 | 7.6     | 47.8 | 580,799 | 6.5   | 52,933 | 16.5      | 37,398 | 12.6   | 731,460 | －2.0  |
| 5    | 1,485,684 | 5.9   | 697,496 | 3.9     | 46.9 | 603,666 | 3.9   | 56,299 | 6.4       | 37,531 | 0.4    | 788,188 | 7.8   |
| 6    | 1,570,252 | 5.7   | 721,431 | 3.4     | 45.9 | 619,103 | 2.6   | 64,037 | 13.7      | 38,291 | 2.0    | 848,821 | 7.7   |
| 7    | 1,470,330 | －6.4  | 666,124 | －7.7    | 45.3 | 554,690 | －10.4 | 73,989 | 15.5      | 37,445 | －2.2   | 804,206 | －5.3  |
| 8    | 1,643,266 | 11.8  | 754,296 | 13.2    | 45.9 | 619,028 | 11.6  | 93,693 | 26.6      | 41,575 | 11.0   | 888,970 | 10.5  |
| 9    | 1,387,014 | －15.6 | 611,316 | －19.0   | 44.1 | 497,843 | －19.6 | 79,458 | －15.2     | 34,015 | －18.2  | 775,698 | －12.7 |
| 10   | 1,198,295 | －13.6 | 545,133 | －10.8   | 45.5 | 447,287 | －10.2 | 67,923 | －14.5     | 29,923 | －12.0  | 653,162 | －15.8 |
| 11   | 1,214,601 | 1.4   | 565,544 | 3.7     | 46.6 | 458,146 | 2.4   | 75,864 | 11.7      | 31,534 | 5.4    | 649,057 | －0.6  |
| 12   | 1,229,843 | 1.3   | 555,814 | －1.7    | 45.2 | 446,359 | －2.6  | 79,114 | 4.3       | 30,341 | －3.8   | 674,029 | 3.8   |
| 13   | 1,173,858 | －4.6  | 522,823 | －5.9    | 44.5 | 418,402 | －6.3  | 77,235 | －2.4      | 27,186 | －10.4  | 651,035 | －3.4  |
| 14   | 1,151,016 | －1.9  | 503,761 | －3.6    | 43.8 | 401,029 | －4.2  | 78,988 | 2.3       | 23,744 | －12.7  | 647,255 | －0.6  |
| 15   | 1,160,083 | 0.8   | 523,192 | 3.9     | 45.1 | 418,426 | 4.3   | 81,502 | 3.2       | 23,264 | －2.0   | 636,891 | －1.6  |
| 16   | 1,189,049 | 2.5   | 540,756 | 3.4     | 45.5 | 427,746 | 2.2   | 90,706 | 11.3      | 22,304 | －4.1   | 648,293 | 1.8   |
| 17   | 1,236,175 | 4.0   | 542,848 | 0.4     | 43.9 | 426,299 | －0.3  | 95,824 | 5.6       | 20,725 | －7.1   | 693,327 | 6.9   |

資料：国土交通省「住宅着工統計」

注1：昭和63年からプレハブ工法住宅とツーバイフォー工法住宅を区別している。

2：昭和62年度以前のツーバイフォー戸数は、(社)日本ツーバイフォー建築協会調べである。

国産材の用材供給量は昭和63年以降減少し続けたが、平成17年は前年を上回る1,718万㎡となり、3年連続の増加となった。

木材輸入は、輸出国側の丸太輸出規制の強化等を背景として、丸太の輸入から製材品、合板等の製品輸入へとシフトしている傾向にある。また、品質が安定している構造用集成材の輸入が増加している。

#### イ 住宅建設の動向

木材需要の大宗を占める住宅の着工動向をみると、平成8年には、消費税率改定前の駆け込み需要によりバブル期と並ぶ164万戸の高水準となったが、平成9年には、前年の駆け込み需要等の反動により139万戸に減少した。平成10年以降は更に低い水準となり、平成17年には124万戸となった。

このうち木造住宅は、平成17年に54万戸が着工され、木造率は2年連続して前年を上回り43.9%となった。工法別には、国産材の使用割合が高い在来工法は木造住宅の約8割を占め、輸入材がほとんどのツーバイフォー工法、プレハブ工法は木造住宅の約2割を占めている。

#### ウ 価格の動向

平成17年の国産材(スギ)丸太の価格は、平成16年の台風による被害木の出材が増加したことなどから、7月まで下落した後に上昇したが、年初と比べると下落した。一方、輸入丸太のうち米材の価格は年半ばまで下落したが、その後上げ基調で推移した。また、合板は、7月までは下落傾向、8月からは上げ基調で推移した。

ホワイトウッド集成管柱(国産)は年初に下落したものの、安定した需要があることなどから、一旦は上昇傾向で推移した後、9月から下落傾向で推移した。

平成17年の平均価格をみると、丸太については前年に比べてスギ、ヒノキ、米ツガともに下回った。また、製材品については、スギ正角は前年並み、ヒノキ正角は前年の価格を5%下回り、米マツ平角は前年の価格を3%下回り、コンクリート型枠用合板は前年並みとなった。

#### (2) 木材貿易の動向

##### ア 輸入

平成17年の丸太(HS4403)輸入量は1,065万㎡で、前年に比べ16%減少し、製材(HS4407)輸入量は840㎡で同じく8%減少した。

我が国の木材輸入の全体的な動向としては、輸出国側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景に、製品輸入割合が増加している。

丸太の輸入先の内訳は、米材32%、南洋材13%、北洋材44%、ニュージーランド材9%、チリ材1%等となっているが、いずれも前年より減少している。

製材の輸入先の内訳は、米材39%、南洋材4%、北洋材13%、ニュージーランド材2%、欧州材34%、チリ材5%、中国から2%等となっており、北洋材と中国からのものが前年より増加している。

表20 木材の輸入量

|          |   | 16年    |       |        | 17年    |       |        |
|----------|---|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|          |   | 丸太     | 製材    | 計      | 丸太     | 製材    | 計      |
| 米        | 材 | 3,717  | 3,963 | 7,680  | 3,453  | 3,293 | 6,746  |
| 南        | 材 | 1,617  | 354   | 1,970  | 1,409  | 319   | 1,728  |
| 北        | 材 | 5,884  | 1,002 | 6,885  | 4,689  | 1,078 | 5,767  |
| ニュージーランド | 材 | 1,124  | 180   | 1,304  | 922    | 174   | 1,095  |
| 欧        | 材 | 44     | 2,941 | 2,985  | 36     | 2,878 | 2,914  |
| アフリカ     | 材 | 59     | 2     | 61     | 12     | 1     | 13     |
| チリ       | 材 | 114    | 452   | 566    | 106    | 420   | 527    |
| 中        | 国 | 11     | 152   | 164    | 9      | 155   | 164    |
| その他      |   | 114    | 77    | 191    | 18     | 77    | 94     |
| 合        | 計 | 12,683 | 9,123 | 21,806 | 10,654 | 8,395 | 19,049 |

注) 数値の合計値は、四捨五入のため計に一致しない場合がある。

金額ベースでみると、木材（丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計）輸入額は、1兆2,010億円（前年比96%）で我が国の総輸入額56兆9,494億円（同116%）の2.1%を占めている。

国別では中国が1,544億円（前年比105%）と最も多く、次いでマレーシア1,453億円（同106%）、カナダ1,449億円（同87%）、インドネシア1,276億円（同83%）、米国983億円（同92%）となっている。

#### (ア) 米材

17年の米材の輸入量は丸太345万 $\text{m}^3$ （前年比93%）、製材329万 $\text{m}^3$ （同83%）、計675万 $\text{m}^3$ （同88%）となった。国別では、米国が丸太244万 $\text{m}^3$ （同91%）、製材16万 $\text{m}^3$ （同65%）、カナダが丸太101万 $\text{m}^3$ （同99%）、製材313万 $\text{m}^3$ （同84%）となっている。

#### (イ) 南洋材

17年の南洋材の輸入量は丸太141万 $\text{m}^3$ （前年比87%）、製材32万 $\text{m}^3$ （同90%）、合板379万 $\text{m}^3$ （同92%）となっている。

丸太については、マレーシアから110万 $\text{m}^3$ を輸入しており、南洋材輸入丸太の78%を占めている。

製材では、マレーシア17万 $\text{m}^3$ 、インドネシア14万 $\text{m}^3$ となっており、2か国で南洋材製材の99%を占めている。

合板輸入では、マレーシアが総輸入量の54%（205万 $\text{m}^3$ ）、インドネシアが46%（173万 $\text{m}^3$ ）を占めている。

なお、インドネシアでは資源保護の観点から丸太の輸出が停止され、マレーシア・サバ州、サラワク州では丸太輸出量が制限されている。

#### (ウ) 北洋材

17年の北洋材の輸入量は、丸太469万 $\text{m}^3$ （前年比80%）、製材108万 $\text{m}^3$ （同108%）、計577万 $\text{m}^3$ （同84%）と丸太は減少し、製材は増加した。

近年、針葉樹合板用材としての需要の拡大や、

ロシア側の輸出意欲の高まりなどを背景として輸入量は増加傾向で推移してきたが、中国への丸太輸出の増加等により、我が国への丸太の輸出量は減少した。

#### (エ) 中国

17年の中国からの輸入は、HS44類の金額ベースでは1,544億円と最も多く、全体の13%を占めている。中国からの輸入は集成材、木製品、割り箸等の割合が多く、丸太、製材は僅かである。

#### イ 輸出

17年の木材製品の総輸出額は105億円（前年比108%）と増加した。

輸出品の内訳は、金額ベースで、木製建具15億円（前年比93%）、薄板・単板14億（同126%）、製材14億円（同93%）、パーティクルボード8億円（同109%）、合板7億円（同85%）、木製のケース6億円（同129%）となっている。

国別輸出内訳は、中国が33%で、以下米国19%、ベトナム6%、台湾6%、韓国5%、インドネシア5%、フィリピン4%、マレーシア4%の順となっている。

#### (3) 木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、昭和60年9月以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機として新設住宅着工戸数は回復を示し62年から平成2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。8年においては大幅に増加したが、その反動と景気の低迷による個人消費の落ち込み等から、9年、10年にはそれぞれ、139万戸、120万戸まで減少した。その後も景気低迷が続くなか、11年、12年には微増したものの、13年には117万戸、14年には115万戸まで減少した。15年以降やや持ち直したものの、16年には119万戸、17年には124万戸（木造住宅54万戸）と依然として低い水準にある。

また、長期にわたる木材価格の低迷に加え、国際化の進展に伴う輸入製品との競合等厳しい経営環境にある中で、木材の主たる需要先である木造住宅分野においては、建設コストの低減、施工期間の短縮等の建築の合理化の進展とともに、耐震性や断熱性といった性能に対する要求が高まっていることから、強度等の品質・性能が明確な資材へと大きく変化するという需要構造の変化が生じており、これらの需要に的確に反応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。



## ア 製材業

17年末における製材工場数は9,011工場を数え、前年に比べ409工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は95.1kW（前年比102%）と僅かながら増加しているが、75kW未満の工場数が全体の69%を占めており、依然として零細性を表している。17年における製材用素材の総入荷量は2,054万 $\text{m}^3$ （前年比94.6%）となった。この中で国産材は前年に比べ0.9%増加し、外材の入荷量は前年に比べ12.4%減少したものの、製材用素材供給量の外材依存度は依然として高く、43.7%となっている。

また、製材品出荷量は1,283万 $\text{m}^3$ （前年比94.3%）となり、これを用途別にみると、建築用材82%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材11%、家具・建具用材1%、その他用材2%となっている。

## イ 合板工業

17年末の合単板製造工場数は、前年に比べ15工場減少し271工場となった。これを類型別に見ると普通合板を生産する工場は56工場、特殊合板のみを生産する製造工場は、8工場減少して192工場に、単板のみを生産する工場は、7工場減少して23工場となった。

17年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ75万 $\text{m}^3$ 減少し、464万 $\text{m}^3$ となった。材種別には北洋材を主体とする外材が前年に比べ107万 $\text{m}^3$ 減の377万 $\text{m}^3$ 、国産材については前年に比べ31万 $\text{m}^3$ 増の86万 $\text{m}^3$ となった。

17年の普通合板の生産量は、321万 $\text{m}^3$ （前年比102.0%）、特殊合板の生産量は、104万 $\text{m}^3$ （前年比94.3%）となった。

## 2 林産物の供給及び利用の確保

## (1) 木材産業の健全な発展

## ア 木材産業の事業基盤の強化

木材産業の構造改革を促進し、国際的に競争力のある地域材の供給体制を整備するため、都道府県が策定した「林業・木材産業構造改革プログラム（以下、「構造改革プログラム」という）」に即して、木材産業の構造改革及び地域材の先進産地形成のための加工流通拠点施設等の整備を集中的かつ効率的に実施した。

また、素材生産から加工流通まで一貫して、低コストで安定的に木材を供給できるよう、事業者に対して、事業の合理化に伴う廃棄設備の撤去に必要な費用を助成するとともに、事業体の規模拡大や組織

化等に向けた合意形成や方針書の作成、品質・性能の明確な木材製品の安定的供給のための生産マニュアルの作成及びダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設の整備に必要な資金の借入利子に助成した。

さらに、乾燥材や集成材等の品質・性能が明確な製品の供給能力を高めるために必要な機械設備のリース料の一部助成を実施し、木材乾燥設備等の導入を推進した。

加えて、各地の産地認証制度等との連携を図りつつ、原産地等の消費者が求める製品情報を提供する取組を実施した。

## イ 木材産業等と林業との連携の推進

原木の安定的な供給を確立するための協定締結等を促進するとともに、「構造改革プログラム」に即し、効率的な素材生産作業システムの構築、新たな森林施業技術等に対応した研修会の開催、素材生産業の組織化や生産者と需要者間の安定供給に向けた取組等を実施した。

## ウ 流通及び加工の合理化

木材の流通及び加工の合理化を図るため、地域特性を生かした加工・流通施設の整備、乾燥材等品質・性能が明確な製品の供給体制の整備、製品の品質管理等の研修会の開催、木材製品の電子商取引等の環境整備や共同受発注などを実現する情報ネットワークシステムの開発・普及、公正な立木取引を可能にする「立木公開市場」の調査・分析、乾燥材供給者等に関するデータベース及び検索システムの整備などを実施した。

また、大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める集成材や合板等の品質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するために、効率的な素材生産・原木流通システムの構築や製材工場のラミナ工場への再編等をモデル的に実施した。

さらに、木材の需給に関する情報及び消費者ニーズの収集・分析・情報提供を行い、消費者・需要者ニーズに対応した木材の迅速かつ円滑な供給を促進することにより、木材の需給や価格の安定を図る事業等を実施するとともに、地球規模での需要動向が変化する中で、我が国からの木材の輸出の可能性について調査を実施した。

## (2) 林産物の利用の促進

## ア 国民への知識の普及と情報の提供

間伐材等の地域材へのこだわりを消費者や企業が持つことによって実需の拡大を図るため、マスメディアの活用、企業の調達部門へのセミナー、NPO等

の民間団体と連携した情報発信を実施した。また、地域材を利用した製品の環境への貢献度を消費者に分かりやすく情報提供するシステムの構築を検討した。

さらに、学校における木材利用に関する環境教育を充実させるため、NPOや木材関係業者等とのネットワークの構築等を実施した。

#### イ 林産物の新規需要の開拓

林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の未利用木質資源の有効活用を図るため、地域における発生量や流通実態の把握、関係者間の連携による需要の開拓等の取組を促進した。

併せて、エネルギーとしての利用を促進するため、林地残材等の効率的な収集・運搬に必要な機材や木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を推進するとともに、ペレットの規格化と普及を推進した。

また、林産物の多角的利用を促進するため、木質新素材、生分解性ポリマーの利用促進に関する技術開発を実施するとともに、木材成分の総合利用技術による資源安定供給システムの検討と経済性評価等の調査を実施した。

木炭については、水質浄化や調湿等の新たな用途への利用の普及啓発を図るため、新用途木炭利用情報システムを整備するとともに、木酢液の特性の把握に関する調査等を実施した。

#### ウ 建物及び工作物における木材利用の促進

森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となった、「顔の見える木材での家づくり」を促進するため、消費者相談等による普及啓発等を実施した。また、内装の模様替え等に対応したリフォーム用資材の開発、モデル地区における地域材住宅供給の体制整備等を実施するとともに、住宅への地域材利用についての最終消費者に向けた働きかけとして、フェアやセミナーの開催、情報拠点の整備等の総合的なPR活動をモデル的に実施した。

さらに、文部科学省や厚生労働省と連携し、児童福祉施設等の木製遊具や学校複合型公共施設などのシンボル性が高く波及効果の期待できる木造公共施設を整備することにより、公共施設等への地域材利用を促進した。

#### (3) 新たな木材利用技術の開発

木材の有効利用や木材利用の高度化を図り、これらに対応できる木材産業の創出、発展に資するため、耐火・耐震工法等の技術開発、高品質な木材保存処理技術の開発、民間企業等への公募による木質材料の新用途開発等地域材の利用拡大を推進する技術開発、スギ

等国産針葉樹資源の合板分野への利用を促進する技術及びビル屋上等で用いられているコンクリート等の資材を合板等の木質素材で代替するための技術開発等を推進した。

また、木材の新用途を創出するため、木材をリグニンとセルロース系成分に分離し、再利用可能な木質プラスチックや有機化学工業の原料を製造する技術の開発を推進した。

### 3 木材の需給安定等

#### (1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給及び価格の変動に対処するため、中央において木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、対策等を協議するための木材需給対策会議等を開催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年間の木材(用材)の需給見通し及び四半期ごとの主要木材の短期需給見通しを公表した。

#### (2) 木材需給安定対策

木材需給の安定対策として、昭和49年から実施してきた木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了した。その後は、A木材の需給動向の情報の収集・分析・情報提供、B木材利用の普及啓発、国産材需要拡大のための情報の収集、提供等、C木材流通の改善合理化に関する情報提供等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

#### (3) 違法伐採対策

国際的に問題となっている違法伐採に対処するため、政府調達の対象を合法性、持続可能性の証明された木材とする措置が導入されることに鑑み、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を策定・公表した。

### 4 特用林産物の生産振興

#### (1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類、品目は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、山村地域における基幹的な産業の一つとして貴重な収入源であり、又、就労場の確保に大きな役割を果たしている。

平成17年の特用林産物の生産動向については、特用林産物の生産額の大半を占めるきのこ類の生産量についてみると、乾しいたけは前年並み、生しいたけは前

年に比べわずかに減少となった。

また、えのきたけ、ぶなしめじ、エリンギは前年に引き続き増加しているが、まつたけについては、天候不順で大幅な減少となった。

なお、生しいたけの輸入量は、平成13年以降減少傾向にあるが、平成17年も前年に比べて17%の減少となった。

きのこ類以外の食用の特用林産物は、わさびが前年に比べわずかに生産量を伸ばしたものの、たけのこ及び栗の生産量については減少している。

また、木炭、木酢液等の生産量については、総体的に減少しているが、白炭の生産量については前年に比べて9%の増加となった。

なお、特用林産物の総生産額は2,771億円で、前年(2,911億円)比95.2%となった。

## (2) 特用林産振興対策

山村地域の再生・活性化が求められている中で、特用林産物を活用した取組により就業機会の確保や林業の複合経営の促進等を図る観点から、山村地域資源としての特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設の整備や地域の関係者の連携・強化等に必要な協議会の開催や研修等の地域の取組に対して、強い林業・木材産業づくり交付金による支援を行った。

また、特用林産物の生産・流通の円滑化と需要の拡大に向けて、大消費地における普及啓発活動や適正な情報の提供、業務用乾しいたけの流通の適正化を図るための調査の実施等を推進した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

表21 特用林産物の需給動向（平成17年）

| 品 名   | 単 位            | 生産量     | 輸入量     | 輸出量   | 消費量     |
|-------|----------------|---------|---------|-------|---------|
| 乾しいたけ | t              | 4,091   | 8,375   | 85    | 12,381  |
| 生しいたけ | 〃              | 65,186  | 22,526  | —     | 87,712  |
| な め こ | 〃              | 24,801  | —       | —     | 24,801  |
| えのきたけ | 〃              | 114,542 | —       | —     | 114,542 |
| ひらたけ  | 〃              | 4,074   | —       | —     | 4,074   |
| ぶなしめじ | 〃              | 99,787  | —       | —     | 99,787  |
| まいたけ  | 〃              | 45,111  | —       | —     | 45,111  |
| エリンギ  | 〃              | 34,342  | —       | —     | 34,342  |
| まつたけ  | 〃              | 39      | 2,881   | —     | 2,920   |
| く り   | 〃              | 12,370  | 26,075  | —     | 38,445  |
| く る み | 〃              | 83      | 29,922  | —     | 30,005  |
| わ さ び | 〃              | 4,651   | —       | —     | 4,651   |
| たけのこ  | 〃              | 23,201  | 265,645 | —     | 288,846 |
| 生うるし  | kg             | 1,340   | 73,030  | —     | 74,370  |
| 竹 材   | 千束             | 1,290   | 482     | 2     | 1,770   |
| 桐 材   | m <sup>3</sup> | 1,757   | 12,088  | —     | 13,845  |
| 木 炭   | t              | 33,547  | 148,769 | 1,053 | 181,263 |
| 竹 炭   | t              | 1,482   | —       | —     | 1,482   |
| 木 酢 液 | kl             | 3,110   | —       | —     | 3,110   |
| 竹 酢 液 | kl             | 581     | —       | —     | 581     |

- 注) 1 林野庁経営課特用林産対策室調べ。  
 2 不明なもの及び該当しないものについては一印とした。  
 3 消費量は生産量+輸入量-輸出量による単純計算による。  
 4 合計が一致しない部分は四捨五入によるものである。  
 5 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれ殻付き、生に換算した。

## 第8節 林業関係金融

### 1 木材産業等高度化推進資金

#### (1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び木材産業をめぐり厳しい諸情勢に対処して林業・木材関連産業の健全な発展を促進するため、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化の促進による、木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う合理化を促進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金(林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。)を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することにある。

#### (2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として当該供給資金の3又は4倍の資金を低利で融通するものである。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画並びに林業経営の経営基盤の強化に関する林業経営改善計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化並びに経営基盤の強化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

#### (3) 17年度の予算措置及び実行状況

17年度までに政府貸付資金が170億5,638万円措置され、17年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,268億円であった。

17年度末の資金種類別貸付状況は、表22のとおりで



あり、貸付総額は件数2,549件、金額570億円となっている。

表22 資金種別貸付状況（17年度末貸付総額）

| 資 金 種 類                  | 貸付額<br>(億円) | 構成比<br>(%) |
|--------------------------|-------------|------------|
| 合理化計画(事業経営改善計画)          |             |            |
| 素材生産合理化資金(運転資金)          | 392         | 69         |
| 素材生産資金                   | 89          | 16         |
| 素材引取資金                   | 303         | 53         |
| 製品流通合理化資金(運転資金)          | 89          | 16         |
| 間伐等促進資金(運転資金)            | 37          | 6          |
| コスト低減促進資金(運転資金)          | 5           | 1          |
| 構造改革促進資金(運転資金)           | 28          | 5          |
| 新規市場開拓支援資金(運転資金)         | —           | —          |
| 高性能住宅資材供給資金<br>(運転資金)    | —           | —          |
| 木材加工流通システム整備資金<br>(設備資金) | 0           | 0          |
| 木材高度利用加工資金               | —           | —          |
| 木材市場整備近代化資金              | 0           | 0          |
| 主産地育成整備資金                | —           | —          |
| 合理化計画(構造改善計画)            |             |            |
| 経営高度化促進資金(運転資金)          | 18          | 3          |
| 立木等取引資金                  | 12          | 2          |
| 素材生産促進資金                 | —           | —          |
| 木材加工資金                   | 5           | 1          |
| 木材需要拡大資金                 | —           | —          |
| 原木確保協定促進資金               | 1           | 0          |
| 林業経営改善計画                 |             |            |
| 林業経営高度化推進資金<br>(運転資金)    | 1           | 0          |
| 計                        | 570         | 100        |

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

## 2 (独)農林漁業信用基金(林業信用保証制度)

信用基金の林業信用保証制度は、林業者等(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務を保証するものである。このほか、信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県に対し、これに必要な資金の一部を貸し付けるほか、森林整備活性化資金の貸付けを実施する農林漁業金融公庫等に対し、これに必要な資金を無利子で寄託している。これらを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道

府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

17年度の業務状況は次のとおりである。

なお、信用基金は、平成15年10月1日に、独立行政法人となっている。

### (1) 出 資 の 状 況

16年度末の出資金の総額は100億1,865万円であったが、17年度に都道府県から446万円の出資が行われ、17年度末の出資総額は100億2,311万円となった。

林業者等の出資額累計の内訳は会社22億5,067万円、組合6億9,941万円、個人5億4,623万円となっている。

(表23)

表23 17年度末出資状況

| 区 分  | 出資者数  | 出資額<br>(万円) | 構成比<br>(%) |
|------|-------|-------------|------------|
| 政 府  | 1     | 279,282     | 28         |
| 都道府県 | 47    | 373,398     | 37         |
| 林業者等 | 5,884 | 349,631     | 35         |

(注) 政府の出資額には、貸付資金及び寄託資金に係る出資は含まれていない。

### (2) 債務保証の状況

17年度の保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材が64%、素材生産が21%と両業種で85%を占めるほか、木材産業等高度化推進資金に係るものが56%となっている。

17年度の融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の56%を占めている。(表24)

なお、17年度の代位弁済額は13億9,978万円(前年度18億7,089万円)で、前年度に比べ4億7,111万円減少した。(表25)

表24 17年度融資機関別保証実績

| 融資機関   | 金 額<br>(百万円) | 金額構成比<br>(%) |
|--------|--------------|--------------|
| 農林中金   | 1,476        | 3            |
| 商工中金   | 3,767        | 9            |
| 都市銀行   | 504          | 1            |
| 地方銀行   | 24,267       | 56           |
| 第二地方銀行 | 4,918        | 11           |
| 信用金庫   | 5,767        | 13           |
| その他    | 2,390        | 6            |
| 合 計    | 43,089       | 100          |

表25 代位弁済額の推移

| 区 分 | 代位弁済額(百万円) |
|-----|------------|
| H13 | 2,757      |
| H14 | 2,929      |
| H15 | 2,509      |
| H16 | 1,871      |
| H17 | 1,400      |

(注) 代位弁済元本額のほか、利息及び遅延損害金を含む。



### 3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の17年度の貸付実績は表26のとおりである。このうち林業経営安定資金（林業経営維持）が223億円で、17年度の林業関係資金貸付実績の62%を占めている。

表26 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付実績  
(単位：百万円)

| 区 分               |             |     |        | 16年度    | 17年度   |
|-------------------|-------------|-----|--------|---------|--------|
| 林業基盤整備資金          | 造林          | 総 数 |        | 7,999   | 6,500  |
|                   |             | 補 助 | 公 有 林  | 2,004   | 1,421  |
|                   |             |     | 私 有 林  | 1,983   | 1,749  |
|                   |             | 非補助 | 公 有 林  | 2,811   | 2,407  |
|                   | 私 有 林       |     | 1,192  | 925     |        |
|                   | 樹 苗 養 成 林   |     |        | 10      | —      |
|                   |             |     |        | 15      | 13     |
| 森 林 整 備 活 性 化 資 金 |             |     |        | 3,083   | 2,817  |
| 林 業 経 営 育 成 資 金   |             |     |        | 134     | 116    |
| 林 業 経 営 安 定 資 金   | 伐 採 調 整     |     | —      | —       |        |
|                   | 林業経営維持      |     | 88,266 | 22,282  |        |
| 林業構造改善事業推進資金      |             |     |        | —       | —      |
| 農 林 漁 業 施 設 資 金   | 共 同 利 用     |     | 881    | 964     |        |
|                   | 主 務 大 臣 指 定 |     | 163    | 128     |        |
| 振興山村・過疎地域経営改善資金   |             |     |        | —       | 86     |
| 計                 |             |     |        | 100,541 | 35,908 |

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

### 4 林業・木材産業改善資金

最近における林業・木材産業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業・木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)による無利子の中・短期資金の貸付けが行われており、17年度の貸付実績は表27のとおりである。

表27 林業・木材産業改善資金貸付額の推移  
(単位：億円)

|              | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
|--------------|------|------|------|------|------|
| 林業生産高度化資金    | 17   | 12   | 4    | —    | —    |
| 新林業部門導入資金    | 0    | 0    | 0    | —    | —    |
| 林業労働福祉施設資金   | 2    | 1    | 0    | —    | —    |
| 青年林業者等養成確保資金 | 0    | 0    | 0    | —    | —    |
| 林業・木材産業改善資金  | —    | —    | 20   | 28   | 25   |
| 計            | 20   | 13   | 24   | 28   | 25   |

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

## 第9節 林業技術対策

### 1 試験研究の充実

森林の多様な機能の持続的な発揮のための適切な森林整備、森林の管理・経営と森林資源の循環利用を担う林業・木材産業の振興、山村地域の活性化等に対応した研究・技術開発の効果的・効率的な推進を図るため、平成13年3月に森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を策定し、この戦略に基づき試験研究及び技術開発を推進している。

試験研究に当たっては、国と独立行政法人及び都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

さらに、開発途上地域における森林の減少や荒廃、大気汚染・酸性雨等による先進諸国の森林の衰退など地球規模の問題に対処するため、海外、特に開発途上国を中心とした研究者の派遣・受入等を通じて、森林造成、林産物加工等に関する研究協力・技術協力を進めた。

#### (1) 独立行政法人の試験研究

独立行政法人森林総合研究所は、平成13年4月に林野庁の試験研究機関から独立行政法人に移行し、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに林業に関する技術の向上に取り組んでいる。

試験研究に当たっては、森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略に基づいて作成された中期目標を達成するために基礎的研究を主体として応用、開発研究の分野にわたっており、

- ① 森林の多様な機能の発揮に関する研究
- ② 地球規模での地球環境保全に関する研究
- ③ 林業による持続可能な森林の管理・経営を図る研究
- ④ 循環型社会の形成に寄与する木材産業の体質強化に関する研究
- ⑤ 森林・林業の新たな展開を可能とする新産業の創出に関する研究
- ⑥ 森林・林業・木材産業に係る政策立案に資する研究

を行うとともに、国際協力、成果の普及等に努めた。

これら試験研究を実施するために17年度の運営に要した経費は86億4,343万円であった。

## (2) 都道府県等の行う試験研究に対する助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、試験研究に必要な経費の一部を助成した。

## 2 技術開発の推進

### (1) 林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、平成17年度には①等先端技術を導入し非皆伐施業に対応した、森林環境保全に資する高性能林業機械の開発を実施し、②小型軽量化等、環境負荷低減に配慮した高性能林業機械等の改良に助成した。

#### ① 森林環境保全先端技術導入機械等

急傾斜地非皆伐用伐採搬出機械及び長期育成循環施業支援高性能林業機械システムの開発を実施した。

#### ② 環境負荷低減対応等機械

コンパクトウインチ付き小型素材生産用機械、伸縮ブーム式多用途機械等の改良に助成した。

### (2) 木材新規用途技術開発事業

木材の新規用途開発を図るため、技術研究組合が行う①木材成分のリグニン及びセルロース系成分を活用したりサイクルが可能な木質プラスチックや生分解プラスチック原料としての利用技術等の開発、②VOC（揮発性有機化合物）の吸着やカビ、ダニの発生抑制に効果のある樹木抽出成分等を内装材等に付与する技術の開発に助成した。

### (3) そ の 他

社会問題化しているスギ等の花粉症について、林業面からの情報の集積と提供のための基礎的調査を実施した。

## 3 林木育種事業

森林の多様な機能を持続的に発揮させていくことが求められているなか、平成13年3月に林木育種戦略を策定し、この戦略等に基づき、①林木の新品種の開発、②林木遺伝資源の収集・保存、③海外林木育種技術協力を林木育種の重点化方向として推進している。

平成17年度の独立行政法人林木育種センターの運営費については、総額19億2,585万5千円であり、林木の新品種の開発、林木遺伝資源の収集・保存、海外に対する林木育種技術協力等を行った。施設整備費については、総額1億2,540万7千円であり、遺伝子組換え体栽培等施設の整備を行った。

平成17年度の委託費は、717万9千円であり、雄花着花性に関する調査を実施した。

また、都道府県に対する補助事業として実施していた「優良種苗確保対策事業」のうち、次の事業については平成17年度から交付金化し、森林づくり交付金の一部として交付した。

#### ア 精英樹等次代検定事業

精英樹及び気象害抵抗性苗木の遺伝的特質、環境適応性等を検定するため、成長調査及び材質調査を実施した。

#### イ 多様な優良品種育成推進事業

地域の森林に対するニーズに適した森林整備、林業の経営目的に適合した多様な品種の育成の推進を実施した。

#### ウ 花粉の少ないスギ品種等供給緊急対策事業

国民的な課題である花粉症対策及び東北地方等における深刻なマツノザイセンチュウ被害への対処をはじめとする病虫害対策の一環として、花粉の少ないスギ品種等採種（穂）園の整備及び東北地方等マツノザイセンチュウ抵抗性品種採種園の整備を実施した。

#### エ 育種母樹林整備事業

林木育種の効果を更に高め、遺伝的素質のより優れた育種苗を早期に実用造林に供するため、次代検定林調査データ等の解析結果をもとに採種園・採穂園の改良を実施した。

## 4 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員を適正に配置し、これらの者が森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解や啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図り、森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、17年度は次のような事業を実施した。

### (1) 林業普及指導事業交付金

林業普及指導員の設置のほか、普及指導活動の効率の推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導職員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導職員の研修、普及指導職員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施につき必要な経費を都道府県に助成した。

### (2) 森林づくり交付金

森林の多様な利用・緑化推進子供達の継続的な体験

活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等としての森林・施設の整備につき都道府県等に助成した。

### (3) 強い林業木材・産業づくり交付金

#### ア 森林機能高度発揮普及指導促進

##### (ア) 森林管理促進等技術向上

重視すべき機能に応じた森林整備を担う森林所有者等の技術向上を図るため、新技術経営手法の現地実証、多様な森林経営技術の作業実技・経営技術講座等の開催、技術の普及のための資機材整備、女性・高齢者の生産活動等促進のための知識・技術向上講座の開催、森林環境関係学科高校生等のインターンシップの推進等の支援につき都道府県、市町村等に助成した。

##### (イ) 普及指導職員等スキルアップ支援

良好な森林環境の整備を効果的・効率的に普及指導する体制の強化を図るため、普及指導職員の研修の実施、試験研究成果の現地実用化に向けた試行試験等、市町村林務担当者の指導研修の実施、専門的知識・技術を有する人材の活用と研修の実施、普及指導用資機材の整備、地域の重点課題に対する効率的取組体制の整備につき都道府県に助成した。

#### イ 林業後継者育成等支援事業

##### (ア) 森林管理総合情報整備提供事業

森林・林業教育関連情報や森林技術情報等国民各層の求める情報を適切に提供できるシステムの構築をするとともに、低コストで効率的な間伐を支援するソフトの開発のためのデータ収集について民間団体に助成した。

##### (イ) 林業後継者活動支援事業

森林・林業教育に関する年齢層に応じた体系的かつ標準的な教育プログラムの開発・普及、林業者グループ活動事例の全国発表会開催等につき民間団体に助成した。

な役割を果たしている。

国有林野事業は、こうした国有林野の管理経営を行うための事業であり、昭和22年の発足以来、独立採算性を前提とした特別会計制度によりその使命を果たしてきた。また、戦後の復興期から高度経済成長期にかけては、増大する木材需要に応えるとともに、事業収益の一部を一般会計に繰り入れるなど国の財政にも貢献した。

しかし、昭和40年代後半以降、木材輸入の増加等による木材価格の低迷、資源的制約や自然保護への配慮による伐採量の減少等から財務状況が急速に悪化した。その結果、昭和51年度からは財政投融资資金を借り入れるようになり、その後、4次にわたり「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し経営改善に努めたものの、引き続き木材価格が低迷したこと及び土地価格が低迷したことなどにより債務は累増した。

このようなことから、国有林野事業が将来にわたってその使命を十全に果たせるよう、平成8年度から9年度にかけて、林政審議会や行政改革会議、財政構造改革会議等において国有林野事業の改革の方向等について幅広く論議・検討された。

国有林野事業では、これらの論議・検討を踏まえて平成10年10月に成立した国有林野事業改革関連2法に基づき、平成15年度までを集中改革期間とし、

- ① 木材生産に重点をおいた管理経営から、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
  - ② 組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立
  - ③ 独立採算性を前提とした特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行
  - ④ 累積債務の本格的処理
- を柱とした改革を推進している。

具体的には、国有林野の管理経営の方針を明確にするとともに、国民共通の財産にふさわしい透明性の高い管理経営を行うため、国民の意見を広く聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を平成15年12月に改訂し、集中改革期間に築いた基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進している。

前述の改革の4つの柱に即して、推進状況を要約的に述べれば、以下のとおりである。

第1の公益的機能重視の管理経営については、森林の機能類型を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に再編し、木材生産のため

## 第10節 国有林野事業

### 1 国有林野事業の現状と今後の展開方向

国有林野は、我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる759万haに及んでいる。その多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、貴重な野生動植物が生息・生育している森林や原生的な天然林も多く残されていることから、森林のもつ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大き



の森林（資源の循環利用林）を5割から1割に縮小するとともに、国土の保全等のための森林（公益林）を5割から9割に拡大し、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林施業等の非皆伐施業を積極的に推進している。

第2の組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立については、まず、国の業務は森林の保全管理等の行政的な業務に限定するとともに伐採、造林等の事業の実施は全面的に民間委託することとした。こうした考え方の下で、国有林野を管理経営する組織については、平成11年3月に、中央機関として林野庁国有林野部、地方機関として森林管理局、森林管理署・支署に再編している。これらと併せ、職員数の適正化にも取り組み、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものとしている。

第3の一般会計繰入を前提とした特別会計制度への移行については、平成10年10月の国有林野事業改革関連2法の施行に伴い平成10年度以降、公益林の保全管理等に必要な経費等について安定的・継続的に一般会計からの繰入が行われている。

第4の累積債務の本格的処理に関しては、国有林野事業改革関連2法の施行に伴い、累積債務約3.8兆円のうち、約2.8兆円を一般会計へ承継し、残りの約1.0兆円は国有林野事業特別会計で利子補給を受け、累増を防止しながら、借り換えることにより、将来において返済することとした。

平成17年度においては、地球温暖化防止への寄与や伝統的木造建築物などの修復等に必要な木材の供給を行う木の文化を支える森づくりなど新たな国民の期待や林政の課題に応えるための取組を進めた。さらに、森林環境教育、森林とふれあう機会の提供や国民参加の森づくりの推進に取り組んだ。

以上のほか、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、国有林野事業特別会計は、平成18年4月に予定する国有林野事業勘定と治山勘定の統合を進めることとし、その後、平成22年度に、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、企業特別会計としての特性及びこれまでの取組等を踏まえ、その業務の性質により一般会計への統合・独立行政法人化を検討するものとされた。

## 2 国有林野事業の主要事業

### (1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行してい

る。

17年度に国有林野で伐採された立木は574万 $\text{m}^3$ 、その伐採量のうち立木販売等に係るもの379万 $\text{m}^3$ 、丸太生産の資材としたもの195万 $\text{m}^3$ であった。また、官行造林地からの官収分は15万 $\text{m}^3$ であった。

### (2) 製 品 生 産 事 業

製品生産事業は国有林に生育する立木を資材として、国が丸太等を生産する事業である。

この事業は、森林の多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産機能の発揮のため、需要者のニーズを踏まえつつ、計画的・安定的な木材の供給等を目的として実行しているものである。

17年度は、121万 $\text{m}^3$ の丸太の生産を行った。

### (3) 林 道 事 業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道等の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の有する多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点に立って計画的にこれを整備することとしている。

このため、17年度は林道事業に一般会計から63億300万円の繰入れを行い、791kmの林道新設・改良の事業を行った。

### (4) 造 林 事 業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は森林の有する公益的機能を充実させるとともに、将来の森林生産力の増進を図るため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、17年度は一般会計より456億円の繰入れを行い、新植植付2千ha、育成天然林造成2千ha、保育11万1千ha等の事業を行った。

### (5) 国有林治山事業

国有林治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、平成16年度に策定された森林整備保全事業計画に基づき計画的な実施に努めている。

17年度においては、全額一般会計からの繰入により事業費378億円をもって実施した。

### (6) 国有林野の測定事業

測定事業は国有林野の境界（延長約10万5千km、境



界点数約359万2千点)を確定し、これを測量した上、その成果を図簿に示すとともに、国有林野の面積を決定する等、国有林野の管理経営の基礎となる事業である。事業の実行に当たっては、当面管理経営上急を要する境界の整備に重点をおき、これに必要な境界検測及び境界標保全を最優先事業として実施した。

なお、17年度の実績は表28のとおりである。

表28 平成17年度国有林野の測定事業実績

|             |          |
|-------------|----------|
| 境 界 測 量     | 93km     |
| 境 界 検 測     | 645km    |
| 境 界 標 識 改 設 | 1,206本   |
| 境界検測・予備調査   | 4,951km  |
| 境界巡検・境界巡視   | 90,480km |

### 3 国有林野の財務状況

国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発展に資することを目的として、国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。その後、治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）の制定に伴い、治山事業に関する国の経理を明確にするため、この会計に治山勘定が設けられ、同特別会計は治山勘定と国有林野事業勘定に区分された。

国有林野事業については、国有林野事業勘定において、その経理が行われている。

なお、「国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律」（平成18年法律第9号）に基づき平成18年度から勘定区分が廃止され、治山勘定については、補助事業は一般会計、国が行なう直轄事業は国有林野事業勘定と統合して国有林野事業特別会計全体で経理することとなった。

平成17年度の国有林野事業勘定の決算は、次のとおりである。

#### (1) 歳入歳出

##### ア 歳入の部

取納済歳入額は、3,576億円であって、これを歳入予算額3,796億円に比べると220億円の減となった。その内容の主なものを科目別にみると、業務収入では林産物の販売単価が予定を下回ったこと等のため100億円減少、林野等売払代では不要存置林野の売払面積が予定より少なかったこと等のため113億円減少、雑収入では森林空間総合利用事業収入が予定より少なかったこと等のため4億円減少、一般会計より受入では翌年度への繰越事業があったこと等のた

め2億円減少した。

##### イ 歳出の部

歳出予算現額は、4,070億円であって、その内容は歳出予算額3,796億円、前年度繰越額275億円であった。この予算現額に対して、支出済歳出額は3,569億円、翌年度繰越額は249億円、不用額は252億円であった。

なお、翌年度繰越額の内訳は、法第16条第1項の規定による支出未済繰越額188億円、明許繰越額60億円及び事故繰越額2億円であった。また、不用額は、育林事業に係る保育が予定を下回ったこと等によるものである。

#### (2) 損益計算

総収益額1,115億円に対し、総費用額1,469億円となり、その差355億円を損失として計上した。この損失は、法第12条第2項ただし書の規定により損失の繰越しとして整理することとして、決算を結了した。

なお、本年度の損失は、平成16年度の損失294億円に比べ61億円の増加となった。その要因の主なものは、収益において、不要存置林野の売払面積の減少等により林野等売払収入が58億円、一般会計より受入が20億円減少し、また、費用において、立木原価の増加等により経営費が23億円増加したこと等によるものである。（表29、30）

表29 損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

| 費 用       | 収 益         |
|-----------|-------------|
| 科 目       | 科 目         |
| 金 額       | 金 額         |
| (億円)      | (億円)        |
| 経 営 費     | 602         |
| 治 山 事 業 費 | 134         |
| 一 般 管 理 費 | 209         |
| 及 販 売 費   | 251         |
| 減 価 償 却 費 | 66          |
| 資 産 除 却 損 | 203         |
| 支 払 利 子   | 3           |
| 雑 損       | 1,469       |
| 計         | 1,469       |
|           | 売 上 高       |
|           | 221         |
|           | 林 野 等 売 払   |
|           | 収 入         |
|           | 140         |
|           | 雑 収 入       |
|           | 76          |
|           | 一 般 会 計     |
|           | よ り 受 入     |
|           | 543         |
|           | 森 林 保 全 経 費 |
|           | 等 財 源 受 入   |
|           | 335         |
|           | 利 子 財 源 受 入 |
|           | 208         |
|           | 治 山 勘 定     |
|           | よ り 受 入     |
|           | 134         |
|           | 雑 益         |
|           | 1           |
|           | 本 年 度 損 失   |
|           | 355         |
|           | 計           |
|           | 1,469       |

表30 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

| 借方<br>科 目 | 金 額<br>(億円) | 貸方<br>科 目 | 金 額<br>(億円) |
|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 流動資産      | 156         | 借入資本      | 13,119      |
| 固定資産      | 71,194      | 自己資本      | 61,359      |
| 繰越欠損金     | 2,774       |           |             |
| 本年度損失     | 355         |           |             |
| 計         | 74,479      | 計         | 74,479      |

(注) 計は、四捨五入してあるため一致しない場合がある。

#### 4 国有林野の活用等

国有林野事業は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第5条の規定の趣旨に即して、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的に供給するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

##### (1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は17年度末現在で次のとおりである。

|           |        |
|-----------|--------|
| 農業用活用実績面積 | 5万6千ha |
| 林業用活用実績面積 | 2万7千ha |

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は17年度末現在で、貸付使用面積7万9千ha、分収造林契約面積13万2千ha、共用林野契約面積142万4千haとなっている。

##### (2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に創設され、以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の森林資源の整備充実を図るため、実施してきたところである。

分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分の対価及び保育・管

理に要する費用を負担してもらい、伐採時に販売代金を国と契約者とで分収することとしている。

分収育林は、これまで8万6千人の緑のオーナーの参加を得て森林整備が図られてきたところであるが、平成10年の国有林野事業の抜本改革により、公益的機能を重視した管理経営に転換したことなどから、分収育林の適地が減少している状況を踏まえ、法人等が社会貢献活動の一環として実施する「法人の森林」を除き、平成11年度から公募を休止しているところである。

なお、平成11年度から分収木（主伐）の販売を行っており、平成17年度には全国116箇所で行った。17年度末までの契約実績（累計）は次のとおりである。

|      |          |
|------|----------|
| 契約面積 | 2万6千（ha） |
| 契約口数 | 10万5千（口） |
| 契約者数 | 8万6千（人）  |

##### (3) 森林空間総合利用事業

森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化・教育的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開し、併せて地域振興に寄与することとしている。

また、森林ボランティア活動のためのフィールドや、森林環境教育のためのフィールドの提供を行っている。

17年度末における主なものは次のとおりである。

|             |         |
|-------------|---------|
| ○レクリエーションの森 | 1,249箇所 |
| ・自然休養林      | 91箇所    |
| ・自然観察教育林    | 170箇所   |
| ・森林スポーツ林    | 70箇所    |
| ・野外スポーツ地域   | 229箇所   |
| ・風景林        | 565箇所   |
| ・風致探勝林      | 124箇所   |
| ○ふれあいの森設定   | 147箇所   |
| ○遊々の森設定     | 107箇所   |

##### (4) そ の 他

林野整備等による民有林野の買入面積は17年度末現在で次のとおりである。

|             |       |
|-------------|-------|
| 保安林等の買入面積   | 26万ha |
| 林野整備による買入面積 | 5万ha  |

#### 5 国有林野事業の労働情勢（17年度）

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現に向け、公益的機能の維持増進をはじめ、地球温暖化防止、森林環境教育や国民参加の森林づくりの推進等に取り組んでいるほか、山地災害の発生の危険性が高い地域や水源地域の保安林における治

山事業の実施、保護林の保全・管理、保護林相互を連携してネットワークとする「緑の回廊」の設定の推進、森林環境教育のための「遊々の森」の設定、市民団体や地域住民等と連携しながら森林の整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」、企業の社会貢献活動の支援のため分収林制度を活用した「法人の森林」の設定等の取組をしている。

このような中、労使間において、業務運営、財政の健全化等に係る諸課題について論議、疎通を行った。

全林野労働組合は、7月29日から7月31日にかけて東京都内で開催した「第58回定期全国大会」において、

- (1) 行政改革等については、新たに作成された行政改革大綱、規制改革・民間開放推進に関する答申等について、公務労協としての対応方向を踏まえ、連合、政党等との連携を図り取り組むこと
- (2) 森林・林業基本計画、地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策に係わる森林整備等に向け、関係政党、連合及び関係団体との連携を図り、中央と地方が一体となり取り組むこと
- (3) 国有林野事業については将来とも国営企業として林野庁における一元的・一体的管理による経営を基本に取り組むこと
- (4) 森林・林業・木材産業に係わる政策の確立や環境問題等に対する友誼団体との共闘・強化に取り組むこと
- (5) 賃上げをはじめとする労働条件の改善に向け取り組むこと
- (6) 組織体制の確立を図ること
  - ア、国有林改革問題に係わる労使合意等、今まで積み上げてきた経過を踏まえた対策の確立
  - イ、今後の全林野、青年・女性部等のあり方や森林労連等との共闘体制強化等について、新組織結成に係わる整理内容に基づき取り組むこと
  - ウ、新組織の結成は、2006年2月10日に行うことの確認に基づき、これまでの議論経過を踏まえ、全組合員が新組織に結集するよう取り組むこと
  - エ、新規採用者及び無所属者の組織化に向け取り組むこと
  - オ、公務労協や国営関係部会の運動の強化に向け、中央・地方連合等に対して積極的に対策を進める

こと

等について、組織の総力で闘い抜くことを決議し、職場・地域で取り組んだ。

一方、日本林業労働組合は、10月21日から22日にかけて東京都内で開催した「全国委員長・書記長会議」において、第45回定期全国大会で承認された「2004・2005年度運動方針」及び第46回年次全国大会で承認された「2005年度運動の補強」を継承することを確認し、運動を展開するとともに、新組織についての検討を行い、新組織結成に係わる整理内容の確認がなされた。

両労働組合は、これまで、組織統一に向け、「中央準備委員会」を設置し、基本綱領、運動の基本目標、課題と使命及び役割と責任や今後の組織運営などについて議論を進めてきた結果、平成18年2月9日をもって両労働組合を発展的に解散し、翌2月10日に新組織「全国林野関連労働組合（略称林野労組）」を結成するに至り、47年ぶりに労働組合が1つとなった。

新組織の結成大会では、基本綱領、運動方針が承認されるとともに、

- (1) 企業内における労使交渉などを中心とした取組
- (2) 組織強化と民主的な組織運営に向けた取組
- (3) 関係労働組合・団体との連携の取組
- (4) 労働基本権の確立等の取組
- (5) 平和と民主主義を求める取組
- (6) 政治対策の強化の取組

等についての闘いの基本方向と重点課題が決議された。

また、下部組織においても、3月までに順次、解散及び結成の大会が開かれ、新組織は8地本、143分会体制となった。

## 第11節 森林国営保険

### 1 事業計画

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有人工林等を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。現在、自然災害を対象とする森林保険は、国営保

表31 森林国営保険の年齢別加入状況（17年度末現在）

| 年齢      | 級     | I    | II   | III  | IV   | V以上   | 合計    |
|---------|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| 民有人工林面積 | （千ha） | 114  | 192  | 280  | 432  | 6,931 | 7,949 |
| 加入面積    | （千ha） | 72   | 131  | 90   | 87   | 916   | 1,296 |
| 加入率     | （%）   | 63.2 | 68.2 | 32.1 | 20.1 | 13.2  | 16.3  |

（注）四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

険のみである。

平成17年度末の森林国営保険の加入状況は表31のとおり、129万6千haで、民有人工林の16.3%に当たっており、齢級別にみると、Ⅰ、Ⅱ齢級（林齢1年生～10年生）の幼齢林では、加入面積が20万3千haで、対象面積の66%を占めている。平成17年度予算においては、新規契約及び継続契約の確保等加入拡大に努め、特に中高齢林の加入率を高めることとし、歳入については、最近の保険加入実績等を基礎とし、保険契約面積444,500ha（前年度447,000ha）を予定した。

この計画に伴う歳入は表32のとおり保険料収入33億4,350万円、前年度繰越資金受入116億1,132万5千円、預託金利子収入を主体とする雑収入1億7,681万7千円で、合計151億3,164万2千円を予定した。これは前年度歳入予算額166億42万3千円に比べ14億6,878万1千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が27億5,347万4千円、保険業務を運営するために必要な業務費15億3,112万6千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費14億円で、合計56億8,460万円を予定した。

表32 歳入歳出予算額

|               |            | (単位：千円)    |  |
|---------------|------------|------------|--|
| 項 目           | 16年度       | 17年度       |  |
| 森 林 保 険 収 入   | 16,546,579 | 14,954,825 |  |
| 保 険 料         | 4,129,600  | 3,343,500  |  |
| 前年度繰越資金受入     | 12,416,979 | 11,611,325 |  |
| 雑 収 入         | 53,844     | 176,817    |  |
| 歳 入 合 計       | 16,600,423 | 15,131,642 |  |
|               |            |            |  |
| 森 林 保 険 費     | 2,832,324  | 2,753,474  |  |
| 賠償償還及払戻金      | 65,362     | 540,788    |  |
| 保 険 金         | 2,766,962  | 2,212,686  |  |
| 森 林 保 険 業 務 費 | 1,624,816  | 1,531,126  |  |
| 予 備 費         | 1,400,000  | 1,400,000  |  |
| 歳 出 合 計       | 5,857,140  | 5,684,600  |  |

## 2 事業の実施計画

### (1) 保 険 契 約

17年度の保険契約の実績は表33のとおり、保険金額では4,769億6千万円となっており、対前年比で26.2%の減となっている。

表33 17年度保険契約実績

| 齢 級 | 保険金額（百万円） |         |       |
|-----|-----------|---------|-------|
|     | 15年度      | 16年度    | 対前年   |
| Ⅰ   | 22,561    | 22,411  | 99.3% |
| Ⅱ   | 9,254     | 8,773   | 94.8% |
| Ⅲ   | 19,336    | 19,161  | 99.1% |
| Ⅳ   | 30,378    | 25,159  | 82.8% |
| V以上 | 565,057   | 401,456 | 71.0% |
| 計   | 646,586   | 476,960 | 73.8% |

注）四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから17年度中に期間満了となるものを差し引いた17年度末の契約保有高は、面積129万6,952ha、保険金額1兆3,455億3,518万円となったが、これは前年に比べ、面積71千haの減、保険金額で3,742億2,220万円の減となっている。

### (2) 損 害 て ん 補

17年度の災害別の保険金支払実績は、表34のとおりで22億4,614万3千円（面積2,161ha）である。

表34 17年度災害別損害てん補実績

| 災 害 別 | 面積<br>(ha) | てん補金額<br>(千円) |
|-------|------------|---------------|
| 火 災   | 69         | 57,266        |
| 風 害   | 1,852      | 1,983,396     |
| 水 害   | 98         | 92,437        |
| 雪 害   | 61         | 72,303        |
| 干 害   | 50         | 17,618        |
| 凍 害   | 17         | 7,186         |
| 潮 害   | 15         | 15,938        |
| 噴 火 災 | —          | —             |
| 計     | 2,161      | 2,246,143     |

注）四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

## 3 森林保険特別会計の収支状況

この事業は、森林保険特別会計法（昭和12年法律第26号）に基づき特別会計を設置し運営している。

17年度の収納済歳入額は138億2,126万円、当初予算に比べ13億1,038万円の減となった。一方、支出済歳出額は39億8,911万円で、歳入歳出の差し引きは98億3,215万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額97億5,128万円を控除するので、決算上は8,088万円の剰余金を生ずることになる。この剰余金は森林保険特別会計法第3条第1項の規定により積立金として積み立てることとして、決算を結了した。



# 第12章 水 産 庁

## 第 1 節 資源管理の推進

### 1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源評価についてその公表等を行った。

### 2 我が国周辺水域の水産資源の管理

#### (1) 資源回復計画の作成・実施

平成14年度より緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種について、全国又は海域レベルで、休漁等を含む漁獲努力量の削減や資源の積極的な培養、漁場環境の保全等の資源回復措置を計画的に講じる魚種別資源回復計画を作成し、平成17年度からは、魚種別計画取組が困難な、定置網や底びき網等について、漁業種類に着目した多魚種にわたる包括的資源回復計画の作成に着手した。

水産庁は回復計画の円滑な作成及び進行管理を図るため、関係漁業者の意見のとりまとめを行うための漁業者協議会の開催等への支援を実施している。

平成17年度には、日本海沖合ベニズワイガニ、九州・山口北西海域トラフグ、南西諸島海域マチ類の3計画の広域資源における魚種別回復計画を作成した。

また大分県が大分県豊後水道域クルマエビ、宮崎県が宮崎海域カサゴ、長崎県が長崎県大村湾ナマコ、岩手県が岩手県ヒラメ、愛媛県が愛媛県伊予灘マコガレイ、神奈川県が神奈川県三浦半島アワビ、山口県が山口県瀬戸内海アサリ、滋賀県が滋賀県琵琶湖セタシミの8計画の地先資源における魚種別計画を作成した。

また、同計画に基づき作成される漁獲努力量削減実施計画により、漁業者が自主的に行う減船、休漁等について、漁業経営への影響に配慮した支援措置を行った。

#### (2) 漁獲可能量制度等の的確な推進

我が国は平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(平成8年法律第77号)を制定し、平成9年から6魚種(さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに)を対象に、同法に基づく漁獲可能量(TAC)管理を開始した。平成10年には1魚種(するめいか)が追加され、現在7魚種を対象にTAC管理を行っている。

TACの適切かつ円滑な管理を推進するため、平成17年度においては、対象魚種の都道府県における採捕数量等の情報処理を行うためのコンピューターネットワークの整備等に対し助成を実施した。

また、平成13年に同法を一部改正し、漁獲努力量(TAE)管理制度を創設し、対象魚種とし平成14年に、あかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ、やなぎむしがれいの5魚種を指定し、その後、平成15年度においては、まがれいを、平成16年度には、いかなご、やりいか、平成17年度には、まこがれい(合計9魚種)を指定した。

### 3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、沿岸漁業の重要な一部門を構成するに至っている。また、国連海洋法条約の発効により、我が国沿岸域の水産資源の適切な管理と有効利用に取り組むことが、国際的な責務となっていることから、沿岸漁業を安定的に発展させ、かつ、国民に対し水産物を安定的に供給するべく、持続的な養殖生産の確保を図ることが水産行政上重要な課題となっている。

しかしながら、養殖業の発展とともに、生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与により、全国的に養殖漁場が悪化してきている状況にあった。このような養殖漁場の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及びまん延の原因ともなっており、放置すれば最終的にはその漁場における養殖自体を不可能に至らしめることとなりかねないものである。

また、近年、我が国においては、養殖用の種苗を海外に依存する傾向が顕著であり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性が高まっている。

このような状況に適切に対処するため、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延を防止するための措置を講ずることとし、平成11年5月に「持続的養殖生産確保法」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成18年3月末現在で23道府県、457漁協が作成し知事等の認定を受けている。

#### 4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

##### (1) 概 要

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法において、「農林水産大臣は、毎年度、さけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、地球環境保全に関する関係閣僚会議で決定した「新・生物多様性国家戦略」（平成14年3月27日）において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

##### (2) 北海道及び本州におけるさけ・ます人工ふ化放流

北海道、東北6県、茨城県、新潟県、富山県、石川県の11道県において、さけ・ます人工ふ化放流事業が実施されている。これらの道県では、増殖団体、漁業協同組合、漁業生産組合が生産した稚魚を道県が買い上げて放流しており、この事業に対する支援を行なった。

また、さけ・ます人工ふ化放流事業の効果を確認するための資源動態等モニタリング調査、増殖実態調査、サクラマス資源量が、河川環境の悪化等により減少の一途をたどっているため、資源回復のための調査等に対する支援を行なった。

さらに、さけ・ます資源の効率的な造成を図るため、さけ・ます増殖施設の整備に対しても継続して支援を行なった。

表1 17年度センターが実施すべき人工ふ化放流計画  
(農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画)

| 魚 種    | 放流数 (千尾) |
|--------|----------|
| さ け    | 158,000  |
| からふとます | 7,200    |
| さくらます  | 3,430    |
| べにざけ   | 270      |

表2 17年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

| 魚 種    | 地 域 | 放流数 (千尾) |
|--------|-----|----------|
| さ け    | 北海道 | 837,900  |
|        | 本 州 | 810,900  |
| からふとます | 北海道 | 126,000  |
| さくらます  | 北海道 | 5,448    |
|        | 本 州 | 6,929    |

表3 17年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算

|                                         | (千円)          |
|-----------------------------------------|---------------|
| 独立行政法人さけ・ます資源管理センター                     | 1,967,762     |
| 運営費交付金                                  | 1,747,671     |
| 施設整備費補助金                                | 220,091       |
| 強い水産業づくり交付金                             | 15,228,087の内数 |
| 〔うち、さけ種苗放流<br>さくらます等調査<br>さけ・ます増殖施設の整備〕 |               |

#### 5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等に寄与しており、近年、国民の自然環境の保全等に対する意識が高まるとともに余暇時間が増大していく中、健全な親水性レクリエーション等を通じたゆとりや潤いのある国民生活と余暇活動の提供などその役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少などによる水生生物の生息環境の悪化に加え、ブラックバス等外来魚の生息域の拡大やカワウの急激な増加による食害問題などの生態系の変化、アユ冷水病やコイヘルペスウィルス病の蔓延などますます厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、各種の対策を講じているところである。

17年度は、生態系との調和、地域特性の活用、他産業との連携等を念頭におき、水産資源の増養殖基盤施設、漁業・養殖業の近代化施設や遊漁施設等の交流促

進施設などの整備に対する支援を行った。

またブラックバス等外来魚の生息状況調査、駆除、密放流防止の啓発活動等に対する支援を行うとともに、カワウの飛来・生息状況等の調査、食害防止措置や駆除等に対する支援を行い、また、

- ① 環境収容力等の河川環境を考慮したアユの増殖管理手法等の開発
- ② ブルーギルの生態的特性の解明と生態特性や地域特性を活用した繁殖抑制技術の開発
- ③ 遺伝的多様性に配慮した溪流魚の管理手法の開発
- ④ カワウによる放流稚魚の捕食防止技術の開発などを実施した。

さらに、内水面漁業・養殖業の振興を図っていくため、これらに携わる関係者の組織強化、地域住民や内水面利用者に対する内水面の利用に関する知識やマナー、外来魚の違法放流防止の啓発等を実施するとともに、養鰻業について、国際競争力のある持続的経営が可能となるよう構造調整の推進等を行った。

コイヘルペスウィルス病の蔓延や新潟中越地震で大きな影響を受けているコイ養殖業の振興を図るため、魚病の検査、魚病蔓延防止のための啓蒙活動、風評被害防止活動、震災復興対策等に対する支援を行った。

表4 17年度内水面関連予算

(単位：千円)

|                                                                                                                                                                                                                            |               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 健全な内水面生態系復元等推進事業費                                                                                                                                                                                                          | 176,086       |
| 養鰻業振興対策事業費                                                                                                                                                                                                                 | 32,400        |
| 強い水産業づくり交付金                                                                                                                                                                                                                | 15,228,087の内数 |
| <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">           うち、内水面増養殖の推進<br/>           錦鯉生産地の震災復旧支援<br/>           内水面資源増殖等基盤施設の整備<br/>           内水面漁業近代化等施設の整備         </div> |               |

## 6 漁場環境及び生態系の保全

- (1) 内湾域に立地されている発電所の取放水による周辺海域の漁業に及ぼす影響調査等を実施した。

このほか、漁場環境監視体制の強化、漁業者による監視調査への参加、さらに廃棄物除去等による漁場環境の維持・保全等を推進するための都道府県への助成、漁場・海岸の美化運動の全国的展開、海浜美化指導員の養成、ボランティアによる海浜生物の生息調査の実施、漁場環境保全方針の策定及び広域レベルにおける漁場環境保全のための個別・具体方針化の検討を行う民間団体に対する助成を行った。

- (2) 赤潮による漁業被害防止のため、有害赤潮プランクトンの生理・生態の解明、赤潮の発生予察技術や防御技術の開発、養殖ノリの色落ち被害の原因となるケイ藻赤潮の被害対策を実施するとともに、プ

ンクトン同定研修会を開催した。また、赤潮・貝毒情報ネットワークシステムの充実を図った。

- (3) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため（財）漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等（審査認定事業、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業等）に対し助成した。
- (4) ダイオキシン類等の魚介類中における蓄積状況の全国的な実態把握、魚介類中のダイオキシン類削減方策の検討等を行った。このほか、内分泌かく乱物質の魚介類への影響調査等を行ったほか、内分泌かく乱物質による海産生物への影響評価手法の開発を行った。
- (5) 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」の掲載種について、保存方法の検討を進めるため、緊急性の高く調査可能なものから現地調査及び増殖保存試験等を実施した。

また、トドの資源に悪影響を与えることなく、トドによる漁業被害を減らすための強化網の導入について北海道に助成を行った。

- (6) 豊かな漁場環境を維持する上で、森・川を含めた環境保全の取組が重要であることから、漁業者が山に木を植える活動を幅広い市民の理解と参加を得て全国的に展開するための啓発普及等を行う民間団体に対し助成を行った。
- (7) 有明海における海域環境の改善と漁業の振興を図るため、漁業者等からの意見を聞いた上で二枚貝資源の生産回復に資する海域環境改善技術の現地実証として、海水流動制御・覆砂漁場機能増進技術の開発や微細気泡装置による耕耘効果技術の開発を行った。

## 第2節 つくり育てる漁業の推進

### 1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に整備することとし、7年度までに16か所の栽培漁業センターを整備した。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備（48～58年度全国37か所）に引き続き、増強施設の整備（55～63年度全国32か所）、拠点施設の整備（60年度から）、新技術導入施設の整備（平成元年度から）、海区拠点施設の整備（平成6年度から）及び種苗生産環境改良施設の



整備（平成9年度から）を進めている。

(1) 独立行政法人水産総合研究センターが実施する栽培漁業の推進に対する支援

平成14年に成立した「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律」により、社団法人日本栽培漁業協会は、平成15年10月1日に独立行政法人水産総合研究センターと統合した。これにより、社団法人日本栽培漁業協会が委託事業として行っていた栽培漁業に関する技術開発の業務を、独立行政法人水産総合研究センターが実施することとなり、22億8,673万円を交付した。また、その業務に必要な栽培漁業センターの施設については、施設整備費7億9,714万円を補助した。

(2) 都道府県、漁協等が実施する栽培漁業の推進に対する補助

ア 県営栽培漁業センターの整備

資源回復計画の対象種等の種苗生産に必要な施設整備に3億2,522万円（補助率1/2）を補助した。

イ 都道府県等が実施する技術開発・効果実証

我が国沿岸の水産資源が総じて減少傾向にある中で、水産資源の維持・増大を図るため、重要な海産魚介類について、種苗生産技術の開発、放流効果調査等を行うため、国費6億267万円（補助率1/2、4/10、1/3）を補助した。

## 2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、国民の水産物に対するニーズの高級化・多様化に対応して発展を続け、養殖業を含む沿岸漁業全体の生産額の半分近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は多くの養殖水産物で供給過剰等による魚価の低迷が見られ、また、養殖生産の国際化、自由貿易の進展による輸入水産物の増加など、厳しい情勢が山積している。このような問題点を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と沿岸地域の振興に貢献し続けるためには、国民の信頼を受けつつ養殖を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、消費者ニーズの高級化・多様化に対応した安全な養殖水産物を安定的に供給し、豊かな食生活の実現と漁村地域の活性化を図るため、各種の対策を講じているところである。

17年度は、食品の生産方法等の履歴情報の提供に対する消費者の関心が高まっていることから、生産工程における詳細な履歴情報を記録・管理できるシステムの開発等を行った。

また、持続的養殖の推進や経営の高度化を図るべく、地域の特性に即した具体的な目標と達成手法を盛り込んだブランド化推進計画を策定し、その実現に向けて、計画的な生産・出荷、経営コスト削減、飼料対策、機器のリース等による省力化、漁場環境の保全等の実施、さらに持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定・実施に対する支援等を総合的に行った。

このほか、海面養殖業から水系へ排出される汚濁負荷を可能な限りなくすための更なる知見の収集と、それに基づく実用的技術・システム開発の実施、わかめ養殖業の生産コスト削減、作業省力化等を実現するための生産システムの開発及び品質の維持・向上のための優良種苗の開発、水産養殖に使用される水産用医薬品以外の資機材の調査・検討、海域特性を勘案した養殖漁場環境の指標及び基準の策定、高品質なアコヤ貝育成のための技術開発とへい死を防止するための管理方法の開発、消費者等の視点から新たな養殖業のあり方についての検討を行うとともにパイロット地区において生産情報の発信や消費者等との意見交換、新たな魚種の養殖技術開発と産業としての定着促進、養殖生産の省力化・合理化技術の開発等を実施した。

産業としての定着促進、養殖従事者の高齢化・担い手不足に対応した省力化技術の開発等を実施した。

## 第3節 漁業の担い手確保・育成対策

### 1 漁業労働力の確保等

我が国の漁業就業者は、この10年間で26%減少し、平成16年現在23万1千人となり、また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の35%、60歳以上にあっては47%と高齢化しており、このような現状に対応するため、水産基本法及び水産基本計画に基づき、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

(1) 担い手育成支援事業

社団法人大日本水産会及び都道府県等に設置された漁業就業者確保育成センターによる求人情報等の提供、地域情報提供体制の整備、漁業就業支援フェアの開催、漁業現場でのオリエンテーション（体験乗船等）の実施、水産業改良普及組織が中心となり行う後継者受入地域の合意形成、自立漁家を目指した実習、青年漁業者、漁村女性等が自発的に行う漁業技術・経営管理能力の向上等に関する活動の支援等。



## (2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者老齢福祉共済事業の推進等。

## (3) 経営改善促進事業

全国漁業協同組合連合会が行う青年・女性漁業者グループのリーダー資質向上対策、漁業経営や地域活動等に関する取組の全国交流、中核的漁業者協業体の経営改善の取組や漁村女性等による起業的活動の取組等。

## 2 水産業改良普及事業

最近の沿岸漁業等をめぐる厳しい情勢を踏まえ、沿岸漁業の生産性の向上、漁家経営の改善等の課題を地域の特性に応じて解決することが重要となっており、水産業改良普及事業の推進に当たっては、組織体制の整備強化及び普及職員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を展開することが緊要となっている。

このため、国は道府県に対して、水産業専門技術員及び水産業改良普及員の配置、水産業改良普及員室等の運営等普及事業の実施に要する経費について水産業改良普及事業交付金を交付した。

## 3 独立行政法人水産大学校

独立行政法人水産大学校は、中央省庁等改革の一環として、水産に関する教育・研究を実施する機関として、農林水産省組織令に基づく水産大学校の業務を引き継ぎ、平成13年4月1日に独立行政法人として設立された。

業務内容として、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図っており、この業務内容を実施するために17年度は運営費交付金21億1695万9千円を交付した。

## 第4節 水産制度金融

### 1 概 況

17年度の漁業金融の状況をみると、18年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は1兆5,563億円となり、前年比5.47%の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが1兆4,409億円、大規模漁業向けが1,153億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が1兆580億

円で最も大きく、一般金融機関が3,757億円、政府系金融機関が1,226,315億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が3.1%、一般金融機関が10.9%、政府系金融機関が6.8%のそれぞれ減少となった。構成比をみると、系統金融機関が68.0%、一般金融機関が24.1%、政府系金融機関が7.9%となっている。

## 2 系 統 金 融

### (1) 貯 金

17年度における漁協貯金は、表5のとおり、18年3月末で8,622億円となり、前年同期に比べ1,439億円(14.3%)の減少となった。

これは、漁協信用事業の信漁連への譲渡が進んだことが主な要因である。

表5 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

|               | (単位：億円、%) |        |        |
|---------------|-----------|--------|--------|
|               | 16/3月末    | 17/3月末 | 18/3月末 |
| 漁 協 貯 金 (A)   | 10,992    | 10,061 | 8,622  |
| 漁 協 貸 出 金 (B) | 3,686     | 3,037  | 2,445  |
| 漁協の貯貸率(B/A)   | 33.5      | 30.2   | 28.4   |

### (2) 貸 出 金

17年度における漁協貸出金は、表6のとおり、18年3月末で2,445億円となり、前年同期に比べ592億円(19.2%)の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同期に比べ1.8%減少し、28.4%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の18年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計1兆580億円となり、対前年度333億円の減少となった。

表6 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

|          | (単位：億円、%) |        |        |
|----------|-----------|--------|--------|
|          | 17/3月末    | 18/3月末 | 増加率    |
| 国内銀行銀行勘定 | 3,380     | 3,008  | △11.0  |
| 信 託 勘 定  | 10        | 0      | △100.2 |
| 信 用 金 庫  | 826       | 749    | △9.3   |
| 計        | 4,216     | 3,757  | △10.9  |

## 3 一 般 金 融 機 関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表8のとおり、18年3月末で3,757億円である。

## 4 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っており、水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金、水産加工資金等8資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

17年度の貸付決定額は表7のとおりで、水産業をめぐる近年の厳しい情勢の中で、164億円と前年度の7.7%増となった。

表7 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

| (単位：百万円、%) |        |        |       |
|------------|--------|--------|-------|
| 資 金 名      | 16年度   | 17年度   | 17/16 |
| 漁業経営改善支援   | 5,212  | 3,373  | 64.7  |
| 構造改善推進（沿構） | -      | -      | -     |
| 漁業経営再建整備   | -      | -      | -     |
| 中山間地域活性化   | 1,583  | 1,052  | 66.5  |
| 振興山村・過疎    | 556    | 278    | 50.0  |
| 漁業基盤整備     | 1,759  | 2,613  | 148.6 |
| 漁 船        | 1,125  | 469    | 41.7  |
| 農林漁業施設     | 538    | 4,890  | 908.9 |
| 水産加工       | 3,803  | 3,745  | 98.5  |
| 沿岸漁業経営安定   | 671    | -      | -     |
| 計          | 15,247 | 16,420 | 107.7 |

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

## 5 漁業近代化資金等の制度資金

### (1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきている。

17年度の融資実績は、272億円となっており、前年度より12億円減少した。

用途別にみると、前年度に比べ漁船が9億円、養殖用施設が6億円、加工用施設が1億円、漁具等施設が6億円、水産動植物の種苗購入・育成が12億円の増加となった。

表8 漁業近代化資金の用途別融資額

| (単位：百万円、%)    |        |        |       |       |
|---------------|--------|--------|-------|-------|
|               | 金 額    |        | 構 成 比 |       |
|               | 16年度   | 17年度   | 16年度  | 17年度  |
| 都道府県承認分       |        |        |       |       |
| 漁船（20t以上）     | 582    | 672    | 2.1   | 2.5   |
| 漁船（20t未満）     | 11,415 | 10,438 | 40.3  | 38.4  |
| 養殖用施設         | 1,237  | 617    | 4.4   | 2.3   |
| 加工用施設         | 3,344  | 3,228  | 11.8  | 11.9  |
| 漁具等施設         | 2,629  | 2,088  | 9.3   | 7.6   |
| 水産動植物の種苗購入・育成 | 8,868  | 10,059 | 31.3  | 37.0  |
| 共同利用施設        | 233    | 72     | 0.8   | 0.3   |
| 計             | 28,308 | 27,153 | 100.0 | 100.0 |
| 国の直接利子補給分     |        |        |       |       |
| 共同利用施設        | 0      | 0      | 0.0   | 0.0   |
| 合 計           | 28,308 | 27,153 | 100.0 | 100.0 |

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

### (2) その他の制度資金

主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた中小漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

なお、漁業経営維持安定資金については平成17年度より、国際規制関連経営安定資金については平成18年度よりそれぞれ都道府県へ税源移譲されている。(ただし、漁業者団体への直接助成金は除く。)

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るため7年度に創設した漁業経営改善促進資金については、17年度に57億円の貸付を行っており、前年度より10億円減少した。

表9 その他制度資金融資・貸付状況

| (単位：百万円)        |       |       |
|-----------------|-------|-------|
| 資 金 名           | 16年度  | 17年度  |
| 漁業経営維持安定資金      | 768   | (248) |
| 国際規制関連経営安定資金    | —     | —     |
| 漁業経営再建資金        | —     | —     |
| 漁業経営改善促進資金（極度額） | 6,688 | 6,688 |
| 漁業経営高度化促進支援資金   | 263   | (57)  |

## 6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るため自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るため合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の修得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として54年に創設された。

表10 沿岸漁業改善資金状況

|                 | 14年度  | 15年度  | 16年度  |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 経 営 等 改 善 資 金   | 2,509 | 2,219 | 2,322 |
| 生 活 改 善 資 金     | 44    | 45    | 48    |
| 青 年 漁 業 者 等 養 成 | 654   | 616   | 625   |
| 確 保 資 金         |       |       |       |
| 合 計             | 3,207 | 2,880 | 2,995 |
| 補 助 金 交 付 額     | 12    | 11    | 5     |
| 対 象 都 道 府 県     | 41県   | 41県   | 41県   |

## 7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

17年度の保証状況を見ると、年度中の保証額は1,270億円で前年比6.1%の減少となり、年度末保証残高は2,123億円で4.7%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比1.6%減、信漁連は0.7%減、漁協は12.1%減、銀行等は2.6%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比7.0%減、一般資金は2.2%の減少となった。

なお、17年度中の代位弁済額は42億円で前年比16億円の増加となり、この結果単年度事故率は3.1%、累計事故率は3.3%となった。

## 第5節 水産業協同組合

### 1 概 要

#### (1) 水産業協同組合の現況

18年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が3,174(沿海地区漁協1,476、内水面漁協878、業種別漁協161、漁業生産組合520、水産加工協139)、連合会が174(漁連129、信漁連34、水産加工連10、共水連1)、うち全国段階連合会が11となっている。

#### (2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

このような状況の中で、漁協系統に対しては、水産基本法の理念である「水産物の安定的供給の確保」や「水産業の健全な発展」の実現に向けて、より積極的な役割を果たしていくことが期待されており、資源管理を始めとする水産業の新たな課題に的確に対応していくためには、漁協系統の組織・事業基盤強化が急務となっている。

## 2 漁業協同組合等特別対策事業

### (1) 趣 旨

漁協系統が漁村地域における中核として期待される役割を十全に果たしていくため、その人的基盤の強化、財務面での健全化を図る事業を実施した。

### (2) 内 容

認定漁協へつながる漁協合併等の円滑な推進に資するための啓発・普及活動、事業の健全化・適正化を図るための監査活動、漁協系統組織職員等の人材育成を行うための研修・教育活動、漁協系統の育成・強化を図るための近隣諸国の漁協系統組織との国際交流活動、漁協合併又は信用事業譲渡による漁協の財務状況の調査分析に要する経費に対して補助を行った。

## 3 地域漁業再生のための担い手定着促進事業

### (1) 趣 旨

沿岸漁業の新規就業者、後継者等の担い手を、漁協自営漁業に受け入れて実務研修の場を提供したり、漁船を研修用に貸与する事業を行う際に、事業を適切に実施するための審査・指導、機器整備等に必要な経費を助成し、地域漁業の担い手の定着を推進することで、漁業生産力の維持・増大と漁村地域の活性化を図る。

### (2) 内 容

資源管理等環境問題に精通した人材育成のための役員研修、資源管理等環境問題に取り組む非営利活動

#### ① 審査・指導事業

県庁、融資機関、学識経験者などで組織する審査委員会を設置し、事業を希望する漁協における研修対象漁協種類等を確認するとともに、担い手の経験、資力等を考慮した研修メニュー等の審査、担い手に対する技術・安全指導及び修得状況の確認等に要する経費について補助を行った。

#### ② 機器整備事業

担い手に実務経験を積ませるための漁協自営漁業の効率化・高度化に必要な機器及び担い手の研修用に貸与するための中古漁船の安全で効率的な操業のために必要な機器(推進機及び漁労機械)の整備に要する経費について補助を行った。

## 4 漁協等経営基盤強化対策事業

### (1) 趣 旨

資源管理、担い手育成等の水産業の新たな課題を担うに足る基盤を備えた漁協(認定漁協)を育成するため、合併・事業統合を促進し、財務改善を図る漁協組織・事業の再編を進める対策を実施するとともに、漁協から信漁連への信用事業譲渡を推進するために、譲渡予定漁協に対する指導、信用事業を譲り受ける信漁連に対する信用事業実施基盤の強化を実施した。

### (2) 内 容

#### ① 漁協合併等促進対策事業

認定漁協につながる合併等を促進するため、合併等予定漁協を対象として、プロジェクトチーム派遣



による経営診断、漁協役員の意識啓発のための研修、地区合併協議会の推進、経営困難漁協に対する濃密経営指導等に要する経費に対して補助を行った。

## ②漁協経営体質強化等促進事業

合併等実施漁協の経営体質の強化及び信用事業を譲り受ける信漁連等の事業運営の交率化を図るための検討会の開催及び指導、職員の資質向上のための実務研修、事務の合理化のための機器（パソコン等）等の導入等に要する経費に対して補助を行った。

## ③利子補給事業

認定漁協につながる合併を行う漁協及び信漁連への信用事業譲渡を行う漁協が、合併等に伴い必要な借入をする際に、都道府県が行う利子補給に対して補助を行った。

# 5 国際漁業再編対策事業

## (1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存在を確保することが必ずしも可能な状況にはなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい減船をできる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣議了解を行った。

## (2) 事業の概要

### ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

### イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給漁業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体質強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

### ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされたものについて、その実態に即応しつつ必要

に応じ、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等を通じ、再就職の促進に努める。

## (3) 事業の実績

これまで元年度に北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2～4年度に北洋さけ・ます漁業、3～5年度に北方底びき網漁業、4～6年度に公海流し網漁業、10年度に遠洋まぐろはえなわ漁業、13年度にたら等はえ縄漁業について本事業を行った。

# 第6節 水産物の流通加工・需給・消費対策

## 1 水産物の需給・価格動向

17年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は571万9千t（概数）で、前年に比べ1.0%減少した。

魚種別には、さば類等が増加し、かたくちいわし、まあじ、すけとうだら、ほっけ、さけ類等が減少した。

17年の産地価格は、産地水産物卸売価格指数総合では99.2（平12＝100）で、前年に比べ0.1%上昇した。

これは、さば類、さんま等の価格が低下したものの、さけ類（生）、かたくちいわし、まあじ等が上昇したためである。

17年の消費地価格は、消費地卸売価格指数総合では94.7（平12＝100）で、前年に比べ1.9%低下した。

これは、かつお、さんま等の価格が低下したものの、たら（冷）、かじき（冷）等が上昇したためである。

## 2 水産物の流通対策

### (1) 水産物産地流通機能強化対策事業

（水産物流通・加工機能強化事業）

産地市場統合の促進等を通じた産地流通機能強化を図るため、県内産地市場の再編計画等についての検討会、市場動向調査、学校給食等への地域水産物の提供、統合市場・量販店等への派遣研修等を行った。事業実施主体は都道府県・漁業協同組合等であり、補助率1／2及び1／3で実施した。

### (2) 国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業

漁業関係団体が、食品産業、小売業とも連携して、消費者ニーズを的確に把握した水産物の供給やサービスの提供、産地から消費地への効率的な流通等、新たな需要の創出につながる取組を実施し、国産水産物を利用した魅力的なビジネスモデルの確立を図るため、

①消費者ニーズの的確な把握やその結果に基づく新たな水産物商品の企画、試作品の製造、最適出荷ルートの企画



②流通・消費段階と連携した水産物商品の流通・サービスの実証試験とそれに基づく市場評価やコストの分析

③国産水産物の品質特性、他産業における物流マネジメント及び既存のビジネスモデル特許についての調査、地域ブランドの保護（商標等）の可能性の検討等に必要な経費について、北海道漁業協同組合連合会、財団法人魚価安定基金等に補助を行った。

### 3 水産加工業対策

#### (1) 概況

水産加工品の生産量（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成16年の水産加工品生産量（生鮮冷凍水産物を除く。）は212万9,597 tで前年並み、生鮮冷凍水産物の生産量は162万8,978 tで、前年に比べて5%（8万758 t）減少した。

#### ア ねり製品

ねり製品の生産量は66万322 tで、前年並みであった。このうち、かまぼこ類は44万9,576 tで、前年に比べて1%（3,618 t）減少したが、やきちくわは13万9,343 t、魚肉ハム・ソーセージ類は7万1,223 tで、前年に比べそれぞれ、2%（2,105 t）、5%（3,542 t）増加した。

#### イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は30万3,236 tで、前年に比べ5%（1万6,346 t）減少した。このうち、魚介類（切り身、むきえび等の加工品）は16万337 t、水産物調理食品は14万2,899 tで、前年に比べそれぞれ、1%（2,199 t）、9%（1万4,147 t）減少した。

#### ウ 乾製品

乾製品の生産量は33万2,872 tで、前年に比べ4%（1万3,808 t）減少した。このうち、煮干し品は6万2,860 tで前年に比べ23%（1万8,712 t）減少したが、素干し品は3万5,031 t、塩干品は23万4,981 tで、前年に比べそれぞれ、4%（1万3,808 t）、2%（3,627 t）増加した。

#### エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は、21万8,396 tで5%（9,449 t）減少した。このうち、さけ・ますは11万395 t、たらこ・すけとうだらこは1万8,183 tで、前年に比べそれぞれ15%（1万4,424 t）、11%（1,787 t）増加したが、さばは3万211 tで、前年に比べ17%（6,395 t）減少した。

#### オ くん製品

くん製品の生産量は1万3,707 tで、前年に比べ1%（189 t）増加した。

#### カ 節製品

節製品の生産量は10万9,839 tで、前年に比べ1%（931

t）減少した。このうち、節類は6万6,950 tで前年に比べ3%（1,769 t）減少し、削り節は4万2,889 tで前年に比べ2%（838 t）増加した。

#### キ その他の食品加工品

その他の食品加工品の生産量は49万1,895 tで、前年に比べ4%（1万9,849 t）増加した。このうち、調味加工品は33万9,912 t、水産物漬物は8万1,288 tで、前年に比べそれぞれ、9%（2万6,741 t）6%（4,356 t）増加したが、塩辛類は3万2,205 tで前年に比べ、5%（1,690 t）減少した。

#### ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は162万8,978 tで前年に比べ、5%（8万758 t）増加した。このうち、さけ・ます類は15万2,711 t、さば類は22万3,197 tで前年に比べそれぞれ、2%（2,362 t）、7%（1万5,472 t）増加したが、いわし類は30万9,661 tで3%（1万1,070 t）減少した。

#### (2) 主な水産加工業対策

ア 地域水産加工業の事業基盤強化を図るための再生強化方針策定、再生強化支援等を行う「水産加工地域再生強化推進事業」及び地域水産加工品のブランド化の推進を図るためのブランド検討、ブランド確立、ブランド普及等を行う「みなとまち水産加工振興推進事業」に関する取り組みを行った都道府県に対し、支援を行った。（強い水産業づくり交付金）

イ 近年の水産加工業をめぐる厳しい情勢に対応して、近海水産資源を原材料とする水産加工の高度化・差別化の促進と水産加工業の体質強化を図るため、「水産加工施設改良資金融通臨時措置法」（昭和52年法律第93号）に基づき、水産加工資金（融資枠72億円）の融通を措置した。

ウ 水産物の品質や安全に関する消費者ニーズに応えるため、水産業者が実施する産地市場等各流通段階における衛生管理向上のための活動を支援し、水産加工場における HACCP 方式導入の促進等を行う「水産物安全・安心推進強化事業」に対して助成した。

### 4 水産物の需給安定対策

#### (1) 魚価安定基金造成事業（水産物調整保管事業）

近年における水産物の価格変動に対処し産地及び消費地を通ずる水産物価格の安定を図るため、漁業生産者団体等が、主要水産物の調整保管事業（水揚げが集中して産地価格が低迷した際に漁業生産者団体等がこれを一定価格で買い取り、冷蔵庫等で調整保管し、価格が上昇した際に放出する事業）を実施した際、買取代金金利、保管料等を助成するために必要な資金を（財）魚価安定基金に造成した。

#### (2) 水産物流通グローバル化対策事業

水産物の適正な価格形成、流通の合理化に資するため、主要な産地及び消費地において、価格、入荷数量等に関する情報を収集し、生産・流通関係者に提供するとともに、水産物貿易統計の作成を実施した。さらに、これらの情報収集・分析のための電子情報ネットワークを推進した。事業の委託先は、社団法人漁業情報サービスセンターである。

## 5 水産物の輸出入

### (1) 輸出入の概況

#### ア 輸 出

17年の水産物総輸出額は、1746億7488万円であり、前年に比べ、17.8%増加となった。

輸出額が増加した主な品目は、真珠、さけ・ます類、貝柱調整品等であり、逆に減少した品目は、まぐろ・かじき類等である（表11）。

また、輸出先別にみると、香港（25%）が最も大きく、次いで米国（18%）、中国（16%）、韓国（11%）、タイ（7%）と続いている。

表11 17年水産物輸出実績

単位：数量は<sup>ℓ</sup>、〔 〕 干しのり千枚  
金額は百万円、（ ）は千<sup>ℓ</sup>

| 品 目          | 数 量      | 金 額         |
|--------------|----------|-------------|
| 総 計          | [31,009] | 174,828     |
|              | 468,169  | (1,571,435) |
| (1) 真 珠      | 47       | 30,173      |
| （真珠及び真珠製品）   |          | (273,240)   |
| (2) さけ・ます類   | 65,959   | 14,713      |
| （生・冷・凍）      |          | (128,201)   |
| (3) 貝柱調整品    | 1,800    | 11,596      |
|              |          | (103,258)   |
| (4) ほたて貝     | 6,224    | 10,294      |
| （活生冷凍塩乾）     |          | (96,620)    |
| (5) まぐろ・かじき類 | 24,650   | 8,912       |
| （生・冷・凍）      |          | (80,351)    |

#### イ 輸 入

17年の水産物の総輸入額は、1兆6686億8800万円で、前年より1.9%増加した。

輸入額が増加した品目は、さけ・ます類、たらの卵等で、逆に減少した品目は、えび、まぐろ・かじき類、かに等である（表12）。

表12 17年水産物輸入実績

単位：数量は<sup>ℓ</sup>  
金額は百万円、（ ）は千<sup>ℓ</sup>

| 品 目     | 数 量       | 金 額          |
|---------|-----------|--------------|
| 総 計     | 3,343,284 | 1,668,668    |
|         |           | (15,095,701) |
| (1) え び | 241,716   | 235,164      |

|              |           |             |
|--------------|-----------|-------------|
|              | （活・生・冷・凍） | (2,119,085) |
| (2) まぐろ・かじき類 | 337,098   | 219,037     |
|              | （生・冷・凍）   | (1,989,178) |
| (3) さけ・ます類   | 224,827   | 109,466     |
|              | （生・冷・凍）   | (989,939)   |
| (4) か に      | 99,177    | 69,013      |
|              | （活・生・冷・凍） | (617,174)   |
| (5) たらの卵     | 44,042    | 62,916      |
|              | （生冷凍塩干くん） | (582,398)   |

### (2) 水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象種等について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないように輸入割当制度の対象種としている。昭和35年以降、漸次自由化され、現在の輸入割当品目は次のとおりである。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。

○煮干し。

○冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたらの卵。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか（もんごういかを除く）。

○食用ののり及びこんぶ、並びにそれらの調製食料品。

表13 17年度補助金等

（単位：千円）

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 水産バイオマスの資源化技術開発事業         | 31,836    |
| うち水産加工残滓高度リサイクル推進事業       | 7,959     |
| 水産物持続的利用推進対策事業            | 31,793    |
| 水産物流通グローバル化対策事業           | 41,209    |
| 高品質水産加工品技術開発事業            | 26,464    |
| 水産物調整保管事業資金造成費            | 1,656,000 |
| 国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業       | 181,275   |
| 水産物安全・安心推進強化事業            | 150,422   |
| （水産物安全・安心消費推進対策費32,417含む） |           |

## 第7節 漁船損害等補償制度

### 1 概 況

漁船損害等補償制度は、漁船及び漁船積荷につき不慮の事故による損害をてん補するとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害をてん補すること等を目的とした制度であり、「漁船損害等補償法」（昭和27年法律第28号）に基づく漁船保険（普通保険、特殊保険）、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに「漁船乗組員給与保険

法」(昭和27年法律第212号)に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。そのうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については国が再保険を行い、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険については漁船保険中央会が再保険を行い、さらにその一部につき国が再々保険を行っている。

## 2 漁船保険等事業

### (1) 漁 船 保 険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補するものであり、戦乱等によらない事故により生じた損害をてん補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害をてん補する特殊保険がある。普通保険には、これらの損害のみをてん補する普通損害保険と、これらの損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

#### ア 普通保険

##### (ア) 普通保険の加入状況

17年度において普通保険に加入した漁船は、20万8,652隻、102万7,852 tである。このうち普通損害保険の加入隻数は20万4,105隻で、満期保険の加入は(継続分を含む)4,547隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では3,928隻減となっており、20 t未満階層では3,845隻(1.9%)減少し、20 t以上階層では83隻(4.3%)減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5 t未満が86.9%を占めており以下5～19 t 12.1%、20～49 t 0.1%、50～99 t 0.2%、100～999 t 0.6%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に17年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、63.5%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5 t未満は62.7%、5～19 tは86.3%、20～49 tは82.5%、50～99 tは80.9%、100～999 tは82.8%となっており、無動力漁船は4.4%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5 t未満94.9%、5～19 t 93.6%、20～49 t 98.0%、50～99 t 98.3%、100～999 tは90.1%で動力漁船総数では93.5%、無動力漁船では96.7%を示しており、これらの引受保険金総額は1兆1,684億円であって、前年度に

比べて478億円の減を示している。

##### (イ) 保険事故

17年度において保険金を支払った普通保険事故は59,954件、支払保険金額は174億1,359万円であり、前年比7.7%の減となった。

##### (ウ) 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補することとなっている。

17年度において、漁具特約の引受件数は(特殊保険を含む)は660件で、保険金額は53億5,605万円であった。

なお、保険金を支払ったものは3件321万円であった。

#### イ 特殊保険

17年度の保険契約件数は217件で、保険金額は300億3,433万円であり、その内訳は北部漁場214件292億9933万円、西部漁場0件、南部漁場3件7億3,500万円であった。

なお、保険金を支払ったものは1件7,400万円であった。

### (2) 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

17年度の保険契約隻数は、基本損害205,276隻、乗客損害17,518隻、人命損害12,379隻で、保険金額はそれぞれ21兆3,248億1,500万円、6兆1,634億3,000万円、342億9,050万円であり、純保険料額はそれぞれ35億1,231万円、4億3,859万円、4,002万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害2,113件22億833万円、乗客損害86件1億9,479万円、人命損害9件1,477万円であった。

### (3) 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

17年度の保険契約隻数は30,968隻で、保険金額は466億1,550万円であり、純保険料額は4,477万円であった。



なお、保険金を支払ったものは、24件3,438万円であった。

#### (4) 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。

17年度の保険契約隻数は783隻で、保険金額は841億2,071万円であり、純保険料額は1億7,466万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、9件1億3,459万円であった。

#### (5) 任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害をてん補するプレジャーボート責任保険の2種類がある。

17年度の保険契約隻数は、転載積荷保険79隻、プレジャーボート責任保険11,881隻で、保険金額はそれぞれ51億590万円、14,182億1,900万円であり、純保険料額はそれぞれ496万円、1億644万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険99件1,606万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

#### (6) 漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行うものである。

17年度の保険契約件数は153件で、その内訳は北部漁場153件、西部漁場0件、南部漁場0件であった。

なお、保険金を支払ったものは1件190万であった。

### 3 財政措置

普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険については、一定の条件の下に国庫が純保険料の一部を負担することとなっている。17年度においては、国庫負担額は66億4,029万円であった。

また、漁船保険組合及び漁船保険中央会に対し、事業実施に必要な経費について5億9,786万円の助成を行った。

## 第8節 漁業災害補償制度

### 1 概 況

漁業災害補償制度は、「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、17年度の加入状況は、加入件数60,656件、共済金額3,781億7,382万円、純共済掛金162億9,351万円であった。この加入実績は、前年度実績3,714億4,511万円に対し1.8%増（7億円増）となった。この内訳は、漁獲共済が前年度比0.2%増（0.4億円増）、養殖共済が前年度比6.6%増（5億円増）、特定養殖共済が前年度比1.1%増（0.8億円増）、漁業施設共済（14年10月より、従来の漁具共済から移行）は前年度比6.7%増（0.5億円増）となっている。

なお、16年度契約分に係る支払状況は、17年3月末現在で支払件数2,549件、支払共済金67億7,728万円であった。

### 2 漁業共済事業

#### (1) 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

17年度の契約件数は、15,302件と前年度の15,204件に比べ増加し、共済金額では、2,151億968万円と前年度2,147億2,548万円に比べ0.2%の増加となった。

なお、16年度契約分に係る支払状況は、17年3月末現在で支払件数584件、支払共済金43億6,344万円であった。

#### (2) 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

17年度の契約件数は、5,946件と前年度の5,856件に比べ増加し、共済金額では、815億9,967万円と前年度765億1,730万円に比べ6.6%の増加となった。

なお、16年度契約分に係る支払状況は、17年3月末現在で支払件数880件、支払共済金22億5,724万円であった。

### (3) 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

17年度の契約件数は、7,242件と前年度の7,291件に比べ減少し、共済金額では、740億1,461万円と前年度732億1,991万円に比べ1.1%の増加となった。

なお、16年度契約分については、17年3月末現在で支払いはなかった。

### (4) 漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

17年度の加入件数は、32,166件と前年度の28,300件に比べ増加し、共済金額では、74億4,986万円と前年度69億8,243万円に比べ6.7%の増加となった。

なお、16年度契約分の支払状況（旧漁具共済含む。）は、17年3月末現在で支払件数1,085件、支払共済金1億5,660万円であった。

## 3 財 政 措 置

17年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は71億8,238万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について5億3,167万円の助成を行った。

## 第9節 沿岸・沖合漁業

### 1 沖合底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分（一部128度）以東の太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域

は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：17年末で403隻であった。

船型：160tまで4階層に分かれるが、新40t未満階層が139隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オッタトロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：16年は42万4千tで前年に比べ約3万t増加した。魚種別にはすけとうだら14万2千t、ほっけ13万t、かれい類1万5千tとなっている。

### 2 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中には、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が低い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の17年8月現在の許可総枠隻数は約2万2千隻である。16年の漁獲量は約46万7千tで前年に比べ3万トン減少した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち31万2千トン、北海道のほたてがいである。

### 3 まき網漁業

総トン数40トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線を中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の18年1月1日現在の許認可隻数は、209隻であった。

また5トン以上40トン未満（北部太平洋海域においては15トン未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、18年1月現在で512隻となっている。16年におけるまき網漁業の漁獲量は約127万トン（うち大中型まき網漁業約86万トン）で、前年より約4万トンの減となった。

#### 4 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがにには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船（小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。）については、大臣承認となっており、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。17年度の承認隻数は、かご漁船18隻であった。16年のずわいがにの全国漁獲量は約6千tで約500トン増となっている。

#### 5 さんま漁業

さんま漁業を大きく2つに分けると10t以上の漁船で千葉県野島崎灯台正東の線以北の太平洋の海域において漁を営む許可漁業（指定漁業）と10t未満の小型船で漁を営む知事許可漁業がある。（このうち指定漁業については、平成14年3月31日までは承認漁業であったが、平成14年4月1日から「北太平洋さんま漁業」として指定漁業へ移行した。）

漁法として、指定漁業では棒受網のみであるが、知事許可漁業に関しては、流し網による漁も行っている。

本漁業の漁期は、さんまの回遊が索餌のための北上する魚群及び産卵のための南下魚群が形成される8月から12月と限定されており、さんま漁船の多くがさけ・ます流し網漁業等との兼業船である。指定漁業における操業時期は、8月1日から12月31日までとなっている。

17年度のさんま漁業の大臣許可隻数は224隻で、前年度から3隻減少している。漁獲量については、15年の漁獲量は約26万t、16年の漁獲量は約21万tとなっている。

#### 6 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸漁業から沖合漁業へ、さらには海外漁業へと展開してきたが、魚価の低迷等によりいかつり専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。平成14年3月31日までは、総トン数30t以上の動力漁船によりいかつ

り漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いか釣り漁業」、139t以上の漁船によるものを通称「大型いか釣り漁業」と称し操業海域等を区分していた。

承認漁業だったいかつり漁業は、平成14年4月1日に指定漁業化され、平成14年8月1日の指定漁業の許可等の一斉更新時には、それまでの操業海域を変更することなく「中型いか釣り漁業」の総トン数の上限のみを139t未満から185t未満へ変更した。これにより、「中型いか釣り漁業」と「大型いか釣り漁業」の総トン数による区分が一部重複することとなったが、それぞれの操業海域が異なっていることで区分していくこととなった。

一方、30t未満の漁船については、農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

なお、するめいかを目的とする5トン以上30トン未満船については、平成10年から農林水産大臣の届出漁業となっている。

17年度の許可隻数は大型いかつり漁業が69隻、中型いかつり漁業が150隻である。また、5t以上30t未満船の大臣届出漁業は3,605隻である。

#### 7 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称しており、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業である。三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出漁業とした。さらに、公海における操業は、3年の第46回国連総会の決議により4年12月末をもって停止となった。我が国200海里においては、公海からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の16年の漁獲量は約6千6百tであった。

#### 8 遊漁・海面利用

近年の海洋性レクリエーションの多様化、広域化に伴い、海面の利用に関する遊漁を含む海洋レクリエーションと漁業との紛争を防止し、円滑に海面を利用する関係を確認するため、必要に応じ関係者の協議に基づく海面利用ルールの策定、ルール・マナーの普及啓発に関する講習会の実施等を行う海洋性レクリエーション活動円滑化対策事業を実施した。

遊漁船業については、各都道府県に登録した遊漁船



業者数は、平成17年3月31日時点において1万7,536業者、登録された遊漁船の隻数は、2万0,261隻であった。

また、遊漁船業者等に対し、安全運航、遊漁船利用者の安全管理及び適正な漁場利用の啓発を行うとともに、遊漁船の利用者を含む遊漁者に対し、釣りのマナー等を指導する釣り指導員の育成や水産資源・漁場環境保護意識の啓発を行う遊漁船業等育成推進事業を実施した。

## 9 我が国200海里内における漁業取締り

### (1) 外国漁船の取締り

平成11年1月の新日韓漁業協定、平成12年6月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約2千隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて、我が国200海里内で操業を行うこととなった。水産庁ではこれら外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、違法設置漁具の押収等の漁業取締りを実施している。特に外国漁船による違反が頻発している九州・山陰周辺などの海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した外国漁船に対しては、司法処分を科すとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成17年における拿捕件数は16隻（韓国漁船19隻、中国漁船2隻、台湾漁船5隻、前年29隻）であった。

また、平成17年における外国漁船による違法漁具の押収量は、刺網・延縄が約190km（前年約300km）、籠漁具が約9,000個（前年約27,000）であった。

### (2) 沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における、我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、承認漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分や船長等の乗組み禁止処分などの行政処分を実施しており、平成17年における検挙隻数は35隻（沖合底びき網漁業3隻、大中型まき網漁業1隻、いか釣り漁業18隻、小型機船底びき網漁業12隻、前年43隻）であった。

### (3) 漁業取締体制の強化

水産庁では、我が国200海里内における漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船5隻、用船29隻）、漁業取締航空機（チャーター機4機）を配備して取締りに当たっているところである。

しかし、外国漁船による違法操業は依然として後を

絶たず、違反を発見され、物を投げるなどして取締船の追跡を妨害しながら逃走した事例や、取締船の摘発を逃れるために密漁漁具にブイを付けずに海底に設置する事例などの悪質な違反が目立ってきており、これら違反漁船による違法な漁獲や漁具の残置・流失により我が国の水産資源や漁場環境の悪化が懸念されている。

このため、違反漁船に対する取締捜査能力の向上を図るため新型取締船への代船、漁業監督指導官の増員等、実効ある取締体制の構築を図ることとしている。

## 第10節 遠洋・北洋漁業

### 1 さけ・ます漁業

17年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第21回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において3,560tの漁獲限度量及びロシア200海里内において7,121tの漁獲割当量となった。

#### (1) 中型さけ・ます流し網漁業

##### ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。17年度の漁獲割当量は3,611tで、22隻が5月29日から7月20日まで操業し、漁獲実績は3,450tであった。

##### イ 日本海海域

日本200海里内において420tの漁獲限度量で4月3日から6月14日まで6隻が操業を行い、漁獲実績は241tであった。

#### (2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

84隻（10t未満）が、日本200海里内において3,140tの漁獲限度量で、4月15日から7月7日まで操業を行い、漁獲実績は3,037tであった。また、19t型の27隻がロシア200海里内において3,510tの割当量を受け、5月27日から7月28日まで操業し漁獲実績は3,073tであった。

### 2 捕 鯨 業

#### (1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会（IWC）は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）を行うとの条件付きで商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁

獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置としてモラトリウムを受け入れ、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

## (2) 包括的評価とモラトリウムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式がIWC 科学委員会により、1992年に完成され、南極海ミンククジラ鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度（RMS）の完成が商業捕鯨再開の前提との決議案が採択されたものの、反捕鯨国による遅延策等のため、RMS の完成が遅れ、モラトリウムの見直しは依然として先送りとなっている。

## (3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類の資源状況等を科学的に把握するため、南極海及び北西太平洋で鯨類捕獲調査を実施しており、この一環として1997年度から2004年度まで18年間、南極海ミンククジラの生物学的情報収集を主目的とした南極海鯨類捕獲調査（JARPA）を実施し、更に2005年度より JARPA の調査結果を踏まえ、科学的知見の更なる充実を図り、より適切なクジラ資源の管理方式の構築を目指すため、ミンククジラの捕獲頭数を増やすとともに、資源の回復が著しいナガスクジラ及びザトウクジラを新たに捕獲対象鯨種に加えた第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）を開始した。

また、1994年度から1999年度まで北西太平洋におけるミンククジラの系統群解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPEN）を実施し、2000年度からは、JARPEN の調査結果を踏まえ、増加している鯨類による水産資源の大量捕食が漁業に与える影響を解明することを主目的とした第2期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPEN II）を実施している。JARPEN II では調査対象種としてミンククジラ以外にイワシクジラ、ニタリクジラ及びマッコウクジラを追加するとともに、小型捕鯨船を用いて、沿岸域における調査も実施している。

## (4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンククジラを主対象とした操業を行っていたが、モラトリウムを受け入れたことに伴い、現在は IWC 規制対象外の鯨種（ツチクジラ、ゴンドウクジラ等）のみを捕獲している。この沿岸小型捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨（文化的、伝統的重要性からモラトリウム下であっても捕鯨が認められている）と同様の文化的・社会経済的な性格を有しており、これらの地域に対してミンククジラの商業捕鯨捕獲枠を与えるよう IWC に要求しているところである。

## 3 かつお・まぐろ漁業

総トン数10 t 以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許認可船の隻数は、平成17年8月1日現在総数1,104隻となっている。

また、52年以降の200海里設定によりすでに約30数年が経過したが、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなるなか、地域漁業管理機関における規制強化や便宜置籍船等による IUU（違法、無報告、無規制）漁業や台湾などのまき網漁船の勢力拡大による資源状況の悪化等、本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

一方、経営面では、バブル経済崩壊後の経済低迷、輸入製品との競合による魚価低迷、平成16年度末からの燃油高騰などにより、多くの経営体で赤字となっており、累積債務も大きなものとなっている。

表14 かつお・まぐろ漁業

### (1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数

(17年8月1日現在)

|             |        |
|-------------|--------|
| 遠洋かつお・まぐろ漁業 | 613隻   |
| 近海かつお・まぐろ漁業 | 491隻   |
| 合 計         | 1,104隻 |

### (2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(17年、概数、かつこ内は前年)

|           |        |          |
|-----------|--------|----------|
| まぐろはえなわ漁業 | 195千 t | (185千 t) |
| かつお一本釣り漁業 | 153千 t | (143千 t) |
| 合 計       | 343千 t | (328千 t) |

## 4 遠洋底びき網漁業

遠洋底びき網漁業の平成17年8月1日現在の許認可隻数は53隻となっている。

### (1) 北 方 漁 場

ロシア200海里水域においては、政府間交渉により、スケトウダラを主対象とした漁獲割当を確保し、操業を行っている。

また、天皇海山水域では、キンメダイ、クサカリツボダイを主対象とした操業を行っている。

### (2) 南 方 漁 場

南方漁場においては、ニュー・ジーランド水域、北西大西洋（NAFO）水域、南極（CCAMLR）水域等で操

業を行っている。

ニュー・ジーランド水域での主対象魚種はホキ、ミナミダラである。

NAFO 水域での主対象魚種はカラスガレイ、アカウオである。

また、CCAMLR 水域ではナンキョクオキアミを対象として操業を行っている。

多くの外国200海里水域内については、直接入漁が困難になったことから、形式用船方式（我が国船籍）や現地法人化等による相手国船籍漁船による操業（我が国国内法の枠外）を行っている企業も少なくない。

## 5 海外いか釣り漁業

海外いか釣り漁業（大型いか釣り漁業）は、昭和44年にそれまでの自由漁業から大臣承認漁業へ移行された。承認隻数は当初200隻を超えていたが、昭和57年から58年にかけてのいか流し網漁業への転換及び経営不振による廃業等により減少が続き、指定漁業となった平成14年8月の許可の一斉更新時で許認可隻数79隻、平成15年は80隻、平成17年においては76隻となっており、このうち200トン以上の大型いか釣り漁船の隻数は、平成15年に48隻であったものが平成17年には17隻と大幅に減少した。

主な操業水域は、南西大西洋水域（アルゼンチン水域及びフォークランド水域。）、ペルー水域、ニュージーランド水域及び北太平洋水域（日本、ロシア水域及び公海。）であり、これらの水域を組み合わせるにより操業を行っている。

生産状況は、最盛期には、10万トンから20万トン、金額で180億円から240億円の漁獲を行ったが、近年では、平成12年の18万トンをピークに毎年減少を続け、平成14年は約9万トンで約90億円、平成15年は約5万トンで約60億円、平成16年は約5万6千トンで約60億円、平成17年は約5万4千トンで約57億円と減少している。

### (1) 南西大西洋水域（アルゼンチンマツイカ）

#### ① アルゼンチン水域

当該水域は広い大陸棚を持ち、漁場価値の高い漁場であり、昭和60年から操業を行ってきたが、年々入漁料が嵩上げされ厳しい状況にあった。

更に、アルゼンチン政府による漁業自国化政策によって外国籍漁船の200海里内操業は原則として禁止されたが、いか釣り漁業については例外的に大統領令により平成13年までチャーター方式による操業が認められてきた。また、平成14年からは、外国籍漁船の操業を排除した裸用船方式が採用され、日本

漁船は現地企業との用船契約に基づき操業を行っている。（平成17年の操業隻数は5隻）

また当該水域は、平成14年以降、資源減少が著しく、平成17年における1隻当たりの漁獲量は昨年に比べ半減している。

#### ② フォークランド水域

当該水域は、自治政府の定める操業条件に基づき、現地代理店を通じて、安定的に操業許可が取得でき、昭和61年から操業を行っているが、アルゼンチンマツイカの生息域の外縁に当たることから、漁獲が年によって激しく変動する。

特に、平成14年からは大不漁に見舞われ、漁期を半月残して禁漁措置が取られ、前年の4分の1の漁獲量となり、平成15年は漁獲は低水準に推移し、平成16年には漁場滞在日当たり漁獲量が過去9年平均のわずか4%という大不漁になり、4ヶ月の操業期間中、1ヶ月半を残したまま、全面禁漁という厳しい状況となり、平成17年は入漁しなかった。

#### (2) ペルー沖水域（アメリカオオアカイカ）

当該水域での操業は、平成3年から操業が開始されたが、エルニーニョ現象の影響により、平成10年以降は資源状態が悪化したため入漁を見合わせたが、平成12年から資源の回復に伴い操業を開始した。近年、資源水準は安定的に推移している。

また、近年、南西大西洋水域での操業が不安定であることから、その代替漁場として当該水域の重要性が増しており、安定的な入漁条件を確保するため、政府間協定締結交渉を開始し、平成16年1月、同年8月に入漁料等が大幅に引き下げられた。同年12月漁業協力の実施と安定的な入漁の確保等を内容とする会議議事録が作成された。

#### (3) ニュージーランド水域（ニュージーランドスルメイカ）

当該水域は、昭和40年代後半に漁場が開発され、最盛期には150隻を超えて操業されていたが、200海里設定以降、操業条件が厳しくなったこと及び資源の減少により、年々入漁隻数が減少し、平成14年には入漁する船は無かった。

しかし、平成15年は1隻が出漁し、約1千トンを漁獲し、平成16年には3隻が出漁したが、前年の7割程度の漁獲であったが、平成17年は、約2千5百トンを漁獲し、好成績をあげた。

#### (4) 北太平洋水域（アカイカ、スルメイカ）

近年の漁獲状況は概して思わしくなく、操業隻数も少ない状況にあるが、他の漁場の資源状況が不安定であること、漁獲物の商品価値が高いこと、他の漁場と



比較して距離が近いことから、潜在的に重要な漁場となっている。

## 第11節 国際漁業交渉

### 1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

### 2 二 国 間 交 渉

#### (1) 日ロ漁業委員会第22回会議

2004年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第22回会議が、2005年11月28日から12月9日までモスクワにおいて開催された。

(協議の経過)

日ロ漁業委員会第22回会議は、日本側からは末永芳美水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはヌルトディノフロシア連邦農業省漁業政策局長ほかが出席した。協議の中でロシア側は、日本漁船への割当の消化率が低いこと、ロシア極東水域における資源状態の悪化及び自国漁船による資源の優先利用を理由として日本漁船の漁獲枠削減等の主張を行ってきた。

このようなロシア側の主張に対し、日本側は国内漁業者の現状を説明し、双方の妥結点を見いだすことを目指した。特に相互性に基づく操業については、昨年同様、日本側から機材供与等の協力を行う意向を表明し、協議を重ねた結果、次のとおりの内容で合意に至った。

(合意の内容)

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

(ア) 相互性入漁

a 漁獲割当量は51,267トン（前年は50,180トン）。

b 日本側（民間団体）からロシア側に対し専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

(イ) 有償操業

a 漁獲割当量は6,433トン（前年は6,473トン）。

b 日本側（民間団体）はロシア側に2.465億円を支払う。

(ウ) 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて598隻。

イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

(ア) 漁獲割当量は51,267トン（前年50,180トン）。

(イ) 許可隻数枠は108隻（前年110隻）。

ウ 寄港

補給及び乗務員の休養のため、双方とも1港に限り寄港を認める。

エ 民間協力関係

両国の企業及び組織間での漁業分野における協力の促進について、双方とも関心を有している旨を確認。

#### (2) 日ロ漁業合同委員会第22回会議

日ロ漁業合同委員会第22回会議が2006年3月13日から3月24日までの間、東京において開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類（さけ・ます）の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業の間での漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日ロ漁業合同委員会第22回会議は、日本側から末永芳美水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはヌルトディノフロシア連邦農業省漁業局次長ほかが出席した。

まず、日本漁船による我が国200海里内でのロシア系さけ・ますの漁獲に関して、ロシア側は当初、しろぎの資源状況が依然として低迷していること、また、さけ・ます資源の保存及び再生産にかかるコストが必要であることから、協力費の前年並の水準維持を強く主張してきた。しかしながら、科学者間の協議を含め、双方が検討を重ねた結果、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

○2006年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を3,340トンとする（前年3,560トン）。

○日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して4.45億円を下限とし、5.00億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（前年4.74億円～5.33億円、

支払い方法前年同。)

次にロシア200海里水域における日本漁船のさけ・ます操業に関して、ロシア側は有償その他相互に受け入れ可能な条件の下で、日本の関係団体に対して11,000トンのさけ・ますの漁獲量を提供する用意がある旨を表明し、具体的な操業条件については、協議終了後に開催されるロシア政府と日本政府及び日本の民間団体との間の協議により決定されることとなった。

このほかの議題として、①ベーリング公海漁業問題については、「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」の諸規定の適切な運用を図ることが重要であることで一致し、②オホーツク公海については、すけとうだら資源の問題にかかる日ロ間の協力の有効性が確認されるとともに、日本漁船が行っているカラスグレイト操業の継続が確認された。また、③漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、④2006年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。また、次回会議については2007年の3月にモスクワで開催されることとなった。

### (3) 日韓漁業協定

平成10年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけそうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年(平成11年)1月22日、協定は発効したものの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況となったが、2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。

その後、年毎に自国排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われ、2006年の操業条件については、双方とも削減を行い、入漁隻数は1,050隻、総漁獲割当量は63,500トンと日韓等量であり、対前年比では、入漁隻数36隻減、総漁獲割当量3,500トン減となった。

また、2005年からスタートし、2年目を迎えた魚種別・漁業種別漁獲割当については、漁業種別別の漁獲実績や操業実態等を勘案して、漁獲割当量を増減す

るなどの措置を講じた。

さらに、韓国はえ縄漁業については、長崎県五島西沖の操業禁止措置の拡充を図ったほか、漁獲努力量の適正化を図るため、2009年から新たな漁具規制を導入することとなった。

また、海洋生物資源専門家小委員会の設置要領に基づき、2005年10月に東京にて同小委員会の第2回定期会合が開催された。

2006年の操業条件等は2005年12月22日にソウルで開催された第8回日韓漁業共同委員会において、日韓両国政府に勧告することが決定された。なお、2005年2月の日韓水産ハイレベル会議において、暫定水域を含む広い水域の資源管理に関する両国の協力のための協議を始めることで意見が一致し、これに基づき、2005年5月及び9月に日韓水産資源協議が、それぞれ静岡県焼津及び韓国釜山にて開催された。

### (4) 日中漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、2000年6月1日に発効することで意見の一致を見た。それに伴い、2000年4月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置が決定されている。

2006年漁期の相手国入漁のための操業条件は、2006年1月13日に北京で開催した共同委員会において、中国底びき網漁船の入漁隻数を削減するとともに、両国の割当量をそれぞれ12,397tとすること等を内容とする2006年漁期の操業条件を日中両国政府に勧告することが決定された。

なお、暫定措置水域については、資源管理措置をより強化する観点から、中国漁船の操業隻数を2005年の隻数から890隻削減することが決定された。

### (5) 日米漁業協議

米国200海里内において、我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題

を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において第1回協議が行われ、その後、同委員会は毎年1回開催されてきたが、2000年8月、米国は、我が国が北西太平洋における調査捕鯨を拡大したこと（対象にニタリ鯨、マッコウ鯨を追加）に強い懸念を示して同年9月に予定されていた日米漁業協議委員会の開催の取りやめを通知したことから、これ以降、同委員会の開催が中断された。

しかしながら、近年の漁業問題の深刻化により、双方の合意で、2003年の第8回協議から再開され、第9回協議は2004年1月に東京で行われた。

#### (6) 日加漁業協議

トロール漁業については1999年以降、まぐろ延縄漁業については2000年以降、カナダ水域への入漁は認められていない。

2001年以降については、協議開催前にカナダ側よりトロール漁業及びまぐろ延縄漁業についての我が国の入漁を認めない旨の通知があり、協議は行われていない。

#### (7) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ 漁業協定に基づき、毎年、我が国漁船のNZ 水域における操業条件が決定されてきていた。96/97漁期より、我が方と先方の入漁条件が折り合わず、我が国漁船の操業が行われなくなったことから、NZ 側は協定を不必要とし、97年9月をもって協定は失効した。

#### (8) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア漁業取極により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって失効した。

#### (9) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年7月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり4度にわたり決裂中断があったが（81年7月-10月、82年11月-83年8月、93年8月-9月、97年6月-9月）、99年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については入漁協定が93年9月に発効し、現在に至っている。04年の入漁料は、頭金が年間200万円。漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を支払

うこととなっている。

#### (10) 日・ソロモン漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年10月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが（82年10月-83年1月、99年1月-00年9月）、00年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が00年10月に発効し、現在に至っている。04年の入漁料は、頭金が年間100万円。漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を支払うこととなっている。

#### (11) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国のまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結され、これに基づく入漁が行われていた。しかしながら、豪州側は「みなみまぐろ保存委員会」で国別割当が決定できない場合、日豪漁業協議を行わないという立場をとり、97年度のみみなみまぐろ保存委員会で資源評価をめぐり意見の対立から国別割当が決定できなかったため、我が方がみなみまぐろ保存委員会と日豪漁業協定とは本来リンクされるべきではないとの主張したにもかかわらず、97年度以降日豪漁業協議は行われていない。その結果、現在豪州水域への入漁は行われていない。

#### (12) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、我が国まぐろ漁船がフランスの海外領土水域へ入漁してきたが、2001年2月をもって入漁は途絶えている。この原因は、入漁料の支払方法が一括前払い方式となっていること、さらに現在フランスの海外領土のうち唯一入漁の対象としているニューカレドニア水域には広大な操業禁止水域が設定されているため、我が国業界の関心が薄いことにある。

#### (13) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里的の経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。

#### (14) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉



1979年4月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があった(82年1月-4月、83年8月-84年2月)。現在の協定は97年8月10日に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。但し、外地陸揚げを行なうまぐろ延縄は3ヶ月間の期間許可となっている。

#### (15) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろ延縄、かつお一本釣を対象とする入漁協定が発効し、その後先方政府からの希望により、日・マーシャル政府間漁業協定が81年4月に発効した。入漁協定は太平洋島嶼国で唯一中断していない。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、93年9月に入漁協定が発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている(現行の協定は99年9月に発効)。04年の入漁料は、頭金が年間80万円。漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を支払うこととなっている。

#### (16) 日・パラオ漁業交渉

1979年1月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐり3度にわたり決裂中断があった(82年10月-83年12月、86年7月、91年8月-92年1月)。現在の協定は92年2月に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料支払い方式は、年間支払方式もしくは航海毎支払い方式であり、前者の入漁料は水揚げ金額の4%、後者は入漁料の5%となっている。

#### (17) 日・ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が86年6月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが(88年6月-90年5月、91年6月-94年2月)、98年3月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は航海毎に一定額を支払う方式が採られている(01年5月より当分の間、まぐろ延縄200トン未満55万円、200トン以上77万円、かつお一本釣り約90万円)。また、まき網漁船については、入漁協定が98年3月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている(現行の協定は01年3月に発効)。04年の入漁料は、頭金が年間90万円。漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を支払うこととなっている。

#### (18) 日・ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関

係が維持されている。まぐろ延縄、かつお一本釣りの入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網の04年の入漁料は、頭金が年間100万円。漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を支払うこととなっている。

#### (19) 日・フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。04年の入漁料は、1航海あたりまぐろ延縄30万円、かつお一本釣り30万円、まき網50万円。

#### (20) 日・モロッコ漁業交渉

2005年12月に東京において漁業交渉が開催された。その結果、操業条件等は、①許可隻数枠15隻、②入漁料2,000ドル/隻/年、③ライセンス料6,500ドル/隻/年、④科学オブザーバー乗船経費について3人の場合10,000ドル/年、2人以下の場合6,000ドル/年、同時最大3名まで、⑤モロッコ人漁船員の雇用は運用により努力目標とする。

#### (21) 日・ペルー非公式漁業協議

いか釣り漁業者のペルー入漁に関し、2004年7月の大幅な操業条件の改善を踏まえ、2004年8月から2006年6月まで入漁料65ドル/(漁船トン数)・月、転載量15ドル/(漁獲物トン数)の条件で操業が行われている。

#### (22) 日・チリ非公式漁業協議

2004年6月にサンチャゴにおいて漁業協議が開催された。チリ水域内のアメリカオアカイカ操業について害魚駆除のための日本漁船の入漁に関する具体的な条件について協議を行った。しかしながら、その後、チリ国内の状況が変わり、同国水域内における外国漁船の操業を全面的に禁止したため、現在交渉は中断している。

#### (23) 日・アルゼンチン漁業協議

2005年1月ブエノスアイレスにおいて開催された漁業協議における合意に基づき、我が国いか釣り漁船の操業許可が1年間延長され、2006年3月までの操業が確保された。また、同合意に基づき2005年8月上旬~12月下旬にかけて、水産庁漁業調査船「開洋丸」によってイカ資源に関する共同調査が実施された。2006年2月ブエノスアイレスにおいて開催された漁業協議においては、同調査結果も踏まえ、操業許可が更に1年延長され2007年3月までの操業が確保された。以降の入漁条件についても、引き続き、協議を行う予定である。2007年度以降の操業についても、引き続き協議を行う予定である。

## (24) 日・マダガスカル民間漁業協議

2003年1月マダガスカル取り締まり当局による我が国漁船の拿捕により、我が国漁船の同国水域への入漁が途絶え、そのまま協定期限を迎え、同協定は失効した。しかし、マダガスカル側から関係改善の意が示されたことから、水産庁の仲介のもと2005年8月に操業条件について協議が行われ、同年10月東京において操業条件について合意、協定が再締結された。

## 3 多 国 間 交 渉

## (1) 国際捕鯨委員会 (IWC)

第57回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合本会議が、2005年6月20日から6月24日までウルサン (韓国) において開催された。

主要論点についての概要は以下のとおり。

## ア 鯨類捕獲調査

南極海、北西太平洋の鯨類捕獲調査結果のプレゼンテーションを行い、評価を得た。南極海の調査については、第二期調査の計画案 (ミンククジラ850±10%頭 (現行400±10%頭) に加え新たな捕獲対象種として、ナガスクジラ50頭 (当初2年間は10頭)、ザトウクジラ50頭 (当初2年間は0頭)) を説明したが、オーストラリア等の反捕鯨国から同調査計画の案の撤回を求める決議案が提案され、投票の結果、採択された。これに対し我が国より、科学的根拠のない政治的な決議は受け入れ不可能であり、国際捕鯨取締条約の規定に基づき、予定どおり調査を実施する旨表明した。

## イ 改訂管理制度 (RMS) の早期完成

昨年の決議に基づき行われた RMS 作業部会の結果を受けて議論を行ったが、一部の反捕鯨国が、RMS の完成はモラトリアム撤廃を意味しない等の従来の議論を繰り返したため、RMS 採択に向けた進展が得られなかった。そのため我が国は、関係国と協議の上、現実的な項目からなる RMS 条約附表修正提案を行ったが否決された。なお、RMS に関する今後の議論の進め方 (中間会合の開催等) についての決議が提案され、我が国としては、RMS 完成を推進する立場にあるものの、実質的な進展につながる内容でないことから多くの国とともに棄権したが、投票により採択された。

## ウ 鯨類サンクチュアリー撤廃

我が国等から、南大洋サンクチュアリーの撤廃を求める提案を行ったが否決された。一方、反捕鯨国側による新たな南大西洋サンクチュアリーの設置を求める提案も同様に否決された。

## エ 沿岸小型捕鯨の捕獲枠の設定

我が国沿岸小型捕鯨地域のためのミンククジラの商業捕鯨捕獲枠を要求したが否決された

## オ 保護委員会

保護委員会については、鯨類の持続的利用の概念を目的に盛り込む等の見直しが行われなかったため、我が国は、昨年に引き続き、多くの持続的利用支持国とともに欠席した。

## カ 無記名投票の拡大

全ての議決に無記名投票を導入すべきとの我が国の提案が、投票の結果否決された。

## キ 次回以降の年次会合

2006年の第58回年次会合は、5月26日から6月20日まで、セント Kitts・ネイビスで開催される。なお、2007年の年次会合は米国のアンカレッジで開催される。

## (2) 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年 (平成5年) 2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2005年については、第13回年次会議が韓国の済州島において10月24日から10月28日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国 (2003年加盟) の5か国の他、オブザーバーとして PICES (北太平洋海洋科学機関)、台湾等が出席した。

主な討議内容としては、2005年において協調した取締活動の結果、条約加盟国漁船による違法操業はなかった旨の報告があり、各国の取締活動に関する情報交換の促進等のため、違反船情報等のデータベースシステムの開発を継続することで、各国が合意した。また、取締に関する協力関係の更なる推進について、今後検討を継続することとなった。

科学的な議論としては、各国のさけ・マス資源に関する調査研究の結果及び計画について報告されたほか、BASIS (ベーリング海・アリューシャン列島さけ類国際調査) の2006年計画の策定、調整等について具体的な議論が展開された。

今回の第14回会議は、2006年の10月下旬にカナダ (バンクーバー) において開催されることが決定された。

## (3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

2005年9月にタリン (エストニア) において、第27

回年次会合が開催された。

NAFO の機能強化について、NAFO の現行制度を見直し、機能強化することを検討するワーキンググループを2006年に開催することが決定された。

魚種別保存管理措置については、科学委員会の報告を受け、NAFO 条約区域の区分における 3 L 区(グランドバンク北東部)エビの TAC が22,000トン(日本の漁獲枠は245トン)と決定され、また、外洋性アカウオについて、北東大西洋漁業委員会(NEAFC)において TAC が削減されたことに伴い、2006年当初の TAC を20,368トン(日本の漁獲枠は627トン)と決定した。

非加盟国対策については、条約水域で保存管理措置を遵守せずに操業する非加盟国漁船の情報を収集し、IUU 漁船リストを作成する措置が合意された。

#### (4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

2005年6月20日から24日、ランサローテ(スペイン)において、第73回年次会合が開催された。

保存管理措置については、北部太平洋ビンナガ資源に対する漁獲圧増大への懸念から、漁獲努力量を現在のレベルに制限する旨の決議が採択された。メバチについては、まき網の FADs 操業による小型魚の混獲抑制策として、船別漁獲枠等が検討されたが、合意には至らなかった。

IUU 漁業対策について、台湾による船名・海域の虚偽報告等の違法行為が指摘された。台湾は、本件対策として漁業管理の改善や減船措置の実施を表明したことから、次回会合までに改善することを条件として、引き続き協力的非加盟漁業主体の地位が付与された。また、IUU リスト対策について、従来決議の対象範囲を加盟国に拡大することが合意された。

保存管理措置の違反に対する貿易制限措置の実施手続について、ICCAT 等と同様の規則が作成されたが、エルサルバドルがこれに留保を付し、最終合意までには至らなかった。

#### (5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

2005年11月にセビリア(スペイン)において、第19回大西洋まぐろ類保存国際委員会通常会合が開催された。

##### ア 台湾問題

メバチの過剰漁獲及び漁獲物の付け替え等の不正行為により、昨年(2005)の年次会合において管理体制の強化等の改善要求を受けていた台湾に対し、2006年の操業について、メバチ専業船を本年の98隻から15隻とし、メバチ漁獲枠を、ビンナガ対象船のメバチ混獲枠と併せて4,600トンとする措置がとられた。これに加え、メバチ専業船については、全船オブザーバ

ー乗船、指定港での水揚げ検査、洋上転載の禁止等の監視・取締措置が求められ、さらに IUU 漁業の廃絶、過去の不正漁獲の調査・処分、減船隻数の上乘せ、小型まぐろ漁船の減船等の条件が付せられ、これらの条件が満たされなければ、2006年年次会合において貿易制限措置が決定されることとなった。

##### イ 漁獲物の転載規制遵守問題

漁獲物の転載を受ける運搬船については、ICCAT 事務局に登録することとし、1) 港湾での転載は、漁船の旗国、港湾国への事前通報、事後報告の義務付け、2) 公海での洋上転載は、漁船の旗国の事前許可制とし、旗国への事前通報、事後報告、ICCAT が派遣するオブザーバーの運搬船への乗船・監視が義務付けられることとなった。

##### ウ 遵守問題

我が国より、トルコの蓄養場用のクロマグロの過剰漁獲の可能性を指摘し、トルコは、今後、我が国と協力して調査を行い、問題解決に取り組むことを表明した。また、我が国等より、リビアのクロマグロの漁獲量報告がないこと、クロマグロの過剰漁獲、IUU 漁業の可能性について指摘し、リビアは、今後報告を徹底することを表明した。

##### エ 蓄養の管理強化

クロマグロ蓄養に関する勧告が修正され、蓄養場に搬入するための魚を漁獲する漁船をリスト化し、リストに掲載されていない漁船から蓄養場に魚を搬入することは禁止されることとなった。また、ICCAT に登録された正規の蓄養場以外の蓄養場、及び、同勧告に基づくサンプリングを実施していなかった蓄養場からの輸入は禁止されることとなった。

#### (6) 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

南極海洋生物資源について利用を含めた保存管理を行っている南極海洋生物資源保存委員会の第24回年次会合が、2005年10月24日から11月4日にかけてオーストリアのホバートにおいて開催された。

主要議題の結果は以下のとおり。

##### ア オキアミ・メロ等の保存措置

オキアミ、メロともに、我が国が関係する海区での漁獲枠が従来水準で維持された。

また、メロ漁業について提案していた改良漁具の使用が認められた。

##### イ メロ漁業の IUU 操業の抑制

IUU 漁業対策として、従来から IUU 漁船リストに掲載されている15隻(加盟国船2隻、非加盟国船13隻)に加え、新たに非加盟国船4隻を追加することとなった。また、従来から掲載されていた漁船の



うち1隻（非加盟国船）については、客船に改造されたことが明らかになったため、リストから落とすこととなった。この結果、IUU 漁船リストには、18隻（加盟国船2隻、非加盟国船16隻）が掲載される。

さらに、IUU 漁船リストに掲載された非加盟国船の主要船籍国であるトーゴ、赤道ギニア、グルジアに対し、CCAMLR の保存措置を遵守することを求める書簡を発出することとなった。

#### ウ オブザーバー乗船

メロ漁業で導入されている国際科学オブザーバーの乗船義務規定のオキアミ漁船への拡大については、我が国、韓国の反対で導入されなかった。

#### (7) みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）

2005年10月に開催されたCCSBT 第12回年次会合では、資源の悪化が懸念されるみなみまぐろの漁獲枠の削減等が議論されたが、2006年の漁獲枠削減については合意に至らず、引き続き議論するとともに、各国の漁獲レベルが2005年漁期レベルを超えないことが合意された。

非加盟国でありながら、多くのみなみまぐろを漁獲するインドネシアに対し、ポジティブリスト決議に基づくCCSBT メンバーによるみなみまぐろの輸入停止が引き続き継続される旨の書簡を事務局長より発出することで合意した。

#### (8) 中部及び西部太平洋における高度回遊性魚種資源の保存管理に関する条約（WCPFC）

2004年6月19日に発行した同条約に対し、我が国は翌2005年7月8日に加入書を寄託、同年12月にポンペイ（ミクロネシア）で開催された第2回委員会年次会合より、我が国は正式メンバーとして参加した。

同会合において、北緯20度以北の水域における保存管理措置を担当する北小委員会が正式に設立され、我が国が議長に選出された。

条約水域における過剰漁獲能力問題について、決議に違反して増隻した台湾系大型まき網漁船と同等の漁獲能力を、2007年1月までに関係国が協力して削減する旨の決議が採択された。

保存管理措置については、以下のとおり合意された。

##### ①メバチ・キハダ

まき網漁業の漁獲努力量（南北20度の間の水域）を現状レベルに制限するとともに、はえ縄漁業のメバチ漁獲量を2001年から2004年の平均に制限する旨合意。

##### ②北太平洋ビンナガ

北小委員会からの勧告に基づき、北太平洋ビンナガの漁獲努力量を現状レベルに制限する旨合意。

##### ③南太平洋ビンナガ

北太平洋ビンナガの保存管理措置導入により南太平洋へ漁獲努力量がシフトすることを防止するため、漁船隻数を現状レベルに制限する旨合意。

監視取締措置について、乗船検査、VMS、委員会オブザーバーの実施手続に重点を置き、今後も継続検討していくこととされた。

#### (9) ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ベーリング公海漁業条約）に基づく第10回年次会議が2005年9月6日から9日までの間、韓国（釜山）において開催された。年次会議には加盟6か国（日本、中国、韓国、ポーランド、ロシア、米国）が出席した。なお、年次会議の期間中の9月6日から8日までの間、科学技術委員会が開催された。

（協議の概要）

##### ○科学技術委員会

2004年/2005年に行われた日米共同調査の調査結果について報告がなされ、10年以上にも及ぶモラトリアムにもかかわらず、条約に定める資源量を間接的に推定する特定水域（ボゴスロフ水域）の推定資源量は253千トンであることが確認された。

また、特定水域（ボゴスロフ水域）における調査の結果に基づき、2006年のアリューシャン海盆系群すけとうだら資源の生物学的漁獲可能量（AHL）を9,168トンに決定した。これをうけ、我が国より、たとえ資源量が少なくても科学的に根拠があれば漁獲可能水準（AHL）を設定すべきであり、協定第7条第1項に従い科学技術委員会において決定したABCを同水準のAHLとする旨提案したところ、ほとんどの国が我が国の提案について反対の意を唱えなかったが、本会議において、米国及びロシアが協定第7条第2項に従い資源が非常に低い状況においては167万トンを超えなければAHLをゼロとすべきと主張したため、AHLの設定についてのコンセンサスは得られず、AHLは「ゼロ」とされた。

##### ○年次会議

科学技術委員会の報告を受けた年次会議では、我が国から科学技術会議で承認されたABCを基に、AHL（漁獲可能水準）の設定の提案を行ったが、沿岸国（米国、ロシア）の反対によりコンセンサスが得られず、条約の規定に従い、2006年における漁獲可能量をゼロとする旨決定された。

次回年次会議については、ポーランドにおいて開催されることとなった。

#### (10) ストラドリング・ストック（SS）及び高度回遊性

### 魚種（HMS）に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においてストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等「国連海洋法条約」の規定を逸脱しているとの反論により、結局、国連主催の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月、第6回会合でコンセンサスにより協定が採択された。

本協定の目的は、国連海洋法条約を効果的に実施し、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存と合理的利用を確保することである。保存管理措置については、EEZ内外での一貫性の確保、

地域漁業機関への協力義務、地域漁業機関が定めた措置への当該機関非加盟国の遵守義務等が規定されており、取締りについては、転載の規制、旗国以外の検査官により乗船・検査制度の導入等が規定されている。本協定は、30ヶ国が批准したことから、2001年12月11日に発行した。

なお、我が国は1996年11月に署名を行ったものの、種々の問題を有するWCPFCの採択など、その後の状況変化を踏まえて、本協定を締結していなかったところであるが、2005年にWCPFCに加入したことにより、我が国は本協定の批准に向けた手続きを開始した。

#### (1) インド洋まぐろ類委員会（IOTC）

2005年5月にセイシェルにてIOTC第9回年次会合が開催された。

##### ア 台湾問題

台湾の漁獲努力量増大及び漁獲物の産地付け替え問題について、我が国より問題提起したところ、各国からメバチ資源への影響や資源評価作業への悪影響に強い懸念が示され、台湾の違反行為が厳しく非難された。また、台湾はインド洋最大の漁業勢力であるにも関わらず、その地位の特殊性からIOTCへ参加できず、台湾に対して貿易制限決議等を適用することができない状況であるため、今般の台湾に対しては漁獲量の削減を要求し、具体的な管理改善措置を講じない場合には、制裁を含む厳しい措置を検討する旨、議事録に残すとともに、2006年に特別会合を開催し、協定改正（FAOからの独立）を含む参加枠組みの検討を行うこととした。

##### イ 保存管理措置

メバチの保存管理措置について、全ての漁業種類において漁獲量・漁獲努力量を削減すべきとの科学

委員会の勧告を受け、国別漁獲制限の設定について議論されたが合意に至らず、1) 加盟国及び協力的非加盟国は、メバチ漁獲量を近年のレベルから増加させない、2) 過去の決議に反して漁獲を増加させた台湾は35,000トン（2003年の漁獲量報告：57,000トン）に制限、3) 次回会合で3年間の暫定漁獲制限を策定し、その間に漁獲配分を検討、4) 将来の漁獲配分は、本決議の遵守状況を考慮する等の措置が採択された。また、ポジティブリストについて、旗国の排他的経済水域外で操業する24m以下の小型船もポジティブリストの対象とすることとした。

##### ウ 混獲対策

サメの魚体の完全利用を求める決議、海鳥のFAO海鳥混獲削減行動計画の導入を促進するとともに混獲データの収集等を行う勧告及び海亀のFAO海亀混獲ガイドラインに基づく対策の導入及び混獲データ収集を行う勧告が採択された。

##### エ 協力的非加盟国

ベリーズについて、漁獲報告量が輸入量に比べ極端に少ないことが確認され、協力的非加盟国の申請が棄却され、当該過小報告は委員会の資源管理努力を阻害するものとしてIOTCの貿易制裁基準に基づく特定措置がとられた。

## 第12節 漁 船 対 策

### 1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計したもので、16年末については、表16のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条1の規定に基づく17年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表17のとおりである。

### 2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法第25条の規定に基づく漁船の依頼検査の16年度実績は、総合検査4件、船体検査2件、機関関係検査11件の合計17件、検査手数料収入総額は262万円であった。

### 3 漁 船 の 輸 出

漁船の外国への譲渡（輸出）又は貸渡しについては、経済産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認するこ

表15 平成16年漁船統計表

| 漁業種類<br>Type of Fishery | 船型<br>Size | 船<br>質 | 総 計     |              | 動 力 漁 船 |              | 無動力漁船 |          |
|-------------------------|------------|--------|---------|--------------|---------|--------------|-------|----------|
|                         |            |        | 隻 数     | 総トン数         | 隻 数     | 総トン数         | 隻 数   | 総トン数     |
|                         |            |        | NO.     | G.T.         | NO.     | G.T.         | NO.   | G.T.     |
| 総                       | 計          | S      | 4,234   | 514,291.88   | 4,234   | 514,291.88   | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 17,188  | 26,780.03    | 14,278  | 24,734.07    | 2,910 | 2,045.96 |
|                         |            | F      | 309,385 | 780,114.67   | 304,021 | 773,816.05   | 5,364 | 6,298.62 |
|                         |            | T      | 330,807 | 1,321,186.58 | 322,533 | 1,312,842.00 | 8,274 | 8,344.58 |
| 淡 水 漁 業                 |            | S      | 28      | 48.85        | 28      | 48.85        | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 3,470   | 1,613.12     | 1,638   | 837.36       | 1,832 | 775.76   |
|                         |            | F      | 8,255   | 8,345.09     | 6,997   | 7,812.64     | 1,258 | 532.45   |
|                         |            | T      | 11,753  | 10,007.06    | 8,663   | 8,698.85     | 3,090 | 1,308.21 |
| 合 (海 水 漁 業)             | 計          | S      | 4,206   | 514,243.03   | 4,206   | 514,243.03   | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 13,718  | 25,166.91    | 12,640  | 23,896.71    | 1,078 | 1,270.20 |
|                         |            | F      | 301,130 | 771,769.58   | 297,024 | 766,003.41   | 4,106 | 5,766.17 |
|                         |            | T      | 319,054 | 1,311,179.52 | 313,870 | 1,304,143.15 | 5,184 | 7,036.37 |
| 内 水 面                   |            | S      | 7       | 13.30        | 7       | 13.30        | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 129     | 64.21        | 50      | 28.86        | 79    | 35.35    |
|                         |            | F      | 692     | 619.58       | 599     | 573.90       | 93    | 45.68    |
|                         |            | T      | 828     | 697.09       | 656     | 616.06       | 172   | 81.03    |
| 採 介 藻                   |            | S      | 236     | 4,273.27     | 236     | 4,273.27     | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 3,690   | 2,911.59     | 3,109   | 2,616.79     | 581   | 294.80   |
|                         |            | F      | 87,852  | 122,720.28   | 84,794  | 120,556.94   | 3,058 | 2,163.34 |
|                         |            | T      | 91,778  | 129,905.14   | 88,139  | 127,447.00   | 3,639 | 2,458.14 |
| 定                       | 置          | S      | 383     | 4,862.57     | 383     | 4,862.57     | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 342     | 1,079.25     | 231     | 682.09       | 111   | 397.16   |
|                         |            | F      | 10,510  | 44,792.05    | 9,999   | 41,822.34    | 511   | 2,969.71 |
|                         |            | T      | 11,235  | 50,733.87    | 10,613  | 47,367.00    | 622   | 3,366.87 |
| 一 本 つ り                 |            | S      | 365     | 30,073.44    | 365     | 30,073.44    | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 5,040   | 8,678.45     | 5,006   | 8,651.03     | 34    | 27.42    |
|                         |            | F      | 97,665  | 218,534.62   | 97,606  | 218,465.06   | 59    | 69.56    |
|                         |            | T      | 103,070 | 257,286.51   | 102,977 | 257,189.53   | 93    | 96.98    |
| は え な わ                 |            | S      | 122     | 6,525.47     | 122     | 6,525.47     | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 304     | 983.37       | 301     | 974.59       | 3     | 8.78     |
|                         |            | F      | 7,985   | 28,906.27    | 7,979   | 28,899.73    | 6     | 6.54     |
|                         |            | T      | 8,411   | 36,415.11    | 8,402   | 36,399.79    | 9     | 15.32    |
| 刺                       | 網          | S      | 488     | 19,086.11    | 488     | 19,086.11    | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 1,352   | 1,876.94     | 1,319   | 1,820.90     | 33    | 56.04    |
|                         |            | F      | 46,916  | 103,171.52   | 46,834  | 103,083.19   | 82    | 88.33    |
|                         |            | T      | 48,756  | 124,134.57   | 48,641  | 123,990.20   | 115   | 144.37   |
| ま き 網 (網 船)             |            | S      | 141     | 21,947.63    | 141     | 21,947.63    | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 64      | 384.17       | 50      | 315.73       | 14    | 68.44    |
|                         |            | F      | 1,121   | 10,658.54    | 1,109   | 10,590.36    | 12    | 68.18    |
|                         |            | T      | 1,326   | 32,990.34    | 1,300   | 32,853.72    | 26    | 136.62   |
| ま き 網 附 属 船             |            | S      | 484     | 48,569.36    | 484     | 48,569.36    | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 30      | 310.51       | 23      | 307.71       | 7     | 2.80     |
|                         |            | F      | 1,713   | 18,574.67    | 1,710   | 18,572.19    | 3     | 2.48     |
|                         |            | T      | 2,227   | 67,454.54    | 2,217   | 67,449.26    | 10    | 5.28     |
| 敷                       | 網          | S      | 59      | 3,975.23     | 59      | 3,975.23     | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 79      | 256.86       | 73      | 242.20       | 6     | 14.66    |
|                         |            | F      | 1,723   | 11,895.12    | 1,721   | 11,892.44    | 2     | 2.68     |
|                         |            | T      | 1,861   | 16,127.21    | 1,853   | 16,109.87    | 8     | 17.34    |
| 底 び き 網                 |            | S      | 458     | 26,273.11    | 458     | 26,273.11    | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 1,122   | 4,924.11     | 1,122   | 4,924.11     | 0     | 0.00     |
|                         |            | F      | 13,557  | 69,882.69    | 13,557  | 69,882.69    | 0     | 0.00     |
|                         |            | T      | 15,137  | 101,079.91   | 15,137  | 101,079.91   | 0     | 0.00     |
| 以 西 底 び き 網             |            | S      | 32      | 3,706.26     | 32      | 3,706.26     | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 0       | 0.00         | 0       | 0.00         | 0     | 0.00     |
|                         |            | F      | 0       | 0.00         | 0       | 0.00         | 0     | 0.00     |
|                         |            | T      | 32      | 3,706.26     | 32      | 3,706.26     | 0     | 0.00     |
| 遠 洋 底 び き 網             |            | S      | 13      | 11,546.62    | 13      | 11,546.62    | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 0       | 0.00         | 0       | 0.00         | 0     | 0.00     |
|                         |            | F      | 0       | 0.00         | 0       | 0.00         | 0     | 0.00     |
|                         |            | T      | 13      | 11,546.62    | 13      | 11,546.62    | 0     | 0.00     |
| ひ き 網                   |            | S      | 279     | 2,790.94     | 279     | 2,790.94     | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 443     | 1,362.21     | 337     | 1,183.07     | 106   | 179.14   |
|                         |            | F      | 6,845   | 38,442.05    | 6,755   | 38,348.99    | 90    | 93.06    |
|                         |            | T      | 7,567   | 42,595.20    | 7,371   | 42,323.00    | 196   | 272.20   |
| か つ お ・ ま ぐ ろ           |            | S      | 618     | 216,397.36   | 618     | 216,397.36   | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 5       | 122.06       | 5       | 122.06       | 0     | 0.00     |
|                         |            | F      | 686     | 22,800.00    | 686     | 22,800.00    | 0     | 0.00     |
|                         |            | T      | 1,309   | 239,319.42   | 1,309   | 239,319.42   | 0     | 0.00     |
| 捕                       | 鯨          | S      | 8       | 250.65       | 8       | 250.65       | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 0       | 0.00         | 0       | 0.00         | 0     | 0.00     |
|                         |            | F      | 4       | 36.39        | 4       | 36.39        | 0     | 0.00     |
|                         |            | T      | 12      | 287.04       | 12      | 287.04       | 0     | 0.00     |
| 官 公 庁 船                 |            | S      | 285     | 84,586.22    | 285     | 84,586.22    | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 10      | 72.54        | 10      | 72.54        | 0     | 0.00     |
|                         |            | F      | 863     | 3,515.35     | 862     | 3,514.19     | 1     | 1.16     |
|                         |            | T      | 1,158   | 88,174.11    | 1,157   | 88,172.95    | 1     | 1.16     |
| 運 搬 船                   |            | S      | 124     | 17,107.09    | 124     | 17,107.09    | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 51      | 348.34       | 44      | 346.09       | 7     | 2.25     |
|                         |            | F      | 1,815   | 14,405.21    | 1,805   | 14,340.63    | 10    | 64.58    |
|                         |            | T      | 1,990   | 31,860.64    | 1,973   | 31,793.81    | 17    | 66.83    |
| 冷 凍 運 搬 及 び 母 船         |            | S      | 0       | 0.00         | 0       | 0.00         | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 0       | 0.00         | 0       | 0.00         | 0     | 0.00     |
|                         |            | F      | 0       | 0.00         | 0       | 0.00         | 0     | 0.00     |
|                         |            | T      | 0       | 0.00         | 0       | 0.00         | 0     | 0.00     |
| 雑 漁 業                   |            | S      | 104     | 12,258.40    | 104     | 12,258.40    | 0     | 0.00     |
|                         |            | W      | 1,057   | 1,792.30     | 960     | 1,608.94     | 97    | 183.36   |
|                         |            | F      | 21,183  | 62,815.24    | 21,004  | 62,624.37    | 179   | 190.87   |
|                         |            | T      | 22,344  | 76,865.94    | 22,068  | 76,491.71    | 276   | 374.23   |



表16 平成17年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

## 1. 銅・軽合金船

| 区 分<br>漁業種類 | 総 数 |       | 50トン未満 |      | 50トン以上<br>100トン未満 |      | 100トン以上<br>200トン未満 |      | 200トン以上<br>300トン未満 |      | 300トン以上<br>500トン未満 |       | 500トン以上<br>1,000トン未満 |      | 1,000トン以上 |      |
|-------------|-----|-------|--------|------|-------------------|------|--------------------|------|--------------------|------|--------------------|-------|----------------------|------|-----------|------|
|             | 隻数  | 総トン数  | 隻数     | 総トン数 | 隻数                | 総トン数 | 隻数                 | 総トン数 | 隻数                 | 総トン数 | 隻数                 | 総トン数  | 隻数                   | 総トン数 | 隻数        | 総トン数 |
| かつお・まぐろ     | 1   | 149   |        |      |                   |      | 1                  | 149  |                    |      |                    |       |                      |      |           |      |
| 底 び き 網     | 0   | 0     |        |      |                   |      |                    |      |                    |      |                    |       |                      |      |           |      |
| ま ぎ 網       | 3   | 1,541 |        |      |                   |      |                    |      |                    |      | 2                  | 799   | 1                    | 742  |           |      |
| まき網付属       | 2   | 342   |        |      | 1                 | 99   |                    | 1    | 243                |      |                    |       |                      |      |           |      |
| は え な わ     | 0   | 0     |        |      |                   |      |                    |      |                    |      |                    |       |                      |      |           |      |
| 刺 網         | 0   | 0     |        |      |                   |      |                    |      |                    |      |                    |       |                      |      |           |      |
| ひ き 網       | 0   | 0     |        |      |                   |      |                    |      |                    |      |                    |       |                      |      |           |      |
| 敷 網         | 0   | 0     |        |      |                   |      |                    |      |                    |      |                    |       |                      |      |           |      |
| 一 本 つ り     | 1   | 184   |        |      |                   |      | 1                  | 184  |                    |      |                    |       |                      |      |           |      |
| 運 搬 船       | 0   | 0     |        |      |                   |      |                    |      |                    |      |                    |       |                      |      |           |      |
| 養 殖 業       | 0   | 0     |        |      |                   |      |                    |      |                    |      |                    |       |                      |      |           |      |
| 定 置         | 0   | 0     |        |      |                   |      |                    |      |                    |      |                    |       |                      |      |           |      |
| 採 介 藻       | 0   | 0     |        |      |                   |      |                    |      |                    |      |                    |       |                      |      |           |      |
| 官 公 庁 船     | 6   | 1,537 | 1      | 27   | 1                 | 61   | 1                  | 195  | 1                  | 256  | 2                  | 998   |                      |      |           |      |
| 計           | 13  | 3,753 | 1      | 27   | 2                 | 160  | 3                  | 528  | 2                  | 499  | 4                  | 1,797 | 1                    | 742  | 0         | 0    |

## 2. FRP船

| 区 分<br>漁業種類 | 総 数 |      | 20トン未満 |      | 20トン以上<br>30トン未満 |      | 30トン以上<br>40トン未満 |      | 40トン以上<br>50トン未満 |      | 50トン以上<br>70トン未満 |      | 70トン以上<br>100トン未満 |      | 100トン以上 |      |
|-------------|-----|------|--------|------|------------------|------|------------------|------|------------------|------|------------------|------|-------------------|------|---------|------|
|             | 隻数  | 総トン数 | 隻数     | 総トン数 | 隻数               | 総トン数 | 隻数               | 総トン数 | 隻数               | 総トン数 | 隻数               | 総トン数 | 隻数                | 総トン数 | 隻数      | 総トン数 |
| かつお・まぐろ     | 7   | 133  | 7      | 133  |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| 底 び き 網     | 2   | 34   | 2      | 34   |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| ま ぎ 網       | 4   | 76   | 4      | 76   |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| まき網付属       | 0   | 0    |        |      |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| は え な わ     | 0   | 0    |        |      |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| 刺 網         | 0   | 0    |        |      |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| ひ き 網       | 0   | 0    |        |      |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| 敷 網         | 0   | 0    |        |      |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| 一 本 つ り     | 0   | 0    |        |      |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| 運 搬 船       | 0   | 0    |        |      |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| 養 殖 業       | 0   | 0    |        |      |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| 定 置         | 0   | 0    |        |      |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| 採 介 藻       | 0   | 0    |        |      |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| 官 公 庁 船     | 0   | 0    |        |      |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |                   |      |         |      |
| 計           | 13  | 243  | 13     | 243  | 0                | 0    | 0                | 0    | 0                | 0    | 0                | 0    | 0                 | 0    | 0       | 0    |

注1：漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。

注2：総トン数については、単位未満を四捨五入したため、計と内訳が一致しない場合がある。

注3：本船の建造は無し。

ととなっている。この際に、国際的な漁業秩序を乱し、あるいは国際的に合意された資源保護措置の効果を減殺するおそれがないか、水産庁に事前協議することとしている。17年度における貸渡しは4カ国21隻、輸出については11カ国2隻であった。

#### 4 漁船安全等技術開発事業

漁業生産は昭和50年代以降大幅な減少傾向に転じ、漁業経営の悪化、漁業就業者の減少・高齢化が漁業地域の活力低下を招いている状況にある。このため、沿岸及び沖合漁業では一人乗り操業や高齢者による操業が多くなり、転覆・衝突事故の他、漁ろう中の不注意・作業ミス等から海中転落事故が多発している。これら漁船による死亡事故は、漁業の活性化を阻害するだけでなく、漁業が危険であるというイメージを定着させ、他産業からの新規参入を妨げており、この克服が漁業の健全な発展のための課題となっている。

したがって、漁船の安全を確保するための資料収集、解析及びシステムの構築等により適切な漁船対策を行い、後継者や新規参入者を安定的に確保して漁業の活性化に資する。

##### (1) 漁船安全対策等事業

IMO(国際海事機関)等の国際取決め及び国内規制・基準が我が国の漁業環境実態に比して過重なものとならないよう、気象・海象・船型等のデータの収集・解析等を行うとともに、漁船に関する乾舷及びリサイクルについての調査検討を行った。また、国際協定に基づき提出することとされている漁船に関するデータを、効率的に収集・整備できる管理システムの開発を行った。

##### (2) 小型漁船救急支援システム開発

人命の安全を確保するため、操業中の事故や海中転落等の緊急時に、漁船及び転落者から緊急事態を自動的に知らせる無線システムの開発を行った。

### 第13節 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

#### 1 漁 港 の 指 定

漁港の指定については、26年以来漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の規定により行っている。その内容は表17のとおりである。

表17 指 定 漁 港 数

| 漁港種類  | 17年度<br>指 定 | 17年度<br>取消し | 16年度<br>ま で | 17年度<br>末現在 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 第1種漁港 | —           | 4           | 2,214       | 2,210       |
| 第2種漁港 | —           | —           | 495         | 495         |
| 第3種漁港 | —           | —           | 114         | 114         |
| 第4種漁港 | —           | —           | 101         | 101         |
| 計     | 0           | 4           | 2,924       | 2,920       |

(注) 第3種漁港には特定第3種漁港(八戸ほか12港)が含まれている。

#### 2 漁 港 の 管 理

17年度において、漁港漁場整備法第25条第3項の規定により漁港所在地の地方公共団体を漁港管理者に決定した漁港は13漁港であり、17年度末の漁港数は表18のとおりである。

表18 漁港管理者別漁港数

| 漁港種類  | 16年度<br>末まで | 総 数   | 17年度末      |            |
|-------|-------------|-------|------------|------------|
|       |             |       | 都道府<br>県管理 | 市町村<br>管 理 |
| 第1種漁港 | 2,214       | 2,210 | 363        | 1,847      |
| 第2種漁港 | 495         | 495   | 308        | 187        |
| 第3種漁港 | 114         | 114   | 108        | 6          |
| 第4種漁港 | 101         | 101   | 101        | —          |
| 計     | 2,924       | 2,920 | 880        | 2,040      |

#### 3 漁 港 ・ 漁 場 ・ 漁 村 の 整 備

##### (1) 漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法に基づき、水産業の抜本的な構造改革を推進し、漁場・漁港・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施するため、施策の目的や成果に重点をおいて策定している。平成14年度から平成18年度の5年間に次の基本課題について重点的かつ総合的に取り組む。

ア 水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備

イ 水産動植物の生育環境となる漁場等の積極的な保全・創造

ウ 水産業の振興を核とし良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興

以上の取組を総合的かつ効率的に実施することにより、概ね10年後を目途に、

(ア) 50年代初頭(200海里導入時)の漁場環境や沿岸漁業の生産の水準を念頭に、漁港漁場整備事業を通じて、沿岸域の漁場環境の回復と漁業生産量の増産を図るとともに、生産流通の機能の高度化を図る。

(イ) 漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を小都市並（概ね6割）にすることを旨とし、漁港・漁場の水域環境と漁村の生活環境・労働環境の改善を図る。

計画期間における事業量は、整備する対象を重点化し、次のとおりとする。

- a 水産動植物の増殖及び養殖を推進するべき拠点のうち概ね750地区、また、生産流通の効率化及び品質・衛生管理の強化を図るべき拠点のうち概ね350地区を整備。
- b 概ね5千haの藻場・干潟の造成に相当する水産動植物の生育環境を新たに保全・創造。
- c 漁村の活性化のための整備を概ね430地区において実施。

#### (2) 直轄特定漁港漁場整備事業

この事業は、漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の整備を行う事業であって、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。17年度においては、162億674万円をもって33地区について事業が実施された。

#### (3) 地域水産物供給基盤整備事業

この事業は、水産資源の増大と持続的利用に資する共同漁業権の区域内等地先の漁場と、当該漁場に密接に関連する第1種漁港等で沿岸漁業及び増養殖の振興に資する漁港を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。17年度においては、事業費860億8,600万円（国費532億7,000万円）をもって479地区について事業が実施された。

#### (4) 広域漁港整備事業

この事業は、第3種漁港、第4種漁港等の整備及びそれらの漁港を本拠地とする漁船が利用する共同漁業権の区域内等地先の漁場施設について一体的に整備する事業であって、1漁港あたりの計画事業費が3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。17年度においては、事業費816億8,500万円（国費495億1,400万円）をもって289地区について事業が実施された。

#### (5) 広域漁場整備事業

この事業は、共同漁業権の区域外において、利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場や共同漁業権の設定されている区域外と機能上密接に関連する漁場を整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。17

年度においては、事業費235億5,700万円（国費119億4,700万円）をもって94地区について事業が実施された。

#### (6) 漁港漁場機能高度化総合補助事業

この事業は、漁港・漁場施設を総合的に維持、補修若しくは改良することにより、漁港・漁場施設の利用を増進させるとともに、水産資源の生息環境の保全、品質・衛生管理強化、高齢者等への配慮、新技術を応用した施設の導入等による既存の漁港・漁場施設の機能の高度化、多機能利用を図る事業であって、計画事業費が一事業につき3億円以下のもの等一定の要件を満たすものである。17年度においては、事業費74億7,600万円（国費37億7,100万円）をもって通常分として、69地区、統合補助事業分として36道府県について事業が実施された。

#### (7) 漁場環境保全創造事業

この事業は、公害等の原因により効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、漁場のたい積物除去、しゅんせつ、作れい、耕うん、覆土、水路の掘削、藻場・干潟の造成等を行う事業で、計画事業費が一事業につき5千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。17年度においては、事業費64億3,200万円（国費32億1,600万円）をもって56地区について事業が実施された。

#### (8) 漁港水域環境保全対策事業

この事業は、漁港区域内の水質の保全等水域の環境保全のため汚泥その他公害の原因となるたい積物等の除去、水質浄化施設の整備等を行う事業で、計画事業費が一事業につき3千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。17年度においては、事業費4億2,600万円（国費2億1,300万円）をもって4地区について事業が実施された。

#### (9) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、17年度においては、事業費33億6,000万円（国費16億9,300万円）をもって16地区について事業が実施された。

#### (10) 作業船整備

北海道の直轄工事ににおいて使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。17年度の経費は2,000万円であった。

#### (11) 漁港環境整備事業



この事業は、漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資するものであって、計画事業費が一事業につき50百万円以上のもの等一定の要件を満たすものである。平成17年度においては、事業費3,662百万円(国費1,831百万円)をもって23道県について事業が実施された。

#### (12) 漁業集落環境整備事業

この事業は、漁港の背後の漁業集落等における生活環境の改善を図ることにより、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資するものであって、計画事業費が一事業につき30百万円以上のもの等一定の要件を満たすものである。平成17年度においては、事業費20,600(百万円)(国費10,312(百万円))をもって138地区について事業が実施された。

#### (13) 漁村づくり総合整備事業

この事業は、条件不利地域に立地する漁村を対象として、地域の生産と生活基盤である漁港施設の整備及び漁村の生活環境の整備を総合的かつ一体的に推進するものであり、計画事業費が一事業につき漁港施設で3億円以上10億円以下のもの等一定の要件を満たすものである。平成17年度においては、事業費2,174(百万円)(国費1,213(百万円))をもって、11道県について事業が実施された。

#### (14) 漁村再生交付金

この事業は、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進することによって个性的で豊かな漁村の再生を支援するものであり、計画事業費が一事業につき50(百万円)以上200(百万円)以下のもの等一定の要件を満たすものである。平成17年度においては、事業費5,687(百万円)(国費30(百万円))をもって、19県について事業が実施された。

#### (15) 水産基盤整備調査事業

水産基盤整備事業の効果的・効率的実施に関し、開発手法等の確立がされていない技術的課題のうち全国的なものについて調査・解明し、新技術の開発を計るほか、漁港機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的・効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

71調査事業費 6億8,112万円(定額)

水産基盤整備調査費補助

16カ所事業費 1億6,600万円(国費8,300万円)

#### (16) 後進地域開発促進法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体(県)が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業(5,000万円以上のものに限る。)、海岸保全施設整備事業及び漁港関連道整備事業(過疎地域及び山村地域の基幹道路を含む。附帯事業を除く。)に係る補助金等について、特例法の定める引上率(最高1.25まで)により16年度において当該適用団体に補助率差額76億3,877万円を交付した。

(内訳) 整備課分

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 水産基盤分        | 7,667,000,000円      |
|              | (うち有明分 79,224,000円) |
| 関連道分         | 51,000,000円         |
| 計            | 7,718,000,000円      |
| (有明分を除く水産基盤分 | 7,638,776,000円)     |

#### (17) 漁港高度利用促進対策事業

漁港高度利用促進対策事業は、高度な漁港の利用等による漁業の振興に資するため、就労・衛生環境の改善、漁業活動とのトラブル防止、地域資源や高度情報の利活用等を推進する施設等の整備を行う事業であり、16年度においては、国費15億4,099万円をもって22都道県において事業が実施された。

#### (18) 新漁村コミュニティ基盤整備事業

新漁村コミュニティ基盤整備事業は、都市と漁村が共生・対流する活力ある社会を実現するため、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えた新たなむらづくりを推進するために、市町村のイニシアティブの下、地域全体の振興計画に基づき、新漁村コミュニティ基盤整備事業を核として、地域の戦略的な取組の支援等のソフト施策と水産基盤整備事業等のハード整備を一体的に展開し、住民参加型の新しい漁村コミュニティづくりを推進する事業であり、16年度においては、国費20億4,177万円をもって19道県において事業が実施された。

#### (19) 漁港漁村活性化支援事業

地域住民等の理解と参画を得て、都市と漁村の共生・対流を図るため、交流拠点施設の整備等と連携し、漁村における受入体制の構築、美しい日本の漁村づくり及び漁業と海洋性レクリエーションの共存しうる海面利用関係の構築を図るための取組について、都道府県及び市町村等に対し助成した。

#### (20) 都市漁村交流促進事業

都市漁村交流の促進を図るため、交流促進方策の検討、交流情報の調査及び普及啓発活動等を行った。

## 4 水産業・漁村の多面的機能

### (1) 趣 旨

水産業及び漁村の有する多面的機能全般について、その実態の把握及び国民的な理解の促進を図るための調査、情報提供等を行うとともに、機能の計量化を含めた総合的な評価を行い、さらに水産業及び漁村の有する多面的機能についての国民の理解と支持を得た上で、その適切かつ十分な発揮に向けた具体的な施策の在り方を検討することとしているところ。

### (2) 内 容

#### ①水産業・漁村の多面的機能普及啓発推進事業

日本学術会議の答申を踏まえ、水産業・漁村の多面的な機能への更なる国民的理解の促進及び国民的なコンセンサスの形成を推進するため、水産業及び漁村の多面的な機能についてのシンポジウムの開催、パンフレットの作成・配布による普及・啓発活動、多面的機能の定量的評価手法の確立と評価の実施を行った。

(H17年度予算額 29,976千円)

#### ②離島漁業再生支援交付金

生産資材の獲得や販売など、主として輸送の面において不利な条件にあり、漁業就業者の減少や高齢化が進展する離島において、地域の漁業を再生するための漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取組を支援し、もって離島の果たす多面的機能の維持増進を図るための交付金制度を創設した。

制度の対象となる離島を有する都道府県は26都道府県あり、初年度である17年度においてはそのうち11道県47市町村712漁業集落において交付金支援による漁業再生活動が実施された。(H17年度予算額 1,740,024千円)

術開発として海洋深層水の汲上げ・拡散による漁場造成技術の確立、新素材等を利用した藻場や海中林の造成技術、微生物の浄化作用等を利用した底質・水質等環境改善技術のための技術開発、二枚貝資源の増殖支援技術の開発及びアマノリ葉体の品質を保持できる新たな凍結保存技術の開発を実施した。

#### ②遺伝子組換え魚介類に係る評価技術の開発

遺伝子組換え魚介類を効率的に識別する技術や遺伝子組換え魚介類が自然環境に与える影響を明らかにするための技術開発を実施した。

#### ③廃 FRP 漁船高度利用技術開発事業

FRP（ガラス繊維強化プラスチック）は、高強度、高耐久性かつ軽量であることから、我が国では現在30万隻を越える小型漁船に使用されており、今後耐用年数が過ぎた FRP 漁船が大量に発生することが危惧されている。このため、本事業では効果的な廃 FRP 漁船の処理技術を確立するため、廃 FRP 漁船を魚礁材、水質浄化材等として優れた特性を有するリサイクル高機能資材に変換する技術開発の実用化試験及び魚礁等への再利用効果試験を実施した。

### (2) 水産業振興型技術開発事業

我が国水産業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面している。このような中、競争力のある水産経営を実現するため、今までの水揚量・金額に頼る経営から、収益を重視する経営への転換を図る必要があり、これを支援するための水産技術の革新が強く求められている。このため、従来からの取組の整理・統合により、水産業の競争力強化に資する研究・開発を実施した。

#### ①青色発光ダイオード集魚灯によるイカ釣り漁業革命事業

青色発光ダイオード（LED）を利用した低電力高効率のイカ釣り漁業の集魚灯を開発し、漁獲効率や燃料消費量等のランニングコスト、初期設備投資等の低減効果を明らかにするため、最も効率的な搭載方法や、操作手法、操業形態等について検証するための実証化実験を実施した。

#### ②漁船漁業地球温暖化対策導入事業

京都議定書により我が国に課せられた二酸化炭素排出量削減目標を達成するためには、石油エネルギーに依存している漁船漁業についても実効性のある排出削減措置が必要であるが、二酸化炭素排出量を削減しつつ、漁船漁業が産業として継続していくためには、従来の化石燃料由来のエネルギー多消費を前提とした漁労技術を改める等、従来とは異なった漁船漁業体系を早急に構築する必要性に迫られている。

## 第14節 水産関係試験研究

### 1 水産業新技術開発事業

#### (1) 漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業

我が国漁業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面していることから、漁業の基盤である水産資源の増大、維持・回復が重要な課題となっており、資源の回復等に向けた取組の一環として、良好な漁場環境を確保し、資源の持続的な利用を図るための研究・開発が強く求められている。

#### ①漁場環境の改善を図るための技術開発

漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るための技

このため、既に他産業で導入が進められている二酸化炭素排出量の削減等に有望な技術成果の漁船漁業への導入に関する調査研究を実施した。

### ③「ブランド・ニッポン」漁獲物生産システム開発事業

食の安全安心対策の構築の一環として、新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」漁獲物を提供するため、安全・高品質等消費者ニーズの多様化に対応し、食品情報の新たな明示システムと消費を考慮した生産技術からなる我が国独自の高付加価値化、ブランド化された漁獲物の生産・供給体系技術の確立を目的として、以下のような技術開発を実施した。

- ① まぐろの船上加工・ブランド化システムの開発
- ② 可視化による魚類鮮度計測技術の開発
- ③ 魚類の品質連続測定システム技術の開発
- ④ 活魚・鮮魚用トレーサビリティシステム技術の開発

### ④先端技術を活用した有明ノリ養殖業強化対策研究

養殖ノリの作柄は、環境への依存が大きく成長や病気の発生には水温や栄養塩濃度が影響し、葉体の褪色には各種栄養塩が影響することが知られている。こうした養殖ノリにあって、平成12年に発生した有明海における養殖ノリの大不作は、有明海関係漁業者に大きな被害を与えるとともに、全国ノリ生産量の約4割を占める有明海の不作は消費者に大きな不安を与えたことから、高品質なノリを安定的に生産するため、ノリの色落ち等に関する遺伝子の解析を行い、その情報を利用した遺伝育種技術の開発を行った。

### ⑤漁船漁業構造改革促進調査検討事業

漁船漁業の構造改革を促進していく上で、漁業者が関連産業界等と連携し、漁業現場の実態に即した技術開発を行うことが重要であり、また、新たな技術導入には、自由度ある漁船の設計等の技術面に加え、技術導入によるコスト面や経営面での効果等についての専門的かつ技術的な検討が不可欠である。

このため、沿岸漁業を含む漁船漁業における新技術導入に関する現場のニーズや関連技術についての実態調査、導入効果の検証及び実証実験を実施した。

### ⑥水産バイオマスの資源化技術開発事業

我が国の漁業生産量は、昭和50年代以降減少傾向にあるものの、我が国周辺水域では、漁獲対象魚種以外に相当量の未利用生物資源が存在しているとの報告がある。漁業活動の対象となっていなかったこれらの生物資源の持つ有用成分や機能を活用した食品素材等への幅広い利用に資するための基礎技術開発は、我が国の水産業の多角的な発展を図る上で重要である。この

ため本事業では、バイオマス資源の有効活用を図るため、アブラソコムツ等の未利用資源やコンブ等海藻類の廃棄物が有する有効成分や機能を活用して食品等への転換を図る技術開発を実施するとともに、水産資源の有効利用と循環型社会の構築を推進するために、水産加工残滓を高鮮度で回収するシステムの開発及び魚類の加工残滓をより高度に飼料等にリサイクルする技術の開発を実施した。

### (3) 地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業のうち水産業構造改革加速化促進

競争的資金である、民間企業等から課題提案を行う提案公募法式による方式を取り入れ、地域独自あるいは異業種独自の創意と工夫のある技術開発を実施することにより、技術革新による水産業の構造改革を図ることを目的として、以下のような技術開発課題を採択し実施した。

- ① 北欧漁船等の要素技術を導入した次世代型沖合底びき網漁船の開発
- ② 東海・黄海の大中型まき網漁業における中層トロール技術等を導入した新たな操業システムの開発
- ③ 次世代型遠洋まぐろはえ縄漁船の開発
- ④ 経営改革型近海カツオマグロ漁船の開発
- ⑤ 海外まき網漁業において、省人化・省力化及び漁獲物の高付加価値化を目指した新技術・漁労システムを導入した漁船の開発
- ⑥ 揚網作業等の省力、省人化技術を導入した経営改革型まき網漁船の開発
- ⑦ 未利用水産資源を利用する新漁業システムモデルと新型漁船（工船）の開発
- ⑧ 沿岸まき網漁業におけるミニ船団化及びフィッシュポンプ等を導入した経営改革型まき網漁船の開発
- ⑨ さんま棒受網集魚灯光源の技術開発
- ⑩ 冷凍魚の処理機及び魚卵採取機の開発
- ⑪ 水産廃棄物発酵バイオガスのエネルギー利用技術の開発
- ⑫ 大型クラゲの混獲防除機能を持つ底びき網（駆け回し、2そうびき）漁具の技術開発
- ⑬ 水産物流通の出会いを支援するエージェントのシステム化に関する技術開発とその事例評価のための産業関連分析
- ⑭ 定置網漁業における大型クラゲ対策網の開発
- ⑮ イカゴロ・ホタテウロ等の水産加工残滓有効利用技術の実用化開発
- ⑯ 昼イカ釣りおよび他の釣り漁法に転用が可能な



釣り糸巻き取り装置の開発

- ⑰ ブリ類生簀養殖における海域環境の持続的利用、コスト低減を目指した自動給餌システムの開発

- ⑱ 冷凍ホタテ貝柱の白干し高品質加工技術の開発

- ⑲ 漁獲物の死後変化における「生き」の長期化を目的とした新素材水産用保冷剤の開発

#### (4) 衛星広域利用精度向上技術開発事業

人工衛星のリモートセンシング技術を利用して、雲や降雨でも海面の水温や高度を観測できるマイクロ波データ利用の手法を開発するとともに、漁船からの漁獲情報や水温情報等と衛星画像との解析を行い、マイクロ波データを活用した精度の高い漁場形成の予測に関する技術開発を行った。

## 2 水産業振興事業調査

有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業

平成14年に有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的とする「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が制定され、今後、有明海及び八代海において環境に調和した漁業の実施により漁業生産を回復し、有明海及び八代海の再生を図るための措置を講ずることは、国の重要かつ緊急な施策となっている。

このため、有明海及び八代海を対象として、総合的な調査研究体制を構築するための有明海等環境情報・研究ネットワーク構想を策定するとともに、情報の共有化を図るためのデータベースの整備、情報提供ソフトウェアの設計・開発、漁業実態等の補完調査を実施した。

## 3 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類（かつお・まぐろ類）、溯河性魚類（さけ・ます類）等の国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な資源調査、科学オブザーバーの育成、二国間協定等科学者交流及びサメ・海鳥を始めとする海洋生物の各種保存管理プログラムの作成を独立行政法人水産総合研究センター等に委託して実施した。

## 4 漁海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁海況予

報を作成し公表した。また、(社)漁業情報サービスセンターが我が国周辺海域を中心として漁況海況の実況データを収集、分析、提供を行う事業に対して助成するとともに、都道府県が地先沿岸における漁況海況情報の収集・分析・提供を行う事業に対し助成した。

## 5 独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人水産総合研究センターは、中央省庁等改革により、平成13年4月1日に、これまでの水産庁研究所を統合して新たな組織として設立された。

さらに、その後の法人等改革の流れを受けて、認可法人海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会の事業を引き継ぐため、平成15年10月1日をもって組織の改編を行った。

また、試験研究等業務に当たっては

ア 水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与すること

イ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うこと

を目的として、試験研究等業務を行い、国際協力、成果の普及等に努めた。

また、これらの業務を実施するために17年度は運営費交付金151億1224万2千円を交付した。

## 第15節 水産業改良普及対策

### 担い手確保・育成漁船建造等推進事業

操業性、居住性や建造コストに優れた漁船の導入を支援し、労働環境、漁獲性能の向上を通じて、資質の高い乗組員の育成と新規就業の確保を図るため、漁船のリースを行う日本鯉鮪漁業協同組合連合会に対して、漁船の建造、取得に必要な経費の一部を助成した。

## 第16節 船 舶

### 1 水産庁の船舶

水産庁（瀬戸内海漁業調整事務所・九州漁業調整事務所を含む。）の船舶は総数8隻で、行政需要に対応するため、漁業取締、漁業調査、漁業練習に区分されている。大きさも約150tから約2,600tにまで及ぶものもある。船舶の行政目的による区分、船名、所属、航行区域及び船の規模等については、表19のとおりである。

## 2 業 務

### (1) 漁 業 取 締 船

漁業取締船は水産本庁所属の東光丸他 5 隻の計 6 隻（本庁所属船 3 隻、瀬戸内海漁業調整事務所所属船 1 隻、九州漁業調整事務所所属船 2 隻）である。

漁業取締船は漁業秩序維持の指導及び取締り並びに漁船の保護のため、日本周辺、沖合及び遠洋海域での監視・取締業務に当たっている。

さらに、我が国排他的経済水域において、近年活動の増している外国漁船に対し国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下での取締りを見据え、これら漁船の監視にも努めている。また、国際条約等による漁業資源の保存管理のための操業海域の規制等が強まるとともに、漁業取締船の指導取締対象海域の拡大、規制内容の複雑化等に伴い、漁業取締船の業務の重要性が一層増加している。

### (2) 漁 業 調 査 船

漁業調査船は水産本庁所属の開洋丸及び照洋丸の計 2 隻である。これらの調査船は、地域漁業管理機関における資源評価等に必要な調査、漁業協定等に基づいて行われる国際共同調査、国際的な議論の動向に対し迅速に対応することが必要な調査等の実施を主な目的としている。

平成17年度には、アルゼンチン政府との共同調査として、アルゼンチンマツイカの分布、若齢イカの成長、回遊等を調べる「南西大西洋若齢マツイカ加入量調査」、中西部太平洋において魚種別魚体サイズ別の遊泳水深や群れ行動に関する生物学的知見を収集し、まき網における小型魚の混獲回避・魚種選択漁獲の可能性を検討するための「海外まき網漁業で利用される FADs 周辺における小型まぐろ類の行動調査」他、合計 6 調査を実施した。

表19 行政目的別船舶

| 船 名   | 使用目的 | 定員  | 船籍（定けい港） | 航行区域     | 船質  | 総トン数  | 主機    | 出力                       |
|-------|------|-----|----------|----------|-----|-------|-------|--------------------------|
| 水産本庁  |      |     |          |          |     |       |       |                          |
| 開洋丸   | 漁業調査 | 45  | 東京（東京）   | 世界全海域    | 鋼   | 2,630 | ディーゼル | 2,574kw×2<br>電気推進1,100kw |
| 照洋丸   | 漁業調査 | 36  | 東京（東京）   | 世界全海域    | 鋼   | 2,214 | ディーゼル | 2,206kw×2<br>電気推進 350kw  |
| 東光丸   | 漁業取締 | 35  | 東京（東京）   | 世界全海域    | 鋼   | 2,071 | ディーゼル | 2,942kw×2                |
| 白竜丸   | 漁業取締 | 28  | 東京（東京）   | 日本沿岸沖合近海 | 鋼   | 1,299 | ディーゼル | 2,206kw×2                |
| 白萩丸   | 漁業取締 | 23  | 東京（博多）   | 日本沿岸沖合近海 | 鋼   | 499   | ディーゼル | 1,471kw×2                |
| 白嶺丸   | 漁業取締 | 21  | 東京（東京）   | 日本沿岸沖合近海 | 鋼   | 499   | ディーゼル | 1,471kw×2                |
| 白鷗丸   | 漁業取締 | 23  | 東京（博多）   | 日本沿岸沖合近海 | 鋼   | 499   | ディーゼル | 2,942kw×1                |
| 白鷺    | 漁業取締 | 14  | 東京（神戸）   | 日本沿岸沖合近海 | 軽合金 | 149   | ディーゼル | 2,398kw×1                |
| 船舶予備員 |      | 31  |          |          |     |       |       |                          |
| 合 計   | 8 隻  | 256 |          |          |     |       |       |                          |

# 付 録



## 農 政 日 誌

(平成17年 4 月 1 日～平成18年 3 月31日)

### 4 月

4 月 1 日(金)◇平成17年度又は平成17年度上期の関税割当公表について(大臣官房国際部貿易関税課)

◇「植物防疫法施行規則の一部改正案等」及び「輸入植物検疫規程の一部改正案」についての意見・情報の募集結果及び改正について(消費・安全局植物防疫課)

◇主要食料品の小売価格等の見通し(消費・安全局消費・安全政策課)

◇日メキシコ経済連携協定に基づく平成17年度の関税割当公表について(大臣官房国際部貿易関税課)

◇農林水産省政策評価基本計画の変更及び17年度農林水産省政策評価実施計画の策定について(大臣官房企画評価課)

◇平成17年度「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」応募要領について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇政府所有国内産米穀の一般競争入札(バイオマス用途)による売渡しの結果について(総合食料局食糧部消費流通課)

◇福岡県魚市場株式会社におけるアサリの不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇「株式会社あんくるふじや」におけるアサリの不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇「食品に関するリスクコミュニケーション(OIEにおけるBSEルールの改正に関する意見交換会(第2回))」の開催日時及び場所の変更について(消費・安全局消費者情報官)

◇メキシコからの家きん肉等の一時輸入停止措置について(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)

◇平成17年度家畜衛生主任者会議の開催及

び傍聴について(消費・安全局衛生管理課)

◇平成17年度(第6回)民間部門農林水産研究開発功績者表彰事業のご案内について(農林水産技術会議事務局研究開発企画官、(社)農林水産技術情報協会)

◇農林水産・食品分野の研究課題への提案等の募集について(農林水産技術会議事務局技術政策課)

◇北太平洋暫定科学委員会(ISC)第5回本会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇水産政策審議会第19回施策部会の結果について(水産庁漁政部企画課)

4 日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年 3 月第5週(3月28日～4月1日)(消費・安全局消費・安全政策課)

◇SEAFDEC(東南アジア漁業開発センター)理事会の開催について(水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室)

6 日(水)◇平成17年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(大臣官房環境政策課、大臣官房経理課)

◇第5回「花き産業振興方針検討会」の概要について(生産局果樹花き課)

7 日(木)◇第22回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要について(厚生労働省、消費・安全局表示・規格課)

◇日本・インドネシア経済連携共同検討グループ第3回会合の開催(大臣官房国際部国際調整課)

◇「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会」の開催について(林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室)

◇「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」の作成について(水産庁境港漁業調整事務所、資源管理部管理課資源管理推進室)

8 日(金)◇牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について(消費・安全局衛生管理課)

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第11回家きん疾病小委

員会の開催について（消費・安全局衛生管理課）

◇中央食品表示ウォッチャーの公募について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇政府保有に係るタイ国産もち碎精米の異物混入について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇農林水産省 EPA/FTA 本部（第 6 回）の資料について（大臣官房国際部国際政策課）

◇みどりの週間の主な緑化行事と新しい「みどりの感謝祭」（みどりの日）の開催について（林野庁森林整備部森林保全課、(社)国土緑化推進機構）

◇2005年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARP-N-II）の開始について（水産庁資源管理部遠洋課）

◇水産業・漁村の多面的機能に関する子供向け漫画について（水産庁漁政部企画課）

9 日(土) ◇島村農林水産大臣とヨハンソン WTO・NAMA 議長との会談の概要（水産庁漁政部加工流通課、大臣官房国際部国際経済課国際貿易機関室、林野庁林政部木材課木材貿易対策室）

11 日(月) ◇「特殊包装かまぼこ類品質表示基準」、「風味かまぼこ品質表示基準」及び「魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準」の改正案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局表示・規格課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年 4 月第 1 週（4 月 4 日～4 月 8 日）（消費・安全局消費・安全政策課）

◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会（第 2 回）」の開催について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）

◇BSE 患畜（16 例目）に関する情報（消費・安全局衛生管理課）

◇SEAFDEC（東南アジア漁業開発センター）第 37 回理事会の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇水産政策審議会第 20 回資源管理分科会の開催について（水産庁漁政部漁政課）

◇水産政策審議会第 6 回総会及び懇談会の開催について（水産庁漁政部漁政課）

12 日(火) ◇「アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」の一部

改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）

◇米の 1 人 1 か月当たり消費量（平成17年 2 月分）（総合食料局食糧部計画課）

◇平成16年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（平成16 年 4 月～17 年 2 月）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇肥料生産に係る肥料取締法違反について（消費・安全局農産安全管理課）

◇「食品に関するリスクコミュニケーション（東京）—現在の食品媒介感染症に関する知見と米国における薬剤耐性菌対策（仮題）—」の開催と参加者の募集について（お知らせ）（内閣府、消費・安全局消費者情報官）

◇貝類の原産地表示の適正化の推進について（消費・安全局表示・規格課）

◇政府所有に係る MA 米の異物について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇農林水産省所管の独立行政法人が実施する遺伝子組換え作物の栽培実験について（農林水産技術会議事務局技術安全課）

◇第 27 回緑化推進連絡会議の開催について（林野庁森林整備部森林保全課）

◇第 8 回「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」の開催について（林野庁林政部経営課）

13 日(水) ◇第 2 回外食における原産地等の表示に関する検討会の開催について（総合食料局食品産業振興課外食産業室）

◇フードガイド（仮称）の名称及び構成内容の考え方についての意見・情報の募集について（厚生労働省、消費・安全局消費者情報官）

◇農薬の不適切な宣伝について（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）

14 日(木) ◇特殊地下壕緊急実態調査について（国土交通省、農村振興局整備部防災課災害対策室、林野庁森林整備部治山課山地災害対策室）

◇有機農産物の認定小分け業者である株式会社高永に対する認定の取消しに係る聴聞の実施について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇有機農産物の認定小分け業者である有限

会社ユー・アイ・コーポレーションに対する認定の取消しに係る聴聞の実施について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム現地検討会の開催について（内閣、農村振興局地域振興課）

◇知的財産保護官民合同訪中代表団（実務レベル）の派遣について（生産局種苗課）

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について（4月分）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第11回食料需給予測部会の開催及び傍聴について（総合食料局食料企画課）

◇21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会の概要について（林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室）

15日(金)◇第7回植物検疫措置に関する暫定委員会（ICPM）の会合概要について（消費・安全局植物防疫課）

◇BSE 患畜（第16例目）に関する情報（消費・安全局衛生管理課）

◇政府が販売した国内産米穀の異物混入について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について（消費・安全局衛生管理課）

◇「食の安全・安心のための政策大綱工程表（平成17年度）」について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇「民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業」の平成17年度新規採択課題の決定について（農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課民間研究推進室）

◇緑資源機構関係事業（水源林造成事業、緑資源幹線林道事業）の平成17年度における期中評価について（林野庁森林整備部整備課）

◇2004年木材輸入実績について（林野庁林政部木材課木材貿易対策室）

◇第27回緑化推進連絡会議の概要について（林野庁森林整備部森林保全課）

◇韓国はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画」及び「南西諸島海域マチ類資源回復

計画」の作成について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、九州漁業調整事務所）

18日(月)◇農業用ため池緊急点検の実施について（農村振興局整備部防災課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年4月第2週（4月11日～4月15日）（消費・安全局消費・安全政策課）

◇「鳥獣による農林水産業被害対策に関する検討会」の開催について（生産局農産振興課技術対策室）

◇森林（もり）づくりに関するボランティア団体との懇談会の開催について（林野庁森林整備部森林保全課）

◇第8回「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」の議事概要について（林野庁林政部経営課）

◇林政審議会治山事業部会（第2回）の開催及び一般傍聴について（林野庁国有林野部管理課）

◇豊かな東京湾再生検討委員会第5回アオギス再生特別委員会の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

19日(火)◇麦製品等の取引価格の推移（平成17年3月分）（総合食料局食糧部計画課）

◇第13回日中農産物貿易協議会の開催について（生産局野菜課、林野庁林政部経営課特用林産対策室、大臣官房国際部貿易関税課）

◇有機農産物等についての登録認定機関であるアイシーエス日本株式会社に対する認定に関する業務の停止命令について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇第4回フードガイド（仮称）検討会の開催について（厚生労働省、消費・安全局消費者情報官）

◇農林水産物等輸出促進全国協議会設立総会の開催について（大臣官房国際部貿易関税課輸出促進室）

◇平成17年3月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）

◇平成17年度都道府県農林水産主務部長政策提案会の開催について（大臣官房地方課）

◇平成17年度先端技術を活用した農林水産



研究高度化事業の新規採択課題の決定について(農林水産技術会議事務局地域研究課)  
 ◇水産政策審議会第20回資源管理分科会の結果について(水産庁漁政部漁政課)  
 ◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について(水産庁資源管理部国際課)  
 ◇漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業(太平洋の海域)の告示案についての意見・情報の募集結果について(水産庁資源管理部遠洋課)  
 ◇遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定める告示案についての意見・情報の募集結果について(水産庁資源管理部遠洋課)

20日(水)◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会麦政策検討小委員会懇談会の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部食糧貿易課)  
 ◇普通肥料の検査結果の公表について(消費・安全局農産安全管理課)  
 ◇第5回「砂糖及びでん粉に関する検討会」の概要について(生産局特産振興課)  
 ◇農林水産大臣の確認を受けていない遺伝子組換えマウスを使用したことについて(消費・安全局農産安全管理課)  
 ◇日アセアン包括的経済連携協定交渉第1回会合の概要(大臣官房国際部国際調整課)

21日(木)◇平成17年度病害虫発生予報第1号(消費・安全局植物防疫課)  
 ◇平成17年度農林水産航空事業の実施計画について(消費・安全局植物防疫課)  
 ◇三宅島噴火災害に係る大口農林水産大臣政務官の現地調査について(消費・安全局植物防疫課)  
 ◇製造・加工/流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針の公表について(消費・安全局消費・安全政策課)  
 ◇全農秋田県本部の「米横流し事件」及び「米架空取引疑惑」について(総合食料局食糧部計画課、経営局協同組織課)  
 ◇日・マーシャル漁業協議の開催について(水産庁資源管理部国際課海外漁業協力

室)

22日(金)◇「食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第3回牛豚等疾病小委員会」及び「第15回豚コレラ撲滅技術検討会」の開催について(消費・安全局衛生管理課)  
 ◇アサリの実産地表示の根拠確認状況(3月末まで)について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)  
 ◇BSE 患畜(17例目)に関する情報(消費・安全局衛生管理課)  
 ◇平成15年における政令指定土壌改良資材の供給量調査の公表について(生産局農産振興課環境保全型農業対策室)  
 ◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉の需給動向について(生産局畜産部食肉鶏卵課)  
 ◇第1回食料自給率向上協議会の開催について(大臣官房企画評価課)  
 ◇中国における安全性未確認の遺伝子組換え稲の栽培について(総合食料局食糧部計画課、食糧貿易課)  
 ◇経済事業改革チームの設置及び第1回会合の開催について(経営局協同組織課)  
 ◇日米の牛肉貿易再開に関する米側実務担当者等との会議について(厚生労働省、消費・安全局衛生管理課)  
 ◇政府所有に係る MA 米の異物について(総合食料局食糧部計画課)  
 ◇平成16年4月21日に混入を確認した米国産うるち玄米の異物について(総合食料局食糧部計画課)  
 ◇平成16年5月28日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について(総合食料局食糧部計画課)  
 ◇平成16年度下期に確認された不適正な農産物検査証明について(総合食料局食糧部消費流通課)  
 ◇「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物の飼養等の取扱い細目等に関する意見の募集(パブリックコメント)のお知らせについて(大臣官房環境政策課)  
 ◇森林(もり)づくりに関するボランティア団体との懇談会の概要について(林野庁森林整備部森林保全課)

25日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年4月第3週(4月18日～4月22日)(消費・安全局消費・安全政策課)

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇WTO 農業委員会特別会合(技術会合)の結果概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)クロマグロ管理戦略作業部会第3回会合の結果について(水産庁資源管理部遠洋課)

◇中国底びき網漁船の拿捕について(水産庁資源管理部管理課指導監督室)

26日(火)◇食料・農業・農村政策審議会委員の公募について(大臣官房企画評価課)

◇第1回食料自給率向上協議会の資料について(大臣官房企画評価課)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会 食料需給予測部会(第11回)の資料について(総合食料局食料企画課)

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会麦政策検討小委員会懇談会の資料について(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇(尙)タキモトにおける牛肉への個体識別番号の不適正表示に対する措置について(消費・安全局衛生管理課)

◇平成16年8月5日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について(総合食料局食糧部計画課)

◇第13回日中農産物貿易協議会の結果について(生産局野菜課、林野庁林政部経営課特用林産対策室、大臣官房国際部貿易関税課)

27日(水)◇農林水産省の平成15年度省庁別財務書類の公表について(大臣官房経理課)

◇官民連携新技術研究開発事業における研究開発課題の募集について(農村振興局整備部設計課)

◇「世界の穀物等の需給動向」の公表について(総合食料局食料企画課)

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく学識経験者の選定及び公表について(消費・安全局農産安全管理課、農林水産技術

会議事務局技術安全課)

◇商品投資販売業者に対する行政処分について(総合食料局商品取引監理官)

◇「食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)」の開催及び出席者の募集について(厚生労働省、消費・安全局消費者情報官)

◇商品取引員に対する行政処分について(総合食料局商品取引監理官、経済産業省)

◇平成16年特用林産物の生産量(速報)(林野庁林政部経営課特用林産対策室)

28日(木)◇総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム及び国有林野事業関係業務の最適化計画について(総合食料局総務課情報管理室)

◇第14回日中農産物貿易協議会の開催について(生産局特産振興課、大臣官房国際部貿易関税課)

◇第1回全国飼料増産行動会議の開催について(生産局畜産部畜産振興課)

◇混合有機質肥料からの許容基準を超えるカドミウムの検出及びわたみ油かす及びその粉末肥料への異物の混入について(第3報)(消費・安全局農産安全管理課)

◇カルビーポテト株式会社等が植物防疫法に違反して種馬鈴しょを譲渡したことに對する措置について(第2報)(消費・安全局植物防疫課)

◇島村農林水産大臣の海外出張について(大臣官房国際部国際政策課)

◇常田農林水産副大臣の海外出張について(大臣官房国際部国際政策課)

◇大口農林水産大臣政務官の海外出張について(大臣官房国際部国際政策課)

◇農林水産大臣の確認を受けていない遺伝子組換えマウスを使用したことに関する注意について(消費・安全局農産安全管理課)

◇第2回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇第1回「農林水産省飼料自給率向上戦略会議」及び「飼料自給率向上戦略会議」の開催について(生産局畜産部畜産振興課)

◇BSE 患畜(17例目)に関する情報(消費・安全局衛生管理課)

◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの

結果について（平成17年3月末まで）（消費・安全局衛生管理課）

◇食品安全のためのGAPの普及及び推進について（消費・安全局農産安全管理課）

◇スクレイピーの発生について（消費・安全局衛生管理課）

◇林業用手持機械の振動・騒音測定値について（林野庁森林整備部研究普及課技術開発推進室）

◇天龍木材株式会社の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について（林野庁林政部木材課）

◇「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正案について」の意見・情報の募集の実施結果について（水産庁資源管理部遠洋課）

◇水産物の市況について（平成17年4月及び5月）（水産庁漁政部加工流通課）

◇公海漁業管理及び国連公海漁業協定に関する会合の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報（5～6月）（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）

◇平成17年度第1回日本海スルメイカ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）

◇日・マーシャル漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）

◇大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）統計証明制度見直し作業部会の結果について（水産庁資源管理部国際課）

#### 〈法令〉

- 4月1日(金) ◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第52号）を公布（同日施行）
- ◇砂糖の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第53号）を公布（同日施行）
- ◇地域再生法（法律第24号）を公布（平成17年4月1日施行）
- ◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第118号）を公布（同日

施行）

◇奄美群島振興開発特別措置法施行令等の一部を改正する政令（政令第122号）を公布（同日施行）

◇森林法施行令の一部を改正する政令（政令第132号）を公布（同日施行）

◇森林国営保険法施行令の一部を改正する政令（政令第133号）を公布（同日施行）

◇公益通報者保護法の施行期日を定める政令（政令第145号）を公布（公益通報者保護法の施行期日は、平成18年4月1日とする）

◇公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令（政令第146号）を公布（公益通報者保護法の施行の日（平成18年4月1日）施行）

◇地域再生法施行令（政令第151号）を公布（同日施行）

◇産業活力再生特別措置法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）を公布（同日施行）

◇農業信用保証保険法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第7号）を公布（同日施行）

◇過疎地域自立促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令（総務省・農林水産省・国土交通省令第2号）を公布（同日施行）

◇離島振興法施行令第2条第2項の額の算定に関する省令（総務省・農林水産省・国土交通省令第3号）を公布（同日施行）

◇奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第5項の額の算定に関する省令（総務省・農林水産省・国土交通省令第4号）を公布（同日施行）

◇競馬法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第54号）を公布（同日施行）

◇野菜生産出荷安定法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第55号）を公布（同日施行）

◇農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（農林水産省令第56号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第57号）を公布（同日施



行。ただし、別表第3 中国四国農政局の項名称の欄及び位置の欄の改正規定並びに同項管轄区域の欄の改正規定中「中村市 宿毛市 土佐清水市」を「宿毛市 土佐清水市 四万十市」に改める部分、別表第4 高知統計・情報センターの項の改正規定並びに別表第7 四国の項の改正規定は平成17年4月10日施行)

◇農林水産省定員規則の一部を改正する省令(農林水産省令第58号)を公布(公布の日から施行し、平成17年4月1日適用)

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第59号)を公布(同日施行)

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第60号)を公布(平成17年4月14日施行。ただし、別表1の改正規定は、平成18年4月14日施行)

◇農業災害補償法施行規則等の一部を改正する省令(農林水産省令第61号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇森林法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第62号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇大豆交付金暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第63号)を公布(公布の日から施行し、この省令による改正後の大豆交付金暫定措置法施行規則第3条第2号の規定は、平成17年産の大豆から適用し、平成16年以前の生産に係る大豆については、なお従前の例による)

◇森林国営保険法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第64号)を公布(同日施行)

◇地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令(農林水産省訓令第3号)を公布(平成17年度予算の成立の日から施行し、平成17年度分の予算から適用)

13日(水)◇中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(法律第30号)を公布(平成17年4月13日又は公布の日のいずれか遅い日から施行)

◇中小企業経営革新支援法施行令等の一部

を改正する政令(政令第153号)を公布(中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

◇新事業分野開拓に関する命令を廃止する命令(内閣府・総務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号)を公布(中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省令第8号)を公布(中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

◇農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第65号)を公布(中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

19日(火)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第66号)を公布(同日施行)

20日(水)◇作物統計調査規則の一部を改正する省令(農林水産省令第67号)を公布(同日施行)

22日(金)◇厚生保険特別会計法施行令等の一部を改正する政令(政令第164号)を公布(公布の日から施行)

27日(水)◇商品取引所法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を公布(平成17年5月1日施行)

◇民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(法律第34号)を公布(施行の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第1条の規定(都市再生特別措置法第30条第1項及び第42条第3号の改正規定を除く。)及び附則第15条の規定は、公布の日から施行)

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(法律第35号)を公布(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行。＜以下、略＞

◇水産資源保護法及び持続的養殖生産確保

法の一部を改正する法律（法律第36号）を公布（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇商品取引所法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第166号）を公布（同日施行）

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行期日を定める政令（政令第168号）を公布（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行期日は、平成17年6月1日）

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（政令第169号）を公布（法の施行の日（平成17年6月1日）施行）

28日(木)◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第9号）を公布（商品取引所法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年5月1日）施行）

◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第68号）を公布（同日施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行。＜以下、略＞）

◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第69号）を公布（平成17年5月1日施行。ただし、別表第3 関東農政局の項の改正規定は同年6月13日から、別表第8の改正規定は同年6月20日から施行）

◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第9号）を公布（同日施行）

## 5 月

5月2日(月)◇主要食料品の小売価格等の見通し（消費・安全局消費・安全政策課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年4月第4週（4月25日～4月28日）（消費・安全局消費・安全政策課）

◇コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会での食品中のカドミウムの国際基準値検討結果について（消費・安全局農産安

全管理課、厚生労働省）

◇林政審議会治山事業部会の概要について（林野庁森林整備部治山課）

◇平成17年度第1回水源林造成事業期中評価委員会の開催について（林野庁森林整備部整備課）

3日(火)◇G10閣僚会合の概要（大臣官房国際部国際経済課）

4日(水)◇島村農林水産大臣及びG10閣僚とグローサー WTO 農業交渉議長、関係閣僚との会談の概要（大臣官房国際部国際経済課）

5日(木)◇WTO 非公式閣僚会合の結果概要（大臣官房国際部国際経済課）

6日(金)◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会（第3回）」の開催について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）

◇BSE 対策に係る米国及びカナダ現地調査について（消費・安全局衛生管理課、厚生労働省）

◇公海漁業管理及び国連公海漁業協定に関する会合の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇平成17年度漁港漁場関係事業優良請負者表彰について（水産庁漁港漁場整備部整備課）

9日(月)◇飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）の一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H17.3.1～H17.3.31異動情報提供分）（技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）

10日(火)◇産地直売所・農産加工場・学校給食における地場農産物の使用状況等（平成16年度農産物地産地消等実態調査結果の概要）（大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室）

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局衛生管理課）

◇第2回「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会」の開催について（林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室）

11日(水)◇OIE/BSE コード改正案に対するコメントについて（消費・安全局衛生管理課）

- ◇第23回「食品の表示に関する共同会議」の開催について（消費・安全局表示・規格課、厚生労働省）
- ◇第3回外食における原産地等の表示に関する検討会の開催について（総合食料局食品産業振興課外食産業室）
- ◇第1回農林水産統計の広報・公表及び利活用の改善に関するアドバイザリーグループ懇談会について（大臣官房統計部統計企画課）
- ◇研究成果報告会「野菜作農業の展開過程」の開催について（農林水産政策研究所農林水産情勢分析センター）
- 12日(木)◇平成17年度第1回食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会の開催について（生産局果樹花き課）
- ◇牛海綿状脳症（BSE）の確定診断の結果について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇第2期北西太平洋鯨類捕獲調査船団の出港について（水産庁資源管理部遠洋課）
- 13日(金)◇第3回小動物獣医療に関する検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇第14回日中農産物貿易協議会（豊表）の結果について（生産局特産振興課、大臣官房国際部貿易関税課）
- ◇全国農業協同組合連合会秋田県本部の「米横流し事件」及び「米架空取引疑惑」に関する調査結果について（中間報告）（総合食料局食糧部計画課、経営局協同組織課）
- ◇平成17年度第1回水源林造成事業期中評価委員会の議事概要について（林野庁森林整備部整備課）
- ◇日本海マアジ漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課）
- ◇台湾はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）
- 15日(日)◇近畿農政局による「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく告発について（消費・安全局衛生管理課）
- 16日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年5月第2週（5月9日～5月13日）（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇平成17年2月・3月度の蚕糸業需給・価格動向（生産局特産振興課）
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果について（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- ◇平成17年度山地災害防止キャンペーン実施について（林野庁森林整備部治山課山地災害対策室）
- ◇韓国あなご筒漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）
- ◇豊かな東京湾再生検討委員会第8回食文化分科会の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課）
- 17日(火)◇平成16年度食料・農業・農村白書の公表について（大臣官房情報課情報分析室）
- ◇長崎有機農業研究会の不適正な格付に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇第18回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について（厚生労働省、消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇第1回日韓水産資源協議の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- 18日(水)◇第5回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の開催及び傍聴について（生産局農産振興課）
- ◇平成17年度タウンミーティングの開催について（厚生労働省、消費・安全局消費者情報官）
- ◇「水と森林委員会（仮称）」の開催について（林野庁森林整備部治山課水源地治山対策室）
- 19日(木)◇平成16年度 農村女性による起業活動実態調査の概要（経営局女性・就農課女性・高齢者対策推進室）
- ◇「日本の景観を良くする国民大会」の開催について（農村振興局農村政策課）
- ◇肥料生産に係る肥料取締法違反について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇麦製品等の取引価格の推移（平成17年4月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇米の1人1か月当たり消費量（平成17年3月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇平成17年4月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇肉用牛の広域後代検定事業に係る共同利用種雄牛の能力評価値の公表について（生産局畜産部畜産振興課、独立行政法人家畜



改良センター)

◇平成17年度病害虫発生予報第2号(消費・安全局植物防疫課)

◇米国及びカナダにおけるBSE対策に関する現地調査について(報告)(厚生労働省、消費・安全局衛生管理課)

◇バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ第6回会合の開催について(大臣官房環境政策課資源循環室)

◇農業資材審議会農業機械化分科会基本方針部会の開催及び一般傍聴について(生産局農産振興課)

◇平成17年度第1回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の開催について(林野庁森林整備部整備課)

◇第2回21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会の概要について(林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室)

20日(金)◇第13回優良フードサービス事業者等表彰の実施について(総合食料局食品産業振興課外食産業室)

◇第2回疏水百選選定委員会の開催について(農村振興局計画部事業計画課)

◇有限会社ユー・アイ・コーポレーションに対する認定の取消し処分について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇株式会社高永に対する認定の取消し処分について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇「アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に係る農林水産大臣が定める基準」の一部改正案についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局植物防疫課)

◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉の需給動向について(生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会(第4回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇スイカ果実汚斑細菌病の発生について(注意喚起)(消費・安全局植物防疫課)

◇「種苗法施行規則」及び「種苗法の規定に基づき指定種苗を定める等の件」(告示)の改正について(生産局種苗課)

◇まぐろの需給情報(水産庁漁政部加工流通課)

◇ミナミマグロ管理方式特別会合の開催について(水産庁資源管理部国際課)

◇第1回日韓水産資源協議の結果について(水産庁資源管理部国際課)

23日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年5月第3週(5月16日～5月20日)(消費・安全局消費・安全政策課)

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇第3回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇「平成17年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し」及び「平成17年産りんご適正生産出荷見通し」について(生産局果樹花き課)

◇「鳥獣による農林水産業被害対策に関する検討会(第2回)」の開催について(生産局農産振興課技術対策室)

◇中国産いねわらの検疫条件違反について(消費・安全局植物防疫課、衛生管理課)

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇中国産穀物のわらの違反事例の摘発について(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)

◇平成17年度第1回藻場・干潟生産力改善モデル事業(緊急磯焼け対策モデル事業)全国会議の開催について(水産庁漁港漁場整備部整備課)

24日(火)◇「立ち上がる農山漁村」第2回選定募集について(内閣、農村振興局農村政策課)

◇第4回「総合的病害虫管理(IPM)検討会」の開催及び傍聴について(消費・安全局植物防疫課)

◇第10回農業資材審議会農薬分科会の開催について(消費・安全局農産安全管理課)

◇第2回食料自給率向上協議会の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集結果について(消費・安全局農産安全管理課)

◇「地産地消推進検討会」の開催について

(生産局総務課生産振興推進室)

◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について(厚生労働省、消費・安全局衛生管理課)

◇食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会)の開催(福島県郡山市)について(厚生労働省、消費・安全局消費者情報官)

25日(水)◇第5回フードガイド(仮称)検討会の開催について(厚生労働省、消費・安全局消費者情報官)

◇第3回「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」の概要について(生産局農産振興課環境保全型農業対策室))

◇平成16～17年度緑資源機構事業 事後評価第三者委員会(第1回)議事概要(独立行政法人緑資源機構、農村振興局総務課)

◇平成17年度若手農林水産研究者表彰(農林水産技術会議会長賞)のご案内について(農林水産技術会議事務局研究開発企画官、研究調査官)

◇島村農林水産大臣と米ポートマン通商代表との電話会談の概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇農林水産物等輸出促進全国協議会公式ホームページの開設について(大臣官房国際部貿易関税課輸出促進室)

◇「食品に関するリスクコミュニケーション(米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会)」の概要について(厚生労働省、消費・安全局消費者情報官)

◇食料・農業・農村政策審議会委員の公募について(大臣官房企画評価課)

◇ミナミマグロ管理方式特別会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇「地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業」の平成17年度新規採択課題の決定について(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課民間研究推進室)

26日(木)◇平成17年度第1回食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会の概要について(生産局果樹花き課)

◇第1回農林水産省政策評価会林野庁専門部会の開催及び傍聴のお知らせ(林野庁林政部企画課)

27日(金)◇トレーサビリティシステムの導入・実施状況等の実態(平成16年度食品産業動向調査結果の概要)(大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)

◇平成16年度肥料中に含まれるダイオキシン類の含有量に関する調査結果について(消費・安全局農産安全管理課)

◇アサリの原産地表示の根拠確認状況(4月末まで)について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇地方農政局等における指名停止処分について(大臣官房経理課、農村振興局整備部設計課施工企画調整室、林野庁国有林野部管理課)

◇平成16年度中央食品表示ウォッチャー食品表示状況モニタリング報告について(社団法人日本農林規格協会、消費・安全局表示・規格課)

◇農業資材審議会農業機械化分科会基本方針部会の概要について(生産局農産振興課技術対策室)

◇平成17年度第1回MA一般輸入米入札結果の概要(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇平成16年度MA一般輸入米の種類別、産地(型)銘柄別及び検査項目別平均値(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成16年度外国産麦類検査実績の産地(型)銘柄別、検査項目別平均値(平成16年4月～17年3月)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇中国産稲わら等の輸入一時停止措置について(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)

◇平成17年度特殊地下壕実態調査について(国土交通省、農村振興局整備部防災課災害対策室、森林整備部治山課山地災害対策室)

◇家畜クローン研究の現状について(農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(H17.4.1～H17.4.30異動情報提供分)(農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)

◇平成17年度第1回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の議事概要について(林野庁

森林整備部整備課)

◇インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 第9回  
年次会合の開催について (水産庁資源管理  
部国際課)

◇台湾はえ縄漁船の拿捕について (水産庁  
資源管理部管理課指導監督室)

30日(月)◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の  
承認申請案件に対する意見・情報の募集(消  
費・安全局農産安全管理課)  
◇第2回食料自給率向上協議会の資料につ  
いて (大臣官房企画評価課)  
◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年5  
月第4週 (5月23日～5月27日) (消費・安  
全局消費・安全政策課)  
◇平成16年産国内産米穀の政府買入れに係  
る一般競争入札の結果について (総合食料  
局食糧部消費流通課)  
◇普通肥料の検査結果の公表について (消  
費・安全局農産安全管理課)  
◇農薬危害防止運動の実施について (消  
費・安全局農産安全管理課)  
◇BSE 患畜(18例目)に関する情報(消費・  
安全局衛生管理課)  
◇豚コレラ関係の定期報告関連情報につ  
いて (消費・安全局衛生管理課)  
◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇  
談会(第5回)」の開催について (総合食料  
局食品産業企画課食品環境対策室)  
◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」  
の開催及び傍聴について (農林水産技術会  
議事務局技術安全課)

31日(火)◇平成16年度チーズの需給表について (生  
産局畜産部牛乳乳製品課)  
◇全国農業協同組合連合会秋田県本部問題  
類似案件に関する全国一斉立入検査結果に  
ついて (総合食料局食糧部計画課、経営局  
協同組織課)  
◇地方農政局等における指名停止処分につ  
いて (大臣官房経理課、農村振興局整備部  
設計課施工企画調整室)  
◇牛海綿状脳症 (BSE) サーベイランスの  
結果について (平成17年4月末まで) (消  
費・安全局衛生管理課)  
◇商品取引員に対する行政処分について  
(総合食料局商品取引管理官、経済産業省)  
◇研究開発の評価結果について (農林水産

技術会議事務局技術政策課、研究開発企画  
官)

◇知床世界自然遺産候補地に対する国際自  
然保護連合 (IUCN) の評価結果について  
(林野庁森林整備部森林保全課)

◇林政審議会治山事業部会の開催及び一般  
傍聴について (林野庁国有林野部管理課)

◇「レクリエーションの森」のリフレッシ  
ュ対策におけるリーディング・プロジェク  
ト実施箇所の公表について (林野庁国有林  
野部業務課国有林野総合利用推進室)

◇水産物の市況について (平成17年5月及  
び6月) (水産庁漁政部加工流通課)

#### 〈法令〉

5月2日(月)◇独立行政法人水資源機構の業務運営に関  
する省令の一部を改正する省令 (農林水産  
省令第8号) を公布 (同日施行)

◇保険業法等の一部を改正する法律 (法律  
第38号) を公布 (この法律は公布の日から  
起算して1年を超えない範囲内において政  
令で定める日から施行する。ただし次の各  
号に掲げる規定はそれぞれ当該各号に定め  
る日から施行する。〈以下、略〉)

◇異分野連携新事業分野開拓に関する命令  
(農林水産省令第3号) を公布 (同日施行)

10日(火)◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の  
促進等に関する法律施行規則の一部を改正  
する省令 (農林水産省令第5号) を公布 (平  
成17年5月19日施行)

13日(金)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化  
に関する法律に基づく登録格付機関等を登  
録する省令の一部を改正する省令 (農林水  
産省令第70号) を公布 (同日施行)

◇農林中央金庫法施行規則の一部を改正す  
る命令 (農林水産省令第10号) を公布 (同  
日施行)

20日(金)◇種苗法施行規則の一部を改正する省令  
(農林水産省令第71号) を公布 (平成17年  
6月21日施行)

◇農薬を使用する者が遵守すべき基準を定  
める省令の一部を改正する省令 (農林水産  
省令第1号) を公布 (平成17年6月21日か  
ら施行する。ただし別表第一の改正規定は  
公布の日から施行する。)

25日(水)◇特定特殊自動車排出ガスの規制等に関す



る法律（法律第51号）を公布（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし第3章、第28条第2項、第29条（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）並びに第38条第4号及び第5号の規定は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第182号）を公布（平成17年6月1日から施行）

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（農林水産省令第2号）を公布（法の施行日（平成17年6月1日）から施行）

30日(月)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第72号）を公布（同日施行）

## 6 月

6月1日(水)◇「疏水（そすい）百選」の募集について（農村振興局計画部事業計画課）

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会臨時委員の募集について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇平成16～17年度緑資源機構事業 事後評価第三者委員会（第1回）議事録（農村振興局総務課、(独)緑資源機構）

◇「マグロ」の表示に関する特別調査について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇株式会社ユースストアにおける生鮮畜産物の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇主要食料品の小売価格等の見通し（消費・安全局消費・安全政策課）

◇米国産飼料用トウモロコシから安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシが検出された事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇BSE 患畜(18例目)に関する情報(消費・安全局衛生管理課)

◇国連森林フォーラム第5回会合

(UNFF5)の結果概要について（林野庁森林整備部計画課海外林業協力室）

◇第5回地域水産加工技術セミナーの開催について（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）

◇平成17年度第1回藻場・干潟生産力改善モデル事業（緊急磯焼け対策モデル事業）全国会議の議事概要について（水産庁漁港漁場整備部整備課）

◇「第3回漁業共済事業に関する検討会」の開催及び傍聴について（水産庁漁政部漁業保険課）

2日(木)◇牛海綿状脳症（BSE）の確定診断の結果について（消費・安全局衛生管理課）

◇「地方自治体職員リスクアナリシス研修」の開催について（消費・安全局消費者情報官）

◇平成17年度第2回水源林造成事業期中評価委員会の開催及び地元等意見聴取の実施について（林野庁森林整備部整備課）

◇日中民間緑化協力委員会第6回会合の開催について（林野庁森林整備部計画課海外林業協力室）

3日(金)◇米国産飼料用トウモロコシから安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシが検出された事例について（第2報）（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇第4回外食における原産地等の表示に関する検討会の開催について（総合食料局食品産業振興課外食産業室）

◇新潟県中越地震災害に係る常田農林水産副大臣・加治屋農林水産大臣政務官の現地調査について（経営局経営政策課災害総合対策室）

◇島村農林水産大臣及び大口農林水産大臣政務官の国内出張について（大臣官房企画評価課）

◇平成17年度第1回輸入米に係るSBSの結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）

6日(月)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等（アメリカ合衆国産せいようすもの生果実の輸入解禁）についての意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）

◇平成17年度「田園自然再生活動コンクール」への応募について（(独)農村環境整備セ

ンター、農村振興局計画部資源課農村環境保全室)

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年6月第1週(5月30日～6月3日)(消費・安全局消費・安全政策課)

◇第5回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の概要について(生産局農産振興課)

◇第6回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の開催及び傍聴について(生産局農産振興課)

◇平成16年度に買い付けた外国産米麦の残留農薬等の検査結果のとりまとめについて(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会(第6回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇第4回小動物獣医療に関する検討会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇牛海綿状脳症(BSE)の確定診断の結果について(消費・安全局衛生管理課)

◇第1回家畜改良増殖推進検討会の開催について(生産局畜産部畜産振興課)

◇平成16年度国内産米穀の残留農薬の調査結果について(消費・安全局農産安全管理課農薬対策室)

◇全国農業協同組合連合会秋田県本部事案に係る告発について(大臣官房協同組合検査部)

◇WTO農業委員会特別会合の結果概要(大臣官房国際部国際経済課国際貿易機関室)

◇第4回森の“聞き書き甲子園”の実施について(林野庁森林整備部森林保全課、文部科学省)

◇平成17年度緑資源幹線林道事業期中評価委員会地元等意見聴取の実施について(林野庁森林整備部整備課)

◇冷凍水産物需給情報(平成17年5月)(水産庁漁政部加工流通課)

7日(火)◇日中民間緑化協力委員会・第6回会合の結果概要(林野庁森林整備部計画課海外林業協力室)

◇インド洋まぐろ類委員会(IOTC)第9回年次会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)

8日(水)◇第1回全国食品残さ飼料化行動会議の開

催について(生産局畜産部畜産振興課需給対策室)

◇特殊地下壕緊急実態調査(5,003箇所緊急点検)結果について(国土交通省、農村振興局整備部防災課災害対策室、林野庁森林整備部治山課山地災害対策室)

◇第9回豚コレラ撲滅全国検討委員会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇第38回国際熱帯木材機関(ITTO)理事会等の開催について(林野庁林政部木材課木材貿易対策室)

◇平成17年度大型クラゲ対策担当者会議の開催について(水産庁増殖推進部研究指導課)

9日(木)◇平成17年度病虫害発生予報第3号(消費・安全局植物防疫課)

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部計画課)

◇第18回コーデックス連絡協議会の概要(厚生労働省、消費・安全局消費・安全政策課)

◇牛肉在庫緊急保管対策事業に係る処分等について(生産局総務課)

◇米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)

◇都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチーム第10回会合開催について(農村振興局地域振興課)

◇第2回「森林づくりに関する企業との懇談会」の開催について(林野庁森林整備部森林保全課)

10日(金)◇熊本県酪農女性部協議会による農林水産大臣への牛乳の贈呈について(生産局畜産部牛乳乳製品課)

◇「食」と「農」の連携強化検討会(第1回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課)

◇全国同和食肉事業協同組合連合会に対する中小企業等協同組合法に基づく業務改善命令の発出について(生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇「遺伝子組換え農作物の安全性の確保などに関する意見交換会」の開催及び出席者の募集について(消費・安全局消費者情報

官)

◇第1回農林水産省政策評価会林野庁専門部会の概要(林野庁林政部企画課)

13日(月)◇平成16年加工米飯生産動向(総合食料局食糧部消費流通課流通加工対策室)

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年6月第2週(6月6日～6月10日)(消費・安全局消費・安全政策課)

◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会(第7回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム第10回会合の概要(農村振興局地域振興課)

◇農業資材審議会飼料分科会、同分科会安全性部会及び同分科会家畜栄養部会の開催並びに一般傍聴について(消費・安全局衛生管理課)

◇第4回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇バイオマスタウン構想の公表(第3回)について(大臣官房環境政策課資源循環室)

◇第1回農地・農業用水等の資源保全施策検討会の開催について(農村振興局計画部事業計画課)

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会第12回家さん疾病小委員会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇神於山(こうのやま)地区自然再生事業実施計画等の公表及び自然再生専門家会議の開催について(林野庁森林整備部計画課)

◇林政審議会治山事業部会の概要について(林野庁国有林野部管理課)

◇「遊漁施策等に関する研究会(第1回)」の開催について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)

◇第8回豊かな東京湾再生検討委員会及び第4回親水性分科会の開催について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇第4回国連公海漁業協定非公式締約国会合及び第6回国連海洋法条約非公式協議プロセスの結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇「第4回漁業共済事業に関する検討会」の開催について(水産庁漁政部漁業保険課)

14日(火)◇外食における原産地表示に関するガイド

ライン骨子(案)についての意見・情報の募集について(総合食料局食品産業振興課)

◇平成17年産麦の検査結果(速報値)(平成17年5月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成17年度水資源機構事業事後評価第三者委員会(第1回)議事概要(農村振興局総務課、独立行政法人水資源機構)

◇平成17年度第2回水源林造成事業期中評価委員会の議事概要について(林野庁森林整備部整備課)

15日(水)◇株式会社ライズにおける精米の不正表示に対する措置(改善命令)について(消費・安全局表示・規格課)

◇食品中の汚染物質対策の17年度の行動計画について(消費・安全政策課)

◇第6回フードガイド(仮称)検討会の開催について(厚生労働省、消費・安全局消費者情報官)

◇平成17年度緑資源幹線林道事業期中評価に関する意見の募集について(林野庁森林整備部整備課)

◇平成17年度有明海貧酸素水塊広域連続観測の実施について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇IATTC(全米熱帯まぐろ類委員会)第73回本会合等の開催について(水産庁資源管理部国際課)

◇中国産中間種苗由来の養殖カンパチ等の取扱いについて(水産庁増殖推進部栽培養殖課)

16日(木)◇飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則(昭和51年農林省令第36号)の一部改正案についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇家畜改良増殖推進検討会第1回畜種別検討会(乳用牛)の開催について(生産局畜産部畜産振興課)

◇「地域に根ざした食育コンクール2005」募集を始めました(消費・安全局消費者情報官)

◇100万人のキャンドルナイト特別企画身近な食で地球を冷ませ!キャンペーン2005について(農林水産省生産局総務課生



産振興推進室)

◇平成16～17年度緑資源機構事業事後評価  
第三者委員会(第2回)議事概要(独立行政法人緑資源機構、農村振興局総務課)

◇第2回「森林(もり)づくりに関する企業との懇談会」の概要について(林野庁森林整備部森林保全課)

◇平成17年度第1回農林水産省政策評価会  
水産庁専門部会の開催について(水産庁漁政部漁政課)

◇5月26日に拿捕した台湾はえ縄漁船船長の起訴について(続報)(水産庁資源管理部指導監督室)

17日(金)◇米の1人1か月当たり消費量(平成17年4月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇第12回「国産大豆協議会」の開催について(生産局農産振興課)

◇農事組合法人石本農場の不適正な格付に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇株式会社やまじょうにおける農産物漬物の不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇地域再生法に基づく地域再生計画(地域再生基盤強化交付金を含む地域再生計画)の認定について(農村振興局農村政策課、林野庁森林整備部整備課、水産庁漁港漁場整備部計画課)

◇BSE患者(19例目)に関する情報(消費・安全局衛生管理課)

◇種馬鈴しの偽装事件に係る名古屋青果(株)への対応について(総合食料局流通課卸売市場室)

◇有限会社海商におけるアサリの不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針案についての意見・情報の募集について(消費・安全局植物防疫課)

◇平成17年度外国産麦類検査実績の産地(型)銘柄別、検査項目別平均値(平成17年4月)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 資料一覧(総合食料局食糧部計画課)

◇加治屋農林水産大臣政務官の海外出張について(大臣官房国際部国際政策課)

◇第3回産学官連携功労者表彰(科学技術政策担当大臣賞受賞)について(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課)

◇平成17年度カツオ長期来遊資源動向予測(6月～11月)(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)

◇第57回国際捕鯨委員会(IWC)年次会合総会の開催について(水産庁資源管理部遠洋課)

20日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年6月第3週(6月13日～6月17日)(消費・安全局消費・安全政策課)

◇米消費拡大のための斬新な取組を募集します!(総合食料局食糧部消費流通課)

◇「第2回地産地消推進検討会」の開催について(生産局総務課生産振興推進室)

◇普通肥料の検査結果の公表について(消費・安全局農産安全管理課)

◇子ども霞が関見学デーのお知らせ(大臣官房情報課)

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(H17.5.1～H17.5.31異動情報提供分)(農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)

◇水産庁漁業調査船照洋丸による海外まき網漁業で利用されるFADs周辺における小型まぐろ類の行動調査の実施について(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)

21日(火)◇集落営農の実態把握の結果について(経営局経営政策課)

◇第2回「農林水産省地域で考える担い手創成PT」・「全国担い手育成総合支援協議会」合同会議の資料について(経営局経営政策課)

◇フードガイド(仮称)の名称及びイラストの決定・公表について(厚生労働省、消費・安全局消費者情報官)

◇平成16砂糖年度7月～9月期における砂糖及び異性化糖の需給見通し(生産局特産振興課)

◇水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

◇持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

◇BSE 患畜(20例目)に関する情報(消費・安全局衛生管理課)

◇スイカ果実汚斑細菌病菌のメロンへの被害について（注意喚起）（消費・安全局植物防疫課）

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇商品取引員に対する行政処分について（総合食料局商品取引監理官、経済産業省）

◇『平成16年度国際漁業資源の現況』の公表について（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）

22日(水)◇種苗法による品種登録について（生産局種苗課）

◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)

◇「アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」の一部改正案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局植物防疫課）

◇第1回農地・農業用水等の資源保全施策検討会の資料について（農村振興局計画部事業計画課）

◇家畜改良増殖推進検討会第1回畜種別検討会（豚）の開催について（生産局畜産部畜産振興課）

23日(木)◇中山間地域等総合対策検討会（第20回）の開催について（農村振興局地域振興課中山間地域振興室）

◇麦製品等の取引価格の推移（平成17年5月分）（総合食料局食糧部計画課）

◇第3回ウエストナイルウイルス感染症防疫技術検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課）

◇平成17年5月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）

◇植物防疫法の廃棄・消毒等の処分に違反する事例について（消費・安全局植物防疫課検疫対策室）

◇緊急需給調整の実施について（生産局野菜課）

◇「遺伝子組換え農作物の安全性の確保などに関する意見交換会」の開催内容の追加について（消費・安全局消費者情報官）

◇米国産飼料用トウモロコシから安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシが検出された事例について（第3報）（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇BSE 患畜(19例目)に関する情報(消費・安全局衛生管理課)

◇5月26日に拿捕した台湾はえ縄漁船船長に対する有罪判決について（最終報）（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

24日(金)◇平成16年度全国草地畜産コンクール表彰・発表会の概要について（生産局畜産部畜産振興課）

◇農林水産省本省「消費者の部屋」の平成17年後期特別展示スケジュールについて（消費・安全局消費者情報官）

◇りんご火傷病の植物検疫措置に関するWTO再パネル報告について（消費・安全局植物防疫課）

◇農林物資規格調査会総会の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局表示・規格課）

◇アサリの原産地表示の根拠確認状況について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇家畜改良増殖推進検討会肉用牛検討会の開催について（生産局畜産部畜産振興課）

◇家畜改良増殖推進検討会畜種別検討会（鶏）の開催について（生産局畜産部畜産振興課）

◇岩永農林水産副大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）

◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について（消費・安全局表示・規格課）

◇森林資源の循環利用に関する意識・意向調査（大臣官房情報課）

◇畜産業の新領域を拓く遺伝子組換え家畜の開発について（農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課）

◇第57回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合

総会の結果について（水産庁資源管理部遠洋課）

◇日・FFA（フォーラム漁業機関）漁業協議の開催について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）

◇国産水産物海外普及パンフレット「海からの恵み」について（水産庁漁政部加工流通課）

26日(日)◇国内における H 5 亜型の A 型インフルエンザウィルスの分離について（消費・安全局衛生管理課）

27日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年6月第4週（6月20日～6月24日）（消費・安全局消費・安全政策課）

◇生産情報公表農産物の日本農林規格の制定案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局表示・規格課）

◇平成17年産国内産米穀の政府買入契約に係る資格審査について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇平成17年度第1回自然再生推進会議の開催について（大臣官房環境政策課）

◇平成17年度水資源機構事業 事後評価第三者委員会（第1回）議事録（農村振興局総務課、独立行政法人水資源機構）

◇平成16～17年度緑資源機構事業事後評価第三者委員会（第2回）議事録（独立行政法人緑資源機構、農村振興局総務課）

◇高病原性鳥インフルエンザ対策本部の開催について（消費・安全局衛生管理課）

◇少雨、高温に対する農作物の技術指導について（生産局農産振興課）

◇日・タイ経済連携協定交渉第8回会合の開催について（大臣官房国際部国際調整課）

◇BSE 患畜(20例目)に関する情報(消費・安全局衛生管理課)

◇「主要木材の短期需給見通し（平成17年第3四半期及び第4四半期）」について（林野庁林政部木材課）

◇IATTC(全米熱帯まぐろ類委員会)第73回本会合等の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇「第5回漁業共済事業に関する検討会」の開催について（水産庁漁政部漁業保険課）

◇平成17年度水産関係公共事業の事業評価結果について（水産庁漁港漁場整備部防災

漁村課）

28日(火)◇農林水産政策研究所参与会議の開催について（農林水産政策研究所、大臣官房企画評価課）

◇第21回日米植物検疫定期協議について（消費・安全局植物防疫課）

◇台湾向けりんご、なし、もも、すもも等生果実に対する新たな検疫措置案の説明会の開催について（消費・安全局植物防疫課）

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会 第13回家きん疾病小委員会の開催について（消費・安全局衛生管理課）

◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について（消費・安全局衛生管理課）

◇第5回地域水産加工技術セミナーの開催結果について（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）

◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正についてのパブリックコメントの実施について（水産庁資源管理部遠洋課）

◇平成17年度第2回日本海海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、水産総合研究センター）

◇日韓漁業取締実務者協議の開催について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

29日(水)◇第7回フードガイド（仮称）検討会の開催について（厚生労働省、消費・安全局消費者情報官）

◇第6回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の概要について（生産局農産振興課）

◇渇水に対する農林水産省の対応状況について（農村振興局計画部土地改良企画課計画調整室）

◇農業・農村に関する意見交換会「水土里（みどり）のカレッジミーティング」の開催について（農村振興局整備部設計課）

◇岩永農林水産副大臣の出張について（消費・安全局衛生管理課）

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会 家畜衛生部会 第13回家きん疾病小委員会に関する概要について（消費・安全局衛生管理課）

◇第3回「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会」の開催について（林



野庁森林整備部整備課造林間伐対策室)

◇「国民の森林」クリーン月間の取組について(林野庁国有林野部業務課国有林野管理室)

30日(木)◇平成16年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について(農村振興局地域振興課中山間地域振興室)

◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会(第8回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇平成17年度バイオマス利活用優良表彰募集について(農村振興局農村政策課農村整備総合調整室)

◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成17年5月末まで)(消費・安全局衛生管理課)

◇ロマンかようクラブの不適正な格付に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇林政審議会治山事業部会の開催及び一般傍聴について(林野庁国有林野部管理課)

◇水産物の市況について(平成17年6月及び7月)(水産庁漁政部加工流通課)

◇第9回日韓漁業取締実務者協議の結果について(水産庁資源管理部管理課指導監督室)

◇瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報(7～8月)(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)

#### 〈法令〉

6月1日(木)◇漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令(政令第196号)を公布(平成17年11月1日施行)

◇日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の警備等に関する政令(政令第203号)を公布(施行日(平成17年10月1日)施行。ただし、第1条から第4条まで及び第8条の規定は、公布の日から施行)

10日(金)◇特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律(法律第52号)を公布(公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行)

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(法律第53号)を公布(公布の日

から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行)

14日(火)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第73号)を公布(同日施行)

15日(水)◇工業標準化法に基づく公示による検査に関する省令等を廃止する省令(農林水産省令第9号)を公布(平成17年10月1日施行)  
◇工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第10号)を公布(平成17年10月1日施行)

16日(木)◇農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令(農林水産省令第2号)を公布(平成17年7月1日施行)

◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(農林水産省令第11号)を公布(平成17年7月1日施行)

17日(金)◇種苗法の一部を改正する法律(法律第59号)を公布(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定及び附則第3条の規定は、公布の日から施行)

◇森林組合法の一部を改正する法律(法律第60号)を公布(公布の日から起算して1月を経過した日から施行)

◇食育基本法(法律第63号)を公布(公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行)

◇種苗法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第74号)を公布(同日施行)

◇品種登録規則の一部を改正する省令(農林水産省令第75号)を公布(同日施行)

22日(水)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(法律第67号)を公布(平成18年3月1日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行)

24日(金)◇農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第76号)を公布(平成17年7月1日施行。ただし、第22条の改正規定及び第30条の次に3条を加える規定は公布の日から施行する)

◇森林組合法施行令の一部を改正する政令（政令第223号）を公布（平成17年7月17日施行）

25日(土)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令（農林水産省令84号）を公布（同日施行）

29日(水)◇農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第74号）を公布（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、次条及び附則第6条の規定は公布の日から施行）

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第228号）を公布（平成17年10月1日施行）

30日(木)◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第77号）を公布（平成17年7月1日施行。ただし、別表第3 東海農政局の項の改正規定は、同年7月7日から施行）

◇飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第78号）を公布（平成17年8月30日施行）

◇漁港漁場整備法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第79号）を公布（平成17年11月1日施行）

## 7 月

7月1日(金)◇農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクールへの応募について（経営局女性・就農課女性・高齢者対策推進室）

◇緊急需給調整の実施について（生産局野菜課）

◇平成17年度ユキピタス食の安全・安心システム開発事業の採択について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇メールマガジンの名称変更について（消費・安全局消費者情報官）

◇茨城県において分離されたA型インフルエンザウイルスの検査結果について（消費・安全局衛生管理課）

◇主要食料品の小売価格の見通し等（消費・安全局消費・安全政策課）

◇海上保安庁及び水産庁による外国漁船取締対策会議の開催について（水産庁資源管

理部管理課指導監督室）

◇第21回日米植物検疫定期協議の結果について（消費・安全局植物防疫課）

◇日・ASEAN 包括的経済連携協定交渉の一環としての日・ベトナム二国間協議の開催について（大臣官房国際部国際調整課）

4日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年6月第5週（6月27日～7月1日）（消費・安全局消費・安全政策課）

◇平成17年度水稻の作柄表示地帯別10a 当たり平年収量について（大臣官房統計部生産流通消費統計課）

◇食品に関するリスクコミュニケーション（輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会）の開催（愛知県名古屋市）について（厚生労働省、消費安全局消費者情報官）

◇第29回世界遺産委員会の開催について（林野庁森林整備部森林保全課）

◇韓国カニかご漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇「食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第4回牛豚等疾病小委員会」及び「第16回豚コレラ撲滅技術検討会」の開催について（消費・安全局衛生管理課）

5日(火)◇食料・農業・農村政策審議会（第12回）の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）

◇食料・農業・農村政策審議会の委員の改選について（大臣官房企画評価課）

◇子ども向け白書「ジュニア農林水産白書」の作成・配布について（大臣官房情報課情報分析室）

◇自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について（大臣官房環境政策課）

◇カルビーポテト株式会社等が植物防疫法に違反して種馬鈴しょを譲渡したことに対する措置について（第3報）（消費・安全局植物防疫課）

◇スイカ果実汚斑細菌病菌のメロンへの発生について（消費・安全局植物防疫課）

◇海上保安庁及び水産庁による外国漁船取締対策会議の結果について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

- ◇平成17年度養豚問題懇談会（第1回）の開催について（生産局畜産部畜産振興課）
- 6 日(水) ◇漁業共済事業に関する検討会中間とりまとめ要旨（水産庁漁政部漁業保険課）
- ◇株式会社セイコーマートにおける水産物加工品の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇米国産飼料用トウモロコシから安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシが検出された事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇第5回小動物獣医療に関する検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇経済事業のあり方の検討方向について（中間論点整理）（経営局協同組織課）
- 7 日(木) ◇平成17年度病害虫発生予報第4号（消費・安全局植物防疫課）
- ◇第5回むらの伝統文化顕彰の募集について（農村振興局農村政策課）
- ◇平成17年度上期のとうもろこしの関税割当公表（第2次）について（大臣官房国際部貿易関税課）
- ◇水産政策審議会委員・特別委員の改選について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇森と湖に楽しむ旬間の実施について（林野庁森林整備部治山課水源地治山対策室）
- ◇平成17年度水資源機構事業 事後評価第三者委員会（第2回）議事概要（農村振興局総務課、独立行政法人水資源機構）
- ◇第3回「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会」の概要について（林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室）
- ◇日・FFA（フォーラム漁業機関）漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）
- ◇「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について」の意見・情報の募集の実施結果について（水産庁資源管理部国際課）
- 8 日(金) ◇高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの実施について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇地域再生法に基づく地域再生計画（地域再生基盤強化交付金を含まない地域再生計画）の認定について（農村振興局農村政策課）
- ◇構造改革特区計画の第8回認定について（大臣官房企画評価課）
- ◇平成16年度 LL（ロングライフ）牛乳生産量について（生産局畜産部牛乳乳製品課）
- ◇平成17年度養鶏問題懇談会（第1回）の開催について（生産局畜産部畜産振興課）
- ◇飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき規格に合わない飼料に該当するおそれがある飼料を指定する告示の制定案についての意見・情報の募集について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇農林漁業保険審査会の開催について（経営局保険課）
- ◇平成16年度産米の農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇島村農林水産大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）
- ◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇「瀬戸内海以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数の最高限度」を定める告示の一部改正案についてのパブリックコメント手続きの実施について（水産庁資源管理部沿岸沖合課）
- ◇中国産いねわらの検疫条件違反について（第2報）（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- ◇フィリピンからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- 10 日(日) ◇茨城県の異動制限区域内における H5亜型の A 型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について（消費・安全局衛生管理課）
- 11 日(月) ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年7月第1週（7月4日～7月8日）（消費・安全局消費・安全政策課）



- ◇林政審議会施策部会の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部企画課）
- ◇コーデックス委員会総会における食品中のカドミウムの国際基準値の検討結果について（厚生労働省、消費・安全局農産安全管理課）
- ◇平成17年度バイオマス利活用優良表彰の募集期間について（農村振興局農村政策課農村整備総合調整室）
- ◇日・インドネシア経済連携協定交渉第1回会合の開催（大臣官房国際部国際調整課）
- ◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について（農林水産技術会議事務局技術安全課）
- ◇OECD 共同研究プログラムにおけるフェローシップの募集について（2006年度）（農林水産技術会議事務局国際研究課、独立行政法人農業生物資源研究所）
- ◇林政審議会治山事業部会の概要について（林野庁森林整備部治山課）
- ◇第7回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の開催及び傍聴について（生産局農産振興課）
- ◇米国産飼料用トウモロコシから安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシが検出された事例について（第5報）（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇島村農林水産大臣とダイス・スイス経済大臣との会談概要（大臣官房国際部国際経済課）
- 12日(火)◇平成16年度環境物品等の調達実績の概要について（大臣官房環境政策課、経理課）
- ◇WTO 農業委員会特別会合の結果概要（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業の成果普及会（発表会）の開催について（農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課民間研究推進室）
- ◇研究開発の評価結果について（農林水産技術会議事務局技術政策課）
- ◇WTO 非公式閣僚会合（農業）の概要（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇島村農林水産大臣とボエル EU 農業委員、グローサー農業交渉議長との会談の結果概要（大臣官房国際部国際経済課）
- 13日(水)◇米国産飼料用トウモロコシから安全性未

- 確認の遺伝子組換えトウモロコシが検出された事例について（第6報）（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームの編成について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇平成17年4月・5月度の蚕糸業需給・価格動向（生産局特産振興課）
- ◇平成17年度養豚問題懇談会（第1回）の概要について（生産局畜産部畜産振興課、食肉鶏卵課）
- ◇島村農林水産大臣とジョハンズ米農務長官との会談の結果概要（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇島村農林水産大臣とミッチェル加農業・農産食品大臣との会談の結果概要（大臣官房国際部国際経済課）
- 14日(木)◇農林物資規格調査会総会の開催について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令23号）及び遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）の一部改正案に対する意見の募集の結果について（厚生労働省、消費・安全局表示・規格課）
- ◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- ◇第12回「国産大豆協議会」の概要について（生産局農産振興課）
- ◇かび毒のリスク管理検討会（第3回）の開催について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇集落営農実態調査の市町村別結果について（大臣官房統計部経営・構造統計課）
- ◇肥料取締法違反について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇知床の世界遺産一覧表への記載決定について（林野庁森林整備部森林保全課）
- ◇平成17年度事業評価（水産基盤整備事業）の結果について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
- 15日(金)◇平成16年度農林水産省政策評価（実績評価）の結果について（大臣官房企画評価課）

- ◇米の1人1か月当たり消費量（平成17年5月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇平成17年産麦の検査結果（速報値）（平成17年6月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇「食」と「農」の連携強化検討会（第2回）」の開催について（総合食料局食品産業企画課）
- ◇第24回「食品の表示に関する共同会議」の開催について（厚生労働省、消費・安全局表示・規格課）
- ◇平成16年度食料品消費モニター第1回定期調査結果の概要（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇平成16年度安全・安心モニター第1回調査結果の概要（消費・安全局消費者情報官）
- ◇カルビーポテト株式会社及び北海道網走支庁管内の一部農協等が植物防疫法に違反して種馬鈴しょを譲渡したことに對する措置について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇食品に関するリスクコミュニケーション（輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会）の開催（千葉県千葉市）について（厚生労働省、消費・安全局消費者情報官）
- ◇第6回小動物獣医療に関する検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇農業資材審議会農業機械化分科会検査部会の開催及び一般傍聴について（生産局農産振興課）
- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H17.6.1～H17.6.30異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）
- ◇平成17年度第1回太平洋スルメイカ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課）
- ◇森林国営保険に関する検討会中間報告案についての意見・情報の募集について（林野庁森林整備部森林保全課）
- 19日(火)◇第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会の開催及び傍聴のお知らせ（林野庁林政部企画課）
- ◇プロ野球マスターズリーグに対する木づかい応援団の委嘱について（林野庁林政部木材課）
- ◇平成17年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（平成17年4月～平成17年5月）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年7月第2週（7月11日～7月15日）（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇農林物資規格調査会総会の審議の概要について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇第7回水産政策審議会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇平成17年度第3回水源林造成事業期中評価委員会の開催について（林野庁森林整備部整備課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇食品容器包装のリサイクルに関する懇談会中間とりまとめについての意見・情報の募集について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）
- ◇水産政策審議会第9回企画部会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇水産政策審議会第21回資源管理分科会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇水産政策審議会第6回漁港漁場整備分科会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇水産政策審議会第20回施策部会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- 20日(水)◇第5回外食における原産地等の表示に関する検討会の開催について（総合食料局食品産業振興課外食産業室）
- ◇日・ASEAN 包括的経済連携協定交渉の一環としての日・カンボジア二国間協議の開催について（大臣官房国際部国際調整課）
- ◇「第3回地産池消推進検討会」の開催について（生産局総務課生産振興推進室）
- ◇イズミヤ株式会社を販売者とする精米商品の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇平成17年度第1回農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会の開催について（農村振興局整備部設計課、農地整備課経営体育成基盤整備推進室、防災課災害対策室、計画部事業計画課）
- ◇組換え体利用飼料の検査結果について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全

室)

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇家畜改良増殖推進検討会第2回畜種別検討会（豚）の開催について（生産局畜産部畜産振興課）

21日(木)◇りんご火傷病の植物検疫措置に関するWTO再パネル報告の採択について（消費・安全局植物防疫課）

◇(株)ジャパンケネルクラブ（JKC）に対する公益法人検査結果について（生産局畜産部畜産振興課）

◇麦製品等の取引価格の推移（平成17年6月分）（総合食料局食糧部計画課）

◇平成17年6月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）

◇都市と農山漁村の共生・対流の推進方策について（内閣官房、農村振興局地域振興課）

◇第6回大西洋沿岸アフリカ諸国漁業協力閣議会議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）

◇安全・安心モニター第2回調査結果について（消費・安全局消費者情報官）

◇平成16年度原料用りんご果汁のバツリン汚染実態調査の結果について（消費・安全局農産安全管理課）

◇家畜改良増殖推進検討会第2回畜種別検討会（鶏）の開催について（生産局畜産部畜産振興課）

◇平成17年度養鶏問題懇談会（第1回）の概要について（生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇平成17年度第2回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の開催について（林野庁森林整備部整備課）

◇平成17年度における大型クラゲの出現状況について（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）

22日(金)◇第2回家畜排せつ物法施行状況調査の概要について（生産局畜産部畜産企画課畜産環境対策室）

◇食料・農業・農村政策審議会（第12回）の資料について（大臣官房企画評価課）

◇ケミカルリサイクルによるバイオマスブ

ラスチック製品の資源循環社会実験並びにバイオマスマーク第1回商品認定について（大臣官房環境政策課資源循環室）

◇日中農業科学技術交流グループ第24回会議について（大臣官房国際部国際協力課）

◇生活協同組合連合会コープ自然派事業連合が販売した牛肉の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの結果について（第1報）（消費・安全局衛生管理課）

◇遺伝子組換え農作物のリスク評価・管理法に関する国際ワークショップの開催について（FAO駐日連絡事務所、農林水産技術会議事務局技術安全課）

◇平成17年度第3回水源林造成事業期中評価委員会の議事概要について（林野庁森林整備部整備課）

◇平成17年度第2回日本海スルメイカ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）

25日(月)◇東京及び海外主要5都市における食料品の小売価格調査結果（消費・安全局消費・安全政策課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年7月第3週（7月19日～7月22日）（消費・安全局消費・安全政策課）

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会長の選出について（総合食料局食料企画課）

◇豊かな東京湾再生検討委員会 第9回食文化分科会の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

◇「第6回漁業共済事業に関する検討会」の開催について（水産庁漁政部漁業保険課）

◇「食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第5回牛豚等疾病小委員会」及び「第17回豚コレラ撲滅技術検討会」合同会合の開催について（消費・安全局衛生管理課）

26日(火)◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会資料一覧（総合食料局食糧部計画課、消費流通課）

◇地域バイオマスの積極的な利活用に関する意向調査結果（大臣官房情報課）



◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会資料一覧(追加)(総合食料局商品取引監理官、食糧部計画課)

◇農地・農業用水等の資源保全施策検討会(現地調査)の開催について(農村振興局計画部事業計画課)

◇第7回水産政策審議会の結果について(水産庁漁政部漁政課)

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇昨年に続き「アグリビジネス創出フェア」を開催(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課、(社)農林水産先端技術産業振興センター)

◇水産政策審議会第21回資源管理分科会の結果について(水産庁漁政部漁政課)

◇水産政策審議会第9回企画部会の結果について(水産庁漁政部漁政課)

◇水産政策審議会第20回施策部会の結果について(水産庁漁政部企画課)

◇農業少数国会合の状況について(大臣官房国際部国際経済課)

◇茨城県の移動制限区域内におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について(消費・安全局衛生管理課)

◇平成17年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰について(林野庁森林整備部森林保全課、生産局果樹花き課花き対策室)

27日(水)◇日・ASEAN包括的経済連携協定交渉の一環としての日・ミャンマー二国間協議の開催について(大臣官房国際部国際調整課)

◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う政令の改正案の概要についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局表示・規格課)

◇茨城県の移動制限区域内におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の防疫対応について(消費・安全局衛生管理課)

◇「鳥獣による農林水産業被害対策に関する検討会(第3回)」の開催について(生産局農産振興課技術対策室)

◇「土地改良偉人伝～水土里(みどり)を

拓いた人びと～」の紹介について(農村振興局整備部設計課)

◇島村農林水産大臣の海外出張について(大臣官房国際部国際政策課)

◇女満別町農協から提出された廃棄計画書の承認取り消しについて(消費・安全局植物防疫課)

◇ロシアからの家きん等の一次輸入停止措置について(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)

◇森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム第1回会合開催について(林野庁林政部企画課)

28日(木)◇平成17年度病害虫発生予報第5号(消費・安全局植物防疫課)

◇バイオマスタウン構想の公表(第4回)について(大臣官房環境政策課資源循環室)

◇外食における原産地表示に関するガイドライン骨子(案)についての意見・情報の募集結果について(総合食料局食品産業振興課)

◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成17年6月末まで)(消費・安全局衛生管理課)

◇第1回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇日・タイ経済連携協定交渉第9回会合の開催について(大臣官房国際部国際調整課)

◇「津波・高潮ハザードマップ作成・活用事例集」の作成について(内閣府、農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省)

◇外食における原産地表示に関するガイドラインについて(総合食料局食品産業振興課外食産業室)

◇平成17年度第3回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の開催について(林野庁森林整備部整備課)

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第14回家きん疾病小委員会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇グローサー議長の第2次状況報告ペーパーの概要(大臣官房国際部国際経済課)

29日(金)◇音声テープ「平成16年度食料・農業・農

村白書のあらし」の作成・配布について  
(大臣官房情報課情報分析室)

◇平成17年産水稻うるち米の品種別作付比率(見込)について(総合食料局食糧部計画課)

◇「煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格」等の改正案等についての意見・情報の募集結果についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局表示・規格課)

◇「食事バランスガイド」の普及・啓発活動について(消費・安全局消費者情報官)

◇農林水産研究開発レポートNo.13「大豆の安定・多収を目指して」の発行について(農林水産技術会議事務局技術政策課技術情報室)

◇平成17年産麦の検査結果(速報値)(平成17年7月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇農林水産省飼料自給率向上戦略会議・現地検討会の開催について(生産局畜産部畜産振興課、近畿農政局)

◇高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの結果について(第2報)(消費・安全局衛生管理課)

◇「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の公表について(総合食料局食糧部計画課)

◇「まぐろの需給情報」—平成17年度第2回まぐろ需給協議会予測部会の協議結果—(水産庁漁政部加工流通課)

◇水産物の市況について(平成17年7月及び8月)(水産庁漁政部加工流通課)

◇平成17年度水資源機構事業 事後評価第三者委員会(第2回)議事録(農村振興局総務課、独立行政法人水資源機構)

◇林政審議会施策部会の概要について(林野庁林政部企画課)

◇森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム第1回会合の概要(林野庁林政部企画課)

◇小動物獣医療に関する検討会報告書について(消費・安全局衛生管理課)

◇平成17年度第2回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の議事概要について(林野庁森林整備部整備課)

◇茨城県の疫学関連農場における H5亜型

の A 型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について(消費・安全局衛生管理課)

◇G10閣僚とグローサー WTO 農業交渉議長との会合の概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第14回家きん疾病小委員会の概要について(消費・安全局衛生管理課)

#### < 法令 >

7月1日(金)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第80号)を公布(同日施行)

6日(木)◇独立行政法人住宅金融支援機構法(法律82号)を公布(平成19年4月1日施行。ただし第29条第1項並びに附則第3条、第6条、第21条及び第22条の規定は公布の日から施行)

7日(木)◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第81号)を公布(西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行。ただし第4条の改正規定、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定(同表を別表第4とする部分を除く)は公布の日から施行)

8日(金)◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(農林水産省令第12号)を公布(平成17年12月22日施行)

◇食育基本法の施行期日を定める政令(政令第235号)を公布(平成17年7月15日施行)

13日(木)◇西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約(条約第9号)を公布

15日(金)◇森林組合法施行規則(農林水産省令第82号)を公布(平成17年7月17日施行)

◇水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第5号)を公布(平成17年7月17日施行)

22日(金)◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関

## 8 月

- する法律（法律第85号）を公布（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）
- ◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第83号）を公布（同日施行）
- 25日(月)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第84号）を公布（同日施行）
- 26日(火)◇会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第87号）を公布（会社法の施行の日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行。以下省略）
- 29日(金)◇総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（法律第89号）を公布（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、次項及び附則第27条の規定は公布の日から施行）
- ◇特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第260号）を公布（平成17年9月1日施行）
- ◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第261号）を公布（平成17年9月1日施行）
- ◇農業経営基盤強化促進法施行令及び農地法施行令の一部を改正する政令（政令第262号）を公布（平成17年9月1日施行）
- ◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第263号）を公布（平成18年3月1日施行。ただし、第1条の改正規定及び第219条の改正規定（「に掲げる農林物資」を「のいずれかに該当する飲食良品」に改める部分に限る。）は公布の日から施行）
- ◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第85号）を公布（平成17年8月1日施行）
- ◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第86号）を公布（平成17年7月30日施行）

- 8月1日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年7月第4週（7月25日～7月29日）（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇主要食料品の小売価格の見通し等（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇安全・安心モニター第3回調査結果について（消費・安全局消費者情報官）
- ◇農業資材審議会農業機械化分科会検査部会の概要について（生産局農産振興課）
- ◇家畜改良増殖推進検討会第2回畜種別検討会（乳用牛）の開催について（生産局畜産部畜産振興課）
- ◇都市と農山漁村の共生・対流表彰事業「第3回オーライ！ニッポン大賞」の募集について（農村振興局地域振興課グリーン・ツーリズム推進室）
- ◇第38回国際熱帯木材機関（ITTO）理事会の結果について（林野庁林政部木材課）
- ◇平成17年度第1回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）
- 2日(火)◇米国からの家きん、家きん肉等の輸入停止措置の一部解除について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- ◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（8月2日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）
- ◇平成17年度第2回大型クラゲ対策担当者会議の開催について（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）
- 3日(水)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会」の中間取りまとめ（案）についての意見・情報の募集（林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室）
- 4日(木)◇バイオマスタウン懇談会の開催について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇沖縄県伊江村におけるサトウキビ由来バイオマスエタノールの製造・利用に関する



実証事業の開始について（大臣官房環境政策課資源循環室、経済産業省、環境省、内閣府）

◇第1回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の概要について（消費・安全局衛生管理課）

◇カザフスタンからの家きん肉等の輸入一次停止措置について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）

◇米国産飼料用トウモロコシから安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシが検出された事例について（第7報）（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇関税法令の遵守を求める指導文書の発出について（生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇第7回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の概要及び「中間とりまとめ」について（生産局農産振興課）

◇肉用牛の遺伝性疾患に係る遺伝子型検査結果について（生産局畜産部畜産振興課）

◇平成16年の特用林産物の生産動向について（林野庁林政部経営課特用林産対策室）

◇平成17年度第3回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の議事概要について（林野庁森林整備部整備課）

◇大分県が「大分県豊後水道域クルマエビ資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、大分県）

5日(金)◇平成17年度上期のとうもろこしの関税割当公表（第2次）について（大臣官房国際部貿易関税課）

◇商品取引員に対する行政処分について（総合食料局商品取引監理官、経済産業省）

◇商品投資販売業者に対する行政処分について（金融庁、総合食料局商品取引監理官、経済産業省）

◇農林物資規格調査会総会の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局表示・規格課）

◇平成16年度食料品消費モニター第1回定期調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会長の選出について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇高病原性鳥インフルエンザに関する全国

一斉サーベランスの結果について（第3報）（消費・安全局衛生管理課）

◇「消費者ニーズ対応生産・小売等連携強化促進のための交流大会（生販連携促進交流大会）」を開催（生産局果樹花き課花き対策室）

◇第2回家畜改良増殖推進検討会の開催について（生産局畜産部畜産振興課）

◇平成16年度松くい虫被害について（林野庁森林整備部森林保全課森林保護対策室）

◇農林水産省木材利用拡大行動計画の平成16年度の実施状況等について（林野庁林政部木材課）

◇第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会の概要（林野庁林政部企画課）

8日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年8月第1週（8月1日～8月5日）（消費・安全局消費・安全政策課）

◇平成16年度食料品消費モニター第2回定期調査結果の概要 生鮮食品及び加工食品の表示について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇観光地域活性化の秘訣を伝授～『観光カリスマ塾』受講生募集開始～（農村振興局地域振興課グリーン・ツーリズム推進室、国土交通省）

◇水産庁漁業調査船開洋丸による日本・アルゼンチン共同若齢マツイカ調査の実施について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

9日(火)◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局衛生管理課）

◇第19回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について（厚生労働省、消費・安全局消費・安全政策課）

◇宮崎県が「宮崎海域カサゴ資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、宮崎県）

◇持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

◇水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局衛生管理課魚類安

- 全室)
- ◇大型クラゲ出現状況等集計速報について  
(8月9日現在)(水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)
- 10日(水)◇食料・農業・農村政策審議会経営分科会長の選出について(経営局経営政策課)
- ◇第3回「農林水産省地域で考える担い手創成PT」・「全国担い手育成総合支援協議会」合同会議の資料について(経営局経営政策課)
- ◇平成16年度食料需給表について(総合食料局食料企画課)
- ◇株式会社三崎屋に係る牛肉トレーサビリティ法及びJAS法に関する措置について(消費・安全局衛生管理課、表示・規格課)
- ◇「地産地消推進検討会中間取りまとめ」―地産地消の今後の推進方向―の公表について(生産局総務課生産振興推進室)
- ◇平成17年度北西太平洋サンマ長期漁海況予報(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)
- 11日(木)◇平成17年度病害虫発生予報第6号(消費・安全局植物防疫課)
- ◇特定外来生物等の選定に係る意見の募集(パブリックコメント)のお知らせについて(大臣官房環境政策課)
- ◇平成17年度水稻作況委員会(第1回)の意見について(大臣官房統計部生産流通消費統計課)
- ◇「食品に関するリスクコミュニケーション(かび毒に関する意見交換会)」の開催及び出席者の募集について(消費・安全局消費者情報官)
- ◇第15回日中農産物貿易協議会の開催について(生産局野菜課、林野庁林政部経営課特用林産対策室、大臣官房国際部貿易関税課)
- 12日(金)◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(H17.7.1~H17.7.31異動情報提供分)(農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)
- ◇農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会(第6回)の開催について(消費・安全局農産安全管理課農薬対策室、環境省)
- ◇米の1人1か月当たり消費量(平成17年6月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇生鮮食品の品質表示実施状況調査等の結果について(平成16年度)(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの結果について(第4報)(消費・安全局衛生管理課)
- ◇株式会社メフォスの産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について(総合食料局食品産業振興課)
- ◇「森林整備に関する教育関係者との意見交換会」の開催について(林野庁林政部企画課)
- ◇平成17年産米の検査結果(速報値)(平成17年7月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇平成17年産麦の検査結果(速報値)(平成17年7月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇構造用集成材に生じたはく離に関する情報提供について(その2)(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇日・キリバス漁業協議の開催について(水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室)
- ◇「食品に関するリスクコミュニケーション(妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項の見直しについての意見交換会)」の開催について(厚生労働省、消費・安全局消費者情報官)
- ◇アメリカ合衆国産りんご生果実に係る火傷病検疫措置の見直しについての意見・情報の募集結果について(消費・安全局植物防疫課)
- 15日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年8月第2週(8月8日~8月12日)(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇岩永農林水産大臣の海外出張について(大臣官房国際部国際政策課)
- ◇「遊漁施策等に関する研究会(第2回)」の開催について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)
- 16日(火)◇平成17年度外国産麦類検査実績の産地(型)銘柄別、検査項目別平均値(平成17年4月~平成17年6月)(総合食料局消費流通課)
- ◇瀬戸内海以外の海面を操業区域とする小型機船底引き網漁業につき許可をすること

- ができる都道府県別の船舶の隻数の最高限度を定める告示の一部改正案についてのパブリック・コメントの実施結果について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)
- 17日(水)◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会第4回家畜衛生部会の開催について(消費・安全局衛生管理課)
- ◇平成17年度「ごはん食推進活動支援事業」の採択について(総合食料局食糧部消費流通課流通加工対策室)
- 18日(木)◇「食事バランスガイド」のブロック説明会の開催及び現地実証の実施について(消費・安全局消費者情報官)
- ◇鳥獣による農林水産業被害対策に関する検討会報告書の公表について(生産局農産振興課技術対策室)
- ◇大型クラゲ出現状況等集計速報について(8月18日現在)(水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)
- ◇第2期北太平洋鯨類捕獲調査(沖合調査)の終了及び調査船団の入港について(水産庁資源管理部遠洋課)
- ◇第15回日中農産物貿易協議会の結果について(生産局野菜課、林野庁林政部経営課特用林産対策室、大臣官房国際部貿易関税課)
- ◇高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの結果について(第5報)(消費・安全局衛生管理課)
- ◇埼玉県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について(消費・安全局衛生管理課)
- 19日(金)◇「食」と「農」の連携強化検討会(第3回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課)
- ◇大豆加工品の「国産大豆使用」表示等に関する特別調査について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇米国産飼料用トウモロコシから安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシが検出された事例について(第8報)(消費・安全局衛生管理課)
- ◇岩永農林水産大臣と各国閣僚との会談の結果概要(大臣官房国際部国際経済課、消費・安全局衛生管理課)
- 21日(日)◇五カ国農相会議の結果概要(大臣官房国際部国際経済課)
- 22日(月)◇食料・農業・農村政策審議会第15回施策部会の開催及び一般傍聴について(大臣官房情報課情報分析室)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年8月第3週(8月15日～8月19日)(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇平成16年度末の汚水処理人口普及状況について(農村振興局整備部農村整備課、国土交通省、環境省)
- ◇汚水処理施設連携整備事業の実施状況等について(農村振興局整備部農村整備課、国土交通省、環境省)
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)
- ◇「第7回漁業共済事業に関する検討会」の開催について(水産庁漁政部漁業保険課)
- ◇全国資源評価会議の開催について(水産庁増殖推進部漁場資源課)
- ◇米国産飼料用トウモロコシから安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシが検出された事例について(第9報)(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)
- ◇茨城県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルスの分離等について(消費・安全局衛生管理課)
- ◇我が国周辺水域における主要魚種の資源評価(案)」に関する意見・情報の募集について(水産庁増殖推進部漁場資源課)
- 23日(火)◇麦製品等の取引価格の推移(平成17年7月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇平成17年7月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇第2回農地・農業用水等の資源保全施策検討会の開催について(農村振興局計画部事業計画課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会第12回総合食料分科会の開催及び傍聴の募集について(総合食料局食料企画課)
- ◇日・キリバス漁業協議の結果について(水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室)
- ◇緊急需給調整の実施について(生産局野菜課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分



科会農業農村整備部会 平成17年度第1回  
国際小委員会の開催について（農村振興局  
計画部事業計画課）

◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」  
の開催及び傍聴について（農林水産技術会  
議事務局技術安全課）

◇平成17年度先端技術を活用した農林水産  
研究高度化事業の新規採択課題の決定につ  
いて（農林水産技術会議事務局地域研究課）

◇林政審議会治山事業部会報告書について  
（林野庁森林整備部治山課、国有林野部管  
理課）

◇飼料の安全性の確保及び品質の改善に関  
する法律の規定に基づき規格に合わない飼  
料に該当するおそれがある飼料を指定する  
告示の制定案についての意見・情報の募集  
結果について（消費・安全局衛生管理課薬  
事・飼料安全室）

24日(水)◇「森林整備に関する教育関係者との意見  
交換会」の概要について（林野庁林政部企  
画課）

◇米国産飼料用トウモロコシから安全性未  
確認の遺伝子組換えトウモロコシが検出さ  
れた事例について（第10報）（消費・安全局  
衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇スギヒラタケの摂取について（消費・安  
全局農産安全管理課、林野庁林政部経営課  
特用林産対策室）

25日(木)◇アメリカ合衆国産せいようすもも生果実  
の輸入解禁について（消費・安全局植物防  
疫課）

◇アメリカ合衆国産りんご生果実に係る火  
傷病検疫措置の改正について（消費・安全  
局植物防疫課）

◇第3回食料自給率向上協議会の開催及び  
傍聴について（大臣官房企画評価課）

◇農林物資規格調査会総会の開催について  
（消費・安全局表示・規格課）

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について  
（8月25日現在）（水産庁増殖推進部研究指  
導課、独立行政法人水産総合研究センター）

◇高病原性鳥インフルエンザに関する全国  
一斉サーベイランスの結果について（第6  
報）（消費・安全局衛生管理課）

◇茨城県における H5亜型の A 型インフル  
エンザウイルス抗体陽性農場の確認につい

て（消費・安全局衛生管理課）

◇「農林水産省及び厚生労働省における食  
品の安全性に関するリスク管理の標準手順  
書」の作成について（消費・安全局消費・  
安全政策課、厚生労働省）

26日(金)◇第5回農林水産省政策評価会の開催及び  
傍聴について（大臣官房企画評価課）

◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正  
する省令案についての意見・情報の募集結  
果について（消費・安全局衛生管理課国際  
衛生対策室）

◇漁船員における石綿健康被害の状況等に  
関する調査について（水産庁漁政部企画課、  
国土交通省）

◇【農林水産物等輸出関連ホームページ】  
をリニューアルしました！（大臣官房国際  
部貿易関税課輸出促進室）

◇輸出拡大のための海外常設店舗を開設し  
ます（大臣官房国際部貿易関税課輸出促進  
室）

◇水稻作況委員会（第2回）の意見（大臣  
官房統計部生産流通消費統計課）

◇平成17年度第2回輸入米に係る SBS の  
結果の概要（総合食料局食糧部食料貿易課）

◇食品安全委員会への肥料のリスク評価の  
依頼について（消費・安全局農産安全管理  
課）

◇安全・安心モニター第4回調査結果につい  
て（消費・安全局消費者情報官）

◇平成18年度農林水産関係税制改正主要要  
望事項について（経営局総務課調整室）

27日(土)◇茨城県における H5亜型の A 型インフル  
エンザウイルス抗体陽性農場の確認につい  
て（消費・安全局衛生管理課）

29日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年 8  
月第4週（8月22日～8月26日）（消費・安  
全局消費・安全政策課）

◇農林物資規格調査会総会の審議の概要に  
ついて（消費・安全局表示・規格課）

◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの  
結果について（平成17年7月末まで）（消  
費・安全局衛生管理課）

◇普通肥料の検査結果の公表について（消  
費・安全局農産安全管理課）

◇「食事バランスガイド」の現地実証の実  
施（第2段）について（消費・安全局消費

者情報官)

◇農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集結果について(経営局協同組織課)

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会(第6回)の開催及び傍聴について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会委員等の改選について(消費・安全局消費・安全政策課)

30日(火)◇平成17年度産麦の検査結果(速報値)(平成17年8月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成17年度産米の検査結果(速報値)(平成17年8月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度導入についての意見交換会)の開催(山口県山口市)について(厚生労働省、消費・安全局消費者情報官)

◇農業資材審議会農業機械化分科会基本方針部会の開催及び一般傍聴について(生産局農産振興課)

◇長崎県が「長崎県大村湾ナマコ資源回復計画」を作成(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、長崎県)

◇農業系統金融機関の平成16事業年度末におけるリスク管理債権等の状況について(経営局金融調整課)

◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集(消費・安全局農産安全管理課)

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会 第15回家さん疾病小委員会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇茨城県における H5亜型の A 型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について(消費・安全局衛生管理課)

31日(水)◇概算要求における執行実績を踏まえた概算要求書への反映について(大臣官房予算課)

◇平成15年度農業・食料関連産業の経済計算(速報)について(大臣官房情報課情報分析室)

◇第1回土地改良制度研究会の開催について(農村振興局計画部土地改良企画課)

◇第2回農地・農業用水等の資源保全施策検討会の資料について(農村振興局計画部事業計画課)

◇研究開発の評価結果について(農林水産技術会議事務局技術政策課)

◇「世界の穀物等の需給動向」の公表について(総合食料局食料企画課)

◇平成17年度国営土地改良事業等の事前評価結果について(農村振興局計画部事業計画課、整備部水利整備課、防災課)

◇平成17年度国営土地改良事業等の期中の評価結果について(農村振興局整備部水利整備課、農地整備課、防災課)

◇平成17年度国営土地改良事業等の完了後の評価結果について(農村振興局計画部土地改良企画課計画調整室)

◇平成17年度林野公共事業の事業評価の結果について(林野庁国有林野部業務課、森林整備部整備課、計画課)

◇燃油高騰緊急対策の実施について(水産庁漁政部水産経営課)

◇水産物の市況について(平成17年8月及び9月)(水産庁漁政部加工流通課)

◇大型クラゲ総合対策の実施について(水産庁増殖推進部研究指導課)

#### < 法令 >

8月1日(月)◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第87号)を公布(同日施行)

4日(木)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第88号)を公布(平成18年3月1日施行。ただし、第56条第3号の改正規定は公布の日から施行)

◇独立行政法人農林水産消費技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第89号)を公布(平成18年3月1日施行)

9日(火)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第90号)を公布(同日施行)

10日(水)◇エネルギーの使用の合理化に関する法律

## 9 月

- の一部を改正する法律（法律第93号）を公布（平成18年4月1日施行。ただし、附則第16条の規定はこの法律の公布の日又は地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第61号）の公布の日のいずれか遅い日から施行）
- 15日(月)◇特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第91号）を公布（特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成17年9月1日）から施行）
- 19日(金)◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第92号）を公布（同日施行）  
◇農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する省令（農林水産省令第93号）を公布（平成17年9月1日施行）
- 23日(火)◇農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第94号）を公布（同日施行）
- 25日(木)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第95号）を公布（同日施行）  
◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第10号）を公布（次の各号に掲げる規定ごとにそれぞれ当該各号に定める日から施行。1・第164条及び第167条の改正規定並びに別表第2中部商品取引所の項の改正規定 平成17年10月11日 2・別表第2横浜商品取引所の項の改正規定 平成17年8月26日）
- 31日(水)◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第96号）を公布（平成17年9月1日施行。ただし次の各号に掲げる規定は当該各号に掲げる日から施行）  
◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第97号）を公布（同日施行）  
◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第98号）を公布（平成17年9月1日施行。ただし次項の規定は公布の日から施行。＜以下、略＞）

- 9月1日(休)◇主要食料品の小売価格の見通し等（消費・安全局消費・安全政策課）  
◇平成16年度食料品消費モニター第2回定期調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）  
◇第2回全国飼料増産行動会議・幹事会の開催について（生産局畜産部畜産振興課）  
◇第19回コーデックス連絡協議会の概要（厚生労働省、消費・安全局消費・安全政策課）  
◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（9月1日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）  
◇高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの結果について（第7報）（消費・安全局衛生管理課）  
◇茨城県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について（消費・安全局衛生管理課）
- 2日(金)◇間伐・間伐材利用コンクールについて（林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室）  
◇林政審議官の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部林政課）  
◇「食品に関するリスクコミュニケーション（農業に関する意見交換会）」の開催及び出席者の募集について（消費・安全局情報者情報官）  
◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第15回家きん疾病小委員会の概要について（消費・安全局衛生管理課）  
◇平成17年度第2回MA一般輸入米入札結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- 3日(土)◇茨城県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について（消費・安全局衛生管理課）
- 5日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年8月第5週（8月29日～9月2日）の（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）  
◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会（第9回）」の開催について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）  
◇食料・農業・農村政策審議会第6回消費・



- 安全分科会の配布資料について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇冷凍水産物需給情報（平成17年8月）＝平成17年度第2回冷凍水産物需給情報検討会の協議結果＝（水産庁漁政部加工流通課）
- ◇WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）に係る日・FFA 協議及び WCPFC 非公式協議の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇ベーリング公海漁業条約第10回年次会議の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇モンゴルからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- 6日(火)◇台風第14号の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について（生産局農産振興課）
- ◇バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ第7回会合の開催について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇第3回食料自給率向上協議会の資料について（大臣官房企画評価課）
- ◇第2回全国飼料増産行動会議幹事会の概要について（生産局畜産部畜産振興課）
- ◇2005年度第二期北西太平洋捕鯨捕獲調査（JARP-N-II）釧路沖捕鯨捕獲調査の開始について（水産庁資源管理部遠洋課）
- 7日(水)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正又は制定する告示案の概要についての意見・情報の募集について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会（第3回）の開催及び傍聴について（生産局総務課）
- ◇第1回土地改良制度研究会の資料について（農村振興局計画部土地改良企画課）
- ◇第2回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇株式会社阪本における牛肉への個体識別番号の不適正表示に対する措置について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇「消費者ニーズ対応花き生産・小売等連携強化促進のための交流大会（生販連携促進交流大会）」（生産局果樹花き課花き対策室）
- ◇「漁業地域防災対策検討委員会」の開催について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
- ◇水産物生産流通の拠点漁港における耐震化の状況について（水産庁漁港漁場整備部整備課）
- 8日(木)◇農業資材審議会農業機械化分科会基本方針部会の概要について（生産局農産振興課技術対策室）
- ◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）
- ◇茨城県における H5亜型の A 型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について（消費・安全局衛生管理課）
- 9日(金)◇植物防疫法に違反して譲渡された種馬鈴しょ（常呂町農協、東藻琴村農協及び女満別町農協保管分）の廃棄について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇「顔の見える木材での家づくり」に関する事例調査の結果について（林野庁林政部木材課）
- ◇動物用医薬品の流通に関する実態調査について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの結果について（第8報）（消費・安全局衛生管理課）
- ◇第2回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の概要について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇漁船海難防止強化旬間の実施について（水産庁漁政部企画課）
- ◇「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」の募集について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
- ◇平成17年度第3回 MA 一般輸入米入札結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- 12日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年9月第1週（9月5日～9月9日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇有機農産物の認定生産行程管理者である株式会社黄金崎農場に対する認定の取消しに係る聴聞の実施について（消費・安全局

表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇平成17年度下期の関税割当公表について  
(大臣官房国際部貿易関税課)

◇みちのく有機共同農場の不適正な格付に  
対する措置について(消費・安全局表示・  
規格課食品表示・規格監視室)

◇WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員  
会)に係る日 FFA 協議及び WCPFC 非公  
式協議の結果について(水産庁資源管理部  
国際課)

◇長野県におけるスイカ果実汚斑細菌病の  
発生について(消費・安全局植物防疫課)

◇平成16年度農畜水産物に係るダイオキシ  
ン類の実態調査の結果について(水産庁増  
殖推進部漁場資源課、消費・安全局衛生管  
理課、消費・安全局農産安全管理課)

◇台風第14号に係る岩永農林水産大臣の現  
地調査について(経営局経営政策課災害総  
合対策室)

13日(火)◇米の1人1か月当たり消費量(平成17年  
7月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇平成17年3月31日現在における農林水産  
関連企業設備投資動向調査の結果について  
(総合食料局食品産業企画課)

◇安全・安心モニター第5回調査結果につ  
いて(消費・安全局消費者情報官)

◇種苗法による品種登録について(生産局  
種苗課)

◇平成17年6月・7月度の蚕糸業需給・価  
格動向(生産局特産振興課)

◇林政審議会の概要について(林野庁国有  
林野部管理課、経営企画課、林政部林政課)

◇「平成16年度国有林野の管理経営に関す  
る基本計画の実施状況」及び「平成16年度  
国有林野事業の決算概要」について(林野  
庁国有林野部経営企画課、林野庁国有林野  
部管理課)

◇ペーリング公海漁業条約第10回年次会議  
の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇第2回 APEC 海洋大臣会合及び高級実  
務者会合の開催について(水産庁資源管理  
部国際課)

◇平成17年台風第14号による被害漁業者等  
に対する経営資金等の融通及び既貸付金の  
償還猶予等について(依頼)(水産庁漁政部  
水産経営課)

14日(水)◇豚コレラ関係の定期報告関連情報につ  
いて(消費・安全局衛生管理課)

◇スイカ果実汚斑細菌病の発生原因につ  
いて(消費・安全局植物防疫課)

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省  
令案についての意見・情報の募集(消費・  
安全局植物防疫課)

◇動物用医薬品等取締規則の一部改正案に  
ついての意見・情報の募集結果について(消  
費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇全国農業協同組合連合会秋田県本部のコ  
メ価格センター取引停止等の解除について  
(総合食料局食糧部計画課、経営局協同組  
織課)

◇平成17年度北西太平洋アカイカ漁況予報  
(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政  
法人水産総合研究センター)

15日(木)◇平成17年度病害虫発生予報第7号(消  
費・安全局植物防疫課)

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例  
について(消費・安全局衛生管理課薬事・  
飼料安全室)

◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会  
(第3回)の概要について(生産局総務課)

◇台風第14号に係る常田農林水産副大臣・  
加治屋農林水産大臣政務官の現地調査につ  
いて(経営局経営政策課災害総合対策室)

◇平成17年度農林水産省農作物新品種命名  
登録(第1回)について(農林水産技術会  
議事務局地域研究課)

◇第4回「森の「聞き書き甲子園」」参加高  
校生と森の名手・名人の組み合わせの決定  
について(林野庁森林整備部森林保全課、  
文部科学省)

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について  
(水産庁増殖推進部研究指導課)

◇牛海綿状脳症対策基本計画の変更案につ  
いての意見・情報の募集について(消費・  
安全局衛生管理課)

16日(金)◇有機農産物の認定生産行程管理者の格付  
の事業の廃止等について(消費・安全局表  
示・規格課食品表示・規格監視室)

◇米国のハリケーン「カトリナ」の影響  
に対処するための飼料穀物の備蓄の放出に  
ついて(生産局畜産振興課需給対策室)

◇麦製品等の取引価格の推移(平成17年8

月分) (総合食料局食糧部計画課)

◇北西大西洋漁業機関 (NAFO) 第27回年次会合の開催について (水産庁資源管理部国際課)

◇平成17年 8 月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について (総合食料局食糧部計画課)

◇高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの結果について (第 9 報) (消費・安全局衛生管理課)

◇平成17年度農業農村整備事業等補助事業の事前評価結果について (農村振興局計画部事業計画課、整備部農村整備課、防災課、生産局畜産部畜産振興課)

◇平成16年木材需給表 (丸太換算) の概要 (林野庁林政部企画課)

◇水産庁大型クラゲ対策推進本部の設置について (水産庁増殖推進部研究指導課)

◇全国資源評価会議の結果について (水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇平成17年産米の検査結果(速報値) (平成17年 8 月末日現在) (総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成17年産麦の検査結果(速報値) (平成17年 8 月末日現在) (総合食料局食糧部消費流通課)

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて (H17.8.1～H17.8.31異動情報提供分) (農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)

20日(火)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年 9 月第 2 週 (9 月12日～9 月16日) (消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇第25回「食品の表示に関する共同会議」の開催について (厚生労働省、消費・安全局表示・規格課)

◇WTO 農業委員会特別会合の結果概要 (大臣官房国際部国際経済課)

◇平成17年度外国産麦類検査実績の産地 (型) 銘柄別、検査項目別平均値 (平成17年 4 月～平成17年 7 月) (総合食料局食糧部消費流通課)

◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について (農林水産技術会議事務局技術安全課)

◇林政審議会施策部会の開催及び一般傍聴について (林野庁林政部企画課)

◇第 4 回「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会」の開催について (林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室)

◇「第 8 回漁業共済事業に関する検討会」の開催について (水産庁漁政部漁業保険課)

◇第 2 回 APEC 海洋関係大臣会合及び高級実務者会合の結果について (水産庁資源管理部国際課)

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について (消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

21日(水)◇第 5 回バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の開催について (大臣官房環境政策課資源循環室)

◇紀北ファーマーズの不適正な格付に対する措置について (消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇平成17砂糖年度10月-12月期における砂糖及び異性化糖の需給見通し (生産局特産振興課)

22日(木)◇バイオマスマークの普及・啓発イベント開催のお知らせ (大臣官房環境政策課資源循環室)

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について (消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇日・ソロモン漁業協議及び日・ツバル漁業協議の開催について (水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室)

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について (9 月22日現在) (水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)

◇種苗法施行令の一部を改正する政令案において指定する加工品案についての意見・情報の募集について (生産局種苗課)

◇海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 2 条第 7 項の規定に基づく第 2 種特定海洋生物資源の指定についての意見・情報の募集について (水産庁資源管理部管理課資源管理推進室)

◇豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針案についての意見・情報の募集について (消費・安全局衛生管理課)

26日(月)◇間伐推進強化期間の取組について (林野



庁森林整備部整備課造林間伐対策室)

◇「無人ヘリによる松くい虫防除に関する運用基準作成のための検討会(第1回)」の開催について(林野庁森林整備部森林保全課森林保護対策室)

◇平成17年度の落花生の関税割当公表(第2次)について(大臣官房国際部貿易関税課)

◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会(第10回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年9月第3週(9月20日～9月22日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇有機農産物加工食品の認定製造業者である有限会社遠藤青汁大阪研究所に対する認定の取消しに係る聴聞の実施について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会)の開催(北海道小樽市)について(厚生労働省、消費・安全局消費者情報官)

◇「食事バランスガイド」の現地実証の実施について(消費・安全局消費者情報官)

◇高病原性鳥インフルエンザに関する全国一斉サーベイランスの結果について(第10報:最終報)(消費・安全局衛生管理課)

◇日ロ漁業取締専門家会合の開催について(水産庁資源管理部国際課)

◇平成17年度全国資源管理推進会議の開催について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室)

◇水産政策審議会第22回資源管理分科会の開催について(水産庁漁政部漁政課)

27日(火)◇農林水産省職員の給与の全額振込の状況について(速報値)(大臣官房秘書課)

◇北西大西洋漁業機構(NAFO)第27回年次会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇拡大FIPs会合の結果概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇水稻作況委員会(第3回)の意見(大臣官房統計部生産流通消費統計課)

◇第2回日韓水産資源協議の開催について(水産庁資源管理部国際課)

28日(水)◇常田農林水産副大臣の海外出張について(大臣官房国際部国際調整課)

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇平成17年度「安全・安心モニター」の募集について(消費・安全局消費者情報官)

◇リスク管理検討会における案件に応じて参加するメンバーの募集について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇平成17年度第2回太平洋スルメイカ長期漁況予報(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)

◇水産基本計画見直しに向けたかつお・まぐろ漁業懇談会の開催について(水産庁資源管理部遠洋課)

29日(木)◇バイオマスタウン構想の公表(第5回)について(大臣官房環境政策課資源循環室)

◇第2回土地改良制度研究会(現地調査)の開催について(農村振興局計画部土地改良企画課)

◇高潮に対する海岸保全施設及び河川管理施設の管理等の強化について全国に通知しました(農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省)

◇平成17年度第3回日本海海況予報(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)

◇第4回21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会の概要について(林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室)

◇第1回漁港漁場整備にかかる有識者委員会の設置及び開催について(水産庁漁港漁場整備部計画課)

◇農林水産省が管理する建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について(大臣官房環境政策課、経理課)

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について(9月29日現在)(水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)

30日(金)◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部計画課)

◇米穀の出荷又は販売の届出事業者数につ

いて(平成17年3月31日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇「平成17年木材(用材)需給見通しの見直し」について(林野庁林政部木材課)

◇「主要木材の短期需給見通し(平成17年第4四半期及び平成18年第1四半期)」について(林野庁林政部木材課)

◇農林水産公共事業のコスト縮減対策の概要(大臣官房予算課、農村振興局整備部設計課、林野庁森林整備部計画課、水産庁漁港漁場整備部整備課)

◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会 平成17年度第1回企画小委員会の開催について(農村振興局計画部事業計画課)

◇研究開発の評価結果について(農林水産技術会議事務局技術政策課)

◇水産物の市況について(平成17年9月及び10月)(水産庁漁政部加工流通課)

◇平成17年度産米の検査結果(速報値)(平成17年9月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成17年度産麦の検査結果(速報値)(平成17年9月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成17年8月末まで)(消費・安全局衛生管理課)

◇第3回疎水百選選定委員会の開催について(農村振興局計画部事業計画課)

◇北太平洋海洋科学機関(PICES)第14回年次会議の開催について(水産庁増殖推進部研究指導課)

◇平成17年度 木づかい推進月間について(林野庁林政部木材課)

◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集結果について(消費・安全局農産安全管理課)

◇総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針案についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局植物防疫課)

#### < 法令 >

9月1日(木)◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第99号)を公布(同日施行)

◇承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第100号)を公布(平成17年10月1日施行。ただし別表第4かじき等流し網漁業の項第1号ニ(18)並びに同項第2号イ及びロの改正規定は平成17年12月5日施行)

5日(月)◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第101号)を公布(同日施行)

7日(水)◇1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約(条約第13号)

9日(金)◇平成17年6月27日から7月15日までの間における梅雨前線による豪雨により発生した災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第296号)を公布(同日施行)

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行期日を定める政令(政令第297号)を公布(平成17年10月1日施行)

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令(政令第298号)を公布(平成17年10月1日施行)

14日(水)◇農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令(農林水産省令第102号)を公布(同日施行)

20日(火)◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第2号)を公布(平成17年10月1日施行)

◇食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第23条第1項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令(農林水産省令第3号)を公布(平成17年10月1日施行)

◇食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第23条第2項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令(農林水産省令第2号)を公布(平成17年10月1日施行)

◇農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第13条第1項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令(農林水産省令第3号)を公布(平成17年10月1日施行)

- ◇農薬取締法第13条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第4号）を公布（平成17年10月1日施行）
- 21日(水)◇農地法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第103号）を公布（平成17年10月1日施行）
- ◇農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第104号）を公布（平成17年10月1日施行）
- 22日(木)◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第300号）を公布（平成17年10月1日施行）
- ◇家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令（政令第301号）を公布（平成17年10月1日施行）
- ◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第105号）を公布（平成17年10月1日施行。ただし次の各号に掲げる規定は当該各号に掲げる日から施行する。＜以下、略＞）
- 27日(火)◇工業標準化法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第1号）を公布（同日施行。ただし第1条第2項の改正規定は平成17年10月1日施行）
- ◇農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第106号）を公布（平成17年10月1日施行）
- 29日(木)◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第5号）を公布（平成18年1月4日から施行）
- 30日(金)◇関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第308号）を公布（平成17年10月1日施行）
- ◇金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（農林水産省令第2号）を公布（平成17年10月1日施行）
- ◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第12号ロの法人を定める省令（農林水産省令第107号）を公布（平成17年10月1日施行）
- ◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（農林水産省令第1号）

を公布（平成17年10月1日施行）

|      |
|------|
| 10 月 |
|------|

- 10月2日(日)◇台湾はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）
- 3日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年9月第4週（9月26日～9月30日）（消費・安全局消費安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇水産政策審議会第22回資源管理分科会の結果について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇平成17年度下期の関税割当公表について（大臣官房国際部貿易関税課）
- ◇「漁業地域防災対策検討委員会」（第1回）議事概要について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
- ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇有機農産物加工食品の認定製造業者である有限会社遠藤青汁大阪研究所に対する認定の取消しに係る聴聞の中止について（消費・安全局表示規格課食品表示・規格監視室）
- ◇主要食料品の小売価格の見通し等（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇平成17年産水稻の品種別作付状況（速報）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇日ロ漁業取締専門家会合の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇第2回日韓水産資源協議の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇第9回豊かな東京湾再生検討委員会の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課）
- 4日(火)◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会 平成17年度第1回技術小委員会の開催について（農村振興局計画部事業計画課）
- ◇第2回日韓海洋生物資源専門家小委員会の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- 5日(水)◇日・ソロモン漁業協議及び日・ツバル漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）
- ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第16回家きん疾病小委員会及び第3回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の合同開催につ



いて（消費・安全局動物衛生課）

◇有機農産物等の登録認定機関である特定非営利活動法人有機農業認証協会に対する認定に関する業務の停止命令について（消費・安全局表示規格課）

◇平成17砂糖年度国内産糖合理化目標価格公聴会の概要について（生産局特産振興課）

◇漁協系統の事業改革に関する検討について（水産庁漁政部水産経営課）

6日(木) ◇農林物資規格調査会部会（畜産物缶・瓶詰等）の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局表示・規格課）

◇日中海洋生物資源専門家小委員会の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇日・インドネシア経済連携協定交渉第2回会合の開催について（大臣官房国際部国際調整課）

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（10月6日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）

7日(金) ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食料部会資料一覧（総合食料局食糧部食料貿易課、計画課）

◇岩永農林水産大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）

◇精米及び加工米飯の特別調査の実施について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇日中韓農業政策研究所による国際シンポジウムの開催について（農林水産政策研究所）

◇平成16年度中央食品表示ウォッチャー食品表示状況モニタリング報告について（社団法人日本農林規格協会、消費・安全局表示・規格課）

◇「そば（加工品）」の表示に関する特別調査の実施結果について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇無人ヘリによる松くい虫防除に関する運用基準作成のための検討会（第1回）の概要（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室）

◇「食を考える国民フォーラム」の開催について（消費・安全局消費者情報官）

◇株式会社アドバンテッジホールディングスの産業活力再生特別措置法に基づく経営資源再活用計画の認定について（概要）（総合食料局食品産業振興課）

◇平成18年度畑作物価格等について（総合食料局食糧部食糧貿易課、生産局農産振興課、特産振興課）

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第16回家きん疾病小委員会及び第3回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の概要について（消費・安全局動物衛生課）

◇高病原性鳥インフルエンザに関する海外調査について（消費・安全局動物衛生課）

◇みなみまぐろ保存委員会第12回年次会合（CCSBT12）の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の答申について（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格の一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局農産安全管理課）

11日(火) ◇「食料自給率向上推進かわら版」の定期的発信について（大臣官房企画評価課）

◇「第9回漁業共済事業に関する検討会」の開催について（水産庁漁政部漁業保険管理官）

◇漁業における発光ダイオード（LED）普及協議会の開催について（水産庁資源管理部沿岸沖合課、増殖推進部研究指導課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年10月第1週（10月3日～10月7日）（消費・安全局消費・安全政策課）

◇第3回農地・農業用水等の資源保全施策検討会の開催について（農村振興局計画部事業計画課）

◇フルエラ・グループ会合の概要（農業部分）（大臣官房国際部国際経済課）

◇トルコ及びブルーマニアからの家きん肉等の輸入一次停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇平成17年度東北地区サバ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）

◇食料・農業・農村政策審議会第13回総合

食料分科会の開催及び傍聴の募集について  
(総合食料局食料企画課)

◇平成17年度(第44回)農林水産祭天皇杯等の選賞について(大臣官房総務課、勸日本農林漁業振興会)

◇「食品に関するリスクコミュニケーション(農薬のリスクアナリシスに関する意見交換会)」の開催及び出席者の募集について(消費・安全局消費者情報官)

12日(水)◇水産政策審議会第21回施策部会の開催について(水産庁漁政部企画課)

◇広域漁業調整委員会委員の改選及び委員会等の開催について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室)

◇第6回食料・農業・農村政策審議会統計部会の開催のお知らせ(大臣官房統計部統計企画課)

◇林政審議会施策部会の概要について(林野庁林政部企画課)

◇森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム第2回会合開催について(林野庁林政部企画課)

13日(木)◇大型クラゲ出現状況等集計速報について(10月13日現在)(水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)

◇第6回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇「ため池のある風景」写真コンテスト(第7回)の結果について(農村振興局整備部防災課)

◇「2005ため池フォーラム in みやぎ」の開催について(農村振興局整備部防災課)

◇森林セラピー基地候補第2期募集について(林野庁森林整備部研究・保全課、森林セラピー実行委員会本部事務局)

◇森林浴が抗がんタンパク質を増加させること等について(林野庁森林整備部研究・保全課)

◇食品衛生法の基準値を超えるカドミウムを含む米の検出について(消費・安全局農産安全管理課)

◇全国農業協同組合連合会に対する農業協同組合法に基づく処分の発出について(経営局協同組織課)

◇米の1人1か月当たり消費量(平成17年8月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇岩永農林水産大臣と関係閣僚等との会談概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇拡大FIPs閣僚会合の概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇平成17年度第4回MA一般輸入米入札結果の概要(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム第2回会合の概要(林野庁林政部企画課)

◇農産物漬物の日本農林規格等の改正案についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局表示・規格課)

14日(金)◇北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議及び民間交渉の開催について(水産庁資源管理部国際課)

◇北太平洋海洋科学機関(PICES)第14回年次会議の結果について(水産庁増殖推進部研究指導課)

◇アジア森林パートナーシップ(AFP)第5回実施促進会合の開催について(林野庁森林整備部計画課海外林業協力室)

◇「果樹の輸出に関する交流会」の開催及び参加者募集について(生産局果樹花き課)

◇「第4回地産池消推進検討会」の開催について(生産局総務課生産振興推進室)

◇第7回植物検疫に関する研究会の開催及び傍聴について(消費・安全局植物防疫課)

◇農業資材審議会飼料分科会安全性部会の開催及び一般傍聴について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇平成17年産麦の検査結果(速報値)(平成17年9月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成17年産米の検査結果(速報値)(平成17年9月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇「我が国周辺水域における主要魚種の資源評価(案)」に関する意見・情報の募集結果について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

17日(月)◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会(第11回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇牛肉小売価格等の調査結果(平成17年10月第2週(10月11日~10月14日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉

鶏卵課)

◇「無人ヘリによる松くい虫防除に関する運用基準作成のための検討会(第2回)」の開催について(林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室)

◇第39回国際熱帯木材機関(ITTO)理事会等の開催について(林野庁林政部木材課木材貿易対策室)

◇第2回水産基本計画見直しに向けたかつお・まぐろ漁業懇談会の開催について(水産庁資源管理部遠洋課)

◇2005年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN II)沿岸域調査(釧路沖鯨類捕獲調査)の終了について(水産庁資源管理部遠洋課)

◇「遊漁施策等に関する研究会(第3回)」の開催について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)

◇水産政策審議会第7回漁港漁場整備分科会の開催について(水産庁漁港漁場整備部計画課)

◇韓国いか釣り漁船の拿捕について(水産庁資源管理部管理課指導監督室)

◇みなみまぐろ保存委員会第12回年次会合(CCSBT12)の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等(ニュージーランド産さくらんぼの生果実の輸入解禁)についての意見・情報の募集について(消費・安全局植物防疫課)

18日(火)◇日中海洋生物資源専門家小委員会の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇第11回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、瀬戸内海漁業調整事務所)

◇農林水産政策研究所における研究体制の強化について(農林水産政策研究所)

◇平成17年度外国産麦類検査実績の産地(型)銘柄別、検査項目別平均値(平成17年4月～平成17年8月)(総合食料局消費流通課)

◇第4回全国漁港漁場整備技術研究発表会の開催について(水産庁漁港漁場整備部整備課)

◇平成17年度「安全・安心モニター」の追加募集について(消費・安全局消費者情報

官)

19日(水)◇岩永農林水産大臣の海外出張について(大臣官房国際部国際政策課)

◇水産政策審議会第7回漁港漁場整備分科会の結果について(水産庁漁港漁場整備部計画課)

◇第10回豊かな東京湾再生検討委員会及び第5回親水性分科会の開催について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇食料・農業・農村政策審議会(第5回農村振興分科会)の開催について(農村振興局企画部農村政策課)

◇第20回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について(厚生労働省、消費・安全局消費・安全政策課)

20日(木)◇漁協系統の事業改革に関する検討について(水産庁漁政部水産経営課)

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について(10月20日現在)(水産庁増殖推進部研究指導課)

◇平成17年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰の結果発表について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇食料・農業・農村政策審議会第13回総合食料分科会資料一覧(総合食料局流通課)

◇疎水百選インターネット投票の開始について(農村振興局計画部事業計画課)

◇森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム第3回会合開催について(林野庁林政部企画課)

◇平成17年度飼料問題懇談会(第1回)の開催について(生産局畜産部畜産振興課)

◇平成17年9月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)

◇麦製品等の取引価格の推移(平成17年9月分)(総合食料局食糧部計画課)

21日(金)◇南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAMLR)第24回年次会合の開催について(水産庁資源管理部国際課)

◇水産政策審議会第21回施策部会の結果について(水産庁漁政部企画課)

◇日本養鰻漁業共同組合連合会に対する委託費等の返還命令について(水産庁増殖推進部栽培養殖課)



- ◇北太平洋朔河性魚類委員会(NPAFC)第13回年次会議の開催について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇リスク管理検討会(第1回)の開催について(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇第2回全国米粉食品普及推進会議の開催について(総合食料局消費流通課流通加工対策室)
- ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会麦政策検討小委員会の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部食糧貿易課)
- ◇キャス・キャピタル・ホールディングス・ワン株式会社の産業活力再生特別措置法に基づく経営資源再活用計画の認定について(総合食料局食品産業振興課)
- ◇岩永農林水産大臣と関係閣僚との会談概要(大臣官房国際部国際経済課)
- ◇拡大FIPs 閣僚会合の概要(大臣官房国際部国際経済課)
- ◇森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム第3回会合の概要(林野庁林政部企画課)
- ◇北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく協議の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- 24日(月)◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会(第1回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)
- ◇平成17砂糖年度上半期甘味に関する協議会の概要について(生産局特産振興課)
- ◇第1回漁船漁業対策検討会について(水産庁資源管理部沿岸沖合課、遠洋課)
- ◇「第10回漁業共済事業に関する検討会」の開催について(水産庁漁政部漁業保険管理官)
- ◇太平洋広域漁業調整委員会及び同部会の開催結果について(資源管理部管理課資源管理推進室、仙台漁業調整事務所)
- ◇森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム第4回会合概要(林野庁林政部企画課)
- ◇都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチーム第11回会合開催について(お知らせ)(農村振興局農村政策課)
- ◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について(消費・安全局畜水産安全管理課)
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局畜水産安全管理課)
- ◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年10月第3週(10月17日～10月21日)(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇種苗法による品種登録について(生産局種苗課)
- ◇日中農業担当省事務次官級定期対話について(大臣官房国際部国際政策課)
- ◇岩永農林水産大臣とファルコナー農業交渉議長との会談概要(大臣官房国際部国際経済課)
- 25日(火)◇第8回日韓漁業共同委員会第1回小委員会の開催について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇平成17年度第3回農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会の開催について(農村振興局整備部設計課、農地整備課経営体育成基盤整備推進室、防災課災害対策室、企画部事業計画課)
- ◇総合的病害虫管理(IPM)検討会第1回野菜専門部会及び第1回果樹専門部会の合同開催について(消費・安全局植物防疫課)
- ◇森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム第4回会合の概要(林野庁林政部企画課)
- 26日(水)◇無人ヘリによる松くい虫防除に関する運用基準作成のための検討会(第2回)の概要(林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室)
- ◇都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム第11回会合の概要(農村振興局農村政策課)
- ◇農林物資規格調査会部会(畜産物缶詰・瓶詰等)の開催について(消費・安全局表示・規格課)
- ◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集について(消費・安全局畜水産安全管理課)
- ◇日豪、日・スイス政府間共同研究の開始について(大臣官房国際部国際調整課)

◇日中農業担当省事務次官級定期対話の概要（大臣官房国際部国際政策課）

**27日(木)**◇大型クラゲ出現状況等集計速報について

（10月27日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、水産総合研究センター）

◇平成17年度第1回東シナ海長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）

◇「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会中間とりまとめ報告」の公表について（林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室）

◇森林・林業の再生に関する論点・課題の中間整理について（林野庁林政部企画課）

◇「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会」中間とりまとめ（案）に対する意見の募集結果及び処理について（林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室）

◇第1回消費者ニーズ対応花き生産・小売等連携強化促進のための交流大会の結果概要について（生産局果樹花き課花き対策室）

◇岩永農林水産大臣の「第59回全国お茶まつり福岡大会」への出席について（生産局特産振興課、福岡県）

◇台湾はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

**28日(金)**◇第4回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の開催について（消費・安全局動物衛生課）

◇第7回漁船漁業構造改革推進会議の開催について（水産庁漁政部企画課）

◇静岡県信用漁業協同組合連合会に対する行政処分について（水産庁漁政部水産経営課）

◇食料・農業・農村政策審議会 第5回農村振興分科会の資料について（農村振興局企画部農村政策課、事業計画課、地域計画官）

◇農林物資規格調査会部会（畜産物缶・瓶詰等）の審議の概要について（消費・安全局表示・規格課）

◇農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画について（総合食料局食料企画課）

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会麦政策検討小委員会の資料に

ついて（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇「食品安全に関するリスク管理支援チーム」の設置について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇海外商品取引業者に対する行政処分について（総合食料局商品取引監理官、経済産業省）

◇平成17年産麦の検査結果（速報値）（平成17年10月15日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇平成17年産米の検査結果（速報値）（平成17年10月15日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇食料・農業・農村政策審議会第16回施策部会の開催及び一般傍聴について（大臣官房情報課）

◇麦政策検討小委員会報告「今後の麦政策のあり方」について（総合食料局食糧部食糧貿易課）

**31日(月)**◇バイオマスタウン構想の公表（第6回）について（大臣官房環境政策課資源循環室）

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部計画課）

◇第6回地域水産加工技術セミナーの開催について一故郷（ふるさと）に根ざし世界に羽ばたく水産都市釧路―（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）

◇水産物の市況について（平成17年10月及び11月）（水産庁加工流通課）

◇台湾政府に対する台湾まぐろ漁業問題にかかる日米加 EC 豪共同申入れの結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC) 第13回年次会議の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇「第8回全国山火事対策シンポジウム」の開催について（林野庁森林整備部研究・保全課）

◇家畜改良増殖推進検討会報告書の公表について（生産局畜産部畜産振興課）

◇第4回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の概要について（消費・安全局動物衛生課、畜水産安全管理課）

◇茨城県の移動制限区域内における H5亜

型の A 型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について（消費・安全局動物衛生課）

◇格付の検査を各個に行う場合の登録認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準等を定める告示案の概要に関する意見・情報の募集について（消費・安全局表示・規格課）

◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正又は制定する告示案の概要に関する意見・情報の募集結果について（消費・安全局表示・規格課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年10月第4週（10月24日～10月28日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇国家公務員における給与の全額振込の推進に関するフォローアップ調査結果（農林水産省分）について（大臣官房秘書課、林野庁林政課、水産庁漁政課）

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会配布資料一覧（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）

#### < 法令 >

10月5日(木)◇水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第315号）を公布（平成17年10月20日施行）

◇水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第108号）を公布（平成17年10月20日施行）

◇持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第109号）を公布（平成17年10月20日施行）

7日(金)◇金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（農林水産省令第3号）を公布（平成17年10月11日施行）

11日(火)◇漁業センサス規則の一部を改正する省令（農林水産省令第110号）を公布（同日施行）

◇農林業センサス規則の一部を改正する省令（農林水産省令第111号）を公布（同日施行）

行)

13日(木)◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第317号）を公布（平成18年1月4日施行）

18日(火)◇農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第112号）を公布（平成17年12月22日施行）

21日(金)◇郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第102号）を公布（郵政民営化法の施行の日施行。ただし第62条中租税特別措置法第84条の5の見出しの改正規定及び同条に1項を加える改正規定、第124条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第1条第2号の改正規定及び同法附則第85条を同法附則第86条とし、同法附則第82条から第84条までを1条ずつ繰り下げ、同法附則第81条の次に1条を加える改正規定並びに附則第30条、第31条、第34条、第60条第12項、第66条第1項、第67条及び第93条第2項の規定は郵政民営化法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日施行）

◇民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第321号）を公布（平成17年10月24日施行）

27日(木)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第113号）を公布（公布の日から起算して30日を経過した日から施行）

28日(金)◇平成17年9月1日から同月8日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第329号）を公布（同日施行）

31日(月)◇平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第103号）を公布（同



日施行)

◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第114号）を公布（平成17年11月1日施行。ただし次の各号に掲げる規定は当該各号に掲げる日から施行）

## 11 月

11月1日(火)◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成17年9月末まで）（消費・安全局動物衛生課）

◇主要食料品の小売価格の見通し等（消費・安全局消費・安全政策課）

◇カルタヘナ法違反について（消費・安全局農産安全管理課）

◇水産政策審議会第23回資源管理分科会の開催について（水産庁漁政部漁政課）

2日(水)◇講演会「農業環境政策の形成と展開」開催のお知らせ（農林水産政策研究所霞が関分室）

◇講演会「人口減少高齢社会における農業の課題」開催のお知らせ（農林水産政策研究所霞が関分室）

◇瑞穂糧穀株式会社を販売者とする玄米及び精米の袋詰商品の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等（チリ共和国産さくらんぼの生果実の輸入解禁）についての意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）

◇獣医師法第8条第2項の規定に基づく獣医師の処分について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H17.9.1～H17.9.30異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）

◇第3回水産基本計画見直しに向けたかつお・まぐろ漁業懇談会の開催について（水産庁資源管理部遠洋課）

4日(金)◇中川農林水産大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）

◇農政改革推進本部の設置について（大臣官房企画評価課）

◇食料・農業・農村政策審議会企画部会（第32回）の開催及び傍聴について（大臣官房

企画評価課）

◇茨城県における H5亜型の A 型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について（消費・安全局動物衛生課）

◇動物用医薬品の流通に関する実態調査の結果の概要について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇第16回日中農産物貿易協議会の開催について（生産局特産振興課、大臣官房国際部貿易関税課）

◇「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」の変更に関する意見・情報の募集結果について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室）

◇日本海・九州西広域漁業調整委員会及び同部会の開催結果について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、九州漁業調整事務所、新潟漁業調整事務所、境港漁業調整事務所）

◇北部暫定水域周辺の日本海での外国漁船取締について一韓国漁船による密漁漁具の敷設阻止一（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（11月4日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）

◇第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等の公表について（水産庁資源管理部管理課）

7日(月)◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会資料一覧（総合食料局食糧部食糧貿易課、総合食料局食糧部計画課）

◇今後の麦政策のあり方（食料・農業・農村政策審議会報告）について（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年11月第1週（10月31日～11月4日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局動物衛生課）

◇「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について（消費・安全局農産安全管理課）

◇茨城県の移動制限区域内における H 5 亜型の A 型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について（消費・安全局動

- 物衛生課)
- ◇中国産加熱処理肉の違反事例の摘発について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇アグリビジネス創出産学官連携シンポジウムの開催について(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課)
- ◇委託研究プロジェクト成果発表会「IT がきり拓く新しい農業」の開催について(農林水産技術会議事務局研究開発課)
- ◇公開講演会「バイオの若手研究者を育てたシーズ培養研究とその成果—動物・植物・酵素分野のトップランナーが語る—」の開催について(農林水産技術会議事務局研究開発課)
- ◇2005/2006年南極海鯨類捕獲調査船団の出港について(第II期調査第1次航海)(水産庁資源管理部遠洋課)
- ◇燃油高騰への対応に関する都道府県との打合せ会議の開催について(水産庁漁政部水産経営課)
- ◇「小型機船底びき網漁業取締規則第4条第2項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する告示」及び「滑走装置を備えた桁を使用して営むことのできる漁業等を指定する告示」の一部改正案に関する意見・情報の募集について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)
- ◇南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAMLR)第24回年次会合の結果の概要について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇日中漁業共同委員会準備会合の開催について(水産庁資源管理部国際課)
- 8日(火)◇地方農政局長等会議の開催について(大臣官房地方課)
- ◇普通肥料の検査結果の公表について(消費・安全局農産安全管理課)
- ◇茨城県の移動制限区域内におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場(第34例目)の検査結果について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業成果発表会」の開催について(農林水産技術会議事務局地域研究課)
- ◇水産政策審議会第23回資源管理分科会の結果について(水産庁漁政部漁政課)
- ◇「まぐろの需給情報」—平成17年度第2回まぐろ需給協議会及び第3回同予測部会合同会議の協議結果—(水産庁漁政部加工流通課)
- 9日(水)◇農林物資規格調査会部会(製材等)の開催及び傍聴の募集について(消費・安全局表示・規格課)
- ◇クニヒロ株式会社におけるアサリの不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇株式会社アオヤギにおけるサトイモの不正表示に対する措置(命令)について(消費・安全局表示・規格課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第17回家きん疾病小委員会の開催について(農林水産省消費・安全局動物衛生課)
- ◇第16回日中農産物貿易協議会(昼表)の結果について(生産局特産振興課、大臣官房国際部貿易関税課)
- ◇韓国水域における日本漁船の臨検について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)
- 10日(木)◇地方農政局長等会議の資料について(大臣官房地方課)
- ◇バイオマスタウン普及セミナーの開催について(大臣官房環境政策課資源循環室)
- ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第17回家きん疾病小委員会の概要について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇大型クラゲ出現状況等集計速報について(11月10日現在)(水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)
- ◇漁協系統の事業改革に関する検討について(水産庁漁政部水産経営課)
- 11日(金)◇平成17年度農林水産省政策評価(実績評価)に関する意見・情報の募集について(大臣官房企画評価課)
- ◇米の1人1か月当たり消費量(平成17年9月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇「食」と「農」の連携強化検討会(第4回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課)
- ◇平成17年度第5回MA一般輸入米入札結果の概要(総合食料局食糧部食糧貿易課)
- ◇第20回コーデックス連絡協議会の概要

(農林水産省消費・安全局消費・安全政策課、厚生労働省)

◇植物防疫法施行規則の一部改正案についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局植物防疫課)

◇高病原性鳥インフルエンザ対策本部の開催について(消費・安全局動物衛生課)

◇種苗法施行令の一部を改正する政令案において指定する加工品案に関する意見・情報の募集結果について(生産局種苗課)

◇SEAFDEC(東南アジア漁業開発センター)特別理事会の開催について(水産庁資源管理部国際課)

◇大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)第19回年次会合の開催について(水産庁資源管理部国際課)

14日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年11月第2週(11月7日～11月11日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の改正案等についての意見・情報(パブリック・コメント)の募集について(消費・安全局表示・規格課)

◇台湾におけるモモシクイガ寄主果実の輸入禁止措置について(消費・安全局植物防疫課)

◇茨城県のH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場におけるウイルスの分離について(消費・安全局動物衛生課)

◇平成17年8月・9月度の蚕糸業需給・価格動向(生産局特産振興課)

◇農業資材審議会農業機械化分科会検査部会の開催及び一般傍聴について(生産局農産振興課)

◇「平成17年度田園自然再生活動コンクール」審査結果について(農村振興局企画部資源課農村環境保全室)

◇平成18年度競争的研究資金制度の説明会について(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課民間研究推進室)

◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について(農林水産技術会議事務局技術安全課)

◇日中漁業共同委員会準備会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇漁業関係決議に関する国連非公式協議の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇平成17年度第2回日本海漁況予報(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)

15日(火)◇農林水産物・食品の輸出促進のシンボルとして、「ロゴマーク」を作成しました!(大臣官房国際部貿易関税課輸出促進室)

◇平成17年産米の検査結果(速報値)(平成17年10月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成17年産麦の検査結果(速報値)(平成17年10月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇第26回「食品の表示に関する共同会議」の開催について(消費・安全局表示・規格課、厚生労働省)

◇第4回水産基本計画見直しに向けたかつお・まぐろ漁業懇談会の開催について(水産庁資源管理部遠洋課)

◇漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の告示案に関する意見・情報の募集結果について(水産庁資源管理部遠洋課)

◇漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の告示案についての意見・情報の募集結果について(水産庁資源管理部遠洋課)

16日(水)◇「食品企業等の農業への直接参入に関するシンポジウム」の開催について(総合食料局食品産業振興課外食産業室)

◇有限会社十和田食糧を販売者とする精米商品の不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課)

◇株式会社オーシャンシステムにおけるマグロの不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇株式会社イズミにおけるマグロの加工品の不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇株式会社スーパー三心池田店におけるマグロの不適正表示に対する措置について(東海農政局)

◇株式会社インディードにおける生鮮水産物の不適正表示に対する措置について(消



- 費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジンの発行について(経営局経営政策課)
- 17日(木)◇第3回土地改良制度研究会の開催について(農村振興局土地改良企画課)
- ◇日口漁業委員会第21回会議に係る追加漁獲枠について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇大型クラゲ出現状況等集計速報について(11月17日現在)(水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)
- 18日(金)◇中川農林水産大臣の海外出張について(大臣官房国際部国際政策課)
- ◇宮腰農林水産副大臣の海外出張について(大臣官房国際部国際協力課)
- ◇農林水産省職員食堂における原産地表示の実施について(総合食料局食品産業振興課外食産業室)
- ◇平成17年度外国産麦類検査実績の産地(型)銘柄別、検査項目別平均値(平成17年4月～平成17年9月)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集(消費・安全局農産安全管理課)
- ◇組換えDNA技術応用飼料の確認申請案件についての意見・情報について(消費・安全局畜産安全管理課)
- ◇茨城県の移動制限区域内におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇平成17年度飼料問題懇談会(第1回)の概要について(生産局畜産部畜産振興課)
- ◇第4回「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」検討会の開催及び傍聴について(農林水産技術会議事務局技術安全課)
- ◇平成17年度民間部門農林水産研究開発功績者表彰受賞者決定ならびに表彰式予定について(農林水産技術会議事務局研究開発企画官、研究調査官、(社)農林水産技術情報協会)
- ◇アジア森林パートナーシップ(AFP)第5回実施促進会合の結果概要について(林野庁計画課海外林業協力室)
- 21日(月)◇新たな視点からの政策提言シリーズの開講 新たな客員研究員を迎えて(農林水産政策研究所 霞が関分室)
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年11月第3週(11月14日～11月18日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局畜産安全管理課)
- ◇食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保に関する意見交換会)の開催(埼玉県さいたま市)について(消費・安全局消費者情報官、厚生労働省)
- ◇食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会)の開催(京都府京都市)について(消費・安全局消費者情報官、厚生労働省)
- ◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第18回家きん疾病小委員会及び第5回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の合同開催について(消費・安全局動物衛生課)
- ◇鳥インフルエンザ発生国からの入国者に対する靴底消毒の協力依頼(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇カナダからの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)
- ◇平成17年度農林水産省農作物新品種命名登録(第2回)について(農林水産技術会議事務局地域研究課)
- ◇第39回国際熱帯木材機関(ITTO)理事会等の結果について(林野庁木材課木材貿易対策室)
- ◇平成17年度「国有林野事業業務研究発表会」(第38回)の開催について(林野庁国有林野部業務課)
- ◇大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)第19回通常会合の結果の概要について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇中国底びき網漁船の拿捕について(水産

庁資源管理部管理課指導監督室)

22日(火)◇第33回 FAO 総会への宮腰農林水産副大臣の出席について(結果概要)(大臣官房国際部国際協力課)

◇平成17年10月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)

◇麦製品等の取引価格の推移(平成17年10月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇茨城県の移動制限区域内における H 5 亜型の A 型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について(消費・安全局動物衛生課)

◇飼料の有害物質の指導基準に違反する事例について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇日本・アルゼンチン漁業協議及び日本・ペルー非公式漁業協議の結果について(水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室、遠洋課)

24日(木)◇食料・農業・農村政策審議会企画部会(第32回)の資料について(大臣官房企画評価課)

◇地域再生計画の第2回認定について(農村振興局企画部農村政策課、林野庁森林整備部整備課、水産庁漁港漁場整備部計画課)

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会第5回家畜衛生部会の開催について(消費・安全局動物衛生課)

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会第18回家きん疾病小委員会及び第5回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の概要について(消費・安全局動物衛生課)

◇「トキの野生復帰のための生息環境の整備方策策定調査」の調査結果について(農村振興局企画部資源課、林野庁森林整備部研究・保全課、環境省、国土交通省)

◇水産庁漁業調査船照洋丸によるかつお・まぐろ類の資源・環境調査の実施について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇豊かな東京湾再生検討委員会第10回食文化分科会の開催について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について(11月24日現在)(水産庁増殖推進部研究指

導課、独立行政法人水産総合研究センター)

25日(金)◇バイオマス・アジア・フォーラムの開催について(大臣官房国際部国際調整課、環境政策課)

◇農政改革推進本部(第1回)の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇都道府県別食料自給率について(総合食料局食料企画課)

◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会(第12回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会資料一覧(総合食料局食糧部計画課、生産局農産振興課)

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会資料一覧(追加)(総合食料局商品取引監理官)

◇「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の公表について(総合食料局食糧部計画課)

◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会(第2回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇東京都内のスーパーに並んでいる砂糖に毒物を混入したという報道について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会第5回家畜衛生部会の延期について(消費・安全局動物衛生課)

◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集結果について(消費・安全局農産安全管理課)

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について(消費・安全局動物衛生課)

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇農業資材審議会第5回種苗分科会の開催について(生産局種苗課)

◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会平成17年度第2回企画小委員会の開催について(農村振興局企画部事業計画課)

◇「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」の開催について(林野庁林政部企画課)

- ◇「日ソ地先沖合漁業協定」に基づく日ロ漁業委員会第22回会議の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- 28日(月)◇香港閣僚宣言案（農業関連部分）の概要（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年11月第4週（11月21日～11月25日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H17.10.1～H17.10.31異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）
- ◇家畜クローン研究の現状について（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）
- ◇「無人ヘリによる松くい虫防除に関する運用基準作成のための検討会（第3回）」の開催について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室）
- ◇「第2回漁業地域防災対策検討委員会」の開催について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
- ◇生物多様性条約第11回補助機関会合（SBSTTA11）の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課、資源管理部国際課）
- ◇第8回日韓漁業共同委員会第2回小委員会の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- 29日(火)◇農林水産省関係施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査について（大臣官房環境政策課）
- ◇平成17年産米の検査結果（速報値）（平成17年11月15日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇農林物資規格調査会部会の開催について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇加工食品品質表示基準の一部改正に対する意見募集の結果について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇茨城県のH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場におけるウイルスの分離について（消費・安全局動物衛生課）
- 30日(水)◇中川農林水産大臣の海外出張について

- （大臣官房国際部国際政策課）
- ◇農政改革推進本部（第1回）の資料について（大臣官房企画評価課）
- ◇バイオマスタウン構想の公表（第7回）について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇平成17年度（第2回）エコプロダクツ大賞の結果について（大臣官房環境政策課資源循環室、エコプロダクツ大賞推進協議会）
- ◇牛海綿状脳症対策基本計画の変更案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格の一部改正案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針案についての意見・情報の募集について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇米国産鶏肉の輸入コンテナに同国産牛肉の箱が混載されていた事例について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」現地調査の実施結果について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
- ◇水産物の市況について（平成17年11月及び12月）（水産庁漁政部加工流通課）

#### < 法令 >

- 11月2日(水)◇銀行法等の一部を改正する法律（法律第106号）を公布。（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、次号の規定は、当該各号に定める日から施行）
- ◇農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第330号）を公布（平成17年12月1日施行）
- ◇農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第21条第1項の期間を定める政令（政令第331号）を公布（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成17年12月1日）施行）
- 7日(月)◇会計検査院法の一部を改正する法律（法律第112号）を公布（同日施行）
- ◇障害者自立支援法（法律第123号）を公布。



(平成18年4月1日施行。ただし、次の各号の規定は、当該各号に定める日から施行。＜以下、略＞)

11日(金)◇農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第115号)を公布(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成17年12月1日)施行)

16日(水)◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令(政令第341号)を公布(平成18年7月1日施行)

18日(金)◇種苗法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第347号)を公布(平成17年12月1日施行)

◇種苗法施行令の一部を改正する政令(政令第348号)を公布(種苗法の一部を改正する法律の施行の日(平成17年12月1日)から施行)

24日(木)◇海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第349号)を公布(同日施行)

25日(金)◇農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する省令(農林水産省令第116号)を公布(同日施行)

◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(農林水産省令第117号)を公布(同日施行)

## 12 月

12月1日(木)◇日韓農林水産技術協力委員会第38次会议の結果概要について(大臣官房国際部国際協力課)

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇農林物資規格調査会部会(製材等)の審議の概要について(消費・安全局表示・規格課)

◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成17年10月末まで)(消費・安全局動物衛生課)

◇平成17年度病害虫発生予報第8号(消費・安全局植物防疫課)

◇平成17年度「消費者等との定例懇談会」

の開催について(消費・安全局消費者情報官付)

◇主要食料品の小売価格の見通し等(消費・安全局消費・安全政策課)

◇平成17年度「国有林野事業業務研究発表会」(第38回)の開催結果について(林野庁国有林野部業務課)

◇海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第2条第7項の規定に基づく第2種特定海洋生物資源の指定についての意見・情報の募集結果について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室)

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について(12月1日現在)(水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)

◇第8回日韓漁業共同委員会第2回小委員会の結果について(水産庁資源管理部国際課)

2日(金)◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第2回食品リサイクル小委員会資料一覧(総合食料局食品産業企画課)

◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇農林水産省本省「消費者の部屋」の平成18年1月～3月特別展示スケジュールについて(消費・安全局消費者情報官付消費者の部屋)

◇カナダからの家きん肉等の輸入一時停止措置の一部解除について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)

◇「農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール」表彰者の決定について(経営局普及・女性課女性・高齢者対策推進室)

◇「平成17年度土地改良事業地区営農推進優良事例」表彰式について(農村振興局企画部資源課)

◇都市と農山漁村の共生・対流を進めるための社会実験への参加募集について(農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室)

◇「小型機船底びき網漁業取締規則第4条第2項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する告示」及び「滑走装置を備えた桁を使用して営むことのできる漁業等を指定する告示」の一部改正案に関する意見・情報

の募集結果について（水産庁資源管理部沿岸沖合課）

◇大型クラゲに関する第2回日中韓国際共同ワークショップの開催について（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）

5日(月)◇講演会「FAO スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害復興支援の現状と報告」のお知らせ（農林水産政策研究所霞が関分室、FAO 日本事務所）

◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会（第2回）」で議場配布された追加資料について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年11月第5週（11月28日～12月2日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇ジンバブエからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇第13回「国産大豆協議会」の開催について（生産局農産振興課）

◇切り花のバケツ等による湿式低温流通実績について（生産局果樹花き課花き対策室）

◇農林水産研究開発レポート No.14「進化する施設栽培—大規模施設から植物工場まで—」の発行について（農林水産技術会議事務局技術政策課技術情報室）

◇紺綬褒章受章者への褒章の伝達について（水産庁漁政部企画課）

◇日中漁業共同委員会準備会合の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇生物多様性条約第11回補助機関会合（SBSTTA11）の結果について（水産庁増殖推進部漁場資源課、資源管理部国際課）

6日(火)◇三浦農林水産副大臣の海外出張について（大臣官房国際部貿易関税課）

◇第2回バイオマス・アジアワークショップの開催について（大臣官房環境政策課資源循環室、独立行政法人産業技術総合研究所）

◇農業資材審議会飼料分科会安全性部会家畜飼料委員会の開催及び一般傍聴について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇ウクライナからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇1月は「食を考える月間」です～「食育」はじめてみませんか？～（消費・安全局消費者情報官）

◇農業資材審議会第5回種苗分科会の概要について（生産局種苗課）

◇「漁業地域防災対策検討委員会」（第2回）議事概要について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）

7日(水)◇さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る品目別経営安定対策の支援方策について（生産局特産振興課）

◇種苗法による品種登録について（生産局種苗課）

◇第20回 日・モロッコ政府間漁業協議の開催について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）

8日(木)◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の資料について（総合食料局食糧部食糧貿易課、計画課）

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の答申について（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇「米国・カナダ産牛肉等への対応についての説明会」の開催及び出席者の募集について（消費・安全局消費者情報官、厚生労働省）

◇農林水産省 BSE 対策本部の開催について（消費・安全局動物衛生課）

◇第1回「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」の議事概要について（林野庁林政部企画課）

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（12月8日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）

9日(金)◇中川農林水産大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）

◇三浦農林水産副大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）

◇平成17年度第6回 MA 一般輸入米入札結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇農林水産省 BSE 対策本部の概要について（消費・安全局動物衛生課）

◇茨城県における H 5 亜型の A 型インフ

ルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について（農林水産省消費・安全局動物衛生課）

◇安全・安心モニター第6回調査結果について（消費・安全局消費者情報官）

◇「食を考える国民フォーラム」の開催について（消費・安全局消費者情報官）

◇動物検疫所における検疫探知犬の導入について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室、動物検疫所企画連絡室企画調整課）

◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇格付の検査を各個に行う場合の登録認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準等を定める告示案の概要に関する意見・情報の募集結果について（消費・安全局表示・規格課）

◇火傷病防疫指針案についての意見・情報の募集（消費・安全局植物防疫課）

◇「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物の飼養等の取扱細目等の改正等に関する意見の募集（パブリックコメント）のお知らせについて（大臣官房環境政策課、環境省）

◇全国共済農業協同組合連合会に対する農業協同組合法に基づく処分の発出について（経営局協同組織課）

◇「農山漁村男女共同参画活動いきいきフォトコンクール」表彰式及び受賞市町、写真撮影者との懇談会について（経営局普及・女性課女性・高齢者対策推進室）

◇平成17年度「立ち上がる農山漁村」第1回有識者会議の結果報告について（お知らせ）（農村振興局企画部農村政策課）

◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会 平成17年度第2回技術小委員会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）

◇第5回「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」検討会の開催及び傍聴について（農林水産技術会議事務局技術安全課）

◇水産政策審議会第22回施策部会の開催について（水産庁漁政部企画課）

◇平成17年度第3回冷凍水産物需給情報検討会の協議結果（水産庁漁政部加工流通課）

◇WCPFC（中西部太平洋まぐろ類条約）第2回委員会会合の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇日中漁業共同委員会準備会合の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇「日ソ地先沖合漁業協定」に基づく日ロ漁業委員会第22回会議の結果について（水産庁資源管理部国際課）

10日(土)◇牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について（消費・安全局動物衛生課）

12日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年12月第1週（12月5日～12月9日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇農林水産省 BSE 対策本部の開催について（消費・安全局動物衛生課）

◇米国及びカナダから日本向けに輸出される牛肉等の輸入停止措置の解除について（消費・安全局動物衛生課）

◇牛肉の関税緊急措置の18年度の取扱いについて（生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇気候変動枠組条約第11回締約国会議等の結果について（林野庁森林整備部研究・保全課）

◇無人ヘリによる松くい虫防除に関する運用基準作成のための検討会（第3回）の概要（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室）

13日(火)◇平成17年度の「その他の乳製品」の関税割当公表（第2次）について（大臣官房国際部貿易関税課）

◇米の1人1か月当たり消費量（平成17年10月分）（総合食料局食糧部計画課）

◇農業資材審議会飼料分科会家畜栄養部会の開催及び一般傍聴について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇茨城県のH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場におけるウイルスの分離について（消費・安全局動物衛生課）

14日(水)◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会（第13回）」の開催について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）

◇農業資材審議会飼料分科会及び同分科会安全性部会の開催並びに一般傍聴について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇米国産ジュースの輸入コンテナに牛肉加



- 工品が混載されていた事例について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- 15日(木)◇植物防疫法施行規則の一部改正等（アメリカ合衆国産ポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の輸入解禁）についての意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇農林水産省本省「消費者の部屋」における「立ち上がる農山漁村」選定事例の展示について（消費・安全局消費者情報官付消費者の部屋、農村振興局企画部農村政策課農村整備総合調整室）
- ◇「ニッポン食育フェア」の開催及び「地域に根ざした食育コンクール2005」審査結果について（消費・安全局消費者情報官）
- ◇平成18年度農林水産関係税制改正予定事項について（経営局総務課調整室）
- ◇第20回 日・モロッコ政府間漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）
- ◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（12月15日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）
- 16日(金)◇ニュージーランド産さくらんぼ生果実の輸入解禁について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇米国産牛肉等の到着について（消費・安全局動物衛生課、厚生労働省）
- ◇平成17年国内産米穀のカドミウム含有状況の調査結果について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇有機畜産物の日本農林規格の制定案及び有機農産物の日本農林規格の改正案等についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇平成17年産米の検査結果（速報値）（平成17年11月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇平成17年産麦の検査結果（速報値）（平成17年11月末日現在）
- ◇平成17年度第3回輸入米に係るSBSの結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇商品取引員に対する行政処分について（総合食料局商品取引監理官付、経済産業省）
- ◇2005年10大研究成果について（農林水産技術会議事務局技術政策課）
- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H17.11.1～H17.11.30異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）
- ◇日韓漁業取締実務者協議の開催について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）
- 18日(日)◇茨城県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について（消費・安全局動物衛生課）
- 19日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年12月第2週（12月12日～12月16日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇農業資材審議会農業機械化分科会検査部会の概要について（生産局農産振興課）
- ◇平成17年度農林水産省農作物新品種命名登録（第3回）について（農林水産技術会議事務局地域研究課）
- ◇漁業における発光ダイオード（LED）普及協議会の開催について（第2回）（水産庁沿岸沖合課）
- ◇大型クラゲに関する第2回日中韓国際共同ワークショップの結果について（水産庁増殖推進部研究指導課）
- ◇水産政策審議会第22回施策部会の結果について（水産庁漁政部企画課）
- ◇WCPFC（中西部太平洋まぐろ類条約）第2回委員会会合の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇平成17年度第2回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター）
- ◇第8回日韓漁業共同委員会第3回小委員会の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- 20日(火)◇平成18年度農林水産予算内示の概要（大臣官房予算課）
- ◇一次内示主要新規事項（大臣官房予算課）
- ◇平成18年度農業農村整備事業予算 一次内示の概要（農村振興局整備部設計課）
- ◇平成17年度農林水産関係補正予算の概要

(大臣官房予算課)

◇WTO 香港閣僚会議の結果概要(農業関連部分)(大臣官房国際部国際経済課)

◇平成17年度外国産麦類検査実績の産地(型)銘柄別、検査項目別平均値(平成17年4月～平成17年10月)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会 第19回家さん疾病小委員会の概要について(消費・安全局動物衛生課)

◇平成17砂糖年度1月～3月期における砂糖及び異性化糖の需給見通し(生産局特産振興課)

◇国営新愛知川(しんえちがわ)土地改良事業計画決定等取消請求控訴事件判決に対する上訴の取扱いについて(農村振興局整備部設計課)

◇農業用ため池緊急点検(緊急点検)の結果及び農業用ため池緊急整備・災害管理対策計画(暫定計画)の策定状況について(農村振興局整備部防災課)

21日(水)◇事務折衝の主要項目(大臣官房予算課)

◇「マグロ」の表示に関する特別調査の実施結果について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇有限会社二葉におけるマグロの不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇中島水産株式会社におけるマグロの不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課)

◇株式会社ミヤスズにおけるマグロの不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課)

◇株式会社エーコープ近畿におけるマグロの不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課)

◇有限会社大野虎喜商店を販売者とするこんにゃくの不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇安全性未審査のカナダ産遺伝子組換えナタネの栽培・流通について(消費・安全局畜水産安全管理課、厚生労働省)

◇林業用手持機械の振動・騒音測定値につ

いて(林野庁森林整備部研究・保全課技術開発推進室)

◇「主要木材の短期需給見通し(平成18年第1四半期及び平成18年第2四半期)」について(林野庁林政部木材課)

22日(木)◇大臣折衝事項(大臣官房予算課)

◇平成18年度農林水産予算内示額の局別概要(事務折衝結果)(大臣官房予算課)

◇独立行政法人の中期目標期間終了時の事務・事業の見直しについて(大臣官房文書課)

◇バイオマスタウン構想の公表(第8回)について(大臣官房環境政策課資源循環室)

◇麦製品等の取引価格の推移(平成17年11月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇平成17年11月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)

◇株式会社グリーンハウスフーズと株式会社グリーンハウスの産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について(総合食料局食品産業振興課)

◇製材の日本農林規格の制定案等についての意見・情報(パブリックコメント)の募集について(消費・安全局表示・規格課)

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇全国の野生鳥獣類による農作物被害状況について(平成16年度)(生産局農産振興課技術対策室)

◇「消費者ニーズ対応生産・小売等連携強化促進のための交流大会(生販連携促進交流大会)」開催日時・場所のお知らせ(生産局果樹花き課花き対策室)

◇中国漁船によるまぐろ類の漁獲海域の虚偽報告について(水産庁資源管理部遠洋課)

23日(金)◇第8回日韓漁業共同委員会の結果について(水産庁資源管理部国際課)

24日(土)◇平成18年度農林水産予算概算決定の概要(大臣官房予算課)

◇平成18年度農林水産予算主要施策別概算決定の概要(大臣官房予算課)

◇平成18年度組織改正の主要事項(大臣官房文書課)

◇平成18年度農業農村整備事業予算概算決定の概要(農村振興局整備部設計課)

25日(日)◇茨城県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場の確認について(消費・安全局動物衛生課)

26日(月)◇バイオマス・アジア・フォーラムの開催並びに一般傍聴の募集について(大臣官房国際部国際調整課、環境政策課)

◇「再就職状況の公表」及び「認可法人、公益法人役員への就任に係る報告状況の公表」について(大臣官房秘書課)

◇「「食」と「農」の連携強化検討会(第5回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課)

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年12月第3週(12月19日～12月22日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇高病原性鳥インフルエンザ対策本部の開催について(消費・安全局動物衛生課)

◇BSE患者(21例目)に関する情報(消費・安全局動物衛生課)

◇米国及びカナダにおける日本向けの牛肉認定施設の査察について(結果報告)(消費・安全局動物衛生課、厚生労働省)

◇平成17年度特殊地下壕実態調査中間取りまとめについて(農村振興局整備部防災課災害対策室、林野庁森林整備部治山課山地災害対策室、国土交通省)

◇「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針の改正案」についての意見・情報の募集について(農林水産技術会議事務局技術安全課)

◇平成16年度林業機械保有状況調査結果の概要について(林野庁森林整備部研究・保全課技術開発推進室)

◇「遊漁施策等に関する研究会(第4回)」の開催について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)

◇漁協系統金融機関の平成16事業年度末におけるリスク管理債権等の状況について(水産庁漁政部水産経営課)

27日(火)◇石綿が使用されているオープン等に関する調査について(中間報告)(大臣官房環境政策課)

◇農林水産省が管理する建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について(大臣官房環境政策課、経理課)

◇チリ共和国産さくらんぼの生果実の輸入解禁について(消費・安全局植物防疫課)

◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成17年11月末まで)(消費・安全局動物衛生課)

◇株式会社中田物産を販売者とするハーブティーの不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇台湾向けモモシクイガ寄主果実の輸出検疫措置説明会の開催について(消費・安全局植物防疫課)

◇「さとうきび増産プロジェクト基本方針」の取りまとめについて(生産局特産振興課)

28日(水)◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正(案)についての意見・情報の募集について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇動物用医薬品の流通に関する実態調査の結果の概要について(第2報)(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇平成18年度における先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の研究課題の公募について(農林水産技術会議事務局地域研究課)

◇「瀬戸内海機船船びき網漁業につき許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める告示」の一部改正案に関する意見・情報の募集について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)

◇水産物の市況について(平成17年12月及び平成18年1月)(水産庁漁政部加工流通課)

29日(木)◇BSE患者(21例目)に関する情報(消費・安全局動物衛生課)

#### <法令>

12月1日(木)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第118号)を公布(同日施行。ただし、別表1の改正規定は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行)

◇種苗法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第119号)を公布(種苗法の一部を改正する法律の施行の日(平成17年12月1日)から施行)



14日(水)◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第362号)を公布(平成18年2月1日から施行。ただし、次条の規定は、公布日から施行。<以下、略>)

16日(金)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第120号)を公布(同日施行)

21日(水)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第121号)を公布(同日施行)  
◇総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令(政令第374号)を公布(平成17年12月22日施行)

26日(月)◇日本中央競馬会の平成18事業年度における日本中央競馬会法第29条の2第3項の割合を定める政令(政令第379号)を公布(同日施行)

◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令(農林水産省令第122号)を公布(平成18年1月1日施行。ただし、次の各号の規定は、当該各号に掲げる日から施行)

27日(火)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第123号)を公布(同日施行)

28日(水)◇木材統計調査規則(農林水産省令第124号)を公布(同日施行)  
◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省・経済産業省令第11号)を公布(同日施行)

## 1 月

4日(水)◇「土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備(畑)」の改定(案)」についての意見・情報の募集について(農村振興局企画部資源課)

5日(木)◇主要食料品の小売価格の見通し等(消費・安全局消費・安全政策課)  
◇農林物資規格調査会部会(風味調味料等)の開催及び傍聴の募集について(消費・安全局表示・規格課)  
◇平成17年度優良担い手表彰・発表事業について(経営局経営政策課)  
◇平成17年12月上旬以降の寒波・雪害によ

る被害農林業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について(依頼)(経営局経営政策課)

◇第4回農地・農業用水等の資源保全施策検討会の開催について(農村振興局企画部事業計画課)

6日(金)◇中川農林水産大臣の海外出張について(大臣官房国際部国際政策課)

◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集(消費・安全局農産安全管理課)

◇平成16年度食料品消費モニター第3回定期調査結果の概要―米の消費及び購入動向等について―(総合食料局食糧部計画課、消費・安全局消費・安全政策課)

◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇「都市漁村交流を考えるシンポジウム」の開催について(水産庁漁港漁場整備部防災漁村課)

◇日ソ地先沖合漁業協定に基づく我が国漁船の出漁遅延問題について(水産庁資源管理部国際課)

10日(火)◇新たな視点からの政策提言シリーズの開講―新たな客員研究員を迎えて―(農林水産政策研究所霞が関分室)

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年12月第4週・平成18年1月第1週(12月26日～1月6日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇生鮮野菜及び生鮮魚介小売価格の調査結果 平成18年1月第1週(1月4日～1月6日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局野菜課、水産庁漁政部加工流通課)

◇「米国及びカナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察結果についての説明会」の開催及び出席者の募集について(消費・安全局消費者情報官、厚生労働省)

◇平成17年度飼料問題懇談会(第2回)の開催について(生産局畜産部畜産振興課)

◇平成17年度第4回農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会の開催について(農村振興局整備部設計課、農地整備課経営体育成基盤整備推進室、防災課災害対策室、企画部事業計画課)

- ◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について（農林水産技術会議事務局技術安全課）
- ◇林政審議会施策部会の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部企画課）
- ◇日中漁業共同委員会準備会合の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇第1回大型クラゲ対策全国協議会の開催について（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）
- 11日(木)◇セイヨウオオマルハナバチの特定外来生物への指定等に係る意見の募集（パブリックコメント）のお知らせについて（大臣官房環境政策課）
- ◇リスク管理検討会（第2回）の開催について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇リスク管理検討会における、案件に応じて参加するメンバーの候補者リストの公表について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針（案）」についての意見・情報の募集について（農村振興局企画部事業計画課）
- ◇ミナミマグロの資源状況について（水産庁資源管理部国際課）
- 12日(木)◇平成17年度米加工品需要開発技術推進発表会の開催について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇「植物検疫に関する意見交換会」の開催及び出席者の募集について（消費・安全局消費者情報官）
- ◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会（第3回）」の開催について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）
- ◇日ソ地先沖合漁業協定に基づく我が国漁船の許可証発給について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（1月12日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）
- 13日(金)◇農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇「食」と「農」の連携強化検討会報告書の公表について（総合食料局流通課、食品産業企画課、食品産業振興課）
- ◇平成17年度中央食品表示ウォッチャー食品表示状況モニタリング報告について（消費・安全局表示・規格課、社団法人日本農林規格協会）
- ◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇『地域活性化支援ナビゲーション』の開設について（農村振興局企画部農村政策課、財団法人農村地域工業導入促進センター）
- ◇第3回「田園自然再生シンポジウム」の開催について（農村振興局企画部資源課）
- ◇林政審議会の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部林政課）
- ◇第7回日中漁業共同委員会について（水産庁資源管理部国際課）
- 16日(月)◇平成17年度下期のとうもろこしの関税割当公表（第2次）について（大臣官房国際部貿易関税課）
- ◇米の1人1か月当たり消費量（平成17年11月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年1月第2週（1月11日～1月13日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇生鮮野菜及び生鮮魚介小売価格の調査結果 平成18年1月第2週（1月10日～1月13日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局野菜課、水産庁漁政部加工流通課）
- ◇平成17年度全国食料品消費モニター懇談会の開催について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇茨城県のH5亜型のA型インフルエンザウイルス抗体陽性農場におけるおとり鶏の検査結果について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成17年10月・11月度の蚕糸業需給・価格動向（生産局特産振興課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会経営分科会の開催について（経営局保険課）
- ◇「農業農村整備事業を契機とした担い手の育成に関する意見交換会」の開催について（農村振興局整備部設計課）
- ◇指定試験事業研究課題の委託先の応募に

ついて（農林水産技術会議事務局地域研究課）

◇水産庁漁業調査船開洋丸による冬季さけ・ます幼魚調査の実施について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

◇第1回「海外漁業協力に関する検討会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

17日(火)◇国際穀物理事会(IGC)の次期事務局長に北原 JICA 理事が選出される（大臣官房国際部国際経済課）

◇「地域団体商標審査基準説明会」の開催について（総合食料局食品産業企画課）

◇平成17年産米の検査結果(速報値)（平成17年12月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇平成17年産麦の検査結果(速報値)（平成17年12月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第3回食品リサイクル小委員会資料一覧（総合食料局食品産業企画課）

◇「消費者ニーズ対応花き生産・小売等連携強化促進のための交流大会（花き生販連携促進交流大会）」～第2回大会の参加者を募集～（生産局果樹花き課花き対策室）

◇平成17年度農林水産省男女共同参画推進本部「農村女性との意見交換会」の開催について（経営局普及・女性課女性・高齢者対策推進室）

◇第4回 疏水百選選定委員会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）

18日(水)◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会とりまとめ」についての意見・情報の募集について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第20条第2項に基づく公表について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）

◇株式会社中田物産を販売者とするハーブティーの不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇平成17年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の新規採択課題の決定について（農林水産技術会議事務局地域研究課）

◇水産政策審議会（第8回）の開催及び傍聴について（水産庁漁政部企画課）

19日(木)◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会（第3回）」で提出された追加資料について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）

◇平成17年度ユビキタス食の安全・安心システム開発事業の実証試験の実施について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇「平成17年度ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」成果報告会の開催について（消費・安全局消費・安全政策課、(社)農協流通研究所）

◇米国における日本向けの牛肉認定施設の査察について（消費・安全局動物衛生課、厚生労働省）

◇持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について（生産局農産振興課環境保全型農業対策室）

◇雪害・寒害による果樹被害に対する技術指導について（生産局果樹花き課）

◇第4回土地改良制度研究会の開催について（農村振興局企画部土地改良企画課）

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（1月19日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）

20日(金)◇米国から到着したせき柱を含む子牛肉の確認について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室、厚生労働省）

◇農林水産省職員食堂における原産地表示の実施について（総合食料局食品産業振興課外食産業室）

◇平成17年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（平成17年4月～平成17年11月）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇組換え DNA 技術応用飼料の確認申請案件についての意見・情報について（消費・安全局畜産安全管理課）

◇平成17年度ユビキタス食の安全・安心システム開発事業の実証試験の実施について（消費・安全局消費・安全政策課、財団法人食品産業センター）

◇火傷病防疫指針案についての意見・情報



の募集結果について（消費・安全局植物防疫課）

◇食品に関するリスクコミュニケーション（輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会）の開催（鹿児島県鹿児島市）について（消費・安全局消費者情報官、厚生労働省）

◇平成17年度第2回 全国食品残さ飼料化行動会議の開催について（生産局畜産部畜産振興課）

◇平成17年度第2回 全国飼料増産行動会議の開催について（生産局畜産部畜産振興課）

◇平成17年度飼料自給率向上戦略会議（第2回）及び農林水産省飼料自給率向上戦略会議（第2回）の開催について（生産局畜産部畜産振興課）

◇産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業における平成18年度新規課題の募集について（農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課）

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H17.12.1～H17.12.31異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）

◇第2回「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」の開催について（林野庁林政部企画課）

◇日本ののり IQ 制度の WTO パネルに関する日韓協議について（水産庁漁政部加工流通課）

◇平成17年の水産庁による外国漁船取締実績について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

23日(月)◇平成17年12月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）

◇麦製品等の取引価格の推移（平成17年12月分）（総合食料局食糧部計画課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年1月第3週（1月16日～1月20日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇生鮮野菜及び生鮮魚介小売価格の調査結果 平成18年1月第3週（1月16日～1月

20日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局野菜課）

◇「植物検疫に関する意見交換会」の開催及び出席者の募集について（消費・安全局消費者情報官）

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇平成17年度ユビキタス食の安全・安心システム開発事業の実証試験の実施について（消費・安全局消費・安全政策課、(社)海洋水産システム協会）

◇平成17年度全国食料品消費モニター懇談会の結果について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について（消費・安全局動物衛生課）

◇米国産牛肉に関する日米局長級会合の開催について（消費・安全局動物衛生課）

◇第13回「国産大豆協議会」の概要について（生産局農産振興課）

◇「無人ヘリによる松くい虫防除に関する運用基準作成のための検討会（第4回）」の開催について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室）

24日(火)◇第27回「食品の表示に関する共同会議」の開催について（厚生労働省、消費・安全局表示・規格課）

◇若手農林水産研究者表彰 第1回（平成17年度）受賞者決定ならびに表彰式について（農林水産技術会議事務局研究開発企画官、研究調査官）

25日(水)◇新たな視点からの政策提言シリーズの開講—新たな客員研究員を迎えて—（農林水産政策研究所霞が関分室）

◇外来生物法に基づく特定外来生物の飼養等の取扱細目等の改正に係るパブリックコメントの結果について（大臣官房環境政策課）

◇平成17年度第7回 MA 一般輸入米入札結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇株式会社王将フードサービスにおけるラー油の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇農林物資規格調査会部会（風味調味料等）

の開催について（消費・安全局表示・規格課）

◇農林水産植物の区分を変更する種苗法施行規則の一部改正案及び重要な形質を変更する平成10年農林水産省告示第1909号の一部改正案に係る意見・情報の募集について（生産局種苗課）

◇平成17年度バイオマス利活用優良表彰の選賞について（農村振興局企画部農村政策課農村整備総合調整室）

◇水産政策審議会（第8回）の資料について（水産庁漁政部企画課）

26日(木)◇中川農林水産大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）

◇株式会社アドバンテッジホールディングスの産業活力再生特別措置法に基づく経営資源再活用計画の変更認定について（概要）（総合食料局食品産業振興課）

◇総合的病害虫管理（IPM）検討会第2回野菜専門部会の開催について（消費・安全局植物防疫課）

◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会甘味資源部会の開催について（生産局特産振興課）

◇林政審議会の概要について（林野庁林政部企画課森林・林業基本計画検討室、林政課）

◇林政審議会施策部会の概要について（林野庁林政部企画課）

◇第1回木づかい運動感謝状贈呈式の開催について（林野庁林政部木材課）

◇水産政策審議会（第8回）の結果について（水産庁漁政部企画課）

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（1月26日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）

27日(金)◇新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会（第1回）の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部計画課）

◇平成17年度第4回輸入米に係るSBSの結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇農林物資規格調査会部会（有機農産物等）の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局表示・規格課）

◇農林物資規格調査会部会（風味調味料等）の審議の概要について（消費・安全局表示・

規格課）

◇根菜類の表示に関する特別調査について（消費・安全局表示・規格課）

◇組換えDNA技術応用飼料の確認申請案件についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局畜産安全管理課）

◇農業信用基金協会の早期是正措置の導入についての意見・情報の募集について（経営局金融調整課）

◇農業信用保証保険法第59条第3項の要件を定める省令案についての意見・情報の募集について（経営局金融調整課）

◇平成17年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の新規採択課題の決定について（農林水産技術会議事務局地域研究課）

◇第2回「海外漁業協力に関する検討会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

30日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年1月第4週（1月23日～1月27日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇生鮮野菜及び生鮮魚介小売価格の調査結果 平成18年1月第4週（1月23日～1月27日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局野菜課、水産庁漁政部加工流通課）

◇平成17年度ユビキタス食の安全・安心システム開発事業の実証試験の実施について（(株)全国青果卸売市場協会）（消費・安全局消費・安全政策課、(株)全国青果卸売市場協会）

◇「企業の森林整備活動に関する検討会」の開催について（林野庁森林整備部研究・保全課、国有林部業務課）

◇韓国いか釣り漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課）

31日(火)◇2005年の輸出実績（大臣官房国際部貿易関税課）

◇バイオマスタウン構想の公表（第9回）について（大臣官房環境政策課資源循環室）

◇平成16年度食料品消費モニター第3回定期調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課、総合食料局食糧部計画課）

◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成17年12月末まで）（消費・安全局動物衛生課）

◇家畜排せつ物法施行状況調査の結果につ

いて(平成17年12月1日時点)(生産局畜産部畜産企画課畜産環境対策室)

◇研究開発の評価結果について(農林水産技術会議事務局技術政策課)

◇水産物の市況について(平成18年1月及び2月)(水産庁漁政部加工流通課)

## < 法令 >

25日(水)◇農業経営基盤強化措置特別会計法施行令の一部を改正する政令(政令第9号)を公布(同日施行)

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省・環境省令第1号)を公布(平成18年2月1日から施行)

30日(月)◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)を公布(平成18年4月1日施行)

## 2 月

1日(水)◇アメリカ合衆国産ポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の輸入解禁について(消費・安全局植物防疫課)

◇平成16年度食料品消費モニター第4回定期調査結果の概要(消費・安全局消費・安全政策課)

◇株式会社関谷食品における炊き込みごはんの素の不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇第9回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の開催について(消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室)

◇「OIE / BSE コード改正に関する専門家会合」の開催について(厚生労働省、消費・安全局動物衛生課)

◇「食品に関するリスクコミュニケーション(OIEにおけるBSEルールの改正に関する意見交換会(第3回))」の開催及び出席者の募集について(消費・安全局消費者情報官)

◇主要食料品の小売価格の見通し等(消費・安全局消費・安全政策課)

◇「消費者ニーズ対応花き生産・小売等連

携強化促進のための交流大会(花き生販連携促進交流大会)」～第2回大会プログラムのお知らせ～(生産局果樹花き課花き対策室)

◇平成17年度飼料問題懇談会(第2回)の概要について(生産局畜産部畜産振興課)

◇全国地産地消推進フォーラム2006の開催について(生産局総務課生産振興推進室)

◇海岸景観形成ガイドラインを策定しました(農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省)

◇第2回「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」の議事概要について(林野庁林政部企画課)

2日(木)◇農産物の生産における環境保全に関する意識・意向調査結果(大臣官房情報課)

◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会(第4回)」の開催について(総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇大豆及び大豆イソフラボンに関するQ&Aについて(消費・安全局消費・安全政策課)

◇食品安全GAPシンポジウムの開催(消費・安全局農産安全管理課)

◇疏水百選の選定について(農村振興局企画部事業計画課)

◇水産庁漁業調査船照洋丸によるかつお・まぐろ類の生息環境調査の実施について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について(2月2日現在)(水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)

3日(金)◇「私たちのたべものが手元にとどくまで」シンポジウムの開催について(大臣官房地方課)

◇新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会資料一覧(総合食料局食糧部計画課需給調整対策室)

◇「平成17年度優良ふるさと食品中央コンクール」について(財食品産業センター、総合食料局食品産業企画課)

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部計画課)

◇未承認の遺伝子組換えメダカの回収につ



いて（消費・安全局農産安全管理課）

◇「食品に関するリスクコミュニケーション（ポジティブリスト制度導入に伴う生産現場での対応に関する意見交換会）」の開催及び出席者の募集について（消費・安全局消費者情報官）

◇育成者権保護官民合同ミッションの中国及び韓国への派遣について（生産局種苗課）

◇日本ミルクコミュニティ株式会社の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について（概要）（生産局畜産部牛乳乳製品課）

◇平成17年度バイオマス利活用優良表彰農林水産大臣賞表彰式の開催について（農村振興局企画部農村政策課農村整備総合調整室）

◇「森林整備ワークショップ2006」の開催について（林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室）

◇第3回「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」の開催について（林野庁林政部企画課）

◇無人ヘリによる松くい虫防除に関する運用基準作成のための検討会（第4回）の概要（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室）

◇「第3回漁業地域防災対策検討委員会」の開催について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）

◇韓国いか釣り漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇日本・ペルー及び日本・アルゼンチン漁業協議の開催について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室、水産庁資源管理部遠洋課）

◇平成17年度エネルギー使用合理化事業者支援事業三次公募に係る採択結果について（漁業分）（水産庁増殖推進部研究指導課海洋技術室）

6 日(月)◇日・インドネシア経済連携協定の第3回交渉会合について（大臣官房国際部国際調整課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年2月第1週（1月30日～2月3日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇生鮮野菜及び生鮮魚介小売価格の調査結果 平成18年2月第1週（1月30日～2月3日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局野菜課、水産庁漁政部加工流通課）

◇農林水産省本省「消費者の部屋」の平成18年4月～7月特別展示スケジュールについて（消費・安全局消費者情報官）

◇イラクからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会 平成17年度第2回国際小委員会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）

◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について（農林水産技術会議事務局技術安全課）

◇国際熱帯木材協定（ITTA）改定交渉の妥結について（林野庁林政部木材課木材貿易対策室）

◇平成17年度第2回藻場・干潟生産力等改善モデル事業全国会議の開催について（水産庁漁港漁場整備部整備課）

7 日(火)◇平成17年度下期のとうもろこしの関税割当（コーンスターチ用第2次）について（大臣官房国際部貿易関税課）

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第4回食品リサイクル小委員会資料一覧（総合食料局食品産業企画課）

◇無人ヘリコプターによる松くい虫防除の実施に関する運用基準案についての意見・情報の募集について（林野庁森林整備部研究・保全課）

◇第1回「企業の森林整備活動に関する検討会」の概要について（林野庁森林整備部研究・保全課、国有林野部業務課）

8 日(水)◇新たな視点からの政策提言シリーズの開講—新たな客員研究員を迎えて—（農林水産政策研究所霞が関分室）

◇第9回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の概要について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局動物衛生課）

◇第3回オーライ！ニッポン大賞の選賞及び第3回オーライ！ニッポン全国大会の開

催について（農村振興局企画部農村政策課  
都市農業・地域交流室）

◇「美しい農村景観の再発見と未来への継承～美の里づくりシンポジウム」の開催について（農村振興局整備部地域整備課総合整備事業推進室）

- 9日(木)◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会（第5回）」の開催と一般傍聴者の募集について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）
- ◇BSE 患畜(22例目)に関する情報(消費・安全局動物衛生課、消費・安全局畜水産安全管理課)
- ◇ナイジェリアからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（2月9日現在）(水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)

- 10日(金)◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会 資料一覧（総合食料局食糧部計画課、食糧貿易課）
- ◇コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会（第1回）の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇平成17年度第8回MA一般輸入米入札結果の概要(総合食料局食糧部食糧貿易課)
- ◇平成17年度ユビキタス食の安全・安心システム開発事業の実証試験の実施について（T-Engine フォーラム）(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇総合的病虫害管理（IPM）検討会第2回果樹専門部会の開催について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇平成17年度食アメニティ・コンテストの選賞について（農村振興局企画部農村政策課、(財)農村開発企画委員会）
- ◇第5回むらの伝統文化顕彰の選賞結果について（農村振興局企画部農村政策課）
- ◇第1回美の里づくりコンクールの選賞について（農村振興局企画部農村政策課）
- ◇第10回水産政策審議会企画部会、第1回漁業経営・資源管理小委員会及び第1回加工流通消費小委員会の開催について（水産

庁漁政部企画課）

◇漁村リフレッシュ行動計画の中間報告について(水産庁漁港漁場整備部防災漁村課)

◇漁業災害補償法施行令、同施行規則及び告示の一部改正案に関する意見・情報の募集について(水産庁漁政部漁業保険管理官)

- 13日(月)◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第5回食品リサイクル小委員会資料一覧（総合食料局食品産業企画課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年2月第2週（2月6日～2月10日）(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇生鮮野菜及び生鮮魚介小売価格の調査結果 平成18年2月第2週（2月6日～2月10日）(消費・安全局消費・安全政策課、生産局野菜課、水産庁漁政部加工流通課)
- ◇BSE 患畜(22例目)に関する情報(消費・安全局動物衛生課、畜水産安全管理課)
- ◇平成17年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）について（農村振興局整備部地域整備課）
- ◇中山間地域等総合対策検討会（第21回）の開催について（農村振興局整備部地域整備課）
- ◇平成17年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の新規採択課題の決定について(農林水産技術会議事務局地域研究課)
- ◇「平成17年度国際漁業資源評価説明会」の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課）
- ◇「漁業地域防災対策検討委員会」(第3回)議事概要について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
- 14日(火)◇日本・チリ経済連携協定（EPA）第1回交渉について(大臣官房国際部国際調整課)
- ◇日・ベトナム EPA 第1回共同検討会合について（大臣官房国際部国際調整課）
- ◇米の1人1か月当たり消費量（平成17年12月分）(総合食料局食糧部計画課)
- ◇風味調味料の日本農林規格の改正案等についての意見・情報（パブリックコメント）の募集について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会平成17年度第1回畜産部会の開催及び傍聴

について（生産局畜産部畜産企画課）

◇フォーラム「未来につなげよう美しい日本の水土里（みどり）」の開催について～都市から考えるみんなの農業農村～（農村振興局整備部設計課）

◇第3回「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」の議事概要について（林野庁林政部企画課）

◇日本・ペルー漁業協議及び日本・アルゼンチン漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）

◇平成17年度第2回藻場・干潟生産力等改善モデル事業全国会議の議事概要について（水産庁漁港漁場整備部整備課）

◇水産政策審議会特別委員の任命について（水産庁漁政部企画課）

15日(水)◇米の先物取引の試験上場に関する生産調整方針作成者の考え方についての調査について（総合食料局食糧部計画課）

◇平成17年度ユビキタス食の安全・安心システム開発事業の実証試験記者説明会について（T-Engine フォーラム）（消費・安全局消費・安全政策課）

◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇有機農産物の認定生産行程管理者である佐藤農場 佐藤正一に対する認定の取消しに係る聴聞の実施について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム第12回会合の開催について（お知らせ）（農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室）

◇小笠原国有林における保護林の再編・拡充について～小笠原諸島森林生態系保護地域設定委員会を設置～（林野庁国有林野部経営企画課、関東森林管理局）

◇平成17年度林業機械化推進シンポジウム開催のお知らせについて（林野庁森林整備部研究・保全課技術開発推進室）

◇第2回漁港漁場整備にかかる有識者委員会の開催について（水産庁漁港漁場整備部計画課）

◇「水産業協同組合の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計

算に関する省令の一部を改正する省令案」についての意見・情報の募集（水産庁漁政部水産経営課指導室）

16日(木)◇コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会（第1回）資料一覧（総合食料局食糧部計画課）

◇農林物資規格調査会部会の開催について（消費・安全局表示・規格課）

◇米国における対日輸出食肉処理施設の認定リストからの除外について（厚生労働省、消費・安全局動物衛生課）

◇高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査結果について（平成17年10月～12月）（消費・安全局動物衛生課）

◇農業・農村に関する意見交換会「水土里（みどり）の全国カレッジミーティング」の開催について（農村振興局整備部設計課）

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（2月16日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）

17日(金)◇日・ブルネイ EPA 第1回準備会合について（大臣官房国際部国際調整課）

◇平成17年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（平成17年4月～平成17年12月）（総合食料局食料部消費流通課）

◇植物防疫法第9条の消毒命令に対する違反事例について（消費・安全局植物防疫課検疫対策室）

◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇第5回土地改良制度研究会の開催について（農村振興局企画部土地改良企画課）

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H18.1.1～H18.1.31異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）

◇第4回「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」の開催について（林野庁林政部企画課）

◇漁業の省エネルギー関連事業に関する説明会の開催について（水産庁増殖推進部研究指導課海洋技術室）

◇水産政策審議会第23回施策部会の開催について（水産庁漁政部企画課）



- ◇「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」について（水産庁漁港漁村整備部防災漁村課）
- 18日(土)◇都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム第12回会合の概要（農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室）
- ◇内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」（平成17年11月）について（農村振興局企画部農村政策課）
- 20日(月)◇新たな視点からの政策提言シリーズの開講—新たな客員研究員を迎えて—（農林水産政策研究所霞が関分室）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年2月第3週（2月13日～2月17日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇生鮮野菜及び生鮮魚介小売価格の調査結果平成18年2月第3週（2月13日～2月17日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局野菜課、水産庁漁政部加工流通課）
- ◇農林物資規格調査会部会（有機農産物等）の審議の概要について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会 平成17年度第3回企画小委員会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）
- ◇平成17年度第5回農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会の開催について（農村振興局整備部設計課、農地整備課経営体育成基盤整備推進室、防災課災害対策室、企画部事業計画課）
- ◇RSSを使って最新の農林水産研究情報（新着図書・雑誌等）を配信（農林水産技術会議事務局筑波事務所）
- ◇林政審議会施策部会の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部企画課）
- ◇水産政策審議会第24回資源管理分科会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、瀬戸内海漁業調整事務所）
- ◇日韓水産資源協議第1回実務会議の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- 21日(火)◇コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会（第2回）の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇麦製品等の取引価格の推移（平成18年1月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇平成18年1月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇植物防疫法施行規則の一部改正（メキシコ合衆国産トマトの生果実の輸入解禁）についての意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇インド及びエジプトからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇第2回消費者ニーズ対応花き生産・小売等連携強化促進のための交流大会の結果概要について（生産局果樹花き課花き対策室）
- ◇「農業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）の一部改正案」の意見・情報の募集について（経営局金融調整課）
- ◇第7回地域水産加工技術セミナーの開催について—世界のお魚が集い、伝統と未来が共生するみなとまち「那珂湊」—（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）
- 22日(水)◇農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇農林水産省政策評価会農村振興局専門部会及び経営局専門部会の開催及び傍聴について（農村振興局企画部農村政策課、経営局経営政策課）
- ◇国営新愛知川（しんえちがわ）土地改良事業計画決定等取消請求事件に係る上告受理申立て理由書の提出について（農村振興局整備部設計課）
- ◇第4回アサリ資源全国協議会の開催について（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）
- ◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部改正案について（経営局金融調整課、水産庁漁政部水産経営課）
- 23日(木)◇第3回全国米粉食品普及推進会議の開催について（総合食料局消費流通課流通加工対策室）

◇平成16年度食料品消費モニター第4回定期調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇第21回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について（厚生労働省、消費・安全局消費・安全政策課）

◇水産政策審議会企画部会（第10回）の資料について（水産庁漁政部企画課）

◇第3回「海外漁業協力に関する検討会」の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（2月23日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）

◇日韓水産資源協議第1回実務会議の結果について（水産庁資源管理部国際課）

24日(金)◇中川農林水産大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）

◇株式会社万代における生鮮水産物の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇フジ活鰻産業株式会社におけるうなぎ加工品の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇高橋畜産商事株式会社における牛肉への個体識別番号の不適正表示に対する措置について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇フランスからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）

◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会平成17年度第2回畜産部会の開催及び傍聴について（生産局畜産部畜産企画課）

◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会平成17年度第1回畜産部会の概要について（生産局畜産部畜産企画課）

◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会 平成17年度第3回技術小委員会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）

◇第3回農林水産省政策評価会林野庁専門部会の開催及び傍聴のお知らせ（林野庁林政部企画課）

◇「まぐろの需給情報」—平成17年度第4回まぐろ需給協議会予測部会の協議結果—（水産庁漁政部加工流通課）

27日(月)◇農林水産環境政策アドバイザリー会議第3回会合の開催について（大臣官房環境政策課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年2月第4週（2月20日～2月24日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇安全・安心モニター第1回調査結果について（消費・安全局消費者情報官）

◇安全・安心モニター第2回調査結果について（消費・安全局消費者情報官）

◇安全・安心モニター第3回調査結果について（消費・安全局消費者情報官）

◇食品に関するリスクコミュニケーション（輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会）の開催（新潟県新潟市）について（厚生労働省、消費・安全局消費者情報官）

◇地産地消優良事例発表会及び地産地消優良活動表彰について（生産局総務課生産振興推進室）

◇種苗法による品種登録（184回）について（生産局種苗課）

◇種苗法による品種登録（185回）について（生産局種苗課）

◇「21世紀の農林水産技術を展望するシンポジウム」の開催について（農林水産技術会議事務局技術政策課技術情報室）

◇平成18年全国山火事予防運動の実施について（林野庁森林整備部研究・保全課森林保護対策室）

◇水産政策審議会第23回施策部会の結果について（水産庁漁政部企画課）

◇岩手県が「岩手県ヒラメ資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、岩手県）

◇水産政策審議会企画部会第1回加工流通消費小委員会の資料について（水産庁漁政部加工流通課）

28日(火)◇食料・農業・農村政策審議会第17回施策部会の開催及び一般傍聴について（大臣官房情報課情報分析室）

◇市区町村等による「教育ファーム」の取組実態について（農林漁業体験学習の取組（教育ファーム）実態調査結果）（大臣官房統計部生産流通消費統計課）

◇バイオマスタウン構想の公表（第10回）  
について（大臣官房環境政策課資源循環室）  
◇コメ価格センターの取引のあり方等に関  
する検討会（第2回）資料一覧（総合食料  
局食糧部計画課）  
◇有機農産物等の登録認定機関である特定  
非営利活動法人北海道有機認証協会に対す  
る認定に関する業務の停止命令について  
（消費・安全局表示・規格課食品表示・規  
格監視室）  
◇有機農産物の認定生産行程管理者である  
JA 伊賀南部無農薬米生産部会に対する認  
定の取消しに係る聴聞の実施について（消  
費・安全局表示・規格課食品表示・規格監  
視室）  
◇有機農産物の認定生産行程管理者である  
株式会社ビー・アイ・シー野菜工房に対す  
る認定の取消しに係る聴聞の実施について  
（消費・安全局表示・規格課食品表示・規  
格監視室）  
◇有機農産物の認定生産行程管理者である  
JA 八戸広域自然農法部会に対する認定の  
取消しに係る聴聞の実施について（消費・  
安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）  
◇平成17年度（独）農業・生物系特定産業  
技術研究機構生物系特定産業技術研究支援  
センター研究報告会の開催について（生産  
局農産振興課、（独）農業・生物系特定産業  
技術研究機構）  
◇自家増殖に関する検討会（第1回）の開  
催について（生産局種苗課）  
◇「系統金融機関向けの総合的な監督指針」  
の一部改正案についての意見・情報の募集  
（経営局金融調整課）  
◇第14回ふさと山村フォトコンテスト審  
査結果について（農村振興局企画部農村政  
策課）  
◇研究開発の評価結果について（農林水産  
技術会議事務局技術政策課）  
◇ノリ IQ に関する状況について（水産庁  
漁政部加工流通課）  
◇第2回漁港漁場整備にかかる有識者委員  
会の議事概要について（水産庁漁港漁場整  
備部計画課）  
◇「漁協系統信用事業における総合的な監  
督指針」の一部改正案についての意見・情

報の募集（水産庁漁政部水産経営課指導室）  
◇「瀬戸内海機船船びき網漁業につき許可  
をすることができる府県別の船舶の隻数の  
最高限度を定める告示」の一部改正案に関  
する意見・情報の募集結果について（水産  
庁資源管理部沿岸沖合課）  
◇水産物の市況について（平成18年2月及  
び3月）—東京都中央卸売市場における平  
成18年2月（1月21日～2月20日集計）の市  
況と、平成18年3月の市況見通し（前月と  
の比較）—（水産庁漁政部加工流通課）

### < 法令 >

- 2月1日(木)◇一般職の職員の給与に関する法律等の一  
部を改正する法律の一部の施行に伴う関係  
政令の整備に関する政令（政令第14号）を  
公布（平成18年4月1日施行）  
◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省  
令（農林水産省令第1号）を公布（同日施  
行）  
◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省  
令の一部を改正する省令（農林水産省令第  
2号）を公布（同日施行。ただし、次号の  
規定は、当該各号に定める日から施行。＜以  
下、略＞）  
3日(金)◇地方財政法施行令の一部を改正する政令  
（政令第19号）を公布（平成18年4月1日  
施行）  
16日(木)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化  
に関する法律に基づく登録付機関等を登  
録する省令の一部を改正する省令（農林水  
産省令第3号）を公布（同日施行）

## 3 月

- 1日(木)◇地方農政局長会議の開催について（大臣  
官房地方課）  
◇資源保全施策に関する政策提案会の開催  
について（大臣官房地方課）  
◇主要食料品の小売価格の見通し等（消  
費・安全局消費・安全政策課）  
◇高病原性鳥インフルエンザモニタリング  
検査結果について（平成17年10月～平成18  
年1月）（消費・安全局動物衛生課）  
◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの  
結果について（平成18年1月末まで）（消  
費・安全局動物衛生課）



- ◇アゼルバイジャン及びニジェールからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇融雪等に伴う農作物等の被害防止技術対策に係る留意事項について（生産局農産振興課）
- ◇第4回「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」の議事概要について（林野庁林政部企画課）
- ◇国連森林フォーラム第6回会合（UNFF 6）の結果概要について（林野庁森林整備部計画課海外林業協力室）
- ◇水産政策審議会第24回資源管理分科会の結果について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇水産政策審議会企画部会第1回漁業経営・資源管理小委員会の資料について（水産庁漁政部企画課）
- ◇第12回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催結果について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、瀬戸内海漁業調整事務所）
- 2日(木)◇平成17年度病害虫発生予報第9号（消費・安全局植物防疫課）
- ◇「第6回森林の仕事を語るシンポジウム」の開催について（林野庁森林整備部研究・保全課、豊かな森林づくりのためのレディースネットワーク・21）
- ◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（3月2日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター）
- 3日(金)◇米国農務省の「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」の日本語訳（仮訳）の公表について（厚生労働省、消費・安全局動物衛生課）
- ◇平成17年度第9回MA一般輸入米入札結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇平成18生糸年度における取引指導繭価等の設定について（生産局特産振興課）
- ◇第5回農地・農業用水等の資源保全施策検討会の開催について（農村振興局企画部事業計画課）
- ◇「第4回漁業地域防災対策検討委員会」の開催について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
- ◇冷凍水産物需給情報（平成18年3月）—平成17年度第4回冷凍水産物需給情報検討会の協議結果—（水産庁漁政部加工流通課）

- ◇第2回加工流通消費小委員会、第11回水産政策審議会企画部会及び第2回漁業経営・資源管理小委員会の開催について（水産庁漁政部企画課）
- 6日(月)◇「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」に関する米政府への照会について（厚生労働省、消費・安全局動物衛生課）
- ◇農林水産省政策評価基本計画等の策定に対する意見・情報の募集について（大臣官房企画評価課）
- ◇コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会（第3回）の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年3月第1週（2月27日～3月3日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜産安全課）
- ◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について（農林水産技術会議事務局技術安全課）
- ◇第2回「企業の森林整備活動に関する検討会」の開催について（林野庁森林整備部研究・保全課、林野庁国有林野部業務課）
- ◇日本海・九州西広域漁業調整委員会及び各部会の開催について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室）
- 7日(火)◇第4回食料自給率向上協議会の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇平成17年度農林水産情報交流ネットワーク事業全国アンケート調査 国産の強みを活かした農業生産の展開等に関する意識・意向調査結果（大臣官房情報課）
- ◇「品質評価基準の見直しに関する検討会（第1回）」の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇第28回「食品の表示に関する共同会議」の開催について（厚生労働省、消費・安全局表示・規格課）
- ◇平成17砂糖年度下半期甘味に関する協議会の開催について（生産局特産振興課）
- ◇林政審議会施策部会の概要について（林野庁林政部企画課）

- ◇森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム第5回会合開催について（林野庁林政部企画課）
- ◇水産政策審議会第8回漁港漁場整備分科会の開催について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
- ◇日本海・九州西広域漁業調整委員会九州西部会及び日本海西部会の開催結果について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、九州漁業調整事務所、境港漁業調整事務所）
- 8日(水)◇農林物資規格調査会部会（生産情報公表養殖魚）の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇農林物資規格調査会部会（パン粉等）の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇中部クノール食品株式会社が製造し、味の素株式会社が販売する乾燥スープの不正格付等に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇エスピー食品株式会社を販売者とする包装米飯の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見・情報の募集（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集結果について（生産局農産振興課環境保全型農業対策室）
- ◇「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針の改正案」に対する意見・情報の募集結果について（農林水産技術会議事務局技術安全課）
- ◇第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針の一部改正について（農林水産技術会議事務局技術安全課）
- ◇森林・林業の再生に関するプロジェクトチーム第5回会合の概要（林野庁林政部企画課）
- ◇日本海・九州西広域漁業調整委員会及び日本海北部会の開催結果について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、新潟漁業調整事務所、境港漁業調整事務所、九州漁業調整事務所）
- 9日(木)◇中川農林水産大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）
- ◇資源保全施策に関する政策提案会の概要について（大臣官房地方課）
- ◇農林物資規格調査会総会の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局動物衛生課）
- ◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇アルバニアからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇種苗法による品種登録（186回）について（生産局種苗課）
- ◇「第1回漁業保険事業に関する検討会（仮称）」及び「第1回漁業共済検討ワーキンググループ（仮称）」の開催について（水産庁漁政部漁業保険管理官）
- 10日(金)◇第4回健康で快適な給食施設等表彰について（総合食料局食品産業振興課外食産業室）
- ◇未承認の遺伝子組換えメダカの販売等について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇有機農産物の認定生産行程管理者である佐藤農場 佐藤正一に対する認定の取消し処分について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇有機農産物の認定生産行程管理者であるJA 八戸広域自然農法部会に対する認定の取消しに係る聴聞の中止について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇有機農産物の認定生産行程管理者であるJA 伊賀南部無農薬米生産部会に対する認定の取消しに係る聴聞の中止について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇有機農産物の認定生産行程管理者である株式会社ピー・アイ・シー野菜工房に対す

る認定の取消しに係る聴聞の中止について  
(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇国産農産物の鉛、ヒ素及び水銀の含有実態調査の中間とりまとめ結果について(消費・安全局農産安全管理課)

◇カナダにおける日本向けの牛肉認定施設の査察について(厚生労働省、消費・安全局動物衛生課)

◇リスク管理検討会(第3回)の開催について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会平成17年度第2回畜産部会の概要について(生産局畜産部畜産企画課、牛乳乳製品課、食肉鶏卵課)

◇平成18年度畜産物価格関連対策の概要(生産局畜産部畜産企画課)

◇平成17年度農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会「経営体育成基盤整備事業」及び「災害復旧事業」の報告書について(農村振興局整備部設計課、農地整備課経営体育成基盤整備推進室、防災課災害対策室、企画部事業計画課)

◇第4回「森の“聞き書き甲子園”」フォーラム(林野庁森林整備部研究・保全課森林保全推進室、文部科学省)

◇水産政策審議会第8回漁港漁場整備分科会の結果について(水産庁漁港漁場整備部計画課)

◇日ロ漁業合同委員会第22回会議の開催について(水産庁資源管理部国際課)

◇「遊漁施策等に関する研究会(第5回)」の開催について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)

13日(月)◇平成18年度又は平成18年度上期の関税割当公表について(大臣官房国際部貿易関税課)

◇日メキシコ経済連携協定に基づく平成18年度の関税割当公表について(大臣官房国際部貿易関税課)

◇品質評価基準の見直しに関する検討会(第1回)の資料について(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年3月第2週(3月6日～3月10日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉

鶏卵課)

◇食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会第7回農業農村整備部会の開催について(農村振興局企画部事業計画課)

◇平成17年度農林水産省農作物新品種命名登録(第4回)について(農林水産技術会議事務局地域研究課)

◇第5回「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」の開催について(林野庁林政部企画課)

◇「漁業地域防災対策検討委員会」(第4回)議事概要について(水産庁漁港漁場整備部防災漁村課)

◇水産政策審議会企画部会第2回加工流通消費小委員会の資料について(水産庁漁政部加工流通課)

◇平成17年度第2回農林水産省政策評価会水産庁専門部会の開催について(水産庁漁政部漁政課)

◇沖縄周辺海域での台湾漁船の拿捕(だほ)について(水産庁管理課指導監督室)

14日(火)◇第3回コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会 資料一覧(総合食料局食糧部計画課)

◇米の1人1か月当たり消費量(平成18年1月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇マイナー作物に係る農薬取締法上の経過措置の取扱いについて(消費・安全局農産安全管理課農薬対策室)

◇獣医師法第8条第2項の規定に基づく獣医師の処分について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇カメルーン及びミャンマーからの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)

◇平成17年12月・18年1月度の蚕糸業需給・価格動向(生産局特産振興課)

◇野生鳥獣(イノシシ、シカ、サル)による被害防止マニュアルの作成、配布について(生産局農産振興課技術対策室)

◇林政審議会の開催及び一般傍聴について(林野庁林政部林政課)

◇第4回「海外漁業協力に関する検討会」の開催について(水産庁資源管理部国際課)

◇第11回水産政策審議会企画部会の資料について(水産庁漁政部企画課)



15日(水)◇第1回豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関する検討会の開催について(総合食料局食品産業振興課)

◇農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会(第7回)の開催について(消費・安全局農産安全管理課農薬対策室)

◇牛海綿状脳症(BSE)の確定診断の結果について(消費・安全局動物衛生課)

◇農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について(経営局協同組織課)

◇「農業農村整備事業における景観配慮の手引き(案)」についての意見・情報の募集について(農村振興局企画部事業計画課)

◇農林水産研究開発レポート No.15「イネで牛を育てる—飼料イネによる国産牛生産—」の発行について(農林水産技術会議事務局技術政策課技術情報室)

◇「会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う水産業協同組合法施行規則等の一部改正案」についての意見・情報の募集(水産庁漁政部水産経営課指導室)

16日(木)◇農業生産法人以外の法人の農業参入の状況について(平成18年3月1日現在)(経営局構造改善課)

◇オランダからの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)

◇バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ第8回会合の開催について(大臣官房環境政策課資源循環室)

◇第57回獣医師国家試験の結果について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇大型クラゲ出現状況等集計速報について(3月16日現在)(水産庁増殖推進部研究指導課、独立行政法人水産総合研究センター)

17日(金)◇第7回食料・農業・農村政策審議会統計部会の開催のお知らせ(大臣官房統計部統計企画課)

◇平成17年度外国産麦類検査実績の産地(型)銘柄別、検査項目別平均値(平成17年4月～平成18年1月)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会(第4回)の開催及び傍聴につ

いて(総合食料局食糧部計画課)

◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集(消費・安全局農産安全管理課)

◇カナダにおける日本向け牛肉認定施設の認定リストからの除外について(厚生労働省、消費・安全局動物衛生課)

◇米国農務省の「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」の添付資料の日本語訳(仮訳)の公表について(厚生労働省、消費・安全局動物衛生課)

◇厚生労働省の第21回牛海綿状脳症(BSE)の検査に係る専門家会議の結果について(消費・安全局動物衛生課)

◇「農業信用保証保険法第59条第3項の要件を定める省令案について」に対する意見募集の実施結果について(経営局金融調整課)

◇「農業信用基金協会の早期是正措置の導入について」に対する意見募集の実施結果について(経営局金融調整課)

◇「土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備(畑)」の改定(案)」についての意見・情報の募集結果について(農村振興局企画部資源課)

◇「第1回漁業保険事業に関する検討委員会」の結果概要について(水産庁漁政部漁業保険官)

20日(月)◇米国の「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」に関する照会事項に対する米国からの回答の日本語訳(仮訳)の公表について(厚生労働省、消費・安全局動物衛生課)

◇米国の「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」に関する照会事項に対する米国からの回答について(厚生労働省、消費・安全局動物衛生課)

◇カナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察について(結果報告)(厚生労働省、消費・安全局動物衛生課)

◇BSE患者(24例目)に関する情報(消費・安全局動物衛生課)

◇第21回コーデックス連絡協議会の概要(厚生労働省、消費・安全局消費・安全政策課)

- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年3月第3週（3月13日～3月17日）（消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇アフガニスタンからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇イスラエルからの家きん肉等の輸入一時停止措置について（消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室）
- ◇食料自給率レポートについて（総合食料局食料企画課）
- ◇新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会（第2回）の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇種苗法による品種登録（187回）について（生産局種苗課）
- ◇平成17砂糖糖年度4月～6月期における砂糖及び異性化糖の需給見通し（生産局特産振興課）
- ◇第6回土地改良制度研究会の開催について（農村振興局企画部土地改良企画課）
- ◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正案についてのパブリックコメントの実施について（水産庁資源管理部遠洋課）
- ◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正に係る告示の改正、廃止及び制定について（水産庁資源管理部遠洋課）
- 22日(木)◇第4回食料自給率向上協議会の資料について（大臣官房企画評価課）
- ◇農林水産省における業務・システムの最適化計画の決定について（統計部統計企画課システム管理室、生産流通消費統計課消費統計室、消費・安全局動物衛生課、大臣官房情報課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会第14回総合食料分科会の開催及び傍聴の募集について（総合食料局食料企画課）
- ◇平成18年2月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇麦製品等の取引価格の推移（平成18年2月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇農林水産研究開発レポート No.16「魚と貝のバイオテクノロジー―安全で信頼でき

る魚と貝を目指して―」の発行について（農林水産技術会議事務局技術政策課技術情報室）

- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H18.2.1～H18.2.28異動情報提供分）（農林水産技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）
- ◇太平洋広域漁業調整委員会及び各部会の開催について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室）
- ◇水産政策審議会第24回施策部会の開催について（水産庁漁政部企画課）
- ◇愛媛県が「愛媛県伊予灘マコガレイ資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、愛媛県）
- ◇第3回漁港漁場整備にかかる有識者委員会の開催について（水産庁漁港漁場整備部計画課）
- ◇神奈川県が「神奈川県三浦半島地区アワビ資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、神奈川県）
- ◇有明海・八代海再生特措法に基づく促進協議会幹事会について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

- 23日(木)◇第4回コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会 資料一覧（総合食料局食糧部計画課）
- ◇農林物資規格調査会総会の開催について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇組換えDNA技術応用飼料の確認申請案件についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局畜産安全管理課）
- ◇第5回「森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会」の議事概要について（林野庁林政部企画課）

- 24日(金)◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局畜産安全管理課）
- ◇動物用医薬品等取締規則の一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・

安全局畜水産安全管理課)

◇「動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案」についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇株式会社ニイチクにおける牛肉への個体識別番号の不適正表示に対する措置について(消費・安全局畜水産安全管理課)

◇米国産牛肉輸入問題に関する日米専門家会合の開催について(厚生労働省、消費・安全局動物衛生課)

◇中国産加熱処理肉の違反事例の摘発について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)

◇農林物資規格調査会部会(生産情報公表養殖魚)の開催について(消費・安全局表示・規格課)

◇種苗法による品種登録(188回)について(生産局種苗課)

◇農林水産省と環境省の連携による「田んぼの生きもの調査2005」の結果について(農村振興局企画部地域計画官)

◇日ロ漁業合同委員会第22回会議の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇平成17年度第3回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁海況予報(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)

27日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成18年3月第4週(3月20日～3月24日)(消費・安全局消費・安全政策課、生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇農林物資規格調査会総会の審議の概要について(消費・安全局表示・規格課)

◇ヨルダンからの家きん肉等の輸入一時停止措置について(消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室)

◇林政審議会の概要について(林野庁林政部企画課、森林・林業基本計画検討室、林政課)

◇水産政策審議会企画部会第2回漁業経営・資源管理小委員会の資料について(水産庁企画課)

◇平成17年度第2回東シナ海長期漁海況予報(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター)

◇第6回太平洋広域漁業調整委員会の開催結果について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室)

28日(火)◇食料・農業・農村政策審議会(第13回)の開催及び一般傍聴について(大臣官房情報課情報分析室)

◇第2回新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会資料一覧(総合食料局食糧部計画課)

◇食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)及び遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(平成12年農林水産省告示第517号)の一部改正案に対する意見・情報の募集(厚生労働省、消費・安全局表示・規格課)

◇第22回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について(厚生労働省、消費・安全局消費・安全政策課)

◇農林物資規格調査会部会(パン粉等)の開催について(消費・安全局表示・規格課)

◇地域再生計画の第3回認定について(農村振興局企画部農村政策課、林野庁森林整備部整備課、水産庁漁港漁場整備部計画課)

◇遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定める公示案についてのパブリックコメントの実施について(水産庁資源管理部遠洋課)

◇山口県が「山口県瀬戸内海アサリ資源回復計画」を作成(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、瀬戸内海漁業調整事務所、山口県)

◇太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会及び太平洋北部会の開催結果について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、仙台漁業調整事務所)

29日(水)◇中川農林水産大臣の国内出張について(生産局畜産部畜産振興課、(独)家畜改良センター)

◇総合評価の結果について(大臣官房企画評価課)

◇平成18年産水稻10a当たり平年収量について(大臣官房統計部生産流通消費統計課)



- ◇農林水産省政策評価基本計画、平成18年度農林水産省政策評価実施計画及び政策評価に関する平成18年度実施方針の策定について（大臣官房企画評価課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会第14回総合食料分科会 資料一覧（総合食料局流通課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会 資料一覧（総合食料局食糧部計画課）
- ◇「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の公表について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇動物用医薬品等取締規則の一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇「動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案」についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇BSE 患畜(24例目)に関する情報(消費・安全局動物衛生課、畜水産安全管理課)
- ◇第6回土地改良制度研究会等の資料について（農村振興局企画部土地改良企画課）
- ◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正に係る告示の改正、廃止及び制定についての意見・情報の募集結果について（水産庁資源管理部遠洋課）
- ◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集結果について（水産庁資源管理部遠洋課）
- 30日(木)◇「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会（第6回）」の開催と一般傍聴者の募集について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）
- ◇東京穀物商品取引所の定款の変更の認可に係る意見の聴取について（総合食料局商品取引監理官）
- ◇関西商品取引所の定款の変更の認可に係る意見の聴取について（総合食料局商品取引監理官）
- ◇農林物資規格調査会部会（パン粉等）の審議の概要について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇BSE 患畜(23例目)に関する情報(消費・安全局動物衛生課、消費・安全局畜水産安全管理課)

- ◇光洋ミートにおける牛肉への個体識別番号の不適正表示に対する措置について（消費・安全局畜水産安全管理課）
- ◇高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査結果について（平成17年10月～平成18年2月）（消費・安全局動物衛生課）
- ◇品種保護対策課の設置及び育成者権の保護・活用対策の強化について（生産局種苗課）
- ◇農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録・紹介の取組みについて（生産局農産振興課技術対策室）
- ◇平成18年度山村力（やまぢから）誘発モデル事業の公募について（林野庁森林整備部計画課森林総合利用・山村振興室）
- ◇林業用手持機械の振動・騒音測定値について（林野庁森林整備部研究・保全課技術開発推進室）
- ◇「平成17年木材（用材）需給実績見込み」と「平成18年木材（用材）需給見通し」について（林野庁林政部木材課）
- ◇「主要木材の短期需給見通し（平成18年第2四半期及び平成18年第3四半期）」について（林野庁林政部木材課）
- ◇滋賀県が「琵琶湖セタシジミ資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、滋賀県）
- ◇大型クラゲ出現状況等集計速報について（3月30日現在）（水産庁増殖推進部研究指導課）
- 31日(金)◇農林水産省が管理する建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について（フォローアップ）（大臣官房環境政策課、大臣官房経理課）
- ◇石綿が使用されているオープン等に関する調査について（大臣官房環境政策課、総合食料局流通課、食品産業振興課、食糧部消費流通課）
- ◇農林水産省関係施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査について（フォローアップ）（大臣官房環境政策課）
- ◇バイオマス・ニッポン総合戦略について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇バイオマスタウン構想の公表（第11回）について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇農林水産省の平成16年度省庁別財務書類

の公表について（大臣官房経理課）

◇「海外食料需給レポート2005」の公表について（総合食料局食料企画課）

◇平成18年度における米麦の輸入業者の資格審査結果について（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇平成18年度全国家畜衛生主任者会議の開催及び傍聴について（消費・安全局動物衛生課）

◇株式会社木村屋總本店における和生菓子の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇株式会社いかりスーパーマーケットにおけるマグロの不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇第5回「総合的病虫害管理（IPM）検討会」の開催及び傍聴について（消費・安全局植物防疫課）

◇「養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン」の公表について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇「海苔のトレーサビリティシステム導入の手引き」の公表について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局畜水産安全管理課）

◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成18年2月末まで）（消費・安全局動物衛生課）

◇型式検査の主要な実施方法及び基準の変更について（生産局農産振興課）

◇平成15年の農作業死亡事故は398件（生産局農産振興課）

◇第8回（2006年）「日本水大賞」各賞の決定について（農村振興局企画部地域計画官）

◇污水处理施設連携整備事業の認定について（農村振興局整備部地域整備課）

◇平成17年度事業評価（農業農村整備事業等補助事業）の結果について（農村振興局企画部事業計画課、土地改良企画課、整備部農地整備課、水利整備課）

◇平成18年度（第2回）若手農林水産研究者表彰のご案内について（農林水産技術会

議事務局研究開発企画官、研究調査官、(社)農林水産技術情報協会）

◇平成18年度（第7回）民間部門農林水産研究開発功績者表彰事業のご案内について（(社)農林水産技術情報協会、農林水産技術会議事務局研究開発企画官、研究調査官）

◇研究開発の評価結果について（農林水産技術会議事務局技術政策課、研究開発企画官）

◇独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の発足について（農林水産技術会議事務局総務課）

◇「応募型による技術開発」の取組について（林野庁国有林野部業務課）

◇平成17年度林野公共事業の事業評価の結果について（林野庁国有林野部業務課、森林整備部整備課、治山課、計画課）

◇平成17年度事業評価（水産基盤整備事業等）の結果について（水産庁漁港漁場整備部計画課）

◇水産関係公共事業の平成18年度予算の概要について（水産庁漁港漁場整備部計画課、防災漁村課）

◇漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の告示案についてのパブリックコメントの実施について（水産庁資源管理部遠洋課）

◇日・パプアニューギニア漁業協議の開催について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）

◇水産政策審議会第24回施策部会の結果について（水産庁漁政部企画課）

◇「平成17年度国際漁業資源の現況」の公表について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

◇水産物の市況について（平成18年3月及び4月）（水産庁漁政部加工流通課）

◇第3回加工流通消費小委員会、第3回漁業経営・資源管理小委員会及び第12回水産政策審議会企画部会の開催について（水産庁漁政部企画課）

#### <法令>

3月1日(木)◇育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令（農林水産省令第4号）を公布（同日施行）

- ◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第5号）を公布（同日施行。ただし、次号の規定は、当該各号に掲げる日から施行。＜以下、略＞）
- ◇農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第6号）を公布（同日施行）
- 8日(水)◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第7号）を公布（同日施行）
- 9日(木)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第8号）を公布（平成18年3月16日施行）
- ◇農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第9号）を公布（平成18年4月1日施行）
- 10日(金)◇平成12年から平成16年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第31号）を公布（同日施行）
- ◇平成十七年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第35号）を公布（同日施行）
- 13日(月)◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第10号）を公布（平成18年3月16日施行）
- ◇金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（平成18年4月1日施行）
- 16日(木)◇持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第11号）を公布（同日施行）
- ◇水産業協同組合の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第12号）を公布（平成18年4月1日施行）
- ◇エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第44号）を公布（平成18年4月1日施行）
- ◇資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第45号）を公布（平成18年7月1日施行）
- 20日(月)◇承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第13号）を公布（平成18年3月20日施行。ただし、別表第4かじき等流し網漁業の項第1号2(9)の改正規定は、平成18年3月31日から施行）
- 22日(水)◇農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第14号）を公布（平成18年4月1日施行）
- 23日(木)◇農産物検査印紙の売さばきに関する省令を廃止する省令（農林水産省令第15号）を公布（農産物検査法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（平成18年3月31日）から施行）
- ◇肥料取締法施行令の一部を改正する政令（政令第51号）を公布（平成18年4月1日から施行）
- ◇家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令（政令第52号）を公布（平成18年3月31日から施行）
- ◇漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第53号）を公布（平成18年4月1日から施行）
- ◇特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第61号）を公布
- 24日(金)◇農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省令第16号）を公布（平成18年4月1日施行）
- 27日(月)◇金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）を公布（平成18年4月1日から施行）
- ◇自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部



を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省第1号）を公布（平成18年4月1日から施行）

28日(火)◇漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第17号）を公布（同日施行）

◇独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（平成18年4月1日施行）  
◇漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第18号）を公布（平成18年4月1日施行）

29日(水)◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第74号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第81号）を公布（平成18年3月29日施行）

◇銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第82号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第19号）を公布（平成18年4月1日施行）

30日(木)◇農業信用保証保険法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第1号）を公布（平成18年4月1日施行。同日に開始する事業年度から適用）

◇農業信用保証保険法第59条第3項の要件を定める省令（財務省令・農林水産省令第1号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令等の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）を公布（平成18年9

月30日施行。ただし、附則第2条第3項及び第3条第3項の規定は、公布の日から施行。＜以下、略＞）

◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第20号）を公布（同日施行）

◇独立行政法人緑資源機構が行う独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第1号に規定する林道の開設又は改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省令第21号）を公布（平成18年9月30日施行。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行）

◇公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第1号）を公布。（平成18年9月30日施行。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行）

31日(金)◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第22号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇豪雪地帯対策特別措置法施行令第2条第2項の額の算定に関する省令（総務省・農林水産省・国土交通省令第1号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇土地改良法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第23号）を公布（平成18年4月1日から施行。ただし、第2条の規定は、平成18年10月1日施行）

◇エネルギーの使用の合理化に関する法律第25条第6項の規定による立入検査証の様式を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省令第24号）を公布（エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行日（平成18年4月1日）から施行）

◇農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第25号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇漁船特殊規程の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第2号）を公布（平成18年7月1日から施行。ただし、附則第3条の規定は、公布日から施行）

◇国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（法律第9号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇国有林野事業特別会計法施行令の一部を改正する政令（政令第123号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令（政令第137号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令（政令第139号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第2号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇漁業協同組合等の信用事業に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第3号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第4号）を公布（平成18年4月1日施行。ただし、第49条第5号ニの改正規定及び第50条第3号ハの改正規定は、平成19年3月31日以後に終了する事業年度に係る農林中央金庫法第81条第1項又は第2項に規定する書類から適用）

◇農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第5号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇農林水産省定員規則の一部を改正する省令（農林水産省令第26号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第27号）を公布（銀

行法等の一部を改正する法律の施行日から施行。ただし、第171条第1項第1号ホ(4)の改正規定、第172条第2号ハ(3)の改正規定及び第173条の次に1条を加える改正規定は、平成19年3月31日以後に終了する事業年度に係る農業協同組合法第54条の3第1項又は第2項に規定する書類(次条において「説明書類」という)から適用。<以下、略>)

◇動物用医薬品等手数料規則の一部を改正する省令（農林水産省令第28号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇漁業登録令施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第29号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律（法律第16号）を公布（同日施行。ただし、別表第1の改正規定は、平成18年4月1日施行）

◇関税定率法等の一部を改正する法律（法律第17号）を公布（平成18年4月1日から施行。ただし、次号の規定は、当該各号に定める日から施行。<以下、略>）

◇国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律（法律第18号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（法律第26号）を公布（平成18年4月1日施行。ただし、附則第9条第2項及び第3項、第17条第2項並びに第23条の規定は、公布の日から施行。<以下、略>）

◇独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（法律第28号）を公布（平成18年4月1日施行。ただし、附則第9条第2項及び第3項並びに第15条の規定は、公布の日から施行。<以下、略>）

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第150号）を公布（平成18年4月1日施行）

◇国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第151号）を公布（平成18

年 4 月 1 日施行)

◇独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第165号）を公布（整備法の施行日（平成18年 4 月 1 日）から施行。ただし、第25条及び第30条並びに附則第3条の規定は、公布日から施行）

◇独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第167号）を公布（平成18年 4 月 1 日施行。ただし、第28条、第29条及び次項の規定は、公布日から施行。＜以下、略＞）

◇独立行政法人情報通信研究機構が行う独立行政法人情報通信研究機構法第13条第 2 項第 1 号に規定する業務に係る業務運営に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・国土交通省令第 1 号）を公布（独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行日（平成18年 4 月 1 日）から施行）

◇独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の業務運営に関する省令及び独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の民間研究促進業務及び基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務省・農林水産省令第 2 号）を公布（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行日（平成18年 4 月 1 日）から施行）

◇独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（農林水産省令第30号）を公布。

（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行日（平成18年 4 月 1 日）から施行）

◇独立行政法人土木研究所の業務運営に関する省令（農林水産省・国土交通省令第 3 号）を公布（平成18年 4 月 1 日施行）



# 農林水産省幹部職員名簿

(＊氏名は全て常用漢字等を使用しています)

| 職 名                       | 平成17年4月1日現在 | 平成18年3月31日現在            |
|---------------------------|-------------|-------------------------|
| 農 林 水 産 大 臣               | 島 村 宜 伸     | 中 川 昭 一 ( 17.10.31 ～)   |
| 農 林 水 産 副 大 臣             | 岩 永 峯 一     | 宮 腰 光 寛 ( 17. 9.22 ～)   |
| 農 林 水 産 副 大 臣             | 常 田 享 詳     | 三 浦 一 水 ( 17.11. 2 ～)   |
| 農 林 水 産 大 臣 政 務 官         | 大 口 善 徳     | 金 子 恭 之 ( 17.11. 2 ～)   |
| 農 林 水 産 大 臣 政 務 官         | 加 治 屋 義 人   | 小 斉 平 敏 文 ( 17.11. 2 ～) |
| 農 林 水 産 事 務 次 官           | 石 原 葵       | 石 原 葵 ( 16. 1.13 ～)     |
| 農 林 水 産 審 議 官             | 木 下 寛 之     | 木 下 寛 之 ( 15. 7. 4 ～)   |
| 農 林 水 産 大 臣 秘 書 官         | 福 留 靖 浩     | 山 口 文 生 ( 17.10.31 ～)   |
| 農 林 水 産 大 臣 秘 書 官 事 務 取 扱 | 大 角 亨       | 森 健 ( 17.10.31 ～)       |

## ○ 大 臣 官 房

|                           |           |                                   |                         |
|---------------------------|-----------|-----------------------------------|-------------------------|
| 官 房 長                     | 小 林 芳 雄   | 官 房 長                             | 白 須 敏 朗 ( 17. 7.19 ～)   |
| 総 括 審 議 官                 | 井 出 道 雄   | 総 括 審 議 官                         | 高 橋 博 ( 18. 1. 6 ～)     |
| 総 括 審 議 官 ( 国 際 )         | 伊 藤 健 一   | 総 括 審 議 官 ( 国 際 )                 | 佐 藤 正 典 ( 17.11.18 ～)   |
| 技 術 総 括 審 議 官             | 坂 野 雅 敏   | 技 術 総 括 審 議 官                     | 染 英 昭 ( 17. 7.19 ～)     |
| 政 策 評 価 審 議 官 ( 兼 経 営 局 ) | 佐 藤 正 典   | 政 策 評 価 審 議 官 ( 兼 生 産 局 兼 経 営 局 ) | 本 川 一 善 ( 18. 1. 6 ～)   |
| 審 議 官 ( 国 際 )             | 吉 村 馨     | 審 議 官 ( 国 際 )                     | 増 田 敏 明 ( 17. 7.19 ～)   |
| 審 議 官 ( 兼 総 合 食 料 局 )     | 佐 久 間 隆   | 審 議 官 ( 国 際 )                     | 山 下 正 行 ( 17.12. 1 ～)   |
| 審 議 官 ( 兼 消 費 ・ 安 全 局 )   | 高 橋 直 人   | 審 議 官 ( 兼 総 合 食 料 局 )             | 佐 久 間 隆 ( 17. 1.11 ～)   |
| 審 議 官 ( 兼 生 産 局 )         | 皆 川 芳 嗣   | 審 議 官 ( 兼 消 費 ・ 安 全 局 )           | 高 橋 直 人 ( 16. 7. 2 ～)   |
| 審 議 官 ( 環 境 兼 生 産 局 )     | 染 英 昭     | 審 議 官 ( 環 境 兼 生 産 局 )             | 吉 田 岳 志 ( 17. 7.19 ～)   |
| 審 議 官 ( 兼 経 営 局 )         | 宮 坂 亘     | 審 議 官 ( 兼 経 営 局 )                 | 宮 坂 亘 ( 16. 7. 2 ～)     |
| 参 事 官 ( 環 境 ・ 国 際 )       | 増 田 敏 明   | 参 事 官 ( 環 境 ・ 国 際 )               | 原 口 和 夫 ( 17. 7.19 ～)   |
| 参 事 官 ( 兼 消 費 ・ 安 全 局 )   | 伊 地 知 俊 一 | 参 事 官 ( 兼 消 費 ・ 安 全 局 )           | 伊 地 知 俊 一 ( 16. 7. 2 ～) |
| 政 策 報 道 官                 | 長 清       | 政 策 報 道 官                         | 長 清 ( 16. 7. 2 ～)       |
| 総 務 課 長                   | 石 島 一 郎   | 総 務 課 長                           | 佐 藤 憲 雄 ( 17. 8.15 ～)   |
| 報 道 室 長                   | 神 山 修     | 報 道 室 長                           | 神 山 修 ( 17. 4. 1 ～)     |
| 企 画 評 価 課 長               | 今 井 敏     | 企 画 評 価 課 長                       | 今 井 敏 ( 16. 7. 2 ～)     |
| 政 策 調 整 室 長               | 佐 々 木 康 雄 | 政 策 調 整 室 長                       | 橋 本 政 樹 ( 17. 7.19 ～)   |
| 秘 書 課 長                   | 奥 原 正 明   | 秘 書 課 長                           | 奥 原 正 明 ( 16. 5.11 ～)   |
| 文 書 課 長                   | 中 尾 昭 弘   | 文 書 課 長                           | 佐 藤 一 雄 ( 18. 1. 6 ～)   |
| 予 算 課 長                   | 木 川 一 善   | 予 算 課 長                           | 針 原 寿 朗 ( 18. 1. 6 ～)   |
| 経 理 課 長                   | 小 林 裕 幸   | 経 理 課 長                           | 小 林 裕 幸 ( 16. 7. 2 ～)   |
| 会 計 監 査 室 長               | 引 田 周 一   | 会 計 監 査 室 長                       | 引 田 周 一 ( 17. 4. 1 ～)   |
| 厚 生 課 長                   | 古 山 大 助   | 厚 生 課 長                           | 古 山 大 助 ( 17. 1.11 ～)   |
| 地 方 課 長                   | 佐 藤 和 彦   | 地 方 課 長                           | 小 山 信 温 ( 17. 7.19 ～)   |
| 情 報 課 長                   | 涌 野 佐 斗 司 | 情 報 課 長                           | 齊 藤 昭 ( 17. 7.19 ～)     |
| 情 報 分 析 室 長               | 西 岡 篤 彦   | 情 報 分 析 室 長                       | 西 岡 篤 彦 ( 15. 7. 1 ～)   |
| 図 書 資 料 室 長               | 鶴 見 和 良   | 図 書 資 料 室 長                       | 鶴 見 和 良 ( 17. 4. 1 ～)   |
| 環 境 政 策 課 長               | 塚 本 和 男   | 環 境 政 策 課 長                       | 藤 本 潔 ( 17. 7.19 ～)     |
| 資 源 循 環 室 長               | 藤 本 潔     | 資 源 循 環 室 長                       | 新 井 毅 ( 17. 7.19 ～)     |
| 参 事 官                     | 櫻 庭 英 悦   | 参 事 官                             | 佐 々 木 康 雄 ( 17. 7.19 ～) |

参事官  
参事官  
参事官  
国際部長  
国際政策課長  
対外政策調整室長  
国際経済課長  
国際貿易機関室長  
国際調整課長  
地域調整室長  
貿易関税課長  
輸出促進室長  
国際協力課長  
海外技術協力室長  
参事官(国際)  
協同組合検査部長  
調整課長  
検査課長

## ○ 統計部

部長  
管理課長  
統計企画課長  
システム管理室長  
経営・構造統計課長  
センサス統計室長  
生産流通消費統計課長  
消費統計室長

小風 茂  
平岩 裕規  
都倉 祥夫  
内藤 邦男  
紺野 邦昭  
野津 山喜晴  
榎本 雅仁  
大杉 武博  
豊田 育郎  
大浦 久宜  
酒匂 宗二  
和泉 真理  
後藤 健  
石場 裕  
玉井 哲也  
朝比奈 清  
宮原 章人  
湊原 明

参事官  
参事官  
参事官  
国際部長  
国際政策課長  
対外政策調整室長  
国際経済課長  
国際貿易機関室長  
国際調整課長  
地域調整室長  
貿易関税課長  
輸出促進室長  
国際協力課長  
海外技術協力室長  
協同組合検査部長  
調整課長  
検査課長

小風 茂 (16.4.26 ~)  
平岩 裕規 (17.4.1 ~)  
都倉 祥夫 (17.4.1 ~)  
吉村 馨 (17.7.19 ~)  
大内 秀彦 (18.1.6 ~)  
野津 山喜晴 (17.4.1 ~)  
榎本 雅仁 (16.7.1 ~)  
大杉 武博 (16.1.13 ~)  
三浦 進 (17.7.19 ~)  
大浦 久宜 (16.7.2 ~)  
酒匂 宗二 (16.7.2 ~)  
和泉 真理 (16.9.6 ~)  
井上 龍子 (17.10.1 ~)  
石場 裕 (16.7.2 ~)  
湊原 明 (17.7.19 ~)  
宮原 章人 (16.7.2 ~)  
西山 明彦 (17.7.19 ~)

小西 孝蔵  
篠田 幸昌  
河崎 厚大  
中道 進  
岩本 隼人  
北村 公二  
澤田 清  
篠崎 一彦

小西 孝蔵 (16.8.2 ~)  
紺野 邦昭 (18.1.6 ~)  
河崎 厚大 (15.7.1 ~)  
中道 進 (17.4.1 ~)  
相馬 清貴 (17.8.15 ~)  
北村 公二 (17.4.1 ~)  
澤田 清 (17.3.18 ~)  
篠崎 一彦 (16.10.1 ~)

## ○ 総合食料局

局 長  
次 長  
総 務 課 長  
経 理 室 長  
情 報 管 理 室 長  
食 料 企 画 課 長  
流 通 課 長  
卸 売 市 場 室 長  
食 品 産 業 企 画 課 長  
技 術 室 長  
食 品 環 境 対 策 室 長  
食 品 産 業 振 興 課 長  
外 食 産 業 室 長  
商 品 取 引 監 理 官  
食 糧 部 長  
計 画 課 長  
需 給 調 整 対 策 室 長  
消 費 流 通 課 長  
流 通 加 工 対 策 室 長  
食 糧 貿 易 課 長

村 上 秀 徳  
山 田 修 路  
山 下 正 行  
藤 川 満  
安 部 一 幸  
林 徹  
齊 藤 昭  
山 下 容 弘  
曾 根 則 人  
北 村 義 明  
山 本 景 一  
成 田 喜 一  
石 井 俊 道  
田 辺 義 貴  
高 橋 博  
高 橋 洋  
古 井 巧  
島 田 純  
松 尾 元  
太 田 豊 彦

岡 島 正 明 ( 18. 1. 6 ～ )  
内 藤 邦 男 ( 17. 7.19 ～ )  
成 田 喜 一 ( 17.12. 1 ～ )  
藤 川 満 ( 15. 7. 1 ～ )  
宮 本 佳 明 ( 18. 1.13 ～ )  
水 間 史 人 ( 18. 1. 6 ～ )  
今 井 良 伸 ( 17. 7.19 ～ )  
山 下 容 弘 ( 16. 7. 2 ～ )  
枝 元 真 徹 ( 17. 7.19 ～ )  
北 村 義 明 ( 17. 4. 1 ～ )  
西 野 豊 秀 ( 17. 7.19 ～ )  
櫻 庭 英 悦 ( 17. 7.19 ～ )  
石 井 俊 道 ( 16. 7. 2 ～ )  
井 上 明 ( 18. 1. 6 ～ )  
皆 川 芳 嗣 ( 18. 1. 6 ～ )  
高 橋 洋 ( 16. 7. 2 ～ )  
古 井 巧 ( 17. 1.11 ～ )  
島 田 純 ( 16. 7. 2 ～ )  
吉 田 竹 志 ( 18. 1. 6 ～ )  
太 田 豊 彦 ( 17. 1.11 ～ )

## ○ 消費・安全局

局 長  
総 務 課 長  
消 費 ・ 安 全 政 策 課 長  
国 際 室 長  
表 示 ・ 規 格 課 長  
食 品 表 示 ・ 規 格 監 視 室 長  
農 産 安 全 管 理 課 長  
農 薬 対 策 室 長  
衛 生 管 理 課 長  
国 際 衛 生 対 策 室 長  
薬 事 ・ 飼 料 安 全 室 長  
魚 類 安 全 室 長  
植 物 防 疫 課 長  
検 疫 対 策 室 長

中 川 坦  
平 尾 豊 徳  
山 田 友 紀 子  
小 川 良 介  
水 田 正 和  
中 村 啓 一  
嘉 多 山 茂  
横 田 敏 恭  
釘 田 博 文  
池 田 一 樹  
境 政 人  
木 實 谷 浩 史  
福 田 豊 治  
大 村 克 己

畜 水 産 安 全 管 理 課 長  
水 産 安 全 室 長

動 物 衛 生 課 長  
参 事 官 ( 兼 消 費 ・ 安 全 局 )  
国 際 衛 生 対 策 室 長

中 川 坦 ( 15. 7. 1 ～ )  
平 尾 豊 徳 ( 17. 1.11 ～ )  
山 田 友 紀 子 ( 17. 1.11 ～ )  
玉 井 哲 也 ( 18. 2.27 ～ )  
水 田 正 和 ( 16. 7. 2 ～ )  
中 村 啓 一 ( 17. 4. 1 ～ )  
嘉 多 山 茂 ( 17. 4. 1 ～ )  
横 田 敏 恭 ( 15.10. 1 ～ )  
杉 浦 勝 明 ( 17.10. 1 ～ )  
大 石 浩 平 ( 17.10. 1 ～ )

早 川 泰 弘 ( 17. 7.20 ～ )  
大 村 克 己 ( 15.10. 1 ～ )  
釘 田 博 文 ( 17.10. 1 ～ )  
小 川 良 介 ( 18. 2.27 ～ )  
川 島 俊 郎 ( 18. 3. 3 ～ )  
引 地 和 明 ( 17. 7.19 ～ )

消 費 者 情 報 官

姫 田 尚



## ○ 生産局

局 長  
 総務課 長  
 生産政策室  
 生産振興推進室 長  
 農産振興課 長  
 技術対策室 長  
 環境保全型農業対策室 長  
 野菜課 長  
 流通加工対策室 長  
 果樹花き課 長  
 花き対策室 長  
 特産振興課 長  
 種苗課 長  
 審査室 長  
 畜産部 長  
 畜産企画課 長  
 畜産総合推進室 長  
 畜産環境対策室 長  
 畜産振興課 長  
 生産技術室 長  
 需給対策室 長  
 草地整備推進室 長  
 牛乳乳製品課 長  
 食肉鶏卵課 長  
 食肉需給対策室 長  
 競馬監督課 長

白須 敏朗  
 實重 重実  
 塩谷 和正  
 別所 智博  
 小栗 邦夫  
 川本 憲一  
 天野 雅猛  
 竹森 三治  
 鈴木 良典  
 竹原 敏郎  
 吉田 泰彦  
 佐藤 憲雄  
 寺沢 計二  
 永田 明  
 町田 勝弘  
 清家 英貴  
 川合 靖洋  
 大野 高志  
 塩田 忠  
 廣川 治  
 山本 徹弥  
 原田 英男  
 松島 浩道  
 佐藤 一雄  
 強谷 雅彦  
 荒川 隆

西川 孝一 (17.7.19 ~)  
 實重 重実 (17.1.11 ~)  
 塩谷 和正 (16.12.1 ~)  
 別所 智博 (16.1.13 ~)  
 竹森 三治 (17.7.19 ~)  
 川本 憲一 (17.1.11 ~)  
 栗原 眞 (17.10.1 ~)  
 豊田 育郎 (17.7.19 ~)  
 鈴木 良典 (17.4.1 ~)  
 福田 豊治 (17.7.19 ~)  
 吉田 泰彦 (16.7.2 ~)  
 松島 浩道 (17.7.19 ~)  
 寺沢 計二 (16.7.2 ~)  
 永田 明 (15.8.1 ~)  
 町田 勝弘 (17.7.2 ~)  
 清家 英貴 (16.7.2 ~)  
 岡本 直之 (17.7.19 ~)  
 原田 英男 (17.8.1 ~)  
 姫田 尚 (17.7.19 ~)  
 酒井 豊 (17.8.15 ~)  
 山本 徹弥 (16.12.1 ~)  
 大橋 史郎 (17.8.1 ~)  
 志田 孝一 (17.8.1 ~)  
 牧元 幸司 (18.1.6 ~)  
 強谷 雅彦 (17.4.1 ~)  
 荒川 隆 (17.4.1 ~)

## ○ 経営局

局 長  
 総務課 長  
 調整室 長  
 経営政策課 長  
 災害総合対策室 長  
 構造改善課 長  
 経営構造対策室 長  
 農地業務室 長  
 普及課 長  
 女性・就農課 長  
 女性・高齢者対策推進室 長

須賀 口菊仁  
 稲田 光  
 細川 隆徳  
 柄澤 彰  
 藤村 博志  
 今城 健晴  
 袴田 泰三  
 市村 泰一  
 雨宮 宏司  
 吉木 明子  
 牛谷 勝則

普及・女性課 長

参事官(兼経営局)

井出 道雄 (17.9.16 ~)  
 稲田 光 (17.4.1 ~)  
 細川 隆徳 (17.4.1 ~)  
 柄澤 彰 (16.7.2 ~)  
 藤村 博志 (17.4.1 ~)  
 佐藤 速水 (18.1.13 ~)  
 袴田 泰三 (16.4.1 ~)  
 市村 泰一 (16.4.1 ~)  
 吉本 明子 (17.10.1 ~)

牛谷 勝則 (16.9.6 ~)  
 雨宮 宏司 (17.10.1 ~)  
 天羽 隆 (17.7.19 ~)  
 村井 正親 (17.7.19 ~)  
 山口 英彰 (17.1.11 ~)  
 馬場 一洋 (16.4.26 ~)  
 池田 泰雄 (16.4.1 ~)  
 信太 英治 (17.4.1 ~)

協同組織課 長  
 経営・組織対策室 長  
 金融調整課 長  
 保険課 長  
 保険数理室 長  
 保険監理官

今井 良伸  
 天羽 隆  
 山口 英彰  
 馬場 一洋  
 池田 泰雄  
 信太 英治

## ○ 農村振興局

局 長  
次 長  
総 務 課 長

農 村 政 策 課 長  
農村整備総合調整室長  
地 域 振 興 課 長

中山間地域振興室長  
グリーン・ツーリズム推進室長  
計 画 部 長  
上地改良企画課長  
計 画 調 整 室 長  
資 源 課 長  
農村環境保全室長  
事 業 計 画 課 長  
事業総合調整室長

整 備 部 長  
設 計 課 長  
施工企画調整室長  
海外土地改良技術室長  
水 利 整 備 課 長  
農業用水対策室長  
施 設 管 理 室 長  
農 地 整 備 課 長  
経営体育成基盤整備推進室長  
農 村 整 備 課 長  
集落排水・地域資源循環室長  
総合整備事業推進室長

防 災 課 長  
災 害 対 策 室 長

川 村 秀 三 郎  
中 條 康 朗  
森 多 可 志

飯 高 悟  
雑 賀 幸 哉  
大 原 知 夫

水 間 史 人  
下 條 龍 二  
宮 本 敏 久  
井 上 明  
中 野 拓 治  
富 田 友 幸  
春 日 健 二  
角 田 豊  
尾 藤 勇

南 部 明 弘  
齋 藤 晴 美  
齋 藤 政 満  
國 安 法 夫  
岩 村 和 平  
中 安 正 晃  
中 島 久 宣  
國 弘 実  
上 大 田 光 成  
高 嶺 彰  
小 林 祐 一  
植 田 勉

片 桐 正 彦  
尾 崎 明 久

## 企 画 部 長

都市農業・地域交流室長

## 地 域 計 画 官

## 地 域 整 備 課 長

中山間整備事業推進室長

山 田 修 路 ( 18. 1. 6 ～ )  
中 條 康 朗 ( 16. 4. 1 ～ )  
森 多 可 志 ( 16. 7. 2 ～ )  
宮 本 敏 久 ( 17.10. 1 ～ )  
田 辺 義 貴 ( 18. 1. 6 ～ )  
雑 賀 幸 哉 ( 17.10. 1 ～ )

下 條 龍 二 ( 17.10. 1 ～ )

大 原 知 夫 ( 17.10. 1 ～ )

富 田 友 幸 ( 17.10. 1 ～ )  
春 日 健 二 ( 17. 4. 1 ～ )  
角 田 豊 ( 16. 4. 1 ～ )  
尾 藤 勇 ( 16. 7. 2 ～ )  
大 角 亨 ( 17.10. 1 ～ )  
齋 藤 晴 美 ( 17. 7.19 ～ )  
齋 藤 政 満 ( 17. 7.19 ～ )  
下 舞 寿 郎 ( 17. 7.19 ～ )  
大 平 正 三 ( 17. 7.19 ～ )  
岩 村 和 平 ( 17. 4. 1 ～ )  
鈴 木 篤 ( 17.11. 1 ～ )  
中 島 久 宣 ( 17. 4. 1 ～ )  
國 弘 実 ( 17. 4. 1 ～ )  
上 大 田 光 成 ( 17. 4. 1 ～ )  
高 嶺 彰 ( 17.10. 1 ～ )  
小 林 祐 一 ( 17. 4. 1 ～ )  
植 田 勉 ( 16. 7. 2 ～ )  
内 田 幸 雄 ( 18. 1.16 ～ )  
片 桐 正 彦 ( 16. 7. 2 ～ )  
尾 崎 明 久 ( 16. 7. 2 ～ )

## ○ 技術会議

会 務 局 長  
研 究 総 務 官  
研 究 総 務 官  
総 務 課 長  
施 設 室 長  
技 術 政 策 課 長  
技 術 情 報 室 長  
技 術 安 全 課 長  
研 究 開 発 課 長  
先端産業技術研究課長  
民間研究推進室長  
地 域 研 究 課 長  
国 際 研 究 課 長  
首席研究開発企画官  
研究開発企画官  
研究開発企画官(兼大臣官房)  
研究開発企画官  
研究開発企画官  
研究開発企画官

甕 滋  
西 川 孝 一  
宮 崎 正 義  
丸 山 清 明  
飯 田 道 夫  
飯 田 健 雄  
細 田 久  
中 谷 誠  
東 條 功  
大 川 安 信  
牧 元 幸 司  
福 盛 田 共 義  
氣 多 正  
沖 浩 幸  
林 清  
近 藤 秀 樹  
角 谷 徳 道  
栗 原 光 規  
村 上 ゆ り 子  
長 谷 部 亮

研究総務官(兼大臣官房兼消費・安全局)

甕 滋 ( 13. 1. 6 ～ )  
村 上 秀 徳 ( 18. 1. 6 ～ )  
中 尾 昭 弘 ( 18. 1. 6 ～ )  
丸 山 清 明 ( 17. 4. 1 ～ )  
林 徹 ( 17. 7.19 ～ )  
天 野 雅 猛 ( 18. 1.13 ～ )  
細 田 久 ( 17. 4. 1 ～ )  
中 谷 誠 ( 17. 4. 1 ～ )  
東 條 功 ( 17. 4. 1 ～ )  
大 川 安 信 ( 16. 4. 1 ～ )  
高 野 浩 文 ( 18. 1.13 ～ )  
福 盛 田 共 義 ( 16. 4. 1 ～ )  
氣 多 正 ( 17. 4. 1 ～ )  
沖 浩 幸 ( 17. 4. 1 ～ )  
林 清 ( 17. 4. 1 ～ )  
近 藤 秀 樹 ( 17. 4. 1 ～ )  
角 谷 徳 道 ( 15. 7. 1 ～ )  
栗 原 光 規 ( 17. 4. 1 ～ )  
村 上 ゆ り 子 ( 16. 4. 1 ～ )  
長 谷 部 亮 ( 17. 4. 1 ～ )

## ○ 林 野 庁

長 官  
次 長  
林 政 部 長  
林 政 課 長  
企 画 課 長  
経 営 課 長  
林業労働対策室長  
特用林産対策室長  
木 材 課 長  
木材貿易対策室長  
参 事 官  
森 林 整 備 部 長  
計 画 課 長

森林総合利用・山村振興室長  
海外林業協力室長  
施工企画調整室長  
整 備 課 長  
造林間伐対策室長  
治 山 課 長  
山地災害対策室長  
水源地治山対策室長  
森 林 保 全 課 長

森林保護対策室長  
研 究 普 及 課 長  
技術開発推進室長  
国 有 林 野 部 長  
管 理 課 長  
監 査 室 長  
経 営 企 画 課 長  
情 報 管 理 室 長  
業 務 課 長  
国有林野管理室長  
国有林野総合利用推進室長  
職 員 ・ 厚 生 課 長  
福 利 厚 生 室 長

## ○ 森林管理局

北海道森林管理局長  
東北森林管理局長  
関東森林管理局長  
中部森林管理局長  
近畿中国森林管理局長  
四国森林管理局長  
九州森林管理局長

前 田 直 登  
黒 木 幾 雄  
岡 島 正 明  
原 口 和 夫  
岡 田 憲 和  
金 丸 康 夫  
渡 邊 聡  
鈴 木 信 哉  
河 野 元 信  
森 田 一 行  
岩 片 弘 信  
梶 谷 辰 哉  
山 田 壽 夫

新 井 ゆ た か  
永 目 伊 知 郎  
亀 下 英 次 郎  
沼 田 正 俊  
古 久 保 英 嗣  
城 上 裕  
安 樂 勝 彦  
花 岡 千 草  
佐 南 谷 英 龍

佐 古 田 睦 美  
平 野 秀 樹  
黒 川 正 美  
辻 健 治  
青 木 庸 三  
島 津 義 史  
福 田 隆 政  
小 林 忠 秋  
沖 修 司  
平 之 山 俊 作  
河 野 晃  
津 元 頼 光  
山 本 一 美

亀 井 俊 水  
岸 純 夫  
荒 木 喜 一 郎  
関 厚  
船 本 博 昭  
山 根 祥 生  
島 田 泰 助

## 施工企画調整室長

研 究 ・ 保 全 課 長  
技術開発推進室長  
森林保全推進室長

川 村 秀 三 郎 ( 18. 1. 6 ～ )  
辻 健 治 ( 18. 1. 6 ～ )  
石 島 一 郎 ( 17. 9. 16 ～ )  
飯 高 悟 ( 17. 7. 19 ～ )  
岡 田 憲 和 ( 16. 4. 1 ～ )  
金 丸 康 夫 ( 16. 4. 1 ～ )  
渡 邊 聡 ( 17. 4. 1 ～ )  
石 澤 尚 史 ( 18. 1. 13 ～ )  
河 野 元 信 ( 15. 7. 1 ～ )  
森 田 一 行 ( 16. 1. 13 ～ )  
岩 片 弘 信 ( 17. 4. 1 ～ )  
島 田 泰 助 ( 18. 1. 13 ～ )  
沼 田 正 俊 ( 18. 1. 13 ～ )  
大 西 満 信 ( 17. 8. 1 ～ )  
廣 田 明 ( 17. 8. 1 ～ )  
永 目 伊 知 郎 ( 16. 4. 1 ～ )

古 久 保 英 嗣 ( 18. 1. 13 ～ )  
欠 ( ～ )  
城 土 裕 ( 17. 4. 1 ～ )  
安 樂 勝 彦 ( 15. 7. 1 ～ )  
欠 ( ～ )  
笹 岡 達 男 ( 17. 10. 1 ～ )  
黒 川 正 美 ( 17. 4. 1 ～ )  
小 林 忠 秋 ( 17. 10. 1 ～ )  
佐 古 田 睦 美 ( 16. 10. 1 ～ )

梶 谷 辰 哉 ( 18. 1. 13 ～ )  
青 木 庸 三 ( 16. 1. 13 ～ )  
島 津 義 史 ( 17. 4. 1 ～ )  
福 田 隆 政 ( 16. 7. 2 ～ )  
石 井 晴 雄 ( 17. 10. 1 ～ )  
沖 修 司 ( 16. 7. 2 ～ )  
平 之 山 俊 作 ( 17. 4. 1 ～ )  
河 野 晃 ( 17. 4. 1 ～ )  
津 元 頼 光 ( 16. 4. 1 ～ )  
山 本 一 美 ( 16. 4. 1 ～ )

亀 井 俊 水 ( 16. 7. 2 ～ )  
岸 純 夫 ( 17. 4. 1 ～ )  
佐 藤 和 彦 ( 17. 7. 19 ～ )  
小 緑 直 幸 ( 18. 1. 13 ～ )  
船 本 博 昭 ( 16. 7. 2 ～ )  
山 根 祥 生 ( 16. 7. 2 ～ )  
山 田 壽 夫 ( 18. 1. 13 ～ )



## ○ 水 産 庁

長 官  
次 長  
漁 政 部 長  
漁 政 課 長  
船 舶 管 理 室 長  
企 画 課 長  
水 産 経 営 課 長  
指 導 室 長  
加 工 流 通 課 長

漁 業 保 険 課 長  
保 険 業 務 室 長  
参 事 官  
資 源 管 理 部 長  
審 議 官  
管 理 課 長  
資源管理推進室長  
指 導 監 督 室 長  
沿 岸 沖 合 課 長  
遊 漁・海 面 利 用 室 長  
遠 洋 課 長  
国 際 課 長  
海外漁業協力室長  
参 事 官  
増 殖 推 進 部 長  
研 究 指 導 課 長  
海 洋 技 術 室 長  
漁 場 資 源 課 長  
生 態 系 保 全 室 長  
栽 培 養 殖 課 長  
参 事 官  
漁 港 漁 場 整 備 部 長  
計 画 課 長  
整 備 課 長  
防 災 漁 村 課 長  
水産施設災害対策室長  
国 際 顧 問 ( 水 産 )

田 原 文 夫  
中 前 明  
武 本 俊 彦  
五十嵐 太 乙  
寺 島 由 成  
坂 井 眞 樹  
三 浦 正 充  
佐 藤 力 生  
大 内 秀 彦

津 端 英 樹  
中 田 秀 幸  
長 畠 大 四 郎  
竹 谷 廣 之  
末 永 芳 美  
武 田 眞 甲 子  
長 谷 成 人  
淀 江 哲 也  
宮 原 正 典  
鈴 木 眞 太 郎  
山 下 潤  
三 浦 進  
成 子 隆 英  
花 房 克 磨  
井 貫 晴 介  
重 義 行  
松 本 憲 二  
奥 野 勝  
丹 羽 行  
長 尾 彦  
和 田 時 夫  
田 中 潤 兒  
橋 本 牧  
宇 賀 神 義 宣  
影 山 智 将  
大 石 浩 平  
後 藤 暁

水産物貿易対策室長  
漁 業 保 険 管 理 官

小 林 芳 雄 ( 17. 7. 19 ～ )  
中 前 明 ( 17. 4. 1 ～ )  
竹 谷 廣 之 ( 17. 7. 19 ～ )  
塚 本 和 男 ( 17. 7. 19 ～ )  
大 谷 博 美 ( 17. 7. 19 ～ )  
坂 井 眞 樹 ( 17. 1. 11 ～ )  
三 浦 正 充 ( 16. 7. 2 ～ )  
佐 藤 力 生 ( 16. 4. 1 ～ )  
浅 川 京 子 ( 17. 7. 19 ～ )  
香 川 謙 二 ( 17. 10. 1 ～ )  
津 端 英 樹 ( 17. 10. 1 ～ )

長 畠 大 四 郎 ( 17. 4. 1 ～ )  
五十嵐 太 乙 ( 17. 7. 19 ～ )  
末 永 芳 美 ( 17. 4. 1 ～ )  
武 田 眞 甲 子 ( 16. 7. 2 ～ )  
長 谷 成 人 ( 16. 4. 1 ～ )  
森 田 正 博 ( 17. 7. 19 ～ )  
宮 原 正 典 ( 17. 4. 1 ～ )  
中 田 秀 幸 ( 17. 10. 1 ～ )  
山 下 潤 ( 16. 1. 13 ～ )  
佐 南 谷 英 龍 ( 17. 7. 19 ～ )  
成 子 隆 英 ( 16. 4. 1 ～ )  
花 房 克 磨 ( 17. 4. 1 ～ )  
井 貫 晴 介 ( 17. 4. 1 ～ )  
重 義 行 ( 17. 4. 1 ～ )  
松 本 憲 二 ( 16. 4. 1 ～ )  
奥 野 勝 ( 17. 4. 1 ～ )  
丹 羽 行 ( 17. 4. 1 ～ )  
長 尾 彦 ( 16. 1. 13 ～ )  
和 田 時 夫 ( 16. 10. 1 ～ )  
影 山 智 将 ( 17. 7. 19 ～ )  
橋 本 牧 ( 17. 4. 1 ～ )  
宇 賀 神 義 宣 ( 17. 4. 1 ～ )  
小 關 良 二 ( 17. 7. 19 ～ )  
高 古 晋 吾 ( 17. 7. 19 ～ )  
後 藤 暁 ( 14. 9. 16 ～ )

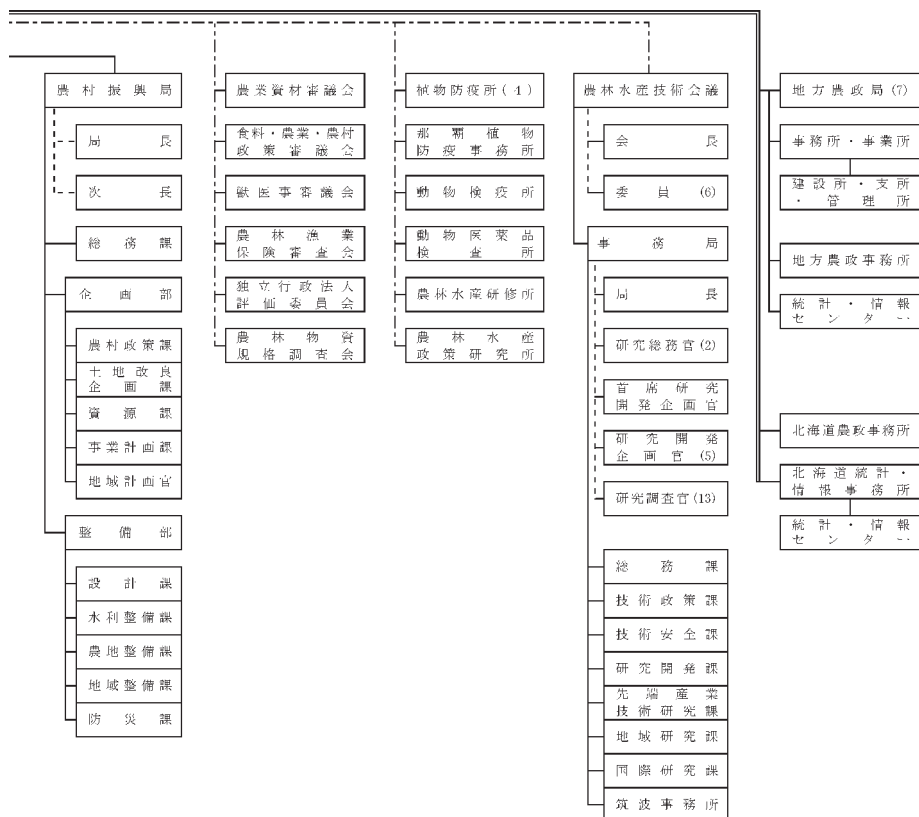
## ○ 地 方 農 政 局

東 北 農 政 局 長  
関 東 農 政 局 長  
北 陸 農 政 局 長  
東 海 農 政 局 長  
近 畿 農 政 局 長  
中国四国農政局長  
九 州 農 政 局 長

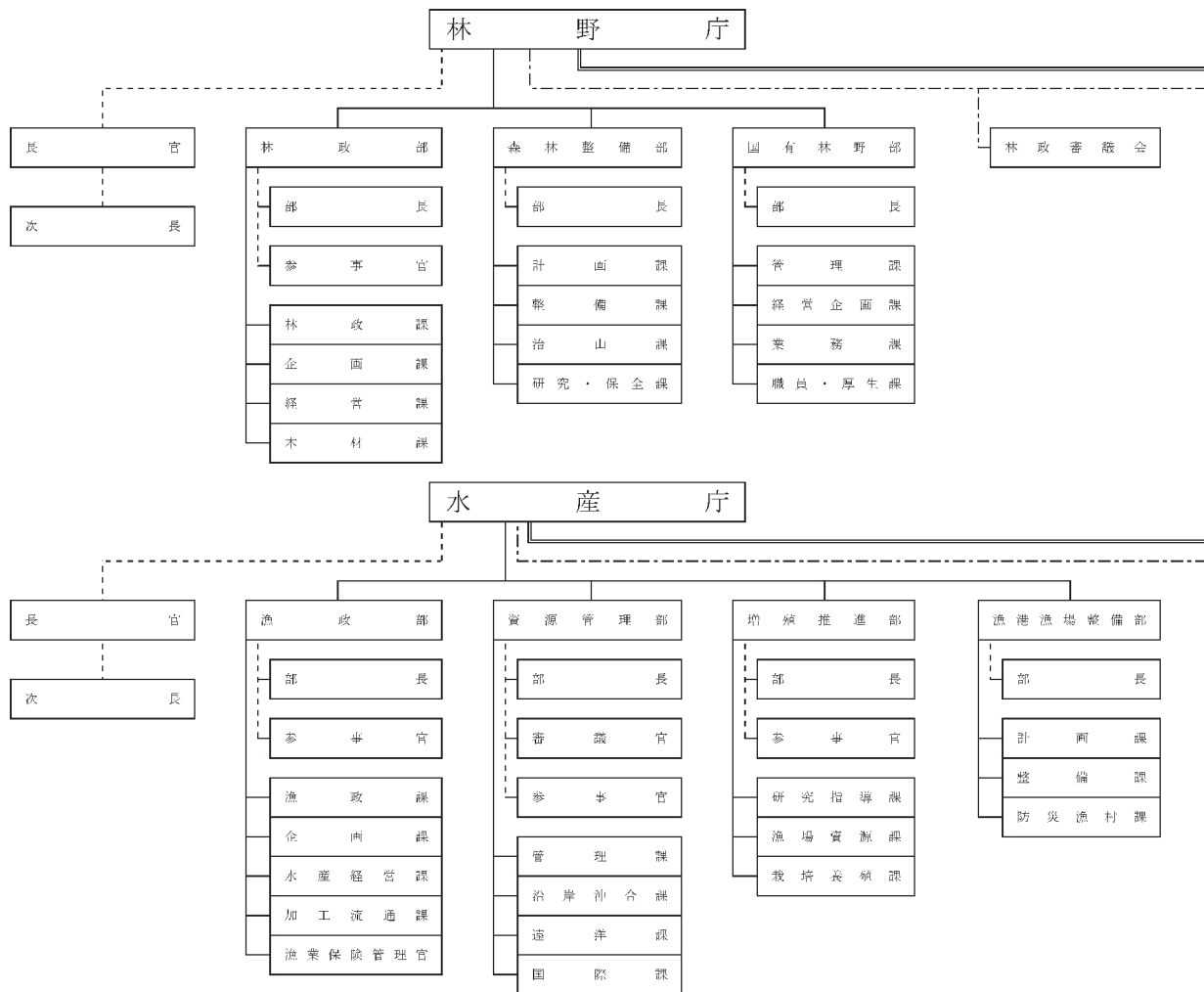
平 野 昭  
松 本 有 幸  
門 田 正 昭  
吉 田 岳 志  
進 藤 眞 理  
鮫 島 信 行  
伊 丹 光 則

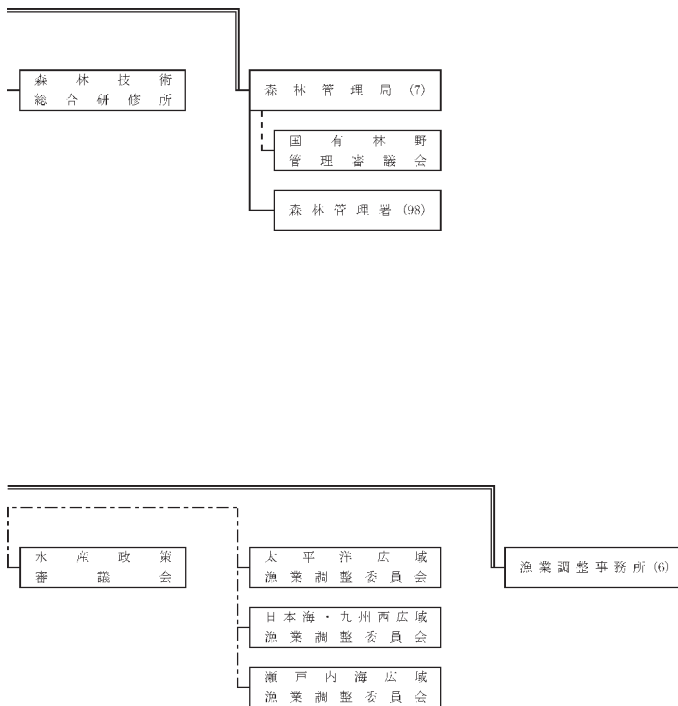
平 野 昭 ( 17. 4. 1 ～ )  
伊 藤 健 一 ( 18. 1. 6 ～ )  
涌 野 佐 斗 司 ( 17. 7. 19 ～ )  
小 栗 邦 夫 ( 17. 7. 19 ～ )  
進 藤 眞 理 ( 17. 4. 1 ～ )  
鮫 島 信 行 ( 17. 4. 1 ～ )  
南 部 明 弘 ( 17. 7. 19 ～ )

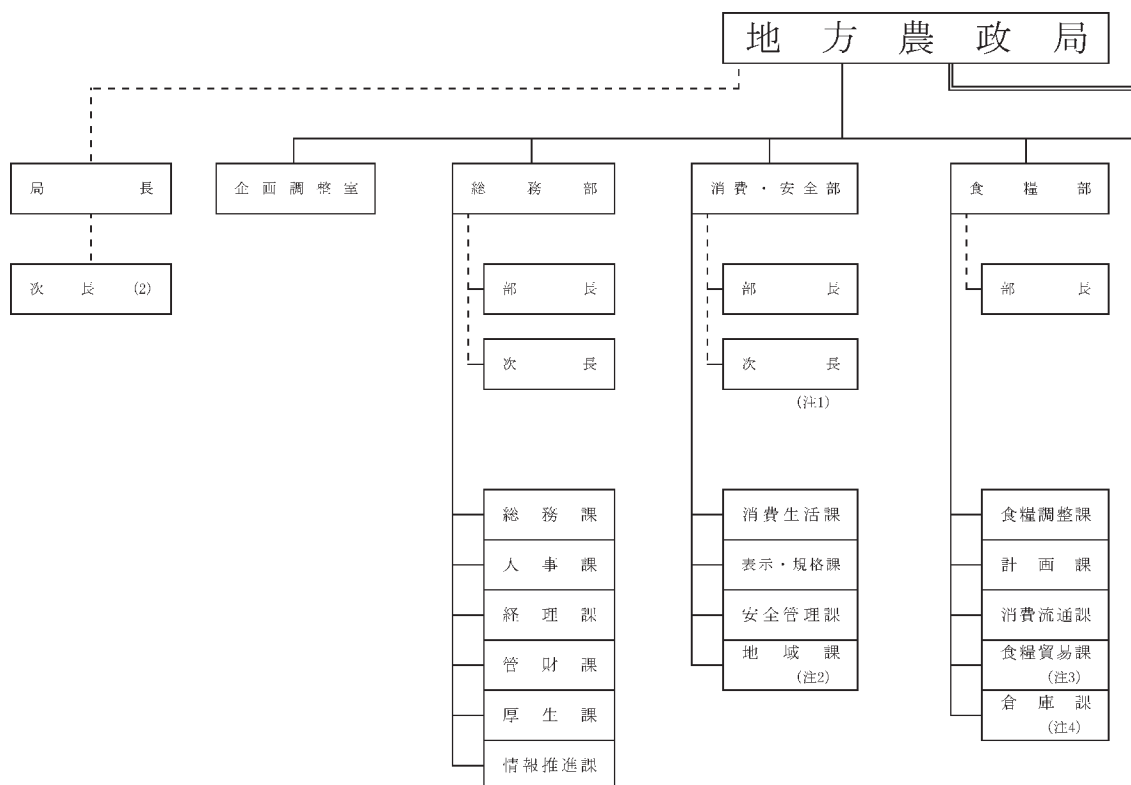




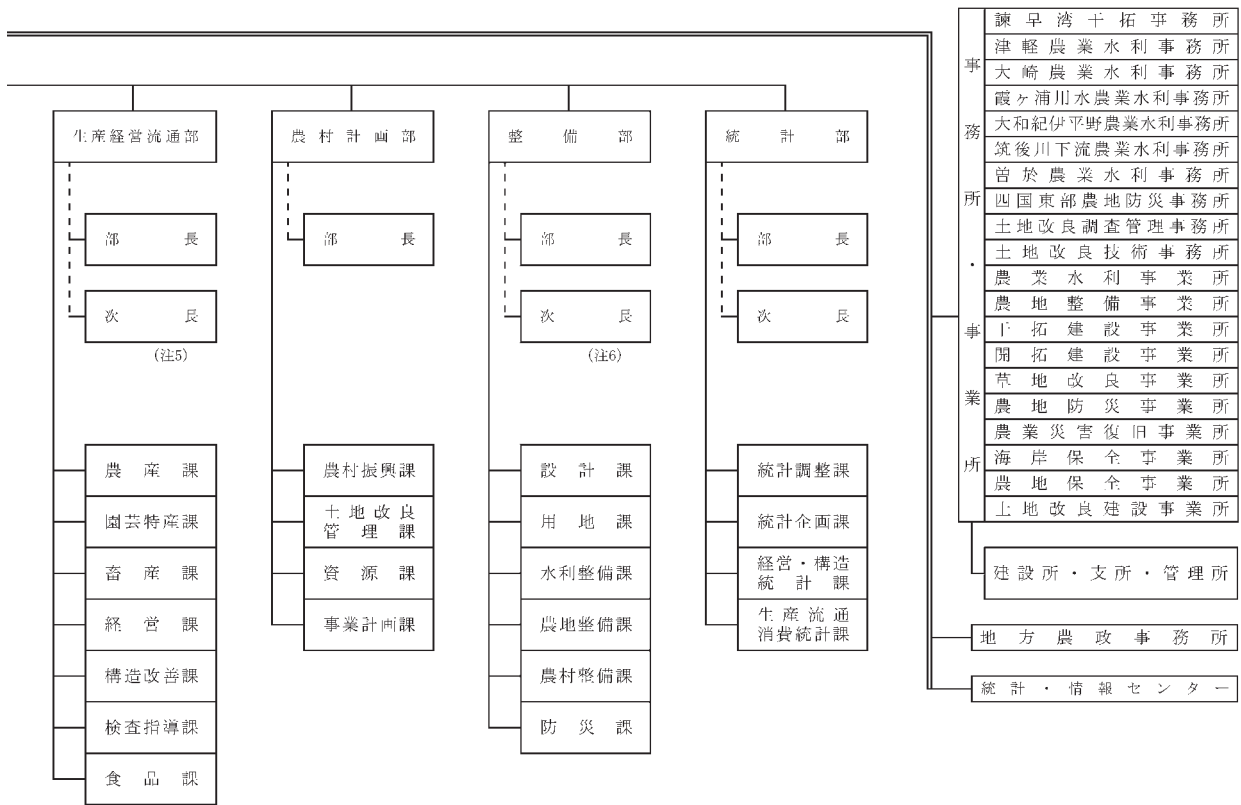








- 注1:消費・安全部次長は3局（関東、近畿、九州）に設置  
 注2:地域課は25箇所（東北4、関東3、北陸3、東海4、近畿3、中国四国4、九州4）  
 注3:食糧貿易課は2局（東北、東海）に設置  
 注4:倉庫課は1局（東海）に設置  
 注5:生産経営流通部次長は5局（東北、関東、近畿、中国四国、九州）に設置  
 注6:整備部次長は九州にあつては2人設置





---

平成 17 年 度

農 林 水 産 省 年 報

平成 19 年 3 月 発 行

編 集      農 林 水 産 省 大 臣 官 房 情 報 課

〒100-8950   東京都千代田区霞が関 1 の 2 の 1

電話   03-3502-8111

---